

岩手県地域防災計画

岩手県防災会議

用語凡例

1 略 語

県本部	岩手県災害対策本部
広域支部	岩手県災害対策本部広域支部
地方支部	岩手県災害対策本部地方支部
市町村本部	市町村災害対策本部
県計画	岩手県地域防災計画
県本部長	岩手県災害対策本部長
市町村本部長	市町村災害対策本部長
防災関係機関	指定行政機関及び指定地方行政機関、県、市町村その他地方公共団体の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関、公共的団体並びに防災上重要な施設の管理者
広域振興局	県広域振興局

2 読 替

災害対策本部が設置されていない場合の第3章の用語の読替え

県本部長	県知事
市町村本部長	市町村長
医療部長	県医療局長
企業部長	県企業局長
教育部長	県教育長
公安部長	県警察本部長
出納部長	県出納局長
東京連絡部長	県東京事務所長
捜査課長	県捜査第一課長
〇〇広域支部長	県〇〇広域振興局長
〇〇地方支部長	県〇〇広域振興局副局長又は県〇〇広域振興局経営企画部長又は県〇〇広域振興局総務部総務センター所長
〇〇班長	県〇〇広域振興局〇〇部長又は県〇〇広域振興局〇〇部〇〇センター所長又は県〇〇広域振興局経営企画部管理主幹又は県県南広域振興局〇〇総務センター入札課長

3 用語の統一上から災害対策基本法、災害救助法、その他法令上知事、教育長、警察本部長又は市町村長の権限とされている事項についても、県本部長、教育部長、公安部長又は市町村本部長として計画している。

目 次

第1章 総則

第1節	計画の目的	1-1-1
第2節	県民の責務	1-1-1
第3節	他の法令に基づく計画との関係	1-1-1
第4節	防災関係機関の責務及び業務の大綱	1-1-2
第5節	県土の概況	1-1-8
第6節	災害の発生状況	1-1-13

第2章 災害予防計画

第1節	防災知識普及計画	1-2-1
第2節	自主防災組織等育成計画	1-2-3
第3節	防災訓練計画	1-2-5
第4節	気象業務整備計画	1-2-7
第4節の2	通信確保計画	1-2-10
第5節	避難対策計画	1-2-12
第6節	災害時要援護者の安全確保計画	1-2-16
第6節の2	食料・生活必需品等の備蓄計画	1-2-19
第7節	孤立化対策計画	1-2-21
第8節	防災施設等整備計画	1-2-23
第9節	建築物等安全確保計画	1-2-25
第10節	交通施設安全確保計画	1-2-29
第11節	ライフライン施設等安全確保計画	1-2-31
第12節	危険物施設等安全確保計画	1-2-36
第13節	水害予防計画	1-2-39
第14節	雪害予防計画	1-2-42
第15節	津波・高潮災害予防計画	1-2-45
第16節	土砂災害予防計画	1-2-47
第17節	火災予防計画	1-2-51
第18節	林野火災予防計画	1-2-55
第19節	農業災害予防計画	1-2-57
第20節	海上災害予防計画	1-2-59
第21節	災害対策基金確保計画	1-2-61
第22節	ボランティア育成計画	1-2-63
第23節	事業継続対策計画	1-2-65

第3章 災害応急対策計画

第1節	活動体制計画	1-3-1
第2節	気象予報・警報等の伝達計画	1-3-14
第3節	通信情報計画	1-3-31
第4節	情報の収集・伝達計画	1-3-37
第5節	広報広聴計画	1-3-56
第6節	交通確保・輸送計画	1-3-63
第7節	公安警備計画	1-3-73
第8節	消防活動計画	1-3-78
第9節	水防活動計画	1-3-83
第10節	県、市町村等応援協力計画	1-3-84
第11節	自衛隊災害派遣要請計画	1-3-93
第12節	ボランティア活動計画	1-3-100
第13節	義援物資、義援金の受付け・配分計画	1-3-104
第14節	災害救助法の適用計画	1-3-106
第15節	避難・救出計画	1-3-110
第16節	医療・保健計画	1-3-119
第17節	食料、生活必需品等供給計画	1-3-130
第18節	削除	1-3-134
第19節	給水計画	1-3-135
第20節	応急仮設住宅の建設等及び応急修理計画	1-3-138
第21節	防疫計画	1-3-143
第22節	廃棄物処理・障害物除去計画	1-3-147
第23節	行方不明者等の捜索及び遺体の処理・埋葬計画	1-3-154
第24節	応急対策要員確保計画	1-3-157
第25節	文教対策計画	1-3-160
第26節	農畜産物応急対策計画	1-3-166
第27節	公共土木施設・鉄道施設等応急対策計画	1-3-170
第28節	ライフライン施設応急対策計画	1-3-176
第29節	危険物施設等応急対策計画	1-3-188
第30節	海上災害応急対策計画	1-3-193
第31節	林野火災応急対策計画	1-3-197
第32節	防災ヘリコプター等活動計画	1-3-204

第4章 災害復旧・復興計画

第1節	公共施設等の災害復旧計画	1-4-1
第2節	生活の安定確保計画	1-4-4
第3節	復興計画の作成	1-4-11

震災対策編	2-1-1
火山災害対策編	3-1-1
資料編	4-1-1
様式	5-1-1

第1章 総 則

第1章 総 則

第1節 計画の目的

この計画は、県土並びに県民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に基づき、県防災会議が作成する計画で、県、市町村、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等の各防災関係機関がそれぞれ全機能を有効に発揮し、相互協力して防災の万全を期するために必要な災害予防、災害応急対策及び災害復旧・復興に関する事項を策定するものである。

第2節 県民の責務

県民は、「みんなで取り組む防災活動促進条例」（平成22年岩手県条例第49号）第4条に規定する県民の責務その他法令又はこの計画若しくは当該市町村の地域防災計画により、防災上の責務とされている事項については、誠実にその任務を果たすほか、自ら災害に備えるための手段を講じるとともに、自発的な防災活動に参加するなど防災に寄与するよう努める。

また、同条例の定めるところにより、将来の災害に適切に対処するため、行政による対策はもとより、自らを災害から守る自助の意識を高めつつ、災害時要援護者等への支援など地域を守る共助の気運を醸成しながら、みんなで防災に取り組むものとする。

[みんなで取り組む防災活動促進条例 資料編5-1]

第3節 他の法令に基づく計画との関係

この計画は、県の地域に係る防災対策として総合的かつ基本的な性格を有するものであって、災害対策基本法第41条各号に掲げる水防計画等は、この計画と矛盾し、又は抵触するものであってはならない。

また、石油コンビナート等災害防止法（昭和50年法律第84号）に定める特別防災区域に係る防災対策については、同法第31条の規定に基づく岩手県石油コンビナート等防災計画による。

第4節 防災関係機関の責務及び業務の大綱

第1 防災関係機関の責務

1 県

県は、市町村を包括する広域の地方公共団体として、地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て、防災に関する計画を作成し、これを実施するとともに、市町村及び指定地方公共機関が処理する防災に関する事務又は業務を支援し、かつ、その総合調整を行う。

2 市町村

市町村は、基礎的な地方公共団体として、地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て、防災に関する計画を作成し、これを実施する。

3 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定行政機関及び他の指定地方行政機関と相互に協力し、防災活動を実施するとともに、県及び市町村の活動が円滑に行われるよう、勧告、指導、助言等を行う。

4 指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務の公共性及び公益性に鑑み、防災に関する計画を作成し、これを実施するとともに、県及び市町村の活動が円滑に行われるよう、その業務に協力する。

5 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、平素から災害予防体制の整備を図り、災害時には災害応急措置を実施するとともに、市町村その他の防災関係機関の防災活動に協力する。

第2 防災関係機関の業務の大綱

1 県、市町村

機 関 名	業 務 の 大 綱
県	(1) 県防災会議、災害対策本部、現地災害対策本部、災害警戒本部の設置、運営に関すること。 (2) 防災に関する施設及び組織の整備に関すること。 (3) 防災訓練の実施に関すること。 (4) 防災知識の普及及び教育に関すること。 (5) 災害に関する情報の発表、収集、伝達及び広報に関すること。

岩手県地域防災計画 第1章 総則

	<ul style="list-style-type: none"> (6) 自衛隊、他の都道府県、関係機関等に対する応援要請に関する事。 (7) 災害応急対策の実施に関する事。 (8) 災害時における犯罪の予防、取締りなど社会の秩序維持に関する事。 (9) 被災施設の復旧、被災地域の復興に関する事。 (10) 市町村その他の防災関係機関の災害対策の総合調整に関する事。
市 町 村	<ul style="list-style-type: none"> (1) 市町村防災会議、災害対策本部、現地災害対策本部、災害警戒本部の設置、運営に関する事。 (2) 防災に関する施設及び組織の整備に関する事。 (3) 防災訓練の実施に関する事。 (4) 防災知識の普及及び教育に関する事。 (5) 災害に関する情報の収集、伝達及び広報に関する事。 (6) 他の市町村、関係機関等に対する応援要請に関する事。 (7) 災害応急対策の実施に関する事。 (8) 被災施設の復旧、被災地域の復興に関する事。

2 指定地方行政機関

機 関 名	業 務 の 大 綱
東北管区警察局	<ul style="list-style-type: none"> (1) 災害状況の把握及び報告連絡等に関する事。 (2) 警察官及び災害関係装備品の受支援調整に関する事。 (3) 防災関係職員の派遣に関する事。 (4) 関係機関との連絡調整に関する事。 (5) 津波警報・注意報の伝達に関する事。
東北財務局	<ul style="list-style-type: none"> (1) 民間金融機関等に対する金融上の措置要請に関する事。 (2) 地方公共団体内の災害対策事業、災害復旧事業等に関する融資に関する事。 (3) 災害発生時における国有財産の無償貸付等に関する事。 (4) 公共土木施設、農林水産施設等の災害査定の上会に関する事。 (5) 東北財務局が講じた施策に関する被災者への情報提供に関する事。
東北厚生局	<ul style="list-style-type: none"> (1) 災害状況の情報収集、通報に関する事。 (2) 関係職員の派遣に関する事。 (3) 関係機関との連絡調整に関する事。
東北農政局	<ul style="list-style-type: none"> (1) 国土保全事業の推進に関する事。 (2) 営農指導方針の樹立及び技術指導に関する事。 (3) 種苗その他営農資材の確保に関する事。 (4) 農地、農業用施設等に係る災害復旧事業の実施及び指導に関する事。 (5) 天災金融の確保に関する事。 (6) 災害時における応急用食料の調達・供給に関する情報収集・連絡に

岩手県地域防災計画 第1章 総則

	関すること。
東北森林管理局	(1) 国有林野の保安林、保安施設等の整備に関すること。 (2) 山火事防止対策に関すること。 (3) 災害復旧用材の供給に関すること。
東北経済産業局	(1) 生活必需品、復旧資材等防災関係物資の安定的供給の確保に関すること。 (2) 被災商工業者に対する支援に関すること。
関東東北産業保安監督部 〔東北支部〕	(1) 電気、都市ガス、高圧ガス、火薬類等の保安対策及び応急復旧対策に関すること。 (2) 鉱山に関する災害の防止に関すること。 (3) 鉱山における災害応急対策に関すること。
東北運輸局	(1) 鉄道、自動車等の安全運行の確保に関すること。 (2) 緊急輸送、代替輸送に対する指導及び支援に関すること。
東京航空局 〔仙台空港事務所〕	(1) 災害時における航空機の出動要請の支援に関すること。
第二管区海上保安本部 〔八戸海上保安部〕 〔釜石海上保安部〕 〔宮古海上保安署〕	(1) 気象予報・警報等の船舶への周知に関すること。 (2) 海難救助、海上警備、治安維持及び海上交通の安全確保に関すること。 (3) 船舶交通の障害の除去及び海洋汚染・海上災害の防止に関すること。 (4) 救援物資、避難者等の海上・航空輸送に関すること。
仙台管区气象台 〔盛岡地方气象台〕	(1) 気象、地象及び水象の観測並びにこれらの成果の収集及び発表に関すること。 (2) 気象、地象及び水象の予報並びに警報・注意報、情報等の防災気象情報の発表及び伝達に関すること。
東北総合通信局	(1) 通信の確保に必要な措置に関すること。 (2) 通信システムの被害状況等の把握に関すること。 (3) 関係業界団体の協力のもと通信機器の供給の確保に関すること。 (4) 非常通信協議会の指導育成に関すること。
岩手労働局	(1) 事業場における労働災害の防止に関すること。 (2) 被災労働者の救済に関すること。 (3) 被災労働者の就労斡旋に関すること。 (4) 復旧・復興工事における労働災害の防止に関すること。
東北地方整備局 〔岩手河川国道事務所〕 〔三陸国道事務所〕 〔北上川ダム統合管理事務所〕 〔釜石港湾事務所〕	(1) 直轄公共土木施設の整備及び災害防止に関すること。 (2) 指定河川の洪水予報・警報の発表及び伝達に関すること。 (3) 水防活動の指導に関すること。 (4) 災害時における通行規制及び緊急輸送道路の確保に関すること。 (5) 直轄公共土木施設の復旧に関すること。 (6) 港湾施設、海岸保全施設等の整備及び災害対策の指導及び協力に関すること。 (7) 港湾施設、海岸保全施設、空港施設等の災害応急対策及び復旧対策

岩手県地域防災計画 第1章 総則

	<p>に関すること。</p> <p>(8) 緊急を要すると認められる場合、申合せに基づく適切な緊急対応の実施に関すること。</p> <p>(9) 災害対策支援に係る調整に関すること。</p>
東北防衛局	(1) 原子力艦の原子力災害に関する通報を受けた場合の関係地方公共団体等への連絡に関すること。

3 自衛隊

機 関 名	業 務 の 大 綱
陸上自衛隊岩手駐屯部隊	(1) 災害派遣要請又は出動命令に基づく応急救援及び応急復旧に関すること。

4 指定公共機関

機 関 名	業 務 の 大 綱
日本銀行盛岡事務所	(1) 災害時における通貨の供給確保に関すること。 (2) 災害時における非常金融措置の指導に関すること。
日本赤十字社岩手県支部	(1) 災害時における医療救護に関すること。 (2) 救援物資の配分に関すること。 (3) 義援金の受付に関すること。 (4) 防災ボランティアの連絡調整等に関すること。
日本放送協会盛岡放送局	(1) 気象予報・警報等の放送に関すること。 (2) 災害状況及び災害対策についての放送に関すること。 (3) 県知事からの要請に基づく災害放送に関すること。
東日本高速道路(株)東北支社	(1) 高速自動車道の整備及び災害防止に関すること。 (2) 災害時における交通規制及び輸送の確保に関すること。 (3) 高速自動車道の復旧に関すること。
電源開発(株)東和電力所	(1) 電力施設の整備及び災害防止に関すること。 (2) 電力施設の災害復旧に関すること。
東日本旅客鉄道(株)盛岡支社 日本貨物鉄道(株)東北支社	(1) 鉄道施設の整備、災害防止及び災害復旧に関すること。 (2) 災害時における鉄道による緊急輸送に関すること。
東日本電信電話(株)岩手支店 エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ(株) (株)エヌ・ティ・ティ・ドコモ KDDI(株)	(1) 電気通信設備の整備及び災害防止に関すること。 (2) 災害時における通信の確保に関すること。 (3) 電気通信設備の復旧に関すること。
日本通運(株)盛岡支店	(1) 災害時における車両による緊急輸送に関すること。
東北電力(株)岩手支店	(1) 電力施設の整備及び災害防止に関すること。 (2) 災害時における電力供給に関すること。 (3) 電力施設の災害復旧に関すること。
盛岡中央郵便局 (郵便事業株式会社)	(1) 災害時における郵便局の業務運営の確保に関すること。 (2) 災害時における郵便局の業務に係る災害特別事務取扱及び援護

岩手県地域防災計画 第1章 総則

	対策に関すること。
独立行政法人国立病院機構 本部北海道東北ブロック事務所	(1) 災害時における独立行政法人国立病院機構の医療、災害医療班の編成、連絡調整並びに派遣の支援に関すること。 (2) 広域災害における独立行政法人国立病院機構からの災害医療班の派遣及び輸送手段の確保の支援に関すること。 (3) 災害時における独立行政法人国立病院機構の被災情報収集及び通報に関すること。 (4) 独立行政法人国立病院機構施設の災害予防計画、災害応急対策計画、災害復旧・復興計画毎の支援に関すること。

5 指定地方公共機関

機 関 名	業 務 の 大 綱
(株)アイビーシー岩手放送 (株)テレビ岩手 (株)岩手めんこいテレビ (株)岩手朝日テレビ (株)エフエム岩手	(1) 気象予報・警報等の放送に関すること。 (2) 災害状況及び災害対策についての放送に関すること。 (3) 県知事からの要請に基づく災害放送に関すること。
(社)岩手県トラック協会 (社)岩手県バス協会 岩手県交通(株) 岩手県北自動車(株)	(1) 災害時における車両による緊急輸送に関すること。
三陸鉄道(株) IGRいわて銀河鉄道(株)	(1) 鉄道施設の整備、災害防止及び災害復旧に関すること。 (2) 災害時における鉄道による緊急輸送に関すること。
胆沢平野土地改良区 鹿妻穴堰土地改良区	(1) 水門、水路、ため池等の施設の整備及び災害防止に関すること。 (2) 水門、水路、ため池等の災害復旧に関すること。
(社)岩手県高圧ガス保安協会 盛岡ガス(株)	(1) ガス施設の整備及び災害防止に関すること。 (2) 災害時におけるガス供給に関すること。 (3) ガス施設の災害復旧に関すること。
(社)岩手県医師会 (社)岩手県歯科医師会	(1) 医療救護に関すること。 (2) 遺体の検視、身元確認及び処理に関する協力に関すること。

6 公共的団体その他防災上重要な施設の管理者

機 関 名	業 務 の 大 綱
社会福祉法人岩手県社会福祉協議会	(1) 災害ボランティアの連絡調整等に関すること。
社会福祉法人岩手県共同募金会	(1) 義援金の募集及び受け付けに関すること。
農業協同組合 森林組合 漁業協同組合等	(1) 共同利用施設の災害応急対策及び災害復旧に関すること。 (2) 農林水産関係に係る県及び市町村が実施する被害調査、応急対策に対する協力に関すること。

岩手県地域防災計画 第1章 総則

	<p>(3) 被災農林漁家に対する融資及び融資のあっせんに関する事。</p> <p>(4) 被災農林漁家に対する種苗その他営農資材の確保のあっせんに関する事。</p>
<p>商工会議所</p> <p>商工会</p>	<p>(1) 災害時における物価安定についての協力に関する事。</p> <p>(2) 生活必需品、復旧資材等防災関係物資の確保についての協力に関する事。</p>
一般病院、診療所	<p>(1) 収容患者に対する災害時の避難体制の確保に関する事。</p> <p>(2) 災害時における負傷者等の収容及び医療救護に関する事。</p>
一般運送事業者	(1) 災害時における緊急輸送に関する事。
ダム施設の管理者	(1) ダム施設の防災上の整備及び管理に関する事。
危険物関係施設の管理者	(1) 災害時における危険物の保安措置に関する事。
<p>(株)岩手日報社</p> <p>(株)朝日新聞社盛岡支局</p> <p>(株)毎日新聞社盛岡支局</p> <p>(株)読売新聞社盛岡支局</p> <p>(株)河北新報社盛岡支社</p> <p>(株)産業経済新聞社盛岡支局</p> <p>(株)日本経済新聞社盛岡支局</p> <p>(株)岩手日日新聞社</p> <p>(株)デーリー東北新聞社盛岡支局</p> <p>(株)日本農業新聞東北支所</p> <p>(株)日刊工業新聞社盛岡総局</p> <p>(社)共同通信社盛岡支局</p> <p>(株)時事通信社盛岡支局</p>	<p>(1) 災害状況及び災害対策についての報道に関する事。</p> <p>(2) 県知事からの要請に基づく災害報道に関する事。</p>

第5節 県土の概況

1 位置

本県は本州の北東部に位置し、北は青森県、西は秋田県、南は宮城県に隣接し、東は太平洋に臨み、東西 122 キロメートル、南北 189 キロメートルで境域は次表のとおりである。

方位	地名	経度	方位	地名	緯度
東端	宮古市重茂	東経 142° 04'	南端	一関市花泉町永井	北緯 38° 45'
西端	和賀郡西和賀町	140° 39'	北端	九戸郡洋野町角ノ浜	40° 27'

2 面積

本県の総面積は 15,278.77 平方キロメートルで四国 4 県とほぼ等しく、北海道を除く我が国最大の広さをもつ県で、その内訳は資料編 1-5-1 のとおりである。

〔耕地森林別面積調 資料編 1-5-1〕

3 地勢、地質

(1) 山地

県として、日本最大の面積をもつ本県は、総面積の 84 パーセントが山と高原によって占められ、平地は北上川すじにひらけている僅か 16 パーセントに過ぎない。

ア 奥羽山系

西部を南北に走る奥羽山脈は、本県と秋田県の県境、分水線となっている。これは第 3 紀後半にできた褶曲地に那須火山系に属する新規の火山を伴った新しい山脈で、1,000 メートル以上の山々が連なり、特に南部は険しい火山群がそびえ、東北地方を東西に分け、交通上、気候上に著しい影響を与えている。

また、この山脈の山麓の東端が断層崖をつくり、これに接して多くの扇状地が発達しているが、地質は第 3 紀の緑色凝灰岩と新しい火山岩からできている。

イ 北上山系

奥羽山脈と平行に東部を南北約 250 キロメートル、東西 80 キロメートルにわたって太平洋岸まで広く横たわる北上山地がある。これは、古時代にできた古い山地で何回もの隆起と沈降をくりかえし、その間の侵食によってなだらかな高原（準平原）となり、高い山の少ないわりに奥行の深い山系である。

また、この山系で 1,000 メートルをこす高い山々は侵食から残された残丘で、地質はおもに秩父古生層とこれを貫く花崗岩、蛇紋岩、斑禰岩、粉岩などからできているが、一部に中生層や第 3 紀層がある。そして古生層はおもに粘板岩、斑岩、硬砂岩、輝緑凝灰岩、石灰岩などからなっている。

(2) 河川と平野

奥羽山脈と北上山地の間を北は馬淵川が青森県に、南は北上川が宮城県に流れ、北上山地の東方の川は東流して太平洋にそそいでいる。

ア 北上川

岩手郡岩手町に源を発し、全長 249 キロメートルの長さをもつて南流する北上川はそのうち 195 キロメートルが本県を流れ、県内のおもな支流 25、流域面積 7,860 平方キロメートルで、北上川の特徴としては、傾斜が極めてゆるやかで、水量も豊かであるが、支流は急流をなし、一関市の南に延々 28 キロメートルに及ぶ狭窄部があることなどである。

イ 馬淵川

岩手郡葛巻町に源を発し、北上川と反対に本県を北方に流れる馬淵川は、途中で二戸高原を流れ下る安比川と合流し青森県八戸市附近で太平洋にそそいでいる。この附近は谷がひらけ河岸段丘が発達している。

ウ その他

北上山地を横につき切って太平洋にそそぐ久慈川、安家川、小本川、閉伊川、大槌川あるいは気仙川があり、いずれも深い峡谷をきざみ河口には小三角洲平地を形づくっている。

(3) 海岸

本県は約 700 キロメートルの長い海岸によって太平洋に面しているが、宮古市を境として北と南の海岸地形が非常に違っている。

ア 北部海岸

北部海岸の大部分は、隆起と断層による高い海蝕崖をもつ 100～200 メートルの海岸段丘が海に面し、白亜紀層によってつくられている。殊に宮古市以北普代に至る海岸では海蝕崗の発達が著しく、島嶼は少なく、さして大きいのは見られない。

また、海岸の平地も久慈、野田附近に僅かに見られるほか、河川の河口附近に僅かに見られるに過ぎない。

イ 南部海岸

宮古市以南は、沈降海岸が続き、みさきと深い湾が入り組んで、ノコギリの歯のようなリア式海岸を形成している。これは地質時代に古い地塊の北上山地が沈下したため、この沈下した部分には、北上山地をきざんだ谷に海水が侵入してラッパ状の湾ができたものである。

4 気 候

(1) 気候型と岩手県の気候区分

気候をその特徴によって分類したのが気候型であり、その分布地域を示したものが気候区分である。気候型は種々の気候因子によって生じたもので、緯度によって熱帯気候、温帯気候、寒帯気候、海陸の分布によって海洋気候、海岸気候、大陸気候、地形によって内陸気候、盆地気候、海拔高度によって高原気候、山岳気候等に分類されるが、これらが相互に結びついてその地域特有の気候区分が決まるわけである。日本の気候型は温帯気候(亜熱帯から亜寒帯までの巾を持つ)、海洋気候を基本としているが緯度地形、海拔高度等により一般には次の 5 気候区に大別される。

表日本型(東部北海道型、三陸常磐型、関東東海型、中央高原型)

裏日本型(オホーツク海型、東北北海道型、北陸山陰型)

南海型(九州東部型、四国紀伊南部型)

瀬戸内型(瀬戸内海面地域)

九州型(主に九州西部)

このような気候型に分ければ、岩手県の気候は表日本型のうち三陸常磐型に属する所が多いが、常盤地域とは緯度的にかなり違っており、また親潮寒流の影響を長期間受けることなどから考え

て、表日本型の三陸型として別個に扱われるべきと考えられる。また、西部山沿いの地帯の気候は冬期に雪の多いこと、梅雨期に雨の多いことなどから裏日本型のうち東北北海道型に属する。更に地形、海岸距離、海拔高度などを考慮すれば、沿岸地方、北上山地、内陸平野部、西部山沿地帯に区分できる。

各地区の気候の特徴は次のとおりである。

ア 沿岸地方

冬期に表日本型の気候の特徴を最も顕著に示し、晴天の日が多く降積雪量は極めて少ない。反対に梅雨期には親潮寒流の影響が最も顕著に現われ、北東風による冷湿な気流の影響を強く受けて、冷涼な気候を示し、あわせて海霧の浸入により日中最高気温も上昇を押えられて低温悪天候が続くことが多い。

イ 北上山地

冬期の降積雪量はかなり多いが、西部山沿い地方ほどではない。梅雨期の気候は、海霧の浸入はないが総じて沿岸地方と余り違わず、冷湿な気候である。また、この地帯は盆地も多いので盆地型の気候に近い所もあり、一般に海拔高度も高い方なので、平均して沿岸地方より低湿多雨である。

ウ 内陸平野部

海岸からの距離がかなり大きいので、内陸型の気候特性を示すが、奥羽、北上両山系にはさまれているので盆地型の気候を示すことも多い。冬期には裏日本型の気候を示す所も多いが、降積雪量は西部山沿い地方ほどには到らず、晴れ間の出ることもかなりある。朝方の冷え込みの強いことも内陸性気候を示している。

エ 西部山沿地帯

冬期の季節風の際はその影響を強く受けて、裏日本と同様の気候となり、降積雪量が県内で最も多くなる。また、梅雨期には雨量が多いが、その他の季節には表日本内陸型の気候を示し、また盆地型の気候も現われる。なお、岩手県は南北に 200km 近くも広がっているので沿岸部や内陸平野部といっても一様に考えることは無理で、これらを更に南北に二分する必要もあり、したがってこのように細分すれば、岩手県の気候区分はかなり多くなり、地域性が多様となることになる。

(2) 気象災害

日本は大陸の東端に位置している関係上気象変化が激しく、古来数多くの気象災害に悩まされて来ている。更に岩手県は、全国一の広い面積を持つ県として、地形の複雑さから気象災害もかなり多く、また、津波の災害に到っては、世界でも有数の地帯となっている。災害の自然的要因（破壊力）の主たるものが気象現象である場合を気象災害と言い、種類として風害、水害、雪害、雷害、干ばつ、冷害、霜害、霧害、高潮害、高波害等に分類されるが、これとは別に地震、津波、噴火、火災がある。

岩手県内で発生する災害の主なるものは凶冷、水害、並びに津波があげられ、ひとたび発生した場合、その規模や被害高において他を圧する。季節的推移からみて、特に注意すべき異常気象の出現状況は次のとおりである。

[本県極値気象表 資料編 1-5-2]

ア 大雪

県西部の山岳や山沿い地帯は降積雪が非常に多く、湯田で最深積雪 368 センチメートル、沢

内で 340 センチメートルという観測結果がある。これらの大雪は主として北西季節風が奥羽山脈に吹きつけて降らせるもので、山頂から東に進むにつれて減少する。ところが北上山地の東側から沿岸地方にかけて最深積雪の大きい地域があり、150 センチメートルを越す所もある。この地域の大雪は低気圧の通過時に降るもので、特に太平洋沿岸沿いに北上してくる低気圧の場合比較的短時間の間に強く降るのが特徴で、一夜にして 50 センチメートル～100 センチメートルも降らせることがあり、しかも重たいしめり雪となるので被害も増大する。初冬にも沿岸地方主体にこのような大雪の降ることはあるが数は少なく、早春期が大部分で、しかも暴風による高波被害が重なることが多く被害を増大させる。

イ 春の暴風、異常乾燥、晩霜

1 月末頃から 2 月にかけての、いわゆる台湾沖低気圧で代表される発達した低気圧により、東部沿岸地方主体に暴風雪被害が起こることは前述のとおりであるが季節が進んで 3 月末頃から 4 月を中心に南寄りの強風に見舞われることがある。これは冬期が解消して、移動性高気圧と低気圧が交互に本州を東進する際、低気圧が日本海に入って発達すると本州全体に南寄りの暖かい強風を吹かせるもので、春一番などと言うことがある。天気は周期的に変わり、そのたびごとに気温が上昇して「なだれ」や融雪洪水を起こしたり、大陸からの乾燥気団に伴う異常乾燥や晩霜が出現する。

ウ 梅雨期の大雨

梅雨型気圧配置の際、オホーツク海から三陸沖に拡がる北方高気圧から親潮寒流上を冷湿な山背風となって吹走してくることが多いが、最近はこの型とは多少趣を異にし、沿海州方面から大陸寒気流が北西風に乗って降りてくるケースも多くなっている。いずれにしても、梅雨前線が本州南岸沿いに形成され、梅雨の初期には雨の降り方も地雨式のしとしとした降り方が多いが、末期には低気圧の進路が一層岩手県に接近するのでかなり強く降るようになる。ことに梅雨の終り頃（7 月中旬～下旬始め）梅雨前線が北上し、低気圧が通過する際は、雷雨を伴いいわゆる梅雨末期の大雨を降らせることが多い。大雨の中心域は日本海側にあることが多く、岩手県では西部山沿い地帯を中心として降り、沿岸部では雨量は比較的少ないのが通例である。梅雨期の大雨記録としては、昭和 22 年 7 月 22 日一関の 285mm が極値になっている。

エ 夏の大雨と台風

盛夏期、北方を通る低気圧から南に伸びる前線の通過でかなりの雨が降るが、これが台風の雨に重なって局地的大雨をもたらすことがある。日本に襲来する台風は 7 月～9 月がおもであるが、東北地方では 8 月～9 月に多い。暑いさかりにくる台風は、日本にくるものでも発達期にあるものや最盛期のものもあり、余り衰えないうちにやってくるので、被害の大きいことが多い。また上層風が弱いので進行が一般に遅く、進路も定まらずいわゆる迷走台風に類するものが多く進路予想も困難である。一般には本州を迂回して朝鮮や大陸方面に進むものが多いが、日本海に入って東進することがあり、岩手県通過の際大雨を降らせることがある。なお大雨記録として大正 11 年 8 月 24 日釜石市甲子の 289mm が極値となっている。

オ 秋の長雨と台風

夏の始めに梅雨があり、夏の終わりに秋の長雨がある。これは梅雨前線が北上通過する際の梅雨期の大雨、一たん北上した前線が夏の終わりころ再び南下する際に降らせる前線性の大雨が秋の長雨である。岩手県における降水量のピークは 7 月と 9 月に現われるが、7 月は梅雨前線による西部山沿い地方が主体であり、9 月は秋雨前線による県北東部が主体となっている。

岩手県に過去大水害を起こした台風は、おおむね関東地方から三陸沖を進むような経路を通るものが多く、昭和23年9月のアイオン台風が好例でこの時の住田町世田米の日降水量334mmがこれまでのすべての日雨量の最大記録となっている。

第6節 災害の発生状況

本県の明治元年以降における異常気象等によるおもな災害は資料編のとおりである。

〔岩手県における過去の火山災害以外のおもな災害記録 資料編 1-6-1〕

〔岩手県の地震津波災害調 資料編 1-6-2〕

〔岩手県断層分布図 資料編 1-6-3〕

第2章 災害予防計画

第2章 災害予防計画

第1節 防災知識普及計画

第1 基本方針

県、市町村その他の防災関係機関は、職員に対して防災教育を実施するとともに、広く住民等に対して防災知識の普及に努め、自主防災思想の普及、徹底を図る。

なお、防災知識の普及を図る際には、高齢者、障がい者等の災害時要援護者に十分配慮するとともに、地域において災害時要援護者を支援する体制の整備を図る。

また、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点にも配慮する。

第2 防災知識の普及

1 防災知識普及計画の作成

- 防災関係機関は、その所掌する防災業務に関する事項について、毎年、年度当初において防災知識普及計画を作成し、その積極的な実施を図る。

2 職員に対する防災教育

- 防災関係機関は、職員に対し、災害時における適正な判断力を養成し、円滑な防災活動に資するため、講習会、研修会若しくは検討会等を開催し、又は防災関係資料を配布して、防災教育の普及徹底を図る。
- 防災教育は、次の事項に重点を置いて実施する。
 - ア 防災対策関連法令
 - イ 防災対策、防災組織その他防災活動に関する事項
 - ウ 災害に関する基礎知識
 - エ 災害を防止するための技術
 - オ 住民に対する防災知識の普及方法
 - カ 災害時における業務分担の確認

3 住民等に対する防災知識の普及

- 防災関係機関は、次の方法等を利用して、住民等に対する防災知識の普及に努める。
 - ア 講習会、研修会、講演会、展示会等の開催
 - イ インターネット、広報誌の活用
 - ウ 起震車等による災害の擬似体験
 - エ 新聞、テレビ、ラジオ等各種報道媒体の活用
 - オ 防災関係資料の作成、配布

- カ 防災映画、ビデオ、スライド等の制作、上映、貸出し
- キ 自主防災活動に対する指導
- 防災知識の普及活動は、次の事項に重点を置いて実施する。
 - ア 地域防災計画及び各防災関係機関の防災体制の概要
 - イ 気象警報、避難指示等の意味及び内容
 - ウ 平常時における心得
 - ① 避難場所、避難道路等を確認する。
 - ② 3日分の食料、飲料水、携帯トイレ、トイレットペーパー等の備蓄及び非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備を行う。
 - ③ いざというときの対処方法を検討する。
 - ④ 防災訓練等へ、積極的に参加する。
 - ⑤ 災害時の家族内の連絡方法や避難の仕方を決めておく。
 - エ 災害時における心得、避難誘導
 - オ 心肺蘇生法、止血法等の応急措置
 - カ 災害危険箇所に関する知識
 - キ 過去における主な災害事例
 - ク 災害に関する基礎知識

4 児童、生徒等に対する教育

- 県及び市町村は、児童、生徒等に対し、防災教育を実施するとともに、教職員、父母等に対し、災害時における避難等の防災に関する心得及び知識の普及を図る。

第3 総合防災センターによる防災知識の普及等

- 防災知識の普及及び自主防災組織等の育成の活動拠点として、岩手県立総合防災センター（以下、本節中「防災センター」という。）の整備充実に努める。
- 防災センターにおいては、「見る」、「触れる」、「体験する」ことを中心に、様々な災害の発生の仕組みとその対策、住民が心がけておくべき事項等についての防災知識の普及を行う。
- 防災センターの業務は、次のとおりとする。
 - ア 防災に関する資料及び装置の展示
 - イ 防災に関する教育、指導及び相談
 - ウ 防災に関する講習会、講演会、防災体験セミナー等の開催
 - エ 防災関係資料の作成及び配布
 - オ 防災ビデオの貸与

第2節 自主防災組織等育成計画

第1 基本方針

- 1 県及び市町村は、地域住民が「自分達の地域は、自分達で守る」という、自主的な防災活動を促進するため、自主防災組織の育成、強化を図る。その際、女性の参画の促進に努めるものとする。
- 2 県及び市町村は、地域における消防防災の中核として重要な役割を担う消防団の活性化を推進する。

第2 自主防災組織の育成強化

(1) 自主防災組織の結成促進及び育成

- 市町村は、町内会、自治会等の既存の地域コミュニティを中心として、防災活動を自主的かつ組織的に実施する自主防災組織の結成を促進し、その育成に努める。

〔自主防災組織の現況 資料編2-2-1〕

- 県及び市町村は、研修会、講習会等の開催等を通じて、自主防災活動の地域リーダーの育成に努める。
- 県及び市町村は、自主防災組織の結成及び自主防災活動に必要な防災用資機材等の整備を促進するため、必要な指導、援助を行う。

(2) 自主防災組織の活動

- 市町村は、自主防災組織が効果的な防災活動を行えるよう、あらかじめ、自主防災組織が実施する業務を定め、平常時及び災害時に分担する任務を、班編成等により明確にする。

ア 平常時の活動

- ① 防災知識の普及
- ② 消火訓練、避難訓練、避難所運営訓練その他防災訓練の実施
- ③ 情報の収集、伝達体制の確立
- ④ 家庭及び地域の火気使用設備、器具等の点検
- ⑤ 防災用資機材等の備蓄及び管理

イ 災害時の活動

- ① 安否確認及び避難誘導
- ② 出火防止及び初期消火
- ③ 住民に対する避難勧告等の伝達、確認
- ④ 地域内の被害状況等の情報収集
- ⑤ 救出、救護活動の実施及び協力
- ⑥ 炊出し及び救援物資の配分等避難所運営に対する協力

第3 消防団の活性化

- 県及び市町村は、地域における消防防災の中核として重要な役割を担う消防団の活性化を推進し、

その育成を図るため、地域住民の理解、支援、協力及び参加を得ながら、次の事業等を積極的に推進する。

- ア 「消防団活性化総合計画」の策定
- イ 消防団の施設・設備の充実強化
- ウ 消防団員の教育訓練の充実強化
- エ 報酬の引上げ、表彰制度の充実等による処遇改善
- オ 消防団総合整備事業等の活用
- カ 競技会、行事等の開催
- キ 青年層・女性層の消防団員の参加促進
- ク 地域防災及び消防団活動に関する広報活動及び企業等への協力要請

第3節 防災訓練計画

第1 基本方針

県、市町村及びその他の防災関係機関は、次の目的のために、その所掌する事務又は業務に応じた防災訓練を、単独又は合同して、毎年度、計画的に実施する。

- (1) 職員の防災に対する実務の習熟と実践的能力の醸成
- (2) 防災関係機関相互の協力体制の確立
- (3) 地域住民等に対する防災知識の普及啓発及び防災意識の高揚

第2 実施要領

1 実施方法

- 県及び市町村は、災害対策基本法に基づき、自ら主催者及び実施者となり、広く防災関係機関に参加を呼びかけ、防災訓練を実施するとともに、訓練結果の事後評価を通して課題を明らかにし、その改善に努める。
- 訓練は、毎年1回以上、防災の日を中心とする防災週間中など、地域の実情に応じた適宜の時期に実施日及び実施会場を設定し、定期的を実施する。県は、毎年、9月1日を中心とする防災週間中に、県内の各市と共催により、総合防災訓練を実施する。

〔総合防災訓練年次別実施状況 資料編2-3-1〕

- 訓練は、図上訓練又は実地訓練により実施し、具体的な災害想定に基づくより実践的な内容とするよう努める。
 - ア 図上訓練は、机上の図面や通信手段を用い、各々の対策要員が災害発生時の活動要領を確認、検証するため実施する。
 - イ 実地訓練は、防災対策用資機材を用い、各々の対策要員が関係機関と連携のもと、実地に防災活動に習熟するため実施する。
- 実施する主な個別訓練項目は、次のとおりである。

ア 通信情報連絡訓練	オ 消防訓練	ケ 医療救護訓練
イ 職員非常招集訓練	カ 津波訓練	コ 施設復旧訓練
ウ 自衛隊災害派遣要請訓練	キ 水防訓練	サ 交通規制訓練
エ 避難訓練	ク 救出・救助訓練	

2 実施に当たって留意すべき事項

県及び市町村は、訓練の企画、実施に当たっては、次の事項に留意する。

ア 主要防災関係機関の参加

防災関係機関の緊密な協力体制を確立するため、管内外の主要防災関係機関の参加を得て各種訓練を実施すること。

特に、災害時における自衛隊との連携強化を図るため、自衛隊の参加を得て、自衛隊災害派遣

要請訓練及び災害派遣時に行う救援活動に係る各種の訓練を実施する。

イ 地域住民等の参加促進

訓練の実施に当たっては、自主防災組織、ボランティア団体、民間企業、非常通信協議会、水防協力団体等各種団体に訓練への参加を呼びかけ、また、地域住民主体による訓練の促進、自主防災組織の結成及び育成等を図るため、地域住民の積極的な参加を得て実施する。

ウ 広域的な訓練の実施

広域応援体制の確立を図るため、県境を越えた近隣県や、管外の消防機関をはじめとする防災関係機関に広く参加を呼びかけ、広域応援協定等に基づく広域応援要請訓練その他の各種訓練を実施する。

エ 教育機関等における訓練の実施

児童・生徒に対する防災教育の観点から、管内の幼稚園、保育所、小中学校、高等学校等の参加を得て各種の訓練を実施する。

オ 災害時要援護者を対象とした訓練の実施

医療施設、福祉施設等における入居者の避難、誘導など、災害時要援護者を対象とした訓練を実施する。

カ 地域の実情を踏まえた災害想定

訓練の実施に当たっては、ハザードマップや被害想定を活用するなど、地域のおかれている地勢的な条件や過去の災害履歴等を考慮し、より実際的な災害想定を行う。

キ 各種訓練の有機的な連携

有事の際の実際的な対応を想定し、関係機関が合同しての訓練、あるいは各訓練が有機的に連携した訓練を実施する。

ク 訓練災害対策本部の設置

県及び市町村に訓練災害対策本部を設置し、当該本部が中心となって通信情報連絡訓練、職員非常招集訓練等を実施する。

ケ 所有資機材等の活用

訓練の実施に当たっては、自己の所有する専用車両、資機材を有効に活用する。

第4節 気象業務整備計画

第1 基本方針

災害による被害の防止・軽減を目的として、災害に結びつく自然現象の状況の的確な把握、防災気象情報の質的向上を図るとともに、県、市町村その他の防災関係機関や報道機関を通じて住民に適時・適切に、防災気象情報を提供できる体制を整備する。

第2 観測体制の整備等

1 観測施設の整備・維持及び観測資料等の収集・整理

- 盛岡地方気象台は、気象、高潮、高波、地震・津波及び火山現象等に関する観測施設を適切に整備・配置し、これらの維持に努める。観測施設等の整備に当たっては耐震性を含めた信頼性の確保に努める。
- 盛岡地方気象台は、災害に結びつく詳細な自然現象の把握のために、防災関係機関、大学等の研究機関等と協力して観測体制の充実に努める。
- 盛岡地方気象台は、災害発生時等において防災気象情報を補完するための資料を防災関係機関へ適時・適切に提供できるよう、過去の観測資料等を収集・整理し、データベース化を図る。
- 盛岡地方気象台は、県等が防災対策を講ずることを目的として観測施設を設置する場合には、必要な技術的協力を行う。

2 情報処理・通信システムの整備・充実

- 盛岡地方気象台は、情報の収集・伝達に必要な通信システム及び防災気象情報の作成に必要な情報処理システムの整備・充実に努める。

〔気象台所管の観測所配置図 資料編2-4-1〕

〔県内における地震・津波観測施設一覧 資料編2-4-2〕

(1) 気象官署

盛岡地方気象台

(2) 特別地域気象観測所

宮古特別地域気象観測所、大船渡特別地域気象観測所

(3) 航空気象業務施設

花巻空港出張所

(4) 地域気象観測システム (アメダス)

施設名	箇所数	備 考
地域気象観測所	33	(1) 降水量、気温、日照、風（風向、風速）を観測。 うち、15箇所は積雪も観測。 (2) 箇所数には、気象官署1、特別地域気象観測所2を含む。

地域雨量観測所	12	(1) 降水量を観測。うち、1箇所は積雪も観測。
航空業務施設	1	(1) 降水量、気温、風（風向、風速）を観測。

(5) 地震・津波観測施設

施設名	箇所数	設置場所
気象官署	1	盛岡地方気象台
多機能型地震計	6	岩手葛巻、岩手田野畑、岩手大迫、大船渡猪川、一関舞川、宮古長沢
震度観測点	18	気象官署 1、地震計 5、宮古市鯉ヶ崎、久慈市川崎町、二戸市福岡、北上市柳原町、奥州市水沢区大鐘町、釜石市只越町、大船渡市大船渡町、洋野町種市、八幡平市大更、雫石町千刈田、山田町八幡町、一関市大東町
検潮所	2	宮古、大船渡

(気象庁以外の機関が設置している主な観測施設)

施設等名	箇所数	設置機関
海底地震・津波観測システム 地震計 3 津波計 2	1	東京大学地震研究所、東北大学地震・噴火予知研究観測センター
全国強震ネットワークシステム 強震計	25	独立行政法人防災科学技術研究所
G P S 連続観測システム 電子基準点 34 地殻変動観測施設 4 機動連続観測点 2 験潮場 G P S 観測局 1	41	国土交通省国土地理院
震度情報ネットワークシステム 計測震度計	58	岩手県（箇所数のうち、9 は防災科学研究所から、10 は気象庁からの分岐）

(6) 火山観測業務の整備

- 仙台管区気象台及び盛岡地方気象台は、岩手山、秋田駒ヶ岳、栗駒山及び八幡平の 4 火山を対象に、計画的に火山機動観測（調査観測）を実施する。
- 気象庁は、噴火など異常な火山現象が発生した場合は、その実態を緊急に把握するため、火山機動観測（緊急観測）を実施する。

(7) 大気汚染気象業務

- 仙台管区気象台は、気象状態の現況を把握し、地方公共団体の大気汚染防止活動に協力する。

第3 情報の提供

- 気象庁は、防災関係機関が迅速に防災活動を実施できるよう、情報の伝達体制を整備するとともに、防災気象情報を適時・的確に発表し、報道機関の協力を得て住民に周知するよう努める。

通 信 施 設		伝 達 先
データ通信回線	有線データ回線	<pre> graph LR A[気象庁] --- B[盛岡地方気象台] A --- C[花巻空港出張所] </pre>
	衛星公衆電話	
部外無線設備		岩手県防災行政情報通信ネットワーク（岩手県）
緊急防災情報ネットワーク	防災情報提供システム（専用回線）	岩手県（総合防災室）、八戸海上保安部（警備救難課）、釜石海上保安部（警備救難課）、岩手河川国道事務所（調査第一課）、岩手県警察本部（警備課・通信指令課）、NHK盛岡放送局（放送部）、アイビーシー岩手放送（報道部）、テレビ岩手（アナウンス部）、岩手めんこいテレビ（報道部）、岩手朝日テレビ（報道制作部）、エフエム岩手（放送部）、岩手日報社（報道部）、東日本旅客鉄道株式会社盛岡支社（輸送課）
	衛星防災情報受信装置	
専用電話		岩手県（総合防災室）

第4 防災に関する知識の普及、意識の啓発

- 盛岡地方気象台は、住民の防災気象情報への理解を促進するため、防災関係機関、報道機関のほか、関連学会など専門知識を有する団体等と協力し、気象情報の活用能力の向上を含めた防災知識の普及・啓発の充実・強化を図り、住民の防災活動を促進する。
- ア 平常時からパンフレット等の印刷物の作成、ホームページの活用、講演会の開催、講師の派遣などにより防災知識の普及・啓発、防災気象情報の利活用の促進等を図る。
- イ 県、報道機関等とあらかじめ協議の上、高齢者、障がい者、外国人など災害時要援護者に十分配慮した防災気象情報の提供に努める。

第4節の2 通信確保計画

第1 基本方針

- 1 県、市町村その他の防災関係機関は、災害時における通信を確保するため、情報通信技術の活用及び通信施設の整備に努めるとともに、通信連絡系統を定め、通信手段の適切な運用を図る。
- 2 災害時においても通信が途絶しないよう、通信施設・設備の被災が想定されない場所への設置、耐震化、耐浪化及びサブシステム化並びに代替通信手段の確保に努める。

また、通信施設等が損壊した場合に備え、迅速に応急復旧ができるよう要員及び資機材の確保体制を整備する。

第2 通信施設・設備の整備等

1 県防災行政無線

- デジタル方式による衛星通信施設の整備などにより、防災行政情報通信ネットワークの機能拡充を図る。

[岩手県防災行政情報通信ネットワークの整備状況 資料編2-4の2-1]

- 防災行政情報通信ネットワークの関連施設の耐震化を図る。

2 市町村防災行政無線

- 防災行政無線が未整備の市町村においては、その整備に努め、整備済みの市町村においては、屋外拡声器、戸別受信機等の増設などにより、その機能強化に努める。

[市町村防災行政無線の整備状況 資料編2-4の2-2]

- 防災行政無線、その他の通信施設に係る非常用電源設備の整備等に努める。

3 防災相互通信用無線の整備

- 市町村本部長は、大規模な災害が発生した場合において、消防、警察、海上保安部等の防災関係機関が協力して、災害時の活動を円滑に行うことができるよう、これらの防災関係機関相互で共通運用する無線として、防災相互通信用無線の整備に努める。

[防災相互通信用無線局一覧 資料編2-4の2-3]

4 その他の通信施設の整備

- 防災関係機関は、気象予報・警報の伝達、災害情報収集等のため、防災関係機関の内部及び相互間の通信施設・設備の整備を図るとともに、その運用、輸送体制等の整備に努める。
- 防災関係機関は、災害時における円滑な情報の収集及び連絡を実施するため、専用通信施設（災害優先電話を含む。）、コンピュータ等に係る非常電源設備の整備とその燃料の備蓄及び通信手段の複線化、耐震化及び耐浪化に努める。

5 非常・緊急通話用電話の指定

- 県、市町村その他の防災関係機関は、非常・緊急通話を利用するため、あらかじめ、通信事業者に非常・緊急通話用の電話番号を申請し、承認を受ける。

[非常及び緊急扱いの承認を受けた電話番号一覧表 資料編2-4の2-4]

6 通信運用マニュアルの作成等

- 県、市町村その他の防災関係機関は、災害時における通信回線のふくそう及び混信、通信施設・設備の損壊に際しても、通信を確保できるよう、あらかじめ、災害応急対策に必要な通信機器の需要動向等を踏まえ、通信運用マニュアルを作成するなど、効果的な通信手段の確保・運用、通信施設等の応急復旧に必要な資機材及び要員の確保等に努める。
- 衛星携帯電話による通信を含めた複数の通信手段について定期的な訓練等の実施、防災関係機関間の衛星携帯を含む電話番号情報の共有に努める。
- 防災関係機関は、情報通信関係施設の災害に対する機能を維持するため、定期的に、点検を実施する。

第5節 避難対策計画

第1 基本方針

- 1 市町村は、火災、水害等の災害から住民の生命、財産を守るため、避難計画を作成し、避難場所、避難道路等の整備を進めるとともに、住民への周知徹底を図る。
- 2 学校、病院、社会福祉施設等の管理者は、施設内にいる者の避難を迅速、確実に行うため、避難計画を作成し、その周知徹底を図る。

第2 避難計画の作成

1 市町村の避難計画

- 市町村は、避難場所及び避難所（以下「避難場所等」という。）として指定する施設の管理者その他関係機関等と協議し、次の事項を内容とした避難計画を作成する。

〔市町村における避難所の指定状況 資料編2-5-1〕

ア 避難準備情報（一般住民に対して避難準備を呼びかけるとともに、災害時要援護者等に対して早めの段階で避難行動を開始することを求めるもの）、避難勧告、避難指示の基準及び伝達方法	
イ 避難場所等の名称、所在地、対象地区及び対象人口	
ウ 避難場所等への経路及び誘導方法	
エ 避難場所等の管理	<ol style="list-style-type: none"> ① 管理責任者 ② 管理運営体制 ③ 職員の動員体制及び運営スタッフの確保 ④ 災害対策本部及び各避難場所等との連絡手段 ⑤ 食料、生活必需品等の物資の備蓄、調達方法 ⑥ 電気、ガス、水道等が損壊した場合の復旧方法 ⑦ 医療機関との連携方法 ⑧ 避難収容中の秩序維持 ⑨ 避難者に対する災害情報の伝達 ⑩ 避難者に対する応急対策の実施状況の周知徹底 ⑪ 避難者に対する各種相談業務 ⑫ 自主避難者に対する各避難所の随時開放体制
オ 避難者に対する救援、救護措置	<ol style="list-style-type: none"> ① 給水 ② 給食 ③ 暖房 ④ 医療・衛生・こころのケア ⑤ 生活必需品の支給 ⑥ その他必要な措置

カ 災害時要援護者（高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦等）に対する救援措置	① 情報の伝達 ② 避難の誘導及び避難の確認 ③ 避難所等における配慮 ④ 平常時からの関係機関による災害時要援護者情報の収集・共有 ⑤ 避難支援プラン（全体計画、個別計画）の策定 ⑥ 福祉避難所として社会福祉施設等を指定・協定締結
キ 避難場所等の整備	① 収容施設 ② 給食施設 ③ 給水施設 ④ 情報伝達施設
ク 住民に対する広報	
ケ 避難訓練	

- 避難計画作成に当たっては、防災担当部局と福祉担当部局との連携の下、消防団、自主防災組織及び平常時から災害時要援護者と接している社会福祉協議会、民生委員、介護保険制度関係者、障がい者団体等の福祉関係者等と協力して、災害時要援護者の避難支援の体制を整備し、災害時要援護者情報の共有や、支援員をあらかじめ明確にするなど避難誘導が迅速に行われるよう特に配慮する。
- 避難手段は、原則として徒歩によるものとする。ただし、避難場所までの距離や災害時要援護者の存在など地域の実情に応じ、やむを得ず自動車により避難せざるを得ない場合においては、避難者が自動車で安全かつ確実に避難するための方策をあらかじめ検討する。
- 避難計画作成に当たっては、夜間等様々な条件を考慮するとともに、避難支援従事者（消防団、自主防災組織、民生委員、社会福祉施設職員等の者であって、避難の誘導、避難者の確認等に従事する者をいう。）の危険を回避するため、防災対応や避難誘導に係る行動ルールや非常時の連絡手段等の安全確保策を定める。

2 学校、病院、社会福祉施設等における避難計画

- 学校、病院、社会福祉施設、事業所、地下街等など多数の者が出入りし、勤務し、又は居住している施設の管理者は、施設内にいる者の避難を迅速、確実に行うため、避難計画を作成し、関係職員等に周知徹底を図る。
- 施設の管理者は、市町村、消防機関、警察機関等と密接な連携を図るとともに、避難訓練の実施等により、避難体制の確立に万全を期する。
- 学校においては、児童、生徒を集团的に避難させる場合の避難場所、経路、誘導方法、指示伝達方法等を定める。
- 病院においては、患者を他の医療機関等に集团的に避難させる場合に備えて、移送可能施設の把握、移送方法、入院患者に対する保健、衛生の実施方法等を定める。
- 地下街等の管理者は、利用者や従業員の安全確保のために水防の責任者、連絡体制、避難誘導計画等を定めた浸水被害を防止するための計画を作成する。特に、市町村地域防災計画に名称及び所在地を定められた地下街等の所有者又は管理者は、単独又は共同して、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、避難の確保を図るための施設の整備に関する事項、防災教育・訓練

に関する事項等に関する避難確保計画を作成し、これを市町村長に報告するとともに、公表するものとする。

- 海水浴場、その他観光施設等の不特定多数の者が集まる場所においては、来訪者に対する避難勧告等の周知方法、避難させる場合の避難場所、経路、誘導方法等を定める。

第3 避難場所等の整備等

1 避難場所等の整備

- 市町村は、次の事項に留意し、施設の管理者の同意を得て、地域の実情に応じ、地区ごとに避難場所等を指定するとともにその整備に努める。

この場合、過去の災害の状況や新たな知見等を踏まえ、避難場所等の指定について、必要に応じて随時見直しを行う。

避難場所	<p>ア 火災の延焼によって生じる輻射熱等から避難者の安全を確保できる十分な広さを有する公園、緑地、広場、その他の公共空地であること。</p> <p>イ 崖崩れ、津波、浸水等の危険のない場所及び付近に多量の危険物等が蓄積されていない場所であること。</p> <p>ウ 避難者が安全に到達できる避難路と連結されている場所であること。</p> <p>エ 避難者1人当たりの必要面積をおおむね2平方メートル以上とし、対象避難地区すべての住民（昼間人口を考慮する）を収容できるような場所であること。</p> <p>オ 避難する際に、できるだけ主要道路、鉄道、河川等を横断しなくてすむ場所であること。</p> <p>カ 水害に対する緊急避難場所は、小河川、沢、堰等を渡らない場所で、かつ、滞水により孤立するおそれのない場所であること。</p>
避難所 (収容施設)	<p>ア 災害に対し安全な場所にあり、また、建物にあっては、災害に強いものであること。</p> <p>イ 避難者が、速やかに避難できる場所にあること。</p> <p>ウ 給水、給食施設を有し、又は容易に給水、給食を確保できるものであること。</p> <p>エ 暖房施設・器具を有し、又は容易に暖房器具を確保できるものであること。</p> <p>オ 避難生活の長期化に配慮し、公的住宅、民間アパートなどの確保も考慮すること。</p>

2 避難道路の整備等

- 市町村は、次の事項に留意し、地域の実情に応じ、地区ごとに避難道路を選定するとともに整備に努める。

<p>ア 道路付近に延焼の危険のある建物、危険物施設がないこと。</p> <p>イ 通行不能となった場合の代替経路の確保が可能な道路であること。</p> <p>ウ 津波、浸水等の危険のない道路であること。</p> <p>エ 避難路は、原則として相互に交差しないこと。</p> <p>オ 避難道路の選定に当たっては、避難経路を確保するため、必要に応じ交通規制の実施者と協</p>

議のうえで、交通規制計画を定めること。

3 避難場所等の環境整備

○ 市町村は、次の事項に留意し、平時から避難場所等の環境整備を図る。

- | | |
|---|-------------------------------------------|
| ア | 住民に各種情報を確実に伝達できるような双方向の通信機材の配備 |
| イ | 非常用電源の配備とその燃料の備蓄 |
| ウ | 避難場所等及び周辺道路への案内標識、誘導標識、誘導灯、誘導ロープ、照明設備等の設置 |
| エ | 避難場所等での給水活動を行うためのポンプ、浄水器等必要な資機材の整備 |
| オ | 医療救護、給食、情報連絡等の応急活動に必要な設備等の整備 |
| カ | 毛布及び暖房器具、暖房施設等の整備 |
| キ | 高齢者、障がい者等の災害時要援護者に配慮した環境の整備 |
| ク | プライバシーの確保、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮した環境の整備 |
| ケ | 避難の長期化に応じた入浴及び洗濯等の環境の整備 |

第4 避難に関する広報

○ 県及び市町村は、住民が的確な避難行動をとることができるよう、平常時から、避難場所、避難経路、危険箇所及び過去の浸水区域等を示した防災マップ、広報誌、パンフレット等の活用、講習会、避難防災訓練の実施など、あらゆる機会を利用して、避難に関する広報活動を行い、住民に対する周知徹底を図る。

避難場所等に関する事項	ア 避難場所等の名称及び所在地並びに避難所と避難場所の別 イ 避難場所等への経路
避難行動に関する事項	ア 平常時における避難の心得 イ 避難勧告等の伝達方法 ウ 避難の方法 エ 避難後の心得
災害に関する事項	ア 災害に関する基礎知識 イ 過去の災害の状況

第5 避難訓練の実施

- 市町村は、災害時に住民が的確な避難行動をとることができるよう意識高揚を図り、避難経路や避難場所を住民自らが実際に確認し、又は避難所の運営訓練を実施することを督励するとともに、防災訓練の一環として、又は単独で、避難訓練を実施する。
- 訓練の実施に当たっては、居住者及び滞在者を含めた避難対象地区のすべての住民が参加するよう配慮する。

第6節 災害時要援護者の安全確保計画

第1 基本方針

- 1 県は、市町村その他の防災関係機関、災害時要援護者関係団体、介護保険事業者、社会福祉施設等及び地域住民等と協働して、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児及び妊産婦等の災害時要援護者（以下、本節中「要援護者」という。）の安全確保を図るため、災害時の情報収集・伝達及び避難誘導等の体制づくりを支援する。
特に、市町村に対しては、「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」を参考にした要援護者の情報の収集及び防災関係機関への提供のための体制づくりの支援を行うとともに、その進捗状況等を確認する。
- 2 市町村は、避難勧告等の判断・伝達マニュアル及び災害時要援護者避難支援計画等を策定するとともに、実際に避難訓練等を行うなど、県等の防災関係機関、介護保険事業者、社会福祉施設等及び地域住民等の協力を得ながら地域社会全体で要援護者の安全確保を図る体制づくりを進める。

第2 実施要領

1 要援護者の実態把握

- 市町村は、要援護者に関する情報（住居、情報伝達体制、必要な支援内容等）を平常時から収集し、電子データ、ファイル等で管理、関係機関と共有するとともに、一人ひとりの要援護者に対して複数の避難支援者を定める等、避難支援プランを策定する。
- 県は、避難支援プラン及び要援護者情報を掲載した地域福祉マップづくりの取組を支援する。
- 国、県及び市町村は、要援護者情報の収集・共有や避難支援プランの策定について、社会福祉協議会、民生委員、福祉サービス提供者、障がい者団体等の福祉関係者の理解を深める取組を進める。

2 災害情報等の伝達体制の整備

- 要援護者の避難支援は自助・地域（近隣）の共助を基本とし、市町村は、要援護者への避難支援対策に対応した避難準備（要援護者避難）情報を発令するとともに、消防団や自主防災組織等を通じ、要援護者及び避難支援者までの迅速・確実な伝達体制の整備を行う。
- 市町村は、情報伝達のため、消防団や自主防災組織等への情報伝達責任者（班）を明確にする。
- 消防団、自主防災組織等は、情報伝達網の複数ルート化等に配慮するとともに、福祉関係者と連携し、避難支援プラン等を基に情報伝達を実施する。
- 市町村は、平常時から要援護者と接している社会福祉協議会、民生委員、ケアマネージャー、介護職員等の福祉サービス提供者、障がい者団体等の福祉関係者との連携を深め、発災時には、これらが構築しているネットワークを情報伝達に活用する。

3 避難誘導

- 市町村は、警察署、消防署、消防団、自主防災組織等と協力し、要援護者を優先した避難誘導体制の整備を図る。

4 避難生活

- 市町村は、関係機関と連携し、避難所における要援護者支援窓口の設置、保健師等による健康相談など、福祉関係職員等による生活支援体制を整えるとともに、要援護者避難支援のための連絡会議を開催するなど、各支援者と緊密な連携が図れるよう支援体制の構築を図る。
- 避難所においては、要援護者の避難状況に応じて、障がい者用トイレ及びスロープ等の段差解消設備を速やかに仮設するよう努める。

5 社会福祉施設等の安全確保対策

- 社会福祉施設等は、定期的に施設の耐久性・耐火性を点検し、建築年数や老朽度合い等に応じて必要な修繕等に努める。
特に、スロープ等の段差解消設備等を設置し、施設内部や周辺のバリアフリー化に努めるとともに、防災資材や日常生活及び福祉サービスに必要な物資についても配備するよう努める。
- 社会福祉施設等は、入所者及び従事者等に対し、避難経路及び避難場所を周知し、平常時から基本的な防災行動がとれるよう防災教育を行い、定期的に防災訓練を実施する。
また、施設の構造や利用者の身体的特徴を考慮し避難誘導方法を確立し、避難支援計画を策定する。

6 要援護者に配慮した防災訓練等の実施について

- 県及び市町村は、地域において要援護者を支援する体制を確認するなど、要援護者に十分配慮しながら防災訓練等の実施に努める。

7 外国人の安全確保対策について

(1) 防災教育、防災訓練の実施

- 防災関係機関は、県、市町村及び国際理解関係団体等の協力を得て、外国人に対する防災知識の普及に努める。
また、県及び市町村は、防災訓練の実施に際しては、外国人の参加を呼びかける。
なお、市町村は、外国人を多く就業させている事業所等に対し、防災講習の開催を働きかけるように努める。

(2) 避難計画

- 市町村は、第2章第5節第1に定める避難計画の作成に当たっては、情報の伝達が困難な外国人への情報伝達手段の確保、避難支援体制の整備を行い、避難誘導が迅速に行われるよう配慮する。
また、避難所においても、情報伝達手段の確保等、外国人に配慮した環境の整備を行う。

(3) 情報伝達及び案内標示板等の整備

- 市町村は、災害時において外国人が迅速かつ的確に避難することができるよう、多言語等による避難勧告等の伝達手段を確保するとともに、避難場所や避難経路の標示等、災害に関する案内板等について、多言語の併記標示を進め、外国人の避難に支障のないよう努める。

(4) 情報の提供

- 県及び市町村は、インターネット等を活用した多言語による災害情報の提供に努める。

(5) ボランティアの育成等

- 県及び市町村は、国際理解関係団体等の協力を得て、災害時において通訳等を行う多言語ボランティアの養成、登録、研修を行う。

(6) 生活相談

- 県及び市町村は、国際理解関係団体等及び多言語ボランティア等の協力を得て、外国人に対する相談体制を整備する。

第6節の2 食料・生活必需品等の備蓄計画

第1 基本方針

県及び市町村は、災害発生直後から飲料水、食料、生活必需品等の流通が確保されるまでの間、被災者の生活を支えるため、必要な物資の備蓄を行うとともに、県民及び事業所における物資の備蓄を促進する。

第2 県及び市町村の役割

1 県の役割

- 市町村が飲料水、食料、毛布、簡易トイレ等避難生活に必要な物資（以下この節において「物資」という。）の供給又は調達が困難な場合に備え、県内の各地域に物資を備蓄し、定期的に点検及び更新を行う。
- 家庭及び事業所における物資の備蓄を奨励する。
- 物資の調達可能数量等を常時把握するとともに、あらかじめ、災害時における応援協定の締結等により、他の都道府県及び関係団体の物資調達に係る体制を整備する。
- 災害時において、燃料が供給できるよう、岩手県石油商業協同組合その他の業界団体等に対し、常時一定量の燃料を確保するよう要請する。

2 市町村の役割

- 物資の備蓄計画（品目、数量、配置場所）を定める。
- 備蓄計画に基づき物資の備蓄を行い、定期的に点検及び更新を行う。
- 家庭及び事業所における物資の備蓄を奨励する。
- 備蓄は、指定避難所等に分散して、災害時に避難者が取り出して使用できるようにする。
- 物資の調達可能数量等を常時把握するとともに、あらかじめ、災害時における応援協定の締結等により、他の市町村及び関係団体からの物資調達に係る体制を整備する。

第3 県民及び事業所の役割

1 県民の役割

- 各家庭において、家族の3日分程度の物資を備蓄し、定期的に点検及び更新を行うよう努める。

家庭における備蓄品の例

飲料水、食料、ラジオ、懐中電灯・ローソク、電池、医薬品、携帯トイレ、カセットコンロ、石油ストーブ等

2 事業所の役割

- 事業所は、災害時において必要な資機材、燃料等及び従業員のための物資を備蓄又は確保をし、

定期的に点検及び更新に努める。

第7節 孤立化対策計画

第1 基本方針

- 1 県は、関係機関と連携を図りながら、災害時における孤立化対策を総合的に推進する。
- 2 市町村は、道路状況や通信手段の確保の状況等から孤立化が想定される地域をあらかじめカルテ化し、最新の状況を随時把握するなど、予防対策に努める。

第2 災害時孤立化想定地域の状況

平成20年岩手・宮城内陸地震への対応等を踏まえ、各市町村において孤立化するおそれのある地域の状況などを把握したところ、現状は次のとおりである。

- 1 孤立化のおそれがある地域は27市町村で331地域となっており、その孤立化の発生原因としては、「集落に通じるアクセス道路のすべてが損傷、道路への土砂堆積のおそれがある場合」及び「集落へのアクセス道路が1本しかない場合」が多くを占めている。
- 2 孤立化想定地域内の状況は次のとおりである。
 - (1) 固定電話以外の通信手段がない、若しくは1種類の通信手段のみの集落が少なくない。
 - (2) 救助・救出のためのヘリコプターの離着陸可能な場所がない集落が多い。
 - (3) 集落内に指定避難所又は避難可能な場所がない集落が多い。
 - (4) 自主防災組織への参加が低い状況にある。

[県内の災害時孤立化想定地域 資料編2-7-1]

第3 孤立化想定地域への対策の推進

1 通信手段の確保

- (1) 市町村は、災害時優先電話、衛星携帯電話等の公衆通信網のみならず、市町村防災行政無線、簡易無線機等の多様な通信手段の確保に努め、防災訓練等を通じ、通信機器や非常用電源の使用方法の習熟を図る。
- (2) 県は、防災ヘリコプター等による空中偵察に対し住民側から送る合図を定め、市町村はその方法をあらかじめ周知する。

[県統一合図]

- | |
|-----------------------------|
| ア 赤旗（負傷者等があり、早急な救助を求める場合） |
| イ 黄旗（負傷者等はいないが、救援物資等を求める場合） |
| ウ 白旗（異常なし又は存在を知らせる場合） |

- (3) 市町村は、孤立化のおそれがある場合に、地域の代表者に積極的に電話をするなど、住民の安否確認を行う体制・連絡網を整備するように努める。

2 避難先の検討

市町村は、集落内に指定避難所や避難ができる場所がない場合には、災害時に集合する集落内の安全な場所や家をあらかじめ定めるなど、安否確認を行うように努める。

3 救出方法の確認

市町村は、孤立可能性のある地域においてヘリコプターの飛行場外離着陸場その他ヘリコプターが離着陸できる場所又はヘリコプターにより上空から救助ができる場所（以下「飛行場外離着陸場等」という。）の確保に努める。

また、地域内に飛行場外離着陸場等が確保できない場合は、隣接する地域等において飛行場外離着陸場等の確保に努める。

4 備蓄の奨励

市町村は、孤立化のおそれがある地域においては、孤立しても住民が支え助け合うことができるよう、備蓄を推進する。

また、備蓄にあたっては、水、食料等の生活物資に加え、非常用電源、簡易トイレ等の、集落単位での備蓄が望ましいが、まずは、各家庭において3日分程度の水、食料の備蓄の奨励に努める。

5 防災体制の強化

県及び市町村は、住民自らが、救助・救出、避難誘導、避難所生活の支援ができるよう、自主防災組織の育成強化に努める。

第8節 防災施設等整備計画

第1 基本方針

災害時において、迅速かつ的確な災害応急対策が実施できるよう、防災施設等を整備し、災害時における応急活動体制の整備を推進する。

第2 防災施設等の機能強化

- 県は、防災施設等の整備を進め、次に掲げる機能の強化を図る。
 - ア 災害応急対策活動における中枢機能
 - イ 県庁舎等の被災時におけるサブ機能
 - ウ 防災ヘリコプター等による、災害応急活動を支援するための防災ヘリポート機能
 - エ 県民に対する防災知識の普及、教育及び訓練機能
 - オ 人員、物資等の輸送、集積機能
 - カ 災害対策用資機材の備蓄機能
 - キ 自家用発電装置、太陽光発電その他の再生可能エネルギー利用設備等による非常時電力供給機能
 - ク 被災住民の避難・収容機能
 - ケ 警察・消防・自衛隊等の部隊の展開、宿営の拠点、ヘリポート、物資輸送設備等の救援活動拠点機能

〔飛行場及び飛行場外離着陸場（ヘリポート）一覧（県調査） 資料編3-6-4〕

第3 公共施設等の整備

- 県及び市町村は、避難路、避難地（都市部における公園、緑地、道路などの住民の退避地を含む。）等を整備するとともに、避難所となる学校等の公共施設の不燃化及び非常用電源設備の整備等に努める。
- 防災関係機関は、災害応急対策上の重要施設、広域経済活動上の重要施設、多数を収容する重要施設等についての不燃化及び非常用電源設備の整備等に努める。

第4 消防施設の整備

- 市町村は、地域の实情に即した消防車両、消防無線、消防水利、その他の消防施設、設備を整備拡充し、常時点検整備を行う。

第5 防災資機材等の整備

- 県は、広域的又は大規模な災害において、市町村等が行う災害応急対策活動を支援するため、次の資機材を整備し、定期的に点検整備を行い、必要な補充を行う。
 - (1) 水防用資機材 [資料編 2-8-1、2-8-2]
 - (2) 空中消火用資機材 [資料編 2-8-3]
 - (3) 林野火災消火用資機材 [資料編 2-8-4]
 - (4) 放射性物質災害用資機材 [資料編 2-8-5]
- 県は、広域的又は大規模な災害における災害対策本部又は現地災害対策本部の機能を果たすために必要な資機材を整備する。

第9節 建築物等安全確保計画

第1 基本方針

- 1 都市災害を防止し、被害を最小限に食い止めるため、建築物の不燃化の促進、防災空間の確保、市街地の再開発等を推進することにより、都市の防災化を図る。
- 2 文化的遺産であり、歴史上・学術上又は芸術上価値の高い文化財を災害から守り、後世に伝えるために、文化財保護思想の普及徹底を図るとともに、防災施設の整備等を計画的に進める。

第2 建築物の不燃化の促進

1 防火地域、準防火地域の指定

- 市街地の建築物の状況等を考慮し、防火地域等の見直しを行い、地域指定を促進する。

[防火地域、準防火地域指定状況 資料編2-9-1]

2 公営住宅の不燃化促進

- 公営住宅、改良住宅等の公的住宅の不燃化を促進し、住宅団地の防災強化を図る。
- 周辺地域の防災拠点としても利用できるよう、オープンスペース等の適切な配置を考慮した団地造りを推進する。

[住宅地区改良事業等、改良住宅等建設戸数 資料編2-9-2]

3 民間住宅の不燃化促進

- 市街地における住宅の不燃化等、防災面での行政指導を強化し、民間住宅の不燃化を積極的に促進する。

第3 防災空間の確保

1 緑の基本計画

- 都市における良好な生活環境の形成と都市防災に資する効果を考慮し、都市公園の整備や緑地保全地域の決定等総合的な施策を体系的に位置付けるため、緑の基本計画を策定し、緑地の配置計画に従って、都市公園及び緑地を整備する。

2 都市公園の整備

- 都市における大規模火災等に対する延焼防止や避難場所、防災拠点などの防災的機能を発揮する空間を確保するため、都市公園の整備を推進する。

[都市公園の整備状況及び整備計画 資料編2-9-3]

第4 市街地再開発事業等による都市整備

1 市街地再開発事業

- 市街地内の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図るべき地域においては、防災機能を一層充実させるため、市街地再開発事業を推進する

[市街地再開発事業の状況 資料編 2-9-4]

2 密集住宅市街地整備促進事業等

- 老朽住宅が密集する地区において、老朽住宅を建て替えることにより、耐火性、耐震性の向上を図るとともに、道路、公園等の公共施設を整備するため、市町村及び地区住民と協調のもとに、密集住宅市街地整備促進事業等を推進する。

3 がけ地近接等危険住宅移転事業

- がけ崩れ等による災害の発生のおそれがある地区において、市町村及び関係住民と協力して、がけ地近接等危険災害住宅移転事業を推進する。

[がけ地近接等危険住宅移転事業の状況 資料編 2-9-5]

4 土地区画整理事業

- 市街地内の公共施設の整備とともに宅地の利用増進を図るべき地域においては、道路、公園、緑地を確保し、防災機能の充実を図るため、土地区画整理事業を推進する。

[土地区画整理事業の状況 資料編 2-9-6]

第5 建築物の安全確保

- 建築物に係る防災意識の高揚を図るため、日常業務における防災指導を実施するほか、毎年、上期と下期に、建築物防災週間を設け、各種防災啓発活動を実施するとともに、建築物防災相談所を設置し、県民に対する情報提供を行う。

[建築物防災週間防災査察実施状況 資料編 2-9-7]

- 地震、台風、豪雪、火災等に対する建築物の構造及び防火上の安全を確保するため、関係者に対する指導を行う。
- 防水扉及び防水板の整備など建物や地下街等を浸水被害から守るため、関係者に対する指導を行う。また、地下街等の管理者は、浸水被害を防止するため土のう等の水防資材の備蓄等の対策を講じるよう努める。
- 学校、病院、庁舎等の主要建築物については、大規模災害発生時における避難及び救助活動の拠点建築物として位置付け、その機能を確保するよう指導する。

第6 宅地の安全確保

- 宅地造成に伴う災害及び洪水、高潮、出水等による災害の防止を図るため、宅地造成等規制区域及び災害危険区域の適切な指定を行い、安全確保の指導に努める。

[災害危険区域の指定箇所 資料編 2-9-8]

[宅地造成等規制区域の範囲 資料編 2-9-9]

第7 防火対策の推進

- 消防法に定める防火対象物の防火管理体制の強化を図るため、防火管理者の選任、消防計画の作成、消火・通報及び避難訓練の実施、消防用設備等の設置及び維持管理など、防火管理業務の充実を図るよう指導する。

[指定防火対象物の現況 資料編 2-9-10]

- 消防法に定める既存特定防火対象物の火災から人命の安全確保を図るため、現行基準に基づく消防用施設等の設置及びその適正な維持管理を指導する。
- 事業場、住家、その他の防火対象物から火災の発生と被害の軽減を図るため、防火査察の強化並びに一般住民に対する防火思想及び防災知識の普及活動を推進し、火災予防の徹底を期するよう積極的に指導する。

第8 文化財の災害予防対策

1 文化財保護思想の普及

- 文化財に対する防火思想及び火災予防の徹底を図るため、文化財保護強調週間（11月1日～7日）、文化財防火デー（1月26日）等の行事を通じ、県民の防火・防災意識の高揚を図る。

2 防災施設等の整備

- 文化財の所有者又は管理者は、災害から文化財を守るため、必要な防災施設等の整備を図るとともに、定期的な保守点検を実施する。

建造物	○ 指定建造物は木造が多く、火災等の災害から守ることは、文化財保護事業の中でも重要な課題であり、立地条件に応じて、自動火災報知設備、避雷針、ドレンチャー、貯水池、消火栓消防道路等の設置を進める。
美術工芸品、 考古資料、 有形民俗文化財	○ 国指定文化財については、収蔵施設の設置が進んでいるが、さらに、自動火災報知設備、貯水池、消火栓、消火器、消防道路等の設備拡充を進める。 ○ 県指定文化財については、搬出不可能な文化財や文化財群に対して、耐火耐震構造の収蔵庫の設置を進めるとともに、搬出が容易な文化財も含めて、自動火災報知設備、給水設備等を整備する。
史跡、名勝、 天然記念物	○ 埋蔵文化財については、出土遺物の収蔵施設を整備するなど保存の措置を進める。 ○ 史跡、名勝、天然記念物の性質等に応じ、所在地域の予防計画と併せて、災害予防措置を講じる。

3 文化財防災組織の編成、訓練等

- 文化財の所有者又は管理者は、防災に関する責任体制を確立し、常に防災診断を行うとともに、所有者、管理者、檀家、地域住民等による自衛消防隊等の防災組織を編成し、防災活動に必要な訓練を行う。
- 災害時における文化財の搬出に万全を期するため、災害の種別、規模等を想定し、文化財ごとに、搬出計画をたてる。

- ア 文化財の性質、保全の知識を有する搬出責任者を定める。
- イ 文化財の避難場所を定める。
- ウ 搬出用具を準備する。

第10節 交通施設安全確保計画

第1 基本方針

災害による道路施設、鉄道施設、港湾施設、漁港施設及び空港施設の被害を防止し、又は軽減し、交通機能を確保するため、施設、災害対策用資機材の整備等を図る。

第2 道路施設

1 道路の整備

- 災害時における道路機能を確保するため、所管道路について、法面等危険箇所調査を実施し、補修等対策工事の必要箇所を指定して、道路の整備を進める。
 - ア 道路隣接法面の路面への崩落が予想される個所及び路体の崩落が予想される箇所を把握するため、道路法面、盛土欠落危険調査を実施する。
 - イ 上記調査に基づき、道路の防災補修工事が必要な箇所について、工法決定のための測量、地質調査、設計等を行い、その対策工事を実施する。

[道路施設の現況 資料編2-10-1]

2 トンネルの整備

- 災害時におけるトンネルの交通機能を確保するため、所管トンネルについて、安全点検調査を実施し、補強等対策工事の必要箇所を指定して、トンネルの整備を進める。
 - ア トンネルの耐震点検調査を実施し、補強対策工事の必要箇所を指定する。
 - イ 上記調査に基づき、補強対策工事が必要と指定された箇所について、トンネルの補強工事を実施する。

[隧道一覧表 資料編2-10-2]

3 障害物除去用資機材の整備

- 事故車両、倒壊物、落下物等を排除して、災害時の緊急交通路としての機能を確保するため、レッカー車、クレーン車、工作車等の障害物除去用資機材の分散配備、増強に努める。

[障害物除去機械一覧表 資料編2-10-3]

第3 鉄道施設

1 鉄道施設の整備

- 橋梁、木工造物等の線路建造物及び電気、建築施設を主体に、線区に応じた補強対策を推進する。

2 防災業務施設・設備の整備

- 気象予報・警報の伝達、情報の収集、観測施設相互間の連絡等に必要な気象観測設備、通信連絡設備、警報装置等を整備する。
- 大規模な災害が発生した場合の情報収集、連絡等を行うため、携帯電話、可搬型衛星通信装置など無線系通信設備を配備するなど、通信施設の整備充実を図る。

3 復旧体制の整備

- 発災後の早期復旧を期するため、次の体制を整備する。
 - ア 復旧要員の動員及び関係機関との協力応援体制
 - イ 復旧用資機材の配置及び整備
 - ウ 列車及び旅客等の取扱い方の事前広報
 - エ 消防及び救護体制

第4 港湾施設、漁港施設

- 輸送拠点としての機能強化を図るため、港湾緑地など多目的に利用可能なオープンスペース、耐震強化岸壁、臨港道路等を備えた防災拠点の整備を図る。

〔港湾における耐震強化岸壁整備計画 資料編 2-10-4〕

〔漁港における耐震強化岸壁整備計画 資料編 2-10-5〕

第5 空港施設

- 「飛行場における消火救難体制の整備基準」(平成17年9月7日付空管第84号)により、花巻空港内における消防力を整備する。
- 離着陸に必要な空港施設及び航空保安施設を常に良好な状態に維持するとともに、定期的に消火救難訓練を実施し、緊急事態の発生に備え、万全を期する。
- 震災による事故等が発生した場合における迅速、適切な対応を図るため、空港内事業所、花巻市消防本部、花巻市医師会等との連携を強化する。

〔花巻空港消火救難活動に関する協定 資料編 2-10-6〕

〔花巻空港及びその周辺における消火救難活動に関する協定 資料編 2-10-7〕

〔花巻空港医療救護活動に関する協定書 資料編 2-10-8〕

〔花巻空港医療救護活動に関する協定書細目 資料編 2-10-9〕

- 航空機火災等に対処するため、消防車両を配備する。

〔花巻空港消防車両一覧 資料編 2-10-10〕
- 冬季の積雪時における航空機の安全な運航を確保するため、除雪車両等を常備する。

〔花巻空港除雪車両等一覧 資料編 2-10-11〕

第11節 ライフライン施設等安全確保計画

第1 基本方針

災害による電力、ガス、上下水道、電気通信等のライフライン施設の被害を防止し、又は軽減するため、施設・設備、災害対策用資機材の整備等を図るとともに、巡視点検の実施等安全対策に万全を期する。

第2 電力施設

- 電気事業者は、災害による電力施設の被害を防止し、又は軽減するため、災害に応じた設備、資機材の整備等を図るとともに、電気工作物の巡視、点検、広報活動の実施等により、電気事故の防止を図る。

1 施設の整備

(1) 水害対策

発 電 設 備	<ul style="list-style-type: none"> ○ 過去の災害及び被害の状況、河床上昇等を加味した水位予想に各事業所の特異性を考慮し、防水壁、排水ポンプの設置、機器のかさ上げ、通信確保のための設備の設置及び建物の密閉化（窓の密閉化、ケーブルダクトの閉鎖等）等を実施する。 ○ 特に、洪水に対する被害防止に重点を置き、次の箇所の点検、整備を実施する。 <ul style="list-style-type: none"> ア ダム、取水口の諸設備、調整池及び貯水池の上・下流護岸 イ 導水路と溪流との交地点及びその周辺地形との関係 ウ 護岸、水制工、山留壁、水位計 	
送電設備	架 空 電 線 路	○ 土砂崩れ、洗掘などが起こるおそれのある箇所のルート変更、擁壁強化等を実施する。
	地 中 電 線 路	○ ケーブルヘッドの位置の適正化等による防水対策を実施する。
変 電 設 備	○ 浸冠水のおそれのある箇所は、建物床面や屋外機器のかさ上げ、出入口の角落し対策等を行う。	

(2) 風害対策

各 設 備 共 通	<ul style="list-style-type: none"> ○ 計画設計時に建築基準法及び電気設備に関する技術基準等による風害対策を十分考慮する。 ○ 既設設備の弱体箇所は補強等により対処する。
-----------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

(3) 雪害対策

水力発電・変電設備	○ 雪崩防護柵の取付け、機器の防雪カバーの取付け、機器架台のかさ上げ、融雪装置（ヒーター）の取付け、設備の隠蔽化等を実施する。
-----------	-----------------------------------------------------------------

送電設備	<ul style="list-style-type: none"> ○ 鉄塔にオフセット及び耐雪結構を採用し、がいし装置の耐張型化又は必要な箇所電線に難着雪化を行う。 ○ 降雪期前に、樹木の伐採を行うとともに、気象通報等により雪害を予知した場合は、系統切替により、災害の防止又は拡大防止に努める。
配電設備	<ul style="list-style-type: none"> ○ 配電線の太線化、縁まわし線の支持がいしの増加、耐雪支線ガードの取付け、難着雪電線の使用等を行う。 ○ 降雪期前に、樹木の伐採を行う。

(4) 雷害対策

送電設備	<ul style="list-style-type: none"> ○ 架空地線の設置、防絡装置の取付け、接地抵抗の低減を行う。 ○ 電力線の溶断防止のため、クランプの圧縮化、アーマロッドの取付け等を行う。 ○ 気象通報等により雷害を予知した場合は、系統切替により、災害の防止又は拡大防止に努める。
変電設備	<ul style="list-style-type: none"> ○ 避雷器、気中放電キャップを設置するとともに、架空地線によるしゃへいを行う。 ○ 重要系統の保護継電装置を強化する。
配電設備	<ul style="list-style-type: none"> ○ 襲雷頻度の高い地域においては、避雷器及び架空地線を取付け、対処する。

2 電気工作物の予防点検等

- 電気工作物を、常に法令に定める技術基準に適合するよう保持するとともに、事故の未然防止を図るため、定期的に電気工作物の巡視点検（災害の発生のおそれがある場合は、特別の巡視）を行う。
- 自家用需要家を除く一般需要家の電気工作物の調査等を行い、感電事故の防止を図るほか、漏電等により出火に至る原因の早期発見とその改修に努める。
- 一般公衆に対し、電気安全東北委員会岩手電気協議会等と協力して、電気の正しい取扱いと適正配線の重要性についてのPRに努める。

3 災害対策用資機材の確保等

- 各設備ごとの必要最小限の資機材の種類、数量を定め、次の事項に重点を置き、その整備を進める。
 - ア 所要資機材計画
 - イ 輸送計画（車両、舟艇、ヘリコプター等）
 - ウ 保管施設の整備
 - エ 資機材及び輸送の調達
 - オ 資機材輸送の調査確認

4 ヘリコプターの活用

- 災害が発生した場合に備え、航空会社との出動協力及び連絡体制について整備する。
- 災害時には、最寄りの技術センターが、ヘリコプターの基地（常設1箇所、臨時3箇所）

の整備状況を点検するとともに、除雪その他着陸準備を早急に完了して、その旨を災害対策本部に報告する。

第3 ガス施設

- ガス事業者は、災害によるガス施設の被害を防止し、又は軽減するとともに、二次災害を防止するため、施設、資機材等の整備を図るとともに、需要家に対する器具の取扱方法等の周知徹底を図る。

1 施設の整備

(1) 都市ガス施設

製造施設	○ 二次災害を防止するため、緊急遮断弁、消火設備、保安用電力の確保等の整備を行う。
供給施設	○ 「ガス工作物の技術上の基準」等に基づき、設計する。 ○ ガスホルダー及びガス導管は、安全装置、遮断装置、離隔距離等を考慮して設置する。 ○ ガス導管材料は、高・中・低圧別に区分し、それぞれの状態に応じた最適な材料、継手、構造等を採用する。 ○ 二次災害を防止するため、ホルダーの緊急遮断装置による緊急遮断、導管網のブロック化、工場等における放散塔による中圧導管の緊急減圧措置を行う。
安全器具	○ 災害防止に効果のあるマイコンメーターの設置を進める。

(2) LPガス施設

製造施設及び貯蔵所	○ 二次災害を防止するため、緊急遮断弁、消火設備、保安用電力の確保等の整備を行う。
容器置場	○ 火気との距離を確保するとともに、雪害等を考慮して設定する。
容器	○ 容器の転落、転倒を防止するため、適切な鎖掛け等を行うとともに、定期点検を実施する。
安全器具	○ 災害防止に効果のあるマイコンメーターの設置を進める。 ○ 容器等からのガス漏れを防止するため、ガス放出防止器等の設置を進める。 ○ ガス放出防止器等の設置に当たっては、容器のバルブの閉止が困難な高齢者世帯等を優先的に行うよう配慮する。

2 災害対策用資機材の確保等

- 災害時に必要な資機材の在庫管理を行い、調達を必要とする資機材については、その確保体制を整備する。

3 防災広報活動

- 災害時における二次災害の防止等を図るため、平常時から、需要家に対し、次の事項についての周知徹底を図る。

ア ガス栓の閉止等、地震が発生した場合においてガス器具に対してとるべき措置

イ ガス漏れ等の異常に気づいた場合の措置

第4 上下水道施設

1 上水道施設

- 水道事業者及び水道用水供給事業者（以下「水道事業者等」という。）は、災害による上水道施設の被害を防止し、又は軽減するため、施設、資機材の整備等を図る。

(1) 施設の整備

- 浄水施設等は、被災時の停電を考慮して、必要最小限の自家発電設備の整備を図る。
- 配水管は、管路の多系統化、ループ化、ブロックシステム化等を行う。
- 既設管は、漏水防止作業を実施し、破損及び老朽管を発見して、敷設替え等の改良を行う。

(2) 給水体制の整備

- 市町村及び水道事業者等は、災害時において、被災者が必要とする最小限の飲料水（一人当たり1日3リットル以上）の供給を確保できるよう、ろ過器の配備、給水タンク車の増強、応急配管及び応急復旧用資機材の備蓄増強を図る。

2 下水道施設

- 下水道施設の管理者は、災害による下水道施設の被害を防止し、又は軽減するため、施設の整備等を図る。

下水管渠	<ul style="list-style-type: none"> ○ 新たな下水管渠の敷設は、耐震性の確保のため構造面での耐震化を図るとともに、管路の複数ルート化に努め、流下機能を確保する。 ○ マンホール蓋の点検を行い、飛散、摩耗等の危険な箇所の補修、交換を行う。 ○ 下水管渠の流下機能を確保するため、マンホール間のバイパス等の資機材の確保を図る。
ポンプ場、 終末処理場	<ul style="list-style-type: none"> ○ ポンプ場、終末処理場は、非常用発電設備を整備する。 ○ 新たなポンプ場、処理場の建設は、耐震性の確保のため構造面での耐震化を図る。 ○ 既設のポンプ場、処理場は、耐震診断を行い、危険な施設の改修を行う。

[下水道施設の現況及び整備計画 資料編 2-11-1]

第5 通信施設

1 電気通信設備

- 電気通信事業者は、災害時における通信の確保を図るため、施設、資機材の整備等を図る。

(1) 設備の整備

- 電気通信設備及びその附帯設備（建物を含む。以下「電気通信設備等」という。）の防災設計を実施する。

<p>ア 豪雨、洪水、高潮、津波等のおそれのある地域の電気通信設備等については、耐水構造化を行う。</p> <p>イ 暴風又は豪雪のおそれのある地域の電気通信設備等については、耐風又は耐雪構造化を行う。</p> <p>ウ 地震又は火災に備え、主要な電気通信設備等については、耐震及び耐火構造化を行う。</p>

- 災害が発生した場合における通信の確保を図るため、次により、通信網の整備を行う。

- ア 主要な伝送路を、多ルート構成又はループ構成とする。
- イ 主要な中継交換機を、分散配置する。
- ウ 主要な電気通信設備については、必要な予備電源を設置する。
- エ 重要加入者については、当該加入者との協議により、2ルート化を推進する。

(2) 重要通信の確保

- 災害時に備え、重要通信に関するデータベースを整備する。
- 常時、その通状況を管理し、通信リソースを効率的に運用する。
- 災害時には、設備の状況を監視しつつトラヒックコントロールを行い、電気通信のそ通を図る。

(3) 災害対策用機器及び車両の配備

- 保管場所及び数量を指定して、次に掲げる機器、機材、車両等を配備する。

- | | |
|------------------------|----------------------------|
| ア 孤立防止用衛星通信方式 (ku-1ch) | オ 移動電源車及び可搬型発電機 |
| イ 可搬型衛星地球局 | カ 応急ケーブル |
| ウ 可搬型無線機 | キ 電気通信設備等の防災用機材 (消火器、土のう等) |
| エ 移動基地局及び臨時基地局 | |

(4) 災害対策用資機材の確保等

- 災害応急対策及び災害復旧を実施するため、平常時から、災害対策用資機材、器具等の確保に努める。
- 災害対策用資機材の設置場所について、市町村と協議し、あらかじめ定めておくよう努める。

(5) 電気通信設備の点検調査

- 電気通信設備を、常に法令に定める技術基準に適合するよう保持するとともに、事故の未然防止を図るため、定期的に電気通信設備の巡視点検 (災害の発生のおそれがある場合は、特別の巡視) を行い、不具合の早期発見とその改修に努める。

2 放送施設

- 放送局は、災害時における放送の送出及び受信を確保するため、放送施設・設備の整備拡充を図るとともに、災害応急・復旧対策に必要な資機材の整備を図る。

(1) 設備の整備

- 放送設備、特に放送主系統設備、受配電設備、非常用発電設備等の防火防災対策を実施する。
- 放送設備等重要な設備については、代替又は予備の設備を設ける。
- 防火設備等を設け、二次災害の発生を防止する。
- 建物、構築物、放送設備等の防災性について、定期的に自主点検を実施する。

(2) 放送継続体制の整備

- 災害により、放送機、中継回線、演奏所等に障害が発生し、平常時の運用が困難になった場合に備え、他の放送系統による臨機の番組変更、常置以外の必要機器の仮設等、放送を継続できる体制の整備を図る。

(3) 防災資機材の整備

- 災害応急対策・復旧対策に必要な資機材の整備、備蓄を図る。

第12節 危険物施設等安全確保計画

第1 基本方針

危険物災害の発生及び拡大を防止するため、施設・設備、災害対策用資機材等の整備を図るとともに、保安教育、指導等による保安体制の整備強化を図る。

第2 石油类等危険物

1 保安教育の実施

- 県は、法令の定めるところにより、危険物取扱者の保安講習を実施する。
- 危険物施設の所有者等は、危険物取扱者、危険物施設保安員等に対し、保安管理の向上を図るため、消防機関等と連携し、講習会、研修会等の保安教育を実施する。

2 指導強化

- 県は、市町村が行う許可及び消防機関による立入検査等に対し、指導助言を行い、災害防止に努める。
- 消防機関は、危険物施設に対し、次の事項を重点に、立入検査等を実施する。

- ア 危険物施設の位置、構造及び設備の維持管理の検査
- イ 危険物の貯蔵、取扱い、運搬、積載等の方法の検査及び安全管理指導
- ウ 危険物施設の所有者等、危険物保安監督者等に対する非常時にとるべき措置指導

3 屋外貯蔵タンクからの流出油事故対策

(1) 沈下測定の実施

- 危険物施設の所有者等は、屋外貯蔵タンクの沈下測定を定期的に行い、その実態の把握に努める。

(2) 不等沈下の著しいタンクの措置

- 消防機関は、不等沈下の著しいタンクについて、法令の定めるところにより、タンクの底部の厚さ、溶接部の損傷、亀裂、腐食等の欠陥の有無の確認等保全検査を実施する。
- 消防機関は、欠陥が発見されたタンクについて、必要な修繕を行わせるとともに、タンクの基礎の修繕により不等沈下を是正させ、保安の確保に努める。

(3) 敷地外流出防止措置

- 県及び消防機関は、危険物の流出事故が発生した場合における敷地外又は海上への流出による二次災害を防止するため、油槽基地等危険物タンクが相当数群立する危険物施設の所有者等に対し、防油堤・流出油防止堤の設置、土のう、オイルフェンス等の流出油防除資機材の整備など必要な措置を講じるよう指導する。

4 自衛消防組織の強化措置

- 危険物施設の所有者等は、自衛消防隊の組織化を推進する。
- 危険物施設の所有者等は、隣接する事業所との相互応援に関する協定を締結するなど、効率ある自衛消防力の確立を図る。

5 化学防災資機材の整備

- 市町村は、化学消防車等の整備を図り、化学消防力の強化を推進する。

[化学消火薬剤備蓄状況 資料編 2-12-1]

第3 高圧ガス及び火薬類災害予防対策

- 関東東北産業保安監督部東北支部及び県は、高圧ガス又は火薬類による災害の発生及び拡大を防止するため、保安意識の高揚、規制の強化、自主保安体制の強化促進を図る。

1 保安意識の高揚

- 高圧ガス保安法、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律、火薬類取締法等関係法令の周知徹底を図るため、保安教育講習、保安推進パトロール等を実施する。
- 高圧ガス、火薬類の取扱者、従事者等に対する技術講習を実施する。
- 危害予防週間を設け、保安意識の高揚に努める。

2 規制の強化

- 高圧ガスの製造施設、貯蔵所又は火薬庫等が関係法令に規定する技術上の基準に適合し、かつ適正に維持されているか、保安検査及び立ち入り検査を実施する。
- 指導の適正を期するため、指導取締方針の統一、相互協力等により、関係機関との連携を密にする。

3 自主保安体制の整備指導

- 保安教育計画に基づく保安教育及び防災訓練の実施により、業務上の保安確保に万全を期するよう指導する。
- 定期自主検査の完全実施及び責任体制の確立を指導する。
- 災害発生時の自主防災対策の策定を指導する。

第4 毒物、劇物災害予防対策

- 県は、毒物、劇物による保安衛生上の危害を防止するため、毒物、劇物営業者及び毒物、劇物業務上取扱者に対して、次の監視指導を行い、災害予防対策を講じる。

区 分	内 容
毒物・劇物営業者	営業施設の構造、設置基準への適合
毒物、劇物の貯蔵タンクを有する施設	屋外タンク、屋内タンク、地下タンクの構造、設備基準への適合

- 県は、毒物、劇物貯蔵所を定期的に点検するとともに、事故が発生した場合の応急措置体制の確立の指導及び届出義務（保健所、消防署、警察署）の周知徹底を図る。

第5 放射線災害予防対策

- 防災関係機関及び放射性同位元素の届出、許可等使用者は、災害時における放射性物質による事故を未然に防止するため、施設の防災対策、防災業務従事者に対する教育及び訓練、防護資機材の整備等災害予防対策を推進する。

第13節 水害予防計画

第1 基本方針

- 1 洪水等による水害を予防するため、河川改修事業、ダム建設事業、砂防事業、農地防災事業、障害防止対策事業及び治山事業を計画的に実施する。
- 2 災害時に適切な措置をとることができるよう、施設の維持管理体制を整備する。

第2 河川改修事業

- 河川数は、一級河川、二級河川を合わせて312河川、指定延長は3,120キロメートルに及んでおり、土地利用の高度化とともに、防災上の要請から、河川改修は急務となっている。
[河川改修の状況 資料編2-13-1]
- 県事業として、広域河川改修等の事業を進めるとともに、緊急度が高く、防災効果の大きい河川の改修を実施する。

事業名	施行箇所	施行年度
直轄河川改修事業	北上川	昭16～継続
広域河川改修事業	木賊川外6河川	昭37～継続
その他の河川改修事業	南川外30河川	昭41～継続

第3 ダム建設事業

- 直轄ダム建設事業は、石淵、田瀬、湯田、四十四田及び御所の5ダムが完成しており、現在、北上川水系河川整備基本方針に基づいて計画されたダム群のうち、胆沢ダムの建設（昭和63年度～）に入っている。
- 県営ダムの建設事業は、8ダムが完成し、現在、3ダムの建設を進めている。
- 北上川流域における洪水調節機能の強化を図るため、胆沢ダムの建設を促進するとともに、治水対策の強化を図るため、遠野第二ダム等の建設を進める。

事業名	施行箇所	施行年度	備考	資料編
多目的ダム建設事業	胆沢ダム	昭63～平25	特定多目的ダム	2-13-2
河川総合開発事業	築川ダム	平4～	多目的ダム	2-13-3
〃	津付ダム	平12～	治水ダム	
〃	遠野第2ダム	平3～平22	〃	

第4 砂防事業

- 砂防事業は、流域における荒廃地域の保全及び土砂災害から人命、財産を守ることを目的として、えん堤工、溪流保全工等の整備を進める。

[砂防事業の実施状況 資料編 2-13-4]

[砂防指定地及び砂防施設市町村別一覧 資料編 2-13-5]

- 火山地域における火山砂防事業を、重点的に推進する。
- 土石流対策の砂防事業を重点的に推進する。

事業名	施行箇所	施行年度	資料編
砂防事業	県内全域	昭7～継続	2-13-6
直轄火山砂防事業	八幡平山系	平2～継続	

第5 農地防災事業

- 防災ダム事業については、調節効果の大きいダムから着工し、これまで7地区15ダムが完成している。現在震災対策として1地区実施中である。
- 老朽ため池事業及び土砂崩壊防止事業については、緊急度及び効果の大きいものから優先実施するとともに、年間施行量の増大を図る。

事業名	施行箇所	施行年度	資料編
防災ダム事業	衣川外7	昭25～継続	2-13-7
老朽ため池事業	県内一円	昭32～継続	
土砂崩壊防止事業	〃	昭42～継続	

第6 障害防止対策事業

- 障害防止対策事業については、緊急度及び効果の大きいものを優先実施するとともに、年間施行量の増大を図る。

事業名	施行箇所	施行年度	資料編
障害防止対策事業	滝沢村外	昭45～平21	2-13-8

第7 治山事業

- 本県における治山事業の対象地は、広大な林野の各所に散在しているため、比較的小規模な施設を各所に多数配置し、その濃密化により漸次効果を高めていく。
- 山地災害の多発化傾向に対処するため、既存荒廃地への復旧治山、荒廃危険地への予防治山等の山地治山を強化し、山地災害の未然防止をはかる。特に集落の地域的な保全強化を目的とした防災対策総合治山事業を積極的に推進する。

事業名	施行箇所	施行年度	資料編
山地治山事業	県内一円	平9～平15	2-13-9
保安林整備事業	〃	〃	2-13-10

第8 河川情報基盤整備事業等

- 壊滅的な水害被害を軽減するため、降雨、水位、土砂災害及びダム情報等の各種観測施設並びにデ

一タ処理施設の整備を図る。

[県内雨量・水位観測所調 資料編 2-13-11]

第9 施設の管理

- 洪水防ぎよ又は内水排除等のために河川法指定河川に設置された水門、ひ門及びひ管については、洪水時等における緊急操作の必要性に鑑み、管理事務の一部を関係市町村に委託する。
- 当該事務の委託を受けた市町村は、施設ごとの責任者を定める等必要な計画を定め、有事に即応した適切な措置を講じられるよう、管理体制を整備する。

[河川水門管理要綱及び河川水門管理委託箇所表 資料編 2-13-12]

第10 浸水想定区域の公表及び周知

- 国土交通省及び県は、洪水予報河川又は水位情報周知河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を浸水想定区域として指定するとともに、浸水想定区域及び浸水した場合に想定される水深を公表し、関係市町村に通知する。
- 市町村は、浸水想定区域の指定があったときは、市町村地域防災計画において、浸水想定区域ごとに、洪水予報の伝達方法、避難場所その他円滑かつ迅速な避難を図るために必要な事項並びに浸水想定区域内に地下街等（地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設）又は主として高齢者等の災害時要援護者が利用する施設で当該施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合にはこれらの施設の名称及び所在地について定める。
- 市町村は、市町村地域防災計画において、浸水想定区域内の地下街等及び主として高齢者等の災害時要援護者が利用する施設で当該施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものについては、当該施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう洪水予報等の伝達方法を定める。
- 市町村は、市町村地域防災計画に定めた洪水予報の伝達方法、避難場所等を住民に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物（洪水ハザードマップ等）の配布その他の必要な措置を講じる。

[浸水想定区域図一覧 資料編 2-13-13]

第14節 雪害予防計画

第1 基本方針

大雪、雪崩等による災害を防止し、県民の日常生活の安定と産業経済の機能を確保するため、雪害対策を進める。

第2 雪崩防止対策

1 雪崩危険箇所の調査及び周知

- 各実施機関は、適期に、雪崩の発生が予測される危険箇所を調査し、注意標識の設置その他の方法により、関係者に対し、適切な周知を行う。

実施機関		調査対象
市町村		1 地域内の一般住家に危険を及ぼすもの 2 市町村道に危険を及ぼすもの
県	道路環境課	知事が管理を委託されている一般国道及び県道に危険を及ぼすもの 〔雪崩危険箇所表 資料編2-14-1〕
	砂防災課	人家5戸以上（公共的建物を含む。）に倒壊等著しい被害を及ぼすおそれのあるもの
	林業振興課	製炭業征事者、製炭窯に危険を及ぼすもの
	森林保全課	民有林地域で主要公共施設又は人家等に危険を及ぼすもの
県警察本部		各機関に協力し、主として人命に危険を及ぼすもの
東北地方整備局 （岩手河川国道事務所）		国が直接管理する一般国道に危険を及ぼすもの
岩手労働局		事業場における寄宿舍等の施設及び作業場に危険を及ぼすもの 〔岩手労働局における雪崩対策 資料編2-14-2〕
東日本旅客鉄道株式会社盛岡支社		鉄道に危険を及ぼすもの 〔東日本旅客鉄道株式会社盛岡支社における雪崩対策 資料編2-14-3〕

2 雪崩防止対策事業

- 雪崩災害を未然に防止するため、雪崩防止柵等の整備を進める。

事業名	路線名	事業概要	施行年度	資料編
雪崩防止事業	一般国道 107 号外 15 路線	雪崩防止柵	昭 41～継続	2-14-4
雪崩防止林造成事業	安代町中川原外1箇 所	植栽工、雪崩防止柵 等	平 9～平 15	2-14-5
雪崩対策事業	湯田町天子森地区	雪崩予防柵	平 12～平 15	2-14-6

第3 道路交通の確保

1 除雪対策

- 各実施機関は、次により除雪を行い、国県道、主要路線の交通を確保する。

実施機関	除 雪 路 線
国土交通省	直轄管理する一般国道のうち、雪寒指定路線となっている4号、46号及び283号（仙人峠道路）
県	国土交通省直轄管理路線以外の一般国道、主要地方道及び一般県道
市町村	管内市町村道
東日本高速道路(株)	東北自動車道、八戸自動車道、秋田自動車道、釜石自動車道

〔県の除雪計画（春先の除雪を含む。） 資料編2-14-7〕

- 各実施機関は、除雪用機械の整備、保守点検・除雪要員の確保等を図る。

〔除雪機械等の整備状況 資料編2-14-8〕

- 積雪及び路面凍結による自動車のスリップ事故を防止するため、早期除雪及び路面凍結防止剤の散布を効果的に実施する。

2 凍雪害防止対策

- 冬期の安全で円滑な交通を確保するため、スノーシェッド、雪崩防止柵、堆雪帯等の施設を整備するとともに、歩車道の無散水消融雪施設の整備を促進する。

（県管理道路における事業）

事業名	施行箇所	施行年度	資料編
凍雪害対策事業	一般国道106号 外88路線	昭39～継続	2-14-4 2-14-9

第4 鉄道交通の確保

- 東日本旅客鉄道株式会社盛岡支社、日本貨物鉄道株式会社盛岡支店及びIGRいわて銀河鉄道株式会社は、毎年、定期的に越冬対策打合せ会を開催し、次の事項について打合せを行い、その対策の万全を期す。

ア 越冬設備	エ 排雪列車の運転手配
イ 雪害時の輸送対策	オ 雪掻車の配置運用
ウ 排雪列車のダイヤ設定	

- 毎年降雪前に、地区ごとに除雪懇談会を開催し、鉄道除雪協力班を編成するなど、部外との協力体制を整備する。

〔雪害対策実施要領（抜すい） 資料編2-14-10〕

第5 医療の確保

- 次の方法により、豪雪時における地域住民の医療を確保する。

岩手県地域防災計画 第2章 災害予防計画

措置区分	措置方法	担当地域及び担当医療機関
救急医療	救急患者の収容、治療を目的とする救急医療班を編成し、待機させる。	救急医療班一覧表 資料編 2-14-11
通常医療	無医地区のうち、特に医療に恵まれない地域については、巡回医療班を派遣し、患者の早期発見早期治療に当たり、必要な場合は医薬品の配置を行う。	巡回診療班一覧表 資料編 2-14-12

第15節 津波・高潮災害予防計画

第1 基本方針

- 1 津波・高潮等による災害を予防するため、海岸保全事業、三陸高潮対策事業及び海岸防災林造成事業を計画的に実施する。
- 2 災害時に適切な措置をとることができるよう、施設の維持管理体制を整備する。

第2 津波、高潮災害予防事業

- 本県の海岸線の総延長約709キロメートルのうち、津波、高潮、波浪等の災害から積極的に防護する必要がある地域として海岸法に基づき海岸保全区域に指定した区域及び将来海岸保全区域に指定することが必要と認められる区域の海岸延長は、126キロメートルとなっている。

〔海岸保全区域延長 資料編2-15-1〕

- 国、県及び市町村は、社会資本整備重点計画（平成15年10月閣議決定）に基づき、防潮堤防、防潮護岸等の海岸保全施設の整備を、計画的に実施する。

〔津波・高潮災害予防施設の設置状況 資料編2-15-2〕

〔海岸防潮堤防設置一覧 資料編2-15-3〕

- 社会資本整備重点計画では、重点的、効果的かつ効率的な実施に向けた取組みとして「津波、高潮、波浪、海岸浸食が国民の生命・財産に及ぼす被害の軽減」「人の暮らしと自然環境が調和した後世に伝えるべき豊かで美しい海岸環境の保全回復」を柱とした事業の展開を図る。
- 防潮堤防等の設置と並行して、飛砂、潮風、強風、霧等の被害を防止するとともに、津波、高潮の被害を軽減することを目的として、海岸防災林造成事業を進める。

事業名	施工箇所	施工年度	所 管	資料編
高潮対策	野田海岸外 8 海岸	昭 61～継続	国土交通省河川局・港湾局、農 林水産省農村振興局・水産庁	2-15-4
侵食対策	門の浜海岸	平 11～継続	水産庁	
津波・高潮危機管理 対策緊急事業	嶋之越海岸外 8 海岸	平 17～継続	国土交通省河川局・港湾局、農 林水産省農村振興局・水産庁	

第3 海岸保全施設の管理

- 海岸保全施設は、その機能が長期にわたって維持されるよう、施設の構造形式や地理的条件等を十分に把握し、定期的な点検や劣化、損傷等に対する適時・的確な修繕など、維持管理計画に基づいた適切な維持管理を行う。
- 海岸堤防の維持管理は、原則として設置者が行うが、有事の際に迅速かつ適切な措置が講じられるよう、門扉（水門、排水樋門、陸閘、道路門扉、遮断扉等）の操作等は、地元市町村長に委託する。
- 当該事務の委託を受けた市町村長は、施設ごとの責任者を定める等必要な計画を定め、有事に即応

した適切な措置を講じられるよう、管理体制を整備する。

[海岸水門管理要綱 資料編 2-15-7]

第16節 土砂災害予防計画

第1 基本方針

集中豪雨等による土砂災害を防止するため、地すべり防止対策事業、土石流対策事業、急傾斜地崩壊対策事業を実施する。また、土砂災害が発生するおそれのある区域について、その周知、警戒避難、体制の整備を図るとともに、著しく土砂災害が発生するおそれがある区域については、一定の開発行為制限や、住宅移転を促進するなど土砂災害防止対策を推進する。

第2 地すべり防止対策事業

- 地すべり危険区域、地すべり防止区域及び事業の実施状況は、次のとおりである。

所管別	危険区域	防止区域	事業実施状況		資料編
			既成	工事中	
国土交通省	191	17	16	1	地すべり防止区域一覧表 2-16-3
林野庁	43	23	20	3	地すべり防止区域一覧表 2-16-4
農林水産省	35	3	3	—	地すべり防止区域一覧表 2-16-5

[土砂災害発生危険箇所一覧 資料編 2-16-1]

[地すべり危険箇所市町村別一覧 資料編 2-16-2]

[地すべり防止対策事業一覧 資料編 2-16-6]

1 国土交通省関係事業

- 地すべり防止区域に指定している 17 箇所のうち、16 箇所の工事が完了し、1 箇所で事業を実施している。

2 林野関係事業

- 地すべり防止区域に指定している 23 箇所のうち、20 箇所の工事が完了し、3 箇所で事業を実施している。
- 指定外の 43 箇所については、復旧治山事業等により、24 箇所の工事が完了し、8 箇所で一部完了、1 箇所で事業を実施、10 箇所で未着手となっている。
- 現在実施中の地すべり防止事業の早期完成を図るとともに、未着手箇所については、監視を行いながら、地すべりの再移動のおそれがある区域については事業化を図る。

3 農林水産省関係事業

- 地すべり防止区域に指定している豊沢川上流の 3 箇所の全ての防止工事が完了している。
- 地すべり対策が未実施である 35 箇所については、危険度の高い地区から順次対策を講ずる。

第3 土石流対策事業

- 土石流危険渓流は、7,198 渓流となっている。

[土石流危険渓流市町村別一覧 資料編 2-16-7]

- 土石流対策事業は、国の社会資本総合整備計画及び岩手県地震防災緊急事業五箇年計画（平成 23～27 年度）（以下「社会資本総合整備計画等」という。）に基づき、推進する。
- 事業の実施に当たっては、特に土石流が発生するおそれの高い渓流、保全対象となる人家又は公共的施設の多い渓流を重点的に、砂防工事（えん堤工、渓流保全工等）を進める。

第4 山地災害予防事業

- 山地災害危険地区（地すべり危険地区を除く。）は、4,088 箇所（国有林地内 320、民有林地内 3,768）あり、このうち、治山事業の採択基準に合う箇所については、森林法に基づき、対策工事を実施する。

[山地災害危険地区市町村別一覧 資料編 2-16-8]

- 治山事業の採択基準に満たない小規模な山腹崩壊地で、公共施設、人家等に直接被害を及ぼす箇所については、県単独治山事業を継続して実施する。

事業名	施行箇所	資料編
山地治山事業	盛岡広域振興局管内 外	2-16-9
海岸防災林造成事業	沿岸広域振興局管内 外	2-15-5
		2-15-6
雪崩防止林造成事業	〃	2-14-5
保安林整備事業	盛岡広域振興局管内 外	
県単独治山事業	〃	

- 山地災害危険地区の山地災害に関する行動マニュアル、パンフレット等を作成し、住民等に配布する。

第5 急傾斜地崩壊対策事業

- 急傾斜地崩壊危険箇所は、6,959 箇所となっている。
- 急傾斜地崩壊対策事業は、社会資本総合整備計画等に基づき、推進する。
- 事業の実施に当たっては、災害時要援護者施設や避難所がある等、緊急性の高い箇所を重点的に対策工事を進める。

[急傾斜地崩壊危険箇所市町村別一覧 資料編 2-16-10]

[急傾斜地崩壊対策事業の状況 資料編 2-16-11]

- がけ崩れ危険住宅移転促進事業による住宅移転を促進する。

第6 土砂災害防止対策の推進

- 県及び市町村は、危険箇所に関する情報を地域住民に提供し、適切な土地利用及び日頃の防災活動、降雨時の対応等について周知を図る。
- 県は、土砂災害警戒区域及び特別警戒区域指定等のための基礎調査を行い、関係市町村長の意見を聞き、その区域を指定する。

- 市町村は、土砂災害警戒区域等の指定があったときは、市町村地域防災計画に、当該計画区域ごとに土砂災害に関する情報の収集及び伝達、予報・警報及び土砂災害警戒情報の伝達、避難、救助その他当該警戒区域における土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制について定める。
- 県は、土砂災害から住民の生命、身体を守るため、土砂災害特別警戒区域において一定の開発行為の制限、建築物の構造の制限に関する所要の措置等を実施する。

第7 土砂災害警戒情報の発表

1 目的及び発表機関

- 大雨による土砂災害の発生する恐れが高まった時に、市町村長が発令する避難勧告等の判断の支援や住民の自主避難の参考となるよう、県と気象台が共同で土砂災害警戒情報を発表する。

2 発表対象地域

- 土砂災害警戒情報は、市町村を最小発表単位とし、県内の全ての市町村を発表対象とする。

3 発表・解除基準

(1) 発表基準

発表基準は、大雨警報発表中において、実況雨量及び気象庁が作成する降雨予測に基づいて5kmメッシュごとの監視基準（土砂災害発生避難基準線）に達したときに、県と気象台が協議のうえ、そのメッシュを含む市町村単位で土砂災害警戒情報を発表する。

なお、地震等で現状の基準を見直す必要があると考えられた場合は、県と気象台は基準の取扱いについて協議するものとする。

(2) 解除基準

解除基準は、監視基準を下回り、かつ短時間で再び監視基準を超過しないと予想されるときとする。ただし、無降雨状態が長時間継続しているにもかかわらず基準を下回らない場合は、土壌雨量指数の状況等を鑑み、県と気象台が協議のうえで解除できるものとする。

なお、解除においても大雨警報発表中に行う。

4 利用にあたっての留意点

- (1) 土砂災害警戒情報は、大雨による土砂災害発生の危険度を、降雨に基づいて判定し発表するもので、個別の災害発生箇所・時間・規模等を詳細に特定するものではないことに留意する。
- (2) 土砂災害警戒情報の対象とする災害は、技術的に予知・予測が可能である表層崩壊等による土砂災害のうち土石流や集中的に発生する急傾斜地の崩壊とし、技術的に予知・予測が困難である斜面の深層崩壊、山体の崩壊、地すべり等については発表対象とするものではないことに留意する。
- (3) 市町村長が行う避難勧告等の発令に当たっては、土砂災害警戒情報を参考にしつつ、周辺の溪流・斜面の状況や気象状況、県の補足情報（土砂災害警戒情報システムの危険度を示す指標）等も合わせて総合的に判断すること。

5 情報の伝達体制

- 県は、災害対策基本法第 51 条（情報の収集及び伝達）及び第 55 条（県知事の通知等）により、市町村長その他関係者に伝達する。
- 気象台は、気象業務法第 15 条により大雨警報を県に伝達することが義務付けられている。土砂災害警戒情報は大雨警報を解説する気象情報の 1 つとして関係機関に伝達し、伝達系統は大雨警報と同様の経路で行う。
- 伝達先及び系統図については、資料編 3-2-4 に示すとおりである。

6 避難勧告等のための情報提供

- 県は補足情報として、危険度を表示した地図情報や危険度の時間変化を知らせる参考情報を総合防災情報ネットワークで提供するとともに、県民には県ホームページで提供する。

土砂災害警戒情報の補足情報

危険度	表示	状況及び行動の目安
避難準備検討要	黄	3 時間以内に土砂災害発生 of 基準値を超える恐れがある場合。 (避難準備の検討が必要な状況)
避難勧告検討要	橙	2 時間以内に土砂災害発生 of 基準値を超える恐れがある場合。 (避難勧告の検討が必要な状況)
避難指示検討要	赤	既に土砂災害発生 of 基準値を超えている場合。 (避難指示の検討が必要な状況)

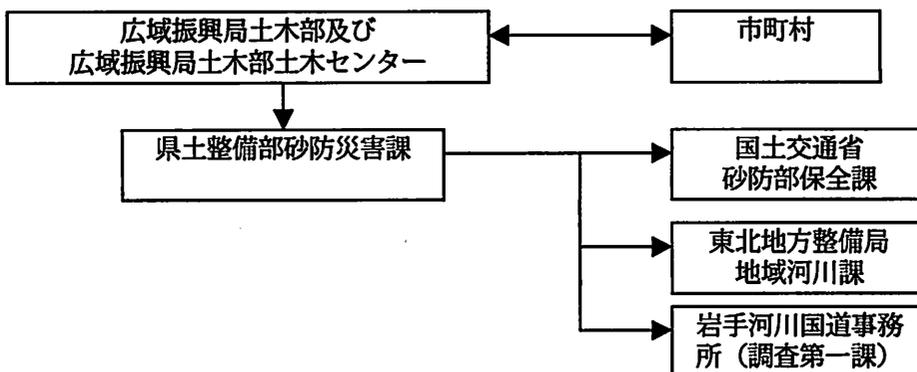
※警戒避難判定参考情報として、危険度を 1km メッシュごとに色分けした地図情報を市町村に提供する。

第 8 土砂災害発生時における情報収集及び報告系統

- 県及び市町村は、地すべり、土石流、がけ崩れ、雪崩が発生した際には被害状況の早期把握に努め、別添各災害報告様式により報告系統のとおり報告する。

[災害報告（地すべり、土石流等、がけ崩れ、雪崩） 資料編 2-16-12]

土砂災害発生時における報告系統



第17節 火災予防計画

第1 基本方針

- 1 火災の発生を防止し、又は拡大を防止するため、防火思想の普及、出火防止、初期消火の徹底等を図る。
- 2 消防施設の整備等による消防力の充実強化を図る。

第2 出火防止、初期消火体制の確立

1 火災予防の徹底

- 市町村は、出火防止等を重点とした講演会、講習会、座談会等の実施、ポスター、パンフレット等の印刷物の配付、その他火災予防週間中における車両等による広報を実施し、火災予防の徹底を図る。
- 市町村は、出火防止又は火災の延焼拡大防止を図るため、地域住民に対し、初期消火に必要な消火資機材、住宅用防災機器（火災警報器）、消防用設備等の設置及びこれら器具等の取扱い方について、指導の徹底及び普及啓発を図る。

対象	指 導 内 容
一般家庭	<ul style="list-style-type: none"> ○ すべての住民が参加できるよう全区域を対象に防災指導等を行い、火災や地震の恐ろしさ、出火防止、初期消火の重要性等についての知識の普及を図る。 ○ 火災予防週間等には、重点的に各家庭への巡回指導を実施し、出火防止等に関する適切な指導啓発を行う。 <ul style="list-style-type: none"> ア 火気使用設備の取扱方法 イ 消火器の設置及び取扱方法 ウ 住宅用防災機器（火災警報器）の設置及び取扱方法 ○ 寝たきりの高齢者、独居の高齢者等に対しては、家庭訪問を行い、出火防止及び避難方法等について、詳細な指導を行う。
職 場	<ul style="list-style-type: none"> ○ 予防査察、火災予防運動、防火管理者講習会、防災指導等の機会をとらえ、関係者に対する防火思想の普及、高揚を図る。 <ul style="list-style-type: none"> ア 災害発生時における応急措置要領の作成 イ 消防用設備等の維持管理及び取扱方法の徹底 ウ 避難、誘導體制の確立 エ 終業後における火気点検の励行 オ 自衛消防隊の育成

2 地域ぐるみの防火防災訓練、民間防火組織の育成

- 市町村は、火災時において、消防機関の活動とともに、地域住民が自主的に初期消火活動等を行えるよう、防火防災訓練の実施や民間防火組織の育成に努める。

(1) 防火防災訓練の実施

- 防災関係機関の訓練と併せ、住民参加による地域ぐるみの防火防災訓練を実施し、初期消火等に関する知識、技術の普及を図る。

(2) 民間防火組織の育成

ア 婦人防火クラブの育成

- 家庭防火思想の普及徹底及び地域内の自主防火体制の確立を図るため、婦人を対象とした組織づくりの推進及び育成に努める。

イ 幼年少年消防クラブの育成

- 幼年少年期から火災予防思想の普及を図るため、園児、小中学生を対象とした消防クラブ等の組織づくりの推進及び育成に努める。

3 予防査察の強化

- 市町村は、防火対象物の予防査察を年間行事計画等により、定期的を実施する。
- 火災発生時において人命に危険があると認められる防火対象物及び公共施設等については、定期査察のほかに、随時、特別査察を行う。

4 防火対象物の防火体制の推進

- 市町村は、多数の者が出入りする防火対象物について、次の事項を指導し、当該対象物の防火体制の推進を図る。

ア 防火管理者の選任

イ 消防計画の作成

ウ 消防計画に基づく消火、避難等の訓練の実施

エ 消防用設備等の点検整備

オ 火気の使用又は取扱い方法

カ 消防用設備等の設置

5 消防設備士の教育指導

- 県は、消防設備士に対し、消防用設備等の技術や関係法令の変化に対応できるよう、定期的講習を実施し、消防設備士の資質の向上を図る。

6 危険物等の保安確保指導

(1) 石油類

- 市町村は、危険物による災害を未然に防止するため、必要に応じて危険物施設への立入検査を実施し、当該施設の位置、構造及び設備その他管理状況が法令に定める技術上の基準に適合し、安全に管理されているかを査察指導する。
- 危険物施設の所有者、管理者又は占有者に対し、定期的な点検、点検記録の作成及び保有を励行させ、災害発生の防止に努める。
- 危険物施設の従業員に対し保安教育を行い、防災に関する諸活動が円滑に運用され、応急対策が完全に遂行されるよう、自主保安体制の確立を図る。

(2) 高圧ガス、火薬類

○ 県は、高圧ガス、火薬類による災害を未然に防止するため、必要に応じて製造施設等への立入検査を実施し、当該施設の位置、構造及び設備その他管理の状況が法令に定める技術上の基準に適合し、安全に管理されているかを指導する。

○ 大火災（爆発）を発生する危険性のある施設等に対しては、災害発生予防計画の策定を指導する。

(3) 化学薬品

○ 市町村は、化学工場、病院、学校等が保有している化学薬品について、転倒落下の衝撃、他の薬品との混合に伴う発火発熱を防止するため、適切な貯蔵、保管場所の不燃化等について指導する。

第3 消防力の充実強化

○ 市町村は、大火災等に対処しうる消防力を確保するため、消防力の充実強化に努めるものとし、県は、これに必要な指導、援助を行う。

1 総合的な消防計画の策定

○ 消火活動に万全を期するため、次に掲げる事項を踏まえた総合的な消防計画を策定する。

災害警防計画	消防機関が、適切かつ効果的な警防活動を行うための活動体制、活動要領の基準等を定める。
火災警防計画	火災が発生し、又は発生するおそれがある場合における消防職団員の非常招集、消防隊の出動基準、警戒等を定める。
危険区域の火災防ぎょ計画	木造建築物の密集地域、消防水利の状況等により、火災が発生すれば拡大が予想される地域について定める。
特殊建築物の防ぎょ計画	建物の構造、業態、規模から判断して、火災が発生した場合、延焼拡大し、人命救助の必要のある高層建築物、地下街等について定める。
危険物の防ぎょ計画	爆発、引火、発火、その他火災の防ぎょ活動上危険な物品を貯蔵する建物、場所等について定める。
ガス事故対策計画	ガス漏洩事故、ガス爆発事故等に際し、消防機関をはじめ関係機関相互の協力のもとに、被害の軽減を図るための対策について定める。

2 消防活動体制の整備強化

○ 火災発生時における初動体制を確立するため、消防署、消防出張所等の分散配置、消防機械装備の近代化等に努めるとともに、広域消防体制の整備を図る。

〔消防組織法第 39 条に基づく消防相互応援協定の締結状況調 資料編 2-17-1〕

〔消防力一覧表 資料編 2-17-2〕

○ 「消防力の整備指針（平成 12 年消防庁告示第 1 号）」に基づき地域の実情に即した適切な消防体制の整備を図る。

3 消防施設等の整備強化

(1) 消防特殊車両等の増強

ア 特殊車両等の増強

- 建築物の高層化、複雑化等に伴う火災の立体化、特異化に対応した人命救助及び消火活動を実施するため、はしご車、化学車等の特殊車両及び特殊装備の整備増強を図る。

イ 可搬式小型動力ポンプの増強

- 災害時の道路損壊等による交通障害下において、同時多発火災に対処できるよう、消防署所等への可搬式小型動力ポンプの増強を図る。

(2) 消防水利の確保

- 消火栓、防火水槽の整備、海水、河川水等自然水利の活用、水泳プール、ため池等の指定消防水利としての活用等により、消防水利の多様化を図るとともに、その適正な配置に努める。

(3) 消防通信施設の整備

- 災害応急対策活動時における防災関係機関との情報連絡を円滑に実施するため、消防通信施設の整備充実を図る。

(4) ヘリコプターの離着陸場の確保

- ヘリコプターによる空中消火活動を実施するため、ヘリコプターの飛行場外離着陸場その他ヘリコプターが離着陸できる場所の確保及び適正な配置に努める。

第18節 林野火災予防計画

第1 基本方針

森林の保全と地域の安全を守るため、林野火災の予防体制を整備するとともに、林野火災予防思想の普及、徹底を図る。

第2 林野火災防止対策の推進

1 岩手県山火事防止対策推進協議会の設置

- 県は、「岩手県山火事防止対策推進協議会」を開催し、各関係機関及び団体と基本的事項について協議し、林野火災防止対策の円滑な推進を図る。
- 広域振興局林務部、農林部及び農林振興センターは、地区協議会を開催し、管内の各関係機関及び団体との連絡調整を行うとともに、具体的実施事項について協議し、地域の実状に即した林野火災防止対策の推進を図る。

2 林野火災予防思想の普及、徹底

- 山火事防止運動月間（3月1日～5月31日）を中心に、次に掲げる事項を重点的に、予防運動を実施する。

ア 枯れ葉等のある危険な場所でのたき火の禁止	エ 車からのたばこの投げ捨て禁止
イ 強風時及び乾燥時のたき火、火入れの禁止	オ 火入れの許可遵守
ウ たき火、たばこの完全消火	カ 子供の火あそびの禁止

- ハイカー等の一般入山者、森林所有者、林内及び森林周辺での作業従事者、地域住民及び小中学生等に対して、次により広報活動等を実施する。

ア 登山口、役場、駅、学校等への横断幕、ポスター等の掲示
イ テレビ、ラジオ、新聞、広報誌、パンフレット等による林野火災防止広報
ウ ヘリコプター等の航空機、広報車などによる巡回広報

3 予防及び初期消火体制の整備

- ジェットシューター、軽可搬ポンプ等の初期消火資機材を配備し、関係機関及び団体が常備する。
- 防火帯等を設置する。

4 組織の強化

- 地域の実状に即した予防対策を行うため、初期消火を中心とした消防訓練、研究会等を実施するなど林業関係者、消防関係者等の緊密な連携を図る。
- 地域住民、森林所有者等による林野火災予防組織の育成に努めるとともに、これらの組織が自主的に予防活動を行うよう指導する。

5 各関係機関別の実施事項

機関	実施事項
盛岡地方気象台	ア 強風注意報・乾燥注意報等気象情報の迅速な伝達と周知徹底
県	ア 県が保有する広報媒体を利用した林野火災防止広報 イ 航空機及び広報車による巡回広報 ウ 横断幕、ポスター、標板等の配布 エ 県林務関係職員によるパトロールの実施
市町村	ア 林野火災防止に関する打合せ会の開催 イ 県の広報活動に対する協力及び市町村広報活動と、防火思想の周知徹底 ウ 林野火災予防組織の育成強化 エ 火災警報等の迅速な伝達及びたき火、喫煙等の規制措置の周知徹底 オ 火災警報等発令時の巡視強化 カ 初期消火資機材の整備 キ 火入れに関する条例の住民への周知徹底
消防機関	ア 火災警報等の警報伝達及び巡視警戒 イ たき火、火入れの把握と現場監督者等の指導
森林管理署等	ア 強風注意報・乾燥注意報発令時のたき火、喫煙等に対する出火防止広報 資材の配備 イ 職員によるパトロールの実施 ウ 防火線、防火林、防火用施設の設置及び資機材の整備 エ 林野火災発生時の応急対策のための組織体制の整備
林業団体等	ア 火入れの許可・指示事項の遵守 イ 強風注意報・乾燥注意報発令時における出火防止の周知徹底 ウ 林内作業員等に対する林野火災防止に関する趣旨の周知徹底 エ 一般入山者に対する防火思想の普及啓発 オ 林内作業中の喫煙、たき火等の完全消火の励行 カ 作業小屋の厳正な火気管理及び消火器具の設置 キ 作業小屋周辺の防火帯の設置 ク 火災警報等の情報をキャッチするための携帯ラジオの携行
農業関係機関	ア 火入れの許可・指示事項の遵守 イ 火災警報等発令時における火気厳禁の周知徹底 ウ 有線放送等を利用した、農家に対する防災意識の啓発
その他の機関等	ア 関係職員等に対する防火思想の普及啓発 イ 林野火災防止対策における関係機関及び団体への協力

第19節 農業災害予防計画

第1 基本方針

農作物及び畜産物の気象災害を最小限に防止するため、気象の長期予報及び警報の迅速な伝達を図るとともに、作付当初からの安定技術の普及を進める。

第2 予防対策

- 気象災害を最小限に防止することに重点を置き、次の対策を実施する。

冷害防止対策	ア 耐冷性品種の育成普及 イ 地域の気象条件に合ったきめ細かな品種配置、作期策定の適正化 ウ 育苗技術、適正水管理等の指導徹底 エ 長期予報の伝達の徹底
凍霜害防止対策	ア 注意報の早期伝達 イ 樹園地における燃料の燃焼、散水の準備と励行 ウ 野菜のビニール栽培におけるこもかけ等の励行
水・雨害防止対策	ア 水稻の品質向上のための乾燥施設の利用 イ 長雨、過湿により発生しやすい黄化萎縮病、白葉枯病、疫病等の防除及び家畜の伝染病の予防
干害防止対策	ア 水源（ダム、水利施設）の確保 イ 常襲地帯における井戸、揚水機等の整備 ウ 畑地かんがい施設（スプリンクラー等）の整備
風害防止対策	ア 防風林、防風垣の設置 イ 耕土の風食防止のための等高線栽培、ベルト栽培等の実施 ウ 樹園地における枝折れ防止（支柱の準備等） エ 落果防止のための薬剤散布
雪害防止対策	ア 麦等の雪ぐされ防除のための薬剤散布（積雪前） イ 消雪の促進 ウ 牛乳、飼料等の輸送路の確保 エ 樹園地の枝折れ防止（支柱、樹上除雪、埋雪枝の引き起し等） オ 牧草の雪害防止のための秋まき牧草の適期播種の励行 カ 施設園芸等ハウスの倒伏防止のための除雪の励行
病虫害発生予察	県病虫害防除所からの病虫害発生予察情報の早期伝達

- 突発的な異常気象に対しては、その種類に応じた臨機の措置がとれるよう防止対策を講じる。
- ア 生鮮食品の輸送力の確保
 - イ 異常気象を媒体とする病虫害の発生に備えた防除施設及び設備の整備
 - ウ 災害常襲地帯への安定技術の普及

- エ 被害程度に応じた代作、種苗確保及び対応技術の指導
- オ 家畜の飼料確保、栄養保持及び家畜伝染病の発生防止

第20節 海上災害予防計画

第1 基本方針

海上における船舶の座礁、衝突、火災、沈没等及びこれらの事故等による海上流出油等（有害液体物質を含む。以下同じ。）災害の発生及び拡大を防止するため、施設・設備、災害対策用資機材等の整備を図るとともに、保安教育、指導等による保安体制の整備強化を図る。

なお、石油コンビナート等災害防止法に定める特別防災区域に係る防災対策については、同法第31条の規定に基づく岩手県石油コンビナート等防災計画による。

第2 船舶の安全指導等

- 第二管区海上保安本部（八戸海上保安部、釜石海上保安部、宮古海上保安署）は、船舶に対し、港則法、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律など船舶の安全及び海上災害の予防に関する法令の遵守について、指導監督を行う。
- 第二管区海上保安本部は、津波、高潮等に関する警報等の通知を受けたとき又は航路障害物の発生、航路標識の異常など船舶航行の安全に重大な影響を及ぼす事態を知ったときは、船舶に対し、放送、通報、巡視船艇の巡回等による周知を図る。

第3 防除体制の強化

- 釜石、宮古、大船渡、久慈の4重要港湾に入港するタンカーは、石油類の需要増により大型化し、かつ隻数も増加する傾向にある。

〔入港船舶の実績、石油等危険物取扱量及び港湾別貯油施設の状況 資料編2-20-1〕

- 第二管区海上保安本部及び関係機関は、船舶又は油槽所の事故による石油等危険物の流出及び拡大を防止するため、岩手県沿岸流出油等災害対策協議会等を通じて、相互連携を図りながら、防除体制の整備強化を図る。

- ア 情報連絡体制の整備
- イ 資機材の整備、保有状況の定期的な情報交換
- ウ 防災訓練の実施

〔岩手県沿岸流出油等災害対策協議会の状況 資料編2-20-2〕

- 県は、広域的な流出油等災害に備え、情報連絡体制の整備、保有資機材の情報交換等により、北海道・東北各県等との連携を強化する。

第4 施設、設備及び資機材の整備・保管

- 各防災関係機関、船舶関係者及び油槽所等の石油等危険物の取扱者は、大量に流出した石油等の災害予防及び拡大防止に必要な施設、設備及び資機材の整備を図る。また、耐用年数、損耗の度合いを

定期的に管理し、適切に更新・保管する。

区 分	使用施設、設備及び資機材
流出した石油等の拡散防止	オイルフェンス、応急木材、オイルフェンス展張船、作業船 等
流出した石油等の回収及び処理	油回収船、回収装置、処理施設、油処理剤、油吸着剤、バージ舟 等
流出した石油等からの火災の発生防止	化学消防艇、化学消防車、化学消火剤、消火器具等
流出した石油等による災害の拡大防止	ガス検知器 等

[流出石油等に対する防災資機材等の整備及び各種船艇の保有状況 資料編 2-20-3]

第21節 災害対策基金確保計画

第1 基本方針

災害対策に要する経費の財源を確保するため、災害救助基金及び財政調整基金を積み立て、的確な運用を図る。

第2 災害救助基金

1 積立

- 災害救助法に基づく応急救助の実施に要する費用の財源に充てるため、同法第37条の規定に基づき、災害救助基金を積み立てる。 [災害救助基金の現在高調 資料編2-21-1]

2 運用等

- 災害救助基金は、次の方法により運用する。

ア 財務省財政融資資金への預託又は確実な銀行への預金
イ 国債証券、地方債証券、勸銀証券その他確実な債券の応募又は買入
ウ 救助に必要な給与品の事前購入

- 災害救助基金は、次に掲げる費用の財源に充てる必要があると認められるときに処分する。

ア 災害救助法第23条の規定による救助に要する費用
イ 同法第24条の規定による従事命令、同法第25条の規定による協力命令により救助業務に従事又は協力した者に係る実費弁償及び扶助金の支給に要する費用
ウ 同法第26条の規定により、各種施設の管理、土地、家屋、物資等の使用、物資の保管又は収容を命じた場合の損失補償に要する費用
エ 日本赤十字社に災害救助法に基づく救助業務を委託した場合の補償に要する費用
オ 他の都道府県からの応援を得た場合、その応援のために当該都道府県が支弁した費用の求償に対する支払に要する費用
カ 災害救助基金の管理に要する費用

第3 財政調整基金

1 積立

- 災害の応急対策その他必要と認められる事業等に要する経費の財源に充てるため、財政調整基金を積み立てる。
- 基金に積立てる額は、一般会計歳入歳出予算で定める。

[財政調整基金の現在高調 資料編2-21-2]

2 運用等

- 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管する。
- 基金に属する現金は、必要に応じ最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。
- 基金の運用から生じる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に編入する。

第22節 ボランティア育成計画

第1 基本方針

- 1 ボランティア活動についての普及啓発を図る。
- 2 ボランティアのリーダー、コーディネーター等の養成に努める。
- 3 ボランティアの登録、活動拠点の確保等その受入体制の整備に努める。

第2 実施機関（責任者）

実施機関	担当業務
市町村	1 ボランティア活動の普及啓発 2 ボランティアの受入体制の整備
県	ボランティア活動の普及啓発
日本赤十字社岩手県支部（以下、本節中「日赤県支部」という。）	1 ボランティア活動の普及啓発 2 赤十字奉仕団（以下、本節中「日赤奉仕団」という。）のコーディネーターの養成 3 防災ボランティアのリーダー及びサブリーダーの養成
日本赤十字社岩手県支部地区及び分区（以下、本節中「日赤地区等」という。）	ボランティア活動の普及啓発
岩手県社会福祉協議会（以下、本節中「県社協」という。）	1 ボランティア活動の普及啓発 2 ボランティアのリーダー、コーディネーター等の養成
市町村社会福祉協議会（以下、本節中「市町村社協」という。）	1 ボランティア活動の普及啓発 2 ボランティアのリーダー、コーディネーター等の養成

〔県本部の担当〕

部	課	担当業務
総務部	総合防災室	ボランティア活動の普及啓発
保健福祉部	地域福祉課	

第3 実施要領

- 1 ボランティア・リーダー等の養成
 - 県及び市町村は、日赤県支部、日赤地区等、県社協、市町村社協と連携し、ボランティア活動について広報等により、普及啓発を行う。
 - 日赤県支部は、日赤奉仕団に対するコーディネーターの養成研修、防災ボランティアのリーダー及びサブリーダーの養成研修を行う。

- 県社協及び市町村社協は、ボランティアの入門講座、ボランティアのリーダー及びコーディネーターの養成講座など養成研修を行う。

この場合において、日赤県支部、日赤地区等、県社協、市町村社協は、ボランティアが円滑かつ効果的に活動が行われるよう、市町村と連携し、小地域ごとに複数の者が受講するように努める。

- 市町村は、研修修了者に対し、適宜、次の情報の提供を行う。

- ア 地域事情に関すること
- イ 要援護者の状況
- ウ 要援護者に対する配慮（心構え）
- エ 避難所の状況
- オ 行政機関、関係団体等との連絡調整の方法等

2 ボランティアの登録

- 日赤県支部、日赤地区等、県社協、市町村社協は、あらかじめ、災害時においてボランティア活動に参加する意思を持つ個人及び団体の登録を行う。
- ボランティア登録は、経験、専門知識、技術の有無及び活動地域等の別に行う。

3 ボランティアの受入体制の整備

- 県及び市町村は、日赤県支部、日赤地区等、県社協及び市町村社協その他の団体等とともに、ボランティアを円滑に受け入れるための体制の構築に努める。
- 市町村本部長は、想定する被災状況に応じ、次の事項をあらかじめ定め、ボランティアの受入体制を整備する。

- ア ボランティアの受入担当課
- イ ボランティアに提供する情報
- ウ ボランティアに提供する装備、資機材
- エ ボランティアの宿泊する施設
- オ ボランティアの活動拠点
- カ ボランティアとの連絡調整の方法
- キ その他必要な事項

- 県及び市町村は、県社協、市町村社協等と連携し、災害応急対策活動中に死亡、負傷若しくは疾病にかかり、又は障がいの状態となった者に補償を行う「ボランティア保険（災害特約付）」への加入について配慮する。

4 関係団体等の協力

- 市町村は、あらかじめ、次の団体と災害時における防災活動への協力方法等について協議する。

- ア 青年団
- イ 婦人会
- ウ 町内会
- エ 自主防災組織等
- オ その他必要と思われる団体

第23節 事業継続対策計画

第1 基本方針

- 1 企業等は、災害時の企業等の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、自ら防災体制の整備や防災訓練に努めるなど防災力向上を図る。
- 2 県、市町村及び関係団体は、企業等の防災力向上及び事業継続計画（BCP）の策定の促進に努める。
- 3 県及び市町村は、災害時に重要業務を継続するため、業務継続計画を策定するよう努める。

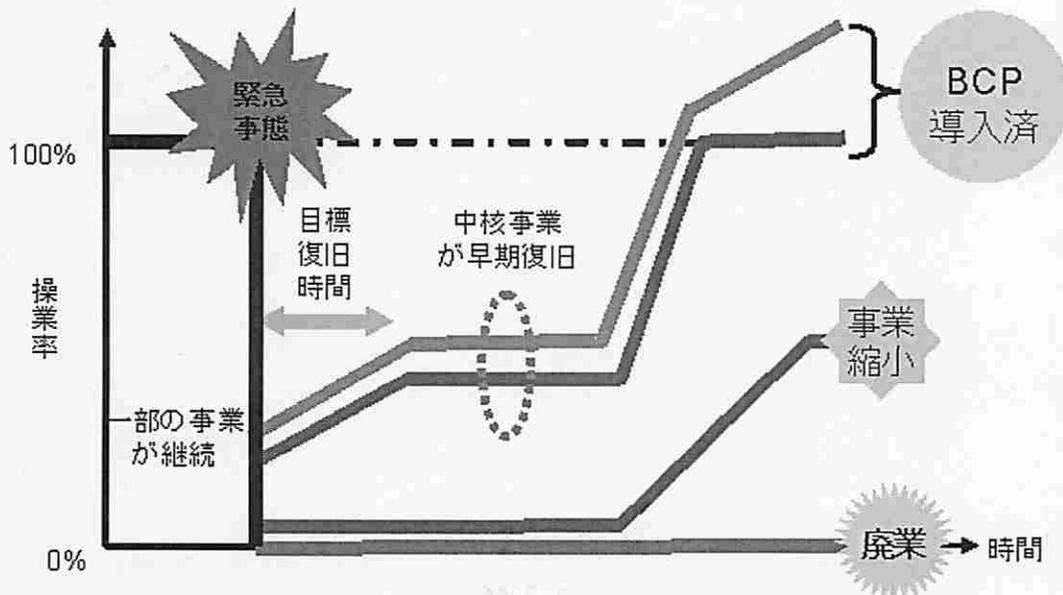
第2 事業継続計画の策定

- 企業等は、各企業等において災害時に重要業務を継続するため、事業継続計画（BCP）（※）を策定するよう努める。
- 県、市町村及び関係団体は、各企業等における事業継続計画（BCP）の策定に資する情報提供等を進める。

※ 事業継続計画（BCP：Business Continuity Plan）とは、自然災害等の緊急事態に遭遇した場合において、事業資産の損害を最小限にとどめつつ、中核となる事業の継続あるいは早期復旧を可能とするために、平常時に行うべき活動や緊急時における事業継続のための方法、手段などを取り決めておく計画のこと。

- 県及び市町村は、災害時に重要業務を継続するため、庁舎の耐震化、行政データのバックアップその他の業務の継続に必要な事項を内容とする業務継続計画を策定するよう努める。

[企業の事業復旧に対するBCP導入効果のイメージ]



第3 企業等の防災活動の推進

- 企業等は、防災体制の整備、防災訓練、事業所の耐震化、予想被害の復旧計画策定、各計画の点検・見直しの実施等防災活動の推進に努める。
- 県及び市町村は、地域コミュニティの一員である企業の防災力向上を促進するため、次の事項に取り組む。
 - ア 企業等の職員の防災意識の高揚を図ると共に、企業の防災に係る取組みの積極的評価等により企業の防災力向上を促進する。
 - イ 地域の防災訓練等への積極的参加を企業等に呼びかけ、防災に関する情報提供やアドバイスを行う。

第3章 災害応急対策計画

第3章 災害応急対策計画

第1節 活動体制計画

第1 基本方針

- 1 県、市町村その他の防災関係機関は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、各自の行うべき災害応急対策が迅速かつ的確に行われるよう、あらかじめ、その組織体制及び動員体制について、計画を定める。
- 2 職員の動員計画においては、夜間、休日等の勤務時間外における災害の発生に当たっても、職員を確保できるよう配慮する。
- 3 災害応急対策の総合的かつ円滑な実施を図るため、県、市町村その他の防災関係機関相互の連携を強化し、応援協力体制の整備を図る。

第2 県の活動体制

県は、県の地域に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、その所掌事務に係る災害応急対策を実施するため、岩手県災害警戒本部（以下、本節中「災害警戒本部」という。）又は岩手県災害対策本部（以下、本節中「災害対策本部」という。）を設置する。

1 災害警戒本部

- 災害警戒本部は、「岩手県災害警戒本部設置要領」（資料編5-8）に基づき設置し、主に災害情報の収集を行う。

(1) 設置基準

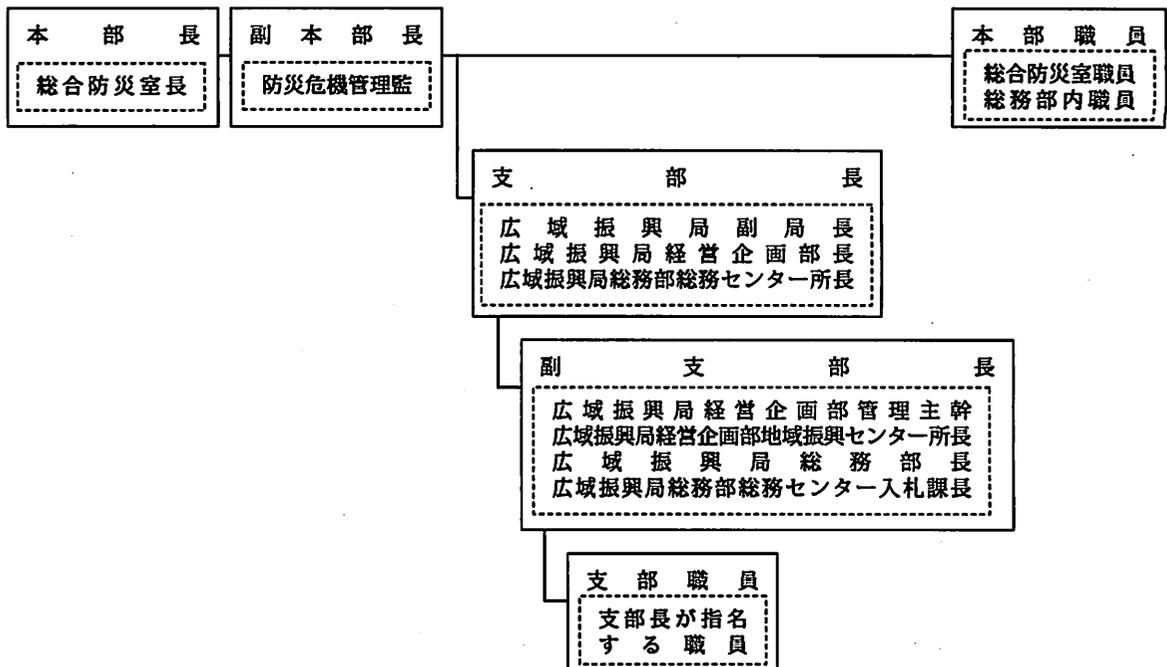
設置基準	設置の対象
気象警報、高潮警報、波浪警報又は洪水警報が発表された場合	当該気象警報等の対象区域を管轄する地方支部
北上川上流洪水予報、雫石川洪水予報及び猿ヶ石川洪水予報のうちはん濫警戒情報が発表された場合	当該洪水予報の対象流域を管轄する地方支部
大規模な火災、爆発等による災害（「火災・災害等即報要領（昭和59年10月15日付消防第267号）」に定める火災等即報の基準を超えた災害をいう。）が発生した場合で総合防災室長が必要と認めたとき。	本部長がその設置を必要と認めた地方支部
津波注意報が発表された場合	釜石地方支部、宮古地方支部、大船渡地方支部、久慈地方支部

県内に震度4又は震度5弱の地震が発生した場合	当該震度を観測した市町村を管轄する地方支部
岩手山又は秋田駒ヶ岳に噴火警報（火口周辺）のうち噴火警戒レベル3が発表された場合	当該火山が所在する市町村を管轄する地方支部
八幡平又は栗駒山に噴火警報（火口周辺）（キーワードが「入山危険」の場合に限る。）が発表された場合	当該火山が所在する市町村を管轄する地方支部
その他総合防災室長が特に必要と認めた場合	本部長がその設置を認めた地方支部

〔気象予報・警報の地域区分 資料編5-9〕

(2) 組織

○ 災害警戒本部の組織は、次のとおりである。



(3) 分掌事務

○ 災害警戒本部の分掌事務は、次のとおりである。

- ア 気象予報・警報等の受領及び関係機関への伝達
- イ 気象情報及び河川の水位情報の収集及び関係機関への伝達
- ウ 各地域の気象等に関する状況及び被害発生状況の把握
- エ 市町村等の対応状況の把握
- オ 応急措置の実施
- カ その他の情報の把握

(4) 関係各課の防災活動

○ 災害警戒本部の設置と並行して、関係各課においては、次の防災活動を実施する。

部	課等	出先機関	担 当 内 容
保健福祉部	保健福祉企画室	広域振興局 保健福祉環境部等	1 人的被害及び住家被害情報の収集 2 社会福祉施設等被害情報の収集

岩手県地域防災計画 第3章 災害応急対策計画

農林水産部	農林水産企画室	広域振興局 農政(林)部 水産部等	1 農業施設被害情報の収集 2 農作物等被害情報の収集 3 家畜等被害情報の収集 4 水産関係被害情報の収集
	農村建設課	広域振興局 農政(林)部等	1 農地農業用施設被害情報の収集 2 農林水産省農村振興局所管海岸保全施設被害情報の収集
	漁港漁村課	広域振興局 水産部等	1 漁港施設等被害情報の収集 2 水産庁所管海岸保全施設被害情報の収集
県土整備部	道路環境課	広域振興局 土木部等	交通規制情報の収集
	河川課		1 河川水位情報の収集 2 降水情報の収集 3 北上川上流水防警報等の伝達 4 北上川上流洪水予報、雫石川洪水予報及び猿ヶ石川洪水予報等の伝達 5 県管理河川水防警報等の発表 6 県管理河川避難判断水位情報の発表 7 ダムの流量調整
	砂防災課		国土交通省所管土木施設被害情報の収集
	港湾課	港湾施設被害情報の収集	
	都市計画課 下水環境課	広域振興局 土木部等 北上川上流流域下水道事務所	都市施設等被害情報の収集
警察本部	警備課	警察署	1 気象予報・警報等の伝達 2 災害情報及び気象情報の収集 3 警備部隊の招集、配置及び運用

注) 警察本部においては、「岩手県警察災害警備警戒本部」を設置し、上記活動を行う。

(5) 廃止基準等

- 災害警戒本部は、気象予報・警報等が解除された場合等において、本部長が、災害発生のおそれなくなったと認めるときに廃止する。
- 本部長は、災害による被害が相当規模を超えると見込まれる場合は、災害警戒本部を廃止し、災害対策本部を設置する。

2 災害対策本部

- 災害対策本部は、災害対策基本法第 23 条の規定に基づき設置し、災害応急対策を迅速、的確に実施する。

- 災害対策本部は、国の非常災害現地対策本部又は緊急災害現地対策本部が置かれたときは、これと密接な連絡調整を図り、支援、協力等を求める。

(1) 設置基準

区分	設置基準（広域支部及び地方支部は配備基準）	配備職員の範囲
<p>(1) 指定職員配備（1号）体制</p> <p>本部</p>	<p>ア 次に掲げる警報等のいずれかが発表され、かつ、相当規模の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、本部長が指定職員配備体制により災害応急対策を講じる必要があると認めるとき。</p> <p>(ア) 気象警報</p> <p>(イ) 高潮警報</p> <p>(ウ) 波浪警報</p> <p>(エ) 洪水警報</p> <p>(オ) 北上川上流洪水予報、雫石川洪水予報及び猿ヶ石川洪水予報のうちのはん濫警戒情報</p> <p>(カ) 知事が指定した河川への水防警報</p> <p>イ 大規模な火災、爆発等による相当規模の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、本部長が指定職員配備体制により災害応急対策を講じる必要があると認めるとき。</p> <p>ウ 津波警報（津波）が発表された場合</p> <p>エ 県内に震度5強の地震が発生した場合</p> <p>オ 岩手山又は秋田駒ヶ岳に噴火警報（居住地域）のうち噴火警戒レベル4が発表された場合</p> <p>カ 八幡平又は栗駒山に噴火警報（居住地域）又は噴火警報（山麓）が発表された場合</p> <p>キ その他本部長が特に必要と認めた場合</p>	<p>別表第9に掲げる課等の長及び主査相当職以上の職員で各部長が指名したもの並びに本部支援室の職員</p>
<p>広域支部及び地方支部</p>	<p>ア 所管区域内に次に掲げる警報等のいずれかが発表され、かつ、相当規模の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、本部長が指定職員配備体制の指令を発したとき。</p> <p>(ア) 気象警報</p> <p>(イ) 高潮警報</p> <p>(ウ) 波浪警報</p> <p>(エ) 洪水警報</p> <p>(オ) 北上川上流洪水予報、雫石川洪水予報及び猿ヶ石川洪水予報のうちのはん濫警戒情報</p> <p>(カ) 知事が指定した河川への水防警報</p> <p>イ 所管区域内に大規模な火災、爆発等による相当規模の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、本部長が指定職員配備体制の指令を発したとき。</p> <p>ウ 津波警報（津波）が発表された場合（沿岸の広域支部及び地方支部に限る。）</p>	<p>アからキまでに掲げる配備基準のいずれかに該当する広域支部の広域支部長、副広域支部長、広域支部委員及び主査相当職以上の職員で広域支部長が指名したもの並びに地方支部の別表第9に掲げる部の長</p>

岩手県地域防災計画 第3章 災害応急対策計画

	<p>エ 所管区域内の市町村に震度5強の地震が発生した場合 オ 所管区域内の火山（岩手山又は秋田駒ヶ岳に限る。）に噴火警報（居住地域）のうち噴火警戒レベル4が発表された場合 カ 所管区域内の火山（八幡平又は栗駒山に限る。）に噴火警報（居住地域）又は噴火警報（山麓）が発表された場合 キ その他本部長が特に必要と認めた場合</p>	<p>及び主査相当職以上の職員で各支部長が指名したもの</p>
<p>(2) 主査以上配備(2号)体制</p>	<p>本部</p> <p>ア 次に掲げる警報等のいずれかが発表され、かつ、相当規模の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、本部長が主査以上配備体制により災害応急対策を講じる必要があると認めるとき。 (ア) 気象警報 (イ) 高潮警報 (ウ) 波浪警報 (エ) 洪水警報 (オ) 北上川上流洪水予報、雫石川洪水予報及び猿ヶ石川洪水予報のうちのはん濫警戒情報 (カ) 知事が指定した河川への水防警報</p> <p>イ 大規模な火災、爆発等による相当規模の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、本部長が主査以上配備体制により災害応急対策を講じる必要があると認めるとき。</p> <p>ウ 津波警報（津波）が発表され、かつ、相当規模の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、本部長が主査以上配備体制により災害応急対策を講じる必要があると認めるとき。</p> <p>エ 県内に震度6弱の地震が発生した場合 オ 岩手山又は秋田駒ヶ岳に噴火警報（居住地域）のうち噴火警戒レベル5が発表された場合 カ その他本部長が特に必要と認めた場合</p>	<p>主査相当職以上の全職員及び本部支援室の職員</p>
<p>広域支部及び地方支部</p>	<p>ア 所管区域内に次に掲げる警報等のいずれかが発表され、かつ、相当規模の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、本部長が主査以上配備体制の指令を発したとき。 (ア) 気象警報 (イ) 高潮警報 (ウ) 波浪警報 (エ) 洪水警報 (オ) 北上川上流洪水予報、雫石川洪水予報及び猿ヶ石川洪水予報のうちのはん濫警戒情報 (カ) 知事が指定した河川への水防警報</p> <p>イ 所管区域内に大規模な火災、爆発等による相当規模の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、本部長が主査以上配備体制の指令を発したとき。</p>	<p>アからカまでに掲げる配備基準のいずれかに該当する広域支部の広域支部長、副広域支部長、広域支部委員及び主査相当職以上の職員で広域支部長が指名したもの並びに地方支部</p>

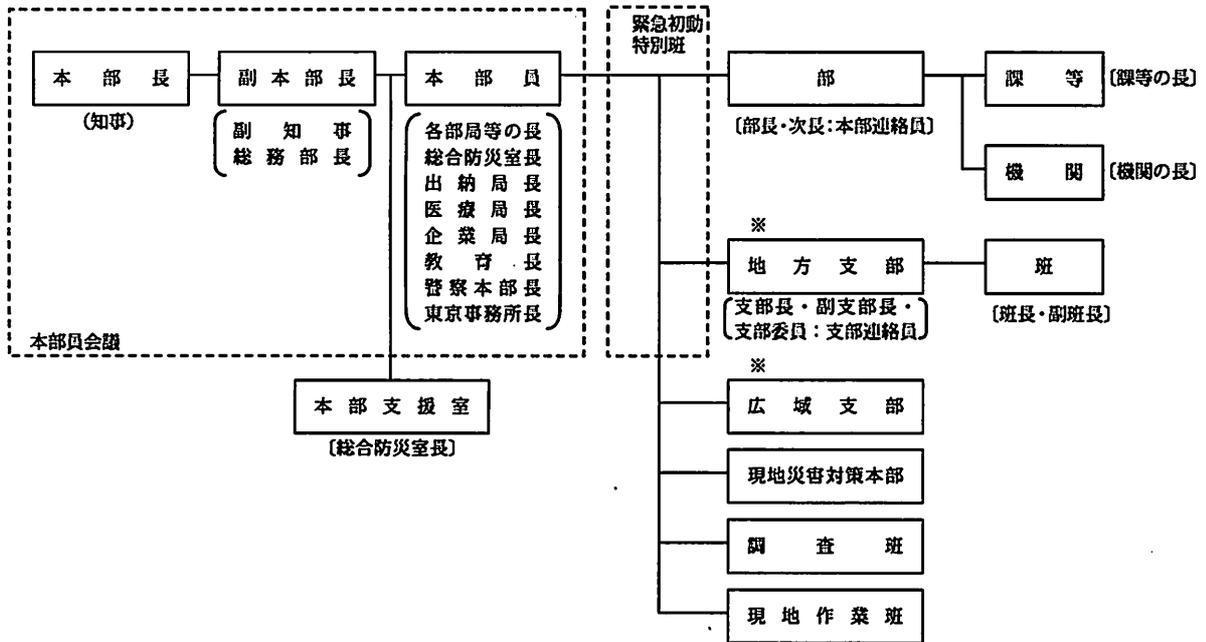
岩手県地域防災計画 第3章 災害応急対策計画

		<p>ウ 津波警報（津波）が発表され、かつ、相当規模の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、本部長が主査以上配備体制の指令を発したとき（沿岸の広域支部及び地方支部に限る。）。</p> <p>エ 所管区域内の市町村に震度6弱の地震が発生した場合</p> <p>オ 所管区域内の火山（岩手山又は秋田駒ヶ岳に限る。）に噴火警報（居住地域）のうち噴火警戒レベル5が発表された場合</p> <p>カ その他本部長が特に必要と認めた場合</p>	<p>の主査相当職以上の全職員</p>
<p>(3) 全職員配備(3号)体制</p>	<p>本部</p>	<p>ア 大規模な災害が発生した場合において、本部長が本部のすべての組織及び機能を挙げて災害応急対策を講じる必要があると認めたとき。</p> <p>イ 津波警報（大津波）が発表された場合</p> <p>ウ 県内に震度6強又は震度7の地震が発生した場合</p> <p>エ その他本部長が特に必要と認めた場合</p>	<p>全職員</p>
	<p>広域支部及び地方支部</p>	<p>ア 大規模な災害が発生した場合において、本部長が本部のすべての組織及び機能を挙げて災害応急対策を講じる必要があると認めたとき。</p> <p>イ 津波警報（大津波）が発表された場合（沿岸の地方支部に限る。）</p> <p>ウ 所管区域内の市町村に震度6強又は震度7の地震が発生した場合</p> <p>エ その他本部長が特に必要と認めた場合</p>	<p>アからエまでに掲げる配備基準のいずれかに該当する広域支部の広域支部長、副広域支部長、広域支部委員及び主査相当職以上の職員で広域支部長が指名したもの並びに地方支部の全職員</p>

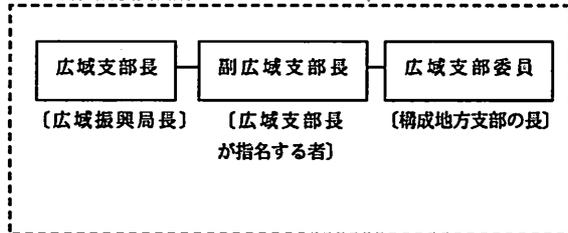
注) 上記中欄の「広域支部及び地方支部の配備基準」及び上記右欄の「配備職員の範囲」は、「岩手県災害対策本部規程」（資料編5-7）に基づく。

(2) 組織

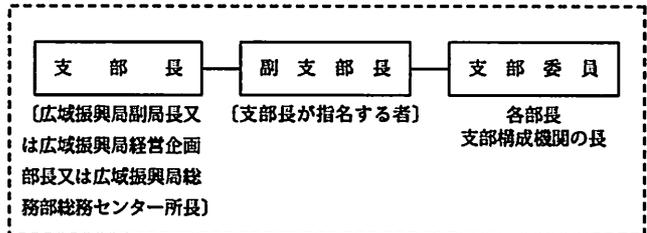
- 災害対策本部の組織は、次のとおりである。



※広域支部委員会



※支部委員会



ア 本部員会議

- 本部員会議は、災害応急対策の総合的方針を決定するとともに、各部において実施する災害応急対策の連絡、調整を行う。

イ 広域支部委員会

- 広域支部委員会議は、広域的な災害応急対策の連絡、調整を行う。

ウ 支部委員会議

- 支部委員会議は、各班において実施する災害応急対策の連絡、調整を行う。

エ 部

- 部は、本庁における災害活動組織として、本部員会議の決定した方針に基づき、災害応急対策の実施に当たる。
- 本部には、本部長の命令の伝達、各部間の連絡調整及び情報収集を行うため、各部長が当該部内の職員のうちから指名する本部連絡員を置く。

オ 広域支部

- 広域支部は、管内の地方支部間との調整を図りながら、地方における広域的な災害応急対策の実施にあたる。

カ 地方支部

- 地方支部は、災害現地における災害活動組織として、管内の市町村と緊密に連絡の上、災害応急対策の実施に当たる。
- 支部長は、必要に応じ、職員の中から連絡員を指名した上で、当該連絡員を市町村その他の関係機関に派遣し、情報の収集及び地方支部からの情報の伝達に当たらせる。
- 地方支部には、支部長の命令の伝達、各班間の連絡調整及び情報収集を行うため、各班長が当該班内の職員のうちから指名する支部連絡員を置く。

キ 現地災害対策本部

- 現地災害対策本部は、大規模な災害が発生し、災害応急対策を実施するため、本部長が必要と認めるときに設置し、災害地において災害対策本部の事務の一部を行う組織として、災害情報の収集、地方支部及び現地作業班等の指揮、監督、市町村等との連絡調整を行う。
- 現地災害対策本部は、現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員その他の職員で構成し、本部長が副本部長、本部員その他の職員のうちから指名する。

ク 本部支援室

- 本部支援室は、各部の総合調整、関係機関との連絡調整等を行い、岩手県災害対策本部規程で定められた分掌事務を処理する。

ケ 緊急初動特別班

- 本部長及び地方支部長は、夜間、休日等の勤務時間外における災害発生時において、災害対策本部の活動体制が整うまでの間の初動体制を確立するため、緊急初動特別班を設置する。
- 緊急初動特別班員は、毎年度、各部長及び地方支部長の推薦に基づき、総務部長が指名する。
- 緊急初動特別班は、総務部長又は地方支部長直属の組織とし、本部又は地方支部の活動体制が整うまでの初動組織として活動する。
- 緊急初動特別班員は、本部又は地方支部から配備指令があった場合又は災害対策本部主査以上配備（2号）に係る設置基準に該当する事態が発生したと認識した場合は、直ちに所定の参集場所に参集し、担当業務を遂行する。
- 総務部長又は地方支部長は、本部又は地方支部の体制が整い、緊急初動特別班が所期の目的を達したと認める場合は、これを解散し、所属先に身分を移管する。

コ 調査班

- 調査班は、本部長が必要と認めるときに設置し、災害現場における被害状況並びに被災市町村における行政機能の状況及び必要な支援内容等を調査し、本部長に報告する。
- 班長は、本部長が指名し、班員は、総務部長が関係部長と協議の上、指名する。

サ 現地作業班

- 現地作業班は、本部長が災害現地における応急対策活動上必要があると認めるときに設置し、救護、防疫の指導その他の災害応急対策の実施又は指導に当たる。
- 班長及び班員は、所管の部長が指名する。

(3) 分掌事務

- 災害対策本部の分掌事務は、「岩手県災害対策本部規程」(資料編5-7)に定めるところによる。この場合において、同規程が改正されたときは、この計画が修正されるまでの間は、この計画の定めは、同規程の改正内容により修正されたものとみなす。
- 各部は、平常時から所管する次の事項について、活動マニュアルを作成するなど、迅速かつ円滑な災害応急対策の実施方法を定め、及び当該活動マニュアルに基づいて訓練を行うなど、災害

時の分掌事務を遂行するために必要な準備を行う。

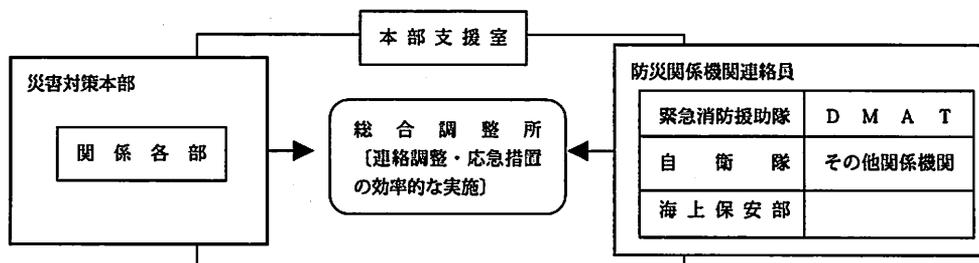
	区分	活動項目
災害発生前	1 事前の情報収集、連絡調整	(1) 気象状況の把握及び分析 (2) 気象予報・警報等の迅速な伝達 (3) 盛岡地方気象台、広域振興局等及び総合支局、市町村その他の防災関係機関との連絡、配備体制及び予防対策の事前打合せ及び警戒体制の強化
	2 災害対策用資機材の点検整備	(1) 災害対策用物資及び機材の点検整備 (2) 医薬品及び医療資機材の点検整備 (3) 防疫薬剤及び防疫用資機材の点検整備
	3 公安警備対策	避難勧告、指示及び避難誘導の準備
	4 活動体制の整備	(1) 本部員となる部局長による対策会議の設置 (2) 広域振興局に対する本庁の対策動向の連絡 (3) 自衛隊連絡職員の県本部への派遣要請 (4) 医療部各医療救護班の活動開始準備
	5 活動体制の徹底	(1) 本部、広域支部及び地方支部の配備体制及び職員の配備指令の徹底 (2) 報道機関に対する本部設置の発表 (3) 市町村その他の防災関係機関に対する本部設置の通知 (4) 災害応急対策用車両等の確保 (5) 各部、広域支部及び地方支部の配備状況の把握 (6) 地方支部に対する管内市町村の被害速報の収集報告の指令（人的及び住家被害情報の優先）
災害発生後	1 情報連絡活動	(1) 被害状況の迅速、的確な把握 (2) 被害速報の集計及び報告 (3) 災害情報の整理 (4) 災害情報の各部及び防災関係機関への伝達 (5) 気象情報の把握及び伝達 (6) 警察本部等との災害情報の照合
	2 本部員会議の開催	(1) 災害の規模及び動向の把握 (2) 災害情報及び現地報告等に基づく災害応急対策の検討 (3) 自衛隊災害派遣要請 (4) 災害救助法の適用 (5) 災害応急対策の調整 (6) 配備体制の変更 (7) 現地災害対策本部の設置並びに調査班及び現地作業班の派遣 (8) 本部長指令の通知
	3 災害広報	(1) 災害情報及び災害応急対策の報道機関への発表 (2) 災害写真、災害ビデオ等の撮影、災害情報等の広報資

	料の収集
4 公安警備対策	(1) 避難勧告、指示及び避難誘導 (2) 被災者の救出救護 (3) 交通規制の実施
5 避難対策	(1) 避難準備情報、避難勧告、避難指示の放送要請 (2) 避難状況の把握 (3) 避難所の設置、運営
6 自衛隊災害派遣要請	(1) 孤立地帯の偵察及び救援 (2) 被災者の捜索、救助 (3) 給食給水活動
7 国及び他の都道府県に対する応援要請	(1) 被災者の捜索、救助要請 (2) 食料、生活必需品及び災害応急対策用資機材の調達及びあっせん要請 (3) 災害応急対策活動要員の派遣要請
8 ボランティア活動対策	(1) ボランティア活動のニーズの把握 (2) ボランティアの受付・登録 (3) ボランティア活動の調整 (4) ボランティアの受入体制の整備
9 災害救助法適用対策	(1) 被害状況の把握 (2) 災害救助法の適用基準該当の有無の判定 (3) 救助の種類判定 (4) 災害救助実施計画の策定 (5) 災害救助法に基づく救助の実施
10 現地災害対策本部の設置並びに調査班及び現地作業班の派遣	(1) 編成指示 (2) 編成 (3) 派遣
11 機動力及び輸送力の確保	(1) 災害応急対策用車両等の確保 (2) 道路、橋りょう等の被害状況の把握 (3) 道路上の障害物の除去 (4) 道路交通の確保 (5) 港湾施設等の被害状況の把握 (6) 海上輸送の確保 (7) 空港施設の被害状況の把握 (8) 航空輸送の確保
12 医療・保健対策	(1) 応急医療・保健活動の実施 (2) 医薬品、医療用資機材の調達あっせん
13 食料、生活必需品等物資の応急対策	(1) 食料の調達あっせん (2) 被服、寝具その他の生活必需品等物資の調達あっせん
14 給水対策	(1) 水源の確保及び給水の実施 (2) 応急給水用資機材の確保

15 防疫対策	(1) 防疫活動の実施 (2) 食品衛生活動の実施 (3) 防疫用資機材の調達あっせん
16 文教対策	(1) 応急教育の実施 (2) 県立学校等施設の応急対策の実施
17 農林水産応急対策	(1) 農林水産被害の把握 (2) 病害虫防除の実施 (3) 家畜防疫の実施 (4) 技術指導の実施 (5) 動物用医薬品・医療用資機材の調達あっせん
18 土木応急対策	(1) 土木関係被害の把握 (2) 道路交通応急対策の実施 (3) 下水道応急対策の実施 (4) 直営工事応急対策の実施 (5) 浸水対策の実施 (6) 地すべり等危険地域における被害防止対策の徹底
19 関係省庁等への陳情要望対策	(1) 関係省庁等への要望書及び陳情書の提出 (2) 災害に対する国の動向把握及びその対策
20 被災者見舞対策	(1) 被災者（死亡、行方不明及び全壊家屋）見舞のための職員派遣 (2) 被災者（死亡、行方不明及び全壊家屋）への見舞金等の措置
21 被災者に対する生活確保対策	(1) 物価の値上がり防止対策 (2) 被災者の住宅対策 (3) 世帯更生資金対策 (4) 農林水産復旧対策 (5) 租税及び学校授業料等の減免並びに奨学金の貸与 (6) 商工業復旧対策 (7) 公共土木施設関係復旧対策 (8) 見舞金及び義援金品の受入れ及び配付

(4) 総合調整所の設置

- 本部長は、災害応急対策が的確かつ円滑に行われるよう、本部支援室に総合調整所を設置し、市町村と連携を図りながら、防災関係機関の相互の連絡調整及び応急措置を行う。



(5) 廃止基準

- 災害対策本部は、次の場合に廃止する。
 - ア 本部長が、県の地域に災害が発生するおそれなくなったと認めるとき
 - イ 本部長が、おおむね災害応急対策を終了したと認めるとき

第3 県の職員の動員配備体制

1 配備体制

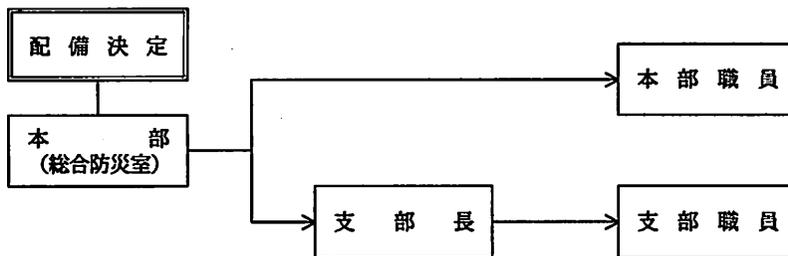
- 災害対策本部及び災害警戒本部の配備体制は、次のとおりとする。

配備体制		配備課公所・職員		
		本部	広域支部	地方支部
災害警戒本部		総合防災室の職員 総務部内の職員	—	支部長が指名する職員
災害対策本部	指定職員配備	第2 県の活動体制 2 災害対策本部 (1) 設置基準 参照		
	主査以上配備			
	全職員配備			

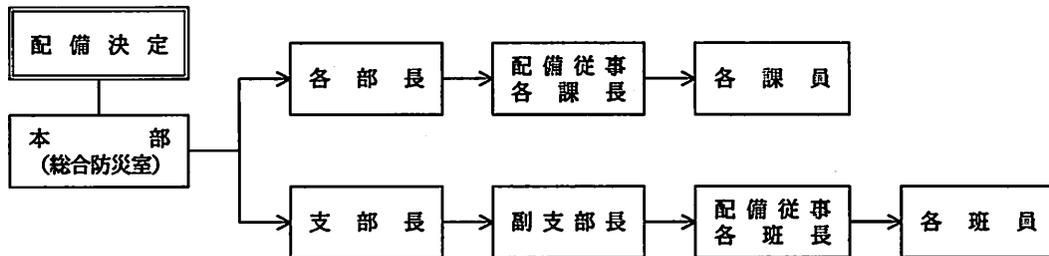
2 動員の系統

- 動員は、次の系統によって通知する。

(1) 災害警戒本部



(2) 災害対策本部



3 動員の方法

- 配備指令の伝達は、次の方法で行う。

区分	伝達方法
勤務時間内	総合防災情報ネットワーク、庁内放送、電話等
勤務時間外	総合防災情報ネットワーク、携帯電話、電話等

- 各課長及び地方支部長は、勤務時間外における職員の動員を迅速かつ円滑に行うため、次の事

項を定める。

ア 配備指令の系統及び順位	ウ 所属公所に参集できない場合の参集先
イ 職員ごとの参集方法及び所要時間	エ その他必要な事項

4 自主参集

- 各配備体制の対象となる職員は、夜間、休日等の勤務時間外において、配備基準に該当する災害の発生を覚知したとき、又は気象警報等が発表されたときは、配備指令を待たずに、直ちに所属公所等に参集する。

5 所属公所に参集できない場合の対応

- 職員は、夜間、休日等の勤務時間外に災害が発生した場合において、やむを得ない事情により、在勤公署に参集できないときは、在勤公署の長に連絡の上、原則として、本庁又は最寄りの地方支部に参集する。
- 参集した職員は、参集先の機関の長に対して到着の報告を行い、直ちにその指示に従い、必要な業務に従事する。
- 到着の報告を受けた参集先の機関の長は、その参集状況をとりまとめの上、速やかに本部長（各部長）に報告する。
- 参集先の機関の長は、その後の状況によって、所属以外の職員を所属公所へ移動することが可能と判断した場合は、所属長と調整の上、当該職員の移動を命ずる。

第4 市町村の活動体制

- 市町村は、当該市町村の地域に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合においては、第一次的に災害応急対策を実施する機関として、法令、県計画及び市町村計画の定めるところにより、県その他の防災関係機関との連携のもとに、災害応急対策を実施するものとし、このための組織、配備体制及び職員の動員計画を定める。
- 市町村本部の設置基準、配備体制の種別及び基準は、県計画に準ずる。

第5 防災関係機関の活動体制

- 防災関係機関は、県の地域に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合においては、法令、防災業務計画及び県計画の定めるところにより、その所管する災害応急対策を実施する。
- 防災関係機関は、所管する災害応急対策を実施するため、必要な組織を整備する。
- 災害応急対策の実施に当たっては、県、市町村との連携を図る。
- 防災関係機関等は、災害応急対策が実施される現場において、現地関係機関の活動を円滑に推進するため、必要に応じ、現地調整所を速やかに設置し、現地関係機関相互の連絡調整を図る。
- 防災関係機関は、その活動に当たって、職員の安全確保に十分に配慮するとともに、こころのケア対策に努める。

第2節 気象予報・警報等の伝達計画

第1 基本方針

- 1 気象の予報、警報等（以下、本節中「気象予報・警報等」という。）及び災害が発生するおそれがある異常な現象に係る伝達、通報を、迅速かつ確実に実施する。
- 2 通信設備が被災した場合においても、気象予報・警報等を関係機関に伝達できるよう、通信手段の複数化に努める。

第2 実施機関（責任者）

実施機関	活動の内容
市町村本部長	1 気象予報・警報等の周知 2 火災警報の発表
県本部長	1 気象予報・警報等の市町村等に対する伝達 2 北上川上流洪水予報、雫石川洪水予報及び猿ヶ石川洪水予報の伝達 3 北上川上流水防警報等の伝達 4 県管理河川水防警報等の発表 5 県管理河川避難判断水位情報の発表
第二管区海上保安本部 〔八戸海上保安部〕 〔釜石海上保安部〕 〔宮古海上保安署〕	気象予報・警報等の船舶への周知
東北地方整備局 (岩手河川国道事務所)	1 北上川上流洪水予報、雫石川洪水予報及び猿ヶ石川洪水予報の発表 2 北上川上流水防警報等の発表 3 上記の予報・警報等の関係機関に対する通知
東日本電信電話（株）又は 西日本電信電話（株）	気象予報・警報等の市町村に対する伝達
盛岡地方気象台	1 気象予報・警報等の発表 2 北上川上流洪水予報、雫石川洪水予報及び猿ヶ石川洪水予報の発表 3 上記の予報・警報等の関係機関に対する通知
日本放送協会盛岡放送局 (株) アイピーシー岩手放送 (株) テレビ岩手 (株) 岩手めんこいテレビ	気象予報・警報等の放送

(株) 岩手朝日テレビ (株) エフエム岩手	
---------------------------	--

〔県本部の担当〕

部	課等	地方支部班	担当内容
総務部	総合防災室	総務班	気象予報・警報等の伝達
県土整備部	河川課	土木班	北上川上流洪水予報、雫石川洪水予報及び猿ヶ石川洪水予報等、北上川上流水防警報等の伝達 県管理河川水防警報及び県管理河川避難判断水位情報の発表
公安部	警備課、通信指令課	警察班	津波警報の伝達

第3 実施要領

1 気象予報・警報等の種類及び伝達

(1) 気象予報・警報等の種類

気象予報・警報等の種類及びその内容は、次のとおりである。

(気象業務法に基づくもの)

ア 情報の種類

	種 類	内 容
気象に関する情報	気象情報	気象等の予報に係りのある台風やその他の異常気象について、注意報・警報の発表に先立って知らせたり、注意報・警報の発表時に現象の状況について解説するなど、防災の効果をあげるために注意報・警報と組み合わせて発表する。
	記録的短時間大雨情報	警報発表時に数年に一度しか起こらないような短時間の激しい雨（1時間に100mm以上）を観測し、より一層の警戒を呼びかける場合に発表する。
	土砂災害警戒情報	大雨警報が発表されている状況で、土砂災害が発生するおそれが高まった時に、市町村長が避難勧告等を発令する際の判断や住民の自主避難の参考となるよう、岩手県と盛岡地方気象台が共同で発表する。
地震に関する情報	震度速報（※）	○発表基準 ・震度3以上 ○内容 地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名と地震の揺れの発現時刻を速報する。 〔気象庁震度階級等 資料編3-2-1〕

	震源に関する情報	<p>○発表基準</p> <ul style="list-style-type: none"> ・震度3以上（津波警報・注意報を発表した場合は発表しない） <p>○内容</p> <p>地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表する。 「津波の心配がない」または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を追加する。</p>
	震源・震度に関する情報	<p>○発表基準</p> <ul style="list-style-type: none"> ・震度3以上 ・津波注意報・警報発表時 ・若干の海面変動がある場合 ・緊急地震速報（警報）を発表した場合 <p>○内容</p> <p>地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度3以上の地域名と市町村名を発表する。 震度5弱以上と考えられる地点で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表する。</p>
	各地の震度に関する情報	<p>○発表基準</p> <ul style="list-style-type: none"> ・震度1以上 <p>○内容</p> <p>震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表する。 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その地点名を発表する。</p>
	推計震度分布図	<p>○発表基準</p> <ul style="list-style-type: none"> ・震度5弱以上 <p>○内容</p> <p>観測した各地の震度データをもとに、1km四方ごとに推計した震度（震度以上）を図情報として発表する。</p>
	その他の情報	<p>○発表基準</p> <ul style="list-style-type: none"> ・顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合など <p>○内容</p> <p>顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表する。</p>
情報	津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	<p>津波の到達予測時刻や予想される津波の高さをm単位で発表する。</p>

各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻・津波の到達予想時刻を発表する。
津波観測に関する情報	実際に津波を観測した場合に、その時刻や高さを発表する。
津波に関するその他の情報	津波に関するその他必要な事項を発表する（津波の心配がない場合を除く。）。

このほか、国外でマグニチュード7.0以上の地震が発生した場合に、地震の発生時刻、発生場所（震源）及びその規模（マグニチュード）を、「遠地震に関する情報」として日本や国外への津波の影響に関しても記述し発表する。

注）※ 震度速報は、盛岡地方気象台からの伝達は行わない。

イ 注意報の種類と発表基準

種 類	発 表 基 準
気象注意報	風雪注意報 風雪によって被害が予想され、次の条件に該当する場合 ○ 雪を伴い、平均風速が10m/s以上と予想される場合
	強風注意報 強風によって被害が予想され、次の条件に該当する場合 ○ 平均風速が10m/s以上と予想される場合
	大雨注意報 大雨によって被害が予想され、区域内の市町村で一定の基準に到達することが予想される場合 [気象警報発表基準等 資料編3-2-2]
	大雪注意報 大雪によって被害が予想され、次の条件に該当する場合 ○ 12時間の降雪の深さが 二戸地域・盛岡地域 平野部15cm以上 山沿い20cm以上 遠野地域 15cm以上 花北地域・奥州金ヶ崎地域・両磐地域 平野部15cm以上 山沿い25cm以上 久慈地域・宮古地域・釜石地域・大船渡地域 平野部15cm以上 山沿い20cm以上 と予想される場合
	濃霧注意報 濃霧のため交通機関に著しい支障が生じるおそれがあると予想され、次の条件に該当する場合 ○ 濃霧のため視程が陸上で100m以下、海上で500m以下になると予想される場合
	雷注意報 落雷等により被害が予想される場合
	乾燥注意報 空気が乾燥し、火災の危険が大きいと予想され、次の条件に該当する場合 ○ 最小湿度40%以下、実効湿度65%以下で風速7m/s以上が2時間以上継続すると予想される場合 ○ 最小湿度35%以下で実効湿度60%以下と予想される場合

霜注意報	<p>早霜、晩霜等により農作物に著しい被害が予想され、次の条件に該当する場合</p> <p>○ 早霜、晩霜期に最低気温がおおむね、2℃以下になると予想される場合</p>	
低温注意報	夏期	<p>低温により農作物等に著しい被害が予想され、次の条件に該当する場合</p> <p>○ 最高、最低、平均気温のいずれかが平年より 4～5℃以上低い日が数日以上続くと予想される場合</p>
	冬期	<p>低温により水道凍結等大きな障害が予想され、次の条件のいずれかに該当する場合</p> <p>○ 最低気温が-6℃以下であって、かつ、最低気温が平年より遠野地域は 6℃以上、遠野地域を除く内陸部と久慈地域、沿岸南部は 5℃以上、宮古地域は 4℃以上低いとき</p> <p>○ 最低気温が-6℃以下であって、かつ、最低気温が平年より 2℃以上低い日が数日続くとき</p>
着雪注意報	<p>着雪により通信線、送電線、樹木等に被害がおこると予想され、次の条件に該当する場合</p> <p>○ 大雪注意報の条件下で、気温が-2℃より高いと予想される場合</p>	
着氷注意報	<p>着氷により通信線、送電線、樹木等に被害が予想され、次の条件に該当する場合</p> <p>○ 大雪注意報の条件下、気温が-2℃より高いと予想される場合</p>	
なだれ注意報	<p>なだれが発生して被害があると予想され、次の条件に該当する場合</p> <p>○ 山沿いで 24 時間降雪の深さが 40 cm以上になると予想される場合</p> <p>○ 積雪が 50cm 以上あり、日平均気温 5℃以上の日が継続すると予想される場合</p>	
融雪注意報	<p>融雪によって被害がおこるおそれがあると予想される場合</p>	
高潮注意報	<p>高潮によって被害が予想され、区域内の市町村で一定の基準に到達することが予想される場合</p> <p style="text-align: right;">〔気象警報発表基準等 資料編 3-2-2〕</p>	
波浪注意報	<p>風浪、うねり等によって被害がおこるおそれがあると予想され、次の条件に該当する場合</p> <p>○ 有義波高が 3m 以上と予想される場合</p>	
洪水注意報	<p>洪水によって被害がおこるおそれがあると予想され、区域内の市町村で一定の基準に到達することが予想される場合</p> <p style="text-align: right;">〔気象警報発表基準等 資料編 3-2-2〕</p>	
地面現象注意報※	<p>大雨、大雪等による山崩れ、地滑り等によって被害がおこるおそれがあると予想される場合</p>	
浸水注意報※	<p>浸水によって被害がおこるおそれがあると予想される場合</p>	

注) ※ 1 地面現象注意報及び浸水注意報は、その注意事項を気象注意報に含めて行い、この注意報

の標題は用いない。

※2 大きな地震等が発生し、土砂災害などの二次災害が発生しやすいと認められる場合は、大雨注意報などの基準を暫定的に引き下げて運用することがある。

ウ 警報の種類と発表基準

種 類		発 表 基 準
気 象 警 報	暴風警報	暴風によって重大な災害がおこるおそれがあると予想され、次の条件に該当する場合 ○ 平均風速が 20m/s 以上と予想される場合
	暴風雪警報	暴風雪によって重大な災害がおこるおそれがあると予想され、次の条件に該当する場合 ○ 雪を伴い、平均風速が 20m/s 以上と予想される場合
	大雨警報	大雨によって重大な災害がおこるおそれがあると予想され、区域内の市町村で一定の基準に到達することが予想される場合 〔気象警報発表基準等 資料編 3-2-2〕
	大雪警報	大雪によって重大な災害が発生するおそれがあると予想され、次の条件に該当する場合 ○ 12 時間の降雪の深さが 二戸地域・盛岡地域・花北地域・奥州金ケ崎地域・両磐地域 平野部 40cm 以上 山沿い 50cm 以上 遠野地域 40cm 以上 久慈地域・宮古地域・釜石地域・大船渡地域 平野部 30cm 以上 山沿い 50cm 以上 と予想される場合
高潮警報	高潮によって重大な災害がおこるおそれがあると予想され、区域内の市町村で一定の基準に到達することが予想される場合 〔気象警報発表基準等 資料編 3-2-2〕	
波浪警報	風浪、うねり等によって重大な災害がおこるおそれがあると予想され、次の条件に該当する場合 ○ 有義波高が 6m 以上と予想される場合	
洪水警報	洪水によって重大な災害がおこるおそれがあると予想され、区域内の市町村で一定の基準に到達することが予想される場合 〔気象警報発表基準等 資料編 3-2-2〕	
地面現象警報※	大雨、大雪等による山崩れ、地滑り等によって重大な災害がおこるおそれがあると予想される場合	
浸水警報※	浸水によって重大な災害がおこるおそれがあると予想される場合	

注) ※1 地面現象警報及び浸水警報は、その注意事項を気象警報に含めて行い、この警報の標題は用いない。

※2 大きな地震等が発生し、土砂災害などの二次災害が発生しやすいと認められる場合は、大雨警報などの基準を暫定的に引き下げて運用することがある。

〔気象警報発表基準等 資料編 3-2-2〕

エ 緊急地震速報（警報）

気象庁は、地震動により重大な災害が起こるおそれのある場合は、強い揺れが予想される地域に対し、緊急地震速報（警報）を発表する。

オ 津波に関する警報・注意報・予報の種類と内容

(ア) 種類

- a 津波警報：津波予報区において津波による重大な災害のおそれがあると予想されるときに発表する。
- b 津波注意報：津波予報区において津波による災害のおそれがあると予想されるときに発表する。
- c 津波予報：津波による災害のおそれがないと予想されるときに発表する。

(イ) 発表基準・解説・発表される津波の高さ等

種類	発表基準	解説	発表される津波の高さ
津波警報	予想される津波の高さが高いところで3メートル以上である場合	高いところで3m程度以上の津波が予想されますので、厳重に警戒してください。	3m、4m、6m、8m、10m以上
	予想される津波の高さが高いところで1メートル以上3メートル未満である場合	高いところで2m程度の津波が予想されますので、警戒してください。	1m、2m
津波注意報	予想される津波の高さが高いところで、0.2メートル以上1メートル未満である場合であって津波による災害のおそれがある場合	高いところで0.5m程度の津波が予想されますので、注意してください。	0.5m

注) ※1 津波による災害のおそれがなくなったと認められる場合、津波警報又は津波注意報の解除を行う。このうち、津波注意報は、津波の観測状況等により津波がさらに高くなる可能性は小さいと判断した場合には、津波の高さが発表基準より小さくなる前に、海面変動が継続することや留意事項を付して解除を行う場合がある。

※2 「津波の高さ」とは、津波によって潮位が高くなった時点におけるその潮位とその時点に津波がなかったとした場合の潮位との差であって、津波によって潮位が上昇した高さをいう。

(ウ) 津波予報

	発表基準	内容
津波予報	津波が予想されないとき（地震情報に含めて発表）。	津波の心配なしの旨を発表。
	0.2メートル未満の海面変動が予想されたとき（津波に関するその他の情報に含めて発表）。	高いところでも0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表。
	津波注意報解除後も海面変動が継続するとき（津波に関するその他の情報に含めて発表）。	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っでの作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表。

カ 火山に関する予報・警報・情報の種類と内容

種類	内容
噴火警報（居住地域）	居住地域およびそれより火口側における警戒が必要な場合にその対

	象範囲と警戒事項を随時発表。
噴火警報（火口周辺）	火口から少し離れた所まで、または火口から居住地域近くまでの広い範囲における火口周辺で警戒が必要な場合にその対象範囲と警戒事項を随時発表。
噴火予報	噴火警報を解除する場合、または火山活動が静穏（平常）な状態が続くことを知らせる場合にその旨を発表。
降灰予報	噴火が発生した場合で、住民等に降灰の影響が予想される場合に降灰が予想される地域を随時発表。
火山の状況に関する解説情報	火山活動が活発な場合等に火山性地震や微動回数及び噴火等の火山の状況を随時発表。

(ア) 噴火警戒レベルが導入されている火山の噴火警報・噴火予報

予報及び警報の名称	対象範囲を付した警報の呼び方	略称	対象範囲	噴火警戒レベル（キーワード）	火山活動の状況
噴火警報	噴火警報（居住地域）	噴火警報	居住地域及びそれより火口側	レベル5（避難）	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。
				レベル4（避難準備）	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される（可能性が高まってきている）。
	噴火警報（火口周辺）	火口周辺警報	火口から居住地域近くまでの広い範囲の火口周辺	レベル3（入山規制）	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。
				レベル2（火口周辺規制）	火口周辺に影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。
噴火予報			火口内等	レベル1（平常）	火山活動は静穏。火山活動の状況によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）。

注) ※1 噴火警戒レベルの詳細は火山ごとに作成。

※2 岩手山噴火警戒レベルの詳細は【火山災害対策編・第2章・第5節・第3・④】参照

※3 秋田駒ヶ岳噴火警戒レベルの詳細は【火山災害対策編・第2章・第5節・第3・⑤】参照

(イ) 噴火警戒レベルが導入されていない火山の噴火警報・噴火予報

予報及び警報の名称	対象範囲を付した警報の呼び方	略称	対象範囲	警戒事項等(キーワード)	火山活動の状況
噴火警報	噴火警報 (居住地域)	噴火警報	居住地域又は山麓及びそれより火口側	居住地域 嚴重警戒	居住地域又は山麓及びそれより火口側に重大な被害を及ぼす程度の噴火が発生、あるいは発生すると予想される。
	噴火警報 (火口周辺)	火口周辺警報	火口から居住地域近くまでの広い範囲の火口周辺	入山危険	火口から居住地域又は山麓の近くまで重大な影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)程度の噴火が発生、あるいは発生すると予想される。
			火口から少し離れた所までの火口周辺	火口周辺 危険	火口周辺に影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)程度の噴火が発生、あるいは発生すると予想される。
噴火予報			火口内等	平常	火山活動は静穏。火山活動の状況によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)。

キ その他

地震活動に関する解説情報等

地震情報以外に、地震活動の状況等の情報を提供するために気象庁本庁及び管区・地方気象台等が関係地方公共団体、報道機関等に提供するとともに、ホームページなどで発表している資料。

(ア) 地震解説資料

担当区域で津波警報・注意報が発表された時や震度4以上の地震が観測された時などに防災等に係る活動の利用に資するよう地震津波情報や関連資料を編集した資料。

(イ) 管内地震活動図及び週間地震概況

地震及び津波に係る災害予想図の作成その他防災に係る関係者の活動を支援するために管区・地方気象台等で月毎または週毎に作成する地震活動状況等に関する資料。気象庁本庁及び管区気象台は週毎の資料を作成し(週間地震概況)、毎週金曜日に発表している。

(消防法に基づくもの)

種類	通報基準
----	------

<p>火災気象通報</p>	<p>気象の状況が火災の予防上危険であると予想され、次の条件に該当する場合</p> <p>イ 最小湿度 40%以下、実効湿度 65%以下で風速 7m/s 以上が 2 時間以上継続すると予想される場合</p> <p>ロ 最小湿度 35%以下、実効湿度 60%以下と予想される場合</p> <p>ハ 平均風速が 10m/s 以上と予想される場合（降雨、降雪中は通報しないこともある。）</p>
<p>火災警報</p>	<p>火災気象通報が通知され、市町村の地域の気象状況が火災の発生又は拡大のおそれがあると認められる場合</p>

(水防法に基づくもの)

種 類	内 容
北上川上流水防警報	洪水によって災害がおこるおそれがある場合において、水防を行う必要がある旨を警告して行うもの
県管理河川水防警報	洪水によって災害が起こるおそれがある場合において水防を行う必要がある旨を警告して行うもの
県管理河川避難判断水位情報	河川の水位が避難判断水位（はん濫注意水位を超える水位であって洪水による災害の発生を特に警戒すべき水位をいう。）に達したとき、洪水により川が氾濫し避難等が必要となるおそれがあることを発表するもの

(水防法及び気象業務法に基づくもの)

ア 一般河川等の水防活動の利用に適合する予報及び警報

種 類	内 容
水防活動用気象注意報	大雨注意報に同じ。
水防活動用気象警報	大雨警報に同じ。
水防活動用高潮注意報	高潮注意報に同じ。
水防活動用高潮警報	高潮警報に同じ。
水防活動用洪水注意報	洪水注意報に同じ。
水防活動用洪水警報	洪水警報に同じ。

イ 指定河川洪水予報

	予報の種類 (標題)	予報の基準	危険度 レベル
予報及び 猿ヶ石川 洪水予報	洪水注意報 (はん濫注意情報)	基準地点の水位が、はん濫注意水位に達し、さらに上昇するおそれがあるとき	2
	洪水警報 (はん濫警戒情報)	基準地点の水位が、避難判断水位に達し、さらに上昇するとき、又ははん濫危険水位を超える洪水となるおそれがあるとき	3
	洪水警報 (はん濫危険情報)	基準地点の水位が、はん濫危険水位に達したとき	4
	洪水警報 (はん濫発生情報)	予報区間において、はん濫を確認したとき	5

(2) 伝達系統

気象予報・警報等の発表機関及び伝達系統は、次のとおりである。

気象予報・警報等の区分	発表機関	伝達系統
気象、高潮、波浪、洪水についての予報及び警報並びに火災気象通報	盛岡地方気象台	気象予報・警報伝達系統図（資料編3-2-3）のとおり。 土砂災害警戒情報伝達系統図は（資料編3-2-4）のとおり。
津波についての予報・注意報・警報	気象庁	津波予報・注意報・警報伝達系統図（資料編3-2-5）のとおり。

岩手県地域防災計画 第3章 災害応急対策計画

地震及び津波に関する情報	〃	地震及び津波に関する情報伝達系統図（資料編 3-2-6）のとおり。
北上川上流洪水予報、雫石川洪水予報及び猿ヶ石川洪水予報	盛岡地方気象台及び 岩手河川国道事務所	北上川上流洪水予報、雫石川洪水予報及び猿ヶ石川洪水予報伝達系統図（資料編 3-2-7）のとおり。
北上川上流水防警報 （情報・警報）	岩手河川国道事務所	北上川上流水防警報伝達系統図（資料編 3-2-8）のとおり。
県管理河川水防警報	各広域振興局土木部	岩手県知事の行う水防警報及び特別警戒水位情報の伝達系統図（資料編 3-2-9）のとおり
県管理河川避難判断水位情報	〃	〃
火山に関する予報・警報・情報	仙台管区気象台	火山情報に関する予報・警報・情報伝達系統図（資料編 3-2-10）のとおり。
火災警報	市町村長及び 消防本部消防長	気象予報・警報伝達系統図（資料編 3-2-3）のとおり。

(3) 伝達機関等の責務

- 気象予報・警報等の発表機関及び伝達機関は、気象予報・警報等の発表、伝達、周知等が迅速かつ正確に行われるよう、伝達体制等の整備を図るとともに、所管する防災事務に基づき、気象予報・警報等の伝達先その他必要な要領を定める。
- 気象予報・警報等の受領及び伝達に当たっては、夜間、休日等の勤務時間外における体制の整備に留意する。
- 気象予報・警報等の伝達機関は、災害による通信設備が損壊した場合においても、気象予報・警報等の受信、伝達等ができるよう、通信手段の複数化に努める。

(4) 県の措置

- 気象予報・警報等の通知を受けた場合は、次により、直ちに通知又は通報を行う。

内 容	担当機関	通 知 先
気象予報・警報、津波注意報・警報、火山に関する予報・警報、地震・火山及び津波に関する情報	総合防災室	(1) 市町村長及び消防本部消防長 (2) 地方支部長 (3) 所管事務の執行上、気象予報・警報等を必要とする課長
火災気象通報		(1) 市町村長（消防に関する事務を処理する一部事務組合及び広域連合に加入している市町村の長を除く。） (2) 消防に関する事務を処理する一部事務組合の管理者及び広域連合長
津波注意報・警報	警察本部 （警備課） （通信指令課）	(1) 沿岸市町村長 (2) 沿岸警察署長
北上川上流洪水予報	総合防災室	(1) 北上川流域のうち関係市町村長 (2) 北上川流域の地方支部長 (3) 所管事務の執行上、北上川上流洪水予報を必要とする課長
北上川上流水防警報	河川課	(1) 北上川流域のうち関係市町村長 (2) 北上川流域の地方支部長 (3) 所管事務の執行上、北上川上流水防警報を必要とする課長
県管理河川水防警報、県管理河川避難判断水位情報	河川課	所管事務の執行上、県管理河川水防警報、県管理河川避難判断水位情報を必要とする課長

- 夜間及び休日等における気象予報・警報等の受領及び通知は、災害警戒本部又は災害対策本部が設置されている場合を除いて、本庁の当直員が行う。
- 勤務時間外における地方支部長等に対する通知は、合同庁舎の当直員が受領し、これを関係出先機関に通知する。
- 気象予報・警報等の通知又は通報は、原則として「総合防災情報ネットワーク」による一斉通

報により行う。

(5) 市町村の措置

- 市町村長は、気象予報・警報を受領した場合及び火災気象通報を受領し、火災警報を発令する場合は、直ちに、その内容を関係機関に通知するとともに、地域内の住民、団体等に対して広報を行う。
- 市町村長は、あらかじめ、通知先の機関及び通知方法を定める。
- 気象予報・警報の受領後においては、ラジオ、テレビ等の報道内容に注意するとともに、地方支部及び関係機関との連絡を密にするなど、的確な気象情報の把握に努める。
- 市町村長は、同報系防災行政無線の整備等により、住民、団体等に対する気象予報・警報等の伝達手段の確保に努める。
- 火災警報の発令及び気象予報・警報の広報は、おおむね、次の方法による。

ア 同報系防災行政無線	エ 電話	キ 自主防災組織等の広報活動
イ 有線放送	オ 広報車	
ウ CATV	カ サイレン及び警鐘	

(6) 防災関係機関の措置

ア 東日本電信電話(株)又は西日本電信電話(株)

警報を受領した場合は、一般通信に優先して電話回線により、市町村に伝達する。

イ 八戸海上保安部、釜石海上保安部、宮古海上保安署

警報を受領した場合は、航行中及び入港中の船舶に対して周知を図る。

ウ 放送事業者

ラジオ放送においては番組を利用し、また、緊急の場合は番組を中断し、テレビ放送においては字幕・スーパー等により放送する。

エ その他の防災関係機関

それぞれの所管事務に応じて、関係団体等に通知する。

2 異常現象発生時の通報

(1) 異常現象発見者の通報義務

- 災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者は、速やかに最寄りの市町村長又は警察官若しくは海上保安官に通報する。
- 異常現象の通報を受けた警察官又は海上保安官は、その旨を当該市町村長に通報するとともに、(2)に定める担当機関の長に通報するよう努める。

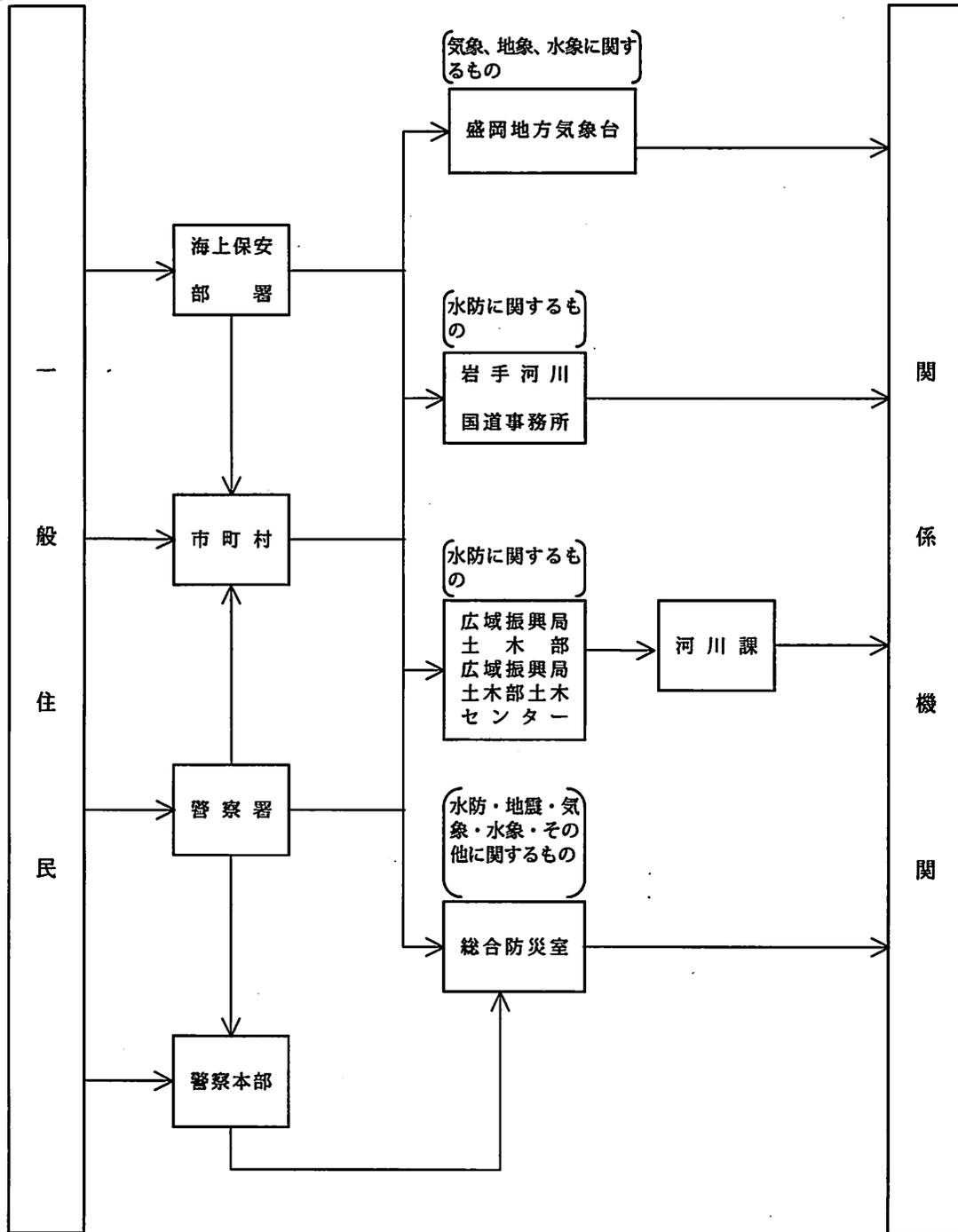
(2) 市町村長等の通報先

- 通報を受けた市町村長等は、次の区分により、担当機関の長に通報する。

種類	担当機関	通報を要する異常現象の内容
水防に関するもの	岩手河川国道事務所、広域振興局土木部、広域振興局土木部土木センター、総合防災室	県又は国の管理に属する河川に係るもの
気象、地象、水象に関するもの	盛岡地方气象台、総合防災室	気象、地象、水象に係るすべてのもの
その他に関するもの	総合防災室	国又は県の予防等の措置が必要と認めら

		れるその他の現象
○	市町村長等から通報を受けた担当機関の長は、その内容に応じて関係機関に通報する。	
○	水防に関する異常現象の通報を受けた広域振興局土木部長、広域振興局土木部土木センター所長は、直ちにその旨を県土整備部河川課総括課長に報告する。	
○	その他に関する異常現象の通報を受けた総合防災室長は、その内容に応じて、予防等の措置を講ずべき所管の関係課長に通知する。	

(異常現象の通報、伝達経路)



(3) 異常現象の種類

○ 通報を要する気象、地象、水象に関する異常現象は、おおむね、次のとおりである。

区 分		異 常 現 象 の 内 容
水防に関する事項		堤防の異常
気象に関する事項		竜巻、強い降雹、強い突風等で著しく異常な気象現象
地 象 に 関 す る 事 項	火山関係	(1) 噴火現象 噴火（噴石、火砕流、火砕サージ、溶岩流、土石流、火山泥流等） 及びこれに伴う降灰砂等 (2) 噴火以外の火山性異常現象 ア 火山地域での地震の群発 イ 火山地域での鳴動の発生 ウ 火山地域での顕著な地形変化（山崩れ、地割れ、土地の昇沈陥没等） エ 噴気、噴煙の顕著な異常変化（噴気孔・火孔の新生拡大、移動、噴気・噴煙の量、色、臭、温度、昇華物の異常変化） オ 火山地域での湧泉の顕著な異常変化（湧泉の新生、湧出量、味、臭、色、濁度、温度の異常変化等） カ 火山地域での顕著な地温の上昇、地熱地帯の新生拡大、移動及びそれに伴う草木の立ち枯れ等 キ 火山付近の海洋、湖沼、河川の水の顕著な異常変化（量、濁度、臭、色の変化、軽石、死魚等の浮上、発泡、温度の上昇等）
	地震関係	数日間にわたり頻繁に感ずるような地震
	土砂害関係	(1) 溪流 流水内での転石、流木の発生、流水の急激な濁り、土臭いにおい、地鳴り (2) がけ崩れ 小石の落下、亀裂の発生、湧水の異常（量の増加、濁り等）、斜面のはらみだし、地鳴り
水象に関する事項		潮位の異常な変動
その他に関する事項		通報を要すると判断される上記以外の異常な現象

第3節 通信情報計画

第1 基本方針

- 1 県、市町村その他の防災関係機関は、通信施設・設備の被災状況及び通信状況を把握するとともに、通信連絡系統を定め、通信手段の確保を図る。
- 2 通信施設等が損壊した場合には、代替通信手段の確保及び迅速な応急復旧に努める。
- 3 災害時における通信は、原則として専用通信施設により行うものとするが、災害により使用できない場合又は緊急を要する場合においては、他の防災関係機関の有する専用通信施設等を利用して通信を確保するものとし、東北地方非常通信協議会等を通じて防災関係機関相互の連携を強化する。

第2 実施要領

1 電気通信設備の利用

通信がふくそうした場合は、非常・緊急通話を利用し、通信を確保する。

(1) 非常・緊急通話用電話の利用

- 県、市町村及び防災関係機関は、あらかじめ通信事業者から承認を受けた電話番号により、非常・緊急通話を利用する。

(2) 非常・緊急通話の利用

- 県、市町村及び防災関係機関は、公衆電気通信設備による通話が不能又は困難である場合は、非常・緊急通話用の電話機において通信を行う。
- 非常・緊急通話を利用する場合は、102番をダイヤルし、非常・緊急通話用電話の指定番号、「非常」又は「緊急」の別、通話の内容及び通話先を申告の上、申し込む。

非常・緊急通話の内容及び利用できる機関

	通話の内容	機関等
非常通話	1 気象、水象、地象若しくは地動の観測の報告又は警報に関する事項	気象機関相互間
	2 洪水、津波、高潮等が発生し、若しくは発生するおそれがあることの通報又はその警報若しくは予防のために緊急を要する事項	(1) 水防機関相互間 (2) 消防機関相互間 (3) 水防機関と消防機関相互間
	3 災害の予防又は救援のため緊急を要する事項	(1) 消防機関相互間 (2) 災害救助機関相互間 (3) 消防機関と災害救助機関相互間
	4 鉄道その他の交通施設（道路、港湾等を含む。）の災害の予防又は復旧、その他輸送の確保に関し、緊急を要する事項	輸送の確保に直接関係がある機関相互間
	5 通信施設の災害の予防又は復旧その他通信の確保に関し、緊急を要する事項	通信の確保に直接関係がある機関相互間
	6 電力設備の災害の予防又は復旧その他電力の供給の確保に関し、緊急を要する事項	電力の供給の確保に直接関係がある機関相互間
	7 秩序の維持のため緊急を要する事項	(1) 警察機関相互間 (2) 防衛機関相互間 (3) 警察機関と防衛機関相互間
	8 災害の予防又は救援のため必要な事項	天変、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがあることを知った者と前各欄に掲げる機関との間
緊急通話	1 火災、集団的疫病、交通機関の重大な事故その他人命の安全に係る事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、その予防、救援、復旧等に関し、緊急を要する事項	(1) 非常扱いの通話を取り扱う機関相互間 （非常扱いの通話の表中 8 欄に掲げるものを除く。） (2) 緊急事態が発生し、又は発生するおそれがあることを知った者と (1) の機関との間
	2 治安の維持のため緊急を要する事項	(1) 警察機関相互間 (2) 犯罪が発生し、又は発生するおそれがあることを知った者と警察機関との間
	3 国会議員又は地方公共団体の長若しくはその議会の議員の選挙の執行又はその結果に関し、緊急を要する事	選挙管理機関相互間
	4 天災、事変その他の災害に際しての災害状況の報道を内容とするもの	新聞社、放送事業者又は通信社の機関相互間
	5 水道、ガス等の国民の日常生活に必要不可欠な役務の提供その他生活基盤を維持する	(1) 水道の供給の確保に直接関係がある機関相互間

<p>ため緊急を要する事項</p>	<p>(2) ガスの供給の確保に直接関係がある機関相互間 (3) 預貯金業務を行う金融機関相互間 (4) 国又は地方公共団体の機関（非常通話の表及びこの表の1欄からこの欄の(3)までに掲げるものを除く。）相互間</p>
-------------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

2 専用通信施設の利用

- 専用通信施設の設置者は、災害時における通信連絡に当たっては、それぞれの専用通信施設を有効に活用する。

[県内無線施設設置状況一覧表 資料編3-3-1]

- 専用通信施設の設置者は、可搬型地球局、携帯型地球局等の衛星通信施設を活用するほか、災害により専用通信施設が損壊した場合においても通信を確保できるよう、通信施設のサブシステム化に努めるとともに、応急復旧に要する要員及び資機材を確保する。
- 県は、「岩手県防災行政情報通信ネットワーク」における衛星通信システムにより市町村等との通信を確保する。

専用通信施設の設置機関

設備名	設置者
消防庁消防防災無線設備	岩手県
中央防災無線設備	岩手県
岩手県防災行政無線設備	岩手県
岩手県企業局無線設備	岩手県企業局
警察電話（有線・無線）設備	岩手県警察本部
海上保安庁無線設備	八戸海上保安部、釜石海上保安部、宮古海上保安署
気象通信設備	盛岡地方気象台
国土交通省無線設備	岩手河川国道事務所、三陸国道事務所、釜石港湾事務所、北上川ダム統合管理事務所、岩手県
日本電信電話無線設備	東日本電信電話(株)岩手支店
日本赤十字社無線設備	日本赤十字社岩手県支部
東日本旅客鉄道（有線・無線）設備	東日本旅客鉄道(株)盛岡支社
東北電力（有線・無線）設備	東北電力(株)岩手支店
漁業無線設備	岩手県（水産技術センター）、宮古漁業協同組合、大槌無線漁業協同組合、釜石無線漁業協同組合、気仙郡漁業協同組合連合会（大船渡漁業用海岸局）、種市漁業協同組合、久慈市漁業協同組合、普代村漁業協同組合、田野畑村漁業協同組合、小本浜漁業協同組合、田老町漁業協同組合、重茂漁業協同組合

3 電気通信設備が利用できない場合の通信の確保

- (1) 他の機関が設置する通信設備の利用又は使用

- 県本部長、市町村本部長及び指定（地方）行政機関の長は、災害対策基本法第 57 条及び第 79 条の規定により、次の通信設備を利用し、使用することができる。

警察通信設備、消防通信設備、水防通信設備、航空保安通信設備、海上保安通信設備、気象通信設備、鉄道通信設備、電力通信設備、自衛隊通信設備

- これらの通信設備を利用し、使用する場合には、次の事項を管理者に申し出て行うものとするが、当該機関相互において、あらかじめ、協議又は協定の締結により、円滑な利用を図る。

〔災害対策基本法に基づく公衆電気通信設備の優先利用等に

関する協定書（県警察本部） 資料編 3-3-2〕

〔災害対策基本法に基づく有線電気通信設備の使用に関する

協定書（東日本旅客鉄道株式会社） 資料編 3-3-3〕

ア 利用し、又は使用しようとする通信施設	エ 発信者及び受信者
イ 利用し、又は使用しようとする理由	オ 利用又は使用を希望する期間
ウ 通信の内容	カ その他必要な事項

(2) 応急復旧用通信設備の利用又は使用

孤立防止用無線電話

災害時に、通信手段が途絶した場合において、市町村等は、孤立防止を図るため、東日本電信電話㈱が設置した無線設備（孤立防止用無線電話）を使用することができる。

(3) 非常通信の利用

- 県本部長、市町村本部長その他の防災関係機関の長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、有線通信が利用できず、又は利用することが著しく困難であり、災害応急対策等のため必要があると認めるときは、非常通信を利用し、通信の確保を図る。
- 非常通信は、地震、台風、洪水、津波、火災、暴動その他の非常の事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人命の救助、災害の救援、交通通信の確保又は秩序の維持のために行われる場合に限られる。
- 非常通信は、無線局の免許人が自ら発受するほか、防災関係機関からの依頼に応じて発信する。また、無線局の免許人は、防災関係機関等以外の者からの依頼であっても、人命の救助に関するもの及び急迫の危険又は緊急措置に関する通報の場合においては、非常通信を実施する。
- 非常通信による通報の内容は、「非常通信運用細則」に定めるところによる。

〔非常通信運用細則 資料編 3-3-4〕

- 防災関係機関は、非常災害時に利用できる無線局を把握するとともに、非常通信の利用について、無線局と、あらかじめ、協議を行う。
- 非常通信は、最寄りの東北地方非常通信協議会の構成員所属の無線局等に依頼する。

〔東北地方非常通信協議会構成員名簿（岩手県内構成員） 資料編 3-3-5〕

- 非常通信は、次の要領により、通信文を電文形式（片仮名）又は平文で記載の上、無線局に依頼する。

ア あて先の住所、氏名（職名）及び電話番号
 イ 字数は 200 字以内（平文の場合は片仮名換算）にする。
 ウ 本文中の濁点、半濁点は字数に数えない。
 エ 用紙の余白の冒頭に「非常」と朱書きし、また、末尾に発信人の住所、氏名（職名）及び電話番号を記入する。

- 非常時において、他の通信手段が確保できない場合においては、アマチュア無線局に対して協力を求める。
- (4) 自衛隊による通信支援
 - 市町村その他の防災関係機関（海上保安機関及び航空保安機関を除く。）の長は、災害応急対策のため必要がある場合においては、県本部長に対して災害派遣（通信支援）の要請を依頼することができる。
 - 県本部長は、第 11 節「自衛隊災害派遣要請計画」に定るところにより、必要な要員、資機材等の派遣を要請する。

なお、海上保安機関及び航空保安機関については、自衛隊法施行令第 105 条の規定により、海上保安庁長官、第二管区海上保安本部長、東京空港事務所長又は仙台空港事務所長が、直接自衛隊に派遣を要請する。

- (5) 情報通信業を行う事業者（以下「情報通信事業者」という。）による情報通信の支援
 - 県本部長は、災害応急対策のため必要がある場合は、情報通信事業者から必要な要員、資機材等の派遣等の情報通信の支援について、協力を得よう努めるものとする。

- (6) 放送の利用
 - 県本部長及び市町村本部長は、緊急を要する場合で他の電気通信設備又は無線設備による通信ができないとき、又は著しく困難なときにおいては、「災害時における放送要請に関する協定書」に定める手続に基づき、災害に関する通知・要請・気象予報・警報等の放送を日本放送協会盛岡放送局、(株)アイブシー岩手放送、(株)テレビ岩手、(株)岩手めんこいテレビ、(株)岩手朝日テレビ及び(株)エフエム岩手に対して要請することができる。

[災害時における放送要請に関する協定書 資料編 3-3-6]

- 県本部長及び市町村本部長は、次の分担により要請する。

区 分	内 容
県本部長	1 県全域又は複数の市町村の地域に及ぶ災害に関するもの 2 日本放送協会盛岡放送局に対する緊急警報放送の要請
市町村本部長	主として当該市町村の地域の災害に関するもの（ただし、特に緊急を要する場合は、県本部長が要請する場合もある。）

- 放送の要請は、次の事項を放送局長に文書により通知の上、行う。

ア 放送を求める理由	ウ 放送範囲	オ その他必要な事項
イ 放送内容	エ 放送希望時間	

なお、緊急を要する場合は、次の担当部局に対して、電話又は口頭により要請する。

放送局名	担当部局	電話番号	所在地
日本放送協会盛岡放送局	放送部	019-626-8826	盛岡市上田 4-1-3
(株)アイブシー岩手放送	報道部	019-623-3141	盛岡市志家町 6-1
(株)テレビ岩手	報道部	019-623-3530	盛岡市内丸 2-10
(株)岩手めんこいテレビ	報道部	019-656-3303	盛岡市本宮 5 丁目 2-25
(株)岩手朝日テレビ	報道制作部	019-629-2525	盛岡市盛岡駅西通 2-6-5
(株)エフエム岩手	放送部	019-625-5514	盛岡市内丸 2-10

- 放送局長は、県本部長から放送を要請された場合において、市町村本部長からも同時に放送を要請されたときは、次の事項を検討の上、放送の順位を決定する。

- ア 市町村本部長から要請された放送内容が、当該災害による人命の危険その他の緊急重大な事態の発生に影響するものかどうか。
- イ 市町村本部長から要請された放送内容が、他の市町村における緊急の災害発生のおそれに関するものかどうか。
- ウ 県本部長から要請された放送内容を放送することにより、市町村本部長から要請された放送内容を充足できるかどうか。
- エ 県本部長から要請された放送と市町村本部長から要請された放送とを同時に放送できるかどうか。
- オ 放送に要する時間等

第4節 情報の収集・伝達計画

第1 基本方針

- 1 災害時における災害応急対策を円滑かつ的確に実施するため、災害情報の収集及び伝達を行う。
- 2 災害情報の収集、伝達に当たっては、防災関係機関と密接に連携を図る。
- 3 災害により、通信施設等が被災した場合においても、災害情報を関係機関に伝達できるよう、通信手段の複数化を図る。
- 4 災害応急対策の実施に当たっての重要な情報をあらかじめ選定し、その情報を優先的に収集、伝達する。

第2 実施機関（責任者）

実施機関	収集、伝達する災害情報の内容	初期情報報告様式	被害額等報告様式
市町村本部長	1 災害発生の概要及び災害応急対策の実施状況	1	-
	2 避難勧告・指示の実施状況	1-1	-
	3 人的被害及び住家被害の状況	2、 2-1、 2-2	2、 2-1、 2-2
	4 市町村有財産の被害状況	3	3
	5 県立以外の社会福祉施設、社会教育施設、文化施設及び体育施設の被害状況	4	4
	6 国立、県立以外の医療施設、上水道施設、衛生施設の被害状況	B、 C、 5、 5-1	5、 5-1
	7 消防施設の被害状況	6	6
	8 自然公園施設、観光施設の被害状況	D	7
	9 商工関係の被害状況	E	8
	10 高圧ガス、火薬類施設及び鉱山関係の被害状況	9	9
	11 県管理以外の水産関係の被害状況	F	10
	12 県管理以外の漁港施設等の被害状況	F	11
	13 県管理以外の農業施設の被害状況	F	12
	14 県管理以外の農作物等の被害状況	F	13、 13-1
	15 県管理以外の家畜等の被害状況	F	14
	16 県管理以外の農地農業用施設の被害状況	F	15
	17 林業施設、林産物、市町村有林及び私有林の被害状況	F	16

岩手県地域防災計画 第3章 災害応急対策計画

	18 市町村管理の河川、道路・橋りょう、海岸及び都市施設等の被害状況	G-1	17
	19 市町村管理の公営住宅に係る被害報告	G-1	18
	20 市町村立学校に係る児童、生徒及び教職員の被害状況	H	19
	21 市町村立学校の被害状況	H	20
	22 市町村指定文化財の被害状況	H	21
県本部長	1 災害発生の概要及び災害応急対策の実施状況	1	-
	2 避難勧告・指示の実施状況	1-1	-
	3 人的被害及び住家被害の状況	2、 2-1、 2-2	2、 2-1、 2-2
	4 庁舎等の被害状況	A	3
	5 社会福祉施設、社会教育施設、文化施設及び体育施設の被害状況	4	4
	6 医療衛生施設の被害状況	B、 C、 5、 5-1	5、 5-1
	7 消防施設の被害状況	6	6
	8 自然公園施設、観光施設の被害状況	D	7
	9 商工関係の被害状況	E	8
	10 高圧ガス、火薬類施設及び鉱山関係の被害状況	9	9
	11 水産関係の被害状況	F	10
	12 漁港施設等の被害状況	F	11
	13 農業施設の被害状況	F	12
	14 農作物等の被害状況	F	13、 13-1
	15 家畜等の被害状況	F	14
	16 農地農業用施設の被害状況	F	15
	17 林業施設、林産物、森林の被害状況	F	16
	18 河川、道路、港湾、海岸、都市施設等土木施設の被害状況	G-2	17
	19 公営住宅等の被害状況	G-2	18
	20 児童、生徒及び教職員の被害状況	H	19
	21 学校の被害状況	H	20
	22 文化財の被害状況	H	21
	23 船舶の被害状況	22	22
	24 通信事故・通信規制情報	I	-
	25 電力関係施設の被害状況	23	23
	26 工業用水道の被害状況	24	24
	27 鉄道関係の被害状況	J	25
東北森林管理局	国有林の施設、森林等の被害状況	16	16

岩手県地域防災計画 第3章 災害応急対策計画

東北運輸局 〔岩手運輸支局〕 〔八戸海事事務所〕 〔気仙沼海事事務所〕	船舶の被害状況	22	22
第二管区海上保安本部 〔八戸海上保安部〕 〔釜石海上保安部〕 〔宮古海上保安署〕	1 海上における災害発生の概要及び災害応急対策の実施状況 2 人的被害の状況	1	-
東北地方整備局 〔岩手河川国道事務所〕 〔三陸国道事務所〕 〔釜石港湾事務所〕 〔北上川ダム統合管理事務所〕	国管理の河川、ダム、道路、砂防、地すべり防止、港湾及び海岸保全施設の被害状況 (災害映像情報(地上カメラ・現地災害カメラ・ヘリコプター画像)の受配信)	17	17
陸上自衛隊岩手駐屯部隊	震度5弱以上の地震が発生した場合及びその他の災害の発生に際し必要と認めた場合における施設等の被害状況	-	-
東日本電信電話(株)岩手支店 エヌ・ティ・ティコミュニケーションズ(株) (株)エヌ・ティ・ティ・ドコモ KDDI(株)	所管する電気通信関係施設の被害状況	I	-
日本道路公団東北支社 (十和田・盛岡・北上・古川・八戸・秋田管理事務所)	高速道路の被災状況	17	17
東日本旅客鉄道(株)盛岡支社 三陸鉄道(株) IGR いわて銀河鉄道(株)	所管する鉄道関係施設の被災状況	J	25
東北電力(株)岩手支店 電源開発(株)東和電力所	所管する電力関係施設の被災状況	23	23
盛岡ガス(株) (社)岩手県高圧ガス保安協会	ガス関係施設の被災状況	9	9
県本部調査班、自衛隊等	現地調査状況速報	K	-

〔県本部の担当〕

部	課等	地方支部班	担当内容	
総務部	総務室	-	県立大学及び県立大学短期大学部被害報告	
	法務学事課	-	私立学校被害報告	
	管財課	-	県有財産被害報告	
	総合防災室	総務班		1 被害発生等報告
		総務班		2 避難勧告・指示の実施状況
	総務班		3 市町村有財産被害報告	
	総務班		4 消防施設被害報告	
	総務班		5 高圧ガス及び火薬類施設関係被害報告	

岩手県地域防災計画 第3章 災害応急対策計画

		-	6 国立学校に係る学生、教員等被害報告
		-	7 国立学校に係る学校被害報告
		-	8 船舶施設被害報告
政策地域部	政策推進室	-	管理施設被害報告
	NPO・文化国際課	-	管理施設被害報告
	地域振興室	-	1 鉄道関係被害報告 2 通信関係被害報告
環境生活部	環境生活企画室	-	県営以外の電力関係施設被害報告
	環境保全課	保健環境班	鉱山関係被害報告
	資源循環推進課	保健環境班	衛生施設被害報告
	自然保護課	保健環境班	自然公園施設被害報告
	県民くらしの安全課	保健環境班	上水道施設及び衛生施設被害報告
保健福祉部	医療推進課	保健環境班	1 県立病院以外の医療施設被害報告 2 感染症指定医療機関被害報告
	地域福祉課	福祉班	1 人的及び住家被害報告 2 社会福祉施設被害報告
	長寿社会課	福祉班	1 社会福祉施設被害報告 2 介護保険施設被害報告
	障がい保健福祉課	福祉班	社会福祉施設被害報告
	児童家庭課	福祉班	1 母子健康センター被害報告 2 社会福祉施設被害報告
商工労働観光部	経営支援課	総務班	商工関係被害報告
	観光課	総務班	観光施設被害報告
農林水産部	農林水産企画室	農林班	1 農業施設被害報告 2 農作物等被害報告 3 家畜等被害報告
		水産班	4 水産関係被害報告
	農村建設課	農林班	1 農地農業用施設被害報告 2 農林水産省農村振興局所管海岸保全施設被害報告
	畜産課	農林班	家畜伝染病被害報告
	林業振興課	農林班	1 林産及び特用林産施設被害報告 2 林産物（苗木を除く）関係被害報告 3 国有林関係被害報告
森林整備課	農林班	1 作業道（国有林を除く）及び苗畑施設被害報告 2 林産物（苗木）被害報告 3 国有林及び国有林以外の森林被害報告	

岩手県地域防災計画 第3章 災害応急対策計画

	森林保全課	農林班	1 治山施設被害報告 2 県有林関係被害報告 3 林地荒廃被害報告 4 林道関係施設被害報告
	漁港漁村課	水産班	1 海岸保全施設以外の漁港施設等被害報告 2 水産庁所管海岸保全施設被害報告
県土整備部	道路環境課	土木班	1 道路施設被害報告 2 橋梁施設被害報告
	河川課	土木班	1 河川施設被害報告 2 国土交通省所管海岸保全施設被害報告
	砂防災害課	土木班	1 砂防設備被害報告 2 地すべり防止施設被害報告 3 急傾斜地崩壊防止施設被害報告 4 公共土木施設被害報告（被害件数、被害額等）
	都市計画課	土木班	都市施設等被害報告
	下水環境課	土木班 北上川上流流域下水道事務所班	
	建築住宅課	土木班	公営住宅被害報告
	港湾課	土木班	港湾施設被害報告
	空港課	空港事務所班	空港施設被害報告
	医療部	管理部	県立病院班
企業部	業務課	-	1 県営電力関係施設被害報告 2 県営工業用水道施設被害報告
教育部	教育企画室	教育事務所班 県立学校班	1 市町村立学校（財産・施設・設備）被害報告 2 県立学校（財産・施設・設備）被害報告
	学校教育室	教育事務所班 県立学校班	1 小中学校児童・生徒・教職員被害報告 2 県立学校児童・生徒・教職員被害報告 3 総合教育センター被害報告
	生涯学習文化課	教育事務所班	1 社会教育施設被害報告 2 文化施設、文化財被害報告
	スポーツ健康課	教育事務所班	体育施設被害報告
	教職員課	-	教育委員会事務局及び学校以外の教育機関の職員の被害報告
公安部	警備課	警察署班	人的及び住家被害報告

第3 実施要領

1 災害情報の収集、報告

(1) 市町村

- 市町村本部長は、各災害情報ごとに、その収集、報告に係る責任者、調査要領、連絡方法等を定める。
- 市町村本部長は、災害情報の総括責任者を選任し、災害情報の収集、総括及び報告に当たらせる。
- 市町村本部長は、災害情報の収集に当たっては、所轄警察署と緊密に連絡を行う。
- 市町村本部長は、災害の規模及び状況により、当該市町村本部における情報の収集及び被害調査が不可能又は困難と認めた場合は、次の事項を明示して、県本部長、地方支部長又は防災関係機関の長に対して、応援要請を行う。

ア 職種及び人数	ウ 応援期間	オ 携行すべき資機材等
イ 活動地域	エ 応援業務の内容	カ その他参考事項

- 市町村本部長は、被害状況を、地方支部長に報告するが、緊急を要する場合には、県本部長に直接、報告する。
- 市町村本部長は、県本部との連絡がとれない場合は、直接、消防庁に対して被害状況を報告する。
- 市町村本部長（消防機関の長を含む。）は、火災が同時多発し、あるいは、多くの死傷者が発生し、消防機関への通報が殺到した場合には、最も迅速な方法により、直ちに、消防庁及び県本部長に報告する。
- 市町村本部長は、直接即報基準に該当する火災・災害等を覚知した場合は、第一報については、県本部の他に、直接消防庁にも、原則として覚知後30分以内に報告する。
- 市町村本部長は、災害情報の収集、報告に当たっては、次の事項に留意する。
 - ア 災害が当初の段階であり、被害状況を十分に把握できない場合は、数値報告に代えて、災害の具体的状況、個別の災害情報などの概括情報を報告する。
 - イ 収集した情報は、地域別、対策別、組織別及び確認・未確認別に整理の上、管理する。
 - ウ 市町村が行う災害応急対策に必要な災害情報のうち、自ら、収集できない情報について、その情報源及び収集方法等を明らかにしておく。
 - エ 孤立地域の発生に備え、あらかじめ、想定地域のカルテ化を行うとともに、被災現地消防団員から直接被害状況を収集できる体制を構築するなど、災害時の確実な被害情報把握に努める。

[県内の災害時孤立化想定地域 資料編2-7-1]

(2) 県

- 各地方支部長は、所管する地域の市町村本部長その他の防災関係機関と緊密に連絡し、被害状況をとりまとめの上、県本部長に報告する。
- 県本部長は、地方支部長からの報告を分析し、市町村別にその被害状況をとりまとめる。
- 県本部長は、必要に応じて、ヘリコプターにより、上空から被災状況を確認するとともに、「ヘリコプターテレビ電送システム」を活用して、県本部に映像を伝送する。
- 自衛隊の航空機等による被害状況の把握のため、自衛隊の災害派遣を要請する場合の手続は、

第11節「自衛隊災害派遣要請計画」に定めるところによる。

- 県本部長は、災害現場における被害状況並びに被災市町村における行政機能の状況及び必要な支援内容等を調査するため、必要に応じて、県本部関係課及び地方支部の職員による調査班を派遣し、現地調査を行う。
- 県本部長は、市町村の被害状況を取りまとめの上、消防庁に報告するとともに、関係機関に対して報告し、又は通報する。
- 県本部長は、災害が当初の段階であり、被害状況を十分に把握できない場合は、数値報告に代えて、災害の具体的状況、個別の災害情報などの概括情報を消防庁に報告する。

(3) 防災関係機関

- 防災関係機関は、その所管する災害情報の収集、報告に係る責任者を定める。
また、災害が発生した場合には、関係機関に対して、迅速かつ正確に報告、又は通報する。

2 災害情報収集の優先順位

- 災害情報の収集に当たっては、災害の規模の把握及び災害応急対策の実施において重要な被害情報を優先的に収集する。
- 災害発生の当初においては、住民の生命身体に対する被害状況及び住民が当面の生活を維持することに直接関係する住居、医療衛生施設、交通施設、通信施設等の被害状況を重点的に収集する。
- 災害の規模、状況が判明したときは、公共施設、文教施設、産業施設その他の被害状況を調査し、収集する。

3 災害情報の報告要領

(1) 報告を要する災害及び基準

- 報告を要する災害は、おおむね、次の基準に合致するものをいう。
 - ア 当該市町村の管轄地域内において、人的被害又は物的被害が生じたもの
 - イ 災害救助法の適用基準に合致するもの
 - ウ 県又は市町村が災害対策本部を設置したもの
 - エ 災害が当初は軽微であっても、今後拡大するおそれのあるもの又は県における災害は軽微であっても全国的に見た場合に同一災害で大きな被害を生じているもの
 - オ 災害による被害に対して国の特別の財政援助（激甚法、災害復旧国庫負担法等による国庫補助の適用がなされること。）を要するもの
 - カ 災害の状況及びこれが及ぼす社会的影響等からみて報告する必要があると認められるもの

(2) 被害状況判定の基準

- 災害による被害の判定基準は、資料編3-4-1の定めるところによる。

[被害状況判定の基準 資料編3-4-1]

(3) 災害情報の種類

- 災害情報は、次の種類別に報告する。

種類	内容	報告様式	伝達手段
初期情報報告	災害発生直後にその概要を報告するとともに、災害応急対策の内容とその進捗状況	様式1 ~1-1	原則として、インターネットや県情報通信基

	について、逐次、報告するもの		盤（いわて情報ハイウェイ）を使用したシステム、電子メール等によるものとし、防災行政情報通信ネットワーク衛星等によるFAXはバックアップ用として利用するものとする。
	災害の規模やその状況が判明するまでの間（災害発生初期）に、種類別に報告するもの	様式 A～J 及び様式 2、2-1、2-2、3、4、5、5-1、6、9、22、23、24	
被害額等報告	被害額等が判明した時に、種類別に報告するもの	様式 2 ～25	
その他の報告	前記の報告以外で、必要な事項について報告するもの	任意様式	

(4) 災害対策基本法に基づく報告

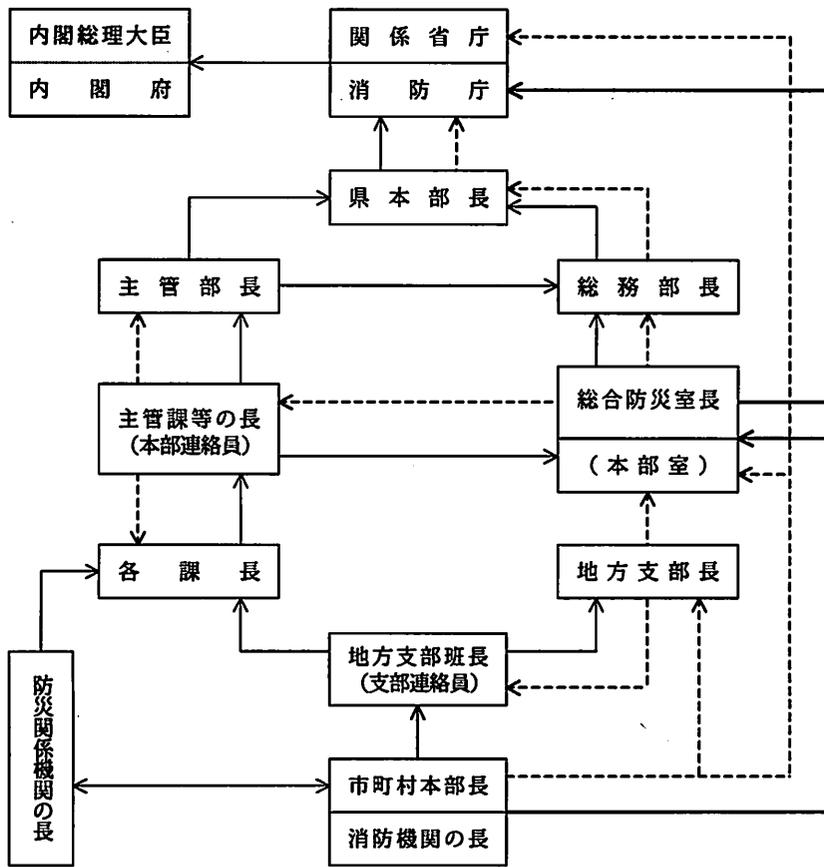
- 災害対策基本法第 53 条第 2 項の規定に基づき、県が内閣総理大臣に報告する災害は、次のとおりである（市町村が県に報告できず、内閣総理大臣に報告する場合も、これに準じる。）。
 - ア 県において災害対策本部を設置した災害
 - イ 災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて特に報告の必要があると認められる程度の災害
 - ウ ア又はイに定める災害になるおそれのある災害
- 上記報告は、消防庁に対して行うものとし、消防組織法第 40 条の規定に基づく災害報告取扱要領及び火災・災害等即報要領により行う消防庁への報告と一体的に行う。
- 確定報告は、応急措置の完了後 20 日以内に、災害対策基本法に基づく内閣総理大臣あての文書及び消防組織法に基づく消防庁長官あての文書を各一部ずつ消防庁に提出する。
- 消防庁への報告先は、次のとおりである。

	平日（9：30～18：15） 〔消防庁応急対策室〕	左記以外〔消防庁宿直室〕
NTT 回線	TEL 03-5253-7527 FAX 03-5253-7537	TEL 03-5253-7777 FAX 03-5253-7553
消防防災無線 ※マイクロ電話	TEL (7-)90-49013 FAX (7-)90-49033	TEL (7-)90-49102 FAX (7-)90-49036
地域衛星通信 ネットワーク	TEL (9-20-)048-500-90-49013 FAX (9-20-)048-500-90-49033	TEL (9-20-)048-500-90-49102 FAX (9-20-)048-500-90-49036

※()…岩手県庁から発信の場合

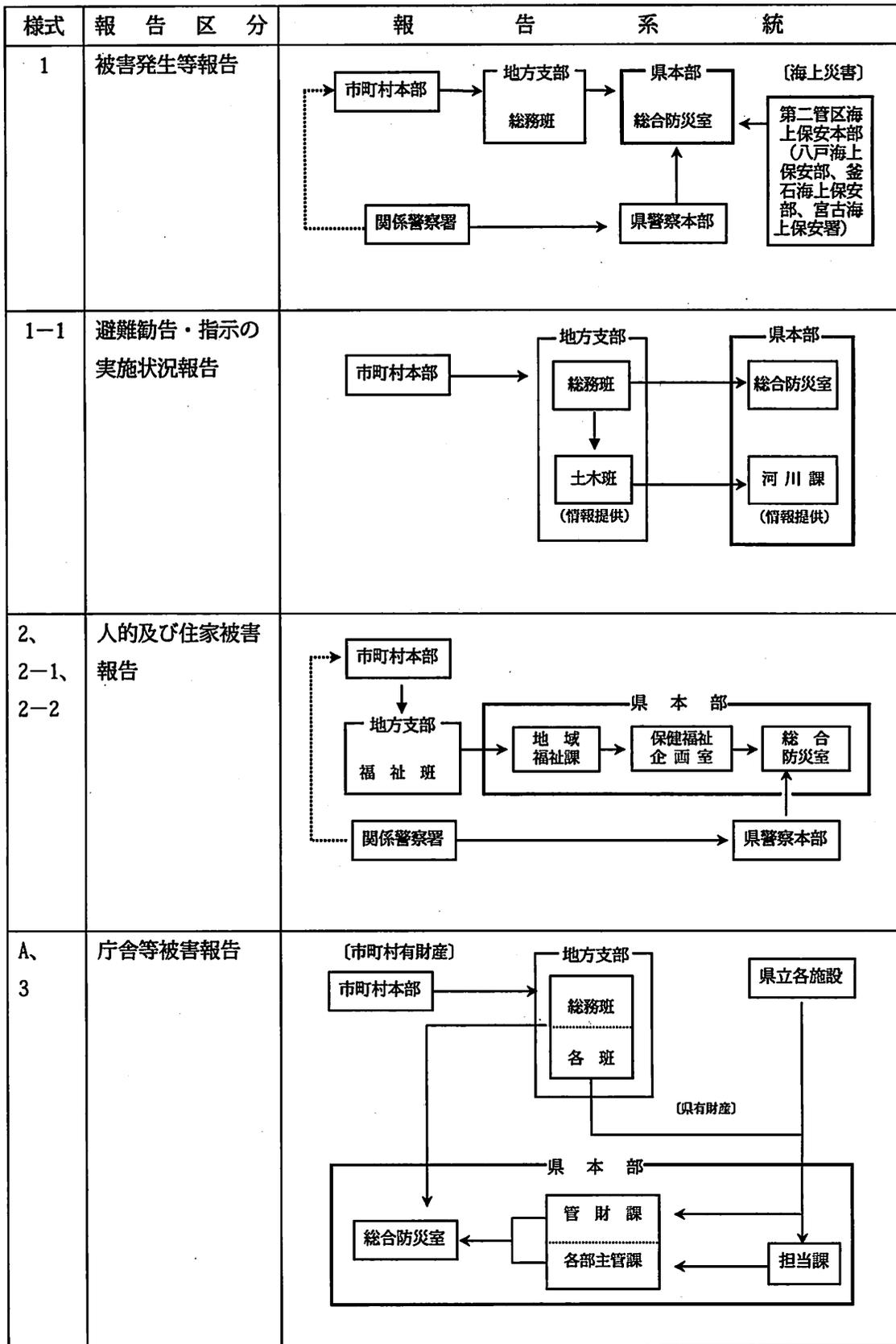
(5) 報告の系統

○ 市町村本部長その他の防災関係機関から報告を受けた災害情報は、次の系統により伝達する。



- 被害情報のうち初期情報報告、被害額等報告、その他報告
- 被害情報（初期情報報告を除く。）
- 殺到情報、概括情報、直接即報基準に該当する火災・災害等の情報

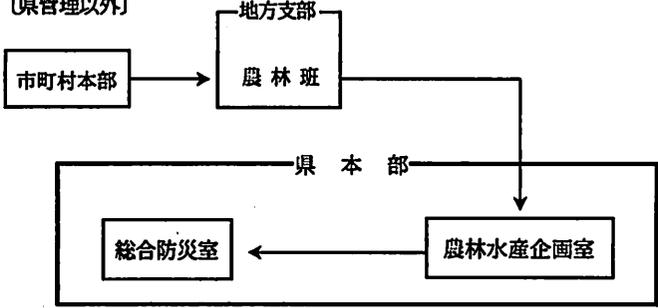
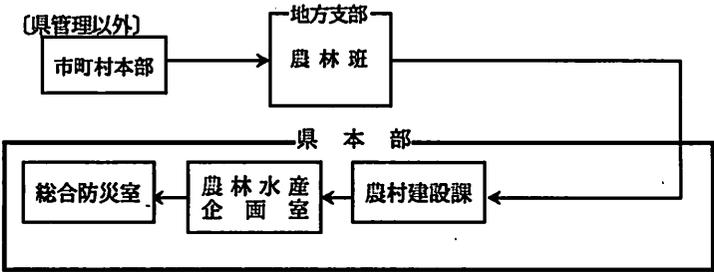
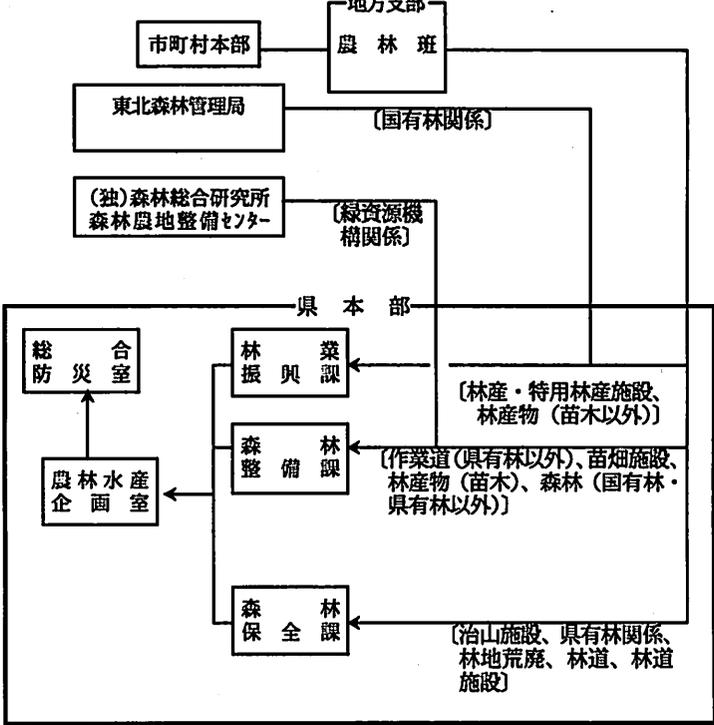
報告区分別系統図

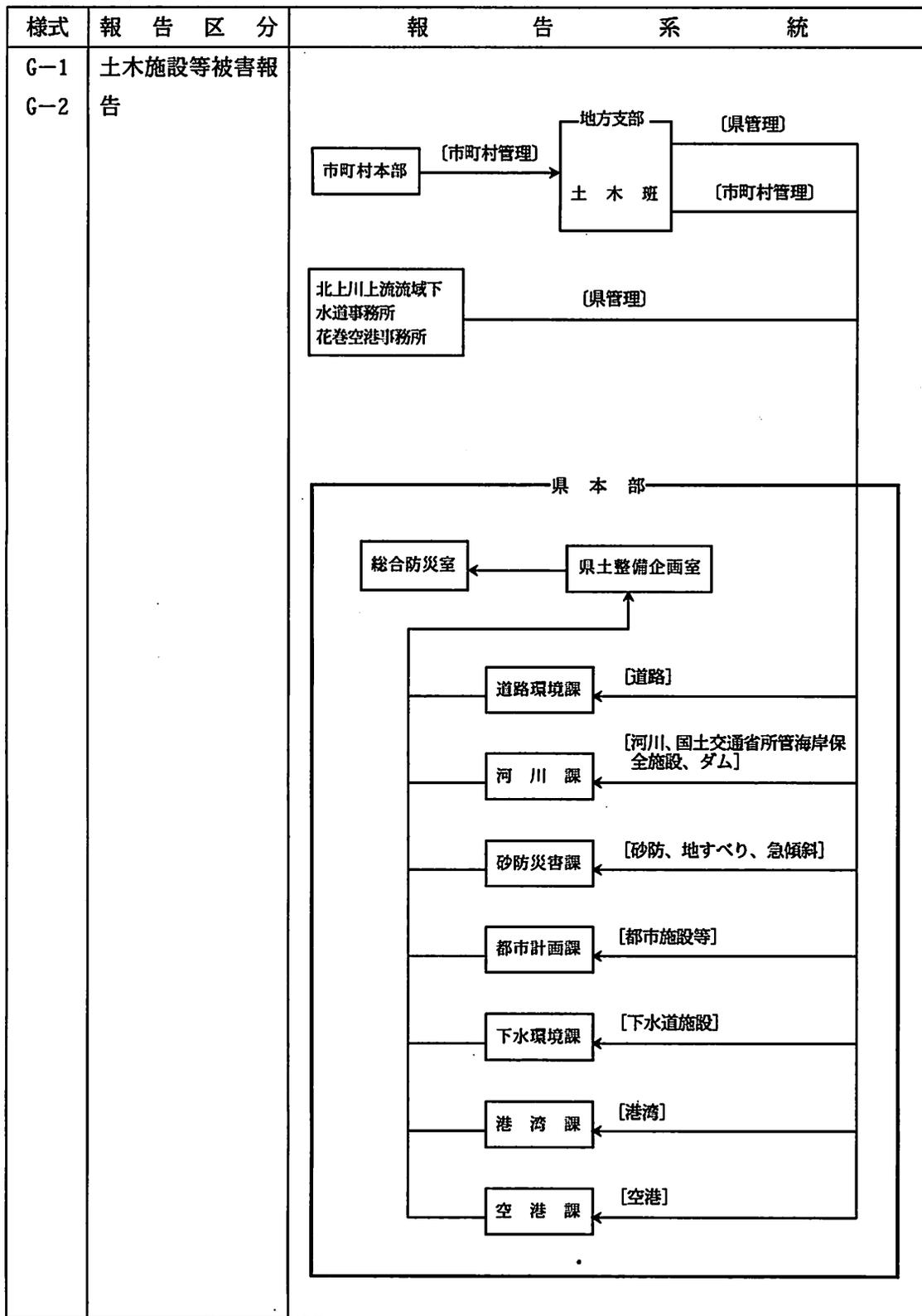


様式	報告区分	報告系統
4	社会福祉施設、社会教育施設、文化施設、体育施設被害報告	<p>市町村本部 [社会福祉施設・社会教育施設・文化施設・体育施設]</p> <p>地方支部 教育事務所班 福祉班</p> <p>県立各施設</p> <p>県本部 総合防災室 保健福祉企画室 教育企画室 地域福祉課 長寿社会課 障がい保健福祉課 児童家庭課 生涯学習文化課 スポーツ健康課</p> <p>[社会福祉施設] [社会教育施設] [文化施設] [体育施設]</p>
B、 C、 5、 5-1	医療衛生施設被害報告	<p>市町村本部 国立病院等</p> <p>地方支部 保健環境班(福祉班) 県立病院班</p> <p>県本部 総合防災室 保健福祉企画室 環境生活企画室 医療部管理課 医療推進課 長寿社会課 児童家庭課 県民くらしの安全課 資源循環推進課</p> <p>[県立病院以外の病院等・感染症指定医療機関] [介護老人保健施設] [母子健康センター] [上水道施設・衛生施設(火葬場)] [衛生施設(し尿、廃棄物処理施設)] [県立病院]</p>
6	消防施設被害報告	<p>市町村本部</p> <p>地方支部 総務班</p> <p>県本部 総合防災室</p>

様式	報告区分	報告系統
D、 7	観光施設被害報告	
E、 8	商工関係被害報告	
9	高圧ガス、火薬類施設及び鉱山関係被害報告	

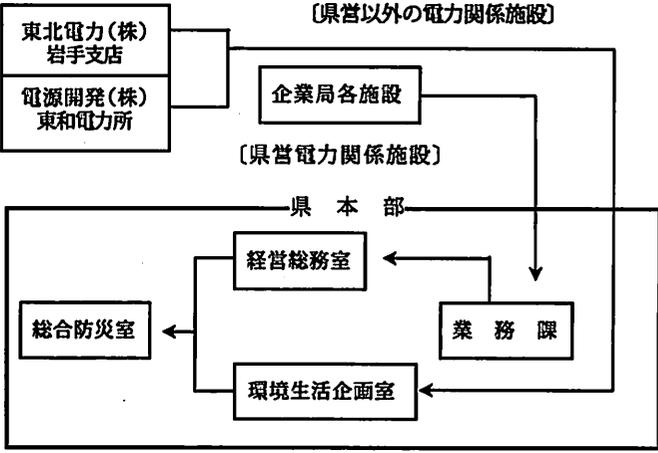
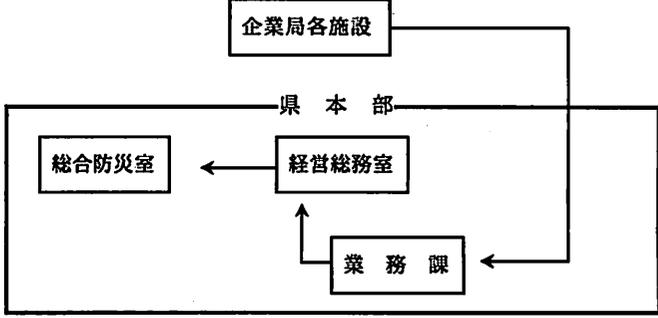
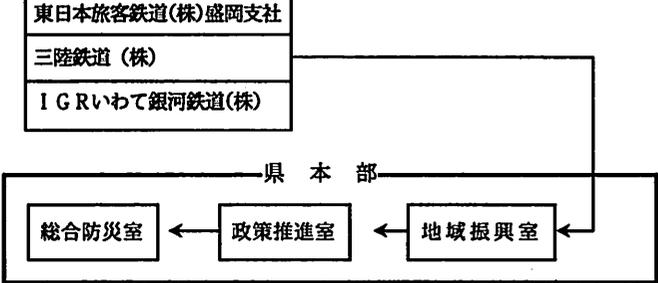
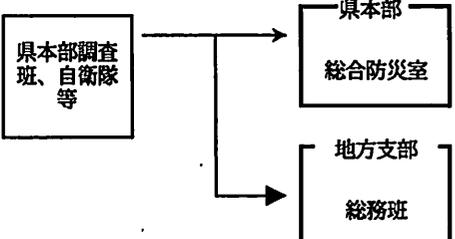
様式	報告区分	報告系統
F、 10	水産関係被害報告	<pre> graph TD A[市町村本部] --> B[地方支部 水産班] B --> C[県本部] C --> D[農林水産企画室] D --> E[総合防災室] </pre>
F、 11	漁港施設等、水産庁所管海岸保全施設被害報告	<pre> graph TD A[市町村本部] --> B[地方支部 水産班] B --> C[県本部] C --> D[漁港漁村課] D --> E[農林水産企画室] E --> F[総合防災室] </pre>
F、 12	農業施設被害報告	<pre> graph TD A[市町村本部] --> B[地方支部 農林班] B --> C[県本部] C --> D[農林水産企画室] D --> E[総合防災室] </pre>
F、 13、 13-1	農作物等被害報告	<pre> graph TD A[市町村本部] --> B[地方支部 農林班] B --> C[県本部] C --> D[農林水産企画室] D --> E[総合防災室] </pre>

様式	報告区分	報告系統
F、 14	家畜等関係被害報告	<p>(県管理以外)</p> 
F、 15	農地農業用施設、 農林水産省農村振 興局所管海岸保全 施設被害報告	<p>(県管理以外)</p> 
F、 16	林業関係被害報告	



様式	報告区分	報告系統
17	土木施設等被害報告	<p>市町村本部 [市町村管理] → 地方支部 [県管理] 土木班 [市町村管理]</p> <p>[県管理] 県立各施設</p> <p>[国管理] 岩手河川国道事務所 三陸国道事務所 釜石港湾事務所</p> <p>[東日本高速道路(株)管理] 東日本高速道路(株)東北支社(十和田・盛岡・北上・古川・八戸・秋田管理事務所)</p> <p>県本部</p> <p>総合防災室 ← 県土整備企画室</p> <p>↑</p> <p>砂防災害課 ← [道路] [河川、道路、橋梁、砂防、地すべり、急傾斜、港湾施設、海岸保全施設] [河川、道路、橋梁、港湾、海岸、砂防、地すべり、急傾斜、都市施設等、下水道施設]</p>
G-1 G-2、 18	公営住宅等被害報告	<p>市町村本部 [市町村管理] → 地方支部 [県管理] 土木班 [市町村管理]</p> <p>建築住宅課 → 県土整備企画室 → 総合防災室</p>

様式	報告区分	報告系統
H、 19	児童、生徒及び教員等被害報告	<p>(市町村立学校)</p>
H、 20	学校被害報告	
H、 21	文化財被害報告	
22	船舶被害報告	
I	通信事故・通信規制情報報告	

様式	報告区分	報告系統
23	電力関係被害報告	
24	工業用水道被害報告	
J、 25	鉄道関係被害報告	
K	現地調査状況速報	

【備考】

県地方支部各班への災害報告を市町村本部の防災担当課等が一括して行っている市町村本部であつて、かつ、希望する市町村本部においては、県地方支部の窓口は総務班とする（上記報告系統のう

ち、県地方支部の窓口が総務班でない場合、各班の前に総務班を入れる。)。ただし、本システムは、災害対策本部設置時の大災害発生初期等、市町村本部職員が多忙な時期のみとし、被害の大勢が判明し、市町村本部が落ち着いた場合、市町村本部は県地方支部と協議の上、上記システムに戻すこと。

4 災害情報通信の確保

(1) 災害情報通信のための電話の指定

県、市町村その他の防災関係機関は、災害時における情報連絡システムを明らかにするとともに、そのふくそうを避けるため、災害情報通信に使用する指定有線電話（以下「指定電話」という。）を定める。

(2) 災害情報通信に使用する通信施設

災害情報の収集、情報又は通報を行う場合に使用する通信施設については、次のいずれかによる。

ア 市町村と県本部及び支部との場合

防災行政情報通信ネットワーク衛星系、県情報通信基盤（いわて情報ハイウェイ）、指定電話、消防無線（一部有線電話使用）、電報、非常通信

イ 県本部と支部との場合

防災行政情報通信ネットワーク衛星系、県情報通信基盤（いわて情報ハイウェイ）、指定電話、電報、非常通信

ウ 他の防災関係機関と県本部との場合

防災行政情報通信ネットワーク衛星系、インターネット、専用電話、指定電話、電報、非常通信

エ 市町村本部と他の防災関係機関との場合

インターネット、指定電話、電報、非常通信

オ 国と県本部との場合

消防防災無線、中央防災無線、インターネット、指定電話、電報、非常通信

カ 防災関係機関相互の場合

専用電話、指定電話、インターネット

第5節 広報広聴計画

第1 基本方針

- 1 災害時における人心の安定を図るとともに、災害救助に対する協力及び復興への意欲を喚起し、災害応急対策を推進するために、広報広聴活動を実施する。
- 2 防災関係機関が広報活動を行うに当たっては、関係機関との密接な連携協力のもとに行うものとし、情報の混乱や誤報、遅延等の防止に努める。
- 3 報道機関は、各防災関係機関からの災害広報の要請に対して、積極的に協力するものとし、防災関係機関においても、報道機関に対して、資料の提供及び災害報道のための取材活動について積極的に協力する。
- 4 情報通信事業者は、広報手段に関する最新の技術、サービス等に関する情報を提供する等、災害広報の実施者の広報活動への協力を努める。
- 5 広報活動に当たっては、あらかじめ、被災者の必要とする情報を選定のうえ、その優先順位を定める。その際、特に災害時要援護者への配慮をする。
- 6 広聴活動に当たっては、被災者の相談、要望等を広く聴取する。その際、特に災害時要援護者への配慮をする。

第2 実施機関（責任者）

実施機関	広報広聴活動の内容
市町村本部長	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害の発生状況 2 気象予報・警報等及び災害発生時の注意事項 3 市町村長等が実施した避難準備情報、避難勧告、指示 4 避難所の開設状況 5 医療所、救護所の開設状況 6 道路及び交通情報 7 各災害応急対策の実施状況 8 災害応急復旧の見通し 9 二次災害の予防に関する情報 10 犯罪の予防及び人心安定のために必要な事項 11 安否情報及び避難者名簿情報 12 生活関連情報 13 相談窓口及び臨時災害相談所の開設状況 14 ボランティア、義援物資の受入れ等に関する情報 15 その他必要な情報
県本部長	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害の発生状況 2 気象予報・警報等及び災害発生時の注意事項

岩手県地域防災計画 第3章 災害応急対策計画

	<ul style="list-style-type: none"> 3 市町村長等が実施した避難勧告・指示、避難準備情報の発令 4 医療所・救護所の開設状況 5 交通機関の運行状況及び交通規制の状況 6 医療機関の情報 7 各災害応急対策の実施状況 8 災害応急復旧の見通し 9 安否情報 10 生活関連情報 11 相談窓口の開設状況 12 ボランティア、義援物資の受入れ等に関する情報 13 犯罪の予防及び人心安定のために必要な事項 14 その他必要な情報
第二管区海上保安本部 〔八戸海上保安部〕 〔釜石海上保安部〕 〔宮古海上保安署〕	<ul style="list-style-type: none"> 1 気象予報・警報等及び災害発生時の注意事項 2 事故発生海域における船舶航行の安全に係る指示
東北地方整備局 (岩手河川国道事務所)	<ul style="list-style-type: none"> 1 気象予報・警報等及び災害発生時の注意事項 2 水防に係る指示 3 所管施設の被災状況、復旧状況及び災害応急復旧の見通し
東日本電信電話(株)岩手支店 エヌ・ティ・ティ・コミュニ ケーションズ(株) (株)エヌ・ティ・ティ・ドコ モ KDDI(株)	<ul style="list-style-type: none"> 1 通信の途絶の状況 2 災害応急復旧の状況 3 利用者に協力をお願いする事項
日本銀行盛岡事務所	金融機関の営業開始、休日臨時営業、預貯金の便宜払戻措置、損傷 日本銀行券及び貨幣の引換え措置
日本赤十字社岩手県支部	義援金の募集及び受け付け情報
社会福祉法人岩手県社会福祉 協議会	災害ボランティアの募集情報
社会福祉法人岩手県共同募金 会	義援金の募集及び受け付け情報
日本放送協会盛岡放送局	<ul style="list-style-type: none"> 1 気象予報・警報等の伝達 2 緊急警報放送 3 災害の発生状況及び被害状況 4 各災害応急対策の実施状況
東日本高速道路(株)東北支社 (十和田・盛岡・北上・古川・ 八戸・秋田管理事務所)	<ul style="list-style-type: none"> 1 高速道路の被災状況及び交通規制の状況 2 災害応急復旧の状況 3 利用者への迂回路等の情報
東日本旅客鉄道(株)盛岡支社	<ul style="list-style-type: none"> 1 鉄道施設の被災状況

岩手県地域防災計画 第3章 災害応急対策計画

	2 災害応急復旧の状況 3 利用者への代替輸送等の情報
東北電力(株)岩手支店	1 電力関係施設の被災状況 2 災害応急復旧の状況 3 利用者への電力供給等の情報
(株)アイブーシー岩手放送 (株)テレビ岩手 (株)岩手めんこいテレビ (株)岩手朝日テレビ (株)エフエム岩手	1 気象予報・警報等の伝達 2 災害発生状況及び被害状況 3 各災害応急対策の実施状況
(株)岩手日報社 (株)朝日新聞社盛岡支局 (株)毎日新聞社盛岡支局 (株)読売新聞社盛岡支局 (株)河北新報社盛岡支社 (株)産業経済新聞社盛岡支局 (株)日本経済新聞社盛岡支局 (株)岩手日日新聞社 (株)デーリー東北新聞社盛岡支局 (株)日本農業新聞東北支所 (社)共同通信社盛岡支局 (株)時事通信社盛岡支局	1 災害発生状況及び被害状況 2 各災害応急対策の実施状況
(社)岩手県バス協会 岩手県交通(株) 岩手県北自動車(株)	1 バス路線の復旧状況 2 利用者等への情報提供
三陸鉄道(株) IGR いわて銀河鉄道(株)	1 鉄道施設の被災状況 2 災害応急復旧の状況 3 利用者への代替輸送等の情報
(社)岩手県高圧ガス保安協会 盛岡ガス(株)	1 ガス関係施設の被災状況 2 災害応急復旧の状況 3 利用者へのガス供給等の情報

[県本部の担当]

部	課等	地方支部班	担当業務
総務部	総務室	総務班	所管業務に係る広報資料の収集、作成整理
	総合防災室		1 放送協定に基づく放送事業者に対する放送要請

岩手県地域防災計画 第3章 災害応急対策計画

			2 報道協定に基づく新聞事業者に対する報道要請 3 自衛隊の災害派遣要請 4 ヘリコプターによる広報
秘書広報部	広聴広報課	総務班	報道発表、報道協力要請等報道機関への対応 所管業務に係る広報資料の収集、作成整理
政策地域部	政策推進室		
環境生活部	環境生活企画室	総務班	1 所管業務に係る広報資料の収集、作成整理 2 被災者の生活相談、苦情内容に応じた担当部課への仕分け
	環境保全課	保健環境班	所管業務に係る広報資料の収集、作成整理
	県民くらしの安全課		
保健福祉部	保健福祉企画室	福祉班 保健環境班	
	医療推進課	保健環境班	
	健康国保課	保健環境班	
	地域福祉課	福祉班	
商工労働 観光部	商工企画室	総務班	
農林水産部	農林水産企画室	農林班 水産班	
県土整備部	県土整備企画室	土木班	
出納部	出納局	総務班	
企業部	経営総務室	—	
医療部	業務課	県立病院班	
教育部	教育企画室	教育事務所班	被災児童、生徒に対する教育相談窓口の設置
	学校教育室		
公安部	総務課	警察署班	1 所管業務に係る広報資料の収集、作成、整理 2 人的被害等に関する報道発表等の報道機関への対応 3 被災地における広報 4 被災者の生活相談、苦情の受付
	県民課		
東京連絡部	—	—	関係省庁等に対する周知

第3 実施要領

1 広報活動

(1) 広報資料の収集

○ 県本部長は、広報活動を行うために必要な資料として、被害報告によるもののほか、次に掲げる写真等を作成し、又は収集する。

ア 県本部、地方支部、現地災害対策本部、調査班が撮影した写真、ビデオ等

- イ 防災関係機関及び住民等が撮影した写真、ビデオ等
- ウ ヘリコプター等による被災地の航空写真、ビデオ等
- エ 災害応急対策活動の状況取材した写真、ビデオ等
- 広報資料の収集に当たっては、災害発生の原因、経過推移を知ることのできる資料の収集に努める。
- 市町村本部長及び防災関係機関は、県本部長に対し、災害に係る広報資料を提供するとともに、適時に更新する。

(2) 県民等に対する広報

ア 広報の実施

- 災害広報の実施者は、関係機関との密接な連携協力のもと、それぞれが収集した広報資料及び情報により、被災者その他の県民等に必要な広報を的確に行う。
- 県本部長は、その収集した情報及び(1)により提供を受けた広報資料等を取りまとめて、必要な広報を行う。

イ 広報の優先順位

- 災害広報は、発災後の時間経過、被害の拡大の状況等を考慮しながら、次の事項について、優先的に広報活動を行う。

① 災害の発生状況	⑦ 毛布等の生活関連物資の配給
② 災害発生時の注意事項	⑧ 安否情報
③ 避難準備情報、避難勧告、指示の発令状況	⑨ ライフラインの応急復旧の見通し
④ 道路及び交通情報	⑩ 生活相談の受付
⑤ 医療機関の被災情報及び活動状況	⑪ 各災害応急対策の実施状況
⑥ 給食、給水の実施	⑫ その他の生活関連情報

ウ 広報の方法

- 災害広報の実施者は、各種の広報手段を駆使して行うものとし、おおむね、次の方法により実施する。

同報系防災行政無線、有線放送、CATV、広報車、ヘリコプター等の航空機、インターネット（携帯端末へ配信できるサービスを含む。）、広報誌、テレビ、ラジオ（コミュニティFMを含む。）、新聞等

(3) 報道機関への発表

- 災害情報の報道機関への発表は、災害状況及び災害応急活動の実施状況等報告により収集されたもののうち、県本部長が必要と認める情報について、行う。
- 発表は、原則として、県本部長が県政記者クラブに対して行う。
- 県本部長は、報道機関に発表した情報について、必要と認める県本部各課に送付するとともに、必要に応じて防災関係機関に提供する。
- 防災関係機関が災害に関する情報を報道機関に発表する場合には、原則として、県本部長と協議の上、行う。
ただし、緊急を要する場合には、発表後速やかに、その内容を県本部長に報告する。

(4) 関係省庁等に対する周知

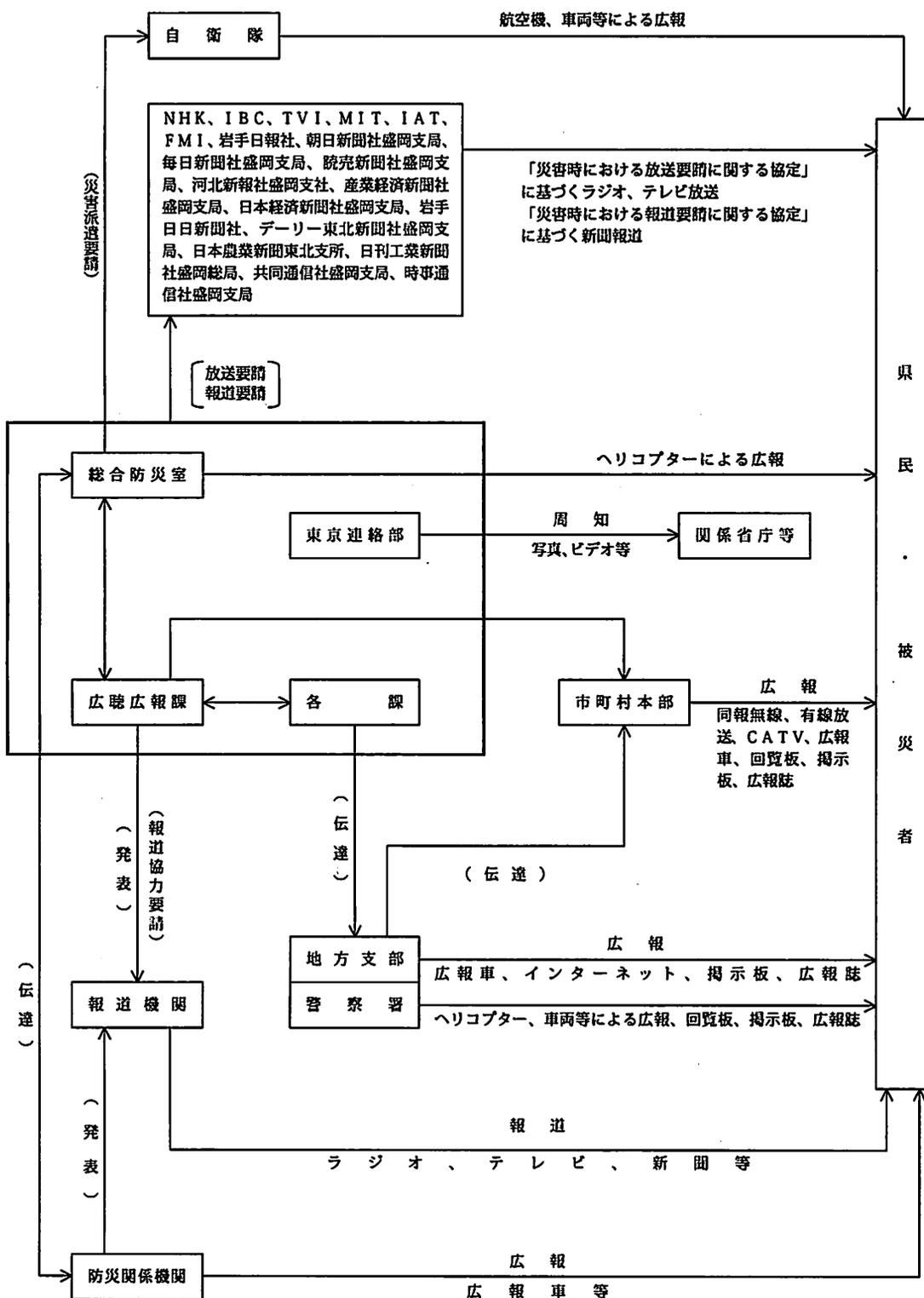
- 関係省庁等に対する周知は、災害の態様、応急対策の実施方針及び実施状況を内容とし、被害の実態に対する認識及び理解を深めることを主体とする。

- 周知においては、写真、ビデオ等を活用するほか、県本部職員を派遣してその実情を説明する等、徹底を図る。

(5) 災害広報実施系統

災害広報の実施系統は、次のとおりとする。

〔報道機関への放送協力要請（通知） 資料編 3-5-1〕



2 広聴活動

- 市町村本部長は、被災者の精神的不安を解消するため、被災者の相談、要望、苦情等を広く聴取し、その早期解決に努める。
- 市町村本部長は、庁舎内に相談窓口を、避難所に臨時災害相談所を設置するとともに、巡回による移動相談を実施する。
- 県本部長は、市町村本部長が行う広聴活動を支援するとともに、県本部環境生活企画室及び地方支部総務班に相談窓口を設置し、被災者の相談、要望、苦情等を聴取し、関係課及び班と連絡しながら、早期解決に努める。

3 公安部の広報広聴活動

- 公安部長は、被災地における人心安定及び犯罪予防の観点から、次の広報活動を行う。

- | |
|-------------------------|
| ア 被害状況 |
| イ 地域の治安及び安全確保に関する情報 |
| ウ 行方不明者、避難者等の所在確認に関する情報 |
| エ 災害警備活動等の実施状況 |
| オ 二次災害の予防に関する情報 |
| カ その他広報が必要と認められる情報 |

- 公安部長は、警察本部及び警察署に相談窓口を設置し、被災者の相談、要望、苦情等を聴取し、その早期解決に努める。

第6節 交通確保・輸送計画

第1 基本方針

- 1 災害発生時において、各道路管理者及び関係機関は相互に協力して、適切な交通規制及び円滑な応急復旧作業を行い、交通の確保を図る。
- 2 県本部長及び市町村本部長は、災害応急活動を迅速かつ効果的に実施するため、あらかじめ、緊急輸送道路を指定し、防災性の向上に努めるとともに、災害が発生した場合には、災害対策本部内に道路応急復旧のための専門班を配置し、優先的に交通の確保を図る。
- 3 県、市町村その他の防災関係機関は、災害応急対策の実施に係る要員及び物資等を迅速に輸送するため、あらかじめ、その保有する車両等の動員計画を定めるとともに、運送関係事業者等の保有する車両等を調達し、緊急輸送体制を確保する。
- 4 緊急輸送の実施に当たっては、陸上輸送、海上輸送及び航空輸送の有機的な連携を図る。

第2 実施機関（責任者）

実施機関	担 当 業 務
市町村本部長	1 市町村管理道路に係る交通規制及び応急復旧 2 災害応急対策の実施に係る要員及び物資の緊急輸送
県本部長	1 県内の道路に係る交通規制 2 県管理道路に係る応急復旧 3 災害応急対策の実施に係る要員及び物資の緊急輸送
東北管区警察局	広域交通規制の実施に係る管内各警察本部に対する指導及び相互援助
東北運輸局	1 災害応急対策用資材の輸送及びあっせん 2 運送関係事業者等に対する協力要請 3 運送関係事業者等に対する運送命令の発動
第二管区海上保安本部 〔八戸海上保安部〕 〔釜石海上保安部〕 〔宮古海上保安署〕	1 保有する船艇及び航空機による緊急輸送 2 海上における船舶等の交通規制
東北地方整備局 (岩手河川国道事務所) (三陸国道事務所)	所管する一般国道に係る通行規制及び応急復旧
陸上自衛隊 岩手駐屯部隊	1 災害派遣要請に基づく緊急輸送 2 災害派遣活動の実施に係る交通規制
東日本高速道路(株)東北支社(十和田・盛岡・北上・古川・八戸・秋田管理事務)	所管する高速自動車道に係る交通規制及び応急復旧

岩手県地域防災計画 第3章 災害応急対策計画

所)	
東日本旅客鉄道(株)盛岡支社 日本貨物鉄道(株)東北支社 三陸鉄道(株) IGR いわて銀河鉄道(株)	鉄道車両による緊急輸送
(社)岩手県トラック協会 赤帽岩手県軽自動車運送協同組合 (社)岩手県バス協会 日本通運(株)盛岡支店 岩手県交通(株) 岩手県北自動車(株)	トラック、バス等の車両による緊急輸送

[県本部の担当]

部	課等	担当業務
総務部	管財課	1 県有車両等の集中管理及び配車 2 県有車両等に係る燃料の確保
	総合防災室	1 緊急通行車両確認証明書の交付 2 自衛隊機による航空輸送の要請 3 運送事業者に対する海上輸送及び航空輸送の要請(海上輸送にあつては漁船によるものを、また、航空輸送にあつては日赤飛行奉仕団機によるものを除く。) 4 他の都道府県に対する車両、ヘリコプター等の提供及びあつせんの要請
政策地域部	地域振興室	運送事業者に対する陸上輸送の要請(自動車輸送にあつては、営業用バスによるものに限る。)
保健福祉部	地域福祉課	日赤飛行奉仕団に対する航空機輸送の要請
商工労働観光部	産業経済交流課	営業用トラックによる陸上輸送の要請
農林水産部	水産振興課	漁船による海上輸送の要請
県土整備部	道路環境課	県管理道路に係る交通規制及び応急復旧
	港湾課	港湾施設に係る応急復旧
	空港課	空港施設に係る応急復旧
公安部	交通規制課	1 県内の道路に係る交通規制 2 緊急通行車両の事前届出の受付及び審査 3 緊急通行車両確認証明書の交付
各部	各課	所掌応急対策業務に係る要員の輸送及び物資の輸送

第3 交通確保

1 情報連絡体制の確立

- 道路管理者及び交通規制実施者は、あらかじめ、災害時における情報連絡システムを定める。
- 道路管理者及び交通規制実施者は、交通混雑及び被害状況を的確に把握し、相互に連絡をとるとともに、県本部長に報告する。

2 防災拠点等の指定

- 県本部長及び市町村本部長は、災害応急対策を迅速かつ効果的に実施するため、交通の確保の重要拠点として、災害応急活動の中核となる防災拠点、緊急物資等の集積、輸送等の中核となる物資集積・輸送拠点及び交通拠点（以下「防災拠点等」という。）を定める。
- 県本部長が指定する防災拠点等は、次のとおりとする。

ア 防災拠点

県庁舎、地区合同庁舎、県警察本部、警察署、県立病院等、市町村役場、消防本部（消防署）、
県立総合防災センター

イ 物資集積・輸送拠点

（ア）物資集積拠点

岩手産業文化センター（アピオ）

（イ）輸送拠点

① 陸上輸送拠点

JR 貨物盛岡貨物ターミナル駅、岩手流通センター、北上流通センター、岩手県オイルターミナル

② 海上輸送拠点

久慈港、宮古港、釜石港、大船渡港、八木港、小本港、野田漁港、太田名部漁港、島の越漁港、田老漁港、重茂漁港、山田漁港、大槌漁港、両石漁港、釜石漁港、唐丹漁港、根白漁港、越喜来漁港、綾里漁港、大船渡漁港、広田漁港、長部漁港

③ 航空輸送拠点

花巻空港

ウ 交通拠点

① 東北自動車道

一関 IC、平泉前沢 IC、水沢 IC、北上金ヶ崎 IC、北上江釣子 IC、花巻南 IC、花巻 IC、紫波 IC、盛岡南 IC、盛岡 IC、滝沢 IC、西根 IC、松尾八幡平 IC、安代 IC

② 八戸自動車道

浄法寺 IC、一戸 IC、九戸 IC、軽米 IC

③ 秋田自動車道

北上西 IC、湯田 IC

④ 釜石自動車道

花巻空港 IC、東和 IC

- 県本部長は、あらかじめ、各市町村の防災拠点等を把握する。

3 緊急輸送道路の指定

- 県本部長及び市町村本部長は、緊急輸送道路を指定し、防災性の向上に努めるとともに、災害が発生した場合には、優先的に交通の確保を図る。
- 緊急輸送道路は、次に該当する道路の中から指定する。
 - ア 他県と県内の都市を結ぶ高速自動車国道及び一般国道を中心とする幹線道路
 - イ 防災拠点等へのアクセス道路
 - ウ 上記道路の代替道路
- 県本部長が指定する緊急輸送道路は、資料編 3-6-1 及び 3-6-2 のとおりとする。

4 応急復旧

(1) 復旧順位

- 道路管理者は、災害の態様と緊急度に応じて、相互に連携を図りながら復旧作業を行う。

(2) 復旧資材等の確保

- 道路管理者は、あらかじめ、県内各地域における復旧資材、機械等の状況を把握し、建設業協会等と応援協定を締結するなど、災害時における応急復旧に対処する供給体制を整備する。

(3) 復旧方法

- 道路上の瓦礫等の障害物を除去する。
- 段差、亀裂、陥没等を応急復旧する。
- 落橋した場合には、被災状況に応じて、組立式の仮橋あるいはH形鋼、覆工板等により応急復旧する。

5 交通規制

(1) 実施区分

- 交通規制の実施者は、一般交通の安全と災害応急対策に必要な緊急輸送等を確保するため、相互に連絡をとりながら、次の区分により、交通規制を実施する。

ア 第1次交通規制

災害が発生した直後における緊急の措置として、被災地を結ぶ緊急輸送道路において、緊急自動車及び緊急通行車両であるとの確認を受けた車両（以下、本節中「緊急通行車両等」という。）以外の車両の全方向への通行を禁止する。

イ 第2次交通規制

道路状況に応じて、第1次交通規制を解除し、路線別、車種、用途別及び時間別に車両（緊急通行車両等を除く。）の通行を禁止し、又は制限する。

ウ 第3次交通規制

道路状況に応じて、車両の通行を禁止し、又は制限する。

(2) 規制の内容

- 交通規制を行った区域、区間の路線上の車両については、直ちに同路線以外の道路へ誘導退去させるとともに、その通行を抑制する。
- 交通規制を行った区域、区間に入ろうとする車両については、その流入を阻止する。
- 交通規制を行った区域、区間の路線上に駐車している車両その他の物件について、災害応急対策に著しい支障があると認める場合においては、当該車両その他の物件の所有者等に対して移動

等の措置を命ずる。なお、措置を命じられた者が当該措置をとらないとき又は命令の相手方が現場にいないときは、警察官、自衛官又は消防吏員が自らその措置を行う（自衛官又は消防吏員にあっては警察官がその場にいない場合に限る。）。

- 交通規制の実施により、車両が滞留し、その場で長時間停止することとなった場合においては、関係機関と連携を図り、必要な措置を講ずる。

(3) 交通規制の周知

- 交通規制の実施者は、交通規制を実施した場合は、原則として、「災害対策基本法に基づく車両通行禁止」標示を設置する。
- 標示を設置することが困難、又は不可能な場合においては、通行を禁止し、又は制限したことを明示するとともに、必要に応じて、遮断等の措置を講ずる。また、警察官等が現地において指示・誘導に当たる。
- 標示には、次の事項を表示する。

ア 禁止又は制限の対象	イ 規制する区域、区間	ウ 規制する期間
-------------	-------------	----------

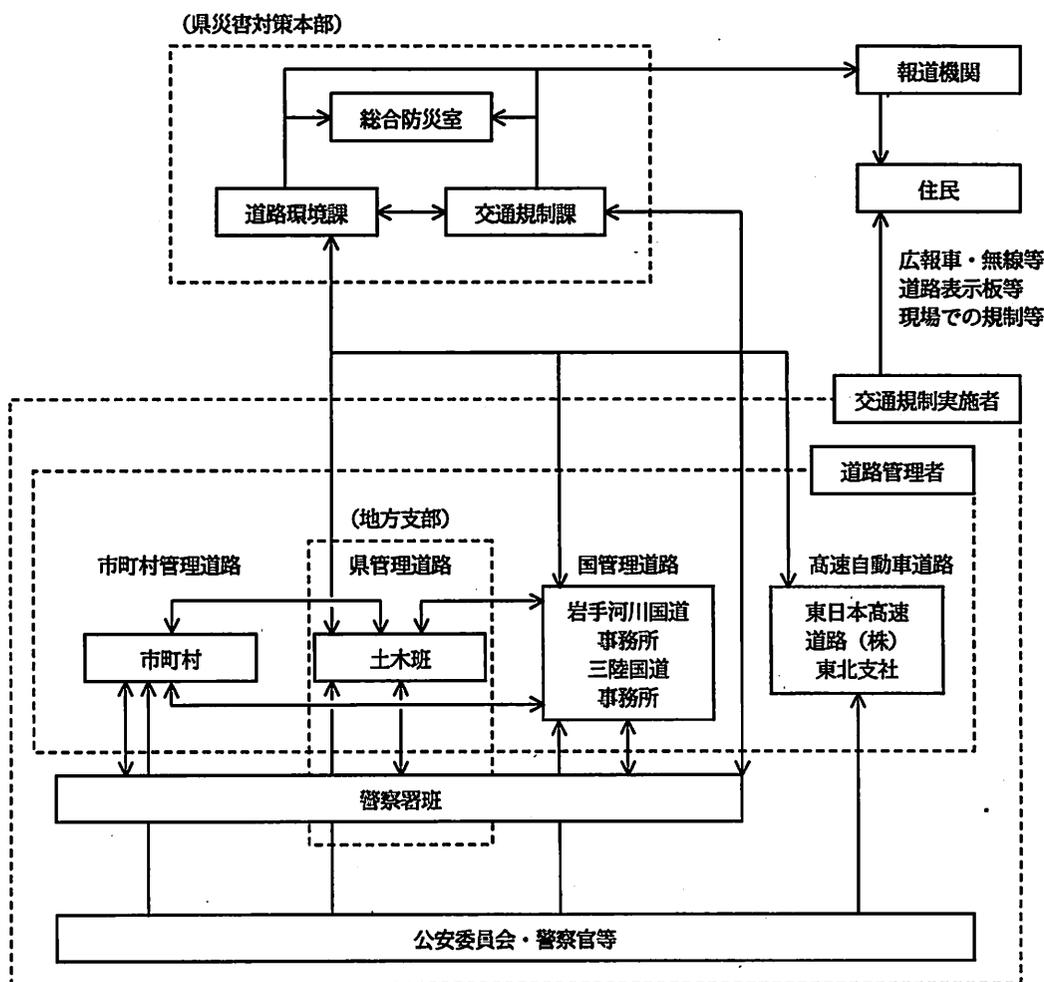
- 交通規制の実施者は、一般交通に支障が生じないよう、災害の態様及び道路の状況に応じて、適当な迂回路を選定し、必要な地点に案内板を設置する。
- 交通規制の実施者は、規制地周辺において、車両広報により、規制状況や迂回路等の周知徹底を図るとともに、報道機関に連絡をとり、交通規制に係る放送を依頼する。

(4) 報告の系統

- 市町村道路管理者は、管理道路の交通規制を行った場合は、他の機関の道路管理者、地方支部警察署班に連絡するとともに、住民への周知に努める。
- 県道路管理者は、管理道路の交通規制を行った場合は、県本部長、他の機関の道路管理者及び地方支部警察署班に連絡するとともに、住民への周知に努める。
また、地方支部土木班は、市町村管理道路の交通規制情報を収集し、県本部長に連絡するものとする。
- 国道路管理者は、管理道路の交通規制を行った場合は、県本部長、他の機関の道路管理者及び警察署班に連絡するとともに、住民への周知に努める。
- 高速自動車道路管理者は、管理道路の交通規制を行った場合は、県本部長に連絡するとともに、住民への周知に努める。
- 警察関係機関は、交通規制を行った場合は、県本部長に報告し、及び道路管理者に通知するほか、関係機関に情報提供を行うとともに、住民への周知に努める。
- 県本部長は、報道機関を通じ、交通規制に関する情報を住民に提供する。
- 交通規制が複数の市町村に及ぶことが予想される大規模災害時には、交通規制の実施者が隣接する地域等の道路管理者、警察関係機関へ情報提供を行い、連携を図る。
- 災害時等における規制の種別及び根拠は、おおむね次による。

ア 災害対策基本法に基づく規制（同法第 76 条）
イ 道路法に基づく規制（同法第 46 条）
ウ 道路交通法に基づく規制（同法第 4 条—第 6 条）

交通規制連絡系統図



※ この図では、災害対策基本法による交通規制実施者のほか、他法令により交通規制を行う権限を有する道路管理者についても、広義の交通規制実施者として扱っている。

(5) 緊急通行車両確認証明書の交付

- 県公安委員会は、緊急通行車両の確認を迅速かつ円滑に行うために、あらかじめ、緊急通行に係る業務の実施について責任を有する者から、緊急通行車両の事前届出書を提出させ、審査の上、届出済証を交付する。

また、届出済証を交付した車両については、緊急通行車両事前届出受理簿に登載しておく。

- 緊急輸送のため車両を使用する者は、県本部長（総合防災室）又は県公安委員会（交通規制課又は警察署）に次の事項を明らかにして、緊急通行車両確認の申し出をする。

ア 番号標に標示されている番号	エ 輸送日時
イ 輸送人員又は品名	オ 輸送経路（出発地、経由地、目的地）
ウ 使用者の住所及び氏名	

- 届出済証の交付を受けている車両については、優先的に確認するとともに、次の事項を明らかにすることにより、確認のための審査を省略する。

ア 当該車両を使用して行う業務を証明する書類	イ 届出済証
------------------------	--------

- 県本部長及び県公安委員会は、緊急車両である旨を確認したときは、災害対策基本法施行規則

別紙様式第2及び第3に定める標章及び証明書を交付する。

(6) 近隣県との連携強化

- 県公安委員会及び県公安部長は、緊急輸送を確保するため必要と認めるときは、東北管区警察局を通じ、近隣県に対し、一般通行事両等の交通規制を求める。
- 県公安委員会及び県公安部長は、交通規制対象道路が近隣県に及ぶ場合、その道路規制状況等について、近隣県と情報交換を行う。

第4 緊急輸送

1 緊急輸送の対象

- 県、市町村その他の防災関係機関は、災害応急対策を実施するために必要な要員、物資等を輸送するため、各々が保有する車両・船舶等を動員するとともに、運送事業者等関係団体等との物資輸送に係る災害時応援協定の締結等により、緊急輸送体制を整備する。
- 災害時における緊急輸送の対象となる要員、物資等の範囲は、次のとおりである。
 - ア 応急復旧対策に従事する者
 - イ 医療、通信、調達等で応急復旧対策に必要とされる者
 - ウ 食料、飲料水その他生活必需品
 - エ 医療品、衛生資材等
 - オ 応急復旧対策用資機材
 - カ その他必要な要員、物資及び機材

2 陸上輸送

(1) 車両の確保

- 県、市町村その他の防災関係機関は、あらかじめ、災害時における輸送車両の運用及び調達方法を定める。
- 県、市町村その他の防災関係機関は、その保有し、又は調達する輸送車両で不足が生じる場合は、他の機関に調達又はあっせんを要請する。

(2) 燃料の確保

- 県、市町村その他の防災関係機関は、あらかじめ、災害時における輸送に要する燃料の調達方法を定める。
- 県は、緊急通行車両の運行の確保のため、岩手県石油商業協同組合その他の業界団体等に対し、燃料の供給を要請し、必要に応じて、東北経済産業局長に燃料の確保を要請する。

(3) 県本部における自動車による輸送

ア 公用車の集中管理

- 主査以上配備（2号）体制後は、原則として、総務部管財課において、公用車（地方支部所属のものを除く。）を集中管理する。
- 県本部各課等は、主査以上配備（2号）体制後、直ちに、総務部管財課に車両等の管理の移管を行う。ただし、県本部各課等は、所掌応急対策業務の遂行上欠くことができないと認められる車両等については、移管しないことができる。
- 各課等の長は、公用車を使用する場合は、総務部管財課総括課長に申し込む。

なお、貨物輸送を行う場合は、次の事項を明示して、申し込む。

ア 輸送貨物の所在地	エ 輸送日時	キ その他参考事項
イ 輸送貨物の内容、数量	オ 荷送人	
ウ 輸送先	カ 荷受人	

イ 運送事業者の保有する自動車の調達

- 総務部長は、運送事業者が保有する自動車による輸送が必要と認められる場合は、政策地域部長又は商工労働観光部長に連絡し、その確保を図る。
- 政策地域部長及び商工労働観光部長は、総務部長から連絡を受けた場合は、それぞれ(社)岩手県バス協会会長又は(社)岩手県トラック協会会長及び赤帽岩手県軽自動車運送協同組合代表理事に、自動車の供給を要請し、必要に応じて、東北運輸局長と協議の上、道路運送法第84条に基づき措置を要請し、その確保を図る。
- 地方支部長は、災害応急対策の遂行上、自動車が必要な場合は、原則として、当該地方支部において直接確保する。ただし、必要数が確保できない場合は、政策地域部長又は商工労働観光部長に連絡し、その確保を図る。

ウ 事前準備

- 総務部管財課総括課長、政策地域部地域振興室長、商工労働観光部商工企画室長、産業経済交流課総括課長及び地方支部長は、公用車の集中管理又は民間等の自動車の調達等について、この計画に定めるもののほか、必要な事項についてあらかじめ調査し、その実施体制整備を図る。

(4) 県本部の鉄道輸送等

- 県本部において、鉄道輸送（地方支部から発送する場合を除く。）を行う場合は、政策地域部地域振興室長を通じて行う。
- 各課長は、鉄道輸送を行う場合は、次の事項を明示して、政策地域部地域振興室長に申し込む。

ア 輸送貨物の所在地	エ 輸送日時	キ その他参考事項
イ 輸送貨物の内容、数量	オ 荷送人	
ウ 輸送先	カ 荷受人	

- 政策地域部長は、東日本旅客鉄道（株）盛岡支社長、日本貨物鉄道（株）東北支社長、三陸鉄道（株）社長又は IGR いわて銀河鉄道（株）社長に鉄道輸送を要請し、その協力を得る。

(5) 輸送の連絡

- 県本部長は、市町村に物資等の輸送をする場合には、市町村本部長に対し、荷送人、荷受人、到着日時、輸送貨物の内容・数量等を連絡する。
- 県本部長は、調達・あっせんの要請によらずに支援物資等を県本部長に陸上輸送する荷送人に対しては、荷送人、荷受人、到着日時、輸送貨物の内容・数量等を県本部長に対して連絡するよう協力を求める。

3 海上輸送

(1) 海上輸送の実施

- 次に掲げる事態が発生した場合は、海上輸送を実施する。
 - ア 陸上輸送が途絶したとき
 - イ 陸上輸送のみでは、必要な物資等の輸送が十分でないとき

(2) 船舶の確保

- 県本部長は、船舶による緊急輸送が必要と認めた場合は、東北運輸局長に対し、船舶のあっせんを要請する。
- あっせんの要請は、次の事項を明示して、荷送港又は配船港を管轄する岩手運輸支局長等、あるいは県本部長（総務部総合防災室）を通じて行う。

ア 要請理由	エ 輸送先	キ 荷受人
イ 輸送貨物の所在地	オ 輸送日時	ク 経費支弁の方法
ウ 輸送貨物の内容、数量	カ 荷送人	ケ その他参考事項

- 東北運輸局長は、あっせんを行う場合は、おおむね、次に掲げる者の所有船舶から適当なものを選定する。

ア 定期航路事業者	イ 不定期航路事業者	ウ 港湾運送事業者
-----------	------------	-----------

- 県本部長は、船舶を確保するため、必要に応じて、県漁業協同組合連合会等の長に対して、漁船のあっせんに要請する。
- 県本部における漁船のあっせん事務は、総務部総合防災室が事務を担当し、農林水産部水産振興課が県漁業協同組合連合会等との必要な連絡事務を担当する。
- 県本部長は、海上における緊急輸送を確保するため、必要に応じて、東北内航海運組合の長に海上輸送を要請し、その協力を得る。
- 海上輸送の要請は、次の事項を明示して県本部（総務部総合防災室）を通じて行う。

ア 輸送物資の内容、数量	イ 輸送活動期間	ウ 輸送区間
--------------	----------	--------

(3) 輸送の連絡

- 県本部長は、市町村本部長及び利用する港湾管理者に対し、荷送人、荷受人、港湾到着日時、輸送貨物の内容・数量等を連絡する。
- 県本部長は、調達・あっせんの要請によらずに支援物資等を県本部長に海上輸送する荷送人に対しては、荷送人、荷受人、到着日時、輸送貨物の内容・数量等を県本部長に対して連絡するよう協力を求める。

(4) 巡視船艇の出動又は派遣

- 県本部長は、緊急輸送を必要とする場合において、船舶を確保するいとまがないときは、第二管区海上保安本部長に対して、巡視船艇の出動又は派遣を要請する。
- 出動等の要請は、次の事項を明示して、海上保安部署、あるいは県本部（総務部総合防災室）を通じて行う。

ア 申請の理由	エ 輸送先	キ 荷受人
イ 輸送貨物の所在地	オ 輸送日時	ク その他参考事項
ウ 輸送貨物の内容、数量	カ 荷送人	

4 航空輸送

(1) 航空輸送の実施

- 次に掲げる事態が発生した場合は、航空輸送を実施する。
 - ア 人命、身体の保護上緊急を要するとき
 - イ その他、輸送又は移送に緊急を要するとき

(2) 航空機の確保

- 市町村その他の防災関係機関の長は、航空機による緊急輸送が必要と認めた場合は、次の事項を明示して、県本部長に対し、航空機のあっせんを要請する。

ア 要請理由	エ 輸送先	キ 荷受人
イ 輸送貨物の所在地	オ 輸送日時	ク 着陸希望場所及びその状況
ウ 輸送貨物の内容、数量	カ 荷送人	ケ その他参考事項

- 県本部における航空機のあっせん事務は、総務部総合防災室が手続事務及び航空輸送事業者等との必要な連絡事務を担当する。
- 自衛隊機を希望する場合における手続は、第 11 節「自衛隊災害派遣要請計画」に定めるところによる。

(3) 輸送の連絡

- 県本部長は、市町村本部長及び空港管理者に対し、荷送人、荷受人、空港到着日時、輸送貨物の内容・数量等を連絡する。
- 県本部長は、調達・あっせんの要請によらずに支援物資等を県本部長に航空輸送する荷送人に対しては、荷送人、荷受人、到着日時、輸送貨物の内容・数量等を県本部長に対して連絡するよう協力を求める。

(4) ヘリポートの設置基準

- ヘリポートの設置基準は、資料編 3-6-3 のとおりである。

(5) ヘリポートの現況

- 県内におけるヘリポートの現況は、資料編 3-6-4 のとおりである。

5 輸送関係従事命令等

(1) 従事命令

- 県本部長は、緊急輸送の実施に当たり、契約等による一般の方法で緊急輸送の確保ができない場合は災害対策基本法第 71 条の規定に定めるところにより次の者に対し、従事命令を執行して、その確保を図る。

ア 地方鉄道事業者及びその従事者	ウ 船舶運送事業者及びその従事者
イ 自動車運送事業者及びその従事者	エ 港湾運送事業者及びその従事者

(2) 従事命令の手続

- 従事命令の手続は、第 24 節「応急対策要員確保計画」に定めるところによる。

第7節 公安警備計画

第1 基本方針

- 1 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、早期に警備体制を確立し、情報収集に努めるとともに、住民等の生命、身体及び財産の保護を第一とした災害警備活動を行う。
- 2 本計画に定めのないものについては、「岩手県警察大規模災害警備計画」（以下、本節中「災害警備計画」という。）の定めるところによる。

第2 実施機関（責任者）

実施機関	担 当 業 務
公安部長	1 情報の収集・伝達 2 救出・救助活動 3 避難誘導活動 4 交通規制 5 死体見分 6 広域緊急援助隊の整備及び応援に係る連絡調整 7 大規模災害発生時における他の都道府県警察に対する緊急援助要請 8 災害警備用装備資機材の整備 9 警察施設等の防災対策の推進 10 職員を対象とした防災訓練の実施

注) 公安部の各課における担当業務は、災害警備計画に定めるところによる。

第3 災害警備体制

1 災害警備体制の種別

- 公安部の災害警備体制は、次のとおりとする。

種別	配 備 基 準
準備体制	災害の発生が予想されるが、発生までに時間的余裕があるとき
警戒体制	津波、高潮、波浪、暴風雨及び洪水その他気象関係等の警報が発表され、相当の被害の発生が予想される時
非常体制	災害が発生し、又はまさに発生しようとする時

2 災害警備本部の設置

- 公安部長は、次により、所要の規模の災害警備本部を設置する。

項目	内 容
名称及び組織	災害警備本部の名称、組織等については、公安部長が定める。

警備部隊の編成	災害警備計画に定めるところによる。
部隊の運用	災害の種別、規模及び態様に応じて、運用を行う。

3 広域緊急援助隊の活動

- 公安部長は、大規模災害発生時において、広域緊急援助隊が直ちに出勤できるよう、平素から隊員に対する教養訓練を実施するとともに、招集・出勤体制の確立、装備資機材の整備を図る。
- 広域緊急援助隊は、警察庁及び東北管区警察局長の指示調整に基づき、被災地を管轄する都道府県公安委員会の援助要求により派遣・出勤する。
- 広域緊急援助隊は、被災地到着後、公安部長の指揮下に入り、次の活動を行う。

ア 被災状況、交通状況に関する情報収集
イ 救出救助
ウ 緊急交通路確保のための措置及び緊急通行車両の先導
エ 当該災害により死亡した者に係る検視又は死体見分及びその者の遺族等への遺体の引き渡し

4 災害警備用装備資機材等の整備

- 公安部長は、災害救出救助用装備資機材、車両及び交通対策用装備資機材の整備を図る。

[県警察装備品保有状況 資料編 3-7-1]

5 教養訓練の実施

- 公安部長は、災害についての知識、装備資機材の保守管理、操作要領及び具体的活動要領等について職員に周知徹底するとともに、計画的に教養訓練を実施する。

第4 実施要領

1 災害に関する予報及び警報の伝達

- 公安部が行う予報及び警報の伝達等は、第2節「気象予報・警報等の伝達計画」に定めるところによる。

2 災害に関する情報の収集・伝達

- 公安部長は、県本部各部長、市町村本部長及びその他の関係機関と緊密な連絡体制のもとに、災害警備活動上必要な災害に関する情報（以下、本節中「災害情報」という。）を収集する。
- 公安部長が収集する災害情報は、おおむね、次のとおりとする。

ア 災害の種別	キ 主要交通機関、電気通信機関の被害状況、復旧状況
イ 災害の発生した日時	ク 被害予想地域（山くずれ、地すべり、洪水等）の状況
ウ 災害の発生した場所又は地域	ケ 主要道路の状況
エ 当該地域の気象情報	コ 警察関係の被害状況
オ 被害の概要及び主要被害の状況	サ その他管内における治安状況
カ 避難者の状況	

- 公安部長は、災害による人的・物的被害状況を迅速かつ的確に把握し、警察庁及び東北管区警察局長に速やかに報告する。

- 公安部長は、災害情報の収集及び報告の迅速な処理を図るため、あらかじめ、所属職員の中から、災害情報の収集、報告責任者を指定する。

3 情報通信の確保

- 公安部長は、東北管区警察局岩手県情報通信部と緊密に連絡し、通信の確保に努める。
- 公安部長は、孤立が予想される地域、災害発生のおそれがある地域、その他必要と認める地域における通信が確保されるよう、あらかじめ、東北管区警察局岩手県情報通信部と協議し、計画を定める。
- 県本部長及び市町村本部長が災害対策基本法第57条及び第79条の規定により警察通信設備を使用し、又は利用する場合は、第2章第4節の2「通信確保計画」及び本章第3節「通信情報計画」に定めるもののほか、あらかじめ、締結した協定による。

4 避難誘導

- 公安部長は、平素の警察活動を通じて、住民等に対して災害発生時の避難場所、避難経路及び避難時の留意事項について周知徹底を図る。
- 警察官が災害対策基本法第61条の規定により、避難のための立退きの指示を行うときは、市町村計画に定める避難先を示す。
- 警察官は、被災地域、災害危険箇所の現場状況を把握の上、安全な避難経路を選定し、避難誘導を行う。
- 避難誘導に当たり、高齢者、障がい者等に対しては、必要に応じて車両等を活用して避難誘導を行うなど、十分配慮する。
- 住民が避難した地域には、移動交番の設置等を行い、遺留財産の保護その他犯罪の予防に努める。

5 救出救助活動

- 公安部長は、把握した被害状況に基づき、迅速に機動隊等を被災地に出動させる。
- 高層建築物、高速道路、地下街等において被害が発生した場合は、高度な救出救助能力を有する広域緊急援助隊員等を迅速に投入する。
- 被災地を管轄する警察署長（以下、本節中「警察署長」という。）は、所属署員及び応援機動隊員等により救出救助部隊を速やかに編成し、被災状況等を踏まえながら、当該救出救助部隊の担当区域を決定する。
- 警察署長は、消防機関等の防災関係機関の現場責任者と随時、搜索区割等に関する調整を行い、現場活動が円滑に行われるよう配慮する。
- 警察官は、災害が発生した場合は、市町村本部長及び災害現場にある消防機関等の防災関係機関と協力して、被災者の救出に当たる。

6 交通規制

- 公安部長は、災害による交通の混乱を防止し、住民等の避難路及び緊急通行路を確保するため、交通管理計画を定める。
- 公安部長は、第6節「交通確保・輸送計画」に定めるところにより、緊急通行路を確保する。

- 公安部長は、交通規制を円滑に実施するため、警備業者等と交通誘導に係る応援協定を締結するように努める。
- 公安部長は、災害発生時に運転者がとるべき措置について、次の事項を周知徹底する。
 - (1) 走行中の車両の運転者は、次により行動すること。
 - ア できる限り安全な方法により、車両を道路の左側に停止させる。
 - イ 停止後は、カーラジオ等で災害・交通情報を聞き、その情報及び周囲の状況に応じて行動する。
 - ウ 車両を置いて避難するときは、できるだけ道路外の場所に置く。
 - (2) 避難のために車両を使用しないこと。
 - (3) 災害対策基本法に基づく交通規制時における通行禁止区域等内に存する運転手は、次の措置をとること。
 - ア 速やかに交通規制が行われている道路の区間以外の場所に移動する。
 - イ 移動困難な場合は、道路の左側に沿って駐車する。
 - ウ 通行禁止区域内において、警察官の指示を受けた場合は、その指示に従って車両の移動又は駐車を行う。
 - エ 前記ウに際して、警察官の指示に従わなかったり、運転手が現場にいないために措置ができない場合は、警察官がその措置をとることがあり、この場合、止むを得ない限度において、車両等を破損することがある。

7 死体の見分

- 公安部長の行う行方不明者等の捜索及び遺体の処理は、第 23 節「行方不明者等の捜索及び遺体の処理・埋葬計画」に定めるところによる。
- 公安部長は、市町村本部長と協力し、また、必要に応じて他の県警察に応援要請するなどして、死体見分要員、場所等を確保するとともに、医師等との連携に配慮し、迅速かつ的確な死体見分、身元確認、遺族等への遺体の引渡しに努める。

8 二次災害の防止

- 公安部長は、二次災害の危険場所等を把握するため、各警察署ごとに調査班を編成し、住宅地域を中心に区域を定めて調査を実施する。
- 公安部長は、二次災害の危険場所等を把握した場合は、市町村本部長に伝達するとともに、必要に応じて、避難勧告等を行う。

9 社会秩序の維持

- 警察官は、被災後の無人化した住宅街、商店等における犯罪、救援物資の輸送道路及び集積地における混乱及び避難所のトラブル等を防止するため、被災地及びその周辺（海上を含む。）におけるパトロールの強化、避難所等の定期的な巡回等を行う。
- 警察官は、被災地における悪質商法等の生活経済事犯、暴力団等による民事介入暴力等の取締りを重点的に行い、被災地の社会秩序の維持に努める。
- 警察署においては、地域の自主防災組織等と安全確保に関する情報交換を行うなど連携強化を図る。

10 被災者等への情報伝達活動

- 公安部長は、被災者等のニーズを充分把握し、災害関連情報、避難の措置に関する情報、交通規制等の警察措置に関する情報等を交番、駐在所、パトカー等の勤務員を活用するなどして、適切な伝達に努める。
- 上記の伝達に当たっては、高齢者、障がい者、外国人等に配慮して行う。

11 相談活動

- 公安部長は、災害発生時には、被災者の肉親等からの安否等の照会に応じるため、行方不明者相談所、消息確認電話相談窓口等の設置に努める。
- 警察官は、住民等からの相談については、親身に対応し、住民等の不安の軽減に努める。

第8節 消防活動計画

第1 基本方針

- 1 大規模火災発生時においては、消防機関は、防災関係機関と連携を図り、火災防ぎょ活動等を行う。
- 2 市町村は、同時多発火災による被害を軽減するため、あらかじめ、大規模火災防ぎょ計画を定める。
- 3 市町村は、消防部隊の応援要請を行う必要が生じた場合においては、「消防相互応援に関する協定」に定めるところにより消防相互応援を行う。
- 4 本計画に定めのないものについては、消防組織法に基づく「消防計画」に定めるところによる。

第2 実施機関（責任者）

実施機関	担 当 業 務
市町村本部長	1 消火、救助その他災害の発生を防ぎよし、又は、災害の拡大を防止するために必要な応急措置の実施 2 警戒区域の設定及び当該区域への立入りの制限等
陸上自衛隊岩手駐屯部隊	災害派遣要請に基づく消防活動の支援
消防機関	1 市町村本部長の命令又は要請による消防応急活動等の実施 2 消防警戒区域等の設定及び当該区域への立入りの制限等
県本部長	1 消防広域応援に係る連絡、調整 2 消火薬剤及び消防資機材の調達及びあっせん 3 大規模火災に係る消防庁長官に対する緊急消防援助隊の派遣等の要請

[県本部の担当]

部	課等	担当業務
総務部	総合防災室	消防活動の連絡調整

第3 実施要領

1 市町村本部長の措置

○ 市町村本部長は、同時多発火災による被害を軽減するため、次により、大規模火災防ぎょ計画を定める。

ア 重要対象物の指定

火災が同時多発した場合は、優先的に防ぎよする施設として、避難所、医療施設、防災拠点施設、救援物資の輸送拠点施設、県民生活に直接影響を及ぼす公共施設及び報道機関等の施設を重要対象物として指定する。

イ 延焼阻止線の設定

火災発生地域の延焼火災及び消火不能地域から延焼拡大した火災を阻止するため、あらかじめ、その地形建物、空地、水利の状況及び動員部隊を考慮の上、延焼阻止線を設定する。

ウ 消防活動計画図の作成

消防部隊の効率的、効果的運用を確保するため、危険区域、通行可能道路、使用可能水利、延焼阻止線、避難場所、避難路等を調査し、防災関係機関と調整の上、消防活動計画図を作成する。

- 市町村本部長は、災害が発生し、又は発生のおそれがある場合において、必要と認めるときは、消防機関の長に対し、消防職員・団員の出動準備若しくは出動を命じ、又は要請する。
- 市町村本部長は、災害により情報孤立地域が発生した場合においては、被災現地消防団員との情報連絡体制を確保する。
- 市町村本部長は、消防機関が行う消防応急活動等を支援する。
また、災害が拡大し、必要があると認める場合においては、警戒区域を設定し、応急活動の従事者以外の当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる。
- 市町村本部長は、消防機関が行う消防応急活動等によっては対応できないと判断した場合においては、あらかじめ、相互応援協定を締結している市町村に対して応援要請を行うとともに、県本部長に対して、消防部隊の応援要請を行うほか、第 11 節「自衛隊災害派遣要請計画」に定める手続により、自衛隊の災害派遣要請を行う。

〔消防組織法第 39 条に基づく消防相互応援協定の締結状況調 資料編 2-17-1〕

- 市町村本部長は、これらの要請を行った場合においては、その受入体制の整備を図る。特に、広域航空消防応援又は自衛隊によるヘリコプターの派遣を要請した場合においては、ヘリポート及び補給基地を確保する。

〔飛行場及び飛行場外離着陸場（ヘリポート）一覧（県調査） 資料編 3-6-4〕

2 消防機関の長の措置

(1) 応急活動体制の確立

- 消防機関の長は、あらかじめ、非常参集、部隊編成、資機材の確保・調達体制、有線電話途絶時における通信運用等を定める。
- 消防機関の長は、市町村本部長から出動準備命令を受けたときは、次の措置をとる。
 - ア 消防職員・団員に対する出動準備命令
 - イ 出動準備命令時に、必要と認めた場合における待機命令
 - ウ 出動準備終了後における市町村本部長への報告（消防職員・団員の数、待機状況、部隊編成状況、装備状況等）
- 消防職員・団員は、出動準備命令又は出動命令を受けたときは、直ちに命令事項に従って行動し、指揮系統を通じて、準備又は出動の状況を消防機関の長に報告する。
- 消防機関の長及び消防職員・団員は、地域内に大規模な災害が発生したことを知り、消防部隊の活動を必要と認めたときは、出動命令を待つことなく所属の署所に非常参集の上、参集したことを所属長に報告し、その指揮を受ける。

(2) 火災防ぎょ活動

- 消防機関の長は、住民及び自主防災組織に対して、出火防止と初期消火の徹底を指導するとともに、消防職員・団員及び消防資機材の効率的運用を図り、延焼の拡大を迅速かつ的確に防止す

る。

- 火災防ぎょ活動に当たっては、次の点に留意する。

ア 火災発生が比較的少ないと判断した場合は、積極的な防ぎょを行い、一挙鎮滅を図る。

イ 火災件数が消防力を上回る場合は、重要かつ消防効果の大きい火災に対して優先的に防ぎょを行う。

ウ 火災が随所に発生し、消防隊個々による防ぎょでは効果を期待できない場合は、部隊を集中して、人命の確保と最重要地域の防ぎょにあたる。

エ 火災が著しく多発し、住民の生命に危険を及ぼすことが予想される場合は、全力を尽くして、避難者の安全確保にあたる。

オ 大量の人命救助を要する場合は、火災状況に応じ、これを優先する。

カ 水災等の他の災害が同時に発生した場合は、原則として、火災防ぎょを優先する。

(3) 救急・救助活動

- 消防機関の長は、あらかじめ、医療機関、医師会、日本赤十字社、警察等の関係機関と、救助隊の派遣、救護所の設置、医療機関への搬送等について、協議を行い、このための活動計画を定める。

- 消防機関の長は、大規模災害時における家屋の倒壊、障害物の落下、崖崩れ、自動車等車両の衝突等の発生に対処するため、必要に応じて、人員、資機材を活用し、救急・救助活動を行い、人命の安全確保に努める。

- 救急・救助活動に当たっては、次の点に留意する。

ア 負傷者に対しては、可能な限り、止血その他の応急措置を行った上、安全な場所に搬送を行う。

イ 負傷者が多数発生した場合は、重症者、子供、老人、病人及び障がい者を優先する。

ウ 大規模災害により、救急・救助能力を上回る場合は、その効果を重視するとともに、多くの人命の危険のある対象物を優先する。

(4) 避難対策活動

- 消防機関の長は、あらかじめ、避難準備情報・避難勧告・指示の伝達、避難誘導、避難場所・避難路の防ぎょ等に係る活動計画を定める。

- 避難準備情報・避難勧告・指示の伝達、避難誘導については、自主防災組織等との連携を図る。

- 避難準備情報の発令、避難勧告・指示がなされた場合においては、これを住民に伝達するとともに、火勢の状況等正しい情報に基づき、住民を安全な方向に誘導する。

- 住民の安全避難を確保するため、災害危険地域からの避難を完了するまでの間、火災の鎮圧及び延焼拡大の防止を図る。また、避難場所の管理者と連携を図りながら、避難誘導を行う。

- 高齢者、障がい者等の避難誘導に当たっては、社会福祉施設、自主防災組織、町内会等のコミュニティ組織等と連携を図り、高齢者等の居所の把握、連絡体制の整備を図る。

(5) 情報収集・広報活動

- 消防機関の長は、災害情報の収集・伝達を円滑に処理できるよう、あらかじめ、その活動計画を定める。

(6) 消防警戒区域等の設定

- 消防職員・団員は、火災の現場において、消防警戒区域を設定し、応急活動の従事者以外の者に対して、その区域からの退去を命じ、又はその区域への出入りを禁止し、若しくは制限するこ

とができる。

- 消防長・消防署長は、ガス、火薬又は危険物の漏えい、飛散、流出等の事故が発生した場合において、当該事故により火災が発生するおそれが著しく大であり、かつ、火災が発生したならば人命又は財産に著しい被害を与えるおそれがあると認められるときは、火災警戒区域を設定し、その区域内における火気の使用を禁止し、又は応急活動の従事者以外の者に対して、その区域からの退去を命じ、若しくはその区域への出入りを禁止し、若しくは制限することができる。

3 緊急消防援助隊

- 県本部長は、市町村本部長から要請があった場合、又は災害の範囲が著しく拡大し、県内の市町村の消防力をもって対処できないと認めるときは、消防庁長官に対し、緊急消防援助隊の派遣について要請するとともに、岩手県緊急消防援助隊受援計画に基づき緊急消防援助隊が円滑に活動できる体制を整える。
- 県は、緊急消防援助隊が出動した場合には、消防応援活動調整本部を設置し、消防の応援等の総合調整を行うものとする。
- 緊急消防援助隊は、本部支援室との連携を図り、必要に応じ総合調整所において防災関係機関相互の連絡調整等を行い活動にあたるものとする。
- 緊急消防援助隊は、消防組織法第 44 条、緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画、緊急消防援助隊運用要綱並びに大規模地震における緊急消防援助隊の迅速出動に関する実施要綱の規定に基づき出動する。
- 緊急消防援助隊は、被災地において、被災地の市町村長又はその委任を受けた消防長の指揮命令に従い、活動する。また、消防組織法第 44 条又は第 44 条の 3 に基づき、部隊の移動を行う場合がある。
- 消防庁への連絡先は次のとおりである。

	平日 (9:30~18:15) 〔消防庁応急対策室〕	左記以外〔消防庁宿直室〕
NTT 回線	TEL 03-5253-7527 FAX 03-5253-7537	TEL 03-5253-7777 FAX 03-5253-7553
消防防災無線 ※マイクロ電話	TEL (7-)90-49013 FAX (7-)90-49033	TEL (7-)90-49102 FAX (7-)90-49036
地域衛星通信 ネットワーク	TEL (9-20-)048-500-90-49013 FAX (9-20-)048-500-90-49033	TEL (9-20-)048-500-90-49102 FAX (9-20-)048-500-90-49036

※()・・・岩手県庁から発信の場合

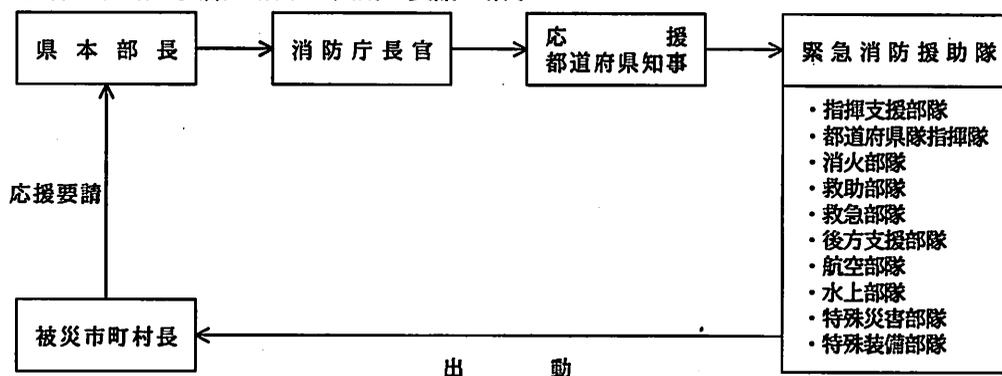
- 県外で大規模な災害が発生した際における、全国の消防機関相互による迅速な援助体制を確立するため「緊急消防援助隊岩手県隊」を登録する。(消防組織法第 45 条に基づく登録部隊)

〔緊急消防援助隊岩手県隊 資料編 3-8-1〕

〔緊急消防援助隊岩手県隊出動要請連絡先 資料編 3-8-2〕

緊急消防援助隊の出動

応援要請 出動の要請・指示 出動の要請・指示



4 県本部長の措置

災害活動に対する援助

- 県本部長は、防災関係機関及び関係団体等との調整の上、市町村本部長の行う災害活動に係る要員並びに消火薬剤及び消防資機材等の調達又はあっせんを行う。

第9節 水防活動計画

第1 基本方針

- 1 洪水又は高潮による水災を警戒、防ぎよし、被害の軽減を図る。
- 2 水防区域の監視、警戒活動、ダム、水門等の操作及び応急水防措置が迅速かつ円滑に実施できるよう、重点的に水防活動を実施すべき地域を調査検討するとともに、事前配備体制の充実を図る。
- 3 水防活動上、必要な施設、設備の整備を計画的に推進する。

第2 実施機関（責任者）

実施機関	担 当 業 務
水防管理団体	区域内の河川等における水防活動の実施
陸上自衛隊岩手駐屯部隊	災害派遣要請に基づく水防活動

[県本部の担当]

部	課等	地方支部班	担 当 業 務
県土整備部	河川課	土木班	水防管理団体に対する指導

第3 実施要領

- 1 洪水又は高潮による水災を警戒し、防ぎよし、これによる被害を軽減するための水防活動は、水防法第7条第1項の規定に基づく「岩手県水防計画」に定めるところにより実施する。
- 2 水防計画に定めのない地域における豪雨による被害については、次の事項を重点として応急対策を実施する。
 - (1) 小河川の永久橋に浮流物が滞留して上流地域がダム化して浸水地域が生じ、下流地域に流失、土砂流入等の被害発生の危険がある住家に対する避難誘導、閉塞等防止の措置を講ずること。
 - (2) がけ崩れ等の事態により住宅被害の発生するおそれのある地域における住民に対する避難、誘導等の警戒体制を十分にすること。

第10節 県、市町村等応援協力計画

第1 基本方針

- 1 市町村は、「大規模災害時における岩手県市町村相互応援に関する協定」等に基づき、災害時における応援協力を行う。
- 2 県は、市町村からの要請に応じ支援するほか、大規模な災害の発生等により必要と認める場合には、市町村からの応援要請を待たずに必要な支援を行う。
- 3 県は、「大規模災害時の北海道・東北8道県相互応援に関する協定」等に基づき、災害時における応援協力を行う。
- 4 県、市町村その他の防災関係機関は、その所管事務に係る団体等と応援協定の締結を進め、また、あらかじめ応援部隊の活動拠点を確保し、訓練を実施するなど、日頃から、災害時において、協力を得られる体制の整備に努める。

第2 実施機関

実施機関	応援の内容
市町村本部長	<ol style="list-style-type: none"> 1 他の市町村の地域で発生した災害に係る応援 2 市町村の地域で発生した災害に係る防災関係機関の行う災害応急対策の応援
県本部長	<ol style="list-style-type: none"> 1 他の都道府県の地域で発生した災害に係る応援 2 県内市町村の地域で発生した災害に係る応援 3 県内市町村の地域で発生した災害に係る防災関係機関の行う災害応急対策の応援
警察庁及び東北管区警察局	被災県警察以外の広域緊急援助隊の派遣調整
東北厚生局	管内の国立病院・国立診療所に係る医療班の派遣調整
東北農政局	<ol style="list-style-type: none"> 1 野菜、乳製品等の供給に係る出荷要請及び緊急輸送 2 農地・農業用施設の災害復旧に係る技術者及び技能者の派遣調整 3 応急用食料の調達・供給に関する情報収集・連絡
東北運輸局	運送事業者に対する緊急輸送の協力要請
第二管区海上保安本部 〔八戸海上保安部〕 〔釜石海上保安部〕 〔宮古海上保安署〕	海上保安部署の保有する船艇及び航空機の派遣
東北総合通信局	非常通信協議会の協力を得て行う通信の確保に必要な措置
東北地方整備局	東北地方における国土交通省所管公共施設の災害時の相互応援に関する申合せに基づく応援

岩手県地域防災計画 第3章 災害応急対策計画

	流通課		<p>2 上記物資の農水省に対するあっせん要請</p> <p>1 米穀の調達に係る東北農政局岩手農政事務所に対するあっせん要請</p> <p>2 農産副食物の調達に係る全国農業協同組合連合会岩手県本部に対するあっせん要請</p> <p>3 畜産副食物の調達に係る畜産加工品製造業者に対するあっせん要請</p> <p>4 上記物資の農水省に対するあっせん要請</p>
	林業振興課	農林班	<p>1 木材の調達に係る県木材協同組合連合会に対するあっせん要請</p> <p>2 木炭の調達に係る県木炭協会及び県木炭移送協同組合に対するあっせん要請</p>
	森林整備課		<p>1 林業種苗の調達に係る種苗業者に対するあっせん要請</p> <p>2 上記物資の農水省に対するあっせん要請</p>
	水産振興課	水産班	<p>1 水産食品の調達に係る県漁業協同組合連合会及び県水産加工業協同組合連合会に対するあっせん要請</p> <p>2 上記物資の水産庁に対するあっせん要請</p>
県土整備部	建築住宅課	土木班	<p>1 応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理に係る資材の調達に係る(社)プレハブ建築協会に対するあっせん要請</p> <p>2 上記物資の国土交通省に対するあっせん要請</p>
		—	民間賃貸住宅の情報提供及び媒介に係る(社)岩手県住宅地建物取引業協会及び(社)全日本不動産協会岩手県本部に対する協力要請
医療部	管理課	県立病院班	県立病院班の実施する医療活動に係る医薬品及び医療資機材の調達に係る医薬品卸業協会に対するあっせん要請
企業部	業務課	—	<p>1 県営電気事業施設の復旧に係る資機材の調達に係る取扱業者に対するあっせん要請</p> <p>2 県営工業用水道施設の復旧に係る資機材の調達に係る取扱業者に対するあっせん要請</p>
教育部	学校教育室	教育事務所班	1 学用品の調達に係る取扱業者に対するあっせん要請

			2 被災児童生徒の受入に係る各都道府県・市町村教育委員会に対するあっせん要請
	スポーツ健康課		1 給食の実施に係る原材料又はパン、ミルクの調達に係る(財)県学校給食会に対するあっせん要請 2 上記物資の日本体育・学校健康センターに対するあっせん要請
公安部	警備課	—	広域緊急援助隊等の派遣等に係る連絡調整

第3 実施要領

1 市町村の相互協力

- 市町村は、県内に地震・津波等による大規模な災害が発生した場合は、「大規模災害時における岩手県市町村相互応援に関する協定」に基づき、相互に応援協力する。

〔大規模災害時における岩手県市町村相互応援に関する協定 (資料編 3-10-2)〕

〔大規模災害時における岩手県市町村相互応援に関する協定実施細目 (資料編 3-10-3)〕

- 被災市町村は、次の応援調整市町村を通じて、応援要請を行う。

地域名	構成市町村	応援調整市町村	
		正	副
二戸	二戸市、軽米町、九戸村、一戸町	盛岡市	久慈市
久慈	久慈市、普代村、野田村、洋野町	二戸市	盛岡市
盛岡	盛岡市、八幡平市、雫石町、葛巻町、岩手町、滝沢村、紫波町、矢巾町	北上市	宮古市
宮古	宮古市、山田町、岩泉町、田野畑村	盛岡市	花巻市
岩手中部	花巻市、北上市、西和賀町	一関市	釜石市
胆江	奥州市、金ヶ崎町	花巻市	大船渡市
釜石	遠野市、釜石市、大槌町	遠野市	奥州市
両磐	一関市、平泉町	奥州市	陸前高田市
気仙	大船渡市、陸前高田市、住田町	一関市	奥州市

- 応援の種類は、おおむね、次のとおりとする。

- ア 応急措置を行うに当たって必要となる情報の収集及び提供
- イ 食糧、飲料水及び生活必需物資並びにこれらの供給に必要な資機材の提供及びあっせん
- ウ 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要となる物資及び資機材の提供及びあっせん
- エ 災害応急活動に必要な車両等の提供及びあっせん
- オ 災害応急活動に必要な職員等の派遣
- カ 被災者の一時収容のための施設の提供及びあっせん
- キ その他、特に要請のあった事項

- 被災市町村は、次の事項を明らかにして、電話、ファクシミリ等により要請し、後日文書を提

出する。

ア 被害の種類及び状況	エ 応援場所及び応援場所への経路
イ 応援を希望する資機材、物資、車両等の種類、数量等	オ 応援の期間
ウ 応援を希望する職種別人員	カ その他参考事項

- 市町村は、「大規模災害時における岩手県市町村相互応援に関する協定」によるもののほか、災害時における相互応援体制を整備するため、近隣市町村及び県外の遠隔の市町村等と、相互応援協定を締結するよう努める。

2 県による市町村応援

- 市町村本部長は、大規模災害時において、近隣市町村の応援のみでは、十分に被災者の救援等の応急対策が実施できない場合は、原則として、地方支部長を通じて、県本部長に応援を求める。被災市町村に代わって県本部長に応援を求めることができる市町村にあっても、同様とする。
- 応援要請は、次の事項を明らかにして、口頭又は電話により要請し、後日文書を提出する。

ア 被害の種類及び状況	エ 応援場所及び応援場所への経路
イ 応援を希望する資機材、物資、車両等の種類、数量等	オ 応援の期間
ウ 応援を希望する職種別人員	カ その他参考事項

- 県本部長は、応援要請を受けた場合は、直ちに所属の職員、施設、資機材等をもって応援するとともに、必要に応じて、国、都道府県等に応援を要請する。
- 県本部長は、大規模な災害の発生により被災市町村と連絡を取ることができない場合その他の必要と認める場合には、他の節において市町村が県に応援要請をする旨の定めがある場合にあっては当該定めにかかわらず、市町村からの応援要請を待たずに必要な支援を行う。

3 都道府県の相互協力

(1) 北海道・東北8道県における相互応援

ア 大規模災害時の北海道・東北8道県相互応援に関する協定

- 岩手県、北海道、青森県、宮城県、秋田県、山形県、福島県及び新潟県は、地震等による大規模な災害が発生し、被災道県独自では、十分に被災者の救援等の応急措置を実施できない場合は、「大規模災害時の北海道・東北8道県相互応援に関する協定」に基づき、相互に応援協力する。

[技術職員（災害対策基本法第33条の規定に基づく派遣職員）数調 (資料編3-10-1)]

[大規模災害時等の北海道・東北8道県相互応援に関する協定 (資料編3-10-4)]

[大規模災害時等の北海道・東北8道県相互応援に関する協定実施細目 (資料編3-10-5)]

- 本県において、大規模な災害が発生した場合は、次の応援調整道県等を通じて応援要請を行う。

応援調整道県	部局名	課名	消防防災無線 ※マイクロ電話	NTT 電話（夜間）
1 秋田県	知事公室	総合防災課	(7-)05-11	018-860-4565
2 北海道	総務部	防災消防課	(7-)01-11	011-204-5007
3 青森県	総務部	防災消防課	(7-)02-221	017-734-9088

※()…岩手県庁から発信の場合

- 応援の種類は、おおむね、次のとおりとする。

- ア 応急措置等を行うに当たって必要となる情報収集及び提供
 - イ 食料、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資機材の提供及びあっせん
 - ウ 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急措置等に必要な資機材及び物資の提供及びあっせん
 - エ 災害応急活動に必要な車両、ヘリコプター等の派遣及びあっせん
 - オ 災害応急活動に必要な職員の派遣
 - カ 被災者の一時収容のための施設の提供及びあっせん
 - キ その他、特に要請のあった事項
- 被災道県は、次の事項を明らかにして、口頭又は電話により要請し、後日文書を提出する。

ア 被害の種類及び状況	エ 応援場所及び応援場所への経路
イ 応援を希望する資機材、物資、車両等の種類、数量等	オ 応援の期間
ウ 応援を希望する職種別人員	カ その他参考事項

- イ 消防防災ヘリコプターの運航不能期間等における北海道・東北8道県相互応援協定
- 岩手県、北海道、青森県、宮城県、秋田県、山形県、福島県及び新潟県（以下「道県」という。）が保有する消防防災ヘリコプター（以下「ヘリ」という。）が耐空検査及び整備等により運航不能又は他の用務等のため出動できない場合で、「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱（昭和61年5月30日付け消防救第61号消防庁次長通知）」の対象となる場合を除くヘリの出動事案が発生した場合に、道県は相互に応援する。

〔消防防災ヘリコプターの運航不能期間等における北海道・東北8道県相互応援協定（資料編3-10-7）〕

〔大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱（資料編3-10-8）〕

(2) 国又はその他の都府県への応援要請

- 県本部長は、応急措置を実施するため必要があると認める場合は、(1)に定めるもののほか、国又は「全国都道府県における災害時の広域応援に関する協定」等に基づく都府県に対する応援要請を行う。
- 県は、広域的な大規模災害に備えて、遠隔の都府県との相互応援に関する協定の締結等に努める。

〔全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定（資料編3-10-6）〕

4 防災関係機関の相互協力

(1) 防災関係機関の応援要請

- 防災関係機関の長は、県本部長に対して、応急措置の実施若しくは応援を求めようとする場合、又は市町村若しくは他の防災関係機関等の応援のあっせんを依頼しようとする場合は、次の事項を明らかにして、県本部総合防災室長に対して、口頭又は電話により要請し、後日文書を提出する。

ア 被害の種類及び状況
イ 応援を希望する機関名（応援のあっせんを求める場合のみ）
ウ 応援を希望する人員、物資等の種類、数量等
エ 応援場所及び応援場所への経路
オ 応援の期間
カ その他参考事項

(2) 防災関係機関相互間の協力

- 各防災関係機関は、他の防災関係機関から応援を求められた場合は、自らの応急措置の実施に支障のない限り、相互に協力する。
- 各防災関係機関は、相互の協力が円滑に行われるよう、必要に応じ、事前協議を行う。

5 団体等との協力

- 県、市町村その他の防災関係機関は、その所管事務に関係する団体等と、応援協定を締結するなど、災害時において、団体等の協力が得られる体制の整備に努める。

〔関係団体等との「災害時における応援協定」の締結状況一覧（資料編3-10-9）〕

6 消防活動に係る相互協力

- 大規模災害時における他の都道府県に対する緊急消防援助隊の派遣及び県内市町村における消防隊の派遣による相互応援については、第8節「消防活動計画」に定めるところによる。
- 県本部長は、大規模災害時において、ヘリコプターの応援が必要と認める場合は、「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」に基づき、本県への応援が可能なヘリコプターを保有する都道府県又は市に対して、応援を要請する。

7 経費の負担方法

- 国、都道府県又は県内外の市町村から派遣を受けた職員に対する給与及び経費については、災害対策基本法施行令第18条に定めるところによる。
- その他の防災関係機関、団体等が県に協力した場合における経費負担については、各応急対策計画に定めるもののほか、その都度あるいは事前に相互協議して定める。

第11節 自衛隊災害派遣要請計画

第1 基本方針

- 1 陸上自衛隊岩手駐屯部隊等は、本県における災害の発生に当たって、速やかに災害情報の収集に努めるとともに、県知事等からの災害派遣要請を受けて、又は、一定の条件下においては自主的に人命救助を第一義とする緊急救援活動を行い、引き続き、組織的救援活動を行う。
- 2 県本部長は、災害派遣を決定した場合は、関係市町村その他の防災関係機関の長にその受入体制を整備させるとともに、災害派遣の活動に係る連絡調整に当たる。
また、緊急時に円滑な派遣活動が実施されるよう、防災訓練等を通じ、自衛隊との連携強化を図るものとする。

第2 実施機関（責任者）

実施機関	担当業務
県本部長	県下全域の災害に係る自衛隊災害派遣要請
第二管区海上保安本部 [八戸海上保安部] [釜石海上保安部] [宮古海上保安署]	県域の海難救助に係る自衛隊災害派遣要請
東京空港事務所 仙台空港事務所	県域の航空機の搜索救難に係る自衛隊災害派遣要請
陸上自衛隊岩手駐屯部隊	県知事等の要請に基づく災害派遣

[県本部の担当]

部	課等	地方支部班	担当業務
総務部	総合防災室	総務班	1 市町村その他の防災関係機関からの依頼等に基づく自衛隊の災害派遣要請 2 災害派遣部隊との連絡調整 3 災害派遣部隊に対する支援

第3 実施要領

1 災害派遣の基準

- 災害派遣の基準は、次のとおりである。

区分	災害派遣の基準
要請派遣	災害に際して、県本部長等が人命又は財産の保護のため必要があると認め、災害派遣要請を行った場合

予防派遣	災害に際し、被害がまさに発生しようとしており、県本部長等が災害派遣要請を行った場合
自主派遣	大規模災害が発生し、人命救助等の必要性から、特に緊急を要し、県本部長等の災害派遣要請を待っている間は、時機を失すると認められる場合
近傍派遣	防衛省の施設等の近傍に、火災その他の災害が発生した場合

2 災害派遣命令者

○ 県本部長等から災害派遣の要請を受け、また、自ら災害派遣を行うことができる者（自衛隊法第83条に示す指定部隊等の長）は、次のとおりである。

区分	指定部隊等の長	連絡先	
		昼間	夜間（休日を含む。）
陸上自衛隊	第9師団長	第3部長 青森 (017) 781-0161 内線 260	師団当直長 青森 (017) 781-0161 内線 301、302
	岩手駐屯地司令	第9特科連隊第3科 滝沢 (019) 688-4311 内線 235、363	駐屯地当直司令 滝沢 (019) 688-4311 内線 202、302
海上自衛隊	横須賀地方総監	第3幕僚室長 横須賀 (046) 822-3500 内線 2543	総監部当直室 横須賀 (046) 822-3500 内線 2222、2223
	大湊地方総監	第3幕僚室長 大湊 (0175) 24-1111 内線 2213	当直幕僚 大湊 (0175) 24-1111 内線 2222、2333
航空自衛隊	北部航空方面隊司令官	運用課長 三沢 (0176) 53-4121 内線 2352~2355	SOC 当直幕僚 三沢 (0176) 53-4121 内線 2204、3900
	航空支援集団司令官	防衛部長、運用2科長 府中 (042) 362-2971 内線 2280 (防衛部長) 2530 (運用2科長)	支援集団当直室 府中 (042) 362-2971 内線 2531
		秋田救難隊長 秋田 (018) 886-3320 内線 200	秋田救難隊当直室 秋田 (018) 886-3320 内線 203、225

3 災害派遣時に実施する救援活動

○ 自衛隊が災害派遣時に実施する活動等は、災害の態様、他の救難機関の活動状況、派遣要請の内容等によるが、通常、次のとおりである。

項目	内容	県計画の該当章節
被害状況の把握	車両、航空機等状況に適した手段により、情報収集活動を行い、被害状況を把握する。	第3章第4節

岩手県地域防災計画 第3章 災害応急対策計画

陸上自衛隊岩手駐屯部隊	県知事からの災害派遣要請に基づき、人命又は財産保護に係る部隊派遣
盛岡地方気象台	県災害対策本部等での防災気象情報の解説
日本赤十字社岩手県支部	災害救助法適用時における救助の実施に係る協力
日本放送協会盛岡放送局 (株)アイビーシー岩手放送 (株)テレビ岩手 (株)岩手めんこいテレビ (株)岩手朝日テレビ (株)エフエム岩手	県知事からの要請に基づき、災害放送の実施
(社)岩手県トラック協会 赤帽岩手県軽自動車運送協同組合 (社)岩手県バス協会 東日本旅客鉄道(株)盛岡支社 日本貨物鉄道(株)東北支社 三陸鉄道(株) IGR いわて銀河鉄道(株) 日本通運(株)盛岡支店 岩手県交通(株) 岩手県北自動車(株)	
(社)岩手県高圧ガス保安協会	プロパンガスの供給等

〔県本部の担当〕

部	課等	地方支部班	担当業務
総務部	人事課	—	他の地方公共団体に対する職員の派遣、派遣のあっせん及び応援
	総合防災室	—	1 大規模災害時の隣接道県に対する相互応援の連絡調整 2 緊急消防援助隊の派遣等に係る連絡調整 3 県内の消防広域応援に係る連絡調整 4 自衛隊の災害派遣要請 5 プロパンガスの調達に係る(社)県高圧ガス保安協会に対するあっせん要請 6 上記物資の経済産業省に対するあっせん要請
秘書広報部	広聴広報課	—	報道機関に対する報道協力要請
政策地域部	NPO・文化国際課	—	海外からの支援の受け入れに係る連絡、調整
	地域振興室	—	1 支援物資等の輸送に係る輸送事業者に対

岩手県地域防災計画 第3章 災害応急対策計画

			<p>する応援要請（トラック輸送事業者に対するものを除く）</p> <p>2 国土交通省に対する輸送車両等のあっせん要請</p>
環境生活部	県民生活センター	総務班	生活物資の確保に係る生活協同組合連合会に対する協力要請
	県民くらしの安全課	保健環境班	<p>1 給水に係る浄水装置、給水タンク、給水車、運搬車両等の資機材調達に係る市町村に対するあっせん要請</p> <p>2 遺体処理器具、資機材等の調達に係る医薬品卸業協会に対するあっせん要請</p> <p>3 上記物資の厚生労働省に対するあっせん要請</p>
	資源循環推進課		廃棄物処理に係る仮設トイレ、バキュームカー及びゴミ収集車等の調達に係る建設リース業者及び市町村に対するあっせん要請
保健福祉部	医療推進課	保健環境班	<p>1 (社)県医師会、県済生会に対する医療班の派遣要請</p> <p>2 厚生労働省に対する医療班のあっせん要請</p>
	健康国保課		医薬品、医療用資機材等の調達に係る医薬品卸業協会に対するあっせん要請
	地域福祉課	福祉班	日本赤十字社に対する医療班の派遣要請
商工労働観光部	経営支援課	—	<p>1 衣料、寝具、その他の生活必需品の調達に係る関係団体等に対するあっせん要請</p> <p>2 上記物資の経済産業省に対するあっせん要請</p>
	産業経済交流課	—	救援物資等の緊急輸送に係る(社)県トラック協会及び赤帽岩手県軽自動車運送協同組合に対するあっせん要請
農林水産部	農業普及技術課	農林班	<p>1 肥料及び病虫害防除用資機材の調達に係る関係団体等に対するあっせん要請</p> <p>2 上記物資の農水省に対するあっせん要請</p>
	農産園芸課		<p>1 農作物の種苗及び蚕種の調達に係る関係団体等に対するあっせん要請</p> <p>2 上記物資の農水省に対するあっせん要請</p>
	畜産課		1 家畜飼料の調達に係る全国農業協同組合連合会岩手県本部等に対するあっせん要請

岩手県地域防災計画 第3章 災害応急対策計画

避難への援助	避難勧告等が発令され、避難、立退き等が行われる場合が必要があるときは、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助する。	第3章第15節
遭難者等の捜索救助活動	行方不明者、傷者等が発生した場合は、他の救援活動に優先して、捜索救助を行う。	第3章第15節 第23節
水防活動	堤防、護岸等の決壊に対しては、土のう作成、運搬、積み込み等の水防活動を行う。	第3章第9節
消防活動	火災に対しては、利用可能な消防車その他の防火用具（空中消火が必要な場合は、航空機）により、消防機関に協力して消火に当たるが、消火薬剤等は、通常、関係機関が提供するものを使用する。	第3章第8節
道路又は水路の啓開	道路若しくは水路が損壊し、又は障害物がある場合は、それらの啓開又は除去に当たる。	第3章第22節
応急医療・救護及び防疫	被災者に対し、応急医療、救護及び防疫を行うが、薬剤等は、通常関係機関が提供するものを使用する。	第3章第16節 第21節
人員及び物資の緊急輸送	救急患者、医師その他救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送を実施する。 この場合、航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについて行う。	第3章第6節
炊飯及び給水	被災者に対し、炊飯及び給水を実施する。	第3章第17節 第19節
救援物資の無償貸付又は譲与	「防衛庁の管理に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する総理府令」(昭和33年総理府令第1号)に基づき、被災者に対し、救援物資を無償貸付し、又は譲与する。	第3章第17節
危険物の保安及び除去	能力上可能なものについて、火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去を実施する。	第3章第29節
その他	その他臨機の必要に応じ、自衛隊の能力で対処可能なものについて所要の措置をとる。	第3章第3節

4 災害派遣の要請手続

(1) 災害派遣の要請

- 市町村その他の防災関係機関の長は、災害発生時において、その救援及び応急復旧が、当該機関等だけでは明らかに能力が不足し、若しくは時機を失すると判断した場合、又は自衛隊の人員装備、機材によらなければ困難と思われる場合は、次の事項を明らかにして、県本部長に口頭又は電話で災害派遣要請を依頼し、後日、文書を提出する。

ア 災害の情况及び派遣を要する事由

イ 派遣を希望する期間

ウ 派遣を希望する区域及び活動内容

エ その他参考となる事項（派遣を希望する部隊の種類、車両、船舶、航空機の概数等）

- 市町村本部長は、大規模地震対策特別措置法（昭和 53 年法律第 73 号）第 68 条の 2 の規定により、県本部長に対し、災害派遣要請をするよう求めた場合は、同条後段の規定により、その旨及び当該市町村の地域に係る災害の状況を防衛大臣又はその指定する者に通知することができる。この場合において、市町村本部長は、当該通知をしたときは、速やかにその旨を県本部長に通知する。
- 市町村その他の防災関係機関の長は、災害派遣要請の申出後において、前記に掲げる事項に変更を生じた場合は、前記の申出の手續に準じて、県に変更の手續を申し出る。
- 市町村本部長は、通信の途絶等により県本部長に自衛隊の災害派遣要請ができない場合は、その旨及び災害の状況を防衛大臣又はその指定部隊等の長に通知することができる。
- 市町村本部長は、前記の通知をしたときは、速やかに県本部長にその旨を通知しなければならない。
- 県本部各部長及び各地方支部長は、所掌事項について自衛隊の派遣要請を必要とすると認めた場合は、前記に定める手續に準じて、その旨を、総合防災室長に連絡する。
- 総合防災室長は、自衛隊の災害派遣要請の申出又は連絡があった場合は、その旨を県本部長に報告し、その要否の決定を受ける。
- 災害派遣要請は、まず、口頭、電話等により行い、事後、正式文書により行う。
- 自衛隊が、災害派遣部隊を出動させた場合においては、速やかに、県本部長に対して派遣部隊の指揮官の官職、氏名その他必要事項を連絡する。

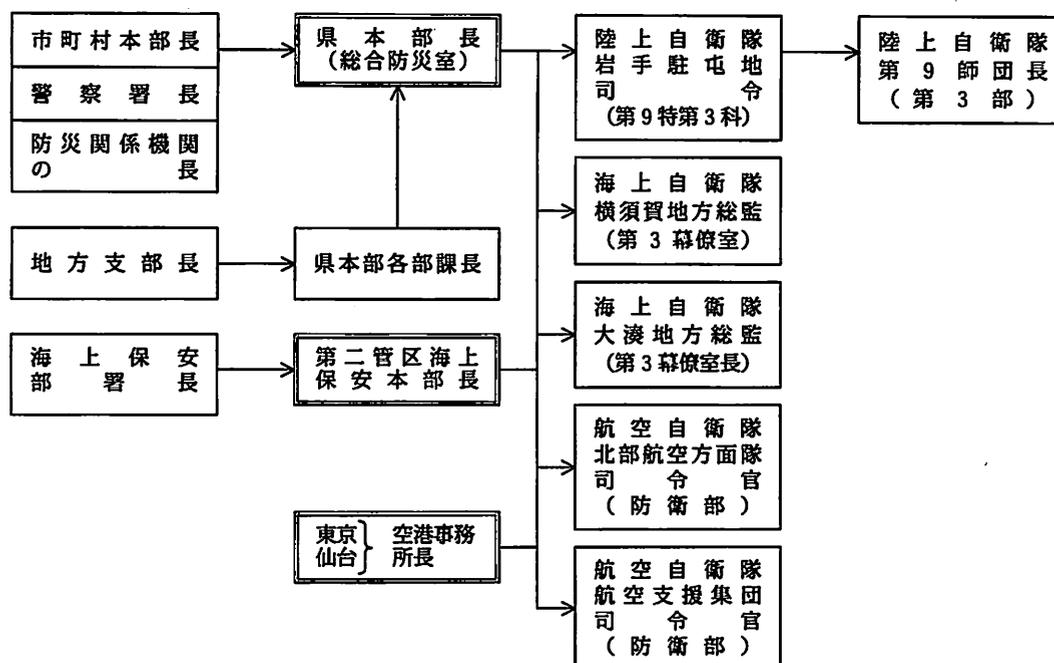
(2) 自衛隊の能力

- 陸上自衛隊第 9 特科連隊の主要装備等は、資料編 3-11-1 のとおりである。

(3) 撤収の要請

- 市町村その他の防災関係機関の長は、自衛隊の災害派遣の目的を達したと判断した場合には、撤収日時を記載した文書により、県本部長に、撤収要請を依頼する。
- 県本部長は、撤収要請の依頼を受けた場合は、撤収要請を行う。

〔要請系統〕



注) 1 は災害派遣要請権者、() は主管部課等を示す。

2 市町村本部長等は、人命の救助等特に緊急を要する場合で、時間的余裕がないときは、直接指定部隊等の長に、状況を通報することができる。

5 災害派遣部隊の受入れ

(1) 災害派遣部隊との連絡調整

- 県本部長は、災害対策本部を設置した場合において、災害応急対策のため自衛隊と県本部との連絡を迅速緊密にするため必要と認めるときは、陸上自衛隊岩手駐屯地司令と協議の上、連絡幹部屋を設置する。
- 受入側の市町村その他の防災関係機関の長は、次の点に留意し、災害派遣部隊の活動が十分に達成されるように努める。
 - ア 派遣部隊との連絡職員を指名し、派遣する。
 - イ 陸上自衛隊岩手駐屯地司令と協議の上、連絡班室を設置する。
 - ウ 応援を求める活動内容、所要人員及び資機材等の確保について計画をたて、部隊到着後は速やかに作業が開始できるよう、あらかじめ、準備する。
 - エ 部隊が到着した場合は、部隊を目的地に誘導するとともに、現地連絡所を設け、部隊指揮官と次の事項について、連絡調整を図る。

- ① 災害情報の収集及び交換
- ② 災害派遣の要否についての検討及び派遣を要請する場合の部隊の規模、期間、地区等についての調整
- ③ 県等の保有する資機材等の準備状況
- ④ 自衛隊の能力、作業状況

- ⑤ 他の災害復旧機関等との競合防止
- ⑥ 関係市町村相互間における作業の優先順位
- ⑦ 宿泊及び経費分担要領
- ⑧ 撤収の時期及び方法

〔陸上自衛隊岩手駐屯地主要装備品 資料編 3-11-1〕

○ 市町村本部長は、ヘリコプターによる災害派遣を受け入れる場合においては、次により準備を行う。

ア 事前の準備

- ① ヘリポートとして使用する土地の所有者及び管理者との調整を行う。
- ② ヘリポートの位置の確認のため、ヘリポート及びその周辺地域を含む地図（縮尺 1 万分の 1 程度のもの）を提供する。
- ③ 夜間等の災害派遣に対応できるよう、ヘリコプター誘導のための照明器具を配備するとともに、緯度・経度（岩手県災害対策用地図）によりヘリポート位置を明らかにする。
- ④ 自衛隊があらかじめ行う、各ヘリポートへの離着陸訓練の実施に対して協力する。

イ 受入れ時の準備

- ① 離着陸地点には、H 記号を風と平行方向に向けて表示するとともに、ヘリポートの近くに上空からの風向、風速の判定ができるよう、吹き流しを掲揚する。
- ② ヘリポート内の風圧により巻き上げられるものは、あらかじめ、撤去する。
- ③ 砂塵が舞い上がる場合においては、散水、積雪時においては、除雪又はてん圧を行う。
- ④ ヘリポート付近の住民に対して、ヘリコプターの離発着について広報を行う。
- ⑤ 物資を搭載する場合は、その形状及び重量を把握の上、事前に自衛隊と調整を行う。
- ⑥ 離発着時においては、ヘリポートには関係者以外立ち入らせない。

6 自衛隊の自主派遣

- 指定部隊等の長（陸上自衛隊岩手駐屯地司令等。以下同じ。）は、災害の発生が突発的で、その救援が特に急を要し、県知事の派遣要請を待ついとまがない場合においては、要請を待つことなく、その判断に基づいて、部隊を派遣する。
- この場合において、指定部隊等の長は、できるだけ早急に県知事に連絡し、緊密な連携のもとに適切かつ効率的な救援活動を実施するよう努める。

なお、部隊派遣後に、県知事から災害派遣の要請があった場合においては、その時点から当該要請に基づく救援活動を実施する。

- 指定部隊等の長が、要請を待たないで災害派遣を行う場合の判断基準は、次のとおりである。
 - (1) 関係機関に対して当該災害に係る情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認められるとき
 - (2) 県知事が自衛隊の災害派遣要請を行うことができないと認められ、直ちに救援の措置をとる必要があるとき
 - (3) 自衛隊が実施すべき救援活動が明確な場合において、当該救援活動が人命救助に関するものであると認められるとき
 - (4) その他、上記に準じて、特に緊急を要し、県知事等からの要請を待ついとまがないと認められるとき

7 災害派遣に伴う経費の負担

- 自衛隊の救援活動に要した経費は、原則として次の基準により、派遣を受けた市町村その他の防災関係機関が負担する。
 - ア 派遣部隊の宿営及び救援活動に必要な土地、建物等の使用料及び借上げ料
 - イ 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱費（自衛隊の装備品を稼働させるため、通常必要とする燃料を除く。）、水道料、汚物処理料、電話等通信費（電話設備費を含む。）及び入浴料
 - ウ 派遣部隊の救援活動に必要な自衛隊装備以外の資機材の調達、借上げ、運搬、修理費
 - エ 有料道路の通行料
- 負担区分について疑義が生じた場合、又はその他の必要経費が生じた場合は、その都度協議の上、決定する。

第12節 ボランティア活動計画

第1 基本方針

- 1 ボランティア活動に対しては、その自主性を尊重しつつ、その活動の円滑な実施が図られるよう支援に努める。
- 2 被災地におけるボランティア活動に対するニーズ把握に努める。
- 3 ボランティアの受付、ボランティア活動の調整、活動拠点の確保等その受入体制の整備に努める。

第2 実施機関（責任者）

実施機関	担当業務
市町村本部長	<ol style="list-style-type: none"> 1 ボランティアの受入体制の整備 2 ボランティア活動に対するニーズの把握 3 ボランティア活動に関する情報の提供 4 ボランティア活動に対する支援 5 ボランティア活動に係る日本赤十字社岩手県支部の地区及び分区（以下、本節中「日赤地区等」という。）並びに市町村社会福祉協議会（以下、本節中「市町村社協」という。）との連絡調整 6 自主防災組織など関係団体等との連絡調整
県本部長	<ol style="list-style-type: none"> 1 ボランティア活動に対する支援 2 ボランティア活動に関する情報の提供 3 ボランティア活動に係る日本赤十字社岩手県支部（以下、本節中「日赤県支部」という。）及び岩手県社会福祉協議会（以下、本節中「県社協」という。）との連絡調整 4 県外ボランティアの受入に係る関係機関との連絡調整
日本赤十字社岩手県支部	<ol style="list-style-type: none"> 1 ボランティア活動に係る日赤地区等との連絡調整 2 ボランティア活動に係る県との連絡調整
日本赤十字社岩手県支部地区及び分区	<ol style="list-style-type: none"> 1 ボランティア活動に係る市町村との連絡調整 2 ボランティアの受付・登録、情報提供及び連絡調整
岩手県社会福祉協議会	<ol style="list-style-type: none"> 1 ボランティア活動に係る市町村社協との連絡調整 2 ボランティア活動に係る県との連絡調整 3 県内のボランティア関係団体との連絡調整 4 県外ボランティアの受入に係る関係団体との連絡調整
市町村社会福祉協議会	<ol style="list-style-type: none"> 1 ボランティア活動に係る市町村との連絡調整 2 ボランティアの受付・登録、情報提供及び連絡調整
その他のボランティア団体（職域、職能等）等	ボランティア活動に係る日赤県支部、日赤地区等、県社協、市町村社協との連絡調整

〔県本部の担当〕

部	課	地方支部班	担当業務
総務部	総合防災室	総務班	市町村の被災状況及び必要となるボランティア活動の把握
政策地域部	NPO・文化国際課	総務班	ボランティア活動に係る総合調整の支援
保健福祉部	地域福祉課	福祉班	1 ボランティア募集の情報周知 2 ボランティア活動に係る総合調整 3 ボランティア活動に係る日赤県支部との連絡調整 4 福祉ボランティア活動に係る県社協との連絡調整 5 福祉ボランティアの活動状況の把握

第3 実施要領

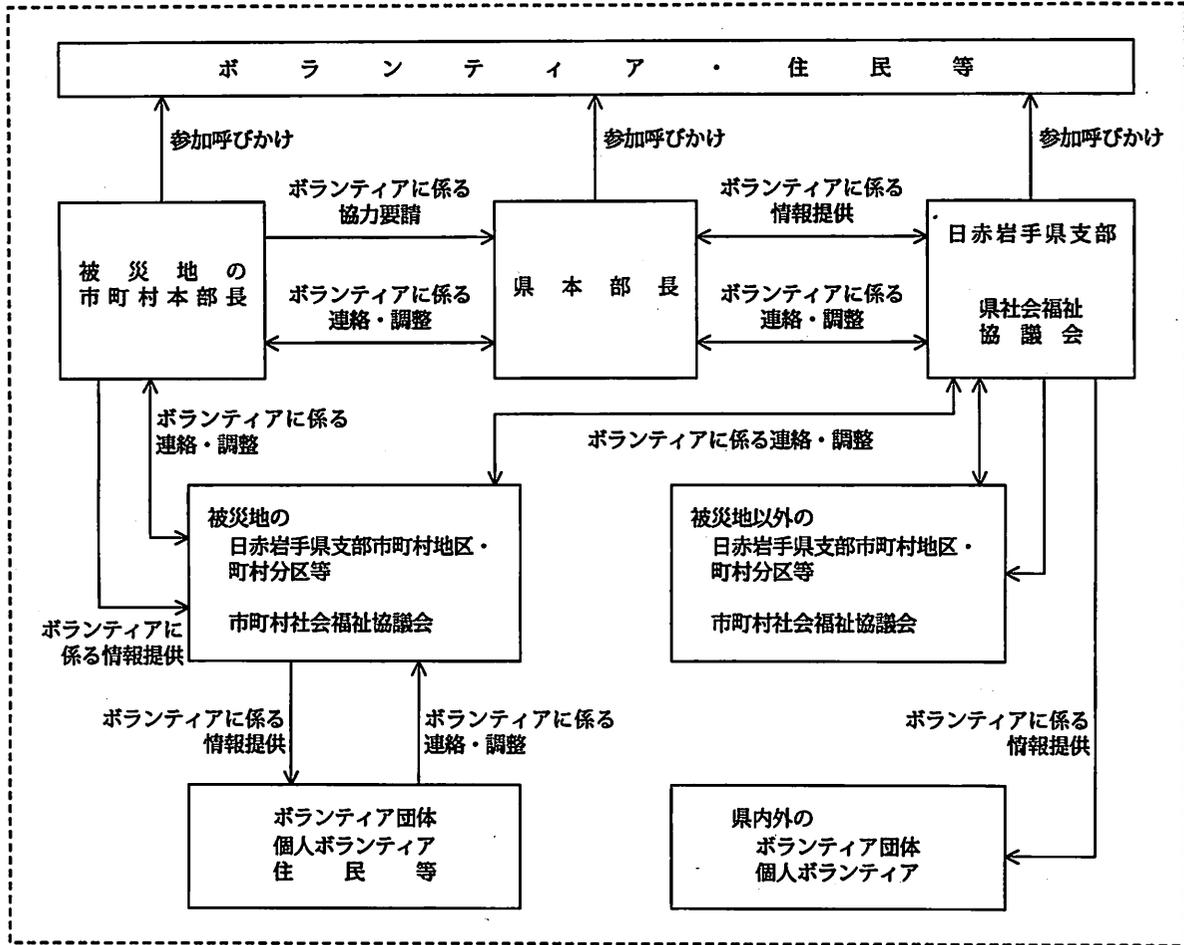
1 ボランティアに対する協力要請

- 市町村本部長は、被災地において、ボランティアニーズの把握に努める。
- 市町村本部長は、災害時において、ボランティアの協力が必要と認めた場合は、日赤県支部、日赤地区等、県社協、市町村社協と連携して、ボランティアに対して協力を要請する。
- 市町村本部長は、当該市町村のボランティアのほか、さらに多くのボランティアを必要とする場合は、県本部長に対して次の情報の提供を行うとともに、当該情報を地域住民に提供し、広く参加を呼びかける。

- ア ボランティアの活動内容及び人数等
- イ ボランティアの集合日時及び場所
- ウ ボランティアの活動拠点
- エ ボランティア活動に必要な装備、資機材の準備状況
- オ その他必要な事項

- 県本部長は、ボランティア活動に関する情報を県民に提供するとともに、広く参加を呼びかける。
また、日赤県支部及び県社協に対しボランティア活動に関する情報を提供するとともに、被害状況に応じ、国及び他の都道府県に対しても情報の提供を行う。
- 日赤県支部及び県社協は、ボランティア活動に関する情報を県民に提供するとともに、広く参加を呼びかける。また、被災地以外の日赤地区等及び市町村社協に対し情報を提供するとともに、被災の状況に応じ、ボランティア団体の全国組織や他の都道府県組織に対しても、情報の提供を行う。
- 日赤県支部及び県社協は、県本部長に対し、適宜、ボランティア活動の状況を報告する。

ボランティア活動に係る連絡調整図



2 ボランティアの受入れ

○ 日赤地区等及び市町村社協は、災害時においてボランティアの受付を行い、次の事項についてオリエンテーションを行う。

- ア ボランティア活動の内容
- イ ボランティア活動の時期及び活動区域
- ウ ボランティア活動のリーダー等の氏名
- エ ボランティア活動の拠点及び宿泊施設（場所）
- オ 被害状況、危険箇所等に関する情報
- カ 交通機関、医療機関、通信網等に関する情報
- キ その他必要な事項

3 ボランティアの活動内容

○ ボランティアに期待される活動内容は、次のとおりである。

- ・炊き出し
- ・募金活動
- ・話し相手
- ・シート張り
- ・引っ越し
- ・負傷者の移送
- ・後片付け
- ・避難所の運営
- ・安否確認、調査活動
- ・給食サービス
- ・洗濯サービス
- ・移送サービス

- | | | |
|-------------------------------------|--------|---------|
| ・清掃 | ・物資仕分け | ・入浴サービス |
| ・介助 | ・物資搬送 | ・理容サービス |
| ・その他、応急危険度判定、医療、無線等の専門的知識、技術を活かした活動 | | |

第13節 義援物資、義援金の受付・配分計画

第1 基本方針

災害時において、被災者に対し県内外から寄せられる義援物資及び義援金について、その受入れ態勢及び配分方法を定め、确实、迅速な被災者への配分を実施する。

第2 実施機関（責任者）

実施機関	担当業務
市町村本部長	義援物資及び義援金の募集、受付及び配分
県本部長	義援物資及び義援金の募集、受付及び配分
日本赤十字社岩手県支部	義援金の募集及び受付
社会福祉法人岩手県共同募金会	義援金の募集及び受付

〔県本部の担当〕

部	課	地方支部班	担当業務
保健福祉部	地域福祉課	福祉班	1 義援物資及び義援金の受付情報の周知 2 義援物資及び義援金の配分

第3 実施要領

1 義援物資

(1) 義援物資の受付

- 市町村本部長は、被災地のニーズを確認し、受入れを希望する物資を把握の上、県本部長に報告する。
- 県本部長は、市町村本部長からの情報を基に、義援物資の募集の有無や必要な物資について、周知する。
- 県本部長は、大規模な災害の発生により被災市町村と連絡が取ることができない場合その他の必要と認める場合には、市町村において必要と推測される物資の募集について周知する。
- 義援物資の受付に当たっては、受付担当窓口及び物資の集積場所をあらかじめ明示する。
- 実施機関は、それぞれに送付された義援物資を受け付け、被災者に配分するまでの間、適切に保管する。
- 県本部長は、必要な物資の調達に見通しが立った場合において、義援物資の募集を停止又は一時停止し、それを周知する。

(2) 配分及び輸送

- 県本部で受け付けた義援物資の被災市町村に対する配分は、県本部において決定し、市町村の指定する場所に輸送し、引き渡す。

- 市町村本部長は、県本部及び日本赤十字社岩手県支部から送付された義援物資について、被災者に配分する。

2 義援金

(1) 義援金の受付

- 県本部長は、大規模な災害等が発生した場合には、速やかに日本赤十字社岩手県支部と義援金募集の実施について協議し、義援金収集体等を構成員とする義援金配分委員会を組織する。
- 義援金募集が決定された場合、実施機関相互が連携し、義援金の受け付けを開始するとともに、インターネット等を通じて周知する。
- 実施機関は、それぞれに送付された義援金を受け付け、被災者に配分するまでの間、適切に保管する。

(2) 配分

- 受け付けた義援金の配分については、義援金配分委員会において協議し、決定する。

3 海外からの支援の受入れ

- 県本部長は、国の非常災害対策本部等から、海外からの支援受入れの連絡があった場合においては、関係省庁と連絡、調整を図り、その受入体制を整備する。
- 受入れに当たっては、支援の種類、規模、到着予定日時、場所等を確認の上、その支援活動が円滑に実施できるよう、市町村本部長と連携を図る。

第14節 災害救助法の適用計画

第1 基本方針

- 1 県本部長は、災害による住家の滅失が一定規模以上となった場合、災害救助法（以下、本節中「法」という。）を適用し、法に基づく救助を実施する。
- 2 法に基づく救助は、県が実施機関となり、市町村はその補助機関として活動に当たるが、県本部長は、救助を迅速に行う必要がある場合は、個別の災害ごとに救助に関する事務の一部を市町村本部長に委任する。

第2 実施機関（責任者）

実施機関	担当業務
市町村本部長	1 避難所の供与 2 炊出しその他による食品の給与及び飲料水の供給 3 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与 4 災害にかかった者の救出 5 災害にかかった住宅の応急修理 6 学用品の給与 7 埋葬 8 死体の捜索及び処理 9 災害によって住居又はその周辺に運び込まれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去
県本部長	1 応急仮設住宅の供与 2 医療及び助産 3 生業に必要な資金、器具又は資料の給与又は貸与

〔県本部の担当〕

部	課	地方支部班	担当業務
保健福祉部	地域福祉課	福祉班	法に基づく事務全般

第3 実施要領

1 法適用の基準

- 法による救助は、市町村の区域単位に、原則として同一原因による災害によって市町村の被害が次の程度に達した場合で、かつ、被災者が現に救助を要する状態にあるときに実施する。
 - ア 市町村の区域内における全壊、全焼、流失等により住宅が滅失した世帯（以下「被害世帯」という。）の数が、次のいずれかに該当する場合

(平成22年10月1日現在)

市町村人口区分	左の区分に該当する市町村	法適用基準		小災害内規 運用基準 (滅失世帯)
		市町村人口に 応じた滅失世 帯(令1-1-1)	県内1,500世 帯滅失で市町 村人口に応じ た滅失世帯(令 1-1-2)	
5,000人未満	田野畑村、普代村、野田村	30世帯以上	15世帯以上	15世帯以上 30世帯未満
5,000人以上 15,000人未満	葛巻町、岩手町、西和賀町、平泉町、住田町、岩泉町、軽米町、九戸村、一戸町	40世帯以上	20世帯以上	20世帯以上 40世帯未満
15,000人以上 30,000人未満	八幡平市、遠野市、陸前高田市、二戸市、雫石町、矢巾町、金ヶ崎町、大槌町、山田町、洋野町	50世帯以上	25世帯以上	25世帯以上 50世帯未満
30,000人以上 50,000人未満	大船渡市、久慈市、釜石市、紫波町	60世帯以上	30世帯以上	30世帯以上 60世帯未満
50,000人以上 100,000人未満	宮古市、北上市、滝沢村	80世帯以上	40世帯以上	40世帯以上 80世帯未満
100,000人以上 300,000人未満	盛岡市、一関市、花巻市、奥州市	100世帯以上	50世帯以上	50世帯以上 100世帯未満
300,000人以上	—	150世帯以上	75世帯以上	75世帯以上 150世帯未満
<ul style="list-style-type: none"> ・ 県内において、7,000世帯以上の住家が滅失した場合、又は災害が隔絶された地域に発生する等、救護が困難な事情がある場合で、かつ、多数の世帯が滅失した場合(令1-1-3) ・ 多数の者が生命、身体に危害を受け、又は受ける恐れが生じた場合(令1-1-4) 				

注) 被害世帯数の算定は、次のとおりとする。

- ① 住家が半壊、半焼等著しく損傷した世帯は、2世帯をもって1被害世帯とする。
- ② 住家が床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住不能の状態となった世帯は、3世帯をもって1被害世帯とする。
- ③ 全壊及び半壊の判定に当たっては、「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」(内閣府)によるものとする。

イ 災害が隔絶した地域において発生する等、被災者の救護を著しく困難とする厚生労働省令で定める特別な事情があり、かつ、被害世帯が多数である場合

災害にかかった者について、食品の給与等に特殊の補給方法を必要とし、又は救出に特殊の技術を必要とすること。

ウ 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合であって厚生労働省令で定める基準に該当する場合

- ① 災害が発生し又は発生するおそれのある地域に所在する多数の者が、避難して継続的に救助を必要とすること。
- ② 災害にかかった者について、食品の給与等に特殊の補給方法を必要とし、又は救出に特殊

の技術を必要とすること。

2 法適用の手続

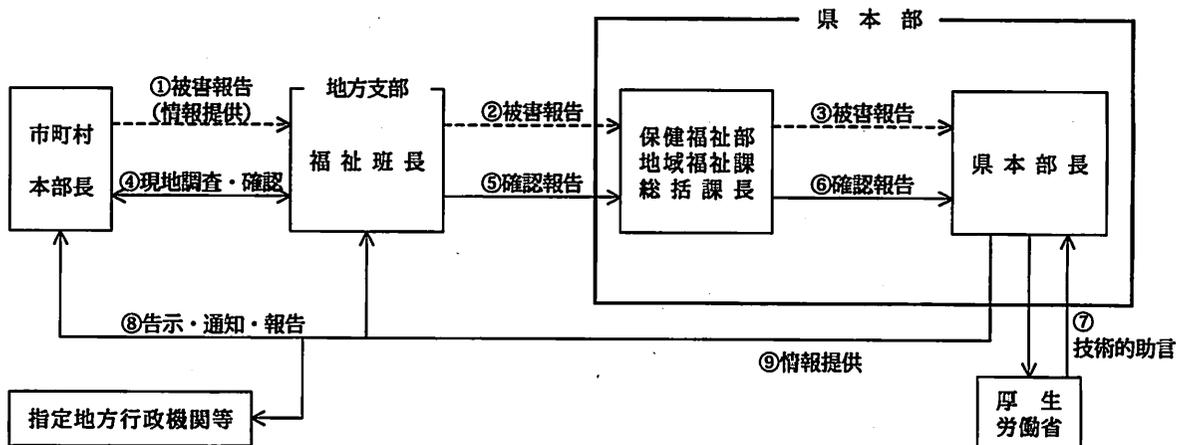
(1) 市町村本部長の措置

- 市町村本部長は、その区域における災害による被害が、法の適用基準のいずれかに該当し、又は該当する恐れが生じた場合においては、直ちにその旨を地方支部福祉班長を通じて県本部長に情報提供する。
- 法の適用基準となる被害世帯数については、第4節「情報の収集、伝達計画」に定める被害判定基準によるものとし、被害状況を取りまとめの上、「人的及び住家被害報告」(被害報告様式2)により、県本部長に情報提供する。

(2) 県本部長の措置

- 県本部長は、市町村本部長から被害報告を受けたときは、その内容を検討するものとし、必要と認めた場合は、所轄地方支部福祉班長又は最寄りの地方支部福祉班長若しくは保健福祉部地域福祉課総括課長に対し、現地調査を命じる。
- 県本部長から現地調査を命じられた所轄地方支部福祉班長等は、職員を現地に派遣し、被害状況の調査又は確認を行う。
- 県本部長は、市町村本部長からの情報提供若しくは職員による現地調査等の結果、法の適用基準に該当する場合は、必要に応じて厚生労働省社会・援護局長の技術的助言を求め、法の適用を決定し、法に基づく救助の実施について、県本部各部長及び当該市町村本部長に指示する。
- 県本部長は、法を適用した場合は、法適用の地域及び適用年月日を告示するとともに、関係指定地方行政機関等に通知又は報告する。

災害救助法適用の手続



3 救助の実施

法の適用による救助の具体的な実施方法は、応急対策計画の各節で定めるところによる。

救助の種類	応急対策計画の該当節
避難所の設置	第15節「避難・救出計画」
応急仮設住宅の供与	第20節「応急仮設住宅の建設等及び応急修理計画」
炊出しその他による食品の給与	第17節「食料、生活必需品等供給計画」

飲料水の供給	第19節「給水計画」
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	第17節「食料、生活必需品等供給計画」
医療	第16節「医療・保健計画」
助産	
災害にかかった者の救出	第15節「避難・救出計画」
災害にかかった住宅の応急修理	第20節「応急仮設住宅の建設等及び応急修理計画」
学用品の給与	第25節「文教対策計画」
埋葬	第23節「行方不明者等の搜索及び遺体の処理・埋葬計画」
死体の搜索	
死体の処理	
障害物の除去	第22節「廃棄物処理・障害物除去計画」
輸送費及び賃金職員等雇上費	第24節「応急対策要員確保計画」

第4 救助の種類、程度、期間等

法による救助の種類、程度、期間等は、資料編3-14-1のとおりである。

第15節 避難・救出計画

第1 基本方針

- 1 災害発生時において、住民等の生命、身体の安全を確保するため、迅速かつ的確に避難勧告及び指示のほか、災害時要援護者等、特に避難行動に時間を要する者に対して、早めの段階で避難準備（災害時要援護者避難）情報（以下、本節中「避難勧告等」という。）を伝達するとともに、避難支援従事者の安全を確保しながら、避難誘導を行う。
- 2 救出救助体制を整備し、倒壊家屋の下敷きになった者等の早急な救出活動を行う。
- 3 被災者の避難生活の場を確保するため、避難所を迅速に開設するとともに、その適正な運営を図る。

第2 実施機関（責任者）

1 避難勧告等

実施機関	担当業務
市町村本部長	地域住民、滞在者その他の者に対する避難のための立退き勧告、指示 〔水防法第29条、災害対策基本法第60条〕
県本部長	必要と認める区域の居住者に対する避難のための立退き指示 〔水防法第29条、地すべり等防止法第25条、災害対策基本法第60条、第61条、警察官職務執行法第4条〕
第二管区海上保安本部 〔八戸海上保安部〕 〔釜石海上保安部〕 〔宮古海上保安署〕	必要と認める地域住民、滞在者その他の者に対する避難のための立退き指示 〔災害対策基本法第61条〕
陸上自衛隊岩手駐屯部隊	1 その場に居合わせた者、事物の管理者その他の関係者に対する避難のための警告又は避難のための措置 〔自衛隊法第94条〕 2 災害派遣要請に基づく避難の援助

〔県本部の担当〕

部	課等	地方支部班	担当業務
総務部	総合防災室	—	自衛隊の災害派遣要請
県土整備部	河川課 砂防災課	土木班	避難のための立退き指示
公安部	警備課	警察署班	

2 警戒区域の設定

実施機関	担当業務
市町村本部長	警戒区域の設定による災害応急対策従事者以外の当該区域に対する立ち入りの制限、禁止、退去の命令 〔災害対策基本法第 63 条〕
県本部長	警戒区域の設定による災害応急対策従事者以外の当該区域に対する立ち入りの制限、禁止、退去の命令 〔災害対策基本法第 63 条、第 73 条〕
第二管区海上保安本部 〔八戸海上保安部〕 〔釜石海上保安部〕 〔宮古海上保安署〕	警戒区域の設定による災害応急対策従事者以外の当該区域に対する立ち入りの制限、禁止、退去の命令 〔災害対策基本法第 63 条〕
陸上自衛隊岩手駐屯部隊	警戒区域の設定による災害応急対策従事者以外の当該区域に対する立ち入りの制限、禁止、退去の命令 〔市町村長(市町村長の委託を受けてその職権を行う市町村の吏員を含む)、警察官又は海上保安官がない場合〕 〔災害対策基本法第 63 条〕

〔県本部の担当〕

部	課	地方支部班	担当業務
公安部	警備課	警察署班	警戒区域の設定

3 救出

実施機関	担当業務
市町村本部長	災害により生命及び身体が危険な状態にある者、又は生死が不明の状態にある者の捜索又は救出
県本部長	救出に係る消防機関又は自衛隊への派遣要請等
陸上自衛隊岩手駐屯部隊	災害派遣要請に基づく救出

〔県本部の担当〕

部	課	地方支部班	担当業務
総務部	総合防災室	総務班	消防機関及び自衛隊の派遣要請
保健福祉部	地域福祉課	福祉班	災害救助法の適用時における救出の事後事務
県土整備部	県土整備企画室	土木班	救出に係る重機等の確保
公安部	警備課	警察署班	生命身体が危険な状態にある者及び生死不明者の捜索、救出

4 避難所の設置、運営

実施機関	担当業務
市町村本部長	避難所の設置、運営
県本部長	県有施設に係る避難所における市町村への協力

[県本部の担当]

部	課等	地方支部班	担当業務
保健福祉部	地域福祉課	福祉班	災害救助法の適用時における避難所の設置事務の事後処理

第3 実施要領

1 避難勧告等

(1) 避難勧告等の基準及び報告

- 市町村本部長は、管内の地理的・社会的条件、発生する災害の想定等に基づき、あらかじめ、避難勧告等に係る発令の判断基準等を定め、その内容について市町村地域防災計画に明記する。
なお、基準を定める場合は、地域の実情に応じ、個々具体的に定めるよう努めるものとする。
避難勧告等の基準等を定める事態の一般的な例示は次のとおりである。
 - ア 気象予報・警報や土砂災害警戒情報等が発表され、避難を要すると判断されるとき
 - イ 防災関係機関から災害に関する通報があり、避難を要すると判断されるとき
 - ウ 河川がはん濫注意水位を突破し、洪水のおそれがあるとき
 - エ 河川の上流地域が水害を受け、下流の地域に危険があるとき
 - オ 崖崩れ、土石流、地すべり等が発生し、更に民家等まで拡大するおそれがあるとき
 - カ 短時間かつ局地的な集中豪雨等により、崖崩れ、土石流、地すべり等の危険性があるとき
 - キ 火災が拡大するおそれがあるとき
 - ク その他危険が切迫していると認められるとき
- 実施責任者は、災害情報を迅速に収集し、避難を要する地域の早期の実態把握に努め、時期を失することなく、避難勧告等を行う。
- 市町村本部長は、避難勧告等を行った場合には、速やかにその旨を県本部長に報告する。

(2) 避難勧告等の内容

○実施責任者は、次の内容を明示して、避難勧告等を行う。

ア 発令者	エ 避難対象地域	キ その他必要な事項
イ 避難勧告等の日時	オ 避難先	
ウ 避難勧告等の理由	カ 避難経路	

(3) 避難勧告等の周知

ア 地域住民等への周知

- 実施責任者は、避難勧告等の内容を、直接の広報（防災行政無線、広報自動車等）又は広報媒体（ラジオ、テレビ）によって、直ちに、地域住民等への周知徹底を図る。

また、海水浴場、その他観光施設等の不特定多数の者が集まる場所にあってもあらかじめ、伝達体制を整備し、直ちに、来訪者に周知徹底を図る。

- 避難勧告等の周知に当たっては、必要に応じ、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦等の災害時要援護者の住居を個別に巡回するなど、災害時要援護者に配慮した方法を併せて実施する。
- 観光客、外国人等の地域外からの来訪者に対する避難勧告等の周知に当たっては、あらかじめ、案内板や避難標識等により表示し、避難対策の徹底に努める。
- 緊急を要する場合のほかは、あらかじめ、警告を発し、住民等に避難のための準備をさせる。
- 避難勧告等に使用する信号の種類及び内容は、次のとおりとする。

災害の種類	種類及び内容					備考	
	鐘音	サイレン					
火災	(連点) ○-○-○-○-○	3秒	2秒	3秒	2秒	3秒	近火信号をもって避難信号とする。
水災	(連点) ○-○-○-○-○	3秒	2秒	3秒	2秒	3秒	水防法に基づく避難信号
津波	津波注意 (3点と 2点の班打) ○-○-○ ○-○	10秒	2秒	10秒	2秒	10秒	予報警報標識規程に基づく、津波注意、津波、大津波予報標識をもって避難信号とする。
	津波 (2点) ○-○ ○-○	5秒	6秒	5秒	6秒	5秒	
	大津波 (連点) ○-○-○-○-○	3秒	2秒	3秒	2秒	3秒	

イ 関係機関相互の連絡

- 実施責任者は、避難勧告等を行った場合は、法令に基づく報告又は通知を行うほか、その旨を相互に連絡する。

〔報告又は通知事項〕

① 避難勧告等を行った者	④ 避難対象地域
② 避難勧告等の理由	⑤ 避難先
③ 避難勧告等の発令時刻	⑥ 避難者数

〔法令に基づく報告又は通知義務〕

報告又は通知義務者	報告又は通知先	根拠法令
市町村長	知事	災害対策基本法第 60 条第 3 項
知事	公示	災害対策基本法第 60 条第 6 項
知事又はその指示を受けた職員	当該区域を管轄する警察署長	地すべり等防止法第 25 条
水防管理者 知事又はその指示を受けた職員		水防法第 29 条
警察官、海上保安官	市町村長	災害対策基本法第 61 条第 2 項
警察官	公安委員会	警察官職務執行法第 4 条第 2 項
自衛官	大臣の指定する者	自衛隊法第 94 条第 1 項

(4) 避難の方法

- 避難は、原則として徒歩によるものとし、車両による避難は、混乱に伴う危険発生のおそれがないと認められる場合その他特別の事由がある場合に限る。
- 避難は、できるだけ、事業所、学校又は自主防災組織を中心とした一定の地域、事業所単位ごとに、地域の特性や災害の状況に応じ、安全かつ適切な避難方法により行う。

(5) 避難の誘導

- 市町村本部長は、あらかじめ、災害時要援護者、特に自力で避難することが困難な者の居住状況等に配慮して、避難計画を定める。
- 実施責任者は、消防団、自主防災組織等の協力を得て、住民を安全かつ迅速に避難場所に誘導する。この場合において、災害時要援護者（高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦等）の避難を優先する。
- 次の場合において、当該避難が困難と認められるときは、消防団員等を配置して誘導する。
 - ア 幼稚園、小学校、病院、社会福祉施設等の生徒、患者、入所者等の避難
 - イ 在宅の高齢者、障がい者等の避難
- 避難への援助のため、自衛隊の災害派遣を要請する場合の手続は、第 11 節「自衛隊災害派遣要請計画」に定めるところによる。

(6) 避難者の確認等

- 市町村職員、消防団員、民生委員等は、津波が襲来するおそれがあるなど危険な場合を除き、避難場所等及び避難対象地域を巡回し、避難者の確認を行うとともに、避難が遅れた者の救出を行う。
 - ア 避難場所（避難所）
 - ① 避難した住民等の確認
 - ② 特に、自力避難が困難な高齢者、障がい者等の安否の確認
 - イ 避難対象地域
 - ① 避難が遅れた者又は要救出者の有無の確認
 - ② 避難が遅れた者等の避難誘導、救出

(7) 避難経路の確保

- 県警察は、避難経路を確保するため、必要がある場合は、避難道路及び避難場所等の周辺道路の交通規制を行う。
- 市町村本部長は、避難の障害となるおそれのある物件等を除去し、安全性を確保する。

(8) 避難支援従事者の安全確保

- 市町村本部長は、あらかじめ定めた安全確保策に従い、避難支援従事者の安全の確保を図る。

2 警戒区域の設定

(1) 警戒区域の設定

- 実施責任者は、災害が発生し、又は発生しようとしている場合で、人の生命又は身体に対する危険を防止するために特に必要があると認めるときは、次の事項を明示して、警戒区域を設定する。

ア 発令者	ウ 警戒区域設定の理由	オ その他必要な事項
イ 警戒区域設定の日時	エ 警戒区域設定の地域	

- 実施責任者は、災害応急対策に従事する者以外の者に対して警戒区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずることができる。

(2) 警戒区域設定の周知

ア 地域住民への周知

- 実施責任者は、警戒区域設定の内容を、直接の広報（防災行政無線、広報自動車等）又は広報媒体（テレビ、ラジオ）により、地域住民等への周知徹底を図るとともに、ロープ等によりこれを明示する。

イ 関係機関相互の連絡

- 実施責任者は、警戒区域を設定した場合、法に基づく報告又は通知を行うほか、その旨を相互に連絡する。

〔報告又は通知事項〕

① 警戒区域設定を行った者	③ 警戒区域設定の発令時刻
② 警戒区域設定の理由	④ 警戒区域設定の地域

〔法令に基づく報告又は通知義務〕

報告又は通知義務者	報告又は通知先	根拠法令
県知事	市町村長	災害対策基本法施行令第30条第3項
警察官、海上保安官		災害対策基本法第63条第2項
災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官		災害対策基本法第63条第3項

3 救出

(1) 救出班の編成

- 市町村本部長は、災害発生直後において、緊急に救出救助を行う必要がある場合は、当該地区の消防団、自主防災組織、地域の住民等により、救出救助体制を整え、救出活動を実施する。
- 市町村本部長は、多数の救出を要する者がいると認める場合は、その捜索、救出及び収容にあたるため、消防職員・団員を主体とする「救出班」を編成し、救出活動を実施する。
- 県本部長は、市町村本部長から要請を受けた場合又は災害の規模、状況等から当該市町村だけでは救出活動が困難であると認めた場合は、近隣市町村、自衛隊、他の都道府県等に対して応援を要請し、本部所属職員及び応援機関による「救出班」を編成し、現地に派遣する。

(2) 救出の実施

- 捜索及び救出は、救出を必要とする者又は生死不明な者がいると認められる地域を重点的に行う。
- 捜索の実施に当たっては、民生委員、地域の住民、旅行者又は滞在者等の協力を待て、居住者や同行者の把握を行う。
- 市町村本部長は、必要なジャッキ、つるはし、ファイバースコープなど救出用資機材及び工事用重機等を確保できない場合は、地方支部土木班、建設業協会等の協力を得て、調達する。
- 市町村本部長は、孤立化した地域における救助・救出、物資補給等のために、ヘリコプターの出動が必要と認めた場合は、県本部長に出動を要請する。
- 捜索のため、自衛隊の災害派遣を要請する場合の手続は、第11節「自衛隊災害派遣要請計画」に定めるところによる。

(3) 救出したときの措置

- 救出班は、負傷者等を救出した場合は、医療救護班と協力して、直ちに応急医療を行い、医療機関（救護所を含む。）に収容する。
- 救出班は、遺体を発見した場合は、第23節「行方不明者等の捜索及び遺体の処理・埋葬計画」に定めるところにより、適切に措置する。

(4) 災害救助法を適用した場合の救出

災害救助法を適用した場合における対象、費用の限度額、期間等は、第14節「災害救助法の適用計画」に定めるところによる。

4 避難所の設置、運営

(1) 避難所の設置

- 市町村本部長は、あらかじめ定める避難計画に従い、避難所を設置した場合は、食料水、毛布、医薬品、仮設トイレ、テレビ等、避難生活に必要な物資等を調達する。
- 市町村本部長は、避難所の設置に当たっては、在宅の高齢者及び障がい者、乳幼児、妊産婦等に配慮した環境の確保に努める。
- 市町村本部長は、当該市町村が設置する避難所だけでは対応できない場合においては、次の方法により、避難所の確保に努める。
 - ア 他の市町村長と協議し、当該市町村に避難所の設置及び運営を委託し、又は建物若しくは土地を借上げて避難所を設置する。
 - イ 県本部長と協議し、県有の施設又は民間アパート等を避難所とする。
 - ウ 県本部長は、イの場合に備え、県有施設又は民間アパート等の中から、避難所を選定する
 - エ 隣接市町村長及び県本部長は、受入れ体制を整備するとともに、その運営に協力する。
- また、市町村本部長は、所属職員の内から管理者を定め、当該避難所の運営に当たる。
- 市町村本部長は、避難所を開設した場合、次の事項を住民等に周知するとともに、県に報告する。
 - ア 開設日時及び場所
 - イ 開設箇所数及び各避難所の避難者数
 - ウ 開設期間の見込み
- 避難所収容の対象となる者は、次に掲げる者とする。

区分	対象者
災害により、現に被害を受けた者	ア 住家が被害を受け、居住の場所を失った者
	イ 旅館の宿泊人、一般家庭の来訪者など、現実に災害を受けた者
災害により、現に被害を受けるおそれのある者	ア 避難勧告等をした場合の避難者
	イ 避難勧告等はないが、緊急に避難することが必要である者

(2) 避難所の運営

- 市町村本部長は、あらかじめ定める避難計画に従い、避難所の円滑な運営に努める。
- 市町村本部長は、避難所の管理者等と連携を図り、安否情報及び食料、生活必需品等の配給等に関する情報を提供する。
- 市町村本部長は、避難者数、ボランティア数、物資の種類及び数量等について偏ることのない

よう、調整を行う。

- 市町村本部長は、避難所における生活が長期化すると認められる場合は、避難者の協力を得ながら、次の措置をとる。
 - ア 避難者、住民組織、支援ボランティア等の連携による、被災者の自治組織の育成
 - イ 食料、生活必需品等の物資の需要把握体制の整備
 - ウ 生活相談、こころのケア、健康相談、各種情報の提供体制の整備
 - エ ホームヘルパー等による介護の実施
 - オ 保健衛生の確保
 - カ 避難所のパトロールの実施等による安全の確保
 - キ 可能な限りのプライバシーの確保及び男女のニーズの違い等男女双方の視点等への配慮
 - ク 応急仮設住宅や公営住宅のあっせんに努めるほか、必要に応じ、民間アパート、旅館、ホテル等の活用
- 市町村本部長は、関係機関の協力を得ながら、避難者の愛玩動物の受入れについて他の避難者の同意を得よう努める。
- 市町村本部長は、学校を避難場所として使用する場合には、応急教育の支障とならないよう学校長及び避難者の自治組織等と協議を行い、必要な調整を行う。
- (3) 被災市町村以外の市町村による避難所の設置等
 - 被災市町村以外の市町村の避難所の設置及び運営については、(1) 及び (2) の定めを準用する。
- (4) 災害救助法を適用した場合の避難所設置
 - 災害救助法を適用した場合における対象、費用の限度額、期間等は、第 14 節「災害救助法の適用計画」に定めるところによる。

[市町村における避難所の指定状況 資料編 2-5-1]

5 帰宅困難者対策

- 県本部長及び市町村本部長は、災害の発生に伴い通勤・通学、出張、買い物、旅行等により、自力で帰宅することが極めて困難となった者（以下「帰宅困難者」という。）に対し、関係機関と協力して、必要な情報の提供その他の帰宅のための支援を行う。
- 市町村本部長は、帰宅困難者のうち、救援が必要になった者又は避難所への収容が必要となった者に対し、物資の提供及び避難所への収容を行う。

6 避難所以外の在宅避難者に対する支援

(1) 在宅避難者の把握

- 市町村本部長は、自宅その他の避難所以外場所にいる者であって、ライフラインや物流の途絶により物資及び食料の調達並びに炊事が困難となる等、被災により日常生活を営むことが困難な者（以下「在宅避難者」という。）の人数、必要とする支援等を早期に把握する。

(2) 在宅避難者に対する支援

- 市町村本部長は、市町村役場（支所、出張所等）における配布や在宅避難者がいる集落又は避難所の巡回により物資の支給を行う。
- 市町村本部長は、在宅避難者に対し、物資や食料の配布の広報の実施等必要な情報や支援・サ

サービスを容易かつ確実に受け取ることのできる体制の整備を図る。

7 居住地以外の市町村への避難者に対する情報等の提供体制

- 居住地以外の市町村に避難する被災者に対しては、県本部長及び被災者を受け入れた市町村が、必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け取ることのできる体制の整備を図る。

第16節 医療・保健計画

第1 基本方針

- 1 救急・救助の初動体制を確立し、県内の災害派遣医療チーム（以下、本節中「岩手DMAT」という。）、関係医療機関及び防災関係機関との密接な連携の下に、迅速かつ適切な医療活動を行う。
- 2 水道、電気、ガス等ライフラインの機能停止、医療施設自体の被災による機能低下等に対応するため、災害時における地域医療の拠点となる災害拠点病院を整備することにより、後方医療体制の確保を図る。
- 3 効果的な医療活動を行うため、迅速・正確な情報の伝達及び傷病者の搬送体制の確立を図る。
- 4 被災者の心身両面にわたる健康を維持するため、保健指導及びこころのケアを実施する。
- 5 動物愛護の観点から、被災した愛玩動物の救護対策を、関係機関・団体との連携の下に、迅速かつ適切に講じる。

第2 実施機関（責任者）

実施機関	担当業務
市町村本部長	1 災害救助法が適用されないとき又は災害救助法が適用されるまでの間の医療、助産及び保健 2 救護所の設置 3 市町村営医療機関に係る医療救護班の編成、派遣 4 他の医療機関に対する応援要請
県本部長	1 災害救助法を適用して行う医療、助産及び保健 2 後方医療体制の確保 3 県立病院に係る岩手DMATの編成、派遣 4 被災地における医療活動（岩手DMATによるものを含む。以下同じ）の統括調整及び支援 5 県立病院に係る医療救護班の編成、派遣 6 他の医療機関に対する応援要請
独立行政法人国立病院機構本部北海道東北ブロック事務所	独立行政法人国立病院機構各病院に係る災害医療班の編成、連絡調整並びに派遣の支援
陸上自衛隊岩手駐屯部隊	災害派遣要請に基づく医療救護班の編成及び派遣
日本赤十字社岩手県支部	盛岡赤十字病院に係る医療救護班の編成及び派遣
学校法人岩手医科大学	岩手医科大学附属病院に係る岩手DMATの編成、派遣
岩手県済生会	済生会病院に係る医療救護班の編成及び派遣
(社)岩手県医師会	医師会会員病院・診療所に係る医療救護班の編成及び派遣
全国健康保険協会岩手支部	各種保険金の給付・被災医療機関の診療報酬の特別措置の実施

〔県本部の担当〕

部	課等	地方支部班	担当業務
総務部	人事課	総務班	市町村に対する職員の派遣、派遣のあっせん及び応援
	総合防災室		1 協定に基づく他の都道府県に対する応援要請 2 自衛隊の災害派遣要請
環境生活部	県民くらしの安全課	保健環境班	被災した愛玩動物の救護対策
保健福祉部	医療推進課	保健環境班	1 岩手DMATの派遣要請 2 国立病院医療救護班、県済生会医療救護班及び県医師会医療救護班の派遣要請 3 他の都道府県に対する災害派遣医療チーム及び医療救護班の派遣要請 4 医療活動の統括調整（統括DMATとの連携及び防災関係機関との調整を含む。）
	健康国保課		1 保健指導の実施 2 医薬品及び医療資機材の調達及びあっせん（他の都道府県に対するものを含む。）
	地域福祉課	福祉班	1 災害救助法に基づく医療及び助産の実施 2 日本赤十字社医療救護班の派遣要請
	障がい保健福祉課	保健環境班	こころのケアの実施
医療部	管理課	県立病院班	1 県立病院に係る岩手DMAT及び医療救護班の派遣 2 県立病院の機能確保

第3 初動医療体制

1 岩手DMATの派遣等

- 岩手DMATは、岩手DMAT運営要綱の規定に基づく県本部長の要請に応じて、あらかじめ指定された医療機関（以下、「指定病院」という。）の長が派遣する。
- 指定病院並びに編成及び登録された岩手DMATは、次のとおりである。

区分	指定病院	DMAT数	編成基準
県	県立中央病院	2チーム	医師 1名以上
	県立中部病院	1チーム	看護師 1名以上
	県立胆沢病院	2チーム	業務調整員 1名
	県立磐井病院	1チーム	計 5名
	県立大船渡病院	1チーム	

	県立釜石病院	1チーム
	県立宮古病院	1チーム
	県立久慈病院	2チーム
	県立二戸病院	2チーム
学校法人岩手医科大学	岩手医科大学附属病院	3チーム

[指定病院連絡先一覧 資料編 3-16-1]

- 岩手DMATは、県本部長が指定する場所（以下、本節中「災害拠点病院」という。）に参集し、当該参集拠点病院に設置される岩手DMAT活動現地本部（以下、本節中「現地本部」という。）の統括責任者である統括DMATの指揮に従い、活動する。
- 県本部長は、総合調整所において統括DMAT及び防災関係機関と連携並びに連絡調整を図り、現地本部に対し必要な指示を行う。

2 医療救護班の編成

- 市町村本部長は、災害時における医療救護活動を迅速かつ適切に行うため、各医療機関と密接な連携を図る。

[医療施設一覧表（病院） 資料編 3-16-2]

[就業届出助産師数調（保健所別） 資料編 3-16-3]

- 県本部長は、これを応援、補完する立場から、県立病院班による「医療救護班」を編成し、被災地に派遣する。
- 災害時における医療、助産の救助を実施するため、各医療機関は、次の区分により、あらかじめ、「医療救護班」を編成する。

[医療救護班編成表 資料編 3-16-4]

医療機関名	班名	医療救護班数	編成基準
市町村	市町村班	8班	医師 1~3名 看護師 3名 事務職員兼運転手 1名
県	県立病院班	22班	
日本赤十字社岩手県支部	日本赤十字社班	2班	
岩手県済生会	済生会班	2班	
国立医療機関	国立病院班	4班	
(社)岩手県医師会	県医師会班	88班	

- 応急医療及び救護のため、国及び他の都道府県等並びに自衛隊の災害派遣を要請する場合の手続は、それぞれ、第10節「県、市町村等応援協力計画」及び第11節「自衛隊災害派遣要請計画」に定めるところによる。

3 現場医療救護所及び救護所の設置

- 市町村本部長は、被害の状況及び規模に応じて、災害現場に現場医療救護所を設置するほか、次の場所に救護所を設置する。

ア 緊急避難場所	イ 避難所	ウ 医療施設
----------	-------	--------

4 岩手DMAT及び医療救護班の活動

(1) 岩手DMATの活動

- 岩手DMATは、主に現場医療救護所及び診療機能の確保が困難な災害拠点病院等のほか、傷病者の搬送等の際における応急的な医療活動を実施する。
- 岩手DMATは、おおむね次の業務を行う。
 - ア 傷病者の治療優先度の評価（トリアージ）
 - イ 傷病者の救命処置
 - ウ 後方医療施設への傷病者の搬送の統括及び実施
 - エ 広域搬送医療拠点に設置する臨時医療施設（以下、本節中「ステージングケアユニット（SCU）」という。）の運営
 - オ 広域医療搬送の際に必要な観察及び処置
 - カ 被災した病院の医療支援
- 災害現場における医療活動の実施に当たっては、救出班、捜索班、現地災害対策本部及び防災関係機関と密接な連携を図りながら、当該関係機関等による安全管理の下で活動する。
- 後方医療施設への傷病者の搬送に当たっては、関係機関と連携を図る。
- 岩手DMATは、派遣された医療救護班と協働しながら活動するものとする。

(2) 医療救護班の活動

- 医療救護班は、救護所において医療救護活動を実施するとともに、必要に応じ、被災地域、避難所等を巡回して医療救護活動を行う。
- 医療救護班は、おおむね次の業務を行う。
 - ア 傷病者に対する応急措置
 - イ 後方医療施設への傷病者の搬送の要否及び順位の決定
 - ウ 救護所及び避難所における巡回医療の支援
 - エ 被災地の病院の医療支援
 - オ 助産救護
 - カ 死亡の確認
 - キ 遺体の検案及びその後の処置
- 医療救護の実施に当たっては、岩手DMAT及び保健活動班と連携を図る。
- 地方支部保健環境班長は、市町村本部長、関係郡市医師会ほか関係団体と密接な連携を図りながら、被災地における医療活動の状況把握に努めるとともに、派遣された医療救護班、医療ボランティア団体等の医療活動について調整を行う。

[災害時の医療救護に関する協定書 資料編 3-16-5]

[災害時の医療救護活動に関する協定 資料編 3-16-6]

5 医薬品及び医療資機材の調達

- 市町村本部長及び県本部長は、地域内の医療施設が被災した場合に備え、岩手DMAT及び医療救護班が使用する医薬品、衛生材料及び医療資機材（以下、本節中「医薬品等」という。）について、相互に供給を行う体制を整備する。
- 医薬品等は、岩手DMATが携行し、又は従事する医療機関の手持品をもって繰替使用する。ただし、手持品がなく、又は不足したときは、それぞれの実施責任者が調達する。
- 市町村本部長は、必要な医薬品等を調達できない場合は、地方支部保健環境班長を通じて、県

本部長に調達又はあっせんを要請するものとし、災害の規模により大量の医薬品等を早急に必要とするときは、直接、県本部長に対し、調達又はあっせんを要請する。

- 県本部長は、要請を受けた場合は、岩手県医薬品卸業協会、岩手県医療機器販売業協会及び一般社団法人日本産業・医療ガス協会東北地域本部医療ガス部門岩手県支部の協力を得て、調達又はあっせんを行う。
- 県本部長は、必要に応じて支援薬剤師の派遣やその他の協力について社団法人岩手県薬剤師会と調整を行う。

〔医薬品等調達関係団体連絡先一覧表 資料編 3-16-7〕

〔災害時における医薬品等の確保に関する協定 資料編 3-16-8〕

〔災害時における医療資機材の確保に関する協定 資料編 3-16-9〕

〔災害時における医療用ガス等の確保に関する協定 資料編 3-16-10〕

- 県本部長は、前記によっても必要な医薬品等を調達できない場合は、第 10 節「県、市町村等応援協力計画」に定める手続により、国、都道府県等に対して医薬品等の調達及びあっせんを要請する。

6 広域災害・救急医療情報システムの整備

- 県本部長は、災害時に医療施設の診療状況等を迅速に把握するため、コンピュータ等を利用した情報収集及び連絡体制の整備に努める。
- 関係機関は、県広域災害・救急医療情報システムにより、次の内容の情報の収集及び提供を行う。
 - ア 発災直後情報（傷病者の受入可否）
 - イ 医療機関の機能の状況（手術受入情報、透析患者受入情報）
 - ウ ライフラインの状況（電気、水道、医療ガス）
 - エ 受入患者の状況（重傷患者数、中等症患者数）
 - オ 患者転送情報（重症患者数、広域搬送可能患者数、中等症患者数）
- 関係機関は、国の広域災害・救急医療情報システム（EMIS）により、各都道府県における前記の情報の収集及び提供のほか、DMATの派遣等に関する情報の収集及び提供を行う。

第4 後方医療体制

1 後方医療体制の確保

(1) 災害拠点病院の指定

- 県本部長は、災害による水道、電気、ガス等のライフラインの機能停止、医療施設の被災による機能低下等に対応するため、後方医療機関の中核として、災害時における地域医療の拠点となる災害拠点病院をあらかじめ指定する。
- 県本部長は、災害拠点病院に必要な施設、設備等の整備に努める。
 - ア 機能
 - ① 救命医療を行うための高度診療機能
 - ② 被災地からの重症傷病者の受入れ機能
 - ③ 傷病者の広域後方搬送への対応機能

- ④ 岩手DMAT及び医療救護班の派遣機能
- ⑤ 地域医療機関への応急用資機材の貸出し機能
- ⑥ 災害医療の研修機能（基幹災害拠点病院のみ）

イ 必要な施設・設備等の整備基準

- 災害拠点病院としての機能を確保するため、次の施設、設備について、計画的に整備を図る。

	施設	設備
医療	<ul style="list-style-type: none"> ・病棟（病室、ICU等）、診療棟（検査、レントゲン、手術等） ・多発患者に対応可能なスペース ・診療に必要な施設が耐震構造 ・簡易ベッド等の備蓄スペース ・電気等のライフラインの維持機能 ・災害医療のための研修室（基幹災害拠点病院のみ） 	<ul style="list-style-type: none"> ・広域災害・救急医療情報システムの端末 ・多発外傷、挫滅症候群等災害時の救命医療に必要な診療設備 ・患者多数発生時用の簡易ベッド ・被災地における自己完結型の医療救護に対応できる携行式の応急用医療資機材、医薬品、テント、発電機等
搬送	<ul style="list-style-type: none"> ・ヘリポート（敷地内。困難な場合は近接地に確保。） 	<ul style="list-style-type: none"> ・岩手DMAT及び医療救護班の派遣に必要な緊急車両

基幹災害拠点病院及び地域災害拠点病院の指定状況

区分	病院名	
基幹災害拠点病院	盛岡赤十字病院、岩手医科大学附属病院※	
地域災害拠点病院	盛岡保健医療圏	県立中央病院
	岩手中部保健医療圏	県立中部病院
	胆江保健医療圏	県立胆沢病院
	両磐保健医療圏	県立磐井病院
	気仙保健医療圏	県立大船渡病院
	釜石保健医療圏	県立釜石病院
	宮古保健医療圏	県立宮古病院
	久慈保健医療圏	県立久慈病院
	二戸保健医療圏	県立二戸病院

注）※は、主として研修機能を担うものとする。

(2) 医療機関の防災能力の向上

- 医療機関は、災害時においても、医療施設の機能を維持し、空床の利用や収容能力の臨時拡大等により、傷病者の収容を行うよう努める。
- 医療機関は、水道、電気、ガス等のライフラインの機能が停止した場合の対策並びに医療スタッフ及び医薬品等の確保対策について、相互に支援を行う体制を整備するなど、防災能力の強化を図る。
- 医療機関は、災害時における情報の収集・発信方法、救急患者の受入方法、医療救護班の派遣方法等に関するマニュアルの作成に努める。

2 後方医療活動

(1) 災害拠点病院の活動

- 災害拠点病院は、おおむね、次の業務を行う。

	被災地内の場合	被災地外の場合
災害拠点病院	① 災害発生時における 24 時間緊急対応及び重篤な傷病者への救命医療の提供 ② 全県の拠点としての傷病者の受入れ（基幹災害拠点病院） ③ 当該保健医療圏の拠点としての傷病者の受入れ（地域災害拠点病院） ④ 傷病者の広域搬送 ⑤ 傷病者に対するトリアージ及び治療 ⑥ 状況に応じ、岩手DMAT及び医療救護班の派遣	① 災害発生時における 24 時間緊急対応及び広域搬送された重篤な傷病者への救命医療の提供 ② 全県の拠点としての広域搬送された傷病者の受入れ（基幹災害拠点病院） ③ 他の地域災害拠点病院と連携による広域搬送された傷病者の受入れ（地域災害拠点病院） ④ 広域搬送された傷病者に対するトリアージ及び治療 ⑤ 被災地への岩手DMAT及び医療救護班の派遣

- 被災地内の災害拠点病院は、参集拠点病院に指定された場合には、現地本部の設置及び岩手DMATの受入れに協力するものとする。
- 参集拠点病院に指定された災害拠点病院は、現地本部と連携しながら、被災地の医療活動を統括調整する。
- 災害拠点病院が被災地内にある場合など傷病者の受入れが困難な場合には、他の地域災害拠点病院へ広域搬送を行うなど状況に応じた対応ができるよう、災害拠点病院間で連携を図るものとする。

(2) 災害拠点病院以外の医療機関の活動

- 被災地内の医療機関は、患者及び職員の安全を確保し、二次災害の防止を図る。
- 被災地内の医療機関は、傷病者に対しトリアージを実施し、傷病の程度に応じた応急処置を行うとともに、必要に応じて後方医療機関への搬送手続の実施、又は自ら収容等の対応を図る。
- 被災地内の医療機関は、当該保健医療圏の地域災害拠点病院と連携しながら、可能な限り傷病者の受入れ、手術・処置等の治療及び入院措置等に努める。
- 被災し診療不能となった医療機関については、地区医師会等を通じ、救護所において医療救護班として医療活動を実施するよう努める。
- 被災地外の医療機関は、当該二次保健医療圏の地域災害拠点病院と連携しながら、被災地から搬送された傷病者の受入れ、治療に努める。
- 被災地外の医療機関は、地区医師会等を通じ、協定に基づく医療救護班を被災地に派遣する。

第5 傷病者の搬送体制

1 傷病者の搬送の手続

- 被災地内の災害拠点病院、岩手DMAT及び救護所の責任者は、医療又は助産を行った後、後方医療機関に搬送する必要があるか否かを判断する。
- 岩手DMAT及び医療救護班は、傷病者の搬送を行う場合には、市町村本部長、県本部長その他の防災関係機関と密接な連携を図る。
- 傷病者の搬送は、原則として岩手DMAT又は医療救護班が保有する自動車により搬送するものとし、これが不可能な場合においては、市町村本部長、県本部長又はその他の関係機関に対して、搬送車両の手配・配車を要請する。
- 傷病者搬送の要請を受けた市町村本部長、県本部長又はその他の関係機関は、あらかじめ定められた搬送先病院の順位に基づき、収容先医療機関の受入体制を確認の上、搬送する。
- 県本部長は、必要に応じてヘリコプターを手配し、傷病者の搬送を行うとともに、必要に応じて被災地への岩手DMAT、医療救護班及び医療資器材等の搬送を行うよう調整を行う。

2 傷病者の搬送体制の整備

- 市町村本部長は、あらかじめ、医療機関の規模、位置、診療科目等から搬送先病院の順位を定める。
- 市町村本部長は、あらかじめ、ヘリコプター離発着箇所や離発着スペース等を考慮し、ヘリコプターによる搬送が可能な医療機関との連絡体制を整備する。
- 県本部長は、花巻空港をステージングケアユニット（SCU）を設置する広域医療搬送拠点に定め、県内外の後方医療機関への航空機による広域搬送に対応する。
- 市町村本部長及び県本部長は、傷病者を迅速かつ的確に後方医療機関に搬送するため、県広域災害・救急医療情報システムを活用し、収容先医療機関の被災状況、空病床数など、傷病者の搬送先を決定するために必要な情報の把握に努める。
 ※ ステージングケアユニット（SCU）とは、広域医療搬送拠点に置かれ、患者の症状の安定化を図り、搬送時のトリアージを実施するための臨時の医療施設をいう。

第6 個別疾患体制

1 人工透析

(1) 情報収集及び連絡

- 県本部長は、地方支部保健環境班を中心に、市町村、透析施設等から収集した透析患者の受療状況及び透析施設の稼働状況に係る情報に基づき、災害時の通信手段、報道機関等を通じて、透析患者や透析施設等に、代替透析施設情報等を提供する。
- 透析施設の管理者は、施設内の医療体制を整備し、被災状況等を地方支部保健環境班に報告するとともに、代替透析施設情報等を透析患者等へ連絡する。

(2) 透析に必要な水及び医薬品等の確保

- 県本部長は、災害による水道、電気等のライフラインが機能停止した場合は、市町村本部長と連携し、透析に必要な水及び医薬品等を確保する。

(3) 後方支援としての代替透析施設の確保

- 県本部長は、災害により透析施設が被災した場合は、県内及び隣接県の代替透析施設の確保を

図る。

2 難病等

(1) 情報収集及び連絡

- 県本部長は、難病患者等への医療を確保するため、地方支部保健環境班を通じ、被災地域及び近隣における難病患者等の受療状況、主要な医療機関の稼働状況等を把握し、災害時の通信手段、報道機関等を通じて、難病患者等に情報を提供する。

(2) 医薬品等の確保

- 県本部長は、市町村本部長又は地方支部保健環境班長から、難病患者等に使用する医薬品等の調達又はあっせんの要請を受けた場合は、第3の4「医薬品及び医療資機材の調達」に定めるところにより、調達又はあっせんを行う。

第7 健康管理活動の実施

- 市町村本部長及び県本部長は、被災者の災害による精神的、身体的なダメージを緩和し、健康維持を図るため、次の区分により、「健康管理活動班」を編成し、健康管理活動を行う。

〔健康管理活動班編成表 資料編 3-16-11〕

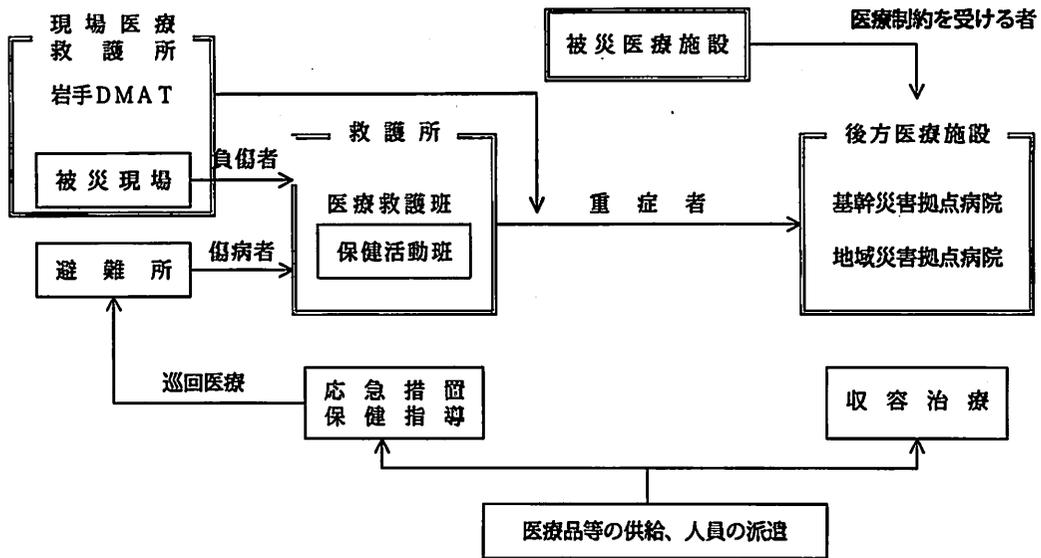
医療機関名	班名	健康管理活動班数	編成基準	
市町村	市町村班	8班	保健師	1名以上
岩手県	保健環境班	22班	栄養士	1名

- 健康管理活動班は、医療救護班と合同で保健活動を行うものとし、原則として、救護所の同一の場所に保健相談室を設置して行う。また、必要に応じて被災地の避難所及び応急仮設住宅等を巡回等して健康管理活動を行う。
- 健康管理活動班は、おおむね、次の業務を行う。
 - ア 被災者に対する健康相談、健康調査、保健指導、栄養・食生活支援活動、こころのケア
 - イ 避難所に収容されている被災者に対する健康教育
 - ウ 被災者に対する保健サービスについての連絡調整

第8 災害救助法を適用した場合の医療、助産

- 災害救助法を適用した場合における対象、費用の限度、期間等は、第14節「災害救助法の適用計画」に定めるところによる。

災害時における医療・保健活動の流れ（イメージ）

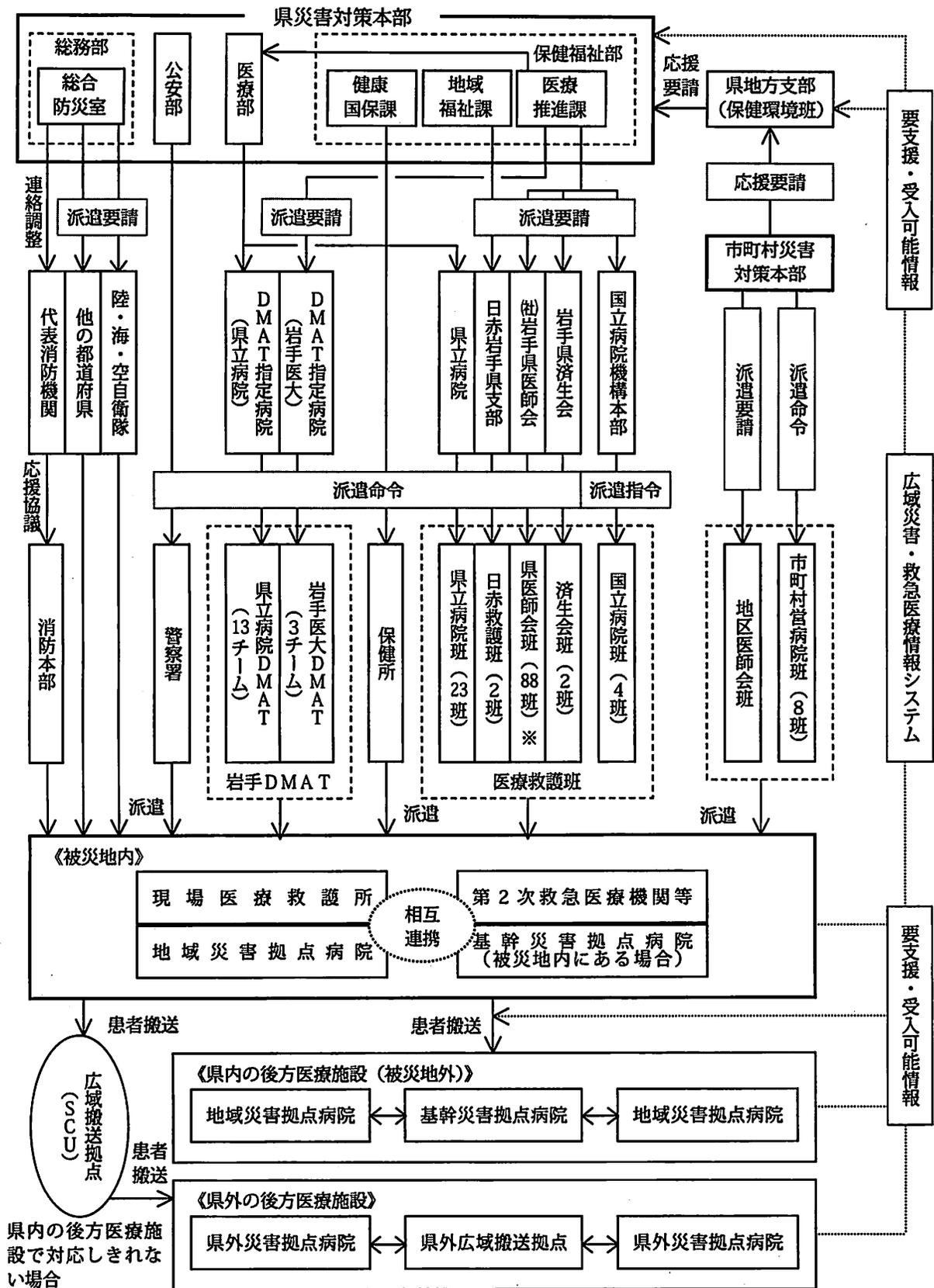


注) 医療制約を受ける者とは、医療機関の被害により医療を受ける機会を失った者をいう。

第9 愛玩動物の救護対策

- 県本部長は、被災した愛玩動物の保護や適正な飼養に関し、次の救護対策を講じる。また、市町村等関係機関や獣医師会等関係団体に対して支援要請を行うとともに、連絡調整に努める。
 - ア 所有者不明の動物及び放浪している動物について、市町村及び関係団体等の協力のもと、保護収容するとともに、所有者の発見に努める。
 - イ 負傷動物を発見したときは、保護収容し、獣医師会と連携し、治療その他必要な措置を講じる。
 - ウ 飼い主とともに避難した動物の飼養について、市町村と連携し、適正な飼養の指導を行うとともに、環境衛生の維持に努める。
 - エ 危険動物が施設から逸走した場合は、飼養者、警察官その他関係機関と連携し、人への危害を防止するために必要な措置を講じる。

医療・保健活動の情報連絡系統図



※ 地区医師会班と重複

第17節 食料、生活必需品等供給計画

第1 基本方針

- 1 災害時において、被災者等に対する食料、被服、寝具等の生活必需品及び避難生活に必要な物資（以下、本節中「物資」という。）を迅速かつ円滑に供給できるよう、関係業者・団体等の協力が得られる体制の整備等により、物資の調達を図る。
- 2 災害時における物資の需要と供給のバランスを確保するため、情報及び調達・配分窓口の一元化を図る。

第2 実施機関（責任者）

実施機関	担当業務
市町村本部長	被災者に対する物資の調達及び支給並びに炊出しの実施
県本部長	市町村に対する物資の調達及びあっせん
東北経済産業局	物資の確保
東北農政局（盛岡地域センター、奥州地域センター）	応急用食料の調達・供給に関する情報収集・連絡
陸上自衛隊岩手駐屯部隊	1 物資の無償貸付又は譲渡 2 災害派遣要請に基づく炊出し
日本赤十字社岩手県支部	災害救助法の適用時における物資の調達及び支給に関する協力

〔県本部の担当〕

部	課等	地方支部班	担当業務
総務部	総合防災室	—	1 他の都道府県に対する物資の調達及びあっせん要請 2 自衛隊に対する保有物資の無償貸付又は譲渡要請 3 プロパンガスの調達及びあっせん
環境生活部	県民くらしの安全課	総務班	物資の需給に係る連絡調整
		保健環境班	1 食品衛生の確保 2 仕出し業者等のあっせん
保健福祉部	地域福祉課	福祉班	災害救助法による物資供給事務の総括 障がい者に係る日常生活用具、補装具等の調達及びあっせん
	障がい保健福祉課		
商工労働観光部	経営支援課	総務班	被服、寝具等の調達及びあっせん

農林水産部	流通課	農林班	農畜産物及び加工品の調達及びあっせん
	水産振興課	水産班	水産物の調達及びあっせん

第3 実施要領

1 物資の支給対象者

- 物資の支給は、原則として、次に掲げる者に対して行う。
 - ア 避難所に収容され、又は避難場所に避難した者で、物資の持ち合わせのない者
 - イ 住家が、全壊（焼）、流失、半壊（焼）又は床上浸水の被害を受けた者
 - ウ 被服、寝具、炊事道具その他生活上必要な最低限度の家財等を、災害により喪失した者
 - エ 物資がないため、日常生活を営むことが困難な者
 - オ 災害応急対策活動に従事している者で、物資の支給を必要とするもの

2 物資の種類

- 物資の種類及び数量は、支給基準数量等を参考に、被災状況及び食料調達の状況に応じて、支給する。

〔支給物資の種類、支給基準数量等 資料編 3-17-1〕

- 発災直後は、おにぎり、パン等すぐに食べられる食料を支給する。
- 避難が長期化する場合にあっては、避難所で自炊するための食材・調味料、燃料、調理器具等を支給する。
- 食料の支給にあたっては、乳幼児、高齢者、食物アレルギーを有する者等に配慮する。
- 高齢者、障がい者、乳幼児、女性等については、介護用品、育児用品、女性用品等の態様に応じた物資の調達に十分配慮する。

3 物資の確保

- 市町村本部長は、被災者に対する物資の支給が必要と認めた場合は、各避難所の責任者等からの聞き取り等により、支給物資の品目、数量を随時把握する。
- 市町村本部長は、備蓄物資の供出、関係業者からの購入等により、必要とする物資を確保する。
- 市町村本部長は、必要な物資を調達できない場合は、地方支部総務班長を通じて、県本部長に対し物資の調達又はあっせんを要請する。
- 地方支部総務班長は、隣接する他の市町村長に連絡し、物資を確保する。物資を確保できない場合は、県本部長に対し、要請事項を報告する。
- 県本部長は、大規模な災害により市町村が被災し、市町村において物資の調達ができないと推測される場合又は県が市町村との連絡を取ることができない場合には、市町村本部長からの要請を待たず、物資の供給を行う。
- 県本部長は、次により物資を確保する。
 - ア 環境生活部県民くらしの安全課総括課長は、市町村からの要請内容に基づき、「物資の調達計画」を作成し、県本部の関係課と協議する。
 - イ 県本部の関係課は、国、関係業者・団体等と調整を行い、物資を確保するが、必要量を確保

5 物資の支給等

(1) 物資の支給等

- 原則として、物資は支給することとし、市町村本部長が指定したものに限り、貸与する。
- 物資の支給は、受給者の便益及び物資の適正な配分に留意し、市町村役場（支所、出張所等）、物資集積・輸送拠点等における配布や在宅避難者がいる集落又は避難所の巡回により実施する。

(2) 食料の供給における留意事項

- 市町村本部長は、あらかじめ、炊出し方法を定める。
- 炊出しによる供給は、既設の給食施設又は仮設の供給施設を使用し、直営又は委託して行う。
- 炊出しのため、自衛隊の災害派遣を要請する場合の手続は、第 11 節「自衛隊災害派遣要請計画」に定めるところによる。
- 防災関係機関の長は、所管の応急対策業務従事者に食料の供給ができないときは、市町村本部長に対し、食料の供給について応援を求める。

6 住民等への協力要請

- 市町村本部長は、必要と認めるときは、被災住民・自主防災組織等の団体及びボランティア組織に対して、物資の荷下ろし、仕分け、支給等について協力を求める。

7 物資の需給調整

- 市町村本部長は、必要な物資の品目、数量を地域別、避難所別に迅速に把握できるよう、あらかじめ、支給すべき物資及びその基準数量を定めるとともに、物資の需要に関する情報収集や輸送拠点、避難所等にある物資の在庫量の把握に努める。
- 県本部長は、市町村本部長からの報告に基づき、被災市町村における物資の需要量を、支給する品目ごとに算定するとともに、各関係業者・団体及び他の都道府県からの物資の供給量を取りまとめの上、需給バランスの均衡を図り、必要とされる物資が間断なく支給されるよう努める。
- 県本部長は、輸送拠点にある物資の在庫量を常時把握するよう努める。

8 災害救助法を適用した場合の物資の供与又は貸与

- 災害救助法を適用した場合における対象、費用の限度額、期間等は、第 14 節「災害救助法の適用計画」に定めるところによる。

第18節 削除

第19節 給水計画

第1 基本方針

災害時において、被災者に対する給水を迅速かつ円滑に実施できるよう、水道施設の復旧及び応急給水施設の確保を図るとともに、関係業者・団体等の協力が得られる体制を整備する。

第2 実施機関（責任者）

実施機関	担当業務
市町村本部長	1 飲料水の供給 2 県本部長の指示に基づく生活の用に供される水の供給
県本部長	市町村本部長が行う給水に対する協力、指示
陸上自衛隊岩手駐屯部隊	災害派遣要請に基づく給水

〔県本部の担当〕

部	課	地方支部班	担当業務
総務部	総合防災室	—	1 他の都道府県等に対する応急給水用資機材の調達及びあっせん並びに要員派遣要請 2 自衛隊の災害派遣要請
環境生活部	県民くらしの安全課	保健環境班	1 飲料水の需給に係る連絡調整 2 給水に関する日本水道協会岩手県支部との連絡調整
保健福祉部	医療推進課	保健環境班	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による給水
	地域福祉課	福祉班	災害救助法による給水事務の総括

第3 実施要領

1 給水

(1) 水源の確保

- 市町村本部長は、災害時において、応急給水が円滑に実施できるよう、水道施設の復旧に努めるとともに、自然水、プール、防火水槽、工業用水等を利用した水源の確保に努める。

(2) 給水班の編成

- 市町村本部長は、職員を主体として、給水班を編成し、次の業務を行う。

ア 給水業務	イ 飲料水の水質検査	ウ 汚染水の使用禁止・停止・制限
--------	------------	------------------

(3) 応援の要請

- 市町村本部長は、自らの活動のみによっては、被災者に対する飲料水の確保若しくは給水ができないと認めた場合又は被災地域やその隣接地域に感染症が発生し、若しくはその疑いのある者が出た場合は、次の事項を明示し、地方支部保健環境班長を通じて、県本部長に応援を要請する。

ア 給水対象地域	ウ 職種別応援要員数	オ その他参考事項
イ 給水対象人数	エ 給水期間	

- 県本部長は、要請を受けた場合は、日本水道協会岩手県支部と相互に連絡を取り、被災地以外の市町村に対して応援を要請する。
- 給水のため、自衛隊の災害派遣を要請する場合の手続は、第11節「自衛隊災害派遣要請計画」に定めるところによる。
- 県本部長は、前記によっても飲料水を確保できないとき又は早期の復旧が必要と認めるときは、第10節「県、市町村等応援協力計画」に定めるところにより、国、都道府県等に対し、要員の派遣を要請するとともに、日本水道協会岩手県支部と相互に連絡を取り、日本水道協会の応援体制を把握する。
- 県本部長は、円滑に応急給水を行うことができるよう、自衛隊等防災関係機関と必要な情報交換を行いながら、相互に連携を図る。

2 応急給水用資機材の調達

(1) 調達方法

- 市町村本部長は、あらかじめ、地域内の水道関係業者、団体と応援協定を締結するなど、災害時における応急給水用資機材の確保を図る。
- 市町村本部長は、業者等から調達した器具、機材を受領するときは、品名、数量等を確認の上受領し、保管する。

(2) 応援の要請

- 市町村本部長は、応急給水用資機材を調達することが困難又は不十分であると認める場合は、次の事項を明示し、地方支部保健環境班長又は福祉班長を通じて、県本部長に応援を要請する。

ア 応急給水用資機材の種別、数量	ウ 運搬先
イ 使用期限	エ その他参考事項

- 県本部長は、要請を受けた場合において、県本部の保有分だけでは応急給水用資機材を確保できないときは、被災地以外の他の市町村に対し応援を要請する。
- 県本部長は、前記によっても応急給水用資機材を確保できない場合は、第10節「県、市町村等応援協力計画」に定めるところにより、国、都道府県等に対し、応急給水用資機材の調達又はあつせんを要請する。

3 給水の方法

(1) 水の消毒及び給水器具の衛生的処理

- 水道水（被災水道施設を除く。）以外の水を供給する場合は、浄水基地を設けてろ過し、かつ、塩素剤により遊離残留塩素濃度が0.2mg/リットル以上になるよう消毒する。
- 水を搬送して給水するときは、運搬途中において消毒残留効果を測定し、給水時における遊離残留塩素濃度を0.2mg/リットル以上に確保する。
- 給水用器具は、すべて衛生的処理を完全に行い使用する。

(2) 給水車等が運行可能な地域の給水

- 給水車（給水車に代用できる撒水車、消防車等を含む。）、ドラム缶、ポリエチレン容器等の搬送器具に取水して、適当な場所に給水基地を設けて給水する。

(3) 給水車等の運行不可能な地域における給水

- 浄水基地を設置し、当該浄水基地から直接給水を受けることができる者に対しては、バケツ、ポリエチレン容器等の容器に給水する。
- 浄水基地から直接給水を受けることのできない者に対しては、浄水した飲料水をポリエチレン容器等に収納し、船艇又は軽車両等で搬送し、適当な場所に給水基地を設けて給水する。

(4) 医療施設等への優先的給水

- 医療施設、社会福祉施設、避難所等に対しては、優先的に給水を行う。
- 浄水基地及び給水基地の設置は、応急的な水源、被災しない水道施設の位置に配慮しながら、医療施設等への優先的給水が容易に行える場所とする。

4 水道施設被害汚染対策

(1) 水道事業者又は水道用水供給事業者の措置

- 水道事業者等は、災害による給水施設の破損、汚染に備えるため、災害が発生し、又は発生するおそれのあるときは、次の措置を講じる。
 - ア 必要な技術要員を待機させ、必要な資材の整備を図る。
 - イ 緊急修理用資材及び消毒剤を確保し、出動体制を整える。
 - ウ 施設を巡回して事故発生の有無を確認する。
- 水道事業者等は、水道施設が被災し、又は水道水が汚染する等の被害を受けた場合は、次の措置を講じる。
 - ア 施設の損壊、漏水等に係る応急復旧を行う。
 - イ 水道水が汚染し、飲料水又は生活の用に供される水として使用することが、被災者の健康維持上有害と認めるときは、直ちにその使用禁止の措置をとる。
ただし、生活の用に供される水については、その使用範囲を制限することにより目的を達することができる認めるときは、使用範囲の制限を行う。
 - ウ 飲料水の供給ができなくなったときは、応急措置を講じるとともに、市町村本部長に被害の状況及び応急対策の報告を行う。

(2) 市町村本部長の措置

- 市町村本部長は、水道事業者及び水道用水供給事業者の応急措置だけでは、飲料水の供給ができないと認めた場合は、次の事項を明示し、地方支部保健環境班長を通じて、県本部長に応援を要請する。

ア 水道被害の状況（施設の破損、水道水の汚染状況）	ウ 給水対象世帯・人員	カ その他参考事項
イ 給水対象地域	エ 人員、資材、種類、数量	
	オ 応援を要する期間	

5 災害救助法等を適用した場合の飲料水の供給

- 災害救助法等を適用した場合における対象、費用の限度額、期間等は、第 14 節「災害救助法の適用計画」に定めるところによる。

第20節 応急仮設住宅の建設等及び応急修理計画

第1 基本方針

- 1 災害により住家が滅失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者の生活の場を確保するため、応急仮設住宅を供与する。
- 2 災害により住家が被災し、自らの資力では応急修理を行うことができない者の日常生活に欠くことのできない住宅部分について、最小限度必要な応急修理を行う。
- 3 災害により住宅が滅失し、住宅に困窮した者に対して公営住宅等のあっせんを行う。

第2 実施機関（責任者）

実施機関	担当業務
市町村本部長	被災住宅の応急修理及び公営住宅の入居あっせん
県本部長	応急仮設住宅の供与、公営住宅の入居あっせん及び活用可能な民間住宅の情報提供

〔県本部の担当〕

部	課	地方支部班	担当業務
総務部	総合防災室	—	1 他の都道府県等に対する応急仮設住宅建設に係る技術職員の派遣要請 2 他の都道府県等に対する被災者の一時収容のための施設の提供及びあっせん要請
保健福祉部	地域福祉課	福祉班	災害救助法による応急仮設住宅の供与及び被災住宅の応急修理に係る事務総括
農林水産部	林業振興課	農林班	応急仮設住宅の供与及び被災住宅の応急修理に係る木材の確保
県土整備部	都市計画課	土木班	被災宅地の危険度判定
	建築住宅課		1 応急仮設住宅の設計、施工、監理 2 公営住宅の入居あっせん 3 活用可能な民間住宅の情報提供 4 被災建築物の応急危険度判定

第3 実施要領

1 応急仮設住宅の供与

(1) 供与対象者

- 応急仮設住宅の供与は、次に掲げる者に対して行う。
 - ア 住家が全壊、全焼又は流失した世帯

- イ 仮住居がなく、又は借家等の借上げができない世帯
- ウ 自らの資力では住宅を確保することができないと認められる者

(2) 供与対象者の調査、報告

- 県本部長は、住宅の被害確定の日から5日以内に、市町村本部長を通じて、次の事項を調査する。
 - ア 被害状況
 - イ 被災地における住民の動向及び市町村の住宅に関する要望事項
 - ウ 市町村の住宅に関する緊急措置の状況及び予定
 - エ その他住宅の応急対策上の必要事項
- 県本部長は、市町村本部長からの報告に基づき、入居対象者名簿等を作成し、県本部の担当部、課に、それぞれの所掌事務について必要な措置をとらせる。

(3) 建設場所の選定

- 市町村本部長は、あらかじめ、応急仮設住宅の建設候補地を指定する。
- 応急仮設住宅の建設場所は、公有地を優先して選定することとし、公有地に適当な敷地がないときは、私有地の所有者と十分協議して選定する。
- 敷地は、飲料水が得やすく、かつ、保健衛生上支障のない場所を選定する。
- 被災者を集団的に収容する応急仮設住宅の敷地は、交通、教育、被災者の生業の利便等について検討の上、選定する。

(4) 資材の調達

- 県本部長は、あらかじめ、(社)プレハブ建築協会と災害時における応援協定を締結するなど、関係業者・団体等との協力体制を整備する。 [製材品供給可能概数 資料編3-20-1]
- 県本部長は、請負業者に手持ち資材がないとき又は調達が困難と認めるときは、資材のあっせん又は調達を行う。
- 県本部長は、大量の建築用木材が必要と認める場合は、被災地最寄りの森林管理署等と協議し、国有林産物の払下げを受けて、調達、確保する。
- 県本部長は、大量の建築資材や、本県の気候特性に応じた建築資材の確保が必要と認める場合は、国土交通省に対してこれらのあっせんを要請する。

(5) 応急仮設住宅の入居

- 県本部長は、市町村本部長の協力を得て、応急仮設住宅の入居者の選定を行う。ただし、状況に応じて、市町村本部長に委任して選定することができる。
- 市町村本部長は、仮設住宅の入居者の決定に当たっては、コミュニティの維持及び構築に配慮する。
- 入居者に供する期間は、応急仮設住宅の完成の日から2年以内とする。
- 県本部長は、市町村本部長の協力を得て、応急仮設住宅の管理を行う。ただし、状況に応じて、市町村本部長に委任することができる。
- 県本部長は、必要に応じ、仮設住宅の苦情、修繕等の要望に関する相談窓口を設置する。

(6) 応援の要請

- 県本部長は、応急仮設住宅の設計、施工、管理に当たる技術職員を確保できない場合は、第10節「県、市町村等応援協力計画」に定めるところにより、国、都道府県等に職員の派遣を要請する。

(7) 災害救助法を適用した場合の応急仮設住宅の供与

- 災害救助法を適用した場合における対象、費用の限度額、期間等は、第 14 節「災害救助法の適用計画」に定めるところによる。

2 住宅の応急修理

(1) 対象者

- 住宅の応急修理は、次に掲げる者に対して行う。
 - ア 住家が半壊又は半焼したため、当面の日常生活を営むことのできない世帯
 - イ 自己の資力では住宅の応急修理を行うことができない世帯
 - ウ 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した世帯

(2) 対象者の調査、選考

- 市町村本部長は、住宅の被害確定の日から 5 日以内に、応急修理の供与対象者について調査選考する。

(3) 修理の範囲

- 修理の範囲は、居室、炊事場、便所等当面の日常生活に欠くことのできない部分とする。

(4) 修理期間

- 修理期間は、災害発生の日から 1 ヶ月以内とする。
- 市町村本部長は、1 ヶ月以内に修理することができないと認める場合は、県本部長に対して期間延長の申請をし、県本部長が厚生労働大臣の同意を得たときは期間を延長する。

(5) 災害救助法を適用した場合の住宅の応急修理

- 災害救助法を適用した場合における対象、費用の限度額、期間等は、第 14 節「災害救助法の適用計画」に定めるところによる。

3 公営住宅への入居のあっせん

- 県本部長及び市町村本部長は、公営住宅への入居資格を持つ者に対し、公営住宅等のあっせんを行うとともに、自らが管理する公営住宅への入居について速やかに手続を行う。
また、公営住宅等への入居に係る特例を定めた「被災市街地復興特別措置法」が適用される場合には、他の都道府県等の公営住宅等も含めて入居のあっせんを行う。
- 県本部長及び市町村本部長は、高齢者、障がい者等の入居を優先する。
- 県本部長は、県営住宅、市町村営住宅等の入居状況を把握し、市町村本部長に対して情報提供を行う。
- 県本部長は、県内の公営住宅等では不足する場合は、第 10 節「県、市町村等相互応援協力計画」に定めるところにより、他の都道府県等に対して、被災者の一時収容のための施設の提供及びあっせんを要請する。

4 被災者に対する住宅情報の提供

- 県本部長は、必要に応じ、市町村本部長を通じ被災者に対して活用可能な民間住宅の情報提供を行う。
- 市町村本部長は、応急仮設住宅への入居手続、被災住宅の応急修理に係る申請手続、技術指導及び各融資制度の相談、提供可能な公営住宅情報等の周知を図るため、相談窓口を設置すると

もに、各種広報活動を通じて、被災者への周知を図る。

5 被災宅地の危険度判定

- 県本部長は、宅地が広範囲に被災したことによる二次災害を防止するため、事前に登録した被災宅地危険度判定士の協力を得て、次により被災宅地の危険度判定を行う。

(1) 被災宅地危険度判定士の召集

- 県本部長は、市町村本部長から支援要請を受けた場合は、事前に登録した被災宅地危険度判定士に対して、協力を要請する。
- 県本部長は、必要と認めた場合は、他の都道府県に対して被災宅地危険度判定士の派遣を要請する。

なお、他の都道府県から同様の要請があった場合は、本県に登録している被災宅地危険度判定士の派遣等、支援措置を講じる。

(2) 被災宅地危険度判定士の業務

- 被災宅地危険度判定士は、次により被災宅地の危険度判定を行い、判定結果を表示する。
 - ア 「被災宅地の調査・危険度判定マニュアル」に基づき、宅地ごと調査票に記入し、判定を行う。
 - イ 宅地の被害程度に応じて、「危険宅地」、「要注意宅地」、「調査済宅地」の3区分に判定する。
 - ウ 判定結果は、当該宅地の見易い場所（擁壁、のり面等）に判定ステッカーを表示する。

区分	表示方法
危険宅地	赤のステッカーを表示する。
要注意宅地	黄のステッカーを表示する。
調査済宅地	青のステッカーを表示する。

(3) 市町村本部長の措置

- 市町村本部長は、被災宅地危険度判定を円滑に実施するため、次の措置を行う。
 - ア 市町村本部長が判定実施を決定したときは、災害対策本部の下に実施本部を設置し、判定業務にあたる。
 - イ 実施本部は、以下の業務にあたる。
 - ① 宅地に係る被害情報の収集
 - ② 判定実施計画の作成
 - ③ 宅地判定士・判定調整員の受入れ及び組織編成
 - ④ 判定結果の調整及び集計並びに市町村本部長への報告
 - ⑤ 判定結果に対する住民等からの相談への対応
 - ⑥ その他判定資機材の配布

(4) 被災宅地危険度判定士の登録

- 県本部長は、市町村の協力を得て、危険度判定に関する講習会を開催し、被災宅地危険度判定士の養成に努める。
- 県本部長は、講習会の受講者を対象として、被災宅地危険度判定士の登録及び更新に関する事務を行う。
- 登録に関する事務は、県土整備部都市計画課が行う。

6 被災建築物の応急危険度判定

- 市町村本部長は、地震により被災した建築物による二次的災害を防止するため、被災建築物応急危険度判定士の協力を得て、次により被災建築物の応急危険度判定を行う。

(1) 被災建築物応急危険度判定士の認定

- 県本部長は、「岩手県被災建築物応急危険度判定士資格認定制度要綱」に基づき、被災建築物応急危険度判定士の養成に努める。
- 被災建築物応急危険度判定士の認定等に関する事務は、県土整備部建築住宅課が行う。

(2) 市町村本部長の措置

- 市町村本部長は、全国被災建築物応急危険度判定協議会作成「被災建築物応急危険度判定業務マニュアル」（以下「業務マニュアル」という。）に基づき、次の措置を行う。

ア 市町村本部長が判定実施を決定した場合は、災害対策本部の下に実施本部を設置する。

イ 実施本部は、次の業務にあたる。

- ① 被災状況の把握
- ② 判定実施計画の策定
- ③ 県本部長への支援要請
- ④ 被災建築物応急危険度判定士の受入れ
- ⑤ 判定の実施及び判定結果の集計、報告
- ⑥ 住民への広報
- ⑦ その他判定資機材の配布

(3) 県本部長の措置

- 県本部長は、業務マニュアルに基づき、次の措置を行う。

ア 県本部長は、市町村本部長から支援要請を受けた場合は、県土整備部建築住宅課内に支援本部を設置する。

イ 支援本部は、次の業務にあたる。

- ① 被災状況の把握
- ② 支援実施計画の策定
- ③ 被災建築物応急危険度判定士の招集及び派遣
- ④ 他の都道府県への被災建築物応急危険度判定士の派遣要請
- ⑤ その他判定資機材の提供

(4) 被災建築物応急危険度判定士の業務

- 被災建築物応急危険度判定士は、業務マニュアルに基づき、判定を実施し判定結果を表示する。

第21節 防疫計画

第1 基本方針

- 1 被災地域における感染症の発生を未然に防止するため、防疫措置を実施する。
- 2 災害により、被害が発生し、生活環境の悪化、罹病者の病原菌に対する抵抗力の低下等が生じた場合は、他の都道府県等の協力を得て、防疫措置を実施する。

第2 実施機関（責任者）

実施機関	担当業務
市町村本部長	県本部長の指導、指示に基づく被災地域の防疫業務の実施
県本部長	市町村本部長に対する防疫上必要な指示、指導
陸上自衛隊岩手駐屯部隊	災害派遣要請に基づく防疫

〔県本部の担当〕

部	課	地方支部班	担当業務
総務部	総合防災室	—	1 他の都道府県等に対する防疫用資機材の調達及びあっせん要請 2 自衛隊の災害派遣要請
保健福祉部	医療推進課	保健環境班	防疫措置に関する指示及び指導
	健康国保課		防疫用資機材の調達及びあっせん

第3 実施要領

1 防疫の実施体制

(1) 防疫班

- 市町村本部長は、防疫業務を円滑に実施するため、所属職員による「防疫班」を編成する。
1 箇班の編成基準は、おおむね、次のとおりとする。

区分	人員
衛生技術者	1名
事務職員	1名
作業員	3名

備考：医師を含めた場合は、医療班を兼務して編成できる。

- 県本部長は、市町村における防疫業務が完全を期し得ないと認めた場合は、地方支部保健環境班において、上記の基準により「防疫班」を編成する。
- ##### (2) 疫学調査班及び疫学調査協力班
- 県本部長は、地方支部保健環境班において「疫学調査班」を、市町村本部長は、「疫学調査協

力班」を編成する。

1 箇班の編成基準は、おおむね、次のとおりとする。

疫学調査班		疫学調査協力班	
区分	人員	区分	人員
医師	1名	看護師又は保健師	1名
看護師又は保健師	1名		
助手	1名	助手	1名
備考：防疫班又は医療班を兼務して編成できる。		備考：防疫班を兼務して編成できる。	

(3) 感染症予防班

- 市町村本部長は、県本部長の指示に基づき、災害の規模及び状況に応じ、適当な人数の感染症予防班を編成する。

(4) 専門家への支援の要請

- 県本部長は、防疫措置の実施について、必要に応じて感染症対策の専門家に対して支援を要請する。

2 防疫用資機材の調達

- 県本部長及び市町村本部長は、あらかじめ、関係業者、団体と協力協定を締結するなど、防疫用資機材の確保を図る。 [防疫薬剤調達先一覧表 資料編 3-21-1]
- 市町村本部長は、必要な防疫用資機材を調達することができない場合は、次の事項を明示し、地方支部保健環境班長を通じて、県本部長にその調達又はあっせんを要請する。

ア 防疫用資機材の調達数量	ウ 調達希望日時
イ 送付先	エ その他参考事項

- 県本部長は、要請を受けた場合は、県本部が保有する防疫用資機材を被災地に運搬し、又は、被災地以外の他の市町村に対し、応援を要請する。
- 県本部長は、前記によっても必要とする防疫用資機材を調達できない場合は、第 10 節「県、市町村等応援協力計画」に定めるところにより、国、都道府県等に対し、防疫用資機材の調達又はあっせんを要請する。

3 防疫情報の収集及び広報

- 市町村本部長は、感染症予防班、市町村地区衛生組織、その他関係機関の協力を得て、感染症又はその疑いのある患者の発見、その他防疫に関する情報の把握に努める。
- 地方支部保健環境班長及び県本部医療推進課総括課長は、防疫に関する広報を実施し、又は市町村本部長に対して、助言、指導を行う。
- 県本部長及び市町村本部長は、第 5 節「広聴広報計画」に定める広報媒体に加え、次の方法により防疫に関する広報を実施する。

ア 疫学調査、消毒の実施など被災者と接する機会を通じての広報
イ 避難所、仮設住宅等の巡回を通じて個々の被災者に対して行う広報

4 防疫措置の指示等

- 県本部長は、感染症予防上必要があると認める場合は、災害の規模及び状況に応じ、範囲、期間を定めて、次に掲げる事項を市町村本部長に指示するとともに、防疫措置の指導を行う。

特に、災害が激甚な地域に対しては、県本部又は地方支部保健環境班の職員を現地に派遣して必要な措置を取る。

- ア 清潔方法及び消毒方法の施行（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 27 条）
- イ ねずみ族、昆虫等の駆除（同上第 28 条）
- ウ 生活の用に供される水の供給（同上第 31 条）
- エ 臨時予防接種（予防接種法第 6 条）

5 実施方法

(1) 感染症の発生の状況及び動向の把握（サーベイランス）

- 県本部長は、医療機関、医療救護班、避難所等の協力により、臨時のサーベイランス体制を構築し、集団感染等の兆候を早期に探知する。
- 県本部長は、サーベイランスにより得られた情報を、市町村、医療関係機関等の関係者に対し定期的に情報提供する。

(2) 積極的疫学調査

- 県本部長は、サーベイランスにより得られた情報により、集団感染が疑われ、感染拡大のおそれがあると認めるときは、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 15 条の規定に基づき、疫学調査を実施し、感染拡大の防止を図る。

(3) 健康診断

- 県本部長は、疫学調査班により、必要があると認める地域の住民に対し、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 17 条第 1 項の規定に基づく健康診断を実施する。

〔防疫関係法（抜すい） 資料編 3-21-2〕

(4) 清潔方法

- 市町村本部長は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び第 22 節「廃棄物処理・障害物除去計画」に定めるところにより、道路、溝渠、公園等公共の場所を中心として、ごみ、し尿の処理等を実施するとともに、被災地及びその周辺地域の住民に清潔方法を実施させる。

(5) 消毒方法

- 市町村本部長は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 27 条の規定に基づき、同法施行規則第 14 条の定めるところにより、県本部長が指示した場所について、消毒を実施する。

(6) ねずみ族、昆虫等の駆除

- 市町村本部長は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 28 条の規定により、県本部長が定めた地域内において、同法施行規則第 15 条の規定に定めるところによりねずみ族、昆虫等の駆除を実施する。

(7) 生活の用に供される水の供給

- 市町村本部長は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 31 条の規定に基づき、第 19 節「給水計画」に定めるところにより、生活の用に供される水の供給を行う。

なお、生活の用に供される水の使用停止処分に至らない程度の被災であっても、井戸水、水道水の衛生処理について指導する。

(8) 臨時予防接種

- 市町村本部長は、臨時予防接種を実施し、これができない場合は、県本部長に、その実施を求める。
- 県本部長は、感染症予防上必要があると認めた場合又は市町村本部長から求めを受けた場合は、対象者の範囲及び期日を指定して、予防接種法第6条の規定に基づく臨時予防接種の実施を地方支部保健環境班長に指示して行う。

(9) 患者等に対する措置

- 県本部長は、被災地域に一類感染症又は二類感染症の患者が発生した場合は、次の措置をとる。
 - ア 患者輸送車、トラック、舟艇、ヘリコプター等を利用し、速やかに感染症指定医療機関に収容する。
 - イ 交通途絶のため、感染症指定医療機関に収容することができないときは、被災地域以外の場所の感染症指定医療機関に収容する。
 - ウ 止むを得ない理由により感染症指定医療機関に収容することができない患者等に対しては、感染症指定医療機関以外の医療機関であって、県本部長が適当と認める医療機関に収容する。

(10) 避難所の防疫指導等

- 県本部長は、週に1回以上避難所を巡回し、次の方法により防疫指導等を行う。
 - ア 避難者の健康状況を1日1回以上確認する。
 - イ 避難所の自治組織を通じて、防疫についての指導の徹底を図る。
 - ウ 避難所の給食従事者は、健康診断を終了した者をできるだけ専従とする。
 - エ 飲料水等については、防疫班又は地方支部保健環境班において水質検査を実施し、消毒措置の指導を行う。

(11) 市町村が防疫できない場合の措置

- 県本部長は、激甚な被害により、市町村本部長が行うべき防疫業務を実施できず、あるいは実施しても完全な防疫ができないと認めた次の項目について実施する。

ア 清潔方法及び消毒方法の施行	ウ 生活の用に供される水の供給
イ ねずみ族、昆虫駆除等の実施	エ 患者の輸送措置

第22節 廃棄物処理・障害物除去計画

第1 基本方針

- 1 災害によって一時的に発生する大量の廃棄物及び災害後に被災地域から恒常的に発生する廃棄物を、迅速かつ円滑に処理し、被災地における環境衛生の確保を図る。
- 2 ごみ処理施設、し尿処理施設等が損壊した場合における処理について、他の自治体等との連携による広域的な処理体制の確立及び廃棄物処理業者団体等との連携を図る。
- 3 被災住民の日常生活に直接障害となっている障害物及び道路、河川、港湾、空港等の利用の障害となっている障害物を、迅速かつ円滑に除去し、被災者の保護、交通の確保等を図る。
- 4 廃棄物の処理及び障害物の除去を実施する機関は、当該処理及び除去を迅速かつ円滑に実施することができるよう、各機関間の連携を図る。

第2 実施機関（責任者）

1 廃棄物処理

実施機関	担当業務
市町村本部長	廃棄物の処理及び清掃全般
県本部長	市町村本部長の行う廃棄物の処理及び清掃に対する必要な指導、助言及びあっせん

〔県本部の担当〕

部	課等	地方支部班	担当業務
総務部	総合防災室	—	他の都道府県に対する要員派遣並びに資機材の調達及びあっせん要請
環境生活部	資源循環推進課	保健環境班	廃棄物の処理及び清掃全般

2 障害物除去

実施機関	担当業務
市町村本部長	1 被災者の日常生活に直接障害となっている障害物の除去 2 緊急輸送の確保、航路の確保及び災害の拡大防止の障害となっている障害物の除去
県本部長	1 市町村本部長が行う障害物の除去に対する応援、協力 2 県が管理する道路、河川、港湾等関係施設に係る障害物の除去
第二管区海上保安本部 〔八戸海上保安部〕	1 航路障害物の除去指導、協力 2 流出した危険物等の回収指導、協力

〔釜石海上保安部〕 〔宮古海上保安署〕	
東北地方整備局 〔岩手河川国道事務所〕 〔三陸国道事務所〕	所管する道路、河川等関係施設に係る障害物の除去
陸上自衛隊岩手駐屯部隊	災害派遣要請に基づく障害物の除去
東北高速道路（株）東北支社 （十和田・盛岡・北上・古川・ 八戸・秋田管理事務所）	所管する高速自動車道路関係施設に係る障害物の除去

〔県本部の担当〕

部	課	地方支部班	担当業務
総務部	総合防災室	—	1 他の都道府県等に対する要員派遣並びに資機材の調達及びあっせん要請 2 自衛隊の災害派遣要請
保健福祉部	地域福祉課	福祉班	1 災害救助法による障害物除去事務の総括 2 住居関係障害物の除去
農林水産部	漁港漁村課	水産班	漁港関係障害物の除去
県土整備部	道路環境課	土木班	道路関係障害物の除去
	河川課		河川関係障害物の除去
	港湾課		港湾関係障害物の除去
	空港課		空港関係障害物の除去

第3 実施要領

1 廃棄物処理

(1) 処理方法

- 市町村本部長は、被災地域における建築物の倒壊等による廃棄物及び一般生活による排出物等の種類（大きさ、可燃性、腐敗性等）及び排出量を把握する。
- 市町村本部長は、あらかじめ、廃棄物の種類ごとに収集順位、集積場所、収集運搬方法、処理方法、最終処分地等を定める。
- 廃棄物の収集は、次の施設を優先して行う。

医療施設	社会福祉施設	避難所
------	--------	-----

- 市町村本部長は、関係機関と連携を図り、次により、廃棄物処理を行う。

区分	処理内容
第1次対策	ア 一般家庭から排出される生活ごみ、破損家財ごみ、火災ごみ等の生活衛生上、速やかに処理を必要とするごみについて処理を行う。 イ 最終処分場等での大量処分が困難である場合においては、臨時ごみ集積所を確保の上、ごみ収集が可能になった時点から収集する。

第2次対策	臨時ごみ集積所に搬入されたごみについては、第一次対策が終了後、最終処分地等へ搬入する。
第3次対策	<p>ア 倒壊建築物等の解体工事及びこれに伴う廃棄物の運搬は、原則として当該建築物の所有者が行う。</p> <p>イ 搬入された倒壊家屋等の廃棄物については、第二次対策終了後、関係機関の協力を得て、速やかに処理を行う。</p> <p>ウ これらの廃棄物のうち建設廃材等については、路盤材等に再利用するよう努める。</p>

- 事業者は、産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物について、自己処理し、又は他の産業廃棄物処理業者若しくは特別管理産業廃棄物処理業者に委託して処理する。
- 事業者は、自己処理又は委託処理が困難なときは、市町村本部長に報告し、処理方法について指示を受ける。

(2) 廃棄物収集運搬用資機材の確保

- 市町村本部長は、あらかじめ、地域内の廃棄物処理業者と応援協定を締結するなど、ごみ収集車、大型ダンプ車、大型ブルドーザー、トラクタショベル、バックホー等の廃棄物収集運搬用資機材の確保を図る。
- 市町村本部長は、自らの廃棄物処理施設が被災し、又は処理能力を上回ったこと等により、廃棄物処理ができない場合においては、近隣市町村の廃棄物処理施設にその処理を依頼する。
- 市町村本部長は、必要な廃棄物収集運搬用資機材を調達できない場合は、次の事項を明示し、地方支部保健環境班長を通じて、県本部長に、応援を要請する。

区分	明示事項
廃棄物収集運搬用資機材の調達、あっせん要請	資機材の種類、数量、送付先、調達希望日時、その他参考事項
廃棄物収集運搬要員のあっせん要請	人員、期間、場所、その他参考事項

- 県本部長は、県内だけでは、必要な廃棄物収集運搬用資機材を調達できない場合は、第10節「県、市町村等応援協力計画」に定めるところにより、国、都道府県等に対し、廃棄物収集運搬用資機材等の調達又はあっせんに要請する。

(3) 臨時ごみ集積所の確保

- 市町村本部長は、最終処分地への搬入が困難な廃棄物を一時的に集積するため、衛生環境に支障のない公有地等を利用して、臨時ごみ集積所を確保するものとし、あらかじめ、所有者、管理者等と調整する。

(4) 臨時ごみ集積所等の衛生保持

- 市町村本部長は、必要に応じて薬剤散布などの消毒を実施し、廃棄物の臨時ごみ集積所及び最終処分地の清潔保持に努める。
- 消毒方法については、第21節「防疫計画」に定めるところによるものとし、防疫班と連携して行う。

(5) 住民等への協力要請

- 市町村本部長は、必要と認めるときは、被災住民、自主防災組織等の住民団体及びボランティア組織に対して、廃棄物の運搬等について協力を求める。

2 し尿処理

(1) 処理方法

- 市町村本部長は、被災地域における建築物の倒壊及びライフラインの損壊により、し尿処理が困難であり、これを放置することにより環境衛生上著しく支障を生じるおそれがある世帯数等を把握する。
- 市町村本部長は、あらかじめ、し尿及び浄化槽汚泥について、処理順位、収集運搬方法、処理方法、処分地等を定める。
- し尿処理は、次の施設を優先して行う。
また、倒壊家屋、焼失家屋等の汲取り式便槽のし尿については、早急にし尿処理を行う。

ア 医療施設	イ 社会福祉施設	ウ 避難所
--------	----------	-------

- 市町村本部長は、被災地域における環境衛生の確保を図るため、関係機関との連携を図り、次により、し尿処理を行う。

区分	し尿処理の方法
医療施設 福祉施設避難所	ア 施設内のトイレが使用不可能の場合は、仮設トイレ又は簡易トイレを設置する。 イ 便槽等に薬剤散布し、消毒を行う。 ウ バキュームカーにより、し尿処理を行う。
地区	ア 住宅での生活確保と地域の衛生環境を維持するため、公園等に臨時貯留場所又は共同の便槽付きの仮設トイレを設置する。 イ 便槽等に薬剤散布し、消毒を行う。 ウ バキュームカーにより、し尿処理を行う。
一般家庭	ア 水道給水管の損壊等により水洗トイレの使用が不可能になった場合は、溜置きした風呂おけ等の水を利用する。 イ 地区内に設置された仮設トイレを利用する ウ 便槽等に薬剤散布し、消毒を行う。 エ バキュームカーにより、し尿処理を行う。
事業所	ア 仮設トイレ又は簡易トイレを設置する。 イ 便槽等に薬剤散布し、消毒を行う。 ウ バキュームカーにより、し尿処理を行う。

(2) し尿処理用資機材の確保

- 市町村本部長は、あらかじめ、地域内のし尿処理業者、リース業者等と応援協定を締結するなど、仮設トイレ、簡易トイレ、バキュームカー等のし尿処理用資機材の確保を図る。
〔一般廃棄物処理業者一覧表 資料編 3-22-1〕
- 市町村本部長は、自らのし尿処理施設が被災し、又は処理能力を上回ったこと等により、し尿処理ができない場合においては、近隣市町村のし尿処理施設にその処理を依頼する。
〔一般廃棄物処理施設一覧表 資料編 3-22-2〕
- 市町村本部長は、必要なし尿処理用資機材を調達できない場合は、次の事項を明示し、地方支部保健環境班長を通じて、県本部長に応援を要請する。

区分	明示事項
し尿処理用資機材の調達及びあっ	資機材の種類、数量、送付先、調達希望日時、その他参考

せん要請	事項
し尿処理要員のあっせん要請	人員、期間、場所、その他参考事項

- 県本部長は、県内だけでは、必要なし尿処理用資機材を調達できない場合は、第 10 節「県、市町村等応援協力計画」に定めるところにより、国、都道府県等に対し、し尿処理用資機材の調達又はあっせんに要請する。

3 障害物除去

(1) 処理方法

- 市町村本部長及び道路、河川、港湾、漁港、空港の管理者（以下、本節中「道路等の管理者」という。）は、所属職員等による「障害物除去班」を編成し、所属の障害物除去用資機材を活用して障害物を除去する。
- 障害物の除去は、次の障害物を優先して除去する。
 - ア 災害応急対策の障害となっている緊急輸送道路並びに防災拠点等及び避難所に至る道路にある障害物
 - イ 防災拠点等にあり、応急対策の障害となっている障害物
 - ウ 被災地住民の日常生活の直接の障害となっている障害物
 - エ 放置することにより災害を拡大するおそれのある障害物
- 市町村本部長及び道路等の管理者は、次により障害物を処理する。
 - ア 住居関係障害物の除去
 - 市町村本部長は、「障害物除去対象者名簿」を作成し、障害物を除去する。
 - 災害救助法が適用された場合における障害物の除去に係る対象、費用の限度額、期間等は、第 14 節「災害救助法の適用計画」に定めるところによる。
 なお、災害救助法が適用されない場合においても、災害対策基本法第 62 条の規定に基づき、災害救助法の適用時に準じて、障害物の除去を行う。
 - イ 道路関係障害物の除去
 - 市町村本部長及び道路管理者は、その所管する道路上の障害物の状況をパトロール等により把握し、相互に連絡を行い、協力して障害物を除去する。
 [障害物除去機械一覧表 資料編 2-10-3]
 - 市町村本部長及び道路管理者は、道路上の障害物の状況を、第 4 節「情報の収集・伝達計画」に定めるところにより、県本部長に報告する。
 - 県本部長は、市町村本部長又は道路管理者からの報告に基づき、除去計画を定め、必要に応じて調整を行う。
 - ウ 河川関係障害物の除去
 - 河川管理者は、河川の機能を確保するため、関係機関と協力し、土砂、流出油等の障害物を除去する。
 - エ 港湾関係障害物の除去
 - 港湾管理者は、港湾荷役等の障害となるものを優先して除去する。
 なお、早急に除去することが困難な場合は、障害物に標識を付し、管轄する海上保安部署に連絡し、告示等の周知方法をとる。
 - 海上保安部署長は、船舶航行の障害となるものを除去し、除去した障害物は集積所に曳航

する。

- 除去した障害物の集積場所は、原木等の木材については、最寄りの貯木場に集積し、その他の漂流障害物については、その都度定める集積所に集積する。
- 市町村本部長等は、集積した漂流障害物について、陸上障害物と同様に処分する。

オ 空港関係障害物の除去

- 空港管理者は、航空機の運航の障害となるものを優先して除去する。

カ 漁港関係障害物の除去

- 市町村本部長及び漁港管理者は、その所管する漁港の障害物の状況を把握の上、関係漁業協同組合等と連携を図り、協力して障害物を除去する。

(2) 障害物除去用資機材の確保

- 県本部長、市町村本部長及び道路等の管理者は、自ら保有する障害物除去用資機材について適正に配置、保管するとともに、あらかじめ、関係業者・団体と応援協定を締結するなど、障害物除去用資機材の確保を図る。 [障害物除去機械一覧表 資料編 2-10-3]

(3) 応援の要請

- 市町村本部長は、障害物の除去ができない場合は、次の事項を明示して、近隣市町村長、あるいは、地方支部福祉班長又は土木班長を通じて県本部長に、応援を要請する。

ア 障害物除去に必要な職種及び人員	エ 障害物除去地域、区間
イ 障害物除去用資機材の種類・数量	オ その他参考事項
ウ 応援を要する期間	

- 県本部長は、要請を受けた場合は、次の措置を取る。
 - ア 所管地方支部土木班長に対して応援を指示し、その有する障害物除去用資機材及び要員を投入して、障害物の除去にあたる。
 - イ 所管地方支部土木班だけでは除去できない場合は、隣接地方支部長又は他の市町村長に対して応援を指示し、又は要請する。
 - ウ 県内だけでは、障害物を処理できない場合は、第 10 節「県、市町村等応援協力計画」に定めるところにより、国、都道府県等に障害物除去用資機材の調達若しくはあつせんを要請し、又は、第 11 節「自衛隊災害派遣要請計画」に定めるところにより、自衛隊の災害派遣を要請する。
- 道路等の管理者は、障害物の除去ができない場合は、次の事項を明示して、相互に、あるいは、市町村本部長又は県本部長に対して、応援を要請する。

ア 障害物除去に必要な職種及び人員	エ 障害物除去地域、区間
イ 障害物除去用資機材の種類・数量	オ その他参考事項
ウ 応援を要する期間	

(4) 障害物の臨時集積場所の確保

- 県本部長、市町村本部長及び道路等の管理者は、あらかじめ、除去した障害物を集積する場所を選定する。
- 臨時集積場所は、おおむね、次の事項に配慮して、選定する。
 - ア 障害物の搬入に便利で、地域住民の衛生及び日常生活に影響の少ない公有地を選定する。
 - イ 公有地を選定できないときは、アに準じて私有地を選定し、あらかじめ所有者との調整を行う。

- 市町村本部長は、災害発生後、臨時集積場所を確保できないときは、災害対策基本法第 64 条第 1 項及び同法施行令第 24 条の規定により、他人の土地を、一時使用する。

(5) 除去後の障害物の処理

- 市町村本部長等は、土砂・がれきについては、汚水の浸透した土砂等の消毒を行い、次の場所に埋設し、又は投棄する。
 - ア 臨時集積場所
 - イ 住民の日常生活又は農林水産業その他の生産活動に支障がない場所
 - ウ 埋立予定地
- 市町村本部長等は、所有者が所有権を放棄し、又は所有者不明の竹木、家具、家財等の可燃物で、加工、修理しても使用できないと認められるものについては、集積場所等で焼却等適切な処理を行う。
- 加工、修理を加えることにより、使用可能な工作物又は物件を除去した場合においては、次の措置を講ずる。

措置者	措置内容
市町村本部長	災害対策基本法第 64 条第 2 項から第 6 項及び同施行令第 25 条から 27 条の定めるところにより、保管その他の措置を講ずる。
警察官 海上保安官	災害対策基本法第 64 条第 8 項、第 9 項目及び同施行令第 25 条から 27 条の定めるところにより、除去した工作物又は物件の設置されていた地域を管轄する警察署長等に差し出し、警察署長等は、保管その他の措置を講ずる。

4 災害救助法を適用した場合の障害物の除去

- 災害救助法を適用した場合における対象、費用の限度、期間等は、第 14 節「災害救助法の適用計画」に定めるところによる。

第23節 行方不明者等の捜索及び遺体の処理・埋葬計画

第1 基本方針

各実施機関相互の協力体制のもとに、災害による行方不明者の捜索及び遺体の処理・埋葬を迅速かつ円滑に行う。

第2 実施機関（責任者）

実施機関	担当業務
市町村本部長	1 行方不明者、遺体の捜索 2 遺体収容所の確保及び遺体の処理 3 身元不明の遺体の一時安置 4 遺体の埋葬
県本部長	1 行方不明者の捜索、遺体の検視 2 災害救助法適用時における死体の捜索、処理、埋葬の最終処理
第二管区海上保安本部 〔八戸海上保安部〕 〔釜石海上保安部〕 〔宮古海上保安署〕	海上における行方不明者の捜索、遺体の検視
陸上自衛隊岩手駐屯地部隊	災害派遣要請に基づく行方不明者の捜索
日本赤十字社岩手県支部	災害救助法の適用時における死体の処理及び埋葬に関する協力
(社) 岩手県医師会 (社) 岩手県歯科医師会	遺体の検視、身元確認及び処理に関する協力

〔県本部の担当〕

部	課	地方支部班	担当業務
総務部	総合防災室	—	1 他の都道府県等に対する行方不明者の捜索、遺体の処理、埋葬に要する要員の派遣並びに資機材等の調達及びあっせん要請 2 自衛隊の災害派遣要請
環境生活部	県民くらしの安全課	保健環境班	遺体の処理及び埋葬
保健福祉部	地域福祉課	福祉班	災害救助法による死体の捜索、処理、埋葬事務の総括
医療部	業務課	県立病院班	遺体の検案及び処理に関する協力
公安部	捜査第一課 生活安全企画課 鑑識課	警察署班	行方不明者の捜索及び手配並びに遺体の警察上の処置

	警備課		
--	-----	--	--

第3 実施要領

1 行方不明者及び遺体の搜索

(1) 搜索の手配

- 市町村本部長は、災害により行方不明者が発生した場合は、次の事項を明らかにして、地方支部警察署班長又は海上保安部署長に搜索の手配を行うとともに、手配した内容等を地方支部総務班長を通じて、県本部長に報告する。
 - ア 行方不明者の住所、氏名、年齢、身体的特徴、着衣、携帯品等
 - イ 上記の事項が明らかでないときは、行方不明者が発生した地域及び行方不明者数
- 地方支部警察署班長は、手配の要請を受け、又は自ら行方不明者のあることを知ったときは搜索を行うとともに、公安部警備課に手配する。
- 総務部防災危機管理監は、地方支部総務班長からの報告に基づき、必要と認める他の市町村及び関係機関にその旨を連絡する。

(2) 搜索の実施

- 市町村本部長は、多数の行方不明者が発生した場合においては、所属職員、消防団員により搜索班を編成し、行方不明者の搜索及び遺体の収容を行う。
- 市町村本部長は、必要に応じて自主防災組織等の住民組織及びボランティア団体に対して、搜索班への協力を要請する。
- 市町村本部長は、必要に応じて、地方支部警察署班長又は海上保安部署長に対して、巡視船、航空機等による広域的な搜索の実施を要請する。
- 搜索班員、警察官及び海上保安官は、行方不明者を発見し、その者が生存している場合は、DMAT又は医療救護班に連絡して、直ちに応急医療を行い、医療機関に搬送する。
- 搜索班員、警察官及び海上保安官は、遺体を発見した場合は、次の措置をとる。
 - ア 遺体を発見し、その状態について、犯罪に関する疑いがある場合においては、速やかに警察官又は海上保安官に通報するとともに、遺体及び遺体の発見場所を保存する。
 - イ 遺体を発見し、又は住民から発見の通報を受けたときは、警察官又は海上保安官に通知する。その際、発見場所、発見状況等が分かるよう、可能な限り写真撮影又は簡易な図面を作成するほか、所持品等身元確認資料を確実に保全する。

(3) 検視の実施

- 警察官及び海上保安官は、遺体を発見し、又は住民から遺体発見の通報を受けた場合は、原則として現地において検視を行うものとし、あらかじめ、検視に要する資機材を整備する。
- 警察官及び海上保安官は、多数の遺体が発見され、現地での検視が困難である場合は、市町村本部長に通知の上、遺体収容所に搬送し、検視を行う。この場合において、身元確認作業等については、必要に応じ歯科医師の協力を得るものとする。

2 遺体の収容

- 遺体の収容は、搜索班が行う。ただし、家族等が収容しようとするときは、次の措置が終わった後に収容させる。

ア 異常遺体に関する検視	イ 医師の検案	ウ 遺体請書の徴収
--------------	---------	-----------

- 市町村本部長は、災害によって多数の死者が発生し、現地における遺体の処理が困難であると認めるときは、遺体収容所を設置する。
- 遺体収容所を設置するときは、次の事項に留意の上、施設の管理者の合意を得て、可能な限り施設の確保を図る。
 - ア 病院、診療所、寺院、教会、その他遺体の状態を公衆の面前にさらさない場所を選定する。
 - イ 遺体の洗浄、縫合等の遺体の処理作業に便利なところを選定する。
 - ウ 遺体の検視、身元確認が容易に行える場所を選定する。
 - エ 遺体の数に相応する施設であること。
 - オ できるだけ駐車場があり、かつ、長期間使用できる施設であること。

3 遺体の処理

- 市町村本部長は、災害によって多数の死者が発生した場合においては、医師、看護師等により遺体処理班を編成し、遺体の洗浄、縫合、消毒等の措置をとる。
- 遺体処理用資機材を事前に準備できない場合は、従事する医療機関関係者（医療機関）の資機材を使用するものとし、資機材が不足したときは、市町村等において調達する。
- 市町村本部長は、遺体処理用資機材の調達ができない場合は、地方支部保健環境班長を通じて県本部長に調達又はあっせんを要請する。
- 県本部長は、要請を受けた場合は、県医薬品卸業協会に連絡し、調達又はあっせんを要請する。

4 遺体埋葬の広域調整

- 市町村本部長は、遺体の埋葬量が自らの火葬能力を上回ること等により、自ら火葬ができない場合にあっては、地方支部保健環境班長を通じて県本部長に広域火葬を要請する。
- 県本部長は、あらかじめ広域火葬の体制（遺体搬送体制を含む。）を整備するとともに、市町村から要請があった場合又は遺体の埋葬量が市町村の火葬能力を超えると判断される時は、必要に応じて県内及び県外の火葬場と広域火葬に係る調整を行う。

5 災害救助法を適用した場合の死体の捜索、処理及び埋葬

- 災害救助法が適用された場合における対象、費用の限度額、期間等は、第 14 節「災害救助法の適用計画」に定めるところによる。〔県内火葬場一覧表 資料編 3-23-1〕

第24節 応急対策要員確保計画

第1 基本方針

災害応急対策を迅速かつ円滑に実施するため、必要な応急対策要員（以下、本節中「要員」という。）の確保を図る。

第2 実施機関（責任者）

実施機関	担当業務
市町村本部長	1 要員の確保 2 災害現地における防災関係機関相互の要員の調整
県本部長	1 要員の確保 2 防災関係機関相互の要員の調整
各防災関係機関	要員の確保

[県本部の担当]

部	課	地方支部班	担当業務
総務部	総合防災室	—	災害対策基本法第71条に基づく従事命令又は協力命令による要員の確保
保健福祉部	地域福祉課	福祉班	災害救助法第24条及び第25条に基づく従事命令又は協力命令による要員の確保

第3 実施要領

1 要員の確保

- 災害応急対策の各実施機関における要員の確保は、次の場合に行う。
 - ア 所属職員、他の機関からの応援職員、自主防災組織等の住民組織及びボランティア等によっても要員に不足を生じるとき
 - イ 他の機関からの応援職員等による支援を待つ余裕がないとき

2 確保の方法

- 防災関係機関は、次の事項を明示して、岩手労働局長に要員の確保を申込む。

ア 目的	ウ 必要技能及びその人員	オ 就労場所
イ 作業内容	エ 期間	カ その他参考事項

- 要員に対する賃金は、法令その他特別の定めがある場合を除き、就労地域における公共職業安定所の業種別標準賃金とする。

3 要員の従事命令等

(1) 従事命令の執行者及び種類

○ 従事命令及び協力命令は、災害対策基本法等に基づき、要員が確保できない場合において、災害応急対策を実施するために、特に必要であると認めるときに行う。

執行者	対象作業	命令区分	根拠法令
県本部長	災害応急対策作業 (災害救助法適用作業以外の作業)	従事命令	災害対策基本法第71条
		協力命令	
	災害救助法適用作業 (災害救助法適用作業)	従事命令	災害救助法第24条
		協力命令	災害救助法第25条
市町村本部長	災害応急対策作業全般	従事命令	災害対策基本法第65条第1項
警察官			災害対策基本法第65条第2項 警察官職務執行法第4条
海上保安官			災害対策基本法第65条第2項
消防吏員又は 消防団員	消防作業	従事命令	消防法第29条第5項
救急隊員		協力命令	消防法第35条の10
水防管理者	水防作業	従事命令	水防法第24条
水防団長又は 消防機関の長			

(2) 命令の対象者

作業区分	対象者
災害応急対策作業 (災害救助法及び災害対策基本法による県本部長の従事命令)	1 医師、歯科医師又は薬剤師 2 保健師、助産師又は看護師 3 土木技術者又は建築技術者 4 大工、左官又はとび職 5 土木業者又は建築業者及びこれらの従業者 6 地方鉄道業者及びその従業者 7 軌道経営者及びその従業者 8 自動車運送業者及びその従業者 9 船舶運送業者及びその従業者 10 港湾運送業者及びその従業者
災害救助作業(協力命令)	救助を要する者及びその近隣の者
災害応急対策作業(災害対策基本法による市町村長、警察官又は海上保安官の従事命令)	市町村の区域内の住民又は当該応急措置を実施すべき現場にある者
消防作業	火災現場付近にある者
水防作業	区域内に居住する者又は水防の現場にある者、災害により生じた事故の現場付近にある者
災害応急対策作業 (警察官職務執行法による警察官の従事命令)	その場に居合わせた者、その事物の管理者その他関係者

(3) 公用令書の交付

交付者	命令区分	交付事由	根拠法令
市町村本部長 県本部長 指定（地方） 行政機関の長	従事命令	ア 命令を発するとき イ 発した命令を変更するとき ウ 発した命令を取消すとき	災害対策基本法第 81 条 災害救助法第 24 条第 4 項において準用する同法第 23 条の 2 第 2 項

(4) 損害補償

- 従事命令又は協力命令（災害対策基本法によるものを除く。）による従事者が、その作業により死亡し、負傷し、若しくは病気にかかり、又は障がいの状態となった場合においては、法令の定めるところにより損害を賠償する。

(5) その他

- 公用令書の交付を受けた者が、やむを得ない事故により作業に従事することができない場合は、次に掲げる書類を添付して、県本部長に届け出る。
 - ア 負傷又は疾病による場合は、医師の診断書
 - イ 負傷又は疾病以外による場合は、市町村長、警察官その他適当な公務員の証明書

4 災害救助法を適用した場合の要員の確保

- 災害救助法を適用した場合における対象、費用の限度額、期間等については、第 14 節「災害救助法の適用計画」に定めるところによる。

第25節 文教対策計画

第1 基本方針

- 1 災害により通常の学校教育を実施することが困難となった場合においても、教育施設及び教職員を確保の上、応急教育を実施する。
- 2 災害により教科書、学用品等（以下、本節中「学用品等」という。）を喪失又は棄損した児童、生徒に対して、就学上の支障をきたさないよう、学用品等の給与を行う。

第2 実施機関（責任者）

実施機関	担当業務
市町村本部長	市町村立学校における応急教育の実施
県本部長	県立学校における応急教育の実施
私立学校設置者	当該私立学校における応急教育の実施

〔県本部の担当〕

部	課	地方支部班	担当業務
総務部	総務室	—	県立大学及び県立大学短期大学部の応急対策の実施
	法務学事課	—	私立学校等の応急対策の実施
保健福祉部	地域福祉課	福祉班	災害救助法による学用品等の給与事務の総括
教育部	教育企画室	県立学校班	1 奨学金の緊急貸与 2 県立学校施設・設備の応急対策の実施 3 被災生徒に対する授業料の減免措置の実施
	学校教育室	教育事務所班 県立学校班	1 被災児童、生徒に対する学用品等の給与 2 応急教育の実施
	生涯学習文化課	—	1 社会教育施設の応急対策の実施 2 文化施設及び文化財に対する応急対策の実施
	スポーツ健康課	—	1 体育施設の応急対策の実施 2 応急給食用物資の確保、調達
	教職員課	教育事務所班 県立学校班	1 小中学校教職員の非常配置 2 県立学校教職員の非常配置

第3 実施要領

1 学校施設の確保

(1) 応急教育予定場所の設定

- 学校が被害を受けた場合においては、その状況に応じて、次により応急教育の場所を確保する。

被害の状況	応急教育予定場所
校舎等の被害が軽微な場合	当該施設の応急処置を行い使用する。
被害が相当に大きい、校舎等の一部が使用可能な場合	1 特別教室、屋内体育施設等を使用する。 2 一斉に授業ができない場合は、二部授業を行い、又は同一市町村内の他の学校の校舎若しくは地域の公共施設を使用して、分散授業を実施する。
校舎等が被災により全面的に使用困難な場合	1 同一市町村内の他の学校の校舎又は公民館等の公共施設を使用する。 2 校舎敷地又は近隣に仮設校舎を設置することが可能な場合は、これを早急に整備する。
同一市町村内の教育施設の確保が困難な場合	他の市町村の学校の校舎又は公民館等の公共施設等を使用する。

(2) 他の施設を使用する場合の手続

- 学校が被災し、授業を行うことが困難であり、又は不可能である場合においては、次の手続により、他の学校又は公共施設を使用し、応急教育を実施する。

ア 市町村立学校

- 市町村立学校が、隣接学校その他公共施設を利用して授業を行う場合は、次の手続により当該施設管理者の協力を得る。

区分	手続
同一市町村内の施設を利用する場合	市町村本部において、関係者が協議を行う。
同一教育事務所班管内の他市町村施設を利用する場合	① 被災市町村本部長は、地方支部教育事務所班長に対して、施設のあっせんを要請する。 ② 地方支部教育事務所班長は、対象施設の区域を管轄する市町村に協力を要請する。
他の教育事務所班管内の施設を利用する場合	① 地方支部教育事務所班長は、管内に利用すべき施設がない場合、県本部長に対しあっせんを要請する。 ② 県本部長は、要請に応じて、適当な施設の存する区域を管轄する教育事務所長に対しあっせんを要請する。 ③ 当該教育事務所長は当該市町村に協力を要請する。
県立学校の施設を利用する場合	① 地方支部教育事務所班長は、管内の市町村立施設に利用すべき施設がない場合、県本部長に対しあっせんを要請する。 ② 県本部長は、適当な隣接県立学校の校長に対し、施設を利用させるよう指示する。 ③ 県本部長は、当該地域内に適当な隣接県立学校がないときは、その地域内の適当な公共施設の利用について、その施設の管理者に協力を要請する。

イ 県立学校

- 被災した県立学校の校長は、県本部長に対し、直接、他の施設利用のあっせんを要請する。

- 県本部長は、適当な隣接県立学校の校長に対し、施設を利用させるよう指示する。
- 県本部長は、当該地域内に適当な隣接県立学校がないときは、その地域内の適当な公共施設の利用について、その施設の管理者に協力を要請する。

ウ 私立学校

- 被災した私立学校の設置者は、自ら学校教育の実施が困難な場合においては、他の私立学校設置者、市町村本部長又は県本部長に対して、教育施設及び公共施設の利用について協力を要請する。
- 他の学校又は公共施設の使用に係る協力又はあっせん要請は、次の事項を明示して行う。

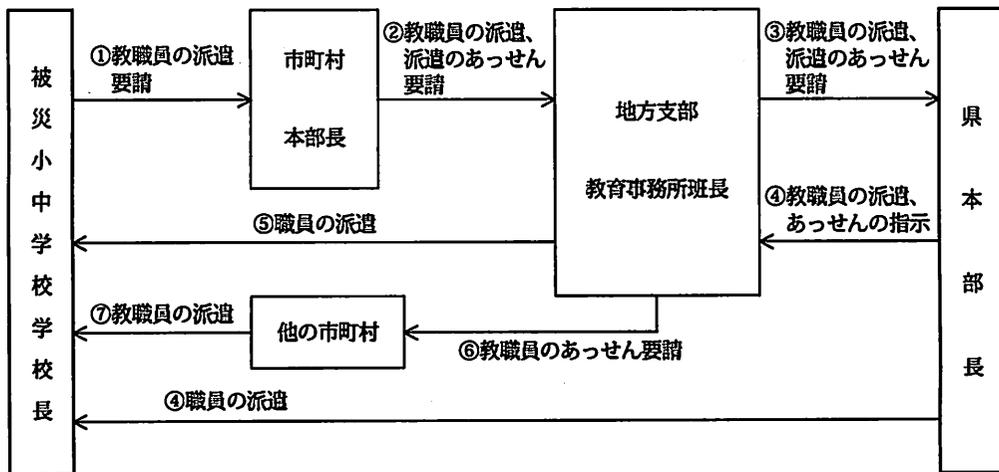
ア	あっせんを求める学校名	ウ	授業予定人員及び室数	オ	その他参考事項
イ	予定施設名又は施設種別	エ	予定期間		

2 教職員の確保

(1) 市町村立学校

- 災害により、教職員に欠員が生じた場合において、学校内で調整できないときは、次により教職員を確保する。
 - ア 学校長は、市町村本部長に対して教職員の派遣を要請する。
 - イ 市町村本部長は、地方支部教育事務所班長を通じて、県本部長に教職員の派遣又は派遣のあっせんに要請する。
 - ウ 県本部長は、県本部の職員を派遣し、又は地方支部教育事務所班長に教職員の派遣のあっせんを指示する。
 - エ 指示を受けた地方支部教育事務所班長は、班の職員を派遣し、又は管内の市町村の教職員の派遣をあっせんする。
- 市町村本部長は、上記によっても教職員を確保できない場合においては、県本部長と協議の上、教職員を臨時に採用して、必要な教職員の確保を図る。

被災小中学校に対する教職員の派遣及びあっせんの流れ



(2) 県立学校

- 災害により県立学校の教職員に欠員が生じた場合は、原則として、学校内で調整することと

するが、学校内で調整できないときは、次により教職員を確保する。

ア 校長は、直接、県本部長に対し、教職員の派遣を要請する。

イ 県本部長は、県本部の職員を派遣し、又は隣接学校の教職員を派遣する。

- 県本部長は、上記によっても教職員を確保できない場合においては、教職員を臨時に採用して、必要な教職員の確保を図る。

(3) 私立学校

- 被災した私立学校の設置者は、自ら学校教育の実施が困難な場合においては、他の私立学校設置者、市町村本部長又は県本部長に対して、教職員の確保について協力を要請する。

(4) 要請の手続

- 教職員の派遣要請は、次の事項を明示して行う。

ア 派遣を求める学校名	エ 派遣要請予定期間
イ 授業予定場所	オ その他必要な事項
ウ 教科別（中学校・高校）派遣要請人員	

3 応急教育の留意事項

- 応急教育の実施に当たっては、次の事項に留意する。
 - ア 児童、生徒の精神の安定と保健・安全に努める。
 - イ 教科書、学用品等の損失状況を把握し、児童、生徒の学習に支障のないよう配慮する。
 - ウ 教育の場が公民館等学校施設以外のときは、教育方法に留意する。
 - エ 災害に伴う交通機関の状況又は他の施設利用による通学手段の確保その他の通学に関する事項を考慮する。
 - オ 授業が不可能となる場合が予想されるときは、家庭学習の方法を講じる。
 - カ 授業が長期にわたり行うことができないときは、学校と児童、生徒との連絡網の整備を図り指示伝達事項の徹底を図る。

4 学用品等の給与

(1) 市町村立学校

- 市町村本部長は、被災児童、生徒に対して学用品等を給与する。
- 市町村本部長は、学用品等の給与が困難である場合は、地方支部教育事務所班長を通じて、県本部長に対して学用品等の調達又はあっせんを要請する。
なお、調達又はあっせんされた学用品等の輸送は、業者と市町村本部間の通常の方法による。

(2) 県立学校

ア 特別支援学校

- 校長は、前記(1)に準じて学用品等を給与する。

イ 高等学校

- 校長は、災害により教科書を失った生徒の状況をとりまとめの上、学用品等をあっせんする。

(3) 私立学校

- 私立学校の設置者は、前記(1)及び(2)に準じて、被災児童、生徒に対して学用品等を給与する。

(4) 災害救助法を適用した場合における学用品の給与

- 災害救助法を適用した場合における対象、費用の限度額及び期間等は、第 14 節「災害救助法

の適用計画」に定めるところによる。

5 授業料等の減免、育英資金の貸与

- 市町村本部長は、必要に応じて、被災した児童、生徒に対する学校納付金等の減免を行う。
- 県本部長は、校長を通じて、生徒の被災状況を調査の上、授業料が納入困難な者に対し、授業料の納入を減免する。
- 被災生徒が授業料の減免、育英資金及び奨学金の措置申請を行う場合の手続は、平常時の取扱いに準ずるが、申請に当たっては、り災証明書を添付する。

6 学校給食の応急対策

(1) 給食の実施

- 市町村本部長、県立学校長及び私立学校の設置者（以下、本節中「市町村本部長等」という。）は、次の事項に留意して、応急給食を実施する。
 - ア 給食施設、原材料等が被害を受け、平常の給食ができない場合においても、パン、ミルク等の給食を実施するように努める。
 - イ 市町村本部長は、原材料又はパン、ミルク等の補給が困難な場合は、県本部長に連絡し、その指示を受け、物資の調達を図り、実施する。
 - ウ 学校が避難所として使用され、給食施設が避難者用炊出し施設に利用されている場合には、学校給食と被災者炊出しとの調整を図る。

(2) 被害物資対策

- 県本部長は、災害により被害を受けた給食用原材料をとりまとめ、(財)県学校給食会及び給食実施者に対し、これらの処分方法について指示する。
- 市町村本部長等は、県本部長から指示があるまでの間、これらを保管する。

7 学校保健安全対策

- 市町村本部長等は、次の事項に留意して、災害時における児童、生徒の保健及び安全の確保を図る。
 - ア 欠席児童、生徒の家庭訪問等を行うことにより、事故、疾病の状況を把握する。
 - イ 学校内において、特に感染症又は中毒が発生した場合には、校医又は地方支部保健環境班長に連絡し、その判断に基づき給食の停止、休校等の処置をとるとともに、この旨を県本部長に報告する。
 - ウ 通学道路等の被害状況に応じ、登下校の安全の確保に努める。
 - エ 各学校で実施している避難訓練及び交通安全教室等の指導事項を遵守するよう指導し、事故の未然防止に努める。

8 その他文教関係の対策

(1) 社会教育施設、文化施設及び体育施設の対策

- 県本部長及び市町村本部長は、社会教育施設、文化施設及び体育施設について、被害状況の把握に努めるとともに、必要な対策を講ずる。

(2) 文化財の対策

- 県本部長は、文化財保護審議会委員の意見等を参考として、その価値を可能な限り維持するよう、所有者及び管理団体等に対して、次の事項を指示し、指導する。
 - ア 文化財の避難
 - イ 文化財の補修、修理
 - ウ 二次災害からの保護措置の実施

9 被災児童、生徒の受入れ

- 市町村本部長及び県本部長は、被災地の市町村又は都道府県の長から要請があった場合は、可能な限り、被災児童、生徒の受入れを行う。

第26節 農畜産物応急対策計画

第1 基本方針

- 1 被災地域における病害虫の発生及びまん延を予防し、農作物の被害の防止を図る。
- 2 家畜の被害を最小限に止めることができるよう、適切な措置及び指導を行う。

第2 実施機関（責任者）

実施機関	担当業務
市町村本部長	1 被災地域における病害虫防除実施 2 家畜、家きん、草地、飼料畑及び畜産施設に係る被害に対する応急措置
県本部長	1 病害虫防除に関する必要な指示指導 2 家畜伝染病緊急予防措置、防疫措置その他の応急措置 3 家畜診療 4 飼料及び集乳搬送体制の確保 5 市町村長が行う畜産応急対策措置に対する指導 6 市町村長からの畜産応援要請に応じた対策措置

〔県本部の担当〕

部	課	地方支部班	担当業務
農林水産部	農業普及技術課	農林班	病害虫防除に係る技術指導
	畜産課		畜産対策全般
	林業振興課		栽培・管理に係る技術指導
	森林整備課		病害虫防除に係る技術指導
	水産振興課	水産班	栽培・管理に係る技術指導

第3 実施要領

1 防除対策

(1) 防除の実施

- 市町村本部長は、次の事項を定め、防除措置を講ずる。

ア 防除時期
イ 防除資機材（航空機、防除機具、農薬、その他）の種類及び数量
ウ 防除体制（人員、車両等の動員、配置）

- 県本部長は、市町村本部長に対し、地方支部農林班長を通じ、防除に関する必要な指示、指導を行うとともに、市町村本部長からの応援の要請に応じて、防疫上必要な措置を講ずる。

- 市町村本部長は、業務を円滑に実施するために、次の班を編成する。

班名	担当業務
調査班	巡回調査を行い、病害虫の種類、発生区域、発生状況、まん延状況、防除状況等の把握に努める。
指導班	防除組合等の活動促進、防除技術等、防除全般について積極的に指導、普及を行い、病害虫の発生による被害防止に努める。

(2) 防除資機材の調達

- 市町村本部長は、必要な資機材、人員、車両等の確保、調達を行う。
- 市町村本部長は、防除資機材等の確保が困難な場合は、次の事項を明示し、地方支部農林班長を通じて、県本部長にその調達又はあっせんを要請する。

ア 資機材の種類別数量	ウ 調達希望日時(期間)
イ 送付先	エ その他参考事項

2 畜産対策

(1) 協力機関

- 地方支部農林班は、次の関係機関の協力を得て、畜産対策を実施する。

ア 市町村	オ 農業共済組合
イ 全国農業協同組合連合会岩手県本部	カ 獣医師会
ウ 県農業共済組合連合会	キ 地域自衛防疫協議会
エ 農業協同組合	

(2) 家畜診療班及び家畜防疫班の編成

- 地方支部農林班長は、必要に応じて「家畜診療班」及び「家畜防疫班」を編成する。
[家畜診療班及び防疫班編成表 資料編3-26-1]
- 家畜診療班及び家畜防疫班の編成は、次の基準による。

家畜診療班		家畜防疫班		備考
区分	人員	区分	人員	
班長	獣医師1名	班長	獣医師1名	地方支部農林班員及び協力機関の職員により構成
班員	獣医師5~8名	班員	獣医師5~8名	
事務職員	1名	事務職員	1名	

(3) 家畜の診療

- 災害時における家畜の診療は、次の方法により行う。
 - ア 家畜の診療は、市町村本部長が実施するが、それが困難な場合は、地方支部農林班長に応援を要請する。
 - イ 要請を受けた地方支部農林班長は、家畜診療班を現地に派遣し、応急診療を実施する。
 - ウ 家畜診療班は、必要に応じて被災地内に診療詰所を設け、常時待機する。
 - エ 応急診療の範囲は、次による。

① 診療	② 薬剤又は治療用資器材の支給	③ 治療等の処置
------	-----------------	----------

- 地方支部農林班長は、家畜の健康診断が必要と認めた場合は、被災地内に家畜診療班を派遣し、巡回して健康診断に当たる。
- 地方支部農林班長は、必要に応じ、家畜避難所を設置する。

- 地方支部農林班長は、診療実施のため必要な器材、薬品等の所要数量を県本部に報告し、その指示を得る。ただし、通信途絶又は緊急を要する場合は手持品を使用し、又は現地において確保し、県本部に報告する。

(4) 家畜の防疫

- 災害時における家畜の防疫は、家畜伝染病予防法及び家畜防疫対策要綱（平成11年4月12日付け11畜A第467号農林水産省畜産局長通達）の関係規定により実施する。

ア 畜舎等の消毒（家畜伝染病予防法第9条及び第30条）

- ① 地方支部農林班長は、家畜防疫班を被災地域に派遣し、実施する。
- ② 必要な薬剤、器材等については、地方支部農林班の手持品を使用する。
ただし、手持品が不足するときは、県本部長に報告し、県本部を通じて入手し、又は配置する。

イ 緊急予防注射の実施（家畜伝染病予防法第6条及び第31条）

- ① 地方支部農林班長は、家畜防疫班を被災地域に派遣し、実施する。
- ② 県本部長は、時期を失しないよう、ワクチン等の確保に努める。

ウ その他の防疫措置

地方支部農林班長は、家畜の死亡、家畜伝染病のまん延の防止等の措置が必要と認めた場合は、家畜伝染病予防法の定めるところにより実施する。

(5) 家畜の避難

- 水害による浸水等災害の発生が予想され、又は発生したときの家畜の避難は、次の方法により行う。

ア 地方支部農林班長は、市町村その他の協力機関と連絡し、避難場所等について指導する。

イ 市町村本部長は、地方支部農林班長から連絡を受け、又は家畜を避難させる必要を認めるときは、家畜飼育者等に家畜を避難させるよう指導する。

(6) 飼料等の確保

- 避難家畜に対する飼料、藁等が現地において調達できないときは、次の方法により確保する。

ア 市町村本部長は、地方支部農林班長に確保のためのあつせんを要請する。

イ 地方支部農林班長は、所管区域内において調達できない場合は、県本部長に報告する。

ウ 県本部長は、政府保有の麦類、ふすま等の放出を要請するほか、県経済農業協同組合連合会又は大口の飼料取扱業者に対して、必要数量の確保、供給について要請する。

エ 各機関は、要請に当たっては、次の事項を明示して行う。

- ① 要請する飼料の種類及び数量 ② 納品又は引継の場所及び時期 ③ その他必要事項

(7) 青刈飼料等の対策

- 市町村本部長は、風水害により飼料作物、牧草等が被害を受けた場合は、次の応急措置を実施する。

ア 全滅又は回復の見込みがない場合は、速やかに再播措置について指導する。

イ 一部の被害で回復の見込みのあるものは、即効性の液肥を使用し、成育の促進をするよう指導する。

ウ 災害発生時において、飼料作物、牧草等の種子及び肥料を確保することができない場合は、地方支部農林班長を通じて、県本部長に確保のためのあつせんを要請する。

(8) 牛乳の集乳対策

- 市町村本部長は、酪農家が生産した牛乳が、災害に伴う交通途絶等により集乳運搬ができない場合は、地方支部農林班長に対し、集乳運搬について協力を要請する。
- 地方支部農林班長は、受入れ業者その他関係機関と連絡し、牛乳処理施設への搬送ができるよう協力を要請する。

第27節 公共土木施設・鉄道施設等応急対策計画

第1 公共土木施設

1 基本方針

公共の福祉と円滑な応急対策の実施を確保するため、被災した道路施設、河川管理施設、海岸保全施設、砂防等施設、港湾施設、漁港施設、空港施設等について、速やかに応急措置及び応急復旧を実施する。

2 実施機関（責任者）

公共土木施設に係る被害状況の把握、応急措置及び応急復旧の実施機関（責任者）は、次のとおりとする。

(1) 道路施設

実施機関	担当区分
国土交通省（岩手河川国道事務所、三陸国道事務所）	一般国道のうち、国土交通省東北地方整備局関係国道事務所所管の道路施設（国道4号、45号、46号及び283号）
東日本高速道路(株)（十和田・盛岡・北上・古川・八戸・秋田管理事務所）	東日本高速道路(株)東北支社所管の東北自動車道、八戸自動車道及び秋田自動車道の道路施設
県	一般国道のうち、国土交通省東北地方整備局関係事務所所管以外の道路施設及び県道の道路施設
市町村	市町村道の道路施設

(2) 河川管理施設

国土交通省（岩手河川国道事務所）	北上川水系の国土交通大臣管理区間の河川管理施設
国土交通省（北上川ダム統合管理事務所四十四田・御所・田瀬・湯田・石淵ダム管理支所）	四十四田ダム、御所ダム、田瀬ダム、湯田ダム、石淵ダムの河川管理施設
県	一級河川の指定区間及び二級河川の河川管理施設
市町村	準用河川及び普通河川の河川管理施設

(3) 海岸保全施設

国土交通省（東北地方整備局釜石港湾事務所）	東北地方整備局釜石港湾事務所所管の海岸保全施設
県	県管理の海岸保全施設
市町村	市町村管理の海岸保全施設

(4) 砂防等施設

国土交通省（岩手河川国道事務所）	直轄砂防指定地の砂防施設
------------------	--------------

県	砂防指定地、地すべり防止区域及び急傾斜崩壊危険区域の砂防等施設
---	---------------------------------

(5) 港湾施設、漁港施設

国土交通省（東北地方整備局釜石港湾事務所）	東北地方整備局釜石港湾事務所所管の港湾施設
県	県管理の港湾施設又は漁港施設
市町村	市町村管理の漁港施設
第二管区海上保安本部（八戸海上保安部、釜石海上保安部、宮古海上保安署）	航路、泊地

(6) 空港施設

県	花巻空港
---	------

[県本部の担当]

区分	部	課	地方支部班	担当業務
(1) 道路施設	県土整備部	道路環境課	土木班	各公共土木施設に係る被害状況調査及び応急対策の実施
(2) 河川管理施設	県土整備部	河川課	土木班	
(3) 国土交通省所管海岸保全施設	農林水産部	河川課	土木班	
		農村建設課	農林班	
		漁港漁村課	水産班	
(4) 砂防等施設	県土整備部	砂防災害課	土木班	
(5) 港湾施設漁港施設	県土整備部	港湾課	土木班	
	農林水産部	漁港漁村課	水産班	
(6) 空港施設	県土整備部	空港課	土木班	

3 実施要領

(1) 共通事項

ア 被害状況の把握及び連絡

- 実施機関は、被害の発生状況を把握し、県本部その他の防災関係機関に連絡するとともに、その後の応急対策の活動状況等について、随時、連絡する。

イ 二次災害の防止対策

- 実施機関は、クラック発生箇所の調査等を行い、二次災害の防止のための応急復旧を実施する。

ウ 要員及び資機材の確保

- 実施機関は、必要な要員及び資機材を確保するため、相互に融通、調達、あっせん等の手段を講ずるとともに、あらかじめ、災害時における応援協定の締結等、関係業者、団体等の協力を得られる体制を整備する。
- 実施機関相互又は関係業者等に対する応援協力要請は、次の事項を明示して行う。

① 資機材の種類及び数量	③ 場所	⑤ 作業内容
② 職種別人員	④ 期間	⑥ その他参考事項

エ 関係機関との連携強化

- 実施機関は、応急復旧の実施に当たっては、広域的な応援体制をとるよう努める。
- 障害物の除去等に係る応急復旧に当たっては、警察、消防機関、自衛隊、占用工作物管理者等の協力を得て実施する。

(2) 道路施設

- 実施機関は、関係機関と速やかに協議、調整の上、災害の態様と緊急度に応じて、緊急輸送道路を重点的に応急復旧を実施する。

(3) 港湾施設、漁港施設

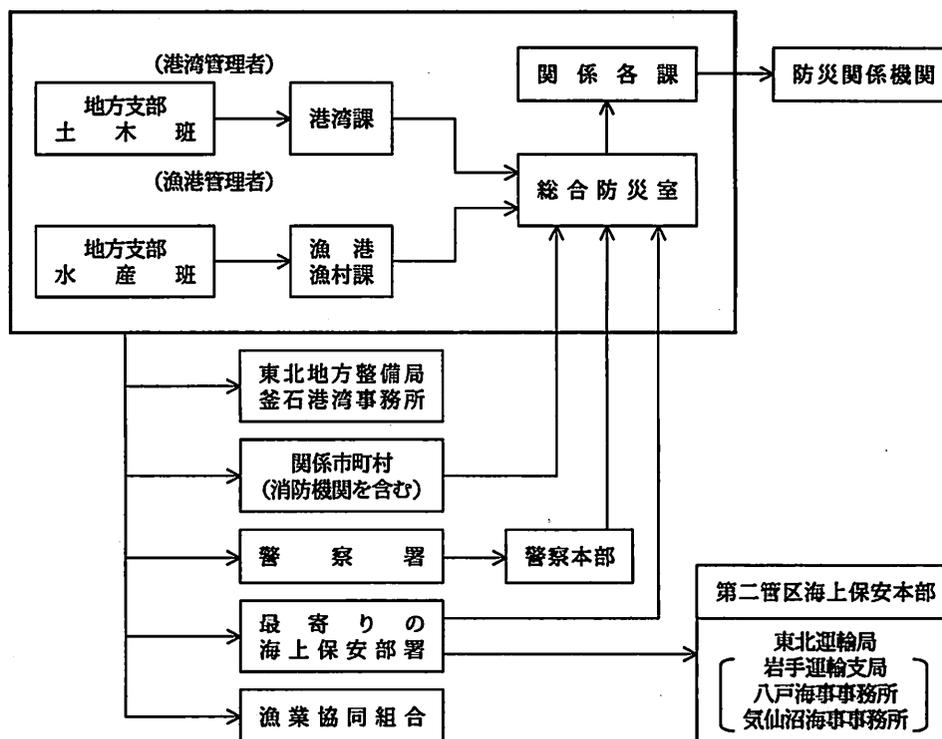
ア 船舶に対する危険通報

- 実施機関は、その所管する区域内の航路等について、沈船、漂流物等により船舶の航行が危険と認められる場合は、県本部その他の防災関係機関に連絡する。

イ 防災措置の共同実施等

- 港湾管理者及び漁港管理者は養殖筏繫留者、木材集積業者及び在港船舶管理責任者に対し、海上保安部署長は在港船舶管理責任者に対し、防災措置に関する必要な指導を行う。
- 市町村本部長は、他の実施機関が行う防災措置に対し、協力を行うこととし、必要に応じて、漁業団体、港湾荷役業者、船舶所有者等の協力を求める。

港湾施設、漁港施設に係る連絡系統図



ウ 養殖筏繫留者等の措置

- 養殖筏繫留者、木材集積業者及び在港船舶の管理者は、台風、高潮、津波、強風等による被害拡大を防止するため、必要な措置を講ずる。

エ 海上輸送路の確保

- 実施機関は、関係機関と速やかに協議、連絡の上、災害対策用埠頭を決定し、重点的に応急復旧を実施する。
- 実施機関は、緊急物資、派遣要員等の海上からの輸送路を確保するため、航路、泊地等における沈船、漂流物等の障害物を除去する。

(4) 空港施設

- 実施機関は、関係機関と速やかに協議、連絡の上、空港施設の機能の維持又は回復のための応急復旧を実施する。

第2 工業用水道施設

1 基本方針

工業用水の供給を確保するため、被災した工業用水道施設について、速やかに応急措置及び応急復旧を実施する。

2 実施機関（責任者）

実施機関	担当業務
県、市町村	所管する工業用水道施設の被害状況の把握並びに応急措置及び応急復旧

[県本部の担当]

部	課	地方支部班	担当業務
企業部	業務課	—	県営工業用水道施設に係る被害状況調査及び応急対策の実施

3 実施要領

(1) 被害状況の把握及び連絡

- 実施機関は、被害の発生状況を把握し、県本部その他の関係防災機関に連絡するとともに、その後の応急対策の活動状況等について、随時、連絡する。

(2) 要員及び資機材の確保

- 実施機関は、必要な要員及び資機材を確保するため、相互に融通、調達、あっせん等の手段を講ずるとともに、工事業者等の協力を得られる体制を整備する。
- 実施機関は、応急復旧の実施に当たっては、広域的な応援体制をとるよう努める。

(3) 優先的に復旧する施設

- 優先的に復旧する施設は、次のとおりとする。

区分	施設
供給側施設	取水塔、浄水場、送配水管、水管橋

(4) 供給の再開

- 工業用水供給の再開は、所定の点検実施により各設備の安全性を確認し、需要家に連絡、確認した上で行う。

第3 鉄道施設

1 基本方針

乗客の安全と交通を確保するため、被害状況を的確に把握するとともに、旅客の避難誘導及び被害箇所の早期復旧を実施する。

2 実施機関（責任者）

実施機関	担当業務
東日本旅客鉄道(株)盛岡支社 日本貨物鉄道(株)東北支社 三陸鉄道(株) IGR いわて銀河鉄道(株)	被災状況の把握 応急措置及び応急復旧

[県本部の担当]

部	課	地方支部班	担当業務
政策地域部	地域振興室	—	鉄道施設に係る被害状況の把握

3 実施要領

(1) 活動体制

- 実施機関は、災害の状況に応じ、災害対策本部又は現地対策本部を設置し、応急活動を行う。
- 応急措置の連絡指示、被害情報の収集等の通信連絡は、列車無線、指令電話、鉄道電話等を利用するとともに、必要に応じ、無線車、移動用無線機を利用する。

(2) 発災時の初動措置

ア 列車の措置

- 乗務員は、地震を感知したときは、高い盛土区間、深い切取区間、橋りょうの上など危険と思われる箇所を避けて、速やかに列車を停止させる。
- 状況に応じ、旅客の避難、救出救護の要請を行うとともに、駅又は輸送指令に必要事項を通報する。

イ 保守担当区の措置

- 地震により、列車の運転に支障が生ずる事態の発生又は発生が予想される場合は、線路、トンネル、橋りょう、重要建築物、信号保安設備等の巡回、固定警備を行う。

ウ 駅の措置

- 駅長は、震度に応じて、列車防護及び運転規制を行う。
- 駅長は、地震発生と同時に営業を中止し、速やかに情報収集を行い、必要に応じ、救護所の開設、医療機関の救援を要請する。

(3) 旅客の避難誘導及び救出救護

ア 避難誘導

- 駅長及び乗務員は、旅客に対し、被害状況等の広報を積極的に行い、避難について駅員の指示に従うよう、協力を求める。

- 乗務員は、被災状況、救出救護の手配、避難場所、その他必要事項について、駅又は輸送指令に連絡する。

イ 救出救護

- 駅長及び乗務員は、列車の脱線、転覆、建造物の崩壊等により死傷者が発生したときは、直ちに、救出救護活動を行う。
- 災害対策本部長は、災害の状況に応じ、直ちに、救護班の派遣を指示する。
- 現地対策本部長は、現地職員を指揮し、医療機関と連携し、救出救護活動に当たる。

(4) バス事業者との連携強化

- 旅客の避難誘導及び代替輸送に当たっては、バス事業者による営業用バス車両の提供等の協力を得て行う。

(5) 応急復旧

- 実施機関は、鉄道施設が被災した場合には、被害の状況を勘案し、内部による復旧工事のほか、外注工事により、速やかに応急復旧を実施する。
- 実施機関は、必要な要員及び資機材を確保するため、相互に融通、調達、あっせん等の手段を講じる。
- 実施機関相互の応援協力要請は、次の事項を明示して行う。

① 資機材の種類及び数量	③ 場所	⑤ 作業内容
② 職種別人員	④ 期間	⑥ その他参考事項

第28節 ライフライン施設応急対策計画

第1 基本方針

- 1 電力、ガス、上下水道、電気通信施設等のライフライン施設の事業者又は管理者及び石油等燃料の供給事業者は、災害時における活動体制を確立するとともに、相互に連携を図りながら、応急対策を実施し、ライフライン及び必要な燃料の確保を図る。
- 2 県本部長は、停電その他の事由によりライフライン施設等の稼働の継続や県民の生活の維持のため燃料の確保が必要な場合は、岩手県石油商業協同組合その他の業界団体等に対し、その供給を要請し、必要に応じて、東北経済産業局長にその確保を要請する等により、燃料の確保ができるよう調整に努める。

第2 実施機関（責任者）

1 電力施設

実施機関	担当業務
県本部長	1 所管する電力施設に係る被災状況の把握 2 被災した電力施設に係る応急措置及び応急復旧の実施 3 被災地域における広報の実施
東北電力（株）岩手支店	
電源開発（株）東和電力所	

〔県本部の担当〕

部	課等	地方支部班	担当業務
総務部	総合防災室	—	電力施設の応急措置に係る自衛隊の災害派遣要請
環境生活部	環境生活企画室	—	1 東北電力（株）岩手支店及び電源開発（株）東和電力所関係電力施設における被害状況及び応急対策の実施状況に係る情報収集 2 電気事業者に対する応急対策要員、資機材及びその輸送に係るあっせん
企業部	業務課	—	県営電力関係施設に係る被害状況調査及び応急対策の実施

2 ガス施設

実施機関	担当業務
ガス供給事業者	1 所管するガス供給施設に係る被災状況の把握 2 被災したガス供給施設に係る応急措置及び応急復旧の実施 3 需要家等に対する広報の実施

[県本部の担当]

部	課等	地方支部班	担当業務
総務部	総合防災室	総務班	1 ガス供給施設に係る被害状況及び応急対策の実施状況に係る情報収集 2 ガス事業者に対する応急対策要員、資機材及びその輸送に係るあっせん

3 上下水道施設

実施機関	担当業務
市町村本部長	1 所管する上下水道施設に係る被災状況の把握 2 被災した上下水道施設に係る応急措置及び応急復旧の実施
県本部長	1 上下水道施設に係る被災状況の把握 2 被災した上下水道施設に係る応急措置及び応急復旧の実施

[県本部の担当]

部	課等	地方支部班	担当業務
総務部	総合防災室	—	上下水道の復旧対策に係る他の都道府県に対する応援要請
環境生活部	県民くらしの安全課	保健環境班	1 上水道施設に係る被害状況及び応急対策の実施状況に係る情報収集 2 水道事業者に対する応急対策要員、資機材及びその輸送に係るあっせん
県土整備部	下水環境課	土木班	下水道施設に係る被害状況の把握
		北上川上流域下水道事務所班	県管理の下水道施設に係る応急措置及び応急復旧の実施

4 電気通信施設

実施機関	担当業務
東日本電信電話(株)岩手支店 エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ(株) (株)エヌ・ティ・ティ・ドコモ KDDI(株)	1 所管する電気通信施設に係る被災状況の把握 2 被災した電気通信施設に係る応急措置及び応急復旧の実施

[県本部の担当]

部	課等	地方支部班	担当業務
政策地域部	地域振興室	—	通信施設に係る被害状況の把握

第3 実施要領

1 電力施設

(1) 防災活動体制

ア 非常災害対策本部の設置

- 民間電気事業者（以下、本節中「電気事業者」という。）は、大規模な災害が発生した場合においては、迅速かつ的確な対策を実施するため、非常災害対策本部を設置する。

〔電力施設現況一覧表 資料編3-28-1〕

- 非常災害対策本部の編成に当たっては、夜間、休日等の緊急呼出し及び交通、通信機能の途絶時においても対応できるよう、応急対策要員の指名、連絡方法、出動方法等について検討の上、適切な活動組織とするよう留意する。

イ 対策要員の確保

- 電気事業者は、災害の規模及び状況に応じて、おおむね、次の区分により防災体制をとる。

体制区分	災害の規模及び状況
警戒体制	災害の発生に備え、連絡体制をとるべきと判断される場合
第1非常体制	災害の発生が予測され、復旧体制を整えるべきと判断され又は災害が発生し、必要と認める場合
第2非常体制	大規模な災害が発生し、第1非常体制での復旧が困難な場合

- 電気事業者は、その体制区分に応じて、必要とする要員について出動を指示する。
- 非常災害対策要員は、次により迅速に行動する。
 - ① 非常体制の発令がなされると予想される場合においては、災害情報に留意の上、非常体制の発令に備える。
 - ② 非常体制の発令があった場合においては、速やかに所属する対策組織に出動し、非常災害対策活動に従事する。
 なお、非常災害対策本部への出動が困難である場合においては、あらかじめ、定められた最寄りの事業所に出動し、当該事業所において非常災害対策活動に従事する。
 - ③ 非常体制の伝令がなされたと判断される場合においては、自主出動し、非常災害対策活動に従事する。
- その他の職員は、非常災害に対する安全対策を実施し、可能な限り通常業務に従事する。

ウ 情報連絡活動

- 電気事業者は、定時に、被災電力施設等から、次の情報を収集する。
 - ① 一般情報等
 - ・ 気象等に関する情報
 - ・ 一般被害情報
 - ・ 停電による主な影響の状況
 - ・ 国及び地方公共団体の災害対策本部等、官公庁、報道機関及び被災地域への対応状況
 - ② 自社被害情報等
 - ・ 自社施設等の被害情報及び復旧状況
 - ・ 他の事業者からの応援要員及び資機材等の派遣状況
 - ・ 人身災害及びその他の災害発生状況

・ その他の災害に関する情報

- 電気事業者は、上記により収集した被害情報について、第4節「情報の収集・伝達計画」に定めるところにより、県本部長その他の防災関係機関に対して連絡する。

(2) 応急対策

ア 資材の調達、輸送

- 電気事業者は、自ら保有する予備品、貯蔵品等の在庫量を確認し、調達を必要とする資材については、次の方法により確保する。
 - ① 現地調達
 - ② 電力事業所相互間による流用
 - ③ 納入メーカーからの購入
 - ④ 他の電気事業者からの融通
- 非常災害対策本部と被災電力施設との通信が途絶し、相当の被害が予測される場合においては、非常災害対策本部において復旧資材所要数量を想定し、被災電力施設に対して緊急出荷する。
- 資材が不足する場合は、工事業者、メーカー、他の電気事業者等に対し、応援を要請する。
- 被災電力施設への資材の輸送は、あらかじめ供給契約をしている関係業者の保有する車両、船艇等により行う。なお、輸送力が不足する場合においては、他の電気事業者に対して応援を要請し、輸送力の確保を図る。
- 電気事業者は、応急対策に関し広域的応援体制をとるよう努める。
- 県本部長は、各電気事業者から応急対策要員、応急対策資材及びその輸送等のあっせん要請があった場合は、その確保、あっせんに協力するとともに、状況に応じて、第11節「自衛隊災害派遣要請計画」に定めるところにより、自衛隊の災害派遣要請を行う。

イ 危険予防措置の実施

- 電気事業者は、電力需要の実態を考慮し、災害時においても原則として送電を継続するが、次の場合においては、送電を停止する。
 - ① 送電を継続することが危険と認められるとき
 - ② 警察署、消防機関等関係機関から送電停止の要請があったとき
- 送電の停止に当たっては、被害状況及び被災地域に及ぼす影響を十分考慮し、範囲の縮小、時間の短縮に努める。
- 電気事業者は、技術員を派遣し、電気施設保安のため必要な措置を講ずる。

ウ 応急工事の実施

- 電気事業者は、応急工事の実施に当たっては、次の施設を優先して行うほか、災害状況、各施設の応急工事の難易等を勘案して、電力供給上、復旧効果の最も大きい施設から実施する。

- | | | | |
|--------------|--------|----------|-------|
| ① 災害応急対策実施機関 | ② 医療施設 | ③ 社会福祉施設 | ④ 避難所 |
|--------------|--------|----------|-------|

エ 災害時における電力の融通

- 電気事業者は、災害時における電力融通計画を定めるとともに、「全国融通電力受給契約」及び「二社融通電力受給契約」等に基づいて、相互に電力を融通する。

(3) 復旧対策

- 電力施設の復旧に当たっては、恒久的復旧を原則とするが、災害の規模、設備の重要度、被害の状況等により止むを得ないと判断される場合においては、応急復旧を行う。

- 各設備の復旧は、災害状況、被害状況、被害復旧の難易等を勘案して、電力供給上、復旧効果の大きい施設から、おおむね、次に定める復旧順位により実施する。

ア 水力発電設備

- ① 系統に影響の大きい発電所
- ② 当該地域に対する電力供給上支障を生じる発電所
- ③ 早期に処置を講じない場合において、復旧が一層困難になるおそれのある発電所
- ④ その他の発電所

イ 送電設備

- ① 全回線送電不能の主要線路
- ② 全回線送電不能のその他の線路
- ③ 一部回線送電不能の主要線路
- ④ 一部回線送電不能のその他の線路

ウ 変電設備

- ① 主要幹線の復旧に関する送電用変電所
- ② 都市部に送配電する送電系統の中間変電所
- ③ 重要施設に配電する配電用変電所

エ 配電設備

- ① 病院、交通、通信、報道機関、水道、ガス、官公庁等の公共機関、広域避難場所、その他重要施設への供給回線
- ② その他の回線

オ 通信設備

- ① 非常災害用通信回線
- ② 給電指令回線並びに制御監視及び系統保護回線
- ③ 保守用回線等

(4) 道路管理者等との連携

- 電気事業者は、各設備の復旧工事に当たっては、道路管理者等の関係機関と相互に連携を図る。

(5) 災害広報

- 被災地域における広報は、復旧状況、事故防止を主体として、広報車、報道機関等を通じて行う。
- 電気事業者は、被災地域における相談及び事故防止を図るため、移動相談所を開設する。

(6) 公営電気事業者の措置

- 公営電気事業者は、上記に準じて、その体制等を整備する。

2 ガス施設

(1) 防災活動体制

ア 非常災害対策本部の設置

- ガス事業者は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合においては、迅速かつ的確な対策を実施するため、非常災害対策本部を設置する。

[都市ガス事業者一覧表

資料編 3-28-2]

[都市ガスの状況

資料編 3-28-3]

[液化石油ガス充てん所・オートガススタンド・充てん設備の所在地 資料編3-28-4]

- 非常災害対策本部の編成に当たっては、夜間、休日等の緊急呼出し及び交通、通信機能の途絶時においても対応できるよう、応急対策要員の指名、連絡方法、出動方法等について検討の上、適切な活動組織とするよう留意する。

イ 対策要員の確保

- ガス事業者は、災害の規模及び状況に応じて、おおむね、次の区分により非常災害対策本部を設置する。

体制区分	災害の規模及び状況
第1次非常体制	被害又は被害予想が軽度又は局部の場合
第2次非常体制	被害又は被害予想が中程度の場合
第3次非常体制	被害又は被害予想が甚だしい場合

ウ 情報連絡活動

- ガス事業者は、収集した被害情報について、第4節「情報の収集・伝達計画」に定めるところにより、県本部長その他の防災関係機関に対して連絡する。

(2) 応急対策

ア 災害時の初動措置

- ガス事業者は、災害時における初動措置として、次の措置を実施する。
 - ① 県本部、報道機関等からの被害情報等の収集
 - ② 事業所設備等の点検
 - ③ 製造所、整圧所における送出入量の調整又は停止
 - ④ ガス導管網の地域ブロック化及び被害状況に応じた減圧処理
 - ⑤ その他、状況に応じた措置

イ 応急措置

- ガス事業者は、応急措置として、次の措置を実施する。
 - ① 各事業所が有機的な連携を図り、施設の応急措置にあたるよう指示する。
 - ② 施設を点検し、機能及び安全性を確認するとともに、必要に応じて調整修理する。
 - ③ 供給停止地域について、供給可能な範囲で供給切替え等を行い、速やかなガス供給再開に努める。
 - ④ その他、現場の状況により適切な措置を行う。
- 応急措置の実施に当たっては、次の施設を優先して行う。

① 災害応急対策実施機関	② 医療施設	③ 社会福祉施設	④ 避難所
--------------	--------	----------	-------

ウ 資機材の調達

- ガス事業者は、自ら保有する資機材の在庫量を確認し、調達を必要とする資機材は、次の方法により確保する。
 - ① 取引先、メーカー等からの調達
 - ② 各事業所相互間における流用
 - ③ 他のガス事業者からの応援融通
- 県本部長は、ガス事業者から応急対策要員及び応急対策資機材及びその輸送等のあっせん要請があった場合は、その確保、あっせんに協力する。

(3) 復旧対策

ア ガス施設の復旧活動

- ガスの供給を停止した場合における復旧作業については、二次災害を防止するため、次により作業を進める。

① 製造所の復旧

ガスの製造、供給を一時又は一部停止した場合は、所定の点検計画に基づき、施設の点検、補修を行い、各施設の安全性を確認した後、標準作業に基づいてガスの製造、供給を開始する。

② 整圧所の復旧

ガスの受入、送出を一時又は一部停止した場合は、所定の点検計画に基づき、施設の点検、補修を行い、各設備の安全性を確認した後、標準作業に基づいて供給を再開する。

③ 中圧導管の復旧

- ・ 区間遮断
- ・ 漏洩箇所の修理
- ・ 気密試験（漏洩箇所の発見）

④ 低圧導管と需要家設備の応急復旧

- ・ 閉栓確認作業
- ・ 被災地域の復旧ブロック化
- ・ 復旧ブロック内巡回点検作業
- ・ 復旧ブロック内の漏洩検査
- ・ 本支管の漏洩箇所の修理
- ・ 本支管混入空気除去
- ・ 管内の検査及び修理
- ・ 点火・然焼試験
- ・ 開栓

イ 再供給時の事故防止措置

- ガス供給の再開に当たっては、二次災害の発生を防止するため、次により作業を進める。

① 製造施設

所定の点検計画に基づき、各種施設の点検を実施し、必要に応じ、補修を行い、各設備の安全性を確認した後、標準作業に基づいて、ガスの製造、供給を再開する。

② 供給施設

ガス再供給時のガス漏洩等による二次災害を防止するための点検措置を行う。

③ 需要家施設

各需要家の管内検査及びガスメーターの個別点検試験を実施し、ガスの燃焼状態が正常であることを確認した後、使用再開する。

(4) 道路管理者等との連携

- ガス事業者は、各設備の復旧工事に当たっては、道路管理者等の関係機関と相互に連携を図る。

3 上水道施設

(1) 防災活動体制

ア 給水対策本部の設置

- 市町村本部長は、災害が発生した場合において、必要な対策を迅速かつ円滑に実施するため、本部内に「給水対策本部」を設置し、県本部と密接な連携を図りながら、応急対策を実施する。
- 給水対策本部の編成に当たっては、夜間、休日等の緊急呼出し及び交通、通信機能の途絶時においても対応できるよう、応急対策要員の指名、連絡方法、出勤方法等について検討の上、

適切な活動組織とするよう留意する。

イ 動員体制の確立

- 市町村本部長は、災害時における飲料水の確保、復旧及び情報連絡活動に従事する要員を確保するため、各事業所別に配備体制を確立するものとし、職員を指名の上、担当業務をあらかじめ指定する。
- 指名職員は、勤務時間外において、災害が発生した場合においては、被害状況に応じて、所属事業所又は最寄りの事業所に自主参集の上、応急対策に従事する。

ウ 関係機関及び関係業者との協力体制の確立

- 市町村本部長は、あらかじめ、復旧対策に必要な要員及び資機材について、請負会社及び指定給水装置工事事業者等と応援協定を締結するなど、協力体制を確立する。

(2) 情報連絡活動

- 市町村本部長は、水道施設の被災時における情報連絡の手段、時期、内容等について、あらかじめ定める。
- 市町村本部長は、水道施設に被害が発生した場合は、第4節「情報の収集・伝達計画」に定めるところにより、県本部長に報告する。

ア 通信手段

- 一般加入電話が使用できない場合における給水対策本部内における連絡は、通信の疎信状況を勘案し、おおむね、次の通信手段を用いて行う。
 - ・ 防災行政無線
 - ・ 水道業務用無線

イ 通信時期、内容等

- 給水対策本部における連絡は、緊急連絡事項を除く、あらかじめ定めた時間及び内容形式により行う。

(3) 応急対策

ア 復旧対策用資機材の整備

- 復旧対策に必要な管、弁水の材料は、平常業務との関連において、保有しておくことが適当なものについては、水道事業者が事前に確保しておく。
- 水道施設の被災により材料が不足した場合には、メーカー及び他の水道事業者等から調達するとともに、あらかじめ、応援協定を締結している関係会社等から調達する。
- 市町村本部長は、必要な材料を調達できない場合においては、地方支部保健環境班長を通じて、県本部長に対して応援を要請する。

イ 施設の点検

- 市町村本部長は、災害が発生した場合は、次により水道施設、工事現場等を点検し、被害状況を把握する。
 - ① 貯水、取水、導水、浄水施設及び給水所等の被害調査は、各施設ごとに実施する。
 - ② 管路等については、巡回点検を実施し、水圧状況及び漏水、道路陥没等の有無及びその程度のほか、地上構造物の被害状況の把握に努める。
 - ③ 次の管路等については、優先的に点検する。
 - ・ 主要送配水管路
 - ・ 貯水槽及びこれに至る管路

- ・ 河川、鉄道等の横断箇所
- ・ 都市機能を維持するための重要施設である発電所、変電所及び後方医療機関等に至る管路

ウ 応急措置

○ 市町村本部長は、二次災害の発生のおそれがある場合又は被害が拡大するおそれがある場合においては、被災水道施設が復旧するまでの間、次の措置をとる。

① 取水、導水、浄水施設及び給水所

○ 取水塔、取水堰等の取水施設及び導水施設に亀裂、崩壊等の被害が生じた場合においては、必要に応じて取水・導水の停止又は減量を行う。

② 送・配水管路

○ 漏水により道路陥没等が発生し、道路交通上、非常に危険であると判断される箇所については、断水処置をし、道路管理者等との協力を得て、保安柵等による危険防止措置を可能な限り実施する。

○ 管路の被害による断水区域を最小限に止めるため、配水調整を行う。

③ 給水装置

○ 倒壊、焼失し、又は所有者が不明な家屋に係る給水装置の漏水は、仕切弁により閉栓する。

(4) 復旧対策

ア 取水・導水施設等の復旧

- 取水・導水施設の復旧を、最優先で行う。
- 浄水施設の被害のうち、施設の機能に重要な影響を及ぼすものについては、速やかに復旧活動を行う。

イ 送・配水管路の復旧

- 復旧に当たっては、随時、配水系統などの変更を行いながら、あらかじめ定めた順位に基づき、被害の程度、復旧の難易、被害箇所の重要度及び浄水場・給水所の運用状況等を考慮して給水拡大のために最も有効な管路から順次、復旧対策を実施する。
- 復旧に当たっては、災害復旧を原則とするが、復旧用資機材の調達状況、復旧体制、復旧の緊急度等を勘案し、必要と認めた場合においては、仮配管、路上配管等の仮復旧を実施する。
- 送・配水管路の復旧の優先順位は、次のとおりとする。

優先区分	内容
第1次指定路線	送水管及び主要配水幹線として指定された給水上重要な管路
第2次指定路線	重要配水管として指定した第一次指定路線に準ずる管路及び給水拠点へ至る管路

ウ 給水装置の復旧

- 公道内の給水装置の復旧は、配水管の復旧及び通水と並行して実施する。
- 一般住宅等の給水装置の復旧は、その所有者等からの修繕申込みがあったものについて実施する。この場合において、緊急度の高い医療施設、人工透析治療施設、冷却水を要する変電所などを優先して実施する。
- 配水に支障を及ぼす給水装置の復旧については、申込みの有無にかかわらず実施する。

(5) 道路管理者等との連携

- 市町村本部長は、各施設の復旧工事に当たっては、道路管理者等の関係機関と相互に連携を図る。

(6) 災害広報

- 住民等に対する広報は、復旧状況を主体として、広報車、報道機関等を通じて行う。
- 市町村本部長は、被災地域における住民等の苦情、相談を受け付けるため、移動相談所を開設する。

4 下水道施設

(1) 災害時の活動体制

- 県本部長及び市町村本部長（以下、本節中「県本部長等」という。）は、県本部等の配備体制に基づいて、関係職員の配置を行い、下水道施設の被害に対して、迅速に応急対策活動を実施する。

(2) 応急対策

ア 災害復旧用資機材の確保

- 県本部長等は、発電機、空気圧縮機、水中ポンプ、コンクリートブレーカー、土のう等の資機材の確保に努める。
- 県本部長等は、必要に応じて、第10節「県、市町村等応援協力計画」に定めるところにより、他の都道府県等に応援を要請する。
- 下水道施設の被災により材料が不足した場合には、メーカー及び他の下水道関係事業者等から調達するとともに、あらかじめ、応援協定を締結している関係会社等から調達する。

イ 応急措置

- ポンプ場、処理場において、停電によりポンプの機能が停止した場合においては、非常用発電機によってポンプ運転を行い、排水不能の事態が起こらないよう対処する。
- 各施設の点検を行い、管渠の被害に対しては、箇所、程度に応じて応急措置を実施する。
- 工事施行中の箇所については、請負業者に被害を最小限に止めるよう指揮監督するとともに、必要に応じて現場要員、資機材の補給を行わせる。

(3) 復旧対策

- 下水道施設に被害が発生した場合においては、主要施設から順次復旧を図るものとし、復旧順序については、処理場、ポンプ場、幹線管渠等の主要施設の復旧に努め、その後、枝線管渠、取付管等の復旧を行う。

ア 処理場・ポンプ場

- 処理場・ポンプ場において、停電が発生した場合においては、各所で保有する非常用発電機、ディーゼルエンジン直結ポンプ等により排水機能を確保し、電力の復旧とともに速やかに主要施設の機能回復を図る。

イ 管渠施設

- 管渠施設に破損、流下機能の低下等の被害が発生した場合においては、既設マンホールを利用したバイパス等の設置や代替管を活用して復旧に努める。

(4) 災害広報

- 住民等に対する広報は、復旧状況を主体として、広報車、報道機関等を通じて行う。

5 電気通信施設

(1) 災害時の活動体制

ア 災害対策本部の設置

- 電気通信事業者は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、必要があると認められるときは、災害対策本部を設置する。

イ 対策要員の確保

- 電気通信事業者は、災害対策本部の設置時において、業務の運営又は応急対策及び応急復旧に必要な対策要員を確保するため、あらかじめ、必要な措置を定める。

ウ 情報連絡活動

- 電気通信事業者は、電気通信施設の被災状況及び応急対策の実施状況について、第4節「情報の収集・伝達計画」に定めるところにより、県本部長その他の防災関係機関に連絡する。

(2) 応急対策

ア 資機材の調達

- 電気通信事業者は、自ら保有する予備品、貯蔵品等の在庫量を常時把握しておくとともに、調達を必要とする資機材について、速やかに確保する。
- 電気通信事業者は、応急復旧に関し、広域的応援体制をとるよう努める。

イ 情報通信手段の機能確認等

- 電気通信事業者は、災害発生後、直ちに必要な事項について、情報通信手段の機能確認等を行う。

ウ 重要通信の確保等

- 通信の疎通が著しく困難となり、重要通信を確保する必要があるときは、電気通信事業法及び電話サービス契約約款等に基づき、通話の利用制限を行う。
- 防災関係機関がその災害応急対策の実施のために行う通信については、「非常通話」及び「緊急通話」として、他の通信に優先させる。
- 防災関係機関の専用通信設備等が被災し、通信が途絶した場合は、防災関係機関の重要通信の確保を優先的に行う。
- 衛星通信等の移動回線の活用による緊急情報連絡用の回線設定に努める。
- 災害救助法が発動され、又は発動されると認められる場合は、当該地域に特設公衆電話を設置する。

(3) 復旧対策

- 電気通信事業者は、被災した電気通信施設の復旧について、次により実施する。

ア 災害復旧工事の計画、実施

① 応急復旧工事

- ・電気通信設備等を応急的に復旧する工事
- ・原状復旧までの間、維持に必要な補強、整備等の工事

② 原状回復工事

- ・電気通信設備を機能、形態において被災前の状態に復する工事

③ 本復旧工事

- ・被災の再発を防止し、設備拡張、改良工事を折り込んだ復旧工事
- ・電気通信設備が全く消滅した場合に復旧する工事

イ 復旧の順位

順位	応急する電気通信設備
第1順位	<ul style="list-style-type: none"> ・ 気象機関に設置されているもの ・ 水防機関に設置されているもの ・ 消防機関に設置されているもの ・ 災害救助機関に設置されているもの ・ 警察機関に設置されているもの ・ 防衛機関に設置されているもの ・ 輸送の確保に直接関係がある機関に設置されているもの ・ 通信の確保に直接関係がある機関に設置されているもの ・ 電力の供給の確保に直接関係がある機関に設置されているもの
第2順位	<ul style="list-style-type: none"> ・ ガスの供給の確保に直接関係がある機関に設置されているもの ・ 水道の供給の確保に直接関係がある機関に設置されているもの ・ 選挙管理機関に設置されているもの ・ 新聞社、放送事業者又は通信社の機関に設置されているもの ・ 預貯金業務を行う金融機関に設置されているもの ・ 国又は地方公共団体の機関に設置されているもの <p>(第1順位となるものを除く。)</p>
第3順位	第1順位及び第2順位に該当しないもの

(4) 災害広報

- 電気通信事業者は、通信が途絶し、又は利用制限を行った場合においては、利用者に対し、トーカー装置による案内、広報車、ラジオ、テレビ、窓口掲示等の方法により、応急復旧措置、復旧見込時期等の周知を図る。

(5) 道路管理者等との連携

- 電気通信事業者は、各設備の復旧工事に当たっては、道路管理者等の関係機関と相互に連携を図る。

第29節 危険物施設等応急対策計画

第1 基本方針

- 1 火災及びその他の災害発生時における危険物による被害の発生防止又は拡大防止を図るため、危険物施設等について、速やかに応急措置を実施する。
- 2 自衛隊の所有する資機材等により、危険物の保安措置及び除去が可能である場合は、自衛隊の災害派遣を要請する。

第2 石油类等危険物

1 実施機関（責任者）

実施機関	担当業務
危険物施設責任者	1 被災状況の把握 2 災害の発生又は拡大防止のための応急措置
市町村本部長	
県本部長	

[県本部の担当]

部	課等	地方支部班	担当業務
総務部	総合防災室	—	1 危険物災害の防除活動に係る指導及び連絡 2 消火薬剤の調達及びあっせん 3 自衛隊の災害派遣要請
公安部	警備課 地域課	警察署班	1 死傷者の救出収容 2 避難措置及び警戒区域の設定 3 交通規制の実施

2 実施要領

(1) 危険物施設責任者

ア 被害状況の把握と連絡

- 危険物施設責任者は、災害発生後、直ちに、市町村本部、消防機関等に通報するとともに、被害状況、応急対策の活動状況等について、随時、連絡する。

イ 要員の確保

- 危険物施設責任者は、防災要員を確保できるよう、あらかじめ、所内自衛防災組織を編成するとともに、災害時の要員確保対策を講ずる。

ウ 応急措置

- 危険物施設責任者は、災害の発生及び拡大を防止するため、次の措置をとる。
 - ① 危険物施設の実態に応じ、危険物の流出又は出火等のおそれのある作業を緊急に停止するとともに、施設の応急点検及び出火等の防止措置をとる。

- ② タンク破壊等により漏洩した危険物が流出、拡散しないよう防止措置をとる。
- ③ 従業員及び周辺住民に対する安全措置をとる。

エ 情報の提供及び広報

- 危険物施設責任者は、災害が発生し、事業所の周辺に被害を及ぼすおそれが生じた場合は、周辺住民に対し、災害の状況、避難の必要性等に関する情報を提供するとともに、いたずらに住民の不安を増大させないよう災害広報活動を行う。

(2) 市町村本部長

- 市町村本部長は、危険物施設管理者及び防災関係機関と連携を図りながら、第8節「消防活動計画」に定めるところにより対処する。

(3) 県本部長

- 県本部長は、第7節「公安警備計画」及び第8節「消防活動計画」に定めるところにより対処する。

第3 火薬類

1 実施機関（責任者）

実施機関	担当業務
火薬類保管施設責任者	1 被災状況の把握 2 災害の発生又は拡大防止のための応急措置
市町村本部長	
県本部長	

[県本部の担当]

部	課等	地方支部班	担当業務
総務部	総合防災室	総務班	1 火薬施設に係る被害状況調査 2 火薬施設に係る応急対策 3 火薬類災害の防除活動に係る指導及び連絡 4 消火薬剤の調達及びあっせん 5 自衛隊の災害派遣要請
公安部	警備課 地域課	警察署班	1 死傷者の救出収容 2 避難措置及び警戒区域の設定 3 交通規制の実施

2 実施要領

(1) 火薬類保管施設責任者

ア 被害状況の把握と連絡

- 火薬類保管施設責任者は、災害発生後、直ちに、市町村本部、消防機関等に通報するとともに、被害状況、応急対策の活動状況等について、随時、連絡する。

イ 応急措置

- 火薬類保管施設責任者は、災害の発生及び拡大を防止するため、次の措置をとる。
 - ① 火気の使用を停止し、状況に応じ保安関係以外の電源を切断する。

- ② 時間的余裕のある場合においては、貯蔵火薬類を他地域に搬送する。
- ③ 搬送経路が危険であるか、又は搬送する時間的余裕のない場合においては、火薬類を水中に沈める等の措置を講ずる。
- ④ 火薬庫入口、窓等を完全に密閉し、木部には防火の措置を講ずる。
- ⑤ 災害の状況により周辺住民の避難を必要と認めるときは、次の措置を講ずる。
 - ・ 災害による避難について、住民に周知する。
 - ・ 当該施設の従業員についても応急対策要員を除き、避難の措置を行う。
- 吸湿、変質、不発、半爆等のため著しく原性能若しくは原型を失った火薬類又は著しく安定度に異常を呈した火薬類は、廃棄する。
- 火薬庫が近隣の火災等により危険な状態となり、又は火薬類が煙若しくは異臭を発生し、その安定度に異常を呈したときは、直ちにその旨を警察官、消防職員・団員に通報する。

(2) 市町村本部長

- 市町村本部長は、火薬類保管施設管理者及び防災関係機関と連携を図りながら、第8節「消防活動計画」に定めるところにより対処する。

(3) 県本部長

- 県本部長は、第7節「公安警備計画」及び第8節「消防活動計画」に定めるところにより対処する。
- 総務部防災消防課長は、次の保安措置を行う。
 - ア 火薬類保管施設管理者及び消費者に対して、製造施設又は火薬庫の全部又は一部の使用の一時停止を命ずる。
 - イ 火薬類保管施設管理者、消費者、その他火薬類を取扱う者に対して、製造、販売、貯蔵、運搬、消費又は廃棄を一時禁止し、又は制限する。
 - ウ 火薬類の消費者に対して、火薬類の所在場所の変更又はその廃棄を命ずる。
 - エ 火薬類を廃棄した者に対して、その廃棄した火薬類の収去を命ずる。

第4 高圧ガス

1 実施機関（責任者）

実施機関	担当業務
高圧ガス保管施設責任者	1 被災状況の把握 2 災害の発生又は拡大防止のための応急措置
市町村本部長	
県本部長	

〔県本部の担当〕

部	課等	地方支部班	担当業務
総務部	総合防災室	総務班	1 高圧ガス施設に係る被害状況調査 2 高圧ガス施設に係る応急対策 3 高圧ガス災害の防除活動に係る指導及び連絡 4 消火薬剤の調達及びあっせん 5 自衛隊の災害派遣要請

公安部	警備課 地域課	警察署班	1 死傷者の救出収容 2 避難措置及び警戒区域の設定 3 交通規制の実施
-----	------------	------	--------------------------------------------

2 実施要領

(1) 高圧ガス保管施設責任者

ア 被害状況の把握と連絡

- 高圧ガス保管施設責任者は、災害発生後、直ちに、市町村本部、消防機関等に通報するとともに、被害状況、応急対策の活動状況等について、随時、連絡する。

イ 応急措置

- 高圧ガス保管施設責任者は、災害の発生及び拡大を防止するため、次の措置をとる。
 - ① 火気の使用を停止し、状況に応じ保安関係以外の電源を切断する。
 - ② 高圧ガス保管施設が危険な状態となったときは、直ちに製造、消費等の作業を中止し、施設内のガスを安全な場所に移し、又は大気中に安全に放出し、この作業のために必要な作業員以外の者を退避させる。
 - ③ 充填容器等を安全な場所に移す。
 - ④ 災害の状況により周辺住民の避難を必要と認めるときは、次の措置を講ずる。
 - ・災害による避難について、住民に周知する。
 - ・当該施設の従事員についても応急対策要員を除き、避難の措置を行う。
 - ⑤ 充填容器等が外傷又は火災を受けたときは、充填されている高圧ガスを規定の方法により放出し、又は、その充填容器等とともに、損害が他に及ぼすおそれのない水中に沈め、若しくは地中に埋める。
 - ⑥ 高圧ガス保管施設又は充填容器が危険な状態となったときは、直ちにその旨を警察官、消防職員・団員に通報する。

(2) 市町村本部長

- 市町村本部長は、高圧ガス保管施設管理者及び防災関係機関と連携を図りながら、第8節「消防活動計画」に定めるところにより対処する。

(3) 県本部長

- 県本部長は、第7節「公安警備計画」及び第8節「消防活動計画」に定めるところにより対処する。
- 総務部防災消防課長は、次の保安措置を行う。
 - ア 高圧ガス保管施設全部又は一部の使用の停止を命ずる。
 - イ 高圧ガスの製造、引き渡し、貯蔵、移動、消費又は廃棄を一時禁止し、又は制限する。
 - ウ 高圧ガス又はこれを充填した容器の廃棄又は所在場所の変更を命ずる。

第5 毒物・劇物

1 実施機関（責任者）

実施機関	担当業務
毒物・劇物保管施設責任者	1 被災状況の把握 2 災害の発生又は拡大防止のための応急措置
市町村本部長	
県本部長	

〔県本部の担当〕

部	課等	地方支部班	担当業務
総務部	総合防災室	—	自衛隊の災害派遣要請
保健福祉部	健康国保課	保健環境班	毒物・劇物災害の防除活動に係る指導及び連絡
公安部	警備課 地域課	警察署班	1 死傷者の救出収容 2 避難措置及び警戒区域の設定 3 交通規制の実施

2 実施要領

(1) 毒物・劇物保管施設責任者

ア 被害状況の把握と連絡

- 毒物・劇物保管施設責任者は、災害発生後、直ちに、市町村本部、消防機関等に通報するとともに、被害状況、応急対策の活動状況等について、随時、連絡する。

イ 応急措置

- 毒物・劇物保管施設責任者は、災害の発生及び拡大を防止するため、次の措置をとる。
 - ① タンク破壊等による漏洩した毒物・劇物が流出、拡散しないよう防止措置をとる。
 - ② 従業員及び周辺住民に対する安全措置をとる。

ウ 情報の提供及び広報

- 毒物・劇物保管施設責任者は、災害が発生し、事業所の周辺に被害を及ぼすおそれが生じた場合は、周辺住民に対し、災害の状況、避難の必要性等に関する情報を提供する。

(2) 市町村本部長

- 市町村本部長は、毒物・劇物保管施設管理者及び防災関係機関と連携を図りながら、火災に際しては、第8節「消防活動計画」に定めるところにより対処するとともに、毒物・劇物による汚染区域の拡大防止のために必要な措置を行う。
- 市町村本部長は、災害の態様に応じて、警戒区域の設定、広報、避難の指示等の措置を行う。

(3) 県本部長

- 県本部長は、第7節「公安警備計画」及び第8節「消防活動計画」に定めるところにより対処する。
- 県本部長は、災害の状況により中和処理等事故処理剤が不足する場合又は市町村本部長から事故処理剤の確保について要請を受けた場合においては、積極的に支援する。

第30節 海上災害応急対策計画

第1 基本方針

- 1 関係機関相互の密接な連携のもとに、流出油等（有害液体物質を含む。以下同じ。）の拡散防止と除去、人命救助、消火活動、船舶の安全航行及び沿岸住民の安全を図る。
- 2 大規模かつ広域的な災害の発生又はそのおそれがある場合は、岩手県沿岸流出油等災害対策協議会を始め、隣接県や関係団体等への協力要請又は自衛隊の災害派遣要請を行い、被害の拡大を防止する。

第2 実施機関（責任者）

実施機関	担当業務
事故関係者（船舶所有者等）	災害の発生又は拡大防止のための応急措置
第二管区海上保安本部 〔八戸海上保安部〕 〔釜石海上保安部〕 〔宮古海上保安署〕	1 災害状況の把握及び防災関係機関への通報 2 航行船舶等に対する災害発生の周知 3 災害の発生又は拡大防止のための応急措置 4 事故関係者に対する防除措置の命令 5 海上災害防止センターに対する防除措置の指示 6 関係行政機関の長等に対する防除措置の要請 7 自衛隊の災害派遣要請
市町村本部長	1 災害状況の把握及び防災関係機関への通報
県本部長	2 地域住民、在港船舶等に対する災害発生の周知 3 災害の発生又は拡大防止のための応急措置
港湾管理者・漁港管理者	在港船舶に対する災害発生の周知
漁業関係者（漁協等）	災害の発生又は拡大防止のための応急措置に対する協力
海上災害防止センター	1 海上保安庁長官等の指示に基づく防除措置の実施 2 事故関係者の委託に基づく防除措置の実施

〔県本部の担当〕

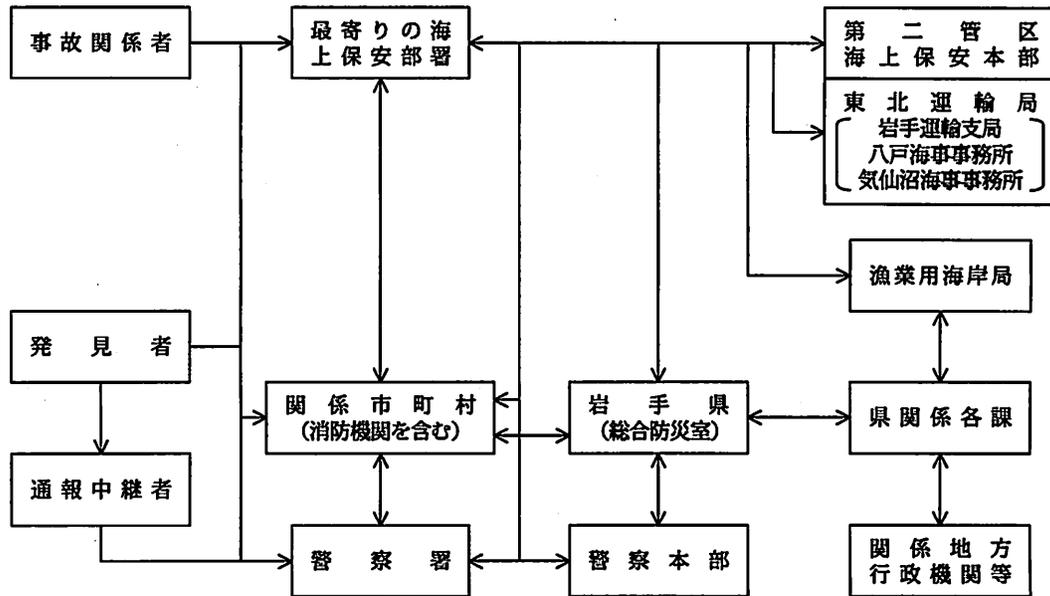
部	課等	地方支部班	担当業務
総務部	総合防災室	総務班	1 海上保安部、他県等との連絡調整 2 自衛隊の災害派遣要請
農林水産部	水産振興課	水産班	1 漁連、漁協との連絡調整 2 港外にいる漁船に対する災害の周知
	漁港漁村課	水産班	1 所管漁港又は港湾に係る保全措置
県土整備部	港湾課	土木班	2 在港船舶に対する災害の周知 3 災害防止のための応急措置
公安部	地域課	警察署班	1 地域住民に対する災害発生の周知

	警備課	2 交通規制の実施
--	-----	-----------

第3 実施要領

1 通報連絡体制

○ 防災関係機関等における通報連絡は、次により行う。



○ 船舶に対する周知は、次により行う。

機関名	周知手段	対象船舶
海上保安部署	無線電話、船舶電話、拡声器、航行警報	船舶全般
放送局	ラジオ、テレビ	
港湾・漁港管理者	拡声器	在港船舶
漁業用海岸局	漁業無線	港外漁船

○ 住民に対する周知は、次により行う。

機関名	周知手段	周知事項
関係市町村(消防機関)	広報車、防災無線等	ア 災害の状況 イ 防災活動の状況 ウ 火気使用及び交通等の制限事項 エ 避難準備等の一般注意事項 オ その他必要事項
警察	パトカーの拡声器	
海上保安部署	巡視船艇の拡声器	
放送局	ラジオ、テレビ	

2 警戒措置

(1) 海上警戒

○ 実施機関は、災害現場における航行船舶の安全を確保するため、次により、海上警戒及び船舶交通の整理を実施する。

実施機関名	措置の内容
海上保安部署	ア 特定港における船舶の出入港の禁止

	イ 特定港における船舶の航行制限及び禁止 ウ 在港船舶に対する移動命令及び誘導 エ 警戒線等の設定 オ 巡視船等の配置による現場警戒及び交通整理
その他の防災関係機関	海上保安部署が行う海上警戒に対する協力

(2) 沿岸警戒

- 実施機関は、流出油等による災害が沿岸地域に波及するおそれがある場合は、当該地域における現場警戒に従事し、次の措置を実施する。

実施機関名	措置の内容
市町村	1 沿岸住民に対する火気の使用制限及び禁止等自衛措置の指示、勧告 2 流出油等の漂着に係る監視パトロール
県	流出油等の漂着に係る監視パトロール
警察	沿岸地域の交通制限等

3 応急措置

(1) 海上流出油等対策

- 各実施機関は、海上に大量の油等が流出し、沿岸に漂着又はそのおそれがある場合は、流出油等災害を防止するため、相互に連携を図りながら、次に掲げる応急措置を行う。

海上保安部署	ア 航行中の船舶及び関係機関への伝達 イ 巡視船艇による現場警戒及び海上交通の整理 ウ 巡視船艇・航空機による流出油等の状況把握と関係機関等への通報 エ 遭難船舶の救助、消火活動、緊急的な油等の拡散防止措置 オ 海上における流出油等防除指導 カ 流出油等防除作業の技術指導
県	ア ヘリコプター、船舶等による災害情報の収集及び伝達 イ 応急措置に関する市町村及び関係機関との連絡調整 ウ 防除資機材の調達 エ 沿岸の監視及び漂着した流出油等の除去等
市町村	ア 流出油等の状況把握 イ 関係機関との連絡調整 ウ 防除資機材の調達 エ 沿岸の監視及び漂着した流出油等の除去 オ 回収油等の保管
海上災害防止センター	海上保安庁長官の指示又は事故関係者の委託に基づく海上の流出油等防除
その他の関係機関	海上保安部署、県、市町村等が実施する応急措置に対する協力

- 県本部長は、上記のほか、次の措置を講じる。

ア 防除活動用の資機材が不足するときは、隣接県等に対し、調達又はあっせんを要請する。
イ 人命救助及び被害の拡大防止のために必要と認めるときは、自衛隊に対し、災害派遣を要請する。

ウ 災害応急対策の長期化が予想されるときは、関係団体等の協力を得て、食料、飲料水、医薬品、燃料等の確保を図る。

(2) 船舶の遭難、海上火災、人身事故等

○ 各実施機関は、相互に協力し、次に掲げる応急措置を行う。

ア 捜索、人命救助、救護

ウ 応急資機材の調達

イ 消火活動、延焼防止

エ 遭難船の移動

第31節 林野火災応急対策計画

第1 基本方針

- 1 林野火災発生時においては、消防機関は、防災関係機関と連携を図り、火災防ぎょ活動等を行う。
- 2 市町村は、林野火災による被害を軽減するため、あらかじめ、林野火災防ぎょ計画を定める。
- 3 市町村は、消防部隊の応援要請を行う必要が生じた場合においては、「消防相互応援に関する協定」に定めるところにより消防相互応援を行う。
- 4 本計画に定めのないものについては消防組織法に基づく「消防計画」に定めるところによる。

第2 実施機関（責任者）

実施機関	担当業務
市町村本部長	1 消火、救助その他災害発生を防ぎよし、又は、災害の拡大を防止するために必要な応急措置の実施 2 警戒区域の設定及び当該区域への立入りの制限等
消防機関	1 市町村本部長の命令又は要請による消防応急活動等の実施 2 消防警戒区域等の設定及び当該区域への立入りの制限等
県本部長	1 消防広域応援に係る連絡、調整 2 消火薬剤及び消防資機材の調達及びあっせん 3 消防庁長官に対する緊急消防援助隊等の派遣要請
東北森林管理局	消火薬剤及び消防資機材の調達及びあっせん
陸上自衛隊岩手駐屯部隊	災害派遣要請に基づく消防活動の支援

〔県本部の担当〕

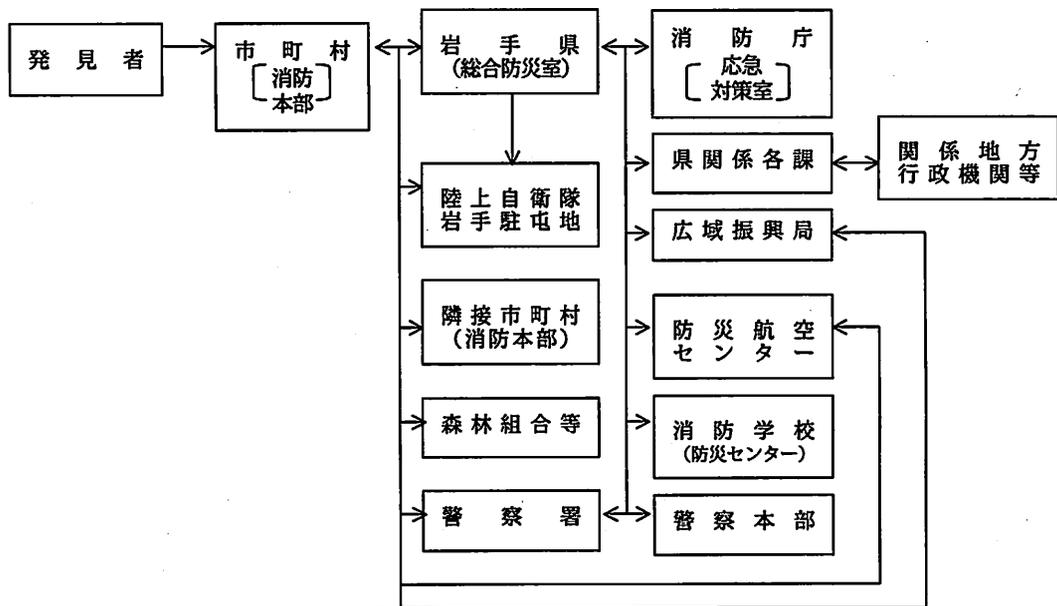
部	課等	地方支部班	担当業務
総務部	総合防災室	総務班	1 消防活動の連絡調整 2 消火薬剤及び消防資機材の調達及びあっせん 3 消防庁長官に対する緊急消防援助隊等の派遣要請 4 他の都道府県に対する消防防災ヘリコプターの派遣要請 5 自衛隊の災害派遣要請
保健福祉部	地域福祉課	福祉班	人的被害及び住家被害情報の収集
農林水産部	農林水産企画室	農林班	1 農業施設被害情報の収集 2 農作物等被害情報の収集 3 家畜等被害情報の収集
	農村建設課		1 農地農業用施設被害情報の収集

	林業振興課		2 農業用ダムの流量調整に係る連絡調整
	森林整備課		1 林産及び特用林産施設被害情報の収集 2 林産物（苗木を除く）被害情報の収集 3 国有林関係被害情報の収集
	森林保全課		1 消防資機材の調達及びあっせん 2 作業道（県有林を除く）及び苗畑施設被害情報の収集 3 林産物（苗木）被害情報の収集 4 国有林及び県有林以外の森林被害情報の収集
県土整備部	河川課	土木班	ダムの流量調整
	道路環境課		道路交通規制の情報の収集
	空港課	空港事務所班	花巻空港の利用の調整
公安部	警備課 地域課	警察署班	1 情報の収集・伝達 2 地域住民に対する災害発生の周知 3 警備部隊の招集、配置及び運用
	交通規制課		交通規制の実施

第3 実施要領

1 通報連絡体制

○ 防災関係機関における通報連絡は、次により行う。



2 市町村本部長の措置

- 市町村本部長は、林野火災による被害を軽減するため、次により、林野火災防ぎよ計画を定める。

ア 重要対象物の指定

林野火災が発生した場合は、優先的に防ぎよする施設として、避難所、医療施設、防災拠点施設、救援物資の輸送拠点施設、県民生活に直接影響を及ぼす公共施設及び報道機関等の施設を重要対象物として指定する。

イ 延焼阻止線の設定

林野火災発生地域の延焼火災及び消火不能地域から延焼拡大した火災を阻止するため、あらかじめ、その地形、空地、水利の状況及び動員部隊を考慮の上、延焼阻止線を設定する。

ウ 消防活動計画図の作成

消防部隊の効率的、効果的運用を確保するため、危険区域、通行可能道路、使用可能水利、延焼阻止線、避難場所、避難路等を調査し、防災関係機関と調整の上、消防活動計画図を作成する。

- 市町村本部長は、林野火災が発生し、又は発生のおそれがある場合において、必要と認めるときは、消防機関の長に対し、消防職員・団員の出動準備若しくは出動を命じ、又は要請する。
- 市町村本部長は、消防機関が行う消防応急活動等を支援する。
また、林野火災が拡大し、必要があると認める場合においては、警戒区域を設定し、応急活動の従事者以外の当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる。
- 市町村本部長は、消防機関が行う消防応急活動等によっては対応できないと判断した場合においては、あらかじめ、相互応援協定を締結している市町村に対して応援要請を行うとともに、県本部長に対して、消防部隊の応援要請を行うほか、第 11 節「自衛隊災害派遣要請計画」に定める手続により、自衛隊の災害派遣要請を行う。

[消防組織法第 39 条に基づく消防相互応援協定の締結状況調 資料編 2-17-1]

- 市町村本部長は、地上からの消防応急活動等によっては対応できないと判断した場合においては、空中消火を実施するため、県本部長に対して、第 32 節「防災ヘリコプター等活動計画」に定める手続により防災ヘリコプターの応援要請を行うほか、広域航空消防応援又は自衛隊によるヘリコプターの応援要請を行う。
- 市町村本部長は、これらの要請を行った場合においては、その受入体制の整備を図る。
特に、空中消火のためのヘリコプターの派遣を要請した場合には、ヘリポート及び補給基地を確保するとともに、空中消火に必要な消火薬剤補給のための要員を配備する。

[飛行場及び飛行場外離着陸場（ヘリポート）一覧（県調査） 資料編 3-6-4]

3 消防機関の長の措置

(1) 応急活動体制の確立

- 消防機関の長は、あらかじめ、非常参集、部隊編成、資機材の確保・調達体制、有線電話途絶時における通信運用等を定める。
- 消防機関の長は、市町村本部長から出動準備命令を受けたときは、次の措置をとる。

ア 消防職員・団員に対する出動準備命令

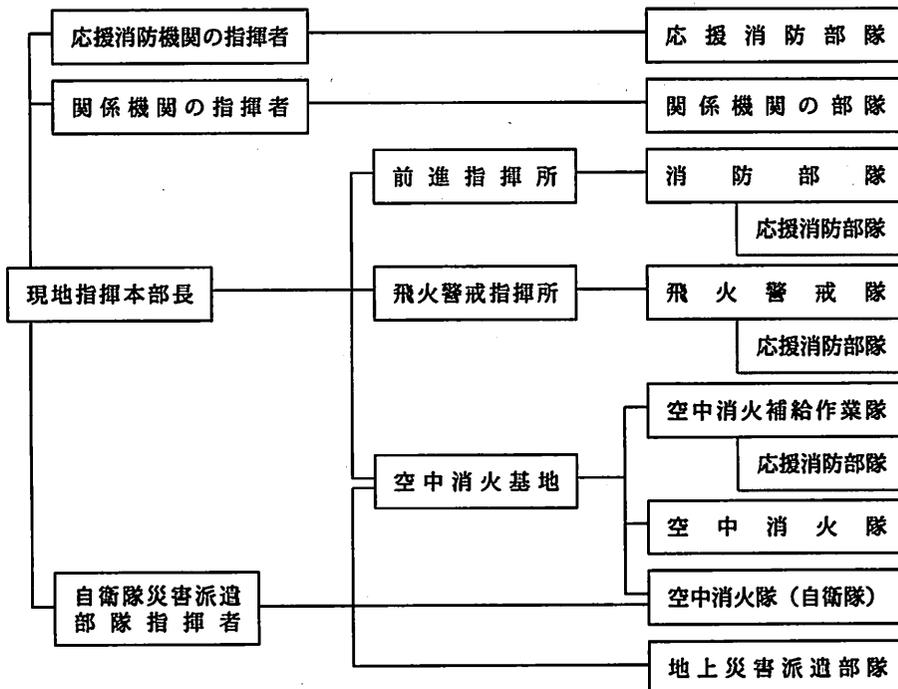
イ 出動準備命令時に、必要と認めた場合における待機命令

ウ 出動準備終了後における市町村本部長への報告（消防職員・団員の数、待機状況、部隊編成状況、装備状況等）

- 消防職員・団員は、出動準備命令又は出動命令を受けたときは、直ちに命令事項に従って行動し、指揮系統を通じて、準備又は出動の状況を消防機関の長に報告する。
- 消防機関の長及び消防職員・団員は、地域内に大規模な林野火災が発生したことを知り、消防部隊の活動を必要と認めたときは、出動命令を待つことなく所属の署所に非常参集の上、参集したことを所属長に報告し、その指揮を受ける。

(2) 火災防ぎょ活動

- 消防機関の長は、住民及び自主防災組織に対して、出火防止と初期消火の徹底を指導するとともに、消防職員・団員及び消防資機材の効率的連用を図り、延焼の拡大を迅速かつ的確に防止する。
- 林野火災の拡大状況に応じて、消防機関、他市町村の消防機関の応援隊、自衛隊派遣部隊等が統一的指揮のもとに円滑な消防活動が実施できるよう、現地指揮本部を設置する。
- 現地指揮本部は、付近一体が見渡せる風横または風上の高地で無線障害の少ない場所等、火災の状況及び防ぎょ作業の状況が把握できる位置に設置し、旗等により表示する。
- 現地指揮本部には、必要に応じ、関係機関の指揮者等による連絡会議等を設ける。
- 消防機関の長は、現地最高指揮者として防ぎょ方針を決定し、有機的な火災防ぎょ活動を実施する。
- 林野火災の区域が二以上の市町村又は広域消防事務組合の区域にまたがる場合は、合同現地指揮本部を設置し、現地最高指揮者は、当該消防機関の長が協議して決定する。
- 現地指揮本部には、可能な限り、消防通信、その他関係機関の通信施設を集中して設置し、通信施設の相互利用を図る。
- 現地指揮本部の指揮系統は、概ね次のとおりとする。



- 火災防ぎょ活動に当たっては、次の点に留意する。
 - ア 林野火災発生が比較的少ないと判断した場合は、積極的な防ぎょを行い、一挙鎮滅を図る。
 - イ 林野火災件数が消防力を上回る場合は、重要かつ消防効果の大きい火災に対して優先的に防ぎょを行う。
 - ウ 林野火災が随所に発生し、消防隊個々による防ぎょでは効果を期待できない場合は、部隊を集中して、人命の確保と最重要地域の防ぎょにあたる。
 - エ 林野火災が多発し、住民の生命に危険を及ぼすことが予想される場合は、全力を尽くして、避難者の安全確保にあたる。
 - オ 大量の人命救助を要する場合は、火災状況に応じ、これを優先する。
 - カ 他の災害が同時に発生した場合は、原則として、火災防ぎょを優先する。

(3) 救急・救助活動

- 消防機関の長は、あらかじめ、医療機関、医師会、日本赤十字社、警察等の関係機関と、救助隊の派遣、救護所の設置、医療機関への搬送等について協議を行い、このための活動計画を定める。
- 救急・救助活動に当たっては、次の点に留意する。
 - ア 負傷者に対しては、可能な限り、止血その他の応急措置を行った上、安全な場所に搬送を行う。
 - イ 負傷者が多数発生した場合は、重症者、子供、老人、病人及び障がい者を優先する。
 - ウ 大規模林野火災により、救急・救助能力を上回る場合は、その効果を重視するとともに、多くの人命の危険のある対象物を優先する。

(4) 避難対策活動

- 消防機関の長は、あらかじめ、避難勧告・指示の伝達、避難誘導、避難場所・避難路の防ぎょ等に係る活動計画を定める。
- 避難勧告・指示の伝達、避難誘導については、自主防災組織等との連携を図る。
- 避難勧告・指示がなされた場合においては、これを住民に伝達するとともに、火勢の状況等正しい情報に基づき、住民を安全な方向に誘導する。
- 住民の安全避難を確保するため、災害危険地域からの避難を完了するまでの間、林野火災の鎮圧及び延焼拡大の防止を図る。また、避難場所の管理者と連携を図りながら、避難誘導を行う。
- 高齢者、障がい者等の避難誘導に当たっては、社会福祉施設、自主防災組織、町内会等のコミュニティ組織等と連携を図り、高齢者等の居所の把握、連絡体制の整備を図る。

(5) 情報収集・広報活動

- 消防機関の長は、災害情報の収集・伝達を円滑に処理できるよう、あらかじめ、その活動計画を定める。

(6) 消防警戒区域等の設定

- 消防職員・団員は、林野火災の現場において、消防警戒区域等を設定し、応急活動の従事者以外の者に対して、その区域からの退去を命じ、又はその区域への出入りを禁止し、若しくは制限することができる。

4 県本部長の措置

(1) 災害活動に対する援助

- 県本部長は、防災関係機関及び関係団体等との調整の上、市町村本部長の行う災害活動に係る要員並びに消火薬剤及び消防資機材等の調達又はあっせんを行う。
- 県本部長は、あらかじめ、消火薬剤及び消火資機材等の調達又はあっせんに係るマニュアル等を作成する。

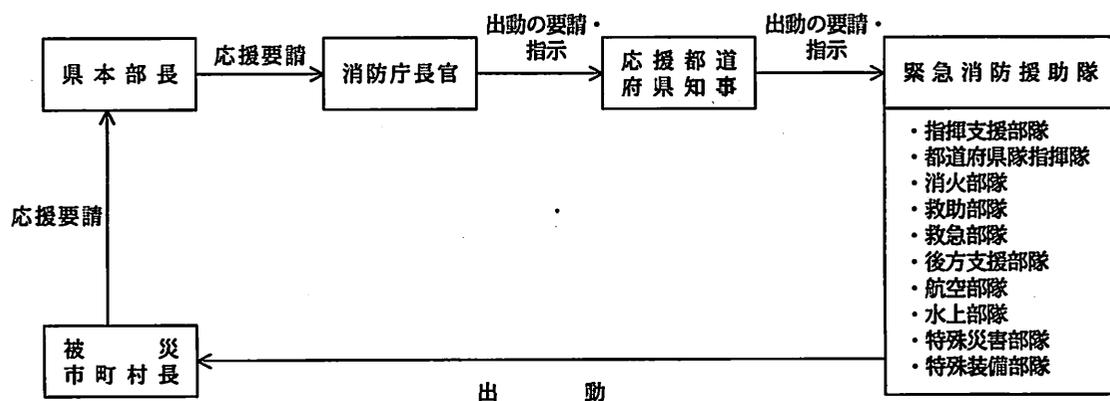
(2) 緊急消防援助隊

- 県本部長は、大規模林野火災が発生し、市町村本部長から要請があった場合、又は災害の範囲が著しく拡大し、県内の市町村の消防力をもって対処できないと認めるときは、消防庁長官に対し、緊急消防援助隊の派遣について要請するとともに、岩手県緊急消防援助隊受援計画に基づき緊急消防援助隊が円滑に活動できる体制を整える。
- 県は、緊急消防援助隊が出動した場合には、消防応援活動調整本部を設置し、消防の応援等の総合調整を行うものとする。
- 緊急消防援助隊は、本部支援室との連携を図り、必要に応じ総合調整所において防災関係機関相互の連絡調整等を行い活動にあたるものとする。
- 緊急消防援助隊は、消防組織法第 44 条、緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画、緊急消防援助隊運用要綱並びに大規模地震における緊急消防援助隊の迅速出動に関する実施要綱の規定に基づき出動する。
- 緊急消防援助隊は、被災地において、被災地の市町村長又はその委任を受けた消防長の指揮命令に従い、活動する。また、消防組織法第 44 条又は第 44 条の 3 に基づき、部隊の移動を行う場合がある。
- 県外で大規模な災害が発生した際における、全国の消防機関相互による迅速な援助体制を確立するため「緊急消防援助隊岩手県隊」を登録する。(消防組織法第 45 条に基づく登録部隊)

〔緊急消防援助隊岩手県隊 資料編 3-8-1〕

〔緊急消防援助隊岩手県隊出動要請連絡先 資料編 3-8-2〕

緊急消防援助隊の出動



(3) 消防防災ヘリコプター等の応援要請

- 県本部長は、大規模林野火災時において、市町村本部長からの要請を受け、消防防災ヘリコプター等の応援が必要と認めた場合は、次により、本県への応援が可能なヘリコプターを保有する都道府県又は市、若しくは自衛隊に対して、速やかに、消防防災ヘリコプター等の応援を要請する。

- ア 「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」に基づく、他の都道府県等への消防防災ヘリコプターの応援要請
- イ 「大規模災害時の北海道・東北8道県相互応援に関する協定」に基づく、他の道県への消防防災ヘリコプターの応援要請
- ウ 第11節「自衛隊災害派遣要請計画」に定める手続による自衛隊ヘリコプターの災害派遣要請

第32節 防災ヘリコプター等活動計画

第1 岩手県防災ヘリコプターの活動

1 基本方針

災害時において、広域的かつ機動的な対応を図るため、防災ヘリコプターによる災害応急対策活動等を実施する。

2 実施機関（責任者）

実施機関	担当業務の内容
県本部長	防災ヘリコプターの運航
市町村本部長並びに消防の一部事務組合の管理者及び広域連合長	1 防災ヘリコプターの応援要請 2 防災ヘリコプターの活動に対する支援

3 実施要領

(1) 活動体制

- 防災ヘリコプターは、「岩手県防災ヘリコプター応援協定」、「岩手県防災ヘリコプター運航管理要綱」及び「岩手県防災ヘリコプター緊急運航要領」に定めるところにより、市町村本部長又は消防の一部事務組合の管理者若しくは広域連合長（以下「市町村本部長等」という。）の要請に基づき活動する。
- 防災ヘリコプターは、大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、市町村本部長等の要請にかかわらず、自主的に出動し、情報収集等の括動を行う。

〔岩手県防災ヘリコプター応援協定 資料編 3-32-1〕

〔岩手県防災ヘリコプター運航管理要綱 資料編 3-32-2〕

〔岩手県防災ヘリコプター緊急運航要領 資料編 3-32-3〕

(2) 活動要件

- 防災ヘリコプターは、原則として、次の要件を満たす場合に、活動する。

公共性	災害等から住民の生命、身体及び財産を保護し、被害の軽減を図る目的であること。
緊急性	緊急に活動を行わなければ、住民の生命、身体及び財産に、重大な支障が生じるおそれがある場合であること。
非代替性	防災ヘリコプターによる活動が有効であること。

(3) 活動内容

- 防災ヘリコプターの活動内容は、次のとおりとする。

災害応急対策活動	ア 被災状況の偵察及び情報収集
	イ 救援物資、人員等の搬送
	ウ 災害に関する情報、警報等の伝達などの災害広報
	エ その他特に防災ヘリコプターによる活動が有効と認められる場合
消火活動	ア 林野火災における空中消火

	イ 偵察、情報収集 ウ 消防隊員、資機材等の搬送 エ その他特に防災ヘリコプターによる活動が有効と認められる場合
救助活動	ア 中高層建築物等の火災における救助 イ 山岳遭難、水難事故等における捜索・救助 ウ 高速自動車道等の道路上の事故における救助 エ その他特に防災ヘリコプターによる活動が有効と認められる場合
救急活動	ア 交通遠隔地からの傷病者の搬送 イ 傷病者の転院搬送 ウ 交通遠隔地への医師、機材等の搬送 エ その他特に防災ヘリコプターによる活動が有効と認められる場合

(4) 応援要請

- 市町村本部長等は、災害発生時において、防災ヘリコプターの出動が必要と判断した場合は、次の事項を明示して、県本部長に対し、防災ヘリコプターの応援を要請し、後日、文書を提出する。

ア 災害の種別
イ 災害発生の日時及び場所並びに災害の状況
ウ 災害発生現場の気象状況
エ 災害現場の最高指揮者の職及び氏名並びに連絡方法
オ 飛行場外離着陸場の所在地及び地上支援体制
カ 応援に要する資機材の品目及び数量
キ その他必要な事項

- 応援の要請先は、次のとおりとする。

岩手県総務部総合防災室 (岩手県防災航空センター)	電話 0198 (26) 5251 FAX 0198 (26) 5256
------------------------------	--------------------------------------

- 県本部長は、応援の要請を受けた場合は、災害の状況及び現場の気象状況等を確認のうえ、出動の可否を決定し、市町村本部長等に回答する。

(5) 受入体制

- 応援を要請した市町村本部長等は、防災ヘリコプターの活動を支援するため、必要に応じ、次の受入体制を整える。

ア 離着陸場所の確保及び安全対策
イ 傷病者等の搬送の場合は、搬送先の離着陸場所及び病院等への搬送手配
ウ 林野火災における空中消火を行う場合は、空中消火基地の確保
エ その他必要な事項

第2 大規模災害時におけるヘリコプター等の運用調整

1 基本方針

大規模災害時において、ヘリコプター等（ヘリコプター又は固定翼機をいう。以下この節において同じ。）を保有する防災関係機関相互の連携体制の確立を図るとともに、ヘリコプター等の安全運航

及び効率的な運用調整を行いながら災害応急対策活動等を実施する。

2 実施機関

実施機関	担当業務の内容
県本部長	1 ヘリコプター等の運航 2 ヘリコプター等の運用調整
陸上自衛隊	
海上自衛隊	
航空自衛隊	
第二管区海上保安部	
国土交通省	
警察本部	

[県本部の担当]

部	課等	地方支部班	担当業務
総務部	総合防災室 (本部支援室)	—	1 ヘリコプター等運用調整班の設置 2 ヘリコプター等運用調整員の派遣要請 3 花巻空港における受援体制に関する調整
県土整備部	空港課	土木班 (花巻空港事務所)	花巻空港におけるヘリコプター等の受入れに関する協力

3 実施要領

(1) 活動体制

- ヘリコプター等を保有する防災関係機関は、それぞれの業務における災害対策活動を優先して行うとともに、ヘリコプター等の安全運航及び効率的な運用調整を行うため、「岩手県ヘリコプター等運用調整会議規約」及び「大規模災害時における岩手県ヘリコプター等運用調整班活動計画」に定めるところにより、災害応急対策活動等を実施する。

[岩手県ヘリコプター等運用調整会議規約

資料編 3-32-4]

[大規模災害時における岩手県ヘリコプター等運用調整班活動計画

資料編 3-32-5]

(2) 活動要件

- 岩手県ヘリコプター等運用調整班（以下「ヘリ運用調整班」という。）は、災害等が発生し、多数のヘリコプター等が災害対策活動に従事する必要がある場合に、ヘリコプター等の運用調整を行う。

(3) 活動内容

- 実施機関は、初動行動として被災地の上空偵察を実施した場合には、速やかにヘリコプターテレビ電送システムによる被災地の映像又は状況記録を本部支援室に提供するよう努めるものとする。
- ヘリ運用調整班は、次の任務を行うものとする。

- ア 本部支援室及び関係機関との活動連絡調整
- イ 花巻空港における受援調整
- ウ 参画機関（大規模災害時における岩手県ヘリコプター等運用調整班活動計画に定める参画機関をいう。以下同じ。）への災害対策活動及び活動拠点の振り分け調整
- エ 航空燃料の給油に関する調整
- オ 他県との広域的な連携及び調整
- カ ヘリコプター等の安全運航を確立するための次の事項について調整
 - ① 安全運航確保のための航空情報（ノータム）
 - ② 参画機関の飛行計画及び災害応急対策活動
 - ③ 使用航空波
 - ④ 使用飛行場外離着陸場
 - ⑤ 他機関のヘリ（ドクターヘリ、報道ヘリコプター等）の活動把握
 - ⑥ その他ヘリコプター等の安全運航に関する事項
- キ その他必要な事項

(4) 受援体制

- ヘリコプター等の集結場所は、原則として花巻空港とする。
- 岩手県防災航空隊は、実施機関のヘリコプター等が花巻空港に集結する場合には、次の事項を調整するものとする。

- ア 駐機スポットの調整
- イ 通行ゲートの開閉に伴う警備員の配置
- ウ 時間外運用の調整
- エ 航空燃料の確保及び給油方法
- オ 応援航空隊員等の待機及び宿泊場所の確保
- カ 夜間駐機場所の調整
- キ その他必要な事項

第4章 災害復旧・復興計画

第4章 災害復旧・復興計画

第1節 公共施設等の災害復旧計画

第1 基本方針

被災した施設の管理者は、施設の原形復旧に加え、再度の被害発生防止を考慮に入れ、必要な施設の新設、改良復旧、耐火、不燃堅牢化について配慮した計画を樹立し、早期に復旧を図る。

第2 災害復旧事業計画

- 県及び市町村等は、災害応急対策を講じた後、被害の程度を十分調査、検討し、それぞれが管理する公共施設等の災害復旧計画を速やかに作成する。
- 災害復旧計画の作成及び復旧事業の実施に当たっては、次の事項に留意する。
 - ア 原状回復を基本としつつも、再度災害の防止の観点から、可能な限り改良復旧となるよう計画し、復興を見据えたものとする。
 - イ 被災施設の重要度、被災状況を勘案の上、緊要事業を定めて、計画的な復旧を図ること。
 - ウ 事業規模・難易度等を勘案して、迅速かつ円滑な事業を推進すること。
 - エ 環境汚染の未然防止等住民の健康管理に配慮して、事業を実施すること。
 - オ 事業の実施に当たり、ライフライン事業者とも十分に連携を図ること。
- 公共施設等の災害復旧事業は、概ね次のとおりとする。

(1) 公共土木施設災害復旧事業計画	
ア 河川公共土木施設災害復旧事業計画	キ 道路公共土木施設災害復旧事業計画
イ 海岸公共土木施設災害復旧事業計画	ク 港湾公共土木施設災害復旧事業計画
ウ 砂防設備災害復旧事業計画	ケ 漁港関係公共土木施設災害復旧事業計画
エ 林地荒廃防止施設災害復旧事業計画	コ 公園公共土木施設災害復旧事業計画
オ 地すべり防止施設災害復旧事業計画	サ 下水道公共土木施設災害復旧事業計画
カ 急傾斜地崩壊防止施設災害復旧事業計画	
(2) 農林水産業施設災害復旧事業計画	(6) 公立学校施設災害復旧事業計画
(3) 都市施設災害復旧事業計画	(7) 公営住宅災害復旧事業計画
(4) 上水道施設災害復旧事業計画	(8) 公立医療施設災害復旧事業計画
(5) 社会福祉施設災害復旧事業計画	(9) その他の災害復旧事業計画

第3 激甚災害の指定

- 県及び市町村は、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」(以下「激甚法」という。)の指定対象となる激甚災害が発生した場合は、被害の状況を速やかに調査把握し、早期に激

甚災害の指定を受けられるよう、必要な措置を講じる。

- 市町村は、激甚災害指定基準又は局地激甚災害指定基準を十分考慮して、災害状況等を県知事に報告する。
- 市町村は、県が実施する調査等に協力する。

第4 緊急災害査定促進

- 県及び被災市町村は、災害が発生した場合、速やかに公共施設等の災害の実態を調査し、必要な資料を調製し、早期の災害査定及び緊急査定の実施に努める。

第5 緊急融資等の確保

- 県及び市町村は、災害復旧に必要な資金需要額を早急に把握し、その負担すべき財源を確保するため、国庫補助金の申請、起債の許可、短期融資の導入、基金の活用、交付税の繰上交付等について、所要の措置を講じる。
- 被災市町村において、災害復旧資金の緊急需要が生じた場合は、災害つなぎ短期融資の途を講じて、財源の確保を図る。

1 国庫負担又は補助

- 法律又は予算の範囲内において、国が全部又は一部を負担し、又は補助して行われる災害復旧事業の関係法令は、次のとおりである。

- | |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <ul style="list-style-type: none"> (1) 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法 (2) 公立学校施設災害復旧費国庫負担法 (3) 公営住宅法 (4) 土地区画整理法 (5) 海岸法 (6) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 (7) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 (8) 予防接種法 (9) 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律 (10) 都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針及び都市災害復旧事業事務取扱方針について
(昭和39年8月14日建設省都市局長通達) (11) 生活保護法 (12) 児童福祉法 (13) 身体障害者福祉法 (14) 知的障害者福祉法 (15) 売春防止法 (16) 老人福祉法 (17) 水道法 |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

- (18) 上水道施設災害復旧費及び簡易水道施設災害復旧費の国庫補助について（平成2年3月31日厚生省事務次官通知）
- (19) 下水道法
- (20) 災害廃棄物処理事業国庫補助金交付要綱
- (21) 産業廃棄物処理事業国庫補助金交付要綱
- (22) と畜場等災害復旧費補助金交付要綱
- (23) 社会福祉施設災害復旧費国庫負担（補助）の協議について（昭和59年9月7日厚生省社会局長・児童家庭局長通知）

2 地方債

○ 災害復旧事業等に関連して発行が許可される地方債は、次のとおりである。

- (1) 補助災害復旧事業債
- (2) 直轄災害復旧事業債
- (3) 一般単独災害復旧事業債
- (4) 公営企業等災害復旧事業債
- (5) 火災復旧事業債
- (6) 小災害復旧事業債
- (7) 歳入欠かん債

3 交付税

○ 被災地方公共団体に対する地方交付税に係る措置としては、次の措置が考えられる。

- (1) 災害復旧事業の財源に充てた地方債の元利償還金の基準財政需要額への算入措置
- (2) 普通交付税の繰上交付措置
- (3) 特別交付税による措置

第2節 生活の安定確保計画

第1 基本方針

災害により被害を受けた県民が、被災から速やかに再起できるよう、被災者に対する生活相談、義援金・救援物資、災害弔慰金の支給、生活福祉資金の貸付、失業者（休業者）の生活安定対策等、県民の自力復興を促進するための各種対策を講じ、早期の生活安定を図る。

第2 被災者の生活確保

1 生活相談

- 県、市町村及び関係機関は、被災者、県民、報道機関、国、地方公共団体等各方面から寄せられる様々な問い合わせ、要望等に的確・迅速に応えるため、次の措置を講じる。

機関名	措置事項
県	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害が発生した場合、応急対策の実施と同時進行の形で、生活情報等の提供及び各種の相談体制の確立を図る。 2 相談、苦情等のたらいまわしの防止及び応急対策等に係る情報を県民へ効果的に提供するため、被災者総合相談窓口を設置し、情報提供、相談業務の一元化を図る。 3 発災初期の混乱が終息したときは、地方支部を窓口として、避難所等を巡回し、又は避難所等に臨時相談所を設置し、被災者援護に係る相談、要望、苦情等を聴取し、関係部に速やかに連絡する。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 臨時相談所等の規模及び構成員は、災害の規模や現地の状況等を検討し地方支部長が決定する。 (2) 大規模かつ広域にわたる災害の場合は、本部から職員を派遣する。 (3) 市町村その他の防災関係機関と連携を密にし、相談体制を確立する。 4 通訳ボランティア等の協力を得て、外国人に対する相談体制を確立する。 5 相談業務は、各部から精通した者の派遣又は外部団体の協力を得て、適切な対応を図る。
市町村	<ol style="list-style-type: none"> 1 被災者のための相談所を庁舎、支所、避難所等に設置し、苦情又は要望事項等を聴取し、その解決を図る。 2 解決が困難なものについては、その内容を関係機関に連絡するなどして速やかな対応を図る。 3 県その他の防災関係機関と連携を密にし、相談体制を確立する。 4 通訳ボランティア等の協力を得て、外国人に対する相談体制を確立する。
警察	警察本部及び警察署、交番、駐在所又は現地の必要な場所に、臨時相談所を設置して、安否確認、治安等警察関係の相談に当たる。
指定公共機関指定	支店、営業所又は現地等の必要な場所に、臨時相談所、案内所等を設置し、

地方行政機関等	所管業務の相談に当たる。
---------	--------------

2 被災証明の交付

- 市町村は、次項以下に述べる被災者の各種支援措置を速やかに実施するため、発災後早期に被災証明の交付体制を確立し、被災者に被災証明を交付する。

この場合において、被災者の利便を図るため、窓口を設置するとともに、被災者への交付手続き等についての広報に努める。

3 災害弔慰金等の支給

- 市町村は、災害弔慰金の支給等に関する法律及び市町村条例に基づき、災害弔慰金及び災害障害見舞金を支給する。

- 県は、小災害見舞金交付内規（資料編 5-6）に基づき、見舞金を交付する。

資金名		支給対象	支給額	
			生計維持者	その他の者
災害弔慰金		政令で定める災害により死亡した住民の遺族	500万円以内	250万円以内
災害障害見舞金		政令で定める災害により負傷し、又は疾病にかかり、治ったとき（その症状が固定したときを含む。）に精神又は身体に相当程度の障がいがある住民	250万円以内	125万円以内
小災害見舞金	り災見舞金	災害救助法が適用されない障害の発生に際し、当該災害によるり災者に見舞金を支給し、又はり災住民の救助を行った市町村	災害救助法施行細則第 6 条別表第 2 の 3 の (3) に掲げる季別及び世帯区分による金額に滅失世帯数を基準世帯数で除して得た数を乗じて得た金額。ただし、市町村が支給した見舞金の総額を超えない金額。	
	救助見舞金		災害救助法適用災害に係る同法第 23 条に規定する救助の種類（第 23 条第 3 号、第 4 号及び第 7 号に規定する救助を除く。）と同一の種類の救助について、同法第 2 条に規定する救助の例によって算出した額に被災率を乗じて得た金額。	

4 被災者生活再建支援制度の活用

- 県及び市町村は、災害によりその居住する住宅が全壊等の被害を受けた世帯に対し、被災者生活再建支援法（以下「支援法」という。）による支援金の活用が円滑に行われるよう、同支援金に関する広報活動を実施し、積極的に相談・指導等を実施する。

- 県が実施主体となり、市町村が申請書類の受け窓口となるが、支給に関する事務については、被災者生活再建支援法人に指定された（財）都道府県会館に委託し実施する。

- 対象となる自然災害は、暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火その他の異常な自然現象により生じる被害であり、対象となる災害の程度は次のとおりである。
 - ① 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号に該当する被害が発生した市町村
 - ② 10世帯以上の住宅が全壊した市町村
 - ③ 100世帯以上の住宅が全壊した都道府県
 - ④ ①又は②の市町村を含む都道府県で、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口10万人未満に限る。）
 - ⑤ ①から③の区域に隣接し、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口10万人未満に限る。）
 - ⑥ ①若しくは②の市町村を含む都道府県又は③の都道府県が2以上ある場合における市町村（人口10万未満のものに限る。）の区域であって、その自然災害により5（人口5万未満の市町村にあつては、2）以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した市町村

○ 支援金の支給対象

支援金の支給対象は、被災者生活再建支援法が適用された自然災害により被災した次に掲げる世帯

- ① 住宅が「全壊」した世帯
- ② 住宅が半壊、又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯
- ③ 災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長時間継続している世帯
- ④ 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯（大規模半壊世帯）

○ 支援金の支給

〈複数世帯の場合〉

（単位：万円）

区分	住宅の再建方法	基礎支援金	加算支援金	合計
全壊世帯等	建設・購入	100	200	300
	補修	100	100	200
	賃借	100	50	150
大規模半壊世帯	建設・購入	50	200	250
	補修	50	100	150
	賃借	50	50	100

〈単数世帯の場合〉

（単位：万円）

区分	住宅の再建方法	基礎支援金	加算支援金	合計
全壊世帯等	建設・購入	75	150	225
	補修	75	75	150
	賃借	75	37.5	112.5
大規模半壊世帯	建設・購入	37.5	150	187.5
	補修	37.5	75	112.5
	賃借	37.5	37.5	75

【基礎支援金】 住宅の被害程度に応じて支給する支援金

【加算支援金】 住宅の再建方法に応じて支給する支援金

○ 支援金の申請から支給まで

- ① 住宅の被害の程度を確認する

- ② 住民票を取得する
- ③ 申請書を作成する
- ④ 必要書類を用意する
- ⑤ 地元の市役所又は町村役場に申請する
- ⑥ 支給金の支給
- 支援金の申請期間

区分	基礎支援金	加算支援金
申請期間	災害のあった日から 13 ヶ月の間	災害のあった日から 37 ヶ月の間

5 住宅資金等の貸付

- 県及び市町村は、災害により住居・家財等に被害を受けた者（個人）が、自力で生活の再建をするために必要となる資金の融資が円滑に行われるよう、被災者に対し、住宅資金等に関する広報活動を実施する。
- 住宅資金等の融資を希望する被災者に対して、積極的に相談・指導等を実施する。
 - 〔災害復興住宅等に対する融資一覧表 資料編 4-2-1〕
 - 〔災害復興住宅資金 資料編 4-2-2〕
 - 〔生活福祉資金 資料編 4-2-3〕
 - 〔災害援護資金 資料編 4-2-4〕

6 住宅の再建

- 災害により居住していた住宅を喪失した者のうち、自力で住宅の再建が困難な低額所得者に対しては、公営住宅の建設、補修により住居の確保を図る。
- 被災地市町村及び県は、滅失又は焼失した住宅が、公営住宅法に定める基準に該当するときは、災害住宅の状況を速やかに調査して国土交通省に報告するとともに、災害公営住宅建設計画を作成する。

7 職業のあっせん

(1) 県が行う措置

- 災害により、収入の道を失い、他に就職する必要が生じた場合には、関係機関と協力して、その実情に応じた求人の開拓を行う。
- 職業訓練を実施し、生業及び就職に必要な技術の習得を図る。
- 職員を相談所又は現地に派遣し、被災者に対して職業相談を実施する。

(2) 公共職業安定所の措置

- 公共職業安定所長は、災害により離職を余儀なくされた者の再就職を促進するため、離職者の発生状況、求人、求職の動向を速やかに把握し、離職者の早期再就職を図る。
- 他県等への就職希望者については、他県等と連絡調整を行い、職業のあっせんを行う。

8 租税の徴収猶予及び減免等

- 被災者に対する租税の徴収猶予及び減免等の措置は、次のとおりとする。

実施機関	租税の期限の延長、徴収の猶予及び減免の取扱
税務署	国税に関する法律に基づく全ての申告、申請、請求、届出、その他の書類の提出、納付又は徴収に関する期限の延長及び納税の猶予、所得税の減免、給与所得者の源泉所得税の徴収猶予を行う。
県	被災した納税者又は特別徴収義務者に対して、地方税及び岩手県税条例等に基づき、期限の延長、徴収の猶予及び減免について、それぞれの事態に対応して随時、適切な措置を講じる。また、市町村においても適切な対応がなされるよう指導する。
市町村	市町村が賦課する税目に関して、地方税法及び市町村条例等に基づき、期限の延長、徴収の猶予及び減免について、それぞれの事態に対応して随時、適切な措置を講じる。

第3 中小企業への融資

- 県は、被災した中小企業者の施設の復旧に要する資金及び事業資金の融資が円滑に行われ、早期に経営の安定が図られるよう、次の措置を講じる。

ア 政府系中小企業金融機関（株式会社日本政策金融公庫及び株式会社商工組合中央金庫）の「災害特別融資枠」の設定を促進するための関係機関への要請
 イ 金融機関に対する中小企業向け融資の特別配慮の要請
 ウ 被災した中小企業者の融資の円滑を図るため、信用保証協会の積極的な保証増進、保証枠の確保等の協力の要請
 エ 金融機関に対する、被害の状況に応じた貸付手続の簡易迅速化、貸付条件の緩和等についての特別取扱の要請
 オ 中小企業者の負担を軽減し、復旧を促進するため、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律の指定を受けるために必要な措置
 カ 中小企業関係の被害状況に係る迅速な調査及び再建のための資金需要の把握
 キ 市町村及び中小企業関係団体を通じた、災害時の特別措置についての中小企業者への周知徹底

第4 農林漁業関係者への融資

- 県及び市町村は、災害により損失を受けた農林漁業者（以下「被害農林漁業者」という。）又は農林漁業者の組織する団体（以下「被害組合」という。）に対し、農林漁業の生産力の維持増進と経営の安定を図るため、次の措置を講じる。

ア 農業協同組合及び信用農業協同組合連合会が、被害農林漁業者又は被災組合に対して行う経営資金のつなぎ融資の指導あつせん
 イ 被害農林漁業者又は被災組合に対する「天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法」による経営資金の融資措置の促進並びに利子補給及び損失補償の実施
 ウ 被害農林漁業者に対する株式会社日本政策金融公庫法に基づく災害復旧資金、経営再建、収入減補てん資金の融資のあつせん及び既往貸付期限の延長要請
 エ 農業災害補償法に基づく、農業共済団体の災害補償業務の的確、迅速化の要請
 オ 漁業災害補償法、漁船損害等補償法に基づく、災害補償業務の迅速、適正化の要請

第5 通貨の供給の確保及び非常金融措置

- 東北財務局盛岡財務事務所及び日本銀行盛岡事務所は、被災地における人心の安定及び災害の復旧に資するため、災害復旧・復興に際して必要となる各種金融対策に必要な措置を講じる。

1 通貨の供給の確保

- 被災地における金融機関の現金保有状況の把握に努め、必要に応じ、被災地所在の金融機関に臨時、銀行券を寄託する。
- 金融機関の所要現金の確保について、必要な指導・援助を行う。

ア 被災地における損傷日本銀行券及び貨幣の引換えについては、職員を派遣する等必要な措置を講じる。

イ 被災地に対する現金供給のため、緊急に現金を輸送し、又は通信を行う必要があるときは、関係行政機関等と密接に連絡をとった上、輸送通信の確保を図る。

ウ 関係行政機関等と協議の上、被災金融機関が早急に営業を開始できるよう、あっせん、指導を行う。

- 必要に応じて、金融機関の営業時間の延長及び休日臨時営業の措置を取るよう指導する。

2 非常金融措置

- 被災者の便宜を図るため、関係行政機関等と協議の上、金融機関に対し、次のような非常措置をとるよう、あっせん、指導する。

ア 預金通帳等を滅失した預貯金者に対し、り災証明書の提示あるいはその他実情に則した簡易な確認方法をもって、被災者の預貯金の便宜払戻の取扱を行うこと。

イ 被災者に対し、定期預金、定期積立金等の中途解約又は預貯金を担保とする貸出等の特別取扱を行うこと。

ウ 被災地の手形交換所において、被害関係手形について、提示期間経過後の交換持ち出しを認めるほか、不渡り処分の猶予等の特別措置をとること。

エ 損傷日本銀行券及び貨幣の引換えについて、実情に応じ必要な措置をとること。

- 金融機関の営業開始、休日臨時営業、預貯金の便宜払戻措置及び損傷日本銀行券・貨幣の引換え措置等について、金融機関と協力して、速やかにその周知徹底を図る。

第6 郵便事業株式会社の業務に係る災害特別事務取扱及び援護対策

- 災害の態様及び公衆の被災状況等被災地の実情に応じ、次のとおり、郵便局の業務に係る災害特別事務取扱及び援護対策を迅速かつ的確に実施する。

1 災害救助法が適用され、現に救助を必要とする被災者で、収容施設（応急仮設住宅に収容する場合を除く。）の供与又は被服、寝具その他生活必需品の供与又は貸与を受けたときは、1世帯に郵便はがき5枚及び郵便書簡（ミニレター）1枚の範囲内で必要と認める数量を交付する。

また、被害の状況により、被災者（法人を除く。）が差し出す第一種郵便物通常はがき又は盲人用点字郵便物については、料金を免除する。

なお、取り扱う郵便局等については、別途郵便事業株式会社東北支社長が指定し、その旨公示

- する。
- 2 郵便事業株式会社東北支社長が公示した場合は、被災者の救助を行う地方公共団体、日本赤十字社、共同募金会又は共同募金会連合会にあてた救助用の物品を内容とする小包郵便物及び救助用又は見舞い用の現金書留郵便物の料金免除を実施する。

第3節 復興計画の作成

第1 基本方針

県及び市町村は、大規模な災害により甚大な被害を受けた地域について、復興計画を作成するとともに、推進体制を整備し、連携を図りながら、計画的な復興を図る。

第2 復興方針・計画の作成

1 計画策定組織の整備

- 学識経験者、産業界、地区住民の代表、公的団体の代表、行政等をメンバーとする、計画策定検討組織を設置する。

2 計画策定の目標

- 被害をできるだけ最小化するという「減災」の考えにより、安全・安心で、かつ、環境保全等にも配慮した防災都市・地域づくりによる復興を実現する。

3 復興計画の作成

- 市街地の整備改善が必要な場合は、被災市街地復興特別措置法等を活用するとともに、土地区画整理事業、市街地再開発事業の活用を図る。
- 計画の策定に当たっては、建築物や公共施設の耐震、不燃化等を基本的な目標とする。
- 計画の策定に当たっては、地域のコミュニティの維持・回復や再構築に十分に配慮する。
- ライフラインの共同収容施設の整備については、各事業者と調整を図りながら進める。
- 防災とアメニティの観点から、既存不的確建築物の解消を図る。

第3 復興事業の実施

- 激甚災害に対する特別な財政措置は、次のとおりである。

項 目	事 業 名
1 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助	(1) 公共土木施設災害復旧事業 (2) 公共土木施設災害関連事業 (3) 公立学校施設災害復旧事業 (4) 公営住宅等災害復旧事業 (5) 生活保護施設災害復旧事業 (6) 児童福祉施設災害復旧事業 (7) 老人福祉施設災害復旧事業 (8) 身体障害者社会参加支援施設災害復旧事業 (9) 障害者支援施設等災害復旧事業 (10) 婦人保護施設災害復旧事業 (11) 感染症指定医療機関災害復旧事業

	<p>(12) 感染症予防事業 (13) 堆積土砂排除事業 ア 地方公共団体又はその機関が管理する公共施設に係る堆積土砂排除事業 イ 都市街地区域内のその他の堆積土砂排除事業 (14) 湛水排除事業</p>
<p>2 農林水産業に関する特別の助成</p>	<p>(1) 農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置 (2) 農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例 (3) 開拓者等の施設の災害復旧事業に対する補助 (4) 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例（天災融資法が発動された場合適用） (5) 森林組合等の行なう堆積土砂の排除事業に対する補助 (6) 土地改良区等の行なう湛水排除事業に対する補助 (7) 共同利用小型漁船の建造費の補助 (8) 森林災害復旧事業に対する補助</p>
<p>3 中小企業に関する特別の助成</p>	<p>(1) 中小企業信用保険法による災害関係保証の特例 (2) 事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助</p>
<p>4 その他の特別の財政援助及び助成</p>	<p>(1) 公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助 (2) 私立学校施設災害復旧事業に対する補助 (3) 市町村が施行する感染症予防事業に関する負担の特例 (4) 母子及び寡婦福祉法による国の貸付の特例 (5) 水防資材費の補助の特例 (6) 罹災者公営住宅建設等事業に対する補助の特例 (7) 公共土木施設、公立学校施設、農地農業用施設及び林道の小災害復旧事業に対する特別の財政援助 (8) 雇用保険法による求職者給付の支給に関する特例</p>

震災対策編

震災対策編目次

第1章 総則

- 第1節 計画の目的 2-1-1
- 第2節 計画の性格 2-1-1
- 第3節 防災関係機関の責務及び業務の大綱 2-1-2
- 第4節 県土の地勢と地震 2-1-8
- 第5節 地震、津波の想定 2-1-10

第2章 災害予防計画

- 第1節 防災知識普及計画 2-2-1
- 第2節 自主防災組織等育成計画 2-2-3
- 第3節 防災訓練計画 2-2-4
- 第3節の2 通信確保計画 2-2-6
- 第4節 避難対策計画 2-2-7
- 第5節 災害時要援護者の安全確保計画 2-2-10
- 第5節の2 食料・生活必需品等の備蓄計画 2-2-11
- 第6節 孤立化対策計画 2-2-12
- 第7節 防災施設等整備計画 2-2-13
- 第8節 都市防災計画 2-2-15
- 第9節 交通施設安全確保計画 2-2-19
- 第10節 ライフライン施設等安全確保計画 2-2-21
- 第11節 危険物施設等安全確保計画 2-2-26
- 第12節 津波災害予防計画 2-2-28
- 第13節 地盤災害予防計画 2-2-32
- 第14節 火災予防計画 2-2-34
- 第15節 震災に関する調査研究 2-2-37
- 第16節 宮城県沖地震対策に係る宮城県等との連携 2-2-38
- 第17節 ボランティア育成計画 2-2-39
- 第18節 事業継続対策計画 2-2-40

第3章 災害応急対策計画

- 第1節 活動体制計画 2-3-1
- 第2節 津波予報・警報等の伝達計画 2-3-13
- 第3節 通信情報計画 2-3-19
- 第4節 情報の収集・伝達計画 2-3-20

第 5 節	広報広聴計画	2-3-23
第 6 節	交通確保・輸送計画	2-3-27
第 7 節	公安警備計画	2-3-29
第 8 節	消防活動計画	2-3-31
第 9 節	津波・浸水対策計画	2-3-32
第 10 節	県、市町村等応援協力計画	2-3-34
第 11 節	自衛隊災害派遣要請計画	2-3-35
第 12 節	ボランティア活動計画	2-3-36
第 13 節	義援物資、義援金の受付け・配分計画	2-3-37
第 14 節	災害救助法の適用計画	2-3-38
第 15 節	避難・救出計画	2-3-40
第 16 節	医療・保健計画	2-3-41
第 17 節	食料・生活必需品供給計画	2-3-43
第 18 節	削除	2-3-44
第 19 節	給水計画	2-3-45
第 20 節	応急仮設住宅の建設等及び応急修理計画	2-3-46
第 21 節	防疫計画	2-3-49
第 22 節	廃棄物処理・障害物除去計画	2-3-50
第 23 節	行方不明者等の捜索及び遺体の処理・埋葬計画	2-3-51
第 24 節	応急対策要員確保計画	2-3-52
第 25 節	文教対策計画	2-3-53
第 26 節	公共土木施設・鉄道施設等応急対策計画	2-3-54
第 27 節	ライフライン施設応急対策計画	2-3-55
第 28 節	危険物施設等応急対策計画	2-3-56
第 29 節	防災ヘリコプター等活動計画	2-3-57

第 4 章 災害復旧・復興計画

第 1 節	公共施設等の災害復旧計画	2-4-1
第 2 節	生活の安定確保計画	2-4-2
第 3 節	復興計画の作成	2-4-3

第 5 章 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画

第 1 節	総則	2-5-1
第 2 節	災害対策本部等の設置等	2-5-2
第 3 節	地震発生時の応急対策等	2-5-3
第 4 節	津波からの防護及び円滑な避難の確保に関する事項	2-5-6
第 5 節	地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画	2-5-11
第 6 節	防災訓練計画	2-5-12
第 7 節	地震防災上必要な教育及び広報に関する計画	2-5-13

第1章 総 則

第1章 総 則

第1節 計画の目的

この計画は、県土並びに県民の生命、身体及び財産を地震及び津波災害から保護するため、県、市町村、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等の各防災関係機関が、それぞれ全機能を有効に発揮し、相互に協力して防災の万全を期するために必要な災害予防、災害応急対策及び災害復旧・復興に関する事項を策定するものである。

なお、この計画は、本県における過去の地震及び津波災害の発生状況、また、近年において阪神・淡路大震災や新潟県中越地震のほか平成 23 年 3 月 11 日の東日本大震災津波等の大規模な地震災害が発生している状況、さらには、県が実施した被害想定調査の結果（平成 9 年度「地震被害想定調査」、平成 15～16 年度「地震・津波シミュレーション及び被害想定調査」を実施）や三陸沖から房総沖にかけての地震活動の長期評価の改訂（平成 23 年度に国の地震調査研究推進本部が実施。）を踏まえ、東日本大震災津波並びに過去の最大クラスの地震及び津波、また家屋の倒壊など甚大な被害が予想される震度 6 弱以上の陸地を震源地とする大規模な地震にも対応できる体制の整備を図ることを目的とする。

また、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災の推進に関する特別措置法（平成 16 年法律第 27 号。以下「法」という。）第 6 条第 1 項の規定に基づき、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域（以下「推進地域」という。）について、当該地震に係る地震防災上重要な事項を定め、当該地域における地震防災対策の推進を図ることとしたものである。

なお、法第 3 条の規定に基づき指定された本県の推進地域の区域は、次のとおりである。（平成 18 年 4 月 3 日内閣府告示第 58 号）

宮古市、大船渡市、久慈市、一関市、陸前高田市、釜石市、東磐井郡藤沢町、上閉伊郡大槌町、下閉伊郡山田町、同郡岩泉町、同郡田野畑村、同郡普代村、九戸郡野田村、同郡洋野町の区域

第2節 計画の性格

この計画は、災害対策基本法第 40 条の規定に基づいて作成されている「岩手県地域防災計画」の「震災対策」編として、県防災会議が作成する計画である。

この計画に定めのない事項については、「岩手県地域防災計画」の定めるところによる。

第3節 防災関係機関の責務及び業務の大綱

第1 防災関係機関の責務

1 県

県は、市町村を包括する広域の地方公共団体として、地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て、防災に関する計画を作成し、これを実施するとともに、市町村及び指定地方公共機関が処理する防災に関する事務又は業務を支援し、かつ、その総合調整を行う。また、大規模地震について国が定める地震防災戦略を踏まえた地域目標の策定に努める。

2 市町村

市町村は、基礎的な地方公共団体として、地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て、防災に関する計画を作成し、これを実施する。また、大規模地震について国が定める地震防災戦略を踏まえた地域目標の策定に努める。

3 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定行政機関及び他の指定地方行政機関と相互に協力し、防災活動を実施するとともに、県及び市町村の活動が円滑に行われるよう、勧告、指導、助言等を行う。

4 指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務の公共性及び公益性に鑑み、防災に関する計画を作成し、これを実施するとともに、県及び市町村の活動が円滑に行われるよう、その業務に協力する。

5 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、平素から災害予防体制の整備を図り、災害時には災害応急措置を実施するとともに、市町村その他の防災関係機関の防災活動に協力する。

第2 防災関係機関の業務の大綱

1 県、市町村

機 関 名	業 務 の 大 綱
県	(1) 県防災会議、災害対策本部、現地災害対策本部、災害警戒本部の設置、運営に関すること。 (2) 防災に関する施設及び組織の整備に関すること。 (3) 防災訓練の実施に関すること。 (4) 防災知識の普及及び教育に関すること。

震災対策編 第1章 総則

	<ul style="list-style-type: none"> (5) 災害に関する情報の発表、収集、伝達及び広報に関すること。 (6) 自衛隊、他の都道府県、関係機関等に対する応援要請に関すること。 (7) 災害応急対策の実施に関すること。 (8) 災害時における犯罪の予防、取締りなど社会の秩序維持に関すること。 (9) 被災施設の復旧、被災地域の復興に関すること。 (10) 市町村その他の防災関係機関の災害対策の総合調整に関すること。
市町村	<ul style="list-style-type: none"> (1) 市町村防災会議、災害対策本部、現地災害対策本部、災害警戒本部の設置、運営に関すること。 (2) 防災に関する施設及び組織の整備に関すること。 (3) 防災訓練の実施に関すること。 (4) 防災知識の普及及び教育に関すること。 (5) 災害に関する情報の収集、伝達及び広報に関すること。 (6) 他の市町村、関係機関等に対する応援要請に関すること。 (7) 災害応急対策の実施に関すること。 (8) 被災施設の復旧、被災地域の復興に関すること。

2 指定地方行政機関

機 関 名	業 務 の 大 綱
東北管区警察局	<ul style="list-style-type: none"> (1) 災害状況の把握及び報告連絡等に関すること。 (2) 警察官及び災害関係装備品の受支援調整に関すること。 (3) 防災関係職員の派遣に関すること。 (4) 関係機関との連絡調整に関すること。 (5) 津波警報・注意報の伝達に関すること。
東北財務局	<ul style="list-style-type: none"> (1) 民間金融機関等に対する金融上の措置要請に関すること。 (2) 地方公共団体内の災害対策事業、災害復旧事業等に関する融資に関すること。 (3) 災害発生時における国有財産の無償貸付等に関すること。 (4) 公共土木施設、農林水産施設等の災害査定の立会に関すること。 (5) 東北財務局が講じた施策に関する被災者への情報提供に関すること。
東北厚生局	<ul style="list-style-type: none"> (1) 災害状況の情報収集、通報に関すること。 (2) 関係職員の派遣に関すること。 (3) 関係機関との連絡調整に関すること。

震災対策編 第1章 総則

東北農政局	<ul style="list-style-type: none"> (1) 国土保全事業の推進に関すること。 (2) 営農指導方針の樹立及び技術指導に関すること。 (3) 種苗その他営農資材の確保に関すること。 (4) 農地、農業用施設等に係る災害復旧事業の実施及び指導に関すること。 (5) 天災金融の確保に関すること。 (6) 災害時における応急用食料の調達・供給に関する情報収集・連絡に関すること。
東北森林管理局	<ul style="list-style-type: none"> (1) 国有林野の保安林、保安施設等の整備に関すること。 (2) 山火事防止対策に関すること。 (3) 災害復旧用材の供給に関すること。
東北経済産業局	<ul style="list-style-type: none"> (1) 生活必需品、復旧資材等防災関係物資の安定的供給の確保に関すること。 (2) 被災商工業者に対する支援に関すること。
関東東北産業保安監督部 〔東北支部〕	<ul style="list-style-type: none"> (1) 電気、都市ガス、高圧ガス、火薬類等の保安対策及び応急復旧対策に関すること。 (2) 鉱山に関する災害の防止に関すること。 (3) 鉱山における災害応急対策に関すること。
東北運輸局	<ul style="list-style-type: none"> (1) 鉄道、自動車等の安全運行の確保に関すること。 (2) 緊急輸送、代替輸送に対する指導及び支援に関すること。
東京航空局 〔仙台空港事務所〕	<ul style="list-style-type: none"> (1) 災害時における航空機の出動要請の支援に関すること。
第二管区海上保安本部 〔八戸海上保安部〕 〔釜石海上保安部〕 〔宮古海上保安署〕	<ul style="list-style-type: none"> (1) 気象予報・警報等の船舶への周知に関すること。 (2) 海難救助、海上警備、治安維持及び海上交通の安全確保に関すること。 (3) 船舶交通の障害の除去及び海洋汚染・海上災害の防止に関すること。 (4) 救援物資、避難者等の海上・航空輸送に関すること。
仙台管区气象台 〔盛岡地方气象台〕	<ul style="list-style-type: none"> (1) 気象、地象、水象の観測及びその成果の収集、発表を行うこと。 (2) 気象、地象、水象の予報及び警報・注意報、情報等の防災気象情報の発表及び伝達に関すること。
東北総合通信局	<ul style="list-style-type: none"> (1) 通信の確保に必要な措置に関すること。 (2) 通信システムの被害状況等の把握に関すること。 (3) 関係業界団体の協力のもと通信機器の供給の確保に関すること。 (4) 非常通信協議会の指導育成に関すること。
岩手労働局	<ul style="list-style-type: none"> (1) 事業場における労働災害の防止に関すること。 (2) 被災労働者の救済に関すること。 (3) 被災労働者の就労斡旋等に関すること。 (4) 復旧・復興工事における労働災害の防止に関すること。

東北地方整備局 [岩手河川国道事務所] [三陸国道事務所] [北上川ダム統合管理事務所] [釜石港湾事務所]	(1) 直轄公共土木施設の整備及び災害防止に関すること。 (2) 指定河川の洪水予報・警報の発表及び伝達に関すること。 (3) 水防活動の指導に関すること。 (4) 災害時における通行規制及び緊急輸送道路の確保に関すること。 (5) 直轄公共土木施設の復旧に関すること。 (6) 港湾施設、海岸保全施設等の整備及び災害対策の指導及び協力に関すること。 (7) 港湾施設、海岸保全施設、空港施設等の災害応急対策及び復旧対策に関すること。 (8) 緊急を要すると認められる場合、申合せに基づく適切な緊急対応の実施に関すること。 (9) 災害対策支援に係る調整に関すること。
--------------------------------------------------------------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

3 自衛隊

機 関 名	業 務 の 大 綱
陸上自衛隊岩手駐屯部隊	(1) 災害派遣要請又は出動命令に基づく応急救援及び応急復旧に関すること。

4 指定公共機関

機 関 名	業 務 の 大 綱
日本銀行盛岡事務所	(1) 災害時における通貨の供給確保に関すること。 (2) 災害時における非常金融措置の指導に関すること。
日本赤十字社岩手県支部	(1) 災害時における医療救護に関すること。 (2) 救援物資の配分に関すること。 (3) 義援金の受付に関すること。 (4) 防災ボランティアの連絡調整等に関すること。
日本放送協会盛岡放送局	(1) 気象予報・警報等の放送に関すること。 (2) 災害状況及び災害対策についての放送に関すること。 (3) 県知事からの要請に基づく災害放送に関すること。
東日本高速道路(株)東北支社	(1) 高速自動車の整備及び災害防止に関すること。 (2) 災害時における交通規制及び輸送の確保に関すること。 (3) 高速自動車の復旧に関すること。
電源開発(株)東和電力所	(1) 電力施設の整備及び災害防止に関すること。 (2) 電力施設の災害復旧に関すること。
東日本旅客鉄道(株)盛岡支社 日本貨物鉄道(株)東北支社	(1) 鉄道施設の整備、災害防止及び災害復旧に関すること。 (2) 災害時における鉄道による緊急輸送に関すること。

東日本電信電話(株)岩手支店 エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ(株) (株)エヌ・ティ・ティ・ドコモ KDDI(株)	(1) 電気通信設備の整備及び災害防止に関すること。 (2) 災害時における通信の確保に関すること。 (3) 電気通信設備の復旧に関すること。
日本通運(株)盛岡支店	(1) 災害時における車両による緊急輸送に関すること。
東北電力(株)岩手支店	(1) 電力施設の整備及び災害防止に関すること。 (2) 災害時における電力供給に関すること。 (3) 電力施設の災害復旧に関すること。
盛岡中央郵便局 (郵便事業株式会社)	(1) 災害時における郵便局の業務運営の確保に関すること。 (2) 災害時における郵便局の業務に係る災害特別事務取扱及び援護対策に関すること。
独立行政法人国立病院機構本部北海道東北ブロック事務所	(1) 災害時における独立行政法人国立病院機構の医療、災害医療班の編成、連絡調整並びに派遣の支援に関すること。 (2) 広域災害における独立行政法人国立病院機構からの災害医療班の派遣及び輸送手段の確保の支援に関すること。 (3) 災害時における独立行政法人国立病院機構の被災情報収集及び通報に関すること。 (4) 独立行政法人国立病院機構施設の災害予防計画、災害応急対策計画、災害復旧・復興計画等の支援に関すること。

5 指定地方公共機関

機 関 名	業 務 の 大 綱
(株)アイビーシー岩手放送 (株)テレビ岩手 (株)岩手めんこいテレビ (株)岩手朝日テレビ (株)エフエム岩手	(1) 気象予報・警報等の放送に関すること。 (2) 災害状況及び災害対策についての放送に関すること。 (3) 県知事からの要請に基づく災害放送に関すること。
(社)岩手県トラック協会 (社)岩手県バス協会 岩手県交通(株) 岩手県北自動車(株)	(1) 災害時における車両による緊急輸送に関すること。
三陸鉄道(株) I G Rいわて銀河鉄道 (株)	(1) 鉄道施設の整備、災害防止及び災害復旧に関すること。 (2) 災害時における鉄道による緊急輸送に関すること。
厩平野土地改良区 鹿妻穴堰土地改良区	(1) 水門、水路、ため池等の施設の整備及び災害防止に関すること。 (2) 水門、水路、ため池等の災害復旧に関すること。

(社)岩手県高圧ガス保安協会 盛岡ガス(株)	(1) ガス施設の整備及び災害防止に関すること。 (2) 災害時におけるガス供給に関すること。 (3) ガス施設の災害復旧に関すること。
(社)岩手県医師会 (社)岩手県歯科医師会	(1) 医療救護に関すること。 (2) 遺体の検視、身元確認及び処理に関する協力に関すること。

6 公共的団体その他防災上重要な施設の管理者

機 関 名	業 務 の 大 綱
社会福祉法人岩手県社会福祉協議会	(1) 災害ボランティアの連絡調整等に関すること。
社会福祉法人岩手県共同募金会	(1) 義援金の募集及び受付に関すること。
農業協同組合 森林組合 漁業協同組合 等	(1) 共同利用施設の災害応急対策及び災害復旧に関すること。 (2) 農林水産関係に係る県及び市町村が実施する被害調査、応急対策に対する協力に関すること。 (3) 被災農林漁家に対する融資及び融資のあっせんに関すること。 (4) 被災農林漁家に対する種苗その他営農資材の確保のあっせんに関すること。
商工会議所 商工会	(1) 災害時における物価安定についての協力に関すること。 (2) 生活必需品、復旧資材等防災関係物資の確保についての協力に関すること。
一般病院、診療所	(1) 収容患者に対する災害時の避難体制の確保に関すること。 (2) 災害時における負傷者等の収容及び医療救護に関すること。
一般運送事業者	(1) 災害時における緊急輸送に関すること。
ダム施設の管理者	(1) ダム施設の防災上の整備及び管理に関すること。
危険物関係施設の管理者	(1) 災害時における危険物の保安措置に関すること。
(株)岩手日報社 (株)朝日新聞社盛岡支局 (株)毎日新聞社盛岡支局 (株)読売新聞社盛岡支局 (株)河北新報社盛岡支社 (株)産業経済新聞社盛岡支局 (株)日本経済新聞社盛岡支局 (株)岩手日日新聞社 (株)デーリー東北新聞社盛岡支局 (株)日本農業新聞東北支所 (株)日刊工業新聞社盛岡総局 (社)共同通信社盛岡支局 (株)時事通信社盛岡支局	(1) 災害状況及び災害対策についての報道に関すること。 (2) 県知事からの要請に基づく災害報道に関すること。

第4節 県土の地勢と地震

第1 地勢

本県は、本州の北東部に位置し、ほぼ南北に伸びる紡錘状をなし、北は青森県、西は秋田県、南は宮城県に隣接し、東は太平洋に臨み、東西 122 キロメートル、南北 189 キロメートルで、面積は 15,279 平方キロメートルである。

県の西部は、秋田県との県境沿いに奥羽山脈が、東部は北上山地が縦走り、その間を南に流れる北上川に沿って北上盆地がひらけ、全面積の 84 パーセントが山と高原によって占められている。

第2 地質

北上山地は、日本列島の背骨となっている古生層が日本列島の中で最も広く露出している地域である。また、北上山地の北東縁部には中生層が分布する。

北上山地にかなり広く分布する花崗岩類も中生代に生成したものである。

このように北上山地は、ほとんど古、中生代という億年単位で生成年代が計られるような古い硬岩から成りたっている山地である。

これに対し奥羽山脈は、新生代第三紀の地層が古生層を被覆して分布している山脈であり、その一部は更に新しい第四紀火山に覆われている。

これら両山地、山脈に挟まれた北上平野と馬淵川沿いの低地は、第三紀後半の比較的軟らかい地層を基盤にし、その表面を段丘堆積物が覆っている地域である。

第3 断層と地震活動

県内を走る断層は、主要なものだけをとりあげてもその数が多い。

それらのうち、北上山地に発達する断層は、北西ないし北北西方向のものが卓越する。

これに対して奥羽山脈の断層は、南北ないし北北東方向のものが顕著である。

これらの断層は、その大部分が、古生代末、中生代後期、新生代初頭及び新生代末等の造山期或いは造構運動時に形成されたものである。

北上山地の地質構造は、4 億年から 1 億年前に形成されたものであり、1 億年以降現在に至るまでに形成された脊梁山脈の地質構造とは大きな差があり、断層系も分布密度、方向性の上でかなりの違いを示している。

これらの中から、将来起こるであろう地震に際して再活動する可能性のあるものを選出することは、現状では困難とされている。

一方、奥羽山脈の地質構造は、北上山地を構成する岩層の延長部が新生代新第三紀の初期に海底化した場所に、大量の火山質物と砂泥が堆積し、再び新第三紀末期に隆起したところであるが、現在のように山岳化し始めたのは、約 200 万年前のことと推定される。

奥羽山脈の隆起運動は、断層で切られた地塊単元の地塊運動となってあらわれ、脊梁山地東縁部の隆起帯は、現在においても徐々に隆起運動を継続しているとみられ、また、県境隆起帯はそれが活発である。

なお、最近活動したことのある断層、又は将来活動する可能性のある断層を活断層と呼んでいるが、

県内では 1896 年の陸羽地震の際に活動した川舟断層が、その例としてよく知られている。

そのほか、盛岡市南西部より花巻温泉にかけて北上盆地と奥羽山脈との堤を画する南昌山、上平、黒森山の各断層群、雫石盆地西縁の西根断層、胆沢扇状地を切る出店断層等も活断層とされており、更に活断層と推定される断層は、相当多数存在している。

〔岩手県断層分布図 資料編 1-6-3〕

第4 海岸と津波災害

本県は、約 700 キロメートルの長い海岸によって太平洋に面し、この間に 6 港の重要及び地方港湾と 111 港の大小漁港が点在し、これらの港湾、漁港を中心として市街地集落が形成されている。

その他の大部分の地域は、宮古以北の海岸は、隆起海岸で屈曲が少なく、断崖をもつ海岸段丘が発達している。また、宮古以南は、主として沈降海岸であり、湾と岬が交互に現れる典型的なリアス式海岸である。

本県は、地殻の活動帯である日本海溝に接しており、しかもその海岸がいわゆるリアス式海岸となっているため、津波による被害が頻繁に起きている。

海域を震源とする津波現象を引起す地震は、その規模の大小、震央距離等に応じて内陸にも被害を与えている。

なお、現存する各種の記録にとどめられている地震津波による主な被害状況は、資料編 1-6-2「岩手県の地震津波災害調」のとおりである。

第5節 地震、津波の想定

第1 地震、津波の想定の基本的な考え方

- 本県に将来甚大な被害をもたらすおそれのある地震・津波の災害像を明らかにし、地震・津波発生時の各種構造物等の被害量及び被害分布をあらかじめ予測し、被害想定を行った上で、大規模災害時にも対応しうる防災施設の整備のほか、岩手県地域防災計画の見直しや市町村津波避難計画策定などに反映させてきたところである。

[地震被害想定調査結果（平成9年度実施） 資料編5-10]

[津波及び想定宮城県沖連動地震に係る被害想定調査（平成15～16年度実施） 資料編5-11]

- 平成23年東北地方太平洋沖地震の被害の多くは、従前の被害想定をはるかに超える結果となったところであり、このことを踏まえ、その要因の調査分析並びに新たな被害想定の実施及びそれに基づく減災目標の策定を進める。
- 当面の防災対策については、地震、津波の規模が想定よりも大きい可能性も十分に視野に入れて、平成23年東北地方太平洋沖地震並びに過去の最大クラスの海溝型の地震及び津波と内陸直下型地震を想定する。
- また、強い揺れを伴わないいわゆる津波地震（※）や遠地地震（※）に関しては、住民が避難の意識を喚起しない状態で突然津波が押し寄せることのないよう、津波地震及び遠地地震を想定した避難指示の発令体制などの避難に関する対策も検討する。

※津波地震とは、地震の揺れから通常想定されるより相当程度大きい津波を引き起こす地震のこと。

1896年（明治29年）6月15日の明治三陸地震津波では、地震動は震度3程度と小さかったが、沿岸部を巨大な津波が襲い、多くの犠牲者が出た。

※遠地津波とは、その地点で地震波動を感じないような遠方の地震による津波のこと。1960年（昭和35年）5月24日に本県沿岸部等を襲ったチリ地震津波がその代表例。

第2 想定する地震の考え方

本県に影響を及ぼすおそれのある地震として、内陸直下型地震については北上低地西縁断層群北部地震及び北上低地西縁断層群南部地震を想定し、海溝型地震については平成23年東北地方太平洋沖地震及び過去に発生した最大クラスの地震を想定する。

[地震被害想定調査結果（平成9年度実施） 資料編5-10]

第3 想定する津波の考え方

津波対策を構築するにあたっては、基本的に次の2つのレベルの津波を想定する。

- (1) 発生頻度は極めて低いものの、甚大な被害をもたらす最大クラスの津波
- (2) 最大クラスの津波に比べて発生頻度は高く、津波高は低いものの、大きな被害をもたらす津波

第2章 災害予防計画

第2章 災害予防計画

第1節 防災知識普及計画

第1 基本方針

県、市町村その他の防災関係機関は、職員に対して防災教育を実施するとともに、広く住民等に対して防災知識の普及に努め、自主防災思想の普及、徹底を図る。

なお、防災知識の普及を図る際には、高齢者、障がい者等の災害時要援護者に十分配慮するとともに、地域において災害時要援護者を支援する体制の整備を図る。また、被災時の男女ニーズの違い等男女双方の視点にも配慮する。

第2 防災知識の普及

1 防災知識普及計画の作成

【本編・第2章・第1節・第2・1参照】

2 職員に対する防災教育

- 防災関係機関は、職員に対し、震災時における適正な判断力を養成し、円滑な防災活動に資するため、講習会、研修会若しくは検討会等を開催し、又は防災関係資料を配布して、防災教育の普及徹底を図る。
- 防災教育は、次の事項に重点を置いて実施する。
 - ア 震災対策関連法令
 - イ 防災対策、防災組織その他防災活動に関する事項
 - ウ 震災に関する基礎知識
 - エ 土木、建築、その他震災対策に必要な技術
 - オ 住民に対する防災知識の普及方法
 - カ 震災時における業務分担の確認

3 住民等に対する防災知識の普及

- 防災関係機関は、住民等の防災に対する意識の高揚を図り、震災時において、住民一人一人が正しい知識と判断をもって行動できるよう、次の方法等を利用して防災知識の普及徹底を図る。
 - ア 講習会、研修会、講演会、展示会等の開催
 - イ 広報誌の活用
 - ウ 起震車等による災害の擬似体験
 - エ 新聞、テレビ、ラジオ等各種報道媒体の活用

- オ 防災関係資料の作成、配布
- カ 防災映画、ビデオ、スライド等の制作、上映、貸出し
- キ 自主防災活動に対する指導
- 防災知識の普及活動は、次の事項に重点を置いて実施する。
 - ア 地震及び津波に関する一般的知識
 - イ 津波警報、避難指示等の意味及び内容
 - ウ 平常時における心得
 - ① 避難場所、避難道路等を確認する。
 - ② 3日分の食料、飲料水、携帯トイレ、トイレトーパー等の備蓄及び非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備を行う。
 - ③ いざというときの対処方法を検討する。
 - ④ 防災訓練等へ、積極的に参加する。
 - ⑤ 災害時の家族内の連絡方法や避難の仕方を決めておく。
 - エ 地震及び津波の発生時の心得、避難方法
 - オ 心肺蘇生法、止血法等の応急措置
 - カ 災害危険箇所に関する知識
 - キ 過去の主な災害事例
 - ク 地震及び津波対策の現状

4 児童、生徒等に対する教育

【本編・第2章・第1節・第2・4 参照】

5 防災文化の継承

- 防災関係機関等は、地震・津波災害の経験や教訓を次世代に継承し、防災を文化にまで昇華し、「防災文化」として将来に活かすことにより、地域防災力の向上を図る。

第3 総合防災センターによる防災知識の普及等

【本編・第2章・第1節・第3 参照】

第4 津波防災マップの作成

- 県は、平成23年東北地方太平洋沖地震による津波やその他の過去に発生した最大クラスの津波を想定した津波浸水想定（津波があった場合に想定される浸水の区域及び水深）を設定し、関係市町村長に通知するとともに公表する。
- 海岸線を有する市町村は、県が設定した津波浸水想定に基づき、津波防災マップを作成し、住民等に対し、マップの意義や避難場所等に関する周知、啓発に努める。

第2節 自主防災組織等育成計画

第1 基本方針

県及び市町村は、地域住民が「自分達の地域は自分達で守る」という、自主的な防災活動を促進するため、自主防災組織の育成、強化を図る。その際、女性の参画の促進に努めるものとする。

第2 自主防災組織の育成強化

【本編・第2章・第2節・第2 参照】

第3 消防団の活性化

【本編・第2章・第2節・第3 参照】

第3節 防災訓練計画

第1 基本方針

県、市町村及びその他の防災関係機関は、震災時における防災活動を円滑に実施するため、単独又は合同して、震災に関する各種の訓練を実施する。

第2 実施要領

1 実施方法

【本編・第2章・第3節・第2・1 参照】

2 実施に当たって留意すべき事項

【本編・第2章・第3節・第2・2 参照】

- 訓練の実施に当たっては、訓練のシナリオに緊急地震速報を取り入れるとともに、最大クラスの津波を踏まえた具体的かつ実践的な訓練を行うなど、地震・津波発生時の対応行動の習熟を図るよう努める。

3 各訓練項目において留意すべき事項

県及び市町村は、震災に関する訓練の実施に当たっては、次の事項に留意して実施する。

ア 通信情報連絡訓練

震災により通常の通信手段が途絶した場合を想定し、防災行政情報通信ネットワーク及び衛星携帯電話等を用いた通信訓練を実施すること。

イ 職員非常招集訓練

震災により通常の交通手段が途絶した場合を想定し、徒歩による非常参集訓練等を実施すること。

ウ 消防訓練

震災により消火栓の使用が不可能となった場合等を想定し、自然水利等その他の水利を用いた消火訓練を実施すること。

エ 避難訓練

地震により津波が発生した場合を想定し、住民の避難訓練を実施すること。

オ 津波訓練

地震により津波が発生した場合を想定し、業務従事者の安全を確保した上での水門等の閉鎖及び海面監視、住民広報等の津波訓練を実施すること。

カ 救出・救助訓練

震災により家屋が倒壊した場合を想定し、負傷者の救出・救助訓練を実施すること。

キ 施設復旧訓練

震災によりライフライン機能が途絶した場合を想定し、これらの施設の応急復旧訓練を実施

すること。

第3節の2 通信確保計画

第1 基本方針

- 1 県、市町村その他の防災関係機関は、災害時における通信を確保するため、情報通信技術の活用及び通信施設の整備に努めるとともに、通信連絡系統を定め、通信手段の適切な運用を図る。
- 2 災害時においても通信を確保することができるよう、通信施設・設備の被災するおそれのない場所への設置、耐震化、耐浪化及びサブシステム化並びに代替通信手段の確保に努める。
また、通信施設等が損壊した場合において、迅速に応急復旧ができるよう要員及び資機材の確保に努める。

第2 通信施設の整備等

【本編・第2章・第4節の2・第2参照】

第4節 避難対策計画

第1 基本方針

- 1 市町村は、地震による津波、火災等から住民の生命、財産を守るため、避難計画を作成し、避難場所、避難道路等の整備を進めるとともに、住民への周知徹底を図る。
- 2 学校、病院、社会福祉施設等の管理者は、施設内にいる者の避難を迅速、確実に行うため、避難計画を作成し、その周知徹底を図る。
- 3 住民は、災害時に的確な避難行動をとれるよう、平常時から災害に対する備えに努める。

第2 避難計画の作成

1 市町村の避難計画

【本編・第2章・第5節・第2・1 参照】

- 市町村は、避難勧告等を住民等に周知し、迅速・的確な避難行動に結びつけるよう、その伝達内容等を定める。
- 市町村は、強い揺れを伴わないいわゆる津波地震や遠地地震に関しては、住民等が避難の意識を喚起しない状態で突然津波が押し寄せることのないよう、避難指示等の発令・伝達体制を整える。

2 海岸線を有する市町村の津波避難計画

- 海岸線を有する市町村は、避難場所等として指定する施設の管理者その他関係機関等と協議のうえ、「岩手県津波避難計画策定指針（平成16年5月）」に基づき、次の事項を内容とした津波避難計画等を策定する。
 - (1) 津波浸水予想地域（当該予想地域の設定に際しては、予想を超える可能性があることに留意し、住民の避難を軸とした避難計画とするよう配慮する。）
 - (2) 避難対象地域
 - (3) 避難困難地域
 - (4) 避難場所、避難路等の指定・設定（特に、周囲に高台等がない地域では、堅固な高層建物の中・高層階や人工構造物を避難場所に利用するいわゆる津波避難ビル等の整備・指定も考慮する。）
 - (5) 初動体制
 - (6) 津波情報の収集・伝達
 - (7) 避難勧告・指示の発令
 - (8) 津波防災教育・啓発
 - (9) 津波避難訓練の実施
 - (10) その他の留意点
- 市町村は、津波避難計画を策定する場合には、次の事項に留意するものとする。

- (1) 避難路の状況や防潮堤防の設置状況、高台・津波避難ビルの位置及び警報伝達方法などの地域の実情を踏まえること。
 - (2) 平成23年東北地方太平洋沖地震による津波やその他の過去に発生した最大クラスの津波を想定した津波対策を構築すること。
- 避難対象地域の住民は、市町村の津波避難計画等の策定後、「地域ごとの津波避難計画」の策定に取り組むこととし、県及び市町村が一体となって策定を支援する。

3 学校、病院、社会福祉施設等における避難計画

【本編・第2章・第5節・第2・2 参照】

第3 避難場所等の整備等

【本編・第2章・第5節・第3 参照】

- 市町村は、民間ビルを含めた津波避難ビル等の建築物を避難場所として確保する場合には、管理協定の締結や避難ビルの指定をすることなどにより、確実に避難できるような体制の構築に努める。

第4 避難に関する広報

【本編・第2章・第5節・第4 参照】

第5 避難訓練の実施

【本編・第2章・第5節・第5 参照】

第6 津波に対する住民等の予防措置

1 住民の予防措置

- 津波に対する正しい知識を身につける。
 - ア 津波は、大きな地震のときだけ来るとは限らない。
 - イ 津波の第一波は引き波だけでなく押し波から始まることもある。
 - ウ 津波は、繰り返し襲来し、第二波、第三波などの後続波の方が大きくなる可能性や、数時間から場合によっては一日以上にわたり継続する可能性がある。
 - エ 強い揺れを伴わず、危険を体感しないままに押し寄せる、いわゆる津波地震や遠地地震により津波が発生する可能性もある。
 - オ 地震・津波は自然現象であり、想定を超える可能性がある。また、地震発生直後に発表される津波警報等の精度には一定の限界があり、避難場所自体が被災することも有り得る。
- 日頃から、津波に対する備えを怠らない。
 - ア 避難場所、避難道路等を確認する。
 - イ 3日分の食料、飲料水、携帯トイレ、トイレトーパー等の備蓄及び非常持出品（救急箱、

懐中電灯、ラジオ、乾電池等)の準備を行う。

ウ いざというときの対処方法を検討する。

エ 防災訓練等へ、積極的に参加する。

オ 災害時の家族内の連絡方法や避難の仕方を決めておく。

- 次の場合は、直ちに海浜から離れ、急いで高台等の安全な場所に避難する。この場合において、避難に当たっては徒歩によることを原則とする。また、自ら率先して避難行動を取ることが他の地域住民の避難を促す。

ア 強い地震を感じたとき

イ 弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたとき

ウ 地震を感じなくても、津波警報、注意報が発表されたとき

- 正しい情報を、テレビ、ラジオ、携帯電話、防災行政無線、広報車等を通じて入手する。
- 市町村の避難の勧告又は指示に従って行動する。
- 津波は、繰り返し襲ってくるので、津波警報、注意報が解除されるまで、海岸に近付かない。

2 船舶の予防措置

- 次の場合は、直ちに港外に退避する。

ア 強い地震を感じたとき

イ 弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたとき

ウ 地震を感じなくても、津波警報、注意報が発表されたとき

- 港外に退避できない小型船については、時間的余裕がある場合は、高い所に引き上げて固縛するなど最善の措置をとる。
- 正しい情報を、テレビ、ラジオ、無線等を通じて入手する。
- 津波は、繰り返し襲ってくるので、津波警報、注意報が解除されるまで、気をゆるめない。

第5節 災害時要援護者の安全確保計画

第1 基本方針

- 1 県は、市町村等の防災関係機関、災害時要援護者関係団体、介護保険事業者、社会福祉施設等及び地域住民等と協働して、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児及び妊産婦等の災害時要援護者（以下、本節中「要援護者」という。）の安全確保を図るため、災害時の情報収集・伝達及び避難誘導等の体制づくりを支援する。

特に、市町村に対しては、「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」を参考にした要援護者の情報の収集及び防災関係機関への提供のための体制づくりの支援を行うとともに、その進捗状況等を確認する。

- 2 市町村は、避難勧告等の判断・伝達マニュアル及び災害時要援護者避難支援計画等を策定するとともに、実際に避難訓練等を行うなど、県等の防災関係機関、介護保険事業者、社会福祉施設等及び地域住民等の協力を得ながら地域社会全体で要援護者の安全確保を図る体制づくりを進める。

第2 実施要領

1 要援護者の実態把握

【本編・第2章・第6節・第2・1 参照】

2 災害情報等の伝達体制の整備

【本編・第2章・第6節・第2・2 参照】

3 避難誘導

【本編・第2章・第6節・第2・3 参照】

4 避難生活

【本編・第2章・第6節・第2・4 参照】

5 社会福祉施設等の安全確保対策

【本編・第2章・第6節・第2・5 参照】

6 要援護者に配慮した防災訓練等の実施について

【本編・第2章・第6節・第2・6 参照】

7 外国人の安全確保対策について

【本編・第2章・第6節・第2・7 参照】

第5節の2 食料・生活必需品等の備蓄計画

第1 基本方針

県及び市町村は、災害発生直後から飲料水、食料、生活必需品等の物資の流通が確保されるまでの間、被災者の生活を支えるため、必要な物資の備蓄を行うとともに、県民及び事業所における物資の備蓄を促進する。

第2 県及び市町村の役割

1 県の役割

【本編 第2章 第6節の2 第2・1 参照】

2 市町村の役割

【本編 第2章 第6節の2 第2・2 参照】

第3 県民及び事業所の役割

1 県民の役割

【本編 第2章 第6節の2 第3・1 参照】

2 事業所の役割

【本編 第2章 第6節の2 第3・2 参照】

第6節 孤立化対策計画

第1 基本方針

- 1 県は、関係機関と連携を図りながら、災害時における孤立化対策を総合的に推進する。
- 2 市町村は、道路状況や通信手段の確保の状況等から孤立化が想定される地域をあらかじめカルテ化し、最新の状況を随時把握するなど、予防対策に努める。

第2 災害時孤立化想定地域の状況

【本編・第2章・第7節・第2 参照】

第3 孤立化想定地域への対策の推進

1 通信手段の確保

【本編・第2章・第7節・第3・1 参照】

2 避難先の検討

【本編・第2章・第7節・第3・2 参照】

3 救出方法の確認

【本編・第2章・第7節・第3・3 参照】

4 備蓄の奨励

【本編・第2章・第7節・第3・4 参照】

5 防災体制の強化

【本編・第2章・第7節・第3・5 参照】

第7節 防災施設等整備計画

第1 基本方針

震災時において、迅速かつ的確な災害応急対策が実施できるよう、防災施設等を整備し、震災時における応急活動体制の整備を推進する。

第2 岩手県地震防災緊急事業五箇年計画の推進

- 県は、「岩手県地震防災緊急事業五箇年計画」（平成 23～27 年度）に基づき、地震防災上緊急に整備すべき施設・設備を計画的に整備する。

整備する施設	事業の概要
避難地、避難路	農村公園、山村広場、緑地広場、農道、林道、漁業集落道、避難路等
消防用施設	消防ポンプ自動車、高規格救急自動車、救助工作車、小型動力ポンプ付積載車、防火水槽、耐震性貯水槽、消防団拠点施設等
緊急輸送のための道路、港湾施設等	道路整備・補修、橋梁整備・補修、交通信号機、耐震強化岸壁等
公的医療機関	病院の改築
社会福祉施設	養護施設、保育所、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム等の改築、補強
公立小中学校、特別支援学校等	小中学校、特別支援学校等の改築、補強
海岸保全施設、河川管理施設	堤防、防潮堤、陸閘、水門等
砂防設備、地すべり防止施設等	えん堤工、溪流保全工、山地治山施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、ため池等
その他	電線共同溝、防災行政無線、備蓄倉庫等

第3 防災施設等の機能強化

【本編・第2章・第8節・第2 参照】

第4 公共施設等の整備

- 県及び市町村は、道路施設、河川管理施設、海岸保全施設、砂防等施設、港湾施設、漁港施設、空港施設等の公共土木施設について、耐震性及び耐浪性の確保又は津波による浸水の危険性の低い場所への立地に努める。
- 県及び市町村は、避難路、避難地（都市部における公園、緑地、道路などの住民の退避地を含む。）

等を整備するとともに、医療施設や避難所となる学校等の公共施設の耐震性及び耐浪性の確保又は津波による浸水の危険性の低い場所への立地並びに学校等の防災機能の強化に努める。

- 防災関係機関は、災害応急対策上の重要施設、広域経済活動上の重要施設、多数を収容する重要施設等についての耐震性及び耐浪性の確保に努める。
- 県は、平成 23 年東北地方太平洋沖地震によって破壊された防潮堤等の海岸保全施設の復旧を図るとともに、湾口防波堤等の整備を促進し、あわせて、市町村の復興まちづくりと一体となった防潮堤の嵩上げや水門の整備等を実施する。
また、津波水門等の操作員の安全確保、水門閉鎖時間の短縮のため、水門等操作の電動化・遠隔化を実施する。

第 5 消防施設の整備

- 市町村は、地域の実情に即した消防車両、消防水利、その他の消防施設、設備を整備拡充し、常時点検整備を行う。
- 市町村は、地震災害時の消防水利を確保するため、貯水槽、自然水利等を整備する。

第 6 防災用資機材等の整備

- 県は、広域的又は大規模な災害において、市町村等が行う災害応急対策活動を支援するため、次の資機材を整備し、定期的に点検整備を行い、必要な補充を行う。
 - (1) 防災用資機材
 - (2) 空中消火用資機材
 - (3) 放射性物質災害用資機材 [放射性物質災害用資機材の備蓄状況 資料編 2-8-5]
- 県は、広域的又は大規模な災害における災害対策本部又は現地災害対策本部の機能を果たすために必要な資機材を整備する。

第8節 都市防災計画

第1 基本方針

都市災害を防止し、震災の被害を最小限に食い止めるため、都市における建築物の耐震化、不燃化の促進、防災空間の確保、市街地の再開発等を推進することにより、都市の防災化を図る。

第2 建築物の耐震性向上の促進

1 防災上重要な建築物等の耐震性確保

県は、既存建築物の耐震性の向上を図り、都市防災を推進するため、別に定める「岩手県耐震改修促進計画」に基づき、次に定める対策を推進する。

(1) 防災上重要な建築物の設定

- 次の建築物を「防災上重要な建築物」として位置付け、耐震性の確保に努める。
 - ア 庁舎、病院、学校等被災後応急・復旧活動の拠点となる公共性の高い施設
 - イ 建築基準法第12条に規定する定期報告の対象となる特殊建築物
 - ウ 放送局、新聞社等情報伝達業務の中心となる施設
 - エ 建築物の形態、工法、構造壁の設置等からみて建築構造上弱いと考えられる特殊建築物

(2) 県及び市町村施設の耐震強化

- 防災上重要な建築物の内、昭和56年6月1日改正後の建築基準法の適用を受けていない県及び市町村の既存建築物については、耐震性を確保するため、耐震診断の実施及びその結果に基づく耐震改修の促進を図る。
- 防災上重要な建築物に該当しない県及び市町村の施設についても、重要度に応じて耐震性の確保に努める。
- 公共建築物の耐震診断の実施状況や実施結果をもとにした、耐震化率や耐震性に係るリストの作成及び公表に努める。

(3) 民間の防災上重要な建築物の耐震性確保

- 県は、防災上重要な建築物の耐震性を確保するため、民間の防災上重要な建築物の内、昭和56年6月1日改正後の建築基準法の適用を受けていない建築物の所有者等に対し、各種施策を通じて耐震診断及び耐震改修の促進指導に努める。

(4) 設備・備品の安全対策

防災上重要な建築物については、設備・備品の転倒、破損等による被害を防止するため、テレビ、パソコン、事務機器、書棚、医療機器等の固定・転倒防止対策や、薬品、実験実習機器等の危険物管理の徹底を図る。

2 木造住宅の耐震性確保

- 木造住宅の耐震性を確保するため、県民に対し、耐震性確保の重要性を啓発するとともに、建物所有者が行う耐震性能の自己診断方法についての普及を図り、必要に応じた改修の実施を促進

する。

3 一般建築物の耐震性確保

- 建築物の耐震性の確保について広く県民に普及啓発を行い、既存建築物については必要に応じた耐震診断の実施を促進する。
- 新規に建設される建築物についての耐震性を確保するため、関係団体等に対し、設計、工法、監理についての指導を行う。

4 工作物の耐震性確保

- 煙突、広告塔、高架水槽、鉄塔等の工作物の耐震性について、広く県民の認識を深めるとともに、耐震診断の実施を促進する。

5 建築物の窓ガラス、外装タイル等の耐震性確保

- 道路に面する3階以上の建築物の所有者に対し、窓ガラス、外装タイル等の落下防止のため、専門技術者を通じて定期的に点検するよう指導する。
- 特に、通学路及び避難場所周辺については、市町村においても点検を行い、改修を要する建築物の所有者に対しては、強力的に改修指導を行う。

6 既存コンクリートブロック塀の耐震性確保

- 道路沿いのコンクリートブロック塀の所有者に対し、建築基準法に適合したものとすよう強力的に指導する。
- 特に、通学路沿い及び避難場所周辺のコンクリートブロック塀の所有者に対しては、定期点検補強を指導するとともに、市町村においても定期的に点検する。

7 家具等の転倒防止対策推進

- 負傷の防止や避難路の確保の観点から、住宅、事務所等の建築物内に設置されている食器棚、書棚等の家具及びブロック塀等の地震時における転倒、移動による被害を防止するため、適正な防止方法等について、広報紙等により県民への啓発、普及を図る。

8 地震保険の加入促進

- 地震保険は、地震等による被災者の生活の安定に寄与することを目的とした公的保険制度であり、被災者の住宅再建にとって有効な手段の一つとして、県及び市町村は、その制度の普及や加入促進に努める。

9 関係団体との協力

- 県は、社団法人岩手県建築士会等建築物の設計、検査、調査、診断、改修に係る関係団体と協力して、耐震診断促進指導、広報活動等を行うとともに、講習会の実施等による耐震診断技術者の量的、質的育成に努める。

10 岩手県耐震改修促進協議会の設置

- 県及び関係団体で構成する岩手県耐震改修促進協議会を設置し、相互に連絡調整を図りながら、既存建築物の耐震改修を進める。

第3 建築物の不燃化の促進

1 防火地域、準防火地域の指定

- 避難場所周辺及び幹線道路沿いの防火地域等の見直しを行い、地域指定を促進する。
〔防火地域、準防火地域指定状況 資料編 2-9-1〕

2 公営住宅の不燃化促進

- 公営住宅、改良住宅等の公的住宅の不燃化を促進し、住宅団地の防災強化を図る。
- 周辺地域の防災拠点としても利用できるよう、オープンスペース等の適切な配置を考慮した団地造りを進める。
〔住宅地区改良事業等、改良住宅等建設戸数 資料編 2-9-2〕

3 民間住宅の不燃化促進

- 市街地における住宅の不燃化等、防災面での行政指導を強化し、民間住宅の不燃化を硬極的に促進する。

第4 防災空間の確保

1 緑の基本計画

- 都市における良好な生活環境の形成と都市防災に資する効果を考慮し、都市公園の整備や緑地保全地域の決定等総合的な施策を体系的に位置付けるため、緑の基本計画を策定し、緑地の配置計画に従って都市公園及び緑地を整備する。

2 都市公園の整備

- 都市における大震災等に対する延焼防止や避難場所、防災拠点などの防災的機能を発揮する空間を確保するため、都市公園の整備を推進する。
〔都市公園の整備状況及び整備計画 資料編 2-9-3〕

第5 市街地開発事業による都市整備

1 土地区画整理事業の推進

- 市街地内の公共施設の整備とともに宅地の利用増進を図るべき地域においては、道路、公園、緑地を確保し、防災機能の充実を図るため、土地区画整理事業を推進する。
〔土地区画整理事業の状況 資料編 2-9-6〕

2 市街地再開発事業の推進

- 市街地内の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図るべき地域においては、防災機能を一層充実するため、市街地開発事業を推進する。

第6 津波防災を考慮した土地利用計画

海岸線を有する市町村の市街地については、海岸保全施設等により一定の安全性を確保した上で、津波のシミュレーションを参考に、住宅地、商業地、業務地、工業地や必要に応じて建築制限を行う地域などを適切に配置するとともに、災害対応等の中枢となる市町村庁舎や病院、学校、福祉施設等の公共公益施設を安全性の高い場所に配置し、又は建築物の耐浪化を図る。あわせて、避難時間を短縮する防浪（避難）ビルや避難タワー、防災公園や避難路等を適正に配置するなど、津波防災を考慮した土地利用計画とする。

第9節 交通施設安全確保計画

第1 基本方針

震災による道路施設、鉄道施設、港湾施設、漁港施設及び空港施設の被害を防止し、又は軽減し、交通機能を確保するため、施設の耐震性の向上や、災害対策用資機材の整備等を図る。

第2 道路施設

1 道路の整備

【本編・第2章・第10節・第2・1 参照】

[道路施設の現況 資料編2-10-1]

2 橋梁の整備

○ 震災時における橋梁機能を確保するため、所管橋梁について、耐震点検調査を実施し、補修等対策工事の必要箇所を指定して、道路橋の整備を進める。

ア 「橋、高架の道路等の技術指針について」(道路橋示方書)(平成8年11月、建設省都市局長及び道路局長通達)に適合する構造の改善補強を行う必要のある橋梁を把握するため、橋梁耐震点検調査を実施する。

イ 上記調査に基づき、補修等対策工事が必要とされた橋梁について、老朽橋の架替、補強橋座の拡幅、落橋防止装置の整備等、耐震補強を実施する。

ウ 新設の橋梁は、道路の位置付け、橋梁の重要性を勘案の上、最新の耐震設計基準に基づき計画する。

3 横断歩道橋の整備

○ 震災時において、横断歩道橋が落下等により交通障害物になることを防止するため、所管横断歩道橋について、耐震点検調査を実施し、補強等対策工事の必要箇所を指定して、横断歩道橋の整備を進める。

ア 本体と階段の取付部を中心とした横断歩道橋の耐震点検調査を実施する。

イ 上記調査に基づき、補強等対策工事が必要とされた横断歩道橋について、落下防止補強工事を実施する。

4 トンネルの整備

【本編・第2章・第10節・第2・2 参照】

5 障害物除去用資機材の整備

【本編・第2章・第10節・第2・3 参照】

第3 鉄道施設

1 鉄道施設の耐震性の向上

- 橋梁、木工造物等の線路建造物及び電気、建築施設を主体に、線区に応じた補強対策を推進し、耐震性の向上を図る。

2 防災業務施設・設備の整備

- 気象予報・警報の伝達、情報の収集、観測施設相互間の連絡等に必要な気象観測設備、通信連絡設備、警報装置等を整備する。
- 一定規模以上の地震が発生した場合に、列車を早期に停止させる設備等を整備する。
- 大規模な地震等が発生した場合の情報収集、連絡等を行うため、携帯電話、可搬型衛星通信装置など無線系通信設備を配備するなど、通信施設の整備充実を図る。

3 復旧体制の整備

【本編・第2章・第10節・第3・3 参照】

第4 港湾施設、漁港施設

- 震災時における緊急物資、人員等の海上輸送を確保するため、重要港湾については、耐震強化岸壁の整備を図る。
- 輸送拠点としての機能強化を図るため、港湾緑地など多目的に利用可能なオープンスペース、耐震強化岸壁等を備えた防災拠点の整備を図る。

〔港湾における耐震強化岸壁整備計画 資料編 2-10-4〕

〔漁港における耐震強化岸壁整備計画 資料編 2-10-5〕

第5 空港施設

- 「飛行場における消火救難体制の整備基準」（平成17年9月7日付国空管第84号）により、花巻空港内における消防力を整備する。
- 離着陸に必要な空港施設及び航空保安施設を常に良好な状態に維持するとともに、定期的に消火救難訓練を実施し、緊急事態の発生に備え、万全を期する。
- 震災による事故等が発生した場合における迅速、適切な対応を図るため、空港内事業所、花巻市消防本部、花巻市医師会等との連携を強化する。

〔花巻空港消火救難活動に関する協定 資料編 2-10-6〕

〔花巻空港及びその周辺における消火救難活動に関する協定 資料編 2-10-7〕

〔花巻空港医療救護活動に関する協定書 資料編 2-10-8〕

〔花巻空港医療救護活動に関する協定書細目 資料編 2-10-9〕

- 航空機火災等に対処するため、消防車両を配備する。

〔花巻空港消防車両一覧 資料編 2-10-10〕

第10節 ライフライン施設等安全確保計画

第1 基本方針

震災による電力、ガス、上下水道、電気通信等のライフライン施設の被害を防止し、又は軽減するため、施設等の耐震性及び耐浪性の向上、災害対策用資機材の整備等を図るとともに、巡視点検の実施等安全対策に万全を期する。

第2 電力施設

- 電気事業者は、震災による電力施設の被害を防止し、又は軽減するため、電力施設の耐震性及び耐浪性の向上、資機材の整備等を図るとともに、電気工作物の巡視、点検、広報活動の実施等により、電気事故の防止を図る。

1 施設の耐震性の向上

発電設備（水力、地熱）		<ul style="list-style-type: none"> ○ ダムについては、発電用水力設備に関する技術基準、河川管理施設等構造令及びダム設計基準に基づき、堤体に作用する地盤振動に耐えるよう設計する。 ○ 水路工作物並びに基礎構造が建物基礎と一体である水車及び発電機については、地域別に定められた地盤震度を基準として構造物の応答特性を考慮した修正震度法により設計する。 ○ その他の電気工作物については、発電所設備の重要度、その地域で予想される地震動などを勘案するほか、発電用水力設備に関する技術基準及び発電用火力設備に関する技術基準に基づき設計する。 ○ 建物は、建築基準法による耐震設計とする。
送電設備	架空線路	○ 電気設備の技術基準に基づき、設計する。
	地中線路	<ul style="list-style-type: none"> ○ 終端接続箱、給油装置については、「変電所等における電気設備の耐震設計指針」に基づき、設計する。 ○ 洞道については、土木学会「トンネル標準示方書」等に基づき、設計する。 ○ 地盤条件に応じて、可とう性のある継手や管路を採用するなど、耐震性に配慮する。
変電設備		<ul style="list-style-type: none"> ○ 機器については、変電所設備の重要度、その地域で予想される地震動などを勘案するほか、「変電所等における電気設備の耐震設計指針」に基づき設計する。 ○ 建物は、建築基準法による耐震設計とする。
配電設備	架空配	○ 電気設備の技術基準に基づき、設計する。

	電線路	
	地中配電線路	○ 地盤条件に応じて、可とう性のある継手や管路を採用するなど、耐震性に配慮する。
通信設備		○ 屋内設置装置については、構造物の設置階を考慮して設計する。

2 電気工作物の予防点検等

【本編・第2章・第11節・第2・2 参照】

3 災害対策用資機材の確保等

【本編・第2章・第11節・第2・3 参照】

4 ヘリコプターの活用

【本編・第2章・第11節・第2・4 参照】

第3 ガス施設

- ガス事業者は、災害によるガス施設の被害を防止し、又は軽減するとともに、二次災害を防止するため、施設、資機材等の整備を図るとともに、需要家に対する器具の取扱方法等の周知徹底を図る。

1 施設等の耐震性の向上

(1) 都市ガス施設

製造施設	○ 施設の重要度分類に基づき、それぞれのクラスに応じた設計法を適用し、耐震性の向上及び安全性を確保する。 ○ 二次災害を防止するため、緊急遮断弁、消火設備、保安用電力の確保等の整備を行う。
供給施設	○ 「ガス工作物の技術上の基準」等に基づき、設計する。 ○ ガスホルダー及びガス導管は、安全装置、遮断装置、離隔距離等を考慮して設置する。 ○ ガス導管材料は、高・中・低圧別に区分し、それぞれの状態に応じた最適な材料、継手、構造等を採用する。 ○ 二次災害を防止するため、ホルダーの緊急遮断装置による緊急遮断、導管網のブロック化、工場等における放散塔による中圧導管の緊急減圧措置を行う。
安全器具	○ 災害防止に効果のあるマイコンメーターの設置を進める。

(2) LP ガス施設

製造施設及び貯蔵所	○ 二次災害を防止するため、緊急遮断弁、消火設備、保安用電力の確保等の整備を行う。
容器置場	○ 火気との距離を確保するために、消費先の容器置場に隔壁を設置する場合は耐震性を考慮して施工するとともに、既設の隔壁等については、耐震性の評価を実施し、必要に応じ、強化等の措置を講じる。
容器	○ 容器の転落、転倒を防止するため、適切な鎖掛け等を行うとともに、定期点

	<p>検を実施する。</p>
配管	<ul style="list-style-type: none"> ○ 配管は、可能な限り露出管化するとともに、埋設配管を設置せざるを得ない場合は、耐震性の高い配管を設置する。 ○ 既設の埋設配管については、計画的に、露出管化又は耐震性の高い配管へ切替えを行う。
安全器具	<ul style="list-style-type: none"> ○ 災害防止に効果のあるマイコンメーターの設置を進める。 ○ 容器等からのガス漏れを防止するため、ガス放出防止器等の設置を進める。 ○ ガス放出防止器等の設置に当たっては、容器のバルブの閉止が困難な高齢者世帯等を優先的に行うよう配慮する。

2 災害対策用資機材の確保等

- 震災時に必要な資機材の在庫管理を行い、調達を必要とする資機材については、その確保体制を整備する。

3 防災広報活動

- 震災時における二次災害の防止等を図るため、平常時から、需要家に対し、次の事項についての周知徹底を図る。
 - ア ガス栓の閉止等、地震が発生した場合においてガス器具に対してとるべき措置
 - イ ガス漏れ等の異常に気づいた場合の措置

第4 上下水道施設

1 上水道施設

- 水道事業者及び水道用水供給事業者（以下「水道事業者等」という。）は、震災による上水道施設の被害を防止し、又は軽減するため、「水道の耐震化計画等策定指針」（厚生労働省）及び「岩手県水道広域的防災構想」を踏まえ、施設の耐震性の向上、資機材の整備等を図る。

(1) 施設の耐震性の向上

- 水道事業者等は、計画的に水道施設の耐震化を図る。

貯水、取水、導水施設	<ul style="list-style-type: none"> ○ 管路は、耐震性継手、伸縮継手、緊急遮断弁など耐震性を考慮した構造、材質とする。 ○ 水源については、取水口上流等周辺の状況を把握し、地震時の原水水質の安全が保持できるかを確認し、複数水源間の連絡管の敷設、地下水等予備水源の確保を図る。
浄水施設	<ul style="list-style-type: none"> ○ ポンプ回りの配管、構造物との取付管、薬品注入関係の配管設備等について、耐震化のための整備増強を図る。 ○ 被災時の停電を考慮して、必要最小限の自家発電設備の整備を図る。
送、配水施設	<ul style="list-style-type: none"> ○ 送、配水幹線は、耐震継手、伸縮可とう管など耐震性の高い構造、工法とするほか、配水系統間の相互連絡を行う。

	<ul style="list-style-type: none"> ○ 配水管は、管路の多系統化、ループ化、ブロックシステム化等を行う。 ○ 既設管については、漏水防止作業を実施し、破損及び老朽管を発見して、敷設替え等の改良を行う。
--	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

(2) 給水体制の整備

- 市町村及び水道事業者等は、震災時において、被災者が必要とする最小限の飲料水（一人当たり1日3リットル以上）の供給を確保できるよう、ろ過器の配備、給水タンク車の増強、応急配管及び応急復旧用資機材の備蓄増強を図る。

2 下水道施設

- 下水道施設の管理者は、震災による下水道施設の被害を防止し、又は軽減するため、施設の耐震性の向上を図る。

下水管渠	<ul style="list-style-type: none"> ○ 新たな下水管渠の敷設は、耐震性の確保のため構造面での耐震化を図るとともに、管路の複数ルート化に努め、流下機能を確保する。 ○ マンホール蓋の点検を行い、飛散、摩耗等の危険な箇所の補修、交換を行う。 ○ 下水管渠の流下機能を確保するため、マンホール間のバイパス等の資機材の確保を図る。
ポンプ場、終末処理場	<ul style="list-style-type: none"> ○ ポンプ場、終末処理場は、非常用発電設備を整備する。 ○ 新たなポンプ場、処理場の建設は、耐震性の確保のため構造面での耐震化を図る。 ○ 既設のポンプ場、処理場は、耐震診断を行い、危険な施設の改修を行う。

〔下水道施設の現況及び整備計画 資料編2-11-1〕

第5 通信施設

1 電気通信施設

- 電気通信事業者は、災害時における通信の確保を図るため、施設、資機材の整備等を行う。

(1) 設備の耐震性及び耐浪性の向上

- 電気通信設備及びその附帯設備（建物を含む。以下「電気通信設備等」という。）の防災設計を実施する。

ア 津波等のおそれのある地域の電気通信設備等については、耐浪性の向上や耐水構造化を行う。

イ 地震又は火災に備え、主要な電気通信設備等については、耐震及び耐火構造化を行う。

- 災害が発生した場合における通信の確保を図るため、次により、通信網の整備を行う。

ア 主要な伝送路を、多ルート構成又はループ構成とする。

イ 主要な中継交換機を、分散配置する。

ウ 主要な電気通信設備については、必要な予備電源を設置する。

エ 重要加入者については、当該加入者との協議により、2ルート化を推進する。

(2) 重要通信の確保

【本編・第2章・第11節・第5(2) 参照】

(3) 災害対策用機器及び車両の配備

【本編・第2章・第11節・第5(3) 参照】

(4) 災害対策用資機材の確保等

【本編・第2章・第11節・第5(4) 参照】

(5) 電気通信設備の点検調査

【本編・第2章・第11節・第5(5) 参照】

2 放送施設

- 放送局は、震災時における放送の送出及び受信を確保するため、放送施設・設備の整備拡充を図るとともに、災害応急・復旧対策に必要な資機材の整備を図る。

(1) 設備の震災対策

- 送信所、演奏所の建物、構築物の耐震化を図る。
- 放送設備、特に放送主系統設備、受配電設備、非常用発電設備等の耐震対策を実施する。
- 放送設備等重要な設備については、代替又は予備の設備を設ける。
- 防火設備等を設け、二次災害の発生を防止する。
- 建物、構築物、放送設備等の耐震性等について、定期的に自主点検を実施する。

(2) 放送継続体制の整備

- 震災により、放送機、中継回線、演奏所等に障害が発生し、平常時の運用が困難になった場合に備え、他の放送系統による臨機の番組変更、常置以外の必要機器の仮設等、放送を継続できる体制の整備を図る。

(3) 防災資機材の整備

- 災害応急対策・復旧対策に必要な資機材の整備、備蓄を図る。

第11節 危険物施設等安全確保計画

第1 基本方針

危険物災害の発生及び拡大を防止するため、施設・設備、災害対策用資機材等の整備を図るとともに、保安教育、指導等による保安体制の整備強化を図る。

第2 石油类等危険物

1 保安教育の実施

- 県は、法令の定めるところにより、危険物取扱者の保安講習を実施する。
- 危険物施設の所有者等は、危険物取扱者、危険物施設保安員等に対し、保安管理の向上を図るため、消防機関等と連携し、講習会、研修会等の保安教育を実施する。

2 指導強化

- 県は、市町村が行う許可及び消防機関による立入検査等に対し、指導助言を行い、災害防止に努める。
- 消防機関は、危険物施設の所有者等に対し、既存危険物施設の耐震構造の促進を指導するとともに、新設又は変更許可に当たっては、地震動による慣性力等によって生じる影響を十分考慮したものとすよう指導する。
- 消防機関は、危険物施設に対し、次の事項を重点に、立入検査等を実施する。

- ア 危険物施設の位置、構造及び設備の維持管理の検査
- イ 危険物の貯蔵、取扱い、運搬、積載等の方法の検査及び安全管理指導
- ウ 危険物施設の所有者等、危険物保安監督者等に対する非常時にとるべき措置指導
- エ 地震動及び津波等による危険物施設等への影響に対する安全措置指導

3 屋外貯蔵タンクからの流出油事故対策

(1) 沈下測定の実施

- 危険物施設の所有者等は、屋外貯蔵タンクの沈下測定を定期的に行い、その実態の把握に努める。

(2) 不等沈下の著しいタンクの措置

- 消防機関は、不等沈下の著しいタンクについて、法令の定めるところにより、タンクの底部の厚さ、溶接部の損傷、亀裂、腐食等の欠陥の有無の確認等保全検査を実施する。
- 消防機関は、欠陥が発見されたタンクについて、必要な修繕を行わせるとともに、タンクの基礎の修繕により不等沈下を是正させ、保安の確保に努める。

(3) 敷地外流出防止措置

- 県及び消防機関は、危険物の流出事故が発生した場合における敷地外又は海上への流出による二次災害を防止するため、油槽基地等危険物タンクが相当数群立する危険物施設の所有者等

に対し、防油堤・流出油防止堤の設置、土のう、オイルフェンス等の流出油防除資機材の整備など必要な措置を講じるよう指導する。

4 自衛消防組織の強化措置

- 危険物施設の所有者等は、自衛消防隊の組織化を推進し、特に、震災時における自主的な災害予防体制の確立を図る。
- 危険物施設の所有者等は、隣接する事業所との相互応援に関する協定を締結するなど、効率ある自衛消防力の確立を図る。

5 化学防災資機材の整備

- 市町村は、化学消防車等の整備を図り、化学消防力の強化を推進する。

[化学消火薬剤備蓄状況 資料編 2-12-1]

第3 高圧ガス及び火薬類災害予防対策

【本編・第2章・第12節・第3 参照】

第4 毒物、劇物災害予防対策

【本編・第2章・第12節・第4 参照】

第5 放射線災害予防対策

【本編・第2章・第12節・第5 参照】

第12節 津波災害予防計画

第1 基本方針

- 1 津波災害対策を検討するに当たっては、再び人命が失われることがない「多重防災型まちづくり」を目指し、第一に、発生頻度は極めて低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす最大クラスの津波、第二に、最大クラスの津波に比べて津波高は低いものの発生頻度が高く、大きな被害をもたらす津波の、これら二つのレベルの津波を想定することを基本とする。

この場合、最大クラスの津波に対しては、住民等の生命を守ることを最優先として、住民等の避難を柱に、海岸保全施設整備等のハード対策、まちづくり及び避難対策等のソフト対策を適切に組み合わせた、「多重防災型」の考え方で生命を確実に守る。

また、最大クラスの津波に備えて、海岸保全施設等の整備の対象とする津波高を大幅に高くすることは現実的ではないことから、過去に発生した津波等を地域ごとに検証したうえで、最大クラスの津波に比べて津波高は低いものの、発生頻度が高く、大きな被害をもたらす津波、すなわち、概ね百数十年程度で起こり得る津波に対しては、海岸保全施設の整備により生命と財産を確実に守ることを基本的な考え方とする。

- 2 津波災害の防止・軽減を図るため、海岸保全事業、三陸高潮対策事業及び海岸防災林造成事業を計画的に実施する。
- 3 災害時に適切な措置をとることができるよう、施設の維持管理体制を整備する。
- 4 津波防災対策を十分考慮に入れ、土地利用計画、公共施設計画、交通施設計画等の策定又は見直しを行い、津波に強い街づくりを推進する。

第2 津波災害予防事業

- 本県の海岸線の総延長約 709 キロメートルのうち、津波、高潮、波浪等の災害から積極的に防護する必要がある地域として海岸法に基づき海岸保全区域に指定した区域及び将来海岸保全区域に指定することが必要と認められる区域の海岸延長は、126 キロメートルとなっている。

〔海岸保全区域延長 資料編 2-15-1〕

- 国、県及び市町村は、国の社会資本整備重点計画及び岩手県東日本大震災津波復興計画等に基づき、防潮堤防、防潮護岸等の海岸保全施設等の整備を、計画的に実施する。

〔津波・高潮災害予防施設の設置状況 資料編 2-15-2〕

〔海岸防潮堤防設置一覧 資料編 2-15-3〕

- 海岸保全施設の整備目標は、過去に発生した津波等を地域ごとに検証し、概ね百数十年程度の頻度で起こり得る津波に対応できる高さとする。
- 湾口防波堤や防潮堤、河川堤防、水門、陸こうなど海岸保全施設の整備に当たっては、まちづくりと一体的に検討を行い、地域に最も適した効果的な配置とする。この場合において、海岸保全施設の復旧・整備に当たっては、平成 23 年東北地方太平洋沖地震による海岸保全施設の破壊メカニズムについて詳細な検証を実施し、計画規模を超える津波に対しても破壊されにくい構造を検討する。

また、水門や陸こうについては、操作員の安全を確保するため、操作の電動化・遠隔化、通信手段・電源等の多重化を図る。

- 防潮堤防等の設置と並行して、津波の被害を軽減することを目的として、海岸防災林造成事業を進める。

事業名	施行箇所	施行年度	所 管
津波・高潮危機 管理対策緊急事業	嶋之越海岸 他 5 海岸	H18～H23	国土交通省 河川局
海岸高潮対策事業	宮古港海岸 他 1 海岸	H18～H33	国土交通省 港湾局
津波・高潮危機 管理対策緊急事業	釜石港海岸 他 1 海岸	H18～H25	〃
海岸高潮対策事業	下荒川海岸 他 1 海岸	H18～H29	農林水産省 農村振興局
海岸高潮対策事業	島の越漁港海岸 他 3 海岸	H18～H27	農林水産省 水産庁
津波・高潮危機 管理対策緊急事業	茂師漁港海岸	H18～H22	〃
地震・高潮等 対策河川事業	織笠川	H18～H24	国土交通省 河川局

第 3 海岸保全施設の管理

【本編・第 2 章・第 15 節・第 3 参照】

第 4 海岸地域の津波防災化

- 県、市町村その他の防災関係機関は、土地利用計画、公共施設計画、交通施設計画等の策定又は見直しに当たっては、津波防災対策を十分考慮に入れ、津波に強い街づくりを推進する。
- 平成 23 年東北地方太平洋沖地震による津波により被災した住宅地や集落については、海岸保全施設の配置計画と市街地・集落の立地や産業の形態を考慮し、住民との合意形成を図りながら総合的に検討を行い、嵩上げや高所移転により安全な住環境を確保する。

1 土地利用上の対策

(1) 津波防災上の土地利用

- 津波による被害が予想される場所では、土地利用の現状、地域の将来の発展、住民生活の利便性を十分考慮し、津波による被害をできるだけ少なくできるような土地利用を誘導する。
- 建築基準法に基づく災害危険区域について検討するとともに、小規模の集落については、住宅の高地への移転を誘導する。
- 平成 23 年東北地方太平洋沖地震による津波により被災した市街地については、海岸保全施設

等により一定の安全性を確保した上で、津波のシミュレーションを参考に、住宅地、商業地、業務地、工業地や必要に応じて建築制限を行う地域などを適切に配置するとともに、災害対応等の中枢となる市町村庁舎や病院、学校、福祉施設等の公共公益施設を安全性の高い場所に配置する。あわせて、避難時間を短縮する防浪（避難）ビルや避難タワー、防災公園や避難路等を適正に配置するなど、津波防災を考慮した土地利用計画とする。

(2) 防浪地区の設定

- 防潮堤背後の土地利用が進んでいる地域は、地域の実態に応じ防浪地区を設定するとともに、地域内の建築物を耐浪化し、防浪ビルを並列させる等の指導をする。

(3) 緩衝地区の設定

- 津波の緩衝機能が高く、土地利用が進んでいない地区を緩衝地区として設定し、土地利用が高度化している隣接地区の津波に対する安全化を図る。

(4) 旧堤の保全

- 旧堤が、津波防災上有効な機能を発揮すると想定される場合は、その保全を図る。

2 公共公益施設の耐浪性の確保

- 庁舎、学校、病院、公民館、社会福祉施設等の公共公益施設は、地域の主要な機能を有しており、また、その配置が地域の形成を性格付けることから、高台その他の安全性の高い場所に配置するなど、地域内の活動、広域内の活動等を踏まえた津波に強い街づくりを誘導する施設の配置を行う。

3 交通施設の配置等

- 道路、鉄道等の交通施設は、その地域における土地利用を誘導し、また、災害時において避難路及び救援路となることから、公共施設管理者や民間事業者等と連携し、まちづくりのランドデザインと一体となったルートの見直しや嵩上げによる防災機能の付加、公共施設等の建築物の構造強化を行うなど、その配置及び構造について、特に配慮して計画する。

4 津波災害警戒区域内の情報伝達等

- 市町村は津波災害警戒区域の指定のあったときは、市町村地域防災計画において、当該区域ごとに、津波に関する情報、予報及び警報伝達に関する事項、避難場所及び避難経路に関する事項、津波避難訓練に関する事項、地下街等又は主として防災上の配慮を要する者が利用する社会福祉施設、学校、医療施設の名称及び所在地等について定めるものとする。
- 市町村は、市町村地域防災計画において、津波災害警戒区域内の主として防災上の配慮を要する者が利用する社会福祉施設、学校、医療施設については、当該施設の利用者の津波発生時の円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう津波に関する情報、予報及び警報の伝達方法を定めるものとする。
- 津波災害警戒区域をその区域に含む市町村の長は、市町村地域防災計画に基づき津波に関する情報の伝達方法、避難場所及び避難経路、円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項について住民に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講じるものとする。
- 市町村は、津波災害警戒区域内の避難促進施設に係る避難確保計画の作成又は避難訓練の実施

に関し必要な助言又は勧告等を行い、施設所有者又は管理者による取組みの支援に努めるものとする。

第13節 地盤災害予防計画

第1 基本方針

- 1 地震発生に伴う地すべり、崖崩れ等の地盤災害を防止するため、危険地域の実態を調査するとともに、危険な箇所における必要な災害防止策を実施する。
- 2 地盤の弱体化を招く宅地造成工事の規制、えん堤施設の保全に関する適切な管理、指導を行う。

第2 崩壊危険地の災害防止対策

1 地すべり防止対策事業

○ 地すべり危険箇所、地すべり防止区域及び事業の実施状況は、次のとおりである。

所管別	危険箇所	防止区域	事業実施状況		資料編
			概成	工事中	
国土交通省	191	16	1	—	地すべり防止区域一覧表 2-16-3
林野庁	43	23	20	3	地すべり防止区域一覧表 2-16-4
農林水産省	35	3	3	—	地すべり防止区域一覧表 2-16-5

〔土砂災害発生危険箇所一覧 資料編 2-16-1〕

〔地すべり危険箇所市町村別一覧 資料編 2-16-2〕

〔地すべり防止対策事業一覧 資料編 2-16-6〕

○ 施工中及び未着手箇所の防止施設の早期完成を図る。

2 土石流対策事業

【本編・第2章・第16節・第3 参照】

3 山地災害予防事業

【本編・第2章・第16節・第4 参照】

4 急傾斜地崩壊対策事業

○ 急傾斜地崩壊危険箇所は、6,959 箇所となっている。

○ 急傾斜地崩壊対策事業は、国の社会資本総合整備計画等に基づき、推進する。

○ 事業の実施に当たっては、災害時要援護者施設や避難所がある箇所等、緊急性の高い箇所を重点的に対策工事を進める。〔急傾斜地崩壊対策事業の状況 資料編 2-16-11〕

第3 宅地防災対策

○ 県は、都市計画法の開発許可制度及び建築基準法に基づき、崖崩れ、擁壁の倒壊等の地盤災害を未然に防止するため、地盤の弱体化を招く宅地造成工事については、宅地造成等規制法に基づく宅地造

成工事規制区域の設定等の規制を実施する。

- 防災パトロールを強化して、違反宅造、危険宅地の発見に努め、これに対して是正措置を強力に指導し、宅地防災対策について万全を期する。

[がけ地近接等危険住宅移転事業の状況 資料編 2-9-5]

[宅地造成等規制区域の範囲 資料編 2-9-9]

第4 ダム防災対策

- ダム堤高 15メートル以上のダムは、40ダム（国土交通省管理 5、農林水産省管理 4、県管理 18、その他 13）設置されており、耐震設計で施工されている。 [ダムの現況 資料編 2-13-2]
- その他のダム及び農業用ため池等のうち、老朽化の著しいもの又は耐震構造に不安があるものについては、次により調査等を実施し、下流に及ぼす被害が大きいと予測されるものから、順次、対策を講じる。
 - ア 現地調査測量、更には、必要に応じて堤体及び地下構造を探る弾性波探査法、比抵抗を測る電気探査法等の地質調査を実施し、各施設の危険度を測定する。
 - イ 測定した資料を基に、速やかに堤体の補強、漏水防止、余水吐、取水施設等の改善を行うとともに、適切な維持管理を行うよう管理団体を指導する。
- ダムの管理は、それぞれの管理主体においてダム検査規程等に準拠し、万全の点検、維持管理を行う。

第14節 火災予防計画

第1 基本方針

- 1 地震発生時における同時多発的な火災の発生を防止し、又は拡大を防止するため、防火思想の普及、出火防止、初期消火の徹底等を図る。
- 2 消防施設の整備等による消防力の充実強化を図る。

第2 出火防止、初期消火体制の確立

1 火災予防の徹底

- 市町村は、出火防止等を重点とした講演会、講習会、座談会等の実施、ポスター、パンフレット等の印刷物の配付、その他火災予防週間中における車両等による広報を実施し、火災予防の徹底を図る。
- 市町村は、出火防止又は火災の延焼拡大防止を図るため、地域住民に対し、初期消火に必要な消火資機材、住宅用防災機器（火災警報器）、消防用設備等の設置及びこれら器具等の取扱い方について、指導の徹底及び普及啓発を図る。

対象	指導内容
一般家庭	<ul style="list-style-type: none"> ○ すべての住民が参加できるように全区域を対象に防災指導等を行い、火災や地震の恐ろしさ、出火防止、初期消火の重要性等についての知識の普及を図る。 ○ 火災予防週間等には、重点的に各家庭への巡回指導を実施し、出火防止等に関する適切な指導啓発を行う。 <ul style="list-style-type: none"> ア 火気使用設備の取扱方法 イ 消火器の設置及び取扱方法 ウ 耐震自動消火装置付石油ストーブの普及促進及び点検履行 エ 住宅用防災機器（火災警報器）の設置及び取扱方法 ○ 寝たきりの高齢者、独居の高齢者等に対しては、家庭訪問を行い、出火防止及び避難方法等について、詳細な指導を行う。
職場	<ul style="list-style-type: none"> ○ 予防査察、火災予防運動、防火管理者講習会、防災指導等の機会をとらえ、関係者に対する防火思想の普及、高揚を図る。 <ul style="list-style-type: none"> ア 災害発生時における応急措置要領の作成 イ 消防用設備等の維持管理及び取扱方法の徹底 ウ 避難、誘導體制の確立 エ 終業後における火気点検の励行 オ 自衛消防隊の育成

2 地域ぐるみの防火防災訓練、民間防火組織の育成

【本編・第2章・第17節・第2・2 参照】

3 予防査察の強化

【本編・第2章・第17節・第2・3 参照】

4 防火対象物の防火体制の推進

【本編・第2章・第17節・第2・4 参照】

5 危険物等の保安確保指導

【本編・第2章・第17節・第2・6 参照】

第3 消防力の充実強化

- 市町村は、大震災等に対処しうる消防力を確保するため、消防力の充実強化に努めるものとし、県は、これに必要な指導、援助を行う。

1 総合的な消防計画の策定

- 地震災害が発生した場合における防災活動に万全を期するため、次に掲げる事項を踏まえた総合的な消防計画を策定する。

災害警防計画	消防機関が、適切かつ効果的な警防活動を行うための活動体制、活動要領の基準等を定める。
火災警防計画	火災が発生し、又は発生するおそれがある場合における消防職団員の非常招集、消防隊の出動基準、警戒等を定める。
危険区域の火災防ぎょ計画	木造建築物の密集地域、消防水利の状況等により、火災が発生すれば拡大が予想される地域について定める。
特殊建築物の防ぎょ計画	建物の構造、業態、規模から判断して、火災が発生した場合、延焼拡大し、人命救助の必要のある高層建築物、地下街等について定める。
危険物の防ぎょ計画	爆発、引火、発火、その他火災の防ぎょ活動上危険な物品を貯蔵する建物、場所等について定める。
ガス事故対策計画	ガス漏洩事故、ガス爆発事故等に際し、消防機関をはじめ関係機関相互の協力のもとに、被害の軽減を図るための対策について定める。

2 消防活動体制の整備強化

- 火災発生時における初動体制を確立するため、消防署、消防出張所等の分散配置、消防機械装備の近代化等に努めるとともに、広域消防体制の整備を図る

〔消防組織法第39条に基づく消防相互応援協定の締結状況調 資料編2-17-1〕

〔消防力一覧表 資料編2-17-2〕

3 消防施設等の整備強化

(1) 消防特殊車両等の増強

ア 特殊車両等の増強

- 建築物の高層化、複雑化等に伴う火災の立体化、特異化に対応した人命救助及び消火活動を実施するため、はしご車、化学車等の特殊車両及び特殊装備の整備増強を図る。

イ 可搬式小型動力ポンプの増強

- 災害時の道路損壊等による交通障害下において、同時多発火災に対処できるよう、消防署所等への可搬式小型動力ポンプの増強を図る。

ウ 救助用資機材の整備

- 倒壊家屋等から人命救助を行うために必要な資機材の整備充実を図る。

(2) 消防水利の確保

- 地震による同時多発火災に備え、消火栓のみに偏ることなく、防火水槽、耐震性貯水槽の整備、海水、河川水等自然水利の活用、水泳プール、ため池等の指定消防水利としての活用等により、消防水利の多様化を図るとともに、その適正な配置に努める。

(3) 消防通信施設の整備

- 災害応急対策活動時における防災関係機関との情報連絡を円滑に実施するため、消防通信施設の整備充実を図る。

(4) ヘリコプターの離着陸場の確保

- ヘリコプターによる空中消火活動を実施するため、ヘリコプターの飛行場外離着陸場その他ヘリコプターが離着陸できる場所の確保及び適正な配置に努める。

第15節 震災に関する調査研究

第1 基本方針

地震・津波災害は、災害事象が広範かつ複雑であり、地域社会へ及ぼす被害は、連鎖的、広域的なものへと波及する特徴を有している。

したがって、震災対策を総合的、計画的に推進するに当たり、被害を最小限とする有効な具体策を樹立するための指標として、各種災害の要因、態様、被害想定及びその対策等について、検証及び科学的な調査研究を行う。

第2 調査研究

- 防災関係機関は、平成23年東北地方太平洋沖地震による津波等の対応に関する検証を十分に行うとともに、研究機関等との連携を深め、次の調査研究の推進を図る。
 - ア 被害想定に関する調査研究
 - イ 地盤に関する調査研究
 - ウ 構造物の耐震性に関する調査研究
 - エ 津波災害に関する調査研究
 - オ 大震火災に関する調査研究
 - カ 避難に関する調査研究
 - キ その他必要な調査研究

第16節 宮城県沖地震対策に係る宮城県等との連携

第1 基本方針

国の地震調査研究推進本部の長期評価によれば、来るべき宮城県沖地震は2033年までに99%の高い確率で発生するとされており、県内においても地域によっては最大震度6弱以上が予想され、甚大な被害となることが懸念されている。

このため、県は、甚大な被害の発生が懸念されている宮城県を始めとする北海道・東北の各県等と連携し、宮城県沖地震に係る対策を強化・推進する。

第2 連携の推進

1 宮城県との連携

- 本県と宮城県の沿岸域には、市町村等が個別に設置した波高計、監視カメラ等の津波観測機器が点在していることから、これらをネットワーク化し、津波の観測体制を強化することを検討する。
- 宮城県沖地震を想定した防災訓練の共同実施等について、検討する。
- 宮城県沖地震に係る本県と宮城県との連絡・調整のため、会議を随時開催する。

2 北海道・東北各県等との連携

- 日本海溝及び千島海溝沿いの海域には、宮城県沖地震をはじめ、近い将来の発生が懸念されている大規模地震の震源域が多数存在する。

このため、県は、平成15年7月28日に中央防災会議に設置された「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に関する専門調査会」の動向を踏まえつつ、「日本海溝及び千島海溝沿いにおける地震対策連絡会議」に参画するなどし、北海道・東北各県等との地震防災対策の連携強化を図る。

第17節 ボランティア育成計画

第1 基本方針

- 1 ボランティア活動についての普及啓発を図る。
- 2 ボランティアのリーダー、コーディネーター等の養成に努める。
- 3 ボランティアの登録、活動拠点の確保等その受入体制の整備に努める。

第2 実施機関（責任者）

【本編・第2章・第22節・第2 参照】

第3 実施要領

- 1 ボランティア・リーダー等の養成
【本編・第2章・第22節・第3・1 参照】
- 2 ボランティアの登録
【本編・第2章・第22節・第3・2 参照】
- 3 ボランティアの受入体制の整備
【本編・第2章・第22節・第3・3 参照】
- 4 関係団体等の協力
【本編・第2章・第22節・第3・4 参照】

第18節 事業継続対策計画

第1 基本方針

- 1 企業等は、災害時の企業等の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、自ら防災体制の整備や防災訓練に努めるなど防災力向上を図る。
- 2 県、市町村及び関係団体は、企業等の防災力向上の促進に努める。
- 3 県及び市町村は、災害時に重要業務を継続するため、業務継続計画を策定するよう努める。

第2 事業継続計画の策定

【本編・第2章・第23節・第2 参照】

第3 企業等の防災活動の推進

【本編・第2章・第23節・第3 参照】

第3章 災害応急対策計画

第3章 災害応急対策計画

第1節 活動体制計画

第1 基本方針

- 1 県、市町村その他の防災関係機関は、地震による災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、各自の行うべき災害応急対策が迅速かつ的確に行われるよう、あらかじめ、その組織体制及び動員体制について、計画を定める。
- 2 職員の動員計画においては、夜間、休日等の勤務時間外における災害の発生に当たっても、職員を確保できるよう配慮する。
- 3 震災時における災害応急対策の実施に当たっては、十分な人員を確保できるよう各部局間における人員面での協力体制を確立する。
- 4 災害応急対策の総合的かつ円滑な実施を図るため、県、市町村その他の防災関係機関相互の連携を強化し、応援協力体制の整備を図る。

また、震災時における各災害応急対策の実施に係る関係業者・団体との協力体制の強化を図る。

- 5 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震は、北海道から東北に至る広域な地域に被害が発生する可能性があるため、災害発生時に隣接道県からの応援を求めることは困難であるため、国や他の都道府県と協議し、広域的な災害対応体制の整備に努める。

なお、その際には、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震の連続発生を考慮した応急対策要員の配置等の対応策についても考慮する。

第2 県の活動体制

県は、県の地域に地震災害が発生し、又は発生するおそれがある場合及び津波襲来のおそれがある場合は、その所掌事務に係る災害応急対策を実施するため、岩手県災害警戒本部（以下、本節中「災害警戒本部」という。）、又は岩手県災害対策本部（以下、本節中「災害対策本部」という。）を設置する。

1 災害警戒本部

- 災害警戒本部は、「岩手県災害警戒本部設置要領」（資料編5-8）に基づき設置し、主に災害情報の収集を行う。

(1) 設置基準

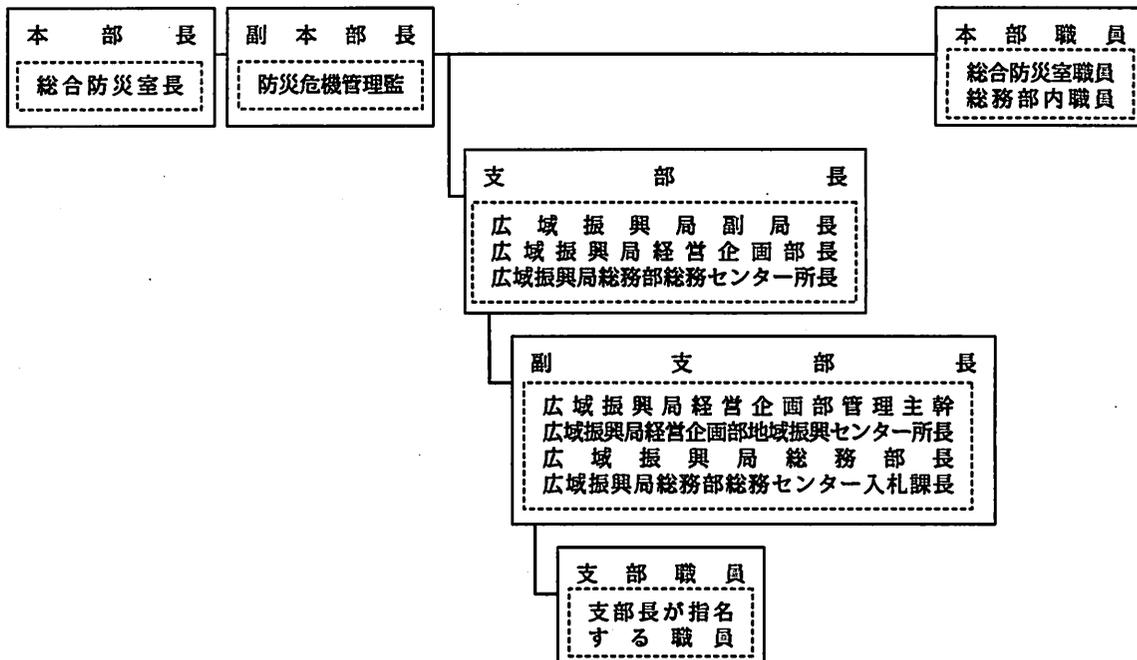
設 置 基 準	設置の対象
津波注意報が発表された場合	釜石地方支部、宮古地方支部、大船渡地方支部、久慈地方支部

県内に震度4又は震度5弱の地震が発生した場合	当該震度を観測した市町村を管轄する地方支部
------------------------	-----------------------

[気象予報・警報の地域区分 資料編5-9]

(2) 組織

○ 災害警戒本部の組織は、次のとおりである。



(3) 分掌事務

○ 災害警戒本部の分掌事務は、次のとおりである。

- ア 地震、津波に関する気象予報・警報等の受領及び関係機関への伝達
- イ 各地域における震度及び潮位等に関する状況及び被害発生状況の把握
- ウ 市町村等の対応状況の把握
- エ その他の情報の把握

(4) 関係各課の防災活動

○ 災害警戒本部の設置と並行して、関係各課においては、次の防災活動を実施する。

部	課等	出先機関	担当内容
保健福祉部	保健福祉企画室	広域振興局	1 人的被害及び住家被害情報の収集
		保健福祉環境部等	2 社会福祉施設等被害情報の収集
農林水産部	農林水産企画室	広域振興局	1 農業施設被害情報の収集
		農政(林)部 水産部等	2 農作物等被害情報の収集 3 家畜等被害情報の収集 4 水産関係被害情報の収集
	農村建設課	広域振興局 農政(林)部等	1 農地農業用施設被害情報の収集 2 農林水産省農村振興局所管海岸保全施設被害情報の収集
	漁港漁村課	広域振興局 水産部等	1 漁港施設等被害情報の収集 2 水産庁所管海岸保全施設被害情報の収集

県土整備部	道路環境課	広域振興局 土木部等	交通規制情報の収集
	砂防災害課		国土交通省所管土木施設被害情報の収集
	港湾課		港湾施設被害情報の収集
	都市計画課 下水環境課	広域振興局 土木部等 北上川上流流域 下水道事務所	都市施設等被害情報の収集
警察本部	警備課	警察署	1 地震、津波に関する気象予報・警報等の伝達 2 潮位情報の収集 3 災害情報の収集 4 警備部隊の招集、配置及び運用

注) 警察本部においては、「岩手県警察災害警備警戒本部」を設置し、上記活動を行う。

(5) 廃止基準等

- 災害警戒本部は、津波注意報が解除された場合等において、本部長が、災害発生のおそれなくなったと認めるときに廃止する。
- 本部長は、災害による被害が相当規模を超えると見込まれる場合は、災害警戒本部を廃止し、災害対策本部を設置する。

2 災害対策本部

- 災害対策本部は、災害対策基本法第 23 条の規定に基づき設置し、災害応急対策を迅速、的確に実施する。
- 災害対策本部は、国の非常災害現地対策本部又は緊急災害現地対策本部が置かれたときは、これと密接な連絡調整を図り、支援、協力等を求める。

(1) 設置基準

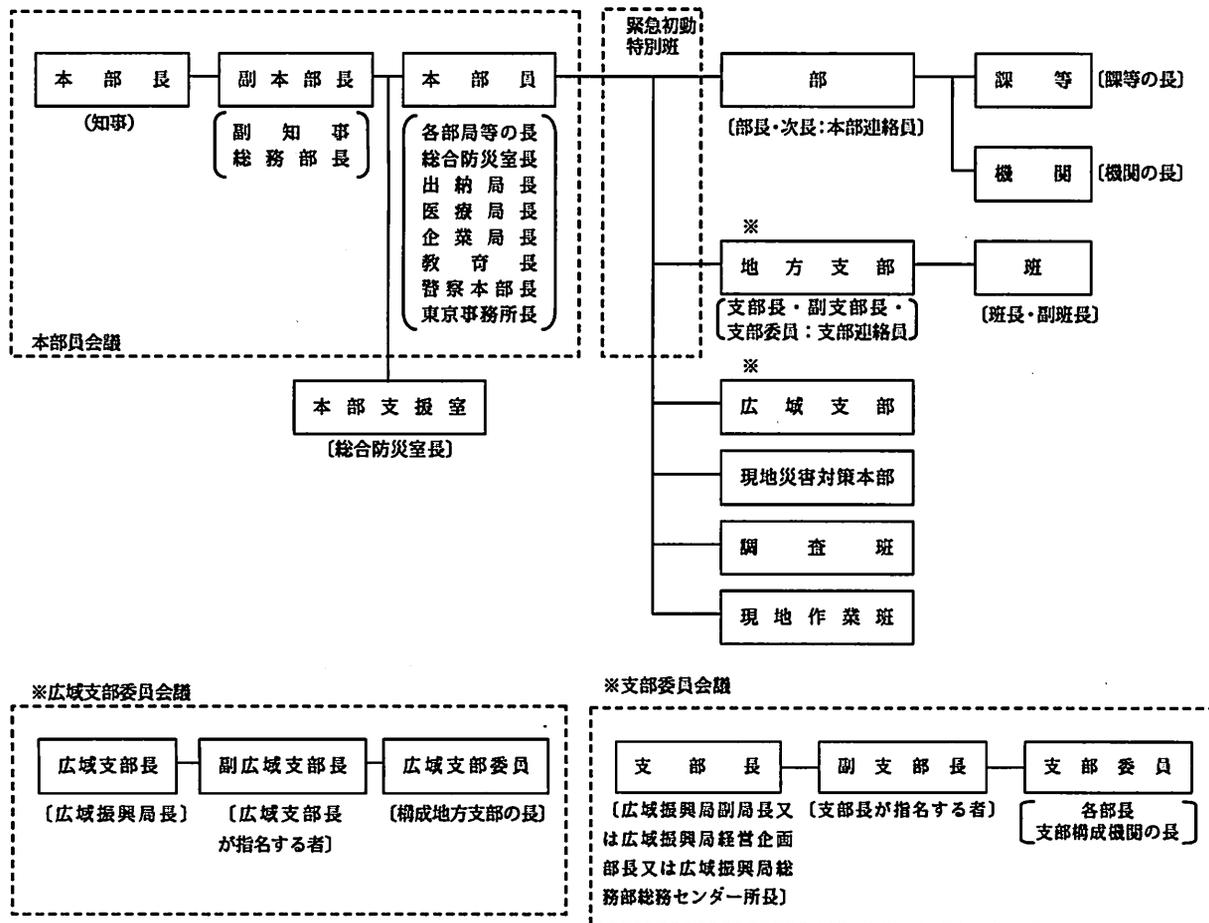
区分	設置基準 (広域支部及び地方支部は配備基準)	配備職員の範囲
(1) 指定職員配備 (1号) 体制	本部 ア 津波警報 (津波) が発表された場合 イ 県内に震度 5 強の地震が発生した場合	別表第 9 に掲げる課等の長及び主査相当職以上の職員で各部長が指名したもの並びに本部支援室の職員
	広域支部及び地方支部 ア 津波警報 (津波) が発表された場合 (沿岸の広域支部及び地方支部に限る。) イ 所管区域内の市町村に震度 5 強の地震が発生した場合	配備基準のいずれかに該当する広域支部の広域支部長、副広域支部長、広域支部委員及び主査相当職以上の職員で広域支部長が指名したもの並びに地方支部の別表第 9 に掲げる部の長及び主査相当職以上の職員で各支部長が指名したもの

(2) 主査以上配備(2号)体制	本部	<p>ア 津波警報(津波)が発表され、かつ、相当規模の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、本部長が主査以上配備体制により災害応急対策を講じる必要があると認めたとき。</p> <p>イ 県内に震度6弱の地震が発生した場合</p>	主査相当職以上の全職員及び本部支援室の職員
	広域支部及び地方支部	<p>ア 津波警報(津波)が発表され、かつ、相当規模の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、本部長が主査以上配備体制の指令を発したとき(沿岸の広域支部及び地方支部に限る。)</p> <p>イ 所管区域内の市町村に震度6弱の地震が発生した場合</p>	配備基準のいずれかに該当する広域支部の広域支部長、副広域支部長、広域支部委員及び主査相当職以上の職員で広域支部長が指名したもの並びに地方支部の主査相当職以上の全職員
(3) 全職員配備(3号)体制	本部	<p>ア 大規模な災害が発生した場合において、本部長が本部のすべての組織及び機能を挙げて災害応急対策を講じる必要があると認めたとき。</p> <p>イ 津波警報(大津波)が発表された場合</p> <p>ウ 県内に震度6強又は震度7の地震が発生した場合</p>	全職員
	広域支部及び地方支部	<p>ア 大規模な災害が発生した場合において、本部長が本部のすべての組織及び機能を挙げて災害応急対策を講じる必要があると認めたとき。</p> <p>イ 津波警報(大津波)が発表された場合(沿岸の広域支部及び地方支部に限る。)</p> <p>ウ 所管区域内の市町村に震度6強又は震度7の地震が発生した場合</p>	配備基準のいずれかに該当する広域支部の広域支部長、副広域支部長、広域支部委員及び主査相当職以上の職員で広域支部長が指名したもの並びに地方支部の全職員

注) 上記中欄の「広域支部及び地方支部の配備基準」及び上記右欄の「配備職員の範囲」は、「岩手県災害対策本部規程」(資料編5-7)に基づく。

(2) 組織

○ 災害対策本部の組織は、次のとおりである。



ア 本部員会議

○ 本部員会議は、災害応急対策の総合的方針を決定するとともに、各部において実施する災害応急対策の連絡、調整を行う。

イ 広域支部委員会

○ 広域支部委員会会議は、広域的な災害応急対策の連絡、調整を行う。

ウ 支部委員会

○ 支部委員会会議は、各班において実施する災害応急対策の連絡、調整を行う。

エ 部

○ 部は、本庁における災害活動組織として、本部員会議の決定した方針に基づき、災害応急対策の実施に当たる。

○ 本部には、本部長の命令の伝達、各部間の連絡調整及び情報収集を行うため、各部長が当該部内の職員のうちから指名する本部連絡員を置く。

オ 広域支部

○ 広域支部は、管内の地方支部間との調整を図りながら、地方における広域的な災害応急対策の実施にあたる。

カ 地方支部

- 地方支部は、災害現地における災害活動組織として、管内の市町村と緊密に連絡の上、災害応急対策の実施に当たる。
- 地方支部には、支部長の命令の伝達、各班間の連絡調整及び情報収集を行うため、各班長が当該班内の職員のうちから指名する支部連絡員を置く。

キ 現地災害対策本部

- 現地災害対策本部は、大規模な災害が発生し、災害応急対策を実施するため、本部長が必要と認めたときに設置し、災害地において災害対策本部の事務の一部を行う組織として、災害情報の収集、地方支部及び現地作業班等の指揮、監督、市町村等との連絡調整を行う。
- 現地災害対策本部は、現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員その他の職員で構成し、本部長は副本部長、本部員その他の職員のうちから指名する。

ク 本部支援室

- 本部支援室は、各部の総合調整、関係機関との連絡調整等を行い、岩手県災害対策本部規程で定められた分掌事務を処理する。

ケ 緊急初動特別班

- 本部長及び地方支部長は、夜間、休日等の勤務時間外における災害発生時において、災害対策本部の活動体制が整うまでの間の初動体制を確立するため、緊急初動特別班を設置する。
- 緊急初動特別班員は、毎年度、各部長及び地方支部長の推薦に基づき、総務部長が指名する。
- 緊急初動特別班は、総務部長又は地方支部長直属の組織とし、本部又は地方支部の活動体制が整うまでの初動組織として活動する。
- 緊急初動特別班員は、本部又は地方支部から配備指令があった場合又は災害対策本部主査以上配備（2号）に係る設置基準に該当する事態が発生したと認識した場合は、直ちに所定の参集場所に参集し、担当業務を遂行する。
- 総務部長又は地方支部長は、本部又は地方支部の体制が整い、緊急初動特別班が所期の目的を達したと認める場合は、これを解散し、所属先に身分を移管する。

コ 調査班

- 調査班は、本部長が必要と認めるときに設置し、災害現場における被害状況並びに被災市町村における行政機能の状況及び必要な支援内容等を調査し、本部長に報告する。
- 班長は、本部長が指名し、班員は、総務部長が関係部長と協議の上、指名する。

サ 現地作業班

- 現地作業班は、本部長が災害現地における応急対策活動上必要があると認めるときに設置し、救護、防疫の指導その他の災害応急対策の実施又は指導に当たる。
- 班長及び班員は、所管の部長が指名する。

(3) 分掌事務

- 災害対策本部の分掌事務は、「岩手県災害対策本部規程」（資料編5-7）に定めるところによる。この場合において、同規程が改正されたときは、この計画が修正されるまでの間は、この計画の定めは、同規程の改正内容により修正されたものとみなす。
- 各部は、平常時から所管する次の事項について、活動マニュアルを作成するなど、迅速かつ円滑な災害応急対策の実施方法を定め、及び当該活動マニュアルに基づいて訓練を行うなど、

災害時の分掌事務を遂行するために必要な準備を行う。

	区 分	活 動 項 目
災害発生前	1 事前の情報収集、連絡調整	(1) 震度及び潮位の状況の把握及び分析 (2) 地震及び津波に関する予報・警報の迅速な伝達 (3) 盛岡地方气象台、広域振興局、市町村その他の防災関係機関との連絡、配備体制及び予防対策の事前打合せ及び警戒体制の強化
	2 災害対策用資機材の点検整備	(1) 災害対策用物資及び機材の点検整備 (2) 医薬品及び医療資機材の点検整備 (3) 防疫薬剤及び防疫資機材の点検整備
	3 公安警備対策	避難勧告、指示及び避難誘導の準備
	4 活動体制の整備	(1) 本部員となる部局長による対策会議の設置 (2) 広域振興局に対する本庁の対策動向の連絡 (3) 自衛隊連絡職員の県庁への派遣要請 (4) 医療部各医療救護班の活動開始準備
	5 活動体制の徹底	(1) 本部、広域支部及び地方支部の配備体制及び職員の動員指令の徹底 (2) 報道機関に対する本部設置の発表 (3) 市町村その他の防災関係機関に対する本部設置の通知 (4) 災害応急対策用車両等の確保 (5) 各部、広域支部及び地方支部の配備状況の把握 (6) 地方支部に対する管内市町村の被害速報の収集報告の指令（人的及び住家被害情報の優先）
災害発生後	1 情報連絡活動	(1) 被害状況の迅速、的確な把握 (2) 被害速報の集計及び報告 (3) 災害情報の整理 (4) 災害情報の各部及び防災関係機関への伝達 (5) 地震及び津波に関する情報の把握及び伝達 (6) 警察本部等との災害情報の照合

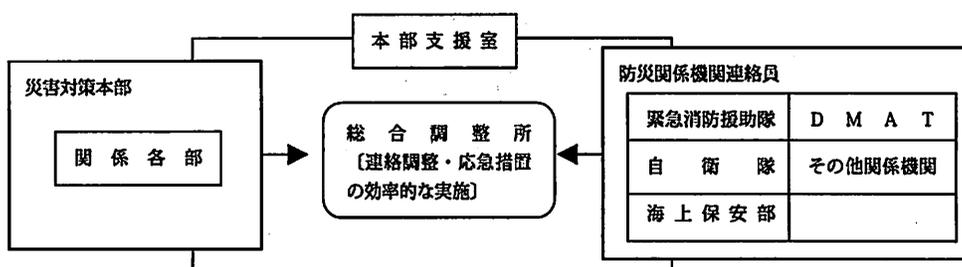
<p>2 本部員会議の開催</p>	<p>(1) 災害の規模及び動向の把握 (2) 災害情報及び現地報告等に基づく災害応急対策の検討 (3) 自衛隊災害派遣要請 (4) 災害救助法の適用 (5) 災害応急対策の調整 (6) 配備体制の変更 (7) 現地災害対策本部の設置並びに調査班及び現地作業班の派遣 (8) 本部長指令の通知</p>
<p>3 災害広報</p>	<p>(1) 災害情報及び災害応急対策の報道機関への発表 (2) 災害情報及び災害対策の庁内放送 (3) 災害写真、災害ビデオ等の撮影、災害情報等の広報資料の収集</p>
<p>4 公安警備対策</p>	<p>(1) 避難勧告、指示及び避難誘導 (2) 被災者の救出救護 (3) 交通規制の実施</p>
<p>5 避難対策</p>	<p>(1) 避難勧告、指示の放送要請 (2) 避難状況の把握 (3) 避難所の設置、運営</p>
<p>6 自衛隊災害派遣要請</p>	<p>(1) 孤立地帯の偵察及び救援 (2) 被災者の捜索、救助 (3) 給食給水活動</p>
<p>7 国及び他の都道府県等に対する応援要請</p>	<p>(1) 被災者の捜索、救助要請 (2) 食料、生活必需品及び災害応急対策用資機材の調達及びあっせん要請 (3) 災害応急対策活動要員の派遣要請</p>
<p>8 ボランティア活動対策</p>	<p>(1) ボランティア活動のニーズの把握 (2) ボランティアの受付・登録 (3) ボランティア活動の調整 (4) ボランティアの受入体制の整備</p>
<p>9 災害救助法適用対策</p>	<p>(1) 被害状況の把握 (2) 災害救助法の適用基準該当の有無の判定 (3) 救助の種類判定 (4) 災害救助実施計画の策定 (5) 災害救助法に基づく救助の実施</p>

<p>10 現地災害対策本部の設置並びに調査班及び現地作業班の派遣</p>	<p>(1) 編成指示 (2) 編成 (3) 派遣</p>
<p>11 機動力及び輸送力の確保</p>	<p>(1) 災害応急対策用車両等の確保 (2) 道路、橋りょう等の被害状況の把握 (3) 道路上の障害物の除去 (4) 道路交通の確保 (5) 港湾施設等の被害状況の把握 (6) 海上輸送の確保 (7) 空港施設の被害状況の把握 (8) 航空輸送の確保</p>
<p>12 医療・保健対策</p>	<p>(1) 応急医療・保健活動の実施 (2) 医薬品、医療用資機材の調達あつせん</p>
<p>13 食料、生活必需品等物資の応急対策</p>	<p>(1) 食料の調達あつせん (2) 被服、寝具その他の生活必需品等物資の調達あつせん</p>
<p>14 給水対策</p>	<p>(1) 水源の確保及び給水の実施 (2) 応急給水用資機材の調達あつせん</p>
<p>15 防疫対策</p>	<p>(1) 防疫活動の実施 (2) 食品衛生活動の実施 (3) 防疫用資機材の調達あつせん</p>
<p>16 文教対策</p>	<p>(1) 応急教育の実施 (2) 県立学校等施設の応急対策の実施</p>
<p>17 土木応急対策</p>	<p>(1) 土木関係被害の把握 (2) 道路交通応急対策の実施 (3) 下水道応急対策の実施 (4) 直営工事応急対策の実施 (5) 浸水対策の実施 (6) 地すべり等危険地域における被害防止対策の徹底</p>
<p>18 関係省庁等への陳情要望対策</p>	<p>(1) 関係省庁等への要望書及び陳情書の提出 (2) 災害に対する国の動向把握及びその対策</p>
<p>19 被災者見舞対策</p>	<p>(1) 被災者（死亡、行方不明及び全壊家屋）見舞のための職員派遣 (2) 被災者（死亡、行方不明及び全壊家庭）への見舞金等の措置</p>

20 被災者に対する生活確保対策	(1) 物価の値上がり防止対策 (2) 被災者の住宅対策 (3) 世帯更生資金対策 (4) 農林水産復旧対策 (5) 租税及び学校授業料等の減免並びに奨学金の貸与 (6) 商工業復旧対策 (7) 公共土木施設関係復旧対策 (8) 見舞金及び義援金品の受入れ及び配付
------------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

(4) 総合調整所の設置

- 本部長は、災害応急対策が的確かつ円滑に行われるよう、本部支援室に総合調整所を設置し、市町村と連携を図りながら、防災関係機関の相互の連絡調整及び応急措置を行う。



(5) 廃止基準

- 災害対策本部は、次の場合に廃止する。
 - ア 本部長が、県の地域に災害が発生するおそれが無くなったと認めるとき
 - イ 本部長が、おおむね災害応急対策を終了したと認めるとき

第3 県の職員の動員配備体制

1 配備体制

- 災害対策本部及び災害警戒本部の配備体制は、次のとおりとする。

配備体制		配備課公所・職員		
		本部	広域支部	地方支部
災害警戒本部		総合防災室の職員 総務部内の職員	—	支部長が指名する職員
災害対策本部	指定職員配備	第2 県の活動体制 2 災害対策本部 (1) 設置基準 参照		
	主査以上配備			
	全職員配備			

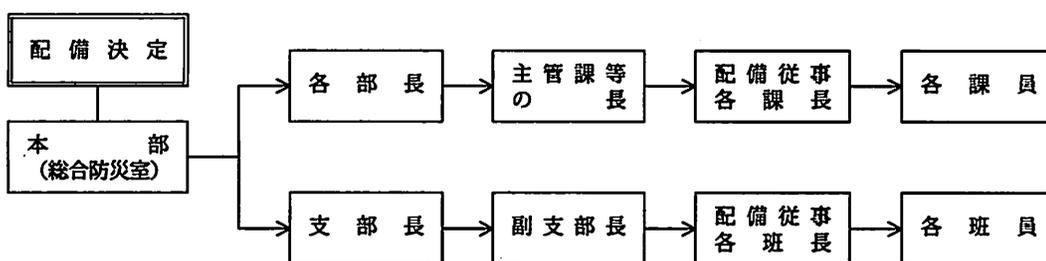
2 動員の系統

- 動員は、次の系統によって通知する。

(1) 災害警戒本部



(2) 災害対策本部



3 動員の方法

- 配備指令の伝達は、次の方法で行う。

区分	伝達方法
勤務時間内	総合防災情報ネットワーク、庁内放送、電話等
勤務時間外	総合防災情報ネットワーク、携帯電話、電話等

- 地震及び津波に伴う沿岸地方支部に対する配備指令の伝達は、「地震津波・職員参集システム」により行う。
- 各課長及び地方支部長は、勤務時間外における職員の動員を迅速かつ円滑に行うため、次の事項を定める。

ア 配備指令の系統及び順位	ウ 所属公所に参集できない場合の参集先
イ 職員ごとの参集方法及び所要時間	エ その他必要な事項

4 自主参集

- 各配備体制の対象となる職員は、県内に震度5強以上の地震が発生し、又は津波警報（津波）若しくは津波警報（大津波）が発表された場合においては、配備指令を待たずに、直ちに所属公所等に参集する。

5 所属公所に参集できない場合の対応

- 職員は、夜間、休日等の勤務時間外において災害が発生し、交通機関の途絶、火災等により所属公所に参集できない場合は、最寄りの県庁舎、合同庁舎その他の出先機関に参集する。
- 参集した職員は、参集先の機関の長に対して到着の報告を行い、直ちにその指示に従い、必要な業務に従事する。

- 到着の報告を受けた参集先の機関の長は、その参集状況を取りまとめの上、速やかに本部長(各部長)に報告する。
- 参集先の機関の長は、その後の状況によって、所属以外の職員を所属公所へ移動することが可能と判断した場合は、所属長と調整の上、当該職員の移動を命ずる。

第4 市町村の活動体制

- 市町村は、当該市町村の地域に地震による災害が発生し、又は発生するおそれがある場合においては、第一次的に災害応急対策を実施する機関として、法令、県計画及び市町村計画の定めるところにより、県その他の防災関係機関との連携のもとに、災害応急対策を実施するものとし、このための組織、配備体制及び職員の動員計画を定める。
- 市町村本部の設置基準、配備体制の種別及び基準は、県計画に準ずる。

第5 防災関係機関の活動体制

- 防災関係機関は、県の地域に地震による災害が発生し、又は発生するおそれがある場合においては、法令、防災業務計画及び県計画の定めるところにより、その所管する災害応急対策を実施する。
- 防災関係機関は、所管する災害応急対策を実施するため、必要な組織を整備する。
- 災害応急対策の実施に当たっては、県、市町村との連携を図る。
- 防災関係機関は、災害応急対策が実施される現場において、現地関係機関の活動を円滑に推進するため、必要に応じ、現地調整所を速やかに設置し、現地関係機関相互の連絡調整を図る。
- 防災関係機関は、その活動に当たって、職員の安全確保に十分に配慮するとともに、こころのケア対策に努める。

第2節 津波予報・警報等の伝達計画

第1 基本方針

- 1 津波予報・注意報・警報、地震及び津波に関する情報（以下、本節中「津波予報・警報等」という。）並びに地震及び津波に関する異常な現象に係る伝達、通報を迅速かつ確実に実施する。
- 2 通信設備が被災した場合においても、津波予報・警報等を関係機関に伝達できるよう、通信手段の複数化に努める。

第2 実施機関（責任者）

実施機関	活 動 の 内 容
市町村本部長	津波予報・警報等の周知
県本部長	津波予報・警報等の市町村等に対する伝達
第二管区海上保安本部 （八戸海上保安部 釜石海上保安部 宮古海上保安署）	津波予報・警報等の船舶への周知
東北地方整備局 （岩手河川国道事務所）	津波予報・警報等の関係機関に対する通知
東日本電信電話（株） 又は西日本電信電話（株）	津波予報・警報等の市町村に対する伝達
盛岡地方気象台	1 津波予報・警報等の発表 2 上記の予報等の関係機関に対する通知
日本放送協会盛岡放送局 （株）アイビーシー岩手放送 （株）テレビ岩手 （株）岩手めんこいテレビ （株）岩手朝日テレビ （株）エフエム岩手	津波予報・警報等の放送

〔県本部の担当〕

部	課等	地方支部班	担当内容
総務部	総合防災室	総務班	津波予報・警報等の伝達
公安部	警備課、地域課	警察署班	津波警報の伝達

第3 実施要領

1 津波予報・警報の種類及び伝達

(1) 津波予報・警報等の種類

ア 地震情報の種類と内容

種 類	発表基準	内 容
震度速報 (※)	・震度3以上	地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名と地震の揺れの発現時刻を速報。 〔気象庁震度階級表等 資料編3-2-1〕
震源に関する情報	・震度3以上 (津波警報・注意報を発表した場合は発表しない)	地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を発表。「津波の心配がない」又は「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加。
震源・震度に関する情報	・震度3以上 ・津波警報・注意報発表時 ・若干の海面変動がある場合 ・緊急地震速報(警報)を発表した場合	地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)、震度3以上の地域名と市町村名を発表。 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表。
各地の震度に関する情報	・震度1以上	震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を発表。 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その地点名を発表。
推計震度分布図	・震度5弱以上	観測した各地の震度データをもとに、1km四方ごとに推計した震度(震度4以上)を図情報として発表。
その他の情報	・顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合など	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表。

このほか、国外でマグニチュード7.0以上の地震が発生した場合に、地震の発生時刻、発生場所(震源)及びその規模(マグニチュード)を、「遠地震に関する情報」として日本や国外への津波の影響に関しても記述し発表する。

注) ※震度速報は、盛岡地方気象台からの伝達は行わない。

イ 津波警報・注意報・予報の種類及び内容

(ア) 津波警報：津波予報区において津波による重大な災害のおそれがあると予想されるとき発表する。

(イ) 津波注意報：津波予報区において津波による災害のおそれがあると予想されるとき発表する。

(ウ) 津波予報：津波による災害のおそれがないと予想されるとき発表する。

ウ 津波警報・注意報の発表基準・解説・津波情報で発表する予想される津波の高さ

種類		発表基準	解説	発表される津波の高さ
津波警報	大津波	予想される津波の高さが高いところで3メートル以上である場合	高いところで3m程度以上の津波が予想されますので、厳重に警戒してください。	3m、4m、6m、8m、10m以上
	津波	予想される津波の高さが高いところで1メートル以上3メートル未満である場合	高いところで2m程度の津波が予想されますので、警戒してください。	1m、2m
津波注意報		予想される津波の高さが高いところで、0.2メートル以上1メートル未満である場合であって津波による災害のおそれがある場合	高いところで0.5m程度の津波が予想されますので、注意してください。	0.5m

注) ※1 津波による災害のおそれなくなると認められる場合、津波警報又は津波注意報の解除を行う。このうち、津波注意報は、津波の観測状況等により、津波がさらに高くなる可能性は小さいと判断した場合には、津波の高さが発表基準より小さくなる前に、海面変動が継続することや留意事項を付して解除を行う場合がある。

※2 「津波の高さ」とは、津波によって潮位が高くなった時点におけるその潮位とその時点に津波がなかったとした場合の潮位との差であって、津波によって潮位が上昇した高さをいう。

エ 津波予報

	発表基準	内容
津波予報	津波が予想されないとき(地震情報に含めて発表)。	津波の心配なしの旨を発表。
	0.2メートル未満の海面変動が予想されたとき(津波に関するその他の情報に含めて発表)。	高いところでも0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表。
	津波注意報解除後も海面変動が継続するとき(津波に関するその他の情報に含めて発表)。	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っの作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表。

オ 津波情報の種類と内容

	種類	内容
津波情報	津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	津波予報区の津波の到達予測時刻や予想される津波の高さをm単位で発表。
	各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻・津波の到達予想時刻を発表。

	津波観測に関する情報	実際に津波を観測した場合に、その時刻や高さを発表。
	津波に関するその他の情報	津波に関するその他必要な事項を発表（津波予報（津波の心配がない場合を除く。）を含めて発表）。

(2) 津波予報・警報等に用いる海域名

ア 津波予報区

- 津波注意報・警報は、気象庁が発表し、本県に該当する津波予報区は、資料編 3-2-11 のとおりである。

イ 情報に用いる海域名

- 地震情報に用いる海域名は、資料編 3-2-12 のとおりである。

(3) 伝達系統

- 津波予報・警報等の発表機関及び伝達系統は、次のとおりである。

津波予報・警報等の区分	発表機関	伝達系統
津波についての予報・注意報・警報	気象庁	津波予報・注意報・警報伝達系統図（別図 1）のとおりに。
地震及び津波に関する情報	気象庁	地震及び津波に関する情報伝達系統図（別図 2）のとおりに。

(4) 伝達機関等の責務

- 津波予報・警報等の発表機関及び伝達機関は、津波予報・警報等の発表、伝達、周知等が迅速かつ正確に行われるよう、伝達体制の整備を図るとともに、所管する防災事務に基づき、津波予報・警報等の伝達先その他必要な要領を定める。
- 津波予報・警報等の受領及び伝達に当たっては、夜間、休日等の勤務時間外における体制の整備に留意する。
- 津波予報・警報等の伝達機関は、災害による通信設備が損壊した場合においても、津波予報・警報等の受信、伝達等ができるよう、通信手段の複数化に努める。

カ 緊急地震速報（警報）

気象庁は、地震動により重大な災害が起こるおそれのある場合は、強い揺れが予想される地域に対し、緊急地震速報（警報）を発表する。

(5) 県の措置

- 津波予報・警報等の通知を受けた場合は、次により、直ちに通知を行う。

内 容	担当機関	通 知 先
1 津波予報・警報 2 地震及び津波に関する情報	総合防災室	(1) 市町村長及び消防本部消防長 (2) 地方支部長 (3) 所管事務の執行上、気象予報・警報等を必要とする課長
津波予報・警報	警察本部 〔警備課〕	(1) 沿岸市町村長 (2) 沿岸警察署長

[通信指令課]

- 夜間及び休日等における津波予報・警報等の受領及び通知は、災害警戒本部又は災害対策本部が設置している場合を除いて、本庁の当直員が行う。
- 勤務時間外における地方支部長等に対する通知は、合同庁舎の当直員が受領し、これを関係出先機関に通知する。
- 津波予報・警報等の通知は、原則として「総合防災情報ネットワーク」による一斉通報により行う。
- 津波予報・警報等については、通信衛星「スーパーバード B2 号機」を通じて、対処に時間的余裕のない緊急情報を配信する「全国瞬時警報システム」を活用し、入手・伝達経路の複数化を図る。

(6) 市町村の措置

- 市町村長は、津波予報・警報等を受領した場合は、直ちに、その内容を関係機関に通知するとともに、地域内の住民、団体等に対して広報を行う。
- 市町村長は、あらかじめ、通知をすべき機関及び通知方法を定める。
- 津波予報・警報等の受領後においては、ラジオ、テレビ等の報道内容に注意するとともに、地方支部及び関係機関との連絡を密にするなど、的確な地震・津波情報の把握を努める。
- 市町村長は、同報系防災行政無線の整備等により、住民・団体等に対する津波予報・警報等の伝達手段の確保に努める。
- 津波予報・警報等の広報は、おおむね、次の方法による。

ア 市町村防災行政無線	エ 電話	キ 自主防災組織等の広報活動
イ 有線放送	オ 広報車	
ウ CATV	カ サイレン及び警鐘	

(7) 防災関係機関の措置

- ア 東日本電信電話（株）又は西日本電信電話（株）
津波予報・警報等を受領した場合は、一般通信に優先して電話回線により、市町村に伝達する。
- イ 八戸海上保安部、釜石海上保安部、宮古海上保安署
津波予報・警報等を受領した場合は、航行中及び入港中の船舶に対して周知させる。
- ウ 放送事業者
ラジオ放送においては番組を利用し、また、緊急の場合は番組を中断し、テレビ放送においては字幕・スーパー等により放送する。
- エ その他の防災関係機関
それぞれの所管事務に応じて、関係団体等に通知する。

2 異常現象発生時の通報

(1) 異常現象発見者の通報義務

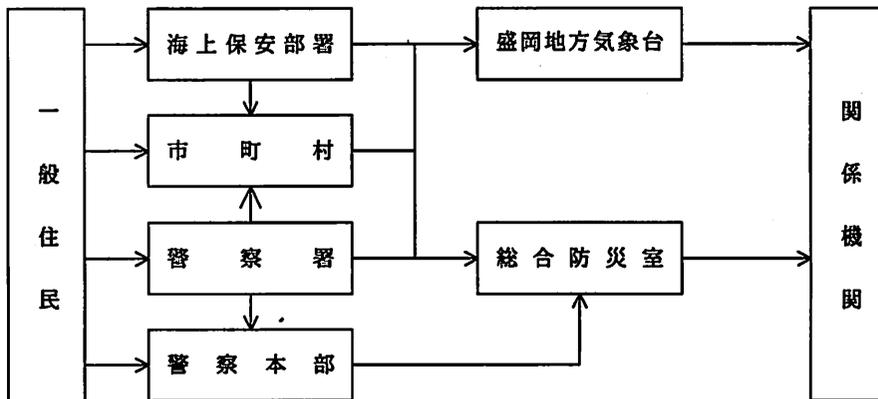
- 地震及び津波に関する異常な現象を発見した者は、速やかに最寄りの市町村長又は警察官若しくは海上保安官に通報する。

- 異常現象の通報を受けた警察官又は海上保安官は、その旨を当該市町村長に通報するとともに、(2) に定める担当機関の長に通報するよう努める。

(2) 市町村長等の通報先

- 通報を受けた市町村長等は、盛岡地方気象台及び県総合防災室に通報する。
- 市町村長等から通報を受けた総合防災室長は、予防等の措置を講ずべき所管の関係課長に通知する。

(異常現象の通報、伝達経路)



(3) 異常現象の種類

- 通報を要する気象、地象、水象に関する異常現象は、おおむね、次のとおりである。

区分	異常現象の内容
地震に関する事項	数日間にわたり頻繁に感ずるような地震
津波に関する事項	潮位の異常な変動
その他に関する事項	通報を要すると判断される上記以外の異常な現象

第3節 通信情報計画

第1 基本方針

- 1 県、市町村その他の防災関係機関は、災害時には、通信施設・設備の被災状況及び通信状況を把握するとともに、通信連絡システムを定め、通信手段の確保を図る。
- 2 通信施設等が損壊した場合には、代替通信手段の確保及び迅速な応急復旧に努める。
- 3 震災時における通信は、原則として専用通信施設により行うものとするが、災害により使用できない場合又は緊急を要する場合には、他の防災関係機関の有する専用通信施設等を利用して通信を確保するとともに、東北地方非常通信協議会等を通じて防災関係機関相互の連携を強化する。

第2 実施要領

1 電気通信設備の利用

【本編・第3章・第3節・第2・1 参照】

2 専用通信施設の利用

【本編・第3章・第3節・第2・2 参照】

3 電気通信設備が利用できない場合の通信の確保

【本編・第3章・第3節・第2・3 参照】

第4節 情報の収集・伝達計画

第1 基本方針

- 1 震災時における災害応急対策を円滑かつ的確に実施するため、災害情報の収集及び伝達を行う。
- 2 災害情報の収集、伝達に当たっては、防災関係機関と密接に連携を図る。
- 3 地震により、通信設備等が被災した場合においても、災害情報を関係機関に伝達できるよう、通信手段の複数化を図る。
- 4 災害応急対策の実施に当たっての重要な情報をあらかじめ選定し、その情報を優先的に収集、伝達する。

第2 実施機関（責任者）

【本編・第3章・第4節・第2 参照】

第3 実施要領

1 災害情報の収集、報告

(1) 市町村

- 市町村本部長は、各災害情報ごとに、その収集、報告に係る責任者、調査要領、連絡方法を定める。
- 市町村本部長は、災害情報の総括責任者を選任し、災害情報の収集、総括及び報告に当たらせる。
- 市町村本部長は、災害情報の収集に当たっては、所轄警察署と緊密に連絡を行う。
- 市町村本部長は、災害の規模及び状況により、当該市町村本部における情報の収集及び被害調査が不可能又は困難と認めた場合は、次の事項を明示して、県本部長、地方支部長その他の防災関係機関の長に対して、応援要請を行う。

ア 職種及び人数	ウ 応援期間	オ 携行すべき資機材等
イ 活動地域	エ 応援業務の内容	カ その他参考事項

- 市町村本部長は、被害状況を、地方支部長に報告するが、緊急を要する場合には、県本部長に報告する。
- 市町村本部長は、当該市町村の区域内で震度5強以上を記録した場合、第1報を県本部長及び消防庁に対して原則として、覚知後30分以内で可能な限り迅速に報告する。
- 市町村本部長は、県本部と連絡がとれない場合は、直接、消防庁に対して被害状況を報告する。
- 市町村本部長（消防機関の長を含む。）は、地震により火災が同時多発し、あるいは多くの死傷者が発生し、消防機関への通報が殺到した場合には、最も迅速な方法により、直ちに消防庁

及び県本部長に報告する。

- 市町村本部長は、災害情報の収集、報告に当たっては、次の事項に留意する。
 - ア 災害が当初の段階であり、被害状況を十分に把握できない場合は、数値報告に代えて、災害の具体的状況、個別の災害情報などの概括情報を報告する。
 - イ 収集した災害情報は、地域別、対策別、組織別及び確認・未確認別に整理の上、管理する。
 - ウ 市町村が行う災害応急対策に必要な災害情報のうち、自ら、収集できない情報について、その情報源及び収集方法を明らかにしておく。

(2) 県

- 各地方支部長は、所管する地域の市町村本部長その他の防災関係機関と緊密に連絡し、被害状況をとりまとめの上、県本部に報告する。
- 県本部長は、地方支部長からの報告を分析し、市町村別にその被害状況を取りまとめる。
- 県本部長は、県内で震度4以上を記録した場合、火災・災害即報要領に基づき消防庁に報告する。
 - また、県本部長は、気象庁、文部科学省及び県が設置する計測震度計等をネットワーク化し、全市町村の震度状況を把握し、消防庁に伝達する。
- 県本部長は、必要に応じて、ヘリコプターにより、上空から被災状況を確認するとともに、「ヘリコプターテレビ電送システム」を活用して、県本部に映像を伝送する。
- 自衛隊の航空機等による被災状況の把握のため、自衛隊の災害派遣を要請する手続は、第11節「自衛隊災害派遣要請計画」に定めるところによる。
- 県本部長は、被災市町村及び災害現場における被害状況及び必要な支援内容等を調査し、並びに必要な情報の提供等を行うため、必要に応じて、県本部関係課及び地方支部の職員による調査班を派遣し、現地調査を行う。
- 県本部長は、市町村の被害状況をとりまとめの上、消防庁に報告するとともに、関係機関に対して報告、又は通報する。
- 県本部長は、災害が当初の段階であり、被害状況を十分に把握できない場合は、数値報告に代えて、災害の具体的状況、個別の災害情報などの概括情報を消防庁に報告する。

(3) 自衛隊

- 震度5弱以上の地震発生の情報を得た場合、当該震度の地震発生地域の近隣の対象部隊（自衛隊の災害派遣に関する訓令（昭和55年防衛庁訓令第28号）第25条の規定により航空機を待機させている部隊及び航空救難に関する訓令（昭和35年防衛庁訓令第56号）第3条に規定する専任部隊をいう。以下本節中、「対象部隊」という。）の長は、速やかに航空機等により、当該地震の発生地域及びその周辺について、目視、撮影等による情報収集を行う。
- 対象部隊以外の部隊等についても、必要に応じ、航空機、艦艇等により情報収集を行う。
- 情報収集を行う部隊等の長は、情報収集の適切かつ効率的な実施を期するため、相互に緊密に連絡をとりあう。
- 対象部隊等は、収集した情報を、必要に応じ県本部長等に伝達する。
- 対象部隊等は、必要に応じて、その他の災害に際しても情報収集を行うものとし、収集した情報は、必要に応じて県本部長等に伝達する。

(4) 防災関係機関

- 防災関係機関は、その所管する災害情報の収集、報告に係る責任者を定める。
 - また、災害が発生した場合には、関係機関に対して、迅速かつ正確に報告、又は通報する。

- 指定公共機関、指定地方行政機関は、当該災害が国の総合的な災害対策を実施する必要がある大規模災害であると認められるときは、特にその規模の把握のため、必要な情報の収集に努めるものとする。

2 災害情報収集の優先順位

【本編・第3章・第4節・第3・2 参照】

3 災害情報の報告要領

【本編・第3章・第4節・第3・3 参照】

4 災害情報通信の確保

(1) 災害情報通信のための電話の指定

県、市町村その他の防災関係機関は、災害時における情報連絡システムを明らかにするとともに、そのふくそうを避けるため、災害情報通信に使用する指定有線電話（以下「指定電話」という。）を定める。

(2) 災害情報通信に使用する通信施設

災害情報の収集、報告又は通報を行う場合に使用する通信施設については、次のいずれかによる。

ア 市町村と県本部及び支部との場合

防災行政情報通信ネットワーク衛星系、県情報通信基盤（いわて情報ハイウェイ）、指定電話、消防無線（一部有線電話使用）、電報、非常通信

イ 県本部と支部との場合

防災行政情報通信ネットワーク衛星系、県情報通信基盤（いわて情報ハイウェイ）、指定電話、電報、非常通信

ウ 他の防災関係機関と県本部との場合

防災行政情報通信ネットワーク衛星系、インターネット、専用電話、指定電話、電報、非常通信

エ 市町村本部と他の防災関係機関との場合

インターネット、指定電話、電報、非常通信

オ 国と県本部との場合

消防防災無線、中央防災無線、インターネット、指定電話、電報、非常通信

カ 防災関係機関相互の場合

専用電話、指定電話、インターネット

(3) 伝達手段の確保

- 災害情報の収集伝達は、自ら有する有線、無線通信施設を利用し、最も迅速かつ的確な手段をもって行う。
- 有線、無線通信施設が地震により損壊した場合には、第3節「通信情報計画」の定める他の通信手段により、災害情報の収集伝達を行う。
- すべての通信が不通の場合においては、通信可能な地域まで伝令を派遣するなど、あらゆる手段をつくして、災害情報の収集伝達に努める。

第5節 広報広聴計画

第1 基本方針

- 1 震災時における人心の安定を図るとともに、災害救助に対する協力及び復興への意欲を喚起し、災害応急対策を推進するために、広報広聴活動を実施する。
- 2 防災関係機関が広報活動を行うに当たっては、関係機関との密接な連携協力のもとに行うものとし、情報の混乱や誤報、遅延等の防止に努める。
- 3 報道機関は、各防災関係機関からの災害広報の要請に対して、積極的に協力するものとし、防災関係機関においても、報道機関に対して、資料の提供及び災害報道のための取材活動について積極的に協力する。
- 4 情報通信事業者は、広報手段に関する最新の技術、サービス等に関する情報を提供する等、災害広報の実施者の広報活動に協力するよう努める。
- 5 広報活動に当たっては、あらかじめ、被災者の必要とする情報を選定の上、その優先順位を定める。その際、特に災害時要援護者への配慮をする。
- 6 広聴活動に当たっては、被災者の相談、要望等を広く聴取する。その際、特に災害時要援護者への配慮をする。

第2 実施機関（責任者）

実施機関	広報広聴活動の内容
市町村本部長	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害の発生状況 2 津波予報・警報等及び災害発生時の注意事項 3 市町村長等が実施した避難準備情報、避難勧告、指示 4 避難所の開設状況 5 医療所、救護所の開設状況 6 道路及び交通情報 7 各災害応急対策の実施状況 8 災害応急復旧の見通し 9 二次災害の予防に関する情報 10 犯罪の予防及び人心安定のために必要な事項 11 安否情報及び避難者名簿情報 12 生活関連情報 13 相談窓口及び臨時災害相談所の開設状況 14 ボランティア、義援物資の受入れ等に関する情報 15 その他必要な情報

県本部長	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害の発生状況 2 津波予報・警報等及び災害発生時の注意事項 3 市町村長等が実施した避難勧告・指示 4 医療所・救護所の開設状況 5 交通機関の運行状況及び交通規制の状況 6 医療機関の情報 7 各災害応急対策の実施状況 8 災害応急復旧の見通し 9 安否情報 10 生活関連情報 11 相談窓口の開設状況 12 ボランティア、義援物資の受入れ等に関する情報 13 犯罪の予防及び人心安定のために必要な事項 14 その他必要な情報
第二管区海上保安本部 〔八戸会場保安部〕 〔釜石海上保安部〕 〔宮古海上保安署〕	<ol style="list-style-type: none"> 1 津波予報・警報等及び災害発生時の注意事項 2 事故発生海域における船舶航行の安全に係る指示
東北地方整備局 (岩手河川国道事務所)	<ol style="list-style-type: none"> 1 津波予報・警報等及び災害発生時の注意事項 2 水防に係る指示 3 所管施設の被災状況、復旧状況及び災害応急復旧の見通し
東日本電信電話(株)岩手支店 エヌ・ティ・ティ・コミュニケ ーションズ(株) (株)エヌ・ティ・ティ・ドコモ KDDI(株)	<ol style="list-style-type: none"> 1 通信の途絶の状況 2 災害応急復旧の状況 3 利用者に協力をお願いする事項
日本銀行盛岡事務所	金融機関の営業開始、休日臨時営業、預貯金の便宜払戻措置、損傷日本銀行券及び貨幣の引換え措置
日本赤十字社岩手県支部	義援金の募集及び受付け情報
社会福祉法人岩手県社会福祉協議会	災害ボランティアの募集情報
社会福祉法人岩手県共同募金会	義援金の募集及び受付け情報
日本放送協会盛岡放送局	<ol style="list-style-type: none"> 1 津波予報・警報等の伝達 2 緊急警報放送 3 災害の発生状況及び被害状況 4 各災害応急対策の実施状況
東日本高速道路(株)東北支社	<ol style="list-style-type: none"> 1 高速道路の被災状況及び交通規制の状況

震災対策編 第3章 災害応急対策計画

(十和田・盛岡・北上・古川・八戸・秋田管理事務所)	2 災害応急復旧の状況 3 利用者への迂回路等の情報
東日本旅客鉄道(株)盛岡支社	1 鉄道施設の被災状況 2 災害応急復旧の状況 3 利用者への代替輸送等の情報
東北電力(株)岩手支店	1 電力関係施設の被災状況 2 災害応急復旧の状況 3 利用者への電力供給等の情報
(株)アイビーシー岩手放送 (株)テレビ岩手 (株)岩手めんこいテレビ (株)岩手朝日テレビ (株)エフエム岩手	1 気象予報・警報等の伝達 2 災害発生状況及び被害状況 3 各災害応急対策の実施状況
(株)岩手日報社 (株)朝日新聞社盛岡支局 (株)毎日新聞社盛岡支局 (株)読売新聞社盛岡支局 (株)河北新報社盛岡支社 (株)産業経済新聞社盛岡支局 (株)日本経済新聞社盛岡支局 (株)岩手日日新聞社 (株)デーリー東北新聞社盛岡支局 (株)日本農業新聞東北支所 (社)共同通信社盛岡支局 (株)時事通信社盛岡支局	1 災害発生状況及び被害状況 2 各災害応急対策の実施状況
(社)岩手県バス協会 岩手県交通(株) 岩手県北自動車(株)	1 バス路線の復旧状況 2 利用者等への情報提供
三陸鉄道(株) IGR いわて銀河鉄道(株)	1 鉄道施設の被災状況 2 災害応急復旧の状況 3 利用者への代替輸送等の情報
(社)岩手県高圧ガス保安協会 盛岡ガス(株)	1 ガス関係施設の被災状況 2 災害応急復旧の状況 3 利用者へのガス供給等の情報

[県本部の担当]

【本編・第3章・第5節・第2・[県本部の担当] 参照】

第3 実施要領

1 広報活動

【本編・第3章・第5節・第3・1 参照】

2 広聴活動

【本編・第3章・第5節・第3・2 参照】

3 公安部の広報広聴活動

【本編・第3章・第5節・第3・3 参照】

第6節 交通確保・輸送計画

第1 基本方針

- 1 震災時において、各道路管理者及び関係機関は相互に協力して、適切な交通規制及び円滑な応急復旧作業を行い、交通の確保を図る。
- 2 県本部長及び市町村本部長は、災害応急活動を迅速かつ効果的に実施するため、あらかじめ、緊急輸送道路を指定し、防災性の向上に努めるとともに、災害が発生した場合には、災害対策本部内に道路応急復旧のための専門班を配置し、優先的に交通の確保を図る。
- 3 県、市町村その他の防災関係機関は、災害応急対策の実施に係る要員及び物資等を迅速に輸送するため、あらかじめ、その保有する車両等の動員計画を定めるとともに、運送関係事業者等の保有する車両等を調達し、緊急輸送体制を確保する。
- 4 緊急輸送の実施に当たっては、陸上輸送、海上輸送及び航空輸送の有機的な連携を十分考慮する。

第2 実施機関（責任者）

【本編・第3章・第6節・第2 参照】

第3 交通確保

- 1 情報連絡体制の確立
【本編・第3章・第6節・第3・1 参照】
- 2 防災拠点等の指定
【本編・第3章・第6節・第3・2 参照】
- 3 緊急輸送道路の指定
【本編・第3章・第6節・第3・3 参照】
- 4 応急復旧
【本編・第3章・第6節・第3・4 参照】
- 5 交通規制
【本編・第3章・第6節・第3・5 参照】

第4 緊急輸送

- 1 緊急輸送の対象
【本編・第3章・第6節・第4・1 参照】
- 2 陸上輸送
【本編・第3章・第6節・第4・2 参照】
- 3 海上輸送

【本編・第3章・第6節・第4・3 参照】

4 航空輸送

【本編・第3章・第6節・第4・4 参照】

5 輸送関係従事命令等

【本編・第3章・第6節・第4・5 参照】

第7節 公安警備計画

第1 基本方針

- 1 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、早期に警備体制を確立し、情報収集に努めるとともに、住民等の生命、身体及び財産の保護を第一とした災害警備活動を行う。
- 2 本計画に定めのないものについては、「岩手県警察大規模災害警備計画」（以下、本節中「災害警備計画」という。）の定めるところによる。

第2 実施機関（責任者）

【本編・第3章・第7節・第2 参照】

第3 災害警備体制

- 1 災害警備体制の種別
【本編・第3章・第7節・第3・1 参照】
- 2 災害警備本部の設置
【本編・第3章・第7節・第3・2 参照】
- 3 広域緊急援助隊の活動
【本編・第3章・第7節・第3・3 参照】
- 4 災害警備用装備資機材等の整備
【本編・第3章・第7節・第3・4 参照】
- 5 教養訓練の実施
【本編・第3章・第7節・第3・5 参照】

第4 実施要領

- 1 災害に関する予報及び警報の伝達
【本編・第3章・第7節・第4・1 参照】
- 2 災害に関する情報の収集・伝達
【本編・第3章・第7節・第4・2 参照】
- 3 情報通信の確保
【本編・第3章・第7節・第4・3 参照】
- 4 避難誘導
【本編・第3章・第7節・第4・4 参照】
- 5 救出救助活動
【本編・第3章・第7節・第4・5 参照】

6 交通規制

【本編・第3章・第7節・第4・6 参照】

7 死体の見分

【本編・第3章・第7節・第4・7 参照】

8 二次災害の防止

【本編・第3章・第7節・第4・8 参照】

9 社会秩序の維持

【本編・第3章・第7節・第4・9 参照】

10 被災者等への情報伝達活動

【本編・第3章・第7節・第4・10 参照】

11 相談活動

【本編・第3章・第7節・第4・11 参照】

第8節 消防活動計画

第1 基本方針

- 1 地震による大規模火災発生時には、消防機関は、防災関係機関と連携を図り、火災防ぎょ活動等を行う。
- 2 市町村は、同時多発火災による被害を軽減するため、あらかじめ、大規模火災防ぎょ計画を定める。
- 3 震災時の消防活動においては、断水による消火栓の使用不能、道路の損壊による通行不能及び電話の断線や輻輳による119番通報の機能麻痺等の消防活動の阻害要因を考慮する。
- 4 市町村は、消防部隊の応援要請を行う必要が生じた場合においては、「消防相互応援に関する協定」に定めるところにより消防相互応援を行う。
- 5 本計画に定めのないものについては、消防組織法に基づく「消防計画」に定めるところによる。

第2 実施機関（責任者）

【本編・第3章・第8節・第2 参照】

第3 実施要領

- 1 市町村本部長の措置
【本編・第3章・第8節・第3・1 参照】
- 2 消防機関の長の措置
【本編・第3章・第8節・第3・2 参照】
- 3 緊急消防援助隊
【本編・第3章・第8節・第3・3 参照】
- 4 県本部長の措置
【本編・第3章・第8節・第3・4 参照】

第9節 津波・浸水対策計画

第1 基本方針

- 1 洪水及び津波等による水災を警戒、防ぎよし、被害の軽減を図る。
- 2 浸水危険区域の監視、警戒活動、ダム、水門等の操作及び応急水防措置が迅速かつ円滑に実施できるよう、重点的に津波・浸水対策を実施すべき地域を調査検討するとともに、事前配備体制の充実を図る。

第2 実施機関（責任者）

実施機関	担 当 業 務
市町村本部長	1 所管する河川等の監視及び警戒 2 津波注意報及び津波警報発表時における水門等の閉鎖 3 浸水対策用資機材の緊急調達 4 所管する堤防、水門等の応急復旧
県本部長	1 所管する河川等の監視及び警戒 2 市町村に対する浸水対策用資機材の調達、あっせん 3 所管する堤防、水門等の応急復旧
東北地方整備局 (岩手河川国道事務所)	1 所管する河川等の監視及び警戒 2 所管する河川等の応急復旧
陸上自衛隊岩手駐屯部隊	災害派遣要請に基づく水防活動

[県本部の担当]

部	課等	地方支部班	担当業務
総務部	総合防災室	—	自衛隊の災害派遣要請
農林水産部	農村建設課	農林班	1 所管する河川等の監視及び警戒 2 市町村等に対する浸水対策用資機材等の調達、あっせん
	漁港漁村課	水産班	
県土整備部	河川課	土木班	3 所管する堤防、水門等の応急復旧

第3 実施要領

- 洪水及び津波等による水災を警戒し、防ぎよし、これによる被害を軽減するための水防活動は、水防法第7条第1項の規定に基づく「岩手県水防計画」に準拠して、次の事項を実施する。

1 監視、警戒活動

- 河川、海岸の管理者及び水防責任者は、津波予報・警報等が発表された場合及び震度4以上の

地震が発生し、津波が襲来するおそれがあると判断した場合は、あらかじめ定めた安全確保策に従い、河川、海岸、ため池、水路等を巡視し、既往の危険箇所、被害箇所、その他重要箇所の監視及び警戒にあたる。

2 水門等の操作

- 水門、樋門、高圧又は高位部の水路等（以下本節中「水門等」という。）の管理者（操作責任者を含む。）は、津波注意報及び津波警報が発表された場合は、直ちに門扉を操作できる体制を整え、あらかじめ定めた安全確保策に従い、閉鎖する。
- 管理者は、地震により水門等に被害が発生し、沈下、変形等により開閉操作が円滑に行われないうちにおいては、地方支部土木班長等に応援を要請する。
- 地方支部土木班長等は、あらかじめ、専門業者等への緊急連絡体制を整備し、業者等の協力を得て、あらかじめ定めた安全確保策に従い、速やかに操作を行う。

3 浸水対策用資機材の確保

- 市町村本部長は、浸水対策用倉庫及び浸水対策用資機材の整備に努めるとともに、関係団体・業者と応援協定を締結するなど、確保を図る。
- 市町村本部長は、自らの力をもっては浸水対策用資機材に不足を生ずるような場合においては、地方支部土木班長等を通じて、県本部長に応援を要請する。

4 浸水防止応急復旧活動

ア 河川、海岸

- 各管理者は、地震により、堤防が広範囲にわたって崩壊した場合は、河川区域等において活用可能な土地を利用し、緊急用土砂の確保に努める。
- 各管理者は、地震により、水門等が損壊した場合は、直ちに仮締切り等の応急措置がとれるよう、専門業者等への緊急連絡体制を整備するものとし、業者等の協力を得て、早期復旧を図るとともに、必要に応じて可搬式ポンプによる応急排水を実施する。

イ 農業施設

- 各管理者は、堤防、水門等の被害状況を確認し、被害の拡大及び二次災害を防止するため防災関係機関に対して応援要請を行うとともに、迅速な応急復旧対策及び排水ポンプによる応急排水を実施する。

第10節 県、市町村等応援協力計画

第1 基本方針

- 1 市町村は、「大規模災害時における岩手県市町村相互応援に関する協定」等に基づき、災害時における応援協力を行う。
- 2 県は、「大規模災害時の北海道・東北8道県相互応援に関する協定」等に基づき、災害時における応援協力を行う。
- 3 県、市町村その他の防災関係機関は、その所管事務に関係する団体等と応援協定の締結を進め、また、あらかじめ応援部隊の活動拠点を確保し、訓練を実施するなど、日頃から、災害時において、協力を得られる体制の整備に努める。

第2 実施機関

【本編・第3章・第10節・第2 参照】

第3 実施要領

1 市町村の相互協力

【本編・第3章・第10節・第3・1 参照】

2 県による市町村応援

【本編・第3章・第10節・第3・2 参照】

3 都道府県の相互協力

【本編・第3章・第10節・第3・3 参照】

4 防災関係機関の相互協力

【本編・第3章・第10節・第3・4 参照】

5 団体等との協力

【本編・第3章・第10節・第3・5 参照】

6 消防活動に係る相互協力

【本編・第3章・第10節・第3・6 参照】

7 経費の負担方法

【本編・第3章・第10節・第3・7 参照】

第11節 自衛隊災害派遣要請計画

第1 基本方針

- 1 陸上自衛隊岩手駐屯部隊等は、本県における災害の発生に当たって、速やかに災害情報の収集に努めるとともに、県知事等からの災害派遣要請を受けて、又は、一定の条件下においては自主的に人命救助を第一義とする緊急救援活動を行い、引き続き、組織的救援活動を行う。
- 2 県本部長は、災害派遣を決定した場合は、関係市町村その他の防災関係機関の長にその受入体制を整備させるとともに、災害派遣の活動に係る連絡調整に当たる。
また、緊急時に円滑な派遣活動が実施されるよう、防災訓練等を通じ、自衛隊との連携強化を図るものとする。

第2 実施機関（責任者）

【本編・第3章・第11節・第2 参照】

第3 実施要領

- 1 災害派遣の基準
【本編・第3章・第11節・第3・1 参照】
- 2 災害派遣命令者
【本編・第3章・第11節・第3・2 参照】
- 3 災害派遣時に実施する救援活動
【本編・第3章・第11節・第3・3 参照】
- 4 災害派遣の要請手順
【本編・第3章・第11節・第3・4 参照】
- 5 災害派遣部隊の受入れ
【本編・第3章・第11節・第3・5 参照】
- 6 自衛隊の自主派遣
【本編・第3章・第11節・第3・6 参照】
- 7 災害派遣に伴う経費の負担
【本編・第3章・第11節・第3・7 参照】

第12節 ボランティア活動計画

第1 基本方針

- 1 ボランティア活動に対しては、その自主性を尊重しつつ、その活動の円滑な実施が図られるよう支援に努める。
- 2 被災地におけるボランティア活動に対するニーズ把握に努める。
- 3 ボランティアの受付、ボランティア活動の調整、活動拠点の確保等その受入体制の整備に努める。

第2 実施機関（責任者）

【本編・第3章・第12節・第2 参照】

第3 実施要領

- 1 ボランティアに対する協力要請
【本編・第3章・第12節・第3・1 参照】
- 2 ボランティアの受入れ
【本編・第3章・第12節・第3・2 参照】
- 3 ボランティアの活動内容
【本編・第3章・第12節・第3・3 参照】

第13節 義援物資、義援金の受付け・配分計画

第1 基本方針

災害時において、被災者に対し県内外から寄せられる義援物資及び義援金について、その受入れ態勢及び配分方法等を定め、確実、迅速な被災者への配分を実施する。

第2 実施機関（責任者）

【本編・第3章・第13節・第2 参照】

第3 実施要領

1 義援物資

【本編・第3章・第13節・第3・1 参照】

2 義援金

【本編・第3章・第13節・第3・2 参照】

3 海外からの支援の受入れ

【本編・第3章・第13節・第3・3 参照】

第14節 災害救助法の適用計画

第1 基本方針

- 1 県本部長は、震災による住家の滅失が一定規模以上となった場合、災害救助法（以下、本節中「法」という。）を適用し、法に基づく救助を実施する。
- 2 法に基づく救助は、県が実施機関となり、市町村はその補助機関として活動に当たるが、県本部長は、救助を迅速に行う必要がある場合は、個別の災害ごとに救助に関する事務の一部を市町村本部長に委任する。

第2 実施機関（責任者）

【本編・第3章・第14節・第2 参照】

第3 実施要領

1 法適用の基準

【本編・第3章・第14節・第3・1 参照】

2 法適用の手続

(1) 市町村本部長の措置

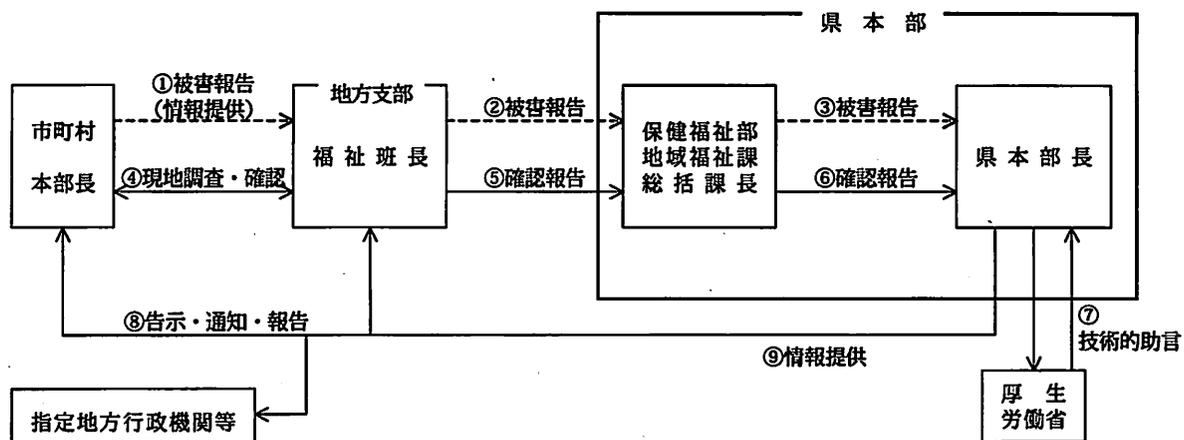
- 市町村本部長は、その区域における災害による被害が、法の適用基準のいずれかに該当し、又は該当する恐れが生じた場合においては、直ちにその旨を地方支部福祉班長を通じて県本部長に情報提供する。
- 法の適用基準となる被害世帯数については、第4節「情報の収集・伝達計画」に定める被害判定基準によるものとし、被害状況を取りまとめの上、「人的及び住家被害報告」（被害報告様式2）により、県本部長に情報提供する。
- 市町村本部長は、地震による被害規模が大きく、被害状況を早急に取りまとめることが困難な場合においては、被害の概要を報告するものとする。

(2) 県本部長の措置

- 県本部長は、市町村本部長から被害報告を受けたときは、その内容を検討するものとし、必要と認めた場合は、所轄地方支部福祉班長又は最寄りの地方支部福祉班長若しくは保健福祉部地域福祉課総括課長に対し、現地調査を命じる。
- 県本部長から現地調査を命じられた所轄地方支部福祉班長等は、職員を現地に派遣し、被害状況の調査又は確認を行う。
- 県本部長は、市町村本部長からの情報提供若しくは職員による現地調査等の結果、法の適用基準に該当する場合は、必要に応じて厚生労働省社会・援護局長の技術的助言を求め、法の適用を決定し、法に基づく救助の実施について、県本部各部長及び当該市町村本部長に指示する。

- 県本部長は、地震による被害規模が大きく、被害世帯数を調査、確認できない場合であっても、被害の概要から当該市町村における適用基準を満たしていると判断する場合には、法に基づく救助の実施について、県本部各部長及び市町村本部長に指示する。
- 県本部長は、法を適用した場合は、法適用の地域及び適用年月日を告示するとともに、関係指定地方行政機関等に通知又は報告する。

災害救助法適用の手続



3 救助の実施

【本編・第3章・第14節・第3・3 参照】

第4 救助の種類、程度、期間等

【本編・第3章・第14節・第4 参照】

第15節 避難・救出計画

第1 基本方針

- 1 震災発生時において、住民等の生命、身体の安全を確保するため、迅速かつ的確に避難勧告及び指示（以下、本節中「避難勧告等」という。）を行うとともに、避難支援従事者の安全を確保しながら、避難誘導を行う。
- 2 救出救助体制を整備し、倒壊家屋の下敷になった者等の早急な救出活動を行う。
- 3 被災者の避難生活の場を確保するため、避難所を迅速に開設するとともに、その適正な運営を図る。

第2 実施機関（責任者）

1 避難勧告等

【本編・第3章・第15節・第2・1 参照】

2 警戒区域の設定

【本編・第3章・第15節・第2・2 参照】

3 救出

【本編・第3章・第15節・第2・3 参照】

4 避難所の設置、運営

【本編・第3章・第15節・第2・4 参照】

第3 実施要領

1 避難勧告等

【本編・第3章・第15節・第3・1 参照】

2 警戒区域の設定

【本編・第3章・第15節・第3・2 参照】

3 救出

【本編・第3章・第15節・第3・3 参照】

4 避難所の設置、運営

【本編・第3章・第15節・第3・4 参照】

5 帰宅困難者対策

【本編・第3章・第15節・第3・6 参照】

6 避難所以外の生活困難者の把握

【本編・第3章・第15節・第3・5 参照】

第16節 医療・保健計画

第1 基本方針

- 1 救急・救助の初動体制を確立し、県内の災害派遣医療チーム（以下、本節中「岩手DMAT」という。）、関係医療機関その他の防災関係機関との密接な連携の下に、迅速かつ適切な医療活動を行う。
- 2 水道、電気、ガス等ライフラインの機能停止、医療施設自体の被災による機能低下等に対応するため、震災時における地域医療の拠点となる災害拠点病院を整備することにより、後方医療体制の確保を図る。
- 3 効果的な医療活動を行うため、迅速・正確な情報の伝達及び傷病者の搬送体制の確立を図る。
- 4 被災者の心身両面にわたる健康を維持するため、保健指導及びこころのケアを実施する。
- 5 動物愛護の観点から、被災した愛玩動物の救護対策を、関係機関・団体との連携の下に、迅速かつ適切に講じる。

第2 実施機関（責任者）

【本編・第3章・第16節・第2 参照】

第3 初動医療体制

- 1 岩手DMATの派遣等
【本編・第3章・第16節・第3・1 参照】
- 2 医療救護班の編成
【本編・第3章・第16節・第3・2 参照】
- 3 現場医療救護所及び救護所の設置
【本編・第3章・第16節・第3・3 参照】
- 4 岩手DMAT及び医療救護班の活動
【本編・第3章・第16節・第3・4 参照】
- 5 医薬品及び医療資機材の調達
【本編・第3章・第16節・第3・5 参照】
- 6 広域災害・救急医療情報システムの整備
【本編・第3章・第16節・第3・6 参照】

第4 後方医療体制

- 1 後方医療体制の確保
【本編・第3章・第16節・第4・1 参照】
- 2 後方医療活動

【本編・第3章・第16節・第4・2 参照】

第5 傷病者の搬送体制

1 傷病者の搬送の手続

【本編・第3章・第16節・第5・1 参照】

2 傷病者の搬送体制の整備

【本編・第3章・第16節・第5・2 参照】

第6 個別疾患体制

1 人工透析

【本編・第3章・第16節・第6・1 参照】

2 難病等

【本編・第3章・第16節・第6・2 参照】

第7 保健活動の実施

【本編・第3章・第16節・第7 参照】

第8 災害救助法を適用した場合の医療、助産

【本編・第3章・第16節・第8 参照】

第9 愛玩動物の救護対策

【本編・第3章・第16節・第9 参照】

第17節 食料・生活必需品等供給計画

第1 基本方針

- 1 震災時において、被災者に対する食料、被服、寝具等の生活必需品及び避難所生活に必要な物資（以下、本節中「物資」という。）を迅速かつ円滑に供給できるよう、関係業者・団体等の協力が得られる体制の整備等により、物資の調達を図る。
- 2 災害時における物資の需要と供給のバランスを確保するため、情報及び調達・配分窓口の一元化を図る。

第2 実施機関（責任者）

【本編・第3章・第17節・第2 参照】

第3 実施要領

- 1 物資の支給対象者
【本編・第3章・第17節・第3・1 参照】
- 2 支給物資の種類
【本編・第3章・第17節・第3・2 参照】
- 3 物資の確保
【本編・第3章・第17節・第3・3 参照】
- 4 物資の輸送及び保管
【本編・第3章・第17節・第3・4 参照】
- 5 物資の支給等
【本編・第3章・第17節・第3・5 参照】
- 6 住民等への協力要請
【本編・第3章・第17節・第3・6 参照】
- 7 物資の需給調整
【本編・第3章・第17節・第3・7 参照】
- 8 災害救助法を適用した場合の物資の供与又は貸与
【本編・第3章・第17節・第3・8 参照】

第18節 削除

第19節 給水計画

第1 基本方針

震災時において、被災者に対する給水を迅速かつ円滑に実施できるよう、水道施設の復旧及び応急給水施設の確保を図るとともに、関係業者・団体等の協力が得られる体制を整備する。

第2 実施機関（責任者）

【本編・第3章・第19節・第2 参照】

第3 実施要領

1 給水

【本編・第3章・第19節・第3・1 参照】

2 応急給水用資機材の調達

【本編・第3章・第19節・第3・2 参照】

3 給水の方法

【本編・第3章・第19節・第3・3 参照】

4 水道施設被害汚染対策

【本編・第3章・第19節・第3・4 参照】

5 災害救助法を適用した場合の飲料水の供給

【本編・第3章・第19節・第3・5 参照】

第20節 応急仮設住宅の建設等及び応急修理計画

第1 基本方針

- 1 震災により住家が滅失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者の生活の場を確保するため、応急仮設住宅を供与する。
- 2 震災により住家が被災し、自らの資力では応急修理を行うことができない者の日常生活に欠くことのできない住宅部分について、最小限度必要な応急修理を行う。
- 3 災害により住宅が滅失し、住宅に困窮した者に対して、公営住宅等のあっせんを行う。
- 4 被災建築物による二次災害を防止するため、建築物の危険度を判定し、その判定結果を表示する。

第2 実施機関（責任者）

実施機関	担当業務
市町村本部長	被災住宅の応急修理及び公営住宅等の入居あっせん
県本部長	1 応急仮設住宅の供与及び公営住宅等の入居あっせん 2 応急危険度判定士による建築物応急危険度判定の実施 3 応急危険度判定士の登録及び連絡調整

〔県本部の担当〕

部	課等	地方支部班	担当業務
総務部	総合防災室	—	1 他の都道府県等に対する応急仮設住宅建設に係る技術職員の派遣要請 2 他の都道府県等に対する被災者の一時収容のための施設の提供及びあっせん要請
保健福祉部	地域福祉課	福祉班	災害救助法による応急仮設住宅の供与及び被災住宅の応急修理に係る事務総括
農林水産部	林業振興課	農林班	応急仮設住宅の供与及び被災住宅の応急修理に係る木材の確保
県土整備部	都市計画課	土木班	被災宅地の危険度判定
	建築住宅課		1 応急仮設住宅の設計、施工、監理 2 公営住宅の入居あっせん 3 建築物の応急危険度判定

第3 実施要領

1 応急仮設住宅の供与

【本編・第3章・第20節・第3・1 参照】

2 住宅の応急修理

【本編・第3章・第20節・第3・2 参照】

3 公営住宅への入居のあっせん

【本編・第3章・第20節・第3・3 参照】

4 被災者に対する住宅情報の提供

- 市町村本部長は、応急仮設住宅への入居手続、被災住宅の応急修理に係る申請手続、技術指導及び各融資制度の相談、提供可能な公営住宅情報等及び地震により被災した建築物の応急危険度判定制度の周知等を図るため、相談窓口を設置するとともに、各種広報活動を通じて、被災者への周知を図る。

5 建築物の応急危険度判定

- 県本部長は、被災建築物の倒壊等による二次災害を防止するため、事前に登録した応急危険度判定士の協力を得て、次により建築物の危険度判定を行う。

(1) 応急危険度判定士の招集

- 県本部長は、必要と認めた場合又は市町村本部長からの要請があった場合は、事前に登録している応急危険度判定士に対して、建築物の応急危険度判定を要請する。
- 県本部長は、必要と認めた場合は、他の都道府県に対して応急危険度判定士の派遣を要請する。

なお、他の都道府県から同様の要請があった場合は、本県に登録している応急危険度判定士に対して、意向を確認の上、被災地における応急危険度判定を要請する。

(2) 応急危険度判定士の業務

- 応急危険度判定士は、次により建築物の危険度判定を行い、判定結果を表示する。
 - ア 主として目視等により被災建築物を調査する。
 - イ 建築物の被害程度に応じて、「危険」、「要注意」、「調査済」の3区分に判定する。
 - ウ 判定結果は、建築物の所有者の注意を喚起できる場所に表示する。

区分	表示方法
危険	赤紙を貼る。
要注意	黄紙を貼る。
調査済	緑紙を貼る。

(3) 市町村本部長の措置

- 市町村本部長は、応急危険度判定を円滑に実施するため、次の措置を行う。
 - ア 優先して応急危険度判定を行う必要のある建築物の選定
 - イ 地図の提供
 - ウ その他応急危険度判定活動に要する資器材の提供

(4) 応急危険度判定士の登録

- 県本部長は、応急危険度判定を行う建築技術者を養成するため、県内に住所を有する建築技術者を対象に講習会を開催する。
- 県本部長は、講習会の受講者を対象として、災害時における建築物危険度判定活動への参加の意思を有する者を応急危険度判定士として認定し、登録する。

- 県本部長は、応急危険度判定士登録に係る台帳を作成し、保管する。
- 登録に係る事務は、県土整備部建築住宅課が行う。

6 被災宅地の危険度判定

【本編・第3章・第20節・第3・5 参照】

第21節 防疫計画

第1 基本方針

- 1 被災地域における感染症の発生を未然に防止するため、防疫措置を実施する。
- 2 震災により、被害が発生し、生活環境の悪化、罹病者の病原菌に対する抵抗力の低下等が生じた場合は、他の都道府県等の協力を得て、防疫措置を実施する。

第2 実施機関（責任者）

【本編・第3章・第21節・第2 参照】

第3 実施要領

1 防疫の実施体制

【本編・第3章・第21節・第3・1 参照】

2 防疫用資機材の調達

【本編・第3章・第21節・第3・2 参照】

3 防疫情報の収集及び広報

【本編・第3章・第21節・第3・3 参照】

4 防疫措置の指示等

【本編・第3章・第21節・第3・4 参照】

5 実施方法

【本編・第3章・第21節・第3・5 参照】

第22節 廃棄物処理・障害物除去計画

第1 基本方針

- 1 震災によって一時的に発生する大量の廃棄物及び災害後に被災地域から恒常的に発生する廃棄物を、迅速かつ円滑に処理し、被災地における環境衛生の確保を図る。
- 2 ごみ処理施設、し尿処理施設等が損壊した場合における処理について、他の自治体等との連携による広域的な処理体制の確立及び廃棄物処理業者団体等との連携を図る。
- 3 被災住民の日常生活に直接障害となっている障害物及び道路、河川、港湾、空港等の利用の障害となっている障害物を、迅速かつ円滑に除去し、被災者の保護、交通の確保等を図る。
- 4 廃棄物の処理及び障害物の除去を実施する機関は、当該処理及び除去を迅速かつ円滑に実施することができるよう、各機関間の連携を図る。

第2 実施機関（責任者）

【本編・第3章・第22節・第2 参照】

第3 実施要領

1 廃棄物処理

【本編・第3章・第22節・第3・1 参照】

2 し尿処理

【本編・第3章・第22節・第3・2 参照】

3 障害物除去

【本編・第3章・第22節・第3・3 参照】

4 災害救助法を適用した場合の障害物除去

【本編・第3章・第22節・第3・4 参照】

第23節 行方不明者等の搜索及び遺体の処理・埋葬計画

第1 基本方針

各実施機関相互の協力のもとに、災害による行方不明者の搜索及び遺体の処理・埋葬を迅速かつ円滑に行う。

第2 実施機関（責任者）

【本編・第3章・第23節・第2 参照】

第3 実施要領

1 行方不明者及び遺体の搜索

【本編・第3章・第23節・第3・1 参照】

2 遺体の収容

【本編・第3章・第23節・第3・2 参照】

3 遺体の処理

【本編・第3章・第23節・第3・3 参照】

4 遺体埋葬の広域調整

- 市町村本部長は、遺体の埋葬量が自らの火葬能力を上回ること等により、自ら火葬ができない場合にあっては、地方支部保健環境班長を通じて県本部長に広域火葬を要請する。
- 県本部長は、予め広域火葬の体制（遺体搬送体制を含む。）を整備するとともに、市町村から要請があった場合又は遺体の埋葬量が市町村の火葬能力を超えると判断される時は、必要に応じて県内及び県外の火葬場と広域火葬に係る調整を行う。

5 災害救助法を適用した場合の死体の搜索、処理及び埋葬

【本編・第3章・第23節・第3・5 参照】

第24節 応急対策要員確保計画

第1 基本方針

震災時における災害応急対策を迅速かつ円滑に実施するため、必要な応急対策要員（以下、本節中「要員」という。）の確保を図る。

第2 実施機関（責任者）

【本編・第3章・第24節・第2 参照】

第3 実施要領

1 要員の確保

【本編・第3章・第24節・第3・1 参照】

2 確保の方法

【本編・第3章・第24節・第3・2 参照】

3 要員に対する従事命令等

【本編・第3章・第24節・第3・3 参照】

4 災害救助法を適用した場合の要員の確保

【本編・第3章・第24節・第3・4 参照】

第25節 文教対策計画

第1 基本方針

- 1 震災により通常の学校教育を実施することが困難となった場合においても、教育施設及び教職員を確保の上、応急教育を実施する。
- 2 震災により教科書、学用品等（以下、本節中「学用品等」という。）を喪失又は棄損した児童、生徒に対して、就学上の支障をきたさないよう、学用品等の給与を行う。

第2 実施機関（責任者）

【本編・第3章・第25節・第2 参照】

第3 実施要領

- 1 学校施設の確保
【本編・第3章・第25節・第3・1 参照】
- 2 教職員の確保
【本編・第3章・第25節・第3・2 参照】
- 3 応急教育の留意事項
【本編・第3章・第25節・第3・3 参照】
- 4 学用品等の給与
【本編・第3章・第25節・第3・4 参照】
- 5 授業料等の減免、育英資金の貸与
【本編・第3章・第25節・第3・5 参照】
- 6 学校給食の応急対策
【本編・第3章・第25節・第3・6 参照】
- 7 学校保健安全対策
【本編・第3章・第25節・第3・7 参照】
- 8 その他文教関係の対策
【本編・第3章・第25節・第3・8 参照】
- 9 被災児童、生徒の受入れ
【本編・第3章・第25節・第3・9 参照】

第26節 公共土木施設・鉄道施設等応急対策計画

第1 公共土木施設

1 基本方針

公共の福祉と円滑な応急対策の実施を確保するため、被災した道路施設、河川管理施設、海岸保全施設、砂防等施設、港湾施設、漁港施設、空港施設等について、速やかに応急措置及び応急復旧を実施する。

2 実施機関（責任者）

【本編・第3章・第27節・第1・2 参照】

3 実施要領

【本編・第3章・第27節・第1・3 参照】

第2 工業用水道施設

1 基本方針

工業用水の供給を確保するため、被災した工業用水道施設について、速やかに応急措置及び応急復旧を実施する。

2 実施機関（責任者）

【本編・第3章・第27節・第2・2 参照】

3 実施要領

【本編・第3章・第27節・第2・3 参照】

第3 鉄道施設

1 基本方針

乗客の安全と交通を確保するため、被害状況を的確に把握するとともに、旅客の避難誘導及び被害箇所早期復旧を実施する。

2 実施機関（責任者）

【本編・第3章・第27節・第3・2 参照】

3 実施要領

【本編・第3章・第27節・第3・3 参照】

第27節 ライフライン施設応急対策計画

第1 基本方針

- 電力、ガス、上下水道、電気通信施設等のライフライン施設の事業者又は管理者及び石油等燃料の供給事業者は、災害時における活動体制を確立するとともに、相互に連携を図りながら、応急対策を実施し、ライフライン及び必要な燃料の確保を図る。
- 県は、停電その他の事由によりライフライン施設等の稼働の継続や県民の生活の維持のため燃料の確保が必要な場合は、岩手県石油商業協同組合その他の業界団体等に対し、その供給を要請し、必要に応じて、東北経済産業局長にその確保を要請する等により、燃料の確保ができるよう調整に努める。

第2 実施機関（責任者）

1 電力施設

【本編・第3章・第28節・第2・1 参照】

2 ガス施設

【本編・第3章・第28節・第2・2 参照】

3 上下水道施設

【本編・第3章・第28節・第2・3 参照】

4 電気通信施設

【本編・第3章・第28節・第2・4 参照】

第3 実施要領

1 電力施設

【本編・第3章・第28節・第3・1 参照】

2 ガス施設

【本編・第3章・第28節・第3・2 参照】

3 上水道施設

【本編・第3章・第28節・第3・3 参照】

4 下水道施設

【本編・第3章・第28節・第3・4 参照】

5 電気通信施設

【本編・第3章・第28節・第3・5 参照】

第 28 節 危険物施設等応急対策計画

第 1 基本方針

- 1 火災及びその他の災害発生時における危険物による被害の発生防止又は拡大防止を図るため、危険物施設等について、速やかに応急措置を実施する。
- 2 自衛隊の所有する資機材等により、危険物の保安措置及び除去が可能である場合は、自衛隊の災害派遣を要請する。

第 2 石油类等危険物

- 1 実施機関（責任者）
【本編・第 3 章・第 29 節・第 2・1 参照】
- 2 実施要領
【本編・第 3 章・第 29 節・第 2・2 参照】

第 3 火薬類

- 1 実施機関（責任者）
【本編・第 3 章・第 29 節・第 3・1 参照】
- 2 実施要領
【本編・第 3 章・第 29 節・第 3・2 参照】

第 4 高圧ガス

- 1 実施機関（責任者）
【本編・第 3 章・第 29 節・第 4・1 参照】
- 2 実施要領
【本編・第 3 章・第 29 節・第 4・2 参照】

第 5 毒物・劇物

- 1 実施機関（責任者）
【本編・第 3 章・第 29 節・第 5・1 参照】
- 2 実施要領
【本編・第 3 章・第 29 節・第 5・2 参照】

第29節 防災ヘリコプター等活動計画

第1 岩手県防災ヘリコプターの活動

1 基本方針

震災時において、広域的かつ機動的な対応を図るため、防災ヘリコプターによる災害応急対策活動等を実施する。

2 実施機関（責任者）

【本編・第3章・第32節・第1・2 参照】

3 実施要領

【本編・第3章・第32節・第1・3 参照】

第2 大規模災害時におけるヘリコプター等の運用調整

1 基本方針

大規模災害時において、ヘリコプター等（ヘリコプター又は固定翼機をいう。以下この節において同じ。）を保有する防災関係機関相互の連携体制の確立を図ると共に、ヘリコプター等の安全運航及び効率的な運用調整を行いながら災害対策活動等を実施する。

2 実施機関（責任者）

【本編・第3章・第32節・第2・2 参照】

3 実施要領

【本編・第3章・第32節・第2・3 参照】

第4章 災害復旧・復興計画

第4章 災害復旧・復興計画

第1節 公共施設等の災害復旧計画

第1 基本方針

被災した施設の管理者は、施設の原型復旧に加え、再度の被害発生防止を考慮に入れ、必要な施設の新設、改良復旧、耐火、不燃堅牢化について配慮した計画を樹立し、早期に復旧を図る。

第2 災害復旧事業計画

【本編・第4章・第1節・第2 参照】

第3 激甚災害の指定

【本編・第4章・第1節・第3 参照】

第4 緊急災害査定の促進

【本編・第4章・第1節・第4 参照】

第5 緊急融資等の確保

【本編・第4章・第1節・第5 参照】

第2節 生活の安定確保計画

第1 基本方針

災害により被害を受けた県民が、被災から速やかに再起できるよう、被災者に対する生活相談、義援金・救援物資、災害弔慰金の支給、生活福祉資金の貸付、失業者（休業者）の生活安定対策等、県民の自力復興を促進するための各種対策を講じ、早期の生活安定を図る。

第2 被災者の生活確保

【本編・第4章・第2節・第2 参照】

第3 中小企業への融資

【本編・第4章・第2節・第3 参照】

第4 農林漁業関係者への融資

【本編・第4章・第2節・第4 参照】

第5 通貨の供給の確保及び非常金融措置

【本編・第4章・第2節・第5 参照】

第6 郵政事業に係る災害特別事務取扱

【本編・第4章・第2節・第6 参照】

第3節 復興計画の作成

第1 基本方針

県及び市町村は、大震災により甚大な被害を受けた地域について、復興計画を作成するとともに、推進体制を整備し、連携を図りながら、計画的な復興を図る。

第2 復興方針・計画の作成

【本編・第4章・第3節・第2 参照】

第3 復興事業の実施

【本編・第4章・第3節・第3 参照】

第5章 日本海溝・千島海溝

周辺海溝型地震防災対策推進計画

第5章 日本海溝・千島海溝

周辺海溝型地震防災対策推進計画

第1節 総則

第1 推進計画の目的

この計画は、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に関する地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成16年法律第27号。以下「法」という。）第6条第1項の規定に基づき、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域（以下「推進地域」という。）について、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に関し地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に伴い発生する津波からの防護及び円滑な避難の確保に関する事項、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る防災訓練に関する事項、その他日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災上重要な対策に関する事項を定め、当該地域における地震防災対策の推進を図ることを目的とする。

第2 推進地域

法第3条の規定に基づき指定された本県の推進地域の区域は、次のとおりである。

（平成18年4月3日内閣府告示第58号）

宮古市、大船渡市、久慈市、一関市、陸前高田市、釜石市、東磐井郡藤沢町、上閉伊郡大槌町、下閉伊郡山田町、同郡岩泉町、同郡田野畑村、同郡普代村、九戸郡野田村、同郡洋野町の区域

第3 防災関係機関が地震発生時の災害応急対策として行う事務又は業務の大綱

岩手県の地域に係る地震防災に関し、岩手県、本県の区域の全部又は一部を管轄する指定地方行政機関、本県の区域内の市町村、指定公共機関、指定地方公共機関及び本県の区域内の公共的団体その他防災上重要な施設の管理者（以下この章において「防災関係機関」という。）の処理すべき事務又は業務の大綱は、第1章第3節「防災関係機関の責務及び業務の大綱」に定めるところによる。

第2節 災害対策本部等の設置等

第1 災害対策本部等の設置

県は、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震又は当該地震と判定されうる規模の地震（以下「地震」という。）による災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、その所掌事務に係る災害応急対策を実施するため、岩手県災害警戒本部又は岩手県災害対策本部及び必要に応じて現地災害対策本部（以下「災害対策本部等」という。）を設置し、的確かつ円滑にこれを運営するものとする。

第2 災害対策本部等の組織及び運営

災害対策本部等の組織及び運営は、災害対策基本法、岩手県災害対策本部条例（資料編 5-3）及び岩手県災害対策本部規程（資料編 5-7）に定めるところによるものとし、その活動体制計画については、第3章第1節「活動体制計画」に定めるところによる。

第3 県の職員の動員配備体制

通常交通機関の利用ができない事情等の発生の可能性を勘案するとともに、各配備体制の対象となる職員は、県内に震度5強以上の地震が発生し、又は津波警報若しくは大津波警報が発表された場合においては、地震発生後の情報等の収集に積極的に努めるとともに、配備指令を待たずに、直ちに所属公所等に参集することとする。

なお、配備体制、動員の方法及び参集場所等の職員の参集計画は、第3章第1節「活動体制計画」に定めるところによる。

第3節 地震発生時の応急対策等

第1 地震発生時の応急対策

1 情報の収集・伝達

(1) 情報の収集・伝達

情報の収集・伝達における役割並びに地震・津波や被害情報の収集・伝達については、第3章第4節「情報の収集・伝達計画」に定めるところによるが、地震により広域かつ甚大な被害が発生するおそれがあるため、下記について留意する。

ア 県・市町村その他の防災関係機関は、災害の状況及びこれに対してとられた措置に関する情報を収集することとする。その際、当該地震が、自らの対応力のみでは十分な災害対策を講じることができないような災害となる可能性を考慮し、その規模を把握するための情報を収集するよう留意するとともに、被害の詳細が把握できない状況にあっても、迅速な当該情報の報告に努めることとする。

イ 指定公共機関、指定地方行政機関は、災害情報を収集することとする。その際、当該災害が国の総合的な災害対策を実施する必要がある大規模災害であると認められるときは、特にその規模の把握のため必要な情報の収集に努めることとする。

(2) 避難のための勧告及び指示

第3章第15節「避難・救出計画」に定めるところによる。

(3) 避難方法・避難誘導等

第3章第15節「避難・救出計画」に定めるところによる。

2 施設の緊急点検・巡視等

県・市町村は、通信施設、水門等の津波防災施設、公共施設等、特に防災活動の拠点となる公共施設等及び避難場所に指定されている施設の緊急点検・巡視等を実施し、当該施設の被災状況等の把握に努めるものとする。

その活動については、第3章第1節「活動体制計画」、同章第9節「津波・浸水対策計画」に定めるところによる。

3 二次災害の防止

県・市町村は、地震による危険物施設等における二次災害防止のため、必要に応じた施設の点検・応急措置、関係機関との相互協力等を実施する。

また、県は、土砂災害の防止や倒壊物の飛散による被害の防止、ライフライン復旧時における火災警戒等について、市町村へ指示するものとする。

4 救助・救急・消火・医療活動

県・市町村及び関係機関は、地震により広域かつ甚大な被害が発生するおそれがあることを考慮し、国、地方公共団体等と連携し活動を行うこととする。

その活動については、第3章第8節「消防活動計画」、第16節「医療・保健計画」に定めるところによる。

5 物資調達

物資調達については、第3章第17節「食料・生活必需品等供給計画」に定めるところによるが、次の事項にも配慮する。

- (1) 県は、発災後適切な時期において、県が所有する公的備蓄量及び企業との協定等により調達可能な流通備蓄量等について、主な品目別に確認するものとする。
- (2) 県は、県内市町村における備蓄量について、(1)と同様に把握し、必要に応じ市町村間のあっせん調整を実施する。
- (3) 県は、(1)、(2)により把握した数量及び市町村間の調整結果等を踏まえ、被災の状況を勘案し、県内で不足する物資の数量について把握し、必要に応じ、国に対して調達、供給の要請を行う。

6 輸送活動

県・市町村その他の防災関係機関は、地震により広域かつ甚大な被害が発生するおそれがあることを考慮し、国、地方公共団体等と連携し活動を行うこととする。

その活動については、第3章第6節「交通確保・輸送計画」に定めるところによる。

7 保健衛生・防疫活動

県・市町村及び関係機関は、地震により広域かつ甚大な被害が発生するおそれがあることを考慮し、国、地方公共団体等と連携し活動を行うこととする。

その活動については、第3章第16節「医療・保健計画」に定めるところによる。

第2 資機材、人員等の配備手配

1 物資等の調達手配

県は、県内の市町村等における必要な物資、資機材（以下「物資等」という。）の確保状況を把握し、市町村等から当該物資等の供給の要請があった場合等で、必要やむを得ないと認めた場合は、当該物資等の供給体制の確保を図るため県が保有する物資等の放出等の措置及び必要に応じて市町村間のあっせん等の措置をとるものとする。

その活動については、第2章第7節「防災施設等整備計画」、第3章第10節「県、市町村等応援協力計画」に定めるところによる。

2 人員の配備

県は、管内の市町村等における人員の配備状況を把握し、必要に応じて、市町村等への人員派遣等、広域的な措置をとるものとする。

その活動については、第3章第10節「県、市町村等応援協力計画」に定めるところによる。

3 災害応急対策に必要な資機材及び人員の配置

- (1) 防災関係機関は、地震が発生した場合において、岩手県地域防災計画に定める災害応急対策及び

施設等の応急復旧対策を実施するため、必要な資機材の点検、整備及び配備等の準備を行うものとする。

(2) 機関ごとの具体的な措置内容は、機関ごとに別に定める。

第3 他機関に対する応援要請

1 他の都道府県への応援要請

第3章第10節「県、市町村等応援協力計画」に定めるところによる。

2 自衛隊の派遣要請

第3章第11節「自衛隊災害派遣要請計画」に定めるところによる。

3 消防庁・警察庁等との連絡体制の確保

県は、災害が発生し、他の都道府県からの緊急消防援助隊、警察の広域緊急援助隊を受入れることとなった場合に備え、消防庁、代表消防機関及び警察庁と連絡体制を確保し、活動拠点の確保等受け入れ体制を確保するよう努めるものとする。

その活動については、第3章第7節「公安警備計画」、同章第8節「消防活動計画」に定めるところによる。

4 広域的な災害対応体制の整備

日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震は、北海道から東北に至る広域な地域に被害が発生する可能性があるため、災害発生時に隣接道県からの応援を求めることは困難であるため、国や他の都道府県と協議し、広域的な災害対応体制の整備に努める。

なお、その際には、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震の連続発生を考慮した応急対策要員の配置等の対応策についても考慮する。

第4節 津波からの防護及び円滑な避難の確保に関する事項

第1 津波からの防護のための施設の整備等

1 整備方針

- (1) 河川、海岸管理者は、津波被害のおそれのある地域において、水門等の遠隔操作化、防潮堤・堤防の補強等必要な施設整備を推進することとし、その整備方針及び計画は第2章第12節「津波災害予防計画」に定めるところによる。
- (2) 河川、海岸管理者は、河川・海岸水門管理要綱等により、津波発生時の迅速な対応が可能となるよう定期的な施設の点検や門扉等閉鎖体制の確認等、施設管理の徹底を行うこととする。
- (3) 河川、海岸管理者は、地震が発生し津波による被害が生じる恐れのある場合は、河川・海岸水門管理要綱等により、水門及び閘門を閉鎖するものとする。また、内水排除施設等は、施設の管理上必要な操作を行うための非常用発電装置の整備、点検その他所要の被災防止措置を講じておくものとする。
- (4) 県・市町村は、津波により孤立が懸念される地域の港湾、漁港等の整備を行うこととし、その整備方針及び計画については、第2章第7節「防災施設等整備計画」、同第12節「津波災害予防計画」に定めるところによる。
- (5) 県・市町村は、津波警報等の住民等への迅速な伝達を行うため、避難計画の策定や防災行政無線の整備等を行うこととし、その整備等の方針及び計画については、第2章第4節「避難対策計画」、同章第3節の2「通信確保計画」に定めるところによる。

第2 津波に関する情報の伝達

津波に関する情報の伝達に係る基本的事項は第3章第15節「避難・救出計画」に定めるところとするが、次の事項にも配慮する。

- (1) 津波に関する情報が、管轄区域内の居住者、公私の団体（以下「居住者等」という。）及び観光客、釣り客やドライバー等（以下「観光客等」という。）並びに防災関係機関に対し、正確かつ広範に伝達されること、外国人や聴覚障がい者、視覚障がい者等にも的確に伝わること等に配慮すること
- (2) 船舶に対する津波警報等の伝達及び陸から離れた水深の深い安全水域への避難等のとるべき措置
- (3) 管轄区域内の被害状況の迅速・確実な把握

第3 避難対策等

- 1 県は、第3章第15節「避難・救出計画」に基づき、市町村が行う避難対策について、全体の状況把握に努め、必要な連絡調整及び指導を行うとともに、次の点について市町村に協力するものとする。

なお、この場合、高齢者、子ども、病人、障がい者等災害時要援護者に対する支援や外国人、出張者及び旅行者等に対する誘導などについて、支援を行う者の避難に要する時間に配慮しつつ適切な対

応を実施する。

また、県は災害救助法の対象となる市町村が行う避難対策についての指導調整を行うものとする。

- (1) 避難路となる道路のうち県が管理するものについて、除雪・防雪・凍雪害防止のため必要な措置
- (2) 第7の2(2)に定めるところにより、県の管理する施設を避難場所として開設する際の協力
- (3) 避難に当たり介護を必要とする者を収容する施設のうち県が管理するものについて、収容者の救護のため必要な措置

2 県は、居住者等が津波来襲時に的確な避難を行うことができるよう、津波避難に関する意識啓発のための対策を実施する。

その活動については、第2章第1節「防災知識普及計画」に定めるところによる。

第4 消防機関等の活動

1 市町村の措置

市町村は、第3章第8節「消防活動計画」、第9節「津波・浸水対策計画」に基づき、消防機関及び水防団が津波からの円滑な避難の確保等のために講ずる措置について、次の事項を重点としてその対策を定めるものとする。

- (1) 津波警報等の情報の的確な収集及び伝達
- (2) 津波からの避難誘導
- (3) 自主防災組織等の津波避難計画作成等に対する指導
- (4) 救助・救急
- (5) 緊急消防援助隊等応援部隊の進出・活動拠点の確保
- (6) 所管区域内の監視、警戒及び水防施設の管理者への連絡通知
- (7) 水門、閘門及び防潮扉の操作又は操作の準備並びに人員の配置
- (8) 水防資機材の点検、整備、配備、等

2 県の措置

県は、第2章第7節「防災施設等整備計画」、第3章第5節「広報広聴計画」、第8節「消防活動計画」、第9節「津波・浸水対策計画」に基づき、市町村の実施する消防及び水防活動が迅速かつ円滑に行われるよう、次のような措置をとるものとする。

- (1) 地震が発生した場合、報道機関の協力を得て、被害に関する情報、交通に関する情報、避難場所に関する情報、津波に関する情報等住民の円滑な避難に必要な情報提供を行うこと。
- (2) 地震が発生した場合、緊急消防援助隊等の活動拠点の確保に係る調整、消火薬剤、水防資機材等県が保有する物資、資機材の点検、配備及び流通在庫の把握

第5 水道、電気、ガス、通信、放送関係

水道、電気、ガス、通信、放送関係等事業者が実施する必要な措置は、第2章第10節「ライフライン施設等安全確保計画」、第3章第5節「広報広聴計画」、同章第27節「ライフライン施設応急対策計画」に定めるところとするが、次の事項にも配慮する。

1 水道

水道事業の管理者等については、津波からの円滑な避難を確保するため、水道管の破損等による二次災害を軽減させるための措置を実施するものとする。

2 電気

- (1) 電気事業の管理者等については、津波から円滑な避難を確保するため、津波警報等の伝達や避難時の照明の確保等が必要なことから、電源供給早期復旧のための体制確保等必要な措置を講じるとともに、火災等の二次災害の防止に必要な利用者によるブレーカーの開放等の措置に関する広報を実施するものとする。
- (2) 指定公共機関東北電力株式会社岩手支店が行う措置は、別に定めるところによる。

3 ガス

- (1) ガス事業の管理者等については、津波からの円滑な避難を確保するため、火災等の二次災害防止のための利用者によるガス栓閉止、液化石油ガスボンベの転倒防止等必要な措置に関する広報を実施するものとする。
- (2) 指定地方公共機関社団法人岩手県高圧ガス保安協会が行う措置は、別に定めるところによる。

4 通信

- (1) 電気通信事業者は、津波警報等の情報を確実に伝達するために必要な通信を確保するため、電源の確保等の対策を実施する。
- (2) 指定公共機関東日本電信電話株式会社等が行う措置は、別に定めるところによる。

5 放送

- (1) 放送事業者は、放送が居住者、観光客等への情報の正確かつ迅速な伝達のため不可欠であるため、地震発生時には津波に対する注意喚起に努めるとともに、津波警報等の正確かつ迅速な報道に努めることとする。
- (2) 放送事業者は、県、市町村その他の防災関係機関と協力して、被害に関する情報、交通に関する情報、避難場所に関する情報、津波に関する情報等住民の円滑な避難に必要な情報提供に努めるよう留意する。
- (3) 指定公共機関日本放送協会盛岡放送局が行う措置は、別に定めるところによる。
- (4) 指定地方公共機関株式会社アイビーシー岩手放送、株式会社テレビ岩手、株式会社エフエム岩手、株式会社岩手めんこいテレビ、株式会社岩手朝日テレビが行う措置は、別に定めるところによる。

第6 交通対策

1 道路

県公安委員会及び道路管理者は、津波来襲により危険度が高いと予想される区間及び避難路としての使用が予定されている区間についての交通規制の内容を定めるとともに事前の周知措置を講じることとする。

道路管理者は、情報板等により津波に関する情報や地震被害による通行規制情報の提供に努める

こととし、避難所へのアクセス道路等について、除雪、防雪、凍雪害防止のための必要な措置について考慮する。

その活動については、第3章第6節「交通確保・輸送計画」に定めるところによる。

2 海上

第二管区海上保安本部（八戸海上保安部、釜石海上保安部、宮古海上保安署）及び港湾管理者は、海上交通の安全を確保するための必要に応じた船舶交通の制限、漂流物発生対策等の措置を考慮するとともに、津波による危険が予想される地域から安全な海域へ船舶を退避させる等の措置を講じることとし、港湾管理者及び漁港管理者は、その所管する港湾区域及び漁港区域内の航路等について航路障害物が認められる場合は、応急的な除去作業を行うよう努める。

その活動については、第3章第6節「交通確保・輸送計画」、同章第26節「公共土木・鉄道施設等応急対策計画」に定めるところによる。

3 鉄道

鉄道事業者は、走行路線に津波の発生により危険度が高いと想定される区間がある場合、津波により運行に支障が生じた場合等における運行の停止、その他運行上の措置を考慮するものとする。

その活動については、第3章第26節「公共土木・鉄道施設等応急対策計画」に定めるところによる。

4 乗客等の避難誘導

- (1) 一般旅客運送に関する事業者は、県、市町村等と連携して、列車、船舶等の乗客や、駅、港湾のターミナルに滞在する者の避難誘導計画等を定めることとする。
- (2) 一般旅客運送に関する事業者は、県、市町村等と連携して、避難路について除雪、消雪、凍雪害防止のための必要な措置について考慮する。

第7 県が管理又は運営する施設に関する対策

1 不特定かつ多数の者が出入りする施設

県が管理する庁舎、会館、社会教育施設、社会体育施設、社会福祉施設、博物館、美術館、図書館、病院、学校等の管理上の措置は、施設ごとに消防計画等に定めるところであるが、概ね次のとおりである。

(1) 各施設に共通する事項

- ア 津波警報等の入場者等への伝達
- イ 入場者等の安全確保のための退避等の措置
- ウ 施設の防災点検及び設備、備品等の転倒、落下防止措置
- エ 出火防止措置
- オ 水、食料等の備蓄
- カ 消防用設備の点検、整備
- キ 非常用発電装置の整備、防災行政無線、テレビ、ラジオ、コンピュータなど情報を入手するための機器の整備

(2) 個別事項

- ア 病院、療養所、診療所等にあつては、重症患者、新生児等、移動することが不可能又は困難な者の安全確保のための必要な措置
- イ 学校、職業訓練校、研修所等にあつては、
 - (ア) 当該学校が、所在市町村の定める津波避難対象地区にあるときは、避難の安全に関する措置
 - (イ) 当該学校等に保護を必要とする生徒等がいる場合（例えば特別支援学校等）これらの者に対する保護の措置
- ウ 社会福祉施設にあつては重度障がい者、高齢者等移動することが不可能又は困難な者の安全の確保のための必要な措置
- エ 施設が海岸近くにある場合には、強い地震を感じたとき、または弱い地震であっても長いゆっくりとした揺れを感じたときは、津波警報が発表される前であっても、直ちに避難するよう来場者等に対し伝達するための必要な措置

2 災害応急対策の実施上重要な建物に対する措置

- (1) 災害対策本部又はその支部がおかれる庁舎等の管理者は、1の(1)に掲げる措置をとるほか、次に掲げる措置をとるものとする。
 - また、災害対策本部等を県が管理する施設以外の施設に設置する場合は、その施設の管理者に対し、同様の措置をとるよう協力を要請するものとする。
 - ア 自家発電装置、可搬式発電機等による非常用電源の確保
 - イ 無線通信機器等通信手段の確保
 - ウ 災害対策本部開設に必要な資機材及び緊急車両等の確保
- (2) 市町村推進計画に定める避難場所又は応急救護所の開設に必要な資機材の搬入、配備に協力するものとする。
- (3) 県は、市町村が行う屋内避難に使用する建物の選定について、県有施設の活用等に協力するものとする。

3 工事中の建築等に対する措置

地震による災害が発生し又は発生する恐れがある場合は、工事中の建築物その他の工作物又は施設については、工事を中断するものとする。

第5節 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画

1 整備すべき施設

次の施設等の整備計画については、地震防災対策特別措置法に基づく「地震防災緊急事業五箇年計画」に定めるところによる。

なお、県が所有する施設については、別に定める耐震化の方針に基づき、対策を計画的かつ速やかに実施するとともに、災害時の拠点となる施設や主要な道路・港湾等の耐震診断・改修等の耐震化対策を特に推進する。

- (1) 建築物、構造物等の耐震化
- (2) 避難地の整備
- (3) 避難路の整備
- (4) 津波対策施設
- (5) 消防用施設の整備等
- (6) 緊急輸送を確保するために必要な道路、港湾又は漁港の整備
- (7) 通信施設の整備
- (8) 緩衝地帯として設置する緑地、広場、その他公共空地の整備
- (9) その他の事業

県、市町村、その他防災関係機関は第5章第3節第1、第4節第2に定める情報の収集及び伝達計画に従い、地震防災応急対策を実施するため必要な通信施設を整備するものとする。

通信施設の整備計画は次のとおりである。

- ア 県防災行政無線
- イ 市町村防災行政無線
- ウ その他の防災関係機関等の無線

石油コンビナート等特別防災区域に係る県、市町村及び特定事業所は、緩衝地帯としての緑地、広場その他の公共空地の整備を行うものとする。

- ア 県の事業
- イ 市町村の事業
- ウ 特定事業所の事業

2 整備方針

- (1) 県、市町村は、施設整備の年次計画にあたっては、防災効果が発揮されるよう、整備の順序及び方法について考慮する。
- (2) 県、市町村は、施設等の整備にあたっては、ソフト対策とハード対策を組み合わせた効果的な対策の実施に考慮する。

第6節 防災訓練計画

日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震の影響が広域にわたることに配慮し、国、指定公共機関、地方公共団体等との連携を図ることに努めることとし、その事業計画については、第2章第3節「防災訓練計画」に定めるところによる。

なお、訓練の実施時期について、避難行動に支障をきたすと考えられる冬期等の実施について考慮する。

第7節 地震防災上必要な教育及び広報に関する計画

日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に関する地震防災上必要な教育及び広報については、第2章第1節「防災知識普及計画」に定めるところによる。

火山災害対策編

火山災害対策編目次

第1章 総則

第1節	計画の目的	3-1-1
第2節	計画の性格	3-1-1
第3節	火山防災の基本理念	3-1-1
第4節	県民の責務	3-1-2
第5節	他の法令に基づく計画との関係	3-1-2
第6節	防災関係機関の責務及び業務の大綱	3-1-2
第7節	県土の概況	3-1-6
第8節	災害の発生状況	3-1-10

第2章 災害予防計画

第1節	災害予測図作成計画	3-2-1
第2節	防災知識普及計画	3-2-2
第3節	自主防災組織等育成計画	3-2-5
第4節	防災訓練計画	3-2-6
第5節	気象業務整備計画	3-2-8
第5節の2	通信確保計画	3-2-15
第6節	避難対策計画	3-2-17
第6節の2	食料・生活必需品等の備蓄計画	3-2-20
第7節	災害時要援護者の安全確保計画	3-2-21
第8節	孤立化対策計画	3-2-22
第9節	入山規制計画	3-2-23
第10節	防災施設等整備計画	3-2-25
第11節	建築物等安全確保計画	3-2-26
第12節	交通施設安全確保計画	3-2-28
第13節	ライフライン施設等安全確保計画	3-2-29
第14節	危険物施設等安全確保計画	3-2-32
第15節	土砂災害予防計画	3-2-34
第16節	火災予防計画	3-2-35
第17節	農林水産業災害予防計画	3-2-37
第18節	火山災害に関する調査研究及び監視観測の推進等	3-2-38
第19節	ボランティア育成計画	3-2-39
第20節	事業継続対策計画	3-2-40

第3章 災害応急対策計画

第1節	活動体制計画	3-3-1
第2節	火山に関する予報・警報・情報及び気象予報・警報等の伝達計画	3-3-11
第3節	通信情報計画	3-3-21
第4節	情報の収集・伝達計画	3-3-23
第5節	火山灰調査体制整備計画	3-3-24
第6節	災害予測図修正計画	3-3-25
第7節	広報広聴計画	3-3-26
第8節	交通確保・輸送計画	3-3-31
第9節	公安警備計画	3-3-33
第10節	消防活動計画	3-3-36
第11節	水防活動計画	3-3-37
第12節	河川水質管理体制整備計画	3-3-38
第13節	県、市町村等応援協力計画	3-3-39
第14節	自衛隊災害派遣要請計画	3-3-41
第15節	ボランティア活動計画	3-3-43
第16節	義援物資、義援金の受付け・配分計画	3-3-44
第17節	災害救助法の適用計画	3-3-45
第18節	避難・救出計画	3-3-46
第19節	医療・保健計画	3-3-52
第20節	食料、生活必需品等供給計画	3-3-53
第21節	削除	3-3-54
第22節	給水計画	3-3-55
第23節	応急仮設住宅の建設等及び応急修理計画	3-3-57
第24節	防疫計画	3-3-58
第25節	廃棄物処理・障害物除去計画	3-3-59
第26節	行方不明者等の捜索及び遺体の処理・埋葬計画	3-3-63
第27節	応急対策要員確保計画	3-3-66
第28節	文教対策計画	3-3-67
第29節	農林水産物応急対策計画	3-3-68
第30節	公共土木施設・鉄道施設等応急対策計画	3-3-71
第31節	ライフライン施設応急対策計画	3-3-73
第32節	危険物施設等応急対策計画	3-3-79
第33節	防災ヘリコプター等活動計画	3-3-80

第4章 災害復旧・復興計画

第1節	公共施設等の災害復旧計画	3-4-1
第2節	生活の安定確保計画	3-4-4
第3節	復興計画の作成	3-4-5

第5章 継続災害への対応方針

第1節 避難対策	3-5-1
第2節 安全確保対策	3-5-3
第3節 被災者の生活支援対策	3-5-4

第1章 総 則

第1章 総 則

第1節 計画の目的

この計画は、県土並びに県民の生命、身体及び財産を火山災害から保護するため、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に基づき、県防災会議が作成する計画であり、県、市町村、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等の各防災関係機関がそれぞれ全機能を有効に発揮し、相互協力して防災の万全を期するために策定するものである。

第2節 計画の性格

この計画は、災害対策基本法第40条の規定に基づき岩手県防災会議が策定する「岩手県地域防災計画」の「火山災害対策編」として、火山災害に対処するため必要な予防・応急対策及び復旧・復興に関する事項について定めるものである。

第3節 火山防災の基本理念

1 関係機関との連携

火山災害は、次のような特徴を有することから、行政機関、防災関係機関、学識者においては、共通認識の下、役割分担を明確にした上で、互いに連携し、一体となって防災対策を進めることが必要である。

特に、火山災害の特殊性に鑑み、学識者等専門家との緊密な連携を図るものとする。

- (1) 噴火に伴って発生する現象が多岐にわたる。
- (2) 長期化する恐れがある。
- (3) 被害が複数の市町村に及ぶ。
- (4) 被害や影響が多方面にわたる。

2 火山防災の目標に関する基本理念

災害を可能な限り小さく抑えること、特に人的被害を抑えることを対策の最優先目標とし、必要な対策をできることから実現していくとの観点から、対策の目標とする基本理念を以下のとおりとする。

基本理念：噴火はいつか起こることを前提に（噴火は防げない）、たとえ起こっても被害を少なくするため（災害は軽減できる）、必要な対策をできるところから実行し、「火山と共生」する「防災先進地域」（災害に強い県土づくり）を目指す。

第4節 県民の責務

【本編・第1章・第2節 参照】

第5節 他の法令に基づく計画との関係

【本編・第1章・第3節 参照】

第6節 防災関係機関の責務及び業務の大綱

第1 防災関係機関の責務

【本編・第1章・第4節・第1 参照】

第2 防災関係機関の業務の大綱

1 県、市町村

【本編・第1章・第4節・第2・1 参照】

2 指定地方行政機関

機 関 名	業 務 の 大 綱
東北管区警察局	(1) 災害状況の把握及び報告連絡等に関すること。 (2) 警察官及び災害関係装備品の受支援調整に関すること。 (3) 防災関係職員の派遣に関すること。 (4) 関係機関との連絡調整に関すること。
東北財務局	(1) 民間金融機関等に対する金融上の措置要請に関すること。 (2) 地方公共団体内の災害対策事業、災害復旧事業等に関する融資に関すること。 (3) 災害発生時における国有財産の無償貸付等に関すること。 (4) 公共土木施設、農林水産施設等の災害査定の上会に関すること。 (5) 東北財務局が講じた施策に関する被災者への情報提供に関すること。
東北厚生局	(1) 災害状況の情報収集、通報に関すること。 (2) 関係職員の派遣に関すること。

火山災害対策編 第1章 総則

	(3) 関係機関との連絡調整に関すること。
東北農政局	(1) 国土保全事業の推進に関すること。 (2) 営農指導方針の樹立及び技術指導に関すること。 (3) 種苗その他営農資材の確保に関すること。 (4) 農地、農業用施設等に係る災害復旧事業の実施及び指導に関すること。 (5) 天災金融の確保に関すること。 (6) 災害時における応急用食料の調達・供給に関する情報収集・連絡に関すること。
東北森林管理局	(1) 国有林野の保安林、保安施設等の整備に関すること。 (2) 山火事防止対策に関すること。 (3) 災害復旧用材の供給に関すること
東北経済産業局	(1) 生活必需品、復旧資材等防災関係物資の安定的供給の確保に関すること。 (2) 被災商工業者に対する支援に関すること。
関東東北産業保安監督部 〔東北支部〕	(1) 電気、都市ガス、高圧ガス、火薬類等の保安対策及び応急復旧対策に関すること。 (2) 鉱山に関する災害の防止に関すること。 (3) 鉱山における災害応急対策に関すること。
東北運輸局	(1) 鉄道、自動車等の安全運行の確保に関すること。 (2) 緊急輸送、代替輸送に対する指導及び支援に関すること。
東京航空局 〔仙台空港事務所〕	(1) 災害時における航空機の出動要請の支援に関すること。
仙台管区气象台 〔盛岡地方气象台〕	(1) 気象、地象、水象の観測及びその成果の収集、発表を行うこと。 (2) 気象、地象、水象の予報及び警報・注意報、情報等の防災気象情報の発表及び伝達に関すること。
東北総合通信局	(1) 通信の確保に必要な措置に関すること。 (2) 通信システムの被害状況等の把握に関すること。 (3) 関係業界団体の協力のもと通信機器の供給の確保に関すること。 (4) 非常通信協議会の指導育成に関すること。
岩手労働局	(1) 事業場における労働災害の防止に関すること。 (2) 被災労働者の救済に関すること。 (3) 被災労働者の就労斡旋等に関すること。 (4) 復旧・復興工事における労働災害の防止に関すること。
東北地方整備局 〔岩手河川国道事務所〕 〔三陸国道事務所〕 〔北上川ダム統合管理事務所〕 〔釜石港湾事務所〕	(1) 直轄公共土木施設の整備及び災害防止に関すること。 (2) 指定河川の洪水予報・警報の発表及び伝達に関すること。 (3) 水防活動の指導に関すること。 (4) 災害時における通行規制及び緊急輸送道路の確保に関すること。 (5) 直轄公共土木施設の復旧に関すること。 (6) 港湾施設、海岸保全施設等の整備及び災害対策の指導及び協力に関すること。

	<p>(7) 港湾施設、海岸保全施設、空港施設等の災害応急対策及び復旧対策に関すること。</p> <p>(8) 緊急を要すると認められる場合、申合せに基づく適切な緊急対応の実施に関すること。</p> <p>(9) 災害対策支援に係る調整に関すること。</p>
--	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

3 自衛隊

【本編・第1章・第4節・第2・3 参照】

4 指定公共機関

機 関 名	業 務 の 大 綱
日本銀行盛岡事務所	<p>(1) 災害時における通貨の供給確保に関すること。</p> <p>(2) 災害時における非常金融措置の指導に関すること。</p>
日本赤十字社岩手県支部	<p>(1) 災害時における医療救護に関すること。</p> <p>(2) 救援物資の配分に関すること。</p> <p>(3) 義援金の受付に関すること。</p> <p>(4) 防災ボランティアの連絡調整等に関すること。</p>
日本放送協会盛岡放送局	<p>(1) 火山に関する予報・警報・情報及び気象予報・警報等の放送に関すること。</p> <p>(2) 被害状況及び災害対策についての放送に関すること。</p> <p>(3) 県知事からの要請に基づく災害放送に関すること。</p>
東日本高速道路(株)東北支社	<p>(1) 高速自動車道の整備及び災害防止に関すること。</p> <p>(2) 災害時における交通規制及び輸送の確保に関すること。</p> <p>(3) 高速自動車道の復旧に関すること。</p>
電源開発(株)東和電力所	<p>(1) 電力施設の整備及び災害防止に関すること。</p> <p>(2) 電力施設の災害復旧に関すること。</p>
東日本旅客鉄道(株)盛岡支社 日本貨物鉄道(株)東北支社	<p>(1) 鉄道施設の整備、災害防止及び災害復旧に関すること。</p> <p>(2) 災害時における鉄道による緊急輸送に関すること。</p>
東日本電信電話(株)岩手支店 エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ(株) (株)エヌ・ティ・ティ・ドコモ KDDI(株)	<p>(1) 通信設備の整備及び災害防止に関すること。</p> <p>(2) 災害時における通信の確保に関すること。</p> <p>(3) 通信設備の復旧に関すること。</p>
日本通運(株)盛岡支店	<p>(1) 災害時における車両による緊急輸送に関すること。</p>

東北電力(株)岩手支店	(1) 電力施設の整備及び災害防止に関すること。 (2) 災害時における電力供給に関すること。 (3) 電力施設の災害復旧に関すること。
盛岡中央郵便局 (郵便事業株式会社)	(1) 災害時における郵便局の業務運営の確保に関すること。 (2) 災害時における郵便局の業務に係る災害特別事務取扱及び援護対策に関すること。
独立行政法人国立病院機構本部北海道東北ブロック事務所	(1) 災害時における独立行政法人国立病院機構の医療、災害医療班の編成、連絡調整並びに派遣の支援に関すること。 (2) 広域災害における独立行政法人国立病院機構からの災害医療班の派遣及び輸送手段の確保の支援に関すること。 (3) 災害時における独立行政法人国立病院機構の被災情報収集及び通報に関すること。 (4) 独立行政法人国立病院機構施設の災害予防計画、災害応急対策計画、災害復旧・復興計画等の支援に関すること。

5 指定地方公共機関

機 関 名	業 務 の 大 綱
(株)アイピーシー岩手放送 (株)テレビ岩手 (株)岩手めんこいテレビ (株)岩手朝日テレビ (株)エフエム岩手	(1) 火山に関する予報・警報・情報及び気象予報・警報等の放送に関すること。 (2) 災害状況及び災害対策についての放送に関すること。 (3) 県知事からの要請に基づく災害放送に関すること。
(社)岩手県トラック協会 (社)岩手県バス協会 岩手県交通(株) 岩手県北自動車(株)	(1) 災害時における車両による緊急輸送に関すること。
三陸鉄道(株) IGR いわて銀河鉄道(株)	(1) 鉄道施設の整備、災害防止及び災害復旧に関すること。 (2) 災害時における鉄道による緊急輸送に関すること。
鹿妻穴堰土地改良区	(1) 水門、水路、ため池等の施設の整備及び災害防止に関すること。 (2) 水門、水路、ため池等の災害復旧に関すること。
(社)岩手県高圧ガス保安協会 盛岡ガス(株)	(1) ガス施設の整備及び災害防止に関すること。 (2) 災害時におけるガス供給に関すること。 (3) ガス施設の災害復旧に関すること。
(社)岩手県医師会 (社)岩手県歯科医師会	(1) 医療救護に関すること。 (2) 遺体の検死、身元確認及び処理に関する協力に関すること。

6 公共的団体その他防災上重要な施設の管理者

【本編・第1章・第4節・第2・2 参照】

第7節 県土の概況

1 位置

【本編・第1章・第5節・1 参照】

2 面積

本県の総面積は15,278.77平方キロメートルで、北海道を除く我が国最大の広さをもつ県で、その内訳は資料編1-5-1のとおりである。〔耕地森林別面積調 資料編1-5-1〕

3 地勢、地質

(1) 山地

県として、日本最大の面積をもつ本県は、山と高原が総面積の84パーセントであり、16パーセントを占める平地は北上川沿いを中心にひらけている。

ア 奥羽山脈

西部を南北に走る奥羽山脈は、本県と秋田県の県境、分水界となっている。これは第三紀後半にできた褶曲地に那須火山帯に属する新期の火山を伴った新しい山脈で、1,000メートル以上の山々が連なり、特に南部は険しい火山群がそびえ、東北地方を東西に分け、交通上、気候上に著しい影響を与えている。

また、この山脈の山麓の東端が断層崖をつくり、これに接して多くの扇状地が発達している。地質は第三紀の緑色凝灰岩等と新しい火山岩からできている。

イ 北上高地

奥羽山脈の東部を平行に南北約250キロメートル、東西約80キロメートルにわたって太平洋岸まで広く横たわる北上高地がある。これは、おもに古生代～中生代にできた古い山地で、何回もの隆起と沈降をくりかえし、その間の侵食によってなだらかな高原（準平原）となり、高い山の少ないわりに奥行の深い山系である。また、この山系で1,000メートルをこす高い山々は侵食から残された残丘である。

地質はおもに古生層と中生層及びこれらを通く花崗岩、蛇紋岩、斑輝岩、玢岩などからできしており、一部に第三紀層がある。古生層はおもに粘板岩、砂岩、輝緑凝灰岩、石灰岩などとなり、中生層はおもに粘板岩、砂岩、チャートなどからなる。

(2) 河川と平野

奥羽山脈と北上高地の間を北は馬淵川が青森県に、南は北上川が宮城県に流れ、北上高地の東方の川は東流して太平洋にそそいでいる。

ア 北上川

岩手郡岩手町に源を発し、全長249キロメートルの長さをもって南流する北上川はそのうち195キロメートルが本県を流れ、県内のおもな支流25、流域面積7,860平方キロメートルで、北上川の特徴としては、勾配が極めてゆるやかで、水量も豊かであるが、支流は急流をなし、一関市の南に延々28キロメートルに及ぶ狭窄部があることなどである。

イ 馬淵川

岩手郡葛巻町に源を発し、北上川と反対に本県を北方に流れる馬淵川は、途中で二戸高原を流れ下る安比川と合流し青森県八戸市付近で太平洋にそそいでいる。この附近は谷がひらけ河岸段丘が発達している。

ウ その他

北上高地を横につき切って太平洋にそそぐ久慈川、安家川、小本川、閉伊川、大槌川あるいは気仙川があり、いずれも深い峡谷をきざみ河口には小三角洲平地を形づくっている。

(3) 海岸

本県は約 700 キロメートルの長い海岸によって太平洋に面しているが、宮古市を境として北と南の海岸地形が非常に違っている。

ア 北部海岸

北部海岸の大部分は、高い海蝕崖をもつ 100～200 メートルの海岸段丘が海に面し、白亜紀層などによってつくられている。殊に宮古市以北普代に至る海岸では海蝕崖の発達が著しく、島嶼は少なく、さして大きいのは見られない。

また、海岸の平地も久慈、野田付近に僅かに見られるほか、河川の河口附近に僅かに見られるに過ぎない。

イ 南部海岸

宮古市以南は、沈降海岸が続き、みさきと深い湾が入り組んで、ノコギリの歯のようなリアス式海岸を形成している。これは地質時代に古い地塊の北上高地が沈下したためで、この沈下した部分には、北上高地をきざんだ谷に海水が侵入してラッパ状の湾ができたものである。

(4) 火山

ア 概況

本県に影響を与える活火山は、奥羽山脈の北から八幡平、岩手山、秋田駒ヶ岳、栗駒山の 4 火山である。岩手山は平成 10 年から地震等火山活動が活発化した。火山学的に評価された過去の火山活動度に基づき、岩手山、秋田駒ヶ岳、栗駒山はランク B、八幡平はランク C に分類（ランク分け）されている。

4 火山の影響を受ける市町村

区 分	八幡平	岩 手 山	秋田駒ヶ岳	栗駒山
影響を受ける市町村	八幡平市	盛岡市、八幡平市、雫石町、滝沢村	雫石町	一関市

イ 各火山の状況

① 八幡平

主に安山岩の成層火山群で硫気孔・温泉・泥火山が多い。昭和 48 年、平成 8 年に地震が群発したが、噴火記録はない。

② 岩手山

玄武岩・安山岩の西岩手・東岩手の 2 成層火山が結合した火山である。東岩手山の方が新しく、薬師火口内にある中央火口丘・妙高岳では、数箇所弱い噴気が認められる。有史後の噴火は、西岩手山大地獄谷（現在も硫気活動活発）での小爆発 1 回のほかは、全て東岩手山である。爆発型噴火が特徴であるが溶岩を流出したこともある（17・18 世紀）。

平成 7 年に初めて火山性微動が観測されて以降、平成 10 年 2 月から地震活動が活発化し、6 月には盛岡気象台から今後さらに火山活動が活発化した場合には噴火のおそれもあるとの

臨時火山情報が出された。その後、地震回数は減少したものの、通常の状態に比べ高いレベルにあり、低周波地震・単色地震の発生、黒倉山・大地獄谷の活発な噴気現象などから予断を許さない状況が続いた。

岩手山の活動状況の詳細については、資料編 1-6-5（地震回数の推移は資料編 1-6-6）のとおり。また、岩手山の噴火の歴史については、資料編 1-6-7 のとおり。

③ 秋田駒ヶ岳

玄武岩・安山岩の二重式成層火山。山頂部北東側の北部カルデラと南西側の南部カルデラが相接しており、カルデラ形成期の火砕流・降下火砕物が山麓や火山東方に分布する。今世紀初頭までは北部カルデラ内の硫黄沈殿物から硫気の上昇が認められていた。有史以後は、南部カルデラで水蒸気爆発しか知られていなかったが、昭和 45～46 年の噴火では同カルデラ内の女岳から溶岩流を流出し、小爆発をしきりに反復した。

④ 栗駒山

安山岩の二重式火山。外輪山は成層火山で、南側だけが残存し、中央火口丘の剣岳は平坦な溶岩円頂丘で、硫気活動が盛んである。有史後の活動は、昭和 19 年の爆発火口内での噴火・泥土噴出など。周辺では地震活動が活発である。

ウ 予測される火山災害

- 岩手山の火山活動に伴い予想される噴火規模・現象は次のとおりである。

（資料編 1-6-8 岩手山火山防災マップ（平成 10 年作成）による）

① 噴火規模・態様

区分	態様	規模
西岩手	水蒸気噴火	約 3,200 年前の噴火と同程度（噴出量 1,000 万 m ³ ）
東岩手	マグマ噴火	1686 年の噴火と同程度（噴出量 8,500 万 m ³ ）

② 火山噴火の現象

区分	降下火砕物 (火山灰)	噴石	溶岩流	火砕流	火砕 サージ	土石流	火山 泥流
西岩手	○	○	—	—	—	○	—
東岩手	○	○	○	○	○	○	○

- 秋田駒ヶ岳の火山活動に伴い予想される噴火規模・現象は次のとおりである。

（秋田駒ヶ岳火山防災マップ（平成 15 年作成）による）

① 噴火規模・態様

区分	態様	規模
北部カルデラ	マグマ噴火	過去約 2,000 年間の噴火の最大規模を参考に同程度（噴出量 1,400 万 m ³ ）
南部カルデラ	マグマ噴火	過去約 2,000 年間の噴火の最大規模を参考に同程度（噴出量 8,100 万 m ³ ）

② 火山噴火の現象

区分	降下火砕物 (火山灰)	噴石	溶岩流	火砕流	火砕 サージ	土石流	火山 泥流
北部カルデラ	○	○	○	○	○	○	○
南部カルデラ	○	○	○	○	○	○	○

(注1) 火砕流とは、火山灰・れき・岩塊などが火山ガス、空気とともに流動状態になって斜面を流下する現象である。

(注2) 火砕サージとは、火砕流の中で主として高温の火山ガスと細かい火山灰との混合体からなり、爆風のような運動をするものである。

(注3) 土石流とは、土砂や岩屑などが水とともに高速度で流下する現象である。

(注4) 火山泥流とは、高温の火山噴出物とその熱により大量の雪や氷が溶けた水とでできる泥流である。

4 気 候

【本編・第1章・第5節・4 参照】

第8節 災害の発生状況

本県の明治元年以降における異常気象等によるおもな災害は資料編1-6-1のとおりであり、火山噴火による主な災害等は、資料編1-6-4のとおりである。

第2章 災害予防計画

第2章 災害予防計画

第1節 災害予測図作成計画

第1 基本方針

- 1 国、県及び市町村は、火山災害に備えて的確な判断や対応ができるように、災害の種類や規模、地域の危険度を把握し、災害予測図等の整備を行う。
- 2 県及び市町村は、火山防災マップ等を活用して、住民に対し予想危険区域や避難場所等に関する啓発・周知を実施する。

第2 実施要領

- 国、県及び市町村は、学識者・専門家等の協力を得て、火山活動に伴い発生する恐れがある火山災害要因毎の予想危険区域や避難場所等を示した火山防災マップを作成し、防災対策及び住民避難対策に活用する。
- 市町村は、火山防災マップをもとに、地区別等の避難経路等を明記した詳細火山防災マップを作成する。
- 国、県、市町村その他の防災関係機関は、火山防災マップをもとに事態想定を行い、対策の手順等を検討する。
- 国、県及び市町村は、事態想定をもとに、図上演習等の手法を導入し、本部訓練を実施する。
- 県及び市町村は、防災マップ等を活用した住民等への説明会や勉強会、シンポジウム等の開催や防災訓練の実施を通じ、住民等の防災意識を啓発する。

第2節 防災知識普及計画

第1 基本方針

県、市町村その他の防災関係機関は、職員に対して防災教育を実施するとともに、広く住民等に対して防災知識の普及に努め、自主防災思想の普及、徹底を図る。また、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点にも配慮する。

なお、防災知識の普及を図る際は、高齢者、障がい者等災害時要援護者に十分配慮するとともに、地域において災害時要援護者を支援する体制の整備を図る。

第2 防災知識の普及

1 防災知識普及計画の作成

【本編・第2章・第1節・第2・1 参照】

2 職員に対する防災教育

【本編・第2章・第1節・第2・2 参照】

3 住民等に対する防災知識の普及

- 防災関係機関は、住民・登山者・観光客等滞在者の防災に対する意識の高揚を図り、火山災害時において、正しい知識と判断をもって行動できるよう、次の方法等を利用して、防災知識の普及徹底を図る。

なお、防災知識の普及を図る際は、高齢者等災害時要援護者に十分配慮し、地域において災害時要援護者を支援する体制の整備を図る。

ア 講習会、研修会、講演会、展示会、観光事業者等への説明会の開催

イ インターネット、広報誌の活用

ウ 起震車等による災害の疑似体験

エ 新聞、テレビ、ラジオ等各種報道媒体の活用

オ 火山防災マップ、ハンドブックの防災関係資料等の作成、配付

カ 防災映画、ビデオ等の制作、上映、貸出し

キ 自主防災活動に対する指導

- 防災意識の普及活動は、次の事項に重点を置いて実施する。

ア 火山に関する一般的な知識

イ 気象警報、避難指示等の意味及び内容

ウ 平常時における心得

エ 災害時における心得、避難方法

オ 心肺蘇生法、止血法等の応急措置

カ 過去における主な災害事例

キ 火山災害対策の現状

ク 火山に係る異常現象を発見した場合の通報

ケ 登山における火山活動状況の確認・情報収集

コ 火山活動異常時における速やかな下山

○ 火山災害の特性、平常時における心得、災害時における心得、避難方法については、次の事項を基本として普及を図る。

ア 火山災害の特性

- ① 噴火に伴い発生する現象が多岐にわたること。
- ② 長期化するおそれがあること。
- ③ 被害が複数の市町村に及ぶこと。
- ④ 被害や影響が多方面にわたること。

イ 平常時における心得

- ① 日頃から火山に関する予報・警報や情報、報道機関の防災情報に関心をもつ。
- ② 避難場所・避難路の確認をしておく。
- ③ 家族や近所で避難の仕方を話し合っておく。
- ④ 防災訓練に参加する。
- ⑤ 3日分の食料、飲料水、携帯トイレ、トイレットペーパー等の備蓄を行う。
- ⑥ 非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）をリュックに入れて準備しておく。

ウ 災害時における心得

- ① 市町村長から避難勧告または避難指示が発せられた場合には、速やかに避難する。
- ② 市町村、警察、消防等の正しい情報をつかみ、デマ・うわさに惑わされないようにする。
- ③ 緊急時には避難を最優先にする。
- ④ あわてずに落ち着いて（冷静に）行動する。

エ 避難方法（噴火時、又は噴火の危険性が高い場合）

① 噴石

噴石の多くは火口から数 km 程度以内に落下するため、火口から十分に離れた箇所では危険性はない。火山に近づかないようにする。

② 火砕流・火砕サージ

火砕流・火砕サージは高速（時速 100km 以上）で流れ下るため、発生してからの避難はほとんど困難である。

噴火の危険性が高い状況になった場合は、火山情報などに十分注意し、速やかに到達範囲の外に避難する。万が一、避難が遅れた場合には、少しでも高台の物陰に隠れる。

③ 溶岩流

溶岩流は一般に速度が遅く、徒歩でも逃げるのが可能である。落ち着いて、到達範囲の外に避難する。

④ 火山灰などの降下

火山灰がたくさん積もった場合には、家屋がつぶれないよう、屋根の上の火山灰を除去する。

少量でも火山灰が降り出したら、タオルやマスクなどで吸い込まないようにする。帽子を用意する。昼間でも急に暗くなることがあるが、火山灰で死傷することはない。

⑤ 土石流

土石流は雨により発生し、高速（時速 50km 程度）で流れるため、噴火後台風の接近など、あらかじめ大雨が想定される場合には、土石流の到達範囲から避難する。

万が一、避難が遅れた場合には、沢から離れた少しでも高いところに避難する。

⑥ 融雪による火山泥流

融雪による火山泥流は高速（時速 60km）で流れるため、速やかな避難が必要である。

噴火の危険性が高い状況になった場合は、火山情報などに十分注意し、できるだけ早く到達範囲の外に避難する。万が一、避難が遅れた場合には、少しでも高いところに逃げる。

4 児童、生徒等に対する教育

【本編・第2章・第1節・第2・4 参照】

第3 総合防災センターによる防災意識の普及等

【本編・第2章・第1節・第3 参照】

第3節 自主防災組織等育成計画

第1 基本方針

- 1 県及び市町村は、地域住民が「自分達の地域は、自分達で守る」という、自主的な防災活動を促進するため、自主防災組織の育成、強化を図る。その際、女性の参画の促進に努めるものとする。
- 2 県及び市町村は、地域における消防防災の中核として重要な役割を担う消防団の活性化を推進する。

第2 自主防災組織の育成強化

【本編・第2章・第2節・第2 参照】

第3 消防団の活性化

【本編・第2章・第2節・第3 参照】

第4節 防災訓練計画

第1 基本方針

県、市町村その他防災関係機関は、火山災害時における防災活動を円滑に実施するため、単独又は合同して、災害に関する各種の訓練を実施する。

- ① 職員の防災に対する実務の習熟と実践的能力の醸成
- ② 防災関係機関相互の協力体制の確立
- ③ 地域住民等に対する防災知識の普及啓発及び防災意識の高揚

第2 実施要領

1 実施方法

○ 県及び市町村は、災害対策基本法に基づき、自ら主催者及び実施者となり、広く防災関係機関に参加を呼びかけ、防災訓練を実施するとともに、訓練結果の事後評価を通じて課題を明らかにし、その改善に努める。

○ 訓練は、毎年1回以上、防災の日を中心とする防災週間中など、地域の実情に応じた適宜の時期に実施日及び実施会場を設定し、定期的を実施する。

県は、毎年、9月1日を中心とする防災週間中に、県内の各市と共催により、総合防災訓練を実施する。 [総合防災訓練年次別実施状況 資料編2-3-1]

○ 訓練は、図上訓練又は実地訓練により実施し、具体的な災害想定に基づくより実戦的な内容とするよう努める。

ア 図上訓練は、机上の図面や通信手段を用い、各々の対策要員が災害時の活動要領を確認、検証するため実施する。

イ 実地訓練は、防災対策用資機材を用い、各々の対策要員が関係機関と連携のもと、実地に防災活動に習熟するため実施する。

○ 実施する主な個別訓練項目は、次のとおりである。

ア 通信情報連絡訓練	オ 消防訓練	ケ 水防訓練
イ 職員非常召集訓練	カ 避難勧告訓練	コ 医療救護訓練
ウ 自衛隊災害派遣要請訓練	キ 上空・地上偵察訓練	サ 交通規制訓練
エ 避難訓練	ク 救出・救助訓練	シ 施設復旧訓練

2 実施に当たって留意すべき事項

【本編・第2章・第3節・第2・2 参照】

○ 訓練の実施に当たっては、岩手山火山防災マップや噴火を想定した仮想シナリオを活用するなど、地域のおかれている地勢的な条件等を考慮し、より実際の災害想定を行う。

3 各訓練項目において留意すべき事項

県及び市町村は、災害に関する訓練の実施に当たっては、次の事項に留意して実施する。

ア 通信情報連絡訓練

災害により通常の通信手段が途絶した場合を想定し、非常無線等その他の手段を用いた通信訓練を実施すること。

イ 職員非常招集訓練

火山災害を想定し、非常招集訓練等を実施すること。

ウ 避難勧告訓練

災害により各現象が発生のおそれがあると認められる場合や発生した場合を想定し、地域住民等に対する避難勧告等の訓練を実施すること。

エ 上空・地上偵察訓練

災害により各現象が発生した場合を想定し、ヘリコプターによる上空偵察訓練や車両等による地上からの偵察訓練を実施すること。

オ 避難訓練

災害により各現象が発生した場合を想定し、住民の避難訓練を実施すること。

カ 救出・救助訓練

災害により家屋が倒壊した場合を想定し、負傷者の救出・救助訓練を実施すること。

キ 医療救護訓練

災害により多数の傷病者が発生した場合を想定し、医療救護所の開設や傷病者のトリアージ及び応急手当等の医療活動訓練を実施すること。

ク 施設復旧訓練

災害によりライフライン機能が途絶した場合を想定し、これらの施設の応急復旧訓練を実施すること。

第5節 気象業務整備計画

第1 基本方針

災害による被害の防止・軽減を図るため、観測体制の整備等により気象予報・警報等の防災情報の資質向上を図るとともに、適時・適切な伝達体制の整備を図る。

第2 気象業務の実施体制の整備

1 観測施設の整備・維持及び観測資料等の収集・整理

【本編・第2章・第4節・第2・1 参照】

2 情報処理・通信システムの整備・充実

○ 盛岡地方気象台は、情報の収集・伝達に必要な通信システム及び防災気象情報の作成に必要な情報処理システムの整備・充実に努める。

(1) 気象官署

【本編・第2章・第4節・第2・2(1) 参照】

(2) 特別地域気象観測所

【本編・第2章・第4節・第2・2(2) 参照】

(3) 航空気象業務施設

【本編・第2章・第4節・第2・2(3) 参照】

(4) 地域気象観測システム（アメダス）

【本編・第2章・第4節・第2・2(4) 参照】

(5) 地震観測施設

施設名	箇所数	設置場所
気象官署	1	盛岡地方気象台
地震計	6	岩手葛巻、岩手田野畑、岩手大迫、大船渡猪川、一関舞川、宮古長沢
震度観測点	18	気象官署1、地震計5、宮古市鍛ヶ崎、久慈市川崎町、二戸市福岡、北上市柳原町、奥州市水沢区大鐘町、釜石市只越町、大船渡市大船渡町、洋野町種市、八幡平市大更、雫石町千刈田、山田町八幡町、一関市大東町
岩手山観測点	5	馬返し、焼切沢、網張、八合目、滝の上
秋田駒ヶ岳観測点	2	田沢湖高原温泉東（秋田県側）、八合目駐車場（秋田県側）
栗駒山観測点	2	小安（秋田県側）、耕英（宮城県側）

(6) その他の観測施設

施設名	箇所数	設置場所
岩手山遠望観測	1	柏台 カメラ1（高感度）

(気象庁以外の機関が設置している主な観測施設)

施設等名		箇所数	設置機関	
海底地震・津波システム	地震計	3	1	東京大学地震研究所、東北大学大学院附属地震・噴火予知研究観測センター
全国強震ネットワークシステム	強震計		25	独立行政法人防災科学技術研究所
GPS 連続観測システム	電子基準点	34	41	国土交通省国土地理院
	地殻変動観測施設	4		
	機動連続観測点	2		
	験潮場 GPS 観測局	1		
震度情報ネットワークシステム	計測震度計		59	岩手県（箇所数のうち、9 は科学技術庁から、10 は気象庁からの分岐）
岩手山地震等観測施設	地震計	7	7	東北大学大学院附属地震・噴火予知研究観測センター（臨時観測点及び繰返観測30点を除く）
	傾斜計	5		
	磁力計	4		
	GPS	4		
	地温計	3	3	岩手県
岩手山遠望観測施設	カメラ	15	13	国土交通省東北地方整備局岩手河川国道事務所
	カメラ	1	1	岩手大学
	カメラ	1	1	雫石町
土石流監視システム	検知センサー		6	(振動センサーを含む)
	雨量計		10	国土交通省東北地方整備局岩手河川国道事務所、北上川ダム統合管理事務所
	積雪計		7	

- 仙台管区気象台は、岩手山、秋田駒ヶ岳、栗駒山及び八幡平の4火山を対象に、計画的に火山機動観測（調査観測）を実施する。
- 気象庁では、火山機動観測（調査観測）を充実強化するとともに、噴火など異常な火山現象が発生した場合は、その実態を緊急に把握するため、火山機動観測（緊急観測）を実施する。
- 気象庁は、緊急出動の成果を高めるため、火山機動観測班が保有する機器の更新近代化を図るよう努める。
- 仙台管区気象台、盛岡地方気象台、県及び火山周辺市町村（以下「周辺市町村」という。）は、火山の異常現象等を早期に把握し、適切な防災対策が実施できるよう、大学等の研究機関との連携を図りながら、調査、観測体制の強化に努める。
- 仙台管区気象台は、気象状態の現況を把握し、地方公共団体の大気汚染防止活動に協力する。

第3 情報収集、伝達体制の整備

- 気象庁は、防災関係機関が行う防災活動の迅速な立ち上がりに資するよう、情報の伝達体制を整備するとともに、防災気象情報を適時・的確に発表し、報道機関の協力を得て住民に周知するよう努める。

通信施設		伝 達 先
データ通信回線	有線データ回線	<pre> graph LR A[気象庁] --- B[盛岡地方気象台] A --- C[花巻空港出張所] </pre>
	衛星公衆電話	
部外無線施設		① 岩手県防災行政情報通信ネットワーク (岩手県)
緊急防災情報ネットワーク	防災情報提供システム (専用回線)	岩手県 (総合防災室)、釜石海上保安部 (警備救難課)、岩手河川国道事務所 (調査第一課)、岩手県警察本部 (警備課・通信指令課)、NHK盛岡放送局 (放送部)、アイビーシー岩手放送 (報道部)、テレビ岩手 (報道部)、岩手めんこいテレビ (報道部)、岩手朝日テレビ (報道制作部)、エフエム岩手 (放送部)、岩手日報社 (報道部)、東日本旅客鉄道株式会社盛岡支社 (輸送課)
	衛星防災情報受信装置	
専用電話		岩手県 (総合防災室)

- 仙台管区気象台 (盛岡地方気象台) は、県内の火山について異常を認めた場合、又は他の機関から火山に関する情報を受け、異常と認めた場合は、火山に関する予報・警報・情報を発表 (伝達) する。
- 仙台管区気象台 (盛岡地方気象台) は、岩手山及び秋田駒ヶ岳についての火山活動の状況と防災対応の必要性を示すため、噴火警戒レベルの運用を行う。

①火山に関する予報・警報・情報の種類と内容

種 類	内 容
噴火警報 (居住地域)	居住地域およびそれより火口側における警戒が必要な場合にその対象範囲と警戒事項を随時発表。
噴火警報 (火口周辺)	火口から少し離れた所まで、または火口から居住地域近くまでの広い範囲における火口周辺で警戒が必要な場合にその対象範囲と警戒事項を随時発表。
噴火予報	噴火警報を解除する場合、または火山活動が静穏 (平常) な状態が続くことを知らせる場合にその旨を発表。
降灰予報	噴火が発生した場合で、住民等に降灰の影響が予想される場合に降灰が予想される地域を随時発表。
火山の状況に関する解説情報	火山活動が活発な場合等に火山性地震や微動回数及び噴火等の火山の状況を随時発表。

②噴火警戒レベルが導入されている火山の噴火警報・噴火予報

予報及び警報の名称	対象範囲を付した警報の名称	略称	対象範囲	噴火警戒レベル (キーワード)	火山活動の状況

噴火警報	噴火警報 (居住地域)	噴火警報	居住地域及びそれより火口側	レベル5 (避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態。
				レベル4 (避難準備)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される(可能性が高まってきている)。
	噴火警報 (火口周辺)	火口周辺警報	火口から居住地域近くまでの広い範囲の火口周辺	レベル3 (入山規制)	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす(この範囲に入った場合に生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。
				レベル2 (火口周辺規制)	火口周辺に影響を及ぼす(この範囲に入った場合に生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。
噴火予報			火口内等	レベル1 (平常)	火山活動は静穏。火山活動の状況によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる(この範囲に入った場合に生命に危険が及ぶ)。

注) 噴火警戒レベルの詳細は火山ごとに作成。

③噴火警戒レベルが導入されていない火山の噴火警報・噴火予報

予報及び警報の名称	対象範囲を付した警報の呼び方	略称	対象範囲	警戒事項等	火山活動の状況
噴火警報	噴火警報 (居住地域)	噴火警報	居住地域又は山麓及びそれより火口側	居住地域嚴重警戒	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは発生すると予想される。
	噴火警報 (火口周辺)	火口周辺警報	火口から居住地域近くまでの広い範囲の火口周辺	入山危険	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす(この範囲に入った場合に生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。
			火口から少し離れた所までの火口周辺	火口周辺危険	火口周辺に影響を及ぼす(この範囲に入った場合に生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。

火山災害対策編 第2章 災害予防計画

噴火予報			火口内等	平常	火山活動は静穏。火山活動の状況によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる（この範囲に入った場合に生命に危険が及ぶ）。
------	--	--	------	----	------------------------------------------------------------

④岩手山の噴火警戒レベル（概要版） 平成19年10月 岩手山火山災害対策検討委員会

対象範囲	レベル	説明			
		火山活動の状況	過去の事例	住民の行動	登山・入山者
居住地域及びそれより火口側	5（避難）	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある	①1686年東岩手山山頂の噴火	危険な居住地域からの避難	登山口から登山・入山規制
	4（避難準備）	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される（可能性が高まってきている）	②1732年東岩手山山腹の噴火（焼走り溶岩噴出）	警戒が必要な居住地域での避難準備 <small>〔災害時要援護者、特異地域**及び特別に被害が予想される区域***の避難〕</small>	
火口から居住近くまで	3（入山規制）	火口付近から居住地域の近くまで重大な影響*を及ぼす噴火の発生、あるいは発生が予想される	③1919年西岩手山（大地獄谷）の水蒸気爆発 ④1998年4月29日短時間に多数の地震と規模の大きい地震が発生	通常の生活 <small>〔状況に応じて災害時要援護者、特異地域**及び特別に被害が予想される区域***の避難準備〕</small>	
火口周辺	2（火口周辺規制）	火口周辺に影響を及ぼす噴火の発生、あるいは発生が予想される	⑤1998年3月17日火山性地震が増加し地殻変動開始	通常の生活	
等火口内	1（平常）	火山活動は静穏	—		

- * 「重大な影響」とは、この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶことを意味する。
- ** 「特異地域」とは、居住地域より火口に近い地域を指す。
- *** 「特別に被害が予想される区域」とは、冬季の噴火において融雪型火山泥流が流下する危険のある滝沢村一本木地区砂込川沿いを指す。

〔岩手山噴火警戒レベル（詳細版） 平成19年10月岩手山火山災害対策検討委員会 資料編2-4-3〕

〔岩手山噴火警戒レベルにおける居住地域等の範囲 資料編2-4-4〕

⑤秋田駒ヶ岳の噴火警戒レベル（概要版） 平成21年3月 秋田駒ヶ岳噴火警戒レベル検討委員会

対象範囲	レベル	説明		
		火山活動の状況	過去の事例	住民等の行動及び登山者・入山者等への対応

それより火口側 居住地域及び	5 (避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある	—	危険な居住地域からの避難等が必要
	4 (避難準備)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される(可能性が高まっている)	—	警戒が必要な居住地域での避難準備、災害時要援護者の避難等が必要 全山入山規制
地域近くまで 火口から居住	3 (入山規制)	火口付近から居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす噴火の発生、あるいは発生が予想される	1970年女岳山頂からの噴火	住民は通常の生活 必要に応じて災害時要援護者の避難準備等 登山禁止・入山規制等危険な地域への立入規制等
火口周辺	2 (火口周辺規制)	火口周辺に影響を及ぼす噴火の発生、あるいは発生が予測される	1932年の南部カルデラ内(石ボラ)での水蒸気爆発	住民は通常の生活 火口周辺への立入規制等
内等 火口	1 (平常)	火山活動は静穏	—	状況に応じて火口内への立入規制等

[秋田駒ヶ岳噴火警戒レベルにおける火山活動の状況と影響範囲 資料編 2-4-5]

[秋田駒ヶ岳噴火警戒レベル毎の防災対応 資料編 2-4-6]

- 国、県、市町村及び関係機関等は、火山に関する予報・警報・情報及び気象予報・警報等並びに火山活動に関する異常現象について、迅速かつ確実に収集・伝達するシステムを構築するとともに、住民等への広報についても伝達体制の整備を図る。
- 周辺市町村は、住民等が火山活動に関する異常現象を発見した場合には、発見者から市町村、県及び盛岡地方気象台等に迅速かつ的確に通報するよう、周知徹底する。

異常現象の内容	
① 噴火現象	噴火(噴石、火砕流、火砕サージ、溶岩流、土石流、火山泥流等)及びこれに伴う降灰等
② 噴火以外の異常現象	ア 火山地域での地震の群発 イ 火山地域での鳴動の発生 ウ 火山地域での顕著な地形変化(山崩れ、地割れ、土地の昇沈陥没等) エ 噴気、噴煙の顕著な異常現象(噴気孔・火孔の新生拡大、移動、噴気・噴煙の量、色、臭、温度、昇華物の異常変化) オ 火山地域での湧泉の顕著な異常変化(湧泉の新生、湧出量、味、臭、色、濁度、温度の異常変化等) カ 火山地域での顕著な地温の上昇、地熱地帯の新生拡大、移動及びそれに伴う草木の立ち枯れ等 キ 火山付近の湖沼、河川の水の顕著な異常変化(量、濁度、臭、色の变化、軽石、死魚等の浮上、発泡、温度の上昇等)

第4 防災知識の普及

【本編・第2章・第4節・第4 参照】

第5節の2 通信確保計画

第1 基本方針

- 1 県、市町村その他の防災関係機関は、災害時における通信を確保するため、情報通信技術の活用及び通信施設の整備に努めるとともに、通信連絡系統を定め、通信手段の適切な運用を図る。
- 2 災害時においても通信を確保することができるよう、通信施設・設備の被災が想定されない場所への設置、不燃堅牢化及びサブシステム化並びに代替通信手段の確保に努める。
また、通信施設等が損壊した場合において、迅速に応急復旧ができるよう要員及び資機材の確保に努める。

第2 通信施設・設備の整備等

1 県防災行政無線

- デジタル方式による衛星通信施設の整備などにより、防災行政情報通信ネットワークの機能拡充を図る。

[岩手県防災行政情報通信ネットワークの整備状況 資料編2-4の2-1]

- 防災行政情報通信ネットワークの関連施設の不燃堅牢化を図る。

2 市町村防災行政無線

- 防災行政無線が未整備の市町村においては、その整備に努め、整備済みの市町村においては、屋外拡声器、戸別受信機等の増設などにより、その機能強化に努める。

[市町村防災行政無線の整備状況 資料編2-4の2-2]

- 防災行政無線、その他の通信施設に係る非常用電源設備の整備等に努め、周辺施設の不燃堅牢化を図る。

3 防災相互通信用無線の整備

- 市町村本部長は、大規模な災害が発生した場合において、消防、警察等の防災関係機関が協力して、災害時の活動を円滑に行うことができるよう、これらの防災関係機関相互で共通運用する無線として、防災相互通信用無線の整備に努める。

[防災相互通信用無線局一覧 資料編2-4の2-3]

4 その他の通信施設の整備

- 防災関係機関は、火山に関する予報・警報・情報及び気象予報・警報の伝達、災害情報収集等のため、防災関係機関の内部及び相互間の通信施設・設備の整備を図るとともに、その運用、輸送体制等の整備に努める。
- 防災関係機関は、災害時における円滑な情報の収集及び連絡を実施するため、専用通信施設（災害優先電話を含む。）、コンピュータ等に係る非常電源設備の整備とその燃料の備蓄及び通信手段の

複線化及び不燃堅牢化に努める。

- 防災関係機関は、情報通信関係施設の災害に対する安全性を確保するため、定期的に、点検を実施する。

5 非常・緊急通話用電話の指定

【本編・第2章・第4節の2・第2・5 参照】

6 通信運用マニュアルの作成等

【本編・第2章・第4節の2・第2・6 参照】

第6節 避難対策計画

第1 基本方針

- 1 市町村は、火山災害から住民及び観光客等の生命、財産を守るため、避難計画を作成し、避難場所、避難道路等の整備を進めるとともに、住民及び観光客等への周知徹底を図る。
 なお、避難計画の作成の際には、異常データ観測・活動活発期における注意喚起、自主避難・災害時要援護者等の事前避難に対応する内容や、気象庁が発表する噴火警戒レベル及び噴火警報の基準に適合した内容を盛り込むこと。
- 2 学校、病院、社会福祉施設等の管理者は、施設内にいる者の避難を迅速、確実に行うため、避難計画を作成し、その周知徹底を図る。
- 3 住民は、災害時に的確な避難行動をとれるよう、平常時から火山災害に対する備えに努める。

第2 避難計画の作成

1 市町村の避難計画

【本編・第2章・第5節・第2・1 参照】

2 学校、病院、社会福祉施設等における避難計画

【本編・第2章・第5節・第2・2 参照】

第3 避難場所等の整備等

1 避難場所等の整備

- 市町村は、次の事項に留意し、施設の管理者の同意を得て、地域の実情に応じ、地区ごとに避難場所等を指定するとともにその整備に努める。

この場合、過去の災害の状況や新たな知見等を踏まえ、避難場所等の指定について、必要に応じて随時見直しを行う。

避難場所	<p>ア 火災の延焼によって生じる輻射熱等から避難者の安全を確保できる十分な広さを有する公園、緑地、広場、その他の公共空地であること。</p> <p>イ 崖崩れ、火山灰、浸水等の危険のない場所及び付近に多量の危険物が蓄積されていない場所であること。</p> <p>ウ 避難者が安全に到達できる避難路と連結されている場所であること。</p> <p>エ 避難者1人当たりの必要面積をおおむね2平方メートル以上とし、対象避難地区すべての住民（昼間人口を考慮する）を収容できるような場所であること。</p> <p>オ 避難する際に、できるだけ主要道路、鉄道、河川等を横断しなくてすむ場所であること。</p> <p>カ 火山災害に対する緊急避難場所は、火山現象の影響を受けない所で、かつ、住民が短時間で避難が可能な場所であること。</p>
------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

避難所 (収容施設)	<p>ア 災害に対し安全な場所にあり、また、建物にあたっては、災害に強いものであること。</p> <p>イ 避難者が、速やかに避難できる場所にあること。</p> <p>ウ 給水、給食施設を有し、又は容易に給水、給食を確保できるものであること。</p> <p>エ 暖房施設・器具を有し、又は容易に暖房器具を確保できるものであること。</p> <p>オ 長期の避難生活に対応した避難所を確保すること。</p> <p>カ 災害時要援護者に配慮した施設を確保すること。</p>
---------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

2 避難道路の整備等

- 市町村は、次の事項に留意し、地域の実情に応じ、地区ごとに避難道路を選定するとともに整備に努める。

<p>ア 道路付近に延焼の危険のある建物、危険物施設がないこと。</p> <p>イ 通行不能となった場合の代替経路の確保が可能な道路であること。</p> <p>ウ 火山災害の影響を受ける部分を通過しない道路であること。</p> <p>エ 避難路は、原則として相互に交差しないこと。</p> <p>オ 道路管理者等に周知を図り、迅速な避難及び避難誘導の実施を可能にすること。</p>

3 避難場所等の環境整備

【本編・第2章・第5節・第3・3 参照】

第4 避難に関する広報

- 県及び市町村は、住民が的確な避難行動をとることができるよう、平常時から、避難場所、火山災害を想定した防災マップ、広報誌、インターネット、パンフレット等の活用、講習会、避難防災訓練の実施など、あらゆる機会を利用して、避難に関する広報活動を行い、住民に対する周知徹底を図る。

避難場所等に関する事項	<p>ア 避難場所等の名称、所在地</p> <p>イ 避難場所等への経路</p>
避難行動に関する事項	<p>ア 平常時における避難の心得</p> <p>イ 避難勧告等の伝達方法</p> <p>ウ 避難の方法</p> <p>エ 避難後の心得</p>
災害に関する事項	<p>ア 災害に関する基礎知識</p> <p>イ 過去の災害の状況</p>

第5 避難訓練の実施

【本編・第2章・第5節・第5 参照】

第6 火山災害に対する住民等の予防措置

1 住民の予防措置

- 火山災害に対する正しい知識を身につける。
 - ア 火山災害は、繰り返し発生し、長期化する。
 - イ 火山の性質、噴火前兆現象の種類と内容、噴火現象とその影響等を知る。
- 日頃から、火山災害に対する備えを怠らない。
 - ア 避難場所、避難道路等を確認する。
 - イ 貴重品、ラジオ、懐中電灯、非常持出品、頭巾又はヘルメット、防塵眼鏡等を準備する。
 - ウ いざというときの対処方法を検討する。
 - エ 防災訓練等へ、積極的に参加する。
- 次の場合は、直ちに避難所に避難する。
 - ア 強い地震を感じたとき
 - イ 鳴動、噴煙等の危険を感じたとき
 - ウ 噴火警戒レベル4又は居住地域を対象とする噴火警報（居住地域）が発表されたとき
- 正しい情報を、テレビ、ラジオ、防災行政無線、広報車等を通じて入手する。
- 市町村の避難の勧告又は指示に従って行動する。

第6節の2 食料・生活必需品等の備蓄計画

第1 基本方針

県及び市町村は、災害発生直後から飲料水、食料、生活必需品等の物資の流通が確保されるまでの間、被災者の生活を支えるため、必要な物資の備蓄を行うとともに、県民及び事業所における物資の備蓄を促進する。

第2 県及び市町村の役割

1 県の役割

【本編・第2章・第6節の2・第2・1 参照】

2 市町村の役割

【本編・第2章・第6節の2・第2・2 参照】

第3 県民及び事業所の役割

1 県民の役割

【本編・第2章・第6節の2・第3・1 参照】

2 事業所の役割

【本編・第2章・第6節の2・第3・2 参照】

第7節 災害時要援護者の安全確保計画

第1 基本方針

- 1 県は、市町村その他の防災関係機関、災害時要援護者関係団体、介護保険事業者、社会福祉施設等及び地域住民等と協働して、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児及び妊産婦等の災害時要援護者（以下、本節中「要援護者」という。）の安全確保を図るため、災害時の情報収集・伝達及び避難誘導等の体制づくりを支援する。

特に、市町村に対しては、「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」を参考にした要援護者の情報の収集及び防災関係機関への提供のための体制づくりの支援を行うとともに、その進捗状況等を確認する。

- 2 市町村は、避難勧告等の判断・伝達マニュアル及び災害時要援護者避難支援計画等を策定するとともに、実際に避難訓練等を行うなど、県その他の防災関係機関、介護保険事業者、社会福祉施設等及び地域住民等の協力を得ながら地域社会全体で要援護者の安全確保を図る体制づくりを進める。

第2 実施要領

【本編・第2章・第6節・第2 参照】

第8節 孤立化対策計画

第1 基本方針

- 1 県は、関係機関と連携を図りながら、災害時における孤立化対策を総合的に推進する。
- 2 市町村は、道路状況や通信手段の確保の状況等から孤立化が想定される地域をあらかじめカルテ化し、最新の状況を随時把握するなど、予防対策に努める。

第2 災害時孤立化想定地域の状況

【本編・第2章・第7節・第2 参照】

第3 孤立化想定地域への対策の推進

【本編・第2章・第7節・第3 参照】

第9節 入山規制計画

第1 基本方針

- 1 登山道を有する市町村は、異常データ観測・活動活発期には、関係機関等と連携し、必要に応じ入山規制を実施する。
- 2 登山道を有する市町村は、火山活動の状況に応じ、登山者安全対策計画に基づき登山者に対する火山情報等の伝達システムの整備等を図り規制を緩和する。
- 3 計画の作成にあたっては気象庁が発表する噴火警戒レベル及び噴火警報の基準に適合した内容を盛り込む。

第2 入山規制・緩和の実施

- 登山道を有する市町村は、県及び学識経験者等の助言を受け、必要に応じ、入山規制・緩和・解除を行う。
- 登山道を有する市町村は、入山規制の実施、緩和及び解除について、統一的な実施を行うため、それぞれ調整を図りながら判断基準、規制範囲等を検討し、登山者安全対策計画を作成する。
- 入山規制の実施については、関係機関等に周知するとともに、登山者及び住民等に広報し、周知徹底する。

第3 登山者安全対策計画の内容

- 登山道を有する市町村は、登山者に対する早期の情報伝達と迅速な避難の実施のため、関係機関等と連携し、次の事項を内容とした計画を作成する。

ア 入山規制・緩和基準	
イ 入山規制実施場所等	
ウ 情報伝達体制	① 職員非常招集体制 ② 火山に関する予報・警報・情報等の伝達方法 ③ 情報伝達設備（緊急通報システム） ④ 他市町村及び関係機関との連携体制 ⑤ 火山活動に関する注意喚起手段
エ 緊急下山誘導體制	① 下山広報体制 ② 入山者下山誘導體制 ③ 下山確認体制 ④ 関係機関との連携方法 ⑤ 下山者移送体制
オ 広報	① 入山規制状況広報手段

- | | |
|--|--------------------------------------------------------------------------------------------------|
| | <ul style="list-style-type: none">② 入山者に対する情報伝達体制の周知方法③ 入山者に対する登山ルールの周知徹底 |
|--|--------------------------------------------------------------------------------------------------|

第10節 防災施設等整備計画

第1 基本方針

災害時において、迅速かつ的確な災害応急対策が実施できるよう、計画的に防災施設等を整備し、災害時における応急活動対策の整備を推進する。

第2 防災施設等の機能強化

・【本編・第2章・第8節・第2 参照】

第3 公共施設等の整備

- 県及び市町村は、避難路、避難地（都市部における公園、緑地、道路などの住民の避難地を含む。）等を整備するとともに、避難所となる学校等の公共施設の不燃堅牢化に努める。
- 防災関係機関は、災害応急対策上の重要施設、広域経済活動上の重要施設、多数を収容する重要施設等についての不燃堅牢化に努める。

第4 消防施設の整備

- 市町村は、地域の実情に則した消防車両、消防水利、その他の消防施設、設備を整備拡充し、常時点検整備を行う。
- 市町村は、火山災害時の消防水利を確保するため、貯水槽、自然水利等を整備する。

第5 防災資機材等の整備

【本編・第2章・第8節・第6 参照】

第11節 建築物等安全確保計画

第1 基本方針

- 1 都市災害を防止し、被害を最小限に食い止めるため、建設物の不燃堅牢化の促進、防災空間の確保、市街地の再開発等を推進することにより、都市の防災化を図る。
- 2 文化的遺産であり、歴史上・学術上又は芸術上価値の高い文化財を災害から守り、後世に伝えるために、文化財保護思想の普及徹底を図るとともに、防災施設の整備等を計画的に進める。

第2 建築物の不燃堅牢化の促進

1 防火地域、準防火地域の指定

- 市街地の建築物の状況等を考慮し、防火地域等の見直しを行い、地域指定を促進する。

[防火地域、準防火地域指定状況 資料編2-9-1]

2 公営住宅の不燃堅牢化の促進

- 公営住宅、改良住宅等の公的住宅の不燃堅牢化を促進し、住宅団地の防災強化を図る。
- 周辺地域の防災拠点としても利用できるよう、オープンスペース等の適切な配置を考慮した団地造りを推進する。

3 民間住宅の不燃堅牢化の促進

- 市街地における住宅の不燃堅牢化、防災面での行政指導を強化し、民間住宅の不燃堅牢化を積極的に促進する。

第3 防災空間の確保

1 緑の基本計画

【本編・第2章・第9節・第3・1 参照】

2 都市公園の整備

【本編・第2章・第9節・第3・2 参照】

第4 市街地再開発事業等による都市整備

1 市街地再開発事業

【本編・第2章・第9節・第4・1 参照】

2 密集住宅市街地整備促進事業

- 老朽住宅が密集する地区において、老朽住宅を建て替えることにより、不燃堅牢化を図るとともに、道路、公園等の公共施設を整備するため、市町村及び地区住民と協調のもとに、密集住宅市街地整備促進事業を推進する。

3 かけ地近接等危険住宅移転事業

【本編・第2章・第9節・第4・3 参照】

4 土地区画整理事業

【本編・第2章・第9節・第4・4 参照】

第5 建築物の安全確保

- 建築物に係る防災意識の高揚を図るため、日常業務における防災指導を実施するほか、毎年、上期と下期に、建築物防災週間を設け、各種防災啓発活動を実施するとともに、建築物防災週間を設け、各種防災啓発活動を実施するとともに、建築物防災相談所を設置し、県民に対する情報提供を行う。
〔建築物防災週間防災査察実施状況 資料編 2-9-7〕
- 火山災害に対する建築物の構造及び防災上の安全を確保するため、関係者に対する指導を行う。
- 学校、病院、庁舎等の主要建築物については、火山災害時における避難及び救助活動の拠点建築物として位置付け、その機能を確保するよう指導する。

第6 宅地の安全確保

- 宅地造成に伴う災害及び火山災害による災害の防止を図るため、宅地造成等規制区域及び災害危険区域の適切な指定を行い、安全確保の指導に努める。

〔災害危険区域の指定箇所 資料編 2-9-8〕

〔宅地造成等規制区域の範囲 資料編 2-9-9〕

第7 防火対策の推進

【本編・第2章・第9節・第7 参照】

第8 文化財の災害予防対策

1 文化財保護思想の普及

【本編・第2章・第9節・第8・1 参照】

2 防災施設等の整備

【本編・第2章・第9節・第8・2 参照】

3 文化財防災組織の編成、訓練等

【本編・第2章・第9節・第8・3 参照】

第12節 交通施設安全確保計画

第1 基本方針

災害による道路施設、鉄道施設、港湾施設及び空港施設の被害を防止し、又は軽減し、交通機能を確保するため、施設、災害対策用資機材の整備等を図る。

第2 道路施設

1 道路整備

【本編・第2章・第10節・第2・1 参照】

2 トンネルの整備

【本編・第2章・第10節・第2・2 参照】

3 障害物除去用機材の整備

- 事故車両、倒壊物、落下物、火山灰等を排除して、災害時の緊急交通路としての機能を確保するため、レッカー車、クレーン車、工作車、道路清掃車等の障害物除去用資機材の分散配備、増強に努める。

第3 鉄道施設

1 鉄道施設の整備

- 橋梁、木工造物等の線路建造物及び電気、建築施設を主体に、線区に応じた補強及び降灰対策を推進する。

2 防災業務施設・設備の整備

- 火山に関する予報・警報・情報及び気象予報・警報等の伝達、情報の収集、観測施設相互間の連絡等に必要な気象観測設備、通信連絡設備、警報装置等を整備する。
- 火山災害が発生した場合の情報収集、連絡等を行うため、携帯電話、可搬型衛星通信装置など無線系通信設備を配備するなど、通信施設の整備充実を図る。

3 復旧体制の整備

【本編・第2章・第10節・第3・3 参照】

第4 空港施設

【本編・第2章・第10節・第5 参照】

第13節 ライフライン施設等安全確保計画

第1 基本方針

- 1 火山災害による電力、ガス、上下水道、電気通信等のライフライン施設の災害を防止し、又は軽減するため、施設・設備、災害対策用資機材の整備等を図るとともに、巡視点検の実施等安全対策に万全を期する。
- 2 また、必要に応じて、系統多重化、拠点の分散化、代替施設の整備等による代替性の確保を推進する。

第2 電力施設

- 電気事業者は、火山災害による電力施設の被害を防止し、又は軽減するため、火山災害に応じた設備、資機材の整備等を図るとともに、電気工作物の巡視、点検、広報活動の実施等により、電気事故の防止を図る。

1 施設整備

① 土石流及び火山泥流対策

発電設備（水力、地熱）		<ul style="list-style-type: none"> ○ 火山災害の想定に基づき、防水壁、排水ポンプの設置、機器のかさ上げ、建物の密閉化（窓の密閉化、ケーブルダクトの閉鎖等）等を実施する。 ○ 特に、土石流及び火山泥流に対する被害防止に重点を置き、次の箇所の点検、設備を実施する。 <ul style="list-style-type: none"> ア ダム、取水口の諸設備、調整池及び貯水池の上・下流護岸 イ 導水路と溪流との交叉地点及びその周辺地形との関係 ウ 護岸、水制工、山留壁
送電設備	架空電線路	○ 火山災害が想定される箇所のルート変更、擁護強化等を実施する。
	地中電線路	○ ケーブルヘッドの位置の適正化等による防水対策を実施する。
変電設備		○ 浸冠水等のおそれのある箇所は、建物床面や屋外機器のかさ上げ、出入口の角落し対策等を行う。

② 降灰対策

水力発電・変電設備	○ 設備の隠蔽化等を実施する。
-----------	-----------------

③ 雷害対策

送電設備	<ul style="list-style-type: none"> ○ 架空地線の設置、防路装置の取付け、接地抵抗の低減を行う。 ○ 電力線の溶断防止のため、クランプの圧縮化、アーマロッドの取付け等を行う。 ○ 気象通報等により雷害を予知した場合は、系統切替により、災害
------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

	の防止又は拡大防止に努める。
変電設備	○ 避雷器を設置するとともに、必要に応じ、耐雷しゃへいを行う。 ○ 重要系統の保護継電装置を強化する。
配電設備	○ 襲雷頻度の高い地域においては、避雷器及び架空地線を取付け、対処する。

④ 火砕流・火砕サージ・溶岩流対策

火砕流・火砕サージ・溶岩流の火山災害は事故防止できない現象であることから、施設の整備等は、必要に応じて、系統多重化、拠点の分散化、代替施設の整備等による代替性の確保を推進する。

2 電気工作物の予防点検等

【本編・第2章・第11節・第2・2 参照】

3 災害対策用資機材の確保等

【本編・第2章・第11節・第2・3 参照】

4 ヘリコプターの活用

【本編・第2章・第11節・第2・4 参照】

第3 ガス施設

【本編・第2章・第11節・第3 参照】

第4 上水道施設

1 上水道施設

○ 水道事業者及び水道用水供給事業者（以下「水道事業者等」という。）は、災害による上水道施設の被害を防止し、又は軽減するため、施設、資機材の整備等を図る。

① 施設の整備

貯水、取水、導水施設	○ 管路は、耐震性継手、伸縮継手、緊急遮断弁など耐震性を考慮した構造、材質とする。 ○ 水源については、取水口上流等の周辺の状況を把握し、火山災害の源水水質の安全が確保できるかを確認し、複数水源間の連絡管の敷設、地下水等の予備水源の確保を図る。
浄水施設	○ ポンプ回りの配管、構造物との取付け管、薬品注入関係の配管設備等について、耐震化のための整備増強を図る。 ○ 浄水施設等は、被災時の停電を考慮して、必要最小限の自家発電設備の整備を図る。
送、配施設	○ 送、配水幹線は、耐震性継手、伸縮可とう管など耐震性の高い構造、工法とするほか、配水系統間の相互連絡を行う。

	<ul style="list-style-type: none">○ 配水管は、管路の多系統化、ループ化、ブロックシステム化等を行う。○ 既設管は、漏水防止作業を実施し、破損及び老朽管を発見して、敷設替え等の改良を行う。
--	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

② 給水体制の整備

- 市町村及び水道事業者等は、災害時において、被災者が必要とする最小限の飲料水（一人当たり1日3リットル以上）の供給を確保できるよう、ろ過器の配備、給水タンク車の増強、応急配管及び応急復旧用資機材の備蓄増強を図る。

2 下水道施設

【本編・第2章・第11節・第4・2 参照】

第5 通信施設

1 電気通信設備

【本編・第2章・第11節・第5・1 参照】

2 放送施設

【本編・第2章・第11節・第5・2 参照】

第14節 危険物施設等安全確保計画

第1 基本方針

危険物災害の発生及び拡大を防止するため、施設・設備、災害対策用資機材等の整備を図るとともに、保安教育、指導等による保安体制の整備強化を図る。

第2 石油类等危険物

1 保安教育の実施

【本編・第2章・第12節・第2・1参照】

2 指導強化

- 県は、市町村が行う許可及び消防機関による立入検査等に対し、指導助言を行い、災害防止に努める。
- 消防機関は、危険物施設に対し、次の事項を重点に、立入検査等を実施する。なお、火山災害による危険物施設等への影響にも留意する。

ア 危険物施設の位置、構造及び設備の維持管理の検査

イ 危険物の貯蔵、取扱い、運搬、積載等の方法の検査及び安全管理指導

ウ 危険物施設の所有者等、危険物保安監督者等に対する非常時にとるべき措置指導

3 屋外貯蔵タンクからの流出油事故対策

【本編・第2章・第12節・第2・3参照】

4 自衛消防組織の強化措置

- 危険物施設の所有者等は、自衛消防隊の組織化を推進し、特に、火山災害時における自主的な災害予防体制の確立を図る。
- 危険物施設の所有者等は、隣接する事業者との相互応援に関する協定を締結するなど、効率ある自衛消防力の確立を図る。

5 化学防災資機材の整備

【本編・第2章・第12節・第2・5参照】

第3 高圧ガス及び火薬類災害予防対策

1 保安意識の高揚

【本編・第2章・第12節・第3・1参照】

2 規制の強化

【本編・第2章・第12節・第3・2 参照】

3 自主保安体制の整備指導

【本編・第2章・第12節・第3・3 参照】

第4 毒物、劇物災害予防対策

【本編・第2章・第12節・第4 参照】

第5 放射線災害予防対策

【本編・第2章・第12節・第5 参照】

第15節 土砂災害予防計画

第1 基本方針

火山災害等による土砂災害を防止するため、火山治山・砂防事業、土石流対策事業、急傾斜地崩壊対策事業を実施するとともに、地域住民の避難基準及び災害警戒体制を整備する。

第2 地すべり防止対策事業

【本編・第2章・第16節・第2 参照】

第3 土石流対策事業

【本編・第2章・第16節・第3 参照】

第4 山地災害予防事業

【本編・第2章・第16節・第4 参照】

第5 急傾斜地崩壊対策事業

【本編・第2章・第16節・第5 参照】

第6 火山治山・砂防事業

- 県及び市町村等は火山災害の発生に備え、あらかじめ火山治山・砂防計画を策定し、治山・砂防施設等を整備する。
- 県及び市町村等は火山治山・砂防計画の策定経過及び内容に関する情報公開を十分に行い、治山・砂防設備の有効性等について住民等への啓発・周知をする。岩手山火山における土石流対策の必要がある溪流（40 溪流）

【砂防対応】

	直 轄	県	合 計
溪流数	15	7	22

【治山対応】

	国有林	民有林	合 計
溪流数	10 (7)	1 (7)	18

※溪流数は、個々の事業者単独で実施する数で、（ ）内は両者重複して実施する数を表す。

第16節 火災予防計画

第1 基本方針

- 1 火山災害発生時における同時多発的な火災の発生を防止し、又は拡大を防止するため、防火思想の普及、出火防止、初期消火の徹底等を図る。
- 2 消防施設の整備等による消防力の充実強化を図る。

第2 出火防止、初期消火体制の確立

【本編・第2章・第17節・第2 参照】

第3 消防力の充実強化

- 市町村は、火山災害による大火災等に対処しうる消防力を確保するため、消防力の充実強化に努めるものとし、県は、これに必要な指導、援助を行う。

1 総合的な消防計画の策定

- 火山災害が発生した場合における防災活動に万全を期するため、次に掲げる事項を踏まえた総合的な消防計画を策定する。

災害警防計画	消防機関が、適切かつ効果的な警防活動を行うための活動要領の基準等を定める。
火災警防計画	火災が発生し、又は発生するおそれがある場合における消防職団員の非常招集、消防隊の出動基準、警戒等を定める。
危険区域の火災防ぎょ計画	木造建築物の密集地域、消防水利の状況等により、火災が発生すれば拡大が予想される地域について定める。
特殊建築物の防ぎょ計画	建物の構造、業態、規模から判断して、火災が発生した場合、延焼拡大し、人命救助の必要のある高層建築物、地下街等について定める。
危険物の防ぎょ計画	爆発、引火、発火、その他火災の防ぎょ活動上危険な物品を貯蔵する建物、場所等について定める。
ガス事故対策計画	ガス漏洩事故、ガス爆発事故等に際し、消防機関をはじめ関係機関相互の協力のもとに、被害の軽減を図るための対策について定める。

2 消防活動体制の整備強化

- 火災発生時における初動体制を確立するため、消防署、消防出張所等の分散配置、消防機械装備の近代化等に努めるとともに、広域消防体制の整備を図る。

〔消防組織法第39条に基づく消防相互応援協定の締結状況調 資料編2-17-1〕

3 消防施設等の整備強化

(1) 消防特殊車両等の増強

ア 特殊車両等の増強

- 建築物の高層化、複雑化等に伴う火災の立体化、特異化に対応した人命救助及び消火活動を実施するため、はしご車、化学車等の特殊車両及び特殊装備の増強を図る。

イ 可搬式小型動力ポンプの増強

- 災害時の道路損壊等による交通障害下において、同時多発火災に対処できるよう、消防署所等への可搬式小型動力ポンプの増強を図る。

(2) 消防水利の確保

- 噴火による火災に備え、消火栓のみに偏ることなく、防火水槽、耐震性貯水槽の整備、河川水等自然水利の活用、水泳プール、ため池等の指定消防水利としての活用等により、消防水利の多様化を図るとともに、その適正な配置に努める。

(3) 消防通信施設の整備

- 災害応急対策活動時における防災関係機関との情報連絡を円滑に実施するため、消防通信施設の整備充実を図る。

(4) ヘリコプターの離着陸場の確保

- ヘリコプターによる空中消火活動を実施するため、ヘリコプターの飛行場外離着陸場その他ヘリコプターが離着陸できる場所の確保及び適正な配置に努める。

第17節 農林水産業災害予防計画

第1 基本方針

- 1 火山災害における農林水産関係の被害を最小限に防止するため、火山に関する予報・警報・情報及び気象予報・警報等の迅速な伝達を図るとともに、予防技術対策の充実と普及を進める。
- 2 県及び市町村は予防技術対策の充実を図るとともに、農林水産業団体、農林水産業者等に対し周知徹底を図る。

第2 予防対策

- 火山災害による被害を最小限に防止することに重点を置き、次の対策を実施する。
 - ア 火山情報及び気象予報・警報等情報伝達の強化
 - イ 降灰に対処するためのビニール等による農産物等の被覆などの予防技術の周知徹底
 - ウ 降灰、泥流による濁水による養殖魚の斃死等に対処するための取水制限、餌止め等の予防技術の周知徹底
 - エ 農林水産物生産、流通、加工現場における安全確認の実施
 - オ 生鮮食品の輸送力の確保
 - カ 病害虫の発生に備えた防除施設及び設備の整備
 - キ 被害程度に応じた代付転換、種苗確保及び対応技術の指導
 - ク 家畜の避難先・飼料の確保、栄養保持及び家畜伝染病の発生防止

第18節 火山災害に関する調査研究及び監視観測の推進等

第1 基本方針

火山災害は、①噴火に伴い発生する現象が多岐にわたること。②長期化する恐れがあること。③被害が複数の市町村に及ぶこと。④被害や影響が多方面にわたること。等の特徴をもっており、国、県、市町村その他の防災関係機関、学識者等は共通認識のもと役割分担を明確にした上で、互いに連携し、一体となって防災対策を推進する必要がある。

したがって、火山災害対策を総合的、計画的に推進するに当たり、被害を最小限とする有効な具体策を樹立するための指標として、各種災害の要因、態様、被害想定及びその対策等について、科学的な調査研究の推進を図る。

第2 調査研究

- 国、県、市町村その他の防災関係機関等は、研究機関等との連携を深め、次の調査研究の推進を図る。

	調 査 項 目
火山活動に関する調査研究	ア 災害想定に関する調査研究 イ 火山活動に関する調査研究 ウ 火山噴火予知に関する調査研究 エ その他必要な調査研究
火山防災対策に関する調査研究	ア 避難に関する調査研究 イ 火山活動の長期化に起因する災害に関する調査研究 ウ 二次災害に関する調査研究 エ その他必要な調査研究

第3 火山観測体制の充実・強化

火山噴火による災害を軽減するためには、平常時から火山の監視観測に努め、いち早く噴火の前兆現象を把握することなどが重要であることから、火山監視観測体制の充実等の促進に努める。

第19節 ボランティア育成計画

第1 基本方針

- 1 ボランティア活動についての普及啓発を図る。
- 2 ボランティアのリーダー、コーディネーター等の養成に努める。
- 3 ボランティアの登録、活動拠点の確保等その受入体制の整備に努める。

第2 実施機関（責任者）

【本編・第2章・第22節・第2 参照】

第3 実施要領

1 ボランティア・リーダー等の養成

【本編・第2章・第22節・第3・1 参照】

2 ボランティアの登録

【本編・第2章・第22節・第3・2 参照】

3 ボランティアの受入体制の整備

【本編・第2章・第22節・第3・3 参照】

4 関係団体等の協力

【本編・第2章・第22節・第3・4 参照】

第20節 事業継続対策計画

第1 基本方針

- 1 企業等は、災害時の企業等の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、自ら防災体制の整備や防災訓練に努めるなど防災力向上を図る。
- 2 県、市町村及び関係団体は、企業等の防災力向上の促進に努める。
- 3 県及び市町村は、災害時に重要業務を継続するため、事業継続計画を策定するよう努める。

第2 事業継続計画の策定

【本編・第2章・第23節・第2 参照】

第3 企業等の防災活動の推進

【本編・第2章・第23節・第3 参照】

第3章 災害応急対策計画

第3章 災害応急対策計画

第1節 活動体制計画

第1 基本方針

- 1 県、市町村及び消防関係機関は、火山災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、各自の行うべき災害応急対策が迅速かつ確に行われるよう、あらかじめ、その組織体制及び動員体制について、計画を定める。
- 2 職員の動員計画においては、夜間、休日等の勤務時間外における災害の発生に当たっても、職員を確保できるよう配慮する。
- 3 火山災害時における災害応急対策の実施に当たっては、十分な人員を確保できるよう各部局間における人員面での協力体制を確立する。
- 4 災害応急対策の総合的かつ円滑な実施を図るため、県、市町村その他の防災関係機関相互の連携を強化し、応援協力体制の整備を図る。

また、火山災害時における各災害応急対策の実施に係る関係業者・団体との協力体制の強化を図る。

第2 県の活動体制

県は、県の地域に火山災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、その所掌事務に係る災害応急対策を実施するため、岩手県災害警戒本部（以下、本節中「災害警戒本部」という。）又は岩手県災害対策本部（以下、本節中「災害対策本部」という。）を設置する。

1 災害警戒本部

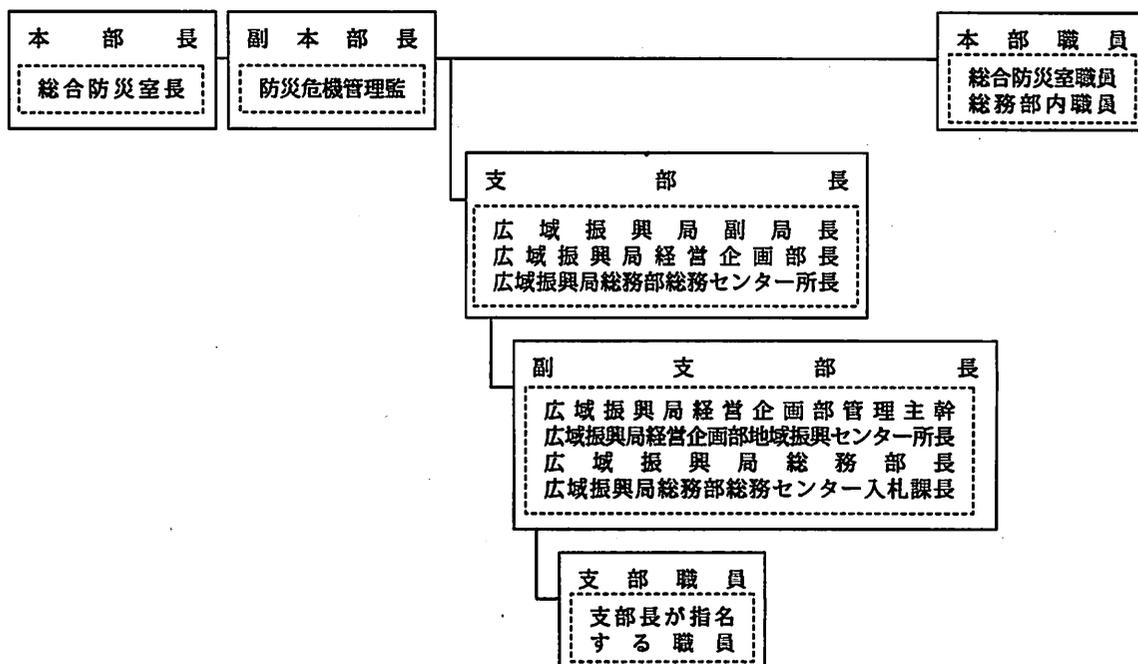
- 災害警戒本部は、「岩手県災害警戒本部設置要領」（資料編5-8）に基づき設置し、主に災害情報の収集を行う。

(1) 設置基準

設置基準	設置の対象
岩手山又は秋田駒ヶ岳に噴火警報（火口周辺）のうち噴火警戒レベル3が発表された場合	当該火山が所在する市町村を管轄する地方支部
八幡平又は栗駒山に噴火警報（火口周辺）（対象範囲が「火口から居住地域（居住地域が不明瞭な場合は山麓）近くまでの広い範囲の火口周辺」の場合に限る。）が発表された場合	当該火山が所在する市町村を管轄する地方支部

(2) 組織

○ 災害警戒本部の組織は次のとおりである。



(3) 分掌事務

○ 災害警戒本部の分掌事務は、次のとおりである。

- ア 火山に関する予報・警報・情報及び気象予報・警報等の受領及び関係機関への伝達
- イ 火山に関する予報・警報・情報、気象情報及び河川の水位情報の収集並びに関係機関への伝達
- ウ 各地域の地象等に関する状況及び被害発生状況の把握
- エ 市町村等の対応状況の把握
- オ その他の情報の把握

(4) 関係各課の防災活動

○ 災害警戒本部の設置と並行して、関係各課においては、次の防災活動を実施する。

部	課等	出先機関	担当内容
保健福祉部	保健福祉企画室	広域振興局 保健福祉環境部等	1 人的被害及び住家被害情報の収集 2 社会福祉施設等被害情報の収集
	農林水産部	農林水産企画室	1 農業施設被害情報の収集 2 農作物等被害情報の収集 3 家畜等被害情報の収集 4 水産関係被害情報の収集
農林水産部	農村建設課	広域振興局 農政(林)部等	農地農業用被害情報の収集
	県土整備部	道路環境課	交通規制情報の収集
県土整備部	河川課	広域振興局 土木部等	1 河川水位情報の収集 2 降水情報の収集 3 ダムの流量調整

	砂防災課		国土交通省所管土木施設被害情報の収集
	港湾課		港湾施設被害情報の収集
	都市計画課		都市施設等被害情報の収集
	下水環境課	広域振興局 土木部等 流域下水道事務所	下水道施設被害情報の収集
警察本部	警備課	警察署	1 火山に関する予報・警報・情報及び気象予報・警報等の伝達 2 災害情報及び気象情報の収集 3 警備部隊の招集、配置及び運用

注) 警察本部においては、「岩手県警察災害警備警戒本部」を設置し、上記活動を行う。

(5) 廃止基準等

- 災害警戒本部は、気象予報・警報等が解除された場合等において、本部長が、災害のおそれなくなったと認めるときに廃止する。
- 本部長は、災害による被害が相当規模を超えると見込まれる場合は、災害警戒本部を廃止し、災害対策本部を設置する。

2 災害対策本部

- 災害対策本部は、災害対策基本法第 23 条の規定に基づき設置し、災害応急対策を迅速、的確に実施する。
- 災害対策本部は、国の非常災害現地対策本部又は緊急災害現地対策本部が置かれたときは、これと密接な連絡調整を図り、支援、協力等を求める。なお、県は、火山災害時における国等との円滑な連携を期するため、非常災害対策本部等の現地災害対策本部が設置される場合に備え、あらかじめ設置場所の検討を行う。

(1) 設置基準

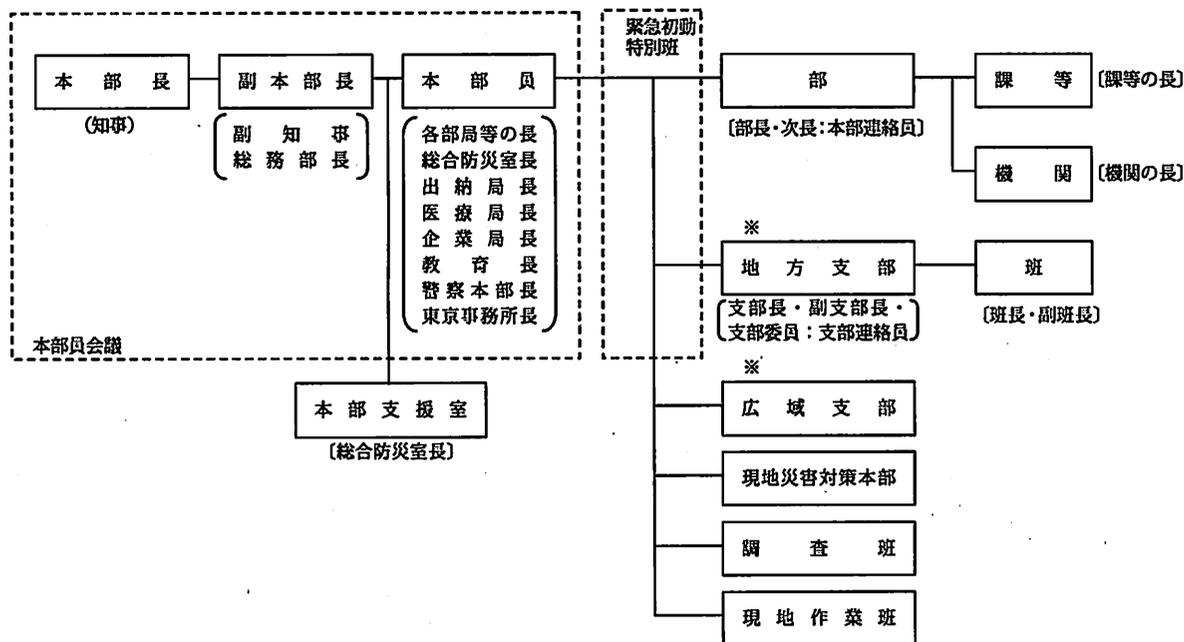
区分	設置基準 (広域支部及び地方支部は配備基準)	配備職員の範囲
(1) 指定職員配備(1号)体制	ア 岩手山又は秋田駒ヶ岳に噴火警報(居住地域)のうち噴火警戒レベル4が発表された場合 イ 八幡平又は栗駒山に噴火警報(居住地域)又は噴火警報(山麓)が発表された場合	別表第9に掲げる課等の長及び主査相当職以上の職員で各本部長が指名したもの並びに本部支援室の職員
	ア 所管区域内の火山(岩手山又は秋田駒ヶ岳に限る。)に噴火警報(居住地域)のうち噴火警戒レベル4が発表された場合 イ 所管区域内の火山(八幡平又は栗駒山に限る。)に噴火警報(居住地域)又は噴火警報(山麓)が発表された場合	配備基準のいずれかに該当する広域支部の広域支部長、副広域支部長、広域支部委員及び主査相当職以上の職員で広域支部長が指名したもの並びに地方支部の別表第9に掲げる部の長及び主査相当職以上の職員で各支部長が指名したもの

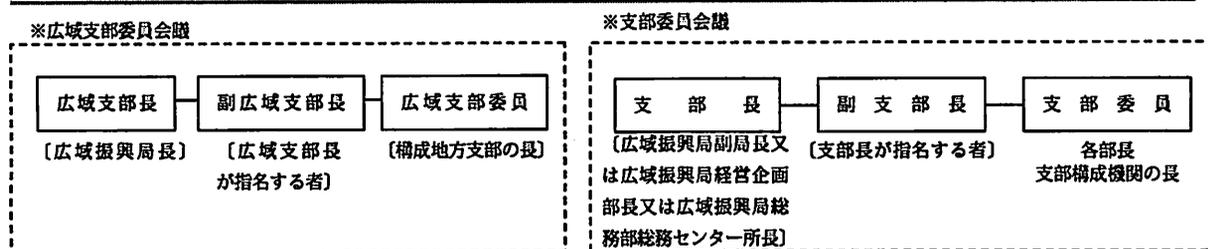
(2) 主査以上配備(2号)体制	本部	ア 岩手山又は秋田駒ヶ岳に噴火警報(居住地域)のうち噴火警戒レベル5が発表された場合 イ その他本部長が特に必要と認めた場合	主査相当職以上の全職員及び本部支援室の職員
	広域支部及び地方支部	ア 所管区域内の火山(岩手山又は秋田駒ヶ岳に限る。)に噴火警報(居住地域)のうち噴火警戒レベル5が発表された場合 イ その他本部長が特に必要と認めた場合	配備基準のいずれかに該当する広域支部の広域支部長、副広域支部長、広域支部委員及び主査相当職以上の職員で広域支部長が指名したもの並びに地方支部の主査相当職以上の全職員
(3) 全職員配備(3号)体制	本部	ア 大規模な災害が発生した場合において、本部長が本部のすべての組織及び機能を挙げて災害応急対策を講じる必要があると認めたとき。 イ その他本部長が特に必要と認めた場合	全職員
	広域支部及び地方支部	ア 大規模な災害が発生した場合において、本部長が本部のすべての組織及び機能を挙げて災害応急対策を講じる必要があると認めたとき。 イ その他本部長が特に必要と認めた場合	配備基準のいずれかに該当する広域支部の広域支部長、副広域支部長、広域支部委員及び主査相当職以上の職員で広域支部長が指名したもの並びに地方支部の全職員

注) 上記中欄の「広域支部及び地方支部の配備基準」及び上記右欄の「配備職員の範囲」は、「岩手県災害対策本部規程」(資料編5-7)に基づく。

(2) 組織

○ 災害対策本部の組織は、次のとおりである。





ア 本部員会議

- 本部員会議は、災害応急対策の総合的方針を決定するとともに、各部において実施する災害応急対策の連絡、調整を行う。

イ 広域支部委員会

- 広域支部委員会議は、広域的な災害応急対策の連絡、調整を行う。

ウ 支部委員会議

- 支部委員会議は、各班において実施する災害応急対策の連絡、調整を行う。

エ 部

- 部は、本庁における災害活動組織として、本部員会議の決定した方針に基づき、災害応急対策の実施に当たる。
- 本部には、本部長の命令の伝達、各部間の連絡調整及び情報収集を行うため、各部長が当該部内の職員のうちから指名する本部連絡員を置く。

オ 広域支部

- 広域支部は、管内の地方支部間との調整を図りながら、地方における広域的な災害応急対策の実施にあたる。

カ 地方支部

- 地方支部は、災害現地における災害活動組織として、管内の市町村と緊密に連絡の上、災害応急対策の実施に当たる。
- 地方支部には、支部長の命令の伝達、各班間の連絡調整及び情報収集を行うため、各班長が当該班員内の職員のうちから指名する支部連絡員を置く。
- 支部長は、必要に応じ、職員の中から連絡員を指名した上で、当該連絡員を市町村その他の関係機関に派遣し、情報の収集及び地方支部からの情報の伝達に当たらせる。

キ 現地災害対策本部

- 現地災害対策本部は、大規模な火山災害が発生し、災害応急対策を実施するため、本部長が必要と認めたときに設置し、災害地において災害対策本部の事務の一部を行う組織として災害情報の収集、地方支部及び現地作業班等の指揮、監督、市町村等との連絡調整を行う。
- 現地災害対策本部は、現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員その他の職員で構成し、本部長が副本部長、本部員その他の職員から指名する。

ク 本部支援室

- 本部支援室は、各部の総合調整、関係機関との連絡調整等を行い、岩手県災害対策本部規程で定められた分掌事務を処理する。

ケ 緊急初動特別班

- 本部長及び地方支部長は、夜間、休日等の勤務時間外における災害発生時において、災害対策本部の活動体制が整うまでの間の初動体制を確立するため、緊急初動特別班を設置

する。

- 緊急初動特別班員は、毎年度、各部長及び地方支部長の推薦に基づき総合防災室長が指名する。
- 緊急初動特別班は、総合防災室長及び地方支部長直属の組織とし、本部又は地方支部の活動体制が整うまでの初動組織として活動する。
- 緊急初動特別班員は、本部又は地方支部から配備指令があった場合又は災害対策本部主査以上配備（2号）に係る設置基準に該当する事態が発生したと認識した場合は、直ちに所定の参集場所に参集し、担当業務を遂行する。
- 総合防災室長又は地方支部長は、本部または地方支部の体制が整い、緊急初動特別班が所期の目的を達したと認める場合は、これを解散し、所属先に身分を移管する。

コ 調査班

- 調査班は、本部長が必要と認めるときに設置し、災害現場における被害状況並びに被災市町村における行政機能の状況及び必要な支援内容等を調査し、本部長に報告する。
- 班長は、本部長が指名し、班員は、総合防災室長が関係部長と協議の上、指名する。

サ 現地作業班

- 現地作業班は、本部長が災害現地における応急対策活動上必要があると認めるときに設置し、救護、防疫の指導その他の災害応急対策の実施又は指導に当たる。
- 班長及び班員は、所管の部長が指名する。

(3) 分掌事務

- 災害対策本部の分掌事務は、「岩手県災害対策本部規程」（資料編5-7）に定めるところによる。この場合において、同規程が改正されたときは、この計画が修正されるまでの間は、この計画の定めは、同規程の改正内容により修正されたものとみなす。
- 各部は、平常時から所管する次の事項について、活動マニュアルを作成するなど、迅速かつ円滑な災害応急対策の実施方法を定め、及び当該活動マニュアルに基づいて訓練を行うなど、災害時の分掌事務を遂行するために必要な準備を行う。

区 分		活 動 項 目
災 害 発 生 前	1 事前の情報収集、連絡調整	(1) 気象状況の把握及び分析 (2) 火山に関する予報・警報・情報及び気象予報・警報等の迅速な伝達 (3) 盛岡地方気象台、広域振興局、市町村その他の防災関係機関との連絡、配備体制、予防対策、避難対策の事前打合せ及び警戒体制の強化
	2 災害対策用資機材の点検整備	(1) 災害対策用物資及び機材の点検整備 (2) 医薬品及び医療資機材の点検整備 (3) 防疫薬剤及び防疫用資機材の点検整備
	3 公安警備対策	(1) 避難勧告、指示及び避難誘導及びその準備 (2) 交通規制の実施

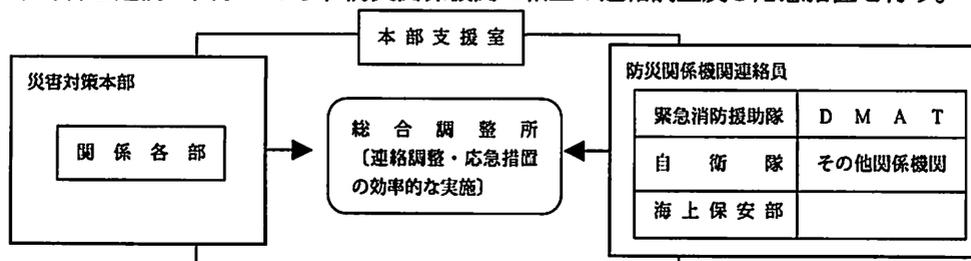
	4 避難対策	(1) 市町村長に対する避難勧告、指示の助言 (2) 避難勧告、指示の放送要請 (3) 避難状況の把握 (4) 避難所の設置、運営に対する支援	
	5 活動体制の整備	(1) 本部員となる部局長による対策会議の設置 (2) 広域振興局に対する本庁の対策動向の連絡 (3) 自衛隊連絡職員の県本部への派遣要請 (4) 医療部各医療救護班の活動開始準備	
	6 活動体制の徹底	(1) 本部、広域支部及び地方支部の配備体制及び職員の配備指令の徹底 (2) 報道機関に対する本部設置の発表 (3) 市町村その他の防災関係機関に対する本部設置の通知 (4) 災害応急対策用車両等の確保 (5) 各部、広域支部及び地方支部の配備状況の把握 (6) 地方支部に対する管内市町村の被害速報の収集報告指令（人的及び住家被害情報の優先）	
	災害発生後	1 情報連絡活動	(1) 被害状況の迅速、的確な把握 (2) 被害速報の集計及び報告 (3) 災害情報の整理 (4) 災害情報の各部及び防災関係機関への伝達 (5) 火山に関する予報・警報・情報及び気象予報・警報等の把握及び伝達 (6) 警察本部等との災害情報の照合
		2 本部員会議の開催	(1) 災害規模及び動向の把握 (2) 災害情報及び現地報告等に基づく災害応急対策の検討 (3) 自衛隊災害派遣要請 (4) 災害救助法の適用 (5) 災害応急対策の調整 (6) 配備体制の変更 (7) 現地災害対策本部の設置並びに調査班及び現地作業班の派遣 (8) 本部長指令の通知
		3 災害広報	(1) 災害情報及び災害応急対策の報道機関への発表 (2) 災害情報及び災害対策の庁内放送 (3) 災害写真、災害ビデオ等の撮影、災害情報等の広報資料の収集
4 公安警備対策		(1) 避難勧告、指示及び避難誘導 (2) 被災者の救出救護 (3) 交通規制の実施	

5 避難対策	(1) 市町村長に対する避難勧告、指示の助言 (2) 避難勧告、指示の放送要請 (3) 避難状況の把握 (4) 避難所の設置、運営
6 自衛隊災害派遣要請	(1) 孤立地帯の偵察及び救護 (2) 被災者の捜索、救助 (3) 給食給水活動
7 国及び他の都道府県に対する応援要請	(1) 被災者の捜索、救助要請 (2) 食料、生活必需品及び災害応急対策用資機材の調達及びあっせん要請 (3) 災害応急対策活動要員の派遣要請
8 ボランティア活動対策	(1) ボランティア活動のニーズの把握 (2) ボランティアの受入・登録 (3) ボランティア活動の調整 (4) ボランティアの受入体制の整備
9 災害救助法適用対策	(1) 被害状況の把握 (2) 災害救助法の適用基準該当の有無の判定 (3) 救助の種類判定 (4) 災害救助実施計画の策定 (5) 災害救助法に基づく救助の実施
10 現地災害対策本部の設置並びに調査班及び現地作業班の派遣	(1) 編成指示 (2) 編成 (3) 派遣
11 機動力及び輸送力の確保	(1) 災害応急対策用車両等の確保 (2) 道路、橋りょう等の被害状況の把握 (3) 道路上の障害物の除去 (4) 道路交通の確保 (5) 港湾施設等の被害状況の把握 (6) 空港施設の被害状況の把握 (7) 航空輸送の確保
12 医療・保健対策	(1) 応急医療・保健活動の実施 (2) 医薬品・医療用資機材の調達あっせん
13 食料、生活必需品等物資の応急対策	(1) 食料の調達あっせん (2) 被服、寝具 などの生活必需品等物資の調達あっせん
14 給水対策	(1) 水源の確保及び給水の実施 (2) 応急給水用資機材の確保

15 防疫対策	(1) 防疫活動の実施 (2) 食品衛生活動の実施 (3) 防疫用資機材の調達あっせん
16 文教対策	(1) 応急教育の実施 (2) 県立学校等施設の応急対策の実施
17 農林水産応急対策	(1) 農林水産被害の把握 (2) 家畜等の避難の実施 (3) 病虫害防除の実施 (4) 家畜防疫の実施 (5) 技術指導の実施 (6) 動物用医薬品・医療用資機材の調達あっせん
18 土木応急対策	(1) 土木関係被害の把握 (2) 道路交通応急対策の実施 (3) 下水道応急対策の実施 (4) 直営工事応急対策の実施 (5) 浸水対策の実施 (6) 地すべり等危険地域における被害防止対策の徹底
19 関係省庁等への陳情要望対策	(1) 関係省庁等への要望書及び陳情書の提出 (2) 災害に対する国の動向把握及びその対策
20 被災者見舞対策	(1) 被災者（死亡、行方不明者及び全壊家屋）見舞のための職員派遣 (2) 被災者（死亡、行方不明者及び全壊家屋）への見舞金等の措置
21 被災者に対する生活確保対策	(1) 物価の値上がり防止対策 (2) 被災者の住宅対策 (3) 世帯更生資金対策 (4) 農林水産復旧対策 (5) 租税及び学校授業料等の減免並びに奨学金の貸与 (6) 商工業復旧対策 (7) 土木公共施設関係復旧対策 (8) 見舞金及び義援金品の受入れ及び配付

(4) 総合調整所の設置

- 本部長は、災害応急対策が的確かつ円滑に行われるよう、本部支援室に総合調整所を設置し、市町村と連携を図りながら、防災関係機関の相互の連絡調整及び応急措置を行う。



(5) 廃止基準

- 災害対策本部は、次の場合に廃止する。
 - ア 本部長が、県の地域に災害の発生するおそれなくなったと認めるとき
 - イ 本部長が、おおむね災害応急対策を終了したと認めるとき

第3 県の職員の動員配備体制

【本編・第3章・第1節・第3 参照】

4 自主参集

- 各配備体制の対象となる職員は、夜間、休日等の勤務時間外において、配備基準に該当する火山災害の発生を覚知したとき、又は噴火警戒レベル4以上に相当する噴火警報（居住地域）が発表されたときは、配備指令を待たずに、直ちに所属公所等に参集する。

5 所属公所に参集できない場合の対応

【本編・第3章・第1節・第3・5 参照】

第4 市町村の活動体制

【本編・第3章・第1節・第4 参照】

第5 防災関係機関の活動体制

【本編・第3章・第1節・第5 参照】

第2節 火山に関する予報・警報・情報及び気象予報・警報等の伝達計画

第1 基本方針

- 1 火山に関する予報・警報・情報及び気象予報・警報等並びに災害が発生するおそれがある異常な現象に係る伝達、通報を、迅速かつ確実に実施する。
- 2 通信設備が被災した場合においても、火山に関する予報・警報・情報及び気象予報・警報等を関係機関に伝達できるよう、通信手段の複数化に努める。

第2 実施機関（責任者）

実施機関	活 動 の 内 容
市町村本部長	1 火山に関する予報・警報・情報及び気象予報・警報等の周知 2 火災警報の発表
県本部長	火山に関する予報・警報・情報及び気象予報・警報等の市町村等に対する伝達
東北地方整備局 (岩手河川国道事務所)	火山に関する予報・警報・情報及び気象予報・警報等の関係機関に対する通知
東日本電信電話(株)又は西 日本電信電話(株)	気象予報・警報等の市町村に対する伝達
盛岡地方気象台	1 火山に関する予報・警報・情報及び気象予報・警報等の発表 2 火山に関する予報・警報・情報及び気象予報・警報等の関係機関に対する通知
日本放送協会盛岡放送局 (株)アイピーシー岩手放送 (株)テレビ岩手 (株)岩手めんこいテレビ (株)岩手朝日テレビ (株)エフエム盛岡 (株)ラヂオもりおか	} 火山に関する予報・警報・情報及び気象予報警報等の放送

[県本部の担当]

部	課 等	地方支部班	担 当 内 容
総務部	総合防災室	総務班	火山に関する予報・警報・情報及び気象予報・警報等の伝達
公安部	警備課、通信指令課	警察署班	火山に関する予報・警報・情報及び気象予報・警報等の伝達

第3 実施要領

1 火山に関する予報・警報・情報及び気象予報・警報等の種類及び伝達

火山に関する予報・警報・情報及び気象予報・警報等の種類及び内容は、次のとおりである。

(気象業務法に基づくもの)

(1) 火山に関する予報・警報・情報の種類と内容

種 類	内 容
噴火警報（居住地域）	居住地域およびそれより火口側における警戒が必要な場合にその対象範囲と警戒事項を随時発表。
噴火警報（火口周辺）	火口から少し離れた所まで、または火口から居住地域近くまでの広い範囲における火口周辺で警戒が必要な場合にその対象範囲と警戒事項を随時発表。
噴火予報	噴火警報を解除する場合、または火山活動が静穏（平常）な状態が続くことを知らせる場合にその旨を発表。
降灰予報	噴火が発生した場合で、住民等に降灰の影響が予想される場合に降灰が予想される地域を随時発表。
火山の状況に関する解説情報	火山活動が活発な場合等に火山性地震や微動回数及び噴火等の火山の状況を随時発表。

ア 噴火警戒レベルが導入されている火山の噴火警報・噴火予報

予報及び警報の別	対象範囲を付した警報の名称	略称	対象範囲	噴火警戒レベル（キーワード）	火山活動の状況	
噴火警報	噴火警報（居住地域）	噴火警報	居住地域及びそれより火口側	レベル5（避難）	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態。	
				レベル4（避難準備）	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される（可能性が高まってきている）。	
	噴火警報（火口周辺）		火口周辺警報	火口から居住地域近くまでの広い範囲の火口周辺	レベル3（入山規制）	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす（この範囲に入った場合に生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。
				火口から少し離れた所までの火口周辺	レベル2（火口周辺規制）	火口周辺に影響を及ぼす（この範囲に入った場合に生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。

噴火予報			火口内等	レベル1 (平常)	火山活動は静穏。火山活動の状況によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる（この範囲に入った場合に生命に危険が及ぶ）。
------	--	--	------	--------------	------------------------------------------------------------

注) ※1 噴火警戒レベルの詳細は火山ごとに作成。

イ 噴火警戒レベルが導入されていない火山の噴火警報・噴火予報

予報及び警報の別	対象範囲を付した警報の呼び方	略称	対象範囲	警戒事項等	火山活動の状況
噴火警報	噴火警報 (居住地域)	噴火警報	居住地域及びそれより火口側	居住地域嚴重警戒	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは発生すると予想される。
	噴火警報 (火口周辺)	火口周辺警報	火口から居住地域近くまでの広い範囲の火口周辺	入山危険	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす（この範囲に入った場合に生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。
			火口から少し離れた所までの火口周辺	火口周辺危険	火口周辺に影響を及ぼす（この範囲に入った場合に生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。
噴火予報			火口内等	平常	火山活動は静穏。火山活動の状況によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる（この範囲に入った場合に生命に危険が及ぶ）。

2 気象予報・警報等の種類及びその内容

(1) 気象予報・警報等の種類

火山情報及び気象予報・警報等の種類及びその内容は、次のとおりである。

(気象業務法に基づくもの)

ア 情報の種類

種類	内容
気象に関する情報	気象等の予報に係りのある台風やその他の異常気象について、注意報・警報の発表に先立って知らせたり、注意報・警報の発表時に現象の状況について解説するなど、防災の効果をあげるために注意報・警報と組み合わせて発表する。

	記録的短時間大雨情報	警報発表時に数年に一度しか起こらないような短時間の激しい雨（1時間に100mm以上）を観測し、より一層の警戒を呼びかける場合に発表する。
	土砂災害警戒情報	大雨警報が発表されている状況で、土砂災害が発生するおそれが高まった時に、市町村長が避難勧告等を発令する際の判断や住民の自主避難の参考となるよう、岩手県と盛岡地方気象台が共同で発表する。
	竜巻注意情報	竜巻、ダウンバースト等の激しい突風をもたらすような発達した積乱雲が存在しうる気象状況であるという現況を速報する気象情報で、雷注意報を補足する情報として発表する。
地震に関する情報	震度速報(※)	○発表基準 震度3以上 ○内容 地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名と地震の揺れの発現時刻を速報する。 〔気象庁震度階級表等 資料編3-2-1〕
	震源に関する情報	○発表基準 震度3以上（津波警報・注意報を発表した場合は発表しない） ○内容 地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表する。「津波の心配がない」または「若干海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」を付加する。
	震源・震度に関する情報	○発表基準 ・震度3以上 ・津波注意報・警報発表時 ・若干の海面変動がある場合 ・緊急地震速報（警報）を発表した場合 ○内容 地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度3以上の地域名と市町村名を発表する。 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表する。
	各地の震度に関する情報	○発表基準 震度1以上 ○内容 震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表する。 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その地点名を発表する。

	その他の情報	○発表基準 顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合など ○内容 顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表する。
	推計震度分布図	○発表基準 震度5弱以上 ○内容 観測した各地の震度データをもとに、1km四方ごとに推計した震度(震度4以上)を図情報として発表する。

注) ※ 震度速報は、盛岡地方気象台から直接の伝達を行わない。

イ 注意報の種類と発表基準

	種類	発表基準
気象注意報	風雪注意報	風雪によって被害が予想され、次の条件に該当する場合 ○ 雪に伴い、平均風速が10m/S以上と予想される場合
	強風注意報	強風によって被害が予想され、次の条件に該当する場合 ○ 平均風速が10m/S以上と予想される場合
	大雨注意報	大雨によって被害が予想され、区域内の市町村で一定の基準に到達することが予想される場合 [気象警報発表基準等 資料編3-2-2]
	大雪注意報	大雪によって被害が予想され、次の条件に該当する場合 ○ 12時間の降雪の深さが 二戸地域・盛岡地域 平野部 15cm以上 山沿い 20cm以上 遠野地域 15cm以上 花北地域・奥州金ヶ崎地域・両磐地域 平野部 15cm以上 山沿い 25cm以上 久慈地域・宮古地域・釜石地域・大船渡地域 平野部 15cm以上 山沿い 20cm以上 と予想される場合
	濃霧注意報	濃霧のため交通機関に著しい支障が生じるおそれがあると予想され、次の条件に該当する場合 ○ 濃霧のため視程が陸上で100m以下、海上で500m以下になると予想される場合
	雷注意報	落雷等により被害が予想される場合
	乾燥注意報	空気が乾燥し、火災の危険が大きいと予想され、次の条件に該当する場合 ○ 最小湿度40%以下、実効湿度65%以下で風速7m/S以上が2時間以上継続すると予想される場合 ○ 最小湿度35%以下で実効湿度60%以下と予想される場合
	霜注意報	早霜、晩霜等により農作物に著しい被害が予想され、次の条件に該当する場合 ○ 早霜、晩霜期に最低気温がおおむね、2℃以下になると予想される場合

低温注意報	夏期	低温により農作物等に著しい被害が予想され、次の条件に該当する場合 ○ 最高、最低、平均気温のいずれかが平年より4~5℃以上低い日が数日以上続くと予想される場合
	冬期	低温により水道凍結等大きな障害が予想され、次の条件に該当する場合 ○ 最低気温が内陸で-11℃以下、沿岸で-8℃以下になると予想される場合
着雪注意報 着氷注意報	着雪により通信線、送電線、樹木等に被害がおこると予想され、次の条件に該当する場合 ○ 大雪注意報の条件下で、気温-2℃より高いと予想される場合	
なだれ注意報	なだれが発生して被害があると予想され、次の条件に該当する場合 ○ 山沿いで24時間降雪の深さが40cm以上になると予想される場合 ○ 積雪が50cm以上あり、日平均気温5℃以上の日が継続すると予想される場合	
融雪注意報	融雪によって被害がおこるおそれがあると予想される場合	
洪水注意報	洪水によって被害がおこるおそれがあると予想され、区域内の市町村で一定の基準に到達することが予想される場合 〔気象警報発表基準等 資料編3-2-2〕	
地面現象注意報※	大雨、大雪等による山崩れ、地滑り等によって被害がおこるおそれがあると予想される場合	
浸水注意報※	浸水によって被害がおこるおそれがあると予想される場合	

注) ※1 地面現象注意報及び浸水注意報は、その注意事項を気象注意報に含めて行い、この注意報の標題は用いない。

※2 大きな地震等が発生し、土砂災害などの二次災害が発生しやすいと認められる場合は、大雨注意報などの基準を暫定的に引き下げて運用することがある。

〔気象警報発表基準等 資料編3-2-2〕

ウ 警報の種類と発表基準

種類		発表基準
気象警報	暴風警報	暴風によって重大な災害がおこるおそれがあると予想され、次の条件に該当する場合 ○ 平均風速が20m/S以上と予想される場合
	暴風雪警報	暴風雪によって重大な災害がおこるおそれがあると予想され、次の条件に該当する場合 ○ 雪に伴い、平均風速が20m/S以上と予想される場合
	大雨警報	大雨によって重大な災害がおこるおそれがあると予想され、区域内の市町村で一定の基準に到達することが予想される場合 〔気象警報発表基準等 資料編3-2-2〕

大雪警報	大雪によって重大な災害がおこるおそれがあると予想され、次の条件に該当する場合 ○ 12時間の降雪の深さが 二戸地域・盛岡地域・花北地域・奥州金ケ崎地域・両磐地域 平野部 40cm以上 山沿い 50cm以上 遠野地域 40cm以上 久慈地域・宮古地域・釜石地域・大船渡地域 平野部 30cm以上 山沿い 50cm以上 と予想される場合
洪水警報	洪水によって重大な災害がおこるおそれがあると予想され、区域内の市町村で一定の基準に到達することが予想される場合 〔気象警報発表基準等 資料編 3-2-2〕
地面現象警報※	大雨、大雪等による山崩れ、地滑り等によって重大な災害がおこるおそれがあると予想される場合
浸水警報※	浸水によって重大な災害がおこるおそれがあると予想される場合

注) ※1 地面現象警報及び浸水警報は、その注意事項を気象警報に含めて行い、この警報の標題は用いない。

※2 大きな地震等が発生し、土砂災害などの二次災害が発生しやすいと認められる場合は、大雨警報などの基準を暫定的に引き下げて運用することがある。

〔気象警報発表基準等 資料編 3-2-2〕

(消防法に基づくもの)

種 類	通 報 基 準
火災気象通報	気象の状況が火災の予防上危険であると予想され、次の条件に該当する野合 イ 最小湿度 40%以下、実効湿度 65%以下で風速 7m/S以上が2時間以上継続すると予想される場合 ロ 最小湿度 35%以下、実効湿度 60%以下と予想される場合 ハ 平均風速が 10m/S以上と予想される場合 (降雨、降雪中は通報しないこともある。)
火 災 警 報	火災気象通報が通知され、市町村の地域の気象状況が火災の発生又は拡大のおそれがあると認められる場合

(2) 伝達系統

火山に関する予報・警報・情報及び気象予報・警報等の発表機関及び伝達系統は、次のとおりとする。

予報・警報等の区分	発表機関	伝達系統
火山に関する予報・警報・情報	仙台管区気象台	火山情報に関する予報・警報・情報伝達系統図(資料編 3-2-10) のとおり。
気象、洪水についての予報及び警報並びに火災気象通報	盛岡地方気象台	気象予報・警報伝達系統図(資料編 3-2-3) のとおり。

地震に関する情報	気象庁	地震および津波に関する情報伝達系統図（資料編 3-2-6）のとおり。
火災警報	市町村長及び消防本部消防長	気象予報・警報伝達系統図（資料編 3-2-3）のとおり。

(3) 伝達機関等の責務

- 火山に関する予報・警報・情報及び気象予報・警報等の発表機関及び伝達機関は、火山に関する予報・警報・情報及び気象予報・警報等の発表、伝達、周知等が迅速かつ正確に行われるよう、伝達体制の整備を図るとともに、所管する防災事務に基づき、火山に関する予報・警報・情報及び気象予報・警報等の伝達先その他必要な要領を定める。
- 火山に関する予報・警報・情報及び気象予報・警報等の受領及び伝達に当たっては、夜間、休日等の勤務時間外における体制の整備に留意する。
- 火山に関する予報・警報・情報及び気象予報・警報等の伝達機関は、災害による通信設備が損壊した場合においても、火山に関する予報・警報・情報及び気象予報・警報等の受信、伝達等ができるよう、通信手段の複数化に努める。

(4) 県の措置

- 火山に関する予報・警報・情報及び気象予報・警報等の通知を受けた場合は、次により、直ちに通知を行う。

内 容	担当機関	通 知 先
火山に関する予報・警報・情報	総合防災室	(1) 関係市町村長 (2) 関係機関の長
気象予報・警報及び地震に関する情報		(1) 市町村長及び消防本部消防長 (2) 地方支部長 (3) 所管事務の執行上、気象予報・警報等を必要とする課長
火災気象通報		(1) 市町村長（消防に関する事務を処理する一部事務組合及び広域連合に加入している市町村の長を除く。） (2) 消防に関する事務を処理する一部事務組合の管理者及び広域連合長

- 夜間及び休日等における火山に関する予報・警報・情報及び気象予報・警報等の受領及び通知は、災害警戒本部又は災害対策本部が設置されている場合を除いて、本庁の守衛等が行う。
- 勤務時間外における地方支部長等に対する通知は、合同庁舎の当直員が受領し、これを関係出先機関に通知する。
- 気象予報・警報等の通知又は通報は、原則として「総合防災情報ネットワーク」等による一斉通報により行う。

(5) 市町村の措置

- 市町村長は、火山に関する予報・警報・情報及び気象予報・警報等を受領した場合は、必要に応じて、直ちに、その内容を関係機関に通知するとともに、地域内の住民、団体等に対して広報を行う。
- 市町村長は、あらかじめ、通知先の機関及び通知方法を定める。

- 火山に関する予報・警報・情報及び気象予報・警報等の受領後においては、ラジオ、テレビ等の報道内容に注意するとともに、地方支部及び関係機関との連携を密にするなど、的確な気象情報等の把握に努める。
- 市町村長は、同報系防災行政無線の整備により、住民、団体等に対する火山に関する予報・警報・情報及び気象予報・警報等の伝達手段の確保に努める。
- 火災警報の発令、火山に関する予報・警報・情報及び気象予報・警報等の広報は、おおむね次の方法による。

ア 同報系防災行政無線	エ 電話	キ 自主防災組織等の広報活動
イ 有線放送	オ 広報車	
ウ CATV	カ サイレン及び警鐘	

(6) 防災関係機関の措置

ア 東日本電信電話（株）又は西日本電信電話（株）

警報を受領した場合は、一般通信に優先して電話回線により、市町村に伝達する。

イ 放送事業者

ラジオ放送においては番組を利用し、また、緊急の場合は番組を中断し、テレビ放送においては字幕・スーパー等により放送する。

ウ その他の防災関係機関

それぞれの所管事務に応じて、関係団体等に通知する。

2 異常現象発生時の通報

(1) 異常現象発見者の通報義務

- 火山災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者は、速やかに最寄りの市町村長又は警察官若しくは海上保安官に通報する。
- 異常現象の通報を受けた警察官又は海上保安官は、その旨を当該市町村長に通報するとともに、(2) に定める担当機関の長に通報するよう努める。

(2) 市町村長等の通報先

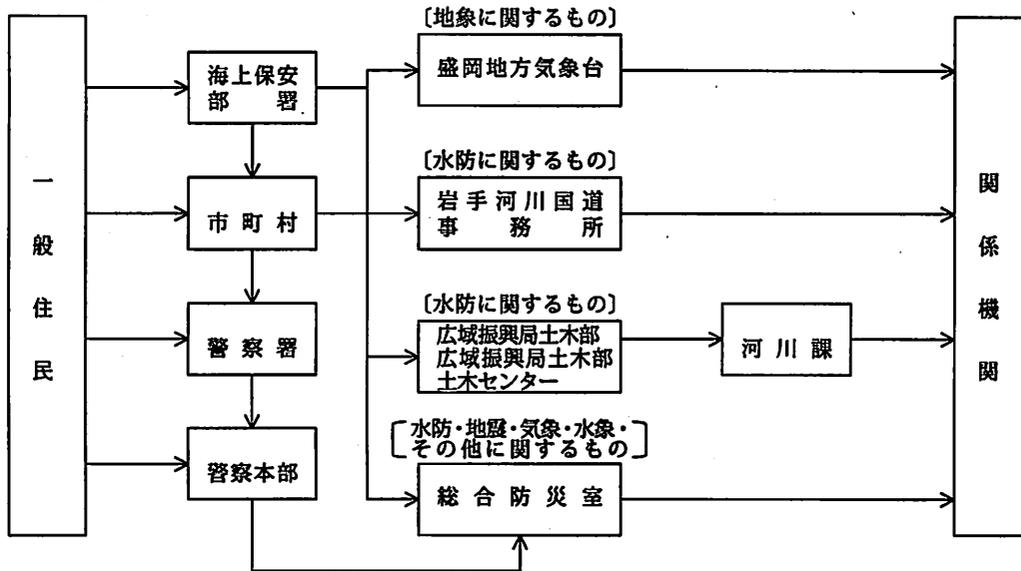
- 通報を受けた市町村長等は、次の区分により、担当機関の長に通報する。

種 類	担 当 機 関	通報を要する異常現象の内容
水防に関するもの	岩手河川国道事務所、広域振興局土木部、広域振興局土木部土木センター、総合防災室	県又は国の管理に属する河川に係るもの
気象、地象に関するもの	盛岡地方気象台、総合防災室	気象、地象に係るすべてのもの
その他に関するもの	総合防災室	国又は県の予防等の措置が必要と認められるその他の現象

- 市町村長等から通報を受けた担当機関の長は、その内容に応じて関係機関に通報する。
- 水防に関する異常現象の通報を受けた広域振興局等土木部長及び広域振興局土木部土木センター所長は、直ちにその旨を県土整備部河川課総括課長に報告する。
- その他に関する異常現象の通報を受けた総務部総合防災室長は、その内容に応じて、予防等

の措置を講ずべき所管の関係課長に通知する。

(異常現象の通報、伝達経路)



(3) 異常現象の種類

○ 通報を要する気象、地象に関する異常現象は、おおむね、次のとおりである。

区 分	異 常 現 象 の 内 容
水防に関する事項	堤防の異常
気象に関する事項	竜巻、強い降雹、強い突風等で著しく異常な気象現象
地象に関する事項	火山関係 (1) 噴火現象 噴火(噴石、火砕流、火砕サージ、溶岩流、土石流、火山泥流等)及びこれに伴う降灰等 (2) 噴火以外の火山性異常現象 ア 火山地域での地震の群発 イ 火山地域での鳴動の発生 ウ 火山地域での顕著な地形変化(山崩れ、地割れ、土地の昇沈陥没等) エ 噴気、噴煙の顕著な異常変化(噴気孔・火孔の新生拡大、移動、噴気・噴煙の量、色、臭、温度、昇華物の異常変化) オ 火山地域での湧泉の顕著な異常変化(湧泉の新生、湧出量、味、臭、色、濁度、温度の異常変化等) カ 火山地域での顕著な地温の上昇、地熱地帯の新生拡大、移動及びそれに伴う草木の立ち枯れ等 キ 火山付近の湖沼、河川の水の顕著な異常変化(量、濁度、臭、色の変化、軽石、死魚等の浮上、発泡、温度の上昇等)
	地震関係
その他に関する事項	通報を要すると判断される上記以外の異常な現象

第3節 通信情報計画

第1 基本方針

- 1 県、市町村その他の防災関係機関は、通信施設・設備の被災状況及び通信状況を把握するとともに、通信連絡システムを定め、通信手段の確保を図る。
- 2 通信施設等が損壊した場合には、代替通信手段の確保及び迅速な応急復旧に努める。
- 3 災害時における通信は、原則として専用通信施設により行うものとするが、災害により使用できない場合又は緊急を要する場合においては、他の防災関係機関の有する専用通信施設等を利用し通信の確保を図るものとし、東北地方非常通信協議会等を通じて防災関係機関相互の連携を強化する。

第2 実施要領

1 電気通信設備の利用

【本編・第3章・第3節・第2・1 参照】

2 専用通信施設の利用

- 専用通信施設の設置者は、災害時における通信連絡に当たっては、それぞれの専用通信施設を有効に活用する。
〔県内無線施設設置状況一覧表 資料編3-3-1〕
特に、移動系無線局については、防災拠点や被災地域に重点配分する。
- 専用通信施設の設置者は、可搬型地球局、携帯型地球局等の衛星通信施設を活用するほか、災害により専用通信施設が損壊した場合においても通信を確保できるよう、通信施設のサブシステム化に努めるとともに、応急復旧に要する要員及び資機材を確保する。
- 県は、「岩手県防災行政情報通信ネットワーク」における衛星通信システムにより通信を確保する。
また、「いわて情報ハイウェイ」の専用回線により市町村との通信を確保する。

専用通信施設の設置機関

設 備 名	設 置 者
消防庁消防防災無線設備	岩手県
中央防災無線設備	岩手県
岩手県防災行政無線設備	岩手県
いわて情報ハイウェイ有線設備	岩手県
岩手県企業局無線設備	岩手県企業局
警察電話（有線・無線）設備	岩手県警察本部
海上保安庁無線設備	八戸海上保安部、釜石海上保安部、宮古海上保安署
気象通信設備	盛岡地方気象台
国土交通省無線設備	岩手河川国道事務所、三陸国道事務所、釜石港湾事務所、北上川ダム統合管理事務所、岩手県
日本電信電話無線設備	東日本電信電話（株）岩手支店
日本赤十字社無線設備	日本赤十字社岩手県支部
東日本旅客鉄道（有線・無線）設備	東日本旅客鉄道（株）盛岡支社
東北電力（有線・無線）設備	東北電力（株）岩手支店
漁業無線設備	岩手県（水産技術センター）、宮古漁業協同組合、大槌無線漁業協同組合、釜石無線漁業協同組合、気仙郡漁業協同組合連合会、種市漁業協同組合、久慈市漁業協同組合、普代村漁業協同組合、田野畑村漁業協同組合、小本浜漁業協同組合、田老町漁業協同組合、重茂漁業協同組合

3 電気通信設備が利用できない場合の通信の確保

【本編・第3章・第3節・第2・3 参照】

4 防災相互通信用無線の整備

【本編・第3章・第3節・第2・4 参照】

5 通信運用マニュアルの作成等

【本編・第3章・第3節・第2・5 参照】

第4節 情報の収集・伝達計画

第1 基本方針

- 1 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害応急対策を円滑かつ的確に実施するため、災害情報の収集及び伝達を行う。
- 2 災害情報の収集、伝達に当たっては、防災関係機関と密接に連携を図る。
- 3 災害により、通信施設等が被災した場合においても、災害情報を関係機関に伝達できるよう、通信手段の複数化を図る。
- 4 災害応急対策の実施に当たっての重要な情報をあらかじめ選定し、その情報を優先的に収集、伝達する。

第2 実施機関

【本編・第3章・第4節・第2 参照】

第3 実施要領

1 災害情報の収集、報告

【本編・第3章・第4節・第3・1 参照】

2 災害情報収集の優先順位

【本編・第3章・第4節・第3・2 参照】

3 災害情報の報告要領

【本編・第3章・第4節・第3・3 参照】

4 災害情報通信の確保

【本編・第3章・第4節・第3・4 参照】

第5節 火山灰調査体制整備計画

第1 基本方針

火山灰の組成や降灰量に関する調査・分析は、火山活動のモニタリングやその後の噴火形態を予測するうえでの貴重なデータとなる。

山体が目視できない場合には、周辺地域への降灰状況から、噴火形態や山体への火山灰のたい積状況等を推測することが必要となる。

このため、国、県、市町村その他の防災関係機関は、火山周辺における降灰状況や火山灰の調査・分析等に関する体制を整備する。

第2 調査体制

国、県、市町村その他の防災関係機関は、火山周辺の降灰状況について、迅速な調査体制を整備する。

第6節 災害予測図修正計画

第1 基本方針

災害の状況は、噴火形態や積雪量等の条件により、防災マップに示すものと大きく異なる可能性がある。

噴火発生後に詳細な状況把握に基づいた再シミュレーションを行うことは、その後の各種の防災対応を実施するうえで非常に有効である。

再シミュレーションを行うために必要な地形変化を把握することが重要であり、国、県その他の防災関係機関は噴火発生後に災害予測図の修正を行い、その結果を受けて、国、県、市町村その他の防災関係機関は、対策について再検討する。

第2 修正計画等

1 修正計画

国、県その他の防災関係機関は、あらかじめ土石流等に関する再シミュレーションの実施計画を策定する。

計画は、以下の点に留意をして策定する。

- (1) 火山灰たい積状況に関する調査結果の収集
- (2) 再シミュレーションに必要な地形データ等の事前準備
- (3) 再シミュレーション結果に関する情報伝達体制及び情報伝達手段

2 修正に基づく対策

国、県、市町村その他の防災関係機関は、災害予測図の修正結果をもとに、対策の手順を再検討する。

第7節 広報広聴計画

第1 基本方針

- 1 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人心の安定を図るとともに、災害救助に対する協力及び復興への意欲を喚起し、災害応急対策を推進するために、広報広聴活動を実施する。
- 2 防災関係機関が広報活動を行うに当たっては、関係機関との密接な連携協力のもとに行うものとし、情報の混乱や誤報、遅延等の防止に努める。
- 3 報道機関は、各防災関係機関からの災害広報の要請に対して、積極的に協力するものとし、防災関係機関においても、報道機関に対して、資料の提供及び災害報道のための取材活動について積極的に協力する。
- 4 情報通信事業者は、広報手段に関する最新の技術、サービス等に関する情報を提供する等、災害広報の実施者の広報活動に協力するよう努める。
- 5 広報活動に当たっては、あらかじめ、住民・被災者の必要とする情報を選定のうえ、その優先順位を定める。
- 6 広聴活動に当たっては、住民・被災者の相談、要望等を広く聴取する。

第2 実施機関（責任者）

実施機関	広報広聴活動の内容
市町村本部長	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害の発生状況 2 気象予報・警報等及び災害発生時の注意事項 3 市町村長等が実施した避難準備情報、避難勧告、指示 4 避難所の開設状況 5 医療所、救護所の開設状況 6 道路及び交通情報 7 各災害応急対策の実施状況 8 災害応急復旧の見通し 9 二次災害の予防に関する情報 10 犯罪の予防及び人心安定のために必要な事項 11 安否情報及び避難者名簿情報 12 生活関連情報 13 相談窓口及び臨時災害相談所の開設状況 14 ボランティア、義援物資の受入れ等に関する情報 15 その他必要な情報

県本部長	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害の発生状況 2 気象予報・警報等及び災害発生時の注意事項 3 市町村長等が実施した避難勧告・指示 4 医療所・救護所の開設状況 5 交通機関の運行状況及び交通規制の状況 6 医療機関の情報 7 各災害応急対策の実施状況 8 災害応急復旧の見通し 9 安否情報 10 生活関連情報 11 相談窓口の開設状況 12 ボランティア、義援物資の受入れ等に関する情報 13 犯罪の予防及び人心安定のために必要な事項 14 その他必要な情報
東北地方整備局 (岩手河川国道事務所)	<ol style="list-style-type: none"> 1 気象予報・警報等及び災害発生時の注意事項 2 水防に係る指示 3 所管施設の被災状況、復旧状況及び災害応急復旧の見通し
東日本電信電話(株)岩手支店 エヌ・ティ・ティ・コミュニケ ーションズ(株) (株)エヌ・ティ・ティ・ドコモ KDDI(株)	<ol style="list-style-type: none"> 1 通信の途絶の状況 2 災害応急復旧の状況 3 利用者に協力をお願いする事項
日本銀行盛岡事務所	金融機関の営業開始、休日臨時営業、預貯金の便宜払戻措置、損傷日本銀行券及び貨幣の引換え措置
日本赤十字社岩手県支部	義援金の募集及び受付け情報
社会福祉法人岩手県社会福祉協議会	災害ボランティアの募集情報
社会福祉法人岩手県共同募金会	義援金の募集及び受付け情報
日本放送協会盛岡放送局	<ol style="list-style-type: none"> 1 気象予報・警報等の伝達 2 緊急警報放送 3 避難勧告、指示等の情報 4 災害の発生状況及び被害状況 5 各災害応急対策の実施状況
東日本高速道路(株)東北支社 (十和田・盛岡・北上・古川・ 八戸・秋田管理事務所)	<ol style="list-style-type: none"> 1 高速道路の被災状況及び交通規制の状況 2 災害応急復旧の状況 3 利用者への迂回路等の情報
東日本旅客鉄道(株)盛岡支社	<ol style="list-style-type: none"> 1 鉄道施設の被災状況 2 災害応急復旧の状況 3 利用者への代替輸送等の情報

火山災害対策編 第3章 災害応急対策計画

東北電力(株)岩手支店	1 電力関係施設の被災状況 2 災害応急復旧の状況 3 利用者への電力供給等の情報
(株)アイビーシー岩手放送 (株)テレビ岩手 (株)岩手めんこいテレビ (株)岩手朝日テレビ (株)エフエム岩手 (株)ラヂオもりおか	1 気象予報・警報等の伝達 2 避難勧告、指示等の情報 3 災害発生状況及び被害状況 4 各災害応急対策の実施状況
(株)岩手日報社 (株)朝日新聞社盛岡支局 (株)毎日新聞社盛岡支局 (株)読売新聞社盛岡支局 (株)河北新報社盛岡支社 (株)産業経済新聞社盛岡支局 (株)日本経済新聞社盛岡支局 (株)岩手日日新聞社 (株)デーリー東北新聞社盛岡支局 (株)日本農業新聞東北支所 (株)共同通信社盛岡支局 (株)時事通信社盛岡支局	1 避難勧告、指示等の情報 2 災害発生状況及び被害状況 3 各災害応急対策の実施状況
(株)岩手県バス協会 岩手県交通(株) 岩手県北自動車(株)	1 バス路線の復旧状況 2 利用者等への情報提供
三陸鉄道(株) IGR いわて銀河鉄道(株)	1 鉄道施設の被災状況 2 災害応急復旧の状況 3 利用者への代替輸送等の情報
(社)岩手県高圧ガス保安協会 盛岡ガス(株)	1 ガス関係施設の被災状況 2 災害応急復旧の状況 3 利用者へのガス供給等の情報

[県本部の担当]

部	課	地方支部班	担 当 業 務
総務部	総務室	総務班	所管業務に係る広報資料の収集、作成整理

	総合防災室	—	<ol style="list-style-type: none"> 1 放送協定に基づく放送事業者に対する放送要請 2 報道協定に基づく新聞事業者に対する報道要請 3 避難勧告、指示等が出された場合の報道機関に対する報道要請 4 自衛隊の災害派遣要請 5 ヘリコプターによる広報
秘書広報室	広聴広報課	総務班	報道発表、報道協力要請等報道機関への対応
政策地域部	政策推進室	総務班	所管業務に係る広報資料の収集、作成整理
環境生活部	環境生活企画室	総務班	<ol style="list-style-type: none"> 1 所管業務に係る広報資料の収集、作成整理 2 被災者の生活相談、苦情内容に応じた担当部課への仕分け
	環境保全課 県民くらしの安全課	保健環境班	所管業務に係る広報資料の収集、作成整理
保健福祉部	保健福祉企画室	福祉班 保健環境班	
	医療推進課	保健環境班	
	健康国保課		
	地域福祉課	福祉班	
商工労働観光部	商工企画室	総務班	
農林水産部	農林水産企画室	農林班 水産班	
県土整備部	県土整備企画室	土木班	
出納部	出納局	総務班	
企業部	経営総務室	—	
医療部	業務課	県立病院班	
教育部	教育企画室	教育事務所 班	被災児童、生徒に対する教育相談窓口の設置
	学校教育室		
公安部	総務課	警察署班	<ol style="list-style-type: none"> 1 所管業務に係る広報資料の収集、作成整理 2 人的被害等に関する報道発表等の報道機関への対応 3 被災地における広報 4 被災者の生活相談、苦情の受付
	県民課		
東京連絡部	—	—	関係省庁等に対する周知

第3 実施要領

1 広報活動

【本編・第3章・第5節・第3・1 参照】

2 広聴活動

【本編・第3章・第5節・第3・2 参照】

3 公安部の広報広聴活動

【本編・第3章・第5節・第3・3 参照】

第8節 交通確保・輸送計画

第1 基本方針

- 1 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、各道路管理者及び関係機関は相互に協力して、適切な交通規制及び円滑な応急復旧作業を行い、交通の確保を図る。
- 2 県本部長及び市町村本部長は、災害応急活動を迅速かつ効果的に実施するため、あらかじめ、緊急輸送道路を指定し、防災性の向上に努めるとともに、災害が発生した場合には、災害対策本部内に道路応急復旧のための専門班を配置し、優先的に交通の確保を図る。
- 3 県、市町村その他の防災関係機関は、災害応急対策の実施に係る要員及び物資等を迅速に輸送するため、あらかじめ、その保有する車両等の動員計画を定めるとともに、輸送関係事業者等の保有する車両等を調達し、緊急輸送体制を確保する。
- 4 緊急輸送の実施に当たっては、陸上輸送、海上輸送及び航空輸送の有機的な連携を図る。

第2 実施機関（責任者）

【本編・第3章・第6節・第2 参照】

第3 交通確保

1 情報連絡体制の確立

【本編・第3章・第6節・第3・1 参照】

2 防災拠点等の指定

【本編・第3章・第6節・第3・2 参照】

3 緊急輸送道路の指定

【本編・第3章・第6節・第3・3 参照】

4 応急復旧

(1) 復旧順位

- 道路管理者は、災害の態様と緊急度に応じて、相互に連携を図りながら復旧作業を行う。

(2) 復旧資材等の確保

- 道路管理者は、あらかじめ、県内各地域における復旧資材、機械等の状況を把握し、建設業協会等と応援協定を締結するなど、災害時における応急復旧に対処する供給体制を整備する。

(3) 復旧方法

- 道路上の火山灰、土砂、噴石、被災車両、放置車両、倒壊建物等の障害物を除去する。
- 段差、亀裂、陥没等を応急復旧する。

- 落橋した場合には、被災状況に応じて、組立式の仮橋あるいはH形鋼、覆工板等により応急復旧する。

(4) 迂回路の確保

- 道路管理者は、火山災害により道路が被災した場合は、直ちに復旧することは不可能な場合もあることから、被災し更に被害が拡大する危険があると判断した場合には、安全な道路による迂回路の確保に努める。

5 交通規制

【本編・第3章・第6節・第3・5 参照】

第4 緊急輸送

【本編・第3章・第6節・第4 参照】

第9節 公安警備計画

第1 基本方針

- 1 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、早期に警備体制を確立し、情報収集に努めるとともに、住民等の生命、身体及び財産の保護を第一とした災害警備活動を行う。
 なお、噴火形態によってはさらなる危険も予測されることから、火山活動の状況を十分に考慮のうえ、災害警備活動に当たるものとする。
- 2 本計画に定めのないものについては、「岩手県警察大規模災害警備計画」（以下、本節中「災害警備計画」という。）の定めるところによる。

第2 実施機関（責任者）

【本編・第3章・第7節・第2 参照】

第3 災害警備体制

【本編・第3章・第7節・第3 参照】

第4 実施要領

1 災害に関する予報及び警報の伝達

【本編・第3章・第7節・第4・1 参照】

2 災害に関する情報の収集・伝達

- 公安部長は、県本部各部長、市町村本部長及びその他の関係機関と緊密な連絡体制のもとに、災害警備活動上必要な災害に関する情報（以下、本節中「災害情報」という。）を収集する。
- 公安部長が収集する災害情報は、おおむね、次のとおりとする。

ア 災害の種別	キ 主要交通機関、電気通信機関の被害状況、復旧状況
イ 災害の発生した日時	ク 被害予想地域（山くずれ、地すべり、土石流、火山泥流等）の状況
ウ 災害の発生した場所又は地域	ケ 主要道路の状況
エ 当該地域の気象情報	コ 警察関係の被害状況
オ 被害の概要及び主要被害の状況	カ 避難者の状況
カ 避難者の状況	サ その他管内における治安状況

- 公安部長は、災害による人的・物的被害状況を迅速かつ的確に把握し、警察庁及び東北管区警察局に速やかに報告する。
- 公安部長は、災害情報の収集及び報告の迅速な処理を図るため、あらかじめ、所属職員の中から災害情報の収集、報告責任者を指定する。

3 情報通信の確保

【本編・第3章・第7節・第4・3 参照】

4 避難誘導

- 公安部長は、平素の警察活動を通じて、住民等に対して災害発生時の避難場所、避難経路及び避難時の留意事項について周知徹底を図る。
- 警察官が災害対策基本法第 61 条の規定により、避難のための立退きの指示を行うときは、市町村計画に定める避難先を示す。
- 警察官は、被災地域、災害危険箇所の現場状況を把握の上、安全な避難経路を選定し、避難誘導を行う。
- 避難誘導に当たり、高齢者、障がい者等に対しては、必要に応じて車両等を活用して避難誘導を行うなど、十分配慮する。

5 救出救助活動

【本編・第3章・第7節・第4・5 参照】

6 交通規制

- 公安部長は、災害による交通の混乱を防止し、住民等の避難路及び緊急通行路を確保するため、交通管理計画を定める。
- 公安部長は、第 8 節「交通確保・輸送計画」に定めるところにより、緊急通行路を確保する。
- 公安部長は、交通規制を円滑に実施するため、警備業者等と交通誘導に係る応援協定を締結するように努める。
- 公安部長は、災害発生時に運転者がとるべき措置について、次の事項を周知徹底する。
 - (1) 走行中の車両の運転者は、次により行動すること。
 - ア できる限り安全な方法により、車両を道路の左側に停止させる。
 - イ 停止後は、カーラジオ等で災害・交通情報を聞き、その情報及び周囲の状況に応じて行動する。
 - ウ 車両を置いて避難するときは、できるだけ道路外の場所に置く。
 - (2) 避難は、原則として徒歩によるものとし、車両による避難は、混乱に伴う危険発生のおそれがないと認められる場合その他特別の事由がある場合に限ること。
 - (3) 災害対策基本法に基づく交通規制時における通行禁止区域等内に存する運転手は、次の措置をとること。
 - ア 速やかに交通規制が行われている道路の区間以外の場所に移動する。
 - イ 移動困難な場合は、道路の左側に沿って駐車する。
 - ウ 通行禁止区域内において、警察官の指示を受けた場合は、その指示に従って車両の移動又は駐車を行う。
 - エ 前記ウに際して、警察官の指示に従わなかったり、運転手が現場にいないために措置ができない場合は、警察官がその措置をとることがあり、この場合、止むを得ない限度において、車両等を破損することがある。

7 死体の見分

【本編・第3章・第7節・第4・7 参照】

8 二次災害の防止

【本編・第3章・第7節・第4・8 参照】

9 社会秩序の維持

- 公安部長は、避難所の安全の確保を図るとともに、避難者等からの相談に当たるため、避難所への警察官の配置に努める。
- 警察官は、被災後の無人化した住宅街、商店等における犯罪、救援物資の輸送道路及び集積地における混乱等を防止するため、被災地及びその周辺におけるパトロール等を強化する。
- 警察官は、被災地における悪質商法等の生活経済事犯、暴力団等による民事介入暴力等の取締りを重点的に行い、被災地の社会秩序の維持に努める。
- 警察署においては、地域の自主防災組織等と安全確保に関する情報交換を行うなど連携強化を図る。

10 被災者等への情報伝達活動

【本編・第3章・第7節・第4・10 参照】

11 相談活動

【本編・第3章・第7節・第4・11 参照】

第10節 消防活動計画

第1 基本方針

- 1 大規模火災発生時には、消防機関は、防災関係機関と連携を図り、火災防ぎょ活動等を行う。
なお、噴火形態によってはさらなる危険も予測されることから、火山活動の状況を十分に考慮のうえ、火災防ぎょ活動等に当たるものとする。
- 2 市町村は、同時多発火災による被害を軽減するため、あらかじめ、大規模火災防ぎょ計画を定める。
- 3 市町村は、消防部隊の応援要請を行う必要が生じた場合においては、「消防相互応援に関する協定」に定めるところにより消防相互応援を行う。
- 4 本計画に定めのないものについては、消防組織法に基づく「消防計画」に定めるところによる。

第2 実施機関（責任者）

【本編・第3章・第8節・第2 参照】

第3 実施要領

- 1 市町村本部長の措置
【本編・第3章・第8節・第3・1 参照】
- 2 消防機関の長の措置
【本編・第3章・第8節・第3・2 参照】
- 3 緊急消防援助隊
【本編・第3章・第8節・第3・3 参照】
- 4 県本部長の措置
【本編・第3章・第8節・第3・4 参照】

第11節 水防活動計画

第1 基本方針

- 1 火山災害時における河川等の護岸、堤防の損壊及び山腹等の崩壊等によるせき止め、溢流、氾濫等による水災を警戒、防ぎよし、被害の軽減を図る。
- 2 水防区域の監視、警戒活動、ダム、水門等の操作及び応急水防措置が迅速かつ円滑に実施できるよう、重点的に水防活動を実施すべき地域を調査検討するとともに、事前配備体制の充実を図る。
- 3 水防活動上、必要な施設、設備の整備を計画的に推進する。

第2 実施機関（責任者）

【本編・第3章・第9節・第2 参照】

第3 実施要領

- 1 火山災害時における河川等の護岸、堤防の損壊及び山腹等の崩壊、火山泥流や火山噴出物によるせき止め、溢流、氾濫等による水災を警戒し、防ぎよし、これによる被害を軽減するための水防活動は、水防法第7条第1項の規定に基づく「岩手県水防計画」に定めるところにより実施する。
- 2 水防計画に定めのない地域における被害については、次の事項を重点として応急対策を実施する。
 - (1) 小河川の永久橋に浮流物が滞留して上流地域がダム化して浸水地域が生じ、下流地域に流失、土砂流入等の被害発生の危険がある住家に対する避難誘導、閉塞等防止の措置を講ずること。
 - (2) がけ崩れ等の事態により住宅被害の発生するおそれのある地域における住民に対する避難、誘導等の警戒体制を十分にすること。

第12節 河川水質管理体制整備計画

第1 基本方針

火山活動に伴い発生する河川の水質変化等に適切に対応し、飲料水、農業用水等への影響を最小限にする。

第2 整備計画

- 1 国及び県は、河川の水質管理について連携するよう体制を整備する。
- 2 国、県、市町村は河川の水質等に異常が発生した場合には、速やかに飲料水、農業用水等の各水利者へ情報伝達するよう体制を整備する。

第13節 県、市町村等応援協力計画

第1 基本方針

- 1 市町村は、「大規模災害時における岩手県市町村相互応援に関する協定」等に基づき、災害時における応援協力を行う。
- 2 県は、「大規模災害時の北海道・東北8道県相互応援に関する協定」等に基づき、災害時における応援協力を行う。
- 3 県、市町村その他の防災関係機関は、その所管事務に関係する団体等と応援協定の締結を勧め、また、あらかじめ応援部隊の活動拠点を確保し、訓練を実施するなど、日頃から、災害時において、協力を得られる体制の整備に努める。

第2 実施機関

【本編・第3章・第10節・第2 参照】

第3 実施要領

1 市町村の相互協力

【本編・第3章・第10節・第3・1 参照】

2 県による市町村応援

【本編・第3章・第10節・第3・2 参照】

3 都道府県の相互協力

【本編・第3章・第10節・第3・3 参照】

4 防災関係機関の相互協力

【本編・第3章・第10節・第3・4 参照】

5 団体等との協力

【本編・第3章・第10節・第3・5 参照】

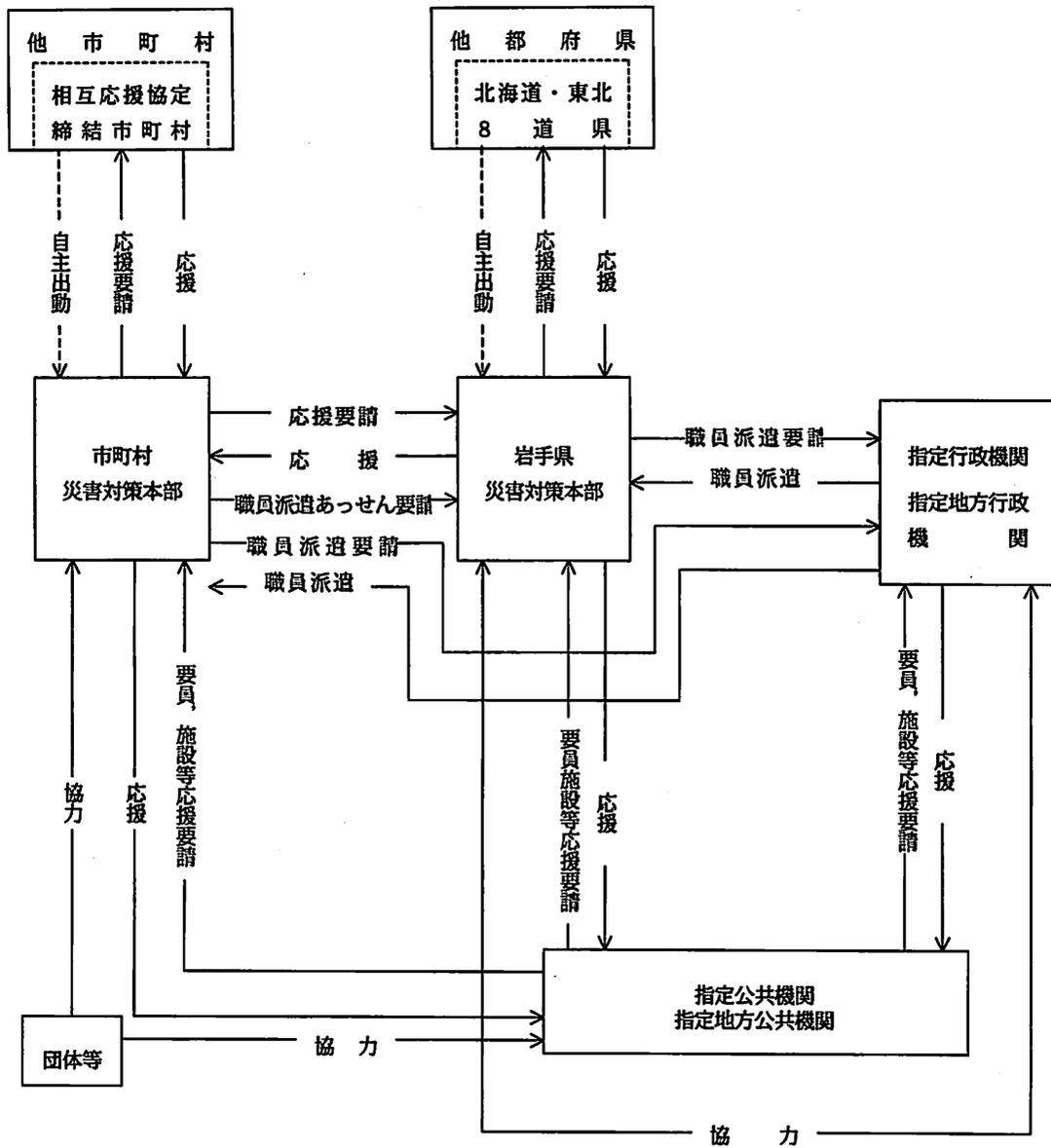
6 消防活動に係る相互協力

【本編・第3章・第10節・第3・6 参照】

7 経費の負担方法

【本編・第3章・第10節・第3・7 参照】

災害時における相互応援体制



第14節 自衛隊災害派遣要請計画

第1 基本方針

- 1 陸上自衛隊岩手駐屯部隊等は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、速やかに災害情報の収集に努めるとともに、県知事等からの災害派遣要請を受けて、又は、一定の条件下においては自主的に人命救助を第一義とする緊急救援活動を行い、引き続き、組織的救援活動を行う。なお、噴火形態によってはさらなる危険も予測されることから、火山活動の状況を十分に考慮のうえ、救援活動に当たるものとする。
- 2 県本部長は、災害派遣を決定した場合は、関係市町村その他の防災関係機関の長にその受入体制を整備させるとともに、災害派遣の活動に係る連絡調整に当たる。
また、緊急時に円滑な派遣活動が行われるよう、防災訓練等を通じ、自衛隊との連携強化を図るものとする。

第2 実施機関（責任者）

【本編・第3章・第11節・第2 参照】

第3 実施要領

1 災害派遣の基準

【本編・第3章・第11節・第2・1 参照】

2 災害派遣命令者

【本編・第3章・第11節・第2・2 参照】

3 災害派遣時に実施する救援活動

【本編・第3章・第11節・第2・3 参照】

4 災害派遣の要請手続

【本編・第3章・第11節・第2・4 参照】

5 災害派遣部隊の受入れ

(1) 災害派遣部隊との連絡調整

- 県本部長は、災害対策本部を設置した場合において、災害応急対策のため自衛隊と県本部との連絡を迅速緊密にするため必要と認めるときは、陸上自衛隊岩手駐屯地司令と協議の上、連絡調整所及び当該業務に係る車両の駐車場を確保する。
- 受入側の市町村その他の防災関係機関の長は、次の点に留意し、災害派遣部隊の活動が十分に達成されるように努める。
 - ア 派遣部隊との連絡職員を指名し、派遣する。
 - イ 陸上自衛隊岩手駐屯地司令と協議の上、連絡班室を設置する。
 - ウ 応援を求める活動内容、所要人員及び資機材等の確保について計画をたて、部隊到着後は速やかに作業が開始できるよう、あらかじめ、準備する。

エ 部隊集結地、ヘリポート、駐車場等を確保する。

オ 部隊が到着した場合は、部隊を目的地に誘導するとともに、現地連絡所を設け、部隊指揮官と次の事項について、連絡調整を図る。

- ① 災害情報の収集及び交換
- ② 災害派遣の可否についての検討及び派遣を要請する場合の部隊の規模、機関、地区等についての調整
- ③ 県等の保有する資機材等の準備状況
- ④ 自衛隊の能力、作業状況
- ⑤ 他の災害復旧機関等との競合防止
- ⑥ 関係市町村相互間における作業の優先順位
- ⑦ 宿泊及び経費分担要領
- ⑧ 撤収の時期及び方法

〔陸上自衛隊岩手駐屯地主要装備品 資料編 3-11-1〕

○ 市町村本部長は、ヘリコプターによる災害派遣を受け入れる場合においては、次により準備を行う。

ア 事前の準備

- ① ヘリポートとして使用する土地の所有者及び管理者との調整を行う。
- ② ヘリポートの位置の確認のため、ヘリポート及びその周辺地域を含む地図（縮尺1万分の1程度のもの）を提供する。
- ③ 夜間等の災害派遣に対応できるよう、ヘリコプター誘導のための照明器具を配備するとともに、緯度・経度（岩手県災害対策用地図）によりヘリポート位置を明らかにする。
- ④ 自衛隊があらかじめ行う、各ヘリポートへの離着陸訓練の実施に対して協力する。

イ 受入れ時の準備

- ① 離着陸地点には、H記号を風と平行方向に向けて表示するとともに、ヘリポートの近くに上空からの風向、風速の判定ができるよう、吹き流しを掲揚する。
- ② ヘリポート内の風圧により巻き上げられるものは、あらかじめ撤去する。
- ③ 砂塵が舞い上がる場合においては散水、積雪時においては、除雪又はてん圧を行う。
- ④ ヘリポート付近の住民に対して、ヘリコプターの離発着について広報を行う。
- ⑤ 物資を搭載する場合は、その形状及び重量を把握の上、事前に自衛隊と調整を行う。
- ⑥ 離発着時においては、ヘリポートには関係者以外立ち入らせない。

(2) 広域的派遣等への対応

県・市町村本部長は、自衛隊の広域的な部隊派遣に対応するため、以下のような場所について、あらかじめ確認や調整を図る。

- ア 大規模災害発生時における他県からの増援部隊の集結地点
- イ 岩手駐屯地避難時における代替活動拠点
- ウ 方面航空隊の航空機に関する駐機場所

6 自衛隊の自主派遣

【本編・第3章・第11節・第2・6 参照】

7 災害派遣に伴う経費の負担

【本編・第3章・第11節・第2・7 参照】

第15節 ボランティア活動計画

第1 基本方針

- 1 ボランティア活動に対しては、その自主性を尊重しつつ、その活動の円滑な実施が図られるよう支援に努める。
- 2 被災地におけるボランティア活動に対するニーズ把握に努める。
- 3 ボランティアの受付、ボランティア活動の調整、活動拠点の確保等その受入体制の整備に努める。

第2 実施機関（責任者）

【本編・第3章・第12節・第2 参照】

第3 実施要領

- 1 ボランティアに対する協力要請
【本編・第3章・第12節・第3・1 参照】
- 2 ボランティアの受入れ
【本編・第3章・第12節・第3・2 参照】
- 3 ボランティアの活動内容
【本編・第3章・第12節・第3・3 参照】

第16節 義援物資、義援金の受付け・配分計画

第1 基本方針

災害時において、被災者に対し県内外から寄せられる義援物資及び義援金について、その受入れ態勢及び配分方法等を定め、确实、迅速な被災者への配分を実施する。

第2 実施機関（責任者）

【本編・第3章・第13節・第2 参照】

第3 実施要領

【本編・第3章・第13節・第3 参照】

第17節 災害救助法の適用計画

第1 基本方針

- 1 県本部長は、災害による住家の滅失が一定規模以上となった場合、災害救助法（以下、本節中「法」という。）を適用し、法に基づく救助を実施する。
- 2 法に基づく救助は、県が実施機関となり、市町村はその補助機関として活動に当たるが、県本部長は、救助を迅速に行う必要がある場合は、個別の災害ごとに救助に関する事務の一部を市町村本部長に委任する。

第2 実施機関（責任者）

【本編・第3章・第14節・第2 参照】

第3 実施要領

【本編・第3章・第14節・第3 参照】

第18節 避難・救出計画

第1 基本方針

- 1 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、住民等の生命、身体の安全を確保するため、迅速かつ的確に注意喚起、避難勧告及び指示（以下、本節中「避難勧告等」という。）を行うとともに、避難支援従事者の安全を確保しながら、避難誘導を行う。
- 2 救出救助体制を整備し、逃げ遅れた者等の早急な救出活動を行う。
 なお、噴火形態によってはさらなる危険も予測されることから、火山活動の状況を十分に考慮のうえ、救出救助に当たるものとする。
- 3 被災者の避難生活先を確保するため、避難所を開設するとともに、その運営に当たっては避難者の生活環境に十分な注意を払い、常に良好なものとするよう努めるものとする。
 なお、避難所は、事前に避難誘導等をする高齢者等災害時要援護者や注意喚起に伴い自主的に避難する住民等にも対応できるよう迅速な開設に努める。

第2 実施機関（責任者）

1 避難勧告等

実施機関	担当業務
市町村本部長	地域住民、滞在者その他の者に対する避難のための立退き勧告、指示 〔水防法第29条、災害対策基本法第60条〕
県本部長	必要と認める区域の居住者に対する避難のための立退き指示 〔水防法第29条、地すべり等防止法第25条、災害対策基本法第60条、第61条、警察官職務執行法第4条〕
陸上自衛隊岩手駐屯部隊	1 その場に居合わせた者、事物の管理者その他の関係者に対する避難のための警告又は避難のための措置 〔自衛隊法第94条〕 2 災害派遣要請に基づく避難の援助

〔県本部の担当〕

部	課等	地方支部班	担当業務
総務部	総合防災室	—	自衛隊の災害派遣要請
県土整備部	河川課 砂防災課	土木班	避難のための立退き指示
公安部	警備課	警察署班	

2 警戒区域の設定

実施機関	担当業務
市町村本部長	警戒区域の設定による災害応急対策従事者以外の当該区域に対する

	立入りの制限、禁止、退去の命令 〔災害対策基本法第 63 条〕
県本部長	警戒区域の設定による災害応急対策従事者以外の当該区域に対する立入りの制限、禁止、退去の命令 〔災害対策基本法第 63 条、73 条〕
陸上自衛隊岩手駐屯部隊	警戒区域の設定による災害応急対策従事者以外の当該区域に対する立入りの制限、禁止、退去の命令 〔市町村長（市町村長の委任を受けてその職権を行う市町村の吏員を含む。）、警察官又は海上保安官がいない場合〕 〔災害対策基本法第 63 条〕

〔県本部の担当〕

部	課	地方支部班	担当業務
公安部	警備課	警察署班	警戒区域の設定

3 救出

〔本編・第3章・第15節・第2・3 参照〕

4 避難所の設置、運営

〔本編・第3章・第15節・第2・4 参照〕

第3 実施要領

1 避難勧告等

(1) 避難勧告等の内容

- 実施責任者は、次の内容を明示して、避難勧告等を行う。

ア 発令者	エ 避難対象地域	キ その他必要な事項
イ 避難勧告等の日時	オ 避難先	
ウ 避難勧告等の理由	カ 避難経路	

- 県本部長は、学識者等専門家との密接な連携のもとに、必要に応じ、市町村長に対し避難勧告等の助言を行う。

(2) 避難勧告等の周知

ア 地域住民等への周知

- 実施責任者は、避難勧告等の内容を、直接の広報（防災行政無線、広報自動車等）及び広報媒体（ラジオ、テレビ）によって、直ちに、地域住民等への周知徹底を図る。
- 県本部長は、市町村長から避難勧告等の報告を受けた場合は、報道機関を通じ地域住民等への周知を図る。また、観光施設等の不特定多数の者が集まる場所にあっても、あらかじめ、伝達体制を整備し、直ちに、来訪者に周知徹底を図る。

〔報道機関への放送協力要請（通知） 資料編3-5-1〕

- 避難勧告等の周知に当たっては、必要に応じ、聴覚、視覚障がい者、高齢者等の住居を個別に巡回するなど、障がい者等に配慮した方法を併せて実施する。

- 観光客、外国人等の地域外からの来訪者に対する避難勧告等の周知に当たっては、あらかじめ、火山防災マップ、案内板、避難標識等により表示し、避難対策の徹底に努める。
- 緊急を要する場合のほかは、あらかじめ警告を発し、住民等に避難のための準備をさせる。
- 避難勧告等に使用する信号の種類及び内容は、次のとおりとする。

種類及び内容		備考
鐘音	サイレン	
(連点) ○—○—○—○—○	3秒 2秒 3秒 2秒 3秒 △ △ △	近火信号をもって避難信号とする。

イ 関係機関相互の連絡

- 実施責任者は、避難勧告等を行った場合は、法令に基づく報告又は通知を行うほか、その旨を相互に連絡する。

〔報告又は通知事項〕

① 避難勧告等を行った者	③ 避難勧告等の発令時刻	⑤ 避難先
② 避難勧告等の理由	④ 避難対象地域	⑥ 避難者数

〔法令に基づく報告又は通知義務〕

報告又は通知義務者	報告又は通知先	根拠法令
市町村長	知事	災害対策基本法第60条第3項(報告様式は、第4節情報の収集・伝達計画第2参照)
知事	公示	災害対策基本法第60条第6項
知事又はその指示を受けた職員	当該区域を管轄する警察署長	地すべり等防止法第25条
水防管理者 知事又はその指示を受けた職員		水防法第29条
警察官、海上保安官	市町村長	災害対策基本法第61条第2項
警察官	公安委員会	警察官職務執行法第4条第2項
自衛官	大臣の指定する者	自衛隊法第94条第1項

(3) 避難の方法

- 避難は、原則として徒歩によるものとし、車両による避難は、混乱に伴う危険発生のおそれがないと認められる場合その他特別の事由がある場合に限る。
- 避難は、できるだけ自主防災組織を中心に、一定の地域、事業所単位ごとに集団で行う。

(4) 避難の誘導

- 市町村本部長は、あらかじめ、高齢者、障がい者など、自力で避難することが困難な者の居住状況等に配慮して、車両等の活用を含めた避難計画を定める。
- 実施責任者は、消防団、自主防災組織等の協力を待て、住民を安全かつ迅速に避難場所に誘導する。この場合において、高齢者、障がい者、傷病者、子供等の避難を優先する。
- 次の場合において、当該避難が困難と認められるときは、消防団員等を配置して誘導する。
 - ア 幼稚園、小学校、病院、社会福祉施設等の生徒、患者、入所者等の避難
 - イ 在宅の高齢者、障がい者等の避難

- 避難への援助のため、自衛隊の災害派遣を要請する場合の手続は、第14節「自衛隊災害派遣要請計画」に定めるところによる。

(5) 避難者の確認等

- 市町村職員、消防団員、民生委員等は、避難場所等及び避難対象地域を巡回し、避難者の確認を行うとともに、避難が遅れた者の救出を行う。

ア 避難場所（避難所）

- ① 避難した住民等の確認
- ② 特に、自力避難が困難な高齢者、障がい者等の安否の確認

イ 避難対象地域

- ① 避難が遅れた者又は要救出者の有無の確認
- ② 避難が遅れた者等の避難誘導、救出

(6) 避難経路の確保

- 県警察は、避難経路を確保するため、必要がある場合は、避難道路及び避難場所等の周辺道路の交通規制を行う。
- 市町村本部長は、避難の障害となるおそれのある物件等を除去し、安全性を確保する。

(7) 避難支援従事者の安全確保

- 市町村本部長は、あらかじめ定めた安全確保策に従い、避難支援従事者（消防団、自主防災組織、民生委員、社会福祉施設職員等であって、避難の誘導、避難者の確認等に従事する者をいう。）の安全の確保を図る。

2 警戒区域の設定

(1) 警戒区域の設定

- 実施責任者は、災害が発生し、又は発生しようとしている場合で、人の生命又は身体に対する危険を防止するために特に必要があると認めるときは、次の事項を明示して、警戒区域を設定する。

ア 発令者	ウ 警戒区域設定の理由	オ その他必要な事項
イ 警戒区域設定の日時	エ 警戒区域設定の地域	

- 県本部長は、学識者等専門家及び防災関係機関との密接な連携のもとに、必要に応じ、市町村長に対し警戒区域設定の助言を行う。
- 実施責任者は、災害応急対策に従事する者以外の者に対して警戒区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずることができる。

(2) 警戒区域設定の周知

ア 地域住民への周知

- 実施責任者は、警戒区域設定の内容を、直接の広報（防災行政無線、広報自動車等）及び広報媒体（テレビ、ラジオ）により、地域住民等への周知徹底を図るとともに、ロープ等によりこれを明示する。

イ 関係機関相互の連絡

- 実施責任者は、警戒区域を設定した場合、法に基づく報告又は通知を行うほか、その旨を相互に連絡する。

〔報告又は通知事項〕

① 警戒区域設定を行った者	③ 警戒区域設定の発令時刻
② 警戒区域設定の理由	④ 警戒区域設定の地域

〔法令に基づく報告又は通知義務〕

報告又は通知義務者	報告又は通知先	根拠法令
県知事	市町村長	災害対策基本法施行令第30条第3項
警察官、海上保安官		災害対策基本法第63条第2項
災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官		災害対策基本法第63条第3項

3 救出

【本編・第3章・第15節・第3・3 参照】

4 避難所の設置、運営

(1) 避難所の設置

- 市町村本部長は、あらかじめ定める避難計画に従い、避難所を設置した場合は、食料水、毛布、医薬品、仮設トイレ、テレビ、ビデオ、洗濯機、乾燥機等、避難生活に必要な物資等を調達する。
- 市町村本部長は、避難者の家財道具等の保管場所の確保に努める。
- 市町村本部長は、避難所の設置に当たっては、在宅の高齢者及び障がい者、乳幼児、妊産婦等に配慮した環境の確保に努める。
- 市町村本部長は、当該市町村が設置する避難所だけでは対応できない場合においては、次の方法により避難所を確保する。
 - ア 隣接市町村長と協議し、当該市町村地域内にある建物又は土地を、委託し、又は借上げて避難所を設置する。
 - イ 県本部長と協議し、県有の施設又は民間アパート等を避難所とする。
 - ウ 県本部長は、イの場合に備え、あらかじめ、県有施設又は民間アパート等の中から、避難所を選定する。
 - エ 隣接市町村長及び県本部長は、受入れ体制を整備するとともに、その運営に協力する。
また、市町村本部長は、所属職員の内から管理者を定め、当該避難所の運営に当たる。
- 市町村本部長は、避難所を開設した場合、次の事項を住民等に周知するとともに、県に報告する。
 - ア 開設日時及び場所
 - イ 開設箇所数及び各避難所の避難者数
 - ウ 開設期間の見込み
- 避難所収容の対象となる者は、次に掲げる者とする。

区 分	対 象 者
災害により、現に被害を受けた者	ア 住家が被害を受け、居住の場所を失った者
	イ 旅館の宿泊人、一般家庭の来訪者など、現実に災害を受けた者
災害により、現に被害を	ア 避難勧告等をした場合の避難者

受けるおそれのある者	イ 避難勧告等はないが、緊急に避難することが必要である者
------------	------------------------------

(2) 避難所の運営

- 市町村本部長は、あらかじめ定める避難計画に従い、避難所の円滑な運営に努める。
- 市町村本部長は、避難者数、ボランティア数、物資の種類及び数量等について偏ることのないよう、調整を行う。
- 市町村本部長は、地域住民やボランティア団体等の協力を得ながら、計画的に生活環境の整備を図る。

また、環境整備を図る際は災害弱者に配慮するものとする。

- ア 避難者、住民組織、支援ボランティア等の連携による被災者の自治組織の育成
- イ 安否情報、食料生活必需品等の配給情報、生活情報、火山活動情報等各種情報の提供
- ウ ホームヘルパー等による介護の実施
- エ 生活相談、こころのケア、健康相談、保健指導等の実施
- オ プライバシーの確保及び男女のニーズの違い等男女双方の視点等への配慮
- カ 文字放送テレビ、ファクシミリ等の設置、手話通訳者の派遣等障がい者に対する情報提供体制の整備
- キ 避難所への警察官の配置による安全の確保

- 市町村本部長は、関係機関の協力を得ながら、避難者の愛玩動物の受入れについて留意する。
- 市町村本部長は、学校を避難場所として使用する場合には、応急教育の支障とならないよう学校長及び避難者の自治組織等と協議を行い、必要な調整を行う。
- 県本部長及び市町村本部長は、避難生活が長期化すると認められる場合は、可能な限り、応急仮設住宅や公営住宅のあっせんに努めるほか、必要に応じ、旅館、ホテル等の宿泊施設の活用に努める。

(3) 被災市町村以外の市町村による避難所の設置等

- 被災市町村以外の市町村の避難所の設置及び運営については、(1) 及び (2) の定めを重要とする。

(4) 災害救助法を適用した場合の避難所設置

- 災害救助法を適用した場合における対象、費用の限度額、期間等は、第17節「災害救助法の適用計画」に定めるところによる。

[市町村における避難所の指定状況 資料編2-5-1]

5 帰宅困難者対策

【本編・第3章・第15節・第3・5 参照】

6 避難所以外の在宅避難者に対する支援

【本編・第3章・第15節・第3・6 参照】

第19節 医療・保健計画

第1 基本方針

- 1 救急・救助の初動体制を確立し、県内の災害派遣医療チーム（以下、本節中「岩手DMAT」という。）、関係医療機関及び防災関係機関との密接な連携の下に、迅速かつ適切な医療活動を行う。
- 2 水道、電気、ガス等ライフラインの機能停止、医療施設自体の被災による機能低下等に対応するため、災害時における地域医療の拠点となる災害拠点病院を整備することにより、後方医療体制の確保を図る。
- 3 効果的な医療活動を行うため、迅速・正確な情報の伝達及び傷病者の搬送体制の確立を図る。
- 4 被災者の心身両面にわたる健康を維持するため、保健指導及びこころのケアを実施する。
- 5 動物愛護の観点から、被災した愛玩動物の救護対策を、関係機関・団体との連携の下に迅速かつ適切に講じる。

第2 実施機関（責任者）

【本編・第3章・第16節・第2 参照】

第3 初動医療体制

【本編・第3章・第16節・第3 参照】

第4 後方医療体制

【本編・第3章・第16節・第4 参照】

第5 傷病者の搬送体制

【本編・第3章・第16節・第5 参照】

第6 個別疾患体制

【本編・第3章・第16節・第6 参照】

第7 保健活動の実施

【本編・第3章・第16節・第7 参照】

第8 災害救助法を適用した場合の医療、助産

【本編・第3章・第16節・第8 参照】

第9 愛玩動物の救護対策

【本編・第3章・第16節・第9 参照】

第20節 食料、生活必需品等供給計画

第1 基本方針

- 1 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、被災者に対する食料、被服、寝具等の生活必需品及び避難所生活に必要な物資（以下、本節中「物資」という。）を迅速かつ円滑に供給できるよう、関係業者・団体等の協力が得られる体制の整備等により、物資の調達を図る。
- 2 災害発生時等における物資の需要と供給のバランスを確保するため、情報及び調達・配分窓口の一元化を図る。

第2 実施機関（責任者）

【本編・第3章・第17節・第2 参照】

第3 実施要領

- 1 物資の支給対象者
【本編・第3章・第17節・第3・1 参照】
- 2 支給物資の種類
【本編・第3章・第17節・第3・2 参照】
- 3 物資の確保
【本編・第3章・第17節・第3・3 参照】
- 4 物資の輸送及び保管
【本編・第3章・第17節・第3・4 参照】
- 5 物資の支給等
【本編・第3章・第17節・第3・5 参照】
- 6 住民等への協力要請
【本編・第3章・第17節・第3・6 参照】
- 7 物資の需給調整
【本編・第3章・第17節・第3・7 参照】
- 8 災害救助法を適用した場合の物資の供与又は貸与
【本編・第3章・第17節・第3・8 参照】

第21節 削除

第22節 給水計画

第1 基本方針

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、被災者に対する給水を迅速かつ円滑に実施できるよう、水道施設の復旧及び応急給水施設の確保を図るとともに、関係業者・団体等の協力が得られる体制を整備する。

第2 実施機関（責任者）

【本編・第3章・第19節・第2 参照】

第3 実施要領

1 給水

(1) 水源の確保

- 市町村本部長は、災害発生時等において、応急給水が円滑に実施できるよう、水道施設の復旧に努めるとともに、自然水、プール、防火水槽、工業用水等を利用した水源の確保に努める。

(2) 給水班の編成

- 市町村本部長は、職員を主体として、給水班を編成し、次の業務を行う。

ア 給水業務	イ 飲料水の水質検査	ウ 汚染水の使用禁止・停止・制限
--------	------------	------------------

(3) 応援の要請

- 市町村本部長は、自らの活動のみによっては、被災者に対する飲料水の確保若しくは供給ができないと認めた場合又は被災地域やその隣接地域に感染症が発生し、若しくはその疑いのある者が出た場合は、次の事項を明示し、地方支部保健環境班長を通じて、県本部長に応援を要請する。

ア 給水対象地域	ウ 職種別応援要員数	オ その他参考事項
イ 給水対象人数	エ 給水期間	

- 県本部長は、要請を受けた場合は、給水業務の実施について必要な指導又は応援を行い、飲料水の確保と供給を図る。
- 給水のため、自衛隊の災害派遣を要請する場合の手続は、第14節「自衛隊災害派遣要請計画」に定めるところによる。
- 県本部長は、災害の規模、状況等により、県本部職員の応援及び自衛隊の災害派遣の措置によって飲料水を確保できないと認めた場合は、被災地以外の市町村に対し応援を要請する。
- 県本部長は、前記によっても飲料水を確保できないとき又は早期の復旧が必要と認めるときは、第13節「県、市町村等応援協力計画」に定めるところにより、国、都道府県等に対し、要員の派遣を要請する。
- 県本部長は、円滑に応急給水を行うことができるよう、自衛隊等防災関係機関と必要な情報

交換を行いながら、相互に連携を図る。

2 応急給水用資機材の調達

【本編・第3章・第19節・第2・2 参照】

3 給水の方法

【本編・第3章・第19節・第2・3 参照】

4 水道施設被害汚染対策

【本編・第3章・第19節・第2・4 参照】

5 災害救助法等を適用した場合の飲料水の供給

【本編・第3章・第19節・第2・5 参照】

第23節 応急仮設住宅の建設等及び応急修理計画

第1 基本方針

【本編・第3章・第20節・第1 参照】

第2 実施機関（責任者）

【本編・第3章・第20節・第2 参照】

第3 実施要領

1 応急仮設住宅の供与

【本編・第3章・第20節・第3・1 参照】

2 住宅の応急修理

【本編・第3章・第20節・第3・2 参照】

3 公営住宅への入居のあっせん

【本編・第3章・第20節・第3・3 参照】

4 家財道具等の保管場所の確保

○ 市町村本部長は、被災者の家財道具等の保管場所の確保に努める。

5 被災者に対する住宅情報の提供

【本編・第3章・第20節・第3・4 参照】

6 被災地の危険度判定

【本編・第3章・第20節・第3・5 参照】

第24節 防疫計画

第1 基本方針

- 1 被災地域における感染症の発生を未然に防止するため、防疫措置を実施する。
- 2 災害により、被害が発生し、生活環境の悪化、罹病者の病原菌に対する抵抗力の低下等が生じた場合は、他の都道府県等の協力を得て、防疫措置を実施する。

第2 実施機関（責任者）

【本編・第3章・第21節・第2 参照】

第3 実施要領

【本編・第3章・第21節・第3 参照】

第25節 廃棄物処理・障害物除去計画

第1 基本方針

- 1 災害によって一時的に発生する大量の廃棄物及び災害後に被災地域から恒常的に発生する廃棄物を、迅速かつ円滑に処理し、被災地における環境衛生の確保を図る。
- 2 ごみ処理施設、し尿処理施設等が損壊した場合における処理について、他の自治体等との連携による広域的な処理体制の確立及び廃棄物処理業者団体等との連携を図る。
- 3 被災住民の日常生活に直接障害となっている障害物及び道路、河川、空港等の利用の障害となっている障害物を、迅速かつ円滑に除去し、被災者の保護、交通の確保等を図る。
- 4 廃棄物の処理及び障害物の除去を実施する機関は、当該処理及び除去を迅速かつ円滑に実施することができるよう、各機関間の連携を図る。

第2 実施機関（責任者）

1 廃棄物処理

実施機関	担当業務
市町村本部長	廃棄物の処理及び清掃全般
県本部長	市町村本部長の行う廃棄物の処理及び清掃に対する必要な指導、助言及びあっせん

〔県本部の担当〕

部	課等	地方支部班	担当業務
総務部	総合防災室	—	他の都道府県に対する要員派遣並びに資機材の調達及びあっせん要請
環境生活部	資源循環推進課	保健環境班	廃棄物の処理及び清掃全般

2 障害物除去

実施機関	担当業務
市町村本部長	1 被災者の日常生活に直接障害となっている障害物の除去 2 緊急輸送の確保、航路の確保及び災害の拡大防止の障害となっている障害物の除去
県本部長	1 市町村本部長が行う障害物の除去に対する応援、協力 2 県が管理する道路、河川、港湾等関係施設に係る障害物の除去
東北地方整備局 〔岩手河川国道事務所〕 〔三陸国道事務所〕	所管する道路、河川等関係施設に係る障害物の除去
陸上自衛隊岩手駐屯部隊	災害派遣要請に基づく障害物の除去

東日本高速道路(株) (十和田・盛岡・北上・古川・八戸・秋田管理事務所)	所管する高速自動車道路関係施設に係る障害物の除去
--------------------------------------	--------------------------

〔県本部の担当〕

部	課	地方支部班	担 当 業 務
総務部	総合防災室	—	1 他の都道府県等に対する要員派遣並びに資機材の調達及びあっせん要請 2 自衛隊の災害派遣要請
保健福祉部	地域福祉課	福祉班	1 災害救助法による障害物除去事務の総括 2 住居関係障害物の除去
県土整備部	道路環境課	土木班	道路関係障害物の除去
	河川課		河川関係障害物の除去
	空港課		空港関係障害物の除去

第3 実施要領

1 廃棄物処理

【本編・第3章・第22節・第3・1 参照】

2 し尿処理

【本編・第3章・第22節・第3・2 参照】

3 障害物除去

(1) 処理方法

- 市町村本部長及び道路、河川、港湾、漁港、空港の管理者（以下、本節中「道路等の管理者」という。）は、所属職員等による「障害物除去班」を編成し、所属の障害物除去用資機材を活用して障害物を除去する。
- 火山灰の除去は、施設等の所有者又は管理者が行うものであるが、一時的に多量に出る火山灰が二次災害の原因とならないよう、県本部長、市町村本部長、防災関係機関、施設等の所有者又は管理者は相互に協力し、速やかに除去する。
- 障害物の除去は、次の障害物を優先して除去する。
 - ア 災害応急対策の実施の障害となっている緊急輸送道路並びに防災拠点等及び避難所間の道路にある障害物
 - イ 防災拠点等にあり、応急対策の障害となっている障害物
 - ウ 被災地住民の日常生活の直接の障害となっている障害物
 - エ 放置することにより災害を拡大するおそれのある障害物
- 市町村本部長及び道路等の管理者は、次により障害物を処理する。
 - ア 住居関係障害物の除去
 - 市町村本部長は、「障害物除去対象者名簿」を作成し、障害物を除去する。
 - 災害救助法が適用された場合における障害物の除去に係る対象、費用の限度額、期間等は、第17節「災害救助法の適用計画」に定めるところによる。

なお、災害救助法が適用されない場合においても、災害対策基本法第 62 条の規定に基づき、災害救助法の適用時に準じて、障害物の除去を行う。

イ 道路関係障害物の除去

- 市町村本部長及び道路管理者は、その所管する道路上の火山灰、噴石、土砂等の障害物の状況をパトロール等により把握し、相互に連絡を行い、協力して障害物を除去する。

〔障害物除去機械一覧表 資料編 2-10-3〕

- 市町村本部長及び道路管理者は、道路上の障害物の状況を、第 4 節「災害情報の収集・伝達計画」に定めるところにより、県本部長に報告する。
- 県本部長は、市町村本部長又は道路管理者からの報告に基づき、除去計画を定め、必要に応じて調整を行うとともに、所管する道路上の障害物を除去する。

ウ 河川関係障害物の除去

- 河川管理者は、河川の機能を確保するため、関係機関と協力し、土砂、流出油等の障害物を除去する。

エ 空港関係障害物の除去

- 空港管理者は、航空機の運航の障害となるものを優先して除去する。

(2) 障害物除去用資機材の確保

- 県本部長、市町村本部長及び道路等の管理者は、自ら保有する障害物除去用資機材について適正に配置、保管するとともに、あらかじめ、関係業者・団体と応援協定を締結するなど、障害物除去用資機材の確保を図る。〔障害物除去機械一覧表 資料編 2-10-3〕

(3) 応援の要請

- 市町村本部長は、障害物の除去ができない場合は、次の事項を明示して、近隣市町村長、あるいは、地方支部福祉班長又は土木班長を通じて県本部長に、応援を要請する。

ア 障害物除去に必要な職種及び人員	エ 障害物除去地域、区間
イ 障害物除去用資機材の種類・数量	オ その他参考事項
ウ 応援を要する期間	

- 県本部長は、要請を受けた場合は、次の措置を取る。
 - ア 所管地方支部土木班長に対して応援を指示し、その有する障害物除去用資機材及び要員を投入して、障害物の除去にあたる。
 - イ 所管地方支部土木班だけでは除去できない場合は、隣接地方支部長又は他の市町村長に対して応援を指示し、又は要請する。
 - ウ 県内だけでは、障害物を処理できない場合は、本編第 13 節「県、市町村等応援協力計画」に定めるところにより、国、都道府県等に障害物除去用資機材の調達若しくはあつせんを要請し、又は、本編第 11 節「自衛隊災害派遣要請計画」に定めるところにより、自衛隊の災害派遣を要請する。
- 道路等の管理者は、障害物の除去ができない場合は、次の事項を明示して、相互に、あるいは、市町村本部長又は県本部長に対して、応援を要請する。

ア 障害物除去に必要な職種及び人員	エ 障害物除去地域、区間
イ 障害物除去用資機材の種類・数量	オ その他参考事項
ウ 応援を要する期間	

(4) 障害物の臨時集積場所の確保

- 県本部長、市町村本部長及び道路等の管理者は、あらかじめ、除去した障害物を集積する場所を選定する。
- 臨時集積場所は、おおむね次の事項に配慮して、選定する。
 - ア 障害物の搬入に便利で、地域住民の衛生及び日常生活に影響の少ない公有地を選定する。
 - イ 公有地を選定できないときは、アに準じて私有地を選定し、あらかじめ所有者との調整を行う。
 - ウ 火山灰が二次災害の原因にならないような場所を選定する。
- 市町村本部長は、災害発生後、臨時集積場所を確保できないときは、災害対策基本法第 64 条第 1 項及び同法施行令第 24 条の規定により、他人の土地を、一時使用する。

(5) 除去後の障害物の処理

- 市町村本部長等は、土砂・がれきについては、汚水の浸透した土砂等の消毒を行い、次の場所に埋設し、又は投棄する。
 - ア 臨時集積場所
 - イ 住民の日常生活又は農林水産業その他の生産活動に支障がない場所
 - ウ 埋立予定地
- 市町村本部長等は、所有者が所有権を放棄し、又は所有者不明の竹木、家具、家財等の可燃物で、加工、修理しても使用できないと認められるものについては、集積場所等で焼却処理を行う。
- 加工、修理を加えることにより、使用可能な工作物又は物件を除去した場合においては、次の措置を講ずる。

措置者	措置内容
市町村本部長	災害対策基本法第 64 条第 2 項から第 6 項及び同施行令第 25 条から第 27 条の定めるところにより、保管その他の措置を講ずる。
警察官 海上保安官	災害対策基本法第 64 条第 8 項、第 9 項目及び同施行令第 25 条から第 27 条の定めるところにより、除去した工作物又は物件の設置されていた地域を管轄する警察署長等に差し出し、警察署長等は、保管その他の措置を講ずる。

(6) 住民等への協力要請

市町村本部長は、必要と認めるときは、被災住民・自主防災組織等の団体及びボランティア組織に対して、火山灰等障害物の除去について協力を求める。

4 災害救助法を適用した場合の障害物の除去

- 災害救助法を適用した場合における対象費用の限度、期間等は、第 17 節「災害救助法の適用計画」に定めるところによる。

第26節 行方不明者等の搜索及び遺体の処理・埋葬計画

第1 基本方針

各実施機関相互の協力体制のもとに、災害による行方不明者の搜索及び遺体の処理、埋葬を迅速かつ円滑に行う。

なお、噴火形態によってはさらなる危険も予測されることから、行方不明者の搜索に当たっては、火山活動の状況を十分考慮のうえ、行うものとする。

第2 実施機関（責任者）

実施機関	担当業務
市町村本部長	1 行方不明者、遺体の搜索 2 遺体収容所の確保及び遺体の処理 3 身元不明の連体の一時安置 4 遺体の埋葬
県本部長	1 行方不明者の搜索、遺体の検視 2 災害救助法適用時における死体の搜索、処理、埋葬の最終処理
陸上自衛隊岩手駐屯地部隊	災害派遣要請に基づく行方不明者の搜索
日本赤十字社岩手県支部	災害救助法の適用時における死体の処理及び埋葬に関する協力
(社) 岩手県医師会 (社) 岩手県歯科医師会	遺体の検視、身元確認及び処理に関する協力

〔県本部の担当〕

部	課	地方支部班	担当業務
総務部	総合防災室		1 他の都道府県等に対する行方不明者の搜索、遺体の処理、埋葬に要する要員の派遣並びに資機材等の調達及びあっせん要請 2 自衛隊の災害派遣要請
環境生活部	県民くらしの安全課	保健環境班	遺体の処理及び埋葬
保健福祉部	地域福祉課	福祉班	災害救助法による死体の搜索、処理、埋葬事務の総括
医療部	業務課	県立病院班	遺体の検案及び処理に関する協力
公安部	捜査第一課 生活安全企画課 鑑識課 警備課	警察署班	行方不明者の搜索及び手配並びに遺体の警察上の処置

第3 実施要領

1 行方不明者及び遺体の搜索

(1) 搜索の手配

- 市町村本部長は、災害により行方不明者が発生した場合は、次の事項を明らかにして、地方支部警察署班長に搜索の手配を行うとともに、手配した内容等を地方支部総務班長を通じて、県本部長に報告する。
 - ア 行方不明者の住所、氏名、年齢、身体的特徴、着衣、携帯品等
 - イ 上記の事項が明らかでないときは、行方不明者が発生した地域及び行方不明者数
- 地方支部警察署班長は、手配の要請を受け、又は自ら行方不明者のあることを知ったときは搜索を行うとともに、公安部捜査第一課に手配する。
- 総務部総合防災室長は、地方支部総務班長からの報告に基づき、必要と認める他の市町村及び関係機関にその旨を連絡する。

(2) 搜索の実施

- 搜索に当たる各実施機関は、情報を共有化するとともに、迅速かつ効率的に搜索活動が行えるよう、共通地図を事前に準備し活用する。
- 市町村本部長は、多数の行方不明者が発生した場合においては、所属職員、消防団員により搜索班を編成し、行方不明者の搜索及び遺体の収容を行う。
- 市町村本部長は、必要に応じて自主防災組織等の住民組織及びボランティア団体に対して、搜索班への協力を要請する。
- 市町村本部長は、必要に応じて、地方支部警察署班長に対して、航空機等による広域的な搜索の実施を要請する。
- 搜索班員及び警察官は、行方不明者又は遺体を発見した場合は、次の措置をとる。
 - ア 発見時において生存している場合は、DMAT又は医療救護班と協力して、直ちに応急医療を行い、医療機関に搬送する。
 - イ 遺体を発見し、その状態について、犯罪に関する疑いがある場合においては、速やかに警察官に通報するとともに、遺体及び遺体の発見場所を保存する。
 - ウ 遺体を発見し、又は住民から発見の通報を受けたときは、警察官は遺体処理班に通知し、その後の処理について連絡する。

(3) 検視の実施

- 警察官は、遺体を発見し、又は住民から遺体発見の通報を受けた場合は、原則として現地において検視を行うものとし、あらかじめ、検視に要する資機材を整備する。
- 警察官は、多数の遺体が発見され、現地での検視が困難である場合は、市町村本部長に通知の上、遺体収容所に搬送し、検視を行う。この場合において、身元確認作業等においては、必要に応じ歯科医師の協力を得るものとする。

2 遺体の収容

【本編・第3章・第23節・第3・2 参照】

3 遺体の処理

【本編・第3章・第23節・第3・3 参照】

4 遺体埋葬の広域調整

【本編・第3章・第23節・第3・4 参照】

5 災害救助法を適用した場合の死体の搜索、処理及び埋葬

【本編・第3章・第23節・第3・5 参照】

第27節 応急対策要員確保計画

第1 基本方針

災害応急対策を迅速かつ円滑に実施するため、必要な応急対策要員（以下、本節中「要員」という。）の確保を図る。

第2 実施機関（責任者）

【本編・第3章・第24節・第2 参照】

第3 実施要領

【本編・第3章・第24節・第3 参照】

第28節 文教対策計画

第1 基本方針

- 1 災害により通常の学校教育を実施することが困難となった場合においても、教育施設及び教職員を確保の上、応急教育を実施する。
- 2 災害により教科書、学用品等（以下、本節中「学用品等」という。）を喪失又は棄損した児童、生徒に対して、就学上の支障をきたさないよう、学用品等の給与を行う。

第2 実施機関（責任者）

【本編・第3章・第25節・第2 参照】

第3 実施要領

【本編・第3章・第25節・第3 参照】

第29節 農林水産物応急対策計画

第1 基本方針

- 1 被害状況の早期把握に努め、栽培・管理技術指導の徹底を図るとともに、農作物、森林の病害虫の発生及びまん延を予防することにより、農作物等被害の拡大防止を図る。
- 2 家畜の被害を最小限に止めることができるよう、適切な措置及び指導を行う。

第2 実施機関（責任者）

実施機関	担当業務
市町村本部長	1 被害状況の早期把握及び栽培・管理技術の指導 2 被災地域における病害虫防除実施 3 家畜、家きん、草地、飼料畑及び畜産施設に係る被害に対する応急措置
県本部長	1 栽培・管理技術及び病害虫防除に関する必要な指示指導 2 家畜伝染病緊急予防措置、防疫措置その他の応急措置 3 家畜の避難及び家畜診療 4 飼料及び集乳搬送体制の確保 5 市町村長が行う畜産応急対策措置に対する指導 6 市町村長からの畜産応援要請に応じた対策措置

〔県本部の担当〕

部	課等	地方支部班	担当業務
農林水産部	農業普及技術課	農林班	栽培・管理及び病害虫防除に係る技術指導
	畜産課		畜産対策全般
	森林整備課		栽培・管理及び病害虫防除に係る技術指導
	水産振興課	水産班	栽培・管理に係る技術指導

第3 実施要領

1 農林水産物対策

(1) 栽培・管理技術の指導

- 市町村本部長は、次の事項を定め、農協等関係機関と連携を取り、栽培・管理技術の指導を行う。

(例) 水稻⇒降灰が付着している水田は、深水にしてかけ流しを行い、灰の除去に努める。
 果樹⇒散水して灰の除去を図るとともに、葉の被害を防ぐため生石灰液の散布を行う。
 野菜、花き⇒散水、水洗いを実施し、灰の除去を図る。

水産物⇒養殖場に流入した降灰はきれいに排出するとともに、斃死魚の除去を図り、
疾病及び病害の発生を防ぐ。

(2) 防除対策

- 市町村本部長は、必要な資機材、人員、車両等の確保、調達を行う。
- 市町村本部長は、防除資機材等の確保が困難な場合は、次の事項を明示し、地方支部農林班長を通じて、県本部長にその調達又はあっせんを要請する。

ア 資機材の種類別数量	ウ 調達希望日時(期間)
イ 送付先	エ その他参考事項

2 畜産対策

(1) 協力機関

- 地方支部農林班は、次の関係機関の協力を得て、畜産対策を実施する。

ア 市町村	オ 農業共済組合
イ 全国農業協同組合連合会岩手県本部	カ 獣医師会
ウ 県農業共済組合連合会	キ 地域自衛防疫協議会
エ 農業協同組合	

(2) 家畜診療班及び家畜防疫班の編成

- 地方支部農林班長は、必要に応じて「家畜診療班」及び「家畜防疫班」を編成する。

[家畜診療班及び防疫班編成表 資料編 3-26-1]

- 家畜診療班及び家畜防疫班の編成は、次の基準による。

家畜診療班		家畜防疫班		備考
区分	人員	区分	人員	
班長	獣医師 1名	班長	獣医師 1名	地方支部農林班員及び協力機関の職員により構成
班員	獣医師 5~8名	班員	獣医師 5~8名	
事務職員	1名	事務職員	1名	

(3) 家畜の診療

- 災害時における家畜の診療は、次の方法により行う。
 - ア 家畜の診療は、市町村本部長が実施するが、それが困難な場合は、地方支部農林班長に応援を要請する。
 - イ 要請を受けた地方支部農林班長は、家畜診療班を現地に派遣し、応急診療を実施する。
 - ウ 家畜診療班は、必要に応じて被災地内に診療詰所を設け、常時待機する。
 - エ 応急診療の範囲は、次による。

① 診療 ② 薬剤又は治療用資器材の支給 ③ 治療等の処置

- 地方支部農林班長は、家畜の健康診断が必要と認めた場合は、被災地内に家畜診療班を派遣し、巡回して健康診断に当たる。
- 地方支部農林班長は、必要に応じ、家畜避難所を設置する。
- 地方支部農林班長は、診療実施のため必要な器材、薬品等の所要数量を県本部に報告し、その指示を得る。ただし、通信途絶又は緊急を要する場合は手持品を使用し、又は現地において確保し、県本部に報告する。

(4) 家畜の防疫

- 災害時における家畜の防疫は、家畜伝染病予防法及び家畜防疫対策要綱（平成 11 年 4 月 12 日付け 11 番 A 第 467 号農林水産省畜産局長通達）の関係規定により実施する。

ア 畜舎等の消毒（家畜伝染病予防法第 9 条）

- ① 地方支部農林班長は、家畜防疫班を被災地域に派遣し、実施する。
- ② 必要な薬剤、器材等については、地方支部農林班の手持品を使用する。ただし、手持品が不足するときは、県本部長に報告し、県本部を通じて入手し、又は配置する。

イ 緊急予防注射の実施（家畜伝染病予防法第 6 条及び第 31 条）

- ① 地方支部農林班長は、家畜防疫班を被災地域に派遣し、実施する。
- ② 県本部長は、時期を失しないよう、ワクチン等の確保に努める。

ウ その他の防疫措置

地方支部農林班長は、家畜の死亡、家畜伝染病のまん延の防止等の措置が必要と認めた場合は、家畜伝染病予防法の定めるところにより実施する。

(5) 家畜の避難

- 火山災害の発生が予想され、又は発生したときの家畜の避難は、次の方法により行う。
 - ア 地方支部農林班長は、市町村その他の協力機関と連絡し、避難場所等について指導する。
 - イ 市町村本部長は、地方支部農林班長から連絡を受け、又は家畜を避難させる必要を認めたときは、家畜飼育者等に家畜を避難させるよう指導する。

(6) 飼料等の確保

- 避難家畜に対する飼料、藁等が現地において調達できないときは、次の方法により確保する。
 - ア 市町村本部長は、地方支部農林班長に確保のためのあっせんを要請する。
 - イ 地方支部農林班長は、所管区域内において調達できない場合は、県本部長に報告する。
 - ウ 県本部長は、政府保有の麦類、ふすま等の放出を要請するほか、県経済農業協同組合連合会又は大口の飼料取扱業者に対して、必要数量の確保、供給について要請する。
 - エ 各機関は、要請に当たっては、次の事項を明示して行う。

- ① 要請する飼料の種類及び数量
- ③ その他必要事項
- ② 納品又は引継の場所及び時期

(7) 青刈飼料等の対策

- 市町村本部長は、火山災害により飼料作物、牧草等が被害を受けた場合は、次の応急措置を実施する。
 - ア 全滅又は回復の見込みがない場合は、速やかに再播措置について指導する。
 - イ 一部の被害で回復の見込みのあるものは、即効性の液肥を使用し、成育の促進をするよう指導する。
 - ウ 災害発生時において、飼料作物、牧草等の種子及び肥料を確保することができない場合は、地方支部農林班長を通じて、県本部長に確保のためのあっせんを要請する。

(8) 牛乳の集乳対策

- 市町村本部長は、酪農家が生産した牛乳が、災害に伴う交通途絶等により集乳運搬ができない場合は、地方支部農林班長に対し、集乳運搬について協力を要請する。
- 地方支部農林班長は、受入れ業者その他関係機関と連絡し、牛乳処理施設への搬送ができるよう協力を要請する。

第30節 公共土木施設・鉄道施設等応急対策計画

第1 公共土木施設

1 基本方針

公共の福祉と円滑な応急対策の実施を確保するため、被災した道路施設、河川管理施設、砂防等施設、空港施設等について、速やかに応急措置及び応急復旧を実施する。

2 実施機関（責任者）

公共土木施設に係る被害状況の把握、応急措置及び応急復旧の実施機関（責任者）は、次のとおりとする。

(1) 道路施設

実施機関	担当区分
国土交通省（岩手河川国道事務所、三陸国道事務所）	一般国道のうち、国土交通省東北地方整備局関係国道事務所所管の道路施設（国道4号、45号及び46号）
東日本高速道路（株）（十和田・盛岡・北上・古川・八戸・秋田管理事務所）	東日本高速道路（株）東北支社所管の東北自動車道、八戸自動車道、秋田自動車道及び釜石自動車道の道路施設
県	一般国道のうち、国土交通省東北地方整備局関係国道事務所所管以外の道路施設及び県道の道路施設
市町村	市町村道の道路施設

(2) 河川管理施設

国土交通省（岩手河川国道事務所）	北上川水系の国土交通大臣管理区間の河川管理施設
国土交通省（北上川ダム統合管理事務所四十四田・御所・田瀬・湯田・石淵ダム管理支所）	四十四田ダム、御所ダム、田瀬ダム、湯田ダム、石淵ダムの河川管理施設
県	一級河川の指定区間及び二級河川の河川管理施設
市町村	準用河川及び普通河川の河川管理施設

(3) 砂防等施設

実施機関	担当区分
国土交通省（岩手河川国道事務所）	直轄砂防指定地の砂防施設
県	砂防指定地、地すべり防止区域及び急傾斜崩壊危険区域の砂防等施設

(4) 空港施設

県	花巻空港
---	------

[県本部の担当]

区 分	部	課	地方支部班	担当業務
(1) 道路施設	県土整備部	道路環境課	土木班	各公共土木施設に係る被害 状況調査及び応急対策の実 施
(2) 河川管理施設	県土整備部	河川課	土木班	
(3) 砂防等施設	県土整備部	砂防災害課	土木班	
(4) 空港施設	県土整備部	空港課	土木班	

3 実施要領

(1) 共通事項

ア 被害状況の把握及び連絡

- 実施機関は、被害の発生状況を把握し、県本部その他の防災関係機関に連絡するとともに、その後の応急対策の活動状況等について、随時、連絡する。

イ 二次災害の防止対策

- 実施機関は、クラック発生箇所の調査等を行い、二次災害の防止のための応急復旧を実施する。

ウ 要員及び資機材の確保

- 実施機関は、必要な要員及び資機材を確保するため、相互に融通、調達、あっせん等の手段を講ずるとともに、あらかじめ、災害時における応援協定の締結等、関係業者、団体等の協力を得られる体制を整備する。
- 実施機関相互又は関係業者等に対する応援協力要請は、次の事項を明示して行う。

① 資機材の種類及び数量	③ 場所	⑤ 作業内容
② 職種別人員	④ 期間	⑥ その他参考事項

エ 関係機関との連携強化

- 実施機関は、応急復旧の実施に当たっては、広域的な応援体制をとるよう努める。
- 障害物の除去等に係る応急復旧に当たっては、警察、消防機関、自衛隊、占用工作物管理者等の協力を得て実施する。

(2) 道路施設

- 実施機関は、関係機関と速やかに協議、調整の上、災害の態様と緊急度に応じて、緊急輸送道路を重点的に応急復旧を実施する。

(3) 空港施設

- 実施機関は、関係機関と速やかに協議、連絡の上、空港施設の機能の維持又は回復のための応急復旧を実施する。

第2 鉄道施設

【本編・第3章・第27節・第3 参照】

第31節 ライフライン施設応急対策計画

第1 基本方針

- 電力、ガス、上下水道、電気通信施設等のライフライン施設の事業者又は管理者及び石油等燃料の供給事業者は、災害時における活動体制を確立するとともに、相互に連携を図りながら、応急対策を実施し、ライフライン及び必要な燃料の確保を図る。
- 県は、停電その他の事由によりライフライン施設等の稼働の継続や県民の生活の維持のため燃料の確保が必要な場合は、岩手県石油商業協同組合その他の業界団体等に対し、その供給を要請し、必要に応じて、東北経済産業局長にその確保を要請する等により、燃料の確保ができるよう調整に努める。

第2 実施機関（責任者）

【本編・第3章・第28節・第2 参照】

第3 実施要領

1 電力施設

(1) 防災活動体制

ア 非常災害対策本部の設置

- 民間電気事業者（以下、本節中「電気事業者」という。）は、大規模な災害が発生した場合においては、迅速かつ的確な対策を実施するため、非常災害対策本部を設置する。

〔電力施設現況一覧表 資料編3-28-1〕

- 非常災害対策本部の編成に当たっては、夜間、休日等の緊急呼出し及び交通、通信機能の途絶時においても対応できるよう、応急対策要員の指名、連絡方法、出動方法等について検討の上、適切な活動組織とするよう留意する。

イ 対策要員の確保

- 電気事業者は、災害の規模及び状況に応じて、おおむね、次の区分により防災体制をとる。

体制区分	災害の規模及び状況
警戒体制	災害の発生に備え、連絡体制をとるべきと判断される場合
第1非常体制	災害の発生が予測され、復旧体制を整えるべきと判断され又は災害が発生し、必要と認める場合
第2非常体制	大規模な災害が発生し、第1非常体制での復旧が困難な場合

- 電気事業者は、その体制区分に応じて、必要とする要員について出動を指示する。
- 非常災害対策要員は、次により迅速に行動する。
 - ① 非常体制の発令がなされると予想される場合においては、災害情報に留意の上、非常体制の発令に備える。

- ② 非常体制の発令があった場合においては、速やかに所属する対策組織に出動し、非常災害対策活動に従事する。

なお、非常災害対策本部への出動が困難である場合においては、あらかじめ、定められた最寄りの事業所に出動し、当該事業所において非常災害対策活動に従事する。

- ③ 非常体制の伝令がなされたと判断される場合においては、自主出動し、非常災害対策活動に従事する。

- その他の職員は、非常災害に対する安全対策を実施し、可能な限り通常業務に従事する。

ウ 情報連絡活動

- 電気事業者は、定時に、被災電力施設等から、次の情報を収集する。

① 一般情報等

- ・ 気象等に関する情報
- ・ 一般被害情報
- ・ 停電による主な影響の状況
- ・ 国及び地方公共団体の災害対策本部等、官公庁、報道機関及び被災地域への対応状況

② 自社被害情報等

- ・ 自社施設等の被害情報及び復旧状況
- ・ 他の事業者からの応援要員及び資機材等の派遣状況
- ・ 人身災害及びその他の災害発生状況
- ・ その他の災害に関する情報

- 電気事業者は、上記により収集した被害情報について、第4節「情報の収集・伝達計画」に定めるところにより、県本部その他の防災関係機関に対して連絡する。

(2) 応急対策

ア 資材の調達、輸送

- 電気事業者は、自ら保有する予備品、貯蔵品等の在庫量を確認し、調達を必要とする資材については、次の方法により確保する。

- ① 現地調達
- ② 電力事業所相互間による流用
- ③ 納入メーカーからの購入
- ④ 他の電気事業者からの融通

- 非常災害対策本部と被災電力施設との通信が途絶し、相当の被害が予測される場合においては、非常災害対策本部において復旧資材所要数量を想定し、被災電力施設に対して緊急出荷する。

- 資材が不足する場合は、工事業者、メーカー、他の電気事業者等に対し、応援を要請する。

- 被災電力施設への資材の輸送は、あらかじめ供給契約をしている関係業者の保有する車両、船艇等により行う。なお、輸送力が不足する場合においては、他の電気事業者に対して応援を要請し、輸送力の確保を図る。

- 電気事業者は、応急対策に関し広域的応援体制をとるよう努める。

- 県本部長は、各電気事業者から応急対策要員、応急対策資材及びその輸送等のあっせん要請があった場合は、その確保、あっせんに協力するとともに、状況に応じて、第14節「自衛隊災害派遣要請計画」に定めるところにより、自衛隊の災害派遣要請を行う。

イ 危険予防措置の実施

- 電気事業者は、電力需要の実態を考慮し、災害時においても原則として送電を継続するが、次の場合においては、送電を停止する。
 - ① 送電を継続することが危険と認められるとき
 - ② 警察署、消防機関等関係機関から送電停止の要請があったとき
- 送電の停止に当たっては、被害状況及び被災地域に及ぼす影響を十分考慮し、範囲の縮小、時間の短縮に努める。
- 電気事業者は、技術員を派遣し、電気施設保安のため必要な措置を講ずる。

ウ 応急工事の実施

- 電気事業者は、応急工事の実施に当たっては、次の施設を優先して行うほか、災害状況、各施設の応急工事の難易等を勘案して、電力供給上、復旧効果の最も大きい施設から実施する。

① 災害応急対策実施機関	② 医療施設	③ 社会福祉施設	④ 避難所
--------------	--------	----------	-------

エ 災害時における電力の融通

- 電気事業者は、災害時における電力融通計画を定めるとともに、「全国融通電力受給契約」及び「二社融通電力受給契約」等に基づいて、相互に電力を融通する。

(3) 復旧対策

- 電力施設の復旧に当たっては、恒久的復旧を原則とするが、災害の規模、設備の重要度、被害の状況等により止むを得ないと判断される場合においては、応急復旧を行う。
 なお、火山災害による送電線被害については、別ルートからの送電等により迅速な送電復旧に努める。
- 各設備の復旧は、災害状況、被害状況、被害復旧の難易等を勘案して、電力供給上、復旧効果の大きい施設から、おおむね、次に定める復旧順位により実施する。

ア 水力発電設備

- ① 系統に影響の大きい発電所
- ② 当該地域に対する電力供給上支障を生じる発電所
- ③ 早期に処置を講じない場合において、復旧が一層困難になるおそれのある発電所
- ④ その他の発電所

イ 送電設備

- ① 全回線送電不能の主要線路
- ② 全回線送電不能のその他の線路
- ③ 一部回線送電不能の主要線路
- ④ 一部回線送電不能のその他の線路

ウ 変電設備

- ① 主要幹線の復旧に関する送電用変電所
- ② 都市部に送配電する送電系統の中間変電所
- ③ 重要施設に配電する配電用変電所

エ 配電設備

- ① 病院、交通、通信、報道機関、水道、ガス、官公庁等の公共機関、広域避難場所、その他重要施設への供給回線

② その他の回線

オ 通信設備

- ① 非常災害用通信回線
- ② 給電指令回線並びに制御監視及び系統保護回線
- ③ 保守用回線等

(4) 道路管理者等との連携

- 電気事業者は、各設備の復旧工事に当たっては、道路管理者等の関係機関と相互に連携を図る。

(5) 災害広報

- 被災地域における広報は、復旧状況、感電事故防止、送電再開時の火災予防等の二次災害防止を主体として、広報車、報道機関等を通じて行う。
- 電気事業者は、被災地域における相談及び事故防止を図るため、移動相談所を開設する。

(6) 公営電気事業者の措置

- 公営電気事業者は、上記に準じて、その体制等を整備する。

2 ガス施設

(1) 防災活動体制

ア 非常災害対策本部の設置

- ガス事業者は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合においては、迅速かつ的確な対策を実施するため、非常災害対策本部を設置する。

〔都市ガス事業者一覧表 資料編 3-28-2〕

〔都市ガスの状況 資料編 3-28-3〕

〔液化石油ガス充てん所・オートガススタンド・充てん設備の所在地 資料編 3-28-4〕

- 非常災害対策本部の編成に当たっては、夜間、休日等の緊急呼出し及び交通、通信機能の途絶時においても対応できるよう、応急対策要員の指名、連絡方法、出勤方法等について検討の上、適切な活動組織とするよう留意する。

イ 対策要員の確保

- ガス事業者は、災害の規模及び状況に応じて、おおむね、次の区分により非常災害対策本部を設置する。

体制区分	災害の規模及び状況
第1次非常体制	被害又は被害予想が軽度又は局部の場合
第2次非常体制	被害又は被害予想が中程度の場合
第3次非常体制	被害又は被害予想が甚だしい場合

ウ 情報連絡活動

- ガス事業者は、収集した被害情報について、第4節「情報の収集・伝達計画」に定めるところにより、県本部長及び防災関係機関に対して連絡する。

(2) 応急対策

ア 災害時の初動措置

- ガス事業者は、災害時における初動措置として、次の措置を実施する。
 - ① 県本部、報道機関等からの被害情報等の収集

- ② 事業所設備等の点検
- ③ 製造所、整圧所における送出入量の調整又は停止
- ④ ガス導管網の地域ブロック化及び被害状況に応じた減圧処理
- ⑤ その他、状況に応じた措置

イ 応急措置

- ガス事業者は、応急措置として、次の措置を実施する。
 - ① 各事業所が有機的な連携を図り、施設の応急措置にあたるよう指示する。
 - ② 施設を点検し、機能及び安全性を確認するとともに、必要に応じて調整修理する。
 - ③ 供給停止地域について、供給可能な範囲で供給切替え等を行い、速やかなガス供給再開に努める。
 - ④ その他、現場の状況により適切な措置を行う。
- 応急措置の実施に当たっては、次の施設を優先して行う。

① 災害応急対策実施機関	② 医療施設	③ 社会福祉施設	④ 避難所
--------------	--------	----------	-------

ウ 資機材の調達

- ガス事業者は、自ら保有する資機材の在庫量を確認し、調達を必要とする資機材は、次の方法により確保する。
 - ① 取引先、メーカー等からの調達
 - ② 各事業所相互間における流用
 - ③ 他のガス事業者からの応援融通
- 県本部長は、ガス事業者から応急対策要員及び応急対策資機材及びその輸送等のあつせん要請があった場合は、その確保、あつせんに協力する。

(3) 復旧対策

ア ガス施設の復旧活動

- ガスの供給を停止した場合における復旧作業については、二次災害を防止するため、次により作業を進める。
 - ① 製造所の復旧

ガスの製造、供給を一時又は一部停止した場合は、所定の点検計画に基づき、施設の点検、補修を行い、各施設の安全性を確認した後、標準作業に基づいてガスの製造、供給を開始する。
 - ② 整圧所の復旧

ガスの受入、送出を一時又は一部停止した場合は、所定の点検計画に基づき、施設の点検、補修を行い、各設備の安全性を確認した後、標準作業に基づいて供給を再開する。
 - ③ 中圧導管の復旧
 - ・ 区間遮断
 - ・ 漏洩箇所の修理
 - ・ 気密試験（漏洩箇所の発見）
 - ④ 低圧導管と需要家設備の応急復旧
 - ・ 閉栓確認作業
 - ・ 被災地域の復旧ブロック化
 - ・ 復旧ブロック内巡回点検作業
 - ・ 復旧ブロック内の漏洩検査
 - ・ 本支管混入空気除去
 - ・ 供内管の検査及び修理
 - ・ 点火・燃焼試験
 - ・ 開栓

- ・ 本支管の漏洩箇所の修理

イ 再供給時の事故防止措置

- ガス供給の再開に当たっては、二次災害の発生を防止するため、次により作業を進める。

① 製造施設

所定の点検計画に基づき、各種施設の点検を実施し、必要に応じ補修を行い、各設備の安全性を確認した後、標準作業に基づいて、ガスの製造、供給を再開する。

② 供給施設

ガス再供給時のガス漏洩等による二次災害を防止するための点検措置を行う。

③ 需要家施設

各需要家の内管検査及びガスメーターの個別点検試験を実施し、ガスの燃焼状態が正常であることを確認した後、使用再開する。

(4) 道路管理者等との連携

- ガス事業者は、各設備の復旧工事に当たっては、道路管理者等の関係機関と相互に連携を図る。

(5) 災害広報

- 被災地域における広報は、復旧状況、ガス使用上の注意等の必要事項を主体として、広報車、報道機関等を通じて行う。
- ガス事業者は、被災地域における相談及び事故防止を図るため、移動相談所を開設する。

3 上水道施設

【本編・第3章・第28節・第3・3 参照】

4 下水道施設

【本編・第3章・第28節・第3・4 参照】

5 電気通信施設

【本編・第3章・第28節・第3・5 参照】

第 32 節 危険物施設等応急対策計画

第 1 基本方針

- 1 火山災害発生時における危険物による被害の発生防止又は拡大防止を図るため、危険物施設等について、速やかに応急措置を実施する。
- 2 自衛隊の所有する資機材等により、危険物の保安措置及び除去が可能である場合は、自衛隊の災害派遣を要請する。

第 2 石油類等危険物

【本編・第 3 章・第 29 節・第 2 参照】

第 3 火薬類

【本編・第 3 章・第 29 節・第 3 参照】

第 4 高圧ガス

【本編・第 3 章・第 29 節・第 4 参照】

第 5 毒物・劇物

【本編・第 3 章・第 29 節・第 5 参照】

第33節 防災ヘリコプター等活動計画

第1 岩手県防災ヘリコプターの活動

1 基本方針

災害時において、広域的かつ機動的な対応を図るため、防災ヘリコプターによる災害応急対策活動等を実施する。

2 実施機関（責任者）

【本編・第3章・第32節・第1・2 参照】

3 実施要領

【本編・第3章・第32節・第1・3 参照】

第2 大規模災害時におけるヘリコプター等の運用調整

【本編・第3章・第32節・第2 参照】

第4章 災害復旧・復興計画

第4章 災害復旧・復興計画

第1節 公共施設等の災害復旧計画

第1 基本方針

被災した施設の管理者は、施設の原形復旧に加え、再度の被害発生防止を考慮に入れ、必要な施設の新設、改良復旧、耐火、不燃堅牢化について配慮した計画を樹立し、早期に復旧を図る。

第2 災害復旧事業計画

- 県及び市町村等は、災害応急対策を講じた後、被害の程度を十分調査、検討し、それぞれが管理する公共施設等の災害復旧計画を速やかに作成する。
- 災害復旧計画の作成及び復旧事業の実施に当たっては、次の事項に留意する。
 - ア 原状回復を基本としつつも、再度災害の防止の観点から、可能な限り改良復旧となるよう計画し、復興を見据えたものとする。
 - イ 被災施設の重要度、被災状況を勘案の上、緊要事業を定めて、計画的な復旧を図ること。
 - ウ 事業規模・難易度等を勘案して、迅速かつ円滑な事業を推進すること。
 - エ 環境汚染の未然防止等住民の健康管理に配慮して、事業を実施すること。
 - オ 事業の実施に当たり、ライフライン事業者とも十分に連携をすること。
 - カ 火山活動に伴う二次的な土砂災害等に対する安全性に配慮した、復旧活動の推進を図ること。
- 公共施設等の災害復旧事業は、概ね次のとおりとする。

(1) 公共土木施設災害復旧事業計画	ア 河川公共土木施設災害復旧事業計画 イ 砂防設備災害復旧事業計画 ウ 林地荒廃防止施設災害復旧事業計画 エ 地すべり防止施設災害復旧事業計画 オ 急傾斜地崩壊防止施設災害復旧事業計画 カ 道路公共土木施設災害復旧事業計画 キ 下水道公共土木施設災害復旧事業計画
(2) 農林水産業施設災害復旧事業計画	(6) 公立学校施設災害復旧事業計画
(3) 都市施設災害復旧事業計画	(7) 公営住宅災害復旧事業計画
(4) 上水道施設災害復旧事業計画	(8) 公立医療施設災害復旧事業計画
(5) 社会福祉施設災害復旧事業計画	(9) その他の災害復旧事業計画

第3 激甚災害の指定

【本編・第4章・第1節・第3 参照】

第4 緊急災害査定の促進

【本編・第4章・第1節・第4 参照】

第5 緊急融資等の確保

- 県及び市町村は、災害復旧に必要な資金需要額を早急に把握し、その負担すべき財源を確保するため、国庫補助金の申請、起債の許可、短期融資の導入、基金の活用、交付税の繰上交付等について、所要の措置を講じる。
- 被災市町村において、災害復旧資金の緊急需要が生じた場合は、災害つなぎ短期融資の途を講じて、財源の確保を図る。

1 国庫負担又は補助

- 法律又は予算の範囲内において、国が全部又は一部を負担し、又は補助して行われる災害復旧事業の関係法令は、次のとおりである。

- | | |
|------|-------------------------------------------------------------------|
| (1) | 活動火山対策特別措置法 |
| (2) | 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法 |
| (3) | 公立学校施設災害復旧費国庫負担法 |
| (4) | 公営住宅法 |
| (5) | 土地区画整理法 |
| (6) | 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 |
| (7) | 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 |
| (8) | 予防接種法 |
| (9) | 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律 |
| (10) | 都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針及び都市災害復旧事業事務取扱方針について
(昭和39年8月14日建設省都市局長通達) |
| (11) | 生活保護法 |
| (12) | 児童福祉法 |
| (13) | 身体障害者福祉法 |
| (14) | 知的障害者福祉法 |
| (15) | 売春防止法 |
| (16) | 老人福祉法 |
| (17) | 水道法 |
| (18) | 上水道施設災害復旧費及び簡易水道施設災害復旧費の国庫補助について
(平成2年3月31日厚生省事務次官通知) |
| (19) | 下水道法 |
| (20) | 災害廃棄物処理事業国庫補助金交付要綱 |
| (21) | 産業廃棄物処理事業国庫補助金交付要綱 |
| (22) | と畜場等災害復旧費補助金交付要綱 |
| (23) | 社会福祉施設災害復旧費国庫負担(補助)の協議について
(昭和59年9月7日厚生省社会局長・児童家庭局長通知) |

2 地方債

【本編・第4章・第1節・第5・2 参照】

3 交付税

【本編・第4章・第1節・第5・3 参照】

第2節 生活の安定確保計画

第1 基本方針

災害により被害を受けた県民が、被災から速やかに再起できるよう、被災者に対する生活相談、義援金・救援物資、災害弔慰金の支給、生活福祉資金の貸付、失業者（休業者）の生活安定対策等、県民の自力復興を促進するための各種対策を講じ、早期の生活安定を図る。

第2 被災者の生活確保

【本編・第4章・第2節・第2 参照】

第3 中小企業への融資

【本編・第4章・第2節・第3 参照】

第4 農林漁業関係者への融資

【本編・第4章・第2節・第4 参照】

第5 通貨の供給の確保及び非常金融措置

【本編・第4章・第2節・第5 参照】

第6 郵政事業に係る災害特別事務取扱

【本編・第4章・第2節・第6 参照】

第3節 復興計画の作成

第1 基本方針

県及び市町村は、大規模な災害により甚大な被害を受けた地域について、復興計画を作成するとともに、推進体制を整備し、連携を図りながら、計画的な復興を図る。

第2 復興方針・計画の作成

【本編・第4章・第3節、第2 参照】

第3 復興事業の実施

○ 激甚災害等に対する特別な財政措置は、次のとおりである。

項 目	事 業 者
1 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助	(1) 公共土木施設災害復旧事業 (2) 公共土木施設災害関連事業 (3) 公立学校施設災害復旧事業 (4) 公営住宅等災害復旧事業 (5) 生活保護施設災害復旧事業 (6) 児童福祉施設災害復旧事業 (7) 老人福祉施設災害復旧事業 (8) 身体障害者社会参加支援施設災害復旧事業 (9) 障害者支援施設等災害復旧事業 (10) 婦人保護施設災害復旧事業 (11) 感染症指定医療機関災害復旧事業 (12) 感染症予防事業 (13) 堆積土砂排除事業 ア 地方公共団体又はその機関が管理する公共施設に係る堆積土砂排除事業 イ 都市街地区域内のその他の堆積土砂排除事業 (14) 湛水排除事業
2 農林水産業に関する特別の助成	(1) 農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置 (2) 農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例 (3) 開拓者等の施設の災害復旧事業に対する補助 (4) 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例（天災融資法が発動された場合適用） (5) 森林組合等の行なう堆積土砂の排除事業に対する補助

	<ul style="list-style-type: none"> (6) 土地改良区等の行なう湛水排除事業に対する補助 (7) 共同利用小型漁船の建造費の補助 (8) 森林災害復旧事業に対する補助
3 中小企業に関する特別の助成	<ul style="list-style-type: none"> (1) 中小企業信用保険法による災害関係保証の特例 (2) 事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助
4 その他の特別の財政援助及び助成	<ul style="list-style-type: none"> (1) 公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助 (2) 私立学校施設災害復旧事業に対する補助 (3) 市町村が施行する感染症予防事業に関する負担の特例 (4) 母子及び寡婦福祉法による国の貸付の特例 (5) 水防資材費の補助の特例 (6) 罹災者公営住宅建設等事業に対する補助の特例 (7) 公共土木施設、公立学校施設、農地農業用施設及び林道の小災害復旧事業に対する特別の財政援助 (8) 雇用保険法による求職者給付の支給に関する特例 (9) 防災集団移転促進事業 (10) がけ地近接等危険住宅移転事業 (11) 活動火山避難施設等整備

第4 災害記録編纂計画

県及び市町村等は、火山防災対策の向上のため、火山活動の経過や被害、それに伴う防災対応について、正確に記録を残しとりまとめる。

第5章 継続災害への対応方針

第5章 継続災害への対応方針

第1節 避難対策

第1 基本方針

- 1 県及び市町村は、気象庁等からの火山噴火の長期化や土石流発生のおそれなど火山現象に関する情報を、迅速かつ的確に、関係機関及び住民に伝達するための体制を整備する。
- 2 市町村は、火山活動が長期化した場合には、火山活動の状況を考慮しつつ、状況に応じた避難勧告、警戒区域の設定等、警戒避難体制の整備に努め、かつ、警戒区域の変更、状況の変化に応じた対策を行う。
- 3 市町村は、避難生活が長期化した場合は、必要に応じ火山活動状況を勘案しながら、避難者の避難勧告対象区域・警戒区域への一時入域を実施する。

第2 避難対策

- 県及び市町村等は火山災害が長期化した場合は、土石流等二次災害の発生から住民等を守るため、次の対策を講じる。
 - 1 情報伝達体制
 - ア 火山に関する予報・警報・情報及び気象予報・警報等の情報伝達体制の整備
 - イ 土石流等二次災害に関する警報等の意味、必要性及び判断体制等についての、住民に対する啓発・周知
 - 2 避難体制
 - ア 火山監視体制の強化
 - イ 避難誘導體制の強化
 - ウ 状況に応じた避難勧告、警戒区域の設定、変更
 - エ 住民への避難勧告等の通報体制の整備
 - 3 一時的な避難施設の確保
 - 土石流等が長期的に反復する恐れがある場合には、住民等の一時的避難施設の確保に努める。

第3 避難勧告対象区域・警戒区域の一時入域計画

- 市町村は、避難勧告対象区域又は警戒区域の一時入域を実施する際には、火山活動の状況を十分に考慮して実施することとし、入域者の安全対策について万全を期すものとする。
- 一時入域の実施に当たって、市町村は必要に応じ県に助言を求め、県は、学識経験者及び関係機関等と協議し、市町村長に対し助言を行う。

- 市町村は、避難勧告対象区域又は警戒区域への一時入域について次の点に配慮した計画をあらかじめ策定する。
 - ア 住民等からの要望の集約方法及び集約体制
 - イ 判断体制
 - ウ 安全確保のための防災関係機関との連携体制
- 市町村は、関係機関と連携し、避難勧告対象区域又は警戒区域への計画外の入域を防ぐ手段を講じる。

第2節 安全確保対策

第1 基本方針

県及び市町村は、国等の協力のもと、火山災害の状況に応じ、土石流対策等適切な安全確保策を講ずるものとする。

また、火山活動が長期化、反復するおそれがある場合には、安全な場所に仮設住宅・公営住宅の建設や仮設校舎等の建設に努めるとともに、復興計画に基づき、必要に応じて、土地の嵩上げ等による住宅の安全対策、道路の迂回・高架化等、発生直後から将来の復興を考慮した対策を講ずるよう努めるものとする。

第2 安全確保対策

- 国、県及び市町村等は火山に関する予報・警報・情報及び気象予報・警報等の伝達体制の整備により、警戒避難体制を整備する。
- 県及び市町村は、住民等の日常生活の利便性及び健康が維持できるよう支援するため、次の対策を講じる。

1 土石流、火山泥流等の安全確保対策

- ア 火山の活動状況、危険区域等の関係機関への迅速な情報提供等、警戒避難に対する監視体制の整備
- イ 火山に関する予報・警報・情報及び気象予報・警報等の伝達体制の整備
- ウ 的確な警戒避難体制を敷くための体制整備

2 応急仮設住宅、災害公営住宅の確保等

- ア 応急仮設住宅、災害公営住宅の確保・斡旋
- イ 居住性やプライバシーの保護に考慮した避難施設の設置

3 火山灰対応対策

- ア 降灰に関わる風向・風速情報の収集伝達
- イ 降灰による住民等に対する健康影響調査

4 防疫活動

- ア 防疫計画に基づく被災現場、浸水家屋等への消毒等
- イ 廃棄物処理・障害物除去計画に基づく災害廃棄物の処理

第3節 被災者の生活支援対策

第1 基本方針

県及び市町村は、火山災害の長期化に伴い、地域社会に重大な影響が及ぶおそれがあることを勘案し、必要に応じて、災害継続中においても国等の協力のもと、生活支援、生業支援等の被災者支援策や被災施設の復旧その他の被災地域の復興を図るための措置を実施するものとする。

第2 生活支援対策

- 生活資金の貸付等生活安定のための支援
- 住宅再建時の助成及び資金の貸付等の支援
- 家屋の応急修理、火山灰除去作業の支援
- 事業の維持、再建への支援
- 職業訓練、就職奨励等の再就職と雇用の安定への支援

資料編

資料編目次

資料編

1 総則

1-5 県土の概況

- 1-5-1 耕地森林別面積調 4-1-1
- 1-5-2 本県極値気象表 4-1-1

1-6 災害の発生状況

- 1-6-1 岩手県における過去の火山災害以外のおもな災害記録 4-1-2
- 1-6-2 岩手県の地震津波災害調 4-1-10
- 1-6-3 岩手県断層分布図 4-1-14
- 1-6-4 岩手県における過去のおもな火山災害・噴火等記録 4-1-15
- 1-6-5 平成7年以降の岩手山の活動状況 4-1-16
- 1-6-6 平成7年以降の岩手山の地震回数の推移 4-1-18
- 1-6-7 岩手山の噴火史 4-1-19
- 1-6-8 岩手山火山防災マップ 4-1-21

2 災害予防計画

2-2 自主防災組織等育成計画

- 2-2-1 自主防災組織の現況 4-2-1

2-3 防災訓練計画

- 2-3-1 総合防災訓練年次別実施状況 4-2-2

2-4 気象業務整備計画

- 2-4-1 気象台所管の観測所配置図 4-2-3
- 2-4-2 県内における地震・津波観測施設一覧 4-2-4
- 2-4-3 岩手山噴火警戒レベル（詳細版） 4-2-7
- 2-4-4 岩手山噴火警戒レベルにおける居住地域等の範囲 4-2-8
- 2-4-5 秋田駒ヶ岳噴火警戒レベルにおける火山活動の状況と影響範囲 4-2-9
- 2-4-6 秋田駒ヶ岳噴火警戒レベル毎の防災対応 4-2-10

2-4の2 通信確保計画

- 2-4の2-1 岩手県防災行政情報通信ネットワークの整備状況 4-2-11
- 2-4の2-2 市町村防災行政無線の整備状況 4-2-12
- 2-4の2-3 防災相互通信用無線局一覧 4-2-13
- 2-4の2-4 非常及び緊急扱いの承認を受けた電話番号一覧表 4-2-19

2-5 避難対策計画

- 2-5-1 市町村における避難所の指定状況 4-2-20

2-7	孤立化対策計画	
2-7-1	県内の災害時孤立化想定地域	4-2-21
2-8	防災施設等整備計画	
2-8-1	県有水防倉庫の水防用備蓄資器材一覧表	4-2-22
2-8-2	水防管理団体の水防用備蓄器具、資材数一覧表	4-2-24
2-8-3	空中消火基地の資機材等備蓄状況	4-2-28
2-8-4	林野火災消火機（器）材備付状況	4-2-29
2-8-5	放射性物質災害用資機材の備蓄状況	4-2-31
2-9	建築物等安全確保計画	
2-9-1	防火地域、準防火地域指定状況	4-2-32
2-9-2	住宅地区改良事業等、改良住宅等建設戸数	4-2-33
2-9-3	都市公園の整備状況及び整備計画	4-2-34
2-9-4	市街地再開発事業の状況	4-2-35
2-9-5	がけ地近接等危険住宅移転事業の状況	4-2-36
2-9-6	土地区画整理事業の状況	4-2-37
2-9-7	建築物防災週間防災査察実施状況	4-2-38
2-9-8	災害危険区域の指定箇所	4-2-39
2-9-9	宅地造成等規制区域の範囲	4-2-40
2-9-10	指定防火対象物の現況	4-2-41
2-10	交通施設安全確保計画	
2-10-1	道路施設の現況	4-2-42
2-10-2	隧道一覧表	4-2-43
2-10-3	障害物除去機械一覧表	4-2-49
2-10-4	港湾における耐震強化岸壁整備計画	4-2-50
2-10-5	漁港における耐震強化岸壁整備計画	4-2-50
2-10-6	花巻空港消火救難活動に関する協定	4-2-51
2-10-7	花巻空港及びその周辺における消火救難活動に関する協定	4-2-57
2-10-8	花巻空港医療救護活動に関する協定書	4-2-59
2-10-9	花巻空港医療救護活動に関する協定書細目	4-2-61
2-10-10	花巻空港消防車両一覧	4-2-69
2-10-11	花巻空港除雪車両等一覧	4-2-69
2-11	ライフライン施設等安全確保計画	
2-11-1	下水道施設の現況及び整備計画	4-2-70
2-12	危険物施設等安全確保計画	
2-12-1	化学消火薬剤備蓄状況	4-2-75
2-13	水害予防計画	
2-13-1	河川改修の状況	4-2-76
2-13-2	ダムの現況	4-2-77
2-13-3	河川総合開発事業調	4-2-79
2-13-4	砂防事業の実施状況	4-2-80

2-13-5	砂防指定地及び砂防施設市町村別一覧	4-2-81
2-13-6	砂防事業現況調	4-2-82
2-13-7	農地関係水害防止施設事業調	4-2-83
2-13-8	障害防止対策事業調	4-2-84
2-13-9	昭和38年以降における治山事業実施状況調	4-2-84
2-13-10	荒廃地復旧等の治山事業と保安林整備事業調	4-2-85
2-13-11	県内雨量・水位観測所調	4-2-87
2-13-12	河川水門管理要綱及び河川水門管理委託箇所表	4-2-89
2-13-13	浸水想定区域図一覧	4-2-94
2-14	雪害予防計画	
2-14-1	雪崩危険箇所表	4-2-95
2-14-2	岩手労働局における雪崩対策	4-2-96
2-14-3	東日本旅客鉄道株式会社盛岡支社における雪崩対策	4-2-96
2-14-4	防雪施設の設置状況	4-2-98
2-14-5	雪崩防止林造成事業調	4-2-99
2-14-6	雪崩対策事業による施設整備状況	4-2-100
2-14-7	県の除雪計画（春先の除雪を含む。）	4-2-101
2-14-8	除雪機械等の整備状況	4-2-102
2-14-9	凍雪害防止施設の施行状況（堆雪帯，流雪溝）	4-2-103
2-14-10	雪害対策実施要領（抜すい）	4-2-105
2-14-11	救急医療班一覧表	4-2-110
2-14-12	巡回診療班一覧表	4-2-111
2-15	津波・高潮災害予防計画	
2-15-1	海岸保全区域延長	4-2-112
2-15-2	津波・高潮災害予防施設の設置状況	4-2-112
2-15-3	海岸防潮堤防設置一覧	4-2-113
2-15-4	海岸保全事業計画調	4-2-117
2-15-5	海岸防災林造成実績調	4-2-118
2-15-6	海岸防災林造成事業調	4-2-118
2-15-7	海岸水門管理要綱	4-2-119
2-16	土砂災害予防計画	
2-16-1	土砂災害発生危険箇所一覧	4-2-125
2-16-2	地すべり危険箇所市町村別一覧	4-2-126
2-16-3	国土交通省所管地すべり防止区域一覧表	4-2-127
2-16-4	林野庁所管地すべり防止区域一覧表	4-2-128
2-16-5	農林水産省所管地すべり防止区域一覧表	4-2-129
2-16-6	地すべり防止対策事業一覧	4-2-130
2-16-7	土石流危険渓流市町村別一覧	4-2-131
2-16-8	山地災害危険地区市町村別一覧	4-2-133
2-16-9	山地災害防止対策事業調	4-2-134

2-16-10	急傾斜地崩壊危険箇所市町村別一覧	4-2-135
2-16-11	急傾斜地崩壊対策事業の状況	4-2-137
2-16-12	災害報告（地すべり，土石流等，がけ崩れ，雪崩）	4-2-138
2-16-13	岩手労働局における土石流による労働災害防止対策	4-2-142
2-17	火災予防計画	
2-17-1	消防組織法第 39 条に基づく消防相互応援協定の締結状況調	4-2-143
2-17-2	消防力一覧表	4-2-145
2-20	海上災害予防計画	
2-20-1	入港船舶の実績，石油等危険物取扱量及び港湾別貯油施設の状況	4-2-146
2-20-2	岩手県沿岸流出油等災害対策協議会の状況	4-2-148
2-20-3	流出石油等に対する防災資機材等の整備及び各種船艇の保有状況	4-2-162
2-21	災害対策基金確保計画	
2-21-1	災害救助基金の現在高調	4-2-170
2-21-2	財政調整基金の現在高調	4-2-170

3 災害応急対策計画

3-2	気象予報・警報等の伝達計画	
3-2-1	気象庁震度階級表等	4-3-1
3-2-2	気象警報発表基準等	4-3-3
3-2-3	気象予報・警報伝達系統図	4-3-46
3-2-4	土砂災害警戒情報伝達系統図	4-3-47
3-2-5	津波予報・注意報・警報伝達系統図	4-3-48
3-2-6	地震及び津波に関する情報伝達系統図	4-3-49
3-2-7	北上川上流洪水予報、雫石川洪水予報及び猿ヶ石川洪水予報伝達系統図	4-3-50
3-2-8	北上川上流水防警報伝達系統図	4-3-51
3-2-9	岩手県知事の行う水防警報及び特別警戒水位情報の伝達系統図	4-3-52
3-2-10	火山情報に関する予報・警報・情報伝達系統図	4-3-60
3-2-11	津波予報区	4-3-61
3-2-12	地震情報に用いる海域名	4-3-62
3-3	通信情報計画	
3-3-1	県内無線施設設置状況一覧表	4-3-63
3-3-2	災害対策基本法に基づく公衆電気通信設備の優先利用等に関する協定書 （県警察本部）	4-3-77
3-3-3	災害対策基本法に基づく有線電気通信設備の使用に関する協定書 （東日本旅客鉄道株式会社）	4-3-78
3-3-4	非常通信運用細則	4-3-79
3-3-5	東北地方非常通信協議会構成員名簿（岩手県内構成員）	4-3-85
3-3-6	災害時における放送要請に関する協定書	4-3-86
3-4	情報の収集・伝達計画	
3-4-1	被害状況判定の基準	4-3-87

3-5	広報広聴計画	
3-5-1	報道機関への放送協力要請（通知）	4-3-89
3-6	交通確保・輸送計画	
3-6-1	緊急輸送道路の指定状況	4-3-94
3-6-2	岩手県緊急輸送道路網図	4-3-96
3-6-3	ヘリポートの設置基準	4-3-97
3-6-4	飛行場及び飛行場外離着陸場（ヘリポート）一覧（県調査）	4-3-103
3-7	公安警備計画	
3-7-1	県警察装備品保有状況	4-3-111
3-8	消防活動計画	
3-8-1	緊急消防援助隊岩手県隊	4-3-112
3-8-2	緊急消防援助隊岩手県隊出動要請連絡先	4-3-113
3-10	相互応援協力計画	
3-10-1	技術職員（災害対策基本法第33条の規定に基づく派遣職員）数調	4-3-114
3-10-2	大規模災害時における岩手県市町村相互応援に関する協定	4-3-115
3-10-3	大規模災害時における岩手県市町村相互応援に関する協定実施細目	4-3-120
3-10-4	大規模災害時等の北海道・東北8道県相互応援に関する協定	4-3-127
3-10-5	大規模災害時等の北海道・東北8道県相互応援に関する協定実施細目	4-3-129
3-10-6	全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定	4-3-134
3-10-7	消防防災ヘリコプターの運航不能期間等における北海道・ 東北8道県相互応援協定	4-3-138
3-10-8	大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱	4-3-140
3-10-9	関係団体等との「災害時における応援協定」の締結状況一覧	4-3-145
3-11	自衛隊災害派遣要請計画	
3-11-1	陸上自衛隊岩手駐屯地主要装備品	4-3-149
3-14	災害救助法の適用計画	
3-14-1	災害救助法による救助の種類，程度，期間等	4-3-151
3-16	医療・保健計画	
3-16-1	指定病院連絡先一覧	4-3-154
3-16-2	医療施設一覧表（病院）	4-3-155
3-16-3	就業届出助産師数調（保健所別）	4-3-162
3-16-4	医療救護班編成表	4-3-163
3-16-5	災害時の医療救護に関する協定書	4-3-166
3-16-6	災害時における医療救護活動に関する協定	4-3-176
3-16-7	医薬品等調達関係団体連絡先一覧表	4-3-187
3-16-8	災害時における医薬品等の確保に関する協定	4-3-188
3-16-9	災害時における医療資機材の確保に関する協定	4-3-194
3-16-10	災害時における医療用ガス等の確保に関する協定	4-3-200
3-16-11	健康管理活動班編成表	4-3-206

3-17	食料、生活必需品等供給計画	
3-17-1	支給物資の種類、支給基準数量等	4-3-208
3-17-2	災害時の政府所有米穀の供給に係る手続きについて	4-3-209
3-17-3	米穀の買入れ・販売に関する基本要領（抜粋）	4-3-212
3-20	応急仮設住宅の建設等及び応急修理計画	
3-20-1	製材品供給可能概数	4-3-213
3-21	防疫計画	
3-21-1	防疫薬剤調達先一覧表	4-3-214
3-21-2	防疫関係法（抜粋）	4-3-215
3-22	廃棄物処理・障害物除去計画	
3-22-1	一般廃棄物処理業者一覧	4-3-218
3-22-2	一般廃棄物処理施設一覧表	4-3-230
3-23	行方不明者等の捜索及び遺体の処理、埋葬計画	
3-23-1	県内火葬場一覧表	4-3-233
3-26	農畜産物応急対策計画	
3-26-1	家畜診療班及び防疫班編成表	4-3-235
3-28	ライフライン施設応急対策計画	
3-28-1	電力施設現況一覧表	4-3-236
3-28-2	都市ガス事業者一覧表	4-3-240
3-28-3	都市ガスの状況	4-3-240
3-28-4	液化石油ガス充てん所・オートガススタンド・充てん設備の所在地	4-3-241
3-28-5	応急給水資材の整備状況	4-3-244
3-32	防災ヘリコプター等活動計画	
3-32-1	岩手県防災ヘリコプター応援協定	4-3-246
3-32-2	岩手県防災ヘリコプター運航管理要綱	4-3-248
3-32-3	岩手県防災ヘリコプター緊急運航要領	4-3-258
3-32-4	岩手県ヘリコプター等運用調整会議規約	4-3-269
3-32-5	大規模災害時における岩手県ヘリコプター等運用調整班活動計画	4-3-270
4	災害復旧・復興計画	
4-2	生活の安定確保計画	
4-2-1	災害復興住宅等に対する融資一覧表	4-4-1
4-2-2	災害復興住宅資金	4-4-3
4-2-3	生活福祉資金	4-4-4
4-2-4	災害援護資金	4-4-5

5 附属資料

5-1	みんなで取り組む防災活動促進条例	4-5-1
5-2	岩手県防災会議条例	4-5-4
5-3	岩手県災害対策本部条例	4-5-5
5-4	災害に際し応急措置の業務に従事した者に係る損害補償に関する条例	4-5-6
5-5	岩手県防災会議運営規程	4-5-14
5-6	小災害見舞金交付内規	4-5-15
5-7	岩手県災害対策本部規程	4-5-22
5-8	岩手県災害警戒本部設置要領	4-5-56
5-9	気象予報・警報の地域区分	4-5-60
5-10	地震被害想定調査（平成9年度実施）	4-5-61
5-11	津波及び想定宮城県沖連動地震に係る被害想定調査（平成15～16年度実施）	4-5-66

1 総則

1-5 県土の概況

1-5-1 耕地森林別面積調

区 分		面 積	百分比	備 考	
耕 地	田	96,700 ha	6.3 %	平成17年耕地及び作付面積統計	
	畑	普通畑	26,600	1.7	"
		樹園地	4,290	0.3	"
		牧草地	28,900	1.9	"
森 林	国 有 林	395,865	25.9	平成17年度版岩手県林業動向年報	
	民 有 林	784,624	51.4	"	
	そ の 他	190,892	12.5		
計		1,527,871	100	平成17年全国都道府県市区町村別面積調	

1-5-2 本県極値気象表

要素	地名	盛 岡		宮 古		大 船 渡		県 内※		
		値	年月日	値	年月日	値	年月日	値	年月日	観測所
最高気温	℃	37.2	大13. 7.12	37.3	昭 8. 7.23	37.0	平19. 8.15	38.8	平 6. 8.14	釜石
								39.5	昭21. 8.16	一関
最低気温	℃	-20.6	昭20. 1.26	-17.3	明41. 1.23	-11.6	昭55. 2.17	-27.6	昭63. 2.17	藪川
								-35.0	昭20. 1.26	藪川
最小湿度	%	7	平11. 4.22	8	平13. 3.23	7	昭44. 4.29			
最大風速	m/s	WNW 22.2	昭26. 4.10	W 30.5	明40.12. 6	SE 21.8	平14.10. 2			
最大瞬間風速	m/s	SW 38.6	平16.11.27	SSE 43.5	平14.10. 2	SSE 44.2	平14.10. 2			
10分間最大降水量	mm	22.0	昭28. 8. 1	22.7	昭34.10.10	30.5	平 7. 8.16			
1時間・最大降水量	mm	62.7	昭13. 8.15	63.6	昭34.10.11	56.5	平17. 9. 7	74.0	平 2.12. 1	山田
								81.0	昭36. 9.10	大平
日最大降水量	mm	198.5	平19. 9.17	319.0	平12. 7. 8	200.0	昭52. 5.16	333.0	昭63. 8.29	岳山
								334.0	昭23. 9.16	世田米
最深積雪	cm	81	昭13. 2.19	101	昭19. 3.12	32	昭59. 2.28	236	平17. 2.28	湯田
								368	昭49. 1.27	湯田

※上段はアメダス観測開始からの値、下段は参考値
(アメダス観測開始：昭和51年～)

発生年月日	災害名	災害内容	り災		人的被害					建物被害					土木被害					農作物被害		水産物被害 千円	船舶被害 隻	被害額 合計 千円					
			世帯数	人員	死者	行方不明	傷者	全焼壊	流失	半焼壊	一部破損	床上没水	床下没水	非住家	道路	橋梁	堤防	港湾	その他	流埋	冠水								
			世帯	名	名	名	名	戸	戸	戸	戸	戸	戸	棟	ヶ所	ヶ所	ヶ所	ヶ所	ヶ所	ha 田作畑	ha 田皆無								
"10.10	風水害	台風24号来襲	11	96			1	2	10	12	2	27	34	2		1											6		
37.1.2	風水害	三陸沿岸に強風雨、高波	4	24		2			1	21	2	1	20														59		290,000
38.1.6	風雪害	豪雪災害(最大積雪3米)			11		2							87															232,105
"3.5	雪害	雪崩災害(湯田村、川尻宮林野飯場)		5			12																						
"10.13	津波	エトロフ沖地震津波																							85,213			85,213	
39.2.9	雪害	1月31日～2月1日、9日～10日の雪害			4		10	4		12	380		141	87															2,807,288
"3.6	雪害	雪崩災害(久慈市山根)			1		2																			2		43,004	
40.1.8	高潮	昭和40年1月8日～9日の低気圧による強風高潮災害								1	4	27	17	10			2	88							263,199	232		448,977	
"2.4	津波	1965年2月4日アリューシャン地震津波																							5,787			5,787	
S40.7.15	豪雨	梅雨前線の北上に伴う集中豪雨(西和賀地方)	797	4,232			2	3		3		90	697	125	128	26	144				733	4,097.8						1,057,146	
"9.10	暴風雨	台風23号の来襲(主として風の被害)			1		1			8			43	8											12,989	948		529,000	
41.6.28	暴風雨	台風4号の来襲	3,077	14,083	2				4	92	530	2,522		256	26	297			1	148.0					160,667	5		2,716,346	
"9.25	暴風雨	台風26号の来襲(主として県南地方)	1,878	8,029					6	5	278	1,575		115	12	64	1	2		96					8,379	3		817,395	
"10.13	豪雨	沿岸北部を中心とした集中豪雨	2,742	12,380	12		3	44		86	14	832	1,439	151	27	41	4			940					69,584	110		1,634,944	
7~10	冷害	夏から秋にかけての異常気象																										2,908,351	
42.4.19~20	水害	低気圧による大雨	172	709					1		9	156		96	12	61				5								228,795	
"6.5	雷雨降雹	内陸中部(北上市口内中心)の雷雨降雹	126	556					1	1	25	99		23	13	28				140								1,057,061	
"9.21~22	豪雨	沿岸北部の秋雨前線による集中豪雨	2,492	10,360	1		1	1		2	8	882	1,397	179	246	37	128	4	1	704					140,866			1,913,669	
"10.28	暴風雨	台風34号主として沿岸	9	58			1	2		6	1														106,490			124,886	
43.5.16	地震津波	1968年十勝沖地震	569	2,655	2		4	11		45	296	93	124	118	86	3	4	9	2	163	192				787,559	1,036		2,205,475	
"6.21~22	雷雨降雹	東北、県南部の雷雨降雹													21		22			323.1								113,000	
"6.29	降雹	県中部の降雹																										121,368	
"8.11~12	水害	低気圧による大雨	1,103	4,936						1		56	1,024	302	155	32	64		1	26.0	1,903							531,294	
"8.20~21	水害	低気圧による大雨	24	113						1		23		94	3	40				0.7	3,492							252,901	

発生年月日	災害名	災害内容	り災		人的被害			建物				被害			土木被害					農作物被害		水産物被害 千円	船舶被害 隻	被害額 合計 千円	
			世帯数	人員	死者	行方不明	傷者	全焼壊	流失	半焼壊	一部破損	床上没水	床下没水	非住家	道路	橋梁	堤防	港湾	その他	流埋	冠水				
			世帯	名	名	名	名	戸	戸	戸	戸	戸	戸	棟	ヶ所	ヶ所	ヶ所	ヶ所	ヶ所	ha 田作畑	ha 田皆無				
"8.29 ~30	風水害	台風10号による風水害	97	364					2		93	5	63	1	12				0.1	7,645			188,116		
44.3.12 ~13	波浪	低気圧による波浪											1			1	19					381,726	167	511,124	
S44.5.6	林野火災	異常乾燥による林野火災	29	153				49																1,047,994	
"5.12 ~13	山林火災	異常乾燥による山林火災	2	13	1																			12,650	
"7.28~31 8.5	大雨	前線による大雨及び台風7号による大雨	472								28	525	37	159	16	119		26	5.0	2,219.1				1,095,076	
"8.23	風雨波浪	台風9号による風雨波浪	220	824				1		4	18	196	5	2	2	6						7,520	28	272,086	
"9.18	豪雨	集中豪雨	1,272	5,067						3	12	231	1,026	114	43	4		32	3.0	104.15				115,245	
45.1.31 ~2.1	水害	低気圧による豪雨波浪	42	195	4			3	9		27	154	1	44	227	38	5	15	1	51	2.0		1,590,578	277	2,555,763
"8.1 ~2	水害	岩手県内陸北部の集中豪雨													11	3	12			43.0				151,996	
"10.6	地震	秋田県南東部の地震	4	16				1	2		2	230			37	2	3		2	6.0				362,327	
46.1.16 ~19	波浪大雪	低気圧による高波、大雪						1							4			2				1,037,449	55	1,179,376	
"5.12	林野火災	異常乾燥による林野火災												1										36,915	
"7.30	飛行機事故	全日空機空中接触事故			162			1				1												1,110	
"9.11 ~13	大雨波浪	前線と台風26号による大雨波浪													59	3	45	2				94,634	8	463,874	
47.1.12 ~13 15~16	波浪大雪	南海低気圧による高波大雪、大雪	3	7				1					5	32	8	1	4	9		0.02		1,740,435	63	7,420,434	
"7.7 ~9	水害	梅雨前線による大雨	7	36									7	45	53	7	54		13.61	2,275				1,003,243	
"8.2 ~4	水害	大雨	28	100						4	19	394			18	3	23		1					214,448	
"9.12	豪雨降ひょう	集中豪雨と降雹	34	115									34	352										301,874	
"9.15 ~17	大雨波浪	台風20号による大雨、波浪	205	756	3			3			3	170	890		187	27	133	13	3	68.93	(倒伏) 34,026	90,696	17	2,256,573	
"11.21	水害	大雨	39	142				1	1				34	978	8									21,684	
48.6月 ~8月	干害	長期干ばつ																						6,963,867	
S49.1月下旬 ~2月上旬	大雪波浪	南海低気圧による大雪、高波	1	2						1	1				4			27				452,398	64	1,742,288	
50.3.21	大雨	低気圧による太平洋側の大雨	224	837	2			1		4	10	214	1,160	69	317	28	317	12	1	110	1	1,106,024	8	5,696,404	
"11.12 ~13	高波	低気圧(台風19号)による大雨						2							4			59	2			1,231,392	127	1,932,780	
51.1.2 ~8	林野火災	異常乾燥による林野火災	7	36				6		2	5													1,453,505	
"9.8 ~14	大雨	台風17号と前線による大雨	1	4						2	1	16	3	37	4	50			29.8					1,349,383	
"10.20 ~21	大雨強風	日本海低気圧による大雨と強風	24	83				1		3	1	20	693	69	52	2	23			1.0				1,280,166	

発生年月日	災害名	災害内容	り災		人的被害					建物				被害			土木被害					農作物被害		水産物被害 千円	船舶被害 隻	被害額 合計 千円		
			世帯数	人員	死者	行方不明	傷者	全焼壊	流失	半焼壊	一部破損	床上没水	床下没水	非住家	道路	橋梁	堤防	港湾	その他	流埋	冠水							
			世帯	名	名	名	名	戸	戸	戸	戸	戸	戸	棟	ヶ所	ヶ所	ヶ所	ヶ所	ヶ所	ha 田作畑	ha 田皆無	千円	隻	千円				
61.8.5 ～8.6	大雨	台風10号及びその後の低気圧による大雨災害	55	185	1		2			1	10			54	746			759	44	1,122		7			3,272			19,095,757
62.1.9	地震	岩手県中部沿岸地震					8											17	6	4								1,013,117
62.8.16 ～8.19	大雨	低気圧による大雨災害												206	261	24	393	6	516		2				3,670.5			10,522,971
62.9.16 ～9.17	大雨	台風13号による大雨波浪災害												1	30		31		12	3	2				8.8	55,020		1,687,343
63.3.22 ～3.25	融雪	低気圧による大雨融雪災害															68	1	65		6							1,948,300
63.8.28 ～8.31	大雨	低気圧による大雨災害	971	3,762			1				4		118	849	283	720	49	757				12			3,942.8	7,715		37,673,003
63	冷害	異常低温・日照不足による冷害																										30,127,825
H元.2.28 ～3.1	融雪	低気圧による大雨融雪災害															19	2	75		3							1,058,000
元.4.11 ～4.12	大雨	低気圧による大雨災害	1	6										1	1		42		64									1,072,150
元.8.27 ～8.28	大雨	台風17号による大雨波浪災害	1	3							1		1	2		73	3	130			5	0.8	20.5	800				3,287,156
元.9.5 ～9.8	大雨	低気圧による大雨災害												3		80	1	209							204.3			3,401,013
元.11.2	地震	三陸沖地震災害					1										14	3	1									911,046
2.9.19 ～9.20	大雨	台風19号による大雨災害	42	145	1						4		43	300	72	418	28	1,063			5			4,489.2	13,095			20,373,221
2.11.4 ～11.5	大雨	低気圧による大雨災害	239	886	1	1	1	2		4	11	248	957	309	877	33	1,059				5				187,116			21,340,942
3.2.15 ～2.17	暴風 雨雪 波浪	低気圧による暴風雨雪・波浪災害	1	3						1	24			2		24		3	19	3					3,586,701			13,592,822
3.8.30 ～8.31	大雨	台風14号による大雨災害	54	170	2						3		54	130	16	305	13	696			6			357.3	44,160			15,013,879
3.7月中旬 ～8月中旬	冷害	異常低温・日照不足による冷害																						183.31				25,761,883
5.7.28 ～7.29	大雨 洪水	低気圧による大雨・洪水災害	50	145	1		1						47	139	69	232	6	736						311.45	5,000			17,480,405
5.7月 ～8月	冷害	異常低温・日照不足による冷害																										102,690,997
6.2.21 ～2.23	暴風 雨雪	低気圧による暴風・暴風雪災害																						1.93	37,770			152,671
6.9.14 ～9.16	大雨	秋雨前線による大雨災害	51	152			1						53	165	25	175		166	3	1			39.23				4,409,754	
6.9.18 ～9.22	大雨	台風24号による大雨・暴風災害																							287,716			4,051,161
6.9.29 ～9.30	大雨 暴風	台風26号による大雨・暴風災害	35	82	1		2				4	45	185	70	162	5	250							2,824.4				6,453,590
6.10.4	地震	北海道東方沖地震災害																							718,576			1,238,948
6.12.28	地震	三陸はるか沖地震災害					1																		7,029			642,782
7.1.7	地震	岩手県沖地震災害	2	14			1																					182,808
7.8.2 ～8.9	大雨	梅雨前線による大雨災害	8	24									1	8	28	32	157	4	321					2,784.9				9,396,266
9.5.2 ～5.3	林野 火災	異常乾燥・強風による林野火災					1																					1,049,404

発生年月日	災害名	災害内容	り災		人的被害			建物				被害			土木被害					農作物被害		水産物被害 千円	船舶被害 隻	被害額 合計 千円						
			世帯数	人員	死者	行方不明	傷者	全焼壊	流失	半焼壊	一部破損	床上没水	床下没水	非住家	道路	橋梁	堤防	港湾	その他	流埋	冠水									
			世帯	名	名	名	名	戸	戸	戸	戸	戸	戸	棟	ヶ所	ヶ所	ヶ所	ヶ所	ヶ所	ha 田作畑	ha 田皆無									
9.6.28	大雨	台風8号による大雨・暴風災害							1		3		91	1	139												2,551,306			
10.6.27	大雨	梅雨前線による大雨災害											11	4	31				2								1,151,031			
10.8.13	大雨	梅雨前線による大雨災害	1	4																	7.0					1,579,713				
10.8.26 ～9.1	大雨	前線の停滞による大雨災害	120	431	1								1	6	22	26		54					2	2,821.7		20,651,458				
10.9.3	地震	岩手県内北部における地震災害													9												7,916,068			
10.9.13	地すべり	江刺市における地すべり災害																								1,088,055				
10.9.15 ～9.16	大雨 暴風	台風5号による大雨・暴風災害	16	47											2	15	14	92	21	99	6	97			850.5	5,451	2,721,619			
10.9.30 ～10.2	大雨	秋雨前線による大雨災害															1	31	21	59	2	30					1,478,413			
11.7.12 ～7.14	大雨	熱帯低気圧による大雨災害	140	425	1								12	141	873	4	425	6	381	8		4	778.0			13,827,705				
11.10.27 ～10.28	大雨	低気圧による大雨災害	564	1,802	2											27	9	518	418	47	555	13	701		3	920.5	72,000	29	47,146,936	
12.7.8 ～7.9	暴風 大雨 洪水	台風3号による大雨・洪水・暴風災害	372	1,010														23	53	258	2	192	5	155			3,061.8	102,650	4	5,519,526
13.1.18 ～1.28	低温	低温による道路の凍上災害																									6,861,170			
13.2.2 ～2.27	低温	低温による道路の凍上災害																									19,012,055			
13.4. 下旬	低温 降霜	降霜による農作物等災害																									1,959.7	1,883,809		
13.7.30 ～8.2	大雨 洪水	前線停滞による大雨洪水災害	127	406																							1,615.6	3,193,497		
13.9.10 ～9.12	大雨 洪水	台風15号による大雨洪水災害	61	162																							38.6	5,750	2,115,064	
14.1.27 ～1.28	暴風 大雪 波浪	低気圧による暴風雪・大雪・波浪災害	8	22																							0.68	524,076	78	4,063,903
14.7.10 ～7.12	大雨 洪水	台風6号による大雨洪水災害	3,723	10,333	2																						7,042.0	12,050	57,358,038	
14.8.12	大雨 洪水	低気圧による大雨・洪水災害																									943.9	2,794,972		
14.10.1 ～10.2	大雨 洪水 暴風 波浪	低気圧による大雨・洪水・暴風・波浪災害																									1,814.0	99,950	164	1,161,979
15.5.26	地震	宮城県沖で発生した地震	12	33																								410	4	11,889,408
15.9.26	地震	十勝沖地震																											433,502	433,502
16.9.30 ～10.4	大雨 洪水 暴風 波浪	台風21号による大雨・洪水・暴風・波浪災害	16	48																							523.0		7,469,613	
17.8.16	地震	宮城県沖を震源とする地震																											178,289	
18.10.4 ～10.9	大雨 洪水 暴風 波浪	低気圧による大雨・暴風災害	102	237																								348.5	436,783	16,461,335

発生年月日	災害名	災害内容	り災		人的被害			建物				被害			土木被害					農作物被害		水産物被害 千円	船舶被害 隻	被害額 合計 千円	
			世帯数	人員	死者	行方不明	傷者	全焼壊	流失	半焼壊	一部破損	床上没水	床下没水	非住家	道路	橋梁	堤防	港湾	その他	流埋	冠水				
			世帯	名	名	名	名	戸	戸	戸	戸	戸	戸	棟	ヶ所	ヶ所	ヶ所	ヶ所	ヶ所	ha 田作畑	ha 田皆無				
19.9.7 ～9.9	大雨 洪水 暴風 波浪	台風9号による 大雨・洪水・暴 風・波浪災害	57	157			2			1	17		3	40	10	102	3	139	1		26.0		17,210		3,146,205
19.9.17 ～9.20	大雨 洪水	低気圧による大 雨・洪水災害	624	1,790	2					4	105	456				173	6	289					7,000		7,106,049
20.4.4 ～4.8	林野 火災	異常乾燥下にお ける林野火災、 強風																							320,801
20.6.14	地震	岩手・宮城内陸 地震	785	2,675	2		37	2		4	778			45	259	26	24				90.0		1,000		20,960,328
20.7.24	地震	岩手県沿岸北部 を震源とする地 震	204	398			90				200			98	27	2					5.3				1,688,431
22.2.28	津波	チリ中部沿岸の 地震による津波																					1,815,325		1,815,325
23.3.11	地震 津波	東北地方太平洋 沖地震津波			4,671	1,237	198				24,869棟					1,497	90		145	317			13,174,000	13,271	※公共土木+ 農林水産 911,245,860

1-6-2 岩手県の地震津波災害調

西暦	元号	月日	災害現象	事 項
869	貞観11	7・13	強震, 津波	陸奥国地大いに震いて城邑を破壊し, 海嘯哮吼して溺死者, 多し。
1611	慶長16	12・2	強震, 津波	三陸地方で大地震。東部海岸に大津浪。南部, 津軽にて人馬の溺死3千余等の被害。
1616	元和2	12・6	強震, 津波	三陸地方で強震。大槌町海嘯, 布日にて溺死者多数。
1625	寛永2		鳴 動	奥州の山鳴動す。
1662	寛文2	(9・9)	強震, 津波	南部領大震海嘯。
1663	同 3	8・19	異常鳴響	地震と鳴響あり, 盛岡城の戸障子鳴動。
1677	延宝5	4・6	大 地 震	花巻地方で晴天午下刻(午後1時過)大地震しばらくやまず。
"	"	4・13	強震, 津波	陸中国南部, 地大いに震い, 大槌浦, 宮古浦, 鉄ヶ崎浦等海嘯暴溢し家を破る。
"	"	8・1	大 地 震, 洪 水	花巻地方で大雨。申上刻(午後4時)大地震。市中洪水。
1678	同 6	2・21	地震, 鳴動	陸中鹿角郡水沢近傍の山, 朝より夥しく鳴動して地震う。
"	"	10・2	大 地 震	花巻地方で大地震。御台所脇石垣13間崩る。御城壁大半落等の被害。
1689	元禄2		津 波	陸中海岸津波あり。
1700	同 13	1・20	津 波 か	大槌地方大汐さし, 海辺大分騒ぎす人馬怪我なし。
1703	同 16	12・9	大 地 震	大槌地方で午後10時過大地震。
1704	宝永元	5・23	大 地 震	沢内地方で大地震。
1705	同 2	1・26	大 地 震	夜, 大地震
1717	享保2	5・13	大 地 震	花巻地方で大地震。方々家大小破する。
1720	同 5	5下旬~ 9 初旬	地 震	花巻地方で5月下旬より9月初めまで連日の如く地震。
1732	同 17	8・10 8・12 9・5	地 震	花巻地方で地震。
1733	同 18	5・12	地 震	花巻地方で地震。
1735	同 20	5・6	大 地 震	花巻地方で大地震。破損なし。
1751	宝暦元	5・21	津 浪	大槌地方で津波。
1756	同 6	8・10	地 震	亥の上刻(午後10時)地震。卯の刻(午前6時)にも地震。
1767	明和4	4・24	大 地 震	沢内地方で大地震。
"	"	5・2	大 地 震	5月2日, 同4日大地震。大風吹き, 時々秋まで地震続く。
1768	同 5	2・21	地 震	沢内地方で地震あり。
"	"	(7・28)	大 地 震	沢内地方で大地震。
1769	"		地 震	沢内地方で時々地震。
1770	同 7	5・27	大 地 震	在所大地震, 所々破損, 多人馬死す。
"	"	6・26	大 地 震	沢内地方で大地震。

西暦	元号	月日	災害現象	事 項
1772	安永元	6・3	大 地 震	沢内地方で6月3日, 13日, 14日地震。
"	"	7・9	大 地 震	沢内地方で7月9日, 14日又ゆる。
1780	同 9	(6・19)	大 地 震	午前6時大地震。昼の内度々あり。
1793	寛政5	2・17	強震, 津波	両石村にて流失家屋71軒, 船舶19艘, 溺死人あり。釜石村, 大槌村にも被害。
1823	文政6	9・初旬	強 震	9月初旬頃より岩手郡寺田村付近に微震頻発し, 10月23日半破壊性の激震起り, 家屋土蔵の倒壊, 変死者等あり。
"	"	9・29	鳴 動	西根山(西岳のことか)鳴動。七時雨山割崩, 滝不動崩落, 右近辺家屋, 土蔵崩れ, 壁落つ。
1830	天保元	1・15	大 地 震	辰刻(午前8時)大地震。女童子動転す。
1850	同 3	7・20	異 常 鳴 響	夜九ツ時(午前零時)雷の如く鳴る。津波にて山くずれる。
1854	安政元	12・23	大 地 震	大地震。
1855	同 2	8・15	大 地 震	夕七ツ時(午後4時)大地震。
1856	同 3	8・23	強震, 津波	強震津波来たり, 宮古附近最も甚しく家屋流失, 倒壊100余戸上る。
1864	元治元	3・29	強 震	三閉伊海岸で地震。所々破損す。
1894	明治27	3・20	小 津 波	根室南々東約120軒の沖合海底で地震。午後8時20分頃本県沿岸に小津波。
1896	同 29	6・15	強震・津波 (三陸津波)	三陸海嘯。本県の被害最も甚大にして死者18, 158人に及ぶ。
1896	同 29	8・31	陸羽 大地震	和賀郡で最も被害多く, 倒壊家屋多数あり。
1897	同 30	2・20	小 津 波	陸前東海底で地震, 津波あり。気仙郡盛町3尺の高波。
1906	明治39	2・1	津 波	2時間16分にわたる遠地地震記録。被害なし。
1915	大正 4	11・1	津 波	三陸沖で地震, 釜石方面で高さ約2尺の津波。被害なし。
1922	同 11	11・12 ~ 13	津 波	チリで地震。気仙郡下で家屋102戸が浸水。
1931	昭和 6	11・4	地 震	小国村附近で地震(震度5)。小国村, 上閉伊郡金沢村地方で石垣崩壊, 炭がま破壊等の被害。
1933	同 8	3・3	地震, 津波, 大火	三陸大津波。死者1, 408名, 傷者805名, 行方不明1, 263名, 家屋流失2, 969戸, 倒壊1, 011戸, 焼失209戸, 船舶流失6, 768隻等の被害。
"	"	6・19	地 震	金華山東方沖で地震。気仙郡広田, 吉浜, 盛で強震。上閉伊郡甲子村で1名死亡。
"	"	8・ ~ 11・	鳴 動	七時雨山鳴動。奥中山付近で戸障子等がはずれ, 棚の上の物が転落する等の被害。
1946	同 21	4・2	津 波	田老町で津波。
"	"	12・21	津 波	宮古地方沿岸で津波。被害なし。
1952	同 27	3・4	津 波	十勝沖で地震。震度宮古4, 盛岡3。沿岸各地で津波。船舶, 水産関係施設等に被害。
"	"	10・26 ~ 29	地 震	県下各地で有感地震18回。被害なし。
"	"	11・5	津 波	カムチャッカ半島南端で地震。沿岸各地で津波。満潮時と重り漁船養殖施設等に被害。
1953	同 28	11・26	津 波	房総南東沖で地震。沿岸各地に津波。被害なし。

西暦	元号	月日	災害現象	事 項
1958	同 33	11・7	津 波	エトロフ島沖で大規模な地震。三陸一帯に小津波。被害無し。
1960	同 35	3・21	津 波	三陸沖で地震。本県海岸に小津波。養殖施設に若干の被害。
"	"	5・24	チリで地震, 津波	三陸沿岸一帯に津波。大船渡市など沿岸各地で死者57名, 行方不明5名, 住家全壊・流失962棟, 船舶流失・沈没・破損2626隻, 港湾施設等に大きな被害。
"	"	7・30	津 波	八戸沖で地震。本県海岸に小津波。被害なし。
1962	同 37	4・30	地 震	宮城県北部で地震。盛岡, 一関, 花巻, 北上, 千厩で震度4, 宮古, 軽米で震度3。花泉で学校に被害。
"	"	12・28	地 震	岩手県沖で地震。震度盛岡4, 宮古3。小本, 山田両線で9ヶ所の落石。
1963	同 38	10・13	津 波	エトロフ島沖で地震。沿岸各地で養殖施設の一部に被害。
1964	同 39	3・28	地震, 津波	アラスカ地震の影響で大船渡湾内の養殖施設に被害。
1968	同 43	5・16	地 震	十勝沖で地震。盛岡で震度5の強震。沿岸各地に津波。港湾施設, 船舶等に大きな被害。
"	"	6・12	地震, 津波	岩手県沖で地震。盛岡, 宮古で震度4, 大船渡震度3。弱い津波が発生。船舶等に被害。
1969	同 44	8・12	津 波	北海道東方沖で地震。震度は盛岡, 一関で3, 宮古, 大船渡で2。沿岸各地で20~34cmの弱い津波。被害なし。
"	"	10・18	地 震	震度は盛岡の4の中震, 大船渡, 宮古, 一関3の弱震。津波, 被害なし。
1970	同 45	9・14	地 震	宮城県沖で地震。盛岡, 宮古, 大船渡で震度4の中震。各地で送電線, 土木, 農業施設, 学校等に被害。
"	"	10・16	地 震	秋田県南部で地震。本県西部で震度4~5。国鉄北上線で一時不通。建物損壊244棟等の被害。
1974	同 49	9・4	地 震	岩手県沖で地震。盛岡, 宮古で震度4。落石, がけくずれ, 停電等の被害。
1978	同 53	6・12	地 震	宮城県沖で地震。大船渡で震度5, 盛岡, 宮古で4。道路損壊, 堤防決壊, がけくずれ等の大きな被害。
1979	同 54	5・22	地 震	岩手県沖で地震。震度宮古3, 盛岡, 一関, 大船渡2。津波なく, 農業用施設に若干の被害。
1982	同 57	6・1	地 震	宮城県沖で地震。震度盛岡4, 宮古, 大船渡3。津波なし。
1983	同 58	5・26	地 震	日本海中部で地震。震度盛岡4, 宮古・大船渡3。農地農業用施設等に被害。
1986	同 61	3・2	地 震	宮城県沖で地震。震度盛岡, 宮古4, 大船渡3。津波なく, 土木施設に被害。
"	"	5・26 ~ 7・	地 震	奥中山付近で群発地震。被害なし。
1987	同 62	1・9	地 震	岩手県中部沿岸で地震。震度盛岡, 大船渡5, 宮古4。津波なく, 建物, 土木施設等に被害。
"	"	2・6	地 震	福島県沖で地震。震度盛岡, 宮古, 大船渡で3。土木施設に被害。
"	"	4・7	地 震	福島県沖で地震。震度盛岡, 宮古, 大船渡で3。土木施設等に被害。
1989	平成元	11・2	地 震	岩手県沖で地震。震度盛岡, 大船渡4, 宮古3。岩手県で負傷者2名。道路に落石のため一部不通。津波被害なし。
1992	同 4	7・18	地震, 津波	三陸はるか沖で地震。震度盛岡, 宮古, 大船渡で3。宮古で21cm, 大船渡で23cmの津波が発生。被害なし。
1993	同 5	1・15	地 震	釧路沖で地震。震度盛岡, 宮古, 大船渡で4。花泉で農地農業用施設(ため池)に被害。津波なし。
"	"	7・12	地 震	北海道南西沖で地震。震度盛岡2, 宮古, 大船渡で1。津波なし。被害なし。
1994	同 6	10・4	地震, 津波	北海道東方沖で地震。震度盛岡, 大船渡で4。宮古3。宮古72cm, 大船渡46cmの津波が発生。水産関係等に被害。
"	"	10・9	地 震	北海道東方沖で地震。震度盛岡2, 宮古, 大船渡で1。津波なし。被害なし。

西暦	元号	月日	災害現象	事 項
〃	〃	12・28	地震, 津波	三陸はるか沖で地震。震度盛岡5, 宮古, 大船渡で4。宮古55cm, 大船渡27cmの津波が発生。土木施設等に被害。
1995	同 7	1・7	地 震	岩手県沖で地震。震度盛岡5, 宮古, 大船渡で4。津波なし。農地農業用施設等に被害。
〃	〃	7・30	津 波	チリ北部で地震。宮古29cm, 大船渡9cmの津波が発生。被害なし。
〃	〃	12・4	津 波	択捉島の南南東170km付近で地震。宮古で8cmの津波が発生。被害なし。
1996	同 8	2・17	津 波	ニューギニア島付近で地震。宮古16cm, 大船渡13cmの津波が発生。被害なし。
1998	同 10	9・3	地 震	岩手県内陸北部で地震。震度雫石町長山6弱, 雫石町千苺田4。負傷者9名。土木施設等に大きな被害。
2003	同 15	5・26	地 震	宮城県沖で地震。大船渡市, 衣川村, 平泉町, 室根村, 江刺市で震度6弱。重軽傷者91名。土木施設, 学校施設等に大きな被害。
〃	〃	9・26	津 波	十勝沖で地震。宮古57cm, 大船渡25cm, 釜石42cmの津波を観測。養殖施設等に被害。
2004	同 16	8・10	地 震	岩手県沖で地震。震度宮古, 野田5弱。津波なし。
2005	同 17	8・16	地 震	宮城県沖を震源とする地震。震度藤沢町5強。重傷者3名。土木施設, 学校施設等に大きな被害。
〃	〃	11・15	地震, 津波	三陸沖を震源とする地震。県内最大震度3。大船渡42cmの津波を観測。農地農業用施設に被害。
2006	同 18	11・15	津 波	千島列島東方で地震。宮古32cm, 大船渡41cm, 釜石26cmの津波を観測。被害なし。
2007	同 19	1・13	津 波	千島列島東方で地震。宮古14cm, 大船渡27cm, 釜石13cmの津波を観測。被害なし。
〃	〃	8・17	津 波	ペルー沿岸で地震。宮古15cm, 大船渡9cm, 釜石10cmの津波を観測。被害なし。
2008	同 20	6・14	地 震	「平成20年(2008年)岩手・宮城内陸地震」。震度奥州市6強。死者2名, 重軽傷者37名, 土木施設, 農林業関係に大きな被害。
〃	〃	7・19	地震, 津波	福島県沖で地震。震度盛岡市4。久慈港で20cmの津波を観測。被害なし。
〃	〃	7・24	地 震	岩手県沿岸北部で地震。震度野田村6弱。重軽傷者90名。土木施設, 林業関係に被害。
〃	〃	9・11	地震, 津波	十勝沖で地震。県内最大震度3。久慈港17cm, 宮古4cm, 釜石5cmの津波を観測。被害なし。
2010	同 22	2・28	チリで地震, 津波	三陸沿岸一帯に津波。久慈港1.2m, 宮古0.7m, 釜石0.5m, 大船渡0.4m。水産物に大きな被害。
2011	同 23	3・11	地震, 津波	「平成23年(2011年)東北地方太平洋沖地震」。三陸沖を震源とするマグニチュード9.0の巨大地震が発生。また、太平洋沿岸を中心に高い津波を観測し、特に東北地方から関東地方の太平洋沿岸では大きな被害が発生。県内最大震度6弱。宮古で8.5m以上、大船渡で8.0m以上の津波を観測。死者4,671名、行方不明者1,237名、負傷者198名、家屋倒壊24,869棟。(平成24年3月30日時点)

1-6-4 岩手県における過去のおもな火山災害・噴火等記録（八幡平は噴火記録なし）

区 分	岩 手 山	秋田駒ヶ岳	栗 駒 山
貞享3年 (1686年)	噴火(溶岩流・泥流等), 家屋破損		
貞享4年 (1687年)	噴火(噴石・噴煙), 群 発地震		
享保16~17年 (1732年)	噴火(焼走り溶岩流)		
寛保3年 (1744年)			噴火
明治23~24年 (1890~1891年)		噴火(鳴動・噴石)	
大正8年 (1919年)	大地獄で水蒸気爆発(降 灰)		
昭和7年 (1932年)		水蒸気爆発(泥流・降灰・ ガス)	
昭和19年 (1944年)			小水蒸気爆発(泥土噴 出・酸性水)西・南東山 麓で地震群発
昭和45~46年 (1970~1971年)		噴火(頻繁な爆発・溶岩 流出)	
昭和47年 (1972年)	白色噴煙		
昭和61~62年 (1986~1987年)			北東山麓で地震群発
昭和63年 (1988年)		南西山麓で地震群発	
平成7年 (1995年)	低周波地震・微動		
平成10年以降 (1998年~)	地震活動活発化		
平成19年 (2007年)	噴火警戒レベル導入 レベル1(平常)		
平成21年 (2009年)		女岳の地熱域に拡大傾向 噴火警戒レベル導入 レベル1(平常)	

1-6-5 平成7年以降の岩手山の活動状況

年	事 項
平成7年 ～9年 (1995～ 1997年)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 平成7年9月火山性微動と低周波地震の発生が始まる。 ○ 平成9年12月山体西側を震源とする地震が発生し始める。
平成10年 (1998年)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 2月以降地震回数が増加。 ○ 4月29日15時前後の短時間に多数の火山性地震を観測。東北大学の傾斜計等のデータにも大きな変化を観測。臨時火山情報第1号。聞き取り調査の結果、休暇村岩手では有感となった模様。モホ面付近の地震が急増。 ○ 5月モホ面付近の地震を38回観測。 ○ 6月地震回数が1,800回(1ヶ月)を超える。岩手山西側を震源とする低周波地震の発生を観測。臨時火山情報第2号(今後さらに火山活動が活発化した場合には噴火の可能性もある)。微動が目立って観測されるようになり、7月には振幅の大きな微動が観測され、発生回数も32回を数えた。大地獄谷での噴気温度の上昇と姥倉山付近で地温の高い箇所を確認。 ○ 7月振幅の大きい火山性微動と火山性地震が観測され、臨時火山情報第3号。7月下旬から8月前半にかけて、やや深いところ(4～8km)で発生した低周波地震が1日数回発生。モホ面付近の地震は35回発生。 ○ 8月三ツ石山付近でM3.4の地震。山頂付近を震源とするM1.8の地震。 ○ 9月岩手山の南西約10kmでM6.1(震度6弱)の逆断層型の地震が発生。篠崎地震断層出現。臨時火山情報第4号。山頂に近い鬼ヶ城付近で浅い地震(M2.0～2.5)が発生。 ○ 10月三ツ石山付近でM2.9の地震。 ○ 山頂付近でM2.9の地震発生。
平成11年 (1999年)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 低周波地震は1月28回、2～7月は12～20回の発生。8月1日には短時間に32回と多発した。 ○ 4月黒倉山・姥倉山鞍部北斜面で新たな噴気箇所を観測。 ○ 5月犬倉山から姥倉山付近を震源とするM3.6(震度4)の地震が発生。 ○ 6月黒倉山の地中温度の上昇を確認。 ○ 9月葛根田川沿いの天然記念物「玄武洞」が大崩落。 ○ 11月振幅の大きな微動(振り切れ微動継続時間約4分)を観測。臨時火山情報第4号。
平成12年 (2000年)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 1月黒倉山山頂付近の噴気が高さ100メートルを超える日が度々観測されるようになる。 ○ 3月犬倉山から姥倉山付近を震源とするM3.8(震度4)の地震。 ○ 4月大地獄谷西小沢で10数カ所の噴気孔群を観測。 ○ 6月黒倉山から姥倉山付近を震源とする単色地震が発生。 ○ 6～9月黒倉山山頂の噴気の高さは200～250メートルに達する。
平成13年	<ul style="list-style-type: none"> ○ 黒倉山山頂の噴気活動は依然活発。

(2001年)	○ 5月モホ面付近を震源とする低周波地震が15回観測。
平成14年 (2002年)	○ 4月下旬に東岩手山のやや深いところ(深さ10km前後)を震源とする低周波地震の活動がやや活発化。 ○ 浅部の地震活動は低調。
平成15年 (2003年)	○ 東岩手山のやや深いところ(深さ10km)を震源とする低周波地震の活動が一時活発化。 ○ 浅部の地震活動は低調。 ○ 黒倉山山頂の噴気の状態に大きな変化は見られなかった。
平成16年 (2004年)	○ 火山活動は穏やかに経過。 ○ 黒倉山山頂の噴気活動は、次第に低下傾向が見られ始める。 ○ 6月1999年頃から笹枯れが始まった黒倉山付近で植生の回復が確認される。 ○ 12月黒倉山山頂の西に伸びる地熱地帯の裸地で地温の低下傾向が確認される。
平成17年 (2005年)	○ 地震、噴気活動は、低下傾向で推移。火山性微動は観測されなかった。 ○ 黒倉山山頂で観測されていた局所的な地盤変動は、ほぼ停止したことが確認される。 ○ 表面現象では、大地獄谷の噴気温度は低い状態で推移し、黒倉山から姥倉山付近では引き続き植生の回復が確認される。
平成18年 (2006年)	○ 地震回数は少なく推移。 ○ 地殻変動に顕著な変化は認められず。 ○ 黒倉山～姥倉山の噴気活動は低下の傾向が続き、植生の回復が認められる。大地獄谷の噴気温度は低い状態で推移。
平成19年 (2007年)	○ 火山活動は静穏に経過した。 ○ 8月以降東岩手山のやや深いところ(深さ10km)を震源とする低周波地震がやや増加したが、浅部の地震活動は少ない状態で推移。 ○ 7月に継続時間は短いですが、振幅のやや大きな微動を1回観測。 ○ 噴気活動は低調に推移した。 ○ 噴火警戒レベル1(平常)[12月1日～](12月1日より噴火警戒レベル運用開始)
平成20年 (2008年)	○ 噴火警戒レベルは、「レベル1(平常)」で経過した。 ○ 1月と12月に東岩手山のやや深いところ(深さ10km)を震源とする低周波地震がやや増加し、6月には継続時間が短く振幅の小さい微動を1回観測したが、その後の地震活動は低調な状態で推移した。 ○ 噴気活動は低調に推移した。
平成21年 (2009年)	○ 噴火警戒レベルは、「レベル1(平常)」で経過した。 ○ 地震活動は低調に推移した。 ○ 噴気活動は低調に推移した。
平成22年 (2010年)	○ 噴火警戒レベルは、「レベル1(平常)」で経過した。 ○ 地震活動は低調に推移した。 ○ 噴気活動は低調に推移した。

1-6-7 岩手山の噴火史

岩手山は、25 個以上の小火山から構成され、東西約 13km の長さに配列し、正確には「岩手火山群」と呼ばれる。富士山と同じ特徴を持つ化学組成の溶岩を産する国内でも最大級の火山である。代表的な山として小倉山、三ツ石山、大松倉山、犬倉山、姥倉山、黒倉山、鬼ヶ城、薬師岳 (2,038m)、鞍掛山などがある。岩手火山群を構成する一個一個の火山は成層火山である。これらのうち、形成時期が新しく、火山群の東半分を占める火山体 (姥倉山から東側の山体) を狭義の岩手火山と呼び、さらにこれを東西に区分して西岩手火山・東岩手火山と呼ぶ。両者の境界はほぼ東経 141 度の線である。

岩手火山群は約 70 万年の歴史があり、そのため複雑な火山地形を示している。活動の初期には、東西約 13km の範囲の全体で火山活動があり、その後活動の中心は東側に移行している。過去に 7 回の山体崩壊を起こしているが、この回数は成層火山としては国内最多である。東岩手山は約 6,000 年前以降、主にマグマ噴火を繰り返し、一回の噴火のマグマ噴出量は、0.1 立方 km 程度以下である。これに対して、西岩手山は約 7,400 年前以降、水蒸気噴火のみを繰り返し、マグマは伴わない。火口周辺の岩石を起源とする火山灰の噴出量は 0.01 立方 km 程度以下である。

約 6,000 年前以降の主な活動は、次のとおりである。

(1) 約 6,000 年前 山体崩壊

東岩手山の山頂部で大規模な山体崩壊を起こし北東山麓を埋め尽くした。(平笠岩屑なだれ堆積物)

土砂の一部は北上川に沿って流下し、岩手大学工学部付近に達して台地をつくった。

この後、江戸時代まで多数の噴火があり、溶岩が流出して薬師岳が形成され、さらに山頂火口の中に妙高岳が形成された。

(2) 約 3,200 年前 水蒸気爆発

大地獄谷中央火口丘で水蒸気爆発が起こり、網張温泉付近まで降灰(火口から約 3.5km で 10cm の厚さで堆積)。火山灰は熱水変質した岩石片(噴石)と岩粉・粘土からなり、火山灰量は 0.01 立方 km 以下と概算される。

西岩手山では 7,400 年前以降現在まで少なくとも 8 回の水蒸気噴火があり、この噴火が最大規模のものである。

(3) 1686 年(貞享 3 年) 山頂噴火

山頂の御室火口でマグマ水蒸気爆発が起こって滝沢村南東麓方向に火砕サージが噴出し、噴火が本格化して、降灰・火山泥流が繰り返し発生した。玉山村・滝沢村・盛岡市・花巻市方面に降灰し、玉山村生田地区は農地が荒廃し、放棄された。また、火山泥流が繰り返し発生し、玉山村・滝沢村・西根町方面に流下して滝沢村一本木地区が被災した。

(4) 1732 年(享保 16~17 年) 焼走り溶岩流

地震が頻発し、山鳴りの後、薬師岳北東山腹の 5 個の火口から溶岩が流出した。地震により、西根町平笠地区の住民が一時避難した。噴火活動は一年で終了した。

(5) 1919 年(大正 8 年) 水蒸気噴火

大地獄谷において、直径約 9m の火口から、強い音響とともに水蒸気とガスを噴出した。後に崩壊により火口の直径が約 50m に拡大し、火口湖中の熱水から水蒸気を噴出。火口湖周辺には巨大な石が飛散し、厚さ 3~15cm の変質粘土からなる火山灰が堆積した。火山灰は網張温泉方向に降灰した。

(6) 昭和の火山活動(1934~35 年, 1960 年, 1972 年) 水蒸気の噴出

昭和に入り、薬師岳山頂の薬師火口内で地熱活動が活発になり水蒸気の噴気が始まった。活動が活発化した時期は3回あり、これらの時期には盛岡市内からも水蒸気の噴出を確認できた。このうち最も活発だったのは1934～35年活動で、小爆音を伴った。

これらの噴気箇所は、主に薬師火口南東火口壁とその直下の火口内、及び妙高岳南東山腹で、噴出物は、水蒸気と火山ガスのみで、マグマの噴出はない。火山ガスは、二酸化炭素・硫化水素・亜硫酸・塩酸などで、塩酸を多く含むのが特徴である（1960年9月測定）。

また一方で、この時期においては大地獄谷・黒倉山などの西岩手山の噴気活動が続いている。
出典：「岩手山の地質」（著者 土井宣夫 発行 平成12年3月滝沢村教育委員会）ほか

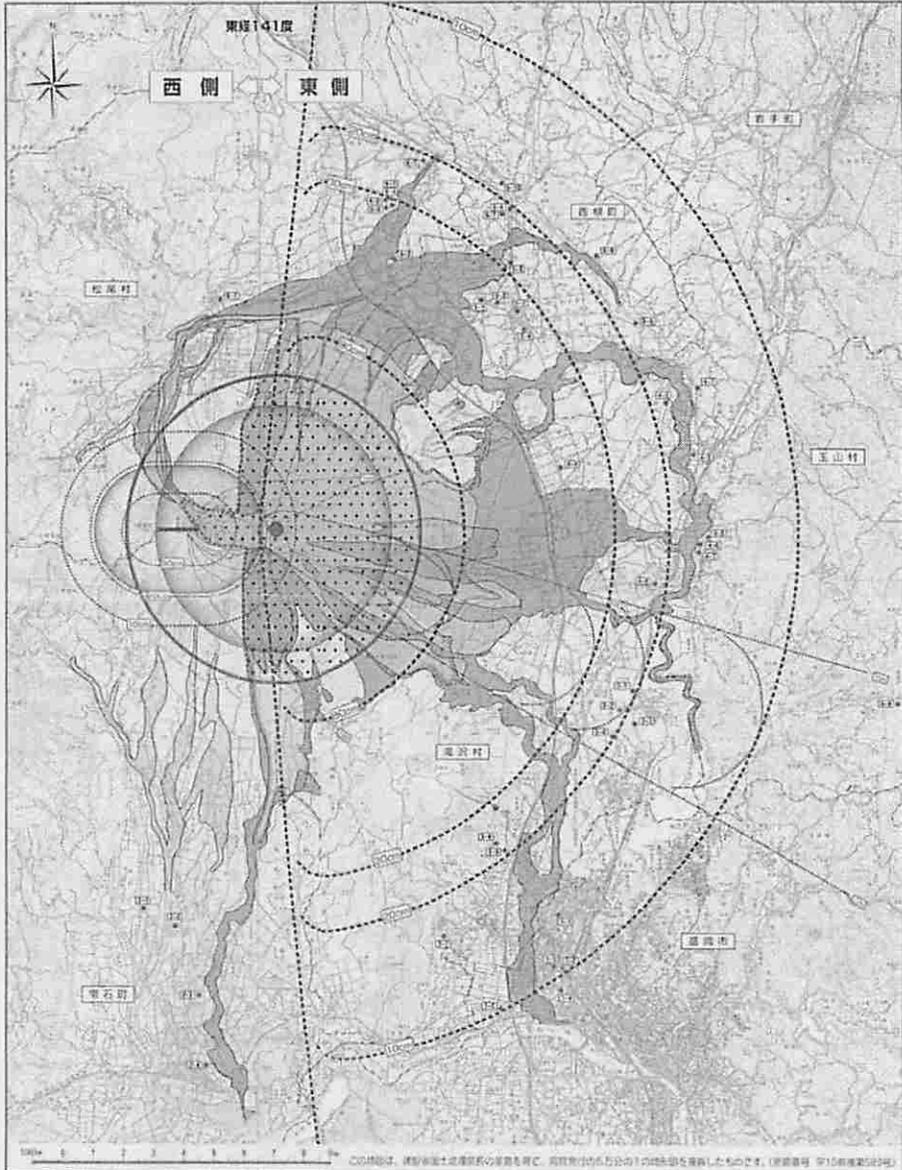
1-6-8 岩手山火山防災マップ

岩手山火山防災マップ

(西側で水蒸気爆発、東側でマグマ噴火が起きた場合)

このマップは岩手山の過去の噴火に関する調査をもとに作成したものです。今後岩手山で想定される噴火について多くの方に知っていただき、一般家庭や観光施設をはじめ、関係機関での防災に役立てていただくことを目的としています。西側では約3,200年前の水蒸気爆発、東側では1686年のマグマ噴火と同じ規模の噴火が発生した場合を想定して、災害予想区域を表示しています。ただし、実際の噴火ではこの図と異なる場合もありますので、噴火の状況に即した対応が必要となります。

市町村	避難場所	避難区域	避難人数
盛岡市	1-1 盛岡市立第一中学校	盛岡市立第一中学校第一校舎 盛岡市立第一中学校第二校舎 盛岡市立第一中学校第三校舎	119,413 (4,042)
	1-2 盛岡市立第二中学校	盛岡市立第二中学校第一校舎 盛岡市立第二中学校第二校舎	119,522 (3,000)
	1-3 盛岡市立第三中学校	盛岡市立第三中学校第一校舎 盛岡市立第三中学校第二校舎	119,542 (3,000)
	1-4 盛岡市立第四中学校	盛岡市立第四中学校第一校舎 盛岡市立第四中学校第二校舎	119,445 (3,000)
	1-5 盛岡市立第五中学校	盛岡市立第五中学校第一校舎 盛岡市立第五中学校第二校舎	119,447 (3,000)
	1-6 盛岡市立第六中学校	盛岡市立第六中学校第一校舎 盛岡市立第六中学校第二校舎	119,447 (3,000)
	1-7 盛岡市立第七中学校	盛岡市立第七中学校第一校舎 盛岡市立第七中学校第二校舎	119,447 (3,000)
	1-8 盛岡市立第八中学校	盛岡市立第八中学校第一校舎 盛岡市立第八中学校第二校舎	119,447 (3,000)
	1-9 盛岡市立第九中学校	盛岡市立第九中学校第一校舎 盛岡市立第九中学校第二校舎	119,447 (3,000)
	1-10 盛岡市立第十中学校	盛岡市立第十中学校第一校舎 盛岡市立第十中学校第二校舎	119,447 (3,000)
滝沢市	2-1 滝沢市立第一中学校	滝沢市立第一中学校第一校舎 滝沢市立第一中学校第二校舎	119,447 (3,000)
	2-2 滝沢市立第二中学校	滝沢市立第二中学校第一校舎 滝沢市立第二中学校第二校舎	119,447 (3,000)
	2-3 滝沢市立第三中学校	滝沢市立第三中学校第一校舎 滝沢市立第三中学校第二校舎	119,447 (3,000)
	2-4 滝沢市立第四中学校	滝沢市立第四中学校第一校舎 滝沢市立第四中学校第二校舎	119,447 (3,000)
	2-5 滝沢市立第五中学校	滝沢市立第五中学校第一校舎 滝沢市立第五中学校第二校舎	119,447 (3,000)
	2-6 滝沢市立第六中学校	滝沢市立第六中学校第一校舎 滝沢市立第六中学校第二校舎	119,447 (3,000)
	2-7 滝沢市立第七中学校	滝沢市立第七中学校第一校舎 滝沢市立第七中学校第二校舎	119,447 (3,000)
	2-8 滝沢市立第八中学校	滝沢市立第八中学校第一校舎 滝沢市立第八中学校第二校舎	119,447 (3,000)
	2-9 滝沢市立第九中学校	滝沢市立第九中学校第一校舎 滝沢市立第九中学校第二校舎	119,447 (3,000)
	2-10 滝沢市立第十中学校	滝沢市立第十中学校第一校舎 滝沢市立第十中学校第二校舎	119,447 (3,000)
岩手町	3-1 岩手町立第一中学校	岩手町立第一中学校第一校舎 岩手町立第一中学校第二校舎	119,447 (3,000)
	3-2 岩手町立第二中学校	岩手町立第二中学校第一校舎 岩手町立第二中学校第二校舎	119,447 (3,000)
	3-3 岩手町立第三中学校	岩手町立第三中学校第一校舎 岩手町立第三中学校第二校舎	119,447 (3,000)
	3-4 岩手町立第四中学校	岩手町立第四中学校第一校舎 岩手町立第四中学校第二校舎	119,447 (3,000)
	3-5 岩手町立第五中学校	岩手町立第五中学校第一校舎 岩手町立第五中学校第二校舎	119,447 (3,000)
	3-6 岩手町立第六中学校	岩手町立第六中学校第一校舎 岩手町立第六中学校第二校舎	119,447 (3,000)
	3-7 岩手町立第七中学校	岩手町立第七中学校第一校舎 岩手町立第七中学校第二校舎	119,447 (3,000)
	3-8 岩手町立第八中学校	岩手町立第八中学校第一校舎 岩手町立第八中学校第二校舎	119,447 (3,000)
	3-9 岩手町立第九中学校	岩手町立第九中学校第一校舎 岩手町立第九中学校第二校舎	119,447 (3,000)
	3-10 岩手町立第十中学校	岩手町立第十中学校第一校舎 岩手町立第十中学校第二校舎	119,447 (3,000)



(図表に続き)
避難区域は避難場所から半径が最大です。避難場所から避難区域に避難する際は、避難区域と避難場所を必ず確認してください。
このマップは、避難区域と避難場所を必ず確認してください。
このマップは、避難区域と避難場所を必ず確認してください。

避難区域の避難場所は、避難区域の避難場所を必ず確認してください。
このマップは、避難区域と避難場所を必ず確認してください。



避難場所	想定火口	噴石	噴灰	火砕流	火砕サージ(爆風)	溶岩流	土石流	火山崩落
●	○	○	○	○	○	○	○	○
想定される火口位置	噴石が降りかかる可能性のある範囲	火山灰が降りかかる可能性のある範囲	火砕流が到達する可能性のある範囲	火砕サージが到達する可能性のある範囲	溶岩流が流下する可能性のある範囲	土石流が流下する可能性のある範囲	火山崩落が発生した可能性のある範囲	火山崩落が発生した可能性のある範囲

※ 風向・地形条件等、到達する方向は異なります。図に示したすべての範囲に到達するわけではありません。

防災マップの問い合わせ先
盛岡市立第一中学校 TEL: 019-624-3131 (09:00~17:00)
盛岡市立第二中学校 TEL: 019-624-3111 (09:00~17:00)
盛岡市立第三中学校 TEL: 019-624-3111 (09:00~17:00)
盛岡市立第四中学校 TEL: 019-624-3111 (09:00~17:00)
盛岡市立第五中学校 TEL: 019-624-3111 (09:00~17:00)
盛岡市立第六中学校 TEL: 019-624-3111 (09:00~17:00)
盛岡市立第七中学校 TEL: 019-624-3111 (09:00~17:00)
盛岡市立第八中学校 TEL: 019-624-3111 (09:00~17:00)
盛岡市立第九中学校 TEL: 019-624-3111 (09:00~17:00)
盛岡市立第十中学校 TEL: 019-624-3111 (09:00~17:00)

平成10年10月 監修：岩手山火山災害対策検討委員会
発行：建設省東北地方建設局岩手工事事務所、岩手県、盛岡市、岩手町、西根町、滝沢市、松尾村、玉山村

2 災害予防計画

2-2 自主防災組織等育成計画

2-2-1 自主防災組織の現況

平成22年4月1日現在

区分 市町村	組 織 数	隊 員 数	組織され ている地 域の世帯 数	管内総 世帯数	総世帯数に 対する組織され ている世帯数の 割合(%)	組織数等の内訳								
						町内会、自治会等			小学校区			その他(中学校区、婦人消防協 力隊、婦人防火クラブ)		
						組織	隊員数	世帯数	組織	隊員数	世帯数	組織	隊員数	世帯数
盛岡市	128	75,614	75,614	124,628	60.7	128	75,614	75,614						
宮古市	89	14,812	15,004	24,282	61.8	24	5,541	5,541	3	52	387	62	9,219	9,078
大船渡市	93	35,023	14,651	14,651	100.0	92	31,344	10,972				1	3,679	3,679
花巻市	91	17,221	35,525	35,525	100.0	71	10,057	12,238				20	7,184	23,289
北上市	164	40,280	33,764	33,764	100.0	125	33,764	33,764				39	6,506	(11,068)
久慈市	20	385	3,889	15,108	25.7	8	147	1,325				12	238	2,564
遠野市	73	8,767	8,786	10,673	82.4	71	8,298	8,786				2	471	(3,500)
一関市	232	39,286	33,512	42,133	79.5	218	34,265	29,520	7	3,698	3,992	7	1,323	
陸前高田市	103	10,596	7,301	8,173	89.3	99	8,611	7,301				4	1,985	(2,342)
釜石市	35	9,364	7,385	17,588	42.0	31	9,072	8,983				4	292	422
二戸市	19	460	3,945	11,631	33.9	12	233	2,137	1	58	622	6	199	1,186
八幡平市	4	807	10,372	10,372	100.0	3	335	(335)				1	472	10,372
奥州市	189	30,553	31,724	43,151	73.5	170	21,760	21,760	4	3,529	3,529	15	5,264	6,435
雫石町	51	4,329	4,329	6,083	71.2	50	4,199	4,199				1	130	130
葛巻町	29	1,384	2,891	2,891	100.0	28	1,124	(2887)				1	260	2,891
岩手町	13	4,125	5,379	5,379	100.0	12	3,543	1,239				1	582	4,140
滝沢村	19	33,735	12,944	20,266	63.9	19	33,735	12,944						
紫波町	5	1,937	10,934	10,934	100.0	4	1,199	1,199				1	738	9,735
矢巾町	39	15,034	7,527	9,079	82.9	11	8,339	2,990				28	6,695	4,537
西和賀町	57	4,260	2,481	2,481	100.0	27	2,327	2,379				30	1,933	102
金ヶ崎町	61	7,224	4,958	5,433	91.3	40	3,986	4,958				21	3,258	(4,960)
平泉町	17	7,301	2,609	2,609	100.0	16	7,060	2,208				1	241	401
藤沢町	44	11,538	2,579	2,946	87.5	42	8,802	2,579	1	2,503	(732)	1	233	(2,946)
住田町	25	3,654	2,155	2,155	100.0	22	2,155	2,155				3	1,499	(2,155)
大槌町	26	2,489	6,351	6,351	100.0	12	2,314	2,326				14	185	4,025
山田町	14	4,152	5,443	7,210	75.5	9	3,596	2,964				5	554	2,479
岩泉町	13	5,232	4,725	4,725	100.0	6	4,672	4,725				7	560	(804)
田野畑村	8	601	711	1,428	49.8	2	385	385				6	216	326
菅代村	2	246	1,119	1,119	100.0							2	246	1,119
軽米町	40	911	1,240	3,731	33.2							40	911	1,240
野田村	3	192	826	1,684	49.0	2	155	116				1	37	710
九戸村	4	52	1,001	2,179	45.9							4	52	1,001
洋野町	5	730	6,828	6,828	100.0	4	484	(948)				1	246	6,828
一戸町	14	1,490	1,622	5,812	27.9	11	1,376	1,376				3	114	246
合計	1,729	393,804	370,124	502,990	73.6	1,369	328,462	264,661	16	9,840	8,530	344	55,502	96,933
					構成割合(%)	79.2	-	-	0.9	-	-	19.9	-	-

(注)自主防災組織とは、

① 災害が発生したときに被害を最小限に防止し、又は軽減するため地域住民が必要な防災資機材等を利用して初期消火、避難誘導、救護等の活動を行うために組織しているもの(活動の役割分担が地域住民の合意によって定められていることを要する。ただし、規約等明文化されている必要はない。)をいい、防災、防火等の名称を使用しているものであっても実働部隊でないものは除く。

② 消防団、少年消防クラブ、幼年消防クラブ及び法令の規定による自衛防災組織等も除く(婦人防火クラブのうち、火災予防の啓蒙活動だけでなく、災害時に消火活動、炊き出し等の実践活動を行うものは含む)。

* ()の数値は重複部分があるもの。

2-3 防災訓練計画

2-3-1 総合防災訓練年次別実施状況

回数	年月日	主訓練地	災害想定	訓練項目	参加機関	参加人員
1	39.8.5	沿岸市町村	地震・津波・火災	8	24	—
2	40.8.20	一関市	水害	12	16	—
3	41.8.19	久慈市	地震・津波・火災	12	17	4,500
4	42.7.26	遠野市	水害・火災	13	13	2,400
5	43.7.26	大船渡市	地震・津波・火災	15	15	3,700
6	44.7.30	花巻市	地震・火災	15	15	3,000
7	46.7.23	釜石市	地震・津波・火災	16	17	5,300
8	47.7.22	水沢市	水害・地震・火災	16	22	2,100
9	48.7.14	陸前高田市	地震・津波・火災・水害	14	16	4,600
10	49.9.3	山田町	地震・津波・火災	13	29	5,000
11	50.9.1	盛岡市	地震・火災	19	33	8,400
12	51.9.3	大槌町	地震・津波・火災	18	23	5,400
13	52.9.1	北上市	地震・火災	17	20	2,800
14	53.9.1	宮古市	地震・津波・火災	19	24	3,500
15	54.9.1	一関市	地震・火災・水害	23	23	3,600
16	55.9.3	江刺市	地震・火災・水害	24	22	8,500
17	56.9.1	久慈市	地震・津波・火災・水害	24	28	2,550
18	57.9.1	遠野市	地震・火災・水害	25	24	2,400
19	58.9.1	大船渡市	地震・津波・火災・水害	26	31	12,000
20	59.9.1	二戸市	地震・火災	23	26	3,900
21	60.8.31	花巻市	地震・火災	25	27	4,600
22	61.8.30	釜石市	地震・津波・火災	30	34	2,500
23	62.9.1	水沢市	地震・火災	23	27	9,600
24	63.9.1	陸前高田市	地震・津波・火災	25	29	8,900
25	元.9.1	盛岡市	地震・火災	24	27	29,200
26	2.9.1	北上市	地震・火災	26	28	16,440
27	3.8.30~31	宮古市	地震・津波・火災	33	42	20,993
28	4.9.1	一関市	地震・火災・水害	32	37	13,412
29	5.9.1	久慈市	地震・津波・火災	37	37	10,212
30	6.9.1	江刺市	地震・火災・水害	31	31	8,081
31	7.9.1	遠野市	地震・火災・水害	35	45	8,459
32	8.9.1	大船渡市	地震・津波・火災・水害	44	75	10,202
33	9.9.1	二戸市	地震・火災	32	70	8,000
34	11.9.3	釜石市	地震・津波・火災	52	85	12,907
35	12.9.1	水沢市	地震・火災	41	61	12,872
36	13.9.1	陸前高田市	地震・津波・火災	43	63	10,311
37	14.9.1	盛岡市	地震・火災	96	64	13,333
38	15.9.1	北上市	地震・火災	85	131	16,848
39	16.9.1	宮古市	地震・津波・火災	83	161	12,993
40	17.9.1	久慈市	地震・津波・火災	89	120	12,452
41	18.9.1	一関市	地震・火災・水害	89	243	18,878
42	19.9.2	遠野市	地震・火災	51	87	8,749
43	20.10.19	大船渡市	地震・津波・火災	63	123	10,528
44	21.10.25	二戸市	地震・火災・土砂災害	58	79	6,174
45	22.8.29	花巻市	地震・火災・土砂災害	59	73	6,750

※1 昭和45年度は、国民体育大会のため、通信訓練のみを実施した。

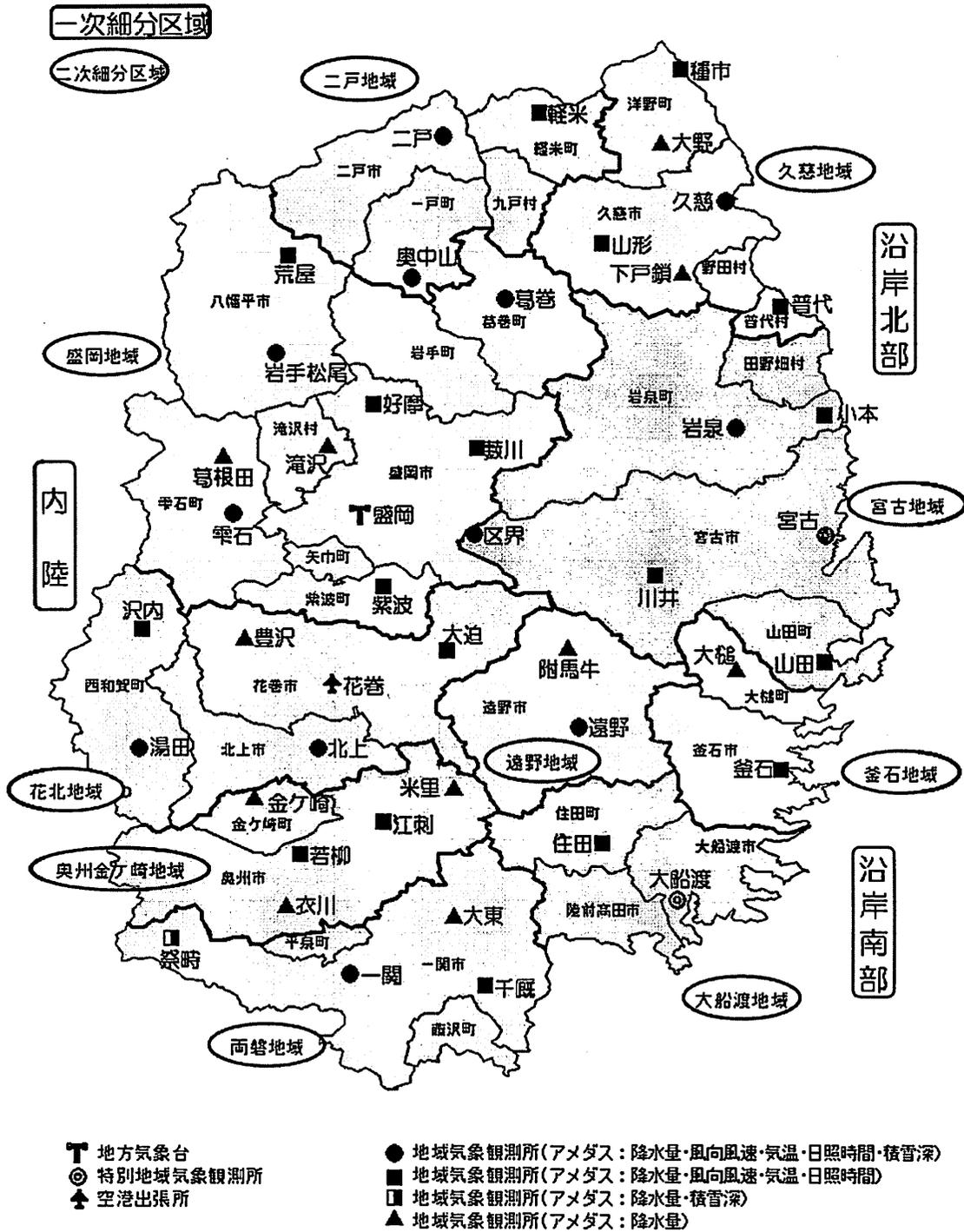
※2 平成5年度は、石油コンビナート等総合防災訓練と同時開催した。

※3 平成10年度（花巻市）は、大雨洪水災害のため中止した。

※4 参加機関には主催者を含む。

2-4 気象業務整備計画

2-4-1 気象台所管の観測所配置図



2-4-2 県内における地震・津波観測施設一覧

(1) 地震観測施設

(平成23年9月26日現在)

市町村名	区分	所在地	摘要
盛岡市	計測震度計(盛岡地方気象台)	盛岡市山王町7-60	気象庁
	強震計	盛岡市馬場町5-5	防災科学技術研究所
	強震計	盛岡市玉山区蕨川字外山93-1	防災科学技術研究所
	高感度地震観測施設	盛岡市玉山区蕨川字外山35-16	防災科学技術研究所
	地殻変動連続観測施設 (GPS)	盛岡市玉山区大字川崎字川崎1-1	国土地理院
宮古市	計測震度計	盛岡市玉山区洪民泉田77-1	消防庁
	計測震度計	宮古市鉾ヶ崎下町2-33	気象庁
	多機能型地震計	宮古市長沢第2地割44	気象庁
	強震計	宮古市五月町2番1号	防災科学技術研究所
	強震計	宮古市田老字館が森129-2	防災科学技術研究所
	高感度地震観測施設	宮古市田老字日影23番地	防災科学技術研究所
	地殻変動連続観測施設 (GPS)	宮古市大字津軽石字第11地割字千ノ沢57	国土地理院
	計測震度計	宮古市茂市2-112-1	消防庁
	強震計	宮古市川井2-186-1	防災科学技術研究所
	強震計	宮古市区界3-32-20	防災科学技術研究所
	高感度地震観測施設	宮古市夏屋第6地割5番地	防災科学技術研究所
高感度地震観測施設	宮古市小国1-61-1	防災科学技術研究所	
大船渡市	多機能型地震計	大船渡市猪川町字西山5	気象庁
	計測震度計	大船渡市大船渡町字赤沢17-3	気象庁
	強震計	大船渡市盛町字津野沢15	防災科学技術研究所
	地殻変動連続観測施設 (GPS)	大船渡市赤崎町字鳥沢188	国土地理院
	計測震度計	大船渡市三陸町越喜来字小出123	消防庁
奥州市	計測震度計	奥州市水沢区大鐘町2-16	気象庁
	強震計	奥州市水沢区佐倉河石橋51	防災科学技術研究所
	地殻変動連続観測施設 (GPS)	奥州市水沢区黒石町字熊ヶ沢42-2	国土地理院
	計測震度計	奥州市江刺区大通り1-8	消防庁
	計測震度計	奥州市前沢区字七日町裏71	消防庁
	計測震度計	奥州市胆沢区南都田字加賀谷地270	消防庁
花巻市	計測震度計	奥州市衣川区古戸53-1	消防庁
	多機能型地震計	花巻市大迫町大迫9-63	気象庁
	強震計	花巻市石鳥谷町八幡4-161	防災科学技術研究所
	高感度地震観測施設	花巻市鉛字下シ沢56-1, 57	防災科学技術研究所
	高感度地震観測施設	花巻市中笹間第6地割92	防災科学技術研究所
	高感度地震観測施設	花巻市東和町田瀬五区211-1	防災科学技術研究所
	地殻変動連続観測施設 (GPS)	花巻市轟木7番12号	国土地理院
	計測震度計	花巻市材木町12-6	消防庁
北上市	計測震度計	花巻市大迫町大迫2-51-4	消防庁
	計測震度計	花巻市東和町土沢8区60	消防庁
北上市	計測震度計	北上市柳原町2-3-6	気象庁
	強震計	北上市相去町高前檀27-36	防災科学技術研究所
久慈市	計測震度計	久慈市川崎町1番1号	気象庁
	強震計	久慈市長内町第9地割67-2	防災科学技術研究所
	高感度地震観測施設	久慈市侍浜町字本町9-152	防災科学技術研究所
	高感度地震観測施設	久慈市山根町字下戸鎖5-41-1	防災科学技術研究所
	地殻変動連続観測施設 (GPS)	久慈市宇部町5-132-8	国土地理院
遠野市	計測震度計	久慈市山形町川井第8地割31	消防庁
	強震計	遠野市松崎町白岩16-31-2	防災科学技術研究所
	地殻変動連続観測施設 (GPS)	遠野市松崎町白岩11-30	国土地理院
一関市	計測震度計	遠野市宮守町下宮守29-73-1	消防庁
	多機能型地震計	一関市舞川字番台11	気象庁
	計測震度計	一関市大東町大原字川内40	気象庁
一関市	強震計	一関市大東町大原字清水田41-7	防災科学技術研究所

市町村名	区分	所在地	摘要
	強震計	一関市山目字中野140-3	防災科学技術研究所
	高感度地震観測施設	一関市巖美町字入道201	防災科学技術研究所
	高感度地震観測施設	一関市巖美町字祭時251	防災科学技術研究所
	計測震度計	一関市花泉町涌津字一ノ町29	消防庁
	計測震度計	一関市千厩町千厩字北方174	消防庁
	計測震度計	一関市東山町長坂字西本町105-1	消防庁
	計測震度計	一関市室根町折壁字八幡沖345	消防庁
	計測震度計	一関市川崎町薄衣字諏訪前137	消防庁
陸前高田市	高感度地震観測施設	陸前高田市矢作町字鍋谷5-2	防災科学技術研究所
	計測震度計(臨時)	陸前高田市高田町字鳴石112-11	消防庁
釜石市	計測震度計	釜石市只越町3-9-13	気象庁
	強震計	釜石市中妻町3丁目11-1	防災科学技術研究所
	高感度地震観測施設	釜石市甲子町15-24-2	防災科学技術研究所
	地殻変動連続観測施設 (GPS)	釜石市甲子町9-156	国土地理院
二戸市	計測震度計	二戸市福岡字下川又15	気象庁
	強震計	二戸市石切所字船場19-1	防災科学技術研究所
	高感度地震観測施設	二戸市白鳥字小田沢38-1	防災科学技術研究所
	高感度地震観測施設	二戸市上斗米字大坊97地内	防災科学技術研究所
	地殻変動連続観測施設 (GPS)	二戸市堀野字下夕川原71番地1	国土地理院
	計測震度計	二戸市浄法寺町下前田37-4	消防庁
八幡平市	計測震度計	八幡平市大更第35地割62	気象庁
	強震計	八幡平市田頭19-43	防災科学技術研究所
	強震計	八幡平市叭田70	防災科学技術研究所
	高感度地震観測施設	八幡平市田中下夕78	防災科学技術研究所
	計測震度計	八幡平市野駄19-65	消防庁
	計測震度計	八幡平市叭田70	消防庁
雫石町	計測震度計	雫石町40地割字千刈田5-4	気象庁
	高感度地震観測施設	雫石町南畑第32地割字南榊沢332番地1	防災科学技術研究所
	地殻変動連続観測施設 (GPS)	雫石町1地割字高前田地内	国土地理院
葛巻町	多機能型地震計	葛巻町葛巻第39地割字元木218	気象庁
	強震計	葛巻町葛巻第8地割5-1	防災科学技術研究所
	高感度地震観測施設	葛巻町江刈第34地割111番地2	防災科学技術研究所
	地殻変動連続観測施設 (GPS)	葛巻町葛巻5丁目170番地2	国土地理院
	計測震度計	葛巻町葛巻16-1-1	消防庁
岩手町	地殻変動連続観測施設 (GPS)	岩手町大字五日市8-30-2	国土地理院
	計測震度計	岩手町大字五日市10-44	消防庁
滝沢村	計測震度計	滝沢村鶴飼字中鶴飼55	消防庁
紫波町	計測震度計	紫波町日詰字西裏23-1	消防庁
矢巾町	高感度地震観測施設	矢巾町大字煙山6-167	防災科学技術研究所
	地殻変動連続観測施設 (GPS)	矢巾町間野々第12地割95-1	国土地理院
	計測震度計	矢巾町大字南矢幅13-123	消防庁
西和賀町	強震計	西和賀町川尻40-40-71	防災科学技術研究所
	強震計	西和賀町沢内字川舟第69地割-1の一部	防災科学技術研究所
	計測震度計	西和賀町沢内字太田2地割81-1	消防庁
金ヶ崎町	高感度地震観測施設	金ヶ崎町西根和光183-1	防災科学技術研究所
	計測震度計	金ヶ崎町西根南町22-1	消防庁
平泉町	計測震度計	平泉町平泉字志羅山45-2	消防庁
藤沢町	高感度地震観測施設	藤沢町藤沢字仁郷50	防災科学技術研究所
	計測震度計	藤沢町藤沢字町裏187	消防庁
住田町	高感度地震観測施設	住田町世田米字子銅沢30-191	防災科学技術研究所
	計測震度計	住田町世田米字川向96-1	消防庁
大槌町	計測震度計(臨時)	大槌町上町1-3	消防庁
山田町	計測震度計	山田町八幡町3-20	気象庁
	強震計	山田町大沢第2地割1-6	防災科学技術研究所
	高感度地震観測施設	山田町山田6-9-10	防災科学技術研究所
	地殻変動連続観測施設 (GPS)	山田町織笠第14地割32-1	国土地理院

市町村名	区分	所在地	摘要
岩泉町	強震計	岩泉町岩泉字一ツ石4	防災科学技術研究所
	高感度地震観測施設	岩泉町大川字寺庭126-2	防災科学技術研究所
	地殻変動連続観測施設 (GPS)	岩泉町岩泉字小本字大牛内318-1	国土地理院
	地殻変動連続観測施設 (GPS)	岩泉町岩泉字一ツ石4番地	国土地理院
	計測震度計	岩泉町岩泉字惣畑59-5	消防庁
田野畑村	多機能型地震計	田野畑村田野畑414	気象庁
	計測震度計	田野畑村大字田野畑143	消防庁
普代村	強震計	普代村第9地割字銅屋30-20	防災科学技術研究所
	計測震度計	普代村第9地割字銅谷13-2	消防庁
軽米町	高感度地震観測施設	軽米町大字小軽米第19地割62-3	防災科学技術研究所
	計測震度計	軽米町大字軽米10-85	消防庁
野田村	計測震度計	野田村大字野田20-14	消防庁
九戸村	高感度地震観測施設	九戸村大字戸田19-61-1	防災科学技術研究所
	計測震度計	九戸村大字伊保内10-11-6	消防庁
洋野町	計測震度計	洋野町種市第23地割27番地	気象庁
	強震計	洋野町種市第23地割27-2	防災科学技術研究所
	地殻変動連続観測施設 (GPS)	洋野町種市第20地割33番地3	国土地理院
	計測震度計	洋野町大野8-47-2	消防庁
一戸町	高感度地震観測施設	一戸町小繋字西田子664番地25	防災科学技術研究所
	計測震度計	一戸町高善寺字大川鉢24-9	消防庁

(2) 津波観測施設

市町村名	区分	所在地	摘要
宮古市	検潮所, 巨大津波観測計 (臨時)	宮古市磯鶏第4地割	気象庁
	早期津波予測システム	宮古市	消防庁
	波高計	宮古市田老字	東京大学地震研究所
	早期津波予測システム	宮古市田老字	東京大学地震研究所
	津波観測システム	宮古市田老字	田老町
大船渡市	検潮所, 巨大津波観測計 (臨時)	大船渡市大船渡町笹崎	気象庁
	GPS津波計測システム	大船渡市	東京大学地震研究所
久慈市	波高計		消防庁
陸前高田市	波高計	陸前高田市	消防庁
釜石市	津波観測システム	釜石市	釜石市
	海面監視システム	釜石市甲子川河口	釜石市
	津波観測システム	釜石市	東京大学地震研究所
大槌町	波高計	大槌町	
山田町	波高計	山田町	消防庁
田野畑村	海面監視システム	田野畑村	田野畑村
普代村	津波観測システム	普代村	普代村
	岩手久慈沖GPS波浪計	久慈沖	東北地方整備局
	岩手宮古沖GPS波浪計	宮古沖	東北地方整備局
	岩手釜石沖GPS波浪計	釜石沖	東北地方整備局
	釜石沖津波観測システム	釜石沖	東京大学地震研究所
久慈市	潮位計	久慈市長内町	東北地方整備局 (港湾局)
釜石市	験潮所	釜石市魚河岸町	海上保安庁

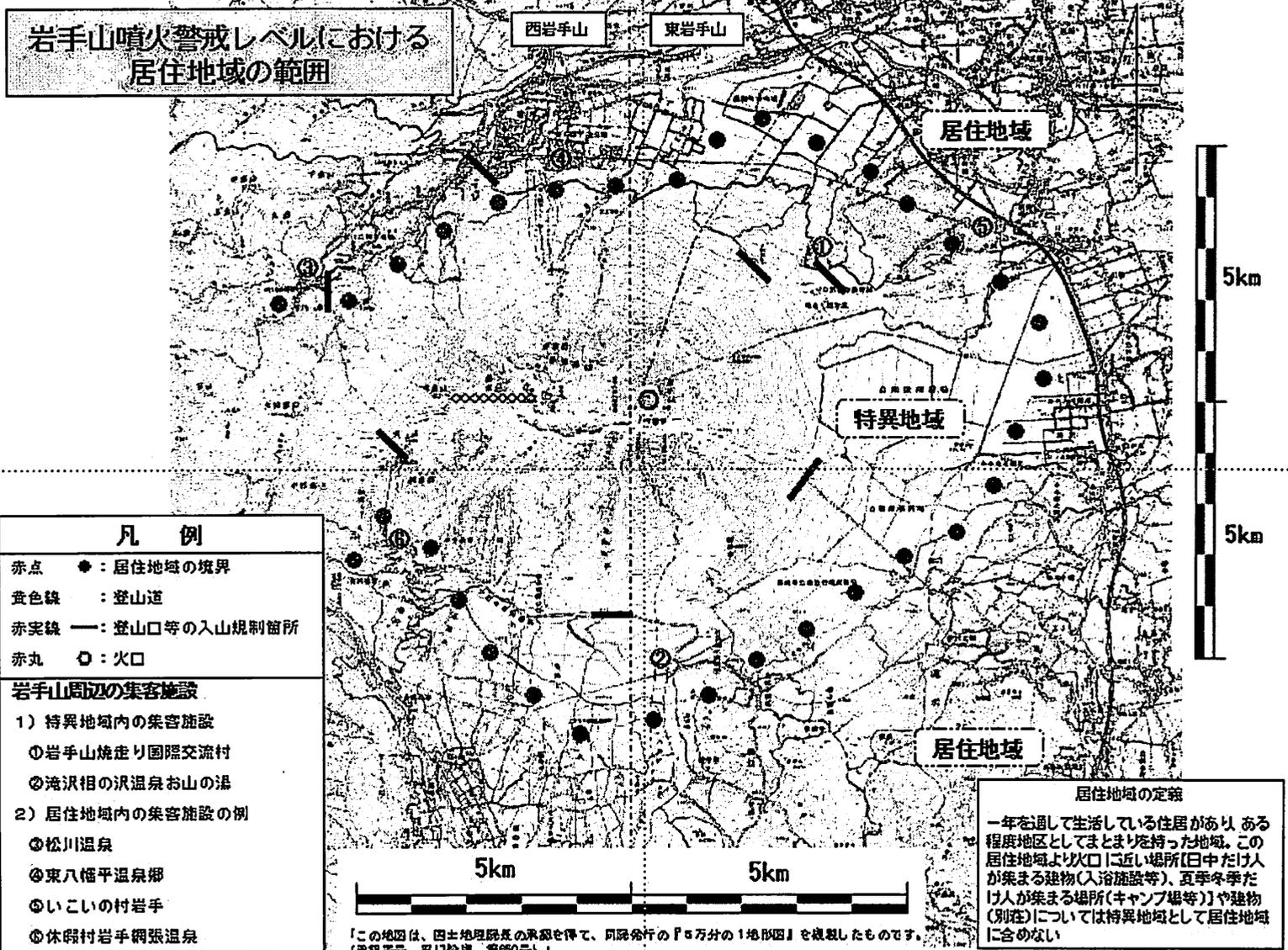
2-4-3 岩手山噴火警戒レベル（詳細版）

平成19年10月岩手山火山災害対策検討委員会

対象範囲	レベル	火山活動の状況						行政対応（「岩手山火山防災ガイドライン」の理念を基本として対応する）		
		概況	レベル判定基準				過去の事例	岩手山火山防災ガイドラインの区分	住民への対応	登山者、入山者への対応
			岩手山の物理観測情報	東岩手山の表面現象	西岩手山の表面現象	過去の事例				
居住地域及びそれより火口側	5 (避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある	・噴火が継続している状態で、火山性地震及び火山性微動の多い状態が継続し、さらに噴火現象の高まりが予想される場合 (レベル4への下げの基準) 上記基準に達しない活動が概ね10日間続いた場合	・居住地域の近くまで、火砕流、融雪型火山泥流が発生した場合 ・居住地域近くまで、噴石が到達していることが確認された場合 ・噴火直後、有色噴煙が火口から1000m以上に達した場合	(該当事項なし)	1686年東岩手山山頂の噴火	第2期2 避難勧告及び警戒区域の設定	・県は、「岩手山の火山活動に関する検討会」の助言を受け、市町村民長に対して避難勧告、避難指示及び警戒区域の設定の助言を行う ・市町村民長は、避難が必要な地区の避難勧告、避難指示の発令、警戒区域の設定を行う	登山者、入山規制	
	4 (避難準備)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される(可能性が高まってきている)	・火山性地震、火山性微動、及び有色噴煙等の表面現象の状況から噴火現象の高まりが想定される場合 ・上記以外で、居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される場合 (レベル3への下げの基準) 上記基準に達しない活動が概ね1週間続いた場合	・山頂火口付近から山麓付近にかけて、火砕流、融雪型火山泥流を確認した場合	(該当事項なし)	1732年東岩手山山腹の噴火(焼走り溶岩噴出)	第2期1 災害対策本部の設置 第1期4 注意喚起・自主避難	・県、市町村は災害対策本部を設置する ・市町村は警戒の必要な区域の住民に対して避難準備情報を発令する ・市町村は予想される住民の避難に対して、避難所を開設する ・市町村は災害時要援護者、特異地域及び特別に被害が予想される区域**の避難勧告を発令する		
火口から居住地域近くまで	3 (入山規制)	火口付近から居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす噴火の発生、あるいは発生が予想される	・火山性地震が多発(100~200回/日以上) ・有感地震の増加(1~5回/日以上) ・継続時間のやや長い明瞭な火山性微動の発生 ・GPS等地殻変動データの異常が現れる (レベル2への下げ基準) 上記基準に達しない活動が概ね10日続いた場合	・山頂火口からの小規模な噴火、または有色噴煙を確認した場合 ・200mを超える有色噴煙及び噴煙量の増加	・大地獄谷火口からの噴火を確認した場合	1919年西岩手山(大地獄谷)の水蒸気爆発 1998年4月29日短時間に多数の地震と規模の大きい地震が発生	第1期3 警戒態勢の整備	・県、市町村は災害警戒本部を設置する ・県は、「岩手山の火山活動に関する検討会」の助言を受け、市町村への警戒体制を整備する ・市町村は、状況に応じて災害時要援護者、特異地域**の避難準備情報を発令する ・市町村は、冬季において特別に被害が予想される区域***の避難準備情報を発令する。(例えば、冬季の噴火で融雪型火山泥流が流下する危険のある滝沢村一本木地区砂込川沿い) ・八幡平市国際交流村、滝沢村相の沢温泉お山の湯の使用を規制する		
火口周辺	2 (火口周辺規制)	火口周辺に影響を及ぼす噴火の発生、あるいは発生が予測される	・火山性地震が増加(50回/時、または100回/日) ・火山性微動が発生 ・GPS等地殻変動データの異常発生 (レベル1への下げ基準) 上記基準に達しない活動が概ね10日続いた場合	・山頂火口からの200mを超える噴気、及び噴気量の増加 ・山頂火口周辺で地熱地帯の拡大が確認された場合	・大地獄谷付近で極小規模な噴火を確認した場合 ・大地獄谷火口からの噴気量の増加、地熱地帯の拡大が確認された場合	1998年3月17日火山性地震が増加し地殻変動開始	第1期1 火山観測・情報収集伝達	・防災対応に活用できる情報の収集に努める ・「岩手山の火山活動に関する検討会」と連携を図り、情報の集約体制を確認する	岩手山西側(大地獄谷)の入山規制。 これとは別に有毒火山ガス噴出地などへの立ち入りを規制することがある	
火口内等	1 (平常)	火山活動は静穏	・火山性地震、低周波地震の発生回数が少ない状況が続いている ・長期的な地殻変動は見られることはあるが、火山活動によると思われる地殻変動はない	・山頂火口で噴気量が少ない状況が続いている	・大地獄谷火口で噴気量が少ない状況が続いている	-	-	対応なし	登山・入山規制なし。 これとは別に有毒火山ガス噴出地などへの立ち入りを規制することがある	

* 「重大な影響」とは、この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶことを意味する。
 ** 「特異地域」とは居住地域より火口に近い地域を指す。
 *** 「特別に被害が予想される区域」とは、冬季の噴火において、融雪型火山泥流が流下する危険のある滝沢村一本木地区砂込川沿いを指す。
 注) レベルの判定は、各項に示されている判定基準をすべて達した場合に行われるわけではなく、現れている現象を総合的に検討して判断する。
 注) 表中の火山活動情報(地震回数など)は変更になることがある。

2-4-4 岩手山噴火警戒レベルにおける居住地域等の範囲



岩手山噴火警戒レベルにおける
居住地域の範囲

凡 例	
赤点 ●	: 居住地域の境界
黄色線	: 登山道
赤実線 —	: 登山口等の入山規制箇所
赤丸 ○	: 火口
岩手山周辺の集客施設	
1) 特異地域内の集客施設	
①	岩手山焼走り圏際交流村
②	滝沢相の沢温泉お山の湯
2) 居住地域内の集客施設の例	
③	松川温泉
④	東八幡平温泉郷
⑤	いこいの村岩手
⑥	休暇村岩手網張温泉

居住地域の定義
 一年を通して生活している住居がありある程度地区としてまとまりを持った地域。この居住地域より火口に近い場所【日中だけ人が集まる建物(入浴施設等)、夏季冬季だけ人が集まる場所(キャンプ場等)]や建物(別荘)については特異地域として居住地域に含めない

【この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の『5万分の1地形図』を複製したものです。(承認番号: 平17総産、第060号)】

2-4-5 秋田駒ヶ岳噴火警戒レベルにおける火山活動の状況と影響範囲

予報警報	対象範囲	説明		
		火山活動の状況と想定される主な現象	過去の事例	想定火口からの距離(影響範囲)
噴火警報	居住地域及びそれより火口(避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは発生している状態にある ●噴火に伴いカルデラから火流、融雪型火山流の流出が予想された場合。	有以降なし	北部カルデラからの噴火 居住地域※A 南部カルデラからの噴火 居住地域※A
		居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される(可高まってきている) ●噴火に伴い火流、融雪型火山流が発生し、カルデラ縁付まで到達する可能性がある場合。 ●噴火に伴い噴石が居住地域のくまで到達すると予想された場合。	有以降なし	北部カルデラからの噴火 噴石飛散範囲は2kmを超える。 ただし、居住地域までは届かない。 南部カルデラからの噴火 噴石飛散範囲は2kmを超える。 ただし、居住地域までは届かない。
	火口から居住地域(入山規制)くまで	火口付から居住地域のくまで重大な影響を及ぼす噴火の発生、あるいは発生が予想される ●噴火による影響が火口からおおよそ2km以内。 ●噴火に伴いカルデラ内で火流、融雪型火山流が発生()した場合。 ●噴石がカルデラ縁を超える噴火が発生した場合、または、噴火の発生が予想された場合。	1970年女山からの噴火 1970年の噴火で噴石の一部は、西では外山を超え、東では小(中火口)まで600~700m飛散(主にカルデラ内)している。	北部カルデラからの噴火 噴石がカルデラ縁を超える。 ただし、噴石飛散範囲2km以内。 南部カルデラからの噴火 噴石がカルデラ縁を超える。 ただし、噴石飛散範囲2km以内。
		2 火口辺に影響を及ぼす噴火の発生、あるいは発生が予測される ●噴火による影響が火口から500m以内。 ●地活動 噴気活動の活発化等により、噴火の発生が予想された場合 なお、北部カルデラからの噴火は、てル3以上とする。 影響範囲の約500m以内に山道があり、影響範囲1km内に八合の小屋(の発着所)がある。山者の安のためル3とする。	1 32年の南部カルデラ内(石ボラ)での水気発	北部カルデラからの噴火 噴石飛散範囲500m以内。 南部カルデラからの噴火 噴石飛散範囲500m以内。
噴火予報	火口内等(平常)	1 火山活動は ●女北でい噴気活動が見られるが、南部・北部カルデラに立った表面現象はない。	現在の状況	規地域なし

噴火による影響とは、噴石、火流、融雪型火山流により、現象がまっしてから避難までの時間的ながとどなく生に対する危険が高い火山現象による影響。
 ※A・避難地域の部分 除の検討に いては、火山防災協 会(称)あるいはそれに代 る機関において協 する。
 ・ 田ヶ 防災 ップ(H15.2作成)には岩手県 への融雪型火山 流は想定されていない。しかし、 田ヶ 噴火警 ルの 定においては、冬期間に岩手県 のカルデラ ぐで噴火が発生した場合には、カルデラ縁を超える噴 の崩壊 高直の噴石の飛散などによって、岩手県 への融雪型火山 流の発生も考慮す きとするその の 見により、 田ヶ 防災 ップよりも安 を想定することとした。
 ・融雪型火山 流への防災対 は冬期間とする。

2-4-6 秋田駒ヶ岳噴火警戒レベル毎の防災対応

レベル	秋田県(北市)	岩手県(磐石町)
5 (避難)	<p>○避難 各 田沢町高 温泉郷、水沢温泉郷(※1)、小先達(※4)、下高野(※1)、供 (※4)、先達(※4)地域 川近 で秋田駒ヶ岳火山防災マップに された火山泥流・土石流の影響を受ける地域(※4) 大川端(※3)、下村(※3)、遊道(※3)、空ノ前(※3)、町田(※3)地域 乳沼温泉郷(※2 レベル4で対応済)</p> <p>○道路 規 制：県道駒ヶ岳線、県道西山・生保内線 部分規制：国道341号、県道、市道(遊道 各地域内) ○田沢湖スキー場施設立ち入り規制(レベル3で対応済)</p>	<p>○避難 各 場(※5)(※4)、小 沢(※5)(※4)地域 川近域で秋田駒ヶ岳火山防災マップに された火山泥流・土石流の影響を受ける地域(※5)(※4) 国見温泉(※4)(レベル4で対応済)</p> <p>○道路規制 規 制：県道国見温泉線 部分規制：町道(遊道 各地域内)</p>
4 (避難準備)	<p>○避難 各 乳沼温泉郷(※2) 田沢町高 温泉郷、水沢温泉郷(※1)、小先達(※4)、下高野(※1)、供 (※4)、先達(※4)地域 川近 で秋田駒ヶ岳火山防災マップに された火山泥流・土石流の影響を受ける地域(※4) 大川端(※3)、下村(※3)、遊道(※3)、空ノ前(※3)、町田(※3)地域</p> <p>○道路規制 規 制：県道西山・生保内線(田沢町高 温泉郷の先で規制) 部分規制：国道341号、県道、市道(遊道 各地域内及び) ：県道駒ヶ岳線(かもしか駐車場入口交差点 レベル2で規制済) ○田沢湖スキー場施設立ち入り規制(レベル3で対応済)</p>	<p>○避難 各 場(※5)(※4)、小 沢(※5)(※4)地域 川近域で秋田駒ヶ岳火山防災マップに された火山泥流・土石流の影響を受ける地域(※5)(※4)</p> <p>○道路規制 規 制：県道国見温泉線</p>
3 (入山規制)	<p>○避難 各 大川端(※3)、下村(※3)、遊道(※3)、空ノ前(※3)、町田(※3)地域</p> <p>○避難準備 乳沼温泉郷(※2)、田沢町高 温泉郷(※1)、水沢温泉郷(※1)、小先達(※4)、下高野(※1)、 供 (※4)、先達(※4)地域 川近 で秋田駒ヶ岳火山防災マップに された火山泥流・土石流の影響を受ける地域(※4)</p> <p>○道路・鉄道 部分規制：国道341号、県道、市道(遊道 各地域内) ：県道駒ヶ岳線(かもしか駐車場入口交差点 レベル3で対応済) ○田沢湖スキー場施設立ち入り規制(レベル3で対応済)</p>	<p>○避難 各 場(※5)(※4)、小 沢(※5)(※4)地域 川近域で秋田駒ヶ岳火山防災マップに された火山泥流・土石流の影響を受ける地域(※4)(※5)</p> <p>○道路規制 規 制：県道国見温泉線</p>
2 (火口周辺規制)	<p>○避難準備 乳沼温泉郷(※2) ○道路規制 部分規制：県道駒ヶ岳線(かもしか駐車場入口交差点で規制 レベル2で規制済) ○登山道規制 県道遊竜ルート(県道山で遊竜山方向を規制、その他は秋田県側への分岐路を規制)、 県道野林道、水沢口、田沢湖スキー場、熊ノ台、乳沼スキー場及び乳沼温泉郷 から各ルートは全て入り口で閉鎖 ○田沢湖スキー場施設立ち入り規制</p>	<p>○避難準備 国見温泉(※4) ○登山道規制 国見温泉ルート(入り口で閉鎖) 県道遊竜ルート(県道山で遊竜山方向を規制)</p>
1 (平常)	<p>○道路規制 部分規制：県道駒ヶ岳線(かもしか駐車場入口交差点で規制) ○登山道部分規制 県道遊竜ルート(遊竜山で 遊方向を規制) 乳沼スキー場遊竜ルート(遊山で八合目方向)、県道野林道、水沢口、熊ノ台(これらは 長 からは大 砂分岐で小岳、 岳の両方向を規制、 岳の 北で規制) ○田沢湖スキー場立ち入り規制 (第3リフト運転 止、周辺 レンデ立ち入り規制)</p>	<p>○北谷カルデラ内への立ち入り規制 登山道規制 県道遊竜ルート(遊竜山で 遊方向を規制) 国見温泉ルート(大 砂分岐で小岳、 岳の両方向を規制)</p>
	<p>○道路規制 部分規制：県道野林道(十文の滝で規制) ○登山道部分規制 八合目、水沢口、熊ノ台、田沢湖スキー場、 県道遊竜ルート(全て南部カルデラ線の登山道との合流部で規制) ○田沢湖スキー場立ち入り規制 (第3リフト運転 止、周辺 レンデ立ち入り規制)</p>	<p>○南部カルデラ内への立ち入り規制 登山道規制 国見温泉ルート、県道遊竜ルート(全て南部カルデラ線との合流部で規制)</p>
	<p>防災対応なし</p>	<p>防災対応なし</p>

※1 各期間の避難型火山泥流による孤立を想定
 ※2 乳沼温泉郷は噴火に伴う噴石の影響(噴石など)は少ないが、唯一の避難道路が火砕流、避難型火山泥流で通行不能となる恐れがあり、北谷カルデラでの噴火を 想定した場合はレベル4で避難が必要
 ※3 これらの地域は南谷カルデラ南西側の風化により、火砕流と避難型火山泥流に對して脆弱な地域で、南谷カルデラでの噴火を想定した場合はレベル4で避難が必要
 ※4 国見温泉は火口に近く、南谷カルデラからの噴石が到達する可能性がありレベル4で避難が必要
 ※5 秋田駒ヶ岳防災マップ(015.2作成)には岩手県側への避難型火山泥流は想定されていない。しかし、秋田駒ヶ岳噴火警戒レベルの設定においては、各期間に岩手県側のカルデラ付近で噴火が発生した場合には、カルデラ
 近を越える噴石等の噴煙や高温の噴石の飛散などによって、岩手県側への避難型火山泥流の発生も考慮すべきとするその後の知見により、秋田駒ヶ岳防災マップよりも安全側を想定することとした。
 ※6 避難型火山泥流への対応で各期間のみ

2-4の2 通信確保計画

2-4の2-1 岩手県防災行政情報通信ネットワークの整備状況

(平成21年3月31日現在)

整備年度	事業費 (百万円)	地上系無線局											衛星系無線局				合計	フ ア ク シ ミ リ
		固定局					基地局	移動局					地球局					
		統 制 局	中 継 局	地 方 局	端 末 局	小 計		地域 移動局	全県移動局		移 動 多 重 局	小 計	県 庁 局	車 載 局	S A T 局	小 計		
									(第一)	(第二)								
S53~S55	3,222	1	14	13	92	120	17	66	52			118				0	255	17
S58	517				27	27			5			5				0	32	78
S61	19				7	0						0				0	0	
H元	22				▲7	2		1				1				0	3	
H3	1,046				▲3	▲3	2		1		3	4	1	1		2	5	▲3
H4	3,100		4	1		5						0			121	121	126	19
H5	2,864																	
H6	15		▲1			▲1	▲1		26			26				0	24	1
H7	228					0			▲5	5		0			1	1	1	
H8	165				1	1				11		11			1	1	13	74
H9					▲1	▲1						0				0	▲1	
H10					▲1	▲1						0		▲1	▲1	▲2	▲1	
H11					▲1	▲1			26			26		▲1	▲1	▲2		
H12					▲1	▲1								▲1	▲1	▲2		
H13					▲2	▲2								▲1	▲1	▲3	▲1	
H14		▲1	▲17	▲14	▲113	▲145	▲18	▲67	▲105	▲16	▲3	▲191				▲354	▲14	
H15																		
H16																		
H17														▲1	▲1	▲1		
H18	815													▲1	▲1	▲1		
H19	19													▲1	▲1	▲1		
H20														▲1	▲1	▲1	▲1	▲2
合計	12,032	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	115	117	117	95

4-2-1-1

2-4の2-2 市町村防災行政無線の整備状況

平成21年4月1日現在

区分	市町村防災行政無線											有線放送 加入者数
	同報系					移動系						
	整備 方法	親 局	中 継 局	子局		整備 方法	基 地 局	中 継 局	移動局			
				屋 外 方 式	個 別 方 式				車 載 型	可 搬 型	携 帯 型	
盛岡市	単	1	1	106	424	単	3	2	49	0	16	0
宮古市	単補	5	8	242	1,582	単	7	1	102	27	20	0
大船渡市	補単	2	1	136	2,480	単	0	0	0	0	0	0
奥州市	補	1	0	50	56	単	4	0	43	9	80	2,949
花巻市	補	1	1	20	0	単	4	0	19	0	18	2,631
北上市		0	0	0	0	単	1	0	38	0	4	3,141
久慈市	補	2	2	178	1,270	補	1	2	9	0	5	0
遠野市	補単	2	2	191	154	単	2	2	23	0	12	0
一関市	補単	4	2	120	8,850	単	7	3	110	14	73	0
陸前高田市	単	1	0	125	145	単	1	0	3	7	15	0
釜石市	補	1	1	96	336	単	1	1	20	6	23	0
二戸市	補	2	2	109	2,216	補単	2	2	9	8	25	0
八幡平市	補単	3	1	184	222	単	3	1	21	3	43	1,020
雫石町	単	1	1	78	88	単	1	0	19	1	20	0
葛巻町		0	0	0	0	単	1	0	8	0	6	0
岩手町		0	0	0	0	単	1	0	19	0	4	0
滝沢村	単	1	0	120	140	単	1	0	19	1	19	0
紫波町		0	0	0	0	単	1	0	8	0	14	4,186
矢巾町		0	0	0	0	単	0	0	0	0	0	2,104
西和賀町		0	0	0	0	単	0	0	0	0	0	914
金ヶ崎町		0	0	0	0	単	1	0	13	0	15	0
平泉町	単	1	0	8	2,300		1	0	9	0	6	0
藤沢町		0	0	0	0		0	0	0	0	0	2,254
住田町	補	1	1	43	371		1	0	12	8	35	0
大槌町	補	1	1	55	203	補	1	1	11	0	7	0
山田町	補	1	0	101	299	補	1	0	6	7	13	0
岩泉町	単	1	2	15	4		1	2	75	9	20	413
田野畑村	補	1	1	65	1,387	補	1	1	5	0	4	0
普代村	補	1	1	40	60		0	0	0	0	0	515
川井村	補	1	1	24	570	補	1	1	16	0	2	0
軽米町	補	1	0	108	100		1	0	3	0	4	0
洋野町	補	1	1	149	580	補	2	0	11	0	4	0
野田村	補	1	0	25	156		1	0	4	0	4	0
九戸村	補	1	0	37	335		1	0	3	0	5	0
一戸町		0	0	0	0		1	0	10	0	13	0
合計		39	30	2,425	24,328		55	19	697	100	529	20,127

単：単独事業による整備 補：補助事業による整備

※ 有線放送、オプティック通信、ケーブルTV、コミュニティ放送など災害時に防災対策用として活用できるもの

2-4の2-3 防災相互通信用無線局一覧

(1) 158.35MHz

(平成19年4月1日現在)

免許人	設置場所	局種	空中線電力(W)	局数	呼出名称1	呼出名称2
警察庁	盛岡市内丸8-10 岩手県警察本部	ML	10	12	いわて	901~912
海上保安庁	青森県八戸市築港街2-16 八戸海上保安部	FP	10	2	かいほきはちのへ	
	釜石市魚河岸1-2 釜石海上保安部	FP	10	1	かいほきちかまいし	
	宮古市藤原3-114-2 宮古海上保安部	FP	10	1	かいほきちみやこ	
国土交通省	盛岡市上田4丁目2-2 岩手河川国道事務所	ML	3	6	けんせつもりおか	31, 34, 37~40
			5	4		32, 33, 35, 36
			10	7		1~7
	盛岡市東仙北一丁目11-11 盛岡出張所	ML	5	26	けんせつもりおかなかせん	31~36, 51~70
			10	2		1, 2
	盛岡市繁字山根192-2 御所ダム管理所	ML	3	2	けんせつごしよだむ	31, 32
	盛岡市津志田24地割30 盛岡国道維持出張所	ML	5	11	けんせつもりおかくどう	31, 32, 51~59
			10	6		1~6
	滝沢村大釜字小屋敷8-7 盛岡西国道維持出張所	ML	3	2	けんせつもりおかにしこくどう	31, 32
			5	9		51, 59
			10	3		1~3
	盛岡市下厨川字四十四田1 北上川ダム統合管理事務所	ML	3	2	けんせつしじゅうしただむ	31, 32
			3	2		31, 32
		MP	3	2	けんせつごしよだむ	31, 32
			3	2		けんせつもりおか
	水沢市東大通り一丁目2-14 水沢出張所	ML	3	7	けんせつみずさわ	31~37
5			25	51~75		
7			4	1~4		
水沢市佐倉河車堂79 水沢国道維持出張所	ML	5	12	けんせつみずさわこくどう	31~34, 51~58	
		10	5		1~5	
一関市孤禪寺字石ノ瀬155-81 一関出張所	ML	5	29	けんせついちのせき	31~34, 51~75	
		10	3		1~3	
久慈市川崎町16-35 久慈維持出張所	ML	5	8	けんせつくじこくどう	31~35, 37~39	
		10	11		1~11	
宮古市佐原3-21-4 宮古維持出張所	ML	5	5	けんせつみやこくどう	31~35	
		10	4		1~4	
宮古市藤の川4-1 三陸国道事務所	ML	5	5	けんせつさんりく	31~35	
		MP	5		2	31, 32
	ML	10	7		1~7	

資料編 2 災害予防計画

免許人	設置場所	局種	空中線電力(W)	局数	呼出名称1	呼出名称2
	釜石市大字平田第3地割61-72 釜石維持出張所	ML	5	5	けんせつかまいしこくどう	31~35
			10	3		1~3
	大船渡市立根町字中野27-1 大船渡維持出張所	ML	5	6	けんせつおおふなとこくどう	31~36
			10	5		1~5
	東和町田瀬39地割1-3 田瀬ダム管理支所	ML	1	3	けんせつたせだむ	31~33
	湯田町杉名畑44地割162-15 湯田ダム管理支所	ML	1	3	けんせつゆだだむ	31~33
	胆沢町若柳字尿前1-9 石瀬ダム管理支所	ML	1	2	けんせついしぶちだむ	31, 32
二戸布石切所字荒瀬72-1 二戸国道維持出張所	ML	5	13	けんせつにのへこくどう	31~34, 51~59	
		10	7		1~7	
岩手県	花巻市葛第3地割183-1 花巻空港	MP	1	1	しょうぼうへりいわて	
		FP	10	1	しょうぼうこうくういわて	
	MP	1	2	しょうぼうこうくういわて	102~103	
		5	2		101, 108, 106, 107	
		10	2		1, 105, 104	
宮古市	宮古市新川町2-1 宮古市役所	ML	5	2	ぼうさいみやこ	4, 5
			10	1		3
盛岡地区広域行政事務組合	盛周市内九8-5 盛岡地区広域消防事務組合消防本部	FB	10	1	もりしょうほんぶ	1~3
		ML	5	3	ほんぶけいたい	1
			10	1	いわてこうほう	1
			10	1	にしねこうほう	1
			10	1	あしろすいそう	1
			10	1	ほんぶこうほう	1
			10	1	やはばすいそう	1
			10	1	ほんぶしき	1
			10	1	ほんぶしえん	1
		10	3	ほんぶ	2~4	
宮古地区広域行政組合	宮古市五月町2-1 宮古地区広域行政組合消防本部	FB	10	1	みやしょうほんぶ	
		ML	10	1	みやしょう	1
両磐地区消防組合	一関市山目中野140-3 両磐地区消防組合本部	ML	10	1	いちのせき	9
			10	1	いちのせきしき	
	ML	5	1	いちのせき	50	
		5	1	せんまや	50	
		10	1	かわさき	22	
		10	1	ひがしやま	22	
		10	1	だいとう	22	
		10	1	むろね	22	
10	1	たむら	22			

資料編 2 災害予防計画

免許人	設置場所	局種	空中線電力(W)	局数	呼出名称1	呼出名称2
			10	1	いちのせき	22
			10	1	ひらいずみ	22
			10	1	はないずみ	22
			10	1	せんまや	22
			10	1	せんまやしき	
			10	1	ふじさわ	22
胆沢地区消防組合	水沢市大鐘町2-16 胆沢地区消防組合消防本部	ML	5	9	みずさわ	93, 94, 105~108, 205, 207, 208
			5	2	まえさわ	302, 303
			5	2	いさわ	302, 303
			5	2	ころもがわ	302, 303
			5	2	かねがさき	302, 303
			10	3	みずさわ	3, 21, 501
			10	1	みずさわしき	1
			10	1	みずさわすいそう	1
			10	1	みずさわかがく	1
			10	1	みずさわくつせつ	
			10	2	きゅうきゅうみずさわ	2, 3
			10	2	まえさわ	1, 31
			10	1	いさわほんぶしき	1
			10	1	ころもがわ	1
久慈地区広域行政事務組合	久慈市長内町第29地割21-1 久慈地区広域行政事務組合消防本部	FB	10	1	くじしょうぼうほんぶ	
			1	13	くじしょうぼう	52~55, 58~61, 72~6
		ML	10	4	くじしょうぼう	1, 6, 10, 200
			10	6	くじきゅうきゅう	1, 2, 4~7
			10	1	くじしょうぼうしれいしや	
			10	1	くじかがく	2
花巻地区消防事務組合	花巻市材木町12-6 花巻地区消防事務組合消防本部	FB	10	1	はなしょうぼう	
			1	2	はなまきけいたい	1, 2
		ML	5	9	はなまきけいたい	1~9
			5	2	はなまきみなみけいたい	1, 2
			5	4	いしどりやけいたい	1~4
			5	3	おおはさまけいたい	1, 2, 4
			5	3	とうわけいたい	1, 3, 4
			5	1	ゆもとけいたい	1
			10	2	はなまききゅうきゅう	2, 3
			10	1	はなまきれんらく	1

資料編 2 災害予防計画

免許人	設置場所	局種	空中線電力(W)	局数	呼出名称1	呼出名称2
			10	1	はなまきささつ	1
			10	1	はなまきみなみほんぶ	1
			10	1	いしどりやほんぶ	1
			10	1	おおはさまきゅうきゅう	1
大船渡地区消防組合	大船渡市盛町字木町1-1 大船渡地区消防組合消防本部	ML	5	1	だいしょう	61
			10	3	だいしょう	1, 101, 107
遠野地区消防車務組合	遠野市松崎町白岩16-31-2 遠野地区消防車務組合消防本部	ML	10	3	とおしょう	2, 3, 6
			10	1	とおしょうしき	3
			10	2	とおしょうきゅうきゅう	1, 2
陸前高田市	陸前高田市高田町字砂畑1-1 陸前高田市消防本部	ML	5	4	たかしょう	57, 58, 61, 62
			10	1	たかしょう	3
江刺市	江刺市西大通3-8 江刺市消防本部	ML	5	11	えさししょうぼう	24~34
			10	2	えさしいわやどう	3, 8
			10	3	えさしたまさと	1, 2, 4
			10	1	えさしかがく	1
			10	1	えさしひろせ	2
			10	1	えさしいなせ	3
			10	1	えさしおだき	1
			10	1	えさしげんばしき	1
			10	1	えさしきゅうきゅう	1
			10	1	えさしふじさと	3
			10	1	えさしすいそう	1
二戸地区広域行政事務組合	二戸市福岡字長峰28-1 二戸地区広域行政事務組合消防本部	ML	5	5	にしょう	101, 102, 105, 201, 202,
			10	1	にしょう	6
			10	1	にしょうきゅうこう	1
	一戸町西法寺関屋157-1 二戸地区広域行政事務組合一戸分署	ML	5	6	にしょう	112, 113, 115, 131~133
			10	2	にしょう	12, 13
			10	1	にしょうきゅうきゅう	5
軽米町大字軽米第3地割78-11 二戸地区広域行政事務組合軽米	ML	5	2	にしょう	123, 124	
		九戸村大字伊保内第10地割11-19 二戸地区広域行政事務組合九戸	ML	5	1	にしょう
東日本旅客鉄道株式会社	盛岡市盛岡駅前通1-41 東日本旅客鉄道(株)盛岡支社	ML	1	14	もりてつしんつう	20~29, 71~74
			1	14	もりてつきたい	1~14
久慈地区石油コンビナート等特別防災区域防災対策	久慈市夏井町字閉伊口第8地割105-2	ML	1	5	ちかびぼうさい	1~5

(2) 466. 775MH z

(平成19年4月1日現在)

免許人	設置場所	局種	空中線電力(W)	局数	呼出名称1	呼出名称2
盛岡市	盛岡市内丸12-2 盛岡市役所	ML	10	2	ぼうさいもりおか	14~15
大船渡市	大船渡市盛町字宇津野沢15 大船渡市役所	FB	10	1	ぼうさいおおふなと	
		ML	10	5	ぼうさいおおふなと	1~5
	大船渡市大船渡町字明神町10-14	ML	10	1	ぼうさいおおふなと ちくほんぶ	1
	大船渡市赤崎町字蛸ノ浦37-11	ML	10	1	ぼうさいおおふなと たこのうら	1
	大船渡市赤崎町字山口80-38	ML	10	1	ぼうさいおおふなと あかさか	1
	大船渡市末崎町字平林81	ML	10	1	ぼうさいおおふなと まっさきちよう	1
北上市	北上市芳町1-1 北上市役所	PB	10	1	ぼうさいきたかみ	
		ML	10	9	ぼうさいきたかみ	1~4, 10~13, 80
	北上市和賀町横川目11-160 和賀庁舎	ML	5	5	ぼうさいきたかみ	51~55
			10	25	ぼうさいきたかみ	21~24, 31~50, 75
	北上市上江釣子17-201-2 江釣子庁舎	ML	10	2	ぼうさいきたかみ	60, 70
陸前高田市	陸前高田市字館の沖110 陸前高田市役所	FB	10	1	ぼうさいりくぜんた かた	
		ML	10	6	ぼうさいりくぜんた かた	1~6
二戸市	二戸市福岡字川又47 二戸市役所	ML	10	18	ぼうさいにのへ	3~5, 51~65
西根町	西根町大更第35地割62 西根町役場	FB	10	1	ぼうさいにしねちよ うやくば	
		ML	5	17	ぼうさいにしね	201~217
			10	9	ぼうさいにしね	101~109
矢巾町	矢巾町大字南矢楯第13地割123 矢巾町役場	FB	10	1	ぼうさいやはば	
		ML	5	10	ぼうさいやはば	50~59
			10	12	ぼうさいやはば	1~12
石鳥谷町	石鳥谷町八幡4地割161 石鳥谷町役場	FB	5	1	ぼうさいいしどりや	
		ML	5	3	ぼうさいいしどりや	1~3

資料編 2 災害予防計画

免許人	設置場所	局種	空中線電力(W)	局数	呼出名称1	呼出名称2
胆沢町	胆沢町南都田字加賀谷270 胆沢町役場	FB	10	1	ぼうさいいさわ	
		ML	5	59	ぼうさいいさわ	1~47, 52~63
			10	7	ぼうさいいさわ	48~51, 64~66
大槌町	大槌町子槌第25地割字金崎	FB	10	1	ぼうさいおおつち	
		ML	1	7	ぼうさいおおつち	101~107
			10	10	ぼうさいおおつち	1~8, 50, 51
浄法寺町	浄法寺町大字浄法寺字下前田37-4 浄法寺町役場	ML	5	5	ぼうさいじょうぼうじ	11~15
			10	2	ぼうさいじょうぼうじ	2, 3
松尾村	松尾村野駄第19地割75 松尾村役場	ML	5	8	ぼうさいまつお	108~115
			10	4	ぼうさいまつお	8~11
玉山村	玉山村大字波民字泉田77-1 玉山村役場	ML	5	6	ぼうさいたまやま	21~26
			10	6	ぼうさいたまやま	1~6
野田村	野田村大字野田第20地割14 野田村役場	ML	5	3	ぼうさいのだ	1~3
			10	4	ぼうさいのだ	4~7
九戸村	九戸村大字伊保内第10地割11-6 九戸村役場	FB	10	1	ぼうさいくのへ	
		ML	5	5	ぼうさいくのへ	4~8
			10	3	ぼうさいくのへ	1~3

2-4の2-4 非常及び緊急扱いの承認を受けた電話番号一覧表

1 県庁舎・盛岡地区合同庁舎

019 回線数		電 話 番 号								備 考
交換機収容	15	651-3160~3174								
知事室	1	623-1751								
総務部長室	1	625-7525								
秘書課	1	622-4401								
管財課	1	623-5736								非常通報機
総合防災室	1		651-3925							
県議会事務局	0									
盛岡地方振興局土木部	1	651-4082								

2 地区合同庁舎

庁 舎 名	回線数	電 話 番 号								備 考
花巻地区合同庁舎 0198	4	22-4913 総務-207、208	22-2331 保健所-222、 223	22-4931 農林-241、244	22-4973 土木-266、268					転換器により内 線電話機に切替
北上地区合同庁舎 0197	1	63-8378 (FAX) 土木								
奥州地区合同庁舎 0197	5	22-2812 総務-204、208	22-2843 総務-221、223	22-2862 保健所-263、 278	22-2842 農林-294、295	22-2844 土木-314、319				転換器により内 線電話機に切替
奥州地区合同庁舎 江刺分庁舎 0197	3	35-8441 農村-226、227	35-8445 農村-267、268	35-6742 農政-233、238						転換器により内 線電話機に切替
一関地区合同庁舎 0191	6	23-6676 (FAX) 総務	23-9634 (FAX) 県税	26-3565 (FAX) 保福環	23-0579 (FAX) 保福環	26-1875 (FAX) 農林	26-1425 (FAX) 土木			
一関地区合同庁舎 千厩分庁舎 0191	3	52-4902 保福環-203、 397	52-4931 農村-220、222	52-4971 土木-245、246						転換器により内 線電話機に切替
大船渡地区合同庁舎 0192	7	27-9911 総務-201、202	27-9917 保健所-242、 244	27-9932 農林-224、225	27-9919 土木-262、263	27-9925 水産-232、233	27-9918 農政-255、 257	27-9920 教育-276、 277		転換器により内 線電話機に切替
遠野地区合同庁舎 0198	3	62-9963 (FAX) 保健所	62-1577 (FAX) 農林	62-1088 (FAX) 土木						
釜石地区合同庁舎 0193	6	25-2717 総務-202、306	25-2702 保福環-242、 243	25-2704 農林-222、223	25-2706 水産-227、230	25-2714 土木-270、271	25-2707 漁取-261、 262			転換器により内 線電話機に切替
宮古地区合同庁舎 0193	6	64-2217 総務-202、203	64-2037 総務-206、207	64-2219 保健所-226、 235	64-2039 農政-241、243	64-2054 水産-281、284	64-2055 土木-307、 308			転換器により内 線電話機に切替
岩泉地区合同庁舎 0194	2	22-3117 林務-203	22-3110 土木-233、234							転換器により内 線電話機に切替
久慈地区合同庁舎 0194	9	53-1720 (FAX) 経営企画	52-8610 (FAX) 保福環	52-3919 (FAX) 保健所	53-3560 (FAX) 農政	53-2304 (FAX) 林務	61-1164 (FAX) 水産	61-1123 (FAX) 土木	53-5009 (FAX) 農政管	52-8813 (FAX) 教育
二戸地区合同庁舎 0195	5	23-9201 総務-202、203	23-9216 総務-205、208	23-9218 保福環-226、 228	23-9236 農政-250、251	23-9217 土木-300、301				転換器により内 線電話機に切替

2-5 避難対策計画

2-5-1 市町村における避難所の指定状況

市町村指定避難場所及び避難施設一覧

平成22年4月1日現在

区分 市町村	避難場所							避難施設								
	計	学校(校 庭・グラ ンド)	保育園・ 幼稚園の 広場	公園 広場	河川敷	グランド (学校を 除く。)	神社・寺 院の境内 等	その他	計	学校	保育園 幼稚園	公民館	集会所	体育館	神社 寺院	その他
盛岡市	111	83		12			4	12	170	67	6	9	72	4		12
宮古市	115	5	1	10			1	33	109	38	4	6	54	4		3
大船渡市	76	4	4	1				6	70	16	6	25	12		7	4
花巻市	43	42					1		94	42		2	14	20		16
北上市	48	17	1	24			1	1	62	31	2	7	13	9		
久慈市	106	35	5	37			1	10	112	33	4	8	47	2	10	8
遠野市	65	17					1	2	67	17		1	33	1	3	12
一関市	133	36	3	30	1		6	17	219	62	6	31	37	14	30	39
陸前高田市	86	8						16	34			8	9	16	1	
釜石市	127	16	1	11			3	4	127	16	4	11	58	2	2	34
二戸市	44	21	1	20			2		58	14		20	15	4		5
八幡平市	40	18		3			3	1	51	18		24	3	4	1	1
奥州市	145	53	2	11			15		201	53	3	53	23	18	5	46
磐石町	35	12	6	3			3	3	26	12	6	5	1	2		
葛巻町	15	10					5		43	10			24	1		8
岩手町	15	13		2					26	13	2		3	3		3
滝沢村									26	14				3		9
紫波町	20	15		3					53	15	9	8	4	2	1	14
矢巾町	46	8	5	15	3		2	13	51	6	4	1	36	2		2
西和賀町	56	9		45			2		61	9		45		5		2
金ヶ崎町	51	7	6	24			14		29	7	6	7	3	2		4
平泉町	6	3	3						33	3	3	2	22	1		2
藤沢町	15	4	3	7					60	4	3	2	12	6		33
住田町	30	2	1	1				1	13		2	3	1	7		
大槌町	50	7	1	9			1	8	37	8	1	8	9	3		8
山田町	62	11	8	1			1	9	46	12	8	1	20	2		3
岩泉町	88	18	6					6	58							
田野畑村	20							4	16	34	6	2	14	7	1	4
普代村	12	1					2		9	18	3		4	6	1	4
軽米町	17	11					2		26	13		3		1		9
野田村	19	2		2				2	13	25	3	2	4	11	1	3
九戸村	8	6		2					35	6		1	28			
洋野町	24	16	5						86	16	5	7	39	8		11
一戸町	27	12					10		20	8				10		2
県計	1,755	522	62	273	4	80	136	678	2,122	575	88	322	616	159	61	301

2-7 孤立化対策計画

2-7-1 県内の災害時孤立化想定地域

平成20年10月1日現在 (岩手県調べ)

番号	市町村名	地域数	番号	市町村名	地域数
1	盛岡市	38	21	金ヶ崎町	0
2	宮古市	34	22	平泉町	0
3	大船渡市	32	23	藤沢町	0
4	花巻市	27	24	住田町	3
5	北上市	0	25	大槌町	8
6	久慈市	0	26	山田町	8
7	遠野市	46	27	岩泉町	1
8	一関市	20	28	田野畑村	0
9	陸前高田市	6	29	普代村	4
10	釜石市	21	30	川井村	7
11	二戸市	6	31	軽米町	1
12	八幡平市	11	32	野田村	2
13	奥州市	8	33	九戸村	3
14	雫石町	8	34	洋野町	3
15	葛巻町	3	35	一戸町	10
16	岩手町	6	合 計		331
17	滝沢村	0			
18	紫波町	9			
19	矢巾町	0			
20	西和賀町	6			

2-8-1 県有水防倉庫の水防用備蓄資器材一覧表

(平成23年4月1日現在)

河川名	管理者	水防倉庫所在地	器 材	資 材
琴石川	盛岡広域振興局 土木部長	盛岡市上厨川15地割字 杉原	鎌29 スコップ64 ペンチ28 トビクチ1 ハンマー4 のこぎり8 ツルハシ8 掛矢8 一輪車24 唐くわ10 大ハンマー8 斧4 縄あみ器40	土のう9,000 大型土のう50 松丸太4(5m) 杉丸太5 本(4m) ロープ50m4巻 木杭401 ロープ200m6巻 荒 縄7巻 オイルマット900枚 オイルフェンス54m シー ト40枚 竹90本 鋼杭390本 塩ビ管24本
豊沢川	花巻土木セン ター所長	花巻市中根子字道地	鎌20 スコップ33 唐くわ5 掛矢4 おの3 ハンマー3 のこぎり5 つるはし4 一輪車22 片手ハンマー3 シノ6 パール4 縄あみ器10	土のう17,000 木杭350 大型土のう100 ロープ6巻 ビニールシート40枚 オイルマット479枚 歩板8枚 鉄線60kg オイルフェンス50m スイボーTマット4枚 鋼杭(1.8)50本 鋼杭(1.5)110本 鋼杭(1.2)340本
和賀川	北上土木セン ター所長	北上市北鬼柳31地割48	鎌5 スコップ20 掛矢10 おの5 のこぎり5 ハンマー5 トビクチ13 ツルハシ5 唐くわ5 ペンチ5 かすがい9 なた5 一輪車2	土のう20,845 鉄線108Kg 木杭(1.2~1.5m)90本 松丸太130 ロープ2巻 マニラロープ900m オイルマット700枚 ビニールシート50 あゆみ板4 オイルフェンス194m 杉丸太4本 万国旗型オイルマット80m 荒縄5巻 油吸着濾過袋14袋
人首川	県南広域振興局 土木部長	奥州市江刺区愛宕町字 金谷16-1	鎌7 スコップ28 掛矢4 おの3 唐くわ4 ハンマー2 ツルハシ18 投光器2 一輪車7 トビクチ4 ゴムポート1	土のう15,400 松丸太100 鉄線500Kg 歩板100 パイプ(3.5m)100 パイプ(2.0m)100 ロープ1,000m 荒縄5束 オイルフェンス130m オイルマット130枚 蛇籠4本 木杭10 スイボーTマット4枚 油濾過吸着袋18袋 大型土のう65 ブルーシート27枚
磐井川	一関土木セン ター所長	一関市五代町	鎌25 スコップ85 掛矢33 手おの1 ペンチ2 唐くわ5 ハンマー12 一輪車25 なた5 大ハンマー35 パール4 ツルハシ6	土のう22,000 麻袋60 木杭300 縄5巻 ナマシ線20kg 杉丸太6(4m) ロープ1巻 オイルマット1,300枚 大型土のう200袋 オイルフェンス75m 杉丸太3(5m)本 スイボーTマット6枚 鋼杭90本 ビニール3枚
千厩川	千厩土木セン ター所長	一関市千厩町千厩字東 小田285の1	鎌11 スコップ18 掛矢6 唐くわ10 のこぎり5 ツルハシ10 ハンマー3 おの5 ペンチ7 トビクチ5 一輪車5 救命胴衣7 金ゴテ4 パール4 投光器2 発電機1 長尺鎌 11	土のう20,000 松丸太48(4m) 鉄線50Kg 松杭50(2m) 木杭343(0.6m) 歩板67(4m) ロープ1巻 オイルマット18枚 発電機1 荒縄2巻 オ イルフェンス8本 松杭37(1m) 唐竹11(2.9m) 竹串 130(1.8m) ブルーシート89枚(3.6×5.4) 黒色シート5 巻 オイルキャッチャー700枚 鉄筋50本(φ16mm) 平鋼 20枚(2m) 塩ビ管10本(UV100:4m)
気仙川	大船渡土木セン ター所長	陸前高田市横田町字西 宿	スコップ20 掛矢10 ハンマー10 ペンチ5 おの7 のこぎり6 一輪車10台 鎌5 ツルハシ5 唐鋏5 ナタ5 カッター5 金槌5 ハリ5	土のう200 松丸太38 鉄線75kg 杉丸太8 雑木杭75 オイルマット500枚(5箱) オイルフェンス50m ロープ5巻 ビニールシート5枚 杉板10枚 塩ビパイプ4本 鉄パイプ6本 鋼杭200本 竹60本 二子縄6ロット 大型土のう100袋

河川名	管理者	水防倉庫所在地	器 材	資 材
猿ヶ石川	遠野土木センター所長	遠野市綾織町新里29地割字間木野下21-2	かま25 スコップ19 掛矢3 なた3 唐くわ10 つるはし20 ハンマー5 のこぎり3 ペンチ1 一輪車8 ておの3	土のう15,650 ジャカゴ53kg 鉄線10Kg 松丸太3本 ビニールシート49枚 ロープ3巻 オイルマット700枚 荒縄5巻 鋼杭32本 オイルフェンス3組 木杭(丸)105本 (角)46本
鶺鴒住居川	沿岸広域振興局土木部長	釜石市鶺鴒住居日の神	スコップ48 掛矢7 ハンマー3 つるはし14 とうが12 おの1 一輪車4	土のう6,595 蛇カゴ15 鉄線20kg5束 木杭253 角杭45 ビニールシート95 ロープ3巻 オイルフェンス10m×9+20m×5 オイルマット1,400枚
閉伊川	宮古土木センター所長	宮古市小山田4地割字中林前96番1	かま4 スコップ25 掛矢6 投光器1 つるはし7 とうが4 とびぐち6 おの1 ハンマー(大2、小3) 5	土のう15,500 松丸太124 ジャカゴ17 鉄線80Kg ビニールシート7 木杭75 オイルマット400枚 ロープ2巻 オイルフェンス190m
小本川	岩泉土木センター所長	岩泉町松橋17の1	スコップ43 のこぎり1 かま1	土のう189 丸太50 木杭570 ビニールシート3 ロープ11巻 オイルマット250枚 オイルフェンス12組
久慈川	県北広域振興局土木部長	久慈市川崎町1-33	スコップ75 ペンチ3 つるはし22 ハンマー5 投光器2 ノコギリ10 かま28 おの4 掛矢2 とびぐち1 発電機2 竹ざお27本 ハンマー(大)1 一輪車3 ナタ3	木枕180 ナイロンカラーテープ8巻 松丸太90 荒縄13巻 ビニールシート10 土のう18550袋 鉄線6巻 オイルマット615枚 オイルフェンス80m コンクリートパネル7枚 油中和剤30函 大型土のう70袋
馬淵川	二戸土木センター所長	二戸市金田一字八ツ長88-1	スコップ8 掛矢4 のこぎり3 ナタ4 つるはし5 かま8	土のう 6,000 松丸太50 ロープ500m オイルマット400枚 ビニールシート44枚 板40枚 オイルフェンス75m 松杭160

2-8-2 水防管理団体の水防用備蓄器具、資材数一覧表

(平成23年4月1日現在)

河川名	水防管理団体名	管理者	水防倉庫所在地	所轄振興局等	器 具													資 材										水防倉庫概要	
					ス コ ッ プ	つ る は し	と う が	お の り	か ま	掛 矢	と び ぐ ち	リ ヤ カ ー	ナ タ	ク ソ リ ツ の バ イ 他	杭 木	空 俵	網	ビ ニ ール シ ート	葦	竹	鉄 線	も つ こ	吹 う	土 の う	そ の 他	建 築 年 度	床 面 積 (㎡)		
北上川	盛岡市	盛岡市長	三本柳16-43-7	盛岡	20	10	6	5	5	10	5	5	一輪車5	5	☆-2	110		20	18		20	5			3,000	オイルマツト 100 鉄筋棒 50	H 4	54.22	
北上川	盛岡市	盛岡市長	黒川23-19	盛岡	20	10	6	5	5	10	6	5	一輪車5	5	☆-3	110		10	35		20	5			3,000	オイルマツト 100 鉄筋棒 50	H 5	33.67	
北上川	盛岡市	盛岡市長	手代森10-1	盛岡	20	10	6	5	5	10	5	5	一輪車5	5	☆-4	65		10	30			5			3,000	オイルマツト 100 鉄筋棒 45	H 6	25.92	
北上川	矢巾町	矢巾町長	南矢幅8-96-1	盛岡	25	3	3	3	3				一輪車8														H 10	300.00	
北上川	紫波町	紫波町長	東長岡字天王126-2	盛岡	50	5	26		8	18	4	8		5	カブチ1	50		2					1		650			消防屯所併設	
北上川	紫波町	紫波町長	二日町字田中前44-6	盛岡	3	2	10				3	10												300			消防屯所併設		
北上川	紫波町	紫波町長	北日詰字大日堂20-1	盛岡	4						1				ハンマー 2	30		8	6					300	トンパック15	ハンマー2		消防屯所併設	
北上川	紫波町	紫波町長	大巻字八竜54-1	盛岡	24	5	18	2	3	4	4	12		4	カブチ1	20		3						500				消防屯所併設	
中津川	盛岡市	盛岡市長	愛宕町6番7	盛岡	60	31	18	7	14	16	15	4	一輪車4	7	☆-1	50		20	31			4			4,000	鉄筋棒105 オイルマツト 100	49	19.44	
掣石川	滝沢村	滝沢村長	大釜外館10	盛岡				1							※-10	200								2,000				消防屯所併設	
葛根田川	掣石町	掣石町長	高前田55-1	盛岡	20	5	5	2	5	10	2			5	5			3					5	2,600		32	33.00		
松川赤川	八幡平市	八幡平市長	野駄19-75	盛岡	7	3			5	5	3	2		3										2,500				松尾総合支所内	
猿ヶ石川	遠野市	遠野市長	綾織館川原	遠野	26	8	5			10	6	6	一輪車3		カブチ 4 投光器 1	83		4				40			5,200		H 元	22.50	
猿ヶ石川	遠野市	遠野市長	遠野町第27地割	遠野	60		10		3	13	6	16			カブチ 4 ハンマー 3	90		12	36		20			7,330	鉄製クイ 50	H 4	39.70		
猿ヶ石川	遠野市	遠野市長	官守町下鱒沢34-2-1	遠野	79	9	50	8	20	39	18	10	一輪車3	9	カブチ 4 クワ 4	90		45	50			90		6,000	鉄製クイ 406	H 19	19.90		
登沢川	花巻市	花巻市長	大谷地160	花巻	44	5	12	10	10	5	10		一輪車5	5	ハンマー 4			180	50		鋼板 110	50	スチール 10	2,500	鉄製クイ 60	H 3	46.20		
猿ヶ石川	花巻市	花巻市長	東和町落合1区184	花巻	50			1	1	1	1													2,050	鉄製クイ 60	57	28.95		
稗貫川	花巻市	花巻市長	石鳥谷町関口	花巻	44	4	10			5			一輪車7	1										2,000		32	33.00		
稗貫川	花巻市	花巻市長	大迫町亀ヶ森8-82-2	花巻	20	2	1			2	6	10												1,100	ロープ 200m	55	14.90		
和賀川	北上市	北上市市長	柳原町2-3-6	北上	20	5	5	9	5	6	5			5	ハンマー 10 鉄線 3 カブチ 2									1000 20(大型) 5000 20(大型)	オイルマツト 150 救命胴衣 30	H 12	33.00		
北上川	北上市	北上市市長	稲瀬町岩脇	北上	150	35	50	18	14	28	30			9	ハンマー 10 カブチ 5 鉄線 5	120	320		40					5000 20(大型)	救命胴衣 100	H 12	89.40		
和賀川	北上市	北上市市長	相去町平林3-5	北上	82	5									ハンマー 2 カブチ 2 鉄線 2	70								3300 10(大型)		H 9	101.60		
和賀川	北上市	北上市市長	和賀町横川目11-160	北上	40	10	20		5		2				鉄線 2	100								1,200		H 3	53.66		
和賀川	北上市	北上市市長	芳町1-1	北上	13	2			4	2	1	2		2														北上市役所併設	
北上川	金ヶ崎町	金ヶ崎町長	金ヶ崎町三ヶ尻南荒巻75-6	泉南	32	22		1	2	1	3				ハンマー 1									600				消防屯所併設	
北上川	奥州市	奥州市市長	江刺区稲瀬字水先	泉南	22	5	3		4	4	4	10	一輪車3	6	ハンマー 4 ハンマー 2	60		22	19					3,000	鉄筋棒 200本	34	33.00		
北上川	奥州市	奥州市市長	江刺区愛宕字馬場先	泉南	25	5	5	3	3		4	11	一輪車3	7	ハンマー 3 ハンマー 2	17		25				70		2,000	鉄筋棒 258本	H 9	33.00		
北上川	奥州市	奥州市市長	水沢区羽田字町中袋	泉南	96	9	19	6	12	17	19		一輪車2	5	※-12	142	PP1800	71	20					2,500		25	33.00		

4-2-24

2-8-3 空中消火基地の資機材等備蓄状況

(平成23年4月1日現在)

配備区分		岩手県						各消防本部					合計	東北森林 管理局 (青森事 務所) 盛岡森林 事務所 盛岡市北 山2-2-40	合計	
基地名(場所) 資機材名等	消防学 校	宮古 地区補 給基地	大船渡 地区補 給基地	二戸 地区補 給基地	花泉 地区補 給基地	久慈 地区補 給基地	計	宮古 地区補 給基地	大船渡 地区補 給基地	二戸 地区補 給基地	花泉 地区補 給基地	久慈 地区補 給基地				計
	矢巾町 藤沢	宮古市 赤前	大船渡 市三陸 町	二戸市 堀野	一関市 花泉町	久慈市 長内町		同左	同左	同左	同左	同左				
設置年度	昭和49	昭和59	昭和60	昭和61	昭和62	平成元	—	同左					—	—	—	—
設置主体	岩手県	宮古地 区広域 行政組 合	大船渡 地区消 防組合	二戸地 区広域 行政事 務組合	一関市	久慈地 区広域 行政事 務組合	—	同左					—	—	—	—
ヘリコプター離着陸場面積 (㎡)	44,016	18,357	4,850	14,911	5,000	4,489	91,623	同左					同左	91,623	—	—
資機材保管庫構造	鉄骨平屋建						—	同左					—	—	—	—
資機材保管庫面積 (㎡)	200	272	198	260	198	202	1,330	同左					同左	1,330	—	—
散 布 装 置	水のう型 (1800ℓ)	台	4				4						0	4	3	7
		台	8	6	6	6	6	38	5	6	5	6	5	27	65	65
	バケツ型 (700ℓ)	台						0						0	0	0
		台	4	2	2		1	9	3	1	3	1	2	10	19	19
組 立 水 槽	2,500ℓ	台					0						0	0	1	1
	3,000ℓ	台					0						0	0	0	0
	5,000ℓ	台					0						0	0	0	0
	7,000ℓ	台	2				2						0	2	2	
吹流し	本	2				2	1		1		2	4	6	6		
薬剤混合水槽	台					0						0	0	0		
混 合 機	混合機	台	2	1	1		4	3	2	3	2	2	12	16	16	
	かくはん機	台					0						0	0	0	
粉碎機	台	1	1	1	1	1	6					0	6	6		
可搬式動力ポンプ	台	4					4	3	3	2	3	3	14	18	19	
ベルトコンベア	台	1					1	1	3	1	3	2	10	11	11	
充電機	台	1					1						0	1	1	
バッテリーボックス	個	12	6	6	6	6	42	5	6	5	6	4	26	68	68	
ホース	本	13					13	12	12	10	12	10	56	69	89	
薬 剤	化学消火剤 (MAP)	袋	135	75	75	68	75	503			84		45	129	632	632
	消火液増粘剤 (CMC)	袋	35	25	25	29	25	164			24		18	42	206	236
	化学消火剤 (エフ-1)	缶	336	336	336	336	336	2,016						0	2,016	2,016
	化学消火剤 (フォレックス)	缶						0						0	0	540

※ MAP1袋=30kg, CMC1袋=20kg, エフ-1缶=20kg, フォレックス1缶=15kg

2-8-4 林野火災消火機（器）材備付状況

東北森林管理局（平成23.4.1現在）

上記以外（平成23.4.1現在）

機(器)材名 所管区分	可搬式 散水 装置	軽可搬 消防 ポンプ	山林防 災スプ レヤー	移動用 水槽	布製 バケツ	チェー ンソー	刈払機	スコッ プ	唐鍬	小型 動力 ポンプ
東北森林管理局計	553	13	4	27	745	3	1	119	261	2
岩手北部 森林管理署	40	1		0	29			0	0	
久慈支署	33	2	0	2	33			0	0	
盛岡森林管理署	100	3		2	70			0	0	0
岩手南部 森林管理署	108	1	0	2	153			0	0	
遠野支署	29	1		6	15			58	87	1
三陸北部 森林管理署	132	2	4	13	265	3	1	61	174	1
三陸中部 森林管理署	111	3		2	180			0	0	
森林整備課計	(2,070) 2,450	(35) 40	(14) 15	(72) 75	(398) 441	(39) 40	(49) 51	(465) 548	(354) 354	(2) 2
盛岡広域振興局	(220) 349	(1) 1	(9) 9	(3) 3				7		
県南広域振興局	20			(9) 12	(83) 83			12		
花巻農林振興セン ター	(62) 91	(1) 1	1		5			39		
遠野農林振興セン ター	(164) 164									(2) 2
一関農林振興セン ター	(424) 429	(5) 6	(1) 1	(17) 17	(100) 100	(6) 7	(10) 12	(98) 98	(94) 94	
沿岸広域振興局	(6) 6		(1) 1	(2) 2	(30) 30	(1) 1		(90) 90	(100) 100	
宮古農林振興セン ター	(121) 123	(3) 3								
岩泉林務出張所	(199) 335	(10) 14		(2) 2	14			2		
大船渡農林振興セ ンター	(100) 124	(2) 2	(1) 1	(5) 5	12	(32) 32	(39) 39	17		
県北広域振興局	(280) 304	(2) 2	(2) 2	(9) 9	(86) 88			(88) 90	(66) 66	
二戸農林振興セン ター	(494) 505	(11) 11		(25) 25	(99) 109			(189) 193	(94) 94	
陸上自衛隊 岩手駐屯地	83			15		5				

() 内は森林整備課所管分のうち消防本部等で保管しているものである。

資料編 2 災害予防計画

(平成22.4.1現在)

機(器)材名 所管区分	防火水槽	林野火 災工作 車	ブッシュ カッター	チェー ンソー	可搬式 散水装 置	可搬式 送水装 置	軽可搬 式消防 ポンプ	小型動力 ポンプ付 水槽車
合計	1,078	1		162	6,721	107	136	4
盛岡市				7	174	2	30	
宮古市	96				573	8	3	
大船渡市	24			12	157	2		
花巻市				4	87	4		
北上市								
久慈市	286			2	238		2	
遠野市	45			2	493		2	
一関市	160			12	284	1	11	
陸前高田市								
釜石市					208	4		
二戸市	19				343	2		
八幡平市	23			10	240	8	15	
奥州市					160			
磐石町	56				90		2	
葛巻町	46			8	193		5	
岩手町					120		2	
滝沢村	22			9	153	5	6	
紫波町								
矢巾町								
西和賀町								
金ケ崎町								
平泉町	11				150			
住田町	6				70		6	
大槌町	1				42			
山田町	28			13	16	2	8	
岩泉町	48				308	14		
田野畑村					163	8	4	
普代村	55			1	70	1	3	
軽米町	88				78			
野田村	29				20		2	
九戸村					40		8	
洋野町	30			1	170	2	13	
一戸町				4	32	5	3	
花巻市消防本部					45	1		
遠野市消防本部				1	33			
一関市消防本部				6	431	6	6	1
陸前高田市消防本部				14	60	1		
大船渡地区消防組合消防本部				23	102	3	2	
二戸地区広域行政事務組合消防本部	3			2	608	14		
久慈広域連合消防本部		1			372	2	2	1
盛岡地区広域消防組合消防本部				22	87	1		
奥州金ケ崎行政事務組合消防本部					57		1	
釜石大槌地区行政事務組合消防本部				2	122	6		
宮古地区広域行政組合消防本部	2			6	125	5		2
北上地区消防組合消防本部				1	7			

2-8-5 放射性物質災害用資機材の備蓄状況

(平成13年4月1日現在)

備蓄資機材		備蓄機関		
		県	市町村	計
放射能防護消火服		6着	19着	25着
呼吸保護具		—	538個	538個
電子ポケット線量計		8個	16個	24個
サーベイメーター	シンチレーション式	1台	—	1台
	GM管式	—	5台	5台
ガス測定器	フッ化水素用	2台	—	2台
	一般用	—	1台	1台

2-9 建築物等安全確保計画

2-9-1 防火地域、準防火地域指定状況

(平成22. 3. 31現在)

都市名	防火地域		準防火地域	
	面積 (ha)	最終決定年月日	面積 (ha)	最終決定年月日
盛岡市	25.0	平成21. 3. 19	1,179.0	平成21. 3. 19
宮古市			111.2	昭和26. 12. 22
大船渡市	2.0	昭和35. 9. 6	29.2	昭和35. 9. 6
水沢市			50.0	平成元. 10. 2
花巻市			75.3	昭和43. 12. 28
北上市			239.0	昭和45. 7. 1
久慈市			80.0	平成11. 6. 18
一関市			163.7	昭和41. 8. 26
陸前高田市			34.0	昭和59. 3. 27
釜石市			218.0	平成6. 3. 1

2-9-2 住宅地区改良事業等、改良住宅等建設戸数

(平成21年2月1日現在)

建設年度	建設戸数	内 訳					備考
		盛岡市	花巻市	水沢市	釜石市	松尾村	
昭和35	戸 18	戸 18	戸	戸	戸	戸	
36	18	18					
37	18	18					
38	62	36	26				
39	60	36	24				
40	42	42					
41	48	48					
42	54	54					
43	48	48					
44	48	48					
45	18	18					
46							
47							
48	68	32		36			
49	56			24	32		
50							
51	30				30		
52	6				6		
53	45				45		
54	51	21			30		
55	10					10	
56	77				62	15	
57	10					10	
58	12					12	
59	2					2	
60							
61							
62	8					8	
63							
平成元							
2							
3							
4							
5							
6	20				20		
7							
8							
9	42	42					
10							
11							
12							
13							
14							
計	871	479	50	60	225	57	

2-9-3 都市公園の整備状況及び整備計画

(平成22年3月31日現在)

種 別	計 画		開 設	
	箇所	面積 (ha)	箇所	面積 (ha)
街区公園	353	87.63	1026	160.11
近隣公園	46	90.11	55	97.43
地区公園	13	94.70	12	69.36
総合公園	19	546.90	20	455.71
運動公園	11	206.85	10	177.95
風致公園	6	226.10	5	64.76
広域公園	2	403.20	2	174.74
墓園	3	89.70	3	59.70
緑道	1	3.10	1	2.19
緑地	18	321.03	42	103.99
合 計	472	2,069.32	1,176	1,365.94
1人当り整備面積				13.27/m ² 人

- (注) 1 計画とは、都市計画法により計画決定されたものであり、平成22年3月31日現在のものである。
 2 開設とは、都市公園法により開設されたものをいう。
 3 1人当り整備面積とは、都市計画区域内人口(1029千人)をベースとしている。

2-9-4 市街地再開発事業の状況

(平成23年3月31日現在)

事業主体名	実施年度	施工地区名	備考
盛岡市	昭和52～57	盛岡駅前第一地区(第一工区)	国土交通省住宅局 所管
盛岡市	昭和52～60	盛岡駅前第一地区(第二工区)	〃
水沢市	昭和55～60	水沢中央地区	〃
北上市	昭和56～60	北上駅前地区	国土交通省都市・ 地域整備局所管
北上市	平成6～11	北上本通り・新穀町地区	国土交通省住宅局 所管

※ 「実施年度」は補助事業実施年度

2-9-5 かけ地近接等危険住宅移転事業の状況

(平成21年1月1日現在)

事業内容	事業実績														
	昭和54年度	55年度	56年度	57年度	58年度	59年度	60年度	61年度	62年度	63年度	平成元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
除去戸数	9	14	7	13	17	12	7	6	10	7	5	4	8	8	5
建設戸数	8	13	6	9	13	8	7	4	10	5	3	3	5	5	4
事業内容	事業実績														
	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	
除去戸数	6	6	5	1	10	4	1	1	5	9	7	4	7	2	
建設戸数	4	4	2	1	2	3	1	1	2	3	1	1	2	0	

2-9-6 土地区画整理事業の状況

平成23年3月31日現在

都市名	完了		施工中	
	箇所数	面積 (ha)	箇所数	面積 (ha)
盛岡市	26	527.3	9	641.1
釜石市	5	197.7	—	—
宮古市	9	204.6	1	32.9
北上市	14	356.4	1	93.7
花巻市	20	434.3	—	—
大船渡市	13	345.2	—	—
一関市	7	249.2	—	—
奥州市	20	288.0	1	22.9
遠野市	1	27.1	2	24.8
久慈市	3	142.7	—	—
陸前高田市	4	76.7	1	47.4
二戸市	2	26.4	1	88.4
平泉町	1	11.3	—	—
大槌町	2	37.2	—	—
紫波町	2	38.1	1	5.8
矢巾町	6	113.5	3	74.3
山田町	1	25.8	1	47.1
滝沢村	3	80.3	2	40.9
合計	139	3181.8	23	1119.3

2-9-7 建築物防災週間防災査察実施状況

(平成21年1月1日現在)

	平成 15年度 上期	〃 15年度 下期	〃 16年度 上期	〃 16年度 下期	〃 17年度 上期	〃 17年度 下期	〃 18年度 上期	〃 18年度 下期
現地査察件数	42	36	38	36	36	40	73	62
改善指導件数	21	24	21	24	18	22	44	32
	平成 19年度 上期	〃 19年度 下期	〃 20年度 上期					
現地査察件数	67	75	66					
改善指導件数	50	55	44					

2-9-8 災害危険区域の指定箇所

(平成21年2月1日現在)

区分	指定年月日	地区名	指定区域	指定の目的
一関市	平成19年 1月1日施行	舞川	字不動塚及び字小和巻の標高27.9メートル以下の区域	出水による災害を未然に防止し、住民の生命財産の安全を図る。
			字河賀慶の標高27.1メートル以下の区域	
			字番台、字駒ヶ峯、字根岸及び字荷掛場の標高26.6メートル以下の区域	
		弥栄	字川底の標高24.6メートル以下の区域	
			字小間木の標高24.3メートル以下の区域	
		川崎町門崎	字銚子の標高24.6メートル以下の区域	
		川崎町薄衣	字町裏、字法道地、字久伝、字須崎、字矢作前、字砂子田、字高館、字六反、字大清水、字玉崎、字御手洗及び字千石の標高18メートル以下の区域	
			字古館の標高23.5メートル以下の区域	
			字畑の沢の標高23.4メートル以下の区域	
			字南新山及び字石船渡の標高23.1メートル以下の区域	
		花泉町日形	字上巻の標高22.9メートル以下の区域	
			字下巻の標高22.7メートル以下の区域	
			字沼田の標高22.5メートル以下の区域	
		花泉町老松	字中神の標高21.9メートル以下の区域	
			字下清水の標高20.4メートル以下の区域	
		花泉町永井	字沼野沢及び字小沼の標高19メートル以下の区域	
字大森の標高18.5メートル以下の区域				
藤沢町	平成19年 2月1日施行	黄海	字本沢の基準高21.8メートル以下の区域	出水による災害を未然に防止するとともに、地域住民の安全を確保する。
	字川口沖の基準高21.0メートル以下の区域			
	字小日形の基準高20.9メートル以下の区域			
	字上曲田の基準高19.7メートル以下の区域			
			字下曲田の基準高19.0メートル以下の区域	

備考：基準高とは、河川管理者が定める計画高水位の高さをいう。

2-9-9 宅地造成等規制区域の範囲

(平成20年4月1日現在)

指定年月日	規制区域	規制面積	許可件数																			
			昭和54年度	55年度	56年度	57年度	58年度	59年度	60年度	61年度	62年度	63年度	平成元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度
昭和42.8.30 平成16.10.1	盛岡市の一部	3,110 ha	23件	23件	27件	27件	27件	20件	25件	18件	30件	24件	24件	30件	25件	21件	32件	24件	35件	19件	23件	30件
昭和43.4.27 48.10.5	宮古市の一部	3,158	24	20	17	20	16	15	10	8	7	13	15	6	12	16	8	14	15	13	14	14
昭和42.8.30	釜石市の一部	6,580	3	7	4	2	3	4	1	1	4	4	1	9	2	1	4	3	9	5	6	6

許可件数								
平成11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
14件	9件(注)	13件	9件	15件	12件	16件	11件	3件
12	10	3	3	3	4	1	6	5
8	3	0	2	1	1	1	5	3

2-9-10 指定防火対象物の現況（消防法第8条）

（平成22年3月31日現在）

業 態 別		数	
1	イ	劇場，映画館，演芸場，観覧場	94
	ロ	公会堂，集会場	1,420
2	イ	キャバレー，カフェー，ナイトクラブの類	6
	ロ	遊技場，ダンスホール	143
	ハ	風俗営業店舗	1
	ニ	個室型店舗等	29
3	イ	待合，料理店の類	52
	ロ	飲食店	1,092
4		百貨店，マーケット，その他の物品販売業を営む店舗又は展示場	1,987
5	イ	旅館，ホテル，宿泊所	1,018
	ロ	寄宿舎，下宿，共同住宅	12,163
6	イ	病院，診療所，助産所	856
	ロ	老人福祉施設，有料老人ホーム，救護施設，更生施設，児童福祉施設，身体障害者更生援護施設，精神薄弱者援護施設	1,439
	ハ	幼稚園，盲学校，聾学校，養護学校	217
7		小学校，中学校，高等学校，高等専門学校，大学，専修学校，各種学校の類	2,009
8		図書館，博物館，美術館の類	168
9	イ	公衆浴場のうち，蒸気浴場，熱気浴場の類	22
	ロ	イに掲げる公衆浴場以外の公衆浴場	68
10		車両の停車場，船舶又は航空機の発着場	57
11		神社，寺院，教会の類	653
12	イ	工場，作業場	6,448
	ロ	映画スタジオ，テレビスタジオ	8
13	イ	自動車車庫，駐車場	733
	ロ	航空機格納庫	6
14		倉庫	5,651
15		前各項に該当しない事業場	12,013
16	イ	(一)～(四)、(五)イ、(六)、(九)イが存する複合用途防火対象物	3,616
	ロ	上記以外の複合用途防火対象物	2,141
16の2		地下街	1
16の3		準地下街	0
17		重要文化財，重要民俗資料，史跡等の建造物	79
18		アーケード	18
合 計			54,208

2-10 交通施設安全確保計画
2-10-1 道路施設の現況

平成22年4月1日現在 (単位: Km)

道路種別	路線数	総延長	直用延長	未供用延長	実延長	実延長の内訳						実延長の内訳			道路種別内訳					
						改良・未改良内訳				路面別内訳		路面別内訳			道路延長	橋りょう		トンネル		
						改良済延長		未改良延長		舗装済延長	舗装率	未舗装道延長	数	延長		数	延長			
						車道	改良率	車道	改良率									うち自動車交通不能		
5.5m以上	改良率	6.5m未満含む	改良率																	
一般国道	国管理	4	549,982.0	4,800.0		545,182.0	544,669.0	99.9%	545,182.0	100.0%			545,182.0	100.0%		484,686.0	404.0	26,534.0	50.0	33,962.0
	県管理	16	1,347,477.0	113,683.4		1,233,793.6	1,181,392.5	95.8%	1,192,795.2	96.7%	40,998.4		1,216,405.8	98.6%	17,387.8	1,169,508.6	981.0	32,345.5	86.5	31,939.5
	計	19	1,897,459.0	118,483.4		1,778,975.6	1,726,061.5	97.0%	1,737,977.2	97.7%	40,998.4		1,761,587.8	99.0%	17,387.8	1,654,194.6	1,385.0	58,879.5	136.5	65,901.5
県道	主要地方道	50	1,413,223.8	66,065.1		1,347,158.7	1,122,871.8	83.4%	1,199,533.3	89.0%	147,625.4	16,481.0	1,227,980.0	91.2%	119,178.7	1,305,218.6	847.5	25,239.5	49.0	16,700.6
	一般県道	197	1,768,983.9	75,223.2	40,981.9	1,652,778.8	1,041,724.7	63.0%	1,306,995.2	79.1%	345,783.6	12,628.3	1,280,411.6	77.5%	372,367.2	1,621,572.9	914.0	28,656.7	14.0	2,549.2
	計	247	3,182,207.7	141,288.3	40,981.9	2,999,937.5	2,164,596.5	72.2%	2,506,528.5	83.6%	493,409.0	29,109.3	2,508,391.6	83.6%	491,545.9	2,926,791.5	1,761.5	53,896.2	63.0	19,249.8
国県道県道計	国管理	4	549,982.0	4,800.0		545,182.0	544,669.0	99.9%	545,182.0	100.0%			545,182.0	100.0%		484,686.0	404.0	26,534.0	50.0	33,962.0
	県管理	258	4,500,131.7	254,971.7	40,981.9	4,204,178.1	3,318,693.8	78.9%	3,671,205.1	87.3%	532,973.0	29,109.3	3,696,678.8	87.9%	507,499.3	4,066,947.7	2,728.5	86,041.1	149.5	51,189.3
	県管理	6	29,553.0			29,553.0	27,295.2	92.4%	28,118.6	95.1%	1,434.4		28,118.6	95.1%	1,434.4	29,352.4	14.0	200.6		
	計	266	5,079,666.7	259,771.7	40,981.9	4,778,913.1	3,890,658.0	81.4%	4,244,505.7	88.8%	534,407.4	29,109.3	4,269,979.4	89.4%	508,933.7	4,580,986.1	3,146.5	112,775.7	199.5	85,151.3
市町村道	一級	1,413	3,722,383.0	24,828.0	25,834.0	3,672,021.0	1,896,642.0	51.7%	3,278,077.0	89.3%	393,944.0	29,511.0	3,333,385.0	90.8%	338,636.0	3,630,566.0	1,799.0	38,899.0	10.0	2,566.0
	二級	1,833	3,396,239.0	15,387.0	7,669.0	3,373,183.0	761,846.0	22.6%	2,635,738.0	78.1%	737,445.0	78,883.0	2,721,852.0	80.7%	651,331.0	3,348,404.0	1,551.5	22,820.0	10.0	1,959.0
	小計	3,246	7,118,622.0	40,215.0	33,503.0	7,045,204.0	2,658,488.0	37.7%	5,913,815.0	83.9%	1,131,389.0	108,394.0	6,055,237.0	85.9%	989,967.0	6,978,960.0	3,350.5	61,719.0	20.0	4,525.0
	その他	50,182	21,450,186.0	154,270.0	125,261.0	21,170,655.0	2,098,254.0	9.9%	10,472,349.0	49.5%	10,698,306.0	2,578,272.0	9,811,004.0	46.3%	11,359,651.0	21,075,274.0	6,997.5	87,880.0	26.0	7,501.0
	計	53,428	28,568,808.0	194,485.0	158,764.0	28,215,859.0	4,756,742.0	16.9%	16,386,164.0	58.1%	11,829,695.0	2,686,666.0	15,866,241.0	56.2%	12,349,618.0	28,054,234.0	10,348.0	149,599.0	46.0	12,026.0
総計	53,694	33,648,474.7	454,256.7	199,745.9	32,994,772.1	8,647,400.0	26.2%	20,630,669.7	62.6%	12,364,102.4	2,715,776.3	20,136,220.4	61.0%	12,858,551.7	32,635,220.1	13,494.5	262,374.7	245.5	97,177.3	

4-2-42

2-10-2 隧道一覧表

平成23年4月1日現在

トンネル名	路線名	箇所	延長	車道 幅員	建築 限界高	竣工 年次	築掘覆工の別	路面舗装種別
			m	m	m			
小 繁	国道 4 号	二戸郡一戸町	145.0	6.5	4.5	S38	コンクリート 巻立	コンクリート 舗装
笹 日 子	"	"	611.0	7.0	4.7	S60	覆工	"
通 岡	国道 45 号 (高田道路)	陸前高田市～ 大船渡市	1,230.0	7.0	4.7	H19	"	"
笹 崎	国道 45 号 (大船渡三陸道路)	大船渡市	238.4	7.0	4.7	H9	"	"
明 神 前	"	"	1,129.0	7.0	4.7	H8	"	"
盛	"	"	221.0	7.0	4.7	H12	"	"
宇 津 野 沢	"	"	269.0	7.0	4.7	H9	"	"
権 現 堂 ト ン ネ ル	"	"	665.0	7.0	4.7	H13	"	"
新 三 陸	"	"	2,226.0	7.0	4.7	H4	"	"
三 陸	国道 45 号	"	476.0	5.0	4.5	S36	"	"
羅 生	"	"	566.0	6.5	4.5	S40	"	"
鉄 台	"	大船渡市～ 釜石市	2,305.0	6.5	4.5	S45	"	"
熊 の 木	"	釜石市	498.0	7.0	4.5	S47	"	"
小 白 浜	"	"	324.0	6.5	4.5	S46	"	"
石 塚	"	"	1,351.0	7.0	4.5	S44	"	"
嬉 石	"	"	138.0	6.5	4.5	S50	"	"
天 神	"	"	205.0	7.0	4.7	S62	"	"
鳥 谷 坂	"	"	1,350.0	7.0	4.5	S44	"	"
水 海	"	"	70.0	7.0	4.5	S44	"	"
古 廟 坂	"	釜石市～ 上閉伊郡大槌町	660.0	7.0	4.5	S43	"	"
城 山	"	上閉伊郡大槌町	932.0	7.0	4.7	H3	"	"
夏 本	"	"	122.0	7.0	4.7	H3	"	"
霜 ケ 沢	"	"	466.0	7.0	4.7	H3	"	"
吉 里 吉 里	"	"	407.0	7.0	4.5	S44	"	"
大 沢 第 一	"	"	169.0	7.0	4.5	S43	"	"
大 沢 第 二	"	"	91.0	7.0	4.5	S43	"	"
船 越	国道 45 号 (山田道路)	下閉伊郡山田町	1,288.0	7.0	4.7	H14	"	"
山 田	"	"	774.0	7.0	4.7	H14	"	"
官 古 第 一	国道 45 号	宮古市	120.0	7.0	4.5	S46	"	"
官 古 第 二	"	"	437.0	7.0	4.5	S46	"	"
官 古 第 三	"	"	388.0	7.0	4.5	S46	"	"
官 古 第 四	"	"	554.0	7.0	4.5	S46	"	"
田 老	"	"	618.0	7.0	4.5	S46	"	"
撰 待	"	"	288.0	7.0	4.5	S46	"	"
小 成	"	下閉伊郡岩泉町	75.0	7.0	4.5	S47	"	"
小 本	"	"	729.0	7.0	4.5	S46	"	"

資料編 2 災害予防計画

トンネル名	路線名	箇所	延長	車道 幅員	建築 限界高	竣工 年次	素掘り工の別	路面舗装種別
田野畑	"	下閉伊郡 田野畑村	130.0	7.0	4.5	S45	"	"
普代	"	下閉伊郡普代村	276.0	7.0	4.5	S46	"	"
長内	"	久慈市	553.0	7.0	4.7	S61	"	"
湊	"	"	563.0	7.0	4.5	H5	"	"
仙岩	国道 46 号	岩手郡雫石町	1,243.0	7.0	4.5	S51	"	"
川目	国道 106 号	盛岡市	234.5	6.0	4.7	S47	"	"
区界	"	宮古市 ～盛岡市	270.1	6.0	4.7	S50	"	アスファルト 舗装 コンクリート 舗装
境鼻	"	"	116.2	6.0	4.7	S46	"	"
落合	"	"	191.1	6.0	4.7	S46	"	"
三ツ石	"	宮古市	410.0	6.0	4.5	S49	"	"
巖岩	"	"	295.0	5.5	4.5	S47	"	"
大峠	"	"	458.0	6.0	4.5	S45	"	"
門馬	"	"	210.0	6.0	4.5	S48	"	アスファルト 舗装 コンクリート 舗装
西家第1	"	"	184.5	5.5	4.5	S49	"	"
西家第2	"	"	164.0	5.5	4.5	S47	"	"
箱石	"	"	273.0	5.5	4.5	S53	"	"
鈴久名	"	"	254.0	5.5	4.5	S53	"	"
法師渡	"	"	291.0	5.5	4.5	S53	"	"
蟹岡	"	"	158.0	5.5	4.5	S53	"	"
柏木	"	"	376.0	5.5	4.5	S53	"	"
川内	"	"	405.0	5.5	4.5	S53	"	"
下達曾部	"	"	997.0	6.0	4.5	S52	"	"
上達曾部	"	"	84.0	6.0	4.5	S50	"	"
小滝	"	"	246.0	6.0	4.5	S53	"	"
下平第一	"	"	196.2	7.0	4.5	H11	"	"
下平第二	"	"	635.0	7.0	4.5	H11	"	"
白石	国道 107 号	大船渡市～ 住田町	807.7	6.5	4.5	S42	"	"
大荒沢	"	和賀郡西和賀町	300.0	6.0	4.5	S37	"	"
川尻	"	"	110.0	5.5	4.5	S55	"	"
当楽	"	北上市～ 和賀郡西和賀町	214.0	6.0	4.5	S48	"	"
向山第1	"	和賀郡西和賀町	405.5	6.0	4.5	S51	"	"
向山第2	"	"	377.9	6.0	4.5	S51	"	"
柏里	"	気仙郡住田町	330.0	6.0	4.5	S45	"	"
杉名畑第1号	"	和賀郡西和賀町	279.0	6.5	4.5	H12	"	"
杉名畑第2号	"	"	252.0	6.5	4.5	H12	"	"
清水	"	気仙郡住田町	199.0	6.5	4.5	H11	"	"
尻跳	国道 281 号	久慈市	375.2	6.0	4.8	S49	"	"

トンネル名	路線名	箇所	延長	車道幅員	建築限界高	竣工年次	素掘覆工の別	路面舗装種別
山口	"	"	238.0	6.5	4.7	S58	"	"
鍛淵	"	"	76.0	6.5	4.5	S60	"	"
鯨滝	"	"	310.0	6.0	4.8	S53	"	"
城山	"	岩手郡岩手町	305.0	6.5	4.7	S59	"	アスファルト舗装
茅森	"	久慈市	190.0	6.5	4.5	S62	"	コンクリート舗装
沼袋	"	"	335.0	7.0	4.5	H16	"	"
九蔵坂	"	岩手郡葛巻町	328.0	6.5	4.5	H5	"	"
館市	国道 282 号	八幡平市	203.0	6.0	4.7	S51	"	アスファルト舗装
仙人	国道 283 号	釜石市～遠野市	2,499.0	5.1	4.5	S34	"	コンクリート舗装
中出	"	釜石市	28.0	5.5	4.5	S34	"	アスファルト舗装
大橋	"	"	252.0	5.5	4.5	S35	" , 一部素掘	"
甲子	国道 283 号 (仙人峠道路)	"	488.0	7.0	4.7	H18	覆工	コンクリート舗装
新仙人	"	釜石市～ 気仙郡住田町	4,492.0	7.0	4.7	H18	"	"
滝観洞	"	気仙郡住田町	2,996.0	7.0	4.7	H18	"	"
秋丸	"	気仙郡住田町 ～遠野市	1,130.0	7.0	4.7	H18	"	"
松野	国道 340 号	下閉伊郡岩泉町	152.0	6.5	4.5	S58	覆工, 一部素掘	"
雄鹿戸	"	宮古市 ～岩泉町	580.1	4.5	4.5	S10	"	アスファルト舗装
栗畑	"	下閉伊郡岩泉町	340.0	6.5	4.5	S61	覆工	コンクリート舗装
川代	"	"	80.0	6.5	4.7	H11	"	"
横道	"	"	287.0	6.5	4.7	H10	"	"
見内川	"	"	102.2	6.5	4.7	H13	"	"
堂道	"	宮古市	135.0	6.5	4.7	S57	吹付	"
つなぎ	"	"	218.0	6.5	4.7	S57	"	"
深戸	"	"	327.0	6.5	4.7	S60	覆工	"
川井	"	"	107.0	6.5	4.7	S61	"	"
刈屋	"	宮古市	103.0	6.5	4.5	S63	"	"
赤羽根	"	住田町～遠野市	1,998.0	6.0	4.7	H4	"	"
笹の田	国道 343 号	一関市	400.0	5.5	4.5	S48	"	アスファルト舗装
鎌峰	"	"	80.0	6.0	4.5	S55	"	コンクリート舗装
標示合	"	"	97.0	6.0	4.5	S55	"	"
上小黒山	"	陸前高田市	132.0	7.0	4.5	S57	"	"
黒森	"	"	96.5	7.0	4.5	S57	"	"
坂下	"	"	97.0	6.0	4.5	S53	"	"
梅木	"	"	105.0	6.5	4.5	S59	"	"
尼堤	"	"	244.0	7.0	4.7	H1	"	"
高山	"	"	81.0	6.0	4.7	S59	"	"
猿沢	"	一関市	494.0	6.5	4.7	H8	"	"

資料編 2 災害予防計画

トンネル名	路線名	箇所	延長	車道 幅員	建築 限界高	竣工 年次	素掘覆工の別	路面舗装種別
森ケ森	"	"	481.0	6.5	4.7	H6	"	"
小峠	国道396号	遠野市	995.0	6.5	4.7	H6	"	"
赤金	国道397号	奥州市	855.0	6.5	4.7	H2	"	"
古歌葉	"	"	361.0	6.5	4.7	H2	"	"
種山	"	住田町～奥州市	870.0	6.5	4.7	H2	"	"
大森山	"	奥州市	211.0	5.5	4.5	S51	"	"
栗木	"	気仙郡住田町	221.0	6.5	4.7	H3	"	"
ゆりあげ	"	"	465.0	6.5	4.7	H8	"	"
ささのほら	"	"	214.0	6.5	4.7	H8	"	"
胆沢	"	奥州市	601.0	6.5	4.7	H14	"	"
焼石東	"	"	200.0	6.5	4.7	H14	"	"
焼石西	"	"	280.0	6.5	4.7	H13	"	"
小股	"	気仙郡住田町	191.0	6.5	4.7	H14	"	"
岩谷	国道455号	下閉伊郡岩泉町	31.8	5.5	4.5	S23	"	アスファルト 舗装
三田貝	"	"	154.0	6.0	4.5	S57	"	コンクリート 舗装
思淵	"	"	109.0	6.0	4.5	S57	"	"
権現	"	"	112.0	6.0	4.5	S55	"	"
缺	"	"	333.0	6.0	4.5	S62	"	"
早坂	"	盛岡市～ 下閉伊郡岩泉町	3,115.0	6.5	4.7	H17	"	"
山伏	盛岡横手線	磐石町～ 和賀郡西和賀町	1,282.0	6.5	4.5	H9	覆工	コンクリート 舗装
湯田	"	和賀郡西和賀町	561.0	6.5	4.5	H12	"	"
小倉隧道	一戸山形線	一戸町～九戸村	288.0	4.0	4.3	S24	吹付	"
似鳥	二戸市線	二戸市	296.0	6.5	4.5	H12	覆工	"
高清水	"	"	198.1	6.5	4.5	H11	"	"
遠川	久慈岩泉線	久慈市	394.0	6.0	4.7	H8	"	"
白山第1	"	"	154.0	5.5	4.5	S53	"	"
白山第2	"	"	433.0	5.5	4.5	S53	"	"
白山第3	"	"	61.0	5.5	4.5	S53	"	"
滝	"	"	378.0	5.5	4.5	S48	"	"
山根	"	"	183.0	6.0	4.5	H3	"	"
下遠川	"	"	120.0	6.0	4.5	H6	"	"
石峠	"	下閉伊郡岩泉町	594.0	6.0	4.5	H8	"	"
安家清流	"	"	235.0	6.0	4.5	H15	"	"
安あおぞら	"	"	188.0	6.0	4.5	H15	"	"
下戸鎖1号	"	"	128.0	6.0	4.5	H13	"	"
下戸鎖2号	"	"	188.0	6.0	4.5	H14	"	"
八ヶ森	大船渡 綾里三陸線	大船渡市	260.0	5.5	4.8	S48	"	"

トンネル名	路線名	箇所	延長	車道 幅員	建築 限界高	竣工 年次	素掘覆工の別	路面舗装種別
狩水合足	"	"	400.0	6.0	4.7	S63	"	"
石浜	"	"	119.0	6.0	4.5	H8	"	"
篠ヶ崎	江刺室根線	一関市	85.0	6.0	4.5	H8	"	"
豊沢	花巻大曲線	花巻市	246.0	5.4	4.5	S35	"	"
中山1号	"	"	169.5	6.0	4.5	H4	"	"
中山2号	"	"	700.0	6.0	4.5	H8	"	"
小倉山 トンネル	"	花巻市～ 和賀郡西和賀町	1,765.0	6.0	4.5	H12	"	"
ひばさわ	"	和賀郡西和賀町	166.0	6.0	4.5	H12	"	"
新狭山	一関大東線	一関市	758.0	6.0	4.5	H10	"	"
折瓜	二戸九戸線	二戸市～九戸村	1,137.0	6.5	4.5	H13	"	"
江繁	紫波江繁線	宮古市	162.0	6.0	4.5	H14	"	"
宇別	葛巻日影線	二戸郡一戸町	150.0	6.0	4.5	H9	"	"
網取	上米内 湯沢線	盛岡市	107.5	5.5	5.0	S54	"	"
仁田山	大船渡広田 陸前高田線	陸前高田市	313.0	6.0	4.7	H10	"	"
猿沢	宮古岩泉線	下閉伊郡岩泉町	160.0	6.0	4.5	H6	"	"
戸呂町第1	戸呂米 軽線	久慈市	60.0	6.0	4.5	S61	"	"
戸呂町第2	"	"	93.0	6.0	4.5	S60	"	"
戸呂町第3	"	"	461.0	6.0	4.5	S61	"	"
戸呂町第4	"	"	147.0	6.0	4.5	S61	"	"
戸呂町第5	"	"	128.0	6.0	4.5	S61	"	"
大宮沢	"	九戸郡軽米町	978.0	6.5	4.5	H12	"	"
古田	盛岡大迫 東和井賀 岩泉平代 普代線	花巻市	290.0	6.0	4.5	H11	"	アスファルト 舗装
黒崎	"	下閉伊郡普代村	123.0	5.5	4.5	S48	"	"
太田名部	"	"	81.0	5.5	4.5	S48	"	"
普代浜	"	"	217.0	5.5	4.5	S51	"	"
平井賀	"	下閉伊郡 田野畑村	393.0	6.0	4.5	S51	"	"
大芦	"	"	409.0	5.5	4.5	S52	"	"
島ノ越	"	"	129.0	5.5	4.5	S47	"	"
弁天	"	"	218.5	5.5	4.5	S47	"	"
おみおし	"	"	575.0	5.5	4.5	S48	"	"
入畑	夏江油温泉 江釣子温 花巻温泉 郷線	北上市	250.0	5.5	4.5	S56	"	"
台	"	花巻市	115.0	6.5	4.5	H8	"	"
千歳	薄衣舞川線	一関市	263.0	6.5	4.5	H14	"	"
横道隧道	田野畑 岩泉線	下閉伊郡岩泉町	95.3	4.0	4.5	S29	"	"
滝ノ上	西生保内線	岩手郡磐石町	110.0	4.0	4.5	S46	覆工	コンクリート 舗装
鳥ヶ沢	水海大渡線	釜石市	295.5	3.5	3.8	S2	吹付	アスファルト 舗装
第2号	野田長内線	久慈市	90.4	3.5	4.5	S30	"	"

資料編 2 災害予防計画

トンネル名	路線名	箇所	延長	車道 幅員	建築 限界高	竣工 年次	素掘覆工の別	路面舗装種別
第 3 号	"	"	15.0	3.3	4.5	S30	"	"
舟 渡	"	"	129.0	5.5	4.5	H6	覆工	コンクリート 舗装
安家隧道	安家玉川線	九戸郡野田村	36.0	3.2	4.0	S31	吹付	アスファルト 舗装
小山田	宮古港線	宮古市	875.0	6.0	4.7	H4	覆工	コンクリート 舗装
安 渡	大槌小槌線	上閉伊郡大槌町	140.0	6.5	4.7	S44	"	"
中央公園	本 官 長 田 町 線	盛岡市	80.0	6.5	4.5	H18	"	アスファルト 舗装
須 麻 古	遠 野 東 和 自 転 車 道 線	遠野市	55.0	3.0	2.5	H14	"	"
両石	国道45号(釜 石山田道路)	釜石市	1,209.0	7.0	4.7	H20	覆工	コンクリート 舗装
恋の峠	国道45号(釜 石山田道路)	釜石市	343.0	7.0	4.7	H21	"	"
鶉住居第1	国道45号(釜 石山田道路)	釜石市	934.0	7.0	4.7	H21	"	"
岩泉長内	国道45号 (中野BP)	下閉伊郡岩泉町	301.0	7.0	4.7	H20	"	"
岩泉	国道45号 (中野BP)	下閉伊郡岩泉町	1,986.0	7.0	4.7	H22	"	"
大牛内	国道45号 (中野BP)	下閉伊郡岩泉町	345.0	7.0	4.7	H22	"	"
北山 (下り線)	国道455号	盛岡市	950.5	6.5	4.7	H21	"	"
北山 (上り線)	国道455号	盛岡市	923.5	6.5	4.7	H21	"	"
やすがさわ	花巻大曲線	和賀郡西和賀町	292.0	5.5	4.7	H18	"	"

2-10-3 障害物除去機械一覧表

平成23年4月1日現在

振興局等名	盛岡	岩手	花巻	北上	県南	一関	千厩	大船渡	遠野	釜石	宮古	岩泉	久慈	二戸	計
除雪トラック10t積	1							1			1		3	2	8
除雪トラック7t積	1	1	2	1	1	1	1					1	1	1	11
道路維持作業車	6		2	2	5	2	2	2	2	2	7	2	2	4	40
道路パトロール車	2	1	1	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	16
除雪グレーダ4.3m	2		1												3
除雪グレーダ4.0m	19	9	11	8	7	3	3	7	7	6	4	5	6	8	103
除雪グレーダ3.7m		1							2					1	4
除雪グレーダ3.1m		1													1
除雪トザ-19t		1		8											9
除雪トザ-16t	1	2							1		1	2	3		10
除雪トザ-13t	4	2	1	5	1			2	2		2	3	2	1	25
除雪トザ-12t															0
除雪トザ-11t						1							1	1	3
除雪トザ-9t										1					1
スノースーパー															0
ロータリー除雪車400ps		2		2						1		1	1		7
ロータリー除雪車300ps	4	3		1		1		1	1						11
ロータリー除雪車250ps	3	1	3	7	2	1					1	1	1		20
ロータリー除雪車200ps														2	2
ロータリー除雪車100ps							1	2	1						4
小型除雪機搭乗式等	11	7	7	12	11	4	2	1	10	2	4	3	8	14	96
合計	54	31	28	48	28	14	10	17	27	13	21	19	29	35	374

2-10-4 港湾における耐震強化岸壁整備計画
整備対象港湾一覧

平成22年4月1日現在

番号	港湾名	種別	管理者	所在地	備考
1	久慈港	重要港湾	岩手県	久慈市	
2	宮古港	〃	〃	宮古市	
3	釜石港	〃	〃	釜石市	整備済み
4	大船渡港	〃	〃	大船渡市	

2-10-5 漁港における耐震強化岸壁整備計画
整備対象漁港一覧

平成22年4月1日現在

番号	漁港名	種別	管理者	所在地	備考
1	大田名部漁港	第2種	岩手県	普代村	整備済み
2	田老漁港	〃	〃	宮古市	
3	白根漁港	〃	〃	大船渡市	整備済み
4	大船渡漁港	第3種	〃	大船渡市	

2-10-6 花巻空港消火救難活動に関する協定

花巻空港内の関係行政機関及び事業所等を有する団体（以下「協力団体」という。）は、花巻空港における航空機事故、火災その他の事故が発生し、又は発生するおそれがあるとき（以下「緊急事態」という。）の消火救難活動について、次のとおり協定を締結する。

（目 的）

第1条

この協定は、花巻空港における緊急事態に際し、協力団体が消火救難活動を円滑に実施することを目的とする。

（消火救難隊の設置及び組織）

第2条

前条の緊急事態に備えて、花巻空港内の協力団体の職員をもって構成する消火救難隊（以下「消火救難隊」という。）を設置する。

2 組織は、隊長に花巻空港事務所長を、副隊長に国土交通省東京航空局花巻空港出張所長、仙台航空測候所花巻空港出張所長、岩手県空港ターミナルビル株式会社代表取締役社長、日本通運株式会社盛岡総代理支店長並びに花巻空港事務所管理課長を充て、各班の編成は、別表1のとおりとする。

（隊長等の権限と任務）

第3条

隊長は、消火救難隊の指揮命令をとるほか、任務の一切を掌理する。

2 副隊長は、隊長を補佐し、隊長が不在の場合は、その任務を代行する。

3 班長は、隊長の命を受け、班員を指揮監督し、それぞれの任務達成に努めるとともに、その状況を記録整理するものとする。

4 班員は、班長のもとに担当の任務に従事するものとする。

5 各班の主な分担は、別表2のとおりとする。

（消火救難隊本部）

第4条

緊急事態には消火救難本部を設置し、隊長を本部長に副隊長を副本部長として機能させ情報収集、関係機関に対する情報提供等対外的な事項の対応にあたるものとする。

（緊急事態の発見情報の伝達）

第5条

緊急事態の第一発見者は、その状況等を直ちに花巻空港事務所に急報しなければならない。

2 緊急事態発生の際の警報は、館内非常放送で伝達するほか、有線、無線により緊急連絡系統図（別表3）により通報するものとする。

(班員の出動)

第6条

班員は、前項の警報があったときは、隊長が別に定める場合を除き、空港事務所側は空港消防隊待機室前、空港ターミナルビル側は除雪車庫前に集合するものとする。

(班員の表示)

第7条

班員は、消火救難活動に従事するときは、所定の腕章を着用しなければならない。

(基本的事項)

第8条

協力団体の長は、ランプバス所有者の中から、別表1の人数の班員を派遣するものとする。

なお、班長については、隊長が指名する。

- 2 協力団体の長は、消火救難活動の際に職員の増員派遣並びに活動に要する資器材の提供に協力するものとする。

(岩手県災害対策本部との関係)

第9条

岩手県災害対策本部（以下「県本部」という。）が設置されたときは、現地の消火救難隊本部は、県本部と連携をとり必要な措置を講ずるものとする。

(消火救難器材の整備)

第10条

班長は、緊急事態の発生に備え、その任務遂行に必要な器材等について定期的に点検するものとする。

(訓練)

第11条

消火救難隊は、隊長が別に定めるところにより、定期的に総合訓練又は部分訓練を実施するものとする。

(準用規定)

第12条

この協定は、花巻空港周辺において発生した緊急事態についても準用するものとする。

(その他)

第13条

隊長は、この協定を実施するための要領を、別に定めることができるものとし、その他必要な事項又は変更があるときは、その都度協議して実施するものとする。

この協定書は12部作成し、協力団体がそれぞれその1通を保有するものとする。

附 則 この協定書は、平成21年4月9日から実施する。

附 則 平成23年4月1日から一部改正する。

平成21年4月1日

協力団体構成員

岩手県花巻空港事務所 所長 日野利則

国土交通省東京航空局花巻空港出張所 所長 内木達夫

国土交通省仙台航空測候所花巻空港出張所 所長 高木宏行

岩手県空港ターミナルビル株式会社

代表取締役社長 阿部 健

日本通運株式会社盛岡総代理支店 支店長 白藤 啓

東邦航空株式会社花巻事業所 所長 菊池久美男

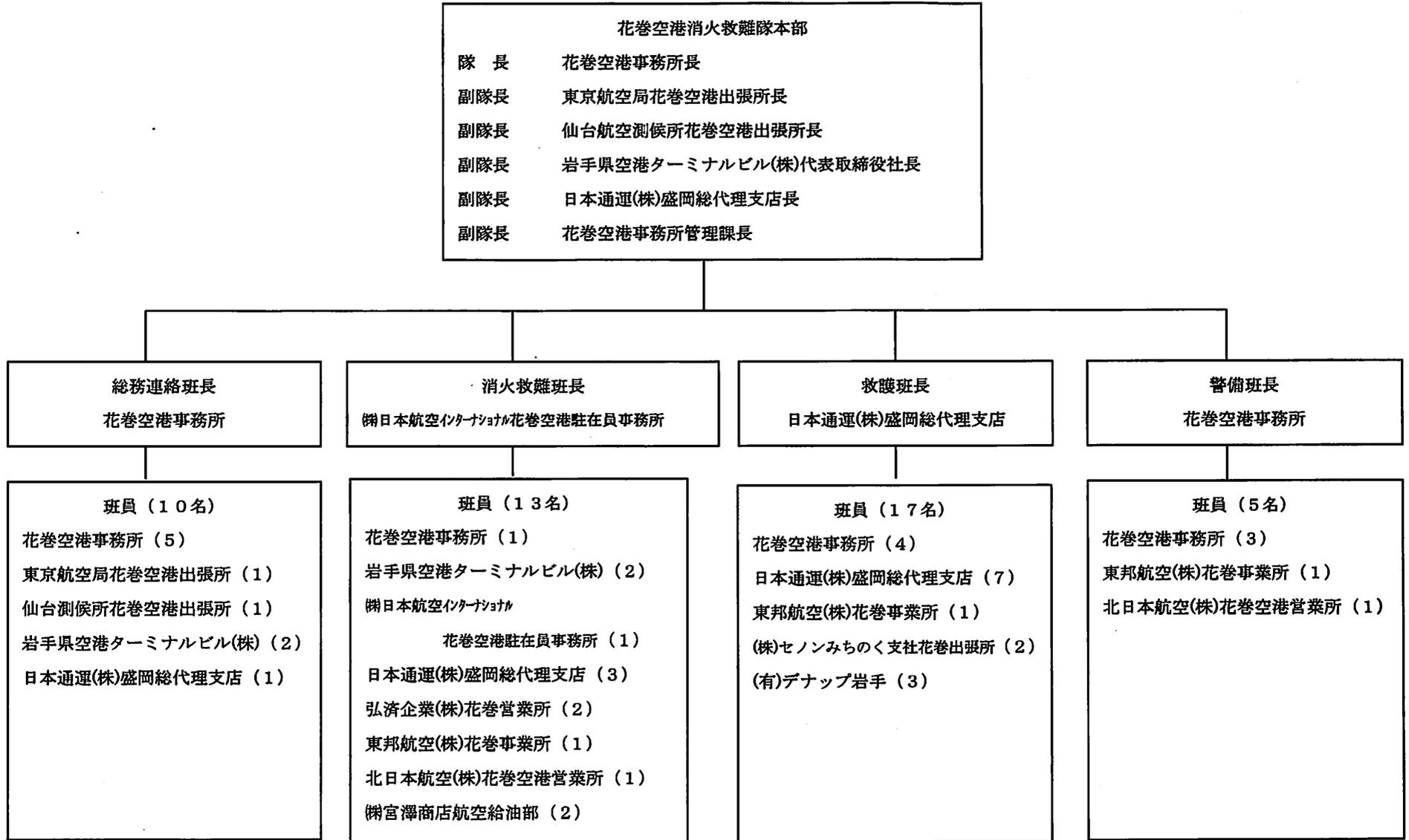
北日本航空株式会社花巻空港営業所 所長 藤原浩司

有限会社デナツプ岩手 社長 佐藤忠司

株式会社セノンみちのく支社花巻出張所 所長 豊嶋直人

弘済企業株式会社花巻営業所 所長 平賀俊夫

株式会社宮澤商店航空給油部 所長 千葉善広



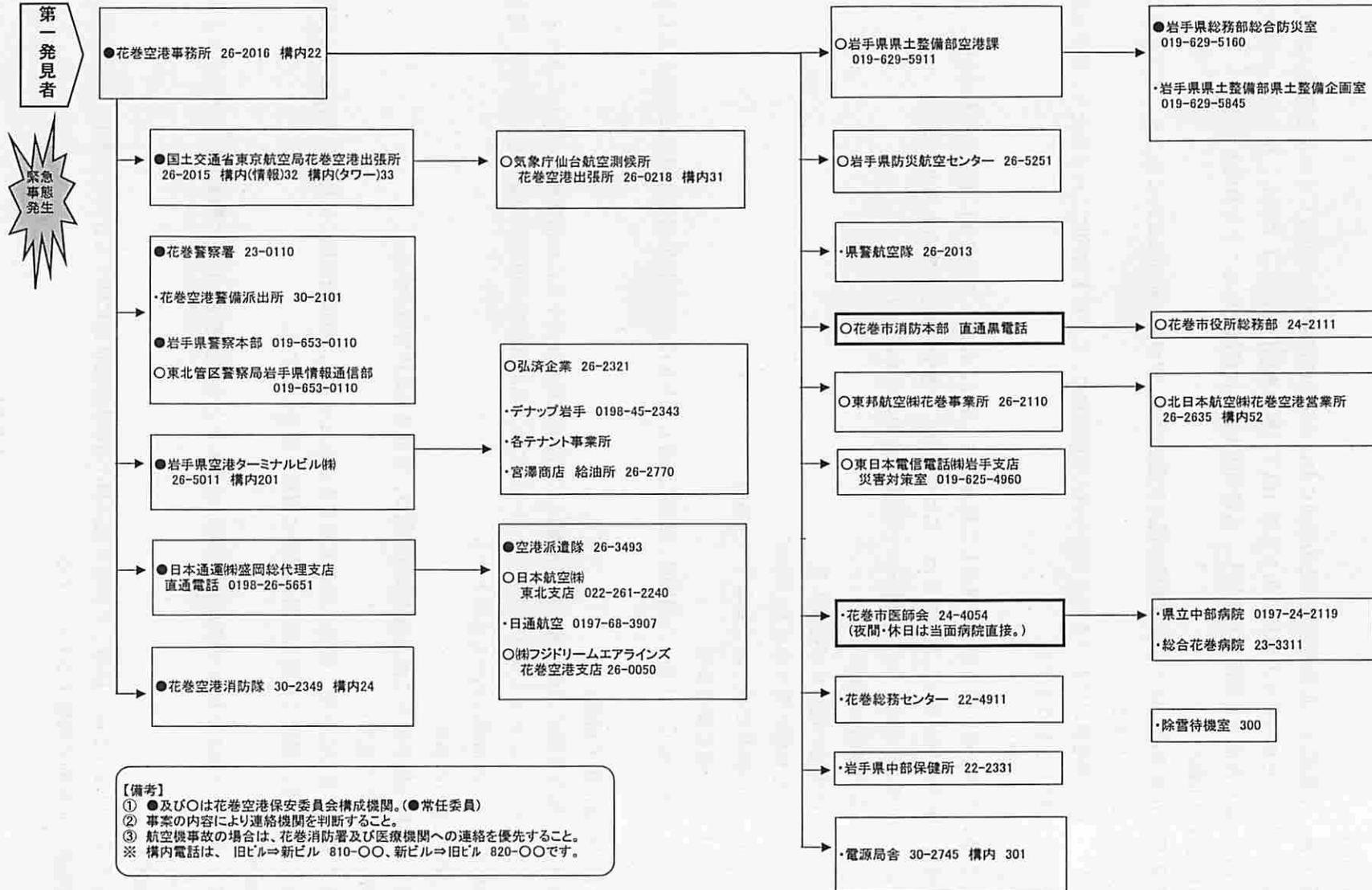
4-2-54

別表 2

花巻空港消火救難隊各班の主な分担内容

班 区 分	業 務 内 容	班 区 分	業 務 内 容
総務連絡班 班 長 花巻空港事務所	<ol style="list-style-type: none"> 1 指定伝達の内容を記録整理する。 2 受信、発信の内容を記録整理する。 3 遭難者や同家族の待合室をターミナルビル1F到着ロビーとする。 4 事故に関する情報を逐一整理し、消火救難隊本部に通報する。 5 空港関係のノータムを発行する。 6 各班と連絡調整を図り混乱の削減を図る。 7 業務遂行必需品の調達を取りまとめ手配する。 8 事故に関する記録、資料を調整する。 	救 護 班 班 長 日本通運(株) 盛岡総代理支店	<ol style="list-style-type: none"> 1 応急医療手当の場所（トリアージ地区、エアーテント）を設営する。 2 派遣医師等を応急医療手当の場所に誘導案内する 3 トリアージ区分の人数等を確認し消火救難本部に報告する。
消火救難班 班 長 ㈱日本航空インターナショナル 花巻空港駐在員事務所	<ol style="list-style-type: none"> 1 航空機火災の場合は空港内の化学消防車が第一義的に消火にあたるが、建物等の火災で初期消火の可能な場合に消火活動にあたる。 2 脱出した乗客の避難誘導、必要に応じ避難用バス等の手配を総務連絡班に依頼する。 (バスの依頼先：花巻観光バス、岩手県交通) 3 救出可能な負傷者を救護班と連絡をとり応急措置の場所に搬出する。 (救急車到着後は消防署員の指示に従う) 	警 備 班 班 長 花巻空港事務所	<ol style="list-style-type: none"> 1 制限区域内に消火救難関係者（警察、消防、医療機関）の入退場のためのゲート（入場は4番又は8番、退場は3番又は8番）の開閉にあたる。 2 空港利用者等の避難誘導を図り混乱を防止する。 3 事故現場の保全を図り、関係機関の事故調査に支障を来たすことのないよう配慮する。

花巻空港緊急連絡系統図



2-10-7 花巻空港及びその周辺における消火救難活動に関する協定

岩手県花巻空港事務所（以下「甲」という。）と花巻市（以下「乙」という。）は花巻空港及びその周辺における消火救難活動について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第 1 条 本協定は、花巻空港及びその周辺における航空機に関する火災若しくは花巻空港におけるその他の火災又はそれら発生の恐れのある事態（以下「緊急事態」という。）に際し、甲及び乙が緊密な協力の下に一貫した消火救難活動を実施し、被害の防止または軽減を図ることを目的とする。

（区分及び出動）

第 2 条 花巻空港における緊急事態の消火救難活動は、甲が第 1 次的にこれにあたり、乙は必要に応じて出動するものとする。

2 花巻空港周辺における緊急事態の消火救難活動は、乙が第 1 次的にこれにあたり、甲が必要に応じて出動するものとする。

（緊急事態の通報）

第 3 条 花巻空港に緊急事態が発生した場合には、甲は乙に対して速やかに通報するものとし、花巻空港周辺に緊急事態が発生した場合には、乙は甲に対して速やかに通報するものとする。

2 前項の通報は、次の事項について電話その他の方法により行う。

- (1) 緊急事態の種類
- (2) 航空機の種類及び搭乗人員
- (3) 緊急事態の発生場所及び時刻
- (4) 消防隊及び救急隊の到着すべき場所
- (5) その他必要な事項

3 通報に応じて出動した機関は、現場に到着したときは速やかに通報した機関に連絡するものとする。

（消火救難活動の指揮）

第 4 条 緊急事態の消火救難活動の指揮は、空港所在地の管轄する乙の消防機関がこれにあたる。ただし、空港用地内における緊急事態の発生については、乙の消防隊が現場に到着するまでの間、花巻空港事務所長がその指揮にあたるものとする。

（遺体安置所の場所）

第 5 条 航空機事故等に伴う遺体安置場所は、宮野目地区体育館とする。

（調査に対する協力）

第 6 条 甲及び乙が消火救難活動を実施するにあたっては、当該航空機の状態、現場における痕跡その他火災事故等の調査に必要な資料の保存に留意するものとする。

（通報）

第 7 条 甲又は乙が単独で消火救難活動に従事したときは、速やかにその顛末を相互に通報するものとする。

（訓練）

第 8 条 甲及び乙は、協議して緊急事態における消火救難活動に関する計画を立案し、総合訓練及び部分訓練を定期的実施するものとする。

(資料の交換等)

第 9 条 甲及び乙は、花巻空港に発着する航空機、花巻空港における諸施設、相互の消火機器、人員等
消火救難活動に必要な資料を交換するものとする。

2 甲の所有する空気ボンベ充填について乙は協力するものとする。

(協議)

第 10 条 この協定に定めるもののほか必要な事項は、甲及び乙が協議して定めるものとする。

(有効期間)

第 11 条 この協定の有効期間は、協定の締結の日から起算して1年間とする。ただし、この協定の有効
期間満了の日の1月前までに、甲乙いずれからも何ら意思表示がないときは、有効期間満了の日の
翌日から起算して1年間この協定は延長され、以降同様とする。

本協定を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

附 則 この協定書は、平成21年4月9日から実施する。

平成21年 4月 1日

甲 花巻空港事務所
所 長 日 野 利 則

乙 花 巻 市
市 長 大 石 満 雄

2-10-8 花巻空港医療救護活動に関する協定書

岩手県花巻空港事務所（以下「甲」という。）と社団法人花巻市医師会（以下「乙」という。）は、花巻空港及びその周辺において発生した航空機事故に対する医療救護活動について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、花巻空港及びその周辺において航空機事故が発生した場合又はその恐れがある場合に、甲乙協力の下に医療救護活動を適切に実施することを目的とする。

（要請）

第2条 甲は、花巻空港及びその周辺において航空機事故が発生した場合又はその恐れがある場合で、医療救護活動を実施する必要が生じたときは、乙に対しその内容を通報するとともに、医療救護要員派遣要請区分（以下「要請区分」という。）に応じ、医師及び看護師等の派遣又は待機の要請を行うものとする。

（医療救護要員の派遣及び待機）

第3条 乙は、前条の規定により甲から要請があった場合には、直ちに要請区分に応じた医療救護要員の派遣又は待機を行うものとする。

（医療救護要員の任務）

第4条 医療救護要員の任務は、次のとおりとする。

- (1) 被災者の選別
- (2) 傷病者に対する応急措置及び必要な医療処置
- (3) 医療機関への搬送の要否及び順位の設定
- (4) 死亡の確認

（医療資器材等の提供等）

第5条 甲は、乙が派遣する医療救護要員に対し、甲が保管管理している医療資器材等を提供するものとする。

- 2 毎年度、甲及び乙は、個々の医療器具の整合性を確認し、不具合がある場合は速やかに対処することを検討すること。

（消火救難訓練）

第6条 甲は、消火救難訓練を計画した場合には、乙に訓練内容を連絡するとともに、必要に応じ医師及び看護師等の参加を要請するものとする。

- 2 乙は、前項の規定により甲から消火救難訓練の参加要請があった場合には、これに協力するものとする。
- 3 甲は、乙に対して、消火救難訓練に使用する医療資器材等を提供するものとする。
- 4 甲は、乙が第2項の規定に基づき消火救難訓練に参加した場合には、所定の訓練謝金を支給するものとする。

（費用負担）

第7条 医療救護活動に係る費用については、別途協議するものとする。

（災害補償）

第8条 医師又は看護師等が医療救護活動又は訓練参加において二次災害を負った場合には、「空港救急

医療従事者傷害補償制度」に基づき処理するものとする。

(細則)

第9条 この協定を実施するために必要な事項については、別に定める。

第10条 この協定に定めのない事項、またはこの協定に関し疑義が生じた事項については、甲乙協議のうえ定めるものとする。

(有効期間)

第11条 この協定の有効期間は、協定の締結の日から起算して1年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の日の1月前までに、甲乙いずれからも何ら意思表示がないときは、有効期間満了の日の翌日から起算して1年間この協定は延長され、以降同様とする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者記名押印のうえ、各自その1通を保有する

附 則 この協定書は、平成21年4月9日から実施する。

平成21年 4月 1日

甲 花 巻 空 港 事 務 所
所 長 日 野 利 則

乙 社 団 法 人 花 巻 市 医 師 会
会 長 高 橋 康 文

2-10-9 花巻空港医療救護活動に関する協定書細目

花巻空港医療救護活動に関する協定書（平成21年4月1日締結）（以下「協定書」という。）第9条の規定に基づく細目は、次のとおりとする。

（医療救護要員派遣要請区分）

第1条 協定書第2条にいう医療救護要員派遣要請区分は、次のとおりとする。

待機要請：医療救護要員が医師会館又は自宅において待機を要する事態

派遣要請：現場救護所に派遣を要する事態

（報告書等の提出）

第2条 乙は、協定書第3条の規定に基づき、医療救護要員の派遣又は待機を行なった場合には、医療救護要員名簿（第1号様式）及び医療救護活動実施報告書（第2号様式）並びに医療品等使用報告書（第3号様式）を甲に提出するものとする。

2 乙は、協定書第6条第2項の規定に基づき消火救難訓練に参加した場合には、訓練参加者名簿（第4号様式）を甲に提出するものとする。

（費用負担）

第3条 甲は、協定書第7条に定める費用負担について、速やかに関係者による会議を招集し、協議するものとする。

2 乙は、会議の結果に基づき、甲を通じて、費用を負担すべき者に対して請求書（第5号様式）を提出するものとする。

（費用負担の内訳）

第4条 乙が請求する費用負担の内訳は、次のとおりとする。

(1) 医療救護要員の派遣又は待機に要した費用

(2) 医療救護要員が携行した医薬品等を使用した場合の実費

（有効期間）

第5条 この細目の有効期間は、細目の締結の日から起算して1年間とする。ただし、この細目の有効期間満了の日の1月前までに、甲乙いずれからも何ら意思表示がないときは、有効期間満了の日の翌日から起算して1年間この細目は延長され、以降同様とする。

本細目2通を作成し、甲乙両者記名押印のうえ、各自その1通を保有する

附 則 この協定書は、平成21年4月9日から実施する。

平成21年 4月 1日

甲 花巻空港事務所
所長 日野利則

乙 社団法人花巻市医師会
会長 高橋康文

第2号様式

平成 年 月 日

花巻空港管理事務所長 殿

社団法人

医師会

会 長

印

医 療 救 護 活 動 実 施 報 告 書

出動日数 平成 年 月 日 時～ 月 日 時

要請区分 派遣要請・待機要請

活動場所

活動状況

出動医療救護要員数 医師 名 看護婦等 名 事務職員 名

4-2-63

資料編 2 災害予防計画

第4号様式

平成 年 月 日

花巻空港管理事務所長 殿

社団法人 医師会
会 長 印

訓 練 参 加 者 名 簿

訓練実施日時 年 月 日 時 分 ~ 月 日 時 分

訓練内容

職 種	氏 名	所属医療機関	住 所

第5号様式

平成 年 月 日

請 求 書

殿

社 団 法 人 医 師 会
会 長 印

請求金額 円

ただし、航空機事故の医療救護活動に対する費用負担として、上記のとおり請求
します。

なお、内訳は別紙のとおりです。

平成 年 月 日

1 医療救護要員の派遣又は待機に要した費用

社団法人 医師会
会 長 印

職 種	氏 名	所 属 医 療 機 関	金 額	摘 要

（注）本様式に代えて、別途の様式を用いても差し支えない。

平成 年 月 日

2 医療救護要員が携行した医療品等を使用した場合の実費

社団法人 医師会
会 長 印

品 名	規 格	数 量	薬 価 等		摘 要
			単 価	金 額	

（注）本様式に代えて，別途の様式を用いても差し支えない。

所属医療機関名

氏 名

2-10-10 花巻空港消防車両一覧

空港化学消防車	3 台
救難資器材搬送車	1 台
医療資器材搬送車	1 台

2-10-11 花巻空港除雪車両等一覧

ロータリー車	3 台
スノープラウ (10 t)	5 台
スノープラウ (7 t)	1 台
スノープラウ (4 t)	1 台
スノースイーパー	4 台
タイヤ・ドーザ	1 台
融雪剤散布車	3 台
連続式摩擦係数測定車	2 台

2-11 ライフライン施設等安全確保計画

2-11-1 下水道施設の現況及び整備計画

(流域下水道)

(平成22年度末)

流域名	処理区名	事業 着手 年度	処理 開始 年度	事業認可					22年度末整備状況				
				処理面積 (ha)	処理人口 (人)	管渠 (km)	処理場能力 (千 m^3 日最大)	ポンプ場 (箇所数)	処理面積 (ha)	処理人口 (人)	管渠 (km)	処理場能力 (千 m^3 日最大)	ポンプ場 (箇所数)
	計			16,708	527.1	146.6	298.8	12	12,134	431.6	140.4	239.0	11
北上川 上流	都南処理区	S49	S55	8,738	341.2	83.2	195.6	8	6,048	271.8	78.2	175.2	7
	花北処理区	S54	S62	5,414	130.2	42.7	68.4	2	4,120	110.7	42.7	41.1	2
	胆江処理区	S61	H4	2,556	55.7	20.7	34.8	2	1,966	49.1	19.5	22.7	2
磐井川	一関処理区	S57	H2	1,250	37.0	8.9	17.3	1	870	27.2	8.9	13.4	1

(公共下水道)

(平成21年度末)

市町村名	処理区名	事業着手年度	処理開始年度	事業認可					21年度未整備状況				
				処理面積 (ha)	処理人口 (人)	管渠(分流汚水) (km)	処理場能力 (千 m^3 日最大)	ポンプ場 (箇所数)	処理面積 (ha)	処理人口 (人)	管渠(分流汚水) (km)※	処理場能力 (千 m^3 日最大)	ポンプ場 (箇所数)
盛岡市	計			5,430	259,380	124.5	24.6	12	4,727.6	252,996	960.0	24.6	9
	中川原処理区	S28	S39	651	37,970	11.9	24.6	雨3	623.7	40,505	77.3	24.6	雨3
	都南処理区	S49	S54	4,779	221,410	112.6	—	汚4, 雨5	4,103.9	212,491	882.7	—	汚4, 雨2
宮古市	計			1,056	40,940	37.3	22.5	2	1,009.8	36,756	215.0	16.3	2
	宮古処理区	S52	S63	982	34,400	35.6	20.2	汚2	942.3	33,947	195.1	15.2	汚2
	田老処理区	H6	H12	74	6,540	1.7	2.3		67.5	2,809	19.9	1.1	
大船渡市	大船渡処理区	H3	H6	666	15,320	15.5	9.6		381.3	1,173	85.2	6.4	
花巻市	計			3,249	69,180	83	8	2	2,117.7	59,499	485	4.4	2
	花北処理区	S54	H元	2,896	60,980	65.3	2.6	雨1	1,839.4	53,278	393.1	—	雨1
	大迫処理区	H5	H10	175	4,300	8.5	2.5		143.9	3,232	40.4	2.5	
	東和処理区	H5	H12	178	3,900	9.2	2.8	汚1	134.4	2,989	51.5	1.9	汚1
北上市	花北処理区	S54	S61	2,803	72,370	71.2	—		2,167.7	56,665	376.5	—	
久慈市	久慈処理区	S57	H3	650	16,850	17.5	9.4	雨1	428.0	11,934	93.8	3.4	雨1
遠野市	計			565	11,700	14.4	6.5		455.7	12,119	105.3	4.8	
	遠野処理区	H2	H8	508	10,200	12.3	5.6		399.3	10,637	85.4	4.2	
	宮守処理区	H7	H13	57	1,500	2.1	0.9		56.4	1,482	19.9	0.6	
一関市	計			1,697	49,460	45.9	8.1		1,267.4	36,242	286.8	4.6	
	一関処理区	S56	H元	1,006	33,200	22.6	—		702.0	23,904	146.1	—	
	花泉処理区	H3	H7	147	4,470	4.8	2.0		113.0	3,429	31.2	1.0	
	摺沢処理区	H6	H13	90	2,170	2.2	1.4		89.6	2,110	25.2	1.3	
	大原処理区	H13	H17	66	1,900	2.4	0.8		62.6	1,614	17.3	0.6	
	千厩処理区	H13		61	1,790	3.0	1.0		0.0	0	3.8		
	東山処理区	H6	H12	272	4,800	9.9	2.4		245.2	4,248	53.1	1.1	
川崎処理区	H11	H19	55	1,130	1.0	0.6		55.0	937	10.1	0.6		
陸前高田市	高田処理区	H4	H10	364	9,500	9.5	4.7	汚2, 雨2	303.6	7,499	61.7	2.8	汚2, 雨2
釜石市	計			705	27,400	18.7	21.9	5	530.3	22,986	124.3	15.2	5
	大平処理区	S32	S53	667	25,000	18.1	20.4	汚3, 雨2	504.2	21,344	117.1	14.5	汚3, 雨2
	上平田処理区	S53	S54	38	2,400	0.6	1.5		26.1	1,642	7.2	0.7	
二戸市	計			592	13,040	20.9	7.6	2	376.8	10,044	68.8	5.1	2
	二戸処理区	H6	H12	448	10,390	14.7	6.5	汚2	290.8	8,221	49.1	4.4	汚2

4-2-71

	荷渡処理区	H8	H10	79	1,650	3.6	0.7		78.0	1,645	15.8	0.4	
	浄法寺処理区	H19		65	1,000	2.6	0.3		8.0	178	3.9	0.3	
八幡平市	計			412	9,140	17.7	4.3		315.0	7,821	61.8	3.1	
	西根処理区	H9	H15	359	7,570	16.2	3.6		262.0	6,282	48.4	2.4	
	安代処理区	H14	H18	53	1,570	1.5	0.7		53.0	1,539	13.4	0.7	
奥州市	計			1,971	53,040	42.5	4.0		1,666.5	47,314	338.2	3.0	
	胆江処理区	S61	H4	1,712	46,090	37.4	—		1,441.2	41,552	284.5	—	
	前沢処理区	H5	H10	259	6,950	5.1	4.0		225.3	5,762	53.7	3.0	
磐石町	都南処理区	S54	S63	699	10,300	28.1	—	汚1	538.5	9,071	100.3	—	汚1
岩手町	岩手処理区	H7	H13	262	4,990	11.5	3.0	汚1	146.2	4,303	28.2	3.0	汚1
滝沢村	都南処理区	S53	S57	725	34,310	21.9	—		645.7	29,920	163.7	—	
紫波町	紫波処理区	S53	S61	732	21,100	20.3	9.2	雨1	600.0	18,356	112.8	9.2	雨1
矢巾町	都南処理区	S52	S59	829	22,300	19.9	—		691.9	18,475	138.3	—	
西和賀町	計			196	5,200	18.4	3.9		196.0	4,810	77.0	3.9	
	湯田処理区	H8	H14	98	2,200	5.7	2.5		98.0	2,265	30.3	2.5	
	沢内処理区	H8	H14	98	3,000	12.7	1.4		98.0	2,545	46.7	1.4	
金ヶ崎町	胆江処理区	S62	H5	685	7,180	16.7	—	汚1	525.0	7,551	90.0	—	汚1
平泉町	一関処理区	S58	H7	243	3,810	4.4	—		160.7	2,923	28.6	—	
住田町	住田処理区	H9	H14	89	2,200	2.9	1.1		89.0	1,960	20.6	1.1	
大槌町	大槌処理区	H4	H11	208	10,920	8.1	5.4	雨3	133.1	7,055	37.0	2.3	雨3
山田町	計			238	7,160	7.4	3.7	2	162.2	1,764	27.5	1.3	1
	船越処理区	H6	H12	162	4,040	3.1	2.1	汚1	162.2	1,764	16.6	1.3	汚1
	山田処理区	H15		76	3,120	4.3	1.6	汚1	0.0	0	10.9		
岩泉町	岩泉処理区	H4	H11	109	3,000	2.1	2.4		97.2	2,880	23.8	1.5	
田野畑村	田野畑処理区	H11	H19	32	700	6.9	0.5		32.0	435	6.7	0.5	
軽米町	軽米処理区	H9	H17	103	2,970	2.8	2.0		74.9	2,302	16.6	1.3	
野田村	野田処理区	H7	H13	111	2,430	2.9	1.2		80.6	1,975	17.1	1.0	
九戸村	九戸処理区	H5	H11	85	2,900	6.5	1.2		84.0	2,874	27.3	1.2	
洋野町	計			222	6,530	5.1	3.5	1	173.4	5,330	46.0	2.1	1
	種市処理区	H10	H17	153	4,030	3.9	2.1		104.2	3,007	25.4	1.4	
	大野処理区	H6	H13	69	2,500	1.2	1.4	汚1	69.2	2,323	20.6	0.7	汚1
一戸町	一戸処理区	H7	H14	249	5,200	7.6	3.1	汚1	175.5	3,938	37.4	1.6	汚1
県計				25,977	800,520	712.1	171.1	37	20,353.3	688,970	4,261.3	123.7	33

※管渠延長について、事業認可では法で定める主要な管渠のみ計上しているが、整備状況では全ての管渠を計上している。

(都市下水路)

市町村名	都市下水路名	計画決定延長 (m)	集水面積 (ha)	施工済延長 (m)	施工年度	備考
宮古市	磯 鶏	1,190	43	1,190	S51~S57	(指) S51.3.1
	板 屋	910	21	910	S56~S61	(指) S56.9.9
大船渡市	桜 場	2,510	504	1,645	S33~S56	(指) S52.2.25
	新 田	2,281	190	2,281	S33~H4	(指) S52.2.25
	盛 東 部	1,350	45	1,332	S57~S63	(指) S57.6.11
花巻市	籠 堰	681	40	681	S37~S38	(指) S37.7.7
	大 堰 川	800	492	790	S46~S48	(指) S45.8.26
	旧 後 川	1,139	152	1,139	S47~S51	(指) S45.8.26
	滝ノ沢川	1,640	256	604	S52~S54	(指) S51.10.15
	新 川	1,180	51	1,174	S53~S55	(指) S52.10.7
	直 町	1,248	54	1,248	S53~H4	(指) S53.3.13
	好 地	921	38	921	S56~S60	(指) S56.11.30
久慈市	中部 8 号	925	84	470	S58~S62	(指) S58.1.11
陸前高田市	長 砂	460	63	460	S38~S39	(指) S38.8.3
釜石市	鶴 住 居	720	56	720	S50~S57	(指) S50.2.7
奥州市	原 中	2,728	117	2,728	S40~S48	(指) S51.3.1
山田町	境 田	469	31	407	S58~H2	(指) S58.11.22
岩泉町	小 本	274	52	274	S60~S62	(指) S60.12.20
計	18 ケ 所	21,426	2,289	18,974		

公共下水道の雨水幹線に転用したものは除く。

(特定公共下水道)

(平成22年度末)

市町村名	処理区名	事業着手年度	処理開始年度	事業認可		22年度未整備状況	
				処理面積 (ha)	処理水量 (千m ³ /日)	処理面積 (ha)	処理水量 (千m ³ /日)
北上市	北上工業団地	S46	S59	173.0	27.0	163.0	27.0

2-12 危険物施設等安全確保計画

2-12-1 化学消火薬剤備蓄状況

(22.4.1現在)

種別 市町村名等	合計		化学消火薬剤種別								
	ア～オ	カ～ケ	たん白系		合成界面活性剤 ウ(kl)	水成膜泡消火薬剤 (低発泡) エ(kl)	水溶性液体用泡消火薬剤 (耐アルコール用) オ(kg)	粉末(kg)			
			3%型 ア	6% イ				第1種カ	第2種キ	第3種ク	第4種ケ
盛岡地区広域消防組合	5.16		0.50	1.68	1.02	1.88	0.08				
花巻市	1.30					1.30					
北上地区消防組合	4.16					3.80	0.36				
奥州金ヶ崎行政事務組合	1.06		0.02		0.38	0.66					
一関市	4.20				2.86	1.02	0.32				
大船渡地区消防組合	1.74		0.16	0.02	0.94	0.44	0.18				
陸前高田市	0.22				0.10	0.06	0.06				
遠野市	0.60				0.60						
釜石大槌地区行政事務組合	4.60		0.76		3.54		0.30				
宮古地区広域行政組合	3.01				1.47	1.54					
久慈広域連合	4.00		1.80		1.40	0.80					
二戸地区広域行政事務組合	0.46				0.46						
大槌町	0.94		0.02		0.92						
山田町	1.24				1.08	0.16					
県計	32.69		3.26	1.70	14.77	11.66	1.30	0.00	0.00	0.00	0.00

4-2-75

2-13 水害予防計画

2-13-1 河川改修の状況

(平成23年4月1日現在)

改修区分 施行区分	指定延長	要改修延長	改修延長	進捗率
国土交通省直轄工事 (北上川)	291.5km	272.1km	126.7km	46.6%
県工事	2,828.9km	1,430.0km	684.9km	47.9%

2-13-2 ダムの現況 (国土交通省所管分)

(平成23年4月1日現在)

ダム名	水系名	河川名	位置	ダム諸元				貯水池		貯水容量		目的	工期	事業費	事主体
				堤高	堤頂長	堤体積	型式	集水面積	湛水面積	総量	有効量				
				m	m	千m ³		km ²	km ²	千m ³	千m ³			億円	
石淵ダム	北上川	胆沢川	奥州市 (胆沢区)	53.0	345.0	442.5	表面遮水版型 ロックフィル ダム	154.0	1.1	16,150	11,960	治水300m ³ /S 発電 (1) 14,600KW (2) 6,200KW かんがい16m ³ /S	実調 昭20以前 建設 昭21~28	13.3	国
田瀬ダム	"	猿ヶ石川	花巻市 (東和町)	81.5	320.0	420.0	重力式 コンクリート ダム	740.0	6.0	146,500	101,800	治水2,200m ³ /S 発電 27,000KW かんがい9m ³ /S	実調 昭15以前 建設 昭16~19 昭25~29	31.5	国
湯田ダム	"	和賀川	西和賀町	89.5	264.9	379.9	アーチ重力式 コンクリート ダム	583.0	6.3	114,160	93,710	治水1,800m ³ /S 発電 (1) 37,600KW (2) 15,500KW かんがい8m ³ /S	実調 昭28~31 建設 昭32~40	146.5	国
四十四田 ダム	"	北上川	盛岡市	50.0	480.0	382.2	重力式 コンクリート アース 複合ダム	1,196.0	3.9	47,100	35,500	治水650m ³ /S 発電15,100KW	実調 昭35~36 建設 昭37~43	66.8	国
御所ダム	"	雫石川	"	52.5	327.0	1,200.0	中央コア型 ロックフィル ・重力式 コンクリート 複合ダム	635.0	6.4	65,000	45,000	治水1,250m ³ /S 発電13,000KW 水道用水 64,800m ³ /日	実調 昭42~43 建設 昭44~56	488.8	国
遠野ダム	"	米内川	遠野市	26.5	181.5	30.6	重力式 コンクリート ダム	29.6	0.12	1,030	920	治水160m ³ /S	昭28~32	2.4	県
滝ダム	久慈川	長内川	久慈市	70.0	187.0	220.0	"	152.6	0.34	7,600	6,000	治水400m ³ /S 発電450KW	実調 昭44~46 建設 昭47~57	145.8	県

4-2-77

ダム名	水系名	河川名	位置	ダム諸元				貯水池		貯水容量		目的	工期	事業費	事主体
				堤高	堤頂長	堤体積	型式	集水面積	湛水面積	総量	有効量				
網取ダム	北上川	中津川	盛岡市	59.0	247.0	201.0	〃	83.0	0.79	15,000	13,300	治水610m ³ /S 管理用発電 200KW 水道用水 32,000m ³ /日	実調 昭47~48 建設 昭49~57	158.3	県
入畑ダム	〃	夏油川	北上市	80.0	233.0	292.0	〃	38.0	0.63	15,400	13,900	治水360m ³ /S 発電2,100KW 水道用水 38,000m ³ /日 工業用水 52,000m ³ /日	実調 昭49~51 建設 昭52~平2	194.0	県
日向ダム	甲子川	小川川	釜石市	56.5	290.0	241.2	〃	22.0	0.29	5,700	5,000	治水310m ³ /S 管理用発電40KW	実調 昭56~57 建設 昭58~平9	267.9	県
早池峰 ダム	北上川	稗貫川	花巻市	73.5	333.0	333.0	〃	75.1	0.86	17,250	15,750	治水280m ³ /S 発電1,400KW 水道用水 1,000m ³ /日 工業用水 21,600m ³ /日	実調 昭57~61 建設 昭62~平12	368	県
綾里川 ダム	綾里川	綾里川	大船渡 市	43.0	154.0	70.2	〃	1.6	0.03	486	445	治水13m ³ /S 水道用水 500m ³ /日	実調 昭61~平2 建設 平3~12	85	県
鷹生 ダム	盛川	鷹生川	大船渡 市	77.0	322.0	328.0	〃	17.0	0.39	9,680	9,000	治水300m ³ /S 水道用水 4,630m ³ /日	実調 昭60~63 建設 平元~18	324	県
遠野第二 ダム	北上川	来内川	遠野市	23.1	87.5	20.0	〃	33.5	0.08	248	221	治水90m ³ /S	建設 平2~22	119	県

2-13-3 河川総合開発事業調

(平成23年4月1日現在)

事業種別	事業名	事業概要	施行箇所	施行年度	防災上の効果
多目的ダム	胆沢ダム	中央コア型ロックフィル ダム 堤頂標高 364.0 m 堤高 132.0 m 堤頂長 723.0 m 堤頂幅 12.0 m 堤体積 13,500,000 m ³	奥州市 胆沢区 若柳	調査 昭58~62 建設 昭63~	洪水調節容量 51,000,000m ³ 堆砂容量 11,000,000m ³
〃	築川ダム	型式重力式コンクリート ダム 堤頂標高 301.2 m 堤高 77.2 m 堤頂長 241.0 m 堤頂巾 5.0 m 堤体積 207,000 m ³	盛岡市 川目	調査(実施) 昭62~平3 建設 平4~	洪水調節容量 11,700,000m ³ 堆砂容量 2,400,000m ³
〃	津付ダム	型式重力式コンクリート ダム 堤頂標高 342.6 m 堤高 48.6 m 堤頂長 165.0 m 堤頂巾 5.0 m 堤体積 105,000 m ³	住田町 津付	調査(実施) 昭56~平11 建設 平12~	洪水調節容量 5,350,000m ³ 堆砂容量 250,000m ³

2-13-4 砂防事業の実施状況

(平成21年4月1日現在)

所管別	事業主体	現状 (平17末)	岩手県地震防災 緊急事業五箇年計画		施行実績		摘要
			計画 年次	計画概要	計画 年次	実績概要	
国土 交通省	県	概成溪流 217 溪流	平18 ～ 平22	概成溪流 12 溪流	平18	概成溪流 12 溪流	

2-13-5 砂防指定地及び砂防施設市町村別一覧

(平成21年4月1日現在)

振興局等	市町村	指定 地数	砂防施設		振興局等	市町村	指定 地数	砂防施設	
			えん堤工	溪流保全工				えん堤工	溪流保全工
盛岡	盛岡市	13	15	0	遠野	遠野市	76	81	13
	旧盛岡市	11	13	0		旧遠野市	62	67	12
	旧玉山村	2	2	0		旧宮守村	14	14	1
	磐石町	29	26	3		計	76	81	13
	滝沢村	2	2	0	釜石	釜石市	65	51	12
	紫波町	7	8	1		大槌町	22	17	3
	矢巾町	1	1	0		計	87	68	15
	小計	52	52	4	宮古	宮古市	47	42	3
	葛巻町	15	14	2		旧宮古市	29	26	0
	岩手町	2	2	0		旧田老町	10	9	2
	八幡平市	46	38	6		旧新里村	8	7	1
	旧西根町	4	5	0		山田町	18	19	2
	旧松尾村	13	10	3		川井村	15	15	1
旧安代町	29	23	3	小計		80	76	6	
計	63	54	8	岩泉 土木 事務所		岩泉町	44	34	3
盛岡管内 合計	115	106	12		田野畑村	16	9	2	
花巻	花巻市	46	39	10	計	60	43	5	
	旧花巻市	18	19	2	宮古管内 合計	140	119	11	
	旧大迫町	23	16	7	久慈	久慈市	51	28	8
	旧石鳥谷町	4	3	1		旧久慈市	30	20	6
	旧東和町	1	1	0		旧山形村	21	8	2
計	46	39	10	普代村		3	3	0	
北上	北上市	17	12	1		洋野町	4	3	0
	西和賀町	45	48	5		旧種市町	3	2	0
	旧湯田町	20	17	3		旧大野村	1	1	0
	旧沢内村	25	31	2		野田村	3	2	0
	計	62	60	6	計	61	36	8	
水沢	奥州市	30	20	8	二戸	二戸市	6	9	0
	旧水沢市	1	1	0		旧二戸市	4	4	0
	旧江刺市	23	15	6		旧浄法寺町	2	5	0
	旧前沢町	2	1	2		軽米町	2	2	0
	旧胆沢町	1	0	0		九戸村	10	8	2
	旧衣川村	3	3	0		一戸町	13	17	1
	金ヶ崎町	16	13	2		計	31	36	3
	計	46	33	10		計	805	695	97
一関	計※1	34	35	3	※1:旧一関市・平泉町・旧花泉町の合計 ※2:新一関市の合計 ※3:旧大東町・藤沢町・旧千厩町 ・旧東山町・旧室根村・旧川崎村の合計				
	平泉町	2	3	0					
	一関市※2	67	53	8					
	旧一関市	28	28	2					
	旧花泉町	4	4	1					
小計	32	32	3						
千厩	旧大東町	14	8	2					
	旧千厩町	2	0	0					
	旧東山町	8	8	1					
	旧室根村	3	1	1					
	旧川崎村	8	4	1					
	小計	35	21	5					
大船渡	藤沢町	7	7	0					
	計※3	42	28	5					
	大船渡市	37	31	1					
	陸前高田市	16	13	0					
大船渡	住田町	12	10	0					
	計	65	54	1					

2-13-6 砂防事業現況調

(平成21年4月1日現在)

対策区分 施行区分	概成 溪流数	えん堤工	床固・帯工	山腹工	溪流保全工
国土交通省直轄工事	8 溪流	15 基	床固 7 基		
県工事	221 溪流	640 基	55 基	8 箇所	96.8 km

2-13-7 農地関係水害防止施設事業調

(平成17年4月1日現在)

事業名	施行箇所	全体計画	施行年度	平成13年度 までの進捗	防災上の効果
防災ダム					
衣川	胆沢郡 衣川村	箇所 ダム 5	昭25～平9	完 成 5	減産防止 (米) 1,169t 被害防止額 (年平均) 1,093,381千円
御所	岩手郡 雫石町	" 3	昭25～44	完 成 3	" 468t " 88,818千円
荒沢	岩手郡 安代町	" 3	昭27～平11	完 成 3	" 180t " 578,811千円
雪谷川	九戸郡 軽米町	" 1	昭42～52	完 成 1	" 72t " 33,755千円
矢櫃	岩手郡 雫石町	" 1	昭45～57	完 成 1	" " 27,048千円
煙山	紫波郡 矢巾町	" 1	昭39～42	完 成 1	" 350t " 48,725千円
根石	二戸郡 安代町	" 1	昭60～平12	完 成 1	" 111,814千円
千貫石	胆沢郡 金ヶ崎町	" 1	平11～	—	被害防止額 14,922,646千円
老ため 朽池	県内一円	ため池 541	昭32～	完 成 73 未 完 成 468	受益面積 16,086ha
土崩 か砂い	"	水路 176	昭42～	完 成 127 未 完 成 49	" 10,623ha

2-13-8 障害防止対策事業調

(平成17年4月1日現在)

事業名	施行箇所	全体計画	施行年度	平成13年度 までの進捗	防災上の効果
障害防止 対策事業	岩手郡	排水路m	昭45~平18	排水路m	
	西根町	36,096		28,942	牧草畑 120ha
	滝沢村	ため池復旧		ため池復旧	水田 190ha
	玉山村	1カ所		1カ所	浸水被害 95戸

2-13-9 昭和38年以降における治山事業実施状況調

(平成23年3月末現在)

事業名	箇所
山地治山	4,200
防災林造成	249
保安林整備	2,352
地すべり防止	192
計	6,995

注：県単独事業を含まない。

2-13-10 荒廃地復旧等の治山事業と保安林整備事業調

直轄（東北森林管理局）事業分

（平成21年1月末現在）

事業名	計 画		施行実績		摘 要
	計画年次	計画概要	施行年次	施行概要	
復旧 治山 事業	昭57 ＼ 昭61	施行箇所 162カ所 安定面積 122.03ha 事業費 5,027,323千円	昭57 ＼ 昭61	施行箇所 197カ所 安定面積 159.17ha 事業費 2,830,515千円	第6次治山事業5カ年計画
	昭62 ＼ 平3	施行箇所 381カ所 安定面積 877.40ha 事業費 5,379,000千円	昭62 ＼ 平3	施行箇所 204カ所 安定面積 449.54ha 事業費 2,662,040千円	第7次 " "
	平4 ＼ 平8	施行箇所 268カ所 安定面積 97.4ha 事業費 4,165,000千円	平4 ＼ 平8	施行箇所 277カ所 安定面積 380.4ha 事業費 2,454,245千円	第8次 " "
	平9 ＼ 平15	施行箇所 244カ所 安定面積 408.63ha 事業費 3,624,000千円	平9 ＼ 平15	施行箇所 305カ所 安定面積 455.7ha 事業費 4,644,944千円	第9次治山事業7カ年計画
	平16 ＼ 平20	—	平16 ＼ 平20	施行箇所 45カ所 安定面積 173.33ha 事業費 876,033千円	森林整備保全事業計画
	昭57 ＼ 昭61	施行箇所 8カ所 安定面積 3.42ha 事業費 140,000千円	昭57 ＼ 昭61	施行箇所 6カ所 安定面積 3.67ha 事業費 73,967千円	第6次治山事業5カ年計画
	昭62 ＼ 平3	施行箇所 9カ所 安定面積 22.60ha 事業費 135,000千円	昭62 ＼ 平3	施行箇所 4カ所 安定面積 19.76ha 事業費 83,482千円	第7次 " "
予防 治山 事業	平4 ＼ 平8	施行箇所 2カ所 安定面積 0.5ha 事業費 31,000千円	平4 ＼ 平8	施行箇所 10カ所 安定面積 15.8ha 事業費 51,908千円	第8次治山事業5カ年計画
	平9 ＼ 平15	施行箇所 2カ所 安定面積 4.23ha 事業費 29,000千円	平9 ＼ 平15	施行箇所 5カ所 安定面積 13.11ha 事業費 94,235千円	第9次治山事業7カ年計画
	平16 ＼ 平20	—	平16 ＼ 平20	施行箇所 2カ所 安定面積 3.54ha 事業費 21,405千円	森林整備保全事業計画
	昭57 ＼ 昭61	施行箇所 18カ所 安定面積 61.48ha 事業費 60,000千円	昭57 ＼ 昭60	施行箇所 6カ所 安定面積 10.88ha 事業費 7,911千円	第6次治山事業5カ年計画
保安林 整備 事業	昭62 ＼ 平3	施行箇所 74カ所 安定面積 354.00ha 事業費 196,000千円	昭62 ＼ 平3	施行箇所 42カ所 安定面積 113.89ha 事業費 82,788千円	第7次 " "
	平4 ＼ 平8	施行箇所 66カ所 安定面積 14.7ha 事業費 283,000千円	平4 ＼ 平8	施行箇所 184カ所 安定面積 1,245.61ha 事業費 737,336千円	第8次 " "
	平9 ＼ 平15	施行箇所 264カ所 安定面積 2,317.00ha 事業費 421,000千円	平9 ＼ 平15	施行箇所 467カ所 安定面積 12,400.57ha 事業費 2,758,927千円	第9次治山事業7カ年計画
	平16 ＼ 平20	—	平16 ＼ 平20	施行箇所 102カ所 安定面積 3,027.00ha 事業費 730,940千円	森林整備保全事業計画

県事業分

成23年3月末現在)

事業名	計 画		施 行 実 績		摘 要
	計画年次	計 画 概 要	施行年次	施 行 概 要	
山地 治山 事業	昭62 ＼ 平3	施行箇所 777カ所 安定面積 3,957ha 事業費 16,847百万円	昭62 ＼ 平3	施行箇所 595カ所 安定面積 3,900ha 事業費 18,383百万円	第7次治山事業5ヵ年計画
	平4 ＼ 平8	施行箇所 722カ所 安定面積 4,812ha 事業費 22,215百万円	平4 ＼ 平8	施行箇所 562カ所 安定面積 5,143ha 事業費 23,672百万円	第8次 " "
	平9 ＼ 平15	施行箇所 714カ所 事業費 30,100百万円	平9 ＼ 平15	施行箇所 579カ所 事業費 28,656百万円	第9次治山事業7ヵ年計画
	平16 ＼ 平22	施行箇所 436カ所 事業費 15,979百万円	平16 ＼ 平22	施行箇所 548カ所 事業費 16,261百万円	治山事業7箇年実施計画
保安林 整備 事業	昭62 ＼ 平3	施行箇所 195カ所 安定面積 3,34511a 事業費 2,115百万円	昭62 ＼ 平3	施行箇所 350カ所 安定面積 4,812ha 事業費 2,983百万円	第7次治山事業5ヵ年計画
	平4 ＼ 平8	施行箇所 219カ所 安定面積 7,008ha 事業費 4,460百万円	平4 ＼ 平8	施行箇所 439カ所 安定面積 8,858ha 事業費 4,630百万円	第8次 " "
	平9 ＼ 平15	施行箇所 151カ所 事業費 1,800百万円	平9 ＼ 平15	施行箇所 336カ所 事業費 2,205百万円	第9次治山事業7ヵ年計画
	平16 ＼ 平22	施行箇所 173カ所 事業費 1,703百万円	平16 ＼ 平22	施行箇所 243カ所 事業費 1,089百万円	治山事業7箇年実施計画

- (注) 1 山地治山事業には、地すべり防止、県単治山を含む。
 2 平成16年度以降は、国の治山事業計画から、森林整備保全計画（全国計画）に移行しているため、県の治山事業は治山事業7箇年実施計画を策定1実施している。

2-13-11 県内雨量・水位観測所調

(平成22年4月1日現在)

	岩手県			青森県	国土交通省東北地方整備局			盛岡地方 気象台	市町村, その他			総計
	テレメータ	自記	小計	テレメータ	テレメータ	自記	小計	アメダス	テレメータ	自記	小計	
県南広域振興局土木部管内	4		4		6	1	7	5			0	16
花巻土木センター管内	4		4		6	1	7	3	3		3	17
遠野土木センター管内	5		5		7	1	8	2		1	1	16
北上土木センター管内	5		5		8	1	9	3		1	1	18
一関土木センター管内 (千厩土木センター管内を除く)	4	1	5		4	1	5	2		4	4	16
千厩土木センター管内	4		4		3	1	4	2		1	1	11
盛岡広域振興局土木部管内	7		7		17	1	18	7		2	2	34
大船渡土木センター管内	8		8			1	1	2	1	1	2	13
沿岸広域振興局土木部管内	5	1	6				0	2	4		4	12
宮古土木センター管内	9		9				0	4	1	2	3	16
岩泉土木センター管内	6		6				0	2		10	10	18
県北広域振興局土木部管内	9		9				0	6		2	2	17
二戸土木センター管内	6		6	6	6		6	3	8	2	10	25
岩手土木センター管内	2		2		11	1	12	3			0	17
計	78	2	80	6	68	9	77	46	17	26	43	246

(平成23年4月1日現在)

	岩手県				青森県	国土交通省東北地方整備局				市町村	総計
	テレメータ	自記	普通	小計	テレメータ	テレメータ	自記	普通	小計	普通	
県南広域振興局土木部管内	3		1	4		10		2	12		16
花巻土木センター管内 (遠野土木センター管内を除く)	5			5		6		1	7		11
遠野土木センター管内	7			7		3			3	4	14
北上土木センター管内	3	2		5		5		2	7		12
一関土木センター管内 (千厩土木センター管内を除く)	3			3		4		2	6		9
千厩土木センター管内	8	2	5	15		7	1	1	9		24
盛岡広域振興局土木部管内	11	2		13		14	2		16		29
大船渡土木センター管内	6	3	2	11					0	1	12
沿岸広域振興局土木部管内	5		4	9					0		9
宮古土木センター管内	5		2	7					0		7
岩泉土木センター管内	2			2					0		2
県北広域振興局土木部管内	7	2	1	10					0		10
二戸土木センター管内	5			5	2	2			2		9
岩手土木センター管内	3		1	4		1	1		2		6
計	73	11	16	100	2	52	4	8	64	5	170

2-13-12 河川水門管理要綱及び河川水門管理委託箇所表

河川水門管理要綱

(趣旨)

第1 この要綱は、別に定めのあるもののほか、知事が管理する河川に設置されている水門、樋門及び樋管（以下「河川水門」という。）を合理的に管理するために必要な事項を定めるものとする。

(管理の原則)

第2 河川水門は、洪水、高潮、津波等（以下「洪水等」という。）による災害から国土、公共物及び国民の生命、財産等を守るため、洪水等の発生の場合に有効かつ適切に操作されるように維持管理されなければならない。

(河川水門の管理の委託)

第3 知事は、洪水等による危険が切迫した場合における河川水門の操作の緊急性等にかんがみ、河川法（昭和39年法律第167号。以下「法」という。）第99条の規定に基づき、河川管理施設である河川水門の維持又は操作その他これに類する河川の管理に属する事務を河川水門所在の市町村に委託するものとする。

(知事の管理事項)

第4 知事は、おおむね次の各号に掲げる事項に関し河川水門の管理を行う。

- (1) 特に必要があると認める場合における河川水門の巡視及び点検をすること。
- (2) 河川管理施設である河川水門の改修工事及び修繕工事を施行すること。
- (3) 次に掲げる場合において、洪水等による災害が発生するおそれ大きいと認められるときは、関係市町村及び法第26条の規定により許可を受けて河川水門を設置した者（以下「許可河川水門設置者」という。）に対し、警戒勤務態勢をとるよう通知すること。
 - ア 気象予報又は気象警報が発令された場合
 - イ 著しい降雨又は融雪により河川の水位が上昇するおそれがあると認められる場合
 - ウ 河川の水位又は潮位に著しい変動がある場合
- (4) 許可河川水門設置者に対し、河川水門の管理体制について指導し、及び助言すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、河川水門の管理に関し特に必要があると認める事項について適切な措置をとること。

(市町村の管理事項)

第5 河川水門の管理の委託を受けた市町村は、次の各号に掲げるところにより、河川水門の維持又は操作その他これに類する河川の管理に属する事務を執行するものとする。

- (1) 平常時における河川水門の維持又は操作は次に掲げるところにより行なうものとする。
 - ア 河川水門を支障なく閉鎖できるよう随時巡視点検し、常に良好な状態に維持すること。
 - イ 毎年度3回（原則として、6月、8月及び翌年3月とする。ただし、河川水門のうち、既往最高潮位の及ぶ土地の区域内に存する河川水門（以下「潮位関連河川水門」という。）にあつては、原則として、7月、11月及び翌年3月とする。）以上河川水門の開閉部分の試運転（注油を含む。以下同じ。）をすること。
 - ウ 河川水門付近に居住する者の協力を得て洪水等の発生の際河川水門が随時適切に操作できるようにしておくこと。
- (2) 前号アの規定により河川水門を巡視したときは、河川水門巡視記録（様式第1号）を作成し、備えておくものとする。

(3) 次に掲げる場合において、洪水等が発生するおそれがあると認められるときは、警戒勤務態勢に入るものとする。

ア 次に掲げる気象予報又は気象警報が発令された場合

(ア) 浸水注意報、洪水注意報、津波注意報（潮位関連河川水門の場合に限る。）

(イ) 気象警報、浸水警報、洪水警報、高潮警報、津波警報、波浪警報（潮位関連河川水門の場合に限る。）

イ 洪水予報又は水防警報が発令された場合

ウ 河川の水位が警戒水位に達した場合

エ 海水に著しい変動があった場合（潮位関連河川水門の場合に限る。）

オ 人体に感じる程度の地震が発生した場合（潮位関連河川水門の場合に限る。）

カ 特に知事が指示した場合

(4) 警戒勤務態勢時における河川水門の操作は、次に掲げるところにより行なうものとする。

ア 河川水門付近に河川水門を操作する者を待機させること。

イ 河川水門を点検して、いつでも操作できるようにしておくこと。

ウ 夜間に備えて、照明器具を準備しておくこと。

エ 洪水等の発生状況を判断し、適切かつ敏速に河川水門を操作すること。ただし避難の時間を確保できない恐れがある時は避難を優先すること。

(5) 第2号の規定により警戒勤務態勢に入った後で、洪水等の発生するおそれがないと認められるときは、警戒勤務態勢を解除し、河川水門を開放しておくこと。

(6) 次に掲げるところにより所要の報告をすること。

ア 毎年度4月15日までに河川水門管理体制報告書（様式第2号）を所管する広域振興局土木部長又は土木センター所長（以下「広域振興局長等」という。）に提出するものとし、年度途中において河川水門管理体制に変動が生じたときもその都度提出するものとする。

イ 次に掲げる事項を行ったときは、その都度広域振興局長に報告すること。

(ア) 河川水門の試運転をしたとき。

(イ) 河川水門の異状を発見したとき。

(ウ) 警戒勤務態勢に入ったとき。

(エ) 河川水門を操作（試運転のための操作を除く。）したとき。

(オ) 警戒勤務態勢を解除したとき。

(7) 前号イ（ア）の規定による報告は、河川水門の試運転後7日以内に河川水門開閉操作報告書（様式第3号）により行なうものとする。

（情報連絡）

第6 知事は、河川水門の管理に関し必要な気象、降雨量、水位、指示等に関する情報連絡を市町村及び許可河川水門設置者との間において相互に密にし、洪水等の発生の際における河川水門の操作に遺憾のないようにするものとする。

（建設大臣等に対する協力要請）

第7 知事は、国土交通大臣、市町村長及び許可河川水門設置者に対し、国土交通大臣及び市町村長の管理する河川に設置されている河川水門及び法第26条の規定により許可を受けて設置された河川水門についても、その管理については、この要綱の趣旨に添って国土交通大臣、市町村長及び許可河川水門設置者を通ずる一体的運営が期せられるように協力を求めるものとする。

様式第2号

第 年 月 日 号

広域振興局長 様

市町村長 氏 名 印

年度河川水門管理体制（変更）報告書

このことについて、河川水門管理要綱（昭和43年岩手県告示第235号）第5第6号アの規定により報告します。

水門、 樋門及 び樋管	河川名 及び設 置場所	型式	開閉 方法	門数	管理操作 責任者 住所氏名	管理操作 担当者 住所氏名	試運転予定年月 日その他管理方 法

注 年度途中における報告にあつては、管理体制の変更に係る部分について報告をすること。

様式第3号

第 年 月 日 号

広域振興局長 様

市町村長 氏 名 印

河川水門開閉操作報告書

このことについて、河川水門管理要綱（昭和43年岩手県告示第235号）第5第6号イ（ア）の規定により報告します。

水門、 樋門及 び樋管	河川名 及び設 置場所	型式	開閉 方法	門数	試運転の 年月日	試運転の結果及び施設 の異常の有無並びに 措置

注 試運転の結果及び施設の異常の有無並びに措置については、具体的に記入すること。

河川水門管理委託状況調

(平成22年4月1日現在)

委託市町村名	河川水門	潮位関連水門	計
盛岡市	46	0	46
岩手町	7	0	7
磐石町	13	0	13
葛巻町	25	0	25
紫波町	70	0	70
矢巾町	14	0	14
滝沢村	29	0	29
八幡平市	124	0	124
花巻市	309	0	309
北上市	26	0	26
西和賀町	10	0	10
奥州市	105	0	105
金ヶ崎町	55	0	55
一関市	231	0	231
平泉町	21	0	21
藤沢町	22	0	22
大船渡市	6	2	8
陸前高田市	4	29	33
遠野市	150	0	150
釜石市	47	25	72
大槌町	8	20	28
宮古市	36	37	73
山田町	19	14	33
岩泉町	16	2	18
田野畑村	3	0	3
久慈市	157	0	157
洋野町	102	0	102
普代村	6	0	6
野田村	22	0	22
二戸市	7	0	7
軽米町	52	0	52
一戸町	50	0	50
九戸村	23	0	23
合 計	1,815	129	1,944

2-13-13 浸水想定区域図一覧

○国管理河川

水系	河川名	対象市町村	公表日
北上川	北上川	盛岡市, 矢巾町 紫波町, 花巻市 北上市, 金ヶ崎町 奥州市, 平泉町 一関市, 藤沢町	東北地方整備局告示第78号 H14.6.28
北上川	雫石川	盛岡市	東北地方整備局告示第133号 H17.12.27
北上川	中津川	盛岡市	
北上川	磐井川	一関市	
北上川	砂鉄川	一関市	東北地方整備局告示第15号 H21.3.9
北上川	胆沢川	奥州市, 金ヶ崎町	東北地方整備局告示第55号 H22.3.30
北上川	和賀川	北上市	東北地方整備局告示第56号 H22.3.30
北上川	豊沢川	花巻市	東北地方整備局告示第57号 H22.3.30

○県管理河川

水系	河川名	市町村	公表日
閉伊川	閉伊川	宮古市	岩手県告示第384号 H18.3.24
津軽石川	津軽石川	宮古市	岩手県告示第385号 H18.3.24
気仙川	気仙川	陸前高田市	岩手県告示第944号 H18.9.29
盛川	盛川	大船渡市	岩手県告示第943号 H18.9.29
新井田川	瀬月内川	九戸村	岩手県告示第478号 H20.6.20
鶴住居川	鶴住居川	釜石市	岩手県告示第480号 H20.6.20
大槌川	大槌川	大槌町	岩手県告示第479号 H20.6.20
津軽石川	津軽石川	山田町	岩手県告示第593号 H20.8.12
関口川	関口川	山田町	岩手県告示第594号 H20.8.12
甲子川	甲子川	釜石市	岩手県告示第224号 H22.3.12
久慈川	久慈川	久慈市	岩手県告示第942号 H23.3.25
久慈川	長内川	久慈市	
久慈川	夏井川	久慈市	

2-14 雪害予防計画

2-14-1 雪崩危険箇所表

(平成21年4月1日現在)

種別	路線名	地名	箇所数
一般国道	107号	北上市和賀町仙人他	2
	281号	久慈市大川目町第11地割他	2
	340号	宮古市和井内第1地割他	2
	397号	奥州市胆沢区若柳他	20
	小計		26
主要地方道	花巻大曲線	花巻市豊沢	1
	大槌小国線	宮古市小国他	6
	野田山形線	久慈市山根町木壳内	1
	小計		8
一般県道	西山生保内線	雫石町高倉山国有林他	7
	小計		7
	計		41

2-14-2 岩手労働局における雪崩対策

1 現地調査の実施

事業場における寄宿舎等の施設及び作業場所について実地に非積雪期及び積雪期において調査を実施する。

2 書面調査の実施等

事業場における寄宿舎等の施設及び作業場所について事業場から提出される届出報告書類に基づき書面調査を実施するとともに、法令に基づく諸届出、報告が正確迅速に必ず提出されるように完全励行を図る。

3 関係機関との情報交換

事業場における寄宿舎等の施設及び作業場所について、森林管理署、JR、県、市町村、气象台、警察署、その他の関係機関との常時情報の交換を行う。

4 雪崩災害防止対策に関する指導等

事業場における寄宿舎等の施設及び作業場所について個々の事業場に対し、リーフレットによる指導、警告、助言、臨検等を実施する。

5 緊急措置等の発動

事業場における寄宿舎等の施設及び作業場所について急迫した危険があり、使用停止、作業中止、避難等の必要あるときは、それらの緊急命令を発動するとともに違法な施設及び作業場所については厳重な取締りを行う。

6 労働災害防止団体の活動援助

中央労働災害防止協会及び建設業、林業の各業種別労働災害防止協会（岩手支部）の活動を通じて事業場の自主的な運動が行われるように資料、情報の提供等の援助を行う。

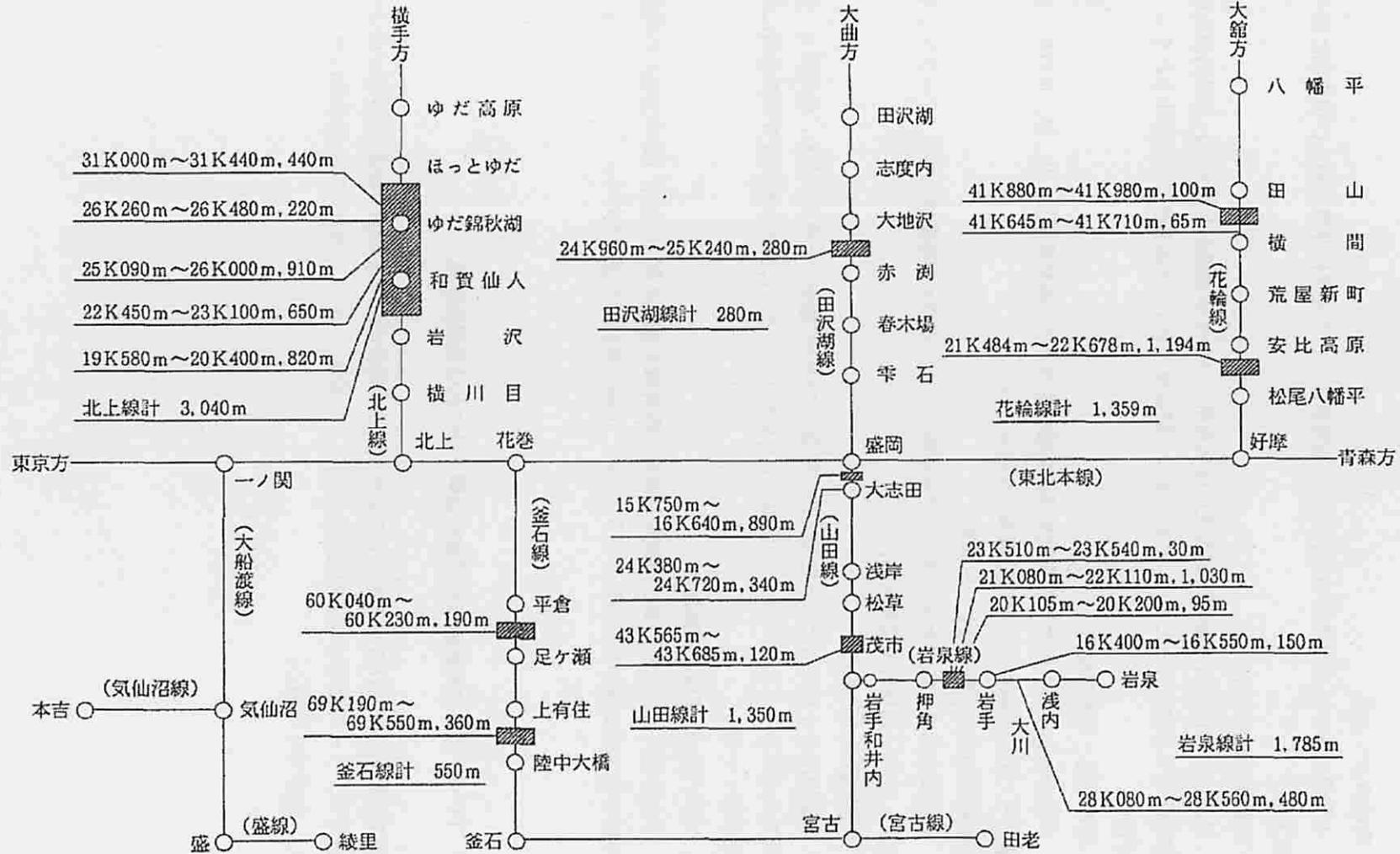
2-14-3 東日本旅客鉄道株式会社盛岡支社における雪崩対策

岩手県の地域における東日本旅客鉄道株式会社の路線に対する雪崩危険箇所は次表のとおりであり、保線技術センター等において巡回警備を実施し、又部外については発見の際の連絡等について協力をお願いし、危険防止を図る。

なだれ重点警備箇所一覽表

(平成13年11月1日現在)

凡例 なだれ重点警備箇所



4-2-97

2-14-4 防雪施設の設置状況

(平成23年4月1日現在)

道路種別/路線名			現在の防雪施設									
			防雪柵		スノーシェルター		スノーシート*		雪崩柵		消雪工	
道路種別	番号	路線名	箇所数	m	箇所数	m	箇所数	m	箇所数	基	箇所数	m
一般国道	106	106号			1	160.0					4	1,402.0
一般国道	107	107号	1	1,040.0	4	674.0	7	1,476.0	3	66	9	1,176.0
一般国道	281	281号	1	53.3	1	251.0	1	473.0	2	21		
一般国道	282	282号	1	433.0	3	786.0	1	45.0	4	16	1	80.0
一般国道	283	283号	1	1,300.0					6	99	8	3,565.2
一般国道	284	284号									1	34.5
一般国道	340	340号	1	74.1								
一般国道	342	342号			1	300.0			2	15	1	15.3
一般国道	396	396号									1	100.0
一般国道	397	397号			2	230.0	3	400.0				
一般国道	455	455号			1	180.0	2	155.0	3	41	7	1,337.9
小計		11	5	2,900.4	13	2,581.0	14	2,549.0	20	258	32	7,710.9
主要地方道	1	盛岡横手線	3	787.6	4	352.0			3	60	10	3,683.0
主要地方道	23	大更八幡平線			7	2,145.0						
主要地方道	7	久慈岩泉線			1	780.0	3	468.0	1	16		
主要地方道	12	花巻大曲線			1	142.0			3	72	4	2,957.0
主要地方道	13	盛岡和賀線	1	1,213.0							2	1,367.0
主要地方道	10	江刺室根線	1	438.9								
主要地方道	15	一戸葛巻線							5	430		
主要地方道	2	盛岡停車場線									6	1,263.0
主要地方道	6	二戸五日市線	1	148.0								
主要地方道	29	野田山形線	2	990.0								
主要地方道	26	大槌小国線							1	66		
主要地方道	16	盛岡猿状線									6	1,648.0
主要地方道	37	花巻衣川線	1	896.5								
主要地方道	42	戸呂町軽米線			1	345.0						
主要地方道	30	葛巻日影線									2	570.0
主要地方道	24	二戸九戸線									1	550.0
主要地方道	36	上米内湯沢線									5	269.0
主要地方道	50	北上金ヶ崎川線	1	430.0								
小計		18	10	4,904.0	14	3,764.0	3	468.0	13	644	36	12,307.0
一般県道	103	花巻和賀線									1	580.0
一般県道	102	石鳥谷大迫線									1	360.0
一般県道	112	北上停車場線									1	1,556.0
一般県道	114	二戸停車場線									1	471.5
一般県道	116	花巻停車場線									4	1,075.0
一般県道	121	遠野停車場線									1	500.0
一般県道	122	瓦油温泉江釣子線							7	1,959		
一般県道	192	後藤野野中線	1	1,631.5								
一般県道	215	湯川温泉線							1	14		
一般県道	262	沖田田原線	1	840.0								
一般県道	167	釜石住田線							2	68		
一般県道	202	普代小屋瀬線							3	63		
一般県道	160	土淵達曾部線	1	1,086.4								
一般県道	272	戸田荷軽部線			1	361.4						
一般県道	120	不動盛岡線									2	846.0
一般県道	274	二戸一戸線									2	30.9
一般県道	212	磐石東八幡平線	1	293.1	1	120.0					1	347.0
一般県道	213	花巻空港停車場線									2	567.0
一般県道	288	北上水沢線	5	2,035.4								
一般県道	123	花巻温泉郷線	1	500.0								
一般県道	149	侍浜停車場線	1	200.0								
一般県道	223	盛岡滝沢線									3	492.0
一般県道	211	磐石停車場線									2	808.0
一般県道	293	本宮長田町線									1	830.0
一般県道	129	好摩停車場線									1	70.0
小計		25	11	6,586.4	2	481.4	0	0.0	13	2,104	23	8,533.4
合計		54	26	14,390.8	29	6,826.4	17	3,017.0	46	3,006	91	28,551.3

2-14-5 雪崩防止林造成事業調
県事業分

(平成21年3月末現在)

事業名	計 画		施 行 実 績		摘 要
	計画年次	計 画 概 要	施行年度	施 行 概 要	
雪崩防止林造成	昭62～平3	施行箇所数 面積 9箇所 17.7ha	昭62～平3	施行箇所数 面積 3箇所 3.8ha	第7次 治山事業 5力年計画
	平4～平8	施行箇所数 面積 4箇所 11.9ha	平4～平8	施行箇所数 面積 4箇所 10.4ha	第8次 治山事業 5力年計画
	平9～平15	施行箇所数 面積 2箇所 2.0ha	平9～平14	—	第9次 治山事業 7力年計画

2-14-6 雪崩対策事業による施設整備状況

(平成21年4月1日現在)

市町村名	区域名	計	画	実	績
湯田町	湯本	昭63～ 擁壁工	— m	昭63～ 擁壁工	— m
		雪崩予防柵	— m	雪崩予防柵	— m
〃	館	平2～14 擁壁工	536m	平2～14 擁壁工	536m
		雪崩予防柵	7基	雪崩予防柵	7基
〃	湯川	平4～12 擁壁工	179m	平4～12 擁壁工	179m
		雪崩予防柵	14基	雪崩予防柵	14基
〃	天子森	平12～15 雪崩予防柵	54基	平12～14 雪崩予防柵	44基

2-14-7 県の除雪計画（春先の除雪を含む。）

（平成22年度除雪事業計画書より）

道路種別	実延長	除雪延長	除雪率
一般国道	1,234.3 km	1,234.3 km	100.0 %
主要地方道	1,336.1 km	1,273.9 km	95.3 %
一般県道	1,635.2 km	1,537.8 km	94.0 %
計	4,205.6 km	4,046.0 km	96.2 %

2-14-8 除雪機械等の整備状況

(平成23年4月1日現在)

機種別	保有台数	東北地方整備局 (岩手県内配置)	岩手県	計
除雪ドーザー		0 台	48 台	48 台
除雪グレーダ		26	111	137
ロータリー除雪車		2	44	46
除雪トラック		13	19	32
道路パトロールカー		15	16	31
作業車		0	40	40
歩道除雪車		19	96	115
散布車		22	82	104
計		97	456	553

2-14-9 凍雪害防止施設の施行状況 (堆雪帯, 流雪溝)

(平成17年4月1日現在)

種別	路線名	昭39~平15年度 まで施行済延長	平16年度 施行済延長	平17年度 計 画
一般国道	45号	33,293.0		
	46号	2,026.0		
	106号	14,802.3	570.0	
	107号	20,050.0	(95.0)	
	281号	40,586.1		
	282号	64,799.6	(2,783.8)	
	283号	4,070.2		
	340号	57,950.0	(1,020.0)	(320.0)
	342号	14,199.4		
	343号	1,821.0		(360.0)
	395号	30,453.0		
	396号	16,046.5		
	397号	24,856.0		
	455号	29,060.1		
	456号	13,635.5		
	457号	6,918.4		
	小 計	374,567.1	4,468.8	680.0
主要地方道	盛岡横手	42,182.0		
	二戸五日市	38,104.5		
	一戸山形	30,006.7		
	久慈岩泉	21,705.0		
	八戸大野	14,343.0		
	盛岡大迫東和	13,232.5		
	二戸田子	17,482.0		
	岩手平舘	13,710.0		
	一戸葛巻	6,065.3		
	花巻大曲	8,363.1		
	二戸九戸	1,495.0		
	江刺東和	1,112.0		
	紫波江繁	2,100.0		
	本吉室根	7,625.0		
	盛岡環状	12,385.0		
	江刺室根	20,732.0		
	軽米種市	17,147.4	260.0	
	一関北上	8,846.3		
	一関大東	397.0		
	野田山形	11,977.9		
	軽米九戸	4,303.5		
	大槌小国	3,800.0		
	葛巻石影	12,615.4		
	釜石遠野	2,726.0		
	官古岩泉	6,163.6		
	花巻衣川	29,168.7		
戸呂町軽米	11,267.0			
栗駒衣川	2,300.0			
	小 計	361,355.9	260.0	0.0
一般県道	北上東和	3,952.4		
	花巻田瀬	5,059.0		
	雫石東八幡	7,368.1		
	好摩停車場	874.8		
	大更好摩	7,202.7		
	岩明岩谷	2,365.0		
	愛宕瀬原	10,879.8		
	湯川温泉	2,511.0		
	石鳥谷大迫	1,587.0		

資料編 2 災害予防計画

種 別	路 線 名	昭39~平15年度 まで施行済延長	平16年度 施行済延長	平17年度 計 画
		m	m	m
	前 沢 東 山	4,865.6		
	渋 民 川 又	4,439.9		
	羽 黒 堂 二 枚 橋	4,077.0		
	玉 里 梁 川	1,314.4		
	胆 沢 金 ケ 崎	576.0		
	沖 田 洪 民	2,005.2		
	岩 手 大 更	1,530.0		
	上 斗 米 金 田 一	6,256.5		
	一 戸 淨 法 寺	5,767.6		
	花 泉 東 山	6,671.9		
	遠 野 住 田	5,691.5		
	本 郷 五 串	3,069.0		
	田 瀬 毒 沢 泉	5,340.0		
	盛 岡 鶯 宿 温 泉	2,494.0		
	永 沢 水 沢	3,454.7		
	明 戸 八 木	4,728.0		
	柏 台 松 尾	4,703.9		
	沖 田 田 原	3,653.1		
	清 水 野 村 崎	6,932.8		
	大 川 松 草	3,539.8	430.0	240.0
	普 代 小 屋 瀬	2,864.0		
	沼 倉 巖 美	6,294.7		
	川 尻 停 車 場	574.7		
	二 戸 輕 米	5,386.0		
	土 淵 達 曾 部	3,376.0		
	戸 田 荷 輕 部	3,003.0		
	野 々 上 斗 内	731.0		
	白 崖 弥 栄	1,000.0		
	広 瀬 三 ケ 尻	5,966.3		
	上 有 住 日 頃 市	2,678.3		
	折 壁 大 原 内	2,932.2	350.0	
	元 木 江 刈 内	3,609.0		
	後 藤 野 野 中 市	3,706.2		
	唐 丹 日 頃 市	1,555.4		
	釜 石 住 田	316.4		
	夏 油 温 泉 江 釣 子	2,090.0		
	小 計	168,993.9	780.0	240.0
	計	904,916.9	5,508.8	920.0

2-14-10 雪害対策実施要領（抜すい）

1 期間

12月1日から3月31日まで。

但し、一般災害事故等の場合においては、上記期間にかかわらず一部準用する。

2 雪害対策

雪害時又は、雪害を予想されるときは、次により対策をたて早期除雪に努めると共に、被害の際は復旧を速やかにし列車の正常運転を確保し、輸送の円滑化に努める。

(A) 雪害に対する事前手配

(支社手配)

(1) 气象台との連絡

気象通報受領などについて密接な連絡を保つ必要があるため、盛岡、青森、秋田气象台に特に協力を依頼する。

(2) 総合除雪対策

施設指令において、関係保線技術センター所長からの雪の情報に基づき、毎日総合的な除雪対策の手配をとる。

(現場手配)

(1) 早期除雪の徹底

雪害時には、除雪能力が不足する実情に鑑み、駅所は、平常時において早期除雪を充分に行う。

(2) 除雪用資材用具の整備

(B) 雪害時又は雪害を予想されるときの手配

(支社手配)

(1) 施設指令当直者配置

雪害時及び雪害を予想される場合は、必要により対策本部を設置する。なお、地区においては、必要により地区対策本部を設置する。

鉄道気象通報が発令されたとき又は、雪害が予想される場合は、施設指令が行う。

ア 気象通報の早期把握と関係箇所への伝達

イ 排雪列車の運転対策

ウ 雪の情報等の報告に基づく所要の除雪対策の指示手配

エ 支社内関係箇所への連絡

(3) 雪害輸送対策

ア 基本的な考え方

(ア) 排雪列車優先運転

(イ) 通勤、通学輸送の確保

イ 輸送手配

前号の基本的な考え方にもとづき次の措置をとる。

(ア) 入換作業を制限する。

(イ) 客車運用を一部変更する。

(ウ) 降雪の状態により構内作業能力が低下したときは、列車の運休などの手配をとる。

(エ) 本線列車を確保するためには、支線区の除雪要員を本線に出動させる。

(4) 部外者除雪作業協力要請

列車の運行に重大な支障を及ぼすと認められる場合は、消防団及び自衛隊の出動を要請する。

(5) 雪がき車の運用及び除雪機械の使用

(6) 信号予備電源の運用

(7) 通信回線障害対策

ア 電線着雪の状態を事前に把握して災害発生を予想されるときは、早目に要員、資材の準備を手配する。

イ 障害が発生した場合の回線の復旧は、次の順位によって行なう。

(イ) 指令電話

(ロ) 閉そく用回線

(ハ) 交換線

(現場手配)

(1) 現場機関相互の協力方

(2) 警戒体制

(3) 東北本線主要転てつ器の除雪手配

(4) 列車検修線の除雪

(5) 機関車及び乗務員の待機

(6) 信号機の着雪除雪

3 雪害時運転規制の標準 (別紙参考)

除雪車両並びに除雪機械配備計画

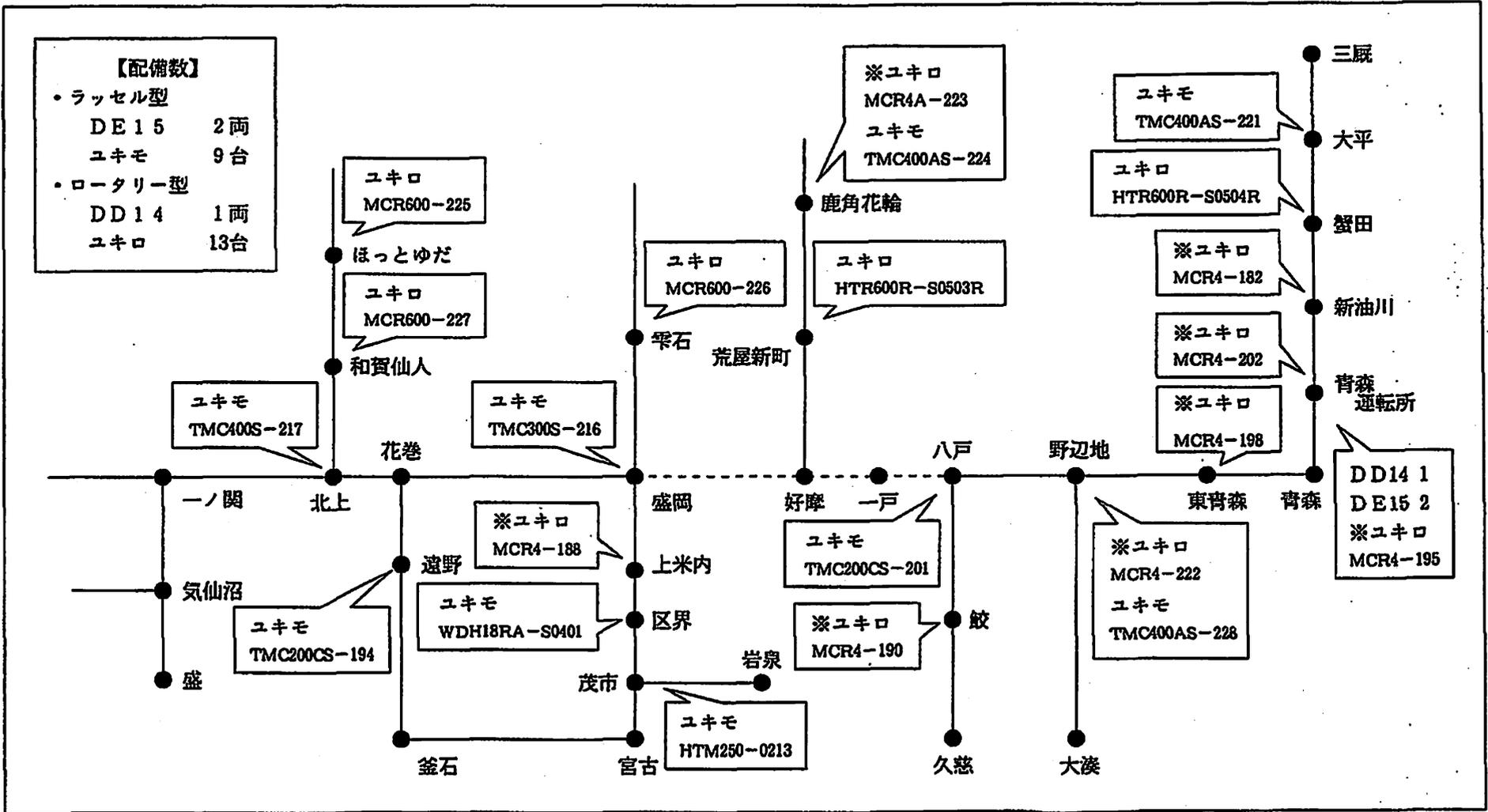
降雪の甚だしい場合には、早期に排雪列車或いは雪捨列車を運転し、雪害を最少限度に止めることとし、このため必要な運転規制を実施するための配備計画は、次のとおりである。

除雪車両及び除雪機械配置図

「※」～ JR所有の除雪機械を示す。

【配備数】

- ・ラッセル型
 - DE15 2両
 - ユキモ 9台
- ・ロータリー型
 - DD14 1両
 - ユキロ 13台



(参考-1)

雪害時における段階別運転規制標準

段階別	降積雪の状況	線路の状況		排雪列車運転計画	運 転 規 制		
		本線路	駅側線		運 休	けん引定数削減	補機連結
第一次	降雪量 1日10cm～40cm又は毎時2cmを越え、6時間以上降り続けている時	確 保	確 保	必要によりラッセル運転		貨物列車10～20%	
第二次	降雪量 1日40cm～60cm又は毎時3cmを越え、6時間以上降り続けている時	確 保	仕訳線の80%以上を確保する (仕訳線には貨物線を含む。以下同じ)	1 ラッセルを7時間～12時間毎に運転 2 必要によりロータリーを運転	旅客列車0～20% 貨物列車0～20%	貨物列車20～30%	旅客列車は必要により連結
第三次	降雪量 1日60cm～80cm又は毎時5cmを越え、4時間以上降り続けている時又は吹雪の時	確 保	仕訳線の70%以上を確保する	1 ラッセルを5～8時間毎に運転 2 必要によりロータリーを運転	旅客列車20～40% 貨物列車20～40%	貨物列車30～50%	旅客列車は9両以上の客車列車に連結
第四次	降雪量 1日80cm～90cm又は毎時7cmを越え、3時間以上降り続けている時	主本線全部と副本線の50%を確保する	仕訳線の40%以上を確保する	1 ラッセルを3時間毎 2 ロータリーを運転	旅客列車40～70% 貨物列車40～70%	貨物列車50～60%	旅客列車は全列車に連結、貨物列車は必要により連結
第五次	降雪量 1日90cmを越えた時、又は毎時10cm以上で列車の運転確保が困難な状態の時	主本線全部と輸送力確保に必要な最小限の副本線を確保する	輸送力確保に必要な仕訳線、機回線等の最小限を確保する	同 上	旅客列車 通勤通学列車を除き運休 貨物列車 緊急物資の輸送に必要な最小限の本数を除き運休	同 上	全列車に連結

(注) 吹き溜まりの発生が著しい場合又は側雪が相当量を越える場合の運転規制方は、線区又は地方の実情によりこれを強化するものとする。

4-2-108

(参考-2)

防 雪 設 備 数

(平成17年4月1日現在)

種 別	計	東 北 新幹線	東 北 本 線	北 上 線	釜 石 線	田 沢 湖 線	山 田 線	岩 泉 線	花 輪 線
なだれ防止									
なだれおおい	m 130			130					
なだれ止擁壁	// 131			131					
なだれ誘導壁	// 33			33					
なだれ止さく	// 3,939	172		2,452		707	331	188	89
なだれ止くい	本 9,347			4,082		861			4,404
雪び防止さく	m 3,381			3,012		200			169
なだれ止階段	// 5,814			1,688	48	776	1,228		2,074
なだれ防雪林	ha 290		1	140	2	32	56		59
ふぶき防止									
雪おおい	m 630	240		117		273			
固定防雪さく	// 10,778		7,923	1,073		1,023	174		585
仮設防雪さく	// 580			56		20	90		184
流雪こう	// 6,557			5,994					563
ふぶき防雪林	ha 254			63		9	23		66

2-14-11 救急医療班一覧表

担当地域	担当医療機関名	
	第一次出動病院	第二次出動病院
盛岡市保健所、 県央保健所管内	県立中央病院	盛岡市立病院 盛岡赤十字病院 県立沼宮内病院 国保葛巻病院 国保西根病院 いわてリハビリテーションセンター
中部保健所管内	県立中部病院	県立東和病院 県立遠野病院 国保沢内病院 北上済生会病院
奥州保健所管内	県立胆沢病院	県立江刺病院 国保総合水沢病院 国保まごころ病院
一関保健所管内	県立磐井病院	県立千厩病院 県立大東病院 藤沢町民病院
大船渡、釜石 保健所管内	県立大船渡病院 県立釜石病院	県立高田病院 県立大槌病院
宮古保健所管内	県立宮古病院	県立山田病院 済生会岩泉病院
久慈、二戸保健所管内	県立久慈病院 県立二戸病院	国保種市病院 県立一戸病院 県立軽米病院

2-14-12 巡回診療班一覧表

市町村名	地区名	担当医療機関
盛岡市	姫神	八角病院
	薮川	県立中央病院
	玉山川	波民中央病院
岩手町	穀蔵	南山形診療所
葛巻町	上外川	国保葛巻病院
	毛頭	国保葛巻病院
八幡平市	前森	松尾診療所
	細野	安代診療所
	兄川	田山診療所
大東町	京津	本多医院
	市ノ	県立大東病院
藤沢町	曲田	国保藤沢町民病院
	中山	国保藤沢町民病院
遠野市	大野	附馬牛診療所
大槌町	長井	県立大槌病院
	中山	県立大槌病院
宮古市	中南川	山下眼科外科院
	末畑	国保田老病院
		摂待診療所
岩泉町	坂本	安家診療所
	入見	済生会岩泉病院
	宿々	小有川診療所
		芸家診療所
田野畑村	机	田野畑診療所
	越袋	田野畑診療所
	芦部	田野畑診療所
久慈市	荷軽	山形診療所
	戸呂	山形診療所
普代村	萩長	普代村診療所
輕米町	笹倉	普立診療所
	渡	県立輕米病院
計	33地区	

2-15 津波・高潮災害予防計画

2-15-1 海岸保全区域延長

(平成23年3月31日現在)

所管別	海岸線延長	要保全海岸延長	海岸保全区域延長	要指定延長
国土交通省水管理・ 国土保全局	439,413 ^m	30,787 ^m	29,921 ^m	866 ^m
国土交通省港湾局	58,402	20,997	18,441	2,556
水産庁	208,414	69,542	58,582	10,960
農林水産省 農村振興局	2,586	4,126	3,807	319
計	708,815	125,452	110,751	14,701

※延長に重複区間を含む。

2-15-2 津波・高潮災害予防施設の設置状況

(平成23年3月31日現在)

所管別	堤防	護岸	突堤	離岸堤	水門等
国土交通省 水管理 国土保全局	16,005 ^m	2,328 ^m	3 ^基	6,518 ^m	93 ^基
国土交通省 港湾局	9,714	—	0	633	71
水産庁	38,708	3,869	163	1,498	306
農林水産省 農村振興局	3,820	—	—	70	25
計	68,247	6,197	166	8,719	495

2-15-3 海岸防潮堤防設置一覧

(平成23年3月31日現在)

市町村	所管別	地区名	堤防延長 m	堤高 (T.P) m	門扉		施行年度	摘要 (施行者)
					水門	扉門		
陸前高田市	国土交通省 水管理・国土 保全局	大野地区	613.0	8.50	1	3	昭35~37	県
		高田 "	1,977.3	5.50	1	8	昭35~41	"
		勝木田 "	730.0	6.20	1	2	昭40~48	"
		田の浜 "	146.5	4.80	-	-	昭35	"
		石浜 "	160.0	6.30	-	-	昭55~61	"
	水産庁	只出 "	852.8	6.30	2	10	昭40~46	市町村
		六ヶ浦 "	621.9	8.50 6.30	2	3	昭38 昭53~58 平8~16	市町村, 県
		根岬 "	457.7	6.30	-	4	昭49 昭59~62	市町村
		広田 "	1,453.0	6.30	9	11	昭42~44 昭47~54 平12~	県
		大陽 "	194.3	6.30	2	3	昭47~50	市町村
		両替 "	663.7	6.10	3	3	昭35~40	"
		脇の沢 "	1,849.0	6.15	12	10	昭35~40	"
		長部 "	706.1	6.50	3	6	昭36~40	県
	要谷 "	840.0	4.95	7	5	昭35~38	市町村	
	農林水産省 農村振興局	小友 "	491.3	6.15	4		昭43~45 昭35~41 平元~6	県
越喜来 "		1,020.0	7.90	4	1	昭36~58	"	
大船渡市	国土交通省水管理・国土保全局	下甬嶺 "	380.3	7.90	2	-	昭39~46	"
		清水 "	982.7	3.50	1	15	昭44~56 平3~9	"
	国土交通省 港湾局	山口 "	391.0	3.10	1	6	昭40~61	"
		永浜 "	714.0	3.50	2	1	昭49 平8~	"
		茶屋前 "	1,211.0	3.40	2	7	昭41~62 平3~18	"
	国土交通省 港湾局	野田 "	70.0	3.40	1	1	平19~22	"
		水産庁	蛸の浦 "	1,324.2	3.50	6	13	昭36~39 昭41~43 昭49~54 平4~10
	泊里 "		281.5	6.30	1	5	昭42~46	"
	門の浜 "		1,535.7	8.50	2	16	昭43~49 昭57~平8	県
	大船渡 "		585.6	3.90 3.40	4	5	昭35~37 平3 平9~	"
	碁石 "		176.5	8.00	2	1	昭41~44	市町村
	吉浜 "		170.8	7.15		2	昭41~42	"
	崎浜 "		418.1	7.90	3	5	昭41~43 昭55~62	県

資料編 2 災害予防計画

市町村	所管別	地区名	堤防延長 m	堤高 (T.P) m	門 扉		施行年度	摘 要 (施行者)	
					水門	扉門			
		泊 "	235.0	7.90	—	2	昭43~45 昭51~57	市町村	
		鬼 沢 "	111.0	4.30	—	—	昭46	"	
		越喜来 "	242.3	7.90	1	4	昭50~55	県	
		小石浜 "	143.4	7.90	2	1	昭46~47	市町村	
		野々前 "	518.8	7.90	2	6	昭38~42 平4~11	"	
		綾 里 "	572.8	7.90	4	7	昭35~38 昭52~平7	県	
	農林水産省 農村振興局	合 足 "	219.0	9.00	1	1	昭44~47	"	
		吉 浜 "	570.0	7.15	3	2	昭40~45 昭55~平元	"	
		沖 田 "	160.0	4.50	—	—	昭44~平10	"	
釜石市	国土交通省 水管理・国 土保全局	鵜住居 "	760.5	6.40	2	—	昭36~48	"	
		小白浜 "	473.6	11.80	1	2	昭44~55	"	
		水 海 "	250.0	12.00	1	2	昭56~63	"	
	国土交通省 港湾局	湾 口 "	1,960.0	—	—	—	昭53~平20	国	
		須 賀 "	1,216.0	4.00	1	15	昭47~51	県	
		大 平 "	841.0	4.14	—	3	昭45~48	"	
	水産庁	室 浜 "	398.0	5.80	1	2	昭36~38	市町村	
		箱 崎 "	680.2	5.60	2	4	昭35~37 昭42~44	県	
		白 浜 " (鵜住居)	342.9	6.40	3	4	昭36~38 昭61~平3	"	
		仮 宿 "	151.6	6.40	—	—	昭45	市町村	
		桑の浜 "	144.8	9.30	—	2	昭42~45 平5~10	"	
		両 石 "	400.4	9.30	1	2	昭35~39 昭55~61	県	
		釜 石 "	1,762.5	4.00	7	38	昭46~51	"	
		嬉 石 "	266.0	4.00	0	2	昭37~41	市町村	
		平 田 "	480.0	4.30	1	2	昭38~40	"	
		白 浜 " (釜石)	230.5	6.10	1	3	昭38~41	"	
		佐 須 "	152.6	6.30	1	1	昭47~48	"	
		小白浜 "	506.3	11.80	2	4	昭35~37 昭54~平2	県	
		農林水産省 農村振興局	本 郷 "	246.0	11.80	1	2	昭41~44 昭51~55	"
			下荒川 "	[1,124.0 0	[4.00 11.80	3	—	昭35~40 昭43~44 平10~	"
大槌町	水産庁	吉里吉里 "	701.6	6.30	4	6	昭35~37 昭51~57	"	
		大 槌 "	2,626.4	6.40	3	23	昭36~46 昭49~	"	
山田町	国土交通省 水管理・国 土保全局	船越南 "	425.0	8.35	1	3	昭45~52	"	
	水産庁	大 沢 "	2,642.5	2.80 4.00	8	15	昭35~40 昭42	"	

市町村	所管別	地区名	堤防延長 m	堤高 (T.P) m	門 扉		施行年度	摘 要 (施行者)
					水門	扉門		
		山田 "	1,744.0	4.00 6.60	1	17	昭39~41 昭45~49 昭61~	"
		織笠 "	1,328.8	4.00 4.80	2	9	昭36~39 昭43~46 昭51~58	市町村
		大浦 "	1,625.0	4.00 6.60	6	10	昭36~41 昭43~45 平4~	県
		船越 "	1,350.5	8.35	6	13	昭35~36 昭50~平元	"
	農林水産省 農村振興局	浦の浜 "	412.0	6.60	2	-	昭35~49 昭46~49	"
		小谷島 "	362.0	8.00	1	1	昭41~44 昭56~57	"
宮古市	国土交通省 水管理・国土保全局	神林 "	675.0	8.50	2	5	昭58~平2	"
		高浜 "	1,025.0	8.50	1	3	昭55~平7	"
		赤前 "	805.0	8.50	4	-	昭36~60	"
		重茂 "	297.0	10.00	1	-	昭36~42	"
		黄金浜 "	92.0	5.60	-	-	昭41	"
		金浜 "	1,160.0	8.50	4	2	昭57~平11	"
	国土交通省 港湾局	磯鶏藤原 "	1,079.0	8.50	-	4	昭35~41 昭61~平10	"
		高浜 "	328.0	8.50	-	-	平6~20	"
	水産庁	津軽石 "	750.1	8.50 6.00	3	4	昭35~36 昭44~45 平3~14	市町村
		音部 "	229.0	10.00	1	3	昭37~38 昭47~48 平10~	県
		宿 "	200.0	11.00	1	2	昭41~47	市町村
		白浜 (宮古)	215.0	8.00	1	5	昭38~40	"
		農林水産省 農村振興局	大沢 (宮古)	122.0	13.70	2	1	昭42~44 昭60~平8
	宮古市 田老	国土交通省 水管理・国土保全局	摂待 "	195.0	13.70	1	-	昭45~52
田老 "			1,345.0	10.00	2	3	昭30~42	"
水産庁		田老 "	1,007.0	10.00	4	5	昭39~44 昭48~54	"
岩泉町	国土交通省 水管理・国土保全局	小本 "	400.0	13.30	-	-	昭44~47	"
		水産庁	小本 "	271.0	13.30	1	2	昭44~47 昭49~62
	茂師 "	48.0	10.30	1	1	昭45~47	県	
田野畑村	国土交通省水管理・国土保全局	明戸 "	378.0	9.00	1	1	昭41~44	"
		嶋之越 "	63.1	10.00	1	2	昭47~50	"
	水産庁	平井賀 "	348.8	7.30	1	5	昭41~45	市町村
		島の越 "	500.9	7.30	1	3	昭40~44 平14~	県

資料編 2 災害予防計画

市町村	所管別	地区名	堤防延長 m	堤高 (T.P) m	門扉		施行年度	摘要 (施行者)
					水門	扉門		
普代村	国土交通省 水管理・国 土保全局	宇留部 "	1,122.0	15.50	1	3	昭34~37 昭47~58	"
		太田名部 "	155.0	15.50	1	1	昭37~42	"
野田村	国土交通省 水管理・国 土保全局	広内地区	208.5	12.00	1	3	昭49~52 昭60~平13	"
		野田 "	682.6	7.80	2	—	昭40~44	"
		米田 "	365.0	12.00	1	2	昭58~平2	"
		野田玉川 "	65.3	12.00	1	1	昭45~48	"
	農林水産省 農村振興局	野田 "	686.5	{ 7.80 12.00	2	—	昭35~39 昭39~42 平2~	"
久慈市	国土交通省 港湾局	諏訪下 "	2,816.0	7.28	—	12	昭38~63 平3~7	"
		湾口 "	710.0	—	—	—	平2~	国
	水産庁	久慈湊 "	1,305.0	8.00	6	—	昭33~37 昭51~平11	市町村
		小袖 "	277.7	7.30	1	1	昭44~48	"
		久喜 "	561.9	12.00 8.80	2	5	昭43~47 昭50~58 平3~16	県
洋野町	国土交通省 水管理・国 土保全局	大谷地 "	290.0	12.00	1	—	平3~8	"
		平内 "	1,190.0	12.00	2	1	昭36~41 昭61~平20	"
		小子内 "	160.0	12.00	1	3	昭53~62	"
		原子内 "	113.0	12.00	1	—	昭42~44 平5~10	"
		種市 "	320.8	4.30	—	1	昭48~53	"
		玉川 "	227.0	6.00	—	—	昭35~36	"
	水産庁	種市 "	999.1	12.00	4	11	昭38~40 昭42~49 昭62~平6	"
	国土交通省 港湾局	種市 "	—	—	1	—	昭42~	"

2-15-4 海岸保全事業計画調

	長期計画概要 (S45～平14)	社会資本整備重点計画 (H15～H19)
水管理・国土保全局	堤防・護岸 23,658m	地域の人口※1 0.5万人の減 汀線防護未了延長※2 0.6kmの減 復元・創出された砂浜の面積 0.5haの増 復元・創出された砂浜の延長 0.2kmの増
	突堤 535m	
	人工リーフ 3,181m	
	離岸堤 1,416m	
	養浜工 1地区	
	水門・陸閘 5基	
港湾局	堤防・護岸 3,022.4m	地域の人口※1 0.1万人の減
	離岸堤 589.1m	汀線防護未了延長※2 —
	水門・陸閘 9基	復元・創出された砂浜の面積 —
	湾口防波堤 1,556.8m	復元・創出された砂浜の延長 —
農村振興局	堤防・護岸 23,658m	地域の人口※1 0.1万人の減
	養浜工 1地区	汀線防護未了延長※2 —
	水門・陸閘 6基	復元・創出された砂浜の面積 —
		復元・創出された砂浜の延長 —
水産庁	堤防・護岸 38,556m	地域の人口※1 0.4万人の減
	船揚場 270m	汀線防護未了延長※2 0.1kmの減
	根固め工 165m	復元・創出された砂浜の面積 —
	水門・陸閘 5基	復元・創出された砂浜の延長 —

注) 上記指標のうち、※印のあるものは略称である。正しくは以下のとおり。

※1 地域の人口：

高潮・津波による災害から一定の水準の安全性が確保されていない地域の人口

※2 汀線防護未了延長：

侵食海岸において現状の汀線防護が完了していない延長

2-15-5 海岸防災林造成実績調

(平成23年3月末現在)

事業名	面積	箇所
防潮林造成事業	140.6ha	38箇所

2-15-6 海岸防災林造成事業調
県事業分

(平成23年3月末現在)

計画		施行実績		摘要
計画年度	計画概要	施行年度	施行概要	
昭62～平3	施行箇所数 5箇所 面積 3.0ha	昭62～平3	施行箇所数 3箇所 施行面積 2.5ha	第7次 治山事業 5ヶ年計画
平4～平8	施行箇所数 5箇所 面積 0.7ha	平4～平8	施行箇所数 3箇所 施行面積 2.6ha 防潮工・植栽工他	第8次 治山事業 5ヶ年計画
平9～平15	施行箇所数 1箇所 面積 2.0h	平9～平15	施行箇所数 1箇所 施行面積 2.42ha	第9次 治山事業 7ヶ年計画
平16～平22	—	平16～平22	—	治山事業7箇年実施計画

2-15-7 海岸水門管理要綱

(趣旨)

第1 この要綱は、別に定めのあるもののほか、海岸管理者が管理する海岸保全区域に設置されている水門及び樋門（以下「水門等」という。）を合理的に管理するために必要な事項を定めるものとする。

(管理の原則)

第2 水門等は、津波、高潮、その他海水の変動等（以下「津波等」という。）による災害から国土、公共物及び県民の生命、財産等を守るため、津波等の発生の場合、有効かつ迅速に操作されるよう維持管理されなければならない。

(水門等の管理の委託)

第3 海岸管理者は、津波等による危険が切迫した場合における、水門等の操作の緊急性等にかんがみ、海岸保全施設である水門等の維持又は操作その他これらに類する海岸の管理に関する事務を水門等所在の市町村に委託するものとする。

(海岸管理者の管理事項)

第4 海岸管理者は、おおむね次の各号に掲げる事項に関し水門等の管理を行う。

- (1) 特に必要があると認める場合における水門等の巡視及び点検をすること。
- (2) 海岸保全施設である水門等の改修工事及び修繕工事を施工すること。
- (3) 次に掲げる場合において、津波等による災害が発生する恐れが大きいと認められるときは、関係市町村に対し、警戒勤務態勢をとるよう通知すること。
 - ア 気象予報又は気象警報が発令された場合
 - イ 潮位に著しい変動がある場合
- (4) 前各号に掲げるもののほか、水門等の管理に関し特に必要があると認める事項について適切な措置をとること。

(市町村の管理事務)

第5 水門等の管理の委託を受けた市町村は、次の各号に掲げるところにより、水門等の維持又は操作その他これに類する海岸の管理に属する事務を執行するものとする。

- (1) 平常時における水門等の維持又は操作は、次に掲げるところにより行うものとする。
 - ア 水門等を支障なく閉鎖できるよう随時巡視点検すること。
 - イ 水門等の自動開閉装置の導水部分、水門等の開閉部分並びにこれらに関連する路面及び河床面を水門等の開閉に支障のないように整備しておくこと。
- (2) 前号アの規定により水門等を巡視したときは、海岸水門等巡視日誌（様式第1号）を作成し備えておくものとする。
- (3) 水門等は、毎年3回（原則として、7月、11月及び3月とすること。）以上開閉操作の試運転（水門等の主要部分への注油等を含む。）を行うものとする。

(警戒勤務)

第6 委託を受けた市町村は、次の各号のいずれかに該当する場合で、かつ、災害が発生するおそれがあると判断したときは、警戒勤務につき、水門等を閉鎖するものとする。

- (1) 津波注意報又は津波警報が発令されたとき。
- (2) 高潮警報又は波浪警報が発令されたとき。
- (3) 海水に著しい変動があったとき。

(4) 人体に感じる程度の地震が発生したとき。

(5) 海岸管理者から指示されたとき。

2 警戒勤務態勢時における水門等の操作は次に掲げるところにより行うものとする。

(1) 水門等付近に水門等を操作する者を待機させること。

(2) 水門等を点検して、いつでも操作できるようにしておくこと。

(3) 夜間に備えて、照明器具を準備しておくこと。

(4) 津波等の発生状況を判断し、適切かつ迅速に水門等を操作すること。ただし、操作及び避難の時間を確保できない恐れがある時は避難を優先すること。

(警戒勤務の解除)

第7 委託を受けた市町村は、前条の警戒勤務についた後において、災害が起こるおそれがないと判断したときは、警戒勤務を解除し、水門等を開くものとする。

(報告)

第8 委託を受けた市町村は、毎年度4月15日までに当該年度の海岸水門等管理体制報告書(様式第2号)を所管する広域振興局土木部長又は土木センター所長(以下「広域振興局長等」という。)に提出しなければならない。

2 前号の報告書は、年度途中において水門等の管理体制に変動が生じたときも、その都度提出しなければならない。

3 委託を受けた市町村は、第5第3項に規定する試運転を行ったときは、水門等開閉操作報告書(様式第3号)を、当該試運転の日後10日以内に所管の広域振興局土木部長に提出しなければならない。

4 委託を受けた市町村は、次の各号のいずれかに該当する場合は、直ちに電話等で所管する広域振興局土木部長に通報するものとする。

(1) 水門等に異常を認めたとき。

(2) 第6の規定に基づき、警戒勤務につき、水門等を閉鎖したとき。

(3) 第7の規定に基づき、警戒勤務を解除し、水門等を開いたとき。

様式第2号

第 号
年 月 日

広域振興局長 様

市 町 村 長

年度海岸水門等管理体制（変更）報告書

このことについて、海岸水門等管理要綱第8第1項（第2項）の規定により報告します。

水門又は 樋門名	設置場所	型式	開閉 方法	門数	管理操作責任 者住所氏名	管理操作担当 者住所氏名	試運転予定月 日その他管理 方法

様式第3号

第 号
年 月 日

広域振興局長 様

市町村長

海岸水門等開閉操作報告書

このことについて、海岸水門等管理要綱第8第3項の規定により報告します。

水門又は 樋門名	設置場所	型式	開閉 方法	門数	試運転及び注 油等の月日	試運転の結果 及び水門の 異常の有無	措置の状況

注 試運転の結果及び水門等の異常の有無の欄には、具体的に記入すること。

海岸堤防門扉等一覧表

(平成23年4月1日現在)

所在市町村	管理者	国土交通省 河川局所管	国土交通省 港湾局所管	農林水産省農 村振興局所管	水産庁 所管	合 計
陸前高田市	県	16		4	36	56
	市				61	61
	計	16		4	97	117
大船渡市	県	7	37	7	52	103
	市				43	43
	計	7	37	7	95	146
釜石市	県	8	16	6	66	96
	市				16	16
	計	8	16	6	82	112
大槌町	県				35	35
	町					
	計				35	35
山田町	県	4		4	77	85
	町				11	11
	計	4		4	88	96
宮古市	県	27	5	3	12	47
	市				16	16
	計	27	5	3	28	63
岩泉町	県				2	2
	町				3	3
	計				5	5
田野畑村	県	5			4	9
	村				6	6
	計	5			10	15
普代村	県	6				6
	村					
	計	6				6
野田村	県	9		1		10
	村					
	計	9		1		10
久慈市	県	1	12		7	20
	市				8	8
	計	1	12		15	28
洋野町	県	10	1		14	25
	町				1	1
	計	10	1		15	26
合 計	県	93	71	25	305	494
	市町村				165	165
	計	93	71	25	470	659

2-16 土砂災害予防計画
 2-16-1 土砂災害発生危険箇所一覧

(平成23年4月1日現在)
 (林野庁(民)分は平成23年3月31日現在)

所管別	危険地区分	危険箇所数	危険区域の現況		うち区域指定箇所数	防止施設			摘要		
			面積	保全対象人家		概成	工事中	未着手			
国土交通省	地すべり危険箇所	箇所 191	km ² 78.18	戸 22,128	カ所 17	カ所 16	カ所 1	カ所 174	直轄分と県分との合計		
	急傾斜地崩壊危険箇所等	6,959	—	28,626	308	283	13	6,663	急傾斜地崩壊危険箇所 I、II、IIIの合計		
	土石流発生危険溪流	7,198	—	37,121		237	19	6,942	土石流危険溪流 I、II、準ずるの合計		
林野庁	国有林	地すべり危険区域	16	16.13	173		0	10	6	「工事中」には 一部概成を含む	
		山地災害危険地区	山腹崩壊	102	—	—		1	41	60	〃
			流出崩壊	227	—	—		1	140	86	〃
			計	329	—	—		2	181	146	〃
	民有林	地すべり危険区域	43	55.24	2,260	23	24	9	8	〃	
		山地災害危険地区	山腹崩壊	877	—	—		281	170	426	〃
			土砂流出	2,755	—	—		541	948	1,266	〃
計	3,632	—	—		822	1,118	1,692				
農林水産省	地すべり危険区域	38	13.71	51	3	3	0	35			

4-2-125

2-16-2 地すべり危険箇所市町村別一覧

(平成19年3月末現在)
 (国土交通省分は平成23年4月1日現在)
 (林野庁分は平成23年3月末現在)
 (林野庁(国)分は平成23年4月1日現在)

市町村	所管別	箇所数	区域の現況		うち区域指定箇所数	防 止 施 設			摘 要
			面積	保全対象人家		概 成	工事中	未着手	
		箇所	km ²	戸	箇所	箇所	箇所	箇所	
盛岡市	国土交通省	9	2.23	259					
宮古市	国土交通省	2	0.12	321	1	1			
花巻市	国土交通省	8	1.17	1,117					
	農林水産省 林野庁	3 3	0.37 1.23	 28	3 2	3	 3		
北上市	国土交通省	4	0.91	74					
	農林水産省 林野庁	5 1	1.77 0.01	6 0			 1		 (国)
久慈市	国土交通省	22	6	1,251	6	6			
	林野庁	4	1.9	62	3	2	1	1	
一関市	国土交通省	36	10.45	1,741	2	2			
	農林水産省 林野庁	7 9	4.6 18.56	22 13,528	 7	 3	 6	7	
	〃	1	1.41	140			1		(国)
陸前高田市	国土交通省	2	0.05	36					
	林野庁	1	0.05	1		1			
二戸市	国土交通省	22	17.15	10,504	3	3			
	農林水産省 林野庁	3 3	1.46 1.14	2 278	 1	 1	 2	3	
八幡平市	国土交通省	6	3.73	1,035	1	0	1		
	農林水産省 林野庁	3 3	0.35 0.72	 68	 1	 1		3 2	
	〃	6	12.06	16			2	4	(国)
奥州市	国土交通省	25	12.22	670	1	1			
	農林水産省 林野庁	13 6	4.79 3.70	19 57	 3	 3	 1	13 2	
	〃	6	2.20	16			6		(国)
雫石町	国土交通省	7	1.64	105					
	林野庁	2	22.44					2	
〃	〃	2	0.45	1				2	(国)
紫波町	国土交通省	2	0.30	40					
西和賀町	国土交通省	18	7.95	600					
金ヶ崎町	農林水産省	3	0.26	2				3	
	林野庁	1	0.75	70	1	1			
平泉町	国土交通省	1	2.03	140					
住田町	林野庁	1	0.30	17		1			
山田町	国土交通省	1	0.16	61					
岩泉町	国土交通省	2	0.37	31					
	農林水産省 林野庁	1 2	0.12 0.30	 86	 1	 2		1	
田野畑村	国土交通省	1	0.04	41					
軽米町	国土交通省	4	0.97	456					
	林野庁	1	0.17	6			1		
野田村	国土交通省	1	0.02	8					
	林野庁	3	0.13	86	1	2	1		
九戸村	国土交通省	1	0.05	11					
洋野町	国土交通省	1	0.02	1					
一戸町	国土交通省	16	10.60	3,642	3	3			
	林野庁	4	3.85	59	3	1	2	1	
計		287	163.27	36,714	43	37	28	49	

注(国)は国有林地内

2-16-3 国土交通省所管地すべり防止区域一覧表

(平成23年4月1日現在)

地区名	位 置			面 積	法に基づく区 域指定年月日	対策事業 施行年度	備 考
	郡 市	町 村	字				
巽山	久慈市		巽町	ha 12.16	昭 37.12.5	昭36~38 昭41~42 昭52~57 平2~5	概 成 " " "
上夏井	"		夏井町	55.00	39.9.30	昭39~47 昭61~平 11	概 成
夏井	"		"	12.00	45.11.26	昭45~46	概 成
半崎	"		夏井町 待浜町	53.20	49.4.12	昭50~63	"
湯田	二戸市		金田一	145.50	33.12.9	昭30~39 平元~18	概 成 (自動監視中)
八幡平	八幡平市	(旧松尾村)	赤川山 国有林	55.34	46.10.11 48.2.15 4.5.28	昭47~平 12 平22~	工事中
胆沢	奥州市	(旧胆沢町)	若柳	345.00	38.6.8 元.11.8	昭37~平 18	概 成 (直 轄)
西法寺	二戸郡	一戸町	西法寺	5.52	48.2.14	昭47~49	概 成
大芦	久慈市		大芦	97.50	57.3.27	昭56~平4	概 成 (自動監視中)
下町	宮古市	(旧田老町)	下町	9.05	58.12.17	昭58~60	概 成
小祝	二戸市		白鳥	36.00	60.3.27	昭60~平9	概 成
蘭梅	一関市		蘭梅	5.10	63.3.9	昭62~平4	概 成
槻木平	"		巖美町	21.95	4.5.28	平4~12	概 成
白鳥	二戸市		白鳥	27.50	8.2.23	平6~13	概 成
地切	二戸郡	一戸町	岩館	18.94	9.2.23	平9~18	概 成
桑畑	久慈市		桑畑	9.14	14.1.25	平12~19	概 成
女鹿館	二戸郡	一戸町	女鹿	42.39	14.1.25	平12~19	概 成
計	17 地 区			951.29			

2-16-4 林野庁所管地すべり防止区域一覧表

(平成21年4月1日現在)

地区名	位 置			面 積	法に基づく区 域指定年月日	対策事業 施行年度	備 考
	郡 市	町 村	字				
麦 生	久慈市	侍浜町	麦 生	ha 24.08	昭53.5.13	昭53～平15	概 成
中 崎	〃	夏井町	中 崎	88.92	昭47.7.13	昭47～平8	〃
大平山	一関市	中 里	大平山	22.66	昭37.8.17 平16.10.25	昭34～63 平15～20	概 成
磐井川	〃	巖美町	横 森	677.36	昭43.4.17	昭44～平15	概 成
にごり沢	〃	〃	板 川	104.07	昭45.3.31	昭45～平15、 平20～	工 事 中
中 川	〃	〃	本 寺	215.70	昭47.7.13	昭48～平10	概 成
井戸沢	〃	〃	長 根	439.91	昭54.4.25	昭55～平15	〃
餅 転	奥州市	衣川区	上衣川	25.40	昭53.5.13	昭53～63	〃
中 沢	下関伊郡	岩泉町	門	28.07	昭53.5.13	昭53～61	〃
浄法寺	二戸市	浄法寺町	御 山	9.28	昭42.10.20 昭53.5.13	昭43～56	〃
根 反	二戸郡	一戸町	根 反	19.95	昭40.8.4	昭40～47	〃
面 岸	〃	〃	面 岸	296.37	昭48.6.19	昭48～平17	〃
平船向	〃	〃	楢 山	66.92	昭48.6.19 昭55.4.17	昭52～57	〃
狼 洞	花巻市	東和町	南成島	28.79	昭57.8.9	昭56～61	〃
豊 沢	花巻市	豊 沢	北 向	26.57	昭62.12.22	昭62～平11	〃
門ノ沢	久慈市	夏井町	夏 井	109.54	昭62.12.22	平8～平17	〃
寄木向	八幡平市		赤坂田	22.99	昭62.12.22	昭62～平3	〃
南股川	奥州市	衣川区	餅転	87.87	昭62.12.22	昭62～平9	〃
大 森	胆沢郡	金ヶ崎町	永 沢	75.20	平3.5.8	平3～平6	〃
岡 山	一関市	巖美町	岡 山	278.13	平4.6.12	平13～	工 事 中
槻木平	〃	〃	板 川	101.02	平4.8.5	平4～平16	概 成
玉 川	九戸郡	野田村	玉 川	8.07	平6.11.4	平6～平7	〃
増 沢	奥州市	衣川区	増 沢	136.02	平22.1.21	平22～平28	工 事 中
計	23	地	区	2,892.89			

2-16-5 農林水産省所管地すべり防止区域一覧表

(平成15年4月1日現在)

地区名	位 置			面 積	法に基づく 区域指定年月日	対策事業 施行年度	備 考
	郡 市	町 村	字				
豊沢第一	花巻市		豊 沢	ha 22.84	昭45.3.27	平6～平11	概 成
豊沢第二	〃		〃	5.81	〃	〃	〃
太 田	〃		太 田	8.84	昭63.3.22	平元～平10	〃
計	3地区			37.49			

2-16-6 地すべり防止対策事業一覧

(平成23年4月1日現在)

所管別	事業主体	現 状 (平20)		社会資本総合整備計画H22～ H26事業計画概要		平成22までの実績		摘 要
国土交通省	県	概成	17カ所	施行箇所1地区(概成) 事業費 340,000千円		事業費 12,623千円		平成11～22全体計画は岩手県総合 発展計画(実施計画)による。 (平成23年3月31日現在)
所管別	事業主体	事業計画概要			施行実績			摘 要
		計画年次	施行箇所	事業費	施行箇所	事業費	施行状況	
林野庁	国	昭62～平3	2	千円 2,071,000	1	千円 1,742,055		第7次治山事業5カ年計画 (民有林直轄地すべり防止事業)
		平4～平8	1	1,721,598	1	1,786,352		第8次治山事業 " " (" ")
		平9～平15	1	2,805,000	1	2,580,098		第9次治山事業7カ年計画 (" ")
		平16～平20	2	—	2	959,143		
	県	昭62～平3	10	1,348,000	8	1,721,232		第7次治山事業5カ年計画
		平4～平8	12	2,145,000	10	2,986,480		第8次 " "
		平9～平15	9	3,400,000	9	3,304,912		第9次治山事業7カ年計画
		平16～平22	5	638,564	5	1,048,957		治山事業7箇年実施計画
農 林 水産省	県	昭45～平11	3	1,546,318	3	1,546,318	概成 3カ所	農地防災事業計画

4-2-130

2-16-7 土石流危険渓流市町村別一覧（土石流危険渓流Ⅰのみ）

（国土交通省所管）

（平成23年4月1日現在）

振興局等	市町村	渓流数	保全対象 人家戸	防止施設					摘要
				概成渓流		着手渓流		未着手 渓流	
				渓流数	施設数	渓流数	施設数		
盛岡	盛岡市	67	515	3	3	0	0	64	
	旧盛岡市	40	324	3	3	0	0	37	
	旧玉山村	27	191	0	0	0	0	27	
	雫石町	39	222	2	3	0	0	37	
	滝沢村	11	828	2	3	1	1	8	
	紫波町	12	65	1	1	0	0	11	
	矢巾町	3	45	0	0	0	0	3	
	小計	132	1,675	8	10	1	1	123	
	岩手 土木 センター	葛巻町	75	1,132	3	5	4	6	68
		岩手町	32	290	1	1	0	0	31
八幡平市		74	1,000	10	11	2	2	62	
旧西根町		9	104	1	1	1	1	7	
旧松尾村		18	250	3	4	1	1	14	
旧安代町		47	646	6	6	0	0	41	
計	181	2,422	14	17	6	8	161		
盛岡管内	合計	313	4,097	22	27	7	9	284	
花巻	花巻市	62	338	6	6	0	0	56	
	旧花巻市	22	181	1	1	0	0	21	
	旧大迫町	27	113	4	4	0	0	23	
	旧石鳥谷町	1	3	0	0	0	0	1	
	旧東和町	12	41	1	1	0	0	11	
	計	62	338	6	6	0	0	56	
北上	北上市	20	101	3	3	0	0	17	
	西和賀町	27	209	8	8	0	0	19	
	旧湯田町	19	156	7	7	0	0	12	
	旧沢内村	8	53	1	1	0	0	7	
	計	47	310	11	11	0	0	36	
水沢	奥州市	44	237	5	6	0	0	39	
	旧水沢市	4	22	0	0	0	0	4	
	旧江刺市	26	153	5	6	0	0	21	
	旧前沢町	3	20	0	0	0	0	3	
	旧胆沢町	1	2	0	0	0	0	1	
	旧衣川村	10	40	0	0	0	0	10	
	金ヶ崎町	0	0	0	0	0	0	0	
	計	44	237	5	6	0	0	39	
一関	計※1	6	45	0	0	0	0	6	
	平泉町	1	15	0	0	0	0	1	
	一関市※2	99	655	7	8	2	2	90	
	旧一関市	3	24	0	0	0	0	3	
	旧花泉町	2	6	0	0	0	0	2	
	小計	5	30	0	0	0	0	5	
千厩	旧大東町	39	219	2	2	0	0	37	
	旧千厩町	7	55	0	0	0	0	7	
	旧東山町	22	181	3	4	0	0	19	
	旧室根村	8	80	0	0	2	2	6	
	旧川崎村	18	90	2	2	0	0	16	
	小計	94	625	7	8	2	2	85	
	藤沢町	9	68	0	0	0	0	9	
	計※3	103	693	7	8	2	2	94	

振興局等	市町村	溪流数	保全対象 人家戸	防止施設					摘要
				概成溪流		着手溪流		未着手 溪流	
				溪流数	施設数	溪流数	施設数		
大船渡	大船渡市	166	3,233	14	15	0	0	152	
	陸前高田市	93	1,082	7	11	0	0	86	
	住田町	69	516	3	3	0	0	66	
	計	328	4,831	24	29	0	0	304	
遠野	遠野市	128	902	21	20	0	0	107	
	旧遠野市	80	506	11	11	0	0	69	
	旧宮守村	48	396	10	9	0	0	38	
	計	128	902	21	20	0	0	107	
釜石	釜石市	251	7,531	29	32	3	3	219	
	大槌町	56	1,289	9	9	1	1	46	
	計	307	8,820	38	41	4	4	265	
宮古	宮古市	271	4,765	14	15	2	2	255	
	旧宮古市	160	2,889	8	9	2	2	150	
	旧田老町	25	327	1	1	0	0	24	
	旧新里村	32	375	2	2	0	0	30	
	旧川井村	54	474	3	3	0	0	51	
	山田町	93	1,524	3	5	0	0	90	
	小計	364	5,589	17	20	2	2	345	
岩泉 土木 事務所	岩泉町	160	1,773	18	18	0	0	142	
	田野畑村	27	262	3	3	0	0	24	
	計	187	2,035	21	21	0	0	166	
宮古管内 合計		551	7,624	38	41	2	2	511	
久慈	久慈市	80	585	6	6	0	0	74	
	旧久慈市	60	483	4	4	0	0	56	
	旧山形村	20	102	2	2	0	0	18	
	普代村	24	235	1	1	0	0	23	
	洋野町	5	35	0	0	0	0	5	
	旧種市町	5	35	0	0	0	0	5	
	旧大野村	0	0	0	0	0	0	0	
	野田村	12	65	0	0	0	0	12	
計	121	920	7	7	0	0	114		
二戸	二戸市	63	733	0	0	1	2	62	
	旧二戸市	52	612	0	0	1	2	51	
	旧浄法寺町	11	121	0	0	0	0	11	
	軽米町	26	202	1	1	0	0	25	
	九戸村	34	508	4	6	0	0	30	
	一戸町	71	995	5	8	0	0	66	
	計	194	2,438	10	15	1	2	183	
計		2,204	31,255	189	211	16	19	1,999	

※1：旧一関市・平泉町・旧花泉町の合計

※2：新一関市の合計

※3：旧大東町・藤沢町・旧千厩町・旧東山町・旧室根村・旧川崎村の合計

【説明事項】

土石流危険溪流

土危Ⅰ：保全人家5戸以上

土危Ⅱ：保全人家1～4戸

準ずる：人家はないが新規立地が見込まれる箇所

2-16-8 山地災害危険地区市町村別一覧

(平成23年3月31日現在)

市町村名	国有林地内			民有林地内		
	箇所数	防止施設		箇所数	防止施設	
		概成	工事中		概成	工事中
	カ所	カ所	カ所	カ所	カ所	カ所
盛岡市	10		8	132	10	27
宮古市	4		2	268	51	72
大船渡市				190	84	43
花巻市	19		9	237	52	75
北上市	12	1	9	61	9	37
久慈市	7	1	6	196	34	80
遠野市	3		3	111	53	47
一関市	25		11	393	115	93
陸前高田市				123	50	27
釜石市	11		10	184	75	50
二戸市	1		1	140	7	64
八幡平市	47		19	104	15	40
奥州市	17		10	230	47	68
平石町	63		27	33	0	25
葛巻町	1		1	117	9	37
岩手町				30	2	2
滝沢村				13	2	0
紫波町	1		1	17	4	5
矢巾町	7		6	2	0	0
西和賀町	17		11	93	9	38
金ヶ崎町	2		2	32	17	2
平泉町				22	6	11
藤沢町	9			56	24	6
住田町	3		3	107	34	25
大槌町	9		7	70	15	26
山田町	13		11	65	13	19
岩泉町	29		17	191	27	49
田野畑村	1		1	74	16	21
普代村				48	2	26
川井村	9		4	109	29	27
軽米町				30	7	6
野田村				26	1	19
九戸村				38	0	16
洋野町				24	2	11
一戸町	9		2	66	1	18
県計	329	2	181	3,632	822	1,112

(注) 山地災害危険箇所数には、地すべり危険箇所数を除く。工事中には「一部概成」箇所を含む。

2-16-9 山地災害防止対策事業調
県事業分

(平成23年3月末現在)

事業名	計 画		施行実績 (県単事業を含む)		摘 要
	計画年次	計 画 概 要	施行年次	施 行 概 要	
治山事業	昭62～平3	施行箇所 777箇所 安定面積 3,957ha 事業費 16,847百万円	昭62～平3	施行箇所 595箇所 安定面積 3,900ha 事業費 18,383百万円	第7次治山事業 5ヶ年計画
	平4～平8	施行箇所 722カ所 安定面積 4,812ha 事業費 22,215百万円	平4～平8	施行箇所 562カ所 安定面積 5,143ha 事業費 23,672百万円	第8次治山事業 5ヶ年計画
	平9～平15	施行箇所 714カ所 事業費 30,100百万円	平9～平15	施行箇所 579カ所 事業費 28,656百万円	第9次治山事業 7ヶ年計画
	平16～平22	施行箇所 609カ所 事業費 17,682百万円	平16～平22	施行箇所 791カ所 事業費 17,350百万円	治山事業7箇年 実施計画

(注) 1 治山事業には、地すべり防止、県単治山、保安林整備を含む。

2 平成16年度以降は、国の治山事業計画から森林整備保全事業計画（全国計画）に移行しているため、県の治山事業は、治山事業7箇年実施計画を策定し実施している。

2-16-10 急傾斜地崩壊危険箇所市町村別一覧（危険箇所Ⅰのみ）

（国土交通省所管）

（平成23年4月1日現在）

振興局等	市町村	危険箇所					急傾斜地崩壊危険区域指定区域数	
		危険箇所数		要対策箇所数	概成箇所数	工事中箇所数		
		自然斜面	人工斜面					
盛岡	盛岡市	71	62	9	61	7	1	9
	旧盛岡市	70	61	9	61	7	1	9
	旧玉山村	1	1	0	0	0	0	0
	掣石町	12	12	0	8	2	1	3
	滝沢村	10	6	4	6	0	0	0
	紫波町	1	1	0	1	0	0	0
	矢巾町	0	0	0	0	0	0	0
	小計	94	81	13	76	9	2	12
岩手出張所	葛巻町	30	30	0	22	4	0	4
	岩手町	24	16	8	16	2	0	2
	八幡平市	28	19	9	15	6	0	6
	旧西根町	6	3	3	3	0	0	0
	旧松尾村	5	3	2	0	0	0	0
	旧安代町	17	13	4	12	6	0	6
計	82	65	17	53	12	0	12	
盛岡管内 合計		176	146	30	129	21	2	24
花巻	花巻市	60	47	13	43	12	1	17
	旧花巻市	46	34	12	30	6	1	11
	旧大迫町	11	10	1	10	5	0	5
	旧石鳥谷町	1	1	0	1	0	0	0
	旧東和町	2	2	0	2	1	0	1
計	60	47	13	43	12	1	17	
北上	北上市	33	22	11	20	2	0	2
	西和賀町	34	17	17	16	2	0	1
	旧湯田町	32	16	16	15	2	0	1
	旧沢内村	2	1	1	1	0	0	0
計	67	39	28	36	4	0	3	
水沢	奥州市	69	58	11	55	11	1	14
	旧水沢市	20	17	3	16	0	0	0
	旧江刺市	23	16	7	16	5	1	7
	旧前沢町	19	18	1	16	6	0	7
	旧胆沢町	1	1	0	1	0	0	0
	旧衣川村	6	6	0	6	0	0	0
	金ヶ崎町	7	5	2	5	0	0	0
計	76	63	13	60	11	1	14	
一関	計※1	54	47	7	44	13	0	20
	平泉町	9	9	0	9	0	0	0
	一関市※2	111	94	17	90	28	0	38
	旧一関市	37	30	7	27	8	0	14
	旧花泉町	8	8	0	8	5	0	6
	小計	45	38	7	35	13	0	20
千厩	旧大東町	18	16	2	16	5	0	6
	旧千厩町	23	16	7	16	3	0	4
	旧東山町	14	14	0	13	3	0	3
	旧室根村	5	5	0	5	0	0	0
	旧川崎村	6	5	1	5	4	0	5
	小計	66	56	10	55	15	0	18
	藤沢町	2	2	0	2	1	0	1
計※3	68	58	10	57	16	0	19	

振興局等	市町村	危険箇所					急傾斜地崩壊危険区域指定区域数	
		危険箇所数		要対策箇所数	概成箇所数	工事中箇所数		
		自然斜面	人工斜面					
大船渡	大船渡市	184	156	28	152	23	1	27
	陸前高田市	88	77	11	75	13	1	14
	住田町	35	34	1	33	2	0	2
	計	307	267	40	260	38	2	43
遠野	遠野市	14	12	2	10	1	0	3
	旧遠野市	10	9	1	8	1	0	2
	旧宮守村	4	3	1	2	0	0	1
	計	14	12	2	10	1	0	3
釜石	釜石市	330	326	4	317	60	3	67
	大槌町	81	79	2	67	13	1	13
	計	411	405	6	384	73	4	80
宮古	宮古市	151	151	0	142	38	4	37
	旧宮古市	123	123	0	120	29	3	24
	旧田老町	18	18	0	14	6	1	10
	旧新里村	10	10	0	8	3	0	3
	山田町	33	33	0	30	7	1	8
	川井村	16	16	0	13	2	0	3
	小計	200	200	0	185	47	5	48
	岩泉土木事務所	岩泉町	49	49	0	47	5	1
田野畑村	19	19	0	19	0	0	0	
計	68	68	0	66	5	1	5	
宮古管内 合計		268	268	0	251	52	6	53
久慈	久慈市	72	62	10	45	4	0	5
	旧久慈市	61	53	8	36	3	0	4
	旧山形村	11	9	2	9	1	0	1
	普代村	17	13	4	7	1	0	1
	洋野町	23	16	7	16	5	0	5
	旧種市町	15	9	6	9	4	0	4
	旧大野村	8	7	1	7	1	0	1
	野田村	8	6	2	3	2	0	4
	計	120	97	23	71	12	0	15
二戸	二戸市	83	71	12	64	9	0	10
	旧二戸市	62	52	10	45	6	0	6
	旧浄法寺町	21	19	2	19	3	0	4
	軽米町	23	18	5	18	1	0	2
	九戸村	11	10	1	8	0	0	1
	一戸町	54	51	3	49	6	0	4
	計	171	150	21	139	16	0	17
計		1,792	1,599	193	1,484	269	16	308

※1:旧一関市・平泉町・旧花泉町の合計

※2:新一関市の合計

※3:旧大東町・藤沢町・旧千厩町・旧東山町・旧室根村・旧川崎村の合計

【説明事項】 急傾斜地崩壊危険箇所

危険箇所： 保全人家5戸以上または公共施設がある箇所

危険箇所I： 保全人家1～4戸

危険箇所II： 人家はないが新規立地が見込まれる箇所

2-16-11 急傾斜地崩壊対策事業の状況

(平成23年4月1日)

所管別	事業主体	計画開始年度	社会資本総合整備計画		施行実績		摘要
		平成22年	計画年次	計画概要	計画年次	実績概要	
国土交通省	県	概成箇所 269箇所	平22 ～ 平26	概成箇所 9箇所	平22 ～ 平22	概成箇所 0箇所	

2-16-12 災害報告 (地すべり・土石流等・がけ崩れ・雪崩)

第 報

災害報告 (地すべり)

(年 月 日 時 現在)

ありがな													地区名			
発生場所	[都・道・府・県]			[市・郡]			[区・町・村]			大字						
発 生 日 時	[不明・調査中・確認済]			年 月 日			時									
気象 状況	異常気象名				観測所名				災害発生場所からの距離			km				
	連続雨量	mm			年 月 日 時 ~			年 月 日 時								
	最大24時間雨量	mm/24hr			年 月 日 時 ~			年 月 日 時								
	最大時間雨量	mm/hr			年 月 日 時 ~			年 月 日 時								
地すべり規模	幅	m		長さ	m		斜面勾配	度		移動層厚	m		拡大の見込	有・無		
	保全対象人家戸数			戸			公共施設									
移動 状況	最大時間移動量(時速)	m or mm			年 月 日 時 ~			時			観測地点					
	移動総量	m or mm			年 月 日 時 分 ~			年 月 日 時 分			観測地点					
	近年の移動履歴	有・無			年 月 日 時 ~			年 月 日 時								
	変 状	き裂	有・無		陥没	有・無		隆起	有・無		湧水	有・無		末端の押出の有無	有・無	
危険箇所	地すべり危険箇所	該当	有・無		危険度 [A・B・C]			所管 [国土・林・農]								
	地すべり防止区域	指定	有・無		指定年	年		既設対策工の有無		有・無		所管 [国土・林・農]				
状被害	人的被害	死者	< >()名		被害者 年齢	才		農地被害		(種類・面積)						
		行方不明	< >()名			才										
		負傷者	< >()名			才										
	人家被害	全壊・流出	< >()戸		木造	< >()戸		RC	< >()戸		(公共施設・災害弱者関連施設(重要・一般)の名称は要記載)					
		半壊	< >()戸		木造	< >()戸		RC	< >()戸							
		一部損壊	< >()戸		木造	< >()戸		RC	< >()戸							
非住家被害	戸		宅地擁壁の被害		戸 (空積・練積・RC・その他)											
公共土木施設被害(砂防施設・道路・橋梁・河川構造物等)	(流出、破損、埋没、交通の不通状況 等を記載)															
その他																
避難状況 (集落名、種類(勧告・指示・自主)、世帯数、人数、避難場所、勧告や指示の発令時刻 等を記載)																
対応状況 (どこがどのような対応(工事・監視等)を実施したorする予定か)																
災害関連緊急事業申請の有無 [有・無・調査中]																
関係法令等 (該当する項目に○をつける)	直轄	砂防指定地			旧住宅造成事業に関する法律の適用区域											
	保安林	土石流危険渓流 [I・II・準ずる]			建築基準法による災害危険区域											
	国有林	急傾斜地崩壊危険区域			建築基準法により条例で建築を制限している区域											
	民有林	急傾斜地崩壊危険箇所			宅地造成工事規制区域											
	都市計画法に基づく開発許可制度の適用区域			宅造基準条例の適用区域												
	土砂災害特別警戒区域			土砂災害警戒区域												
	災害対策基本法防災計画区域															
	その他 ()															
報告者	①所属	氏名			③所属	氏名										
	②所属	氏名			④所属	氏名										
※ 第一報はその時点で判明している内容でよいので迅速に報告すること																
座標 北緯 度 分 秒 東経 度 分 秒																

災害報告 (土石流等)

(年 月 日 時 現在)

ふりがな										地区名	
発生場所	[都・道・府・県]	[市・郡]	[区・町・村]	大字							
ふりがな	1級・2級・その他			水系			川			[沢・川・谷]	
河川											
発生日時	[不明・調査中・確認済]			年 月 日			時 分				
災害形態	土石流, 土砂流・山腹崩壊・山林火災・その他 ()										
気象状況	異常気象名				観測所名						
	連続雨量	mm	年 月 日 時 ~			年 月 日 時					
	最大24時間雨量	mm/24hr	年 月 日 時 ~			年 月 日 時					
	最大時間雨量	mm/hr	年 月 日 時 ~			年 月 日 時					
土砂流出状況	流出土砂量	m ³	河道閉塞	有・無	堆積状況	河積の / 程度					
溪流の情報	区分	I・II・準ずる・危険溪流ではない			流域面積	km ²	河床勾配	1/			
被害状況	人的被害	死者	名	被害者年齢	才	農地被害 (種類・面積)	概略のボンチ絵 (別途添付してもよい)				
		行方不明	名		才						
		負傷者	名		才						
	人家被害	全壊・流出	戸	(公共施設・災害弱者関連施設 (重要・一般)の名称は要記載)							
		半壊	戸								
		一部損壊	戸								
非住家被害	床上浸水	戸									
	床下浸水	戸									
公共土木施設被害 (砂防施設・道路・鉄道・橋梁・河川構築物等)	住宅擁壁の被害	戸	(空積・練積・RC・その他)								
	(流出, 破損, 埋没, 交通の不通状況等を記載)										
二次災害の可能性	(有・無)										
保全対象	km下流に人家			戸 (人)			道路名等				
	(その他)										
避難状況 (集落名, 種類 (勧告・指示・自主), 世帯数, 人数, 避難場所, 勧告や指示の発令時刻等を記載)											
対応状況 (どこがどのような対応 (工事・監視等) を実施したorする予定か)											
関係法令等 (該当する項目に○をつける)				災害関連緊急事業申請の有無			[有・無・調査中]				
	直轄	砂防指定地 (年指定)			地すべり防止区域[国土・林・農]						
	保安林	河川区域[1級・2級・準用・普通]			急傾斜地崩壊危険区域						
	国有林	土砂災害特別警戒区域			建築基準法による災害危険区域						
	民有林	土砂災害警戒区域			建築基準法により条例で建築を制限している区域						
	都市計画法に基づく開発許可制度の適用区域			宅地造成工事規制区域							
その他 ()											
報告者	①所属	氏名			③所属	氏名					
	②所属	氏名			④所属	氏名					

* [添付図面等]

都道府県全体が含まれる位置図, 概況平面図, 土砂流出状況が分かるボンチ絵, 関連記事

* 第一報はその時点で判明している内容でよいので迅速に報告すること

* 写真は, 別途e-mailにて送付すること

緊急・詳細報告用

災害報告 (がけ崩れ) 第 報
(年 月 日 時 現在)

ふりがな				大字		地区名		
発生場所	[都・道・府・県]	[市・郡]	[区・町・村]					
発 生 日 時	[不明・調査中・確認済]			年	月	日	時	
気象状況	異常気象名			観測所名	災害発生場所からの距離 km			
	連続雨量	mm		年	月	日	時	
	最大24時間雨量	mm/24hr		年	月	日	時	
斜面の種類	最大時間雨量	mm/hr		年	月	日	時	
	自然斜面	H=	m	横断図 (別途添付してもよい)		概況平面図 (別途添付してもよい)		
	人口斜面	H=	m					
	勾配	θ	1	度				
拡大の見込み [有・無]								
保全対象人家戸数								
崩落の状況	高さ	m	巾	m				
	面積	m ²	勾配	θ 2	度			
	崩壊又は流出土砂量	m ³						
	がけ下端の堆積深	m						
	がけ下端と被害家屋までの距離	①家屋	m					
		②家屋	m					
	被害家屋位置の堆積深	①家屋	m					
	②家屋	m						
崩土の到達距離								
その他								
被害状況	人的被害	死者	<>()名		被害者	才		
		行方不明	<>()名		被害者	才		
		負傷者	<>()名		年齢	才		
	物的被害	出	<>()戸	木造	<>()戸	RC	<>()戸	
		半壊	<>()戸	木造	<>()戸	RC	<>()戸	
		一部損壊	<>()戸	木造	<>()戸	RC	<>()戸	
非住家被害	戸		宅地擁壁の被害	戸 (空積・練積・RC・その他)				
(流出、破損、埋没、交通の不通状況等を記載)								
公共土木施設被害 (砂防施設・道路・鉄道・橋梁・河川構造物等)								
その他								
避難状況 (集落名、種類 (勧告・指示・自主)、世帯数、人数、避難場所、勧告や指示の発令時刻等を記載)								
対応状況 (どこがどのような対応 (工事・監視等) を実施したorする予定か)								
災害関連緊急事業申請の有無 [有・無・調査中]								
関係法令等 (該当する項目に○をつける)	直轄	砂防指定地	地すべり防止区域 [国土・林・農]					
	保安林	急傾斜地崩壊危険区域	旧住宅造成事業に関する法律の適用区域					
	国有林	土砂災害特別警戒区域	建築基準法による災害危険区域					
	民有林	土砂災害警戒区域	建築基準法により条例で建築を制限している区域					
	都市計画法に基づく開発許可制度の適用区域		宅地造成工事規制区域					
	災害対策基本法防災計画区域		宅造基準条例の適用区域					
	急傾斜地崩壊危険実態調査箇所		地帯番号	箇所番号				
その他 ()								
報告者	①所属	氏名			③所属	氏名		
	②所属	氏名			④所属	氏名		
※ 第一報はその時点で判明している内容でよいので迅速に報告すること				座標	北緯	度	分	
※ 写真は必要に応じ別途e-mailにて送付のこと				東経	度	分	秒	

雪崩災害報告

都道府県名 () 第 報 (月 日 時 現在)

※ふりがな 場 所	郡 町 大字 市 村	※ふりがな 区 域 名	
※発生日時	月 日	※雪崩危険箇所点検番号	
気 象 状 況	雪崩発生時の天候	晴 ・ 曇 ・ 雨 ・ 雪 ・ みぞれ	
	雪崩発生時の積雪深	cm	観測所名 観測所との距離 観測所との標高差
	雪崩発生時の気温	℃	
	雪崩発生時の降雪深	cm	日 時 ~ 日 時
保 全 対 象	人家 公共的建物 公共的施設	戸	斜面の向き 北・北東・東・南東・南・南西・西・北西
斜面の高さ		概況平面図 縦断面図	
植生の状況			
雪崩の状況	拡大等の見込み		
	雪崩の種類	表層・全層	
	高さ		
	幅		
	雪崩雪量		
	発生区の傾斜度		
	走路の長さ		
見通し勾配			
※被害の状況	死者・負傷者等	有無	死者 名 行方不明者 名 負傷者
	住宅被害	有無	全壊 戸 半壊 戸 一部破損
	公共的建物被害	有無	
	その他の建物被害	有無	
	その他の概況		
※応急対策及び警戒避難の状況	応急対策		
	避難状況		
	地域防災計画記載		
適用法令等の施行状況	法令等	有無	法令等 有無
	急傾斜地崩壊危険区域		急傾斜地崩壊危険実態調査箇所 箇所番号
	建築基準法による災害危険区域		宅地造成工事規制区域
	地すべり防止区域 (国土・林・農)		都市計画法に基づく開発許可制度の適用区域
	砂防指定地		旧住宅地造成事業に関する法律の適用区域
	保安林		宅造基準条例の適用区域
	災害対策基本法防災計画区域		その他
備 考			
受 送 信		送信者氏名	受信者氏名

※ 災害報告は、上記様式のうち*印のついている項目について優先的に確認するものとし、第1報はわかっている範囲でできるだけ早く連絡すること。

※ スラッシュ雪崩の場合は備考欄にスラッシュ雪崩と記載すること。

2-16-13 岩手労働局における土石流による労働災害防止対策

土石流危険河川（*1）において建設工事の作業を行うときは、土石流による労働災害を防止するため、労働安全衛生規則に定める措置が講じられるよう監督指導等を行うほか、「土石流による労働災害防止のためのガイドライン」（*2）による指導を行う。

（*1）土石流危険河川

- 1 作業場所の上流側（支川を含む）の流域面積が 0.2km² 以上であって、上流側（支川を含む）の 0.2km における平均河床勾配が 3° 以上の河川
- 2 市町村が「土石流危険溪流」として公表している河川
- 3 都道府県又は市町村が「崩壊土砂流出危険地区」として公表している地区内の河川

（*2）「土石流による労働災害防止のためのガイドライン」の概要

- 1 地形等及び過去の土石流の発生状況について、作業着手前の調査の実施
- 2 土石流による労働災害防止のための規定の策定
- 3 降雨量等の把握
- 4 警戒降雨量基準の設定及び当該基準に達した場合に講ずべき措置
- 5 融雪又は地震の場合に講ずべき措置
- 6 土石流の発生の前兆となる現象を把握した場合に講ずべき措置
- 7 警報及び避難の方法等
- 8 土石流による労働災害発生の急迫した危険がある際の退避
- 9 避難訓練の 6 ヶ月毎の定期実施とその記録
- 10 土石流災害防止に関する安全教育の実施
- 11 元方事業者の講ずべき措置
- 12 異なる元方事業者が近接して作業を行う際に講ずべき措置

2-17 火災予防計画

2-17-1 消防組織法第39条に基づく消防相互応援協定の締結状況調

(平成23年4月1日現在)

番号	相互応援協定名	応援協定締結団体名 - () 内は合併前の市町村名-	県外団体の有無	応援協定締結年月日
1	消防相互応援協定	大船渡市、陸前高田市		34. 7.10
2	消防相互応援協定	大船渡市、住田町		34. 7.10
3	相互応援協定	久慈市、洋野町(種市町)		34. 8.10
	相互応援協定	久慈市、洋野町(大野村)		34. 8.10
4	相互応援協定	久慈市、野田村		34. 8.10
5	相互応援協定	久慈市、岩泉町		38. 7.20
6	相互応援協定	久慈市(山形村)、九戸村		46. 6.10
7	相互応援協定	久慈市(山形村)、軽米町		46.10.20
8	相互援助協定	久慈市(山形村)、葛巻町		34. 6. 7
9	消防相互応援協定	陸前高田市、住田町		34. 7.11
10	消防相互応援協定	奥州市(江刺市)、花巻市(東和町)		31.11. 1
11	消防相互応援協定	奥州市(江刺市)、一関市(大東町)、住田町		46. 7. 1
12	水沢市、前沢町、江刺市、金ヶ崎町、胆沢町消防相互応援協定	奥州市(水沢市、江刺市、胆沢町、前沢町)、金ヶ崎町		31.11. 1
13	相互援助協定	葛巻町、岩泉町		34. 6. 7
14	相互援助協定	葛巻町、九戸村		34. 6. 7
15	相互援助協定	葛巻町、一戸町		34. 6. 7
16	相互援助協定	葛巻町、岩手町		34. 6. 7
17	相互援助協定	岩手町、一戸町		42. 2. 1
18	山田町、大槌町の消防相互応援協定	山田町、大槌町		45. 6. 1
19	消防援助協定	野田村、岩泉町		38. 7.20
20	相互応援協定	軽米町、八戸市(南郷村)	○	11. 1.22
21	相互応援協定	軽米町、南部町(名川町)	○	11. 1.22
22	相互応援協定	軽米町、階上町	○	11. 1.22
23	相互応援協定	軽米町、洋野町(大野村)		34. 7.15
24	相互応援協定	軽米町、九戸村		34. 7.15
25	洋野町・階上町消防相互応援協定	洋野町、階上町	○	19. 9. 1
26	消防相互応援協定	盛岡市(玉山村)、八幡平市(西根町、松尾村、安代町)、雫石町、葛巻町、岩手町、滝沢村、矢巾町、紫波町		19. 3.30
27	消防相互応援協定	花巻市(旧花巻市、東和町)、北上市、奥州市(江刺市)、西和賀町(湯田町、沢内村)、金ヶ崎町		4.10. 1
28	宮古、下閉伊地区消防応援協定	宮古市(田老町、新里村、川井村)、山田町、岩泉町、田野畑村、普代村		41. 9.19
29	久慈地区広域行政事務組合消防相互応援協定	久慈市(旧久慈市、山形村)、洋野町(種市町、大野村)、野田村、普代村		62. 4. 1
30	災害時における消防相互応援協定	二戸市(旧二戸市、浄法寺町)、八幡平市(安代町)、一戸町、軽米町、九戸村、三戸町(青森県)、田子町(青森県)	○	9. 5. 1

番号	相互応援協定名	応援協定締結団体名 - () 内は合併前の市町村名-	県外団体の有無	応援協定締結年月日
31	消防相互応援協定	花巻市(花巻地区消防事務組合、大迫町、東和町)、遠野市(遠野地区消防事務組合、宮守村)		50. 3.27
32	広域消防相互応援協定(高速道路に関する協定)	一関市(両磐地区消防組合)、栗原地域広域行政事務組合	○	57. 3.26
33	広域消防相互応援協定	一関市(両磐地区消防組合)、湯沢雄勝広域市町村圏組合	○	8.12.10
34	八戸自動車道消防相互応援協定	二戸地区広域行政事務組合、八戸地域広域市町村圏事務組合	○	61.11.27
35	消防相互応援協定	二戸地区広域行政事務組合、八戸地域広域市町村圏事務組合	○	11. 3.18
36	消防相互応援に関する協定	久慈広域連合、八戸地域広域市町村圏事務組合	○	20. 4. 1
37	救急業務応援協定	盛岡地区広域行政事務組合、宮古地区広域行政組合		50. 7. 1
38	消防相互応援協定	盛岡地区広域行政事務組合、大曲仙北広域市町村圏組合	○	51.10.28
39	東北自動車道消防相互応援協定	盛岡地区広域行政事務組合、鹿角広域行政組合	○	6. 6. 1
40	消防相互応援協定	胆江地区消防組合(胆沢地区消防組合)、湯沢雄勝広域市町村圏組合	○	16.9.14
41	秋田自動車道北上・横手間消防相互応援協定	北上地区消防組合、横手市	○	19. 6.26
42	消防相互応援協定	北上地区消防組合、横手市	○	19. 6.26
43	消防相互応援協定	遠野市、住田町、大船渡地区消防組合		19.12. 1
44	消防相互応援協定	遠野市(旧遠野市、遠野地区消防事務組合)釜石市、釜石大槌地区行政事務組合		10. 4. 1
45	消防相互応援協定	釜石市、大槌町、釜石大槌地区行政事務組合		10. 4. 1
46	東北自動車道及び八戸自動車道消防相互応援協定	盛岡地区広域行政事務組合、胆江地区消防組合(胆沢地区消防組合)、一関市(両磐地区消防組合)、花巻市(花巻地区消防事務組合)、北上地区消防組合、二戸地区広域行政事務組合		52.11.19
47	消防相互応援協定	釜石市、大船渡市、大船渡地区消防組合、釜石大槌地区行政事務組合		10. 4. 1
48	消防相互応援に関する協定	盛岡地区広域行政事務組合、宮古地区広域行政組合、大船渡地区消防組合、胆江地区消防組合(胆沢地区消防組合、江刺市)、花巻市(花巻地区消防事務組合)、北上地区消防組合、久慈地区広域行政事務組合、遠野市(遠野地区消防事務組合)、一関市(両磐地区消防組合)、二戸地区広域行政事務組合、釜石大槌地区行政事務組合、陸前高田市		19. 4. 1
49	岩手・宮城県際市町災害時相互応援協定	一関市(藤沢町)、平泉町、大船渡市、陸前高田市、住田町、気仙沼市、南三陸町、本吉町、栗原市、登米市	○	18. 7. 6
50	消防相互応援協定	花巻市(石鳥谷町、大迫町)、紫波町		34. 7. 1

2-17-2 消防力一覧表

(平成22年4月1日現在)

区分 市町村名等	人員		主な消防車両					小型動力 ポンプ
	消防 吏員	消防 団員	ポンプ自動車 (水そう付含)	水そう車	(屈折)はしご 付消防自動車	化学消防 自動車	救急 自動車	
盛岡地区広域消防組合	549	—	25	1	2	1	20	12
花巻市消防本部	148	—	7	1	1	1	8	
北上地区消防組合	135	—	8	1	1	1	7	2
奥州金ヶ崎行政事務組合	170	—	10	1	2	2	9	
一関市消防本部	219	—	20	1	1	1	11	
大船渡地区消防組合	88	—	5		1	1	6	
陸前高田市消防本部	32	—	3				3	
釜石大槌地区行政事務組合	107	—	6		2	2	5	1
遠野市消防本部	54	—	4				3	
宮古地区広域行政組合	192	—	12	2	1	1	11	9
久慈広域連合	142	—	10	1	1	2	8	3
二戸地区広域行政事務組合	109	—	7		1	1	6	2
消防本部計	1,945	—	117	8	13	13	97	29
盛岡市	—	1,250	46					32
八幡平市	—	782	29					41
雫石町	—	298	18					8
葛巻町	—	310	8					11
岩手町	—	357	8					24
滝沢村	—	380	14					3
紫波町	—	552	14					20
矢巾町	—	290	13					3
花巻市	—	1,975	43					96
北上市	—	1,017	19					45
西和賀町	—	380	6					20
奥州市	—	1,998	31					112
金ヶ崎町	—	390	12					14
一関市	—	2,495	38					147
平泉町	—	219	4					10
藤沢町	—	351	3					27
大船渡市	—	1,016	22					38
住田町	—	413	5					15
陸前高田市	—	770	12					24
遠野市	—	898	14					53
釜石市	—	795	21					23
大槌町	—	216	8					8
宮古市	—	1,316	46					52
山田町	—	351	13					13
岩泉町	—	565	16					38
田野畑村	—	216	6					10
久慈市	—	810	17					47
普代村	—	143	4					8
野田村	—	214	3					10
洋野町	—	582	15					26
二戸市	—	877	23					44
軽米町	—	432	8					19
九戸村	—	295	5					13
一戸町	—	467	9					23
消防団計	—	23,420	553	0	0	0	0	1,077

2-20 海上災害予防計画

2-20-1 入港船舶の実績、石油等危険物取扱量及び港湾別貯油施設の状況

(1) タンカー入港隻数

港名	年	5年	6年	7年	8年	9年	10年	11年	12年	13年	14年	15年	16年	17年	18年	19年	20年	21年	入港船舶の大きさ
釜石	隻	221	237	208	236	219	199	199	222	213	197	173	176	157	168	169	160	161	99トン～3,869トン
宮古	隻	135	99	32	7	11	20	29	30	21	33	19	18	23	16	11	54	43	69～995
大船渡	隻	443	428	365	315	288	307	330	325	333	316	280	160	57	22	32	117	47	69～17,999
久慈	隻	23	16	25	20	17	18	14	21	8	6	30	34	27	20	23	9	12	69～498

(2) 石油等危険物取扱量

港名	年	5年	6年	7年	8年	9年	10年	11年	12年	13年	14年	15年	16年
釜石	トン	342,760	360,812	364,556	412,420	412,650	390,330	388,470	417,390	407,220	370,870	316,860	307,030
宮古	トン	33,467	24,651	9,697	4,750	4,275	5,160	7,651	6,700	5,980	6,250	3,400	2,550
大船渡	トン	445,355	450,236	360,129	364,766	364,457	365,844	329,851	359,134	341,259	284,641	250,890	148,712
久慈	トン	1,110,773	564,949	207,271	6,766	6,694	5,660	5,816	7,070	6,176	7,833	5,355	5,693

港名	年	17年	18年	19年	20年	21年
釜石	トン	290,320	317,200	332,060	313,810	302,220
宮古	トン	3,250	2,380	1,600	3,150	3,420
大船渡	トン	176,195	172,030	143,500	52,670	34,038
久慈	トン	5,278	3,695	5,111	2,700	3,997

2-20-2 岩手県沿岸流出油等災害対策協議会の状況

(1) 岩手県沿岸流出油等災害対策協議会会則

(目的)

第1条 この協議会は、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和45年法律第136号）第43条の6第1項の協議会として、岩手県沿岸海域において大量の油又は大量の有害液体物質（以下「油等」という）が流出し、沿岸に漂着又はそのおそれがある場合の防除活動について必要な事項を協議し、その実施を推進することを目的とする。

(協議会の名称)

第2条 この会の名称を「岩手県沿岸流出油等災害対策協議会」（以下「沿岸流災協」という。）と称する。

(沿岸流災協の業務)

第3条 沿岸流災協は、次の業務を行う。

- (1) 流出油等防除計画の策定
- (2) 流出油等防除に必要な資機材の整備の推進
- (3) 流出油等防除に関する研修及び訓練
- (4) 流出油等防除活動の実施の推進
- (5) その他流出油等防除に必要な事項

(組織)

第4条 沿岸流災協は、岩手県沿岸海域等において流出油等防除に関係ある別紙に掲げる関係機関等をもって会員とする。

- 2 沿岸流災協が適当と認めた機関を会員とすることができる。
- 3 沿岸流災協に、流出油等防除に関する技術的事項の調査研究及び事故発生時における技術的事項に関する助言を行うため、技術専門委員会を置くことができる。
- 4 技術専門委員会の委員は、会員の推薦する者のうちから第6条の会議の同意を得て会長が指名する。

(役員)

第5条 沿岸流災協に会長1名をおく。

- 2 会長は、会務を総理する。
- 3 会長は、釜石海上保安部長とする。

(会議)

第6条 会議は会長が召集し、第3条に掲げる事項について協議する。

- 2 定例会議は、年1回開催する。
- 3 臨時会議は、必要がある場合に開催する。

(資料の交換)

第7条 会員は、流出油等防除に必要な次の資料（4月1日現在のもの）を毎年1回、会長に提出するものとする。

なお、変更を生じた場合は随時報告するものとする。

- (1) 資機材の整備、保有状況
- (2) 情報連絡体制（連絡担当者、昼夜間の電話番号等）
- (3) その他、必要な事項

(訓練等)

第8条 会員は、流出油等事故発生時における防除活動の技術、知識向上のため、各地区毎に各港の流出油等災害対策協議会が行う訓練に積極的に参加するものとする。

(速報)

第9条 会長は、岩手県沿岸海域における流出油等事故発生情報を入手した場合は、会員に速報するものとする。

(総合調整本部の設置)

第10条 会長は、大量流出油等事故が発生し、沿岸流災協による防除活動を実施する必要がある場合は、直ちに総合調整本部を設置し、本部長となって防除活動の調整を行うものとする。

ただし、岩手県のうち九戸郡野田村地先以北の海域において大量流出油等事故が発生した場合には、久慈地方振興局に総合調整本部を設けるものとし、八戸海上保安部長が本部長となるものとする。

(出動の要請)

第11条 総合調整本部長は、会員の全部若しくは一部を招集し、原因者等を含めて協議調整のうえ関係する会員に出動を要請するものとする。

2 招集を受けた会員は、所属する職員を本部員として総合調整本部に派遣するものとする。

(出動)

第12条 前条の出動要請を受けた会員は、可能な限り直ちに必要な人員、資機材を現場に派遣するものとする。

(経費の求償)

第13条 防除活動に要した経費の求償に関する事務は、原則として各会員ごとに原因者に請求するものとし、沿岸流災協はその調整及び促進を図るものとする。

(災害補償)

第14条 防除活動に出動した者が、そのために死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、または廃疾となった場合における災害補償については、法令に別段の定めがあるもののほか、当該被災した職員が所属する関係機関等が当たるものとする。

(排出油等防除計画に係る意見の提出)

第15条 協議会は、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第43条の6第2項の規定に基づき、会員の協議により必要と認める場合は、岩手県沿岸海域に係る同法律第43条の5第1項に基づく排出油等防除計画について、海上保安庁長官に対して意見を述べるものとする。

(協議)

第16条 この会則に疑義が生じた場合及びこの会則に定めのない事項について、協議の必要がある場合には、その都度協議し決定するものとする。

(庶務)

第17条 沿岸流災協の庶務は、釜石海上保安部警備救難課で行う。

付則

(施行期日)

- 1 この会則は、平成6年12月1日から施行する。
- 2 本会則は、一部改正の日（平成10年1月28日）から施行する。
- 3 本会則は、一部改正の日（平成20年3月5日）から施行する。

別紙

岩手県沿岸流出油等災害対策協議会会員名簿

平成 21 年 4 月 1 日現在

1 国の機関

釜石海上保安部
八戸海上保安部
宮古海上保安署
東北地方整備局釜石港湾事務所

2 県の機関

岩手県総務部総合防災室
岩手県農林水産部
岩手県県土整備部
久慈地方振興局
宮古地方振興局
釜石地方振興局
大船渡地方振興局

3 県の漁業団体

岩手県漁業協同組合連合会
岩手県漁船保険組合

4 久慈地区（*は、久慈港流出油等災害対策協議会会員）

*八戸海上保安部（久慈港流出油災害対策協議会事務局）
*東北地方整備局釜石港湾事務所久慈港事務所
*岩手県久慈地方振興局
*久慈市
*久慈地区広域行政事務組合消防本部
*（独）石油天然ガス・金属鉱物資源機構久慈国家石油備蓄基地事務所
*久慈市漁業協同組合
*久慈港運株式会社
*宮城建設株式会社
*東亜建設工業株式会社久慈作業所
洋野町
野田村
種市漁業協同組合
玉川浜漁業協同組合
戸類家漁業協同組合
種市南漁業協同組合
小子内浜漁業協同組合
野田村漁業協同組合

5 宮古地区（*は、宮古港流出油等災害対策協議会会員）

- * 宮古海上保安署（宮古港流出油災害対策協議会事務局）
 - * 東北地方整備局釜石港湾事務所宮古港事務所
 - * 岩手県宮古地方振興局
 - * 宮古市（旧田老町含む）
 - * 宮古地区広域行政事務組合宮古消防本部
 - * 宮古漁業協同組合
 - * 重茂漁業協同組合
 - * コープケミカル株式会社宮古工場
 - * 日本通運株式会社宮古支店
 - * カメイ株式会社宮古支店
 - * 株式会社アベキ宮古営業所
 - * 株式会社塩釜商会宮古支店
 - * 宮古海運株式会社
 - * 宮古港湾運送株式会社
 - * 宮古港水先人
 - * 東洋建設株式会社宮古事務所
 - * 株式会社本間組宮古営業所
 - * 株式会社佐賀組宮古営業所
 - * 株式会社長門建設
 - * 大坂建設株式会社
 - * 高弥建設株式会社島之越営業所
 - * 陸中建設株式会社
 - * 海洋曳船株式会社
 - * 宮古湾漁業協同組合連合会
 - 岩泉町
 - 普代村
 - 田野畑村
 - 普代村漁業協同組合
 - 田野畑村漁業協同組合
 - 小本浜漁業協同組合
 - 田老町漁業協同組合
- 6 山田・船越地区（*は、山田湾船越湾等流出油災害対策協議会会員）
- * 山田町（山田湾船越湾等流出油災害対策協議会事務局）
 - * 釜石海上保安部
 - * 岩手県宮古地方振興局
 - * 宮古地区広域行政組合山田消防署
 - * 山田町消防団（山田消防署内）
 - * 山田漁業協同組合連合会
 - * 大沢漁業協同組合
 - * 山田湾漁業協同組合

- * 織笠漁業協同組合
- * 船越湾漁業協同組合
- * 大浦漁業協同組合
- * 清水建設株式会社山田作業所
- * 菅原建設株式会社岩手営業所
- * 株式会社尾半商店
- * 佐忠商店
- * 株式会社宮田燃料山田サービスステーション
- * 丸萬石油
- * 株式会社サカモト
- * 三浦石油店
- * 有限会社最上商店
- 大槌町
- 大槌町漁業協同組合

7 釜石地区 (*は、釜石港流出油等災害対策協議会会員)

- * 釜石海上保安部 (釜石港流出油災害対策協議会事務局)
- * 岩手県釜石地方振興局
- * 岩手県漁業取締事務所
- * 釜石市
- * 釜石大槌地区行政事務組合消防本部 (釜石消防署)
- * 釜石水先区水先人会
- * 新日本製鐵株式会社釜石製鐵所
- * 岩手県オイルターミナル株式会社
- * 釜石市漁業協同組合連合会
- * 岩手県水難救済会釜石救難所 (釜石湾漁業協同組合)
- * 株式会社アベキ釜石営業所
- * カメイ株式会社釜石支店
- * 株式会社塩釜商会大船渡支店釜石営業所
- * 北日本石油株式会社盛岡支店釜石販売支店
- * 海洋曳船株式会社
- * 磯田商店有限会社
- * 三陸興産株式会社
- * 日本通運株式会社釜石支店
- * 東日本物流株式会社
- * 釜石港安全衛生推進協議会
- 東亜建設工業株式会社釜石事務所
- 東洋建設株式会社釜石事務所
- 五洋建設株式会社釜石総括事務所
- 若築建設株式会社釜石工事事務所
- 株式会社及川工務店

佐伯建設工業株式会社岩手営業所
みらい建設工業株式会社岩手営業所
株式会社テトラ盛岡営業所
株式会社山元
株式会社佐賀組
株式会社戸来組
株式会社小澤組
株式会社山長建設
新光建設株式会社
釜石レミコン株式会社
中央マリン産業株式会社
釜石東部漁業協同組合
釜石湾漁業協同組合
唐丹町漁業協同組合

8 大船渡地区（*は、大船渡港流出油等災害対策協議会会員）

- *釜石海上保安部（大船渡港流出油災害対策協議会事務局）
- *東北地方整備局釜石港湾事務所大船渡港事務所
- *岩手県大船渡地方振興局
- *大船渡市
- *大船渡地区消防組合消防本部
- *岩手県水難救済会大船渡救難所
- *大船渡港水先人
- *太平洋セメント株式会社大船渡工場
- *カメイ株式会社大船渡油槽所
- *株式会社塩釜商会大船渡支店
- *全国漁業協同組合連合会大船渡油槽所
- *株式会社八木又商店
- *東北汽船港運株式会社
- *山和商店有限会社
- *りんかい日産建設株式会社岩手営業所
- *気仙郡漁業協同組合連合会
- *日本通運株式会社大船渡支店
- *東海運株式会社大船渡営業所
- *大船渡港業株式会社
- *大船渡市漁業協同組合
- *株式会社佐賀組
- *株式会社菊池組
- *株式会社明和土木
陸前高田市
吉浜漁業協同組合

越喜来漁業協同組合

綾里漁業協同組合

広田湾漁業協同組合

(2) 岩手県沿岸流出油等防除措置要領

第1 目的

この要領は、岩手県沿岸海域において、衝突、座礁等による船舶海難又は陸上施設から大量の油又は有害液体物質（以下「油等」という）が流出した場合において、岩手県沿岸流出油等災害対策協議会（以下「沿岸流災協」という。）における、迅速かつ確な流出油等の防除のための要領を定め、もって被害の局限化に務めることを目的とする。

第2 運用の基本方針

流出油の防除措置については、流出油は時間の経過とともに広い範囲に拡散し、かつムース化するために陸岸に漂着した場合には回収作業は海上に漂流している状態の時よりも困難となることから、流出油が海上にあるうちに迅速・的確に防除作業を行う必要があるばかりでなく、陸岸に漂着した流出油の回収作業も含め、陸上においても資機材の運搬、洋上で回収した流出油の処理体制、たも、ひしゃく、バキューム車、天切りドラム缶、吸着マット等による陸岸付近での処理作業等多数の要員を必要とするものであり、このことから会員相互の緊密な連絡調整を図り、沿岸流災協と防除措置義務者が連携して、組織的かつ一体的な防除体制を確立し、もって流出油の防除措置を総合的かつ効果的に実施するものとする。

なお、有害液体物質の防除措置については、その防除に特殊な回収装置、防具等、或いは専門知識及び技能を要するものであることから、防除措置義務者及び関係行政機関等関係者との連携を更に強化し、その性状に応じた防除体制により対処するものとする。

第3 防除措置区分等

各会員が防除措置を担当する区分は、原則として次のとおりとする。但し、会員は事案に応じ資機材の貸出し、人員の抛出等、可能な範囲で協力するものとする。

(1) 久慈地区

久慈港流出油等災害対策協議会の担当海域を含む久慈市及び九戸郡管内沿岸区域

(2) 宮古地区

宮古港流出油等災害対策協議会の担当海域を含む銚ヶ崎以北の宮古市及び下閉伊郡管内沿岸区域

(3) 山田・船越地区

山田湾、船越湾流出油等災害対策協議会の担当海域を含む銚ヶ崎から御箱崎に至る沿岸区域

(4) 釜石地区

釜石港流出油等災害対策協議会の担当海域を含む御箱崎から首崎に至る沿岸区域

(5) 大船渡地区

大船渡港流出油等災害対策協議会の担当海域を含む首崎から以南の大船渡市、陸前高田市に至る沿岸海域

第4 資機材の整備等

会員は、流出油等に備え、常に保有資機材を把握しておくとともに、必要に応じて補充、増備に努めるものとする。

第5 防除体制

沿岸流災協の防除体制は、防除体制概念図（別図1）のとおり

第6 連絡体制

情報伝達及び出動要請を行う際の連絡系統は、連絡系統図（別図2）のとおり

第7 総合調整本部の設置と会員の招集

会長は、管内沿岸海域において大量の油等が流出し、沿岸に漂着又はそのおそれがある場合は、直ちに総合調整本部を設置し、岩手県総務部（総合防災室）及び岩手県漁業協同組合連合会並びに関係地区会員に速報するとともに、防除作業方法等調整のうえ防除作業実施計画を策定するため、関係地区会員の全部若しくは一部を総合調整本部に招集するものとする。

また、会長が必要と認める場合は、流出油等の防除措置義務者（海防法第39条第2項又は同条第4項に規定するものをいう。）、流出事故に関する船舶にかかる船主責任保険等から派遣された関係者及び独立行政法人海上災害防止センター職員その他防除措置を的確に実施するために必要となる知識を有する者に同調整本部への参加を要請することができるものとする。

第8 出動の要請と防除作業の実施

- (1) 招集を受けた会員は、適当と認める所属職員を本部員として総合調整本部に派遣し、原因者を含めて効果的な防除作業を実施するための作業方法、出動勢力及び必要な資機材等について協議調整を行い、総合調整本部は策定した防除作業実施計画に基づき、関係する会員に出動を要請するものとする。
- (2) 総合調整本部から出動要請を受けた会員は、可能な限り直ちに必要な人員、資機材等を出動要請のあった現場に派遣し、定められた作業計画に基づき防除作業を実施するものとする。

第9 防除作業の指揮

- (1) 出動要請を受けた会員の防除作業の指揮は、作業計画による各班の班長が執るものとし、各班長は総合調整本部の指揮を受けるものとする。
- (2) 総合調整本部の指揮を受けることとなった地区の海上保安部署は、流出油等の防除作業を行う各班に対し、作業実施上の技術的事項について必要な指導援助を行うものとする。

第10 隣接協議会との調整等

- (1) 沿岸流災協会会長は、隣接する流出油等災害対策協議会から協力の要請があった場合において、必要と認めるときは会員に対し、出動または協力を要請するものとする。
- (2) 沿岸流災協会会長は、管内において発生した流出油等事故について、会員による防除措置の状況等から必要があると認められるときは、隣接する流出油等災害対策協議会会長に対し、出動または協力を要請するものとする。
- (3) 会員が隣接する流出油等災害対策協議会会員と共同で防除活動を実施する場合は、隣接する流出油等災害対策協議会との調整を総合調整本部において実施するものとする。

第11 有害液体物質の防除

有害液体物質の排出があったときは、その防除措置の実施にあたっては、人命の安全を第一と考え、その上で可能な限り海洋環境又は社会・経済活動への影響や被害を防止しなければならない。

行われる防除措置は、排出された物質の危険性について十分に認識した上で、その性状や挙動を把握し、さらに海象・気象、現場海域及び周辺地域の状況等に応じ、もっとも有効かつ適切なものであることとする。

① 認識すべき物質の危険性

可燃性、爆発性、毒性、腐食性、反応性、その他

② 把握すべき挙動

- ・ 海面を浮遊し、急速に大気中に蒸発する挙動（気化物質）
- ・ 海中を浮遊し、徐々に大気中に蒸発する挙動（浮遊性物質）
- ・ 海中を漂流する挙動（海中漂流性物質）

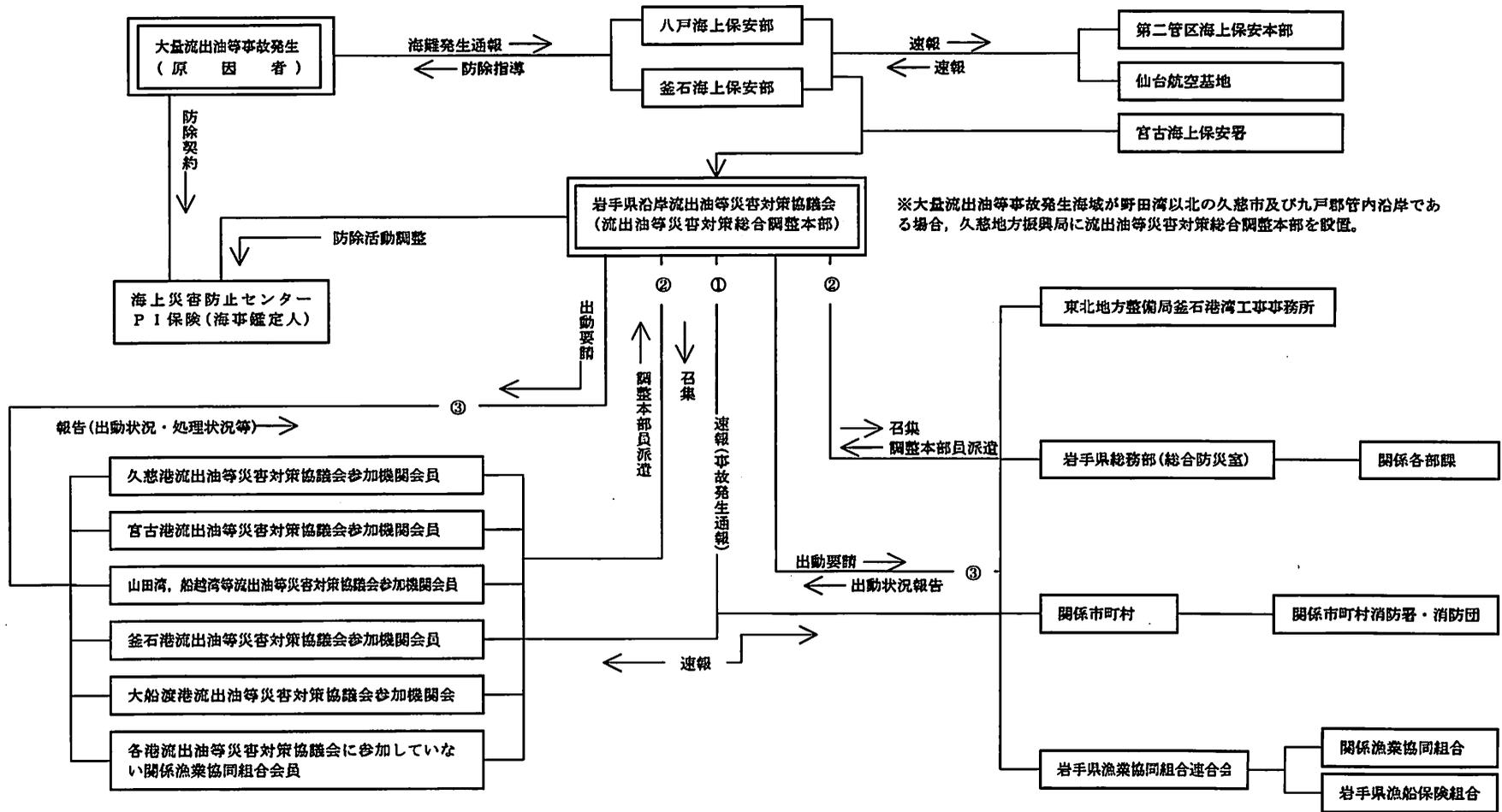
- ・ 海水に溶解する挙動（溶解性物質）
 - ・ 海底に沈降する挙動（沈降性物質）
- ③ 考慮すべき海象・気象，現場海域・周辺海域の状況
- ・ 海潮流，海水温度，海水比重
 - ・ 風向，風速，気温
 - ・ 船舶の航行状況，漁船の操業状況，その他保護すべき事物等の存在
 - ・ 住宅や業務集積地域の存在，その他保護すべき事物等の存在

第12 その他

- (1) 流出油等が大量に沿岸に漂着する等沿岸流災協による防除措置の限度を超えることとなった場合は，岩手県地域防災計画に委ねるものとする。
- (2) 本措置要領に定めのない事項については，その都度協議し，決定するものとする。
- (3) 有害液体物質個々の物質に対する具体的な防除措置には，今後関係機関から資料等の収集に努め，事案発生時に反映させることとする。

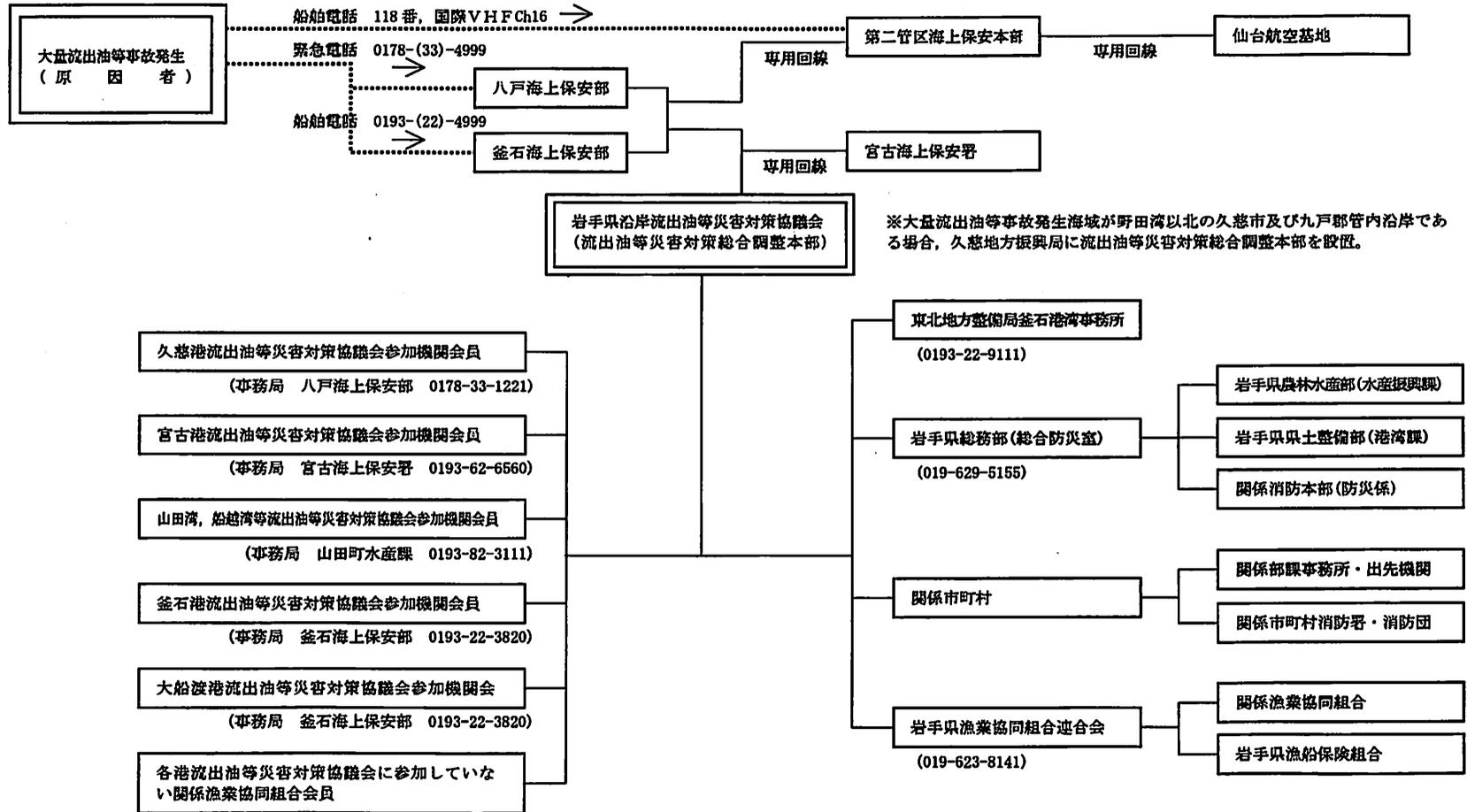
別図1

防 除 体 制 概 念 図



別図 2

連 絡 系 統 図



4-2-159

(3) 岩手県沿岸流出油等災害防除基本計画

岩手県沿岸流出油等災害対策協議会（以下「沿岸流災協」という。）における大量流出油等事故の防除活動は、本計画に定めるところによるものとする。

1 基本方針

- (1) 釜石海上保安部及び八戸海上保安部は、岩手県沿岸海域において大量の油又は有害液体物質（以下「油等」という）が流出し、沿岸に漂着又はそのおそれがあると判断したときは、海上災害の局限化を図るため、大量流出油等事故発生海域が野田湾（九戸・下閉伊郡境）以南である場合は、釜石海上保安部に総合調整本部を設置し、事故発生海域が野田湾（九戸・下閉伊郡境）以北の久慈市及び九戸郡管内沿岸である場合は、久慈地方振興局に総合調整本部を設置し、関係機関と緊密な連絡を保ちつつ迅速、かつ的確な防除活動を行うものとする。
- (2) 防除活動は、総合調整本部から出動の要請を受けた会員の作業班と、「久慈港」、「宮古港」、「山田湾船越湾等」、「釜石港」、「大船渡港」の各流出油等災害対策協議会参加機関の保有資機材等を中心とし、岩手県、関係市町村、関係各漁業協同組合等の受益者及び原因者が一体となり、行うものとする。

2 業務分担

- (1) 総合調整本部
 - ① 流出油等の状況把握及び関係機関等との調整
 - ② 防除作業実施計画の策定
 - ③ 関係会員の出動要請
 - ④ 防除作業の状況及び被害発生状況の把握
- (2) 海上保安部署
 - ① 航行中の船舶及び関係機関への伝達
 - ② 巡視船艇による現場警戒及び海上交通の整理
 - ③ 巡視船艇・航空機による流出油等の状況把握と関係機関等への通報
 - ④ 遭難船舶の救助、消火活動、油等の拡散防止措置
 - ⑤ 流出油防除資機材の輸送及び流出油等に対する応急措置の実施
 - ⑥ 流出油等防除作業の支援活動
- (3) 東北地方整備局釜石港湾事務所
 - ① 災害情報の収集及び伝達
 - ② 流出油等防除作業の支援活動
- (4) 岩手県（総務部、農林水産部、県土整備部）
 - ① 災害情報の収集及び伝達
 - ② 防災対策に関する市町村の指導及び関係機関との調整
- (5) 関係市町村
 - ① 流出油等の状況把握
 - ② 関係機関との連絡調整
 - ③ 消防団、観光協会その他による沿岸漂着油の回収作業
 - ④ 回収油等の保管等
- (6) 岩手県漁業協同組合連合会
 - ① 流出油等の状況把握

- ② 関係機関との連絡調整
- ③ 関係する漁業協同組合等からの油処理剤使用に関する同意取付け
- ④ 漁業被害の調査
- (7) 岩手県漁船保険組合
 - ① 漁場被害、漁船被害等の調査
 - ② 各種保険等に関する手続きの実施
- (8) 流出油防除作業班
 - ① 油防除資機材・防除作業実施船舶・回収油等運搬船舶の確保
 - ② 海上における流出油防除作業の実施
 - ③ 回収油等の港湾等への輸送
 - ④ 回収物からの油の分離作業の実施
 - ⑤ 回収油等の保管作業の実施
- 3 被害情報の収集報告

流出油等による被害が発生した場合の被害情報の収集報告については、「岩手県地域防災計画」に定める方法によるものとする。

4 その他

この基本計画の業務分担によりがたい不都合が生じた場合は、関係機関と調整のうえ修正するものとする。

【参考】

主な油防除資機材等

オイルフェンス	むしろ
油回収ネット	天切りドラム缶
油回収器	バキューム車
油吸着マット	資機材運搬車
油処理剤	資機材運搬船
ゲル化剤	処理作業実施船舶
ひしゃく	処理剤散布用器材
たも網	回収油分離用器材

2-20-3 流出石油等に対する防災資機材等の整備及び各種船艇の保有状況

(1) 岩手県沿岸流出油等災害対策協議会会員等における流出油防除資機材一覧表

久慈地区

(平成23年9月20日現在)

事業所等	オイルフェンス (m)	油処理剤 (kl)	油吸着材 (kg)	油ゲル化剤 (kl)	連絡先
八戸海上保安部	300	0.000	0		0178-33-1221
東北地方整備局 釜石港湾事務所 久慈港出張所		0.000	0		0194-53-0257
岩手県久慈 地方振興局	200	0.700	234	0.000	0194-53-4990
久慈市役所	0				0194-52-2111
久慈地区広域 行政事務組合 消防本部		0.000	0	0.000	0194-53-0119
(独)石油天然ガス・ 金属鉱物資源機構 久慈国家石油備蓄 基地事務所	400	1.800	1,010	0.000	0194-52-2215
久慈市漁業 協同親合	300	0.500	184		0194-52-3111
宮城建設 株式会社	100	0.200	20		0194-52-1234
東亜建設工業(株) 久慈事務所		0.072	51		0194-53-3378
種市漁業 協同組合	0	0.000	0		0194-65-4551
種市南漁業 協同組合		0.000	0		0194-67-3322
小子内浜漁業 協同組合			34		0194-67-3411
野田村漁業 協同組合			0		0194-78-2171
合計	1,300	3.272	1,533	0.000	

宮古地区

(平成18年4月1日現在)

事業所等	オイルフェンス (m)	油処理剤 (kl)	油吸着材 (kg)	油ゲル化剤 (kl)	連絡先
宮古海上保安署		0.770	143		0193-62-6560
東北地方整備局 釜石港湾事務所 宮古港出張所		0.072	68		0193-62-2911
岩手県宮古 地方振興局	800	1.100	270	0.200	0193-64-2221

宮古市役所	1,420		222		0193-62-2111
岩泉町役場			10		0194-22-2111
田野畑村役場		0.270	75		0194-34-2111
宮古地区 広域行政組合 宮古消防署	60	0.054	12.5		0193-62-5533
宮古漁業 協同組合	1,420	0.324	54		0193-62-1234
コープケミカル (株)宮古工場	300	0.900	100		0193-62-3111
カメイ(株) 宮古支店	200	0.540	103		0193-64-3511
(株)アベキ 宮古営業所	200	0.396	70		0193-62-5515
(株)塩釜商会 宮古支店	200	0.288	34		0193-62-5055
東洋建設(株) 宮古事務所		0.018	34		0193-53-3054
(株)本間組 宮古営業所		0.090	52.5		0193-62-6478
(株)佐賀組 宮古営業所	100	0.090	34	0.102	0193-63-3068
古久根建設(株) 三陸事業所	180	0.126	51		0193-87-2041
大坂建設 株式会社	120	0.100	32		0193-62-2305
近藤建設(株)	240	0.200	60		0193-62-5643
高弥建設(株) 宮古出張所	160	0.080	35		0194-37-1155
重茂漁業 協同組合		0.162	102		0193-68-2211
普代村漁業 協同組合	20	0.360	20		0194-35-3111
田野畑村漁業 協同組合	32	0.180	75		0194-33-2311
小本浜漁業 協同組合		0.180	102		0194-28-2125
田老町漁業 協同組合	100	0.144	102		0193-87-2273
合 計	5,552	6.444	1,861.0	0.302	

山田・船越地区

(平成18年4月1日現在)

事業所等	オイルフェンス (m)	油処理剤 (kl)	油吸着材 (kg)	油ゲル化剤 (kl)	連絡先
山田町役場	860	0.900	1,224		0193-82-3111
宮古地区広域 行政事務組合 山田消防署		0.216	19	0.034	0193-82-3139
山田漁業協同 組合連合会		0.540	340		0193-82-4111
織笠漁業 協同組合			95		0193-82-2623
大沢漁業 協同組合	200	0.720	408		0193-82-2651
船越湾漁業 協同組合	200	0.180	85		0193-84-2121
大浦漁業 協同組合	460	0.054	306		0193-84-2211
山田湾漁業協同組合		0.018	85		0193-82-3631
大槌町漁業協同組合	250				0193-42-3021
菅原建設(株) 岩手営業所		0.090	30		0193-82-3024
(株)尾半商店		0.090	42		0193-82-2722
丸萬石油		0.018	5		0193-82-3828
合計	1,970	2.826	2,639	0.034	

釜石地区

(平成20年4月1日現在)

事業所等	オイルフェンス (m)	油処理剤 (kl)	油吸着材 (kg)	油ゲル化剤 (kl)	連絡先
釜石海上保安部	300	0.800	120		0193-22-3820
東北地方整備局 釜石港湾事務所		0.072	51		0193-22-9116
岩手県釜石 地方振興局	1,540	0.360	430	0.120	0193-25-2708
岩手県漁業 取締事務所	1,000		604		0193-25-2707
釜石市役所		1.170	578		0193-22-2111
釜石大槌地区 行政事務組合 消防本部		0.288	71		0193-22-2525

新日本製鐵(株) 釜石製鐵所	300	0.540	185		0193-24-2345
岩手県オイル ターミナル 株式会社	1,460	1.170	1,550	0.180	0193-22-3921
(株)アベキ 釜石営業所		0.036	20		0193-22-4580
カメイ(株) 釜石支店	300	0.540	123	0.045	0193-22-4701
(株)塩釜商会 大船渡支店 釜石営業所		0.100			0193-22-2497
北日本石油(株) 盛岡支店 釜石販売支店		0.100	10		0193-24-3025
海洋曳船 株式会社		3.000	140		0193-24-3322
磯田商店		0.054			0193-24-3060
東亜建設工業(株) 釜石事務所		0.036	68		0193-22-5218
東洋建設(株) 釜石営業所			20		0193-24-3167
五洋建設(株) 釜石総括事務所			34		0193-22-5039
株式会社 及川工務店		0.460	170		0193-22-5511
株式会社 山元	900	0.936	820		0193-22-1805
(株)佐賀組 釜石営業所	100	0.036	17		0193-44-2345
三陸興産 株式会社	80	0.144	25	0.045	0193-22-3216
(株)本間組 釜石出張所		0.036	34		0193-24-3813
中央マリン 産業(株) 釜石営業所		0.180	17		0193-22-0326
若築建設(株) 釜石工事事務所		0.036	34		0192-26-7210
釜石東部漁業 協同組合					0193-28-2507
釜石湾漁業 協同組合			34		0193-26-5221
唐丹町漁業 協同組合		0.040	102		0193-55-2654
合 計	5,980	10.134	5,257	0.390	

大船渡地区

(平成20年4月1日現在)

事業所等	オイルフェンス (m)	油処理剤 (kl)	油吸着材 (kg)	油ゲル化剤 (kl)	連絡先
岩手県大船渡 地方振興局	2,260	0.900	204	0.250	0192-27-9919
大船渡市役所	1,120	0.099	460	0.060	0192-27-3111
陸前高田市役所	1,266	0.442	367	0.560	0192-54-2111
太平洋セメント (株)大船渡工場	770	0.306	408	0.309	0192-26-2111
カメイ(株) 大船渡油槽所	720	2.664	867		0192-27-2145
(株)塩釜商会 大船渡支店	50	0.090	34		0192-26-4161
全国漁業協同 組合連合会 大船渡油槽所	360	0.612	463		0192-27-4805
株式会社 八木又商店	14	0.180	50		0192-25-1161
東北汽船港運 株式会社		0.120	85		0192-26-4181
山和商店 有限会社		0.180	51		0192-27-2974
りんかい日産 建設(株)大船渡 営業所		0.036	10		0192-27-1178
気仙郡漁業 協同組合連合会	40	0.072	85		0192-29-3414
大船渡港業 株式会社	40				0192-27-4171
株式会社 明和土木		0.090	118		0192-27-2720
株式会社 佐藤組		0.100	25		0192-27-4489
株式会社 佐賀組	200	0.180	136	0.090	0192-27-7331
広田湾漁業 協同組合	20	0.100	17		0192-56-3111
吉浜漁業 協同組合		0.005	76	0.036	0192-45-2546
越喜来漁業 協同組合	40	0.040	20		0192-44-2135
綾里漁業 協同組合	100	0.200	39		0192-42-2151
大船渡市漁業 協同組合	1,180	0.060	55		0192-27-3133
合計	8,180	6.476	3,570	1.305	

(2) 曳船一覧表

港湾名	船名	トン数	長	巾	深	吃水	主機種類馬力×台数	推進器	速力	扱先
釜石港	五葉丸	173.00	32.25	8.80	3.89	2.90	PS ジイーゼル 1,550×2	プロペラ	ノット 12.00	海洋曳船(株)
	三洋丸	295.97	34.33	9.50	4.32	3.45	ジイーゼル 1,600×2	〃	12.00	0193(24)3322
宮古港	第16和丸	—	7.90	2.70	1.00	—	ジイーゼル 120×2	プロペラ	10.00	} 宮古海運(株) 0193(62)5211
	第13和丸	—	7.50	2.65	0.80	—	ジイーゼル 120×2	〃	10.00	
大船渡港	第2和丸	48.03	16.48	5.30	2.18	—	ジイーゼル 260×2	プロペラ	10.50	山和商店(有) 0192(27)2974
	第77佐賀丸	194.80	27.58	8.80	3.52	—	ジイーゼル 1,300×2	〃	12.00	} (株)佐賀組 0192(27)7331
	第85佐賀丸	19.00	11.95	5.22	2.31	—	ジイーゼル 1,300×1	〃	10.00	

(3) タンカーバージー一覧表

港湾名	船名	トン数	長	巾	深	吃水	満載積載量 (タンク別, 及び合計)				所有者	
		トン	m	m	m	m	kl					
釜石港	第2協同丸	57.62	22.23	4.45	2.32	—	22.	34.	48.	104.	三陸興産	
宮古港	第15多賀丸	19.00	20.50	4.70	1.91	1.80	10.	34.5	60.5	15	120	塩釜商会
	第55喜福丸	49.00	21.44	4.60	2.40	2.40	36.	52.	59.	147.	アベキ商店	
大船渡港	第21大英丸	19.00	21.50	4.50	1.80	—	26.4	48	46.4	120.8	八木又商店	

(4) 隣接海上保安部署巡視船艇要目一覧表

基地	釜 石		宮 古	八		戸	
船 型 船 名	500トン型 PM 02 きたかみ	20メートル型 CL 72 きじかぜ	20メートル型 CL 73 はつかぜ	1000トン型 PL 118 しもきた	500トン型 PM 09 まべち	20メートル型 CL 75 むつぎく	20メートル型 CL 77 むつかぜ
船 質	鋼	鋼	鋼	鋼	鋼	鋼	鋼
長×巾×深	67.80×7.90×4.40	19.60×4.35×2.30	19.60×4.50×2.34	77.82×9.60×5.30	67.80×7.90×4.40	19.60×4.30×2.30	19.60×4.30×2.30
総トン数	526.59	26.0	26.0	964.4	714.83	24.0	26.0

基地	塩		釜		石 巻	気仙沼	
船 型 船 名	ヘリコプター 搭載型 PLH 05 ざおう	1000トン型 PL 107 まつしま	1000トン型 PL 06 くりこま	30メートル型 PC 222 うみぎり	20メートル型 CL 125 しらはぎ	20メートル型 CL 59 しまかぜ	20メートル型 CL 60 ささかぜ
船 質	鋼	鋼	鋼	軽合金	鋼	鋼	鋼
長×巾×深	105.40×14.60×8.00	77.82×9.60×5.30	93.47×11.50×5.00	31.04×6.30×3.30	19.60×4.50×2.30	19.60×4.50×2.30	19.60×4.50×2.30
総トン数	3245.15	965.57	1365.0	149.82	26.0	26.0	26.0

2-21 災害対策基金確保計画

2-21-1 災害救助基金の現在高調

(平成21年4月1日現在)

内 訳	金 額	摘 要
定 期 預 金	508,051,630円	
計	508,051,630円	

2-21-2 財政調整基金の現在高調

(平成23年8月31日現在)

区 分	金 額	摘 要
現 金	7,318,562,244円	
計	7,318,562,244円	

3 災害応急対策計画

3-2 気象予報・警報等の伝達計画

3-2-1 気象庁震度階級関連解説表

震度は、地震動の強さの程度を表すもので、震度計を用いて観測します。この「気象庁震度階級関連解説表」は、ある震度が観測された場合、その周辺で実際にどのような現象や被害が発生するかを示すものです。この表を使用される際は、以下の点にご注意下さい。

- (1) 気象庁が発表する震度は、震度計による観測値であり、この表に記述される現象から決定するものではありません。
- (2) 震度が同じであっても、対象となる建物、構造物の状態や地震動の性質によって、被害が異なる場合があります。この表では、ある震度が観測された際に通常発生する現象を記述していますので、これより大きな被害が発生したり、逆に小さな被害にとどまる場合もあります。
- (3) 地震動は、地盤や地形に大きく影響されます。震度は、震度計が置かれている地点での観測値ですが、同じ市町村であっても場所によっては震度が異なることがあります。また、震度は通常地表で観測していますが、中高層建物の上層階では一般にこれより揺れが大きくなります。
- (4) 大規模な地震では長周期の地震波が発生するため、遠方において比較的低い震度であっても、エレベーターの障害、石油タンクのスロッシングなどの長周期の揺れに特有な現象が発生することがあります。
- (5) この表は、主に近年発生した被害地震の事例から作成したものです。今後、新しい事例が得られたり、構造物の耐震性の向上などで実情と合わなくなった場合には、内容を変更することがあります。

4-3-1

計測震度	階級	人間	屋内の状況	屋外の状況	木造建物	鉄筋コンクリート造建物	ライフライン	地盤・斜面
	0	人は揺れを感じない。						
0.5	1	屋内にいる人の一部が、わずかな揺れを感じる。						
1.5	2	屋内にいる人の多くが、揺れを感じる。眠っている人の一部が目覚めます。	電灯などのつり下げ物がわずかに揺れる。					
2.5	3	屋内にいる人のほとんどが揺れを感じる。恐怖感を覚える人もいる。	棚にある食器類が音を立てることがある。	電線が少し揺れる。				
3.5	4	かなりの恐怖感があり一部の人には身の安全を図ろうとする。眠っている人のほとんどが目覚めます。	つり下げ物は大きく揺れ、棚にある食器類は音を立てる。座りの悪い置物が倒れることがある。	電線が大きく揺れる歩いている人も揺れを感じる。自動車を運転していて、揺れに気付く人がいる。				

計測震度	階級	人間	屋内の状況	屋外の状況	木造建物	鉄筋コンクリート造建物	ライフライン	地盤・斜面
4.5	5 (弱)	多くの人が身の安全を図ろうとする。一部の人は行動に支障を感じる。	つり下げ物は激しく揺れ、棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。座りの悪い置物の多くが倒れ、家具が移動することがある。	窓ガラスが割れて落ちることがある。電柱が揺れるのがわかる。補強されていないブロック塀が崩れることがある。道路に被害が生じることがある。	耐震性の低い住宅では、壁や柱が破損するものがある。	耐震性の低い建物では、壁などに亀裂が生じるものがある。	安全装置が作動し、ガスが遮断される家庭がある。まれに水道管の被害が発生し断水することがある〔停電する家庭もある。〕	軟弱な地盤で、亀裂が生じることがある。山地で落石、小さな崩壊が生じることがある。
5.5	5 (強)	非常な恐怖を感じる。多くの人が行動に支障を感じる。	棚にある食器類、書棚の本の多くが落ちる。テレビが台から落ちることがある。タンスなど重い家具が倒れることがある。変形によりドアが開かなくなることもある。一部の戸がはずれる。	補強されていないブロック塀の多くが崩れる。据え付けが不十分な自動販売機が倒れることがある。多くの墓石が倒れる自動車の運転が困難となり、停止する車が多い。	耐震性の低い住宅では、壁、柱がかなり破損したり、傾くものがある。	耐震性の低い建物では、壁、梁(はり)、柱などに大きな亀裂が生じるものがある。耐震性の高い建物でも、壁などに亀裂が生じるものがある。	家庭などにガスを供給するための導管、主要な水道管に被害が発生することがある。〔一部の地域でガス、水道の供給が停止することがある。〕	
6.0	6 (弱)	立っていることが困難になる。	固定していない重い家具の多くが移動、転倒する。開かなくなるドアが多い。	かなりの建物で、壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する。	耐震性の低い住宅では、倒壊するものがある。耐震性の高い住宅でも、壁や柱が破損するものがある。	耐震性の低い建物では、壁、柱が破壊するものがある。耐震性の高い建物でも壁や梁(はり)、柱などに大きな亀裂が生じるものがある。	家庭などにガスを供給するための導管、主要な水道管に被害が発生する。〔一部の地域でガス、水道の供給が停止し、停電することもある。〕	地割れや山崩れなどが発生することがある。
6.5	6 (強)	立っていることができず、はわないと動くことができない。	固定していない重い家具のほとんどが移動、転倒する。戸がはずれて飛ぶことがある。	多くの建物で、壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する。補強されていないブロック塀のほとんどが崩れる。	耐震性の低い住宅では、倒壊するものが多い。耐震性の高い住宅でも、壁、柱がかなり破損するものがある。	耐震性の低い建物では、倒壊するものがある。耐震性の高い建物でも、壁、柱が破壊するものが、かなりある。	ガスを地域に送るための導管、水道の配水施設に被害が発生することがある。〔一部の地域で停電する。広い地域でガス、水道の供給が停止することがある。〕	
7	7	揺れにほんろうされ、自分の意志で行動できない。	ほとんどの家具が大きく移動し、飛ぶものもある。	ほとんどの建物で、壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する。補強されているブロック塀も破損するものがある。	耐震性の高い住宅でも、傾いたり、大きく破壊するものがある。	耐震性の高い建物でも、傾いたり、大きく破壊するものがある。	〔広い地域で電気、ガス、水道の供給が停止する。〕	大きな地割れ、地すべりや山崩れが発生し、地形が変わることもある。

*ライフラインの「」内の事項は、電気、ガス、水道の供給状況を参考として記載したものである。

3-2-2 気象警報発表基準等

警報・注意報発表基準一覧表

(仙台管区気象台管内)

平成22年5月27日現在

気象官署		盛岡地方気象台									
府県予報区		岩手県									
一次相分区域		内陸				沿岸北部		沿岸南部			
市町村等をまとめた地域		盛岡地域	二戸地域	花北地域	奥州金ケ崎地域	岡野地域	遠野地域	久慈地域	宮古地域	磐石地域	大船渡地域
警	大雨	区域内の市町村で別表1の基準に到達することが予想される場合									
	洪水	区域内の市町村で別表2の基準に到達することが予想される場合									
	暴風(平均風速)	20m/s					陸上 20m/s 海上 20m/s		陸上 20m/s 海上 20m/s		
	暴風雪(平均風速)	20m/s 雪を伴う					陸上 20m/s 海上 20m/s 雪を伴う		陸上 20m/s 海上 20m/s 雪を伴う		
	大雪	平野部 12時間降雪の深さ40cm 山沿い 12時間降雪の深さ60cm				12時間降雪の深さ40cm		平野部 12時間降雪の深さ30cm 山沿い 12時間降雪の深さ50cm			
	波浪(有義波高)	6.0m									
高潮	区域内の市町村で別表5の基準に到達することが予想される場合										
注	大雨	区域内の市町村で別表3の基準に到達することが予想される場合									
	洪水	区域内の市町村で別表4の基準に到達することが予想される場合									
	強風(平均風速)	10m/s					陸上 10m/s 海上 10m/s		陸上 10m/s 海上 10m/s		
	風雪(平均風速)	10m/s 雪を伴う					陸上 10m/s 海上 10m/s 雪を伴う		陸上 10m/s 海上 10m/s 雪を伴う		
	大雪	平野部 12時間降雪の深さ15cm 山沿い 12時間降雪の深さ20cm		平野部 12時間降雪の深さ15cm 山沿い 12時間降雪の深さ25cm			12時間降雪の深さ15cm		平野部 12時間降雪の深さ15cm 山沿い 12時間降雪の深さ20cm		
	波浪(有義波高)	3.0m									
	高潮	区域内の市町村で別表5の基準に到達することが予想される場合									
	雪	降雪等により被害が予想される場合									
	融雪	融雪により被害が予想される場合									
	濃霧(視程)	100m					陸上 100m、海上 500m				
	乾燥	①最小湿度40%、実効湿度65%、風速7m/s以上が2時間継続 ②最小湿度35%、実効湿度60%									
なだれ	①山沿いで24時間降雪の深さが40cm以上 ②積雪が50cm以上で、日平均気温5℃以上の日が継続										
低温	夏期:最高・最低・平均気温のいずれかが平年より4~5℃以上低い日が数日以上続くとき 冬期:最低気温が-11℃以下 ^{*1}					夏期:最高・最低・平均気温のいずれかが平年より4~5℃以上低い日が数日以上続くとき 冬期:最低気温が-8℃以下 ^{*2}		夏期:最高・最低・平均気温のいずれかが平年より4~5℃以上低い日が数日以上続くとき 冬期:最低気温が-8℃以下 ^{*3}			
霜	早霜、晩霜期におおむね最低気温2℃以下(早霜期は農作物の生育を考慮し実施する)										
着氷・着雪	大量注意報の条件下で気温が-2℃より高い場合										
記録的短時間大雨情報(1時間雨量)	100mm										

*1 冬期の気温は、盛岡地方気象台の値。
*2 冬期の気温は、宮古特別地域気象観測所の値。
*3 冬期の気温は、大船渡特別地域気象観測所の値。

(別表1) 大雨警報基準

市町村等を まとめた地域	市町村等	雨量基準	土壌雨量指数基準
盛岡地域	盛岡市	平坦地:R1=50 平坦地以外:R1=60	98
	八幡平市	平坦地:R1=50 平坦地以外:R1=60	113
	雫石町	平坦地:R1=50 平坦地以外:R1=60	126
	葛巻町	R1=50	90
	岩手町	R1=50	107
	滝沢村	R1=50	122
	紫波町	平坦地:R3=90 平坦地以外:R1=50	115
	矢巾町	R1=50	119
二戸地域	二戸市	平坦地:R3=80 平坦地以外:R1=50	119
	軽米町	R1=50	98
	九戸村	R3=70	100
	一戸町	R3=90	107
花北地域	花巻市	平坦地:R1=50 平坦地以外:R1=60	96
	北上市	平坦地:R1=50 平坦地以外:R1=60	113
	西和賀町	R1=60	122
遠野地域	遠野市	平坦地:R1=50 平坦地以外:R1=60	102
奥州金ヶ崎地域	奥州市	平坦地:R1=50 平坦地以外:R1=60	107
	金ヶ崎町	R1=50	144
両磐地域	一関市	平坦地:R1=50 平坦地以外:R1=70	102
	平泉町	平坦地:R1=50 平坦地以外:R1=60	107
	藤沢町	R3=90	109
久慈地域	久慈市	平坦地:R1=45 平坦地以外:R1=50	96
	晋代村	R1=50	111
	野田村	R1=50	118
	洋野町	R1=50	105
宮古地域	宮古市	平坦地:R3=80 平坦地以外:R1=50	102
	山田町	R1=50	117
	岩泉町	R3=90	99
	田野畑村	R1=50	108
釜石地域	釜石市	平坦地:R1=50 平坦地以外:R1=60	109
	大槌町	R1=50	109
大船渡地域	大船渡市	R1=50	110
	陸前高田市	平坦地:R3=60 平坦地以外:R1=50	118
	住田町	R1=50	123

(別表2) 洪水警報基準

市町村等を まとめた地域	市町村等	雨量基準	流域雨量指数基準	複合基準
盛岡地域	盛岡市	平地地:R1=50 平地地以外:R1=60	築川流域=17, 砂込川流域=7, 諸葛川流域=6, 木賊川流域=6, 米内川流域=11	—
	八幡平市	平地地:R1=50 平地地以外:R1=60	安比川流域=13, 赤川流域=13, 長川流域=9, 米代川流域=17, 松川流域=25	—
	雫石町	平地地:R1=50 平地地以外:R1=60	黒沢川流域=8, 矢櫃川流域=11, 南畑川流域=11, 鶯宿川流域=9, 志戸前川流域=12	—
	葛巻町	R1=50	馬淵川流域=17, 山形川流域=10, 外川川流域=7	—
	岩手町	R1=50	北上川流域=21, 古館川流域=13, 丹藤川流域=16	—
	滝沢村	R1=50	北上川流域=38, 木賊川流域=6, 砂込川流域=6, 諸葛川流域=6	—
	紫波町	平地地:R3=90 平地地以外:R1=50	赤沢川流域=6	—
	矢巾町	R1=50	岩崎川流域=7	—
二戸地域	二戸市	平地地:R3=80 平地地以外:R1=50	馬淵川流域=33, 安比川流域=20, 芦名沢流域=7, 金田一川流域=12, 十文字川流域=7	—
	軽米町	R1=50	宮谷川流域=10, 瀬月内川流域=14	—
	九戸村	R3=70	瀬月内川流域=10	—
	一戸町	R3=90	馬淵川流域=27, 女鹿川流域=9, 平糠川流域=12, 二ツ石川流域=8	—
花北地域	花巻市	平地地:R1=50 平地地以外:R1=60	豊沢川流域=10, 添市川流域=12, 稗貫川流域=17, 葛丸川流域=13	—
	北上市	平地地:R1=50 平地地以外:R1=60	和賀川流域=31, 飯豊川流域=14, 夏油川流域=12, 尻平川流域=12, 北本内川流域=13	—
	西和賀町	R1=60	和賀川流域=31, 南本内川流域=12, 下前川流域=10, 本内川流域=10, 横川流域=14	—
遠野地域	遠野市	平地地:R1=50 平地地以外:R1=60	猿ヶ石川流域(宮守)=27, 猿ヶ石川流域(遠野)=24, 来内川流域=8, 早瀬川流域=19, 小鳥瀬川流域=19	—
奥州金ヶ崎地域	奥州市	平地地:R1=50 平地地以外:R1=60	胆沢川流域=22, 衣川流域=11, 大田代川流域=15, 人首川流域=13	—
	金ヶ崎町	R1=50	宿内川流域=12, 永沢川流域=8	—
両磐地域	一関市	平地地:R1=50 平地地以外:R1=70	千蔵川流域=12, 猿沢川流域=9, 小猪岡川流域=11	—
	平泉町	平地地:R1=50 平地地以外:R1=60	衣川流域=8	—
	藤沢町	R3=90	黄海川流域=13	—
久慈地域	久慈市	平地地:R1=45 平地地以外:R1=50	長内川流域=19, 久慈川流域=23, 夏井川流域=7, 日野沢川流域=9, 遠別川流域=10	—
	晋代村	R1=50	晋代川流域=18	—
	野田村	R1=50	安家川流域=22	—
	洋野町	R1=50	有家川流域=9, 高家川流域=11, 川尻川流域=11	—
宮古地域	宮古市	平地地:R3=80 平地地以外:R1=50	閉伊川流域=34, 長沢川流域=15, 小国川流域=13, 津軽石川流域=16, 田代川流域=13	—
	山田町	R1=50	関口川流域=13, 豊間根川流域=12	—
	岩泉町	R3=90	小本川流域=37, 安家川流域=15, 折壁川流域=8, 辺城子沢流域=10, 畠入川流域=12	—
	田野畑村	R1=50	松前沢流域=13	—
釜石地域	釜石市	平地地:R1=50 平地地以外:R1=60	甲子川流域=21, 鶴住居川流域=16, 熊野川流域=10	—
	大槌町	R1=50	大槌川流域=17, 小槌川流域=16	—
大船渡地域	大船渡市	R1=50	盛川流域=16	—
	陸前高田市	平地地:R3=60 平地地以外:R1=50	気仙川流域=26, 矢作川流域=24	—
	住田町	R1=50	気仙川流域=25, 大股川流域=10	—

(別表3) 大雨注意報基準

市町村等を まとめた地域	市町村等	雨量基準	土壌雨量指数基準
盛岡地域	盛岡市	平坦地:R1=30 平坦地以外:R1=40	63
	八幡平市	平坦地:R1=30 平坦地以外:R1=40	73
	雫石町	平坦地:R1=30 平坦地以外:R1=40	81
	葛巻町	R1=30	58
	岩手町	R1=30	69
	滝沢村	R1=30	79
	紫波町	平坦地:R3=60 平坦地以外:R1=30	74
	矢巾町	R1=30	77
二戸地域	二戸市	平坦地:R3=60 平坦地以外:R1=30	77
	軽米町	R1=30	63
	九戸村	R3=50	65
	一戸町	R3=50	69
花北地域	花巻市	平坦地:R1=30 平坦地以外:R1=40	67
	北上市	平坦地:R1=30 平坦地以外:R1=40	79
	西和賀町	R1=40	85
遠野地域	遠野市	平坦地:R1=30 平坦地以外:R1=40	71
奥州金ヶ崎地域	奥州市	平坦地:R1=30 平坦地以外:R1=40	85
	金ヶ崎町	R1=30	115
両磐地域	一関市	平坦地:R1=30 平坦地以外:R1=40	81
	平泉町	平坦地:R1=30 平坦地以外:R1=40	85
	藤沢町	R3=50	87
久慈地域	久慈市	R1=30	76
	普代村	R1=30	88
	野田村	R1=30	94
	洋野町	R1=30	84
宮古地域	宮古市	平坦地:R3=50 平坦地以外:R1=30	81
	山田町	R1=30	93
	岩泉町	R3=50	79
	田野畑村	R1=30	86
釜石地域	釜石市	平坦地:R1=30 平坦地以外:R1=40	76
	大槌町	R1=30	76
大船渡地域	大船渡市	R1=30	77
	陸前高田市	平坦地:R3=40 平坦地以外:R1=30	82
	住田町	R1=30	86

(別表4) 洪水注意報基準

市町村等を まとめた地域	市町村等	雨量基準	流域雨量指数基準	複合基準
盛岡地域	盛岡市	平地地:R1=30 平地地以外:R1=40	築川流域=14, 砂込川流域=6, 諸葛川流域=4, 木賊川流域=5, 米内川流域=7	—
	八幡平市	平地地:R1=30 平地地以外:R1=40	安比川流域=10, 赤川流域=7, 長川流域=7, 米代川流域=14, 松川流域=20	—
	雫石町	平地地:R1=30 平地地以外:R1=40	黒沢川流域=5, 矢櫃川流域=7, 南畑川流域=9, 鶯宿川流域=7, 志戸前川流域=10	—
	葛巻町	R1=30	馬淵川流域=12, 山形川流域=8, 外川川流域=6	—
	岩手町	R1=30	北上川流域=16, 古館川流域=10, 丹藤川流域=13	—
	滝沢村	R1=30	北上川流域=25, 木賊川流域=5, 砂込川流域=5, 諸葛川流域=4	—
	紫波町	平地地:R3=60 平地地以外:R1=30	赤沢川流域=4	—
	矢巾町	R1=30	岩崎川流域=4	—
二戸地域	二戸市	平地地:R3=60 平地地以外:R1=30	馬淵川流域=18, 安比川流域=16, 芦名沢流域=6, 金田一川流域=10, 十文字川流域=6	—
	軽米町	R1=30	雪谷川流域=6, 瀬月内川流域=11	—
	九戸村	R3=50	瀬月内川流域=8	—
	一戸町	R3=50	馬淵川流域=18, 女鹿川流域=7, 平糠川流域=9, 二ツ石川流域=6	—
花北地域	花巻市	平地地:R1=30 平地地以外:R1=40	豊沢川流域=8, 添市川流域=10, 稗貫川流域=13, 葛丸川流域=10	—
	北上市	平地地:R1=30 平地地以外:R1=40	和賀川流域=25, 飯豊川流域=7, 夏油川流域=6, 尻平川流域=10, 北本内川流域=10	—
	西和賀町	R1=40	和賀川流域=25, 南本内川流域=10, 下前川流域=8, 本内川流域=8, 横川流域=9	—
遠野地域	遠野市	平地地:R1=30 平地地以外:R1=40	猿ヶ石川流域(宮守)=22, 猿ヶ石川流域(遠野)=15, 来内川流域=6, 早瀬川流域=15, 小烏瀬川流域=15,	—
奥州金ヶ崎地域	奥州市	平地地:R1=30 平地地以外:R1=40	胆沢川流域=18, 衣川流域=7, 大田代川流域=12, 人首川流域=10	—
	金ヶ崎町	R1=30	宿内川流域=7, 永沢川流域=6	—
両磐地域	一関市	平地地:R1=30 平地地以外:R1=40	千厩川流域=7, 猿沢川流域=7, 小猪岡川流域=7	—
	平泉町	平地地:R1=30 平地地以外:R1=40	衣川流域=6	—
	藤沢町	R3=50	黄海川流域=10	—
久慈地域	久慈市	R1=30	長内川流域=15, 久慈川流域=15, 夏井川流域=6, 日野沢川流域=7, 遠別川流域=8	—
	晋代村	R1=30	晋代川流域=10	—
	野田村	R1=30	安家川流域=12	—
	洋野町	R1=30	有家川流域=6, 高家川流域=9, 川尻川流域=9	—
宮古地域	宮古市	平地地:R3=50 平地地以外:R1=30	閉伊川流域=22, 長沢川流域=12, 小国川流域=10, 津軽石川流域=13, 田代川流域=10	—
	山田町	R1=30	関口川流域=10, 豊間根川流域=6	—
	岩泉町	R3=50	小本川流域=22, 安家川流域=12, 折壁川流域=6, 辺城子沢流域=8, 鼠入川流域=10	—
	田野畑村	R1=30	松前沢流域=7	—
釜石地域	釜石市	平地地:R1=30 平地地以外:R1=40	甲子川流域=17, 鶴住居川流域=10, 熊野川流域=8	—
	大槌町	R1=30	大槌川流域=10, 小槌川流域=13	—
大船渡地域	大船渡市	R1=30	盛川流域=9	—
	陸前高田市	平地地:R3=40 平地地以外:R1=30	気仙川流域=21, 矢作川流域=19	—
	住田町	R1=30	気仙川流域=16, 大股川流域=8	—

(別表5) 高潮警報・注意報基準

市町村等を まとめた地域	市町村	潮位	
		警報	注意報
盛岡地域	盛岡市	—	—
	八幡平市	—	—
	雫石町	—	—
	葛巻町	—	—
	岩手町	—	—
	滝沢村	—	—
	紫波町	—	—
	矢巾町	—	—
二戸地域	二戸市	—	—
	軽米町	—	—
	九戸村	—	—
	一戸町	—	—
花北地域	花巻市	—	—
	北上市	—	—
	西和賀町	—	—
遠野地域	遠野市	—	—
奥州金ヶ崎地域	奥州市	—	—
	金ヶ崎町	—	—
両磐地域	一関市	—	—
	平泉町	—	—
	藤沢町	—	—
久慈地域	久慈市	1.3m	0.9m
	普代村	1.3m	0.9m
	野田村	1.3m	0.9m
	洋野町	1.3m	0.9m
宮古地域	宮古市	1.2m	0.9m
	山田町	1.2m	0.9m
	岩泉町	1.3m	0.9m
	田野畑村	1.3m	0.9m
釜石地域	釜石市	1.3m	0.9m
	大槌町	1.3m	0.9m
大船渡地域	大船渡市	1.2m	0.9m
	陸前高田市	1.3m	0.9m
	住田町	—	—

府県版警報・注意報基準一覧表の解説

- (1) 警報とは、重大な災害が起こるおそれのある旨を警告して行う予報であり、注意報とは、災害が起こるおそれのある旨を注意して行う予報である。警報・注意報は気象要素が本表の基準に達すると予想される当該市町村等に対して発表する。
- (2) 波浪の警報・注意報、暴風警報、暴風雪警報、強風注意報、風雪注意報、濃霧注意報名の欄の()内は基準として用いる気象要素を、記録的短時間大雨情報名の()内は基準を示す。なお、府県予報区、一次細分区域および市町村等をまとめた地域で取り扱いが異なる場合は、個々の欄に付記している。
- (3) 大雨、洪水、大雪、高潮、波浪の警報・注意報、暴風警報、暴風雪警報、強風注意報、風雪注意報および記録的短時間大雨情報では、基準における「…以上」の「以上」を省略した。また、乾燥注意報、濃霧注意報では、基準における「…以下」の「以下」を省略した。なお、上記以外の注意報では、基準の表記が多岐にわたるため、省略は行っていない。
- (4) 表中において、発表官署が警報・注意報の本文中で用いる「平地、山地」等の地域名で基準値を記述する場合がある。
- (5) 表中において、対象の市町村等をまとめた地域等で現象が発現しない警報・注意報についてはその欄を斜線で、また現象による災害がきわめて稀であり、災害との関係が不明確であるため具体的な基準を定めていない警報・注意報についてはその欄を空白でそれぞれ示している。
- (6) 地震や火山の噴火等、不測の事態により気象災害にかかわる諸条件が変化し、通常の基準を適用することが適切でない状態となることがある。このような状態がある程度長期間継続すると考えられる場合には、特定の警報・注意報については、対象地域を必要最小限の範囲に限定して「暫定基準」を設定し、通常より低い基準で運用することがある。

【大雨、洪水及び高潮警報・注意報基準表（別表1～5）の解説】

- (1) 別表及び別添資料の市町村等をまとめた地域の欄中、()内は府県予報区または一次細分区域を示す。
- (2) 大雨及び洪水警報・注意報の雨量基準、土壌雨量指数基準、流域雨量指数基準、複合基準のうち基準が設定されていないもの、および、高潮警報・注意報で現象が発現せず基準を設定していない市町村等についてはその欄を“—”で示している。
- (3) 大雨及び洪水の欄中においては、「平坦地、平坦地以外」等の地域名で基準値を記述する場合がある。「平坦地、平坦地以外」等の地域は別添地図
(http://www.jma.go.jp/jma/kishou/now/kijun/index_heitanchi.html)を参照。
- (4) 大雨及び洪水の欄中、R1、R3はそれぞれ1、3時間雨量を示す。例えば、「R1=70」であれば、「1時間雨量70mm以上」を意味する。
- (5) 大雨警報については、雨量基準に到達することが予想される場合は「大雨警報（浸水害）」、土壌雨量指数基準に到達すると予想される場合は「大雨警報（土砂災害）」、両基準に到達すると予想される場合は「大雨警報（土砂災害、浸水害）」として発表する。
- (6) 土壌雨量指数基準値は1km四方毎に設定しているが、別表1及び3の土壌雨量指数基準には、市町村等の域内における基準値の最低値を示している。1km四方毎の基準値については、別添資料
(http://www.jma.go.jp/jma/kishou/now/kijun/index_shisu.html)を参照のこと。
- (7) 洪水の欄中、「〇〇川流域=30」は、「〇〇川流域の流域雨量指数30以上」を意味する。
- (8) 高潮警報・注意報の基準の潮位は一般に高さを示す「標高」で表す。「標高」の基準面として東京湾平均海面（TP）を用いるが、島嶼部など一部では国土地理院による高さの基準面あるいはMSL（平均潮位）等を用いる。

<府県版、市町村版参考資料>

土壌雨量指数：土壌雨量指数は、降雨による土砂災害発生の危険性を示す指標で、土壌中に貯まっている雨水の量を示す指数。詳細は土壌雨量指数の説明 (<http://www.jma.go.jp/jma/kishou/now/bosai/dojoshisu.html>)を参照。

流域雨量指数：流域雨量指数は、降雨による洪水災害発生の危険性を示す指標で、対象となる地域・時刻に存在する流域の雨水の量を示す指数。詳細は流域雨量指数の説明

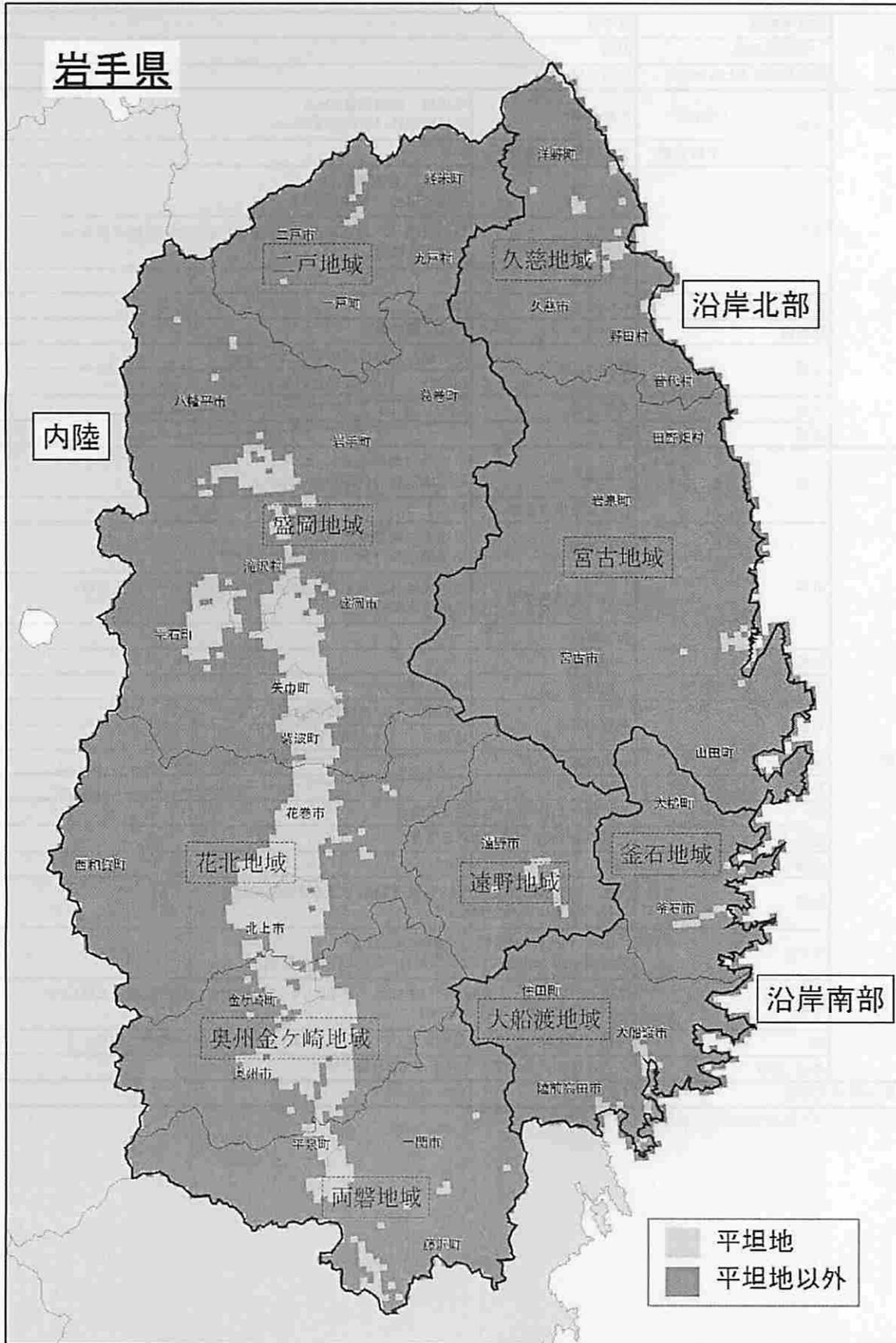
(<http://www.jma.go.jp/jma/kishou/now/bosai/ryuikishisu.html>)を参照

平坦地、平坦地以外の定義

平坦地：概ね傾斜が30パーミル以下で、都市化率（ここでは、国土数値情報の土地利用情報に基づき、（建物用地＋幹線交通用地）／（すべて一河川・湖沼・海浜・海水）として算出）が25パーセント以上の地域

平坦地以外：上記以外の地域

平坦地・平坦地以外地図



警報・注意報発表基準一覧表

平成22年5月27日現在
発表官署 盛岡地方気象台

盛岡市	府県予報区	岩手県		
	一次細分区域	内陸		
	市町村等をまとめた地域	盛岡地域		
警報	大雨	(浸水害)	雨量基準 平地地:1時間雨量50mm 平地地以外:1時間雨量60mm	
		(土砂災害)	土壌雨量指数基準 88	
	洪水	雨量基準	平地地:1時間雨量50mm 平地地以外:1時間雨量60mm	
		流域雨量指数基準	築川流域=17, 砂込川流域=7, 諸葛川流域=6, 木賊川流域=6, 米内川流域=11	
		複合基準	—	
	暴風	平均風速	20m/s	
	暴風雪	平均風速	20m/s 雪を伴う	
	大雪	降雪の深さ	平野部	12時間降雪の深さ40cm
			山沿い	12時間降雪の深さ50cm
	波浪	有義波高		
高潮	潮位			
注意報	大雨	雨量基準	平地地:1時間雨量30mm 平地地以外:1時間雨量40mm	
		土壌雨量指数基準	63	
	洪水	雨量基準	平地地:1時間雨量30mm 平地地以外:1時間雨量40mm	
		流域雨量指数基準	築川流域=14, 砂込川流域=6, 諸葛川流域=4, 木賊川流域=5, 米内川流域=7	
		複合基準	—	
	強風	平均風速	10m/s	
	風雪	平均風速	10m/s 雪を伴う	
	大雪	降雪の深さ	平野部	12時間降雪の深さ15cm
			山沿い	12時間降雪の深さ20cm
	波浪	有義波高		
	高潮	潮位		
	雷	落雷等により被害が予想される場合		
	融雪	融雪により被害が予想される場合		
	濃霧	視程	100m	
	乾燥	①最小湿度40%、実効湿度65%、風速7m/s以上が2時間継続 ②最小湿度35%、実効湿度60%		
	なだれ	①山沿いで24時間降雪の深さが40cm以上 ②積雪が50cm以上で、日平均気温5℃以上の日が継続		
	低温	夏期:最高・最低・平均気温のいずれかが平年より4~5℃以上低い日が数日以上続くとき 冬期:最低気温が-11℃以下*1		
霜	早霜・晩霜期におおむね最低気温2℃以下(早霜期は農作物の生育を考慮し実施する)			
着水・着雪	大雪注意報の条件下で気温が-2℃より高い場合			
記録的短時間大雨情	1時間雨量	100mm		

*1 冬期の気温は、盛岡地方気象台の値。

警報・注意報発表基準一覧表

平成22年5月27日現在
発表官署 盛岡地方気象台

宮古市	府県予報区	岩手県		
	一次細分区域	沿岸北部		
	市町村等をまとめた地域	宮古地域		
警報	大雨	(没水害)	雨量基準 平坦地:3時間雨量80mm 平坦地以外:1時間雨量50mm	
		(土砂災害)	土壌雨量指数基準 102	
	洪水	雨量基準	平坦地:3時間雨量80mm 平坦地以外:1時間雨量50mm	
		流域雨量指数基準	閉伊川流域=34, 長沢川流域=15, 小国川流域=13, 津軽石川流域=16, 田代川流域=13	
		複合基準	-	
	暴風	平均風速	陸上	20m/s
			海上	20m/s
	暴風雪	平均風速	陸上	20m/s 雪を伴う
			海上	20m/s 雪を伴う
	大雪	降雪の深さ	平野部	12時間降雪の深さ30cm
山沿い			12時間降雪の深さ50cm	
波浪	有義波高	6.0m		
高潮	潮位	1.2m		
注意報	大雨	雨量基準	平坦地:3時間雨量50mm 平坦地以外:1時間雨量30mm	
		土壌雨量指数基準	81	
	洪水	雨量基準	平坦地:3時間雨量50mm 平坦地以外:1時間雨量30mm	
		流域雨量指数基準	閉伊川流域=22, 長沢川流域=12, 小国川流域=10, 津軽石川流域=13, 田代川流域=10	
		複合基準	-	
	強風	平均風速	陸上	10m/s
			海上	10m/s
	風雪	平均風速	陸上	10m/s 雪を伴う
			海上	10m/s 雪を伴う
	大雪	降雪の深さ	平野部	12時間降雪の深さ15cm
			山沿い	12時間降雪の深さ20cm
	波浪	有義波高	3.0m	
	高潮	潮位	0.9m	
	雷	落雷等により被害が予想される場合		
	融雪	融雪により被害が予想される場合		
	濃霧	視程	陸上	100m
海上			500m	
乾燥	①最小湿度40%、実効湿度65%、風速7m/s以上が2時間継続 ②最小湿度35%、実効湿度60%			
なだれ	①山沿いで24時間降雪の深さが40cm以上 ②積雪が50cm以上で、日平均気温5℃以上の日が継続			
低温	夏期:最高・最低・平均気温のいずれかが平年より4~5℃以上低い日が数日以上続くとき 冬期:最低気温が-8℃以下*1			
霜	早霜、晩霜期におおむね最低気温2℃以下(早霜期は農作物の生育を考慮し実施する)			
着氷・着雪	大雪注意報の条件下で気温が-2℃より高い場合			
記録的短時間大雨情	1時間雨量	100mm		

*1 冬期の気温は、宮古特別地域気象観測所の値。

警報・注意報発表基準一覧表

平成22年5月27日現在
発表官署 盛岡地方気象台

大船渡市		岩手県		
一次細分区域		沿岸南部		
市町村等をまとめた地域		大船渡地域		
警報	大雨	(没水害) 雨量基準	1時間雨量50mm	
		(土砂災害) 土壌雨量指数基準	110	
	洪水	雨量基準	1時間雨量50mm	
		流域雨量指数基準	盛川流域=16	
		複合基準	—	
	暴風	平均風速	陸上	20m/s
			海上	20m/s
	暴風雪	平均風速	陸上	20m/s 雪を伴う
			海上	20m/s 雪を伴う
	大雪	降雪の深さ	平野部	12時間降雪の深さ30cm
山沿い			12時間降雪の深さ50cm	
波浪	有義波高	6.0m		
高潮	潮位	1.2m		
注意報	大雨	雨量基準	1時間雨量30mm	
		土壌雨量指数基準	77	
	洪水	雨量基準	1時間雨量30mm	
		流域雨量指数基準	盛川流域=9	
		複合基準	—	
	強風	平均風速	陸上	10m/s
			海上	10m/s
	風雪	平均風速	陸上	10m/s 雪を伴う
			海上	10m/s 雪を伴う
	大雪	降雪の深さ	平野部	12時間降雪の深さ15cm
			山沿い	12時間降雪の深さ20cm
	波浪	有義波高	3.0m	
	高潮	潮位	0.9m	
	雷	落雷等により被害が予想される場合		
	融雪	融雪により被害が予想される場合		
	濃霧	視程	陸上	100m
海上			500m	
乾燥	①最小湿度40%、実効湿度65%、風速7m/s以上が2時間継続 ②最小湿度35%、実効湿度60%			
なだれ	①山沿いで24時間降雪の深さが40cm以上 ②積雪が50cm以上で、日平均気温5℃以上の日が継続			
低温	夏期:最高・最低・平均気温のいずれかが平年より4~5℃以上低い日が数日以上続くとき 冬期:最低気温が-8℃以下*1			
霜	早霜、晩霜期におおむね最低気温2℃以下(早霜期は農作物の生育を考慮し実施する)			
潜水・着雪	大雪注意報の条件下で気温が-2℃より高い場合			
記録的短時間大雨情	1時間雨量	100mm		

*1 冬期の気温は、大船渡特別地域気象観測所の値。

警報・注意報発表基準一覧表

平成22年5月27日現在
発表官署 盛岡地方気象台

花巻市	府県予報区	岩手県		
	一次細分区域	内陸		
	市町村等をまとめた地域	花北地域		
警報	大雨 (浸水害) (土砂災害)	雨量基準	平坦地:1時間雨量50mm 平坦地以外:1時間雨量60mm	
		土壌雨量指数基準	96	
	洪水	雨量基準	平坦地:1時間雨量50mm 平坦地以外:1時間雨量60mm	
		流域雨量指数基準	豊沢川流域=10, 添市川流域=12, 稗貫川流域=17, 葛丸川流域=13	
		複合基準	-	
	暴風	平均風速	20m/s	
	暴風雪	平均風速	20m/s 雷を伴う	
	大雪	降雪の深さ	平野部	12時間降雪の深さ40cm
			山沿い	12時間降雪の深さ50cm
	波浪	有義波高		
高潮	潮位			
注意報	大雨	雨量基準	平坦地:1時間雨量30mm 平坦地以外:1時間雨量40mm	
		土壌雨量指数基準	67	
	洪水	雨量基準	平坦地:1時間雨量30mm 平坦地以外:1時間雨量40mm	
		流域雨量指数基準	豊沢川流域=8, 添市川流域=10, 稗貫川流域=13, 葛丸川流域=10	
		複合基準	-	
	強風	平均風速	10m/s	
	風雪	平均風速	10m/s 雷を伴う	
	大雪	降雪の深さ	平野部	12時間降雪の深さ15cm
			山沿い	12時間降雪の深さ25cm
	波浪	有義波高		
	高潮	潮位		
	雷	落雷等により被害が予想される場合		
	融雪	融雪により被害が予想される場合		
	濃霧	視程	100m	
	乾燥	①最小湿度40%、実効湿度65%、風速7m/s以上が2時間継続 ②最小湿度35%、実効湿度60%		
	なだれ	①山沿いで24時間降雪の深さが40cm以上 ②積雪が50cm以上で、日平均気温5℃以上の日が継続		
	低温	夏期:最高・最低・平均気温のいずれかが平年より4~5℃以上低い日が数日以上続くとき 冬期:最低気温が-11℃以下*1		
霜	早霜、晩霜期におおむね最低気温2℃以下(早霜期は農作物の生育を考慮し実施する)			
着水・着雪	大雪注意報の条件下で気温が-2℃より高い場合			
記録的短時間大雨情	1時間雨量	100mm		

*1 冬期の気温は、盛岡地方気象台の値。

警報・注意報発表基準一覧表

平成22年5月27日現在
発表官署 盛岡地方気象台

北上市	府県予報区	岩手県		
	一次細分区域	内陸		
	市町村等をまとめた地域	花北地域		
警報	大雨 (浸水害) (土砂災害)	雨量基準	平坦地:1時間雨量50mm 平坦地以外:1時間雨量60mm	
		土壌雨量指数基準	113	
	洪水	雨量基準	平坦地:1時間雨量50mm 平坦地以外:1時間雨量60mm	
		流域雨量指数基準	和賀川流域=31, 飯豊川流域=14, 夏油川流域=12, 尻平川流域=12, 北本内川流域=13	
		複合基準	-	
	暴風	平均風速	20m/s	
	暴風雪	平均風速	20m/s 雷を伴う	
	大雪	降雪の深さ	平野部	12時間降雪の深さ40cm
			山沿い	12時間降雪の深さ50cm
	波浪	有義波高		
高潮	潮位			
注意報	大雨	雨量基準	平坦地:1時間雨量30mm 平坦地以外:1時間雨量40mm	
		土壌雨量指数基準	79	
	洪水	雨量基準	平坦地:1時間雨量30mm 平坦地以外:1時間雨量40mm	
		流域雨量指数基準	和賀川流域=25, 飯豊川流域=7, 夏油川流域=6, 尻平川流域=10, 北本内川流域=10	
		複合基準	-	
	強風	平均風速	10m/s	
	風雪	平均風速	10m/s 雷を伴う	
	大雪	降雪の深さ	平野部	12時間降雪の深さ15cm
			山沿い	12時間降雪の深さ25cm
	波浪	有義波高		
	高潮	潮位		
	雷	落雷等により被害が予想される場合		
	融雪	融雪により被害が予想される場合		
	濃霧	視程	100m	
	乾燥	①最小湿度40%、実効湿度65%、風速7m/s以上が2時間継続 ②最小湿度35%、実効湿度60%		
	なだれ	①山沿いで24時間降雪の深さが40cm以上 ②積雪が50cm以上で、日平均気温5℃以上の日が継続		
低温	夏期:最高・最低・平均気温のいずれかが平年より4~5℃以上低い日が数日以上続くとき 冬期:最低気温が-11℃以下*1			
霜	早霜、晩霜期におおむね最低気温2℃以下(早霜期は農作物の生育を考慮し実施する)			
着氷・着雪	大雪注意報の条件下で気温が-2℃より高い場合			
記録的短時間大雨情	1時間雨量	100mm		

*1 冬期の気温は、盛岡地方気象台の値。

警報・注意報発表基準一覧表

平成22年5月27日現在
発表官署 盛岡地方気象台

久慈市	府県予報区	岩手県			
	一次細分区域	沿岸北部			
	市町村等をまとめた地域	久慈地域			
警報	大雨	(浸水害)	雨量基準	平坦地:1時間雨量45mm 平坦地以外:1時間雨量50mm	
		(土砂災害)	土壌雨量指数基準	96	
	洪水	雨量基準	平坦地:1時間雨量45mm 平坦地以外:1時間雨量50mm		
		流域雨量指数基準	長内川流域=19, 久慈川流域=23, 夏井川流域=7, 日野沢川流域=9, 遠別川流域=10		
		複合基準	-		
	暴風	平均風速	陸上	20m/s	
			海上	20m/s	
	暴風雪	平均風速	陸上	20m/s 雪を伴う	
			海上	20m/s 雪を伴う	
	大雪	降雪の深さ	平野部	12時間降雪の深さ30cm	
			山沿い	12時間降雪の深さ50cm	
	波浪	有義波高	6.0m		
	高潮	潮位	1.3m		
	注意報	大雨	雨量基準	1時間雨量30mm	
土壌雨量指数基準			76		
洪水		雨量基準	1時間雨量30mm		
		流域雨量指数基準	長内川流域=15, 久慈川流域=15, 夏井川流域=6, 日野沢川流域=7, 遠別川流域=8		
		複合基準	-		
強風		平均風速	陸上	10m/s	
			海上	10m/s	
風雪		平均風速	陸上	10m/s 雪を伴う	
			海上	10m/s 雪を伴う	
大雪		降雪の深さ	平野部	12時間降雪の深さ15cm	
			山沿い	12時間降雪の深さ20cm	
波浪		有義波高	3.0m		
高潮		潮位	0.9m		
雷		落雷等により被害が予想される場合			
融雪		融雪により被害が予想される場合			
濃霧		視程	陸上	100m	
			海上	500m	
乾燥	①最小湿度40%、実効湿度65%、風速7m/s以上が2時間継続 ②最小湿度35%、実効湿度60%				
なだれ	①山沿いで24時間降雪の深さが40cm以上 ②積雪が50cm以上で、日平均気温5℃以上の日が継続				
低温	夏期:最高・最低・平均気温のいずれかが平年より4~5℃以上低い日が数日以上続くとき 冬期:最低気温が-8℃以下*1				
霜	早霜、晩霜期におおむね最低気温2℃以下(早霜期は農作物の生育を考慮し実施する)				
着水・着雪	大雪注意報の条件下で気温が-2℃より高い場合				
記録的短時間大雨情	1時間雨量	100mm			

*1 冬期の気温は、宮古特別地域気象観測所の値。

警報・注意報発表基準一覧表

平成22年5月27日現在
発表官署 盛岡地方気象台

遠野市	府県予報区	岩手県	
	一次細分区域	内陸	
	市町村等をまとめた地域	遠野地域	
警報	大雨 (浸水害)	雨量基準	平坦地:1時間雨量50mm 平坦地以外:1時間雨量60mm
		(土砂災害) 土壌雨量指数基準	102
	洪水	雨量基準	平坦地:1時間雨量50mm 平坦地以外:1時間雨量60mm
		流域雨量指数基準	猿ヶ石川(宮守)流域=27, 猿ヶ石川(遠野)流域=24, 来内川流域=8, 早瀬川流域=19, 小鳥瀬川流域=19
		複合基準	—
	暴風	平均風速	20m/s
	暴風雪	平均風速	20m/s 雪を伴う
	大雪	降雪の深さ	12時間降雪の深さ40cm
	波浪	有義波高	
	高潮	潮位	
注意報	大雨	雨量基準	平坦地:1時間雨量30mm 平坦地以外:1時間雨量40mm
		土壌雨量指数基準	71
	洪水	雨量基準	平坦地:1時間雨量30mm 平坦地以外:1時間雨量40mm
		流域雨量指数基準	猿ヶ石川(宮守)流域=22, 猿ヶ石川(遠野)流域=15, 来内川流域=6, 早瀬川流域=15, 小鳥瀬川流域=15
		複合基準	—
	強風	平均風速	10m/s
	風雪	平均風速	10m/s 雪を伴う
	大雪	降雪の深さ	12時間降雪の深さ15cm
	波浪	有義波高	
	高潮	潮位	
	雷	落雷等により被害が予想される場合	
	融雪	融雪により被害が予想される場合	
	濃霧	視程	100m
	乾燥	①最小湿度40%、実効湿度65%、風速7m/s以上が2時間継続 ②最小湿度35%、実効湿度60%	
	なだれ	①山沿いで24時間降雪の深さが40cm以上 ②積雪が50cm以上で、日平均気温5℃以上の日が継続	
	低温	夏期:最高・最低・平均気温のいずれかが平年より4~5℃以上低い日が数日以上続くとき 冬期:最低気温が-11℃以下*1	
霜	早霜、晩霜期におおむね最低気温2℃以下(早霜期は農作物の生育を考慮し実施する)		
着水・着雪	大雪注意報の条件下で気温が-2℃より高い場合		
記録的短時間大雨情	1時間雨量	100mm	

*1 冬期の気温は、盛岡地方気象台の値。

警報・注意報発表基準一覧表

平成22年5月27日現在
発表官署 盛岡地方気象台

一関市	府県予報区	岩手県		
	一次細分区域	内陸		
	市町村等をまとめた地域	両磐地域		
警報	大雨	(浸水害)	雨量基準 平坦地:1時間雨量50mm 平坦地以外:1時間雨量70mm	
		(土砂災害)	土壌雨量指数基準 102	
	洪水	雨量基準	平坦地:1時間雨量50mm 平坦地以外:1時間雨量70mm	
		流域雨量指数基準	千厩川流域=12, 猿沢川流域=9, 小猪岡川流域=11	
		複合基準	-	
	暴風	平均風速	20m/s	
	暴風雪	平均風速	20m/s 雪を伴う	
	大雪	降雪の深さ	平野部	12時間降雪の深さ40cm
			山沿い	12時間降雪の深さ50cm
波浪	有義波高			
高潮	潮位			
注意報	大雨	雨量基準	平坦地:1時間雨量30mm 平坦地以外:1時間雨量40mm	
		土壌雨量指数基準	81	
	洪水	雨量基準	平坦地:1時間雨量30mm 平坦地以外:1時間雨量40mm	
		流域雨量指数基準	千厩川流域=7, 猿沢川流域=7, 小猪岡川流域=7	
		複合基準		
	強風	平均風速	10m/s	
	風雪	平均風速	10m/s 雪を伴う	
	大雪	降雪の深さ	平野部	12時間降雪の深さ15cm
			山沿い	12時間降雪の深さ25cm
	波浪	有義波高		
	高潮	潮位		
	雷	落雷等により被害が予想される場合		
	融雪	融雪により被害が予想される場合		
	濃霧	視程	100m	
	乾燥	①最小湿度40%、実効湿度65%、風速7m/s以上が2時間継続 ②最小湿度35%、実効湿度60%		
なだれ	①山沿いで24時間降雪の深さが40cm以上 ②積雪が50cm以上で、日平均気温5℃以上の日が継続			
低温	夏期:最高・最低・平均気温のいずれかが平年より4~5℃以上低い日が数日以上続くとき 冬期:最低気温が-11℃以下*1			
霜	早霜、晩霜期におおむね最低気温2℃以下(早霜期は農作物の生育を考慮し実施する)			
霜氷・着雪	大雪注意報の条件下で気温が-2℃より高い場合			
記録的短時間大雨情	1時間雨量	100mm		

*1 冬期の気温は、盛岡地方気象台の値。

警報・注意報発表基準一覧表

平成22年5月27日現在
発表官署 盛岡地方気象台

陸前高田市	府県予報区	岩手県		
	一次細分区域	沿岸南部		
	市町村等をまとめた地域	大船渡地域		
警報	大雨 (浸水害) (土砂災害)	雨量基準	平坦地:3時間雨量60mm 平坦地以外:1時間雨量50mm	
		土壌雨量指数基準	118	
	洪水	雨量基準	平坦地:3時間雨量60mm 平坦地以外:1時間雨量50mm	
		流域雨量指数基準	気仙川流域=26, 矢作川流域=24	
		複合基準	-	
	暴風	平均風速	陸上	20m/s
			海上	20m/s
	暴風雪	平均風速	陸上	20m/s 雪を伴う
			海上	20m/s 雪を伴う
	大雪	降雪の深さ	平野部	12時間降雪の深さ30cm
		山沿い	12時間降雪の深さ50cm	
波浪	有義波高	6.0m		
高潮	潮位	1.3m		
注意報	大雨	雨量基準	平坦地:3時間雨量40mm 平坦地以外:1時間雨量30mm	
		土壌雨量指数基準	82	
	洪水	雨量基準	平坦地:3時間雨量40mm 平坦地以外:1時間雨量30mm	
		流域雨量指数基準	気仙川流域=21, 矢作川流域=19	
		複合基準	-	
	強風	平均風速	陸上	10m/s
			海上	10m/s
	風雪	平均風速	陸上	10m/s 雪を伴う
			海上	10m/s 雪を伴う
	大雪	降雪の深さ	平野部	12時間降雪の深さ15cm
			山沿い	12時間降雪の深さ20cm
	波浪	有義波高	3.0m	
	高潮	潮位	0.9m	
	雷	落雷等により被害が予想される場合		
	融雪	融雪により被害が予想される場合		
	濃霧	視程	陸上	100m
		海上	500m	
乾燥	①最小湿度40%、実効湿度65%、風速7m/s以上が2時間継続 ②最小湿度35%、実効湿度60%			
なだれ	①山沿いで24時間降雪の深さが40cm以上 ②積雪が50cm以上で、日平均気温5℃以上の日が継続			
低温	夏期:最高・最低・平均気温のいずれかが平年より4~5℃以上低い日が数日以上続くと 冬期:最低気温が-8℃以下*1			
霜	早霜・晩霜期におおむね最低気温2℃以下(早霜期は農作物の生育を考慮し実施する)			
霜水・霜雪	大雪注意報の条件下で気温が-2℃より高い場合			
記録的短時間大雨情	1時間雨量	100mm		

*1 冬期の気温は、大船渡特別地域気象観測所の値。

警報・注意報発表基準一覧表

平成22年5月27日現在
発表官署 盛岡地方気象台

釜石市	府県予報区	岩手県		
	一次細分区域	沿岸南部		
	市町村等をまとめた地域	釜石地域		
警報	大雨 (浸水害) (土砂災害)	雨量基準	平坦地:1時間雨量50mm 平坦地以外:1時間雨量60mm	
		土壌雨量指数基準	109	
	洪水	雨量基準	平坦地:1時間雨量50mm 平坦地以外:1時間雨量60mm	
		流域雨量指数基準		
		複合基準	-	
	暴風	平均風速	陸上	20m/s
			海上	20m/s
	暴風雪	平均風速	陸上	20m/s 雪を伴う
			海上	20m/s 雪を伴う
	大雪	降雪の深さ	平野部	12時間降雪の深さ30cm
			山沿い	12時間降雪の深さ50cm
	波浪	有義波高	6.0m	
	高潮	潮位	1.3m	
注意報	大雨	雨量基準	平坦地:1時間雨量30mm 平坦地以外:1時間雨量40mm	
		土壌雨量指数基準	76	
	洪水	雨量基準	平坦地:1時間雨量30mm 平坦地以外:1時間雨量40mm	
		流域雨量指数基準		
		複合基準	-	
	強風	平均風速	陸上	10m/s
			海上	10m/s
	風雪	平均風速	陸上	10m/s 雪を伴う
			海上	10m/s 雪を伴う
	大雪	降雪の深さ	平野部	12時間降雪の深さ15cm
			山沿い	12時間降雪の深さ20cm
	波浪	有義波高	3.0m	
	高潮	潮位	0.9m	
	雷	落雷等により被害が予想される場合		
	融雪	融雪により被害が予想される場合		
	濃霧	視程	陸上	100m
			海上	500m
乾燥	①最小湿度40%、実効湿度65%、風速7m/s以上が2時間継続 ②最小湿度35%、実効湿度60%			
なだれ	①山沿いで24時間降雪の深さが40cm以上 ②積雪が50cm以上で、日平均気温5℃以上の日が継続			
低温	夏期:最高・最低・平均気温のいずれかが平年より4~5℃以上低い日が数日以上続くとき 冬期:最低気温が-8℃以下*1			
霜	早霜、晩霜期におおむね最低気温2℃以下(早霜期は農作物の生育を考慮し実施する)			
貯水・貯雪	大雪注意報の条件下で気温が-2℃より高い場合			
記録的短時間大雨情	1時間雨量	100mm		

*1 冬期の気温は、宮古特別地域気象観測所の値。

警報・注意報発表基準一覧表

平成22年5月27日現在
発表官署 盛岡地方気象台

二戸市	府県予報区	岩手県		
	一次細分区域	内陸		
	市町村等をまとめた地域	二戸地域		
警報	大雨 (浸水害)	雨量基準	平坦地:3時間雨量80mm 平坦地以外:1時間雨量50mm	
		(土砂災害) 土壌雨量指数基準	119	
	洪水	雨量基準	平坦地:3時間雨量80mm 平坦地以外:1時間雨量50mm	
		流域雨量指数基準	馬淵川流域=33, 安比川流域=20, 芦名沢流域=7, 金田一川流域=12, 十文字川流域=7	
		複合基準	-	
	暴風	平均風速	20m/s	
	暴風雪	平均風速	20m/s 雪を伴う	
	大雪	降雪の深さ	平野部	12時間降雪の深さ40cm
			山沿い	12時間降雪の深さ50cm
	波浪	有義波高		
高潮	潮位			
注意報	大雨	雨量基準	平坦地:3時間雨量60mm 平坦地以外:1時間雨量30mm	
		土壌雨量指数基準	77	
	洪水	雨量基準	平坦地:3時間雨量60mm 平坦地以外:1時間雨量30mm	
		流域雨量指数基準	馬淵川流域=18, 安比川流域=16, 芦名沢流域=6, 金田一川流域=10, 十文字川流域=6	
		複合基準	-	
	強風	平均風速	10m/s	
	風雪	平均風速	10m/s 雪を伴う	
	大雪	降雪の深さ	平野部	12時間降雪の深さ15cm
			山沿い	12時間降雪の深さ20cm
	波浪	有義波高		
	高潮	潮位		
	雷	落雷等により被害が予想される場合		
	融雪	融雪により被害が予想される場合		
	濃霧	視程	100m	
	乾燥	①最小湿度40%、実効湿度65%、風速7m/s以上が2時間継続 ②最小湿度35%、実効湿度60%		
	なだれ	①山沿いで24時間降雪の深さが40cm以上 ②積雪が50cm以上で、日平均気温5℃以上の日が継続		
低温	夏期:最高・最低・平均気温のいずれかが平年より4~5℃以上低い日が数日以上続くとき 冬期:最低気温が-11℃以下*1			
霜	早霜、晩霜期におおむね最低気温2℃以下(早霜期は農作物の生育を考慮し実施する)			
着氷・着雪	大雪注意報の条件下で気温が-2℃より高い場合			
記録的短時間大雨情	1時間雨量	100mm		

*1 冬期の気温は、盛岡地方気象台の値。

警報・注意報発表基準一覧表

平成22年5月27日現在
発表官署 盛岡地方気象台

八幡平市	府県予報区	岩手県	
	一次細分区域	内陸	
	市町村等をまとめた地域	盛岡地域	
警報	大雨	(浸水害)	雨量基準 平坦地:1時間雨量50mm 平坦地以外:1時間雨量60mm
		(土砂災害)	土壌雨量指数基準 113
	洪水		雨量基準 平坦地:1時間雨量50mm 平坦地以外:1時間雨量60mm
			流域雨量指数基準 安比川流域=13, 赤川流域=13, 長川流域=9, 米代川流域=17, 松川流域=25
			複合基準 -
	暴風	平均風速	20m/s
	暴風雪	平均風速	20m/s 雪を伴う
	大雪	降雪の深さ	12時間降雪の深さ50cm
	波浪	有義波高	
	高潮	潮位	
注意報	大雨	雨量基準	平坦地:1時間雨量30mm 平坦地以外:1時間雨量40mm
		土壌雨量指数基準	73
	洪水	雨量基準	平坦地:1時間雨量30mm 平坦地以外:1時間雨量40mm
		流域雨量指数基準	安比川流域=10, 赤川流域=7, 長川流域=7, 米代川流域=14, 松川流域=20
		複合基準	-
	強風	平均風速	10m/s
	風雪	平均風速	10m/s 雪を伴う
	大雪	降雪の深さ	12時間降雪の深さ20cm
	波浪	有義波高	
	高潮	潮位	
	雷	落雷等により被害が予想される場合	
	融雪	融雪により被害が予想される場合	
	濃霧	視程	100m
	乾燥	①最小湿度40%、実効湿度65%、風速7m/s以上が2時間継続 ②最小湿度35%、実効湿度60%	
	なだれ	①山沿いで24時間降雪の深さが40cm以上 ②積雪が50cm以上で、日平均気温5℃以上の日が継続	
	低温	夏期:最高・最低・平均気温のいずれかが平年より4~5℃以上低い日が数日以上続くとき 冬期:最低気温が-11℃以下*1	
	霜	早霜、晩霜期におおむね最低気温2℃以下(早霜期は農作物の生育を考慮し実施する)	
霜水・霜雪	大雪注意報の条件下で気温が-2℃より高い場合		
記録的短時間大雨情	1時間雨量	100mm	

*1 冬期の気温は、盛岡地方気象台の値。

警報・注意報発表基準一覧表

平成22年5月27日現在
発表官署 盛岡地方気象台

奥州市	府県予報区	岩手県		
	一次細分区域	内陸		
	市町村等をまとめた地域	奥州金ヶ崎地域		
警報	大雨 (没水害)	雨量基準	平坦地:1時間雨量50mm 平坦地以外:1時間雨量60mm	
		(土砂災害) 土壌雨量指数基準	107	
	洪水	雨量基準	平坦地:1時間雨量50mm 平坦地以外:1時間雨量60mm	
		流域雨量指数基準	胆沢川流域=22, 衣川流域=11, 大田代川流域=15, 人首川流域=13	
		複合基準	-	
	暴風	平均風速	20m/s	
	暴風雷	平均風速	20m/s 雷を伴う	
	大雷	降雷の深さ	平野部	12時間降雷の深さ40cm
			山沿い	12時間降雷の深さ50cm
	波浪	有義波高		
高潮	潮位			
注意報	大雨	雨量基準	平坦地:1時間雨量30mm 平坦地以外:1時間雨量40mm	
		土壌雨量指数基準	85	
	洪水	雨量基準	平坦地:1時間雨量30mm 平坦地以外:1時間雨量40mm	
		流域雨量指数基準	胆沢川流域=18, 衣川流域=7, 大田代川流域=12, 人首川流域=10	
		複合基準	-	
	強風	平均風速	10m/s	
	風雷	平均風速	10m/s 雷を伴う	
	大雷	降雷の深さ	平野部	12時間降雷の深さ15cm
			山沿い	12時間降雷の深さ25cm
	波浪	有義波高		
	高潮	潮位		
	雷	落雷等により被害が予想される場合		
	融雷	融雷により被害が予想される場合		
	濃霧	視程	100m	
	乾燥	①最小湿度40%、実効湿度65%、風速7m/s以上が2時間継続 ②最小湿度35%、実効湿度60%		
	なだれ	①山沿いで24時間降雷の深さが40cm以上 ②積雪が50cm以上で、日平均気温5℃以上の日が継続		
低温	夏期:最高・最低・平均気温のいずれかが平年より4~5℃以上低い日が数日以上続くとき 冬期:最低気温が-11℃以下*1			
霜	早霜、晩霜期におおむね最低気温2℃以下(早霜期は農作物の生育を考慮し実施する)			
着氷・着雪	大雷注意報の条件下で気温が-2℃より高い場合			
記録的短時間大雨情	1時間雨量	100mm		

*1 冬期の気温は、盛岡地方気象台の値。

警報・注意報発表基準一覧表

平成22年5月27日現在
発表官署 盛岡地方気象台

磐石町	府県予報区	岩手県	
	一次細分区域	内陸	
	市町村等をまとめた地域	盛岡地域	
警報	大雨	(浸水害)	雨量基準 平坦地:1時間雨量50mm 平坦地以外:1時間雨量60mm
		(土砂災害)	土壌雨量指数基準 126
	洪水	雨量基準	平坦地:1時間雨量50mm 平坦地以外:1時間雨量60mm
		流域雨量指数基準	黒沢川流域=8, 矢櫃川流域=11, 南畑川流域=11, 鶯宿川流域=9, 志戸前川流域=12
		複合基準	—
	暴風	平均風速	20m/s
	暴風雪	平均風速	20m/s 雪を伴う
	大雪	降雪の深さ	12時間降雪の深さ50cm
	波浪	有義波高	
	高潮	潮位	
注意報	大雨	雨量基準	平坦地:1時間雨量30mm 平坦地以外:1時間雨量40mm
		土壌雨量指数基準	81
	洪水	雨量基準	平坦地:1時間雨量30mm 平坦地以外:1時間雨量40mm
		流域雨量指数基準	黒沢川流域=5, 矢櫃川流域=7, 南畑川流域=9, 鶯宿川流域=7, 志戸前川流域=10
		複合基準	—
	強風	平均風速	10m/s
	風雪	平均風速	10m/s 雪を伴う
	大雪	降雪の深さ	12時間降雪の深さ20cm
	波浪	有義波高	
	高潮	潮位	
	雷	落雷等により被害が予想される場合	
	融雪	融雪により被害が予想される場合	
	濃霧	視程	100m
	乾燥	①最小湿度40%、実効湿度65%、風速7m/s以上が2時間継続 ②最小湿度35%、実効湿度60%	
	なだれ	①山沿いで24時間降雪の深さが40cm以上 ②積雪が50cm以上で、日平均気温5℃以上の日が継続	
	低温	夏期:最高・最低・平均気温のいずれかが平年より4~5℃以上低い日が数日以上続くとき 冬期:最低気温が-11℃以下*1	
霜	早霜、晩霜期におおむね最低気温2℃以下(早霜期は農作物の生育を考慮し実施する)		
貯水・貯雪	大雪注意報の条件下で気温が-2℃より高い場合		
記録的短時間大雨情	1時間雨量	100mm	

*1 冬期の気温は、盛岡地方気象台の値。

警報・注意報発表基準一覧表

平成22年5月27日現在
発表官署 盛岡地方気象台

葛巻町	府県予報区	岩手県	
	一次細分区域	内陸	
	市町村等をまとめた地域	盛岡地域	
警報	大雨 (浸水害) (土砂災害)	雨量基準	1時間雨量50mm
		土壌雨量指数基準	90
	洪水	雨量基準	1時間雨量50mm
		流域雨量指数基準	馬淵川流域=17, 山形川流域=10, 外川川流域=7
		複合基準	—
	暴風	平均風速	20m/s
	暴風雪	平均風速	20m/s 雪を伴う
	大雪	降雪の深さ	12時間降雪の深さ50cm
波浪	有義波高		
高潮	潮位		
注意報	大雨	雨量基準	1時間雨量30mm
		土壌雨量指数基準	58
	洪水	雨量基準	1時間雨量30mm
		流域雨量指数基準	馬淵川流域=12, 山形川流域=8, 外川川流域=6
		複合基準	—
	強風	平均風速	10m/s
	風雪	平均風速	10m/s 雪を伴う
	大雪	降雪の深さ	12時間降雪の深さ20cm
	波浪	有義波高	
	高潮	潮位	
	雷	落雷等により被害が予想される場合	
	融雪	融雪により被害が予想される場合	
	濃霧	視程	100m
	乾燥	①最小湿度40%、実効湿度65%、風速7m/s以上が2時間継続 ②最小湿度35%、実効湿度60%	
	なだれ	①山沿いで24時間降雪の深さが40cm以上 ②積雪が50cm以上で、日平均気温5℃以上の日が継続	
低温	夏期:最高・最低・平均気温のいずれかが平年より4~5℃以上低い日が数日以上続くとき 冬期:最低気温が-11℃以下*1		
霜	早霜、晩霜期におおむね最低気温2℃以下(早霜期は農作物の生育を考慮し実施する)		
着氷・着雪	大雪注意報の条件下で気温が-2℃より高い場合		
記録的短時間大雨情	1時間雨量	100mm	

*1 冬期の気温は、盛岡地方気象台の値。

警報・注意報発表基準一覧表

平成22年5月27日現在
発表官署 盛岡地方気象台

岩手町	府県予報区	岩手県	
	一次細分区域	内陸	
	市町村等をまとめた地域	盛岡地域	
警報	大雨 (浸水害) (土砂災害)	雨量基準	1時間雨量50mm
		土壌雨量指数基準	107
	洪水	雨量基準	1時間雨量50mm
		流域雨量指数基準	北上川流域=21, 古館川流域=13, 丹藤川流域=16
		複合基準	—
	暴風	平均風速	20m/s
	暴風雪	平均風速	20m/s 雪を伴う
	大雪	降雪の深さ	12時間降雪の深さ50cm
	波浪	有義波高	
高潮	潮位		
注意報	大雨	雨量基準	1時間雨量30mm
		土壌雨量指数基準	89
	洪水	雨量基準	1時間雨量30mm
		流域雨量指数基準	北上川流域=16, 古館川流域=10, 丹藤川流域=13
		複合基準	—
	強風	平均風速	10m/s
	風雪	平均風速	10m/s 雪を伴う
	大雪	降雪の深さ	12時間降雪の深さ20cm
	波浪	有義波高	
	高潮	潮位	
	雷	落雷等により被害が予想される場合	
	融雪	融雪により被害が予想される場合	
	濃霧	視程	100m
	乾燥	①最小湿度40%、実効湿度65%、風速7m/s以上が2時間継続 ②最小湿度35%、実効湿度60%	
	なだれ	①山沿いで24時間降雪の深さが40cm以上 ②積雪が50cm以上で、日平均気温5℃以上の日が継続	
	低温	夏期:最高・最低・平均気温のいずれかが平年より4~5℃以上低い日が数日以上続くとき 冬期:最低気温が-11℃以下*1	
	霜	早霜、晩霜期におおむね最低気温2℃以下(早霜期は農作物の生育を考慮し実施する)	
霜水・着雪	大雪注意報の条件下で気温が-2℃より高い場合		
記録的短時間大雨情	1時間雨量	100mm	

*1 冬期の気温は、盛岡地方気象台の値。

警報・注意報発表基準一覧表

平成22年5月27日現在
発表官署 盛岡地方気象台

滝沢村	府県予報区	岩手県		
	一次細分区域	内陸		
	市町村等をまとめた地域	盛岡地域		
警報	大雨	(浸水害)	雨量基準	1時間雨量50mm
		(土砂災害)	土壌雨量指数基準	122
	洪水		雨量基準	1時間雨量50mm
			流域雨量指数基準	北上川流域=38, 木賊川流域=6, 砂込川流域=6, 諸葛川流域=6
			複合基準	—
	暴風		平均風速	20m/s
	暴風雪		平均風速	20m/s 雪を伴う
	大雪	降雪の深さ	平野部	12時間降雪の深さ40cm
			山沿い	12時間降雪の深さ50cm
	波浪		有義波高	
高潮		潮位		
注意報	大雨		雨量基準	1時間雨量30mm
			土壌雨量指数基準	79
	洪水		雨量基準	1時間雨量30mm
			流域雨量指数基準	北上川流域=25, 木賊川流域=5, 砂込川流域=5, 諸葛川流域=4
			複合基準	—
	強風		平均風速	10m/s
	風雪		平均風速	10m/s 雪を伴う
	大雪	降雪の深さ	平野部	12時間降雪の深さ15cm
			山沿い	12時間降雪の深さ20cm
	波浪		有義波高	
	高潮		潮位	
	雷		落雷等により被害が予想される場合	
	融雪		融雪により被害が予想される場合	
	濃霧		視程	100m
	乾燥		①最小湿度40%、実効湿度65%、風速7m/s以上が2時間継続 ②最小湿度35%、実効湿度60%	
	なだれ		①山沿いで24時間降雪の深さが40cm以上 ②積雪が50cm以上で、日平均気温5℃以上の日が継続	
低温		夏期:最高・最低・平均気温のいずれかが平年より4~5℃以上低い日が数日以上続くとき 冬期:最低気温が-11℃以下*1		
霜		早霜、晩霜期におおむね最低気温2℃以下(早霜期は農作物の生育を考慮し実施する)		
着水・着雪		大雪注意報の条件下で気温が-2℃より高い場合		
記録的短時間大雨情		1時間雨量	100mm	

*1 冬期の気温は、盛岡地方気象台の値。

警報・注意報発表基準一覧表

平成22年5月27日現在
発表官署 盛岡地方気象台

紫波町	府県予報区	岩手県		
	一次細分区域	内陸		
	市町村等をまとめた地域	盛岡地域		
警報	大雨 (浸水害) (土砂災害)	雨量基準	平地地:3時間雨量90mm 平地地以外:1時間雨量50mm	
		土壌雨量指数基準	115	
	洪水	雨量基準	平地地:3時間雨量90mm 平地地以外:1時間雨量50mm	
		流域雨量指数基準	赤沢川流域=6	
		複合基準	—	
	暴風	平均風速	20m/s	
	暴風雪	平均風速	20m/s 雪を伴う	
	大雪	降雪の深さ	平野部	12時間降雪の深さ40cm
			山沿い	12時間降雪の深さ50cm
	波浪	有義波高		
高潮	潮位			
注意報	大雨	雨量基準	平地地:3時間雨量60mm 平地地以外:1時間雨量30mm	
		土壌雨量指数基準	74	
	洪水	雨量基準	平地地:3時間雨量60mm 平地地以外:1時間雨量30mm	
		流域雨量指数基準	赤沢川流域=4	
		複合基準	—	
	強風	平均風速	10m/s	
	風雪	平均風速	10m/s 雪を伴う	
	大雪	降雪の深さ	平野部	12時間降雪の深さ15cm
			山沿い	12時間降雪の深さ20cm
	波浪	有義波高		
	高潮	潮位		
	雷	落雷等により被害が予想される場合		
	融雪	融雪により被害が予想される場合		
	濃霧	視程	100m	
	乾燥	①最小湿度40%、実効湿度65%、風速7m/s以上が2時間継続 ②最小湿度35%、実効湿度60%		
	なだれ	①山沿いで24時間降雪の深さが40cm以上 ②積雪が50cm以上で、日平均気温5℃以上の日が継続		
低温	夏期:最高・最低・平均気温のいずれかが平年より4~5℃以上低い日が数日以上続くとき 冬期:最低気温が-11℃以下*1			
霜	早霜、晩霜期におおむね最低気温2℃以下(早霜期は農作物の生育を考慮し実施する)			
着氷・着雪	大雪注意報の条件下で気温が-2℃より高い場合			
記録的短時間大雨情		1時間雨量	100mm	

*1 冬期の気温は、盛岡地方気象台の値。

警報・注意報発表基準一覧表

平成22年5月27日現在
発表官署 盛岡地方気象台

矢巾町	府県予報区	岩手県			
	一次細分区域	内陸			
	市町村等をまとめた地域	盛岡地域			
警報	大雨	(浸水害)	雨量基準	1時間雨量50mm	
		(土砂災害)	土壌雨量指数基準	119	
	洪水		雨量基準	1時間雨量50mm	
			流域雨量指数基準	岩崎川流域=7	
			複合基準	—	
	暴風	平均風速	20m/s		
	暴風雪	平均風速	20m/s 雪を伴う		
	大雪	降雪の深さ	平野部	12時間降雪の深さ40cm	
			山沿い	12時間降雪の深さ50cm	
	波浪	有義波高			
高潮	潮位				
注意報	大雨		雨量基準	1時間雨量30mm	
			土壌雨量指数基準	77	
	洪水		雨量基準	1時間雨量30mm	
			流域雨量指数基準	岩崎川流域=4	
			複合基準	—	
	強風	平均風速	10m/s		
	風雪	平均風速	10m/s 雪を伴う		
	大雪	降雪の深さ	平野部	12時間降雪の深さ15cm	
			山沿い	12時間降雪の深さ20cm	
	波浪	有義波高			
	高潮	潮位			
	雷	落雷等により被害が予想される場合			
	融雪	融雪により被害が予想される場合			
	濃霧	視程	100m		
	乾燥	①最小湿度40%、実効湿度65%、風速7m/s以上が2時間継続 ②最小湿度35%、実効湿度60%			
	なだれ	①山沿いで24時間降雪の深さが40cm以上 ②積雪が50cm以上で、日平均気温5℃以上の日が継続			
	低温	夏期:最高・最低・平均気温のいずれかが平年より4~5℃以上低い日が数日以上続くとき 冬期:最低気温が-11℃以下*1			
霜	早霜、晩霜期におおむね最低気温2℃以下(早霜期は農作物の生育を考慮し実施する)				
着氷・着雪	大雪注意報の条件下で気温が-2℃より高い場合				
記録的短時間大雨情	1時間雨量	100mm			

*1 冬期の気温は、盛岡地方気象台の値。

警報・注意報発表基準一覧表

平成22年5月27日現在
発表官署 盛岡地方気象台

西和賀町	府県予報区	岩手県	
	一次細分区域	内陸	
	市町村等をまとめた地域	花北地域	
警報	大雨 (浸水害) (土砂災害)	雨量基準	1時間雨量60mm
		土壌雨量指数基準	122
	洪水	雨量基準	1時間雨量60mm
		流域雨量指数基準	和賀川流域=31, 南本内川流域=12, 下前川流域=10, 本内川流域=10, 横川流域=14
		複合基準	—
	暴風	平均風速	20m/s
	暴風雪	平均風速	20m/s 雪を伴う
	大雪	降雪の深さ	12時間降雪の深さ50cm
	波浪	有義波高	
	高潮	潮位	
注意報	大雨	雨量基準	1時間雨量40mm
		土壌雨量指数基準	85
	洪水	雨量基準	1時間雨量40mm
		流域雨量指数基準	和賀川流域=25, 南本内川流域=10, 下前川流域=8, 本内川流域=8, 横川流域=9
		複合基準	—
	強風	平均風速	10m/s
	風雪	平均風速	10m/s 雪を伴う
	大雪	降雪の深さ	12時間降雪の深さ25cm
	波浪	有義波高	
	高潮	潮位	
	雷	落雷等により被害が予想される場合	
	融雪	融雪により被害が予想される場合	
	濃霧	視程	100m
	乾燥	①最小湿度40%、実効湿度65%、風速7m/s以上が2時間継続 ②最小湿度35%、実効湿度60%	
	なだれ	①山沿いで24時間降雪の深さが40cm以上 ②積雪が50cm以上で、日平均気温5℃以上の日が継続	
	低温	夏期:最高・最低・平均気温のいずれかが平年より4~5℃以上低い日が数日以上続くとき 冬期:最低気温が-11℃以下*1	
	霜	早霜、晩霜期におおむね最低気温2℃以下(早霜期は農作物の生育を考慮し実施する)	
着氷・着雪	大雪注意報の条件下で気温が-2℃より高い場合		
記録的短時間大雨情	1時間雨量	100mm	

*1 冬期の気温は、盛岡地方気象台の値。

警報・注意報発表基準一覧表

平成22年5月27日現在
発表官署 盛岡地方気象台

金ヶ崎町	府県予報区	岩手県			
	一次細分区域	内陸			
	市町村等をまとめた地域	奥州金ヶ崎地域			
警報	大雨	(浸水害)	雨量基準	1時間雨量50mm	
		(土砂災害)	土壌雨量指数基準	144	
	洪水		雨量基準	1時間雨量50mm	
			流域雨量指数基準	宿内川流域=12, 永沢川流域=8	
			複合基準	—	
	暴風	平均風速	20m/s		
	暴風雷	平均風速	20m/s 雷を伴う		
	大雪	降雪の深さ	平野部	12時間降雪の深さ40cm	
			山沿い	12時間降雪の深さ50cm	
	波浪	有義波高			
高潮	潮位				
注意報	大雨		雨量基準	1時間雨量30mm	
			土壌雨量指数基準	115	
	洪水		雨量基準	1時間雨量30mm	
			流域雨量指数基準	宿内川流域=7, 永沢川流域=6	
			複合基準	—	
	強風	平均風速	10m/s		
	風雷	平均風速	10m/s 雷を伴う		
	大雪	降雪の深さ	平野部	12時間降雪の深さ15cm	
			山沿い	12時間降雪の深さ25cm	
	波浪	有義波高			
	高潮	潮位			
	雷	落雷等により被害が予想される場合			
	融雪	融雪により被害が予想される場合			
	濃霧	視程	100m		
	乾燥	①最小湿度40%、実効湿度65%、風速7m/s以上が2時間継続 ②最小湿度35%、実効湿度60%			
	なだれ	①山沿いで24時間降雪の深さが40cm以上 ②積雪が50cm以上で、日平均気温5℃以上の日が継続			
	低温	夏期:最高・最低・平均気温のいずれかが平年より4~5℃以上低い日が数日以上続くとき 冬期:最低気温が-11℃以下*1			
霜	早霜、晩霜期におおむね最低気温2℃以下(早霜期は農作物の生育を考慮し実施する)				
着水・着雪	大雪注意報の条件下で気温が-2℃より高い場合				
記録的短時間大雨情	1時間雨量	100mm			

*1 冬期の気温は、盛岡地方気象台の値。

警報・注意報発表基準一覧表

平成22年5月27日現在
発表官署 盛岡地方気象台

平泉町	府県予報区	岩手県	
	一次細分区域	内陸	
	市町村等をまとめた地域	両磐地域	
警報	大雨	(浸水害)	雨量基準 平坦地:1時間雨量50mm 平坦地以外:1時間雨量60mm
		(土砂災害)	土壌雨量指数基準 107
	洪水	雨量基準	平坦地:1時間雨量50mm 平坦地以外:1時間雨量60mm
		流域雨量指数基準	衣川流域=8
		複合基準	—
	暴風	平均風速	20m/s
	暴風雷	平均風速	20m/s 雷を伴う
	大雪	降雪の深さ	12時間降雪の深さ40cm
	波浪	有義波高	
	高潮	潮位	
注意報	大雨	雨量基準	平坦地:1時間雨量30mm 平坦地以外:1時間雨量40mm
		土壌雨量指数基準	85
	洪水	雨量基準	平坦地:1時間雨量30mm 平坦地以外:1時間雨量40mm
		流域雨量指数基準	衣川流域=8
		複合基準	—
	強風	平均風速	10m/s
	風雷	平均風速	10m/s 雷を伴う
	大雪	降雪の深さ	12時間降雪の深さ15cm
	波浪	有義波高	
	高潮	潮位	
	雷	落雷等により被害が予想される場合	
	融雪	融雪により被害が予想される場合	
	濃霧	視程	100m
	乾燥	①最小湿度40%、実効湿度65%、風速7m/s以上が2時間継続 ②最小湿度35%、実効湿度60%	
	なだれ	①山沿いで24時間降雪の深さが40cm以上 ②積雪が50cm以上で、日平均気温5℃以上の日が継続	
	低温	夏期:最高・最低・平均気温のいずれかが平年より4~5℃以上低い日が数日以上続くとき 冬期:最低気温が-11℃以下*1	
	霜	早霜、晩霜期におおむね最低気温2℃以下(早霜期は農作物の生育を考慮し実施する)	
着水・着雪	大雪注意報の条件下で気温が-2℃より高い場合		
記録的短時間大雨情	1時間雨量	100mm	

*1 冬期の気温は、盛岡地方気象台の値。

警報・注意報発表基準一覧表

平成22年5月27日現在
発表官署 盛岡地方気象台

藤沢町	府県予報区	岩手県		
	一次細分区域	内陸		
	市町村等をまとめた地域	両磐地域		
警報	大雨	(没水害)	雨量基準	3時間雨量90mm
		(土砂災害)	土壌雨量指数基準	109
	洪水		雨量基準	3時間雨量90mm
			流域雨量指数基準	黄海川流域=13
			複合基準	—
	暴風		平均風速	20m/s
	暴風雪		平均風速	20m/s 雪を伴う
	大雪	降雪の深さ	平野部	12時間降雪の深さ40cm
			山沿い	12時間降雪の深さ50cm
	波浪		有義波高	
高潮		潮位		
注意報	大雨		雨量基準	3時間雨量50mm
			土壌雨量指数基準	87
	洪水		雨量基準	3時間雨量50mm
			流域雨量指数基準	黄海川流域=10
			複合基準	—
	強風		平均風速	10m/s
	風雪		平均風速	10m/s 雪を伴う
	大雪	降雪の深さ	平野部	12時間降雪の深さ15cm
			山沿い	12時間降雪の深さ25cm
	波浪		有義波高	
	高潮		潮位	
	雷		落雷等により被害が予想される場合	
	融雪		融雪により被害が予想される場合	
	濃霧		視程	100m
	乾燥		①最小湿度40%、実効湿度65%、風速7m/s以上が2時間継続 ②最小湿度35%、実効湿度60%	
	なだれ		①山沿いで24時間降雪の深さが40cm以上 ②積雪が50cm以上で、日平均気温5℃以上の日が継続	
低温		夏期:最高・最低・平均気温のいずれかが平年より4~5℃以上低い日が数日以上続くとき 冬期:最低気温が-11℃以下*1		
霜		早霜、晩霜期におおむね最低気温2℃以下(早霜期は農作物の生育を考慮し実施する)		
霜氷・霜雪		大雪注意報の条件下で気温が-2℃より高い場合		
記録的短時間大雨情		1時間雨量	100mm	

*1 冬期の気温は、盛岡地方気象台の値。

警報・注意報発表基準一覧表

平成22年5月27日現在
発表官署 盛岡地方気象台

住田町	府県予報区	岩手県	
	一次細分区域	沿岸南部	
	市町村等をまとめた地域	大船渡地域	
警報	大雨 (浸水害) (土砂災害)	雨量基準	1時間雨量50mm
		土壌雨量指数基準	123
	洪水	雨量基準	1時間雨量50mm
		流域雨量指数基準	気仙川流域=25, 大股川流域=10
		複合基準	—
	暴風	平均風速	20m/s
	暴風雪	平均風速	20m/s 雪を伴う
	大雪	降雪の深さ	12時間降雪の深さ50cm
	波浪	有義波高	
高潮	潮位		
注意報	大雨	雨量基準	1時間雨量30mm
		土壌雨量指数基準	86
	洪水	雨量基準	1時間雨量30mm
		流域雨量指数基準	気仙川流域=16, 大股川流域=8
		複合基準	—
	強風	平均風速	10m/s
	風雪	平均風速	10m/s 雪を伴う
	大雪	降雪の深さ	12時間降雪の深さ20cm
	波浪	有義波高	
	高潮	潮位	
	雷	落雷等により被害が予想される場合	
	融雪	融雪により被害が予想される場合	
	濃霧	視程	100m
	乾燥	①最小湿度40%、実効湿度65%、風速7m/s以上が2時間継続 ②最小湿度35%、実効湿度60%	
	なだれ	①山沿いで24時間降雪の深さが40cm以上 ②積雪が50cm以上で、日平均気温5℃以上の日が継続	
低温	夏期:最高・最低・平均気温のいずれかが平年より4~5℃以上低い日が数日以上続くとき 冬期:最低気温が-11℃以下*1		
霜	早霜、晩霜期におおむね最低気温2℃以下(早霜期は農作物の生育を考慮し実施する)		
着水・着雪	大雪注意報の条件下で気温が-2℃より高い場合		
記録的短時間大雨情	1時間雨量	100mm	

*1 冬期の気温は、盛岡地方気象台の値。

警報・注意報発表基準一覧表

平成22年5月27日現在
発表官署 盛岡地方気象台

大槌町	府県予報区	岩手県		
	一次細分区域	沿岸南部		
	市町村等をまとめた地域	釜石地域		
警報	大雨	(浸水害)	雨量基準	1時間雨量50mm
		(土砂災害)	土壌雨量指数基準	109
	洪水		雨量基準	1時間雨量50mm
			流域雨量指数基準	大槌川流域=17, 小槌川流域=16
			複合基準	—
	暴風	平均風速	陸上	20m/s
			海上	20m/s
	暴風雪	平均風速	陸上	20m/s 雪を伴う
			海上	20m/s 雪を伴う
	大雪	降雪の深さ	平野部	12時間降雪の深さ30cm
山沿い			12時間降雪の深さ50cm	
波浪	有義波高	6.0m		
高潮	潮位	1.3m		
注意報	大雨	雨量基準	1時間雨量30mm	
		土壌雨量指数基準	76	
	洪水		雨量基準	1時間雨量30mm
			流域雨量指数基準	大槌川流域=10, 小槌川流域=13
			複合基準	—
	強風	平均風速	陸上	10m/s
			海上	10m/s
	風雪	平均風速	陸上	10m/s 雪を伴う
			海上	10m/s 雪を伴う
	大雪	降雪の深さ	平野部	12時間降雪の深さ15cm
			山沿い	12時間降雪の深さ20cm
	波浪	有義波高	3.0m	
	高潮	潮位	0.9m	
	雷	落雷等により被害が予想される場合		
	融雪	融雪により被害が予想される場合		
	濃霧	視程	陸上	100m
海上			500m	
乾燥	①最小湿度40%、実効湿度65%、風速7m/s以上が2時間継続 ②最小湿度35%、実効湿度60%			
なだれ	①山沿いで24時間降雪の深さが40cm以上 ②積雪が50cm以上で、日平均気温5℃以上の日が継続			
低温	夏期:最高・最低・平均気温のいずれかが平年より4~5℃以上低い日が数日以上続くとき 冬期:最低気温が-8℃以下*1			
霜	早霜、晩霜期におおむね最低気温2℃以下(早霜期は農作物の生育を考慮し実施する)			
着氷・着雪	大雪注意報の条件下で気温が-2℃より高い場合			
記録的短時間大雨情	1時間雨量	100mm		

*1 冬期の気温は、大船渡特別地域気象観測所の値。

警報・注意報発表基準一覧表

平成22年5月27日現在
発表官署 盛岡地方気象台

山田町	府県予報区	岩手県		
	一次細分区域	沿岸北部		
	市町村等をまとめた地域	宮古地域		
警報	大雨 (浸水害) (土砂災害)	雨量基準	1時間雨量50mm	
		土壌雨量指数基準	117	
	洪水	雨量基準	1時間雨量50mm	
		流域雨量指数基準	関口川流域=13, 豊間根川流域=12	
		複合基準	—	
	暴風	平均風速	陸上	20m/s
			海上	20m/s
	暴風雪	平均風速	陸上	20m/s 雪を伴う
			海上	20m/s 雪を伴う
	大雪	降雪の深さ	平野部	12時間降雪の深さ30cm
山沿い			12時間降雪の深さ50cm	
波浪	有義波高	6.0m		
高潮	潮位	1.2m		
注意報	大雨	雨量基準	1時間雨量30mm	
		土壌雨量指数基準	93	
	洪水	雨量基準	1時間雨量30mm	
		流域雨量指数基準	関口川流域=10, 豊間根川流域=6	
		複合基準	—	
	強風	平均風速	陸上	10m/s
			海上	10m/s
	風雪	平均風速	陸上	10m/s 雪を伴う
			海上	10m/s 雪を伴う
	大雪	降雪の深さ	平野部	12時間降雪の深さ15cm
			山沿い	12時間降雪の深さ20cm
	波浪	有義波高	3.0m	
	高潮	潮位	0.9m	
	雷	落雷等により被害が予想される場合		
	融雪	融雪により被害が予想される場合		
	濃霧	視程	陸上	100m
			海上	500m
乾燥	①最小湿度40%、実効湿度65%、風速7m/s以上が2時間継続 ②最小湿度35%、実効湿度60%			
なだれ	①山沿いで24時間降雪の深さが40cm以上 ②積雪が50cm以上で、日平均気温5℃以上の日が継続			
低温	夏期:最高・最低・平均気温のいずれかが平年より4~5℃以上低い日が数日以上続くとき 冬期:最低気温が-8℃以下*1			
霜	早霜、晩霜期におおむね最低気温2℃以下(早霜期は農作物の生育を考慮し実施する)			
着氷・着雪	大雪注意報の条件下で気温が-2℃より高い場合			
記録的短時間大雨情	1時間雨量	100mm		

*1 冬期の気温は、宮古特別地域気象観測所の値。

警報・注意報発表基準一覧表

平成22年5月27日現在
発表官署 盛岡地方気象台

岩泉町	府県予報区	岩手県		
	一次細分区域	沿岸北部		
	市町村等をまとめた地域	宮古地域		
警報	大雨	(浸水害)	雨量基準	3時間雨量90mm
		(土砂災害)	土壌雨量指数基準	99
	洪水	雨量基準	3時間雨量90mm	
		流域雨量指数基準	鼠入川流域=12	
		複合基準	-	
	暴風	平均風速	陸上	20m/s
			海上	20m/s
	暴風雪	平均風速	陸上	20m/s 雪を伴う
			海上	20m/s 雪を伴う
	大雪	降雪の深さ	平野部	12時間降雪の深さ30cm
山沿い			12時間降雪の深さ50cm	
波浪	有義波高	6.0m		
高潮	潮位	1.3m		
注意報	大雨	雨量基準	3時間雨量50mm	
		土壌雨量指数基準	79	
	洪水	雨量基準	3時間雨量50mm	
		流域雨量指数基準	鼠入川流域=10	
		複合基準	-	
	強風	平均風速	陸上	10m/s
			海上	10m/s
	風雪	平均風速	陸上	10m/s 雪を伴う
			海上	10m/s 雪を伴う
	大雪	降雪の深さ	平野部	12時間降雪の深さ15cm
			山沿い	12時間降雪の深さ20cm
	波浪	有義波高	3.0m	
	高潮	潮位	0.9m	
	雷	落雷等により被害が予想される場合		
	融雪	融雪により被害が予想される場合		
	濃霧	視程	陸上	100m
			海上	500m
乾燥	①最小湿度40%、実効湿度65%、風速7m/s以上が2時間継続 ②最小湿度35%、実効湿度60%			
なだれ	①山沿いで24時間降雪の深さが40cm以上 ②積雪が50cm以上で、日平均気温5℃以上の日が継続			
低温	夏期:最高・最低・平均気温のいずれかが平年より4~5℃以上低い日が数日以上続くとき 冬期:最低気温が-8℃以下*1			
霜	早霜、晩霜期におおむね最低気温2℃以下(早霜期は農作物の生育を考慮し実施する)			
着水・着雪	大雪注意報の条件下で気温が-2℃より高い場合			
記録的短時間大雨情	1時間雨量	100mm		

*1 冬期の気温は、宮古特別地域気象観測所の値。

警報・注意報発表基準一覧表

平成22年5月27日現在
発表官署 盛岡地方気象台

田野畑村	府県予報区	岩手県			
	一次細分区域	沿岸北部			
	市町村等をまとめた地域	宮古地域			
警報	大雨 (浸水害) (土砂災害)	雨量基準	1時間雨量50mm		
		土壌雨量指数基準	108		
	洪水	雨量基準	1時間雨量50mm		
		流域雨量指数基準	松前沢流域=13		
		複合基準	-		
	暴風	平均風速	陸上	20m/s	
			海上	20m/s	
	暴風雪	平均風速	陸上	20m/s 雪を伴う	
			海上	20m/s 雪を伴う	
	大雪	降雪の深さ	平野部	12時間降雪の深さ30cm	
山沿い			12時間降雪の深さ50cm		
波浪	有義波高	6.0m			
高潮	潮位	1.3m			
注意報	大雨	雨量基準	1時間雨量30mm		
		土壌雨量指数基準	86		
	洪水	雨量基準	1時間雨量30mm		
		流域雨量指数基準	松前沢流域=7		
		複合基準	-		
	強風	平均風速	陸上	10m/s	
			海上	10m/s	
	風雪	平均風速	陸上	10m/s 雪を伴う	
			海上	10m/s 雪を伴う	
	大雪	降雪の深さ	平野部	12時間降雪の深さ15cm	
			山沿い	12時間降雪の深さ20cm	
	波浪	有義波高	3.0m		
	高潮	潮位	0.9m		
	雷	落雷等により被害が予想される場合			
	融雪	融雪により被害が予想される場合			
	濃霧	視程	陸上	100m	
			海上	500m	
乾燥	①最小湿度40%、実効湿度65%、風速7m/s以上が2時間継続 ②最小湿度35%、実効湿度60%				
なだれ	①山沿いで24時間降雪の深さが40cm以上 ②積雪が50cm以上で、日平均気温5℃以上の日が継続				
低温	夏期:最高・最低・平均気温のいずれかが平年より4~5℃以上低い日が数日以上続くとき 冬期:最低気温が-8℃以下*1				
霜	早霜、晩霜期におおむね最低気温2℃以下(早霜期は農作物の生育を考慮し実施する)				
着水・着雪	大雪注意報の条件下で気温が-2℃より高い場合				
記録的短時間大雨情	1時間雨量	100mm			

*1 冬期の気温は、宮古特別地域気象観測所の値。

警報・注意報発表基準一覧表

平成22年5月27日現在
発表官署 盛岡地方気象台

普代村	府県予報区	岩手県		
	一次細分区域	沿岸北部		
	市町村等をまとめた地域	久慈地域		
警報	大雨	(浸水害)	雨量基準	1時間雨量50mm
		(土砂災害)	土壌雨量指数基準	111
	洪水		雨量基準	1時間雨量50mm
			流域雨量指数基準	普代川流域=18
			複合基準	—
	暴風	平均風速	陸上	20m/s
			海上	20m/s
	暴風雪	平均風速	陸上	20m/s 雪を伴う
			海上	20m/s 雪を伴う
	大雪	降雪の深さ	平野部	12時間降雪の深さ30cm
			山沿い	12時間降雪の深さ50cm
波浪	有義波高	6.0m		
高潮	潮位	1.3m		
注意報	大雨	雨量基準	1時間雨量30mm	
		土壌雨量指数基準	88	
	洪水	雨量基準	1時間雨量30mm	
		流域雨量指数基準	普代川流域=10	
		複合基準	—	
	強風	平均風速	陸上	10m/s
			海上	10m/s
	風雪	平均風速	陸上	10m/s 雪を伴う
			海上	10m/s 雪を伴う
	大雪	降雪の深さ	平野部	12時間降雪の深さ15cm
			山沿い	12時間降雪の深さ20cm
	波浪	有義波高	3.0m	
	高潮	潮位	0.9m	
	雷	落雷等により被害が予想される場合		
	融雪	融雪により被害が予想される場合		
	濃霧	視程	陸上	100m
			海上	500m
乾燥	①最小湿度40%、実効湿度65%、風速7m/s以上が2時間継続 ②最小湿度35%、実効湿度60%			
なだれ	①山沿いで24時間降雪の深さが40cm以上 ②積雪が50cm以上で、日平均気温5℃以上の日が継続			
低温	夏期:最高・最低・平均気温のいずれかが平年より4~5℃以上低い日が数日以上続くとき 冬期:最低気温が-8℃以下*1			
霜	早霜、晩霜期におおむね最低気温2℃以下(早霜期は農作物の生育を考慮し実施する)			
霜水・霜雪	大雪注意報の条件下で気温が-2℃より高い場合			
記録的短時間大雨情	1時間雨量	100mm		

*1 冬期の気温は、宮古特別地域気象観測所の値。

警報・注意報発表基準一覧表

平成22年5月27日現在
発表官署 盛岡地方気象台

軽米町	府県予報区	岩手県	
	一次細分区域	内陸	
	市町村等をまとめた地域	二戸地域	
警報	大雨 (浸水害) (土砂災害)	雨量基準	1時間雨量50mm
		土壌雨量指数基準	98
	洪水	雨量基準	1時間雨量50mm
		流域雨量指数基準	雪谷川流域=10, 瀬月内川流域=14
		複合基準	—
	暴風	平均風速	20m/s
	暴風雪	平均風速	20m/s 雪を伴う
	大雪	降雪の深さ	12時間降雪の深さ50cm
	波浪	有義波高	
高潮	潮位		
注意報	大雨	雨量基準	1時間雨量30mm
		土壌雨量指数基準	63
	洪水	雨量基準	1時間雨量30mm
		流域雨量指数基準	雪谷川流域=8, 瀬月内川流域=11
		複合基準	—
	強風	平均風速	10m/s
	風雪	平均風速	10m/s 雪を伴う
	大雪	降雪の深さ	12時間降雪の深さ20cm
	波浪	有義波高	
	高潮	潮位	
	雷	落雷等により被害が予想される場合	
	融雪	融雪により被害が予想される場合	
	濃霧	視程	100m
	乾燥	①最小湿度40%、実効湿度65%、風速7m/s以上が2時間継続 ②最小湿度35%、実効湿度60%	
	なだれ	①山沿いで24時間降雪の深さが40cm以上 ②積雪が50cm以上で、日平均気温5℃以上の日が継続	
	低温	夏期:最高・最低・平均気温のいずれかが平年より4~5℃以上低い日が数日以上続くとき 冬期:最低気温が-11℃以下*1	
	霜	早霜、晩霜期におおむね最低気温2℃以下(早霜期は農作物の生育を考慮し実施する)	
着水・着雪	大雪注意報の条件下で気温が-2℃より高い場合		
記録的短時間大雨情	1時間雨量	100mm	

*1 冬期の気温は、盛岡地方気象台の値。

警報・注意報発表基準一覧表

平成22年5月27日現在
発表官署 盛岡地方気象台

野田村	府県予報区	岩手県		
	一次細分区域	沿岸北部		
	市町村等をまとめた地域	久慈地域		
警報	大雨 (浸水害) (土砂災害)	雨量基準	1時間雨量50mm	
		土壌雨量指数基準	109	
	洪水	雨量基準	1時間雨量50mm	
		流域雨量指数基準	安家川流域=22	
		複合基準	—	
	暴風	平均風速	陸上	20m/s
			海上	20m/s
	暴風雪	平均風速	陸上	20m/s 雪を伴う
			海上	20m/s 雪を伴う
	大雪	降雪の深さ	平野部	12時間降雪の深さ30cm
			山沿い	12時間降雪の深さ50cm
波浪	有義波高	6.0m		
高潮	潮位	1.3m		
注意報	大雨	雨量基準	1時間雨量30mm	
		土壌雨量指数基準	94	
	洪水	雨量基準	1時間雨量30mm	
		流域雨量指数基準	安家川流域=12	
		複合基準	—	
	強風	平均風速	陸上	10m/s
			海上	10m/s
	風雪	平均風速	陸上	10m/s 雪を伴う
			海上	10m/s 雪を伴う
	大雪	降雪の深さ	平野部	12時間降雪の深さ15cm
			山沿い	12時間降雪の深さ20cm
	波浪	有義波高	3.0m	
	高潮	潮位	0.9m	
	雷	落雷等により被害が予想される場合		
	融雪	融雪により被害が予想される場合		
	濃霧	視程	陸上	100m
			海上	500m
乾燥	①最小湿度40%、実効湿度65%、風速7m/s以上が2時間継続 ②最小湿度35%、実効湿度60%			
なだれ	①山沿いで24時間降雪の深さが40cm以上 ②積雪が50cm以上で、日平均気温5℃以上の日が継続			
低温	夏期:最高・最低・平均気温のいずれかが平年より4~5℃以上低い日が数日以上続くとき 冬期:最低気温が-8℃以下*1			
霜	早霜、晩霜期におおむね最低気温2℃以下(早霜期は農作物の生育を考慮し実施する)			
霜氷・霜雪	大雪注意報の条件下で気温が-2℃より高い場合			
記録的短時間大雨情	1時間雨量	100mm		

*1 冬期の気温は、宮古特別地域気象観測所の値。

警報・注意報発表基準一覧表

平成22年5月27日現在
発表官署 盛岡地方気象台

九戸村	府県予報区	岩手県	
	一次細分区域	内陸	
	市町村等をまとめた地域	二戸地域	
警報	大雨	(浸水害)	雨量基準 3時間雨量70mm
		(土砂災害)	土壌雨量指数基準 100
	洪水	雨量基準	3時間雨量70mm
		流域雨量指数基準	瀬月内川流域=10
		複合基準	—
	暴風	平均風速	20m/s
	暴風雪	平均風速	20m/s 雪を伴う
	大雪	降雪の深さ	12時間降雪の深さ50cm
	波浪	有義波高	
高潮	潮位		
注意報	大雨	雨量基準	3時間雨量50mm
		土壌雨量指数基準	65
	洪水	雨量基準	3時間雨量50mm
		流域雨量指数基準	瀬月内川流域=8
		複合基準	—
	強風	平均風速	10m/s
	風雪	平均風速	10m/s 雪を伴う
	大雪	降雪の深さ	12時間降雪の深さ20cm
	波浪	有義波高	
	高潮	潮位	
	雷	落雷等により被害が予想される場合	
	融雪	融雪により被害が予想される場合	
	濃霧	視程	100m
	乾燥	①最小湿度40%、実効湿度65%、風速7m/s以上が2時間継続 ②最小湿度35%、実効湿度60%	
	なだれ	①山沿いで24時間降雪の深さが40cm以上 ②積雪が50cm以上で、日平均気温5℃以上の日が継続	
	低温	夏期:最高・最低・平均気温のいずれかが平年より4~5℃以上低い日が数日以上続くとき 冬期:最低気温が-11℃以下*1	
霜	早霜、晩霜期におおむね最低気温2℃以下(早霜期は農作物の生育を考慮し実施する)		
着氷・着雪	大雪注意報の条件下で気温が-2℃より高い場合		
記録的短時間大雨情		1時間雨量	100mm

*1 冬期の気温は、盛岡地方気象台の値。

警報・注意報発表基準一覧表

平成22年5月27日現在
発表官署 盛岡地方気象台

洋野町	府県予報区	岩手県		
	一次細分区域	沿岸北部		
	市町村等をまとめた地域	久慈地域		
警報	大雨	(浸水害)	雨量基準	1時間雨量50mm
		(土砂災害)	土壌雨量指数基準	105
	洪水		雨量基準	1時間雨量50mm
			流域雨量指数基準	有家川流域=9, 高家川流域=11, 川尻川流域=11
			複合基準	—
	暴風	平均風速	陸上	20m/s
			海上	20m/s
	暴風雪	平均風速	陸上	20m/s 雪を伴う
			海上	20m/s 雪を伴う
	大雪	降雪の深さ	平野部	12時間降雪の深さ30cm
山沿い			12時間降雪の深さ50cm	
波浪	有義波高	6.0m		
高潮	潮位	1.3m		
注意報	大雨		雨量基準	1時間雨量30mm
			土壌雨量指数基準	84
	洪水		雨量基準	1時間雨量30mm
			流域雨量指数基準	有家川流域=6, 高家川流域=9, 川尻川流域=9
			複合基準	—
	強風	平均風速	陸上	10m/s
			海上	10m/s
	風雪	平均風速	陸上	10m/s 雪を伴う
			海上	10m/s 雪を伴う
	大雪	降雪の深さ	平野部	12時間降雪の深さ15cm
			山沿い	12時間降雪の深さ20cm
	波浪	有義波高	3.0m	
	高潮	潮位	0.9m	
	雷	落雷等により被害が予想される場合		
	融雪	融雪により被害が予想される場合		
濃霧	視程	陸上	100m	
		海上	500m	
乾燥	①最小湿度40%、実効湿度65%、風速7m/s以上が2時間継続 ②最小湿度35%、実効湿度60%			
なだれ	①山沿いで24時間降雪の深さが40cm以上 ②積雪が50cm以上で、日平均気温5℃以上の日が継続			
低温	夏期:最高・最低・平均気温のいずれかが平年より4~5℃以上低い日が数日以上続くとき 冬期:最低気温が-8℃以下*1			
霜	早霜、晩霜期におおむね最低気温2℃以下(早霜期は農作物の生育を考慮し実施する)			
潜水・霜雪	大雪注意報の条件下で気温が-2℃より高い場合			
記録的短時間大雨情	1時間雨量	100mm		

*1 冬期の気温は、宮古特別地域気象観測所の値。

警報・注意報発表基準一覧表

平成22年5月27日現在
発表官署 盛岡地方気象台

一戸町	府県予報区	岩手県	
	一次細分区域	内陸	
	市町村等をまとめた地域	二戸地域	
警報	大雨 (浸水害) (土砂災害)	雨量基準	3時間雨量90mm
		土壌雨量指数基準	107
	洪水	雨量基準	3時間雨量90mm
		流域雨量指数基準	馬淵川流域=27, 女鹿川流域=9, 平糠川流域=12, ニツ石川流域=8
		複合基準	—
	暴風	平均風速	20m/s
	暴風雪	平均風速	20m/s 雪を伴う
	大雪	降雪の深さ	12時間降雪の深さ50cm
波浪	有義波高		
高潮	潮位		
注意報	大雨	雨量基準	3時間雨量50mm
		土壌雨量指数基準	69
	洪水	雨量基準	3時間雨量50mm
		流域雨量指数基準	馬淵川流域=18, 女鹿川流域=7, 平糠川流域=9, ニツ石川流域=6
		複合基準	—
	強風	平均風速	10m/s
	風雪	平均風速	10m/s 雪を伴う
	大雪	降雪の深さ	12時間降雪の深さ20cm
	波浪	有義波高	
	高潮	潮位	
	雷	落雷等により被害が予想される場合	
	融雪	融雪により被害が予想される場合	
	濃霧	視程	100m
	乾燥	①最小湿度40%、実効湿度65%、風速7m/s以上が2時間継続 ②最小湿度35%、実効湿度60%	
なだれ	①山沿いで24時間降雪の深さが40cm以上 ②積雪が50cm以上で、日平均気温5℃以上の日が継続		
低温	夏期:最高・最低・平均気温のいずれかが平年より4~5℃以上低い日が数日以上続くとき 冬期:最低気温が-11℃以下*1		
霜	早霜、晩霜期におおむね最低気温2℃以下(早霜期は農作物の生育を考慮し実施する)		
霜水・霜雪	大雪注意報の条件下で気温が-2℃より高い場合		
記録的短時間大雨情	1時間雨量	100mm	

*1 冬期の気温は、盛岡地方気象台の値。

市町村等版警報・注意報基準一覧表の解説

- (1) 警報とは、重大な災害が起こるおそれのある旨を警告して行う予報であり、注意報とは、災害が起こるおそれのある旨を注意して行う予報である。警報・注意報は、気象要素が本表の基準に達すると予想される当該市町村等に対して発表する。
- (2) 大雨、洪水、大雪、高潮、波浪の警報・注意報、暴風警報、暴風雪警報、強風注意報、風雪注意報、濃霧注意報には表中の欄で基準として用いる気象要素を示す。また、記録的短時間大雨情報には表中の欄で基準を示す。
- (3) 大雨、洪水、大雪、高潮、波浪の警報・注意報、暴風警報、暴風雪警報、強風注意報、風雪注意報および記録的短時間大雨情報では、基準における「…以上」の「以上」を省略した。また、乾燥注意報、濃霧注意報では、基準における「…以下」の「以下」を省略した。なお、上記以外の注意報では、基準の表記が多岐にわたるため、省略は行っていない。
- (4) 表中において、発表官署が警報・注意報の本文中で用いる「平地、山地」等の地域名で基準値を記述する場合がある。
- (5) 表中において、対象の市町村等で現象が発現しない警報・注意報についてはその欄を斜線で、また現象による災害がきわめて稀であり、災害との関係が不明確であるため具体的な基準を定めていない警報・注意報についてはその欄を空白で、大雨及び洪水警報・注意報の雨量基準、土壌雨量指数基準、流域雨量指数基準、複合基準のうち基準を定めていないものについてはその欄を“—”で、それぞれ示している。
- (6) 大雨及び洪水の欄中においては、「平坦地、平坦地以外」等の地域名で基準値を記述する場合がある。「平坦地、平坦地以外」等の地域は別添地図
(http://www.jma.go.jp/jma/kishou/now/kijun/index_heitanchi.html) を参照。
- (7) 大雨警報については、雨量基準に到達することが予想される場合は「大雨警報（浸水害）」、土壌雨量指数基準に到達すると予想される場合は「大雨警報（土砂災害）」、両基準に到達すると予想される場合は「大雨警報（土砂災害、浸水害）」として発表するため、大雨警報の欄中、（浸水害）は「大雨警報（浸水害）」、（土砂災害）は「大雨警報（土砂災害）」の基準をそれぞれ示している。
- (8) 土壌雨量指数基準値は1km四方毎に設定しているが、本表には市町村等の域内における基準値の最低値を示している。1km四方毎の基準値については、別添資料 (http://www.jma.go.jp/jma/kishou/now/kijun/index_shisu.html) を参照のこと。
- (9) 洪水の欄中、「〇〇川流域-30」は、「〇〇川流域の流域雨量指数30以上」を意味する。
- (10) 高潮警報・注意報の潮位は一般に高さを示す「標高」で表す。「標高」の基準面として東京湾平均海面（TP）を用いるが、島嶼部など一部では国土地理院による高さの基準面あるいはMSL（平均潮位）等を用いる。
- (11) 地震や火山の噴火等、不測の事態により気象災害にかかわる諸条件が変化し、通常基準を適用することが適切でない状態となることがある。このような状態がある程度長期間継続すると考えられる場合には、特定の警報・注意報について、対象地域を必要最小限の範囲に限定して「暫定基準」を設定し、通常より低い基準で運用することがある。

<府県版、市町村版参考資料>

土壌雨量指数：土壌雨量指数は、降雨による土砂災害発生の危険性を示す指標で、土壌中に貯まっている雨水の量を示す指数。詳細は土壌雨量指数の説明 (<http://www.jma.go.jp/jma/kishou/now/bosai/dojoshisu.html>) を参照。

流域雨量指数：流域雨量指数は、降雨による洪水災害発生の危険性を示す指標で、対象となる地域・時刻に存在する流域の雨水の量を示す指数。詳細は流域雨量指数の説明

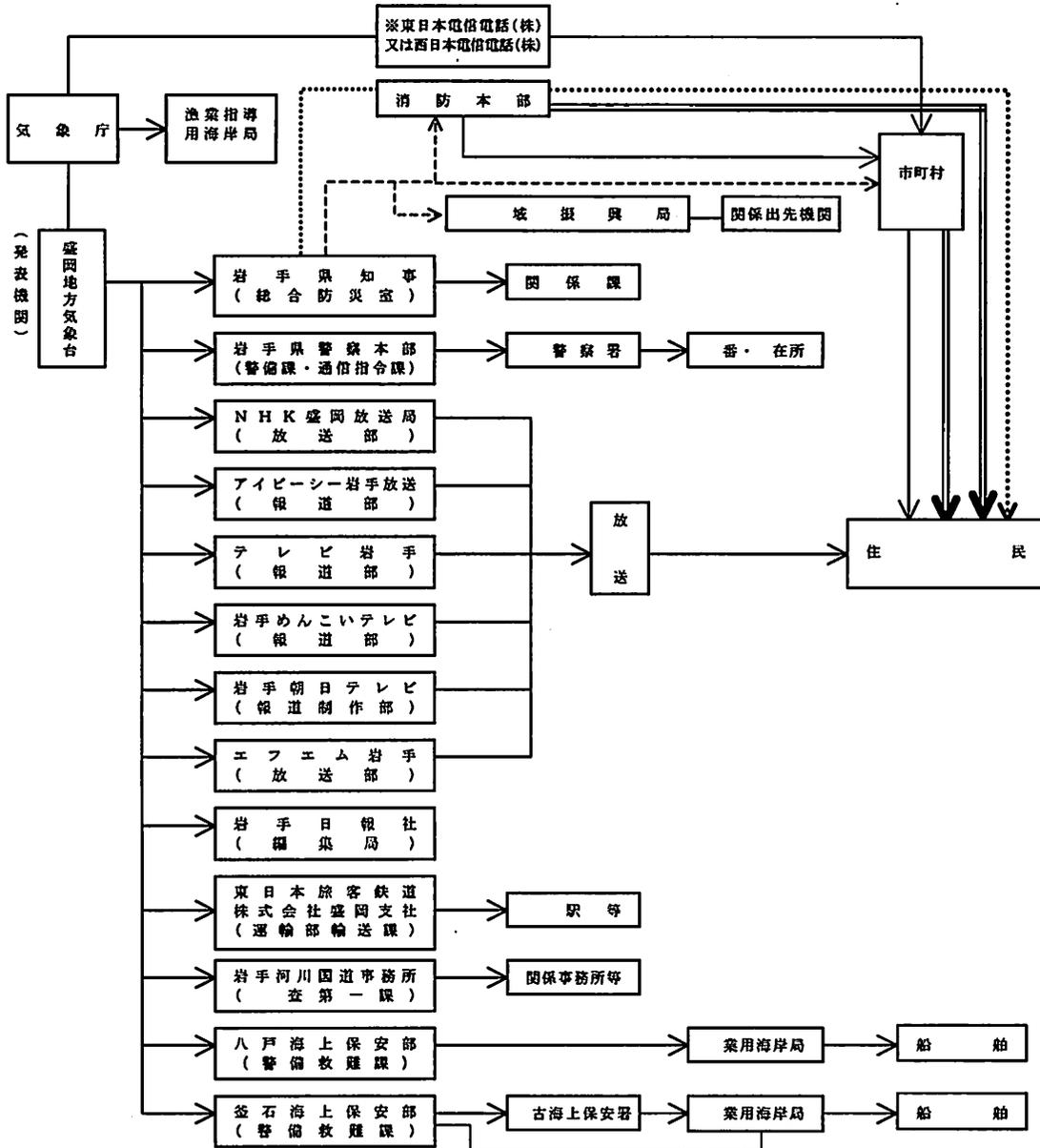
(<http://www.jma.go.jp/jma/kishou/now/bosai/ryuikishisu.html>) を参照

平坦地、平坦地以外の定義

平坦地：概ね傾斜が30パーセント以下で、都市化率（ここでは、国土数値情報の土地利用情報に基づき、（建物用地＋幹線交通用地）／（すべて一河川・湖沼・海浜・海水）として算出）が25パーセント以上の地域

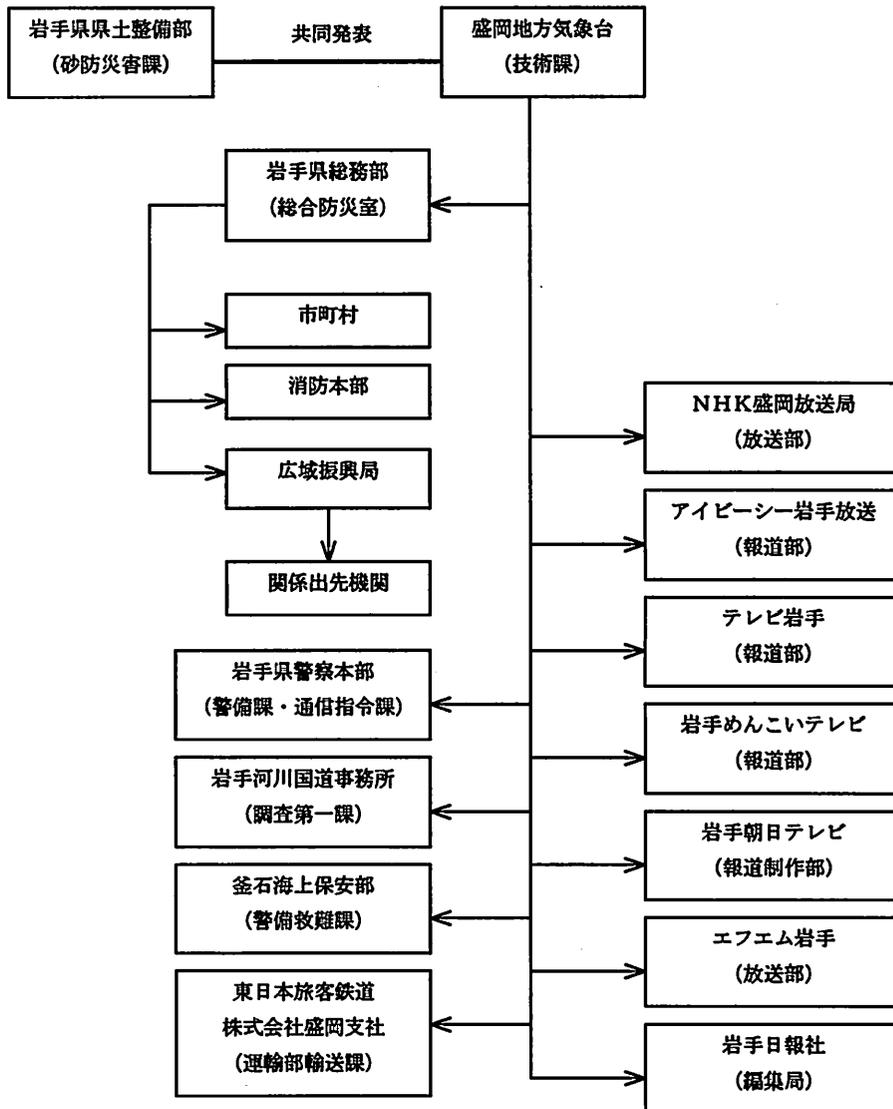
平坦地以外：上記以外の地域

3-2-3 気象予報・警報伝達系統図

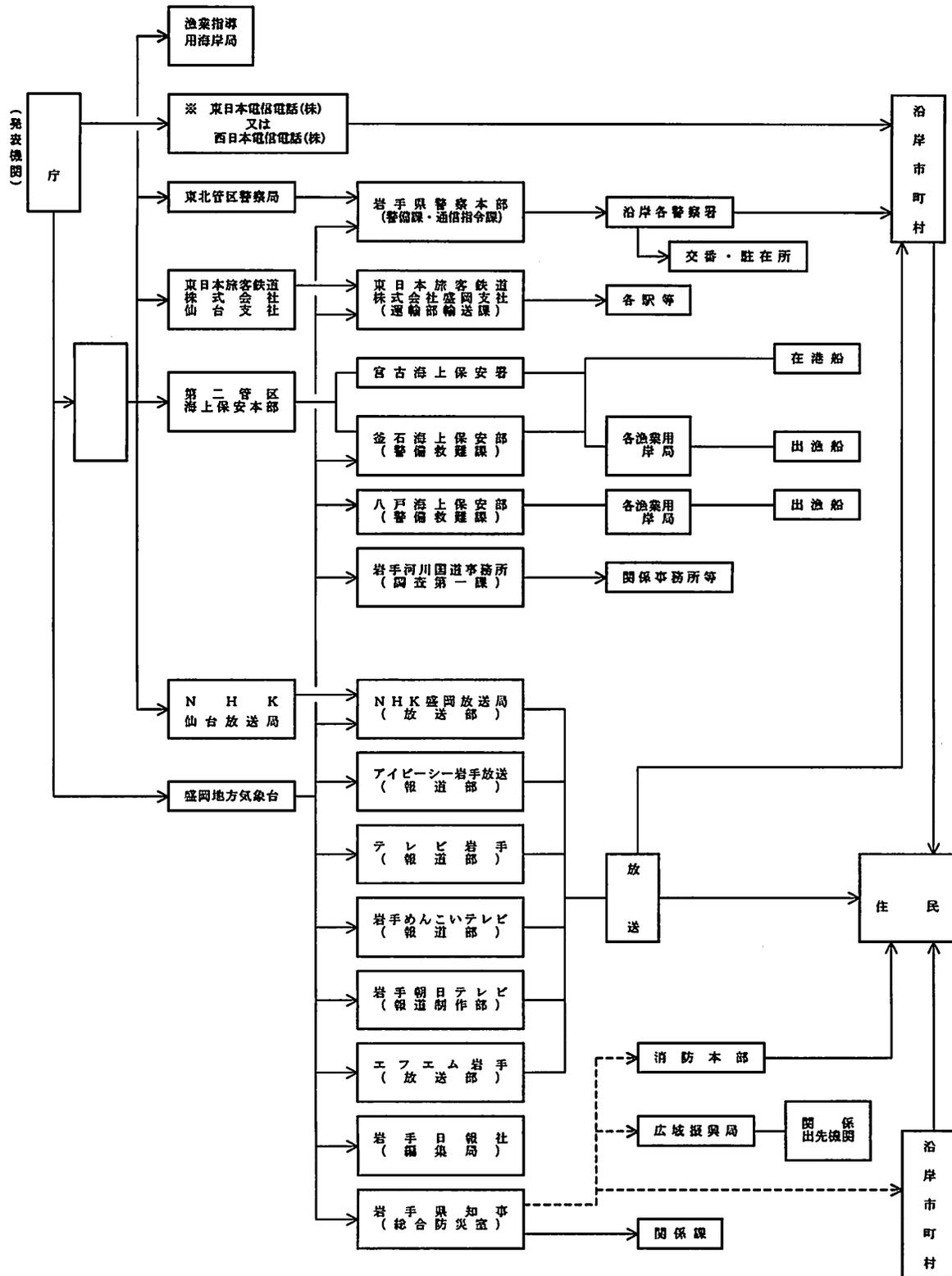


- (注)
- 1 ※は、警報発表及び解除のみ。
 - 2 火災警報は、市町村長等が知事から伝達された火災気象通報又は気象の状況が火災の予防上危険であると認めるとき発する。
 - 3 気象予報としての注意報については、内容により発表機関及び伝達機関においてこの系統図に示す通報機関のうち必要と認める機関にのみ通報する。
 - 4 通報伝達の順位は、予測される災害に対する直接の防災関係機関への伝達系統を優先するものとする。
 - 5線は、火災気象通報通知・伝達系統
 - 6 =====線は、火災警報伝達・通知・伝達系統
 - 7 -----線は、総合防災情報ネットワーク及び防災行政無線

3-2-4 土砂災害警戒情報伝達系統図

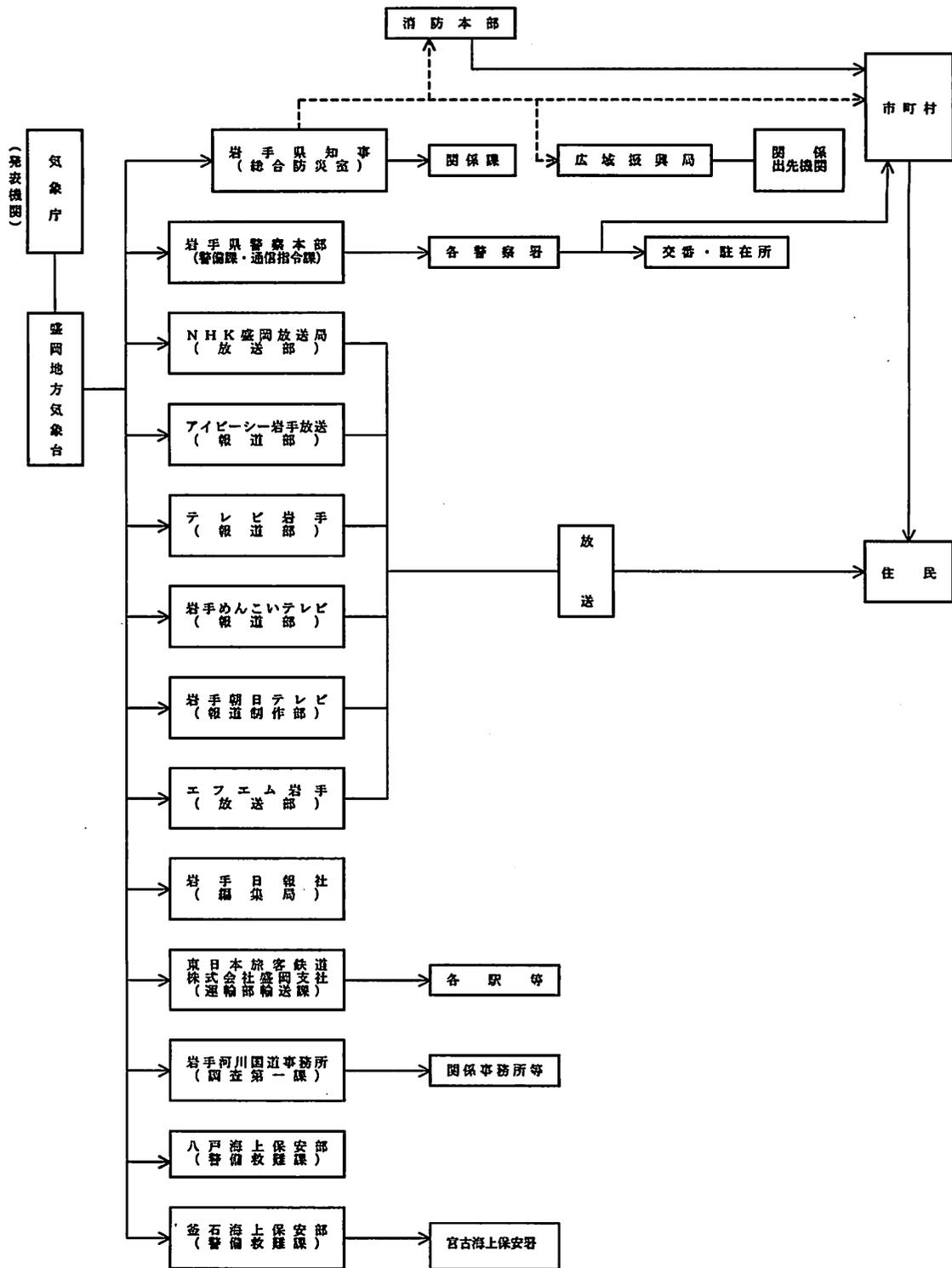


3-2-5 津波予報・注意報・警報伝達系統図



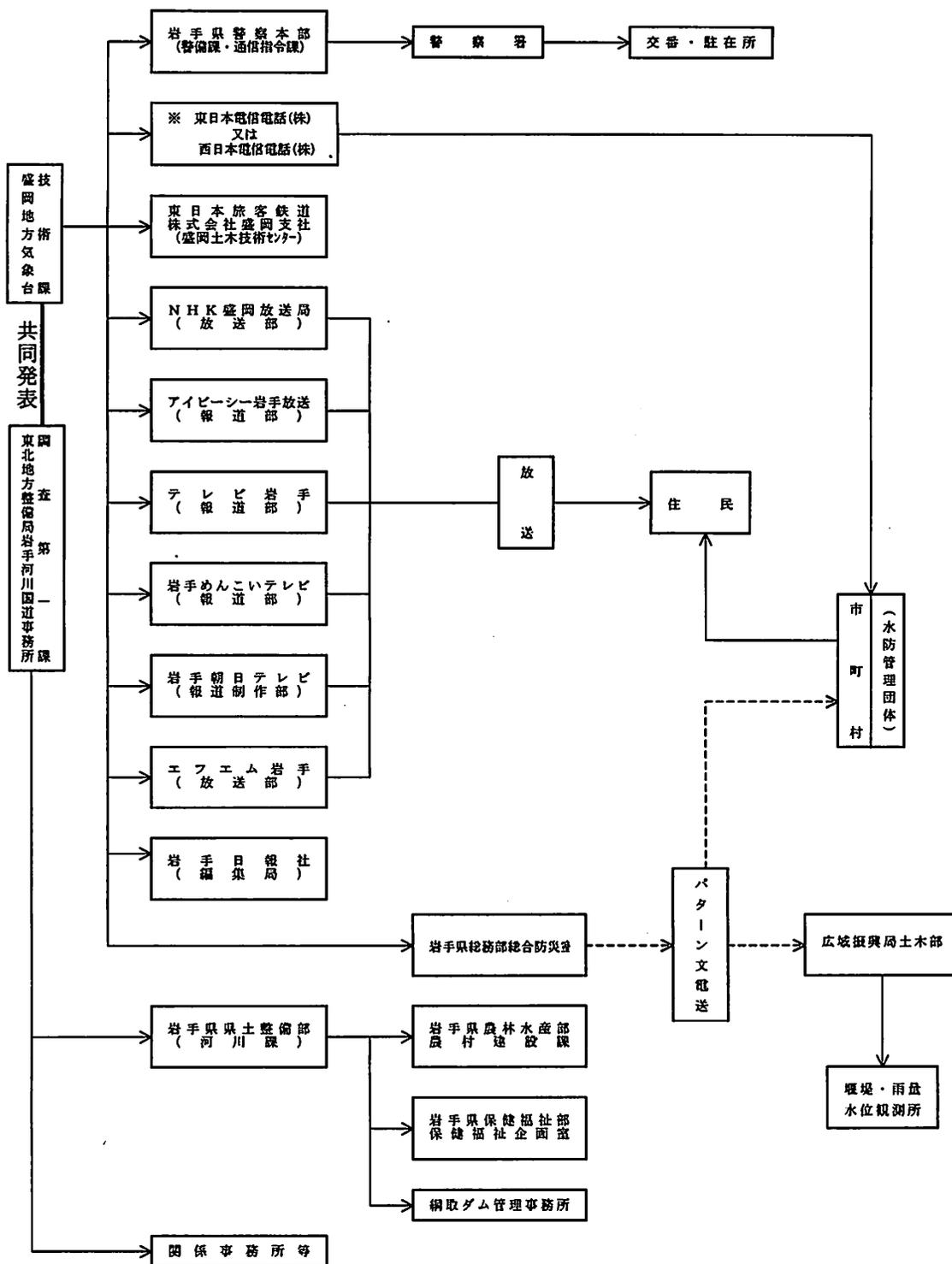
(注) 1 ※は、警報発表及び解除のみ
 2 ----- 線は、総合防災情報ネットワーク及び防災行政無線

3-2-6 地震及び津波に関する情報伝達系統図



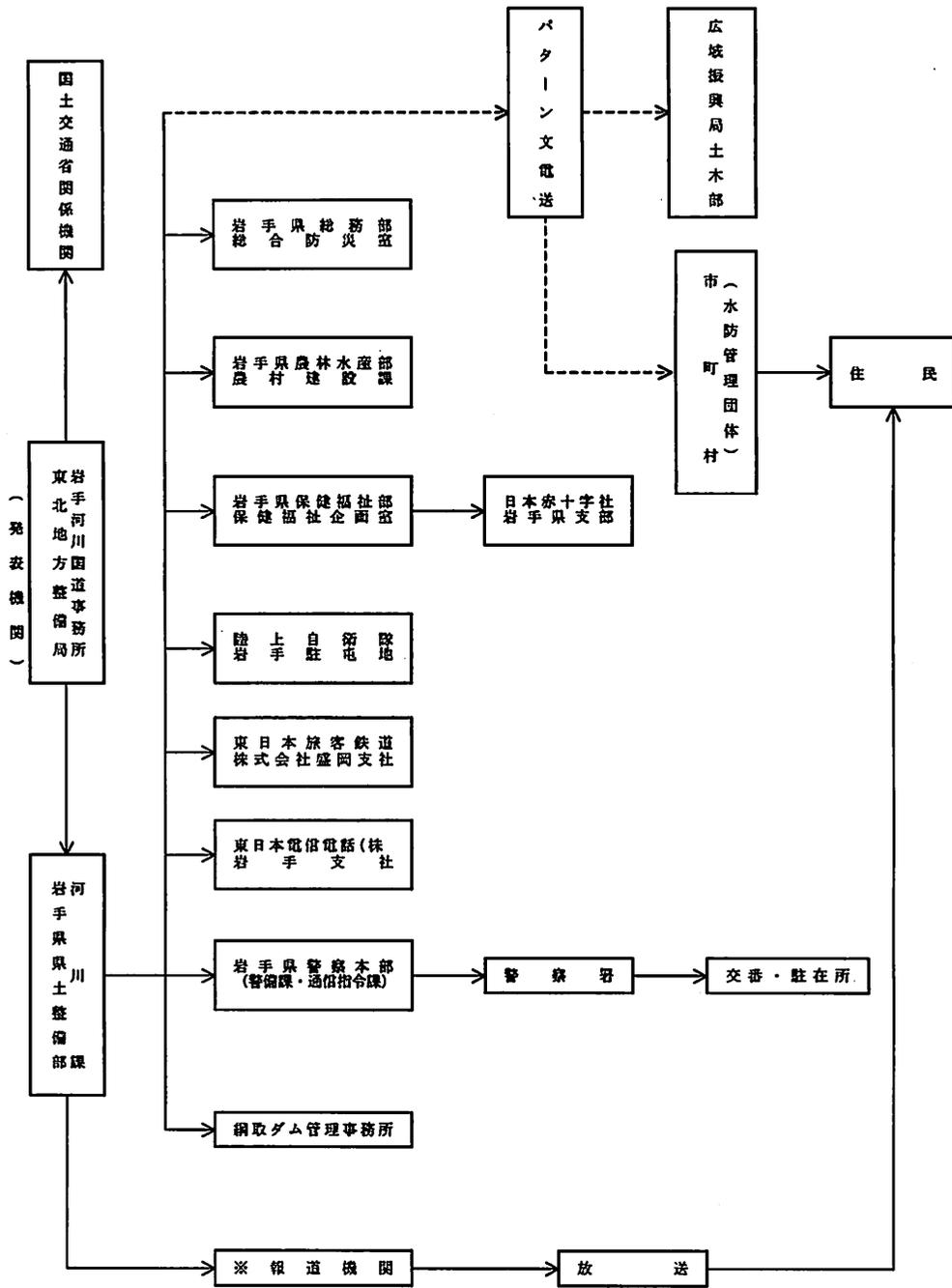
(注) 1 ----- は、総合防災情報ネットワーク及び防災行政無線
 2 「各地の震度に関する情報」は盛岡地方気象台から発表される。

3-2-7 北上川上流洪水予報、雫石川洪水予報及び猿ヶ石川洪水予報伝達系統図



- (注) 1 ※は、洪水警報のみ、一般の利用に適合する洪水警報の通知をもって代える。
 2 ----- は、総合防災情報ネットワーク及び防災行政無線

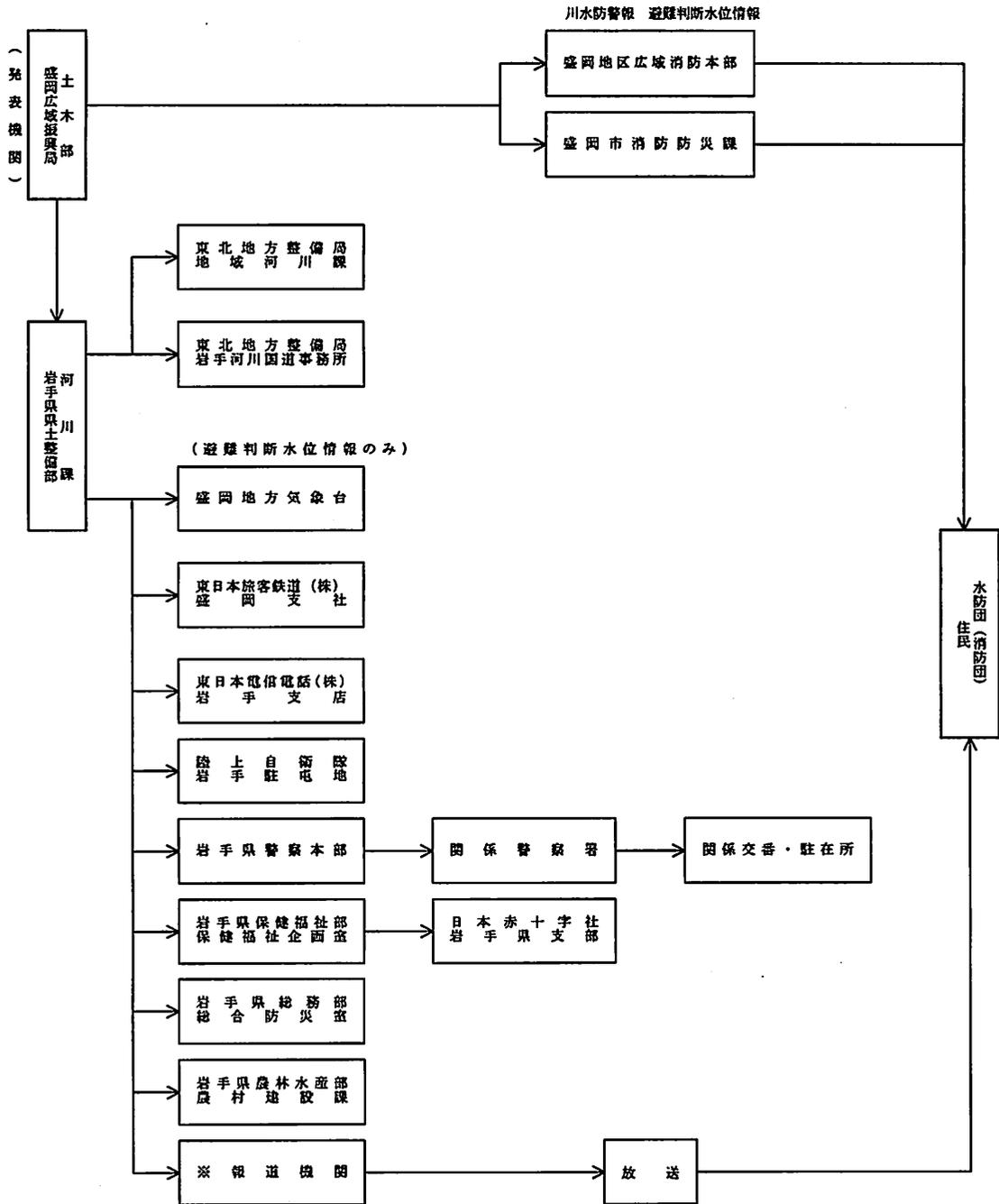
3-2-8 北上川上流水防警報伝達系統図



(注) 1 ※報道機関：NHK盛岡放送局、アイピーシー岩手放送、テレビ岩手、岩手めんこいテレビ、岩手朝日テレビ、エフエム岩手
 2 ----- は、総合防災情報ネットワーク、防災行政無線

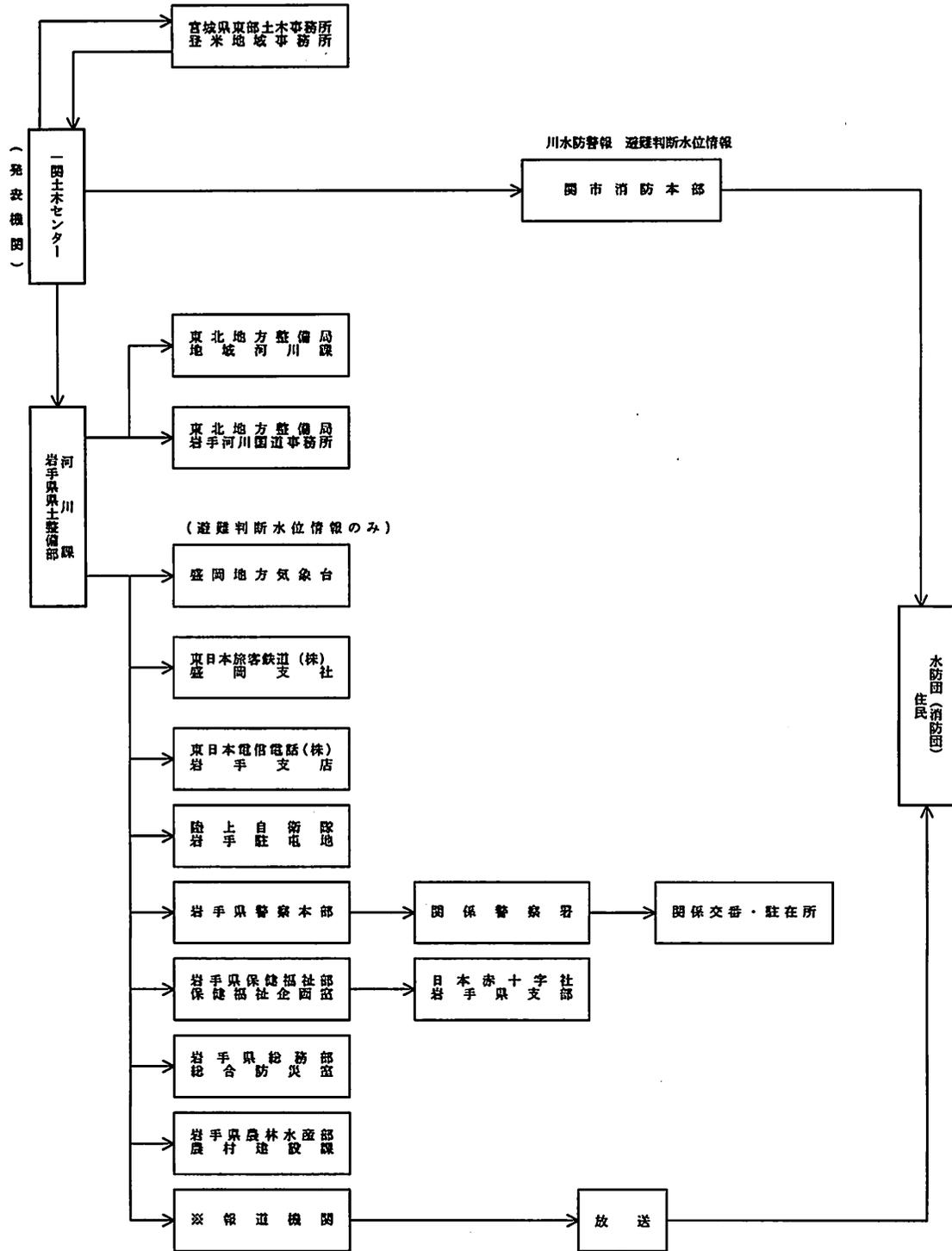
3-2-9 岩手県知事の行う水防警報及び避難判断水位情報の伝達系統図

盛岡広域振興局



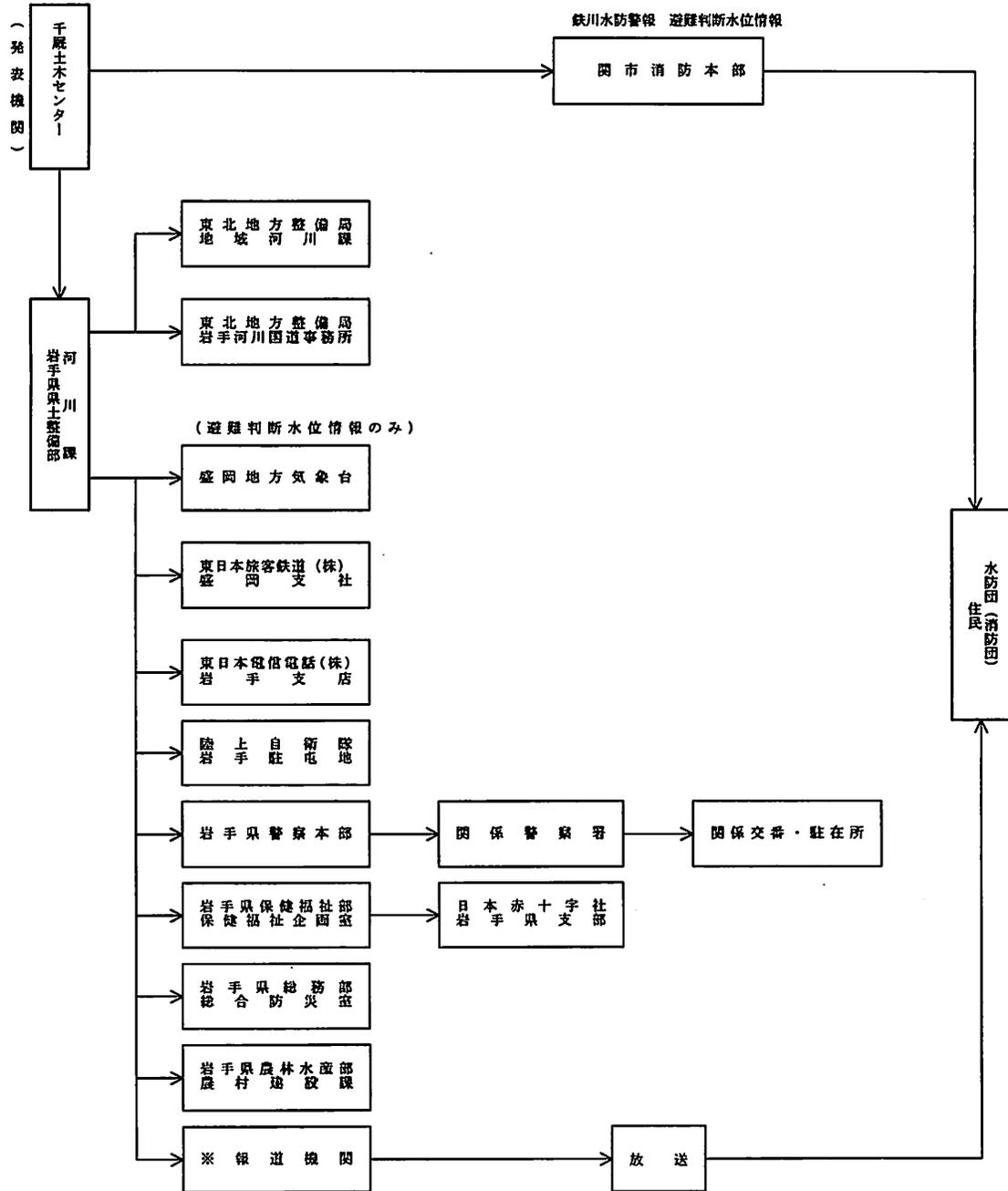
(注) ※報道機関：NHK盛岡放送局、アイビシー岩手放送、テレビ岩手、岩手めんこいテレビ、岩手朝日テレビ、エフエム岩手

県南広域振興局土木部一関土木センター



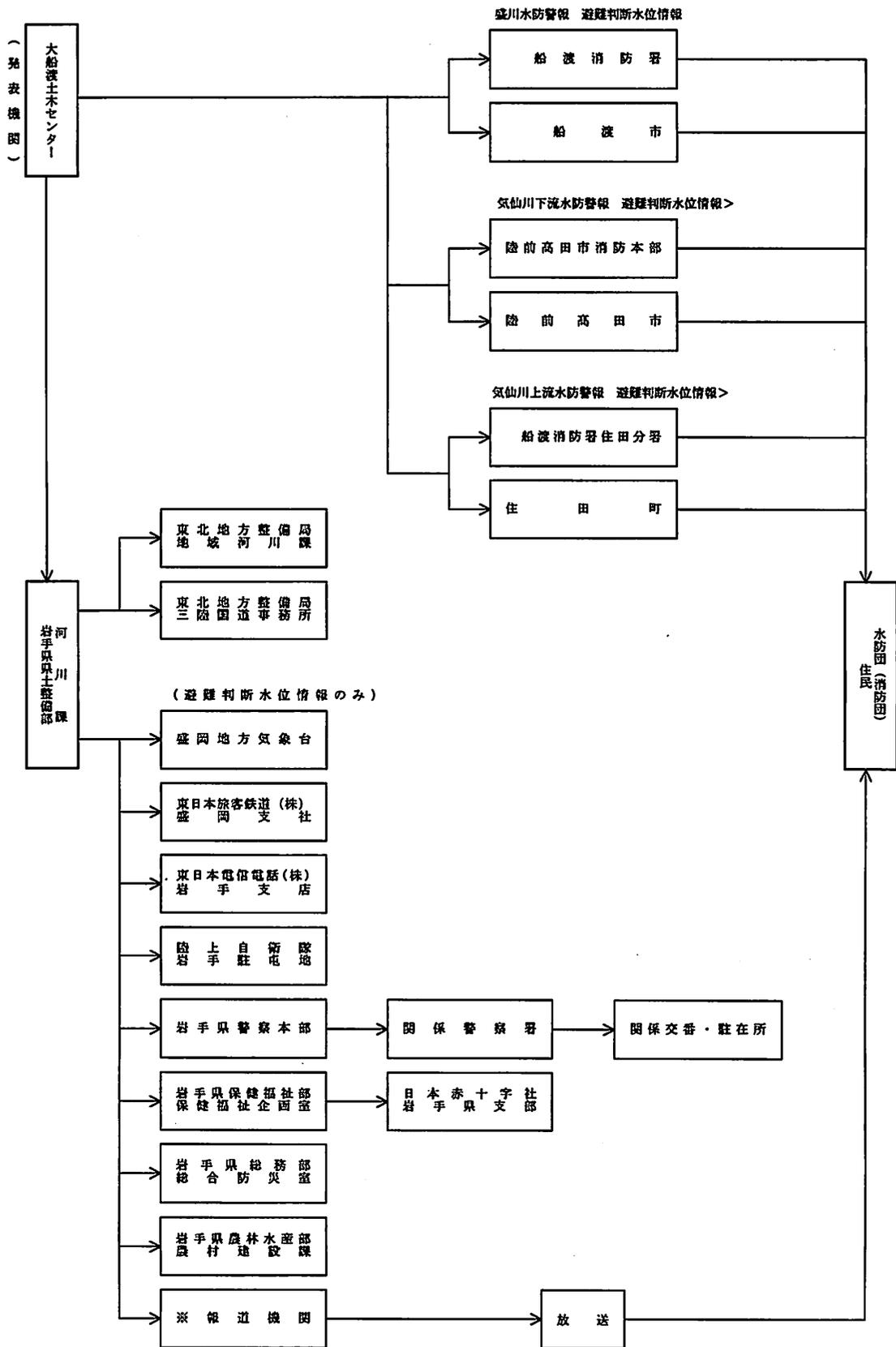
(注) ※報道機関：NHK盛岡放送局、アイビーシー岩手放送、テレビ岩手、岩手めんこいテレビ、岩手朝日テレビ、エフエム岩手

県南広域振興局土木部千厩土木センター



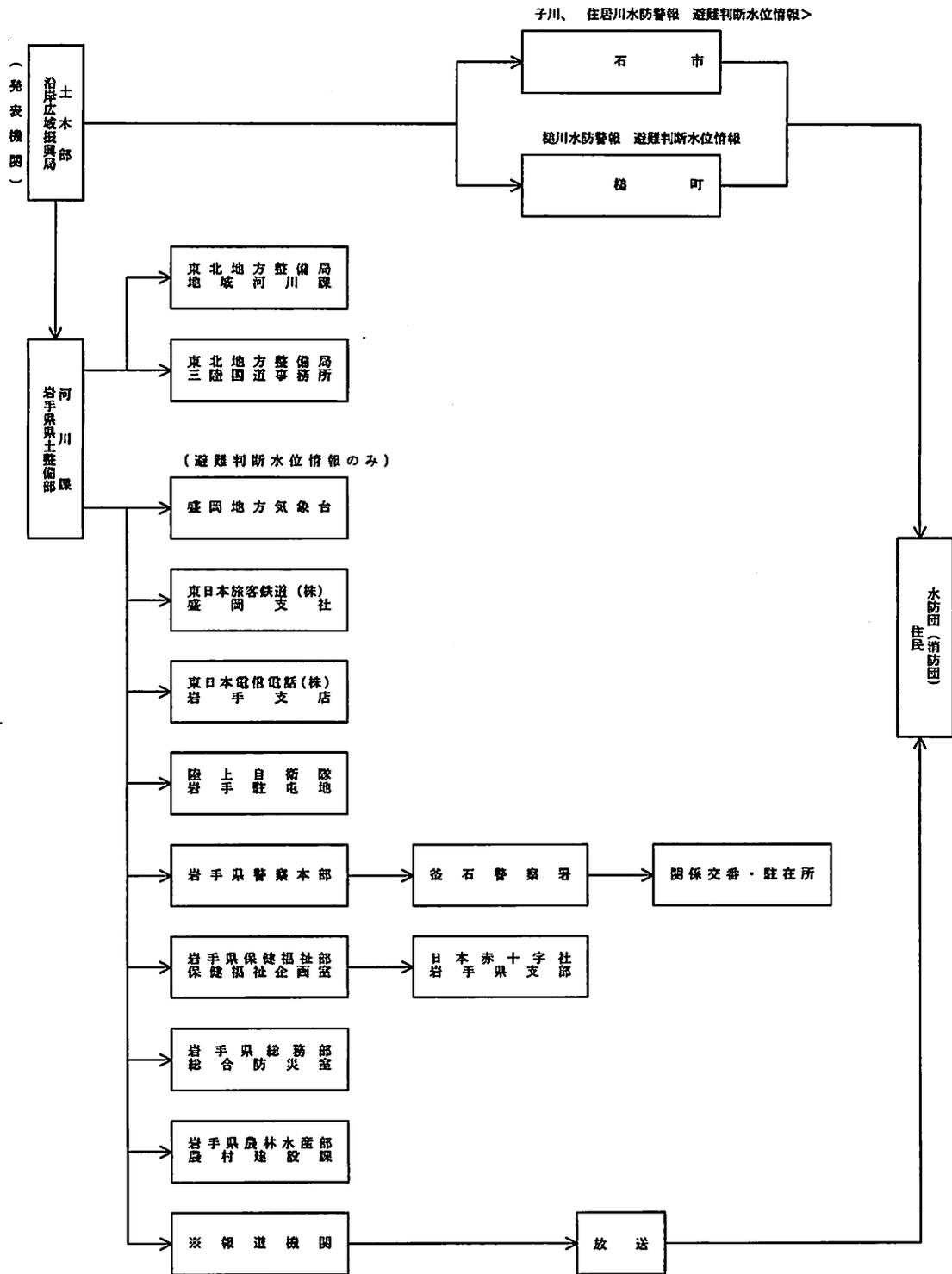
(注) ※報道機関：NHK盛岡放送局、アイビーシー岩手放送、テレビ岩手、岩手めんこいテレビ、岩手朝日テレビ、エフエム岩手

沿岸広域振興局土木部大船渡土木センター



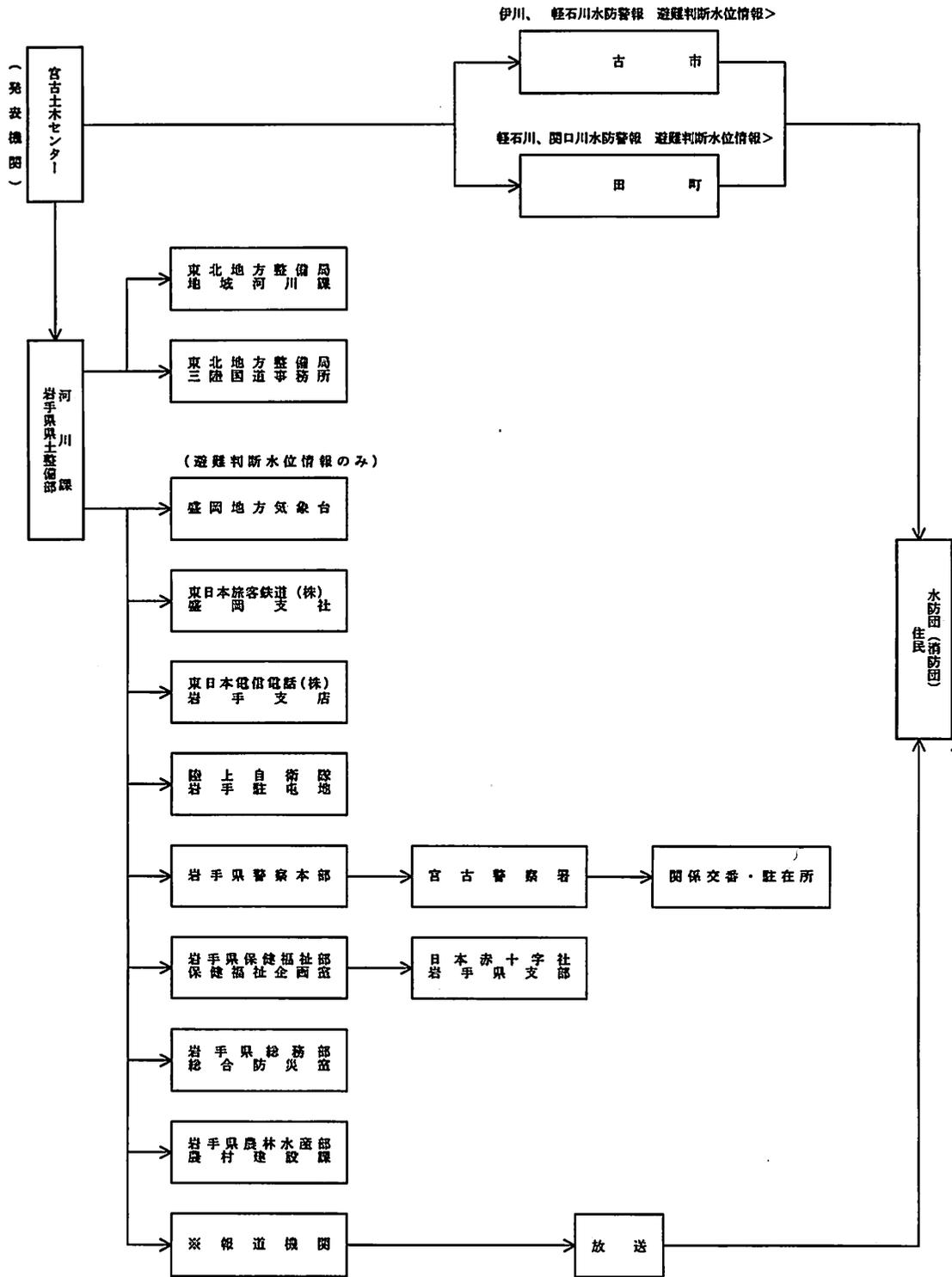
(注) ※報道機関：NHK盛岡放送局、アイビーシー岩手放送、テレビ岩手、岩手めんこいテレビ、岩手朝日テレビ、エフエム岩手

沿岸広域振興局土木部



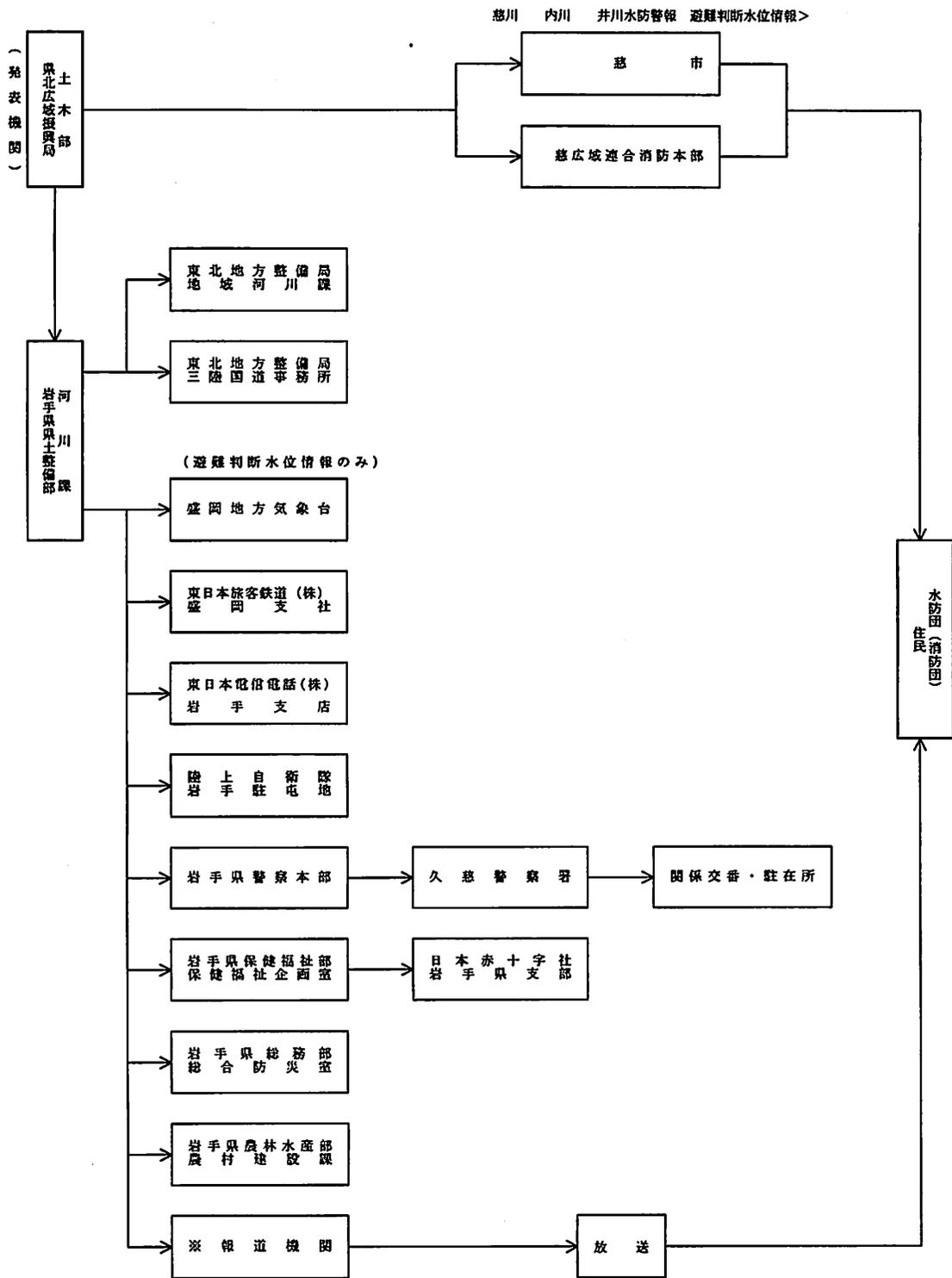
(注) ※報道機関：NHK盛岡放送局、アイビーシー岩手放送、テレビ岩手、岩手めんこいテレビ、岩手朝日テレビ、エフエム岩手

沿岸広域振興局土木部宮古土木センター



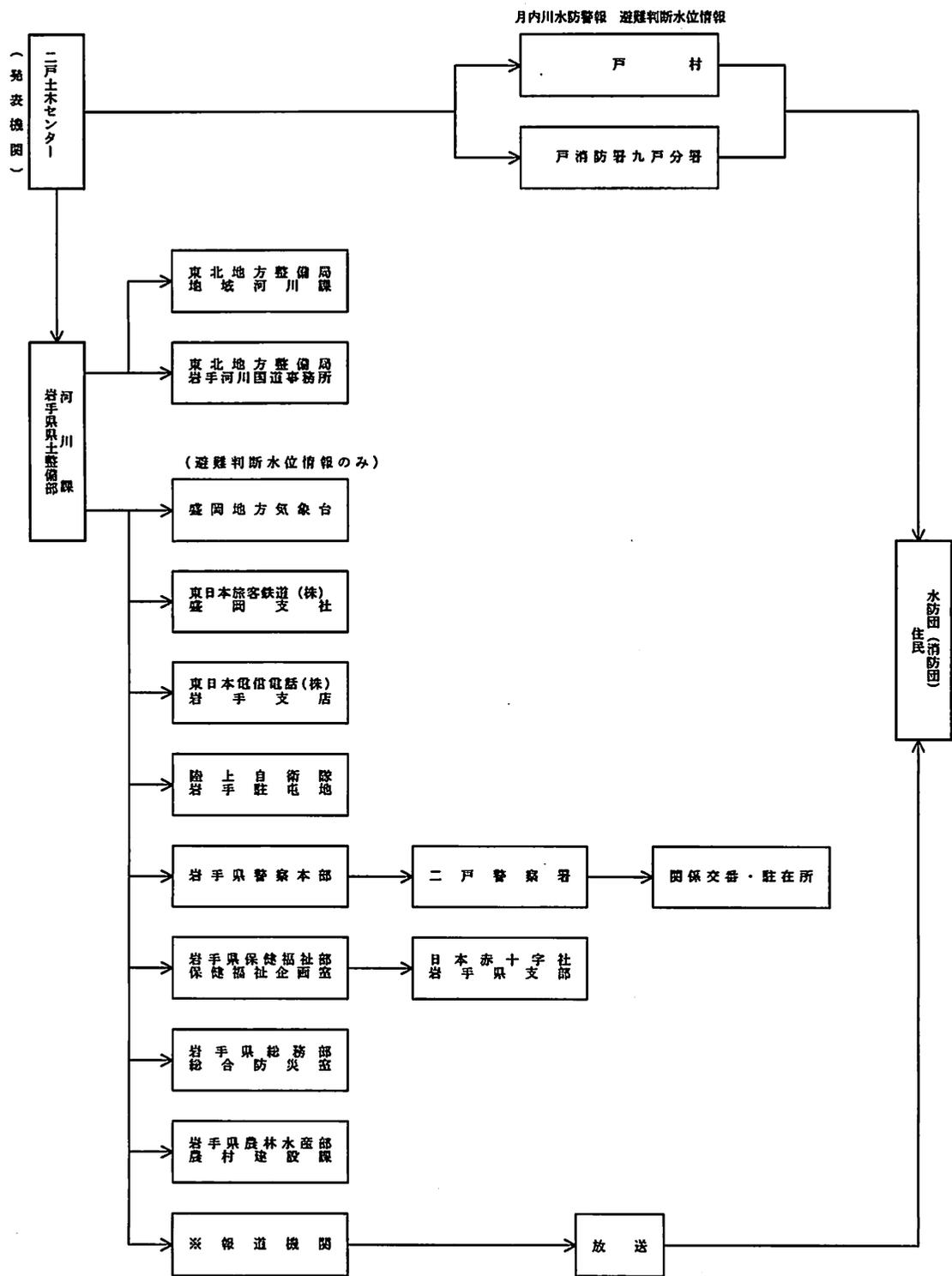
(注) ※報道機関：NHK盛岡放送局、アイビーシー岩手放送、テレビ岩手、岩手めんこいテレビ、岩手朝日テレビ、エフエム岩手

県北広域振興局土木部



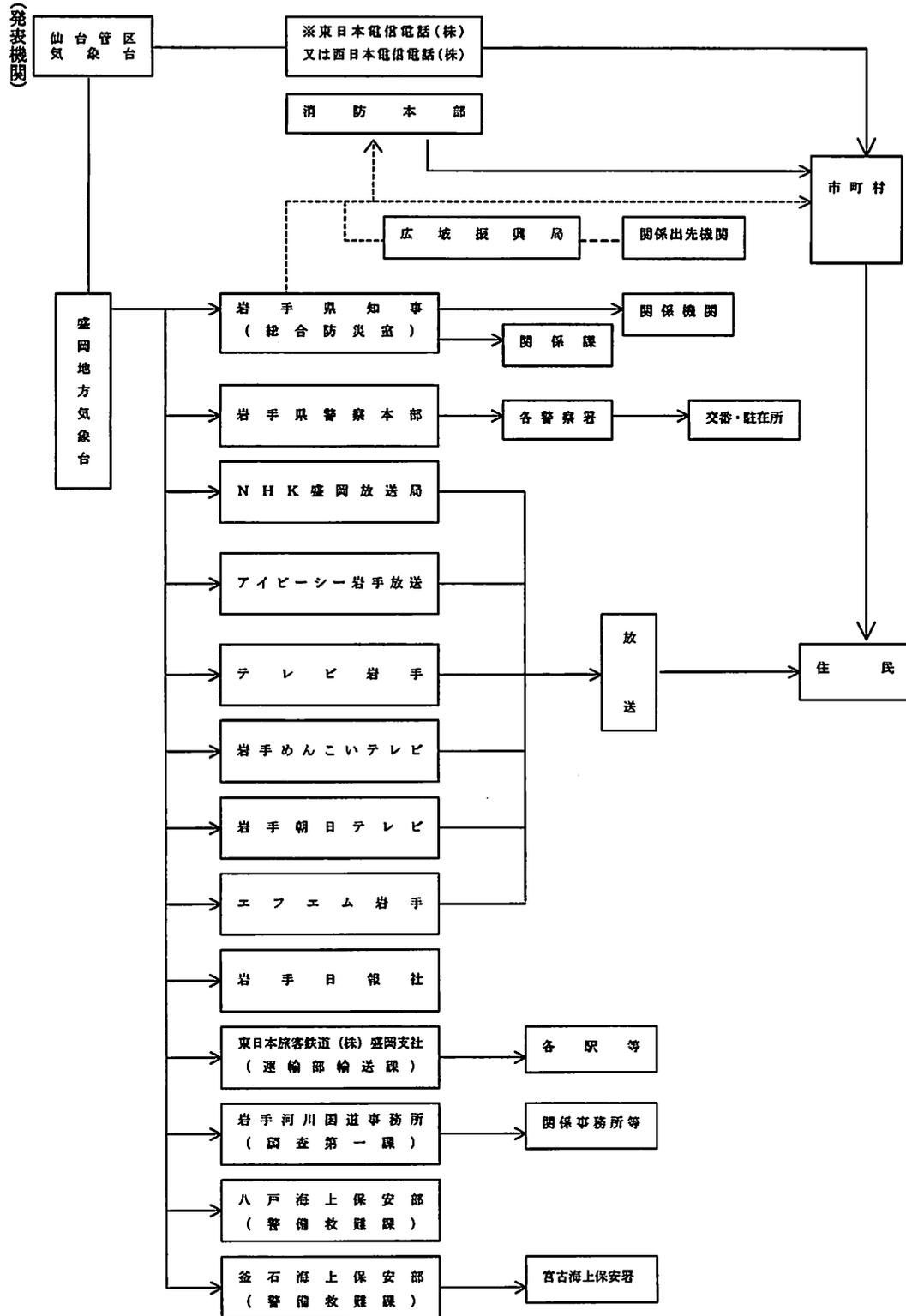
(注) ※報道機関：NHK盛岡放送局、アイビーシー岩手放送、テレビ岩手、岩手めんこいテレビ、岩手朝日テレビ、エフエム岩手

県北広域振興局土木部二戸土木センター



(注) ※報道機関：NHK盛岡放送局、アイピーシー岩手放送、テレビ岩手、岩手めんこいテレビ、岩手朝日テレビ、エフエム岩手

3-2-10 火山情報に関する予報・警報・情報伝達系統図



- (注) 1 ※は、警報発表及び解除のみ。
 2 ----- 線は、総合防災情報ネットワーク及び行政無線
 3 岩手県知事への伝達は、活火山対策特別措置法に基づく噴火警報の通報を含む。

3-3-1 県内無線施設設置状況一覧表

設置機関	施設の名称 (呼出名称)	設置(常置)場所	管 理 者	使用目的
岩手県	防災航空岩手移動 90	岩手県防災航空センター	総合防災室長	防災行政用
"	SCCいわてけんもりおか ちきゅう	岩手県庁舎	総合防災室長	" (電気通信業務用)
"	SCCいわてけんいわてかはん ちきゅう 1	"	"	"
"	SCCじちたいいわてけん いわてかはんちきゅう V 1	盛岡市役所	"	防災行政用 (電気通信業務用)
"	" V 2	宮古 "	"	"
"	" V 3	久慈 "	"	"
"	" V 4	遠野 "	"	"
"	" V 5	釜石 "	"	"
"	" V 6	二戸 "	"	"
"	" V 7	葛巻町役場	"	"
"	" V 8	大槌町 "	"	"
"	" V 9	宮古市役所田老総合事務所	"	"
"	" V 10	山田町役場	"	"
"	" V 11	宮古市役所新里総合事務所	"	"
"	" V 12	宮古市役所川井総合事務所	"	"
"	" V 13	軽米町役場	"	"
"	" V 14	洋野町稲市庁舎	"	"
"	" V 15	野田村役場	"	"
"	" V 16	久慈市役所山形総合支所	"	"
"	" V 17	洋野町大野庁舎	"	"
"	" V 18	九戸村役場	"	"
"	" V 19	二戸市役所浄法寺総合支所	"	"
"	" V 20	一戸町役場	"	"
"	" V 21	宮古地区広域行政組合消防本部	消防長	"
"	" V 22	久慈広域連合消防本部	"	"
"	" V 23	遠野市消防本部	"	"
"	" V 24	釜石大槌地区行政事務組合消防 本部	"	"
"	" V 26	二戸地区広域行政事務組合消防 本部	"	"
"	" V 27	奥州市役所	総合防災室長	"

資料編 3 災害応急対策計画

設置機関	施設の名称 (呼出名称)	設置(常置)場所	管 理 者	使用目的
"	" V 28	一関 "	"	"
"	" V 29	奥州市江刺総合支所	"	"
"	" V 30	磐石町役場	"	"
"	" V 31	岩手町 "	"	"
"	" V 32	八幡平市役所	"	"
"	" V 33	滝沢村役場	"	"
"	" V 34	八幡平市松尾総合支所	"	"
"	" V 35	盛岡市玉山総合事務所	"	"
"	" V 36	柴波町役場	"	"
"	" V 37	矢巾町 "	"	"
"	" V 38	花巻市役所大迫総合支所	"	"
"	" V 39	花巻市役所石鳥谷総合支所	"	"
"	" V 40	金ヶ崎町役場	"	"
"	" V 41	奥州市前沢総合支所	"	"
"	" V 42	奥州市胆沢総合支所	"	"
"	" V 43	奥州市衣川総合支所	"	"
"	" V 44	一関市役所花泉支所	"	"
"	" V 45	平泉町役場	"	"
"	" V 46	一関市役所大東支所	"	"
"	" V 47	藤沢町役場	"	"
"	" V 48	一関市役所千厩支所	"	"
"	" V 49	一関市役所東山支所	"	"
"	" V 50	一関市役所室根支所	"	"
"	" V 51	一関市役所川崎支所	"	"
"	" V 52	岩泉町役場	"	"
"	" V 53	田野畑村 "	"	"
"	" V 54	普代村 "	"	"
"	" V 55	八幡平市役所安代総合支所	"	"
"	" V 56	盛岡地区広域行政事務組合消防本部	消防長	"
"	" V 57	陸前高田市消防本部	"	"

資料編 3 災害応急対策計画

設置機関	施設の名称 (呼出名称)	設置(常置)場所	管 理 者	使用目的
"	" V 58	奥州金ヶ崎行政事務組合消防本部	"	"
"	" V 59	北上地区消防組合消防本部	"	"
"	" V 60	一関市消防本部	"	"
"	" V 62	大船渡市役所	総合防災室長	"
"	" V 63	花巻 "	"	"
"	" V 64	北上 "	"	"
"	" V 65	陸前高田 "	"	"
"	" V 66	花巻市東和総合支所	"	"
"	" V 67	西和賀町役場湯田庁舎	"	"
"	" V 68	西和賀町役場沢内庁舎	"	"
"	" V 69	住田町役場	"	"
"	" V 71	遠野市役所官守総合支所	"	"
"	" V 72	大船渡地区消防組合消防本部	消防長	"
"	" V 73	花巻市消防本部	"	"
"	" V 74	豊沢ダム管理所	所長	"
"	" V 75	滝ダム管理事務所	"	"
"	" V 76	花巻空港管理事務所	"	"
"	" V 78	県立久慈病院	事務局長	"
"	" V 79	" 磐井 "	"	"
"	" V 81	" 東和 "	"	"
"	" V 83	" 軽米 "	"	"
"	" V 84	" 一戸 "	"	"
"	" V 86	荒沢防災ダム管理所	所長	"
"	" V 88	綾里川ダム管理所	出張所長	"
"	" V 89	北上地方振興局土木部湯田出張所	"	"
"	" V 90	入畑ダム管理所	北上地方振興局 土木部長	"
"	" V 91	県立中部病院	事務局長	"
"	" V 92	" 二戸 "	"	"
"	" V 93	" 千厩 "	"	"
"	" V 94	" 大東 "	"	"

資料編 3 災害応急対策計画

設置機関	施設の名称 (呼出名称)	設置(常置)場所	管理者	使用目的
"	" V 95	" 九戸 "	"	"
"	" V 96	衣川防災ダム管理所	所長	"
"	" V 97	鷹生ダム建設事務所	"	"
"	" V 98	盛岡地方振興局土木部岩手出張所	"	"
"	" V 100	県立中央病院	事務局長	"
"	" V 101	" 大船渡 "	"	"
"	" V 102	" 胆沢 "	"	"
"	" V 103	" 遠野 "	"	"
"	" V 104	" 高田 "	"	"
"	" V 105	" 沼宮内 "	"	"
"	" V 106	" 住田 "	"	"
"	" V 107	綱取ダム管理事務所	所長	"
"	" V 108	岩手県立総合防災センター	"	"
"	" V 109	県立宮古病院	事務局長	"
"	" V 110	" 釜石 "	"	"
"	" V 111	" 江刺 "	"	"
"	" V 112	" 紫波 "	"	"
"	" V 113	" 大迫 "	"	"
"	" V 114	" 大槌 "	"	"
"	" V 115	" 山田 "	"	"
"	" V 116	陸上自衛隊岩手駐屯地	第9特科連隊第3科長	"
"	" V 117	釜石海上保安部	総合防災室長	"
"	" V 118	盛岡地方気象台	"	"
"	" V 119	早池峰ダム管理事務所	花巻地方振興局 土木部長	"
"	" V 120	日向ダム管理所	釜石地方振興局 土木部長	"
"	" V 121	御所防災ダム管理事務所	盛岡地方振興局 農政部長	"
"	" V 122	知事公館	秘書課長	"
"	" V 123	岩手県防災航空センター	総合防災室長	"
農村建設課	すいぼうごしょ	御所防災ダム管理事務所	釜石町長	水防事務用
"	" おうしゅく	鶯宿ダム管理所	"	"

設置機関	施設の名称 (呼出名称)	設置(常置)場所	管 理 者	使用目的
"	" そとます	外掛沢ダム管理所	"	"
"	" れんたき	レン滝ダム管理所	"	"
"	" もりおかのうち	盛岡地区合同庁舎	盛岡地方振興局盛岡農 村整備事務所長	"
"	" ごしょ	御所防災ダム管理事務所	磐石町長	"
"	" やびつ	矢櫃ダム管理所	"	"
"	" あにわ	矢櫃観測所	"	"
"	" ますざわ	掛沢観測所	"	"
"	" おうしゅく	鶯宿ダム管理所	"	"
"	" れんたき	レン滝ダム管理所	"	"
"	" そとます	外掛沢ダム管理所	"	"
"	" はやしたいら	林平警報所	"	"
"	" かつら	桂警報所	"	"
"	" そとますざわ	外掛沢警報所	"	"
"	" くわばら	桑原警報所	"	"
"	" きたますざわ	北掛沢警報所	"	"
"	" おすけ	男助警報所	"	"
"	" たかまつ	レン滝ダム上流気象観測所	"	"
"	" ばば	馬場警報所	"	"
"	" きりどめ	切留警報所	"	"
"	" おうしゅく おんせん	鶯宿温泉警報所	"	"
"	" おうしゅくばし	鶯宿橋警報所	"	"
"	" しどたいら	新田堰頭首口操作所	花巻地方振興局花巻農 村整備事務所長	"
"	" とよさわ	豊沢ダム管理所	"	"
"	" はなまきのうち	花巻地区合同庁舎	"	"
"	" なかやま	中山観測所	"	"
"	" みねごし	峰越観測所	"	"
"	" たかくら	高倉第1警報所	"	"
"	" しどたいら	志戸平警報所	"	"
"	" ほうりょう	法領警報所	"	"
"	" はなまき	豊沢川土地改良区	"	"

設置機関	施設の名称 (呼出名称)	設置(常置)場所	管理者	使用目的
"	" まくだて	幕館水位観測所	"	"
"	" なまり	鉛水位観測所	"	"
"	" さの	佐野水位観測所	"	"
"	" ころもがわ	衣川防災ダム管理所	衣川防災ダム管理所長	"
"	" たきざわ	衣川防災ダム管理所 5号ダム管理事務所	"	"
"	" ますざわ	衣川防災ダム管理所 1号ダム管理事務所	"	"
"	" かわうち	" 2号ダム管理事務所	"	"
"	" ころもがわ	衣川防災ダム管理所	"	"
"	" たきざわ	衣川防災ダム管理所 5号ダム管理事務所	"	"
"	" かわうち	" 2号ダム管理事務所	"	"
"	" ますざわ	" 1号ダム管理事務所	"	"
"	" かわひがし	" 川東観測所	"	"
"	" きたざわ	" 3号ダム管理事務所	"	"
"	" うんなんだ	衣川村雲南田	"	"
"	" うさぎあな	" 長袋	"	"
"	" もちころびやま	" 餅転山	"	"
"	" くにみやま	" 長塚	"	"
"	" あまつち	" 下河内	"	"
"	" あらさわ	安代防災ダム管理所	安代防災ダム管理所長	"
"	" あっび	安代防災ダム管理所 1号ダム管理事務所	"	"
"	" あらさわ	"	"	"
"	" あっび	" 安比ダム管理事務所	"	"
"	" いつかいち	" 五日市観測所	"	"
"	" なべこし	" 2号ダム管理詰所	"	"
"	" ほその	" 細野警報局	"	"
"	" おうぎはた	安代防災ダム管理所	"	"
"	" たかはた	" 高畑警報局	"	"
"	" しものた	" 下の田警報局	"	"
"	" ほしざわ	" 星沢観測警報局	"	"
"	" まえもりやま	" 安比中継局	"	"

資料編 3 災害応急対策計画

設置機関	施設の名称 (呼出名称)	設置(常置)場所	管理者	使用目的
"	" ひらまた	" 平又警報局	"	"
"	" たやま	" 田山観測警報局	"	"
"	" なべこし	" 2号ダム管理詰所	"	"
"	" ゆきやがわ	留谷川防災ダム管理事務所	軽米町長	"
"	" こがるまい	留谷川防災ダム管理所	"	"
"	" まるこ	軽米町円子	"	"
"	" まいた	" 小軽米	"	"
"	" ますこない	" 小軽米	"	"
"	" たかくら	矢櫃ダム上流気象観測所	磐石町長	"
"	" くにみ	衣川防災ダム管理所 4号ダム管理事務所	衣川防災ダム管理所長	"
"	" ごしよ	御所防災ダム管理事務所	磐石町長	"
"	" おおしゅく	篤宿ダム管理詰所	"	"
"	" そとます	外掛沢ダム管理詰所	"	"
"	" れんたき	レン滝ダム管理詰所	"	"
"	" ころもがわ	衣川防災ダム管理所	衣川防災ダム管理所長	"
"	" あらさわ	安代防災ダム管理所	安代防災ダム管理所長	"
"	" あらさわ10	"	"	"
"	" " 11	"	"	"
"	" " 12	"	"	"
"	" " 13	"	"	"
"	" あっぴ	" 1号ダム管理詰所	"	"
"	" なべこし	" 2号ダム管理詰所	"	"
"	" しらさわ	" 3号ダム管理詰所	"	"
"	" ねいし	" 根石ダム管理事務所	"	"
"	" いわて51	御所ダム管理事務所	磐石町長	"
"	" " 52	"	"	"
"	" ころもがわ1	衣川防災ダム管理所	衣川防災ダム管理所長	"
"	" " 2	"	"	"
"	" あらさわ1	安代防災ダム管理所	安代防災ダム管理所長	"
"	" あらさわ2	"	"	"

資料編 3 災害応急対策計画

設置機関	施設の名称 (呼出名称)	設置(常置)場所	管 理 者	使用目的
"	ふだいだむかんりとう	普代ダム管理所	普代村長	"
"	ふだいだむけいほうしゃ1	"	"	"
岩手県警察本部	いわてけいさつ	警察本部、各警察署、岩手県情報通信部	(統制官)地域課長	警察事務用
東日本旅客鉄道株式会社盛岡支社	もりてつけいたい6~10	盛岡信号通信技術センター 一ノ関メンテナンスセンター	信号通信課長	県との連絡用
"	" 1~5	盛岡信号通信技術センター 北上メンテナンスセンター	"	"
東日本旅客鉄道株式会社盛岡支社	もりてつけいたい11~14	盛岡信号通信技術センター	信号通信課長	県との連絡用
東日本電信電話(株)	発信専用	官古市役所 重茂出張所(官古市)	岩手支店長	孤立防止及び業務連絡用
"	"	和井内ふるさと会館(官古市)	"	"
"	"	大沢温泉公民館(花巻市)	"	"
"	"	仙人公民館(北上市)	"	"
"	"	附馬牛地区センター(遠野市)	"	"
"	"	小本地区センター(遠野市)	"	"
"	"	釜石市役所栗橋出張所(釜石市)	"	"
"	"	釜石市役所大橋出張所(釜石市)	"	"
"	"	二又公民館(陸前高田市)	"	"
"	"	冬部地区生活改善センター(葛巻町)	"	"
"	"	水堀公民館(岩手町)	"	"
"	"	内川目地区公民館(花巻市)	"	"
"	"	湯田町役場(西和賀町)	"	"
"	"	本寺生活センター(一関市)	"	"
"	"	奥玉公民館(一関市)	"	"
"	"	川舟公民館(西和賀町)	"	"
"	"	岩泉町大川支所(岩泉町)	"	"
"	"	岩泉町有芸支所(岩泉町)	"	"
"	"	川井村門馬出張所(川井村)	"	"
"	"	川井村小国支所(川井村)	"	"
"	"	NTT東日本岩手支店	"	" (可搬型)
"	いわて かはんちきゅうV1	NTT岩手支店(盛岡市)	"	特設公衆電話
"	" V2	NTT東日本、岩手水沢SC(奥州市)	"	"
国土交通省岩手河川国道事務所	建設 岩 手	盛岡市上田4丁目2-2	岩手河川国道事務所長	水防道路用

設置機関	施設の名称 (呼出名称)	設置(常置)場所	管 理 者	使用目的
"	" 盛岡 1~7 (移動局)	"	"	"
"	" 盛岡 31~40 (移動局)	"	"	"
"	" 盛岡河川	盛岡市東仙北1丁目11-11	"	"
"	" 盛岡河川 (基地)	"	"	"
"	" 盛岡河川 1~2 (移動局)	"	"	"
"	" 盛岡河川 31~36 (移動局)	"	"	"
"	" 水沢河川	水沢市東大通り1丁目2-14	"	"
"	" 水沢河川 (基地)	"	"	"
"	" 水沢河川 1~4 (移動局)	"	"	"
"	" 水沢河川 31~37 (移動局)	"	"	"
"	" 一関河川	一関市狐禅寺字石ノ瀬155-81	"	"
"	" 一関 1~3 (移動局)	"	"	"
"	" 一関 31~34 (移動局)	"	"	"
"	" 盛岡国道	盛岡市津志田1-5-15	"	"
"	" 盛岡国道 1~6 (移動局)	"	"	"
"	" 盛岡国道 31~32 (移動局)	"	"	"
"	" 二戸国道	二戸市石切所字荒瀬72-1	"	"
"	" 二戸国道 (基地)	"	"	"
"	" 二戸国道 1~7 (移動局)	"	"	"
"	" 二戸国道 31~34 (移動局)	"	"	"
"	" 水沢国道	水沢市佐倉河草堂79	"	"
"	" 水沢国道 1~5 (移動局)	"	"	"
"	" 水沢国道 31~34 (移動局)	"	"	"
"	" 盛岡西国道 1~3 (移動局)	岩手郡滝沢村大釜字屋敷8-7	"	"
"	" 盛岡西国道 1~3 (移動局)	"	"	"
"	" 倉 沢	和賀郡東和町倉沢7区284	"	"
"	" 倉 沢 (基地)	和賀郡東和町倉沢7区284	"	"
"	" 東 稲 山	一関市東山町田河津字袴腰1-138	"	"
"	" 東 稲 第 四 (基地)	"	"	"
"	" 折 爪	二戸市福岡字織詰26-1	"	"

資料編 3 災害応急対策計画

設置機関	施設の名称 (呼出名称)	設置(常設)場所	管 理 者	使用目的
"	" 区 界 (基地)	盛岡市築川第1地割	"	"
"	" 西 岳 (基地)	二戸郡一戸町小繁字西田子662-1	"	"
国土交通省北上川 ダム統合管理事務所 石瀬ダム管理支所	" 石 瀬 ダ ム	胆沢町若柳字尿前1-9	北上川ダム統合管理事務所 事務所長	"
"	" 石 瀬 ダ ム (基地)	"	"	"
"	" 石 瀬 ダ ム 1~6	"	"	"
"	" 石 瀬 ダ ム 31~36	"	"	"
"	建設岩手 大 平 野	胆沢町若柳字大平野1-7	"	"
国土交通省北上川 ダム統合管理事務所 湯田ダム管理支所	建設 湯 田 ダ ム	西和賀町杉名畑44地割162-15	"	"
"	" 湯 田 ダ ム (基地)	"	"	"
"	" 湯 田 ダ ム 1~6	"	"	"
"	" 湯 田 ダ ム 31~36	"	"	"
国土交通省北上川 ダム統合管理事務所 田瀬ダム管理支所	" 田 瀬 ダ ム	東和町田瀬39-1-3	"	"
"	" 田 瀬 ダ ム (基地)	"	"	"
"	" 田 瀬 ダ ム 1~6	"	"	"
"	" 田 瀬 ダ ム 31~36	"	"	"
国土交通省北上川 ダム統合管理事務所	" 北 上 川 ダ ム	盛岡市下厨川字四十四田1	"	"
"	" 四 十 四 田 ダ ム (基地)	"	"	"
"	" 四 十 四 田 ダ ム 1~10	"	"	"
"	" 四 十 四 田 ダ ム 31~36	"	"	"
"	" 御 所 ダ ム	盛岡市繁字山根192-4	"	"
"	" 御 所 ダ ム (基地)	"	"	"
"	" 御 所 ダ ム 1~2	"	"	"
"	" 御 所 ダ ム 31~35	"	"	"
"	" 物 見 山	住田町世田米字子飼沢30-111	"	"
"	" 物 見 山 (基地)	"	"	"
"	" 西 岳 第 三	一戸町小繁字西岳1西岳国有林	"	"
"	" 西 岳 第 三 (基地)	"	"	"
国土交通省三陸国 道事務所	" 亀ヶ森 (基 地)	宮古市大字田代字亀ヶ森1-1	三陸国道事務所長	"

設置機関	施設の名称 (呼出名称)	設置(常置)場所	管 理 者	使用目的
"	" 今出 (基地)	大船渡市猪川町字今出32	"	"
"	" 田野畑 (基地)	田野畑村田野畑414番地	"	"
"	" 階上 (基地)	青森県三戸郡階上町大字烏屋部 字行人地内	"	"
"	" 明峰 (基地)	釜石市両国町第4地割77-10	"	"
"	" 久慈国道 (基地)	久慈市川崎町16-35	"	"
"	" 羅生 (基地)	大船渡市三陸町越喜来	"	"
"	" 天神 (基地)	釜石市天神町	"	"
"	" 新三陸 (基地)	① 大船渡市立根町字細野地内 ② 大船渡市三陸町越喜来字井 戸洞地内	"	"
"	" 十二神第二 (基地)	山田町大字登間根字東山1-1	"	"
"	" 七森第二 (基地)	普代村第5地割上の山1-20	"	"
"	" 階上第二 (基地)	青森県三戸郡階上町大字烏屋部 字行人地内	"	"
"	" 大窪第二 (基地)	大船渡市三陸町吉浜字平根10-3	"	"
"	" 鯨山 (基地)	大槌町鯨山国有林地内	"	"
"	" 船越 (基地)	山田町船越第6地割144-5	"	"
"	" 山田 (基地)	山田町第16地割	"	"
"	" 宇津野沢第二 (基地)	大船渡市盛町宇津野沢地内	"	"
"	" 明神前第二 (基地)	大船渡市大船渡町明神前地内	"	"
"	" 新仙人 (基地)	①釜石市甲子町第3地割69 ②住田町上有住字土倉298	"	"
"	" 滝観洞 (基地)	①住田町上有住字土倉298 ②住田町上有住字船作131	"	"
"	" 三陸 1~7 (陸上移動局)	宮古市藤の川4-1	"	"
"	" 三陸 31~36 (陸上移動局)	宮古市藤の川4-1	"	"
"	" 大船渡国道 1~5 (陸上移動局)	大船渡市立根町字中野27-1	"	"
"	" 大船渡国道 31~37 (陸上移動局)	大船渡市立根町字中野27-1	"	"
"	" 釜石国道 1~4 (陸上移動局)	釜石市大字平田第3地割61-72	"	"
"	" 釜石国道 31~36 (陸上移動局)	釜石市大字平田第3地割61-72	"	"
"	" 宮古国道 1~3 (津波被災 により1基減) (陸上移動局)	宮古市佐原三丁目21-4	"	"
"	" 宮古国道 31~36 (陸上移動局)	宮古市佐原三丁目21-4	"	"
"	" 久慈国道 1~11 (陸上移動局)	久慈市川崎町16-35	"	"
"	" 久慈国道 31~39 (陸上移動局)	久慈市川崎町16-35	"	"

設置機関	施設の名称 (呼出名称)	設置(常置)場所	管 理 者	使用目的
"	" 十二神第二 (携帯基地局)	山田町大字豊間根字東山1-1	"	"
"	" 七森第二 (携帯基地局)	普代村第5地割上の山1-20	"	"
"	" 階上第二 (携帯基地局)	宥森県三戸郡階上町大字鳥屋部 字行人地内	"	"
"	" 大窪第二 (携帯基地局)	大船渡市三陸町吉浜字平根10-3	"	"
"	" 三 陸 31 (携 帯 局)	宮古市藤の川4-1	"	"
"	" 三 陸 32 (携 帯 局)	宮古市藤の川4-1	"	"
国土交通省釜石港 湾事務所	こうわんかまいし(基地)	釜石市港町2-7-27	副局長	港湾工事用
"	こうわんかまいし 1~7	釜石港区域	"	"
"	こうわんみやこ(基地)	宮古市磯鶏1-1-14	"	"
"	こうわんみやこ 1~4	宮古港区域	"	"
"	こうわんくじ(基地)	久慈市長内町40-108-13	"	"
"	こうわんくじ 1~3	久慈港区域	"	"
東北電力岩手支店	ほくでんいわて	東北電力岩手支店(盛岡市)	岩手情報通信センター 所長	電力業務用
"	きたかみほせん	" 北上技術センター(金ヶ 崎町)	北上技術センター所長	"
"	みやこほせん	" 宮古技術センター(宮古 市)	宮古技術センター所長	"
"	もりおかほせん	" 盛岡技術センター(盛岡 市)	盛岡技術センター所長	"
"	もりおかえいぎょう	" 盛岡営業所(盛岡市)	盛岡営業所長	"
東北電力岩手支店	みずさわえいぎょう	東北電力水沢営業所(奥州市)	水沢営業所長	電力業務用
"	いちのせきえいぎょう	" 一関営業所(一関市)	一関営業所長	"
"	みやこえいぎょう	" 宮古営業所(宮古市)	宮古営業所長	"
"	にのへえいぎょう	" 二戸営業所(二戸市)	二戸営業所長	"
"	くじえいぎょう	" 久慈営業所(久慈市)	久慈営業所長	"
"	はなきたえいぎょう	" 花北営業所(北上市)	花北営業所長	"
"	とおのえいぎょう	" 遠野営業所(遠野市)	遠野営業所長	"
"	かまいしえいぎょう	" 釜石営業所(釜石市)	釜石営業所長	"
"	おおふなとえいぎょう	" 大船渡営業所(大船渡 市)	大船渡営業所長	"
"	あしろえいぎょう	" 平館サービスセンター (八幡平市)	盛岡営業所長	"
"	ぬまくないえいぎょう	" 沼宮内サービスセンター (岩手町)	"	"
"	いわいずみえいぎょう	" 岩泉サービスセンター (岩泉町)	宮古営業所長	"
"	ふじさわえいぎょう	" 東磐井センター(一関 市)	一関営業所長	"

設置機関	施設の名称 (呼出名称)	設置(常置)場所	管 理 者	使用目的
八戸海上保安部	かいほきはちのへ	八戸海上保安部	部長	海上保安業務
"	じゅんしせんしもきた	巡視船しもきた	船長	"
"	じゅんしせんあぶくま	巡視船あぶくま	"	"
"	じゅんしせんむつかぜ	巡視船むつかぜ	"	"
"	じゅんしせんむつぎく	巡視船むつぎく	"	"
釜石海上保安部	かいほきちかまいし	釜石海上保安部	部長	"
"	じゅんしせんくりこま	巡視船くりこま	船長	"
"	じゅんしせんきじかぜ	巡視艇きじかぜ	"	"
官古海上保安署	かいほきちみやこ	官古海上保安署	署長	"
"	じゅんしせんはつかぜ	巡視艇はつかぜ	船長	"
陸上自衛隊第9特科連隊	-	-	第9師団長陸特	
岩手県企業局	けんでんもりおか	岩手県庁(無線局) 盛岡地区合同庁舎(通信所)	業務課 総括課長	電力業務用
"	" がんどう	日ノ戸(無線局)施設総合管理 所(通信所)	"	"
"	" きたかみ	県南施設管理所	"	"
"	いわてけんでん1	盛岡地区合同庁舎	"	"
"	" 2, 3, 4, 5, 6, 7, 8, 9, 10	施設総合管理所	"	"
"	" 11, 12, 13, 14, 15, 16, 17, 18	県南施設管理所	"	"
岩手県	漁業指導用無線局 JFT かまいしぎよぎょう (注) 県と組合の二重免許である。	釜石市大平町2-9-1	水産技術センター所長	出漁漁船との連絡用
釜石無線漁業協同組合			組合長	
官古漁業協同組合	官古漁業無線局 JHT みやこぎよぎょう	官古市港町2-17	局長	"
大槌無線漁業協同組合	大槌無線局 JHJ おおづちぎよぎょう	大槌町赤浜1-1-1	"	"
気仙郡漁業協同組合連合会	大船渡漁業無線局 JHP おおふなとぎよぎょう	大船渡市大船渡町字丸森86-2	局長	出漁漁船との連絡用
種市漁業協同組合	種市漁業無線局 たねいちぎよぎょう	種市町第22地割131-1	組合長	"
久慈市漁業協同組合	久慈漁業無線局 くじしぎよぎょう	久慈市長内町第42地割6	"	"
普代村漁業協同組合	普代漁業無線局 ふだいぎよぎょう	普代村第9地割字銅屋31-4	"	"
田野畑村漁業協同組合	田野畑漁業無線局 たのはたぎよぎょう	田野畑村島越104-2	"	"
小本浜漁業協同組合	小本浜漁業無線局 おもとはまぎよぎょう	岩泉町小本字家の向221-1	"	"
田老町漁業協同組合	田老漁業無線局 たろうぎよぎょう	田老町字荒屋2	"	"

資料編 3 災害応急対策計画

設置機関	施設の名称 (呼出名称)	設置(常置)場所	管 理 者	使用目的
重茂漁業協同組合	重茂漁業無線局 おもえぎよぎょう	宮古市大字重茂第1地割字西大館 37-1	〃	〃
日本赤十字社岩手 県支部	につせきいわてしふ	日本赤十字社岩手県支部	日赤岩手県支部長	災害情報連絡事務用
国土交通省 三陸国道事務所	通岡第二(基地)	大船渡市末崎町船河原地内	三陸国道事務所長	水防道路用
〃	両石第一(基地)	釜石市両石町第4地割内	〃	〃
〃	鶴住居第一(基地)	釜石市鶴住居町第28地割地内	〃	〃
〃	岩泉第一(基地)	岩泉町小本地内	〃	〃

3-3-2 災害対策基本法に基づく公衆電気通信設備の優先利用等に関する協定書（県警察本部）

岩手県知事千田正（以下「甲」という。）と岩手県警察本部長武藤誠（以下「乙」という。）とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「法」という。）第57条の規定に基づく公衆電気通信設備の優先的利用及び無線設備の使用の手続について、次のとおり協定する。

（警察通信設備の種類）

第1条 甲が法第57条の規定に基づき優先的利用及び使用（以下「使用」という。）をすることができる乙の公衆電気通信設備及び無線設備（以下「警察通信設備」という。）は、次のとおりとする。

- (1) 警察有線通信設備
- (2) 警察無線通信設備
- (3) 警察衛星通信設備

（使用の申出）

第2条 甲は、警察通信設備を使用しようとする場合は、次の各号に掲げる事項を明らかにして乙に申し出るものとする。

- (1) 使用しようとする警察通信設備の種類
- (2) 使用しようとする理由
- (3) 通信の内容
- (4) 発信者及び受信者の氏名
- (5) 通信希望日時
- (6) その他必要な事項

2 前項の申出は、原則として、岩手県と岩手県警察本部との間に設備している専用電話によって行なうものとする。

（使用の承認）

第3条 乙は、甲から前条の申出があった場合において、当該申出の内容が法第57条の規定に適合し、かつ当該申出に係る通信が警察通信設備で到達可能なものであるときは、警察通信設備の使用を承認するものとする。この場合において、当該申出に係る通信の発信順位は、当該通信の緊急性、通信の内容、受け付け順位等を勘案して乙が決定するものとする。

（連絡責任者）

第4条 この協定による警察通信設備の使用についての連絡を確実にし、かつ、連絡の円滑を期するため、甲、乙はそれぞれ岩手県総務部消防防災課長及び岩手県警察本部警備部警備課長を連絡責任者に指名しておくものとする。

（警察通信設備の固有管理）

第5条 乙は、この協定に基づく警察通信設備の使用に関しては、原則として、警察通信設備の新設若しくは増設又は甲に対する通信機器の貸与は行なわないものとする。

（雑則）

第6条 この協定は、法第79条の規定に基づく公衆電気通信設備の優先的使用及び無線設備の使用の手続について準用するものとする。この協定締結の証として本書2通を作成し、甲、乙記名押印して、それぞれその1通を保有するものとする。

昭和42年11月8日

岩手県知事	千田 正
岩手県警察本部長	武藤 誠

3-3-3 災害対策基本法に基づく有線電気通信設備等の使用に関する協定書（東日本旅客鉄道株式会社）

岩手県（以下「甲」という。）と東日本旅客鉄道株式会社盛岡支店（以下「乙」という。）とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「法」という。）第57条の規定に基づく有線電気通信設備及び無線設備の使用の手続きについて、次のとおり協定する。

（通信設備の種類）

第1条 甲が法第57条の規定に基づき使用することのできる乙の有線電気通信設備及び無線設備（以下「鉄道通信設備」という。）は、次のとおりとする。

- (1) 鉄道有線通信設備
- (2) 鉄道無線通信設備

（使用の申出）

第2条 甲は、鉄道通信設備を使用しようとする場合は、次に掲げる事項を明らかにし乙に申し出るものとする。

- (1) 使用しようとする鉄道通信設備の種類
- (2) 使用しようとする理由
- (3) 通信の内容
- (4) 発信者及び受信者の氏名
- (5) 発信希望日時
- (6) その他必要な事項

2 前項の申出は、原則として甲と乙との間に設置している専用電話によって行うものとする。

（使用の承認）

第3条 乙は、甲から前条の申出があった場合において、当該申出の内容が法第57条の規定に適合し、かつ、当該申出に係る通信が鉄道通信設備で到達可能なものであるときは、鉄道通信設備の使用を承認するものとする。この場合において、当該申出に係る通信の発信順位は、当該通信の緊急性、通信の内容等を勘案して甲乙協議の上決定するものとする。

（連絡責任者）

第4条 甲及び乙は、この協定による鉄道通信設備の使用についての連絡を確実にし、かつ、連絡の円滑を期するため、それぞれ岩手県総務部消防防災課長及び東日本旅客鉄道株式会社盛岡支店総務課長を連絡責任者とするものとする。

（鉄道通信設備の固有管理）

第5条 乙は、この協定に基づく鉄道通信設備の使用に関し、鉄道通信設備の新設若しくは増設又は甲に対する通信機器の貸与は原則として行わないものとする。

（準用）

第6条 この協定は、法第79条の規定に基づく有線電気通信設備及び無線設備の使用の手続きについて準用する。

この協定締結の証として本書2通を作成し、甲、乙記名押印して、それぞれその1通を保有するものとする。

昭和62年7月13日

甲 岩手県知事 中村 直
乙 東日本旅客鉄道株式会社
盛岡支店長 小野 尚志

3-3-4 非常通信運用細則

第1章 総則

(目的)

第1条 この細則は、非常通信規約（以下単に「規約」という。）第15条の規定に基づき、非常通信の実施及び訓練に必要な事項を定めることを目的とする。

（無線局、有線電気通信設備の設置者又は設置者の団体の名称等）

第2条 規約第8条に定める非常通信実施計画及び訓練計画に必要な無線局、有線電気通信設備の設置者又は設置者の団体の名称等は、非常通信協議会（以下、「協議会」という。）構成員別に別冊にこれを掲げる。ただし、中央非常通信協議会長が、特に必要がないと認めた場合は、その一部の記載を省略することができる。

2 地方協議会は、連絡の設定及び通信の疎通を円滑にするために統制局を設けることができる。

（非常通信系の構成）

第3条 非常通信系は、原則として次の順序により構成するものとする。

- 一 同一構成員内の通信系
- 二 異なる構成員相互間の通信系

（地方区及び地区非常通信系の構成）

第4条 総合通信局等の管轄区域内（以下「地方区」という。）の地区相互間の非常通信系の構成は、それぞれの地方協議会がこれを定めるものとする。

2 隣接地方区相互間の非常通信系の構成は、関係地方協議会で協議してこれを定めるものとする。

3 都道府県内の非常通信系の構成は、それぞれの地区協議会（地区協議会なき都道府県では、地方協議会）がこれを定めるものとする。

（移動する無線局の活用）

第5条 非常通信の実施に際しては、移動する無線局を活用するものとし、その運用については次の区別に従いその局の移動状況等を参酌してあらかじめ計画を立てておくものとする。

- 一 地方区内を移動範囲とするものについては、当該地方協議会
- 二 都道府県内を移動範囲とするものについては、当該地区協議会（地区協議会なき都道府県は地方協議会）
- 三 常置場所を中心に他の地区にまたがって一定の距離以内を移動範囲とするものについては、その常置場所を管轄する地区協議会（地区協議会なき都道府県は前号に同じ。）

第6条 移動する無線局が災害地（武力攻撃事態等又は緊急対処事態において、直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害が発生した地域並びに住民の要避難地域及び避難先地域を含む。以下同じ。）又はその付近に移動している場合は、できる限り出動して非常通報の疎通に協力するものとする。

（非常通報の内容）

第7条 非常通信における通報（以下「非常通報」という。）の内容は、次に掲げるもの又はこれに準ずるものとする。

- 一 人命の救助に関するもの
- 二 天災の予警報（主要河川の水位を含む。）及び天災その他の状況に関するもの
- 三 緊急を要する気象、地震、火山等の観測資料
- 四 電波法第74条実施の指令及びその他の指令

- 五 非常事態に際しての事態の收拾、復旧、交通制限その他の維持又は非常事態に伴う緊急措置に関するもの
- 六 暴動に関する情報連絡及びその緊急措置に関するもの
- 七 非常災害時における緊急措置を要する犯罪に関するもの
- 八 遭難者救護に関するもの
- 九 非常事態発生の場合における列車運転、鉄道輸送に関するもの
- 十 鉄道線路、道路、電力設備、電信電話回線の破壊又は障害の状況及びその修理復旧のための資材の手配及び運搬、要員の確保その他緊急措置に関するもの
- 十一 中央防災会議、同事務局、地方防災会議、緊急災害対策本部、非常災害対策本部及び災害対策本部相互間に発受する災害救援その他緊急措置に要する労務、施設、設備、物資及び資金の調達、配分、輸送等に関するもの
- 十二 災害救助法第24条及び災害対策基本法第71条第1項の規定に基づき、都道府県知事からの医療、土木、建築工事又は輸送関係者に対して発する従事命令に関するもの
- 十三 前各号に定めるもののほか、災害（武力攻撃事態等又は緊急対処事態において、直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物質的災害を含む。以下同じ。）が発生した場合における住民の避難、救護、情報の収集、生活の安定及び復旧その他必要な措置に関するもの。

（非常通報の発信）

第8条 非常通報は、法令上許される範囲において、構成員が自ら発受するほか、依頼に応じてこれを発受するものとし、頼信の場合は、「非常」の表示をして差し出すものとする。

第9条 非常通報の内容は、なるべく簡潔明瞭なものでなければならない。

（非常通信の実施）

第10条 構成員は、第7条に関係する者から非常通信の依頼があったときはこれに応ずるものとする。ただし、電気通信役務の利用によって目的を達し得ると認められる場合はこの限りではない。

（暴動の場合の非常通信の実施）

第11条 暴動（目的のいかんを問わず少なくとも一地方の安寧秩序を乱す程度、又は公共の静ひつを害する程度に多衆が結合して暴行脅迫を行うことをいう。）が発生し、又は発生するおそれがある場合に非常通信を行うときは、特に慎重を期し、できる限り警察署、海上保安部署、又は検察庁と密接に連絡協議してこれを行うものとする。

（非常通信の協力）

第12条 構成員は、他の構成員から非常通信の疎通について協力を求められたときは、できる限りこれに応じなければならない。

第13条 非常通報は無料として取り扱うものとする。ただし、電気通信役務の利用に係る費用（約款により無料となるものを除く。）及び別に通信の取り扱いに関し補償を必要とする場合は、この限りでない。なお、費用の負担は、原則として依頼者が負担することとする。

第13条の2 構成員は、非常通報の配達に協力し、その配達上適宜の措置を講ずるものとする。

第2章 非常通信の運用

（非常通信の運用）

第14条 非常通信の運用は、無線局運用規則（以下、「運用規則」という。）などの関係規定によるほか、本章の定めたところによるものとする。

第15条 災害地にある無線局及びその他の通信施設は、非常通信を確保するため、法令上許される範囲内において最大限に運用するよう努めるものとする。

(使用周波数)

第16条 無線通信による連絡設定の場合において、A1A電波4,630kHzによるところが困難であるか、又はA1A電波4,630kHzの設備がないときは、通常通信波又は18条に定めるものの中から選定した周波数によって行うものとする。

第17条 前条の規定にかかわらず、現用通信系による無線電信、無線電話の連絡設定は、通常通信波でこれを行うことができる。

第18条 非常通信に使用する無線局の周波数が、使用制限として昼間波又は夜間波に指定されている周波数であるときは、それぞれの使用制限内で使用するものとする。

(非常通信の予告)

第19条 非常事態発生のおそれがある場合は、その付近の構成員は、その通信の相手方に対し後刻非常通信を実施することがある旨を連絡し、実施の場合の連絡方法、連絡時刻等をあらかじめ協議しておくものとする。

第20条 (削除)

第21条 無線電信局において災害地にある無線局と連絡を必要とし、呼出しを行うも応答を得られないときは、自己の聴取する周波数を示して随時呼出しを行うものとする。

(非常通報の伝送順序等)

第22条 非常通報の形式、記載方法、伝送順序及び伝送方法は、次によるものとする。

一 形式

電報形式又は文書形式(通常の文書体で記載するもの。ファクシミリの場合も同じ。)とし、次の事項を記載するものとする。

- (1) 種類(ヒゼウ、欧文の場合はEXZ)
- (2) 字数(文書形式のものの場合を除く。また、電報形式のもので電話回線のみを経由することが明らかな場合は省略することができる。)
- (3) 発信局
- (4) 発信番号
- (5) 受付日
- (6) 受付時分
- (7) 名宛
- (8) 指定
- (9) 記事(又は局内心得)
- (10) 本文

二 記載方法

- (1) 受付時分は24時間制をもって記載するものとする。
- (2) 非常通報を中継する場合は、その記事に中継者名を順次付するものとする。
- (3) 受付日は、必要がある場合に限り、「ヒ」の文字とその次に日付を表す数字とを記入するものとする。

三 伝送順序

一号に掲げる事項の順序によるものとする。

四 伝送方法

(1) 電信の場合

伝送上の記号は、受付時分の次に区切点「 」を、指定の前には「ホホ」を、記事（又は局内心得）の前には「ウウ」を、本文の前には「ホレ」を、また、受付時分の数字は運用規則別表第1号3に定める数字の略体をもって伝送するものとする。

(2) 電話及びファクシミリの場合

1号に掲げる事項の伝送は、それぞれの区別を付して行うものとする。

(3) 伝送途中における形式の変更

非常通報の伝送途中において、必要があるときは、文書形式を電報形式に又は、電報形式を文書形式に変えて当該通報を伝送することができるものとする。

第23条 前条の規定にかかわらず、同一構成員内で行う非常通報の伝送順序及び伝送方法等は、適宜定めることができる。

第24条 非常通信実施中は、非常通報の疎通に全力をあげるものとし、自己の業務通信に優先させるものとする。

2 通常の通報の通信中、非常通報を送信する必要を生じたときは、直ちにその通信を中止して非常通報を送信しなければならない。この場合には「BKOSO」の符号を付して直ちに非常通報の送信を開始するものとする。

第3章 訓練通信

(訓練通信の種別及び訓練回数)

第25条 規約第12条に規定する訓練は、各個訓練及び総合訓練とする。

一 各個訓練とは、常用通信系による訓練及び同一構成員内又は異なる構成員相互間の新規連絡による訓練

二 総合訓練とは、地方若しくは地区ごとに構成員が参加して実施する訓練又は数地方区若しくは地数地区と内閣府との間に行う訓練

2 前項の訓練回数は、第3条に規定するものについては中央協議会、第4条及び第6条に規定するものについてはそれぞれの地方又は地区協議会で適宜定めるものとする。

第26条 前条の訓練は、定期又は臨時に行うものとし、協議会ごとにあらかじめ訓練日時、訓練通信系統、訓練参加構成員、訓練要領を定めて実施するものとする。

第27条 協議会は、前2条の訓練実施計画を定めたときは、総務省及び必要と認める隣接の各協議会に連絡するものとする。

(訓練通信の聴取)

第28条 各無線局は、近接地方区、地区において訓練通信が行われるときは、自局の運用に支障がない限りなるべくこれを聴取し、空電、混信、受信感度等を記録し、非常通信の円滑な運用に資するものとする。

(通信の中止)

第29条 他の無線局が自局と同一周波数により訓練通信を実施しようとしているときは、特に急を要するもの以外は、その周波数による通信を一時中止して訓練通信の疎通の円滑を図らなければならない。

(訓練通信計画)

第30条 定期訓練の実施については、年間を通じて各時間ごとの感度、空中状態等が記録できるよう計画するものとする。

(訓練通信時間)

第31条 1回の訓練通信時間は、なるべく10分以内をもって終了するものとする。ただし、特に必要と認める場合はこの限りでない。

第32条 削除

(訓練通信の模擬通報)

第33条 訓練通信は、原則として模擬通報によって行うものとし、頼信の場合は「訓練非常」なる表示をして差し出すものとする。

2 前項の模擬通報の記事（または局内心得）及び本文の冒頭には「クンレン」と記載し、種類欄は空欄とするものとする。

(訓練通信終了後の通報)

第34条 訓練通信終了に際しては、空電、混信、受信感度その他参考となるべき事項を相互に通報するものとする。

(報告)

第35条 訓練通信終了後は、所属の協議会に対し、別表の様式により報告するものとする。

2 協議会は、全国の報告事項を整理し、季節別、時間別による通信状態を把握して無線局による非常通信実施上に資するものとする。

第35条の2 非常通信の取扱要請を行った協議会は、速やかに中央協議会あて報告するものとする。

(周知)

第35条の3 非常通信の取扱要請を行った協議会は、非常通信の実施体制を確保している旨、関係機関等を通じ住民等に対して周知を図ることとする。

第36条 各協議会は、事務遂行の円滑を図るため、あらかじめ連絡の方法を定めておくものとする。

第37条 各協議会の役員名簿は、別冊にこれを掲げる。

附 則

この規則は、昭和26年10月17日より実施する。

附 則

この規則は、昭和53年3月17日より実施する。

附 則

この規則は、平成元年3月14日より実施する。

附 則

この規則は、平成6年4月13日から実施する。

附 則

この規則は、平成7年4月1日から実施する。

附 則

この規則は、平成7年4月11日から実施する。

附 則

この規則は、平成13年4月23日から実施する。

附 則

この規則は、平成15年4月24日から実施する。

附 則

この規則は、平成16年9月17日から実施する。

附 則

この規則は、平成 22 年 2 月 24 日から実施する。

3-3-5 東北地方非常通信協議会構成員名簿（岩手県内構成員）

構 成 員 名
岩 手 県
岩手県警察本部
NHK盛岡放送局
株式会社アイピーシー岩手放送
株式会社テレビ岩手
株式会社岩手めんこいテレビ
株式会社岩手朝日テレビ
株式会社エフエム岩手
株式会社ラヂオもりおか
奥州エフエム放送株式会社

構 成 員 名
盛岡ガス株式会社
岩手県町村会
三陸鉄道株式会社
岩手県北自動車株式会社
岩手開発鉄道株式会社
岩手県タクシー協会
日本アマチュア無線連盟岩手県支部
㈱日本政策金融公庫盛岡支店中小企業事業

3-3-6 災害時における放送要請に関する協定書

(協定の趣旨)

第1条 この協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号以下「法」という。）第57条の規定に基づき、岩手県知事が日本放送協会（以下「NHK」という。）に放送を行なうことを求めるときの手続きを定めるものとする。

(放送要請)

第2条 岩手県知事は、法第55条の規定に基づく通知、または要請について、災害のため、公衆電気通信設備、有線電気通信設備もしくは無線設備により通信できない場合、または著しく困難な場合において、その通信のため特別の必要があるときにNHKに対し放送を行なうことを求めることができる。

(要請の手続)

第3条 岩手県知事は、NHKに対し次に掲げる事項を明らかにして要請するものとする。

- 1 放送要請の理由
- 2 放送事項
- 3 希望する放送日時および送信系統
- 4 その他必要な事項

(放送)

第4条 NHKは、岩手県知事から要請を受けた事項に関して放送の形式、内容、時刻および送信系統をそのつど決定し、放送する。

(連絡責任者)

第5条 第3条に掲げる放送要請に関する事項の伝達およびこれに関する連絡の確実、円滑をはかるため、岩手県消防防災課長および日本放送協会盛岡放送局放送部長を連絡責任者とする。

(雑則)

第6条 この協定の実施に関し、必要な事項は、岩手県知事および日本放送協会盛岡放送局長が協議して定めるものとする。

第7条 この協定は、昭和40年1月1日から適用する。

この協定の成立を証するため、当事者記名押印のうえ各1通を保有する。

締結月日	協定の相手方	連絡責任者	締結月日	協定の相手方	連絡責任者
39. 12. 15	日本放送協会 盛岡放送局 日本放送協会 釜石放送局	盛岡放送局 放送部長	60. 10. 1	(株)エフエム岩手	報道部長
40. 4. 1	岩手放送(株)	報道部長	3. 4. 1	(株)岩手めんこいテレビ	報道制作部長
46. 2. 1	(株)テレビ岩手	報道部長	8. 10. 1	(株)岩手朝日テレビ	報道制作部長

3-4 情報の収集・伝達計画

3-4-1 被害状況判定の基準

(1) 災害による人及び建物等の被害の判定基準は、おおむね次によるものとする。

被害区分		判定基準	
人的被害	死者	当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの、又は死体を確認することができないが死亡したことが確実なもの	
	行方不明	当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いのあるもの	
	負傷者	重傷者	災害のため負傷し、医師の治療を受けまたは受ける必要のあるものうち、1月以上の治療を要する見込みのもの
		軽傷者	災害のため負傷し、医師の治療を受けまたは受ける必要のあるものうち、1月未満で治療できる見込みのもの
住家の被害	全壊, 全焼, 全流失	住家その居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、または住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもの。具体的には、「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」(内閣府)による。	
	半壊, 半焼	住家その居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもの。具体的には、「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」(内閣府)による。	
	一部破損	被害が半壊に達しないが、ある程度の補修を加えれば再びその目的に使用できる程度のもの	
	浸水	床上	浸水が住家の床上に達した程度のもの
		床下	浸水が住家の床上に達せず、床下に溜った程度のもの
田畑の被害	流失, 埋没	耕土が流失し、又は砂利等の堆積のため耕作が不能となったもの	
	冠水	植付作物の先端が見えなくなる程度に水につかったもの	
その他の被害	道路決壊	高速自動車道、一般国道、県及び市町村道の一部が損壊し車両の通行が不能となった程度の被害	
	橋梁流失	市町村道以上の道路に架設した橋が一部又は全部流失し、一般の渡橋が不能になった程度の被害	
	堤防決壊	河川法にいう1級河川及び2級河川の堤防、あるいは溜池、かんがい用水路の堤防が決壊し、復旧工事を要する程度の被害	
	鉄道不通	汽車、電車等の運行が不能となった程度の被害	
	被害船舶	沈没	船体が没し、航行不能になったもの
		流失	流失し、所在が不明となったもの
破損		修理しなければ航行できないもの	
文化財の被害	全壊又は滅失	文化財が滅失し、又は損壊部分が甚しく残存部分に補修を加えても文化財としての価値を失ったと認められるもの	
	半壊	重要部分に相当の被害を被ったが、相当の補修を加えれば文化財としての価値を維持できるもの	
	一部破損	被害が一部分にとどまり、補修により文化財としての価値を維持できるもの	

(2) 被害報告に使用する用語の定義は次のとおりとする。

用語	定義
住家	現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
世帯	生計を一にしている実際の生活単位をいう。従って、同一家屋内に親子夫婦であっても、生活の実態が別々であれば当然2世帯となる。また、主として学生等を宿泊させている寄宿舍、下宿その他これらに類する施設に宿泊するもので、共同生活を営んでいるものについては、原則としてその寄宿舍等を1世帯として取扱うものとする。
非住家被害	住家以外の建築物をいう。 なお、官公署、学校、病院、公民館、神社、仏閣等は非住家とする。ただし、これらの施設に、常時、人が居住している場合には、当該部分は住家とする。
船舶	櫓、楫のみをもって運転する舟以外の舟をいう。
り災世帯	災害により、全壊、半壊、床上浸水により被害を受けた世帯をいう。
り災者	り災世帯の構成員をいう。

3-5 広報広聴計画

3-5-1 報道機関への放送協力要請（通知）

総 防 第 437 号
 13 盛消第 18 号
 13 電総発第 290 号
 西 総 第 629001 号
 滝 防 第 627001 号
 13 総 第 1066 号
 玉住生第 113 号
 平成 13 年 6 月 29 日

日本放送協会盛岡放送局長	石郷岡 卓 様
(株)IBC岩手放送代表取締役社長	菊 池 昭 雄 様
(株)テレビ岩手代表取締役社長	中 野 士 朗 様
(株)岩手めんこいテレビ代表取締役社長	吉 武 秀 起 様
(株)岩手朝日テレビ代表取締役社長	蓮 見 博 民 様
(株)エフエム岩手代表取締役社長	東 島 末 起 様
盛岡エフエム放送(株)代表取締役社長	工 藤 嘉 衛 様

岩手県知事	増 田 寛 也
盛岡市長	桑 島 博
雫石町長	川 口 善 彌
西根町長	工 藤 勝 治
滝沢村長	柳 村 純 一
松尾村長	佐々木 正四郎
玉山村長	工 藤 久 徳

市町村長が避難勧告等をした場合等における放送協力要請について（依頼）

岩手山の火山防災対策につきましては、常日頃、御協力を賜り感謝申し上げます。

この「市町村長が避難勧告等をした場合等における放送協力要請について」は平成 12 年 3 月 17 日付で協力要請を行っております。

岩手山の入山につきましては、本年 7 月 1 日から 10 月 8 日まで、東側の 4 ルートに限り一部規制を緩和する予定としております。

市町村長は、火山噴火が発生するなどして住民の生命・身体に危険が及ぶと判断した場合においては、避難勧告等をし、防災行政無線や広報車等を通じて速やかに住民に伝達することとしておりますが、入山規制緩和に伴い、岩手山登山者に対する下山誘導に係る要請について改訂をいたしました。

つきましては、この避難勧告等の情報を迅速かつ確実に住民に伝達するには、可能な限り情報伝達の多重化を図る必要があり、このため、貴局をはじめ放送各社等の御協力をいただくことが極めて重要であると考えておりますので、下記 1 の場合は、別添「放送各社等に対する放送協力要請について」により、市町村長等から情報提供いたしますので、可能な限りその内容を放送くださるよう特段の御配慮をお願いいたします。

記

1 放送協力要請を行う場合

- (1) 市町村長が避難勧告（指示）をした場合
- (2) 盛岡地方気象台から緊急火山情報が発表された場合
- (3) 盛岡地方気象台から噴火に係る臨時火山情報が発表された場合
- (4) 岩手山入山規制緩和期間内に、臨時火山情報が発表された場合及び異常現象の発生により岩手山への立入りが危険であると判断された場合
- (5) その他緊急に市町村から住民等に情報伝達する必要がある場合

2 改訂事由

本年7月1日から10月8日まで、岩手山の入山規制を一部緩和する予定であることから入山規制緩和期間中に、臨時火山情報等が発表された場合に登山者等の安全確保のため火山に関する情報の提供、速やかな下山、入山の禁止を呼びかける必要があるため。

(別添)

放送各社等に対する放送協力要請について

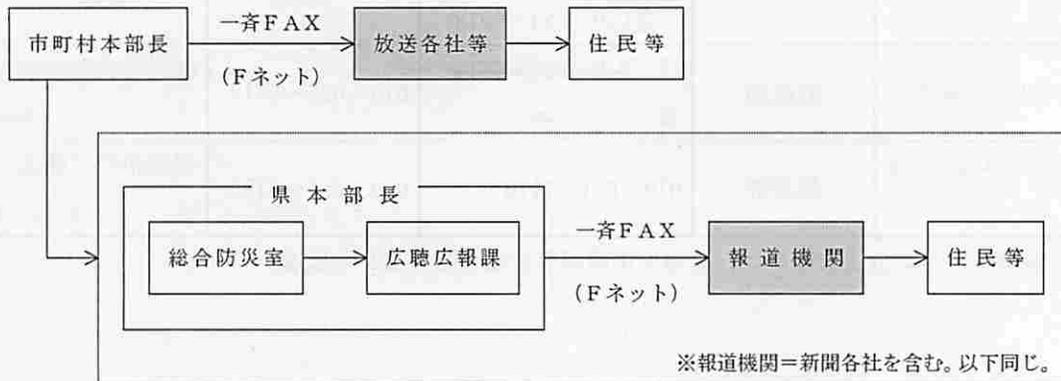
1 放送協力要請の項目について

- (1) 市町村長が避難勧告（指示）をした場合
- (2) 盛岡地方気象台から緊急火山情報が発表された場合
- (3) 盛岡地方気象台から噴火に係る臨時火山情報が発表された場合
- (4) 岩手山入山規制緩和期間に、臨時火山情報が発表された場合及び異常現象の発生により岩手山への立入りが危険であると判断された場合
- (5) その他緊急に市町村から住民等に情報伝達する必要がある場合

2 放送協力要請の方法

- (1) 市町村長が避難勧告（指示）をした場合

ア 連絡系統



※県は、市町村から避難勧告（指示）報告があったつど、報道機関に資料提供します。

イ 資料提供の様式及び提供例

市町村及び県は、別紙1の様式により、放送各社等に資料提供します。

- (2) 盛岡地方気象台から緊急火山情報又は噴火に係る臨時火山情報が発表された場合

連絡系統



※緊急火山情報等が、盛岡地方気象台から直接伝達される報道機関（放送各社等）に対しては、市町村及び県は特に資料提供は行いません。

(3) 岩手山への立入りが危険であると判断された場合

ア 連絡系統 上記(1)に準じて行います。

イ 資料提供の様式及び提供例 市町村及び県は、別紙2の様式により放送各社等に資料提供します。

(4) その他緊急に市町村から住民等に情報伝達する必要がある場合

ア 連絡系統 上記(1)に準じて行います。

イ 資料提供の様式及び提供例 適宜の様式で資料提供します。

3 放送各社等の連絡先

下記の番号に一斉ファックスし、その後電話により送信の確認をすることとしています。

放送局名	担当部局	電話番号	FAX番号	所在地
日本放送協会盛岡放送局	放送部	昼 019-626-8826 夜 //	019-624-2262	盛岡市上田 4-1-3
(株)IBC岩手放送	報道部	昼 019-623-3141 夜 //	019-623-1164	盛岡市志家町 6-1
(株)テレビ岩手	報道部	昼 019-624-9012 夜 019-624-1166	019-654-5056	盛岡市内丸 2-10
(株)岩手めんこいテレビ	報道部	昼 019-656-3303 夜 019-656-3300	019-656-3030	盛岡市本宮字 松幅 89
(株)岩手朝日テレビ	報道制作部	昼 019-629-2901 夜①090-3367-2518 ②019-624-8818	019-624-8821	盛岡市盛岡駅 西通 2-6-5
(株)エフエム岩手	放送部	昼 019-625-5511 夜 //	019-625-5519	盛岡市盛岡駅前通 8-17
盛岡エフエム放送(株)	放送部	019-621-7110	019-621-7153	盛岡市中ノ橋通 1-1-21

※ 盛岡エフエム放送(株)へは、緊急火山情報等を総合防災室から伝達

※平成18年 (株)エフエム岩手移転のため、住所及び電話番号が変更

(株)エフエム岩手	放送部	昼 019-625-5514 夜 //	019-625-5519	盛岡市内丸 2-10
-----------	-----	------------------------	--------------	------------

別紙1 (資料提供様式)
報告様式

第 報
 (市町村 ⇒ 放送各社等
 市町村 ⇒ 県
 県 ⇒ 放送各社等)

避難の指示・勧告状況

市町村名	
担当課・係名	
担当職・氏名	
連絡先	
FAX送信時刻	月 日 () 時 分

⇒

地方支部・担当課名	支部
担当職・氏名	

↓

県災害対策(警戒)本部 又は総合防災室

避難勧告等の区分	避難指示・避難勧告	
避難勧告等を行った者		
避難勧告等の理由		
避難勧告等の発令日時	月 日 () 午前・午後 時 分	
避難対象地域名		
避難対象者数	世帯 人	
避難先	(指定)	(その他)
避難者数	世帯 人	世帯 人
避難勧告等の解除日時	月 日 () 午前・午後 時 分	

- 注1 様式欄外の「第 報」には、何回目の報告であるかがわかるように記載のこと。
 2 様式欄外の「市町村⇒放送各社等」には、市町村から放送各社等、市町村から県、県から放送各社等の区分に応じ、○で表示のこと。
 3 追加、修正等があった場合には、当該部分がわかるように明示すること。

別紙2 (提供例)
報告様式

第 報
 市町村 ⇒ 放送各社等
 市町村 ⇒ 県
 県 ⇒ 放送各社等

岩手山の入山規制状況

市 町 村 名	
担 当 課 ・ 係 名	
担 当 職 ・ 氏 名	
連 絡 先	
F A X 送 信 時 刻	○月○日 (○) ○時○分

⇒

地方支部・ 担当課名	支部
担 当 職 ・ 氏 名	

↓

県災害対策 (警戒) 本部 又は総合防災室

下記のとおり岩手山の入山を規制しましたので、放送協力要請に基づき情報を提供いたします。

入山規制を行った者	
入山規制の理由	
入山規制の発令日時	月 日 () 午前・午後 時 分
入山規制登山口	
その他関連事項	
入山規制緩和日時	月 日 () 午前・午後 時 分

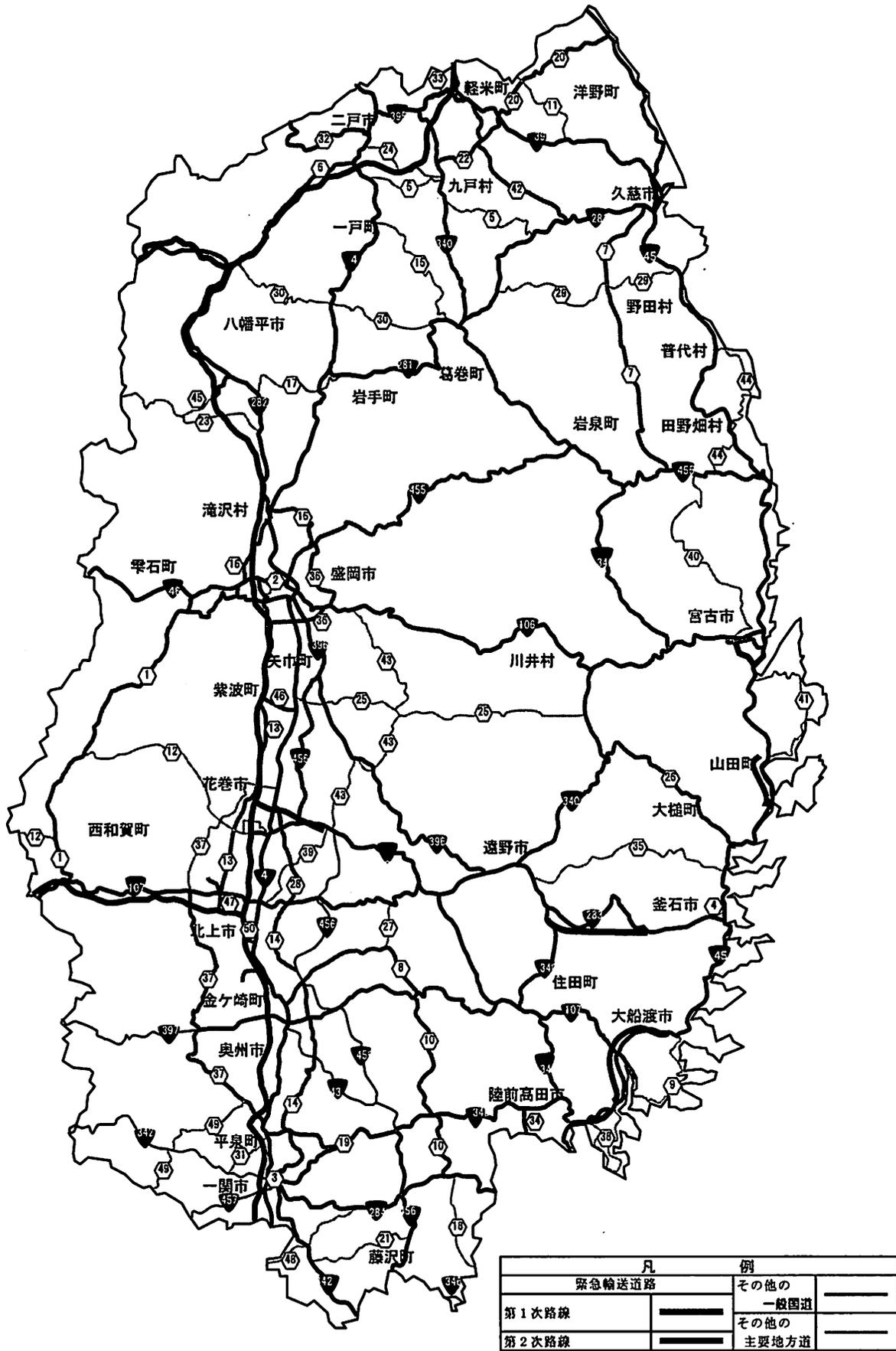
3-6 交通確保・輸送計画

3-6-1 緊急輸送道路の指定状況

路線名	指定区間	供用区間	備考
【高規格幹線道路】			
東北縦貫自動車道	県内全線	全線	
東北横断自動車道	東和IC～花巻JCT	全線	
	北上JCT～秋田県境	全線	
三陸縦貫自動車道	大船渡碁石海岸IC～三陸IC	全線	
	山田南IC～山田IC	全線	
八戸久慈自動車道	久慈道路	全線	
【直轄国道】			
国道4号	県内全線	全線	
国道45号	県内全線	全線	
国道46号	県内全線	全線	
国道283号	仙人峠道路	全線	
【県管理国道】			
国道106号	全線	全線	
国道107号	県内全線	全線	
国道281号	全線	全線	
国道282号	県内全線	全線	
国道283号	全線（仙人峠道路を除く）	全線	
国道284号	県内全線	全線	
国道340号	県内全線	全線	
国道342号	284号交差点～宮城県境	全線	
国道343号	340号交差点～(主)一関大東線交差点	全線	
国道395号	全線	全線	
国道396号	全線	全線	
国道397号	107号交差点～(主)花巻衣川線交差点	全線	
国道455号	全線	全線	
国道456号	396号交差点～283号交差点 343号交差点～宮城県境	全線	
【主要地方道】			
(主)盛岡横手線	県内全線	全線	
(主)二戸五日市線	全線	全線	
(主)久慈岩泉線	全線	全線	
(主)水沢米里線	全線	全線	
(主)大船渡綾里三陸線	45号交差点（大船渡市猪川町）～大船渡港	全線	
(主)江刺室根線	全線	全線	

路線名	指定区間	供用区間	備考
(主)花巻大曲線	花巻南IC～4号交差点	全線	
(主)盛岡和賀線	全線	全線	
(主)一関北上線	全線	全線	
(主)盛岡環状線	全線	全線	
(主)一関大東線	全線	全線	
(主)軽米種市線	全線	全線	
(主)軽米九戸線	全線	全線	
(主)大槌小国線	全線	全線	
(主)花巻北上線	全線	全線	
(主)二戸田子線	県内全線	全線	
(主)気仙沼陸前高田線	県内全線	全線	
(主)上米内湯沢線	全線	全線	
(主)花巻衣川線	4号交差点（花巻市）～(主)盛岡和賀線交差点 107号交差点～4号交差点（平泉町）	全線	
(主)戸呂町軽米線	全線	全線	
(主)柏台松尾線	松尾八幡平IC～282号交差点	全線	
(主)紫波インター線	全線	全線	
(主)北上西インター線	全線	全線	
(主)北上金ヶ崎インター線	全線	全線	
【一般県道等】			
(一)盛岡鶯宿温泉線	(主)盛岡環状線～(主)盛岡横手線	全線	
(一)後藤野野中線	(主)盛岡和賀線交差点～工業団地	全線	
(一)胆沢金ヶ崎線	4号交差点～<1>南花沢前野線交差点	全線	
(一)相川平泉線	(主)一関大東線交差点～4号交差点	全線	
(一)宮古港線	全線	全線	
臨港道路－湾岸線	全線	全線	

3-6-2 岩手県緊急輸送道路網図

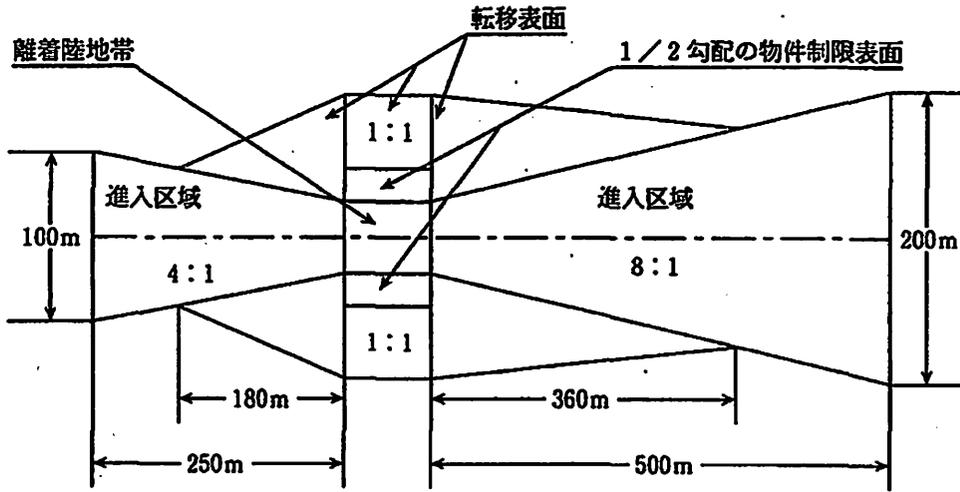


3-6-3 ヘリポートの設置基準

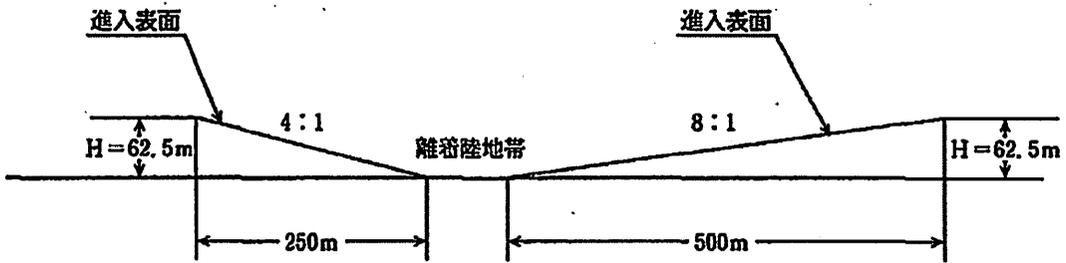
回転翼航空機の場合の進入区域、進入表面、転移表面の略図

(ア) 一般

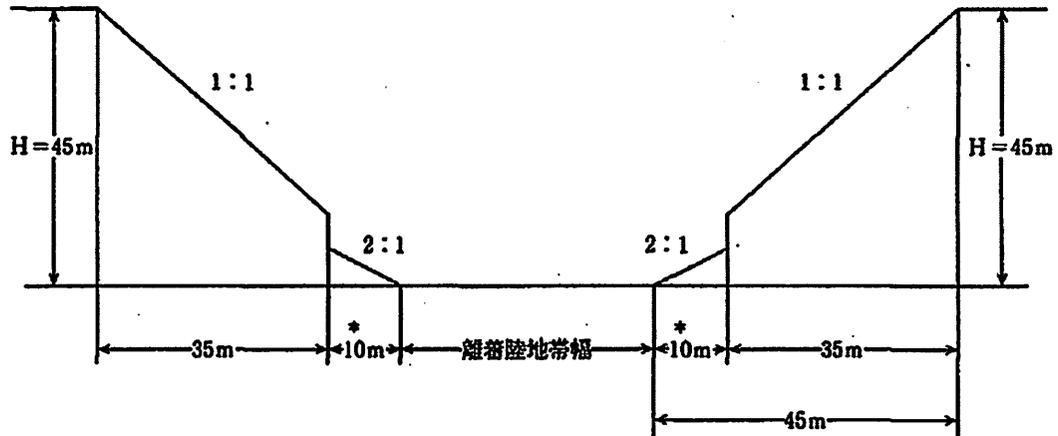
① 平面図



② 進入表面断面図



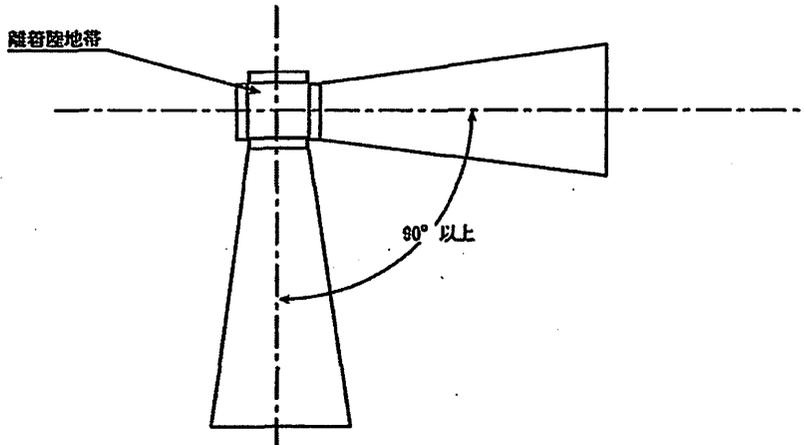
③ 転移表面断面図



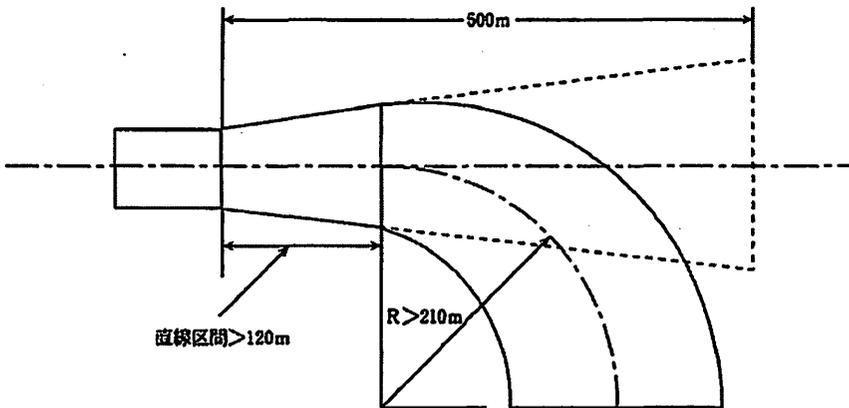
* 離着陸地帯の外側10メートルの範囲内に1/2勾配の表面上に出る高さの物件がない区域

[進入区域, 進入表面の特例]

① 進入経路と出発経路が同一方向に設定できない場合の進入区域, 進入表面



② わん曲した進入経路, 出発経路の場合の進入区域, 進入表面



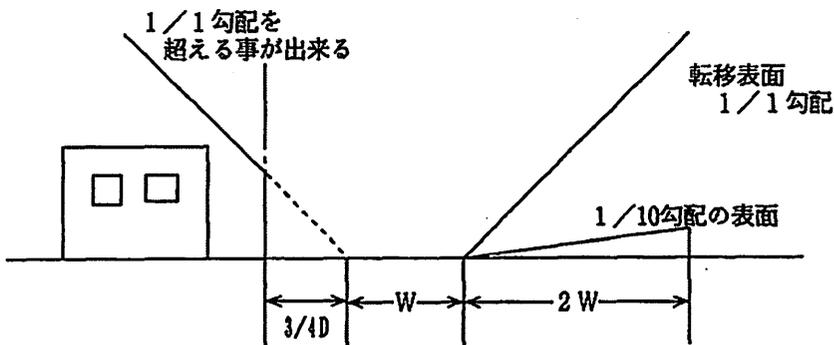
* 進入表面の勾配は, 中心線上での勾配とする。

* Rは210メートル以上とする。

[転移表面の特例 (一方の転移表面の勾配が1/1を超えることができる場合)]

* 転移表面断面図

D = ローター直径
W = 離着陸地帯幅

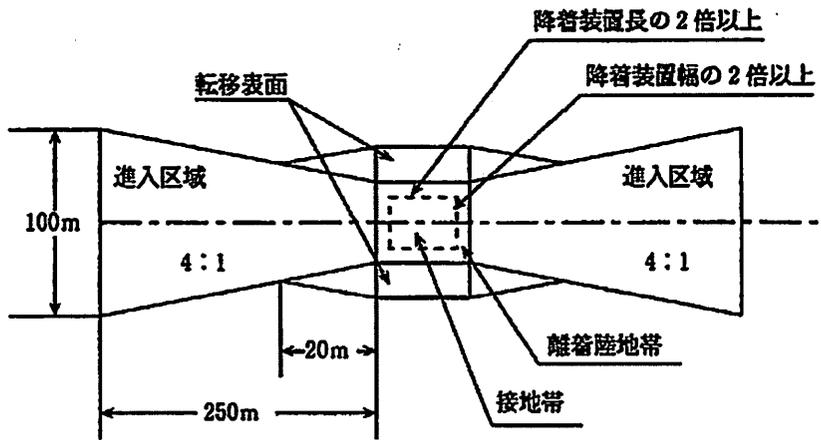


3/4Dの範囲内で離着陸地帯の
最高点を含む水平面より上
に出る物件がないこと。

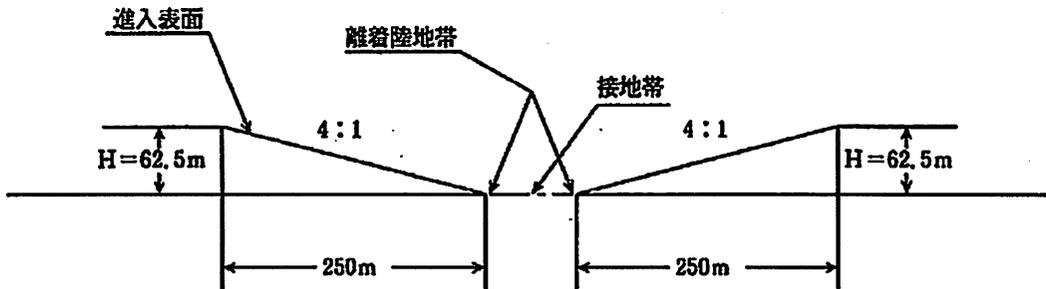
2Wの範囲内は1/10勾配の表面
の上に出る高さの物件のない
こと。

(イ) 山岳地、農地その他離着陸経路下に人又は物件のない場合（特殊地域）

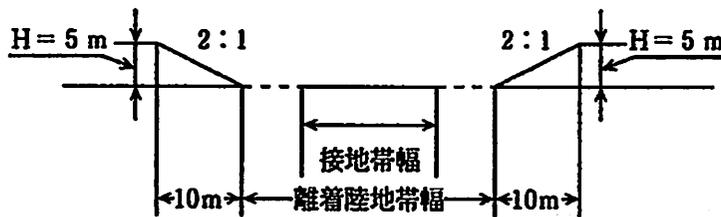
① 平面図



② 進入表面断面図

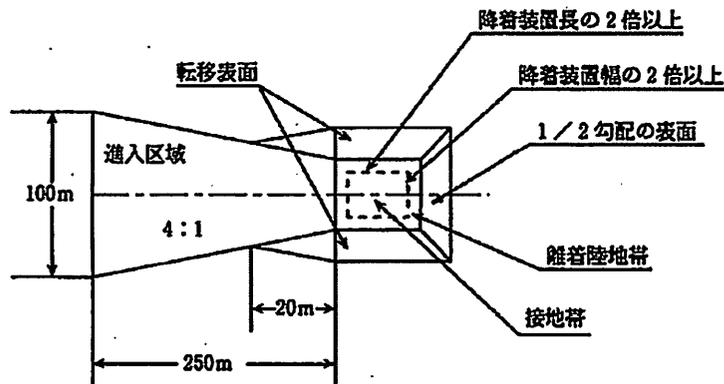


③ 転移表面断面図

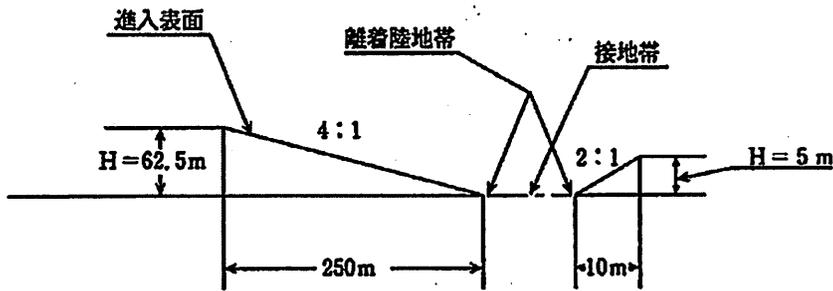


[進入区域が1方向しか確保できない場合の進入表面，転移表面の特例]

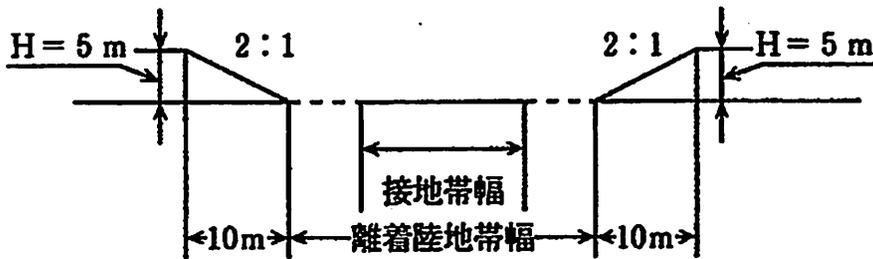
① 平面図



② 進入表面断面図

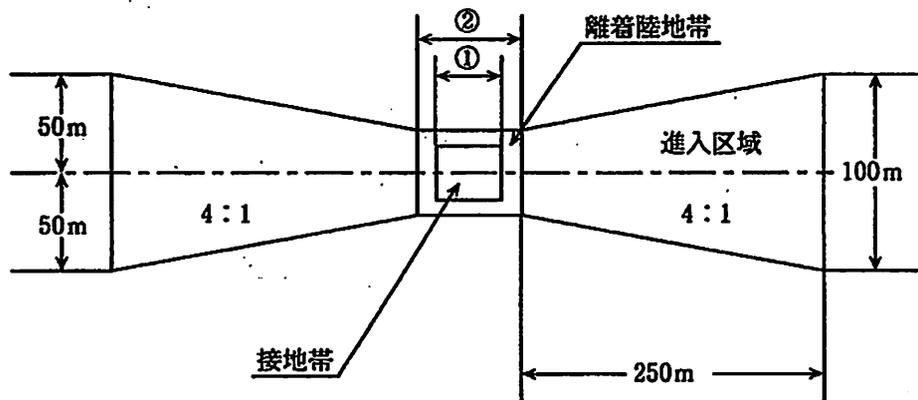


③ 転移表面断面図



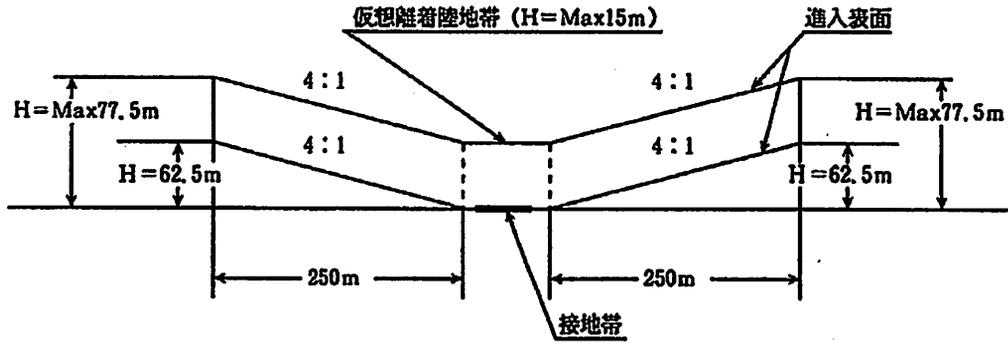
(ウ) 災害時において緊急輸送等に使用する離着陸場（防災対応離着陸場）の場合

① 平面図

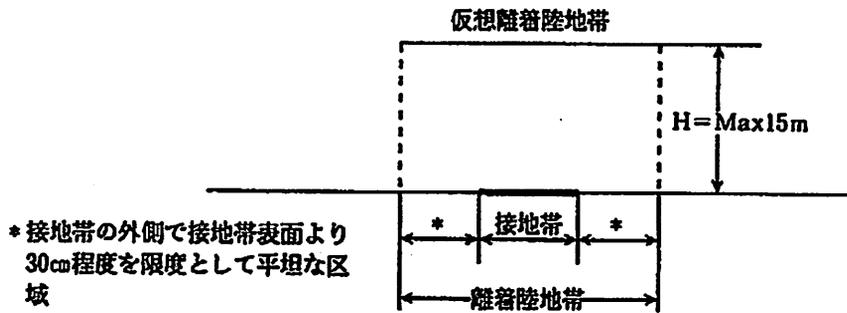


- ① 接地帯：長さ及び幅は使用機の全長以上の長さとする。
- ② 離着陸地帯：長さ及び幅は使用機の全長に20m以上を加えた長さとする。
 * 全長が20mを越す機材については全長の2倍以上の長さとする。
 * 離着陸地帯は原則として地上に設定する。但し、周囲環境により地上に設定できない場合、障害物の程度により「仮想離着陸地帯」として15mまでの高さを限度に離着陸地帯の上空に設定することができる。

② 進入表面断面図



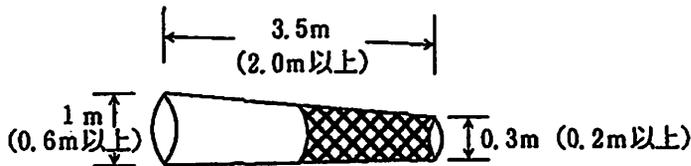
③ 転移表面断面図
(転移表面は設定せず)



(2) 吹流し等

ヘリポート近くに上空から確認し得る風の方角を示す吹流し又は旗をたてること。

吹流しの基準

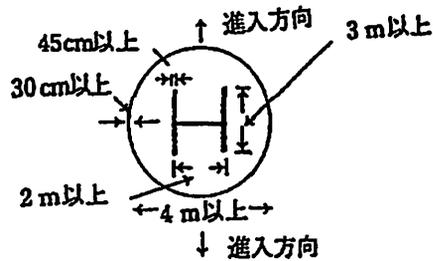


※()内は陸上ヘリポート、水上ヘリポートの場合

(3) 着陸中心点

着陸地点には、石灰等(積雪時は墨汁、絵具等)を用いてH記号を標示して着陸中心点を示すこと。

H記号の基準



- (4) 危険予防の措置
 - A 離着陸地帯への立入禁止措置
離着陸地帯及び運行上の障害となるおそれのある範囲には立ち入らせない措置を講ずること。
 - B 防塵措置
表土が砂塵の発生するところでは、散水等の措置を講ずること。
 - C 重量計の準備
物資を輸送する場合は、重量計を準備すること。

- (5) ヘリポートの現況
市町村におけるヘリポートの現状は、資料編3-6-4のとおりである。

3-6-4 飛行場及び飛行場外離着陸場（ヘリポート）一覧（県調査）

平成22年3月1日現在

飛行場外離着陸場

注：座標の欄のNは北緯，Eは東経を表す。

市町村名	離着陸場名	地名・地番	座標		長さ×幅 (m)	避難場所指定の有無	津波による浸水が予想される場所
			日本測地系 Tokyo (GPS)	世界測地系 WGS 84			
盛岡市	盛岡太田橋グラウンド	盛岡市	N 39° 42' 04"	N 39° 42' 14"	400		
		下厨川字稲荷9他	E 141° 07' 14"	E 141° 07' 01"	110		
	盛岡南大橋下流	盛岡市	N 39° 40' 45"	N 39° 40' 55"	200		
		東仙北地内	E 141° 09' 46"	E 141° 09' 34"	80		
	盛岡都南大橋下流	盛岡市	N 39° 39' 22"	N 39° 39' 32"	110		
		三本柳北上川河川公園	E 141° 10' 27"	E 141° 10' 15"	130		
	盛岡競馬場C駐車場	盛岡市	N 39° 41' 25"	N 39° 41' 35"	200	有	
		新庄字上八木田10番	E 141° 13' 12"	E 141° 12' 58"	100		
	県営運動公園陸上競技場	盛岡市	N 39° 44' 10"	N 39° 44' 19"	185	有	
		みたけ一丁目10番1号	E 141° 07' 28"	E 141° 07' 16"	120		
盛岡市立見前南中学校	盛岡市	N 39° 38' 26"	N 39° 38' 36"	100	有		
	西見前第16地割73番	E 141° 09' 52"	E 141° 09' 39"	80			
国土交通省津志田河川 防災ステーションヘリポート	盛岡市	N 39° 39' 19"	N 39° 39' 29"	23			
	向中野新田地先	E 141° 10' 25"	E 141° 10' 14"	20			
盛岡市済民文化会館 (姫神ホール)	盛岡市	N 39° 50' 48"	N 39° 50' 58"	150	有		
	玉山区済民字鶴塚55番地1	E 141° 10' 19"	E 141° 10' 06"	75			
八幡平市	八幡平市総合運動公園 陸上競技場	八幡平市	N 39° 55' 43"	N 39° 55' 53"	38		
		大更第37地割105番地2	E 141° 06' 03"	E 141° 05' 50"	70		
	岩手山焼走り 国際交流村	八幡平市	N 39° 52' 25"	N 39° 52' 36"	290		
		平笠第24地割720-2	E 141° 02' 39"	E 141° 02' 26"	130		
	鬼清水グラウンド	八幡平市	N 39° 56' 45"	N 39° 56' 55"	200		
		野駄第3地割360番地	E 141° 01' 58"	E 141° 01' 44"	100		
	上寄木グラウンド	八幡平市	N 39° 55' 09"	N 39° 55' 19"	200		
		寄木第7地割3番地1	E 140° 59' 53"	E 140° 59' 40"	100		
	八幡平市さくら公園	八幡平市	N 39° 55' 05"	N 39° 55' 16"	200		
		柏台一丁目27	E 140° 58' 39"	E 140° 58' 26"	100		
	八幡平市 松尾陸上競技場	八幡平市	N 39° 55' 33"	N 39° 55' 43"	100		
		寄木第2地割512番地	E 141° 00' 36"	E 141° 00' 23"	150		
	八幡平市松尾総合運動公園 多目的広場	八幡平市	N 39° 56' 20"	N 39° 56' 30"	100		
		野駄第7地割地内	E 141° 03' 12"	E 141° 02' 59"	60		
	安比高原スキー場 駐車場	八幡平市	N 40° 00' 02"	N 40° 00' 12"	300		
安比高原117-1		E 140° 58' 32"	E 140° 58' 18"	400			
八幡平市 安代総合グラウンド	八幡平市	N 40° 05' 21"	N 40° 05' 32"	130			
	寺志田110	E 141° 02' 56"	E 141° 02' 42"	120			
八幡平市田山グラウンド	八幡平市	N 40° 08' 16"	N 40° 08' 26"	180	有		
	馬場夕タ46-1	E 140° 57' 43"	E 140° 57' 31"	85			
磐石町	岩手高原スノーパーク	岩手郡磐石町	N 39° 48' 37"	N 39° 48' 47"	200		
		大字長山字岩手山	E 140° 58' 09"	E 140° 57' 56"	200		
	磐石町営篤宿運動場	岩手郡磐石町	N 39° 38' 24"	N 39° 38' 34"	100		
		南畑字男助山地内	E 140° 56' 38"	E 140° 56' 26"	180		
	磐石町総合運動公園 陸上競技場	岩手郡磐石町	N 39° 41' 47"	N 39° 41' 58"	175	有	
		高前田107	E 140° 57' 59"	E 140° 57' 47"	110		
	中央家畜市場駐車場	岩手郡磐石町	N 39° 41' 34"	N 39° 41' 44"	118		
		七ツ森20-1	E 140° 59' 55"	E 140° 59' 42"	40		
	磐石町営 西山運動場	岩手郡磐石町	N 39° 43' 50"	N 39° 44' 00"	90		
		長山猿子地内	E 140° 58' 08"	E 140° 57' 56"	110		
磐石町立 西根小学校	岩手郡磐石町	N 39° 44' 15"	N 39° 44' 25"	100			
	西根上駒木野320	E 140° 57' 20"	E 140° 57' 08"	95			
葛巻町	ふれあい交流センター 多目的グラウンド	岩手郡葛巻町	N 40° 02' 48"	N 40° 02' 58"	70	有	
		葛巻第5地割70	E 141° 27' 57"	E 141° 27' 45"	100		
	旧冬部小学校	岩手郡葛巻町	N 40° 07' 11"	N 40° 07' 21"	110	有	
		田部字境ノ沢44	E 141° 23' 00"	E 141° 22' 47"	100		
	葛巻町立小瀬中学校	岩手郡葛巻町	N 39° 59' 06"	N 39° 59' 16"	120	有	
		葛巻第28地割76-70	E 141° 24' 09"	E 141° 23' 57"	100		
	葛巻町立江刈中学校	岩手郡葛巻町	N 40° 00' 03"	N 40° 00' 13"	135	有	
江刈第16地割54-2		E 141° 29' 29"	E 141° 29' 16"	115			
葛巻町立葛巻小学校	岩手郡葛巻町	N 40° 02' 13"	N 40° 02' 24"	120			
	葛巻第12地割37番地1	E 141° 26' 36"	E 141° 26' 24"	90			
岩手町	佐藤弘吉所有休耕田	岩手郡岩手町	N 39° 53' 36"	N 39° 53' 46"	300		
		大字川口第26地割25番地1	E 141° 18' 19"	E 141° 18' 07"	110		
	岩手町総合グラウンド	岩手郡岩手町	N 39° 57' 11"	N 39° 57' 22"	115	有	
大字子抱第4地割12		E 141° 12' 32"	E 141° 12' 19"	60			
磐石川原村営グラウンド	磐石郡滝沢村	大字大釜第20地割字中瀬53	N 39° 41' 55"	N 39° 42' 05"	200		
			E 141° 04' 43"	E 141° 04' 29"	300		
	陸上自衛隊岩手駐屯地 総合グラウンド	岩手郡滝沢村	N 39° 50' 03"	N 39° 50' 13"	100		
		滝沢字後268-433	E 141° 06' 30"	E 141° 06' 17"	50		

資料編 3 災害応急対策計画

滝沢村	国立岩手山青少年交流の家	岩手郡滝沢村 滝沢字後292	N 39° 49' 25"	N 39° 49' 35"	200			
	岩手産業文化センター	滝沢字後292	E 141° 05' 38"	E 141° 05' 26"	300			
		滝沢字砂込389-20	N 39° 48' 21"	N 39° 48' 32"	250			
	岩手山馬返し駐車場	滝沢字岩手山268-6	E 141° 07' 59"	E 141° 07' 48"	120			
		岩手郡滝沢村	N 39° 49' 47"	N 39° 49' 58"	90			
滝沢村総合公園 多目的広場	岩手郡滝沢村 鶴岡字御庭田1番地1	E 141° 02' 38"	E 141° 02' 27"	80				
紫波町	紫波場外 (桜町河川グラウンド)	紫波郡紫波町 桜町下川原地内	N 39° 43' 46"	N 39° 43' 56"	80	有		
		紫波郡紫波町	E 141° 04' 28"	E 141° 04' 15"	45			
	ラ・フランス温泉館 多目的広場	紫波郡紫波町 小屋数字新在家90番地	N 39° 32' 48"	N 39° 32' 59"	150			
	紫波町多目的スポーツ施設 サンビレッジ紫波	紫波郡紫波町 紫波中央駅前二丁目1-1	E 141° 05' 18"	E 141° 05' 05"	70	有		
矢巾町	消防学校	紫波郡矢巾町 大字藤沢第3地割117-1	N 39° 33' 03"	N 39° 33' 14"	160	有		
	矢巾町総合グラウンド	紫波郡矢巾町	E 141° 09' 34"	E 141° 09' 22"	200			
		大字煙山6-152	N 39° 36' 58"	N 39° 37' 08"	200			
一関市	河川防災ステーション	一関市 中里字沖田47	E 141° 09' 57"	E 141° 09' 44"	100			
	一関市運動公園 陸上競技場	一関市 真柴字宮沢	N 39° 36' 42"	N 39° 36' 51"	160			
	磐井川緑地公園	一関市 宵葉2丁目地先	E 141° 05' 44"	E 141° 05' 31"	120			
	須川高原温泉	一関市 巖美町字祭時山国有林46林班ト号	N 38° 56' 37"	N 38° 56' 47"	20			
	一関健康の森 第2駐車場	一関市 巖美町字祭時	E 141° 08' 18"	E 141° 08' 26"	19			
	一関IC	一関市赤萩鶴巻48	N 38° 54' 57"	N 38° 55' 07"	150	有		
	岩手県立磐井病院HP	一関市孤禅寺字大平17	E 141° 07' 42"	E 141° 07' 29"	100			
	花泉空中消火基地	一関市 花泉町花泉字伊勢沢21番地	N 38° 55' 39"	N 38° 55' 50"	450	有		
	一関市立 花泉中学校	一関市 花泉町涌津字古川8	E 141° 08' 00"	E 141° 07' 46"	40			
	千厩町 コミュニティー広場	一関市 千厩町字草井沢48	N 38° 58' 38"	N 38° 58' 47"	70			
	駒場ふれあい広場	一関市 千厩町駒場360-9	E 140° 46' 23"	E 140° 46' 10"	70			
	一関市立 奥玉小学校	一関市 千厩町奥玉字宿94-1	N 39° 00' 24"	N 39° 00' 35"	130			
	砂鉄川大明神公園	一関市 大東町大原字有南田209番地1外	E 140° 52' 01"	E 140° 51' 49"	65			
	一関市東山球場 駐車場	一関市 東山町長坂字西本町212-1	N 38° 56' 07"	N 38° 56' 18"	40			
	一関市立 室根中学校	一関市 室根町矢越字五反田73	E 141° 06' 21"	E 141° 06' 09"	40			
	室根きらめきパーク 多目的広場	一関市 室根町折壁字向山85番地	N 38° 55' 54"	N 38° 56' 04"	45			
	川崎町運動広場	一関市 川崎町薄衣字法道地94	E 141° 10' 27"	E 141° 10' 15"	20			
	川崎町農山村広場	一関市川崎町薄衣字町裏 (北上大橋堤防公園)	N 38° 49' 55"	N 38° 50' 05"	200			
	国土交通省 川崎ヘリポート	一関市 川崎町薄衣字如来地100	E 141° 10' 14"	E 141° 10' 01"	40			
	平泉町	国土交通省 一関水防ヘリポート	西磐井郡平泉町 平泉字塩沢地先	N 38° 49' 42"	N 38° 49' 52"	120	有	
		藤沢町立 大籠小学校	東磐井郡藤沢町 大籠字大白1-3	E 141° 11' 27"	E 141° 11' 14"	120		
			並ホヶ丘コミュニティグラウンド	東磐井郡藤沢町 新沼字西風46-10	N 38° 55' 38"	N 38° 55' 49"	118	有
	縄文ホール駐車場	東磐井郡藤沢町 藤沢字仁郷12-5	E 141° 20' 49"	E 141° 20' 37"	158			
	宮古市	宮古空中消火基地	宮古市 大字赤前第8地割字下谷地10-2	N 38° 55' 20"	N 38° 55' 31"	120		
		医療の村	宮古市 崎嶮ヶ崎第4-1	E 141° 21' 44"	E 141° 21' 31"	80		
		宮古市立 重茂小学校	宮古市 大字重茂第2地割字籠12	N 38° 57' 07"	N 38° 57' 18"	120	有	
		宮古消防署訓練場	宮古市	E 141° 22' 43"	E 141° 22' 30"	100		
五月町2-1			N 39° 00' 45"	N 39° 01' 00"	100			
		E 141° 23' 33"	E 141° 23' 20"	30				
		N 38° 59' 39"	N 38° 59' 50"	60				
		E 141° 15' 19"	E 141° 15' 06"	40				
		N 38° 55' 52"	N 38° 56' 03"	160	有			
		E 141° 26' 16"	E 141° 26' 03"	160				
		N 38° 55' 52"	N 38° 56' 03"	120				
		E 141° 27' 03"	E 141° 26' 50"	65				
		N 38° 53' 42"	N 38° 53' 53"	150	有			
		E 141° 16' 28"	E 141° 16' 16"	150				
		N 38° 53' 44"	N 38° 53' 54"	100				
		E 141° 16' 18"	E 141° 16' 05"	18				
		N 38° 53' 57"	N 38° 54' 07"	20				
		E 141° 15' 56"	E 141° 15' 43"	22				
		N 38° 57' 50"	N 38° 57' 59"	23				
		E 141° 07' 49"	E 141° 07' 37"	20				
		N 38° 47' 54"	N 38° 48' 04"	100				
		E 141° 23' 25"	E 141° 23' 12"	100				
		N 38° 52' 42"	N 38° 52' 53"	125				
		E 141° 21' 09"	E 141° 20' 57"	125				
		N 38° 51' 55"	N 38° 52' 06"	74	有			
		E 141° 21' 18"	E 141° 21' 06"	35				
		N 39° 34' 56"	N 39° 35' 06"	100		没水		
		E 141° 57' 28"	E 141° 57' 14"	150				
		N 39° 39' 28"	N 39° 39' 38"	120				
		E 141° 57' 17"	E 141° 57' 04"	100				
		N 39° 34' 56"	N 39° 35' 06"	100				
		E 142° 01' 31"	E 142° 01' 18"	60				
		N 39° 38' 39"	N 39° 38' 49"	130	有			
		E 141° 57' 01"	E 141° 56' 48"	60				

資料編 3 災害応急対策計画

宮古市	宮古市立 崎山中学校	宮古市 大字崎山第3地割字トロの木1-1	N 39° 40' 33" E 141° 57' 55"	N 39° 40' 44" E 141° 57' 42"	130 100	有		
	三陸病院グラウンド	宮古市 大字田嶺大12地割字糸波堀94-1-2	N 39° 37' 34" E 141° 53' 58"	N 39° 37' 45" E 141° 53' 51"	100 100			
	閉伊川スポーツ公園 (左岸)	宮古市 宮古第7地割字中川原	N 39° 37' 58" E 141° 57' 09"	N 39° 38' 08" E 141° 56' 53"	700 150			
	閉伊川スポーツ公園 (右岸)	宮古市 宮古第7地割字中川原	N 39° 37' 50" E 141° 57' 00"	N 39° 38' 01" E 141° 56' 49"	700 150		浸水	
	県立 宮古高等学校	宮古市 宮町二丁目2-1	N 39° 38' 02" E 141° 57' 05"	N 39° 38' 12" E 141° 56' 50"	120 120			
	県立 宮古商業高等学校	宮古市 磯鶏三丁目5-1	N 39° 36' 55" E 141° 57' 47"	N 39° 37' 05" E 141° 57' 34"	160 150			
	宮古市立 河南中学校	宮古市 河南一丁目1-1	N 39° 37' 08" E 141° 57' 29"	N 39° 37' 18" E 141° 57' 16"	150 120			
	老木グラウンド	宮古市 老木11地割	N 39° 37' 34" E 141° 53' 23"	N 39° 37' 45" E 141° 53' 10"	300 130			
	合同資源産業 (ラサ工業)	宮古市 小山田1丁目7番地	N 39° 37' 44" E 141° 57' 01"	N 39° 37' 55" E 141° 56' 48"	200 200			
	県立 宮古北高等学校	宮古市 田老字八幡水神4-2	N 39° 43' 37" E 141° 57' 21"	N 39° 43' 46" E 141° 57' 08"	150 120			
	グリーンピア田老 多目的グラウンド	宮古市 田老向新田148番地	N 39° 47' 11" E 141° 58' 25"	N 39° 47' 21" E 141° 58' 12"	110 150			
	新里山村広場	宮古市 刈屋17-6	N 39° 37' 58" E 141° 46' 45"	N 39° 38' 09" E 141° 46' 32"	120 100			
	宮古市立 新里中学校グラウンド	宮古市 刈屋第15-133	N 39° 38' 18" E 141° 46' 37"	N 39° 38' 28" E 141° 46' 25"	110 110	有		
	川井地区河川公園	宮古市 川井2-81	N 39° 35' 39" E 141° 40' 57"	N 39° 35' 50" E 141° 40' 44"	200 50			
	川内 (YA-HOやまびこ産直館)	宮古市 川内8-2	N 39° 38' 48" E 141° 35' 33"	N 39° 38' 58" E 141° 35' 21"	120 75			
	宮古市立 門馬小学校	宮古市 門馬田代4-10	N 39° 38' 12" E 141° 25' 44"	N 39° 38' 22" E 141° 25' 32"	115 80			
	山田町	山田町立町民グラウンド	下閉伊郡山田町 織笠14-32-1	N 39° 27' 17" E 141° 57' 28"	N 39° 27' 26" E 141° 57' 15"	200 100	有	
		県立 山田高等学校	下閉伊郡山田町 織笠8-6-2	N 39° 26' 50" E 141° 57' 13"	N 39° 27' 00" E 141° 57' 00"	160 170		
		山田町立 山田北小学校	下閉伊郡山田町 山田14-21	N 39° 28' 32" E 141° 57' 10"	N 39° 28' 42" E 141° 56' 57"	120 50	有	
		山田町立 豊間根小学校	下閉伊郡山田町 豊間根7-58-1	N 39° 31' 23" E 141° 55' 58"	N 39° 31' 33" E 141° 55' 45"	95 65		
船越 (旧マリンパーク山田駐車場)		下閉伊郡山田町 船越7-14-2	N 39° 25' 49" E 141° 58' 58"	N 39° 25' 59" E 141° 58' 45"	90 95		浸水	
山田町民総合運動公園		下閉伊郡山田町 大沢4-97	N 39° 30' 13" E 141° 58' 02"	N 39° 30' 23" E 141° 57' 49"	140 85			
龍泉洞青少年旅行村 グラウンド		下閉伊郡岩泉町 岩泉字神成12	N 39° 51' 38" E 141° 47' 41"	N 39° 51' 49" E 141° 47' 29"	95 95			
岩泉町	大牛内育成牧場	下閉伊郡岩泉町 小本字大牛内62-23	N 39° 51' 15" E 141° 57' 12"	N 39° 51' 25" E 141° 56' 59"	500 300			
	岩泉町立 岩泉中学校	下閉伊郡岩泉町 岩泉字ツ石4	N 39° 50' 48" E 141° 48' 27"	N 39° 50' 58" E 141° 48' 15"	120 100			
	ふれあいランド岩泉	下閉伊郡岩泉町 乙茂字大向48	N 39° 50' 19" E 141° 52' 18"	N 39° 50' 29" E 141° 52' 03"	185 145	有		
	岩泉町立 小本中学校	下閉伊郡岩泉町 小本字鼻保15	N 39° 50' 50" E 141° 58' 04"	N 39° 51' 00" E 141° 57' 52"	100 80		浸水	
	岩泉町立 有芸小中学校	下閉伊郡岩泉町 上有芸字選名根27-21	N 39° 46' 08" E 141° 48' 50"	N 39° 46' 18" E 141° 48' 37"	120 50	有		
	岩泉町立 安家中学校	下閉伊郡岩泉町 安家字日陰181	N 39° 58' 50" E 141° 43' 39"	N 39° 59' 01" E 141° 43' 26"	110 100	有		
	岩泉町立 小川小学校	下閉伊郡岩泉町 幾綿字関屋57-1	N 39° 51' 17" E 141° 41' 06"	N 39° 51' 27" E 141° 40' 54"	90 60	有		
	岩泉町立 釜津田中学校	下閉伊郡岩泉町 釜津田字種倉27-6	N 39° 47' 26" E 141° 35' 45"	N 39° 47' 37" E 141° 35' 33"	90 50	有		
	田野畑村立 田野畑中学校	下閉伊郡田野畑村 松前沢97	N 39° 55' 08" E 141° 54' 49"	N 39° 55' 18" E 141° 54' 36"	150 90			
	県立 岩泉高等学校田野畑校	下閉伊郡田野畑村 菅窪43-4	N 39° 55' 05" E 141° 54' 17"	N 39° 55' 16" E 141° 54' 05"	100 80			
田野畑村	小谷木橋グラウンド	奥州市水沢区 羽田町字上小谷木地内	N 39° 07' 53" E 141° 10' 53"	N 39° 08' 03" E 141° 10' 40"	80 160			
	桜づつみ多目的広場	奥州市水沢区 佐倉河字玉貫地内	N 39° 10' 57" E 141° 07' 36"	N 39° 11' 07" E 141° 07' 24"	500 100			
	県立 水沢商業高等学校	奥州市水沢区 土器田1	N 39° 08' 30" E 141° 07' 44"	N 39° 08' 40" E 141° 07' 33"	120 120	有		

資料編 3 災害応急対策計画

奥州市	藤橋グラウンド	奥州市水沢区 黒石町鶴城	N 39° 05' 18" E 141° 11' 28"	N 39° 05' 26" E 141° 11' 18"	500 320			
	江刺中央運動公園 陸上競技場	奥州市江刺区 岩谷堂字松長根2番地	N 39° 12' 00" E 141° 10' 44"	N 39° 12' 10" E 141° 10' 31"	160 100	有		
	田原地区農村広場	奥州市江刺区 田原字沢田前48-5	N 39° 08' 57" E 141° 13' 57"	N 39° 09' 07" E 141° 13' 44"	120 100	有		
	伊手スポーツ広場	奥州市江刺区 伊手字西風54番地	N 39° 10' 28" E 141° 18' 29"	N 39° 10' 39" E 141° 18' 14"	110 100	有		
	米里地区総合運動場	奥州市江刺区 米里字荒谷30-2	N 39° 14' 09" E 141° 19' 03"	N 39° 14' 19" E 141° 18' 51"	130 100	有		
	梁川地区総合運動場	奥州市江刺区 梁川字藤渡戸289-3	N 39° 16' 58" E 141° 16' 11"	N 39° 17' 08" E 141° 15' 58"	140 100	有		
	広瀬地区総合運動場	奥州市江刺区 広瀬字柿ノ木421-1	N 39° 15' 02" E 141° 12' 49"	N 39° 15' 12" E 141° 12' 36"	140 90	有		
	稲瀬地区総合運動場	奥州市江刺区 稲瀬字十文字台249-130	N 39° 13' 47" E 141° 09' 33"	N 39° 13' 57" E 141° 09' 22"	150 100	有		
	奥州市立 江刺東中学校	奥州市江刺区 玉里字後沢76-1	N 39° 13' 57" E 141° 15' 00"	N 39° 14' 09" E 141° 14' 47"	135 105	有		
	前沢いきいき スポーツランド	奥州市前沢区 字阿部館27-1	N 39° 03' 14" E 141° 08' 35"	N 39° 03' 24" E 141° 08' 23"	100 100			
	奥州市立 赤生津小学校	奥州市前沢区 生母字田谷49-2	N 39° 01' 49" E 141° 09' 11"	N 39° 01' 59" E 141° 08' 59"	150 100	有		
	前沢分署外離着陸場	奥州市前沢区 古城字島田2-1	N 39° 03' 31" E 141° 08' 32"	N 39° 03' 41" E 141° 08' 19"	20 20			
	東洋工機	奥州市胆沢区 小山北嶺ノ手5-6	N 39° 06' 32" E 141° 04' 41"	N 39° 06' 42" E 141° 04' 29"	150 50			
	胆沢陸上競技場	奥州市胆沢区 南都田字小十文字160	N 39° 07' 12" E 141° 04' 24"	N 39° 07' 22" E 141° 04' 12"	96 94	有		
	県立 水沢高等学校	奥州市胆沢区 小山龍ヶ馬場5-1	N 39° 07' 09" E 141° 08' 27"	N 39° 07' 20" E 141° 08' 15"	150 150	有		
	つぶ沼場外	奥州市胆沢区 若柳字谷子沢1-1	N 39° 06' 40" E 140° 53' 27"	N 39° 06' 50" E 140° 53' 14"	125 100			
	東北ニュージールランド村 駐車場	奥州市衣川区 字日向59	N 39° 01' 54" E 141° 05' 21"	N 39° 02' 06" E 141° 05' 08"	200 75			
	金ヶ崎町	みどりの郷第一駐車場	胆沢郡金ヶ崎町 永栄上宿26-3	N 39° 10' 33" E 141° 05' 44"	N 39° 10' 43" E 141° 05' 31"	100 60	有	
		森山総合公園 陸上競技場	胆沢郡金ヶ崎町 西根森山31-2	N 39° 12' 26" E 141° 05' 45"	N 39° 12' 36" E 141° 05' 33"	150 80	有	
		岩手県農業大学校	胆沢郡金ヶ崎町 六原蟹子沢14	N 39° 14' 01" E 141° 03' 00"	N 39° 14' 12" E 141° 02' 48"	285 90	有	
		東北電力北上ヘリポート	胆沢郡金ヶ崎町 西根字森山19-3	N 39° 12' 13" E 141° 04' 47"	N 39° 12' 24" E 141° 04' 35"	32 60		
		花巻市営グラウンド	花巻市 松園町613-1	N 39° 24' 21" E 141° 06' 08"	N 39° 24' 32" E 141° 05' 56"	125 90	有	
	花巻市	県立 花巻北高等学校	花巻市 本館54	N 39° 24' 28" E 141° 07' 04"	N 39° 24' 38" E 141° 06' 52"	100 200	有	
		県立 花巻南高等学校	花巻市 中北万丁目228-1	N 39° 23' 21" E 141° 05' 29"	N 39° 23' 30" E 141° 05' 16"	190 100	有	
葛丸ダム		花巻市 石鳥谷町大瀬川309-2、309-3	N 39° 30' 28" E 141° 03' 28"	N 39° 30' 39" E 141° 03' 15"	150 40			
県立 花北青雲高等学校		花巻市 石鳥谷町北寺林11-1825	N 39° 29' 31" E 141° 08' 20"	N 39° 29' 41" E 141° 08' 08"	140 120			
大正橋公園		花巻市 石鳥谷町好地16-271	N 39° 29' 40" E 141° 09' 42"	N 39° 29' 50" E 141° 09' 30"	700 100			
猿ヶ石川河川敷 (東晴山)		花巻市 東晴山7区	N 39° 21' 59" E 141° 15' 25"	N 39° 22' 09" E 141° 15' 12"	300 63			
横峰駐車場		花巻市 東和町田瀬6区	N 39° 19' 29" E 141° 18' 13"	N 39° 19' 39" E 141° 18' 01"	81 41			
あやめ苑駐車場		花巻市 東和町田瀬25区	N 39° 17' 25" E 141° 19' 53"	N 39° 17' 36" E 141° 19' 40"	300 51			
花巻市立 田瀬小学校		花巻市 東和町田瀬14区137	N 39° 18' 42" E 141° 18' 59"	N 39° 18' 53" E 141° 18' 48"	150 60			
県立 大迫高等学校		花巻市 大迫町大迫9-19	N 39° 28' 08" E 141° 17' 26"	N 39° 28' 18" E 141° 17' 13"	170 200			
旧外川目小学校		花巻市 大迫町外川目27-86	N 39° 27' 06" E 141° 18' 07"	N 39° 27' 16" E 141° 17' 54"	120 80	有		
大迫野球場駐車場		花巻市 大迫町大迫第16地割42番地	N 39° 27' 53" E 141° 16' 39"	N 39° 28' 04" E 141° 16' 26"	38 68			
石鳥谷ふれあい運動公園 駐車場		花巻市 石鳥谷町北寺林第11地割	N 39° 29' 36" E 141° 08' 07"	N 39° 29' 47" E 141° 07' 55"	70 350			
和賀川ふれあい広場		北上市 鬼柳町下鬼柳第4地割	N 39° 16' 23" E 141° 06' 47"	N 39° 16' 33" E 141° 06' 34"	380 140			

資料編 3 災害応急対策計画

北上市	県立 中部病院HP	北上市 村崎野17地割10番地	N 39° 19' 43"	N 39° 19' 53"	20		
	北上総合運動公園	北上市 相去町高前棧27-36	E 141° 06' 33"	E 141° 06' 21"	20		
	北上市民岩崎城 陸上競技場	北上市 和賀町岩崎18-53-37	N 39° 15' 18"	N 39° 15' 28"	165		
	北上市民岩崎城 陸上競技場	北上市 和賀町岩崎18-53-37	E 141° 05' 52"	E 141° 05' 39"	165		
	県立 黒沢尻工業高等学校	北上市 村崎野24-19	N 39° 16' 39"	N 39° 16' 50"	250		
	ふるさと体験館・北上	北上市和賀町 山口23-24-5	E 141° 02' 44"	E 141° 02' 32"	150		
西和賀町	錦秋湖大石グラウンド	和賀郡西和賀町 耳取49地割先	N 39° 19' 29"	N 39° 19' 40"	145		
	県立 西和賀高等学校校庭	和賀郡西和賀町 湯田19-25-2	E 141° 07' 38"	E 141° 07' 26"	100		
	錦秋湖川尻総合運動公園 駐車場	和賀郡西和賀町 川尻41地割	N 39° 17' 35"	N 39° 17' 46"	40		
	西和賀町立 沢内第一小学校	和賀郡西和賀町 沢内新町1-39	E 140° 58' 34"	E 140° 58' 21"	40		
	西和賀町立 沢内第一小学校	和賀郡西和賀町 沢内新町1-39	N 39° 17' 41"	N 39° 17' 51"	180		
	西和賀町立 沢内第一小学校	和賀郡西和賀町 沢内新町1-39	E 140° 50' 24"	E 140° 50' 12"	80		
	西和賀町立 沢内第一小学校	和賀郡西和賀町 沢内新町1-39	N 39° 21' 06"	N 39° 21' 14"	300		
	西和賀町立 沢内第一小学校	和賀郡西和賀町 沢内新町1-39	E 140° 46' 11"	E 140° 46' 00"	100		
二戸市	二戸空中消火基地	二戸市 堀野字大平16番地	N 39° 18' 43"	N 39° 18' 54"	40		
	二戸空中消火基地	二戸市 堀野字大平16番地	E 140° 47' 34"	E 140° 47' 22"	40		
	県立 福岡工業高等学校	二戸市 石切所字火行塚2-1	N 39° 23' 59"	N 39° 24' 10"	20		
	二戸市立 金田一中学校	二戸市 金田一字野月55	E 140° 45' 26"	E 140° 45' 13"	20		
	二戸市立 堀野近隣公園	二戸市 堀野字馬場55-1	N 39° 22' 08"	N 39° 22' 18"	200		
	二戸市立 御返地中学校	二戸市 安比字上大築平4-2	E 140° 45' 53"	E 140° 45' 41"	250		
	二戸市立 御返地中学校	二戸市 安比字上大築平4-2	N 40° 17' 04"	N 40° 17' 14"	160		
	二戸市立 御返地中学校	二戸市 安比字上大築平4-2	E 141° 18' 26"	E 141° 18' 12"	70		
	二戸市立 御返地中学校	二戸市 安比字上大築平4-2	N 40° 15' 31"	N 40° 15' 41"	100		有
	二戸市立 御返地中学校	二戸市 安比字上大築平4-2	E 141° 17' 13"	E 141° 17' 01"	100		有
	二戸市立 御返地中学校	二戸市 安比字上大築平4-2	N 40° 18' 38"	N 40° 18' 48"	100		有
	二戸市立 御返地中学校	二戸市 安比字上大築平4-2	E 141° 18' 20"	E 141° 18' 08"	100		有
	二戸市立 御返地中学校	二戸市 安比字上大築平4-2	N 40° 17' 39"	N 40° 17' 49"	100		有
	二戸市立 御返地中学校	二戸市 安比字上大築平4-2	E 141° 18' 12"	E 141° 17' 59"	100		有
軽米町	県立 軽米高等学校	九戸郡軽米町 大字軽米9-34-1	N 40° 13' 51"	N 40° 14' 02"	90		
	県立 軽米高等学校	九戸郡軽米町 大字軽米9-34-1	E 141° 13' 27"	E 141° 13' 16"	50		
	九戸村総合運動場 陸上競技場	九戸郡九戸村 大字伊保内1-61-53	N 40° 17' 47"	N 40° 17' 57"	48		
	九戸村立 九戸中学校	九戸郡九戸村 大字山根10-3	E 141° 18' 35"	E 141° 18' 23"	40		
	九戸村立 九戸中学校	九戸郡九戸村 大字山根10-3	N 40° 11' 11"	N 40° 11' 21"	100		
	九戸村立 九戸中学校	九戸郡九戸村 大字山根10-3	E 141° 09' 25"	E 141° 09' 12"	100		
	九戸村立 九戸中学校	九戸郡九戸村 大字山根10-3	N 40° 10' 25"	N 40° 10' 35"	130		
	九戸村立 九戸中学校	九戸郡九戸村 大字山根10-3	E 141° 08' 13"	E 141° 08' 01"	100		
九戸村	九戸村総合運動場 陸上競技場	九戸郡九戸村 大字伊保内1-61-53	N 40° 11' 45"	N 40° 11' 55"	70		
	九戸村立 九戸中学校	九戸郡九戸村 大字山根10-3	E 141° 05' 36"	E 141° 05' 24"	50		
	九戸村立 九戸中学校	九戸郡九戸村 大字山根10-3	N 40° 18' 31"	N 40° 18' 42"	190		
	九戸村立 九戸中学校	九戸郡九戸村 大字山根10-3	E 141° 28' 02"	E 141° 27' 49"	140		
一戸町	一戸町立 奥中山小学校	二戸郡一戸町 奥中山字西田子76-3	N 40° 19' 14"	N 40° 19' 25"	140		有
	一戸町立 奥中山小学校	二戸郡一戸町 奥中山字西田子76-3	E 141° 27' 40"	E 141° 27' 28"	100		有
	一戸町立 奥中山小学校	二戸郡一戸町 奥中山字西田子76-3	N 40° 11' 25"	N 40° 11' 35"	170		
	一戸町立 奥中山小学校	二戸郡一戸町 奥中山字西田子76-3	E 141° 26' 12"	E 141° 25' 59"	110		
久慈市	久慈市中学校	久慈市 山形町 川井10-87-8	N 40° 11' 05"	N 40° 11' 15"	140		
	久慈市中学校	久慈市 山形町 川井10-87-8	E 141° 25' 41"	E 141° 25' 29"	110		
	久慈市中学校	久慈市 山形町 川井10-87-8	N 40° 03' 41"	N 40° 03' 52"	110		有
	久慈市中学校	久慈市 山形町 川井10-87-8	E 141° 13' 43"	E 141° 13' 31"	100		有
	久慈市中学校	久慈市 山形町 川井10-87-8	N 40° 04' 48"	N 40° 04' 58"	80		
	久慈市中学校	久慈市 山形町 川井10-87-8	E 141° 11' 45"	E 141° 11' 33"	75		
久慈市	久慈市中学校	久慈市 山形町 川井10-87-8	N 40° 11' 48"	N 40° 12' 06"	185		
	久慈市中学校	久慈市 山形町 川井10-87-8	E 141° 17' 36"	E 141° 17' 32"	120		
	久慈市中学校	久慈市 山形町 川井10-87-8	N 40° 10' 32"	N 40° 10' 42"	125		
	久慈市中学校	久慈市 山形町 川井10-87-8	E 141° 47' 46"	E 141° 47' 33"	40		
久慈市	久慈市中学校	久慈市 山形町 川井10-87-8	N 40° 11' 29"	N 40° 11' 40"	500		
	久慈市中学校	久慈市 山形町 川井10-87-8	E 141° 45' 27"	E 141° 45' 13"	70		
	久慈市中学校	久慈市 山形町 川井10-87-8	N 40° 04' 55"	N 40° 05' 06"	150		
	久慈市中学校	久慈市 山形町 川井10-87-8	E 141° 30' 49"	E 141° 30' 37"	80		
普代村	普代村民運動場	下閉伊郡普代村 第9地割字銅屋29番	N 40° 08' 52"	N 40° 09' 03"	115		
	普代村民運動場	下閉伊郡普代村 第9地割字銅屋29番	E 141° 34' 22"	E 141° 34' 10"	115		
	普代村民運動場	下閉伊郡普代村 第9地割字銅屋29番	N 40° 00' 25"	N 40° 00' 36"	110		浸水
野田村	黒崎農産広場施設	下閉伊郡普代村 第1地割字上村8-2	E 141° 53' 42"	E 141° 53' 29"	115		
	県立 久慈工業高等学校	九戸郡野田村 大字野田26-62-7	N 39° 59' 38"	N 39° 59' 48"	130		
	野田村立 野田中学校	九戸郡野田村 大字野田第2地割114-13	E 141° 55' 59"	E 141° 55' 47"	70		
野田村	野田村立 野田中学校	九戸郡野田村 大字野田第2地割114-13	N 40° 06' 42"	N 40° 06' 53"	230		
	野田村立 野田中学校	九戸郡野田村 大字野田第2地割114-13	E 141° 48' 41"	E 141° 48' 28"	184		
	野田村立 野田中学校	九戸郡野田村 大字野田第2地割114-13	N 40° 06' 00"	N 40° 06' 10"	145		
野田村	野田村立 野田中学校	九戸郡野田村 大字野田第2地割114-13	E 141° 48' 31"	E 141° 48' 08"	130		
	野田村立 野田中学校	九戸郡野田村 大字野田第2地割114-13	N 40° 24' 10"	N 40° 24' 20"	170		
	野田村立 野田中学校	九戸郡野田村 大字野田第2地割114-13	E 141° 42' 20"	E 141° 42' 07"	140		
野田村	野田村立 野田中学校	九戸郡野田村 大字野田第2地割114-13	N 40° 18' 25"	N 40° 18' 35"	150		
	野田村立 野田中学校	九戸郡野田村 大字野田第2地割114-13	E 141° 46' 44"	E 141° 46' 32"	100		

資料編 3 災害応急対策計画

洋野町	洋野町立 城内小中学校	九戸郡洋野町 種市56地割80	N 40° 23' 41" E 141° 38' 45"	N 40° 23' 51" E 141° 38' 32"	100 75			
	県立 種市高等学校	九戸郡洋野町 種市38地割94-110	N 40° 25' 45" E 141° 42' 00"	N 40° 25' 55" E 141° 41' 47"	200 150			
	旧角ノ浜牧場	九戸郡洋野町 39地割45-1	N 40° 26' 35" E 141° 41' 17"	N 40° 26' 45" E 141° 41' 04"	250 100			
	大野山村広場	九戸郡洋野町 大野60	N 40° 16' 26" E 141° 38' 13"	N 40° 16' 36" E 141° 38' 01"	120 100			
	洋野町立 大野第一中学校	九戸郡洋野町 大野9-39-1	N 40° 16' 55" E 141° 37' 35"	N 40° 17' 05" E 141° 37' 23"	100 120	有		
	洋野町立 向田小学校	九戸郡洋野町 上館55-49-14	N 40° 19' 31" E 141° 36' 31"	N 40° 19' 41" E 141° 36' 18"	130 90			
大船渡市	大船渡盛川河川敷	大船渡市 盛町字盛川緑地公園内	N 39° 04' 49" E 141° 43' 16"	N 39° 05' 00" E 141° 43' 02"	290 70		没水	
	大船渡市営球場	大船渡市 末崎町字平林72-13	N 39° 00' 02" E 141° 42' 50"	N 39° 00' 13" E 141° 42' 37"	110 130			
	県立 大船渡高等学校	大船渡市 猪川町字長洞7-1	N 39° 05' 25" E 141° 43' 06"	N 39° 05' 36" E 141° 42' 54"	180 100	有		
	県立大船渡東高等学校(東校舎) (旧大船渡工業高等学校)	大船渡市 立根町字冷清水1-1	N 39° 06' 30" E 141° 43' 04"	N 39° 06' 40" E 141° 42' 51"	80 75	有		
	大船渡市立 大船渡中学校	大船渡市 大船渡町字永沢94-1	N 39° 02' 57" E 141° 43' 13"	N 39° 03' 07" E 141° 43' 00"	150 130	有		
	フレアイランド尾崎碑	大船渡市 赤崎町字島沢188	N 39° 01' 17" E 141° 44' 32"	N 39° 01' 28" E 141° 44' 20"	85 65			
	三陸空中消火基地	大船渡市越喜来 字杉下56-3	N 39° 07' 00" E 141° 49' 12"	N 39° 07' 10" E 141° 49' 00"	120 80			
	大船渡市立 綾里中学校	大船渡市三陸町 綾里字黒土田99-1	N 39° 02' 34" E 141° 48' 09"	N 39° 02' 45" E 141° 47' 57"	95 160	有		
	大船渡市立 甫嶺小学校	大船渡市三陸町 越喜来字甫嶺134-2	N 39° 05' 29" E 141° 48' 29"	N 39° 05' 39" E 141° 48' 16"	85 70	有		
	大船渡市立 吉浜中学校	大船渡市三陸町 吉浜字扇洞127-2	N 39° 09' 18" E 141° 50' 22"	N 39° 09' 29" E 141° 50' 09"	150 100			
	大船渡市 鷹生ダム多目的広場	大船渡市 日頃市町字赤坂西風山1-5	N 39° 09' 33" E 141° 43' 05"	N 39° 09' 43" E 141° 42' 52"	140 80			
	県立大船渡東高等学校(堂中校舎) (旧大船渡農業高等学校)	大船渡市 立根町字登中215-1	N 39° 07' 12" E 141° 44' 06"	N 39° 07' 22" E 141° 43' 53"	150 180			
	住田町	住田河川敷公園	気仙郡住田町 世田米字川向95-4	N 39° 08' 29" E 141° 34' 50"	N 39° 08' 38" E 141° 34' 37"	60 70		
		住田町立 世田米中学校	気仙郡住田町 世田米字大崎72-1	N 39° 08' 10" E 141° 35' 09"	N 39° 08' 21" E 141° 34' 56"	150 100	有	
		住田町立 有住中学校	気仙郡住田町 上有住字榎割12-1	N 39° 11' 32" E 141° 35' 27"	N 39° 11' 43" E 141° 35' 15"	100 100	有	
		住田町五葉地区公民館	気仙郡住田町 上有住字中塚63	N 39° 11' 56" E 141° 39' 11"	N 39° 12' 06" E 141° 38' 59"	90 60	有	
		遠野市	遠野早瀬川緑地公園	遠野市 遠野町第19地割	N 39° 19' 50" E 141° 32' 37"	N 39° 20' 00" E 141° 32' 24"	100 100	
遠野運動公園 多目的運動広場			遠野市 宍倉町榎前第11地割	N 39° 19' 46" E 141° 34' 00"	N 39° 19' 57" E 141° 33' 48"	150 200		
遠野市立 小友小学校	遠野市 小友町16-133		N 39° 16' 03" E 141° 25' 41"	N 39° 16' 14" E 141° 25' 29"	80 85			
遠野市立 上郷中学校	遠野市 上郷町板沢11-6-6		N 39° 16' 59" E 141° 35' 28"	N 39° 17' 10" E 141° 35' 16"	110 90			
遠野市立 附馬牛中学校	遠野市 附馬牛町下附馬牛11-43-1		N 39° 24' 35" E 141° 31' 58"	N 39° 24' 46" E 141° 31' 45"	105 90			
上鱒沢緑地公園	遠野市 宮守町上鱒沢8地割		N 39° 18' 05" E 141° 25' 46"	N 39° 18' 16" E 141° 25' 32"	76 100			
県立 遠野高校情報ビジネス校	遠野市 宮守町下宮守23-63		N 39° 20' 44" E 141° 20' 40"	N 39° 20' 55" E 141° 20' 27"	150 150	有		
遠野市立 宮守中学校	遠野市 宮守町下宮守39-65		N 39° 20' 30" E 141° 22' 23"	N 39° 20' 40" E 141° 22' 12"	120 70	有		
柏木平河川運動公園	遠野市 宮守町下鱒沢21地割内		N 39° 18' 10" E 141° 22' 50"	N 39° 18' 21" E 141° 22' 38"	100 100			
銀河の森運動公園	遠野市 宮守町下宮守25-19		N 39° 20' 43" E 141° 20' 53"	N 39° 20' 54" E 141° 20' 45"	160 115			
遠野市立 達曾部小学校	遠野市 宮守町達曾部15地割		N 39° 23' 21" E 141° 21' 03"	N 39° 23' 31" E 141° 20' 51"	150 105			
釜石市	県立 釜石工業高等学校		釜石市 大平町三丁目6番	N 39° 15' 19" E 141° 54' 02"	N 39° 15' 31" E 141° 53' 48"	130 130	有	
	新日鉄釜石サッカー場		釜石市 甲子町10-280	N 39° 15' 09" E 141° 49' 07"	N 39° 15' 19" E 141° 48' 54"	150 130		
	釜石市立 駒住居小学校		釜石市 駒住居町第18地割	N 39° 19' 26" E 141° 53' 45"	N 39° 19' 36" E 141° 53' 32"	80 160	有	

大槌町	沿岸運転免許センター	釜石市 釜石町二丁目5番1号	N 39° 15' 43" E 141° 53' 32"	N 39° 15' 54" E 141° 53' 19"	20 20		
	吉里吉里農村広場	上閉伊郡大槌町 吉里吉里一丁目250	N 39° 21' 50" E 141° 56' 51"	N 39° 22' 01" E 141° 56' 38"	117 80		
	県立 大槌高等学校	上閉伊郡大槌町 大槌15-71-1	N 39° 21' 59" E 141° 54' 18"	N 39° 22' 10" E 141° 54' 06"	140 120	有	
陸前高田市	滝の里工業団地	陸前高田市 竹駒町字滝の里105-3	N 39° 01' 53" E 141° 37' 20"	N 39° 02' 04" E 141° 37' 08"	170 110		
	タビック45イベント広場	陸前高田市 高田町字古川28-5	N 39° 00' 16" E 141° 37' 59"	N 39° 00' 27" E 141° 37' 47"	100 130		没水
	高田松原第2野球場	陸前高田市 高田町字古川51-1	N 39° 00' 12" E 141° 38' 56"	N 39° 00' 23" E 141° 38' 13"	120 100		"
	陸前高田市立 第一中学校	陸前高田市 高田町字鳴石5-1	N 39° 01' 05" E 141° 37' 44"	N 39° 01' 14" E 141° 37' 32"	95 200	有	
	県立 広田水産高等学校	陸前高田市 広田町字大久保124	N 38° 57' 34" E 141° 42' 00"	N 38° 57' 45" E 141° 41' 47"	90 150		
	陸前高田市立 横田中学校	陸前高田市 横田町字久速坪17-1	N 39° 04' 35" E 141° 35' 00"	N 39° 04' 46" E 141° 34' 48"	90 80		
	矢作町交流促進センター	陸前高田市 矢作町字清水川8-3	N 39° 04' 20" E 141° 30' 43"	N 39° 04' 29" E 141° 30' 31"	70 40		
	県立 高田高等学校第2グラウンド	陸前高田市 高田町字長砂6-4	N 39° 00' 46" E 141° 38' 32"	N 39° 00' 56" E 141° 38' 20"	180 170		

岩手山噴火対策関係場外離着陸場

番号	離着陸場名	地名・地番	座 標		長さ×幅 (m)	避難場所指定の有無	津波による没水が予想される場所
			日本測地系 Tokyo (GPS)	世界測地系 WGS 84			
1	岩手山9合目	八幡平市 国見国有林553林班	N 39° 50' 36" E 141° 00' 12"	N 39° 50' 46" E 140° 59' 59"	20 20		
2	姥倉山	岩手郡磐石町 国有林556林班	N 39° 50' 51" E 140° 57' 39"	N 39° 51' 01" E 140° 57' 26"	20 20		
3	黒倉山	岩手郡磐石町 大字綱張1-1綱張国有林183林班	N 39° 50' 52" E 140° 57' 57"	N 39° 51' 02" E 140° 57' 44"	20 20		

飛行場

番号	離着陸場名	地名・地番	座 標		長さ×幅 (m)	避難場所指定の有無	津波による没水が予想される場所
			日本測地系 Tokyo (GPS)	世界測地系 WGS 84			
1	花巻空港	花巻市 葛第3地割183-1	N 39° 25' 43" E 141° 08' 07"	N 39° 25' 51" E 141° 08' 09"	2500 50		
2	岩手県警察盛岡ヘリポート	盛岡市 内丸62番8号	N 39° 41' 57" E 141° 09' 26"	N 39° 42' 08" E 141° 09' 13"	23 19		

大型ヘリ複数機用離着陸場一覧(再掲)

市町村名	離着陸場名	地名・地番	座 標		長さ×幅 (m)	避難場所指定の有無	津波による没水が予想される場所
			日本測地系 Tokyo (GPS)	世界測地系 WGS 84			
盛岡市	盛岡太田橋グラウンド	盛岡市 下厨川字稲荷9他	N 39° 42' 04" E 141° 07' 14"	N 39° 42' 14" E 141° 07' 01"	400 110		
	盛岡競馬場C駐車場	盛岡市 新庄字上八木田10番	N 39° 41' 25" E 141° 13' 12"	N 39° 41' 35" E 141° 12' 58"	200 100	有	
八幡平市	西根国際交流村	八幡平市 平笠第24地割720-2	N 39° 52' 25" E 141° 02' 39"	N 39° 52' 36" E 141° 02' 26"	290 130		
	鬼清水グラウンド	八幡平市 野駄第3地割360番地	N 39° 56' 45" E 141° 01' 58"	N 39° 56' 55" E 141° 01' 44"	200 100		
	上寄木グラウンド	八幡平市 寄木第7地割3番地1	N 39° 55' 09" E 140° 59' 53"	N 39° 55' 19" E 140° 59' 40"	200 100		
	安比高原スキー場 駐車場	八幡平市 安比高原117-1	N 40° 00' 02" E 140° 58' 32"	N 40° 00' 12" E 140° 58' 18"	300 400		
磐石町	岩手高原スノーパーク	岩手郡磐石町 大字長山字岩手山	N 39° 48' 34" E 140° 58' 14"	N 39° 48' 44" E 140° 58' 01"	200 200		
滝沢村	国立岩手山青年の家	岩手郡滝沢村 滝沢字後292	N 39° 49' 25" E 141° 05' 38"	N 39° 49' 35" E 141° 05' 26"	200 300		
	岩手産業文化センター	岩手郡滝沢村 滝沢字砂込389-20	N 39° 48' 21" E 141° 07' 59"	N 39° 48' 32" E 141° 07' 48"	250 120		
矢巾町	消防学校	岩手郡矢巾町 大字藤沢第3地割117-1	N 39° 36' 58" E 141° 09' 57"	N 39° 37' 08" E 141° 09' 44"	200 100		
宮古市	閉伊川スポーツ公園 (左岸)	宮古市 宮古第7地割字中川原	N 39° 37' 58" E 141° 57' 09"	N 39° 38' 08" E 141° 56' 53"	700 150		
	閉伊川スポーツ公園 (右岸)	宮古市 宮古第7地割字中川原	N 39° 37' 50" E 141° 57' 00"	N 39° 38' 01" E 141° 56' 49"	700 150		没水

資料編 3 災害応急対策計画

	老木グラウンド	宮古市 老木11地割	N 39° 37' 34" E 141° 53' 23"	N 39° 37' 45" E 141° 53' 10"	300 130		
	合同資源産業 (ラサ工業)	宮古市 小山田1丁目7番地	N 39° 37' 44" E 141° 57' 01"	N 39° 37' 55" E 141° 56' 48"	200 200		
山田町	山田町立町民グラウンド	下閉伊郡山田町	N 39° 27' 17"	N 39° 27' 26"	200	有	
		繪笠14-32-1	E 141° 57' 28"	E 141° 57' 15"	100		
岩泉町	大牛内育成牧場	下閉伊郡岩泉町 小本字大牛内62-23	N 39° 51' 15" E 141° 57' 12"	N 39° 51' 25" E 141° 56' 59"	500 300		
	ふれあいらんど岩泉	下閉伊郡岩泉町 乙茂字大向48	N 39° 50' 19" E 141° 52' 18"	N 39° 50' 29" E 141° 52' 03"	185 145	有	
奥州市	桜づつみ多目的広場	奥州市水沢区	N 39° 10' 57"	N 39° 11' 07"	500		
		佐倉河字玉貫地内	E 141° 07' 36"	E 141° 07' 24"	100		
	藤橋グラウンド	奥州市水沢区 黒石町鶴城	N 39° 05' 18" E 141° 11' 28"	N 39° 05' 26" E 141° 11' 18"	500 320		
花巻市	県立 花巻北高等学校	花巻市 本館54	N 39° 24' 28" E 141° 07' 04"	N 39° 24' 38" E 141° 06' 52"	100 200	有	
	大正橋公園	花巻市 石鳥谷町好地16-271	N 39° 29' 40" E 141° 09' 42"	N 39° 29' 50" E 141° 09' 30"	700 100		
	県立 大迫高等学校	花巻市 大迫町大迫9-19	N 39° 28' 08" E 141° 17' 26"	N 39° 28' 18" E 141° 17' 13"	170 200		
	和賀川ふれあい広場	北上市 鬼柳町下鬼柳第4地割	N 39° 16' 23" E 141° 06' 47"	N 39° 16' 33" E 141° 06' 34"	380 140		
北上市	北上市民岩崎城	北上市	N 39° 16' 39"	N 39° 16' 50"	250		
	陸上競技場	和賀町岩崎18-53-37	E 141° 02' 44"	E 141° 02' 32"	150		
西和賀町	県立 西和賀高等学校校庭	和賀郡西和賀町 湯田19-25-2	N 39° 21' 06" E 140° 46' 11"	N 39° 21' 14" E 140° 46' 00"	300 100		
	県立 種市高等学校	九戸郡洋野町 種市38地割94-110	N 40° 25' 45" E 141° 42' 00"	N 40° 25' 55" E 141° 41' 47"	200 150		
遠野市	遠野運動公園	遠野市	N 39° 19' 46"	N 39° 19' 57"	150		
	多目的運動広場	宍倉町鎌前第11地割	E 141° 34' 00"	E 141° 33' 48"	200		

3-7 公安警備計画

3-7-1 県警察装備品保有状況

品名	数量	備考
救助用工具セット	67	レスキューユニット30, レスキット20, 救助工具箱セット17
災害レスキューセット	140	スコップ、とびぐち、ノコギリ、パール
レスキューツール	5	
エンジンカッター	29	
チェンソー	11	
高性能チェンソー	4	
削岩機	4	
災害用ファイバースコープ	1	
小型赤外線カメラ	1	
多目的検索システム	2	
油圧ジャッキ	23	
エアージャッキ	24	
エアークエストマット	1	
担架	57	
折りたたみリヤカー	26	
臨時仮設信号機	10	
大型投光器	30	
発動発電機	69	
災害用通行止め看板	170	
エアータント	2	
フレーム式テント	1	
救助用ボート	18	
救命胴衣	374	
潜水用具一式	20	
救命索発射器	8	
遠隔操縦式水中ロボット	1	
レスキュー車	2	
投光車	1	
キッチンカー	1	
トイレカー	1	
オフロード二輪車	18	

3-8 消防活動計画

3-8-1 緊急消防援助隊岩手県隊

部隊名		構成消防本部名等	装備等
都道府県指揮隊		盛岡, 一関 (2隊)	指揮車
消火部隊	消火隊	盛岡 (3), 花巻 (1), 北上 (1), 奥州金ケ崎 (1), 一関 (3), 大船渡 (1), 陸前高田 (1), 遠野 (1), 宮古 (3), 久慈 (1), 二戸 (1) (17隊)	消防ポンプ自動車, 水槽付消防ポンプ車
	化学消火隊	花巻, 北上, 奥州金ケ崎, 久慈, 二戸 (5隊)	化学消防ポンプ車
救助部隊		盛岡, 北上, 奥州金ケ崎, 一関, 宮古 (5隊)	救助工作車, 高度救助用資機材
救急部隊		盛岡 (3), 花巻 (2), 北上 (1), 奥州金ケ崎 (1), 釜石大槌 (1), 一関 (2), 大船渡 (1), 遠野 (1), 宮古 (2), 久慈 (1), 二戸 (1) (16隊)	災害対応特殊救急自動車, 高度救命用資機材
後方支援部隊		岩手県 (1), 盛岡 (2), 花巻 (1), 北上 (1), 奥州金ケ崎 (1), 一関 (1), 大船渡 (1), 宮古 (1), 久慈 (1) (10隊)	支援車, 資機材搬送車, 上記の部隊が72時間対応できるように必要な物資等
特殊災害部隊 (毒劇)		盛岡, 北上 (2隊) (救助部隊と重複登録)	劇毒物, B災害, C災害対応資機材
特殊装備部隊		盛岡 (屈折はしご車), 奥州金ケ崎 (はしご車) (2隊)	
航空部隊		岩手県防災航空隊 (1隊)	防災ヘリコプター

3-8-2 緊急消防援助隊岩手県隊出動要請連絡先

消防本部	時間 帯別	連絡窓口	電話番号	FAX番号	衛星電話 (県庁から)
盛岡地区	昼間	警防課	019-626-7402	019-651-9916	9-20-003-414-1
	夜間	通信指令課	019-622-0119	019-626-4016	9-20-003-414-2
宮古地区	昼間	消防課	0193-62-5533	0193-62-9008	9-20-003-466-1
	夜間	宮古消防署			
一関市	昼間	消防課	0191-25-0119	0191-25-5922	9-20-003-534-1
	夜間				
釜石大槌地区	昼間	釜石消防署 小佐野出張所	0193-23-5308	0193-23-5308	—
	夜間				
奥州金ヶ崎	昼間	通信指令室	0197-24-7211	0197-23-6009	9-20-003-526-1
	夜間				
久慈地区	昼間	消防課	0194-53-0119	0194-53-3115	9-20-003-487-1
	夜間	久慈消防署			
花巻市	昼間	警防課	0198-22-6124	0198-23-2201	9-20-003-495-2
	夜間	通信指令課	0198-24-2119		
北上地区	昼間	指令室	0197-64-1122	0197-65-4621	9-20-003-502-1
	夜間				
大船渡地区	昼間	消防課	0192-27-2119	0192-27-7414	9-20-003-555-2
	夜間	大船渡消防署			9-20-003-555-1
遠野市	昼間	保安施設課	0198-62-4311	0198-62-9922	9-20-003-563-1
	夜間	遠野消防署			
陸前高田市	昼間	通信室	0192-54-2119	0192-55-2648	—
	夜間				
二戸地区	昼間	消防課	0195-23-7119	0195-25-5899	9-20-003-434-1
	夜間	二戸消防署			9-20-003-434-2

3-10 相互応援協力計画

3-10-1 技術職員（災害対策基本法第33条の規定に基づく派遣職員）数調

平成21年5月16日現在

区 分		A (人)	B (人)	計 (人)
建設機械操作職				
作業船操作職		9	11	20
作業船機関職		13	6	19
医学職	医 師	528	18	546
	歯科医師	7		7
	獣 医 師	91	25	116
	薬 剤 師	168	8	176
	X 線 技 師	150	7	157
	看 護 師	2,735	341	3,076
	保 健 師	43	18	61
	助 産 師			
	准 看 護 師	64	126	190
	衛生検査技師等	179	35	214
小 計		3,965	578	4,543
建 築 職		41	32	73
土木職	一 般 土 木	283	186	469
	農 業 土 木	130	41	171
	林 業 土 木	45	32	77
	小 計	458	259	717
その他 必要な 職種	電 気 技 術 職	60	28	88
	無 線 通 信 職	4	2	6
	機 械 技 術 職	32	12	44
	栄 養 士	63	7	70
	小 計	159	49	208
合 計		4,645	935	5,580

注) A：当該職務を独立して遂行する能力を有する者

B：補助的業務に従事する者でA以外の者

3-10-2 大規模災害時における岩手県市町村相互応援に関する協定

(趣旨)

第1条 この協定は、岩手県内において地震、津波等による大規模災害が発生した場合に、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第5条の2及び第67条第1項の規定に基づき、岩手県内の市町村(以下単に「市町村」という。)間の相互応援が迅速かつ円滑に行われるために必要な事項について定めるものとする。

(応援の種類)

第2条 応援の種類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 応急措置を行うに当たって必要となる情報の収集及び提供
- (2) 食料、飲料水及び生活必需物資並びにこれらの供給に必要な資機材の提供及びあっせん
- (3) 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な物資及び資機材の提供及びあっせん
- (4) 災害応急活動に必要な車両等の提供及びあっせん
- (5) 災害応急活動に必要な職員等(以下「応援職員等」という。)の派遣
- (6) 被災者の一時収容のための施設の提供及びあっせん
- (7) 前各号に掲げるもののほか、特に要請のあった事項

(応援調整市町村)

第3条 市町村は、被災した市町村(以下「被災市町村」という。)及び応援を行う市町村(以下「応援市町村」という。)の間の連絡調整等を行う市町村(以下「応援調整市町村」という。)を、地域ごとに定めるものとする。

(応援要請等)

第4条 被災市町村は、次に掲げる事項を明らかにして、応援調整市町村に対し、応援の要請を行うものとする。

- (1) 被害の種類及び状況
- (2) 第2条第2号及び第3号に掲げる物資及び資機材の品名、数量等
- (3) 第2条第4号に掲げる車両等の種類、規格及び台数
- (4) 応援職員等の職種別人員
- (5) 応援場所及び応援場所までの経路
- (6) 応援を要する期間
- (7) 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

2 応援調整市町村は、前項の要請を受けた場合は、他の市町村及び岩手県と十分連絡をとり、各市町村が実施する応援内容等の調整を図るものとする。

(自主応援)

第5条 市町村は、甚大な被害が発生したと認められる場合において、被災市町村との連絡がとれないとき又は被災市町村からの応援の要請を待ついとまがないときは、前条第1項の要請を待たずに、必要な応援を行うことができるものとする。この場合において、当該市町村は、同項の規定により被災市町村から応援の要請を受けたものとみなす。

(応援費用の負担等)

第6条 応援市町村が応援に要した費用は、原則として、被災市町村の負担とする。

2 被災市町村は、前項の費用を支弁するいとまがない場合は、応援市町村に当該費用の一時繰替支弁を求めることができるものとする。

(連絡担当課)

第7条 市町村は、相互応援に関する連絡担当課を定め、災害が発生したときは、速やかに、相互に連絡するものとする。

(情報等の交換)

第8条 市町村は、この協定に基づく相互応援が円滑に行われるよう、必要に応じて、情報及び資料を相互に交換するものとする。

(その他)

第9条 この協定に定めるもののほか、特に必要がある場合は、その都度、市町村が協議して定めるものとする。

2 この協定の実施に関し必要な事項は、第7条に規定する連絡担当課が協議して定めるものとする。

第10条 この協定は、平成8年10月7日から効力を生ずるものとする。

この協定を証するため、本協定書 59 通を作成し、市町村がそれぞれ記名押印の上、各 1 通を保有する。

平成8年10月7日

盛岡市

盛岡市長 桑島 博

宮古市

宮古市長 菊池 長右エ門

大船渡市

大船渡市長 甘竹 勝郎

水沢市

水沢市長 後藤 晨

花巻市

花巻市長 渡邊 勉

北上市

北上市長 高橋 盛吉

久慈市

久慈市長 久慈 義昭

遠野市

遠野市長 菊池 正

一関市

一関市長 佐々木 一朗

陸前高田市

陸前高田市長 菅野 俊吾

釜石市

釜石市長 野田 武義

江刺市

江刺市長 及川 勉

二戸市

二戸市長 小原 豊明

雫石町

華石町長	川口善彌
葛巻町	
葛巻町長	遠藤治夫
岩手町	
岩手町長	田中幸平
西根町	
西根町長	工藤勝治
滝沢村	
滝沢村長	柳村純一
松尾村	
松尾村長	佐々木正四郎
玉山村	
玉山村長	工藤久徳
紫波町	
紫波町長	鷹木壯光
矢巾町	
矢巾町長	高橋隆三
大迫町	
大迫町長	畠敏
石鳥谷町	
石鳥谷町長	大竹義文
東和町	
東和町長	小原秀夫
湯田町	
湯田町長	菅原信夫
沢内村	
沢内村長	内記正志
金ヶ崎町	
金ヶ崎町長	高橋紀雄
前沢町	
前沢町長	鈴木一司
胆沢町	
胆沢町長	千田明
衣川村	
衣川村長	佐々木秀康
花泉町	
花泉町長	小野寺亮助
平泉町	
平泉町長	穂積昭慈
大東町	

大東町長	小原 伸元
藤沢町	
藤沢町長	佐藤 守
千厩町	
千厩町長	藤野 光男
東山町	
東山町長	松川 誠
室根村	
室根村長	名取 渉
川崎村	
川崎村長	千葉 莊
住田町	
住田町長	菅野 剛
三陸町	
三陸町長	佐々木 菊夫
大槌町	
大槌町長	黒澤 友吉
宮守村	
宮守村長	照井 春雄
田老町	
田老町長	竹花 達雄
山田町	
山田町長	黒澤 孝
岩泉町	
岩泉町長	八重樫 協二
田野畑村	
田野畑村長	早野 仙平
普代村	
普代村長	岩澤 義雄
新里村	
新里村長	山口 通男
川井村	
川井村長	原 眞
軽米町	
軽米町長	平 澄芳
種市町	
種市町長	関根 重男
野田村	
野田村長	中川 正勝
山形村	

山形村長	小笠原	寛
大野村		
大野村長	柏木	幸夫
九戸村		
九戸村長	伊保内	昭一
浄法寺町		
浄法寺町長	砂子田	一男
安代町		
安代町長	北館	義一
一戸町		
一戸町長	稲葉	暉

3-10-3 大規模災害時における岩手県市町村相互応援に関する協定実施細目

(趣旨)

第1条 この実施細目は、大規模災害時における岩手県市町村相互応援に関する協定（以下「協定」という。）第9条第2項の規定に基づき、協定の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(応援調整市町村)

第2条 協定第3条に規定する応援調整市町村は、別表第1のとおりとする。

2 応援調整市町村の役割は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 被災市町村の被害状況に関する情報の収集及び提供
- (2) 被災市町村が必要とする応援の種類等の集約及び各市町村との連絡調整等
- (3) 前2号に掲げるもののほか、必要な事項

(応援要請の方法)

第3条 協定第4条第1項の規定による応援の要請は、電話、ファクシミリ等により行うものとし、後日、文書を提出するものとする。

2 ファクシミリ又は文書による応援要請は、別紙様式によるものとする。

(応援職員等の派遣に要した費用の負担)

第4条 協定第6条第1項に規定する費用のうち、応援職員等の派遣に要した費用の負担については、次に掲げるとおりとする。

- (1) 被災市町村が負担する費用は、応援市町村が定める規程により算定した応援職員等の旅費の額及び諸手当の額の範囲内とする。
- (2) 応援職員等が応援業務により負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合は、地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）の規定に基づき、必要な補償を行う。
- (3) 応援職員等が業務上第三者に損害を与えた場合において、その損害が応援業務の従事中に生じたものについては被災市町村が、被災市町村への往復の途中において生じたものについては応援市町村が、それぞれ賠償する。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、応援職員等の派遣に要した費用については、被災市町村及び応援市町村が協議して定める。

(応援費用の請求等)

第5条 応援市町村が、協定第6条第2項の規定により応援に要した費用を繰替支弁した場合は、次に定めるところにより算出した額を、被災市町村に請求するものとする。

- (1) 応援職員等の派遣については、前条に規定する費用
 - (2) 備蓄物資については、提供した当該物資の時価評価額及び輸送費
 - (3) 調達物資については、当該物資の購入費及び輸送費
 - (4) 車両、資機材等については、借上料、燃料費、輸送費及び破損又は故障が生じた場合の修理費
 - (5) 施設の提供については、借上料
 - (6) 協定第2条第7号に規定するものについては、その実施に要した額
- 2 前項の規定による請求は、応援市町村長による請求書（関係書類を添付）により、連絡担当課を經由して、被災市町村長に請求するものとする。
- 3 前2項により難しいときは、被災市町村及び応援市町村が協議して定めるものとする。

(費用負担の協議)

第6条 協定第6条第1項の規定にかかわらず、被災市町村の被災状況等を勘案し、特別の事情があると認めるときは、応援に要した費用の負担について、被災市町村及び応援市町村の間で協議して定めることができるものとする。

(連絡担当課)

第7条 協定第7条に規定する連絡担当課は、別表第2のとおりとする。

(訓練の実施)

第8条 市町村は、協定に基づく相互応援が円滑に行われるよう、必要な訓練を適宜実施するものとする。

(協定等の見直し)

第9条 協定及びこの実施細目は、必要に応じて見直すこととし、その事務処理については、応援調整市町村が持ち回りで担当する。

附 則

この実施細目は、平成8年10月7日から施行する。

別表第1 (第2条関係)

応 援 調 整 市 町 村

地域名	構 成 市 町 村	応 援 調 整 市 町 村	
		正	副
二 戸	二戸市, 軽米町, 九戸村, 浄法寺町, 一戸町	盛岡市	久慈市
久 慈	久慈市, 普代村, 種市町, 野田村, 山形村, 大野村	二戸市	盛岡市
盛 岡	盛岡市, 雫石町, 葛巻町, 岩手町, 西根町, 滝沢村, 松尾村, 玉山村, 紫波町, 矢巾町, 安代町	北上市	宮古市
宮 古	宮古市, 田老町, 山田町, 岩泉町, 田野畑村, 新里村, 川井村	盛岡市	花巻市
岩 手 中 部	花巻市, 北上市, 大迫町, 石鳥谷町, 東和町, 湯田町, 沢内村	一関市	釜石市
胆 江	水沢市, 江刺市, 金ヶ崎町, 前沢町, 胆沢町, 衣川村	花巻市	大船渡市
釜 石	遠野市, 釜石市, 大槌町, 宮守村	遠野市	江刺市
両 磐	一関市, 花泉町, 平泉町, 大東町, 藤沢町, 千厩町, 東山町, 室根町, 川崎村	水沢市	陸前高田市
気 仙	大船渡市, 陸前高田市, 住田町, 三陸町	一関市	水沢市

別表第2 (第7条関係)

連絡担当課

地域	市町村名	連絡担当課	電話番号		FAX番号
			防災行政無線	有線電号	
二戸	二戸市	生活環境課	×-431-1	0195-23-3111	25-5160
	軽米町	総務課	×-432-1	0195-46-2111	46-2335
	九戸村	総務課	×-433-1	0195-42-2111	42-3120
	浄法寺町	総務課	×-441-1	0195-38-2211	38-2161
	一戸町	総務課	×-442-1	0195-33-2111	33-3770
久慈	久慈市	消防防災課	×-487-1	0194-53-3109	53-3115
	普代村	住民課	×-20-483-1	0194-35-2111	35-3017
	種市町	総務課	×-482-1	0194-65-2111	65-4334
	野田村	住民課	×-484-1	0194-78-2111	78-3995
	山形村	総務課	×-485-1	0194-72-2111	72-2848
	大野村	総務課	×-486-1	0194-77-2111	77-4015
盛岡	盛岡市	消防防災課	×-411-1	019-651-4111	622-6211
	掣石町	総務課	×-421-1	019-692-2111	692-1311
	葛巻町	総務課	×-401-1	0195-66-2111	66-2101
	岩手町	総務課	×-402-1	0195-62-2111	62-3104
	西根町	総務課	×-422-1	0195-76-2111	75-0469
	滝沢村	総務課	×-423-1	019-684-2111	684-1517
	松尾村	総務課	×-424-1	0195-74-2111	74-2102
	玉山村	総務課	×-425-1	019-683-2111	683-1130
	紫波町	町民課	×-20-412-1	019-672-2111	672-2311
	矢巾町	住民課	×-413-1	019-697-2111	697-3700
	安代町	総務課	×-403-1	0195-72-2111	72-3531
宮古	宮古市	消防防災課	×-466-1	0193-62-5533	62-3637
	田老町	総務課	×-462-1	0193-87-2111	87-3667
	山田町	総務課	×-463-1	0193-82-3111	82-4989
	岩泉町	総務課	×-471-1	0194-22-2111	22-3562
	田野畑村	住民生活課	×-472-1	0194-34-2111	34-2632
	新里村	住民生活課	×-464-1	0193-72-2111	72-3282
	川井村	総務課	×-465-1	0193-76-2111	76-2042
岩手中部	花巻市	消防防災課	×-495-1	0198-24-2119	24-0259
	北上市	消防防災課	×-20-502-1	0197-64-1122	63-7023
	大迫町	総務課	×-492-1	0198-48-2111	48-2943
	石鳥谷町	総務課	×-493-1	0198-45-2111	45-3733
	東和町	総務課	×-20-494-1	0198-42-2111	42-3605
	湯田町	福祉課	×-506-1	0197-82-2111	82-3111
	沢内村	総務課	×-507-1	0197-85-2111	85-2119

地域	市町村名	連絡担当課	電 話 番 号		F A X 番号
			防災行政無線	有 線 電 号	
胆 江	水 沢 市	生活環境課	×-521-1	0197-24-2111	24-1991
	江 刺 市	企画調整課	×-511-1	0197-35-2111	35-5120
	金ヶ崎町	生活環境課	×-522-1	0197-42-2111	42-4474
	前 沢 町	町 民 課	×-523-1	0197-56-2111	56-3427
	胆 沢 町	町 民 課	×-524-1	0197-46-2111	46-4455
	衣 川 町	総 務 課	×-20-525-2	0197-52-3111	52-4142
釜 石	釜 石 市	総 務 課	×-451-1	0193-22-2127	22-2686
	遠 野 市	消防防災課	×-563-1	0198-62-4311	62-2271
	大 槌 町	総 務 課	×-20-452-1	0193-42-2111	42-3855
	宮 守 村	総 務 課	×-562-1	0198-67-2111	67-2037
両 磐	一 関 市	企画調整課	×-531-1	0191-21-2111	21-2164
	花 泉 町	総 務 課	×-532-1	0191-82-2211	82-2210
	平 泉 町	総 務 課	×-533-1	0191-46-2111	46-3080
	大 東 町	町 民 課	×-541-1	0191-72-2111	72-2222
	藤 沢 町	自治振興課	×-542-1	0191-63-2111	63-5133
	千 厩 町	町民生活課	×-543-1	0191-53-2111	53-2110
	東 山 町	総 務 課	×-544-1	0191-47-2111	47-2118
	室 根 村	住民福祉課	×-20-545-2	0191-64-2111	64-2115
気 仙	川 崎 村	民 生 課	×-546-1	0191-43-2111	43-2550
	大 船 渡 市	総 務 課	×-551-1	0192-27-3111	26-4477
	陸前高田市	総 務 課	×-552-1	0192-54-2111	54-3888
	住 田 町	総 務 課	×-20-553-2	0192-46-2111	46-3515
三 陸 町	総 務 課	×-554-1	0192-44-2111	44-2110	

備考1 防災行政無線の「×」は、発信特番（市町村ごとに異なる）であること。

2 は、応援調整市町村であること。

別紙様式（第3条関係）

第 号
年 月 日

（応援調整市町村長） 殿

（応援要請市町村長）

応 援 要 請 書

「大規模災害時における岩手県市町村相互応援に関する協定」に基づき、下記のとおり応援を要請します。

記

1 被害の種類及び状況

種 類	地震災害	津波災害	風水害	その他（ ）
人 的 被 害	(1) 死 者	(2) 行方不明者	(3) 重 傷 者	(4) 軽 傷 者
	人	人	人	人
住 家 被 害	(1) 全 壊	(2) 半 壊	(3) 一 部 破 損	(4) そ の 他
	棟 世帯	棟 世帯	棟 世帯	棟 世帯
公共施設等被害	（庁舎，学校，病院，道路，鉄道，港湾，ライフライン関係）			

※ 被害状況は、確認できる範囲で、概括的なもので差し支えないこと。

担当課・係名	
担 当 者 名	
電 話 ・ FAX 番 号	

2 応援の種類

(1) 物資・資機材・車両等の提供

品名（種類・規格等）	数量	場所

(2) 職員等の派遣

職種	活動内容	人員	場所

(3) その他の応援要請事項

--

3 応援の期間

年	月	日	～	年	月	日
---	---	---	---	---	---	---

4 応援場所までの経路

陸路	
空路（ヘリポート等）	
水路（港湾）	

3-10-4 大規模災害時等の北海道・東北8道県相互応援に関する協定

(趣旨)

第1条 この協定は、北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県及び新潟県（以下「道県」という。）が、大規模災害発生時又は武力攻撃事態、武力攻撃予測事態若しくは緊急対処事態（以下「大規模災害時等」という。）において、被災者等（避難住民並びに大規模災害、武力攻撃災害及び緊急対処事態における災害による被災者をいう。以下同じ。）の避難、救援等の応急措置又は国民の保護のための措置若しくは緊急対処保護措置（以下「応急措置等」という。）の対策が十分に実施できない場合に、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第74条又は武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第12条若しくは同法第183条で準用する第12条の規定に基づき、他の道県に対し応援を要請する応急措置等を迅速かつ円滑に遂行するために必要な事項について定めることを目的とする。

(連絡担当部局)

第2条 道県は、相互応援に関する連絡担当部局を定め、大規模災害発生時又は政府による事態認定時には、速やかに相互に連絡するものとする。

(応援調整道県の設置)

第3条 道県は、大規模災害時等に被災した道県又は国民の保護のための措置若しくは緊急対処保護措置を実施する必要がある道県（以下「被災道県」という。）が個別に応援要請の措置を講じられない場合も想定し、その調整を行うための応援調整道県をあらかじめ被災道県ごとに定めておくものとする。

(連絡調整員の派遣)

第4条 応援調整道県は、必要があると認めるときは、被災道県の災害対策本部又は国民保護対策本部若しくは緊急対処事態対策本部に、連絡調整員を派遣することができる。

(応援の種類)

第5条 応援の種類は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 応急措置等を行うに当たって必要となる情報の収集及び提供
- (2) 物資等の提供及びあっせん並びに人員の派遣
 - ア 食料、飲料水、生活必需品、医薬品並びにその供給に必要な資機材の提供及びあっせん
 - イ 被災者等の救出、医療、防疫、施設の応急措置等に必要な資機材、物資の提供及びあっせん
 - ウ 避難、救援及び救出活動に必要な車両、ヘリコプター等の派遣及びあっせん
 - エ 避難、救援、救護、救助活動及び応急措置等に必要な職員の派遣
- (3) 被災者等の一時収容のための施設の提供及びあっせん
- (4) 前各号に掲げるもののほか、特に要請のあった事項

(応援の要請)

第6条 被災道県は、別に定める事項を明らかにして、第2条に規定する連絡担当部局を通じ、応援調整道県等へ応援の要請を行うものとする。

(応援の自主出動)

第7条 応援調整道県は、被災道県との連絡が取れない場合又は応援の要請を待ついとまがないと認められた場合は、他の道県と協力して自主的に被災道県の情報収集を行い、その結果を道県に伝達するものとする。

2 応援調整道県は、前項の情報収集の結果を踏まえ、被災道県に代わり必要な応援の要請を行うことができるものとする。

3 前項の規定による応援の要請があった場合は、前条の規定に基づく被災道県からの要請があったも

のとみなす。

(応援経費の負担)

第 8 条 応援に要した経費は、原則として被災道県の負担とする。ただし、被災道県が費用を支弁する
いとまがない場合は、被災道県は、応援道県に当該費用の一時繰替又は立替支弁を求めることができ
るものとする。

(資料の交換)

第 9 条 道県は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、毎年、地域防災計画又は国民保護計画
その他必要な資料を相互に交換するものとする。

(その他)

第 10 条 この協定に定めのない事項で、特に必要が生じた場合は、その都度、道県が協議して定める。

2 この協定の実施に関し必要な事項は、第 2 条に規定する連絡担当部局が協議して定める。

附 則

1 この協定は、平成 19 年 11 月 8 日から効力を生ずるものとする。

2 平成 7 年 10 月 31 日に締結された協定は、これを廃止する。

この協定の締結を証するため、本書 8 通を作成し、各道県記名押印の上、各 1 通を保有する。

平成 19 年 11 月 8 日

北海道知事	高 橋	は る み
青森県知事	三 村	申 吾
岩手県知事	達 増	拓 也
宮城県知事	村 井	嘉 浩
秋田県知事	寺 田	典 城
山形県知事	齋 藤	弘
福島県知事	佐 藤	雄 平
新潟県知事	泉 田	裕 彦

3-10-5 大規模災害時等の北海道・東北8道県相互応援に関する協定実施細目

(趣旨)

第1条 この実施細目は、大規模災害時等の北海道・東北8道県相互応援に関する協定（以下「協定」という。）第10条第2項の規定に基づき、協定の実施に必要な事項を定めるものとする。

(連絡担当部局)

第2条 協定第2条に規定する連絡担当部局等は、別表1のとおりとする。

(応援調整道県)

第3条 協定第3条に規定する応援調整道県は、別表2のとおりとする。

2 応援調整道県の役割は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 被災道県の被害状況の情報の収集及び提供
- (2) 被災道県が必要とする応援の種類等の集約及び応援道県との連絡調整
- (3) 前2号に定めるもののほか必要な事項

(応援要請の方法)

第4条 協定第6条に規定する応援要請は、次の各号に掲げる事項を明らかにして、電話、電信等又は連絡調整員を通じて行うものとし、後に文書を速やかに応援道県に提出するものとする。

- (1) 被害の種類及び状況
- (2) 協定第5条第2号ア及びイに掲げるものの品名、数量等
- (3) 協定第5条第2号ウに掲げる車両、船艇の種類、規格及び台数、ヘリポートの位置等
- (4) 協定第5条第2号エに掲げるものの種類別人員
- (5) 応援場所及び応援場所への経路
- (6) 応援の期間
- (7) 前各号に定めるもののほか必要な事項

(ヘリコプターによる緊急被災状況収集体制)

第5条 協定第7条第1項に規定する情報収集を、迅速かつ的確に行うためヘリコプターを活用した緊急被災状況収集体制は、別表3のとおりとする。

2 ヘリコプターによる緊急被災状況収集体制の担当道県が応援調整道県になっていない場合には、相互に緊密な情報交換を行うものとする。

(応援職員等の表示)

第6条 被災道県への応援職員及び協定第4条に規定する連絡調整員（以下「応援職員等」という。）は、応援道県名を表示する腕章等を着用し、その身分を明らかにするものとする。

(応援職員等の携行品)

第7条 応援職員等は、災害又は武力攻撃事態、武力攻撃予測事態若しくは緊急処理事態の状況に応じ、必要な被服、当座の食料、携帯電話等を携行するものとする。

(応援職員等に対する便宜の供与)

第8条 被災道県は、必要に応じ、応援職員等に対する宿舍のあっせんその他の便宜を供与するものとする。

(応援の種類)

第9条 協定第5条に規定する応援の種類は、道県ごとに作成し、毎年見直しを行うとともに、その内容を相互に交換するものとする。

(防災訓練等)

第10条 道県は、協定に基づく応援が円滑に行われるよう、必要な訓練等を適時行うものとする。

(応援職員等の派遣に要する経費負担等)

第11条 協定第8条に規定する経費のうち、応援職員等の派遣に要した経費の負担については、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 被災道県が負担する経費の額は、応援道県が定める規定により算定した当該応援職員等の旅費の額及び諸手当の額を範囲内とする。
- (2) 応援職員等が応援業務により負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合は、地方公務員災害補償法の規定に基づき必要な補償を行う。
- (3) 応援職員等が業務上第三者に損害を与えた場合において、その損害が応援業務の従事中に生じたものについては被災道県が、被災道県への往復の途中において生じたものについては、応援道県が賠償するものとする。
- (4) 前3号に定めるもののほか、応援職員等の派遣に要する経費については、被災道県及び応援道県が協議して定める。

(経費の支払方法)

第12条 応援道県が、協定第8条ただし書の規定により、応援に要した経費を繰替又は立替支弁した場合には、次の各号に定めるところにより算出した額を被災道県に請求するものとする。

- (1) 応援職員等の派遣については、前条に規定する額
- (2) 備蓄物資については、提供した物資の時価評価額及び輸送費
- (3) 調達物資については、当該物資の購入費及び輸送費
- (4) ヘリコプター、車両、船艇、機械器具等については、借上料、燃料費、輸送費及び破損又は故障が生じた場合の修理費
- (5) 施設の提供については、借上料
- (6) 協定第5条第4号に規定する事項については、その実施に要した額

2 前項に規定する請求は、応援道県の知事名による請求書(関係書類添付)により連絡担当部局を経由して被災道県の知事に請求する。

3 前2項により難しいときは、被災道県及び応援道県が協議して定める。

(経費負担の協議)

第13条 協定第8条の規定にかかわらず、被災道県の被災状況等を勘案し、特段の事情があると認めるときは、応援に要した経費の負担について、被災道県と応援道県との間で協議することができるものとする。

(資料の交換)

第14条 協定第9条に定める資料の交換は、毎年度、災害対策基本法第33条に基づく派遣職員に関する資料の相互交換の際に行うものとする。

2 交換する資料は、道県の地域防災計画及び国民保護計画、第9条に規定する応援の種類及びその他必要と認める資料とする。

(協定の見直し)

第15条 協定及び実施細目は、必要に応じ見直すこととし、その事務処理については、道県持ち回りとする。

附 則

- 1 この実施細目は、平成19年11月8日から施行する。

2 平成11年4月1日の実施細則は、これを廃止する。

別表1

連絡担当部局

道県名	部局名	課名	無線電話	NTT 電話 (直通)	夜間・休日の連絡先
北海道	総務部 危機対策 局	・防災消防課 ・参事	01-11	011-231-4111 (22-563) (防災) (22-583) (国民保護) Fax 011-231-4314	同左又は 011-231-3398 (当直室)
青森県	総務部	防災消防課	02-221	017-734-9088 (防災) 017-734-9089 (国民保 護) Fax 017-722-4867	同左 (夜間休日常駐員から当 番職員へ連絡)
岩手県	総務部	総合防災室	03-16	019-629-5153 (防災) 019-629-5162 (国民保 護) Fax 019-629-5174	同左 (宿直員から室長へ連 絡)
宮城県	総務部	危機対策課	04-8-2375	022-211-2375 (防災) 022-211-2382 (国民保 護) Fax 022-211-2398	同左又は 022-211-3161(宿 日直職員から担当班長へ 連絡)
秋田県	知事公室	総合防災課	05-11	018-860-4565 (防災) 018-860-4562 (国民保 護) Fax 018-824-1190	同左又は 018-860-2750 (警備員から当番職員へ 連絡)
山形県	総務部 危機管理 室	総合防災課	06-511	023-630-2231 (防災) 023-630-2671 (国民保 護) Fax 023-633-4711	同左又は 023-630-2754 (宿日直職員から当番職 員へ連絡)
福島県	生活環境 部	県民安全領 域災害対策 グループ	07-61	024-521-7194 (防災) 024-521-7641 (国民保 護) Fax 024-521-7920	同左又は 024-521-7821 (警備員から当番職員へ 連絡)
新潟県	防災局	危機対策課	15-11	025-280-5144 Fax 025-281-2979	同左又は 025-285-5511 (警備員から当番職員へ 連絡)

別表 2

応援調整道県

被災道県名	第1順位	第2順位	第3順位
北海道	青森県	岩手県	秋田県
青森県	北海道	秋田県	岩手県
岩手県	秋田県	北海道	青森県
宮城県	山形県	福島県	北海道
秋田県	岩手県	青森県	新潟県
山形県	宮城県	新潟県	福島県
福島県	新潟県	宮城県	山形県
新潟県	福島県	山形県	宮城県

別表 3

ヘリコプターによる緊急被災状況収集体制

被災道県名	正	副
北海道	青森県	岩手県
青森県	北海道	秋田県
岩手県	秋田県	北海道
宮城県	福島県	山形県
秋田県	岩手県	青森県
山形県	宮城県	新潟県
福島県	新潟県	宮城県
新潟県	山形県	福島県

3-10-6 全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定

(趣旨)

第1条 この協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第5条の2及び第8条第2項第12号の規定又は武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第3条第4項及び第172条第4項の規定並びに第32条第2項第6号及び第182条第1項の規定による地方公共団体相互の広域的な連携協力に関する基本指針の内容に基づき、地震等による大規模災害が発生した場合又は武力攻撃事態等若しくは緊急処理事態において、各ブロック知事会で締結する災害時の相互応援協定若しくは国民の保護に関する相互応援協定（以下「災害時等の相互応援協定」という。）又は都道府県間で個別に締結する災害時等の相互応援協定では被災者等（避難住民及び大規模災害、武力攻撃災害等（武力攻撃災害及び緊急処理事態における災害をいう。以下同じ。）における被災者をいう。）の避難、救援等の対策が十分に実施できない場合に、地震等による大規模災害が発生した都道府県又は国民の保護のための措置又は緊急対処保護措置（以下「国民保護措置等」という。）を実施するため応援を必要とする都道府県（以下「被災県等」という。）の要請に基づき、全国知事会の調整の下に行われる広域応援を、迅速かつ円滑に遂行するため、必要な事項を定めるものとする。

(広域応援)

第2条 被災県等は、次の表の自ら所属するブロック知事会以外のブロック知事会を構成する都道府県に対し、全国知事会を通じて広域応援（以下「広域応援」という。）を要請することができる。

ブロック知事会名	構成都道府県名							
北海道東北地方知事会	北海道	青森県	秋田県	岩手県	山形県	宮城県	福島県	新潟県
関東地方知事会	東京都	群馬県	栃木県	茨城県	埼玉県	千葉県	神奈川県	山梨県
	静岡県	長野県						
中部圏知事会	富山県	石川県	岐阜県	愛知県	三重県	長野県	静岡県	福井県
	滋賀県							
近畿ブロック知事会	福井県	三重県	滋賀県	京都府	大阪府	奈良県	和歌山県	兵庫県
	徳島県							
中国地方知事会	鳥取県	島根県	岡山県	広島県	山口県			
四国知事会	徳島県	香川県	愛媛県	高知県				
九州地方知事会	福岡県	佐賀県	長崎県	大分県	熊本県	宮崎県	鹿児島県	沖縄県
	山口県							

2 所属するブロック知事会（以下「ブロック」という。）が複数ある都道府県については、被災県等からの広域応援が要請された場合、重複しているブロックの間で協議のうえ、いずれかのブロックに属するものとして対応すべきことを決定するものとする。

(ブロックによる広域応援の連絡調整)

第3条 広域応援を円滑に実施するため、各ブロックに幹事県及び副幹事県（以下「幹事県等」という。）を置く。

2 幹事県は、原則として前条第1項に掲げる各ブロックの会長都道府県又は常任世話人県をもって充てる。ただし、ブロック内の協議により、会長都道府県又は常任世話人県以外の都道府県を幹事県とした場合は、この限りでない。

- 3 幹事県は、被災県等に対する広域応援を速やかに行うため、ブロック内の総合調整を行うものとする。
- 4 幹事県が被災等によりその事務を遂行できない場合に備え、各ブロックは、協議のうえ、副幹事県を決定しておくものとする。
- 5 幹事県等がともに被災等によりその事務を遂行できなくなったブロックは、当該ブロック内で速やかに協議のうえ、幹事県に代って職務を行う都道府県（以下「幹事代理県」という。）を決定し、幹事代理県となった都道府県はその旨を全国知事会に報告するものとする。
- 6 各ブロックの幹事県は、幹事県等を定めたときはその都道府県名を毎年4月末日までに全国知事会に報告するものとする。幹事県又は副幹事県を変更したときも同様とする。
- 7 全国知事会は、前項による報告を受けた場合には、その状況をとりまとめのうえ、速やかに各都道府県に連絡するものとする。

（連絡窓口）

第4条 各都道府県は、広域応援に関する連絡担当部局をあらかじめ定め、毎年4月末日までに全国知事会に報告するものとする。

- 2 各都道府県は、連絡担当部局を変更した場合には、速やかに全国知事会に報告するものとする。
- 3 全国知事会は、第1項及び前項による報告を受けた場合には、その状況をとりまとめのうえ、速やかに各都道府県に連絡するものとする。

（広域応援の内容）

第5条 広域応援の内容は、被災地等における住民の避難、被災者等の救援・救護、武力攻撃災害等への対処及び災害応急・復旧対策並びに復興対策に係る人的・物的支援、施設若しくは業務の提供又はそれらの斡旋とする。

（広域応援の要請）

第6条 被災県等は、広域応援を要請しようとするときは、速やかに自らが所属するブロックの幹事県に対し、被害状況等を連絡するとともに、必要とする広域応援の内容に関する次の事項を記載した文書を提出するものとする。ただし、いとまのない場合は、電話又はファクシミリ等により広域応援の要請を行い、後日文書を速やかに提出するものとする。

- (1) 資機材及び物資等の品目並びにそれらの数量
 - (2) 施設、提供業務の種類又は斡旋の内容
 - (3) 職種及び人数
 - (4) 応援区域又は場所及びそれに至る経路
 - (5) 応援期間（見込みを含む。）
 - (6) 前各号に掲げるもののほか必要な事項
- 2 前項の連絡及び要請を受けた幹事県は、速やかに、被災県等の被害状況及び広域応援の要請内容等を全国知事会に連絡するものとする。
 - 3 全国知事会は、前項の連絡を受けたときは、速やかに、各ブロックと調整を行ったうえで、被災県等に対する広域応援計画を作成し、各ブロックの幹事県等及び被災県等に、広域応援の内容を連絡するものとする。
 - 4 広域応援計画で被災県等を応援することとされた都道府県は、最大限その責務を果たすよう努めるものとする。
 - 5 第1項による要請をもって、被災県等から各都道府県に対して広域応援の要請があったものとみなす。
（経費の負担）

第7条 広域応援を行った都道府県が当該広域応援に要した経費は、原則として広域応援を受けた被災県等の負担とする。

ただし、被災県等と広域応援を行った都道府県との間で協議した結果、合意が得られた場合については、この限りではない。

- 2 被災県等は、費用を支弁するいとまがない場合等やむを得ない事情があるときは、広域応援を行う都道府県に当該費用の一時繰替え（国民保護に関しては「立替え」と読み替える。以下同じ。）支弁を求めることができるものとする。
- 3 被災県等は、前項の繰替え支弁がなされたときは、原則として年度内に繰替え支弁をした都道府県に対し繰戻しをしなければならない。

（隣接県に対する応援要請）

第8条 被災県等は、隣接するブロックの一部の都道府県に対し応援を要請することができる。この場合において、被災県等は、応援を要請する都道府県名を指定して行うものとする。

- 2 前項の応援（以下「ブロック外応援」という。）については、第5条、第6条（第3項を除く。）及び第7条の規定を準用する。
- 3 全国知事会は、被災県等が指定した都道府県に対し、ブロック外応援の内容を伝えるとともに、協力を要請するものとする。
- 4 前項の要請を受けた都道府県は、最大限その責務を果たすよう努めなければならない。

（他の協定との関係）

第9条 この協定は、都道府県が各ブロック知事会及び個別に締結する災害時等の相互応援協定を妨げるものではない。

（訓練の実施）

第10条 各都道府県は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、必要な訓練を適時実施するものとする。

（その他）

第11条 この協定の実施に関し、必要な事項又はこの協定に定めのない事項については、全国知事会会長が別に定めるものとする。

附則 この協定は、平成18年7月12日から適用する。

- 2 平成8年7月18日に締結された協定は、これを廃止する。

附則 この協定は、平成19年7月12日から適用する。

- 2 平成18年7月12日に締結された協定は、これを廃止する。

この協定の締結を証するため、協定書に全国知事会会長及び各ブロックの会長又は常任世話人が記名し、全国知事会においてこれを保有するとともに、各都道府県に対しその写しを交付するものとする。

平成19年7月12日

全国知事会会長

福岡県知事

北海道東北地方知事会会長

秋田県知事

関東地方知事会会長
茨城県知事
中部圏知事会会長
愛知県知事
近畿ブロック知事会会長
滋賀県知事
中国地方知事会会長
広島県知事
四国知事会常任世話人
高知県知事
九州地方知事会会長
長崎県知事

3-10-7 消防防災ヘリコプターの運航不能期間等における北海道・東北8道県相互応援協定

(目的)

第1条 この協定は、北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県及び新潟県（以下「道県」という。）において、消防防災ヘリコプター（以下「ヘリ」という。）を使用した消防防災業務に関する応援について必要な事項を定めることを目的とする。

(応援要請)

第2条 この協定に基づく応援要請は、道県が保有するヘリが耐空検査及び整備等により運航不能又は他の用務等のために出動できない場合で、「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱（昭和61年5月30日付け消防救第61号消防庁次長通知）」の対象となる場合を除くヘリの出動事案が発生した場合に行うものとする。

(応援体制)

第3条 前条による応援要請は、各道県毎に他の道県に対して行うものとする。

応援要請を受けた道県は、所掌事務、気象条件等により飛行に支障がある場合を除き応援するものとする。

(応援活動の位置付け)

第4条 ヘリの応援活動の内容が救急搬送等消防の業務である場合には、当該ヘリの航空隊に隊員を派遣した市町村等と応援を受けた市町村等の間で、消防組織法第21条第1項による応援活動があったものとする。

(応援要請の手続き)

第5条 応援要請の手続きは、電話又はファクシミリにより、下記事項を明らかにして行うものとする。

- (1) 出動事案の概要
- (2) 必要な応援の内容
- (3) 発生の日時、場所及び状況
- (4) 現場の最高責任者の職・氏名及び現場との連絡方法
- (5) 現場の気象情報
- (6) ヘリが離着陸する場所及び地上支援体制
- (7) 応援に要する資機材の品目及び数量
- (8) ヘリの給油場所
- (9) その他必要な事項

(応援要請先)

第6条 応援要請の連絡先は、大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施細目に定める「連絡・要請窓口の名称」とする。

(応援の中断)

第7条 応援側の都合でヘリを復帰させるべき特別な事態が生じた場合には、応援側の長は、ヘリの応援を要請側と協議のうえ中断することができる。

(応援の始期及び終期)

第8条 この協定に基づく応援は、ヘリが応援要請を受けて飛行場を出発したときから始まり、飛行場に帰着したときに終了するものとする。

ただし、ヘリが飛行場以外の場所にあるときに、飛行目的を変更して応援に出動すべき命令があったときは、そのときからこの協定に基づく応援は始まるものとする。

2 ヘリがこの協定に基づく出勤中に、前条の規定により応援出勤が中断され、復帰すべき命令があったときは、そのときをもってこの協定による応援は終了するものとする。

(応援のために出勤したヘリの指揮)

第9条 応援出勤したヘリの指揮は、要請側の長の定める現場の最高責任者が行うものとする。

また、応援活動の内容が第4条に該当する場合のヘリの指揮は、応援を受けた市町村等の長の定める現場の最高指揮者が行うものとする。

2 当該ヘリに搭乗している指揮者は、活動にあたって、前項に規定する現場の最高指揮者と緊密な連絡を取るものとする。

(経費の負担)

第10条 応援に要する派遣職員の給与、旅費、ヘリの燃料費（応援先において給油する場合を除く。）

及び消耗品等の通常経費並びに応援職員の公務災害に係る災害補償費は、応援側の負担とする。

2 応援中に発生した事故の処理に要する経費のうち、次の各号に掲げるものは要請側の負担とする。

ただし、応援側の重大な過失により発生した損害は、応援側の負担とする。

(1) 土地、建物、工作物等に対する補償費

(2) ヘリの損傷に対する諸経費

(3) 一般人の死傷に伴う損害賠償に要する諸経費

3 前項に定める要請側の負担額は、応援側の加入する航空保険により支払われる金額を控除した金額とする。

4 前各号に定めるもの以外に要したその他諸経費の負担については、その都度協議し定めるものとする。

(情報交換)

第11条 この協定に基づき道県は相互に域内の臨時離着陸場等について情報交換を行い、出勤時に速やかに対応できるよう日頃から努めるものとする。

(その他)

第12条 この協定に関して疑義又は定めのない事項が生じたときは、道県が協議して定めるものとする。

附 則

(実施時期)

この協定は、平成12年3月1日から実施する。

この協定の締結を証するため本協定書8通を作成し、道県がそれぞれ記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成12年3月1日

北海道知事	堀 達 也
青森県知事	木 村 守 男
岩手県知事	増 田 寛 也
宮城県知事	浅 野 史 郎
秋田県知事	寺 田 典 城
山形県知事	高 橋 和 雄
福島県知事	佐 藤 栄 佐 久
新潟県知事	平 山 征 夫

3-10-8 大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱

1 目的

この広域航空消防応援実施要綱（以下「要綱」という。）は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第24条の3の規定に基づき、大規模特殊災害発生地¹の市町村が他の都道府県の市町村による回転翼航空機（以下「ヘリ」という。）を用いた消防に関する応援（以下「広域航空消防応援」という。）を要請しようとする場合に、当該応援が円滑かつ迅速に行われるよう要請手続その他必要な事項について定めることを目的とする。

2 用語の定義

(1) 要請側市町村

大規模特殊災害発生地¹の市町村（常備消防の事務を処理する一部事務組合が設けられている場合は、当該一部事務組合とする。）で、この要綱に基づき広域航空消防応援を要請したもの、又は要請しようとするものをいう。

(2) 要請側都道府県

要請側市町村の属する都道府県をいう。

(3) 応援側市町村

ヘリを保有する市町村（常備消防の事務を処理する一部事務組合が設けられている場合には、当該一部事務組合を含む。以下この号において同じ。）及び都道府県の保有するヘリを用いて消防業務を行う市町村で、この要綱に基づき広域航空消防応援を実施したもの、又は実施しようとするものをいう。

(4) 応援側都道府県

応援側市町村の属する都道府県をいう。

3 対象とする大規模特殊災害

広域航空消防応援の対象となる大規模特殊災害は、次の各号に掲げる災害で、ヘリを使用することが消防機関の活動にとって極めて有効であると考えられるものとする。

(1) 大規模な地震、風水害等の自然災害

(2) 山林、離島等、陸上あるいは海上からの接近が著しく困難な地域での、大火災、大災害、大事故等

(3) 高層建築物の火災

(4) 航空機事故、列車事故等集団救助救急事故

(5) その他前記各号に掲げる災害に準ずる災害

4 広域航空消防応援の種別

広域航空消防応援の種別は、主な任務により次の各号のとおり区分する。

(1) 調査出場

現場把握、情報収集、指揮支援等のための出場

(2) 火災出場

消火活動のための出場

(3) 救助出場

人命救助のための特別な活動を要する場合の出場（これに附随する救急搬送活動を含む。）

(4) 救急出場

救急搬送のための出場で、特別な人命救助活動を伴わないもの。

(5) 救援出場

救援物資、資機材、人員等の輸送のための出場

5 広域航空消防応援の要請先の決定

要請側市町村の消防長（消防本部を設置していない要請側市町村にあつては、市町村長とする。以下同じ。）は、広域航空消防応援が必要となったときは、ヘリに搭乗可能な特別救助隊、水難救助隊、山岳救助隊（以下「特別救助隊等」という。）の有無及びヘリに搭載可能な救助器具の保有状況等を勘案し、広域航空消防応援の要請先市町村（都道府県の保有するヘリを用いて消防業務を行う市町村の場合には、当該都道府県とする。）を決定するものとする。

6 市町村がヘリを保有する場合の広域航空消防応援の要請手続

(1) 要請側市町村の消防長は、前項の規定に基づき広域航空消防応援の要請先市町村を決定したときは、直ちに当該要請側市町村の長に報告の上、その指示に従って要請側都道府県の知事へ次の事項を明らかにして広域航空消防応援の要請を行うものとする。この場合においては、同時に応援側市町村の消防長へも同様の連絡を行うものとする。

- ① 要請先市町村
- ② 要請者・要請日時
- ③ 災害の発生日時・場所・概要
- ④ 必要な応援の概要

(2) 要請側都道府県の知事は、前号の要請があり、かつ必要があると認める場合は、消防庁長官へ要請を行なうものとする。

(3) 消防庁長官は、前号の要請があり、かつ必要があると認めるときは、応援側都道府県の知事に対し要請を行うものとする。

(4) 応援側都道府県の知事は、前号の要請があつた場合は直ちに応援側市町村の消防長を通じて当該応援側市町村の長に要請を行うものとする。

(5) 要請側市町村の消防長は、第1号により広域航空消防応援の要請を行った場合には、できるだけ速やかに次の事項を応援側市町村の消防長へ通報しなければならない。この場合においては、同時に要請側都道府県の知事へも同様の連絡を行うものとし、要請側都道府県の知事から消防庁長官、応援側都道府県の知事、応援側市町村の消防長への連絡は、第2号から第4号までの規定に準じて行うものとする。

- ① 必要とする応援の具体的内容
- ② 応援活動に必要な資機材等
- ③ 離発着可能な場所及び給油体制
- ④ 災害現場の最高指揮者の職・氏名及び無線による連絡の方法
- ⑤ 離発着場における資機材の準備状況
- ⑥ 現場付近で活動中の他機関の航空機及びヘリの活動状況
- ⑦ 他にヘリの応援を要請している場合のヘリを保有する市町村の消防本部名又はヘリを保有する都道府県名
- ⑧ 気象の状況
- ⑨ ヘリの誘導方法
- ⑩ 要請側消防本部の連絡先
- ⑪ その他必要な事項

7 市町村がヘリを保有する場合の広域航空消防応援の決定の通知

- (1) 応援側市町村の消防長は、前項の広域航空消防応援の要請に基づいて応援を行うことが可能と判断した場合には、当該応援側市町村の長に報告の上、その指示に従って応援側都道府県の知事に通知するものとする。この場合においては、同時に要請側市町村の消防長へ応援を決定した旨を連絡するものとする。
- (2) 応援側都道府県の知事は、前号の通知を受けた場合は、直ちに消防庁長官へ通知し、消防庁長官は要請側都道府県の知事に、要請側都道府県の知事は要請側市町村の消防長を通じて当該要請側市町村の長へ通知するものとする。

8 都道府県がヘリを保有する場合の広域航空消防応援の要請手続き及び決定の通知

都道府県がヘリを保有する場合の広域航空消防応援の要請手続き及び決定の通知については、前2項を準用する。この場合において、第6項第1号中「前項」とあるのは「第5項」と、「要請先市町村」とあるのは「要請先都道府県」と、「応援側市町村の消防長」とあるのは「応援側都道府県の知事」と、同項第4号中「前号の要請があった場合は直ちに」とあるのは「前号の要請があり、かつ当該都道府県の保有するヘリの運航が可能であると認めるときは直ちに」と、同項第5号中「次の事項を応援側市町村の消防長へ」とあるのは「次の事項を応援側都道府県の知事へ」と、第7項第1号中「通知するものとする。この場合においては、同時に要請側市町村の消防長へ応援を決定した旨を連絡するものとする。」とあるのは「通知するものとする。」と、同項第2号中「直ちに消防庁長官へ通知し、消防庁長官は」とあるのは「直ちに消防庁長官に通知するとともに、同時に要請側市町村の消防長へ連絡するものとし、消防庁長官は」と読み替えるものとする。

9 広域航空消防応援の中断

- (1) 応援側市町村の都合でヘリを復帰されるべき特別な事態が生じた場合は、応援側市町村の長は要請側市町村の長と協議して広域航空消防応援を中断することができる。
- (2) 都道府県がヘリを保有する場合において、当該都道府県の都合でヘリを復帰させるべき特別な事態が生じたときについては、前号を準用する。この場合において、「応援側市町村の長」とあるのは「応援側都道府県の知事」と読み替えるものとする。
- (3) 前2号により広域航空消防応援を中断したときは、第7項又は前項において準用して適用する第7項に準じてその連絡を行うものとする。

10 広域航空消防応援の始期及び終期

- (1) 広域航空消防応援は、第2号及び第3号に定める場合を除きヘリが広域航空消防応援の命を受けてヘリポートを出発したときから始まり、ヘリポートに帰着したときに終了するものとする。要請側市町村により広域航空消防応援の要請が撤回された場合も同様とする。
- (2) ヘリがヘリポート以外の場所にあるときに、飛行目的を変更して広域航空消防応援に出場すべき命令があったときは、そのときから広域航空消防応援は始まるものとする。
- (3) ヘリが広域航空消防応援に出動中に、前項の規定に基づき広域航空消防応援が中断され、復帰すべき命令があったときは、そのときをもって広域航空消防応援は終了するものとする。

11 広域航空消防応援のために出動したヘリの指揮等

- (1) 広域航空消防応援のために出動したヘリの指揮は、要請側市町村の長の定める災害現場の最高責任者が行うものとする。この場合において、当該ヘリに搭乗している指揮者がヘリの運行に重大な支障があると認めたときは、その旨、最高指揮者に通告するものとする。

- (2) 当該ヘリに搭乗している指揮者は、活動に当たって要請側市町村の消防本部の基地局及び災害現場の最高責任者と緊密な連絡を取るものとする。
- 12 広域航空消防応援に係る要請側市町村の事前計画等
- (1) 要請側市町村は、広域航空消防応援を受けて消防活動を行う場合の計画をあらかじめ作成しておくものとする。
- (2) 前号の計画を定めた場合は、そのうち必要事項を要請側都道府県の知事へあらかじめ届け出ておくものとし、その内容に変更があった場合にも同様の届出を行うものとする。
- 13 要請側都道府県の措置等
- (1) 要請側都道府県は、前項の規定に基づき、要請側市町村が樹立する活動計画の作成について適切な助言を行うとともに、自らも必要な事項についてあらかじめ計画の作成を行うものとする。
- (2) 要請側都道府県は、前号の計画を作成した場合は、自都道府県内の要請側市町村に示すとともに、必要事項について消防庁長官へ届け出ておくものとし、その内容に変更があった場合にも同様の届出等を行うものとする。
- 14 応援側市町村及びヘリを保有する都道府県の届出
- (1) 応援側市町村（都道府県の保有するヘリを用いて消防業務を行う市町村を除く。）の消防長は、次の事項について、あらかじめ応援側都道府県の知事を通じ消防庁長官に届け出ておくものとする。
なお、新規にヘリを保有した場合及び次の事項に変更があった場合にも同様とする。
- ① 保有ヘリの性能及び活動能力
- ② 特別救助隊等の隊員数
- ③ 特別救助隊等の隊員が使用する「救助隊の編成、装備及び配置の基準を定める省令」別表1及び別表2のうちヘリにより搬送が可能な救助器具（以下「救助器具」という。）の品名、大きさ、重量、数量
- (2) ヘリを保有する都道府県の知事は、次の事項について、あらかじめ消防庁長官に届け出ておくものとする。
なお、新規にヘリを保有した場合及び次の事項に変更があった場合にも同様とする。
- ① 保有ヘリの性能及び活動能力
- ② 当該都道府県内の特別救助隊等の隊員数
- ③ 特別救助隊等の隊員が使用する救助器具の品名、大きさ、重量、数量
- 15 消防庁長官の情報提供
- (1) 消防庁長官は、第13項第2号に定める届出を受けた場合は、その内容を応援側都道府県を通じ、応援側市町村の消防本部に提供するものとする。
- (2) 消防庁長官は、前項各号に定める届出を受けた場合には、その内容のうち②及び③を要請側都道府県を通じ、要請側市町村の消防本部に提供するものとする。
- 16 広域航空消防応援に要する経費の負担区分
- 広域航空消防応援に要する経費の負担区分は、次の各号に定めるところによるものとする。
- (1) ヘリの燃料費、隊員の出場手当等応援に直接要する経費については、要請側市町村が負担するものとする。
- (2) 前号の規定に基づき要請側市町村が負担する経費については、要請側都道府県がその「部を補助することができる。

- (3) 応援中に発生した事故に要する経費は、要請側市町村の負担とする。ただし、応援側市町村（都道府県がヘリを保有する場合には、当該都道府県を含む。以下この項において同じ。）の重大な過失により発生した損害は、応援側市町村の負担とする。
- (4) 前号に定める要請側市町村の負担額は、応援側市町村の加入する航空保険により支払われる金額を控除した金額とする。
- (5) 前各号に定めるもの以外に要したその他諸経費の負担については、その都度市町村が協議し定めるものとする。
- 17 要請側市町村及び応援側市町村（都道府県がヘリを保有する場合には、当該都道府県を含む。）は、広域航空消防応援を円滑かつ適確に実施するため、広域航空消防応援に係る訓練を随時実施するものとする。
- 18 この要綱の実施に関する手続等の細部事項については、別に定める。

附 則

この要綱は、昭和61年5月30日から施行する。

附 則〔平成4年3月23日消防救第39号〕

この要綱は、平成4年4月1日から施行する。

附 則〔平成5年3月26日消防救第36号〕

この要綱は、平成5年4月1日から施行する。

附 則〔平成5年5月14日消防救第66号〕

この実施要綱は、平成5年5月14日から施行する。

附 則〔平成6年4月1日消防救第45号〕

この要綱は、平成6年4月1日から施行する。

附 則〔平成7年6月12日消防救第83号〕

この要綱は、平成7年4月26日から施行する。

附 則〔平成8年6月28日消防救第127号〕

この要綱は、平成8年4月22日から施行する。

附 則〔平成8年11月7日消防救第244号〕

この要綱は、平成8年7月11日から施行する。

附 則〔平成9年3月19日消防救第67号〕

この要綱は、平成8年10月21日から施行する。

附 則〔平成10年3月31日消防救第47号〕

この要綱は、平成9年9月25日から施行する。

附 則〔平成11年3月26日消防救第68号〕

この要綱は、平成11年4月1日から施行する。

附 則〔平成12年7月26日消防救第202号〕

この要綱は、平成12年8月1日から施行する。

附 則〔平成12年12月25日消防救第316号〕

この要綱は、平成13年1月6日から施行する。

別表〔略〕

3-10-9 関係団体等との「災害時における応援協定」の締結状況一覧

(平成24年2月8日現在)

区分	協定の内容	締結月日	協定の相手方	協定の名称	担当部局	
19 団体 19 協定	通信情報	昭和39年12月15日	日本放送協会盛岡放送局	災害時における放送要請に関する協定	総務部	
		昭和40年4月1日	(株)アイピーシー岩手放送	〃		
	〃	昭和46年2月1日	(株)テレビ岩手	〃		
	〃	平成3年4月1日	(株)岩手めんこいテレビ	〃		
	〃	平成8年10月1日	(株)岩手朝日テレビ	〃		
	〃	昭和60年10月1日	(株)エフエム岩手	〃		
	災害に関する報道	平成9年12月15日	(株)岩手日報社	災害時における報道要請に関する協定		
		〃	平成9年12月15日	(株)朝日新聞社盛岡支局		〃
		〃	平成9年12月15日	(株)毎日新聞社盛岡支局		〃
		〃	平成9年12月15日	(株)読売新聞社盛岡支局		〃
		〃	平成9年12月15日	(株)河北新報社盛岡支社		〃
		〃	平成9年12月15日	(株)産業経済新聞社盛岡支局		〃
		〃	平成9年12月15日	(株)日本経済新聞社盛岡支局		〃
		〃	平成9年12月15日	(株)岩手日日新聞社		〃
		〃	平成9年12月15日	(株)デーリー東北新聞社盛岡支局		〃
		〃	平成9年12月15日	全国新聞情報農業協同組合連合会東北支所		〃
		〃	平成9年12月15日	(株)日刊工業新聞社盛岡総局		〃
		〃	平成9年12月15日	(社)共同通信社盛岡支局		〃
		〃	平成9年12月15日	(株)時事通信社盛岡支局		〃
15 団体 15 協定	緊急輸送	鉄道輸送	平成8年12月24日	東日本旅客鉄道(株)盛岡支社	災害時における輸送の確保に関する協定	地域振興部
			平成3年12月24日	日本貨物鉄道(株)東北支	〃	
			平成8年12月24日	三陸鉄道(株)	〃	
	バス輸送	平成17年6月9日	IGRいわて銀河鉄道(株)	〃	商工労働 観光部	
		平成8年12月24日	(社)岩手県バス協会	災害時における救援物資等の緊急輸送に関する協定		
	トラック輸送	平成9年1月16日	(社)岩手県トラック協会	〃	農林水産部	
		平成15年4月1日	赤帽岩手県軽自動車運送協同組合	〃		
	漁船輸送	平成8年11月28日	岩手県漁業協同組合連合会	災害時における漁船による輸送の確保に関する協定	総務部	
	船舶輸送	平成17年3月29日	東北内航海運組合	災害時における船舶による輸送の確保に関する協定		
	航空輸送	平成18年1月17日	東北旅客船協会	災害時における旅客船による輸送等の確保に関する協定	警察本部	
		平成8年11月26日	東邦航空(株)	災害時における航空輸送に関する協定		
	航空燃料調達等	平成8年11月26日	北日本航空(株)	〃	保健福祉部	
		平成10年1月13日	(株)宮澤商店	災害時における航空機燃料の調達及び輸送に関する協定		
	交通誘導警備	平成22年1月12日	弘済企業(株)	大規模災害時における航空機への給油に関する協定	警察本部	
		平成10年2月16日	(社)岩手県警備業協会	大規模災害時における交通誘導警備業務等に関する協定		
6 団体 6 協定	医療関係	医療救護	平成1年4月20日	(社)岩手県医師会	災害時の医療救護に関する協定	保健福祉部
			平成23年3月11日	(社)岩手県薬剤師会	災害時における医療救護活動に関する協定	
	医薬品、医療資機材及び防疫用資機材の確保	平成9年2月6日	岩手県医薬品卸業協会	災害時における医薬品等の確保に関する協定		
	医療資機材の確保	平成9年2月6日	東北医療機器協会岩手県支部	災害時における医療資機材の確保に関する協定		

資料編 3 災害応急対策計画

区分	協定の内容	締結月日	協定の相手方	協定の名称	担当部局	
	医療用ガス等の確保	平成11年7月29日	東北高圧ガス連合会	災害時における医療用ガス等の確保に関する協定		
		平成23年3月11日	一般社団法人産業・医療ガス協会東北地域本部医療ガス部門岩手県支部	〃		
葬祭用品の確保 (1 団体 1 協定)	葬祭用品の確保	平成13年2月13日	岩手県葬祭業協同組合	災害時における棺等葬祭用品の確保に関する協定	環境生活部	
生活必需品、食料及び飲料の確保 (26 団体 26 協定)	生活物資の確保	平成8年10月31日	岩手県生活協同組合連合会	災害時における生活物資の確保に関する協定	環境生活部	
		平成9年1月16日	(株)川徳	災害時における衣料、寝具その他の生活必需品の調達に関する協定	商工労働観光部	
		平成9年1月16日	ホームック(株)	〃		
		平成9年1月16日	ジャスコ(株)東北事業本	〃		
		平成9年1月29日	(株)イトーヨーカ堂	〃		
		平成20年6月23日	㈱ローソン	災害時における衣料、寝具その他の生活必需品の調達に関する協定		
		平成20年9月30日	㈱ファミリーマート	災害時における衣料、寝具その他の生活必需品の調達に関する協定		
		平成20年12月22日	NPO法人コメリ災害対策センター	災害時における衣料、寝具その他の生活必需品の調達に関する協定		
		平成21年6月1日	㈱サークルKサンクス	災害時における物資の調達に関する協定		
		平成21年11月13日	㈱セブン-イレブン・ジャパン	災害時における物資の調達に関する協定		
	プロパンガス及び資機材の調達並びに応急対策要員の確保	平成9年1月16日	(社)岩手県高圧ガス保安協会	災害時におけるプロパンガス及びプロパンガス施設の応急対策用資機材の調達並びに応急対策要員確保の要請に関する協定	総務部	
	燃料の供給	平成19年10月11日	岩手県石油商業組合	災害時における応急対策用燃料の供給	農林水産部	
	木炭の確保	平成8年12月25日	(社)岩手県木炭協会	災害時における木炭の確保に関する協定		
	乾麺の確保	平成9年1月31日	岩手県乾麺工業協同組合	災害時における食糧の確保に関する協定		
	生めんの確保	平成9年1月31日	岩手県生めん協同組合	〃		
	パンの確保	平成9年1月31日	岩手県パン工業協同組合	〃		
	食肉加工品の確保	平成8年12月19日	(株)岩手畜産流通セン	〃		
	牛乳等の確保	平成8年12月19日	岩手県牛乳協会	〃		
	野菜の確保	平成8年11月14日	全国農業協同組合連合会岩手県支部	災害時における野菜の確保に関する協定		
	水産食料の確保	平成8年11月28日	岩手県漁業協同組合連合会	災害時における水産食料品の確保に関する協定		
		平成3年12月19日	岩手県水産加工業協同組合連合会	〃		
	原材料、パン・ミルクの確保	平成8年12月26日	(財)岩手県学校給食会	災害時における学校給食の実施に係る原材料又はパン、ミルクの調達に関する協定		教育委員会
	精米の供給及び玄米の搗精	平成18年12月25日	(株)純情米いわて	災害時における食料の確保に関する協定		農林水産部
	飲料の確保	平成19年1月25日	(株)岩泉産業開発	災害時における飲料の確保に関する協定		環境生活部
		平成19年1月25日	サントリーフーズ(株)	〃		
		平成19年1月25日	みちのくコココーラボトリング(株)	〃		

区分	協定の内容	締結月日	協定の相手方	協定の名称	担当部局		
農畜産関係 (3 団体 6 協定)	稲の種苗の確保	平成8年11月11日	全国農業協同組合連合会 岩手県支部	災害時における稲の種苗の確保に関する協定	農林水産部		
	蚕種・桑苗の確保	平成8年11月11日	全国農業協同組合連合会 岩手県支部	災害時における蚕種・桑苗の確保に関する協定			
	肥料及び病害虫防除用資機材の確保	平成8年11月11日	全国農業協同組合連合会 岩手県支部	災害時における肥料及び病害虫防除用資機材の調達に関する協定			
	家畜飼料等の確保	平成8年11月11日	全国農業協同組合連合会 岩手県支部	災害時における家畜飼料等の確保に関する協定			
	動物用医薬品等の確保	平成8年11月12日	岩手県動物薬品器材協会	災害時における動物用医薬品等の確保に関する協定			
	家畜防疫業務への協力	平成24年2月8日	岩手県農業共済組合連合会	家畜防疫業務に関する協定書			
応急住宅建設 (3 団体 3 協定)	住宅建設	平成7年11月13日	(社)プレハブ建築協会	災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定	農林水産部		
	木材の確保	平成8年12月25日	岩手県森林組合連合会	災害時における木材の確保に関する協定			
	木材の確保	平成8年12月18日	岩手県木材産業協同組合	災害時における木材の確保に関する協定			
廃棄物処理 (2 団体 2 協定)	廃棄物の処理	平成9年2月6日	(社)岩手県産業廃棄物協会	災害時における廃棄物の処理に関する協定	環境生活部		
	し尿の処理	平成18年10月12日	岩手県環境整備事業協同組合	災害時におけるし尿及び浄化槽汚泥等の処理に関する協定			
復旧 (25 団体 29 協定)	漁港内障害物の除去用資機材の確保	平成8年11月29日	全日本漁港建設協会岩手県支部	災害時における漁港内障害物の除去用資機材の供給に関する協定	農林水産部		
	漁港関係土木施設応急対策用資機材及び要員の確保	平成8年11月29日	全日本漁港建設協会岩手県支部	災害時における漁港関係土木施設応急対策用資機材の調達及び復旧要員の確保に関する協定			
	被災情報の収集・報告 障害物除去用等の重機 資機材等の調達	平成9年1月10日	(社)岩手県建設業協会	災害時における応急対策業務に関する協定		農林水産部	
	応急復旧工事 詳細な被災情報の収集 及び連絡ほか	平成21年6月29日	岩手県建設コンサルタント協会	災害時における応急対策業務に関する協定			
	詳細な被災情報の収集 及び連絡応急復旧工事 の実施	平成21年7月9日	(社)岩手県電業協会	災害時における応急対策業務に関する協定			
	公共土木施設等の応急 対策に対する協力	平成20年5月19日	(社)岩手県測量設計業協会	災害時における応急対策業務に関する協定		農林水産部	
	工事中の施設の復旧	平成19年2月19日	(社)日本土木工業協会東北支部	災害時における応急対策業務に関する協定			
	県営発電施設の応急対策 用資機材及び復旧要員 の確保	平成8年11月18日	(株)東芝東北支社	災害時における県営発電施設の応急対策用資機材の調達及び復旧要員の確保に関する協定			企業局
		平成8年11月18日	(株)日立製作所東北支社	〃			
		平成8年11月18日	三菱電機(株)東北支社	〃			
		平成8年11月18日	(株)明電舎盛岡営業所	〃			
県営工業用水道施設の 応急対策用資機材及び 復旧要員の確保	平成8年11月18日	神鋼電機(株)東北営業所	〃	農林水産部			
	平成8年11月18日	高弥建設(株)	災害時における県営工業用水道施設の応急対策用資機材の調達及び復旧要員の確保に関する協定				
	平成8年11月18日	(株)日立製作所東北支社	〃				
	平成8年11月18日	(株)電業社機械製作所東北支店	災害時における県営工業用水道施設の応急対策用資機材の調達及び復旧要員の確保に関する協定				

資料編 3 災害応急対策計画

区分	協定の内容	締結月日	協定の相手方	協定の名称	担当部局
		平成8年11月18日	(株)東芝東北支社	//	
		平成8年11月18日	(株)明鶴舎盛岡営業所	//	
		平成8年11月18日	オルガノ(株)仙台支店	//	
		平成8年11月18日	アタカ工業(株)東北支店	//	
		平成8年11月18日	日本碍子(株)仙台営業所	//	
		平成8年11月18日	(株)住原製作所東北支店	//	
		平成8年11月18日	北上鐵工(株)	//	
		平成12年3月10日	(有)アセス	//	
		平成12年3月10日	(株)北日本環境保全	//	
		平成12年3月10日	(株)小原建設	//	
		平成17年8月8日	(株)水質研究所	//	
		平成18年7月24日	東北計測サービス(株)	//	
	水道施設の復旧活動	平成11年2月12日	(有)岩手県管工業協会	災害時における水道施設の復旧活動に係る応急対策に関する協定	環境生活部
	災害時における建築物の清掃及び消毒等環境衛生の実施	平成21年10月26日	岩手県ビル管理事業協同組合	災害時における建築物の清掃及び消毒等環境衛生に関する協定	総務部

3-11 自衛隊災害派遣要請計画

3-11-1 陸上自衛隊岩手駐屯地主要装備品

種類	数量	用途
小型車	73	偵察, 連絡用
中型トラック	47	人員, 資器材輸送用
大型トラック	85	〃
特大型トラック	45	〃
救急車	4	患者輸送
レッカー	7	
雪上車	3	冬季人員, 資器材輸送用
給水トレーラー	20	給水
野外炊具1号(炊事トレーラー)	9	野外炊事
小型ドーザ	4	土木工事
中型ドーザ	1	〃
大型ドーザ	6	〃
バケットローダー	2	〃
15t クレーン	1	〃
グレーダー	1	〃
油圧ショベル	3	〃
スノーモビル	6	偵察, 資機材輸送
人命救助システム I 型	1	人命救助システム構成品内訳表のとおり
人命救助システム II 型	1	〃
オートバイ	3	偵察, 連絡用
装軌車 (APC)	9	人員, 資器材輸送
指揮通信車	4	指揮・通信
円ピ (スコップ)	900	工事用
十字鋏	400	〃
斧	100	〃
アキオ (ソリ)	42	冬季患者, 物資輸送
ボート	2	水上救助
救命胴衣	52	〃
ジェットシューター	87	火災消火

人命救助システム構成品内訳表

区分		物品管理区分	構成品	数量	
				I型	II型
部隊用 装備品	中隊用	施設器材	マスク用リサイクラー	2	1
			捜索用音響探知機	4	
			破壊構造物探索器	4	1
			検電器	4	1
			折り畳み式リヤカー	4	1
			救助用油圧器具	4	1
			救助用三脚	2	
			万能運搬具	2	1
			三連伸縮はしご	2	
	小隊用		救助作業用照明具	8	1
			エンジン式削岩機	8	1
			エアジャッキ	8	1
			手動式ウィンチ	8	
			背負式消火ポンプ	8	2
			救助作業用誘導棒	8	2
分隊用	サイレン付警報器	16	3		
	捜索用投光器	16			
	救助用ロープ	16	4		
	携帯式便所	16	3		
	エンジンカッター	16	2		
	チェーンソー	16	2		
	油圧式ジャッキ	16	1		
	手動式ウィンチ	16	1		
	油圧式カッター	16	1		
	ピストン式破壊工具	16			
	ピック付パール	16			
鉄線きょう	16	2			
	衛生器材	救急キット (携帯用)	16		
個人用装備品		防じん眼鏡, レスキューベスト	200	30	
その他	化学器材	空気呼吸器	4	4	
		空気濃度測定器	2	1	
		可燃性ガス検知器	4	1	
		予備ボンベ	4	4	
	衛生器材	患者固定具セット (陰圧式, 3型)	2		
		担架ベッド	4	1	
		吸引器 (足踏式)	4		
		人工そ生器セット (手動式)	4		

3-14 災害救助法の適用計画

3-14-1 災害救助法による救助の種類、程度、期間等

(平成21年4月1日現在)

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考																																						
避難所の設置	災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者を収容する。	(基本額) 避難所設置費1人1日当たり300円以内 (加算額) 冬季 別に定める額を加算 高齢者等の要援護者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。	災害発生の日から7日以内	1 費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費を含む。 2 避難に当たっての輸送費は別途計上																																						
応急仮設住宅の供与	住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者	1 規格1戸当たり平均29.7㎡(9坪)を基準とする。 2 限度額1戸当たり2,404,000円以内 3 同一敷地内等に概ね50戸以上設置した場合は、集会等に利用するための施設を設置できる。(規模、費用は別に定めるところによる)	災害発生の日から20日以内着工	1 高齢者等の要援護者等を数人以上収容する「福祉仮設住宅」を設置できる。 2 供与期間最高2年以内																																						
炊出しその他による食品の給与	1 避難所に収容された者 2 全半壊(焼)、流失、床上浸水で炊事できない者 3 床上浸水で自宅において自炊不可能な者	1 1人1日当たり1,010円以内 2 被災地から縁故先(遠隔地)等に一時避難する場合3日分支給可(大人、小人の差別なし)	災害発生の日から7日以内	食品給与のための総経費を延給食日数で除した金額が限度額以内であればよい。(1食は1/3日)																																						
飲料水の供給	現に飲料水を得ることができない者(飲料水及び炊事のための水であること。)	当該地域における通常の実費	災害発生の日から7日以内	輸送費、人件費は別途計上																																						
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	全半壊(焼)、流失、床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失、又は毀損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者	1 夏期(4月~9月)冬期(10月~3月)の季別は災害発生の日をもって決定する。 2 下記金額の範囲内	災害発生の日から10日以内	1 備蓄物資の価格は年度当初の評価額 2 現物給付に限ること																																						
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">区分</th> <th>1人世帯</th> <th>2人世帯</th> <th>3人世帯</th> <th>4人世帯</th> <th>5人世帯</th> <th>6人以上1人増す毎に加算</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">全壊 全焼 流失</td> <td>夏</td> <td>17,500</td> <td>22,600</td> <td>33,300</td> <td>39,900</td> <td>50,500</td> <td>7,400</td> </tr> <tr> <td>冬</td> <td>29,000</td> <td>37,500</td> <td>52,300</td> <td>61,300</td> <td>77,000</td> <td>10,500</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">半壊 半焼 床上浸水</td> <td>夏</td> <td>5,700</td> <td>7,700</td> <td>11,600</td> <td>14,000</td> <td>17,700</td> <td>2,400</td> </tr> <tr> <td>冬</td> <td>9,200</td> <td>12,200</td> <td>17,100</td> <td>20,300</td> <td>25,800</td> <td>3,300</td> </tr> </tbody> </table>					区分		1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人増す毎に加算	全壊 全焼 流失	夏	17,500	22,600	33,300	39,900	50,500	7,400	冬	29,000	37,500	52,300	61,300	77,000	10,500	半壊 半焼 床上浸水	夏	5,700	7,700	11,600	14,000	17,700	2,400	冬	9,200	12,200	17,100	20,300	25,800	3,300
区分		1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人増す毎に加算																																			
全壊 全焼 流失	夏	17,500	22,600	33,300	39,900	50,500	7,400																																			
	冬	29,000	37,500	52,300	61,300	77,000	10,500																																			
半壊 半焼 床上浸水	夏	5,700	7,700	11,600	14,000	17,700	2,400																																			
	冬	9,200	12,200	17,100	20,300	25,800	3,300																																			

医療	医療の途を失った者（応急的処置）	1 救護班…使用した薬剤、治療材料、医療器具破損等の実費 2 病院又は診療所…社会保険診療報酬の額以内 3 施術者…協定料金の額以内	災害発生の日から14日以内	患者等の移送費は、別途計上
助産	災害発生の日以前又は以後7日以内に分べんした者であって災害のため助産の途を失った者（出産のみならず、死産及び流産を含み現に助産を要する状態にある者）	1 救護班等による場合は、使用した衛生材料等の実費 2 助産師による場合は、慣行料金の100分の80以内の額	分べんした日から7日以内	妊婦等の移送費は、別途計上
災害にかかった者の救出	1 現に生命、身体が危険な状態にある者 2 生死不明な状態にある者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から3日以内	1 期間内に生死が明らかにならない場合は、以後「死体の捜索」として取り扱う。 2 輸送費、人件費は、別途計上
災害にかかった住宅の応急修理	1 住宅が半壊（焼）し、自らの資力では応急修理をすることができない者 2 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者	居室、炊事場及び便所等日常生活に必要最小限度の部分 1世帯当たり 520,000円以内	災害発生の日から1月以内	
生業に必要な資金の貸与	1 住家が全壊、全焼又は流出し、生業の手段を失った世帯 2 生業を営むために必要な機材、器具又は資材等を購入するための費用に充てるものであって、生業の見込みの確実な具体的計画があり、償還能力のある者	1 生業費 1件当たり 30,000円 2 就職支度費 1件当たり 15,000円	災害発生の日から1月以内	1 貸与期間 2年以内 2 利子 無利子
学用品の給与	住家の全壊（焼）、流失、半壊（焼）、又は床上浸水により学用品を喪失又は毀損し、就学上支障のある小学校児童及び中学校生徒（特別支援学校の小学部児童及び中学部生徒も含む。）及び高等学校等生徒（高等学校（定時制及び通信制を含む。）、中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部、高等専門学校、専修学校及び各種学校の生徒）	1 教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届出又はその承認を受けて使用している教材実費 2 文房具及び通学用品は、1人当たり金額以内 小学校児童 4,100円 中学校生徒 4,400円 高等学校等生徒 4,800円	災害発生の日から（教科書）1カ月以内（文房具及び通学用品）15日以内	1 備蓄物資は評価額 2 入進学時の場合は個々の実情に応じて支給する。
埋葬	災害の際死亡した者を対象にして実際に埋葬を実施する者に支給	1体当たり 大人（12歳以上） 199,000円以内 小人（12歳未満） 159,200円以内	災害発生の日から10日以内	災害発生の日以前に死亡した者であっても対象となる。

死体の 捜索	行方不明の状態にあり、かつ、四囲の事情によりすでに死亡していると推定される者	当該地域における通常の実費	災害発生日から10日以内	1 輸送費、人件費は、別途計上 2 災害発生後3日を経過したものは一応死亡した者と推定している。
死体の 処理	災害の際死亡した者について、死体に関する処理（埋葬を除く。）をする。	(洗浄、消毒等) 1体当たり3,300円以内 (一時保存) ・既存建物借上費 通常の実費 ・既存建物以外 1体当たり5,000円以内 (検索) 救護班以外は慣行料金	災害発生日から10日以内	1 検索は原則として救護班 2 輸送費、人件費は別途計上 3 死体の一時保存にドライアイスの購入費等が必要な場合は当該地域における通常の実費を加算できる。
障害物の 除去	居室、炊事場、玄関等に障害物が運びこまれているため生活に支障を来している場合で自力では除去することのできない者	1世帯当たり137,500円以内	災害発生日から10日以内	
輸送費 及び貸 金職員 等雇上 費	1 被災者の避難 2 医療及び助産 3 被災者の救出 4 飲料水の供給 5 死体の捜索 6 死体の処理 7 救済用物資の整理配分	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	
実費弁 償	災害救助法施行令第10条第1号から第4号までに規定する者	1人1日当たり 医師、歯科医師 17,400円以内 薬剤師 11,900円以内 保健師、助産師及び看護師 11,400円以内 土木技術者及び建築技術者 17,200円以内 大工、左官及びとび職 20,700円以内	救助の実施が認められる期間以内	時間外勤務手当及び旅費は別途に定める額
	災害救助法施行令第10条第5号から第10号に規定する者	当該地域における慣行料金による実支出額に100分の3を加算した額以内 土木業者又は建築業者及びこれらの者の従業者 鉄道事業者及びその従業者 軌道経営者及びその従業者 自動車運送事業及びその従業者 船舶運送業者及びその従業者 港湾運送業者及びその従業者		

3-16 医療・保健計画

3-16-1 指定病院連絡先一覧

指定病院名	NTT回線		衛星系防災電話 上段：県庁から 下段：他病院へ
	電話番号（代表）	FAX番号	
岩手医科大学附属病院	019-651-5111	019-651-5730 (救急救命センター)	— —
県立中央病院	019-653-1151	019-653-2528	9-20-4271 82-相手方番号(4ケタ)
県立中部病院	0197-71-1511	0197-71-1414	9-20-5051 82-相手方番号(4ケタ)
県立胆沢病院	0197-24-4121	0197-24-8194	9-20-5281 802-相手方番号(4ケタ)
県立磐井病院	0191-23-3452	0191-23-9691	9-20-5351 61-相手方番号(4ケタ)
県立大船渡病院	0192-26-1111	0192-27-9285	9-20-5571 82-相手方番号(4ケタ)
県立釜石病院	0193-25-2011	0193-23-9479	9-20-4551 8-相手方番号(4ケタ)
県立宮古病院	0193-62-4011	0193-63-6941	9-20-4671 7-相手方番号(4ケタ)
県立久慈病院	0194-53-6131	0194-52-2601	9-20-4891 82-相手方番号(4ケタ)
県立二戸病院	0195-23-2191	0195-23-2834	9-20-4431 82-相手方番号(4ケタ)

3-16-2 医療施設一覧表(病院)

(平成20年10月1日現在)

保健所名	施設名	所在地	電話番号	開設者	救急告示	病床数						診療科目
						精神	感染症	結核	療養	一般	合計	
盛岡	国立病院機構盛岡病院	盛岡市青山1-25-1	(019) 647-2195	国立病院機構		-	-	50	-	250	300	内科・小児科・外科・歯科・呼吸器科・整形外科・泌尿器科・リハビリテーション科・放射線科・麻酔科・アレルギー科・リウマチ科
	岩手県立中央病院	上田1-4-1	653-1151	岩手県	○	-	-	-	-	685	685	内科・呼吸器科・消化器科・循環器科・小児科・精神科・神経内科・外科・整形外科・脳神経外科・呼吸器外科・心臓血管外科・小児外科・産婦人科・眼科・耳鼻いんこう科・皮膚科・泌尿器科・放射線科・麻酔科・リハビリテーション科・歯科口腔外科
	岩手県立療育センター	手代森6-10-6	624-5141	〃		-	-	-	-	60	60	整形外科・歯科・泌尿器科・小児科・神経内科・精神科
	盛岡市立病院	本宮字小屋敷15-1	635-0101	盛岡市	○	80	8	-	-	180	268	内科・小児科・精神科・神経外科・外科・整形外科・産婦人科・眼科・耳鼻いんこう科・歯科・放射線科・循環器科・皮膚科・麻酔科・呼吸器科・消化器科
	盛岡赤十字病院	三本柳6-1-1	637-3111	日本赤十字社岩手県支部	○	-	-	-	-	464	464	内科・呼吸器科・消化器科・循環器科・小児科・神経内科・外科・整形外科・脳神経外科・産婦人科・眼科・精神科・耳鼻いんこう科・皮膚科・泌尿器科・放射線科・麻酔科・リハビリテーション科・アレルギー科・小児外科
	岩手医科大学附属病院	内丸19-1	651-5111	学校法人岩手医科大学	○	78	-	-	-	973	1,051	内科・小児科・精神科・神経内科・外科・整形外科・形成外科・脳神経外科・呼吸器外科・心臓血管外科・産婦人科・眼科・耳鼻いんこう科・皮膚科・泌尿器科・放射線科・麻酔科・循環器科・心療内科・アレルギー科・リウマチ科・リハビリテーション科・美容外科・小児外科・呼吸器内科・循環器内科・消火器外科・腎臓内科・肝臓内科・内分泌内科・老年内科・乳腺外科・気管食道外科・消火器外科・肝臓外科・病理診断科・臨床検査科・救急科・歯科・矯正歯科・小児歯科・歯科口腔外科
	岩手保養院	加賀野3-14-1	624-3251	財団法人岩手済生医会		308	-	-	-	-	308	精神科・神経科
	中津川病院	下米内2-4-12	662-3252	〃		-	-	-	38	44	82	内科・消化器科・循環器科・リハビリテーション科
	遠山病院	下ノ橋町6-14	651-2111	医療法人遠山病院	○	-	-	-	102	34	136	内科・外科・整形外科・婦人科・皮膚科・消化器科・胃腸科
	栃内病院	肴町2-28	623-1316	医療法人厳心会	○	-	-	-	-	124	124	内科・外科・整形外科・脳神経外科・リハビリテーション科・麻酔科・形成外科
	高松病院	館向町4-8	624-2250	医療法人社団高松病院	○	-	-	-	55	40	95	内科・整形外科・外科・麻酔科

保健 所名	施設名	所在地	電話番号	開設者	救急 告示	病 床 数						診 療 科 目
						精神	感染 症	結核	療養	一般	合計	
	孝仁病院	" 中太田字泉田28	656-2888	社団医療法人啓愛会		-	-	-	54	126	180	内科・整形外科・外科・婦人科・皮膚科・泌尿器科・リハビリテーション科・放射線科
	赤坂病院	" 名須川町29-2	624-1225	社団医療法人赤坂病院		-	-	-	-	60	60	内科・外科・皮膚科・泌尿器科・性病科・歯科
	盛岡観山荘病院	" 高松4-20-40	661-2685	小泉 幸子		183	-	-	-	-	183	精神科
	医療法人社団恵仁会三愛病院	" 月が丘1-31-31	641-6633	医療法人社団恵仁会		-	-	-	-	60	60	内科・呼吸器科・消化器科・循環器科・泌尿器科・性病科
	もりおかこども病院	" 上田字松屋敷11-14	662-5656	社会福祉法人岩手愛児会		-	-	-	-	74	74	小児科・小児歯科・精神科
	内丸病院	" 本町通1-12-7	654-5331	医療法人久仁会	○	-	-	-	30	69	99	内科・消化器内科・循環器内科・外科・整形外科・婦人科・皮膚科・リハビリテーション科
	荻野病院	" 本宮1-6-12	636-0317	医療法人謙和会	○	-	-	-	-	58	58	内科・リハビリテーション科
	盛岡繁温泉病院	" 繁字尾入野64-9	689-2101	社団医療法人盛岡繁温泉病院	○	-	-	2	110	58	170	内科・呼吸器科・神経内科・整形外科・リハビリテーション科・外科・アレルギー科
	松園第一病院	" 東黒石野3-2-1	662-6111	医療法人共生会		-	-	-	120	-	120	内科・耳鼻いんこう科
	松園第二病院	" 西松園3-22-3	662-0100	医療法人共生会		-	-	-	30	60	90	内科・整形外科・神経内科・外科・消化器科・循環器科・耳鼻いんこう科
	岩手医科大学附属循環器医療センター	" 中央通1-2-1	651-5111	学校法人岩手医科大学		-	-	-	-	115	115	循環器科・心臓血管外科・放射線科・麻酔科・小児科
	都南病院	" 東見前6-40-1	638-7311	医療法人仁医会		248	-	-	-	-	248	内科・精神科
	岩手晴和病院	" 手代森9-70-1	696-2055	社団医療法人智徳会		484	-	-	-	-	484	内科・精神科・神経科
	川久保病院	" 津志田26-30-1	635-1305	盛岡医療生活協同組合	○	-	-	-	60	60	120	内科・小児科・外科・眼科・歯科・小児歯科・リハビリテーション科・歯科口腔外科
	盛岡南病院	" 津志田13-18-4	638-2020	医療法人社団愛和会		-	-	-	164	-	164	内科・外科・整形外科・リハビリテーション科
	医療法人社団松誠会圭友病院	" 津志田南3-2-2	638-7775	医療法人社団松誠会		-	-	-	183	-	183	内科・リハビリテーション科

保健 所名	施設名	所在地	電話番号	開設者	救急 告示	病 床 数					診 療 科 目	
						精神	感染 症	結核	療養	一般		合計
	盛岡友愛病院	永井12-10	638-2222	医療法人友愛会	○	-	-	-	45	341	386	内科・呼吸器科・消化器科・循環器科・神経内科・外科・整形外科・脳神経外科・皮膚科・歯科・リハビリテーション科・放射線科・こう門科・心療内科・アレルギー科・リウマチ科・心臓血管外科・麻酔科・小児歯科・眼科・耳鼻いんこう科・小児科・呼吸器外科・泌尿器科・矯正歯科・形成外科・婦人科
	浪民中央病院	玉山区浪民字大前田53-2	683-2336	医療法人仁妙光会		-	-	-	177	-	177	内科・外科・整形外科
	玉山岡本病院	玉山区下田字石羽根99-291	683-2121	医療法人真彩会		123	-	-	-	-	123	内科・精神科・神経科・神経内科・歯科
	八角病院	玉山区好摩字夏間木70-190	682-0201	医療法人日新堂		-	-	-	-	50	50	内科・精神科・神経科・歯科
	いわてリハビリテーションセンター	磐石町七ツ森16-243	692-5800	岩手県		-	-	-	-	100	100	リハビリテーション科・整形外科・脳神経外科・神経内科
	篤宿温泉病院	南畑32字南畑沢265	695-2321	社団医療法人篤宿温泉病院	○	-	-	-	132	-	132	内科・外科・整形外科・消化器科・循環器科・リウマチ科・気管食道科・リハビリテーション科・麻酔科
	医療法人社団松誠会滝沢中央病院	滝沢村鶴飼字狐洞1-104	684-1151	医療法人社団松誠会	○	-	-	-	136	49	185	内科・外科・皮膚科・歯科・婦人科
	柄内第二病院	大釜字吉水103-1	684-1111	医療法人厳心会		-	-	-	-	144	144	内科・外科・整形外科・脳神経外科・リハビリテーション科・麻酔科・神経内科・リウマチ科
	平和台病院	紫波町大淵字南谷地108-3	672-2266	医療法人法成会		289	-	-	-	-	289	精神科・神経科
	南昌病院	矢巾町広宮沢1字南昌山2-181	697-5211	医療法人社団帰厚堂		-	-	-	90	90	180	内科・外科・整形外科・リハビリテーション科・神経内科・循環器科・脳神経外科
	みちのく療育園	町煙山24-1	611-0600	社会福祉法人新生会		-	-	-	-	54	54	小児科・内科・リハビリテーション科・歯科・精神科
	国保葛巻病院	葛巻町葛巻16-1-1	(0195) 66-2311	葛巻町	○	-	-	-	18	60	78	内科・小児科・外科・産婦人科・眼科
	岩手県立沼宮内病院	岩手町大字五日市10-4-7	62-2511	岩手県	○	-	-	-	-	60	60	内科・外科・リハビリテーション科・整形外科
	八幡平市国保西根病院	八幡平市田頭22-79-1	76-3111	八幡平市	○	-	-	-	-	60	60	内科・小児科・外科
	東八幡平病院	柏台2-8-2	78-2511	財団法人みちのく愛隣協会	○	-	-	-	115	50	165	内科・小児科・神経内科・外科・整形外科・脳神経外科・皮膚科・歯科・リハビリテーション科・放射線科
花 巻	国立病院機構花巻病院	花巻市諏訪500	(0198) 24-0511	国立病院機構		250	-	-	-	80	330	内科・精神科・歯科

保健所名	施設名	所在地	電話番号	開設者	救急告示	病床数						診療科目
						精神	感染症	結核	療養	一般	合計	
	イーハトーブ病院	〃 湯口字志戸平14-1	38-5656	医療法人杏林会	○	-	-	-	101	50	151	内科・外科・整形外科・婦人科・リハビリテーション科・循環器科・消化器内科
	財団法人総合花巻病院	〃 花城町4-28	23-3311	財団法人総合花巻病院	○	-	-	-	60	230	290	内科・消化器科・小児科・神経内科・外科・整形外科・形成外科・脳神経外科・産婦人科・眼科・耳鼻いんこう科・泌尿器科・リハビリテーション科・放射線科・麻酔科・皮膚科
	岩手医科大学附属花巻温泉病院	〃 台第2地割85番1	27-2011	学校法人岩手医科大学	○	-	-	-	-	150	150	内科・外科・整形外科・リハビリテーション科・神経内科・リウマチ科・麻酔科・循環器内科・老年内科
	社団医療法人報昌会本館病院	〃 東宮野目13-112	23-5131	社団医療法人報昌会		161	-	-	-	-	161	内科・精神科
	宝陽病院	〃 石烏谷町新堀15-23	45-6500	社団医療法人啓愛会	○	-	-	-	99	93	192	内科・外科・整形外科・眼科・皮膚科・小児科・形成外科・脳神経外科
	岩手県立東和病院	〃 東和町安俣6区75番地1	42-2211	岩手県	○	-	-	-	-	68	68	内科・外科・リハビリテーション科・消化器科
	岩手県立遠野病院	遠野市松崎町白岩14-74	(0198) 62-2222	〃	○	-	2	20	-	199	221	内科・小児科・外科・整形外科・産婦人科・眼科・耳鼻いんこう科・リハビリテーション科・脳神経外科・消化器科・皮膚科
	六角牛病院	〃 宵笹町中沢5-5-1	62-2026	医療法人財団正清会		147	-	-	-	-	147	内科・精神科・神経科
北上	社会福祉法人恩賜財団済生会北上済生会病院	北上市花園町1-6-8	64-7722	社会福祉法人恩賜財団済生会支部岩手県済生会	○	-	4	-	-	315	319	内科・循環器科・小児科・神経内科・外科・整形外科・脳神経外科・産婦人科・眼科・耳鼻いんこう科・泌尿器科・呼吸器科・消化器科・心臓血管外科・リウマチ科・麻酔科・呼吸器外科
	花北病院	〃 村崎野16-89-1	66-2311	医療法人社団花北病院		180	-	-	-	-	180	内科・精神科・神経内科
	西和賀町国保沢内病院	西和賀町太田2-68	85-3131	西和賀町	○	-	-	-	-	40	40	内科・外科・小児科・眼科・歯科
奥州	岩手県立胆沢病院	奥州市水沢区宇龍ヶ馬場61	(0197) 24-4121	岩手県	○	-	-	20	-	331	351	内科・小児科・外科・整形外科・脳神経外科・呼吸器外科・産婦人科・眼科・耳鼻いんこう科・泌尿器科・放射線科・麻酔科・皮膚科・心臓血管外科・呼吸器科・消化器科・循環器科・神経内科・精神科
	奥州市総合水沢病院	〃 大手町3-1	25-3833	奥州市	○	100	4	-	-	178	282	内科・小児科・精神科・神経内科・外科・整形外科・産婦人科・眼科・耳鼻いんこう科・泌尿器科・歯科口腔外科・歯科・循環器科・麻酔科
	医療法人社団ヨシザワ病院	〃 字北田14-1	25-5155	医療法人社団ヨシザワ病院		-	-	-	55	-	55	内科・外科・麻酔科

保健所名	施設名	所在地	電話番号	開設者	救急告示	病床数					合計	診療科目
						精神	感染症	結核	療養	一般		
	奥州病院	〃 東大通り1-5-30	25-5111	医療法人済和会	○	-	-	-	134	22	156	内科・呼吸器科・消化器科・循環器科・外科・整形外科・眼科・歯科・リハビリテーション科・麻酔科・歯科口腔外科
	医療法人社団創生会胆江病院	〃 佐倉河字慶徳27-1	24-4148	医療法人社団創生会胆江病院		275	-	-	-	-	275	精神科・神経科
	石川病院	〃 南町8-10	25-6311	社団医療法人石川病院	○	-	-	-	12	20	32	内科・小児科・外科・整形外科・泌尿器科・循環器科・こう門科・消火器科・神経内科・麻酔科
	美山病院	〃 羽田町水無沢495-2	24-2141	社団医療法人啓愛会		-	-	-	136	92	228	内科・外科・整形外科・リハビリテーション科
	美希病院	〃 前沢区古城字丑沢上野100	56-6111	社団医療法人啓愛会		-	-	-	100	149	249	内科・外科・整形外科・リハビリテーション科・小児科・皮膚科・麻酔科
	奥州市国民健康保健まごころ病院	〃 胆沢区南都田字大持40	46-2121	奥州市	○	-	-	-	-	48	48	内科・外科・整形外科・小児科・歯科・消化器科・歯科口腔外科・循環器科・麻酔科
	岩手県立江刺病院	〃 江刺区西大通り5-23	35-2181	岩手県	○	-	-	15	-	135	150	内科・小児科・精神科・外科・整形外科・産婦人科・眼科・耳鼻いんこう科・リハビリテーション科・泌尿器科・皮膚科・消化器科・循環器科・麻酔科
一 関	国立病院機構岩手病院	一関市山目泥田山下48	(0191) 25-2221	国立病院機構		-	-	-	-	220	220	内科・小児科・神経内科・外科・歯科・呼吸器科
	岩手県立南光病院	〃 狐禅寺字大平17	23-3655	岩手県		408	-	-	-	-	408	精神科・神経科・リハビリテーション科
	岩手県立磐井病院	〃 狐禅寺字大平17	23-3452	〃	○	-	-	10	-	305	315	内科・小児科・外科・整形外科・脳神経外科・眼科・耳鼻いんこう科・皮膚科・リハビリテーション科・麻酔科・消化器科・循環器科・形成外科・泌尿器科・呼吸器科・産婦人科・神経内科・心療内科・放射線科・歯科口腔外科
	一関病院	〃 大手町3-36	23-2050	医療法人博愛会	○	-	-	-	60	199	259	内科・呼吸器科・小児科・外科・整形外科・脳神経外科・産婦人科・眼科・耳鼻いんこう科・麻酔科・皮膚科・泌尿器科・アレルギー科・消火器科
	医療法人社団愛生会昭和病院	〃 田村町6-3	23-2020	医療法人社団愛生会昭和病院		-	-	-	9	46	55	内科・小児科・呼吸器科・消化器科・循環器科・アレルギー科・麻酔科
	西城病院	〃 八幡町2-43	23-3636	社団医療法人西城病院		-	-	-	-	66	66	内科・呼吸器科・消化器科・循環器科・神経内科・放射線科・泌尿器科
	岩手県立大東病院	〃 大東町大原字川内128	72-2121	〃	○	-	-	-	41	80	121	内科・神経内科・外科・リハビリテーション科・整形外科

保健所名	施設名	所在地	電話番号	開設者	救急告示	病床数						診療科目
						精神	感染症	結核	療養	一般	合計	
	岩手県立千厩病院	千厩町千厩字草井沢32-1	53-2101	〃	○	-	4	-	-	190	194	内科・小児科・外科・整形外科・産婦人科・眼科・耳鼻いんこう科・リハビリテーション科・消化器科・循環器科・泌尿器科・神経内科・麻酔科
	ひがしやま病院	東山町松川字卯入道121-2	48-2666	社団医療法人西城病院		-	-	-	44	-	44	内科・呼吸器科・消化器科・循環器科・神経内科・リハビリテーション科
	藤沢町国保藤沢町民病院	藤沢町藤沢字町裏52-2	63-5211	藤沢町	○	-	-	-	-	54	54	内科・外科・小児科・整形外科
大船渡	岩手県立大船渡病院	大船渡市大船渡町字山馬越10-1	(0192) 26-1111	岩手県	○	105	4	10	-	370	489	内科・小児科・精神科・神経内科・外科・整形外科・脳神経外科・呼吸器科・産婦人科・眼科・耳鼻いんこう科・皮膚科・泌尿器科・循環器科・放射線科・麻酔科・リハビリテーション科・消化器科
	希望ヶ丘病院	陸前高田市高田町字大隅8-6	53-1019	医療法人希望会		93	-	-	37	-	130	精神科・神経内科
	岩手県立高田病院	陸前高田市気仙町中堰34	54-3221	岩手県	○	-	-	-	-	136	136	内科・小児科・外科・整形外科・婦人科・眼科・リハビリテーション科・耳鼻いんこう科
釜石	国立病院機構釜石病院	釜石市定内町4-7-1	(0193) 23-7111	国立病院機構		-	-	-	-	180	180	内科・小児科・リハビリテーション科・神経内科
	岩手県立釜石病院	甲子町10-483-6	25-2011	岩手県	○	-	-	-	-	272	272	内科・小児科・外科・整形外科・形成外科・脳神経外科・産婦人科・眼科・耳鼻いんこう科・泌尿器科・消化器科・循環器科・神経内科・心臓血管外科・リハビリテーション科・麻酔科
	釜石のぞみ民病院	大渡町3-15-26	31-2300	医療法人仁医会	○	-	-	-	102	52	154	内科・外科・眼科
	釜石厚生病院	野田町1-16-32	23-5105	〃		204	-	-	-	-	204	内科・精神科・神経科
	せいてつ記念病院	小佐野町4-3-7	23-2030	医療法人薬山会	○	-	-	-	-	119	119	内科・外科・整形外科・眼科・耳鼻いんこう科・皮膚科・泌尿器科・心臓内科
	岩手県立大槌病院	大槌町新町8-14	42-2121	岩手県	○	-	2	-	-	119	121	内科・外科・整形外科・産婦人科・眼科・耳鼻いんこう科・リハビリテーション科・皮膚科
	宮古	岩手県立宮古病院	宮古市大字崎鉾ヶ崎1-11-26	(0193) 62-4011	〃	○	-	4	10	-	373	387

保健 所名	施設名	所在地	電話番号	開設者	救急 告示	病 床 数						診 療 科 目
						精神	感染 症	結核	療養	一般	合計	
	三陸病院	板屋1-6-36	62-7021	医療法人財団正済会		235	-	-	-	-	235	精神科・神経科
	宮古山口病院	山口五丁目3-20	62-3945	社団医療法人新和会		405	-	-	-	-	405	内科・精神科・歯科
	宮古第一病院	保久田8-37	62-3737	特定医療法人弘慈会		-	-	-	148	-	148	内科・消化器科・眼科・歯科・リハビリテーション科
	岩手県立山田病院	山田町山田5-66-1	82-2111	岩手県	○	-	-	-	-	60	60	内科・小児科・外科・整形外科・眼科・耳鼻いんこう科・リハビリテーション科
	社会福祉法人恩賜財団 済生会岩泉病院	岩泉町岩泉字中家19-1	(0194) 22-2151	社会福祉法人恩賜 財団済生会支部岩 手県済生会	○	-	-	-	-	98	98	内科・外科・整形外科・脳神経外科・眼科・小児科
久 慈	岩手県立久慈病院	久慈布旭町10-1	(0194) 53-6131	岩手県	○	-	4	-	43	295	342	内科・小児科・外科・整形外科・形成外科・脳神経外科・産婦人科・眼科・耳鼻いんこう科・皮膚科・泌尿器科・歯科・リハビリテーション科・精神科・神経内科・呼吸器科・循環器科・放射線科・麻酔科・消化器科
	久慈享和病院	門前1-151-1	53-2323	社団医療法人祐和会		215	-	-	-	-	215	精神科・神経科
	久慈恵愛病院	湊町17-100	52-2311	医療法人祥和会		-	-	-	42	39	81	内科・呼吸器科・消化器科・循環器科・外科・整形外科・皮膚科・泌尿器科・こう門科
	洋野町国保種市病院	洋野町23-27-2	65-2127	種市町	○	-	-	-	32	64	96	内科・外科
二 戸	岩手県立二戸病院	二戸市堀野字大川原毛 38-2	(0195) 23-2191	岩手県	○	-	-	10	-	290	300	内科・小児科・神経内科・外科・整形外科・脳神経外科・産婦人科・眼科・耳鼻いんこう科・リハビリテーション科・皮膚科・呼吸器科・消化器科・循環器科・麻酔科・放射線科・精神科
	岩手県立軽米病院	軽米町軽米2-54-5	46-2411	〃	○	-	-	-	45	60	105	内科・小児科・外科・リハビリテーション科・精神科
	岩手県立一戸病院	一戸町一戸字砂森60-1	33-3101	〃	○	225	4	-	48	97	374	内科・小児科・外科・整形外科・眼科・耳鼻いんこう科・皮膚科・泌尿器科・リハビリテーション科・精神科・神経内科・歯科

3-16-3 就業届出助産師数調（保健所別）

（平成16年12月31日現在）

保健医療圏	保健所名	総数	就業場所								
			助産所			病院	診療所	保健所	社会福祉施設	助産師学校及び養成所	その他
			開設者 (出張のみによる者を除く)	従事者	出張のみによる者						
総数		249	5	0	20	173	30	0	0	13	8
盛岡	盛岡	80	0	0	8	41	17	0	0	10	4
岩手中部		39	2	0	1	30	5	0	0	0	1
	花巻	12	2	0	0	7	3	0	0	0	0
	北上	27	0	0	1	23	2	0	0	0	1
胆江	水沢	22	3	0	3	12	2	0	0	2	0
両磐	一関	38	0	0	7	26	1	0	0	1	3
気仙	大船渡	11	0	0	0	11	0	0	0	0	0
釜石	釜石	12	0	0	1	11	0	0	0	0	0
宮古	宮古	18	0	0	0	16	2	0	0	0	0
久慈	久慈	15	0	0	0	12	3	0	0	0	0
二戸	二戸	14	0	0	0	14	0	0	0	0	0

3-16-4 医療救護班編成表

1 地方支部（県立病院班）

（平成19年4月1日現在）

名 称	所 在 地	電 話	班数	患者 移送車
県立中央病院	盛岡市上田1-4-1	019 (653) 1151	2	1
県立沼宮内病院	岩手町大字五日市10-4-7	0195 (62) 2511	1	
県立花巻厚生病院	花巻市御田屋町4-57	0198 (23) 2346	1	
県立東和病院	花巻市東和町安俵6-75-1	0198 (42) 2211	1	
県立北上病院	北上市九年橋3-15-36	0197 (64) 4351	1	
県立胆沢病院	奥州市水沢区龍ヶ馬場61	0197 (24) 4121	1	
県立江刺病院	奥州市江刺区西大通り5-23	0197 (35) 2181	1	1
県立磐井病院	一関市狐禅寺大平17	0191 (23) 3452	1	1
県立南光病院	〃	0191 (23) 3655	1	1
県立千厩病院	一関市千厩町千厩字草井沢32-1	0191 (53) 2101	1	
県立大東病院	一関市大東町大原字川内128	0191 (72) 2121	1	1
県立大船渡病院	大船渡市大船渡町字山馬越10-1	0192 (26) 1111	1	1
県立高田病院	陸前高田市気仙町字中堰34	0192 (54) 3221	1	
県立住田病院	住田町世田米字大崎22-1	0192 (46) 3121	1	
県立釜石病院	釜石市甲子町10-483-6	0193 (25) 2011	1	1
県立遠野病院	遠野市松崎町白岩14-74	0198 (62) 2222	1	1
県立大槌病院	大槌町新町8-14	0193 (42) 2121	1	
県立宮古病院	宮古市崎嶽ヶ崎1-11-26	0193 (62) 4011	1	1
県立山田病院	山田町5-66-1	0193 (82) 2111	1	
県立久慈病院	久慈市旭町10-1	0194 (53) 6131	1	1
県立二戸病院	二戸市堀野字大川原毛38-2	0195 (23) 2191	1	1
県立一戸病院	一戸町一戸字砂森60-1	0195 (33) 3101	1	
県立軽米病院	軽米町大字軽米2-54-5	0195 (46) 2411	1	
計			24	11

2 市町村本部

名 称	所 在 地	電 話	班数	輸送車
盛岡市立病院	盛岡市本宮字中屋敷15-1	019 (635) 0101	1	1
国保葛巻病院	葛巻町葛巻16-1-1	0195 (66) 2311	1	1
国保西根病院	八幡平市田頭22-79-1	0195 (76) 3111	1	1
国保沢内病院	西和賀町沢内太田2-68	0197 (85) 3131	1	1
総合水沢病院	奥州市水沢区大手町3-1	0197 (25) 3833	1	2
国保まごころ病院	奥州市胆沢区南都田字大持40	0197 (46) 2121	1	1
国保藤沢町民病院	藤沢町藤沢字町裏52-2	0191 (63) 5211	1	1
国保種市病院	洋野町種市23-27-2	0194 (65) 2127	1	
計			8	8

3 日赤及び済生会

名 称	所 在 地	電 話	班数	輸送車
盛岡赤十字病院	盛岡市三本柳6-1-1	019 (637) 3111	2	2
北上済生会病院	北上市花園町1-6-8	0197 (64) 7722	1	1
済生会岩泉病院	岩泉町岩泉字中家19-1	0194 (22) 2151	1	1
計			4	4

4 国立医療機関

名 称	所 在 地	電 話	班数	輸送車
独立行政法人国立病院 機 構 盛 岡 病 院	盛岡市青山1-25-1	019 (647) 2195	1	1
独立行政法人国立病院 機 構 花 巻 病 院	花巻市諏訪500	0198 (24) 0511	1	1
独立行政法人国立病院 機 構 岩 手 病 院	一関市山目沼田山下48	0191 (25) 2221	1	1
独立行政法人国立病院 機 構 釜 石 病 院	釜石市定内町4-7-1	0193 (23) 7111	1	1
計			4	4

5 岩手県医師会

名 称	所 在 地	電 話	班数	輸送車
岩 手 県 医 師 会	盛岡市菜園2-8-20	019 (651) 1455	88	

3-16-5 災害時の医療救護に関する協定書

災害時の医療救護に関する協定書

岩手県（以下「甲」という。）と社団法人岩手県医師会（以下「乙」という。）は災害時における医療救護について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は岩手県地域防災計画に基づき、甲が行う医療救護に対する乙の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

（医療班の派遣）

第2条 甲は、岩手県地域防災計画に基づき、医療救護活動を実施する必要がある場合は、乙に対し医療班の編成及び派遣を要請するものとする。

2 乙は、前項の規定により甲から要請を受けた場合は、直ちに医療班を編成し災害現場等の救護所等に派遣するものとする。

（自主出動）

第2条の2 乙は、甲と連絡がとれないとき又は派遣の要請を待ついとまがないときは、自主的に被災地の情報収集を行い、その結果、緊急に医療班を派遣する必要があると認めた場合は、自主的に医療班を編成して、派遣することができる。

2 乙は、前項の規定により医療班を派遣したときは、遅滞なく甲に報告するものとする。

3 乙が前項の規定により派遣した後において、甲が前条に基づき医療班の派遣が必要と認めたときは、乙が派遣したときに要請があったものとみなす。

（災害医療救護計画）

第3条 乙は、前条の規定により医療救護活動の円滑な実施を図るため、災害医療救護計画を策定し、これを甲に提出するものとする。

（医療班に対する指揮）

第4条 医療救護活動の総合調整を図るため、乙が派遣する医療班に対する指揮は、甲が指定するものを行う。

（医療班の業務）

第5条 乙が派遣する医療班は、甲または市町村が避難所及び災害現場等に設置する救護所において医療救護活動を行うことを原則とする。

2 医療班の業務は次の通りとする。

- (1) 傷病者に対する応急処置及び医療
- (2) 傷病者の収容医療機関への転送の安否及び転送順位の決定
- (3) 被災者の死亡の確認

（医薬品等の供給）

第6条 乙が派遣する医療班が使用する医薬品等は、当該医療班が携行するもののほか、甲が供給するものとする。

（収容医療機関の指定）

第7条 乙は、甲が傷病者の収容医療機関を指定しようとするときは、これに協力するものとする。

（医療費）

第8条 救護所における医療費は無料とする。

2 収容医療機関における医療費は、原則として患者負担とする。

(費用の弁償等)

第9条 甲の要請に基づき、乙が医療救護活動を実施した場合に要する次の費用は、甲が負担するものとする。

- (1) 医療班の編成及び派遣に要する経費
- (2) 医療班が携行した医薬品等を使用した場合の実費
- (3) 医療班員が医療救護活動において負傷し、疾病にかかりまたは死亡した場合の扶助金
- (4) 前各号に該当しない費用であつて、この協定実施のために要したもの
(細目)

第10条 この協定を実施するための必要な事項については、別に定める。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項、またはこの協定に関し疑義が生じた事項については、甲乙協議のうえ定めるものとする。

(有効期間)

第12条 この協定の有効期間は、協定の締結の日から起算して1年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の日の1月前までに、甲乙いずれからも何らかの意思表示がないときは、有効期間満了の日の翌日から起算して1年間この協定は延長され、以降同様とする。

この協定を証するため、本書2通を作成し 甲乙両者記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成10年3月19日

甲 岩手県

岩手県知事 中 村 直

乙 盛岡市菜園二丁目8番20号

社団法人 岩手県医師会

会長 三 浦 新 也

災害時の医療救護に関する協定書実施細則

平成元年4月20日付で締結した災害時の医療救護に関する協定書（以下「協定書」という。）第10条に基づく細則は、次のとおりとする。

（医療救護活動の報告）

第1条 社団法人岩手県医師会（以下「乙」という。）が、協定書第2条の規定により医療班を派遣したときは、医療救護活動終了後速やかに、各医療班ごとの「医療救護活動報告書」（第1号様式）、「医療班員名簿」（第2号様式）及び「医薬品等使用報告書」（第3号様式）を取りまとめ、岩手県（以下「甲」という。）に報告するものとする。

（事故報告）

第2条 乙は、協定書第2条に基づく医療救護活動において、医療班員が負傷し、疾病にかかり、または死亡したときは、「事故報告書」（第4号様式）により、すみやかに甲に報告するものとする。

（費用弁償等の請求）

第3条 協定書第9条第1号、第2号及び第4号に規定する費用については、乙が各医療班分を取りまとめ「費用弁償請求書」（第5号様式）により、甲に請求するものとする。

2 協定書第9条第3号に規定する扶助金については、支給を受けようとする者が「扶助金支給申請書」（第6号様式）により、甲に請求するものとする。

（費用弁償の額）

第4条 協定書第9条第1号に規定する費用弁償の額は、別表に定める額とする。

2 協定書第9条第2号に規定する実費弁償の額は、使用した医薬品等に係る実費とする。

3 協定書第9条第3号に規定する扶助金については、「災害に際し応急措置の業務に従事した者に係る損害補償に関する条例」（昭和37年岩手県条例第47号）に準ずるものとする。

4 協定書第9条第4号に規定する費用弁償の額は、同条第1号、2号及び3号に該当しない費用であって、この協定実施のために要したものとする。

（支払）

第5条 甲は、前2条の規定により請求を受けた場合は、関係書類を確認のうえ、すみやかに乙に対し支払うものとする。

別表

区分	日当	旅費	時間外勤務手当
医師 看護師	災害救助法施行細則（昭和35年岩手県規則第59号）第14条に定める額		
補助職員	看護師の日当の1/2（100円未満切捨）	一般職の県職員の行政職給料表による2級の職務にあたる者の旅費相当額	一般職の県職員の時間外勤務手当支給の例による額

(第1号様式)

医療救護活動報告書

班名	
災害発生場所	
医療救護活動場所	
活動状況	備考
月 日 時 分から 月 日 時 分まで 取扱件数 件 移送 件 死体処理 件	
月 日 時 分から 月 日 時 分まで 取扱件数 件 移送 件 死体処理 件	
月 日 時 分から 月 日 時 分まで 取扱件数 件 移送 件 死体処理 件	
月 日 時 分から 月 日 時 分まで 取扱件数 件 移送 件 死体処理 件	
月 日 時 分から 月 日 時 分まで 取扱件数 件 移送 件 死体処理 件	

(第4号様式)

事 故 報 告 書

平成 年 月 日から同 年 月 日までにおける災害時の医療救護

活動において、別紙の通り事故 ^{傷病} 者が発生したので報告します。
死亡

平成 年 月 日

岩手県知事 殿

印

(別紙)

事故 傷病者 概要
死亡

氏名		性別	男・女	年齢	才
住所					
職種		勤務先		所属医療班名	
傷病名				程度	重症・中等症・軽症
外来・入院 (月 日)		診療 (入院) 医療機関名			
受傷 (発病) 日時		年 月 日	午前・午後	時	分
受傷 (発病) 場所					
死亡原因					
死亡日時		年 月 日	午前・午後	時	分
死亡場所					
受傷 (発病) ・死亡時の状況					

(第5号様式)

費 用 弁 償 請 求 書

平成 年 月 日

岩手県知事 殿

住 所

氏 名

次の金額を請求します。

金 額 円

ただし、平成 年 月 日から平成 年 月 日までにおける災害時

の医療救護活動に対する費用弁償額

(費用弁償額請求明細書 別紙のとおり)

(第6号様式)

扶 助 金 支 給 申 請 書

年 月 日

岩手県知事

殿

住 所
氏 名

印

災害時の医療救護に関する協定書第9条第3号の規定による扶助金を支給されたく、
別紙関係書類を添えて申請します。

負傷・疾病または死亡した者の状況	氏 名		性別	男・女	生年月日	
	住 所					
	職 種		勤務先		所属医療班名	
	傷 病 名			受傷（発病）年月日		
	死亡原因			死亡年月日		
障 害 級 別		療養開始年月日		治癒年月日		
休 業 日 数	年 月 日から			年 月 日まで		
休業期間中における業務上の収入の有無						
扶助金支給基礎額 [災害に際し応急措置の業務に従事した者に係る損害補償に関する条例第3条第2項（ ）号該当]						
扶助金支給申請額						
備 考						

- 注 1. 「扶助金支給基礎額」算出の証明書類（事業主の証明または市町村長の証明のあるもの）を添付すること（療養扶助金申請の場合は不要）。
2. 療養扶助金申請の場合は、医師の診断書及び療養費の領収証または請求書を添付すること。
3. 休業扶助金申請の場合は、診断書（休業が必要と認められる期間の記載あるもの）及び事業主の証明書を添付すること。
4. 障害扶助金申請の場合は、医師の意見を付した障害診断を添付すること。
5. 遺族扶助金申請の場合は、受給順位を明かにした書類を添付すること。
6. 葬祭扶助金申請の場合は、死亡診断書類を添付すること。
7. 打切扶助金申請の場合は、療養経過を明かにした診断書を添付すること。

3-16-6 災害時における医療救護活動に関する協定

岩手県（以下「甲」という。）と社団法人岩手県薬剤師会（以下「乙」という。）は災害時の医療救護活動について、次のとおり協定を締結する。

（総則）

第1条 この協定は、岩手県内において災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、甲が行う医療救護活動等に対する乙の協力について必要な事項を定めるものとする。

（要請）

第2条 甲は、災害時に、乙に対し次の業務を要請できるものとする。

- (1) 薬剤師の派遣
- (2) 甲が行う医療救護活動に対する医薬品の供給
- (3) 災害支援物資の仕分け、配送

2 乙は、前項第1号の要請があったときは、甲の指定した場所に、速やかに派遣するものとする。

（薬剤師の業務等）

第3条 前条第1項第1号に基づく薬剤師（以下「派遣薬剤師」という。）の業務は、次のとおりとする。

- (1) 救護所における傷病者等に対する調剤、服薬指導
- (2) 救護所及び医薬品等の集積所等における医薬品等の仕分け、管理
- (3) その他、消毒方法、医薬品の使用方法等の薬学的指導

2 派遣薬剤師が使用する医薬品等は、当該薬剤師が携行するもののほか、甲が供給する。

3 派遣薬剤師の調剤費は、無料とする。

（医薬品の供給）

第4条 第2条第1項第2号に基づく業務は、次のとおりとする。

- (1) 乙の甲に対する医薬品等の供給
- (2) 乙の会員に対する、甲への医薬品等の供給要請

（災害支援物資の配送）

第5条 第2条第1項第3号に基づく業務は、次のとおりとする。

- (1) 甲の指定する災害支援物資の受領
- (2) 前号の災害支援物資の仕分け、配送

（薬剤師に対する指揮等）

第6条 派遣薬剤師に対する指揮命令及び医療救護活動に係る連絡調整は、甲の指定するものが行うものとする。

（体制整備）

第7条 乙は、災害時に迅速な対応がとれるよう、組織内の連絡、派遣体制の整備に努めるものとする。

(情報の交換)

第8条 甲及び乙は、平常時から災害時の対応等について必要な協議及び情報の交換に努めるものとする。

(訓練)

第9条 甲及び乙は、災害時に備えた訓練を実施し、災害時に適切な対応ができるように努めるものとする。

(費用弁償等)

第10条 甲の要請に基づき、乙が医療救護活動等を実施した場合に要する次の経費は、甲が負担するものとする。

- (1) 薬剤師の派遣に要する費用
- (2) 派遣薬剤師が携行し、使用した医薬品等の実費
- (3) 派遣薬剤師が医療救護活動等において負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合の扶助金
- (4) 乙が供給した医薬品等の実費
- (5) 乙の会員が供給した医薬品等の実費並びに乙の取りまとめの経費
- (6) 災害支援物資の配送経費
- (7) 前各号に該当しない費用であって、この協定実施のために要したもの。

(細則)

第11条 この協定に定めるもののほか、この協定の実施に必要な事項は別に定める。

(協議)

第12条 この協定に定めがない事項については、甲乙協議のうえ決定するものとする。

(協定書の発行)

第13条 この協定は、平成23年3月11日から効力を発するものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印して、それぞれの1通を保有するものとする。

平成23年3月11日

甲 岩手県
岩手県知事 達 増 拓 也

乙 岩手県盛岡市馬場町3-12
社団法人岩手県薬剤師会
会 長 畑 澤 博 巳

災害時における医療救護活動に関する協定書実施細則

岩手県（以下「甲」という。）と社団法人岩手県薬剤師会（以下「乙」という。）との間において平成23年3月11日付で締結した災害時の医療救護活動に関する協定書（以下「協定書」という。）第11条に基づく細則は、次のとおりとする。

（薬剤師の派遣要請）

第1条 甲が、協定書第2条第1項に基づき乙に派遣を要請するときの手段は、問わないものとする。ただし、必ず文書（様式第1号）を取り交わすものとし、その効力発生時期は、派遣要請の意思が乙に伝達されたときとする。

（医療救護活動等の報告）

第2条 乙が、協定書第2条第1項第1号又は第3号の規定により薬剤師を派遣し、又は仕分け等の業務を行ったときは、医療救護活動等終了後速やかに、各薬剤師の「医療救護活動等報告書」（様式第2号）及び「医薬品等使用報告書」（様式第3号）をとりまとめ、甲に報告するものとする。

2 乙は、協定書第2条第1項第2号の規定により、乙の会員が開設する薬局において、毎月1日から同月末日までに救護所、災害医療チーム、緊急医療班等から交付された処方せん（以下「災害処方せん」という。）に基づき調剤及び供給した医薬品等の品名、数量、価格等をとりまとめ、「災害処方せん調剤等実績報告書」（様式第4号）により翌々月の10日までに甲に報告するものとする。

3 第1項に定める「医薬品等使用報告書」は、派遣薬剤師が携行した医薬品等に限り記載するものとする。

（事故報告書）

第3条 乙が、協定書第2条第1項の規定に基づく医療救護活動等において、薬剤師が負傷し、疾病にかかり、又は死亡した時は「事故報告書」（様式第5号）により、速やかに甲に報告するものとする。

（費用弁償等の請求）

第4条 協定書第10条第1号、第2号、第4号、第5号、第6号及び第7号に規定する費用については、乙が各薬剤師又は各薬局分を含めてとりまとめ、「費用弁償請求書」（様式第6号）により、甲に請求するものとする。

2 協定書第10条第3号に規定する扶助金については、支給を受けようとするものが「扶助金支給請求書」（様式第7号）により、甲に請求するものとする。

（費用弁償の額）

第5条 協定書第10条第1号に規定する費用弁償の額は、別表に定める額とする。

2 協定書第10条第3号に規定する扶助金については、「災害に際し応急措置の業務に従事した者に係る損害補償に関する条例」（昭和37年12月20日岩手県条例第47号）に準ずるものとする。

3 協定書第10条第7号に規定する費用弁償の額は、同条第1号から第6号に該当しない費用であって、この協定実施のために要したものとする。

(支払)

第6条 甲は、第4条の規定により請求を受けた場合は、関係書類を確認のうえ、速やかに乙に対し支払うものとする。

甲と乙とは、本実施細則を2通作成し、それぞれ記名押印のうえ、その1通を保管する。

平成23年3月11日

甲 岩手県

岩手県知事 達 増 拓 也

乙 岩手県盛岡市馬場町3-12

社団法人岩手県薬剤師会

会 長 畑 澤 博 巳

別 表

区 分	日 当	旅 費	時間外勤務手当
薬剤師	災害救助法施行規則（昭和35年4月22日規則第59号） 別表第2に定める金額		
補助職員	一般職の県職員の行政職給料表による2級の職務にある者の日当相当額	一般職の県職員の行政職給料表による2級の職務にある者の旅費相当額	一般職の県職員の時間外勤務手当支給の令による額

(様式第1号)

健 第 号
平 成 年 月 日

社団法人岩手県薬剤師会長 様

岩手県知事 達 増 拓 也

薬剤師の派遣について (依頼)

災害時の医療救護活動に関する協定書第11条に基づく実施細則第1条の規定により、薬剤師の派遣についてよろしくお願いします。

記

- 1 派遣地域
- 2 派遣期間
- 3 派遣薬剤師の数

(様式第2号)

医療救護活動等報告書

平成 年 月 日

岩手県知事 達増 拓也 様

住 所 岩手県盛岡市馬場町 3-12

名 称 社団法人岩手県薬剤師会

代表者 会長 畑 澤 博 巳

平成23年3月11日付で協定を締結した標記業務が完了したので、同協定書第11条に基づく細則第2条第1項の規定により医療救護活動等実績を下記のとおり報告します。

記

1 医療救護活動実績

日 時	平成 年 月 日 時 分～ 時 分
場 所	
薬剤師名	
業務内容	
備 考	

(様式第3号)

医薬品等使用報告書

平成 年 月 日

岩手県知事 達増 拓也 様

住 所 岩手県盛岡市馬場町 3-12

名 称 社団法人岩手県薬剤師会

代表者 会長 畑 澤 博 巳

平成23年3月11日付で協定を締結した業務において派遣薬剤師が使用した医薬品等の使用がありましたので、同協定書第11条に基づく細則第2条第1項の規定により下記のとおり報告します。

記

1 医薬品等使用報告

日 時	平成 年 月 日 時 分～ 時 分
場 所	
薬剤師名	
使用医薬品等	
備 考	

注1) 使用医薬品等がある場合は、「使用医薬品等」欄は「別紙一覧のとおり」とし、薬剤師が携行した医薬品等について、品名、価格、数量、使用場所（調剤を行った場所）、患者名を別紙に取りまとめること。ただし、患者名について不明な場合は、空欄で差し支えない。

注2) 携行した医薬品等の使用がない場合には、「使用医薬品等」欄は「使用なし」と記載すること。

(様式第4号)

災害処方せん調剤等実績報告書

平成 年 月 日

岩手県知事 達増 拓也 様

住 所 岩手県盛岡市馬場町3-12

名 称 社団法人岩手県薬剤師会

代表者 会長 畑 澤 博 巳

平成23年3月11日付で協定を締結した業務において派遣薬剤師が使用した医薬品等の使用がありましたので、同協定書第11条に基づく細則第2条第2項の規定により下記のとおり報告します。

記

- 1 災害処方せん等に基づく調剤等対象月
平成 年 月分
- 2 調剤等を行った災害処方せん枚数
枚
- 3 調剤等実績
別紙一覧のとおり

注) 災害処方せんに基づく医薬品等の供給がある場合は、「3 調剤等実績」については「別紙一覧のとおり」とし、調剤実績や医薬品の供給の実績など、請求金額の算出根拠となる資料を添付すること。

(様式第5号)

事故報告書

平成 年 月 日

岩手県知事 達増 拓也 様

住 所 岩手県盛岡市馬場町 3-12

名 称 社団法人岩手県薬剤師会

代表者 会長 畑 澤 博 巳

平成23年3月11日付で協定を締結した業務において派遣薬剤師の事故が発生しましたので、同協定書第11条に基づく細則第3条の規定により事故の状況を下記のとおり報告します。

記

1 派遣薬剤師事故報告

日 時	平成 年 月 日 時 分
場 所	
薬剤師名	
事故の状況	
事故に対する処置	

(様式第6号)

費用弁償請求書

平成 年 月 日

岩手県知事 達増 拓也 様

住 所 岩手県盛岡市馬場町3-12

名 称 社団法人岩手県薬剤師会

代表者 会長 畑 澤 博 巳

平成23年3月11日付で締結した協定書第12条に基づく細則第4条第1項の規定により費用を下記のとおり請求します。

記

1 請求対象月 平成 年 月分

2 請求金額

円

3 費用振込先

注1) 請求費用の積算方法がわかる資料を添付すること。

注2) 添付する資料は、協定書第10条の各号ごと(人件費(移動費含む。)、医薬品等費用、その他経費)にまとめて作成すること。

(様式第7号)

扶助金支給請求書

平成 年 月 日

岩手県知事 達増 拓也 様

住 所 岩手県盛岡市馬場町3-12

名 称 社団法人岩手県薬剤師会

代表者 会長 畑 澤 博 巳

平成23年3月11日付で締結した協定書第12条に基づく細則第4条第2項の規定により扶助金を下記のとおり請求します。

記

1 請求対象事故発生日及び薬剤師名

平成 年 月 日

(薬剤師) _____

2 請求金額

_____ 円

3 費用振込先

3-16-7 医薬品等調達関係団体連絡先一覧表

(平成23年4月1日現在)

団 体 名 称	事 務 局	電 話
岩手県医薬品卸業協会	花巻市空港南2-18 (株)小田島 内	0198-26-3299
岩手県医療機器販売業協会	紫波郡矢巾町高田10-37 (株)南部医理科 内	019-697-3264
一般社団法人日本産業・医療ガス協会 東北地域本部医療ガス部門 岩手県支部	盛岡市本町通1-17-13 岩手県ガス会館 内	019-623-6471
(社)岩手県薬剤師会	盛岡市馬場町3-12 岩手県薬剤師会館 内	019-622-2467

3-16-8 災害時における医薬品等の確保に関する協定

(趣 旨)

第1条 この協定は、岩手県内において災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、岩手県（以下「県」という。）が岩手県医薬品卸業協会（以下「協会」という。）に、医薬品、医療資機材及び防疫用資機材（以下「医薬品等」という。）の確保について協力を要請するために必要な事項を定めるものとする。

(要 請)

第2条 県は、医薬品等を確保する必要があると認めたときは、協会又は協会に加盟する会員（以下「協会等」という。）に対し、その保有する医薬品等の確保の協力を要請することができるものとする。

(要請の手続等)

第3条 県は、協会等に協力を要請する場合は、次の事項を明らかにして、文書により行うものとする。ただし、緊急の場合には、電話等により要請を行い、後日、文書を提出するものとする。

- (1) 品名
- (2) 数量
- (3) 供給希望日時
- (4) 送付場所
- (5) その他参考事項

2 協会等は、前項の規定による要請があったときは、可能な限り、県に協力するものとする。

(費用の負担)

第4条 協会等が県の要請により医薬品等の確保に要した費用は、県が負担するものとする。

(報 告)

第5条 県は、この協定に基づく医薬品等の確保が円滑に行われるよう、必要と認めた場合は、協会に対し、医薬品等の確保可能数量等の報告を求めることができるものとする。

(連絡窓口)

第6条 この協定に関する連絡窓口は、県においては岩手県環境保健部生活衛生薬務課、協会においては岩手県医薬品卸業協会事務局とする。

(被災した他の都道府県への応援)

第7条 県が、被災した他の都道府県に対する医薬品等の供給応援を行うために、協会に協力要請を行った場合においても、協会は、この協定に準じて、可能な限り、県に協力するものとする。

(協 議)

第8条 この協定の実施に関し必要な事項又はこの協定に定めのない事項については、県及び協会が協議して定めることとする。

(適用)

第9条 この協定は、平成9年2月6日から適用する。

この協定を証するため、本協定書2通を作成し、県及び協会が記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成9年2月6日

岩 手 県

岩手県知事 増 田 寛 哉

岩手県医薬品卸業協会

理 事 長 小 田 島 實

災害時における医薬品等の確保に関する協定実施細則

第1 医薬品等確保の要請

平成9年2月6日に岩手県（以下「県」という。）と岩手県医薬品卸業協会（以下「協会」という。）が締結した「災害時における医薬品等の確保に関する協定」（以下「協定」という。）に基づき、医薬品及び医療資機材（以下「医薬品等」という。）で、県が救護所、避難所等で使用するとして調達を要すると判断した医薬品等について、県は協会又は協会に加盟する会員（以下「協会等」という。）に対し品名、数量、納入先等を電話、FAX等を用い連絡するものとし、これをもって協定に基づく医薬品等確保要請とする。

- 2 県は、第1項の規定に基づく確保要請のうち、電話を用いて連絡した場合は、追って文書（FAXを含む。）により要請を行うこととする。

第2 医薬品等の確保

第1により要請を受けた協会等は、迅速かつ確実に医薬品等を確保するよう配慮すること。

第3 医薬品等の納入

協会等は、確保した医薬品等について、早急に納入先に搬入するものとする。

第4 医薬品等の輸送・搬送

第2において医薬品等の確保のための輸送を行うとき、もしくは、第3において医薬品等を納入先に搬入するときは、原則として協会等が直接輸送もしくは搬送（以下「輸送等」という。）するものとする。

ただし、協会等が直接輸送等することが困難な場合においては、協会が別に契約をした運送業者等に輸送等を委託することで差し支えない。

第5 代金の請求

協定に基づいて確保した医薬品等の代金請求には、医薬品等の代金のほか、確保、仕分け等に要した人件費及び輸送等に要した運送費を含むものとする。

- 2 要請に基づいて納品した医薬品等の代金請求については、毎月1日からその月の末日までの納品分をとりまとめて、医薬品等確保等業務請求書（別紙様式第1号）（以下「請求書」という。）により翌月の末日までに提出するものとする。
- 3 代金の振込先が協会ではない場合（振込先が協会各会員等の場合等）は、請求書に振込先及び振込金額を明記した資料を添付し提出するものとする。

第6 業務完了報告

医薬品等確保等業務完了報告書（別紙様式第2号）（以下「完了報告書」という。）は、要請に基づいて納品した医薬品等について、毎月1日からその月の末日までの納品分をとりまとめて翌月の末日までに提出するものとする。

- 2 完了報告書には、納品した医薬品等の品名、価格、数量及び納入先を明記した書類（納品書の写し等で差し支えない。）を添付すること。

- 3 医薬品等の輸送等を委託した場合には、前項に規定する書類については、運行記録、輸送量及び輸送に要した費用を明記した書類を添付すること。
- 4 第2項及び前項の添付書類は、原則として協会がとりまとめて完了報告書に添付し提出することとするが、協会によるとりまとめが困難な場合にあつては、協会各会員等が第1項に定める期日までに、直接、岩手県保健福祉部健康国保課に提出することで差し支えない。

(別紙様式1号)

医薬品等確保等業務請求書

平成 年 月 日

岩手県知事 遠増 拓也 様

住 所

名 称

代表者

平成9年2月6日付で協定を締結した標記業務が完了したので、協定実施細則第5第2項の規定に基づき下記のとおり請求します。

記

1 納品期間 平成 年 月分

2 請求金額

請求金額 _____ 円

3 代金振込先及び振込金額一覧
別紙のとおり

(別紙様式2号)

医薬品等確保等業務完了報告書

平成 年 月 日

岩手県知事 遠増 拓也 様

住 所

名 称

代表者

平成9年2月6日付で協定を締結した標記業務が完了したので、協定実施細則第6第1項の規定に基づき下記のとおり報告します。

記

- 1 納品期間 平成 年 月分
- 2 納品報告
別添のとおり

3-16-9 災害時における医療資機材の確保に関する協定

(趣 旨)

第1条 この協定は、岩手県内において災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、岩手県（以下「県」という。）が東北医療機器協会岩手県支部（以下「協会」という。）に、医療資機材（以下「資機材等」という。）の確保について協力を要請するために必要な事項を定めるものとする。

(要 請)

第2条 県は、医薬品等を確保する必要があると認めたときは、協会又は協会に加盟する会員（以下「協会等」という。）に対し、その保有する資機材等の確保の協力を要請することができるものとする。

(要請の手続等)

第3条 県は、協会等に協力を要請する場合は、次の事項を明らかにして、文書により行うものとする。ただし、緊急の場合には、電話等により要請を行い、後日、文書を提出するものとする。

- (1) 品名
- (2) 数量
- (3) 供給希望日時
- (4) 送付場所
- (5) その他参考事項

2 協会等は、前項の規定による要請があったときは、可能な限り、県に協力するものとする。

(費用の負担)

第4条 資機材等の確保に要した費用は、県が負担するものとする。

(報 告)

第5条 県は、この協定に基づく医薬品等の確保が円滑に行われるよう、必要と認めた場合は、協会に対し、資機材等の確保可能数量等の報告を求めることができるものとする。

(連絡窓口)

第6条 この協定に関する連絡窓口は、県においては岩手県環境保健部生活衛生薬務課、協会においては東北医療機器協会岩手県支部事務局とする。

(被災した他の都道府県への応援)

第7条 県が、被災した他の都道府県に対する資機材等の供給応援を行うために、協会に協力要請を行った場合においても、協会は、この協定に準じて、可能な限り、県に協力するものとする。

(協 議)

第8条 この協定の実施に関し必要な事項又はこの協定に定めのない事項については、県及び協会が協議して定めることとする。

(適用)

第9条 この協定は、平成9年2月6日から適用する。

この協定を証するため、本協定書2通を作成し、県及び協会が記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成9年2月6日

岩 手 県

岩手県知事 増 田 寛 哉

東北医療機器協会岩手県支部

支 部 長 早 川 政 則

災害時における医療資機材の確保に関する協定実施細則

第1 資機材等確保の要請

平成9年2月6日に岩手県（以下「県」という。）と東北医療機器協会岩手県支部（以下「協会」という。）が締結した「災害時における医療資機材の確保に関する協定」（以下「協定」という。）に基づき、医療資機材（以下「資機材等」という。）で、県が救護所、避難所等で使用するとして調達を要すると判断した資機材等について、県は協会又は協会に加盟する会員（以下「協会等」という。）に対し品名、数量、納入先等を電話、FAX等を用い連絡するものとし、これをもって協定に基づく資機材等確保要請とする。

- 2 県は、第1項の規定に基づく確保要請のうち、電話を用いて連絡した場合は、追って文書（FAXを含む。）により要請を行うこととする。

第2 資機材等の確保

第1により要請を受けた協会等は、迅速かつ確実に資機材等を確保するよう配慮すること。

第3 資機材等の納入

協会等は、確保した資機材等について、早急に納入先に搬入するものとする。

第4 資機材等の輸送・搬送

第2において資機材等の確保のための輸送を行うとき、もしくは、第3において資機材等を納入先に搬入するときは、原則として協会等が直接輸送もしくは搬送（以下「輸送等」という。）するものとする。

ただし、協会等が直接輸送等することが困難な場合においては、協会が別に契約をした運送業者等に輸送等を委託することで差し支えない。

第5 代金の請求

協定に基づいて確保した資機材等の代金請求には、資機材等の代金のほか、確保、仕分け等に要した人件費及び輸送等に要した運送費を含むものとする。

- 2 要請に基づいて納品した資機材等の代金請求については、毎月1日からその月の末日までの納品分をとりまとめて、資機材等確保等業務請求書（別紙様式第1号）（以下「請求書」という。）により翌月の末日までに提出するものとする。
- 3 代金の振込先が協会ではない場合（振込先が協会各会員等の場合等）は、請求書に振込先及び振込金額を明記した資料を添付し提出するものとする。

第6 業務完了報告

資機材等確保等業務完了報告書（別紙様式第2号）（以下「完了報告書」という。）は、要請に基づいて納品した資機材等について、毎月1日からその月の末日までの納品分をとりまとめて翌月の末日までに提出するものとする。

- 2 完了報告書には、納品した資機材等の品名、価格、数量及び納入先を明記した書類（納品書の写し等で差し支えない。）を添付すること。

- 3 資機材等の輸送等を委託した場合には、前項に規定する書類については、運行記録、輸送量及び輸送に要した費用を明記した書類を添付すること。
- 4 第2項及び前項の添付書類は、原則として協会がとりまとめて完了報告書に添付し提出することとするが、協会によるとりまとめが困難な場合にあつては、協会各会員等が第1項に定める期日までに、直接、岩手県保健福祉部健康国保課に提出することで差し支えない。

(別紙様式1号)

資機材等確保等業務請求書

平成 年 月 日

岩手県知事 達増 拓也 様

住 所

名 称

代表者

平成9年2月6日付で協定を締結した標記業務が完了したので、協定実施細則第5第2項の規定に基づき下記のとおり請求します。

記

1 納品期間 平成 年 月分

2 請求金額

請求金額 _____ 円

3 代金振込先及び振込金額一覧
別紙のとおり

(別紙様式2号)

資機材等確保等業務完了報告書

平成 年 月 日

岩手県知事 遠増 拓也 様

住 所

名 称

代表者

平成9年2月6日付で協定を締結した標記業務が完了したので、協定実施細則第6第1項の規定に基づき下記のとおり報告します。

記

- 1 納品期間 平成 年 月分
- 2 納品報告
別添のとおり

3-16-10 災害時における医療用ガス等の確保に関する協定

(趣 旨)

第1条 この協定は、岩手県内において災害が発生し、又は発生のおそれがある場合において、岩手県（以下「県」という。）が一般社団法人産業・医療ガス協会東北地域本部医療ガス部門岩手県支部（以下「岩手県支部」という。）に、医療用ガス及び関係資機材（以下「医療用ガス等」という。）の確保について協力を要請するために必要な事項を定める。

(要 請)

第2条 県は、医療用ガス等を確保する必要があると認めるときは、岩手県支部及び岩手県支部に加盟する会員（以下「岩手県支部等」という。）にたいし、その保有する医療用ガス等の確保の協力を要請することができるものとする。

(要請の手続等)

第3条 県は、岩手県支部等に協力を要請する場合は、次の事項を明らかにして、文書により行うものとする。ただし、緊急の場合には、電話等により要請を行い、後日、文書を提出するものとする。

- (1) 品名
- (2) 数量
- (3) 供給希望日時
- (4) 送付場所
- (5) その他参考事項

2 岩手県支部等は、前項の規定による要請があったときは、可能な限り、県に協力するものとする。

(費用の負担)

第4条 岩手県支部等が県の要請により医療用ガス等の確保に要した費用は、県が負担するものとする。

(報 告)

第5条 県は、この協定に基づく医療用ガス等の把握が円滑に行われるよう、必要と認められた場合は、岩手県支部に対し、医療用ガス等の確保可能数量等の報告を求めることができるものとする。

(連絡窓口)

第6条 この協定に関する連絡窓口は、県においては岩手県保健福祉部健康国保課、岩手県支部においては社団法人岩手県高圧ガス保安協会事務局とする。

(被災した他の都道府県への応援)

第7条 県が、被災した他の都道府県に対する医療用ガス等の供給応援を行うため、岩手県支部に協力要請を行った場合においても、岩手県支部は、この協定に準じて、可能な限り、県に協力するものとする。

(協 議)

第8条 この協定の実施に関し必要な事項又はこの協定に定めのない事項については、県及び岩手県支部

が協議して定めることとする。

(適用)

第9条 この協定は、平成23年3月11日から適用する。

この協定を証するため、本協定書を2通作成し、県及び岩手県支部が記名押印の上、各1通を保有する。

平成23年3月11日

岩手県

岩手県知事 遠増拓也

一般社団法人日本産業・医療ガス協会
東北地域本部医療ガス部門岩手県支部

支部長 笠井昭彦

災害時における医療用ガス等の確保に関する協定実施細則

第1 医療用ガス等確保の要請

平成23年3月11日に岩手県（以下「県」という。）と一般社団法人日本産業・医療ガス協会東北地域本部医療ガス部門岩手県支部（以下「岩手県支部」という。）が締結した「災害時における医療用ガス等の確保に関する協定」（以下「協定」という。）に基づき、医療用ガス及び関連資機材（以下「医療用ガス等」という。）で、県が救護所、避難所等で使用するとして調達を要すると判断した医療用ガス等について、県は岩手県支部又は岩手県支部に加盟する会員（以下「岩手県支部等」という。）に対し品名、数量、納入先等を電話、FAX等を用い連絡するものとし、これをもって協定に基づく医療用ガス等確保要請とする。

- 2 県は、第1項の規定に基づく確保要請のうち、電話を用いて連絡した場合は、追って文書（FAXを含む。）により要請を行うこととする。

第2 医療用ガス等の確保

第1により要請を受けた岩手県支部等は、迅速かつ確実に医療用ガス等を確保するよう配慮すること。

第3 医療用ガス等の納入

岩手県支部等は、確保した医療用ガス等について、早急に納入先に搬入するものとする。

第4 医療用ガス等の輸送・搬送

第2において医療用ガス等の確保のための輸送を行うとき、もしくは、第3において医療用ガス等を納入先に搬入するときは、原則として岩手県支部等が直接輸送もしくは搬送（以下「輸送等」という。）するものとする。

ただし、岩手県支部等が直接輸送等することが困難な場合においては、岩手県支部が別に契約をした運送業者等に輸送等を委託することで差し支えない。

第5 代金の請求

協定に基づいて確保した医療用ガス等の代金請求には、医療用ガス等の代金のほか、確保、仕分け等に要した人件費及び輸送等に要した運送費を含むものとする。

- 2 要請に基づいて納品した医療用ガス等の代金請求については、毎月1日からその月の末日までの納品分をとりまとめて、医療用ガス等確保等業務請求書（別紙様式第1号）（以下「請求書」という。）により翌月の末日までに提出するものとする。
- 3 代金の振込先が岩手県支部ではない場合（振込先が岩手県支部各会員等の場合等）は、請求書に振込先及び振込金額を明記した資料を添付し提出するものとする。

第6 業務完了報告

医療用ガス等確保等業務完了報告書（別紙様式第2号）（以下「完了報告書」という。）は、要請に基づいて納品した医療用ガス等について、毎月1日からその月の末日までの納品分をとりまとめて翌月の末日までに提出するものとする。

- 2 完了報告書には、納品した医療用ガス等の品名、価格、数量及び納入先を明記した書類（納品書の写し等で差し支えない。）を添付すること。
- 3 医療用ガス等の輸送等を委託した場合には、前項に規定する書類については、運行記録、輸送量及び輸送に要した費用を明記した書類を添付すること。
- 4 第2項及び前項の添付書類は、原則として岩手県支部がとりまとめて完了報告書に添付し提出することとするが、岩手県支部によるとりまとめが困難な場合にあっては、岩手県支部各会員等が第1項に定める期日までに、直接、岩手県保健福祉部健康国保課に提出することで差し支えない。

(別紙様式1号)

医療用ガス等確保等業務請求書

平成 年 月 日

岩手県知事 達増 拓也 様

住 所

名 称

代表者

平成9年2月6日付で協定を締結した標記業務が完了したので、協定実施細則第5第2項の規定に基づき下記のとおり請求します。

記

1 納品期間 平成 年 月分

2 請求金額

請求金額 _____ 円

3 代金振込先及び振込金額一覧
別紙のとおり

(別紙様式2号)

医療用ガス等確保等業務完了報告書

平成 年 月 日

岩手県知事 達増 拓也 様

住 所

名 称

代表者

平成9年2月6日付で協定を締結した標記業務が完了したので、協定実施細則第6第1項の規定に基づき下記のとおり報告します。

記

1 納品期間 平成 年 月分

2 納品報告
別添のとおり

3-16-11 健康管理活動班編成表

1 市町村班

名 称	所 在 地	電 話	班数
盛岡市立病院	盛岡市本宮字小屋敷15-1	019(635)0101	1
国保葛巻病院	葛巻町葛巻16-1-1	0195(66)2311	1
国保西根病院	八幡平市田頭22-79-1	0195(76)3111	1
国保沢内病院	西和賀町沢内太田2-68	0197(85)3131	1
総合水沢病院	奥州市水沢区大手町3-1	0197(25)3833	1
国保まごころ病院	奥州市胆沢区南都田字大持40	0197(46)2121	1
国保藤沢町民病院	藤沢町藤沢字町裏52-2	0191(63)5211	1
国保種市病院	洋野町種市23-27-2	0194(45)2127	1
計			8

2 地方支部保健環境班

保健活動班を組織する地方支部名	県立病院班を組織する県立病院名	所 在 地	電 話	班数
盛岡地方支部	県立中央病院	盛岡市上田1-4-1	019(653)1151	2
"	県立沼宮内病院	岩手町大字五日市10-4-7	0195(62)2511	1
花巻地方支部	県立花巻厚生病院	花巻市御田屋4-57	0198(23)2346	1
"	県立東和病院	" 東和町安俵6-75-1	0198(42)2211	1
"	県立遠野病院	遠野市松崎町白岩14-74	0198(62)2222	1
北上地方支部	県立北上病院	北上市九年橋3-15-36	0197(64)4351	1
奥州地方支部	県立胆沢病院	奥州市水沢区龍ヶ馬場61	0197(24)4121	1
"	県立江刺病院	" 江刺区西大通り5-23	0197(35)2181	1
一関地方支部	県立磐井病院	一関市狐禅寺大平17	0191(23)3452	1
"	県立南光病院	"	0191(23)3655	1
"	県立千厩病院	" 千厩町千厩字草井沢32-1	0191(53)2101	1
"	県立大東病院	" 大東町大原字川内128	0191(72)2121	1
大船渡地方支部	県立大船渡病院	大船渡市大船渡町字山馬越10-1	0192(26)1111	1
"	県立高田病院	陸前高田市気仙町字中堰34	0192(54)3221	1

保健活動班を組織する地方支部名	県立病院班を組織する県立病院名	所在地	電話	班数
釜石地方支部	県立釜石病院	釜石市甲子町10-483-6	0193(25)2011	1
〃	県立大槌病院	大槌町新町8-14	0193(42)2121	1
宮古地方支部	県立宮古病院	宮古市崎嶮ヶ崎1-11-26	0193(62)4011	1
〃	県立山田病院	山田町5-66-1	0193(82)2111	1
久慈地方支部	県立久慈病院	久慈市旭町10-1	0194(53)6131	1
二戸地方支部	県立二戸病院	二戸市堀野字大川原毛38-2	0195(23)2191	1
〃	県立一戸病院	一戸町一戸字砂森60-1	0195(33)3101	1
〃	県立軽米病院	軽米町大字軽米2-54-5	0195(46)2411	1
計				23

3-17-1 支給物資の種類、支給基準数量等

〔供給食料の種類〕

区分	供給食料
主食用	米穀、炊出しによる米飯、弁当等、パン、うどん、そば、乳児用ミルク、その他インスタント食品、乾パン等
副食物	缶詰、漬物、佃煮、ちくわ、かまぼこ、ハム、ソーセージ、野菜等（※副食物は、変質、腐敗等のしにくいものとする。）
調味料	味噌、醤油、塩、砂糖等

〔1人当たりの供給数量〕

区分	供給基準数量
米穀	被災者 1食当たり 精米200グラム以内 応急供給受配者 1日当たり 精米400グラム以内 災害救助従事者 1食当たり 精米換算300グラム以内

区分	支給物資
外衣	洋服、作業衣、子供服等
肌着	シャツ、パンツ等の下着類
寝具	タオルケット、毛布、布団等
身回品	タオル、手ぬぐい、靴下、サンダル、傘等
炊事道具	なべ、炊飯器、こんろ、ガス器具等
食器	はし、茶わん、皿等
日用品	石けん、ちり紙、歯ブラシ、ビニールシート等
光熱材料	マッチ、ローソク、木炭、灯油、プロパンガス等

3-17-2 災害時の政府所有米穀の供給に係る手続きについて

米穀の買入れ・販売等に関する基本要領（平成21年5月29日付 21総食第113号 総合食料局長通知）第4章第10（以下「要領」という。）の2に基づく災害救助用米穀の供給に係る手続きについては、下記のとおりとする。

記

1. 災害救助用米穀の供給に係る要請

(1) 要請の連絡（第1報）

- ① 市町村の災害救助用米穀の緊急引渡しに係る担当部署（以下「市町村」という。）は、災害救助用米穀の供給が必要な場合は、岩手県農林水産部流通課流通改善担当（以下「県」という。）（別紙1の担当者）に政府所有米穀の引渡しに関する情報（希望数量、引渡場所及び引渡方法等）、担当者の名前、連絡先等を電話するとともに、併せて、FAX又はメールで連絡する。
- ② 市町村は、交通・通信の途絶のため災害救助用米穀の引取りに関する県の指示を受け得ない場合には、農林水産省総合食料局（以下「総合食料局」という。）（別紙2の担当者）に政府所有米穀の引渡しに関する情報（希望数量、引渡場所及び引渡方法等）、担当者の名前、連絡先等を電話するとともに、併せて、FAX又はメールで連絡する。
- ③ 市町村が直接、総合食料局に連絡した場合は、必ず、県に連絡すること。

(2) 要請書の送付

- ① 市町村は、(1)の①の電話連絡後は、速やかに別紙3の要請書を岩手県農林水産部長に郵送により提出する。
- ② 市町村は、(1)の②の電話連絡後は、速やかに別紙3の要請書を総合食料局長に郵送により提出する。

2. 災害救助用米穀の供給に係る調整

総合食料局は、1の要請を受け、県または市町村と連絡調整を行い、供給する災害救助用米穀及び引渡方法を決定する。

3. 災害救助用米穀の引渡し

市町村は、災害救助用米穀を、政府が所有する米穀の販売等に関する業務を委託された者（以下「受託事業者」という。）から直接引渡しを受けた際は、受託事業者が発行する受領書と、市町村長が発行する受領書（別紙4）を交換する。

4. 保管料の負担

災害救助用米穀の保管料は、引渡しの当日分から、災害救助用米穀の引渡しを受けた市町村長が負担する。

5. 災害救助用米穀の受領数量の報告

市町村長は、災害救助用米穀の受領が完了したときは、県に対し別紙5により速やかに受領数量を報告する。

6. 代金納付契約の締結

- (1) 岩手県知事は、市町村長が災害救助用米穀の引渡しを受けた場合、市町村長に代わってその代金を総合食料局長に支払う。
- (2) 岩手県知事と市町村長は、災害救助用米穀の引取代金について別紙6により「災害救助用米穀等代金納付契約」（以下「代金納付契約」という。）を締結する。
- (3) 災害救助用米穀の価格は、要領の1の(2)ウにより決定される。
- (4) 岩手県知事は、総合食料局長と「政府所有主要米穀売買契約」を締結後、速やかに、代金納付契約書（別紙6）を市町村長に2部送付する。
- (5) 市町村長は、送付された代金納付契約書の内容を確認し、記名、押印の上、岩手県知事に返送する。
- (6) 岩手県知事は、返送された代金納付契約書に、契約日、記名、押印を行い、1部を市町村長に送付する。
- (7) 岩手県知事は、代金納付契約の締結後、速やかに納額告知書の発行手続きを行う。

7. 災害救助用米穀の取引代金の納付

市町村長は、岩手県知事が発行する納額告知書によって、納付期限までに取引代金を納付する。

なお、納付期限は、岩手県知事が定める。

【別紙6】

災害救助用米穀代金納付契約書

- 1 種類
- 2 数量
- 3 代金 円 _____

内 訳

種別	産年	産地銘柄	包装	量目	等級	数量	単価	金額

4 現金取引場所

5 代金納付期限 年 月 日

6 引取目的 ○○災害の被災者等に対する給食、供給のため岩手県知事（以下「甲」という。）と○○市（町、村）長（以下「乙」という。）とは上記政府所有災害救助用米穀の引取代金納付について、次の条項により契約を締結する。

第1条 乙は災害救助用米穀の引取代金を甲の発行する納額告知書によって、納付期限までに岩手県金庫に納付しなければならない。

第2条 乙が納付期限までにその引取代金を納付しなかったときは、当該未納額について、納付期限の翌日から納付するまでの日の日数に応じ年 14.6%で計算した額の延滞金を甲に納付しなければならない。

第3条 この契約に定める納付期限については、その期限が土曜日、日曜日及びその他の休日に該当する場合は、その翌日をもって当該期限とする。

第4条 乙は、甲の指示又は承認がなければ災害救助用米穀を転売又は買受目的に反した処分をすることができない。

第5条 乙は、災害救助用米穀の引取後、又は引取中において天変地異、火災、盗難その他やむを得ない事由により乙が損害を被ることがあっても甲はその損害を負担しない。

第6条 この契約に定めのない事項については、法令の規定によるほか必要に応じて甲、乙協議して定める。

この契約の証しとして本書2通を作成し、甲、乙各々1通を保有するものとする。

年 月 日

甲 岩手県知事

印

乙

3-17-3 米穀の買入れ・販売等に関する基本要領（抜粋）

（平成21年5月29日付 21総食第113号 総合食料局長通知）

第4章 政府所有米穀の販売

第10 災害救助法及び国民保護法が発動された場合の特例

1 災害救助用米穀の引渡しの体制整備

(1) 局長は、次に掲げる法律が発動された場合に、被災地等を管轄する都道府県知事(以下「知事」という。)又は市町村長(特別区の区長を含む。以下同じ。)からの政府所有米穀の緊急の引渡要請を踏まえ対応する。

ア 災害救助法(昭和22年法律第118号)が発動され、救助を行う場合

イ 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成16年法律第112号)が発動され、救援を行う場合

(2) (1)の具体的な内容は、次のとおりとする。

ア 局長が、知事又は市町村長の要請に応じて引き渡す米穀(以下「災害救助用米穀」という。)は、国内産米穀とする

イ 知事は、災害救助用米穀を局長から全量買い受ける

ウ イの米穀を販売する価格は、原則として法律が発動される直前の受託事業体に指示した予定価格等を基準に決定する。

エ 代金の納付期間は次のとおりとし、担保及び金利を徴しない

(ア) (1)のアの場合は、30日以内(次に掲げる要件をすべて満たす場合は、3か月以内)であって局長と知事が協議して決定した期間とする。

a 大規模な災害が発生し、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)に基づき政府が緊急災害対策本部又は非常災害対策本部を設置したこと。

b 自衛隊の派遣が行われていること。

c 知事から30日を超える延納措置を必要とする旨の要請があり、局長がやむを得ないと認めること。

(イ) (1)のイの場合は、3か月以内であって局長と知事が協議し決定した期間とする。

2 災害救助用米穀の引渡方法

局長は、知事からの要請に応じて災害救助用米穀を知事に販売するときは、以下により販売手続を行う。

(1) 局長は、災害救助用米穀を知事又は市町村長の要請に応じて引き渡すときは、知事と売買契約書(案)様式4-20)により契約を締結する。

(2) 局長は、契約の締結を受けて受託事業体に対して、知事又は知事が指定する引取人に災害救助用米穀を引き渡すよう指示する。

3-20 応急仮設住宅の建設等及び応急修理計画

3-20-1 製材品供給可能概数

(平成19年4月末現在)

団体の名称	代表者	所在地	電話	構成員	供給可能量
岩手県木材産業協同組合	理事長 小野田富男	盛岡市菜園1-3-6 農林会館5階	019-624-2141	74名	7,760 m ³

地区毎の供給可能量

地区名	協力製材所数	在庫量(m ³)
盛岡地区	6	500
花巻地区	1	100
北上地区	2	275
水沢地区	2	420
一関地区	2	110
千厩地区	1	500
気仙地区	6	1,910
遠野・釜石地区	2	2,100
宮古地区	6	645
久慈地区	6	1,000
二戸地区	2	200
合計	36	7,760

註 製品在庫量は各地区の構成員が常時在庫している平均数量である。

3-21 防疫計画

3-21-1 防疫薬剤調達先一覧表

〔(消)石灰〕

(平成21年1月21日現在)

所在地	名称	電話
盛岡市高松2-13-10	合資会社小原商店	019(662)3301
紫波町佐比内字館前127	三陸石灰株式会社	019(674)2010
矢巾町流通センター南1-4-8	岩手農蚕株式会社	019(637)2424
一関市東山町長坂字町裏325	株式会社松川石灰工業所	0191(47)3232

(注) クレゾール石けん液, サラシ粉等は医薬品等調達関係団体連絡先一覧表(3-16-7)によること

3-21-2 防疫関係法（抜すい）

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（抜すい）

第5章 消毒その他の措置

（感染症の病原体に汚染された場所の消毒）

第27条 都道府県知事は、一類感染症、二類感染症、三類感染症、四類感染症又は新型インフルエンザ等感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止するため必要があると認めるときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該感染症の患者がいる場所又はいた場所、当該感染症により死亡した者の死体がある場所又はあった場所その他当該感染症の病原体に汚染された場所又は汚染された疑いがある場所について、当該患者若しくはその保護者又はその場所の管理をする者若しくはその代理をする者に対し、消毒すべきことを命ずることができる。

2 都道府県知事は、前項に規定する命令によっては一類感染症、二類感染症、三類感染症、四類感染症又は新型インフルエンザ等感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止することが困難であると認めるときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該感染症の患者がいる場所又はいた場所、当該感染症により死亡した者の死体がある場所又はあった場所その他当該感染症の病原体に汚染された場所又は汚染された疑いがある場所について、市町村に消毒するよう指示し、又は当該都道府県の職員に消毒させることができる。

（ねずみ族、昆虫等の駆除）

第28条 都道府県知事は、一類感染症、二類感染症、三類感染症又は四類感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止するため必要があると認めるときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該感染症の病原体に汚染され、又は汚染された疑いがあるねずみ族、昆虫等が存在する区域を指定し、当該区域の管理をする者又はその代理をする者に対し、当該ねずみ族、昆虫等を駆除すべきことを命ずることができる。

2 都道府県知事は、前項に規定する命令によっては一類感染症、二類感染症、三類感染症又は四類感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止することが困難であると認めるときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該感染症の病原体に汚染され、又は汚染された疑いがあるねずみ族、昆虫等が存在する区域を指定し、当該区域を管轄する市町村に当該ねずみ族、昆虫等を駆除するよう指示し、又は当該都道府県の職員に当該ねずみ族、昆虫等を駆除させることができる。

（物件に係る措置）

第29条 都道府県知事は、一類感染症、二類感染症、三類感染症、四類感染症又は新型インフルエンザ等感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止するため必要があると認めるときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該感染症の病原体に汚染され、又は汚染された疑いがある飲食物、衣類、寝具その他の物件について、その所持者に対し、当該物件の移動を制限し、若しくは禁止し、消毒、廃棄その他当該感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

2 都道府県知事は、前項に規定する命令によっては一類感染症、二類感染症、三類感染症、四類感染症又は新型インフルエンザ等感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止することが困難であると認めるときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該感染症の病原体に汚染され、又は汚染された疑いがある飲食物、衣類、寝具その他の物件について、市町村に消毒するよう指示し、又は当該都道府県の職員に消毒、廃棄その他当該感染症の発生を予防し、若しくはそのまん延を防止するために必要な措置をとらせることができる。

(死体の移動制限等)

第30条 都道府県知事は、一類感染症、二類感染症、三類感染症又は新型インフルエンザ等感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止するため必要があると認めるときは、当該感染症の病原体に汚染され、又は汚染された疑いがある死体の移動を制限し、又は禁止することができる。

2 一類感染症、二類感染症、三類感染症又は新型インフルエンザ等感染症の病原体に汚染され、又は汚染された疑いがある死体は、火葬しなければならない。ただし、十分な消毒を行い、都道府県知事の許可を受けたときは、埋葬することができる。

3 一類感染症、二類感染症、三類感染症又は新型インフルエンザ等感染症の病原体に汚染され、又は汚染された疑いがある死体は、24時間以内に火葬し、又は埋葬することができる。

(生活の用に供される水の使用制限等)

第31条 都道府県知事は、一類感染症、二類感染症又は三類感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止するため必要があると認めるときは、当該感染症の病原体に汚染され、又は汚染された疑いがある生活の用に供される水について、その管理者に対し、期間を定めて、その使用又は給水を制限し、又は禁止すべきことを命ずることができる。

2 市町村は、都道府県知事が前項の規定により生活の用に供される水の使用又は給水を制限し、又は禁止すべきことを命じたときは、同項に規定する期間中、都道府県知事の指示に従い、当該生活の用に供される水の利用者に対し、生活の用に供される水を供給しなければならない。

(建物に係る措置)

第32条 都道府県知事は、一類感染症の病原体に汚染され、又は汚染された疑いがある建物について、当該感染症のまん延を防止するため必要があると認める場合であって、消毒により難しいときは、厚生労働省令で定めるところにより、期間を定めて、当該建物への立入りを制限し、又は禁止することができる。

2 都道府県知事は、前項に規定する措置によっても一類感染症のまん延を防止できない場合であって、緊急の必要があると認められるときに限り、政令で定める基準に従い、当該感染症の病原体に汚染され、又は汚染された疑いがある建物について封鎖その他当該感染症のまん延の防止のために必要な措置を講ずることができる。

(交通の制限又は遮断)

第33条 都道府県知事は、一類感染症のまん延を防止するため緊急の必要があると認める場合であって、消毒により難しいときは、政令で定める基準に従い、72時間以内の期間を定めて、当該感染症の患者がいる場所その他当該感染症の病原体に汚染され、又は汚染された疑いがある場所の交通を制限し、又は遮断することができる。

(必要な最小限度の措置)

第34条 第27条から前条までの規定により実施される措置は、感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止するため必要な最小限度のものでなければならない。

予防接種法抜すい

〔臨時の予防接種〕

第6条 都道府県知事は、一類疾病及び二類疾病のうち厚生労働大臣が定めるもののまん延予防上緊急の必要があると認めるときは、その対象者及び期日又は期間を指定して、臨時に予防接種を行い、又は市町村に行わせることができる。

- 2 厚生労働大臣は、前項に規定する疾病のまん延予防上緊急の必要があると認めるときは、政令の定めるところにより、同項の予防接種を都道府県知事に行わせることができる。

3-22 廃棄物処理・障害物除去計画

3-22-1 一般廃棄物処理業者一覧表

(し尿処理業者)

(平成19年3月1日現在)

住所	名称	電話	台数	積載量
盛岡市上鹿妻稲荷場44	文化企業㈱	019-659-3210	11	46
盛岡市手代森19-19	(有)第一環境保全	019-696-4500	6	14
盛岡市羽場14-77	(有)南部衛生社	019-638-0687	3	11
盛岡市三本柳9-17-34	(有)都南清掃社	019-637-1520	5	18
盛岡市玉山区好摩夏間木70-346	(有)好摩衛生社	019-682-0144	3	12
八幡平市大更1-238-10	(有)北岩手衛生センター	0195-76-2736	4	14
八幡平市松尾寄木13-242	(有)松尾清掃社	0195-78-2127	2	7
八幡平市荒屋新町61	(有)安代衛生社	0195-72-2245	2	7
葛巻町葛巻13-3-2	(有)シダ	0195-66-3702	3	12
岩手町大字一方井15-47-6	(有)岩手環境衛生	0195-62-5504	3	9
岩手町大字五日市10-184-7	(有)沼宮内衛生センター	0195-62-2647	3	9
紫波町小屋敷字京田14	藤原清掃社	019-673-6213	3	8
紫波町南日詰字小路口70-1	紫波浄化槽	019-672-2656	6	17
紫波町南日詰字小路口70-1	紫波衛生社	019-672-2656	3	9
矢巾町大字西徳田5-90-1	(有)藤原クリーンサービス矢巾営業所	019-697-4446	2	7
花巻市諏訪104-1	花巻市清掃㈱	0198-23-4203	14	49
花巻市豊沢町8-75	㈱光衛生社	0198-23-6151	9	25
花巻市星が丘2-16-12	㈱理水興業	0198-23-5395	4	15
花巻市高木20-200-226	和野清掃	0198-24-8743	1	4
花巻市石鳥谷町好地7-103-2	㈱稗貫衛生社	0198-45-3198	3	9
北上市常盤台4-11-116	(有)北上衛生社	0197-63-4483	11	38
北上市常盤台4-11-116	㈱北日本環境保全	0197-65-3166	1	4
北上市和賀町岩崎26-24	みちのく環境衛生(有)	0197-73-5602	3	11
西和賀町大沓36-20-5	(有)西和賀衛生社	0197-82-2346	4	13
奥州市水沢区水沢工業団地4-42	(財)水沢清掃公社	0197-23-2951	21	58
奥州市江刺区愛宕字方朴ノ木218-1	㈱環境保全	0197-35-5621	6	18
奥州市江刺区岩谷堂字北八日市323-2	㈱江刺衛生社	0197-35-2726	10	30
奥州市前沢区字陣場98-3	(有)丸高清掃社	0197-56-7039	5	16
奥州市胆沢区小山字道場61-3	(有)エスケケーオカド	0197-47-0606	5	16

住所	名称	電話	台数	積載量
奥州市衣川区大字上衣川字上川内248-1	(有)衣川環境	0197-52-3070	4	13
金ヶ崎町西根東地蔵野10-4	(株)衛生管理センター	0197-44-2056	4	13
一関市狐禅寺字手負沢49	(有)一関衛生事業協会	0191-23-4408	15	55
一関市青葉2-2-12	(有)青葉衛生	0191-23-4054	9	34
一関市狐禅寺字手負沢49	(有)セレクトクリーン	0191-23-0366	1	4
一関市花泉町花泉字下北浦41-6	(有)花泉衛生社	0191-82-2358	4	13
一関市花泉町日形字日形山2-1	クリーンセンター花泉(有)	0191-82-5393	3	9
一関市千厩町千厩字脇谷11-4	(有)東磐浄化そうセンター	0191-52-2447	9	31
一関市千厩町磐清水字田ノ神90-2	(有)東磐清掃事業協会	0191-53-2255	8	27
平泉町平泉字片岡70-2	公德社	0191-46-4235	2	4
平泉町平泉字西郷59	(有)平泉衛生社	0191-46-3934	3	10
陸前高田市広田町字泊138-2	(株)菊池商店	0192-56-2323	2	5
大船渡市盛町字田中島19-20	(有)気仙広域清掃	0192-27-9321	21	81
大船渡市大船渡町字赤沢19-1	(有)東環	0192-27-7347	2	7
大船渡市大船渡町字富沢6-1	(株)成翊光産業	0192-27-1121	3	9
大船渡市猪川町字久名畑98-3	ライフ工業(株)	0192-27-3148	2	7
釜石市甲子町10-736-1	釜石清掃企業(株)	0193-23-7520	9	28
遠野市上組町3-10	(有)遠野衛生社	0198-62-3039	4	14
遠野市松崎町白岩17-51-4	(有)奥寺衛生社	0198-62-3390	4	14
遠野市宮守町字上鱒沢18-27	宮守衛生社	0198-66-2419	2	5
大槌町小槌14-60	大槌衛生社	0193-42-2556	2	6
大槌町安渡3-5-2	大安タクシー(株)	0193-42-4131	3	14
宮古市小山田4-5-24	(株)宮古衛生社	0193-62-1997	5	16
宮古市小山田4-3-45	(有)文化衛生社	0193-63-5080	2	7
宮古市藤の川14-15	(有)ニコニコ総合企業	0193-63-4690	3	8
宮古市田老字小田代158	(有)田老衛生社	0193-87-2063	2	5
宮古市刈屋16-61-1	新里衛生社	0193-72-2378	2	6
山田町中央町16-9	貫洞衛生社	0193-82-3027	3	9
山田町織笠25-125-2	(有)三陸衛生社	0193-82-2476	3	9
山田町中央町4-3	人工衛生社	0193-82-3030	3	10
山田町八幡町10-4	(有)マリン衛生社	0193-81-2555	2	5

住所	名称	電話	台数	積載量
岩泉町岩泉字太田2-5	(有)岩泉衛生社	0194-22-2543	2	5
岩泉町岩泉字鼠入川66	中央第一総合(有)	0194-22-3434	2	5
田野畑村菅窪138	(有)田野畑清掃社	0194-34-2650	2	5
川井村大字古田第2地割49番地18	川井衛生社	0193-76-2514	2	4
久慈市長内町10-7-5	(有)久慈衛生社	0194-53-3964	4	13
久慈市長内町29-8-13	(有)光衛生社	0194-59-3955	5	17
久慈市長内町42-8-14	(有)シティクリーン久慈	0194-52-3188	2	5
久慈市山形町小国4-143	(有)北星産業	0194-75-2402	2	7
洋野町種市25-1-2	(有)種市清掃社	0194-65-2024	2	6
洋野町中野9-4-1	(有)中野衛生社	0194-67-3623	5	18
洋野町大野61-40-3	(有)大野衛生社	0194-77-2092	2	7
普代村12字中村70	普代衛生社	0194-35-3002	2	7
野田村大字野田26-39	(有)野田衛生社	0194-78-2338	3	11
二戸市福岡字五日町28	(有)県北衛生社	0195-23-3091	6	16
二戸市金田一字上田面241-1	(有)八紘カイハツ	0195-27-4545	2	9
二戸市福岡字城ノ内145-4	(有)アイオー浄化槽	0195-23-9743	1	3
軽米町大字上館30-246	(有)軽米清掃社	0195-46-4182	2	5
軽米町大字軽米7-35-15	(有)軽米清運	0195-46-2450	4	13
軽米町大字晴山27-12-2	南建設(株)	0195-47-1000	1	2
一戸町西法寺字諏訪野6-6	(有)一戸浄化槽	0195-32-3131	2	7
一戸町一戸字大道沢47-3	(有)一戸衛生社	0195-32-2560	6	19
九戸村大字伊保内3-13-15	九戸衛生社	0195-42-2091	1	3

(ごみ処理業者一覧)

(平成19年3月1日現在)

住所	名称	電話	台数	積載量 トン
盛岡市盛岡駅前通1-41	㈱東日本アメニックス	019-653-9166	6	12
盛岡市みたけ4-34-19	(有)アイ・リサイクル丸忠	019-643-7330	7	16
盛岡市西仙北2-19-16	(有)盛岡クリーンサービス	019-651-3734	2	3
盛岡市加賀野1-4-22	(有)芦名商会	019-676-6406	43	98
盛岡市長田町13-1	小笠原商事	019-622-0820	1	2
盛岡市永井13-95	丸大運輸㈱	019-637-0001	4	9
盛岡市高松2-23-27	(有)クリーンワークさわぐち	019-663-1273	5	11
盛岡市南青山町2-21	(有)ホヤマ資源	019-647-2052	3	6
盛岡市黒川11-5-27	(有)アイネット	019-696-5877	1	2
盛岡市津志田中央3-22-1	平成物流(有)	019-639-6791	7	19
盛岡市新田町3-3	(有)藤健米穀店	019-622-8139	2	3
盛岡市緑ヶ丘3-19-43	(有)エルカサ	019-661-1919	4	11
盛岡市三ツ割2-4-7	(有)イシマ	019-663-4688	4	2
盛岡市みたけ3-4-37	(有)ベストサーベイ	019-645-0337	1	2
盛岡市上太田若宮11	(有)錦開発	019-659-3124	6	11
盛岡市神子田町21-15	アリス㈱	019-624-1136	14	33
盛岡市厨川2-1-80	(有)阿部建設	019-641-1068	8	21
盛岡市上鹿妻稻荷場44	アイ環境㈱	019-659-3212	7	20
盛岡市東安庭3-8-24	(有)東安工業	019-624-6379	2	6
盛岡市上ノ橋町8-8	第一商事㈱	019-651-3241	10	24
盛岡市上田字松屋敷31-14	(有)松園工業	019-661-7672	11	25
盛岡市菜園1-12-10	同和興業㈱	019-624-0271	1	1
盛岡市永井1-13-1	㈱アイヴィック	019-638-5190	7	11
滝沢村滝沢字大石渡408-2	(有)サン寿広	019-624-0022	20	43
盛岡市手代森19-19	㈱盛岡清掃センター	019-696-4502	20	53
盛岡市西松園4-2-6	(有)藤忠商事	019-661-4537	21	51
盛岡市上太田穴口74-1	(有)ひまわり廃棄物処理事業所	019-659-0822	6	13
盛岡市松園2-13-17	小原純子	019-662-0182	4	9
盛岡市大通3-9-19	(有)開運興業	019-651-5326	23	53
盛岡市仙北3-10-18	(有)赤トンボ	019-636-0332	7	17
盛岡市三本柳23-104-1	㈱佐藤英夫商店	019-638-8910	7	13

資料編 3 災害応急対策計画

住所	名称	電話	台数	積載量 トン
盛岡市黒川12-18	(有)齊藤興業	019-696-2526	29	66
盛岡市羽場14-77	(有)南部衛生社	019-638-0687	6	12
盛岡市本宮字上越場24-3	島村商会	019-659-0766	2	5
盛岡市羽場10-1-8	(有)昭和清掃興業	0197-35-0377	5	15
盛岡市神子田町5-12	(有)藤原クリーンサービス	019-623-1092	10	27
盛岡市つつじが丘3-16	佐々木秀行	019-624-1738	2	2
盛岡市中堤町31-23	一条アキ子	019-647-6746	2	2
盛岡市天昌寺9-16	(有)前田畳店	019-647-3555	1	2
盛岡市門2-25-20	(有)メルシー	019-652-8270	5	10
盛岡市上堂3-11-38	(有)ニーズ開発	019-647-8600	5	18
盛岡市川目7-18-5	クリーンダスト吉田	019-604-1530	2	4
盛岡市上厨川字横沼53-2	(株)工藤組	019-647-5164	9	20
盛岡市東中野字片岡76	(株)北東北開発	019-651-9834	2	5
盛岡市津志田町2-16-1	(株)アプト	019-637-9900	6	12
盛岡市加賀野3-12-30	(株)山崎組	019-652-3088	7	20
盛岡市みたけ4-25-1	丸高商事(株)	019-641-6821	5	8
盛岡市手代森19-95-2	(株)佐藤興産	019-696-2362	1	4
盛岡市本町通1-15-22	(有)岩井沢工務所	019-623-2053	3	4
盛岡市月が丘1-11-48	大森秀章	019-647-6443	1	1
盛岡市中屋敷町4-27	(株)佐々木砂利店	019-647-4153	5	39
盛岡市志家町11-18	(有)高祐	019-651-9111	1	2
盛岡市下太田田中1-2	(株)東北ターボ工業	019-658-1113	3	7
盛岡市三本柳9-17-34	(有)都南清掃社	019-637-1520	1	2
盛岡市流通センター北1-8-5	島村商会	019-659-0766	1	2
盛岡市東新庄1-10-22	廃棄物処理業マックトータル サービス	019-651-4888	4	9
盛岡市津志田町1-16-32	赤帽岩手県軽自動車運送共同組 合	019-635-2360	2	0.7
盛岡市玉山区玉山字二子沢24-1	(有)玉山清掃衛生センター	019-685-2121	2	4
盛岡市玉山区巻堀字桑畑52-2	藤丸運送(有)	019-682-1250	1	2
盛岡市玉山区馬場字前田34-18	米田宗一	019-682-0010	2	2
盛岡市紺屋町2-9	(財)盛岡市民福祉バンク	019-652-0879	6	10
盛岡市玉山区浜民字狐沢34-8	(有)古川重機	019-683-1701	20	60
盛岡市玉山区浜民字鶴飼132-1	(有)古川重機		7	18

住所	名称	電話	台数	積載量 トン
盛岡市盛岡駅前通3-53	岩手緑産業㈱	019-654-9020	4	6
盛岡市玉山区川崎字上川崎24-1	(有)新工住建	019-683-3484	7	39
盛岡市玉山区下田字陣場41-160	たかばみ通信工業㈱	019-683-2646	4	6
盛岡市山岸字大平17-2 (盛岡営業所)	中央第一総合(有)	0194-22-3434	2	4
八幡平市大更1-238-10	(有)北岩手衛生センター	0195-76-2736	5	13
八幡平市大更18-50-64	(有)丸安商店	0195-76-3857	7	18
八幡平市大更25-7-3	藤進建設(有)	0195-76-4126	4	10
八幡平市大更24-1-40	沼田建設㈱	0195-76-2317	4	8
八幡平市大更18-88-140	(有)西根清掃	0195-75-0240	1	2
八幡平市大更1-305	光商会	0195-76-3671	2	3
八幡平市田頭37-118-4	藤金属工業	0195-76-3512	2	4
八幡平市平館2-32-36	盾石運送	0195-74-2016	1	0.4
八幡平市松尾寄木13-242	(有)松尾清掃社	0195-78-2127	4	7
八幡平市松尾3-157	(有)田村工業	0195-74-2694	1	2
八幡平市松尾寄木14-24	高橋板金	0195-78-2174	2	4
八幡平市字川原25	(有)安代清掃社	0195-72-3127	5	12
八幡平市清水92-2	安代ハイウェイ㈱	0195-72-3011	1	2
八幡平市西根寺田16-101-3	(有)田村施行	0195-77-2277	4	11
八幡平市柏台1-1-1	合資 高福組	0195-78-3089	3	18
八幡平市帷子10-54	(有)岩手クリーン環境	0195-77-2746	8	30
雫石町長山檜91-4	(有)クリーン雫石	019-693-2277	6	14
雫石町西根田茂木58	(有)桜商事	019-693-2338	3	5
雫石町大字繫5-175-7	岩井建設㈱	019-692-1181	4	13
葛巻町葛巻13-3-2	(有)シダ	0195-66-3103	2	10
岩手町大字一方井15-47-6	(有)岩手環境衛生	0195-62-3225	4	17
岩手町大字五日市1-47-1	(有)沼宮内運輸	0195-62-8201	3	3
岩手町大字沼宮内22-37-8	御堂重機(有)	0195-62-8466	7	20
岩手町大字五日市12-58-14	(有)岩手木材運送	0195-62-3044	2	10
岩手町大字沼宮内24-1-1	(有)ハヤサカ	0195-62-8665	1	2
岩手町大字五日市10-184-7	(有)沼宮内衛生センター	0195-62-2647	4	9
岩手町大字一方井7-209-1	㈱岩手特殊	0195-62-1522	4	13
岩手町大字土川1-207	(有)田中内装	0195-62-5440	5	15

住所	名称	電話	台数	積載量 トン
滝沢村鶴飼字先古川83-4	(有)工藤商事	019-687-2051	4	6
滝沢村篠木字中村45-2	たきざわクリーンサービス	019-684-5376	2	4
滝沢村滝沢字外山198-123	昭英商事	019-684-1388	2	4
滝沢村滝沢字土沢220-12	山本興業	019-684-3416	7	13
滝沢村滝沢字高屋敷平11-38	(株)高良盛岡営業所	019-684-6120	2	4
滝沢村滝沢字巣子736-69	(有)晴山商店	019-688-3166	4	10
紫波町遠山字中松原73-1	(株)遠山産業	019-676-4111	5	9
紫波町上平沢字川原田177-1	(有)タカショウ	019-673-7874	9	23
山田町織笠12-1-3	マルヨ産業運送(株)	0193-82-4913	5	13
紫波町稲藤字宝木27-2	(有)ビット	019-673-6586	3	7
紫波町小屋敷字古屋敷70	阿部興業	019-673-6436	2	6
矢巾町大字東徳田14-29-1	(有)山岸	019-697-6609	5	16
矢巾町大字北伝法寺11-72-1	合名会社 白澤	019-697-7111	2	5
矢巾町大字西徳田6-55	川村工務店	019-697-8766	3	7
花巻市太田5-74	(株)サンクリーン	0198-28-2245	12	26
花巻市諏訪町1-5-1	鈴木建設(株)	0198-23-4555	3	7
花巻市実相寺237-17	藤孝産業	0198-24-8033	11	23
花巻市星が丘2-16-12	(株)理水興業	0198-23-5395	4	10
花巻市二枚橋5-360-1	岩手環境保全(株)	0198-26-4633	3	7
花巻市諏訪104-1	花巻市清掃(株)	0198-23-4203	5	10
花巻市幸田17-29-2	コーダ産業(有)	0198-31-2661	8	20
花巻金矢4-52-1	成和建设(株)	0198-27-2636	15	43
花巻市下似内17-93-3	(有)松園総業	0198-23-2186	5	11
花巻市中根子13道地8	(有)大道地工業	0198-24-5855	8	22
花巻市大迫町外川目21-11	(有)大迫白清社	0198-48-9426	3	6
花巻市大迫町亀ヶ森4-4-1	北久保	0198-48-2585	4	8
花巻市大迫町亀ヶ森28-39	藤田守	0198-48-3844	3	6
花巻市石鳥谷町小森林2-6-1	(有)新興産業	0198-45-5876	4	9
花巻市石鳥谷町好地16-63-1	(有)丸石産業	0198-45-2751	9	23
花巻市東和町土沢6-20-1	みつば産業(株)	0198-42-4700	9	26
花巻市東和町町井3-65	秋篠健一	0198-44-2331	2	2
花巻市東和町土沢8-90	(株)土澤まちづくり会社	0198-42-1331	1	0.4

住所	名称	電話	台数	積載量 トン
北上市堤ヶ丘2-9-50	中央建設㈱	0197-64-1492	8	17
北上市九年橋3-14-56	(有)マルサ商会	0197-63-5286	9	23
北上市幸町2-5	北上ビルメン㈱	0197-64-3347	2	4
北上市鍛冶町3-2-47	(有)有田屋	0197-64-6400	13	39
北上市黒岩3-61	(有)北上清掃センター	0197-65-3038	2	4
北上市横川目36-26	㈱和賀開発	0197-72-3250	2	5
北上市稲瀬町上台648	㈱スパット北上	0197-63-3576	5	18
北上市二子宿東86	(有)かなめ環境整備	0197-66-3662	2	5
北上市常盤台4-11-116	㈱北日本環境保全	0197-65-3166	15	43
北上市常盤台4-11-116	(有)北上衛生社	0197-63-4483	3	6
北上市成田26-83-12	㈱マルサ	0197-68-2288	10	40
北上市口内町草刈場392	(有)昆野環境サービス	0197-69-2732	3	8
北上市相去町字平林21-26	㈱製網資源商事	0197-67-3181	1	4
北上市相去町大松沢1-64	リックス㈱	0197-67-6446	9	23
北上市二子町上野112-1	(有)岩手環境事業センター	0197-66-3171	2	15
北上市相去町大松沢1-81	グリーンリサイクル㈱	0197-67-0077	2	6
西和賀町大沓36-20-5	(有)西和賀衛生社	0197-82-2346	5	12
奥州市水沢区水沢工業団地4-42	(財)水沢清掃公社	0197-23-2951	21	48
奥州市水沢区佐倉河字慶徳15	EC南部コーポレーション㈱	0197-22-2255	15	54
奥州市水沢区神明町2-1-42	(有)リサイクル伊藤	0197-23-7426	11	24
奥州市水沢区字堰合321	(有)ワンダー商会	0197-22-5353	13	25
奥州市水沢区真城字杉ノ下113	㈱浅間建設	0197-26-2511	4	7
奥州市水沢区黒石町字鶯ノ木新田70	東北クリーン環境㈱	0197-22-7763	2	4
奥州市水沢区真城字北館38-1	工藤建設㈱	0197-23-4642	2	11
奥州市水沢区真城字北塩加羅157-1	県南造園土木㈱	0197-24-1357	4	13
奥州市水沢区字鶴沢25-2	水沢便利屋石川一典	0197-24-7837	1	1
奥州市水沢区東大通り3-7-15	㈱オイラー	0197-25-7315	14	31
奥州市水沢区大町82	(有)小野徳三郎商店	0197-23-6880	8	24
奥州市水沢区水沢工業団地4-29	岩手ニチレキ㈱	0197-25-3201	10	30
奥州市江刺区岩谷堂北八日市323-2	㈱江刺衛生社	0197-35-2726	5	14
奥州市江刺区愛宕字朴ノ木218-1	㈱環境保全	0197-35-5621	4	8
奥州市江刺区岩谷堂北八日市323-2	㈱昭和清掃興業	0197-35-0377	10	29

住所	名称	電話	台数	積載量 トン
奥州市江刺区愛宕字五道ヶ辻8-1	新星興産㈱	0197-35-2657	10	40
奥州市江刺区玉里字老耳316-39	㈱江刺伊藤商会	0197-35-2154	2	5
奥州市江刺区玉里字玉崎133-2	北日本油設㈱	0197-36-3378	4	7
奥州市江刺区梁川字七下96-1	㈱ふるさと開発	0197-37-2878	4	1
奥州市前沢区字長檀3-1	㈱志和商店	0197-56-2726	11	29
奥州市胆沢区小山字道場61-3	㈱エスケーケーオカド	0197-47-0606	6	10
奥州市胆沢区若柳字愛宕796	㈱阿部総業	0197-46-5155	17	83
奥州市胆沢区南都田字上広岡310	㈱広岡組	0197-46-5151	4	9
奥州市衣川区瀬原18-1	㈱サンシコー開発	0197-52-3183	4	11
奥州市水沢区字高屋敷24-1	永薬品商事㈱	0197-24-4244	1	2
奥州市水沢区字極楽14-2	㈱クレンリネスサンライズ	0197-24-9117	4	6
奥州市江刺区梁川字下芦沢20-1	㈱ニーズ	0197-37-2779	3	7
奥州市前沢区白山字館84-1	㈱鈴木商会	0197-56-3401	3	5
金ヶ崎町西根東地蔵野10-4	㈱衛生管理センター	0197-44-2056	9	23
金ヶ崎町六原赤坂裏9-1	岩手カレットセンター㈱ 高橋商店	0197-43-3424	4	16
金ヶ崎町西根荒屋敷3-1	㈱共同産業	0197-44-5533	7	23
金ヶ崎町西根町裏21-1	㈱弘誠産業	0197-42-4874	5	12
金ヶ崎町西根森山4-18	関東興産㈱	0197-44-5005	2	7
金ヶ崎町荒巻14-35	㈱オイラー金ヶ崎支店	0197-24-8276	6	14
金ヶ崎町永栄女夫坂371	㈱岩手環境保全	0197-44-6083	8	30
金ヶ崎町永栄谷木前58	柴田由一	0197-44-4785	3	6
一関市萩荘字上本郷149-7	㈱一般公害集配センター	0191-38-2355	17	49
一関市狐禅寺字手負沢49	㈱セレクトクリーン	0191-23-0366	12	30
一関市赤萩字中条97-1	㈱県南クリーン	0191-25-2449	14	30
一関市三関字神田21-1	新生ビル管理㈱	0191-21-3222	5	10
一関市滝沢字苦木100-8	㈱きくかわ	0191-26-5314	5	13
一関市花泉町老松字水沢屋敷3の4	㈱花泉環境サービス	0191-82-4085	6	15
一関市花泉町日形字日形山2-1	クリーンセンター花泉㈱	0191-82-5393	5	34
一関市大東町大原字古小屋4-1	㈱東磐クリーンサービス	0191-77-2305	8	14
一関市千厩町奥玉字林ノ沢16	㈱東磐収集社	0191-56-2556	7	18
一関市千厩町奥玉字天ヶ森75-6	ニッコー・ファインメック㈱	0191-56-2601	12	48
一関市千厩町字町浦43-3	千田古物商	0191-53-2456	2	5

住所	名称	電話	台数	積載量 トン
一関市東山町長坂字中倉157	(有)東部産業	0191-47-3524	6	17
一関市東山町松川字野平314	東山石灰鉱業(株)	0191-48-2253	7	19
一関市川崎町薄衣字法道地1	(有)橋本組	0191-43-2457	3	8
一関市川崎町薄衣字如来地9-21	(有)小山重機	0191-43-3318	4	18
一関市滝沢字丸鬼裏71-2	(有)エコクリーン	0191-31-1172	4	8
平泉町平泉字樋渡12-2	(有)平泉清掃社	0191-46-5370	8	19
平泉町平泉字西郷59	(有)平泉衛生社	0191-46-3934	2	2
大船渡市猪川町字大野5-1	岩手資源開発(株)	0192-25-1050	11	36
大船渡市盛町字みどり町21-2	(株)大船渡資源	0192-27-2754	7	30
大船渡市立根町細野4-308	(有)アトラス	0192-27-1286	15	63
大船渡市日頃市町字上板用19-8	(有)大日運送	0192-28-2005	5	10
大船渡市赤崎町字石橋前39-5	岩手県南運輸(株)	0192-26-4884	13	122
大船渡市猪川町字久名畑86-5	(株)岩手環境保全	0192-27-1162	30	120
大船渡市日頃市町字中板用45-8	開発運輸(株)	0192-28-2590	19	200
大船渡市三陸町越喜来字杉下15-2	中村建設(株)	0192-44-2224	17	138
大船渡市盛町字みどり町12-5	(有)コウ	0192-26-2607	29	239
大船渡市赤崎町字石橋前39-1	(有)丸吾運送	0192-26-4884	3	22
大船渡市大船渡町字砂森1-28	(株)マルタツ	0192-27-6679	3	35
大船渡市大船渡町字地ノ森61-9	(株)小松組	0192-27-0110	7	74
大船渡市末崎町字神坂77-1	(有)アイケン	0192-29-2690	10	67
釜石市甲子町10-736-1	釜石清掃企業(株)	0193-23-7520	15	32
釜石市松原町2-35	(有)新菱和運送	0193-22-5597	20	55
遠野市綾織町新里18-69-3	(有)遠野地区清掃社	0198-62-3546	10	28
遠野市松崎町白岩13-8-11	(有)遠野環境企画	0198-62-9366	8	20
遠野市青笹町青笹14-91	(有)遠野地方運送	0198-63-1633	3	6
遠野市宮守町達曾部4-43	丸和運送(有)	0198-67-6127	7	18
大槌町大町3-26	(有)佐々木清掃社	0193-42-2265	2	4
大槌町新町2-6	大和田清掃社	0193-42-2683	1	2
大槌町新港町11-1	マルコ清掃社	0193-42-6661	1	2
宮古市長町1-9-17	リアス環境管理(株)	0193-62-2741	4	12
宮古市藤の川13-23	宮古環境管理(株)	0193-63-7363	5	16
宮古市小山田4-5-24	(株)宮古衛生社	0193-62-1997	5	10

住所	名称	電話	台数	積載量 トン
宮古市藤の川14-15	(有)ニコニコ総合企業	0193-63-4690	4	8
宮古市大字津軽石6-53	建掃産業 盛合耕二	0193-67-2176	2	4
宮古市田老字小田代158	(有)田老衛生社	0193-87-2063	2	5
宮古市田老撰待43-2	クリーンライフ産業	0193-87-5356	2	5
宮古市磯鶏2-6-1	ホクヨー運輸(株)	0193-64-2007	3	36
宮古市刈屋16-61-1	新里衛生社	0193-72-2378	2	4
山田町織笠12-1-3	マルヨ産業運送(株)	0193-82-4913	3	7
山田町豊間根21-40-9	(有)大和食品	0193-86-2078	2	5
山田町荒川4-6	(有)芳賀清掃社	0193-86-2826	2	5
山田町飯岡2-114-2	山田清掃社	0193-82-5777	1	2
岩泉町岩泉字太田2-5	(有)岩泉衛生社	0194-22-2543	2	3
岩泉町岩泉鼠入川66	中央第一総合(有)	0194-22-3434	3	6
岩泉町袋綿字本町30	岩泉産業興業(有)	0194-25-5019	3	5
岩泉町岩泉字森の越4-6	(有)グリーン商事	0194-22-4777	1	3
田野畑村一の渡118-4	(有)田野畑リサイクル	0194-34-2224	2	7
田野畑村羅賀262-2	(有)クリーン田野畑	0194-33-3033	2	4
川井村大字古田2-49-18	川井衛生社	0193-76-2514	1	2
久慈市巽町2-39	中才貨物運送	0194-53-6121	4	6
久慈市長内町37-15-15	(株)丸才	0194-52-1341	3	12
久慈市長内町37-12-8	(有)青松	0194-52-1339	14	44
久慈市源道13-21	(株)中塚工務店	0194-53-2647	3	7
久慈市小久慈町24-46-4	櫛桁規男	0194-52-0123	1	0.3
久慈市長内町9-20	(株)久慈中央商事	0194-52-2220	2	3
久慈市長内町42-8-14	(有)シティクリーン久慈	0194-52-3188	3	9
久慈市湊町15-1-6	久慈地区環境事業協同組合	0194-52-8131	3	10
久慈市門前5-8-3	(株)つしま	0194-52-7377	12	17
久慈市門前1-138-5	(有)岩本朝日商店	0194-53-9080	4	9
久慈市大川目町14-84	(有)根井建設	0194-55-3941	1	1
久慈市山形町小国4-143	(有)北星産業	0194-75-2402	2	5
久慈市寺里30-78-2	カーズ興業(有)	0194-53-2115	3	8
久慈市田屋町1-30-10	大内田建設(有)	0194-52-1355	1	2
洋野町種市25-1-2	(有)種市清掃社	0194-65-2024	1	2

住所	名称	電話	台数	積載量 トン
洋野町中野9-4-1	(有)中野衛生社	0194-67-3623	2	3
洋野町大野61-40-3	(有)大野衛生社	0194-77-2092	3	8
野田村大字野田26-39	(有)野田衛生社	0194-78-2338	2	5
普代村12字中村70	普代衛生社	0194-35-3002	4	7
二戸市福岡字八幡平21-22	(有)リサイクルセンター二戸	0195-23-4253	17	35
二戸市福岡字五日町60-2	(有)生内企画サービス	0195-25-4311	9	32
二戸市金田一字上田面241-1	(有)八紘カイハツ	0195-27-4545	18	57
二戸市米沢字下平64-2	合川公明	0195-25-5291	4	13
二戸市福岡字長塚11-1	(有)マッハ総合計画	0195-25-5252	14	30
二戸市福岡字大明神19-1	(有)阿要清掃センター	0195-23-3234	10	21
軽米町大字軽米2-11-2	(有)北央リサイクルセンター	0195-46-3072	4	4
軽米町大字小軽米15-78	(有)玉館工務店	0195-45-3735	2	2
軽米町大字上館18-79-9	東北企画(有)	0195-46-4347	2	2
軽米町大字上館30-57-4	アグリ開発(有)	0195-45-1606	2	2
軽米町大字晴山5-82-1	山野内運送(有)	0195-47-2116	2	9
軽米町大字軽米8-128	君成田旭	0195-46-2608	1	0.35
一戸町一戸字樋ノ口5-1	(株)一戸リサイクル	0195-33-4441	4	11
一戸町一戸字越田橋11-4	日幸運輸(有)	0195-32-2211	5	13
一戸町西法寺字諏訪野8	(有)一戸浄化槽	0195-32-3131	1	4
一戸町中山字大塚4-7	(社)カナンの園	0195-36-1026	1	2
九戸村大字伊保内10-8-6	九戸清掃センター	0195-42-2538	5	13
宮城県仙台市青葉区大町2-2-25	グリーンリサイクル(株)	022-713-3841	3	17
宮城県仙台市青葉区一番町4-6-1	同和興業(株)	022-224-0271	1	1
秋田県湯沢市山田字四ツ家1	(株)湯沢クリーンセンター	0183-72-0707	3	31
福島県原町市南町1-93	(株)高良	0244-22-7111	7	19

3-22-2 一般廃棄物処理施設一覧表
(し尿処理施設)

(平成19年3月31日現在)

設置者	構成市町村名	処理能力 kl/日	処理方式	所在地	
				TEL	〒
盛岡地区衛生処理組合	盛岡市, 雫石町, 滝沢村	70	膜分離高負荷	滝沢村滝沢字大崎94-194	
				019-688-5110	020-0173
		100	標脱	滝沢村滝沢字大崎94-194	
				019-688-5110	020-0173
釜石大槌地区行政事務組合	釜石市, 大槌町	90	嫌気	釜石市甲子町10-498	
				0193-23-7131	026-0055
北上地区広域行政組合	北上市, 花巻市, 西和賀町	250	高負荷	北上市飯豊町字成田23-55	
				0197-64-7577	024-0001
胆江地区広域行政組合	奥州市, 金ヶ崎町	276	膜分離高負荷	奥州市水沢区佐倉河字仙人49	
				0197-24-5821	023-0003
一関地区広域行政組合	一関市, 平泉町	160	好一段高負荷	一関市狐禅寺字草ヶ沢36-41	
				0191-21-2157	029-0131
	一関市, 藤沢町	100	高負荷	一関市川崎町薄衣字石船渡133	
				0191-43-2344	029-0202
気仙広域連合	大船渡市, 陸前高田市, 住田町	130	高負荷	大船渡市盛町字田中島13-15	
				0192-26-3739	022-0003
二戸地区広域行政事務組合	二戸市, 一戸町, 軽米町, 九戸村	112	高負荷	二戸市下斗米字細越20-1	
				0195-23-2651	028-6102
盛岡北部行政事務組合	八幡平市, 岩手町, 葛巻町, 盛岡市	145	標脱	八幡平市西根町平館第27地割49番地	
				0195-74-2716	028-7405
遠野市	/	61	高負荷	遠野市綾織町新星18-75-1	
				0198-62-2878	028-0531
紫波稗貫衛生処理組合	紫波町, 花巻市, 矢巾町, 盛岡市	170	標脱	紫波郡紫波町南日詰字小路口92-1	
				019-672-2017	028-3317
久慈地区広域行政事務組合	久慈市, 洋野町, 普代村, 野田村	105	嫌気	久慈市夏井町字閉伊の口9-18-1	
				0194-53-5318	028-0001
宮古地区広域行政組合	宮古市, 岩泉町, 山田町, 川井村, 田野畑村	193	標脱	宮古市大字千徳14-121-5	
				ほか 0193-63-4172	027-0043

(ごみ焼却施設)

(平成19年3月31日現在)

設置者	構成市町村名	処理能力 t/日	処理方式	所在地	
				TEL	〒
釜石市		100	シャフト式	釜石市栗林町2-9-1	
				0193-28-2680	026-0412
盛岡市		405	ストーカ式	盛岡市上田字小鳥沢148-25	
				019-663-7153	020-0102
陸前高田市		30	ストーカ式	陸前高田市高田町大隅6-5	
				0192-55-5437	029-2205
二戸地区広域行政事務組合	二戸市, 一戸町, 軽米町, 九戸村	60	流動床式	二戸市石切所字二枚平19-1	
				0195-25-5660	028-6103
胆江地区広域行政組合	奥州市, 金ヶ崎町	240	ストーカ式	奥州市水沢区佐倉河字仙人49	
				0197-24-5821	023-0003
岩手・玉山環境組合	岩手町, 盛岡市	28	ストーカ式	盛岡市玉山区大字寺林字平森54-54	
				019-682-0552	028-4122
一関地区広域行政	一関市, 平泉町, 藤沢町	80	流動床式	一関市大東町摺沢字南長者101-1	
				0191-75-3149	029-0523
北上市		105	ストーカ式	北上市上鬼柳2-212	
				0197-67-2039	024-0057
八幡平市		50	ストーカ式	八幡平市野駄27-621	
				0195-76-2814	028-7301
盛岡・紫波地区環境施設組合	紫波町, 矢巾町, 盛岡市	160	シャフト式	紫波郡矢巾町大字西徳田12-168-2	
				019-697-3835	028-3603
一関地区広域行政組合	一関市, 平泉町, 藤沢町	150	ストーカ式	一関市狐禅寺字草ヶ沢36-41	
				0191-21-2157	029-0131
久慈地区広域行政事務組合	久慈市, 洋野町, 普代村, 野田村	120	ストーカ式	久慈市夏井町字大崎3-95	
				0194-53-5319	028-0001
花巻市		171	ストーカ式	花巻市矢沢7-229-7	
				0198-31-2114	025-0011
宮古地区広域行政組合	宮古市, 山田町, 川井村, 田野畑村, 岩泉町	186	流動床式	宮古市小山田第2-110	
				0193-64-7111	027-0038

設置者	構成市町村名	処理能力 t/日	処理方式	所在地	
				TEL	〒
遠野市		40	流動床式	遠野市綾織町新里18-75-1	
				0198-62-2878	028-0531
葛巻町		10	ストーカ式	岩手郡葛巻町葛巻7-10	
				0195-66-4286	028-5402
大槌町		25	ストーカ式	上閉伊郡大槌町小槌17-63	
				0193-42-2201	028-1121
雫石町		25	ストーカ式	岩手郡雫石町七ツ森16-81	
				019-692-3570	020-0503
滝沢村		100	シャフト式	岩手郡滝沢村滝沢字大石渡332-2	
				019-688-2464	020-0173

3-23 行方不明者等の捜索及び遺体の処理・埋葬計画

3-23-1 県内火葬場一覧表

(平成19年3月現在)

No.	市町村名	火葬場名称	経営者	所在地	連絡先	火葬炉数	燃料
1	盛岡市	盛岡市火葬場	盛岡市	岩手県盛岡市三ツ割字寺山49番地	019-622-7524	5	白灯油
2	宮古市	宮古市津軽石火葬場	宮古市	岩手県宮古市津軽石第14地割36番地	0193-62-2111 (役場)	1	A重油
3	宮古市	宮古市田老火葬場	宮古市	岩手県宮古市田老字館が森215番地23	0193-87-2111 (役場)	1	A重油
4	宮古市	常安寺火葬場	(宗)常安寺	岩手県宮古市沢田4番11号	0193-62-4252	2	A重油
5	宮古市	千徳火葬場	千徳火葬場管理組合	岩手県宮古市神田沢町9番8号	0193-62-3160	2	A重油
6	大船渡市	おおふなと斎苑	大船渡市	岩手県大船渡市立根町字猫足83番地	0192-27-6849	3	灯油
7	大船渡市	浄霊苑	大船渡市	岩手県大船渡市三陸町越喜来字甫嶺61番地2	0192-44-2907	1	灯油
8	奥州市	胆江地区広域火葬場さくらぎ苑	胆江地区広域行政組合	岩手県奥州市水沢区佐倉河字東鍛冶屋44番地	0197-51-3900	5	灯油
9	北上市	しみず斎園	北上地区広域行政組合	岩手県北上市北工業団地5-36	0197-66-2725	5	灯油
10	久慈市	久慈地区火葬場	久慈地区広域行政事務組合	岩手県久慈市大川目町1-103	0194-55-3231	2	A重油
11	遠野市	遠野市斎場	遠野市役所	岩手県遠野市遠野町22-7	0198-62-2681	3	灯油
12	一関市	釣山斎苑	一関地区広域行政組合	岩手県一関市字釣山30-1	0191-21-2159	5	灯油
13	一関市	千厩斎苑	一関地区広域行政組合	岩手県一関市千厩町千厩字東小田334-2	0191-52-2426	4	灯油
14	陸前高田市	陸前高田斎苑	陸前高田市	岩手県陸前高田市高田町字太田87番地	0192-55-3579	2	灯油
15	釜石市	釜石斎場	釜石市	岩手県釜石市大字平田3-60-3	0193-26-7111	3	灯油
16	二戸市	斎場にのへ	二戸市役所	岩手県二戸市下斗米字寺久保113-1	0195-20-3003	2	灯油
17	雫石町	雫石町火葬場	雫石町役場	岩手県岩手郡雫石町七ツ森16番地80	019-692-3571	3	灯油
18	葛巻町	くずまき斎苑	岩手県葛巻町	岩手県岩手郡葛巻町葛巻15-21-3	0195-66-3092	1	灯油
19	岩手町	岩手・玉山斎場「浄霊苑」	岩手・玉山環境組合	岩手県岩手郡岩手町大字五日市第7地割92番地35	0195-62-2720	2	灯油
20	八幡平市	八幡平市斎場	八幡平市役所	岩手県八幡平市野駄27-601	0195-76-2031 0195-75-1088	2	灯油
21	紫波町	紫波火葬場	紫波町役場	岩手県紫波郡紫波町大巻字花立28番地	019-672-4841	2	灯油
22	矢巾町	矢巾斎苑	矢巾町	岩手県紫波郡矢巾町大字白沢第6地割175番地12	019-697-7848	2	灯油
23	花巻市	花巻市営火葬場大迫斎場	花巻市	岩手県花巻市大迫町大迫第10地割29番地2	0198-48-2918	1	灯油
24	花巻市	花巻市営火葬場石鳥谷斎場	花巻市	岩手県花巻市石鳥谷町好地第2地割161番地1	0198-45-4912	2	灯油

No.	市町村名	火葬場名称	経営者	所在地	連絡先	火葬炉数	燃料
25	花巻市	花巻市営火葬場東和斎場	花巻市	岩手県花巻市東和町土沢5区255番地	0198-42-1251	1	灯油
26	西和賀町	川尻斎苑	西和賀町	岩手県和賀郡西和賀町川尻41地割95番地34	0197-82-2019	1	灯油
27	大槌町	大槌町火葬場	大槌町役場	岩手県上閉伊郡大槌町安渡1-7-33	0193-42-4530	2	A重油
28	山田町	山田町斎場	山田町役場	岩手県下閉伊郡山田町織笠 15-59-1	0193-82-6878	2	灯油
29	岩泉町	岩泉斎場	岩泉町役場	岩手県下閉伊郡岩泉町岩泉字天間40番地1	0194-22-5533	2	灯油
30	川井村	川井村営火葬場	川井村	岩手県下閉伊郡川井村大字箱石第2地割87-1	0193-76-2036 (役場)	1	灯油
31	軽米町	軽米町火葬場	軽米町役場	岩手県九戸郡軽米町大字軽米第6地割52番地3	0195-46-3892	1	灯油
32	九戸村	九戸村火葬場	九戸村	岩手県九戸郡九戸村大字伊保内第22地割16番地	0195-42-2111 (役場)	1	重油
33	一戸町	一戸町火葬場	一戸町役場	岩手県二戸郡一戸町岩館字館37番地	0195-33-2278	1	灯油

3-26 農畜産物応急対策計画

3-26-1 家畜診療班及び防疫班編成表

支 部	診 療 班		防 疫 班		所屬家畜保健衛生所
	班 長	班 員	班 長	班 員	
中 央	1	9	1	9	中央 県南 県北
県 南	1	8	1	12	
県 北	1	4	1	3	

3-28 ライフライン施設応急対策計画

3-28-1 電力施設現況一覧表

1 発電所

事業者名	発電所名	所在地
東北電力株式会社		
〃+	米内	盛岡市下米内
〃+	山口	久慈市大川目町
〃+	附馬牛	遠野市附馬牛町
〃+	猿ヶ石	花巻市東12丁目
〃+	磐井川	一関市巖美町
〃+	鶯の滝	釜石市橋野町
〃+	橋野	〃
〃+	栗橋	〃
〃+	大淵	二戸市石切所
〃+	福岡	〃 石切所
〃+	舌崎	〃 釜沢
〃+	葛根田第一	岩手郡雫石町
〃+	葛根田第二	〃
〃+	水神	北上市和賀町
〃+	浅内	下閉伊郡岩泉町
〃+	岩泉	〃
〃+	岩泉第二	〃
〃+	川内	宮古市川内
〃+	鈴久名	宮古市鈴久名
〃+	腹帯	宮古市腹帯
〃+	世田米	気仙郡住田町世田米
〃+	葛根田地熱	岩手郡雫石町
東北水力地熱株式会社 (東北電力(株)グループ)	松川地熱	八幡平市松尾寄木
電源開発株式会社		
〃+	東和	花巻市東和町
〃+	胆沢第一	奥州市胆沢区
岩手県+	胆沢第二	奥州市胆沢区
〃+	岩洞第一	盛岡市玉山区
〃+	岩洞第二	盛岡市玉山区
〃+	仙人	北上市和賀町
〃+	四十四田	盛岡市上田
〃+	御所	盛岡市繁
〃+	滝	久慈市小久慈町
〃+	北ノ又	八幡平市松尾
〃+	北ノ又第二	八幡平市松尾
〃+	北ノ又第三	八幡平市松尾
〃+	入畑	北上市和賀町
〃+	松川	八幡平市松尾
〃+	早池峰	花巻市大迫町
〃+	稲庭高原風力	二戸市浄法寺町
〃+	柏台	八幡平市松尾

注 +印は無人発電所

2 変電所

事業者名	変電所名	所在地
東北電力株式会社+	盛岡	盛岡市本宮
〃+	盛岡中央	〃 神明町
〃+	東盛岡	盛岡市東新庄
〃+	高松	〃 高松
〃+	仙北町	〃 下鹿妻
〃+	釜石	釜石市千鳥町
〃+	大橋	〃 甲子町
〃+	千徳	宮古市長根
〃+	西通	盛岡市盛岡駅西通
〃+	東宮古	宮古市日の出町
〃+	津軽石	〃 大字津軽石
〃+	山目	一関市山目
〃+	一関	〃 赤萩
〃+	大船渡	大船渡市大船渡町
〃+	日高	奥州市水沢区
〃+	花巻	花巻市西大通り
〃+	柳原	北上市さくら通り
〃+	河原町	〃 九年橋
〃+	宮古	宮古市大字老木
〃+	北上	北上市藤沢
〃+	北盛岡	岩手郡滝沢村
〃+	久慈	久慈市田屋町
〃+	遠野	遠野市大工町
〃+	岩手高田	陸前高田市高田町
〃+	岩谷堂	奥州市江刺区
〃+	江刺	〃 〃
〃+	葛巻	岩手郡葛巻町
〃+	沼宮内	〃 岩手町
〃+	好摩	盛岡市玉山区
〃+	雫石	岩手郡雫石町
〃+	日詰	紫波郡紫波町
〃+	川尻	和賀郡西和賀町
〃+	前沢	奥州市前沢区
〃+	千厩	一関市千厩町
〃+	平泉	西磐井郡平泉町
〃+	花泉	一関市花泉町
〃+	大槌	上閉伊郡大槌町
〃+	本銅	下閉伊郡岩泉町
〃+	岩手中里	〃 岩泉町
〃+	山田	〃 山田町
〃+	種市	九戸郡洋野町
〃+	和賀	北上市和賀町
〃+	伊手	奥州市江刺区
〃+	耳取	和賀郡西和賀町
〃+	仙人	北上市和賀町
〃+	普代	下閉伊郡普代村
〃+	軽米	九戸郡軽米町
〃+	松園	盛岡市三ツ割
〃+	長田町	〃 長田町
〃+	宮野目	花巻市西宮野目

事業者名	変電所名	所在地
// +	大平	釜石市大平町
// +	東山	一関市東山町
// +	常盤	奥州市水沢区
// +	下船渡	大船渡市大船渡町
// +	矢巾	紫波郡矢巾町
// +	岩手滝沢	岩手郡滝沢村
// +	沢	一関市三関
// +	岩手	盛岡市玉山区
// +	金ヶ崎	胆沢郡金ヶ崎町
// +	飯豊	北上市村崎野
// +	安代配電塔	八幡平市荒屋新町
// +	竜ヶ森配電塔	// 星沢
// +	柏台	// 松尾寄木
// +	大迫配電塔	花巻市大迫町
// +	大東配電塔	一関市大東町
// +	九戸配電塔	九戸郡九戸村
// +	洩民	盛岡市玉山区
// +	後藤野	北上市和賀町
// +	二戸	二戸市堀野
// +	水沢	奥州市水沢区
// +	雫石開閉所	岩手郡雫石町
// +	立根	大船渡市立根町
// +	都南	盛岡市永井
// +	北岩手	二戸郡一戸町
// +	藤沢	一関市藤沢町
// +	葛巻開閉塔	岩手郡岩手町
// +	相去変電所	北上市相去町

3 支店・営業所・サービスセンター

事業者名	支店・営業所・サービスセンター	所在地
東北電力株式会社	岩手支店	盛岡市紺屋町1-25
	久慈営業所	久慈市門前4-1-1
	二戸営業所	二戸市福岡字五日町20
	盛岡営業所	盛岡市紺屋町1-25
	宮古営業所	宮古市築地2丁目2-33
	遠野営業所	遠野市大工町3-34
	釜石営業所（仮設）	釜石市甲子町10-210-3
	花北営業所	北上市本通り四丁目11-12
	水沢営業所	奥州市水沢区西町5-27
	大船渡営業所	大船渡市盛町字内の目11-10
	一関営業所	一関市田村町8-10
	サービスセンター 盛岡駅西口熱供給センター	県下4ヶ所 盛岡市盛岡駅西通2丁目9-1 マリオスB2

4 技術センター

事業者名	技術センター	所在地
東北電力株式会社	盛岡技術センター	盛岡市本宮字水門3-1
〃	宮古技術センター	宮古市太田1-3-7
〃	北上技術センター	胆沢郡金ヶ崎町西根森山17-2

3-28-2 都市ガス事業者一覧表

名称	所在地	電話	FAX	供給区域
盛岡ガス株式会社	盛岡市上田2-19-56	盛岡 019(653)1241	019(653)1217	盛岡市, 滝沢村
花巻ガス "	花巻市材木町17-37	花巻 0198(22)3633	0198(24)9089	花巻市(旧花巻市)
水沢ガス "	奥州市水沢区山崎町14-16	水沢 0197(24)4151	0197(24)4135	奥州市(水沢区, 胆沢区)
一関ガス "	一関市三関字日照40-1	一関 0191(23)3417	0191(23)3477	一関市(旧一関市)
釜石瓦斯 "	釜石市浜町1-5-9	釜石 0193(22)3535	0193(22)3542	釜石市

3-28-3 都市ガスの状況

種別 \ 名称	盛岡ガス(株) (一般ガス13A)	花巻ガス(株) (一般ガス13A)	水沢ガス(株) (一般ガス13A)	一関ガス(株) (一般ガス13A)	釜石瓦斯(株) (一般ガス13A)
製造法	液化石油ガス気化器, プロパンエア方式				
能力 (1,000MJ換算)	10,850 m ³ /日	1,505 m ³ /日	2,407 m ³ /日	4,069 m ³ /日	2,939 m ³ /日
原料ガス 貯蔵基数	5基	2基	2基	2基	2基
ガスホルダー 基数	4基	2基	1基	3基	2基
貯蔵能力	140,000m ³	1,150m ³	1,500m ³	3,997m ³	9,700m ³
導管延長	664,807m	74,605m	70,802m	49,320m	161,878m
供給戸数	47,339戸	4,034戸	5,805戸	3,177戸	8,488戸

3-28-4 液化石油ガス充てん所・オートガスタンド・充てん設備の所在地

(平成24年3月31日現在)

(1) 充てん所

事業所名	住 所	電 話
岩手共同ガス㈱	盛岡市仙北2-6-6	019-634-0311
シナネン㈱ 東北支社 盛岡営業所	盛岡市みたけ2-1-24	019-641-2170
㈱八木又商店	大船渡市大船渡町字地の森61-10	0192-27-1778
岩手工業㈱	大船渡市盛町字田中島27-13	0192-26-5155
全国農業協同組合連合会岩手県本部 岩手クミアイプロパンセンター	花巻市二枚橋第5地割120-1	0198-26-3124
㈱丸片ガス	北上市村崎野第20地割80	0197-68-3350
協同組合北上エルピーガスセンター	北上市藤沢17-147-1	0197-64-7632
北良㈱ ガスセンター	北上市和賀町後藤2地割106-160	0197-73-7222
㈱佐甚商店	一関市大東町摺沢字大森115-1	0191-75-2327
岩手県オイルターミナル㈱	釜石市大平町4-1-4	0193-22-3921
水沢ガス㈱ 北充てん所	奥州市水沢区佐倉河字中の町64	0197-23-6218
泉金物産㈱ 県南営業所	奥州市水沢区真城字中林下18	0197-25-5215
岩手ミツウロコ㈱ 水沢事業所	奥州市水沢区真城字町下101-5	0197-24-2133
物産石油瓦斯岩手販売㈱	滝沢村滝沢字巣子1031-5	019-688-4466
盛岡ガス燃料㈱ 滝沢LPG充てん所	滝沢村滝沢字湯舟沢491-1	019-688-0210
東邦岩手㈱ 本店営業所	矢巾町大字藤沢第10地割136	019-697-4151
㈱ホームエネルギー東北 盛岡センター	矢巾町大字広宮沢第一地割字上山276	019-697-0341
マルハ産業㈱ 盛岡営業所	矢巾町大字西徳田第8地割字堰根15-1	019-697-2929
関東自動車工業㈱ 岩手工場	金ケ崎町大字西根森山1	0197-41-1120
大陽日酸㈱東北支社 岩手ガスセンター	金ケ崎町大字西根森山4-6	0197-44-4365
東海プロパン㈱ 大船渡充てん所	大船渡市盛町字中道下2-26	0192-27-4121
シナネン㈱ 東北支社 三陸営業所 釜石基地	釜石市鶴住居町第9地割4-1	0193-28-1451

(2) オートガスタンド

事業所名	住 所	電 話
盛岡ガス燃料㈱	盛岡市上堂1-7-45	019-647-1151

事業所名	住 所	電 話
(有)宮崎商店 盛岡上堂オートガススタンド	盛岡市上堂4-9-1	019-641-5872
イワタニ東北(株) 盛岡支店 オートガススタンド106	盛岡市東山2-167-1	019-625-4411
(株)丸片石油 北上インターオートガススタンド	北上市北鬼柳18-159-1	0197-65-4165

(3) 充てん所・オートガススタンド併設

事業所名	住 所	電 話
イワタニ東北(株)	盛岡市下太田田中47-1	019-659-1111
泉金物産(株) 盛岡支店	盛岡市厨川1-15-46	019-641-5121
東邦スワン(株)	盛岡市盛岡駅西通2-3-10	019-651-6771
岩手ミツウロコ(株) 本社事業所	盛岡市東見前6地割27-1	019-638-1076
カメイ(株) 盛岡ガスターミナル	盛岡市湯沢第10地割48-40	019-639-7071
泉金物産(株) 宮古支店	宮古市上鼻2-40-6	0193-62-6021
(株)丸光商事 宮古LPGガス充てん所	宮古市大字根市第2地割字中割目33-2	0193-62-5000
(有)石川ガス	大船渡市盛町字二本杵23-4	0192-27-3232
気仙郡漁業協同組合連合会 プロパン充てん所	大船渡市大船渡町字上平16-2	0192-27-1635
花巻ガス(株)	花巻市材木町17-37	0198-22-3633
カメイ(株) 花北ガスターミナル	北上市村崎野第19地割127-2	0197-68-3117
北良(株)	北上市堤ヶ丘1-9-32	0197-65-0155
グローブエナジー(株) 久慈充てん所	久慈市大沢8-2-3	0194-53-5265
(株)細谷地	久慈市長内町17-100-10	0194-53-2305
マルキ産業(株) LPG充てん所	遠野市青笹町青笹4-58-2	0198-62-4033
(株)森燃	一関市真柴字中田87	0191-21-4741
カメイ(株) 一関ガスターミナル	一関市赤荻字桜町175	0191-25-2537
カンリョウ(株) 千厩充てん工場	一関市千厩町千厩字上駒場106-5	0191-53-2231
釜石瓦斯(株) LPGガス製造所	釜石市松原町3-1-19	0193-22-1513
岩手液化ガス(株)	二戸市金田一字上田面76-1	0195-27-3325
二戸ガス(株)	二戸市堀野字長地18	0195-23-3388
泉金物産(株) 八幡平ガス営業所	八幡平市平館25地割55-4	0195-74-3276

事業所名	住 所	電 話
水沢ガス㈱ 南充てん所	奥州市水沢区山崎町14-1	0197-24-4457
日通商事㈱ 日詰充てん所	紫波町南日詰字箱清水127-1	019-672-3343
泉金商事㈱	岩泉町岩泉字中野32	0194-22-4465

(4) 充てん設備 (バルクローリ)

事業所名	住 所	電 話
カメイ物流サービス㈱ 盛岡営業所	盛岡市湯沢10地割48-40	019-605-6111
㈱丸片ガス 宮古営業所	宮古市宮町4-2-40	0193-62-1525
泉金物産㈱ 宮古支店	宮古市上鼻2-40-6	0193-62-6021
カメイ物流サービス㈱ 北上営業所	北上市村崎野19-127-2	0197-68-3117
㈱丸片ガス	北上市村崎野20地割80	0197-68-3350
㈱笠井	北上市堤ヶ丘1-7-30	0197-63-2311
北良㈱ ガスセンター	北上市和賀町後藤2地割106-160	0197-73-7222
カメイ物流サービス㈱ 一関営業所	一関市赤荻字桜町175	0191-25-2537
釜石瓦斯㈱ LPガス製造所	釜石市松原町3-1-19	0193-22-3535
岩手液化ガス㈱	二戸市金田一字上田面76-1	0195-27-3325
二戸ガス㈱	二戸市堀野字長地18	0195-23-3388
水沢ガス㈱ 南充てん所	奥州市水沢区山崎町14-1	0197-24-4457
㈱アストモスガスセンター岩手 (㈱ミツウロコ水沢営業所内)	奥州市水沢区真城字町下101-5	0197-25-2266
㈱アストモスガスセンター岩手 (盛岡ガス燃料㈱滝沢LPガス充てん所 内)	滝沢村滝沢字湯舟沢491-1	019-688-8611
㈱ホームエネルギー東北 盛岡LPGセンター	矢巾町大字広宮沢第一地割字上山276	019-697-0341
㈱アストモスガスセンター岩手 矢巾 営業所	矢巾町大字藤沢第10地割183-7	019-697-8510
協同組合 北上エルピーガスセンター	北上市藤沢17-147-1	0197-64-7632

3-28-5 応急給水資材の整備状況

(平成20年3月末現在)

	市町村名	給水車	給水タンク	ポリタンク	運搬車	その他
北上川流域広域水道圏	盛岡市	4.0m ³ 1台	1.5m ³ 1基 1.0m ³ 3基	20L 10個 10L 99個		給水パック 6L 2,900枚 給水パック 5L 5,700枚 車載式給水パック 1m ³ 23基 緊急用臨時給水栓 10基
	八幡平市			1,200L 1個 1,000L 1個 500L 2個 20L 125個		
	雫石町		1.0m ³ 1基 0.5m ³ 2基	20L 55個		給水パック 5L 900枚
	岩手町		1.0m ³ 2基	20L 20個		
	滝沢村	2.0m ³ 1台	2.0m ³ 1基 1.0m ³ 1基	20L 29個 18L 9個		給水パック 6L 1,200枚 給水パック 10L 200枚
	紫波町		1.0m ³ 1基	20L 60個	0.5t 2台	給水パック 10L 1,000枚
	矢巾町	2.0m ³ 1台	1.2m ³ 7基 1.0m ³ 1基	20L 20個 6L 800個		
	花巻市		1.0m ³ 5基 0.5m ³ 2基 0.35m ³ 1基	100L 2個 30L 1個 20L 55個 10L 114個	0.3t 1台 1.25t 1台	
	北上市	2.0m ³ 1台	2.0m ³ 4基 1.0m ³ 1基	20L 1個 10L 24個 6L 2,200個		
	西和賀町		2.0m ³ 1基 0.5m ³ 1基 0.3m ³ 1基 0.2m ³ 3基	20L 30個 18L 95個	0.35t 1台	
	奥州市	4.0m ³ 1台 3.8m ³ 1台	2.0m ³ 3基 0.3m ³ 2基	300L 2個 20L 80個 18L 201個 17L 30個	2.0t 2台	給水パック 6L 460枚
	金ケ崎町		1.0m ³ 1基	20L 26個	0.75t 1台	
	一関市		2.0m ³ 2基 1.5m ³ 1基 1.2m ³ 1基 1.0m ³ 1基 0.5m ³ 2基	500L 17個 300L 3個 200L 2個 100L 3個 20L 186個 18L 230個 10L 50個 1L 7個	2.0t 1台	給水パック 10L 1,200枚 給水パック 6L 200枚
	平泉町	2.0m ³ 1台		18L 70個		
	藤沢町		0.5m ³ 2基 0.3m ³ 1基 0.2m ³ 1基 2.0m ³ 1基 (発電・加圧ポンプ付)	75L 3個 45L 3個 18L 20個	0.5t 1台	非常時用膜ろ過装置 (0.5m ³ /h) 1台
	遠野市		1.0m ³ 1基 0.5m ³ 2基 0.3m ³ 1基	20L 20個 10L 80個	2.0t 1台	

	市町村名	給水車	給水タンク	ポリタンク	運搬車	その他
沿岸 広域 水道 圏	大船渡市		1.0m ³ 2基 0.5m ³ 1基 0.3m ³ 1基	20L 78個	2.0t 1台	給水パック 10L 240枚 給水パック 6L 6,200枚 給水容器 5L 50個 仮設水槽 1.0m ³ 3基
	陸前高田市		1.0m ³ 2基	300L 5個 18L 40個	2.0t 1台 0.4t 1台 0.35t 2台	
	住田町		1.5m ³ 1基			
	釜石市		1.0m ³ 6基	20L 80個	2.0t 1台	給水パック 10L 16,742枚 給水パック 6L 600枚
	大槌町		1.0m ³ 2基 0.5m ³ 2基	18L 40個	0.35t 1台	給水パック 18L 200枚 給水パック 6L 1,200枚
	宮古市		1.0m ³ 3基	18L 40個	2.0t 1台 0.5t 1台	備蓄タンク 40m ³ 1基 給水パック 5L 1,000枚 防災無線 11台 トランシーバー 2台 携帯電話 6台
	山田町		1.0m ³ 1基	18L 20個	2.0t 1台	
	岩泉町		1.0m ³ 2基	20L 20個		
	田野畑村					
	普代村		4.0m ³ 1基 1.0m ³ 2基	20L 10個		
川井村				0.3t 1台	継手類一式(小口径)	
県北 広域 水道 圏	久慈市		1.0m ³ 4基	18L 100個	1.5t 1台	給水パック 10L 5,000枚
	洋野町		1.0m ³ 4基	20L 50個 18L 14個		給水パック 6L 100枚
	野田村			2,000L 1個 1,000L 1個		
	二戸市		1.0m ³ 2基 0.3m ³ 3基	20L 78個 18L 33個 15L 8個 10L 69個	2.0t 1台	
	軽米町		2.0m ³ 1基 1.0m ³ 1基	200L 58個		
	九戸村		1.0m ³ 1基		2.0t 1台	
	一戸町		0.75m ³ 1基 1.0m ³ 1基	500L 1個	1.0t 1台 0.5t 1台	
	葛巻町		1.0m ³ 1基	20L 25個	1.0t 1台	

3-32 防災ヘリコプター活動計画

3-32-1 岩手県防災ヘリコプター応援協定

(目的)

第1条 この協定は、岩手県内の市町村、消防の一部事務組合（以下「市町村等」という。）が、災害による被害を最小限に防止するため、岩手県が所有する防災ヘリコプター（以下「防災ヘリ」という。）の応援を求めることについて必要な事項を定めるものとする。

(協定区域)

第2条 この協定に基づき市町村等が防災ヘリの応援を求めることができる地域は、当該市町村等の区域とする。

(災害の範囲)

第3条 この協定において、災害とは、消防組織法（昭和22年法律第226号）第1条に規定する災害をいう。

(応援要請)

第4条 この協定による応援要請は、災害発生市の市町村等の長が、防災ヘリの特性を十分に発揮することができるかと認められる場合で、原則として、次に掲げる要件を満たす場合に岩手県知事（以下「知事」という。）に対して行うものとする。

- (1) 公共性 災害等から住民の生命及び財産を保護し、被害の軽減を図るものであること。
- (2) 緊急性 差し迫った必要性があること。
- (3) 非代替性 防災ヘリによる活動が最も有効であること。

(応援要請の方法)

第5条 応援要請は、岩手県防災航空センターに電話等により、次の事項を明らかにして行うものとする。

- (1) 災害の種別
- (2) 災害発生の日時及び場所並びに災害の状況
- (3) 災害発生現場の気象状況
- (4) 災害現場の最高指揮者の職及び氏名並びに連絡方法
- (5) 飛行場外離着陸場の所在地及び地上支援体制
- (6) 応援に要する資機材の品目及び数量
- (7) その他必要な事項

(防災航空隊の派遣)

第6条 知事は、前条の規定により応援要請を受けたときは、災害発生現場の気象状況等を確認の上、防災航空隊を派遣するものとする。

2 知事は、応援要請に応じることができない場合は、その旨を速やかに、災害発生市の市町村等の長に通報するものとする。

(防災航空隊の隊員の指揮)

第7条 前条第1項の規定により防災航空隊を派遣する場合において、災害現場における防災航空隊の隊員の指揮は、災害発生市の市町村等の消防長が行うものとする。

ただし、緊急の場合は災害現場の最高指揮者が行うことができるものとする。

(消防活動に従事する場合の特例)

第8条 応援要請に基づき防災航空隊の隊員が消防活動に従事する場合においては、災害発生市の市町村等の長から防災航空隊の隊員を派遣している市町村等の長に対し、消防相互応援に関する協定書（昭和50年5月13日締結。以下「相互応援協定」という。）第4条の規定に基づく応援要請があったものとみなす。

(経費負担)

第9条 この協定に基づく応援に要する経費の負担は、岩手県が負担するものとする。

2 前条に該当する消防活動に従事する場合においても、応援に要する経費は、相互応援協定第12条の規定にかかわらず、岩手県が負担するものとする。

(その他)

第10条 この協定に定めるもののほか、この協定の実施に関し必要な事項は、岩手県及び市町村等が協議して定めるものとする。

この協定を証するため、正本70通を作成し、知事及び市町村等の長が記名押印のうえ、各自その1通を所持する。

附 則

この協定は、平成8年10月1日から施行する。

3-32-2 岩手県防災ヘリコプター運航管理要綱

目次

- 第1章 総則（第1条－第3条）
- 第2章 運航体制（第4条－第12条）
- 第3章 運航管理（第13条－第21条）
- 第4章 安全管理（第22条・第23条）
- 第5章 教育訓練（第24条・第25条）
- 第6章 事故防止対策等（第26条－第28条）
- 第7章 雑則（第29条・第30条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この要綱は、岩手県防災ヘリコプター（以下「防災ヘリ」という。）の運航管理等について必要な事項を定め、防災ヘリの安全かつ有効な運用を図ることを目的とする。

（他の法令との関係）

第2条 防災ヘリの運航管理については、航空法（昭和27年法律第231号、以下「法」という。）に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

（用語の定義）

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 防災ヘリ等 防災ヘリ及び防災ヘリ用装備品、活動用装備品、付属品、整備用工具類その他の防災ヘリの整備等に必要な資機材をいう。
- (2) 防災業務 防災ヘリを使用して行う消防防災活動に関する業務をいう。
- (3) 防災航空隊員 防災ヘリに搭乗し、防災業務に従事する総合防災室の職員をいう。
- (4) 自隊訓練 防災航空隊員の基本技術及び応用技術の修得を図るため、独自に行う訓練をいう。
- (5) 運航計画 防災ヘリを効率的に運航するため、防災業務及び自隊訓練等について定める飛行計画をいう。

第2章 運航体制

（常駐基地）

第4条 防災ヘリの常駐基地は、岩手県防災航空センター（以下「航空センター」という。）とする。

（総括管理者）

第5条 防災ヘリの運航に関する総括管理は、総合防災室防災消防担当課長（以下「総括管理者」という。）が行う。

（運航管理責任者）

第6条 防災ヘリの運航管理に関する事務は、総合防災室防災航空担当課長（以下「運航管理責任者」という。）が掌理する。

（防災航空隊）

第7条 総合防災室防災航空隊に、隊長、副隊長及び隊員を置く。

2 副隊長は、運行管理責任者が指名する。

（副隊長の任務）

第8条 副隊長は、隊長を補佐し、隊長に事故あるときは、その職務を代行する。

(隊員の任務)

第9条 隊員は、隊長及び副隊長の指揮に従い、防災ヘリの性能と災害等の状況に即応した防災業務に努めなければならない。

2 隊員は、防災業務の遂行に当たっては十分安全を確認するとともに関係法令等を遵守し、隊員相互の連携を密にして、所期の目的を達成するように努めなければならない。

(防災ヘリに搭乗する者の指定)

第10条 運航管理責任者は、防災ヘリの運航に際して、あらかじめ搭乗する者を指定するものとする。

(運航指揮者の選任)

第11条 運航指揮者は、隊長をもって充てる。ただし、隊長が防災ヘリに搭乗しないときは、運航管理責任者が前条の規定により指定した搭乗者の中から、隊長が指定するものとする。

(運航指揮者の責務)

第12条 運航指揮者は、法第73条の規定により機長が行うこととされる業務を除き、搭乗者を指揮監督し、運航の目的を適切に遂行するよう努めなければならない。

2 運航指揮者は、防災業務の遂行に当たっては、搭乗者の任務及び分担業務が適正に執行され防災業務が安全かつ効果的に遂行できるよう努めなければならない。

第3章 運航管理

(運航基準)

第13条 防災ヘリは、次の各号に掲げる防災業務で、その特性を十分活用することができ、かつ、その必要性が認められた場合に運航するものとする。

- (1) 災害応急対策活動
- (2) 消火活動
- (3) 救助活動
- (4) 救急活動
- (5) 広域航空消防防災応援活動
- (6) 災害予防活動
- (7) 消防防災訓練活動
- (8) その他運航管理責任者が必要と認めた活動

2 前項のほか、県が行う一般行政活動で特に防災ヘリによる活動が有効と認められる場合に運航するものとする。

3 防災ヘリの運航時間は、原則として午前8時30分から午後5時15分までとする。

(緊急運航)

第14条 前条第1項第1号から第5号までに規定する運航（以下「緊急運航」という。）は、次条に規定する運航計画に基づく運航（以下「通常運航」という。）に優先する。

2 緊急運航の時間は、前条第3項の規定にかかわらず、運航管理責任者が別に指示するものとする。

3 運航管理責任者は、防災ヘリの通常運航中に緊急運航を要する事態が生じた場合には、直ちに緊急運航に移行する旨を指示するものとする。

4 運航管理責任者は、緊急運航を行ったときは、速やかに災害状況を総括管理者に報告しなければならない。

5 緊急運航に関して必要な事項は、別に定めるものとする。

(運航計画)

第15条 防災ヘリの運航は、あらかじめ運航計画を定めて行うものとする。

2 運航計画は、岩手県防災ヘリコプター年間運航計画（様式第1号）及び岩手県防災ヘリコプター月間運航計画（様式第2号）とし、運航管理責任者が定めるものとする。

(防災ヘリの使用)

第16条 防災ヘリの使用（緊急運航に係るものを除く。以下本章において同じ。）を予定する者は、原則として、前年度の1月末日までに、岩手県防災ヘリコプター年間使用予定表（様式第3号）を運航管理責任者に提出しなければならない。

(防災ヘリの使用申請)

第17条 前条の規定により使用予定表を提出した者であって、防災ヘリを使用しようとする者は、岩手県防災ヘリコプター使用申請書（様式第4号）により使用する1か月前までに、運航管理責任者に申請しなければならない。

(防災ヘリの使用承認)

第18条 運航管理責任者は、前条の申請があったときは、その使用目的、使用内容等を審査の上、適当と認められた場合は、承認するものとする。

2 運航管理責任者は、前項の規定により承認したときは、岩手県防災ヘリコプター使用承認書（様式第5号）を交付するものとする。

(情報連絡及び報告)

第19条 運航指揮者は、防災ヘリの搭乗中に得た重要な情報等について、運航管理責任者に報告しなければならない。

2 運航指揮者は、防災ヘリに搭乗し業務を終了したときは、運航状況等について飛行報告書（様式第6号）により、運航管理責任者に報告しなければならない。

(飛行場外離着陸場等)

第20条 運航管理責任者は、防災業務を円滑に遂行するため、市町村と協議し、法第79条ただし書の規定に基づく飛行場外離着陸場及び法第81条の2に基づく緊急離着陸場を確保しなければならない。

2 隊長は、前項の飛行場外離着陸場等を調査し、常にその実態の把握に努めるものとする。

(ヘリコプター保有機関との相互応援)

第21条 運航管理責任者は、防災ヘリの整備点検中又は大規模災害時の防災業務に対処するため、ヘリコプターを保有する近隣県、消防機関等との航空消防防災に関する相互応援体制の確立に努めるものとする。

第4章 安全管理

(運航上の安全管理)

第22条 運航管理責任者は、航空関係法令及び運輸大臣の定める防災ヘリの運用限界等指定書に基づき、防災業務の適正な執行体制及び航空事故防止対策を確立し、安全管理の適正を期さなければならない。

2 運航管理責任者は、防災業務の遂行に当たり、防災航空隊員の任務及び分担業務の適正な執行を確保し、航空事故防止対策を講ずる等、安全管理に万全を期さなければならない。

(防災ヘリ等の安全管理)

第23条 運航管理責任者は、法第19条第1項に基づいて、一定の資格を有する技術者が防災ヘリの安全性が確保されていることについて確認をしなければ、防災ヘリを航空の用に供してはならない。

2 運航管理責任者は、防災ヘリ等を適正に管理し、防災ヘリ等の性能を最大限発揮できる状態にしてお

かなければならない。

第5章 教育訓練

(隊員等の教育訓練)

第24条 運航管理責任者は、防災航空隊員の教育訓練を実施するために必要な訓練体制並びに施設及び設備の整備を図り、防災航空隊員の資質の向上に努めなければならない。

2 運航管理責任者は、防災業務を効率的に遂行するため、市町村、消防機関及び関係機関と連携の上、必要な訓練を実施しなければならない。

(自隊訓練)

第25条 運航管理責任者は、前条第2項のほか計画的に自隊訓練を実施しなければならない。

第6章 事故防止対策等

(搜索及び避難体制の確立)

第26条 運航管理責任者は、航空事故が発生するおそれ若しくは発生した疑いのある場合又は航空事故が発生した場合の搜索救難等の初動体制及びその後の処理に関する体制を確立しておかなければならない。

(航空事故発生時の措置)

第27条 運航指揮者は、防災ヘリ搭乗中、防災ヘリの故障、気象の変化等により航空事故が発生するおそれのある場合又は発生した場合は、人命、財産に対する危難の防止に最善の手段を尽くすなど、万全の措置を講じ、その状況を運航管理責任者及び最寄りの航空局空港事務所に、直ちに報告しなければならない。

2 運航管理責任者は、前項の報告を受け、又は前項に関する情報を入手した場合は、前条の規定により、直ちに所要の搜索救難活動を開始するとともに、その旨を総括管理者に報告しなければならない。

(事故報告)

第28条 総括管理者は、法第76条第1項に規定する事故が発生した場合は、国土交通大臣に報告しなければならない。

2 総括管理者は、前項に規定する事故が発生した場合には、直ちに原因、損害等について調査し、その結果を知事に報告しなければならない。

第7章 雑則

(記録及び保存)

第29条 運航管理責任者は、航空関係法令に基づく記録のほか、必要な記録簿を備え、防災業務に関する記録を整理しなければならない。

(その他)

第30条 この要綱の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成8年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成12年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

(様式第1号)

岩手県防災ヘリコプター年間運航計画 (年度)

岩手県防災航空隊

月	項目	防災業務・自隊訓練				その他の				整備計画	累計飛行時間	累計使用燃料	備考
		内容	飛行予定時間	飛行時間	燃料使用量	内容	飛行予定時間	飛行時間	燃料使用量				
月	上旬												
	中旬												
	下旬												
月	上旬												
	中旬												
	下旬												
月	上旬												
	中旬												
	下旬												

4-3-252

(様式第2号)

岩手県防災ヘリコプター月間運航計画 (月)

岩手県防災航空隊

項目 日・曜	運航内容	飛行 予定時間	飛行区分	燃料 使用量	飛行場所 (市町村)	使用 離着陸場	申請手続 の有無	機体等 整備計画	累計 飛行時間	累計 使用燃料	備考
日 ()			1・2・3								
日 ()			1・2・3								
日 ()			1・2・3								
日 ()			1・2・3								
日 ()			1・2・3								
日 ()			1・2・3								
日 ()			1・2・3								
日 ()			1・2・3								
日 ()			1・2・3								

(注) 飛行区分は、1 防災義務、2 訓練、3 その他のうち、該当業務に○印をすること。

(様式第3号)

岩手県防災ヘリコプター年間使用予定表 (年度)

部課名
職氏名
連絡先

TEL

1 使用日時

2 使用目的

3 飛行経路

4 飛行時間

5 その他参考となる事項

(様式第4号)

岩手県防災ヘリコプター使用申請書

第 号

年 月 日

岩手県総務部総合防災室防災航空担当課長 様

申請者 (印)

(担当者 TEL)

岩手県防災ヘリコプターを下記により使用したいので申請します。

記

使用日時	年 月 日 () 時 分 ~ 時 分					
目的						
飛行経路						
使用の目的						
搭乗者所属	職 名	氏 名	男・女	年 齢	備 考	

(注) 使用に係る事業計画等を添付すること。

(様式第5号)

岩手県防災ヘリコプター使用承認書

第 号
年 月 日

(申請者)

様

岩手県総務部総合防災室防災航空担当課長

年 月 日付け 第 号で申請のあった岩手県防災ヘリ
コプターの使用について下記により承認する。

記

1 使用日時

年 月 日 () 時 分 ~ 時 分

2 目的

(様式第6号)

飛 行 報 告 書

運航管理責任者

総合防災室防災航空担当課長 様

報告者

年 月 日	年 月 日 () 天候					
業 務 内 容						
飛 行 経 路						
操 縦 士 名		整 備 士 名		
運 航 指 揮 者						
搭 乗 隊 員			
			
			
飛 行 時 間	出 発 時 間	時	分	実 飛 行 時 間	時 間 分	
	到 着 時 間	時	分	使 用 燃 料	l	
No.	搭 乗 者 氏 名	No.	搭 乗 者 氏 名	搭 載 物 資 品 名	個 数	重 量 (kg)
1		5				
2		6				
3		7				
4		8				

3-32-3 岩手県防災ヘリコプター緊急運航要領

(趣旨)

第1 この要領は、岩手県防災ヘリコプター運航管理要綱（以下「要綱」という。）第14条第5項の規定に基づき、防災ヘリコプターの緊急運航（以下「緊急運航」という。）に関して必要な事項を定めるものとする。

(他の規定との関係)

第2 緊急運航については、要綱及び岩手県防災ヘリコプター応援協定（以下「協定」という。）に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

(緊急運航の基準)

第3 緊急運航は、別紙に掲げる基準に該当する場合とする。

(緊急運航の要請)

第4 緊急運航の要請は、災害等が発生した市町村及び消防の一部事務組合（以下「市町村等」という。）の長が総合防災室防災航空担当課長（以下「運航管理責任者」という。）に行うものとする。

2 前項の要請は、岩手県防災航空センターに対して電話等により次の事項を明らかにした後、遅滞なく岩手県防災ヘリコプター緊急運航要請書（様式第1号）により提出するものとする。

- (1) 災害の種別
- (2) 災害発生の日時及び場所並びに災害の状況
- (3) 災害発生現場の気象状況
- (4) 災害現場の最高指揮者の職及び氏名並びに連絡方法
- (5) 飛行場外離着陸場等の所在地及び地上支援態勢
- (6) 応援に要する資機材の品目及び数量
- (7) その他必要な事項

(緊急運航の決定)

第5 運航管理責任者は、第4の要請を受けた場合は、災害の状況及び現場の気象状況等を確認の上、出動の可否を決定し、防災航空隊隊長（以下「隊長」という。）に必要な指示をするとともに、要請者にその旨を回答しなければならない。

2 隊長は、第4に規定する緊急運航の要請を受けた場合は、直ちに要請内容に対応する出動態勢を整えなければならない。

3 運航管理責任者は、第1項の結果を速やかに総合防災室防災消防担当課長（以下「総括管理者」という。）に報告するとともに、状況に応じ岩手県警察航空隊等に通報するものとする。

(受入態勢)

第6 緊急運航を要請した市町村等の長は、防災航空隊と緊密な連絡を図るとともに、必要に応じ次の受入態勢を整えるものとする。

- (1) 離着陸場所の確保及び安全対策
- (2) 傷病者等の搬送の場合は、搬送先の離着陸場所及び病院等への搬送手配
- (3) 空中消火を行う場合は、空中消火基地の確保
- (4) その他必要な事項

(報告)

第7 隊長は、緊急運航を終了した場合は、速やかに活動の内容を災害等即報（様式第2号）により運航管理責任者に報告するものとする。

- 2 運航管理責任者は、緊急運航を終了した場合は、速やかに災害状況を総括管理者に報告するものとする。
- 3 緊急運航を要請した市町村等の長は、災害等が収束した場合、災害状況等報告書（様式第3号）により、速やかに運航管理責任者に報告するものとする。

附 則

この要領は、平成8年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成12年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成16年4月1日から施行する。

別紙

岩手県防災ヘリコプター緊急運航基準

1 基本要件

防災ヘリコプター（以下「防災ヘリ」という。）の緊急運航は、原則として次の基本要件を満たす場合に行う。

- (1) 公共性 災害等から住民の生命、身体及び財産を保護し、被害の軽減を図る目的であること。
- (2) 緊急性 緊急に活動を行わなければ、住民の生命、身体及び財産に重大な支障が生じるおそれがある場合であること。
- (3) 非代替性 防災ヘリによる活動が最も有効であること。

2 緊急運航の活動内容

防災ヘリの緊急運航の活動内容は、次のとおりとする。

(1) 災害応急対策活動

ア 被災状況の偵察及び情報収集

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、広範にわたる偵察及び情報収集活動等を行う必要があると認められる場合

イ 救援物資及び人員等の搬送

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で緊急に救援物資及び人員等を搬送する必要があると認められる場合

ウ 災害に関する情報及び警報等の災害広報

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、災害に関する情報及び警報並びに避難指示等を迅速かつ正確に伝達する必要があると認められる場合

エ その他

特に防災ヘリによる災害応急対策活動が有効と認められる場合

(2) 消火活動

ア 林野火災における空中消火

地上における消火活動では消火が困難であり、防災ヘリによる消火の必要があると認められる場合

イ 偵察及び情報収集

大規模火災若しくは爆発事故等が発生し、又は延焼拡大のおそれがある場合と認められ、偵察及び情報収集活動等を行う必要があると認められる場合

ウ 消防隊員及び資機材等の搬送

大規模林野火災等において、人員及び資機材等の搬送手段がない場合又は防災ヘリによる搬送が有効と認められる場合

エ その他

特に防災ヘリによる消火活動が有効と認められる場合

(3) 救助活動

ア 中高層建築物等の火災における救助

中高層建築物等の火災において、地上からの救出が困難であり、屋上からの救出が必要と認められる場合

イ 山岳遭難及び水難事故等における捜索及び救助

山岳遭難及び水難事故等において、現地の消防力等だけで対応できないと認められる場合
ウ 高速自動車道等の道路上の事故における救助
高速自動車道等の道路上の事故で、車両等による傷病者等の収容及び搬送が困難と認められる場合

エ その他

特に防災ヘリによる救助活動が有効と認められる場合

(4) 救急活動

ア 交通遠隔地からの傷病者の搬送

交通遠隔地から緊急に傷病者の搬送を行う必要がある場合で、救急自動車で搬送するよりも防災ヘリで搬送する方が著しく有効であると認められる場合

イ 傷病者の転院搬送

医療機関に収容中の傷病者が、他の医療機関の処置が必要となり、緊急に転院搬送を要する場合で、医師がその必要性を認め、救急自動車で搬送するよりも防災ヘリで搬送する方が著しく有効であり、医師が搭乗できる場合

ウ 交通遠隔地への医師及び資機材等の搬送

交通遠隔地において緊急医療を行うため、防災ヘリにより医師及び資機材等を搬送する必要があると認められる場合

エ その他

特に防災ヘリによる救急活動が有効と認められる場合

岩手県防災ヘリコプターによる交通遠隔地の救急活動基準

岩手県防災ヘリコプター緊急運航要領別紙「岩手県防災ヘリコプター緊急運航基準」2(4)アの岩手県防災ヘリコプターが交通遠隔地から緊急に傷病者の搬送を行う場合の具体的な基準は、次のとおりとする。

(交通遠隔地)

- 1 交通遠隔地とは、おおむね別図のヘリコプターの有効範囲内の地域とする。

(傷病者)

- 2 緊急に搬送を行う必要がある傷病者とは、次の傷病原因に該当する者とする。

(1) 自動車事故

- ア 自動車から放り出された事故
- イ 同乗者が死亡した事故
- ウ 自動車が横転し、又は転覆した事故
- エ 車体がおおむね50cm以上つぶれた事故
- オ 車内がおおむね30cm以上つぶれた事故
- カ 歩行者若しくは自転車が自動車にはねとばされ、又はひき倒された事故
- キ その他これらに準ずる事故

(2) オートバイ事故

- ア おおむね時速35km以上で衝突した事故
- イ オートバイから放り出された事故
- ウ その他これらに準ずる事故

(3) 転落事故

- ア 高所からの転落事故
- イ 山間部における滑落事故
- ウ その他これらに準ずる事故

(4) 窒息事故

- ア 溺水事故
- イ 生き埋め事故
- ウ その他これらに準ずる事故

(5) 列車事故

(6) 航空機事故

(7) 傷害事件

- ア 発砲事件
- イ 刺傷事件
- ウ その他これらに準ずる事件

(8) 重症が疑われる中毒事件

(9) 重症が疑われる疾病

(傷病者の観察判断基準)

- 3 緊急に搬送を行う必要がある傷病者の観察判断基準は、次のとおりとする。

(1) 傷病者の状態 (バイタルサイン)

- ア 痛み刺激を加えつつ呼びかけを繰り返すことにより開眼する (ジャパンコーマスケールで30以

上)。

- イ 全く脈がない，又は脈拍が弱い。
- ウ 呼吸が停止している，又は呼吸が弱い。
- エ 呼吸障害がある。
- オ その他これらに準ずる状態

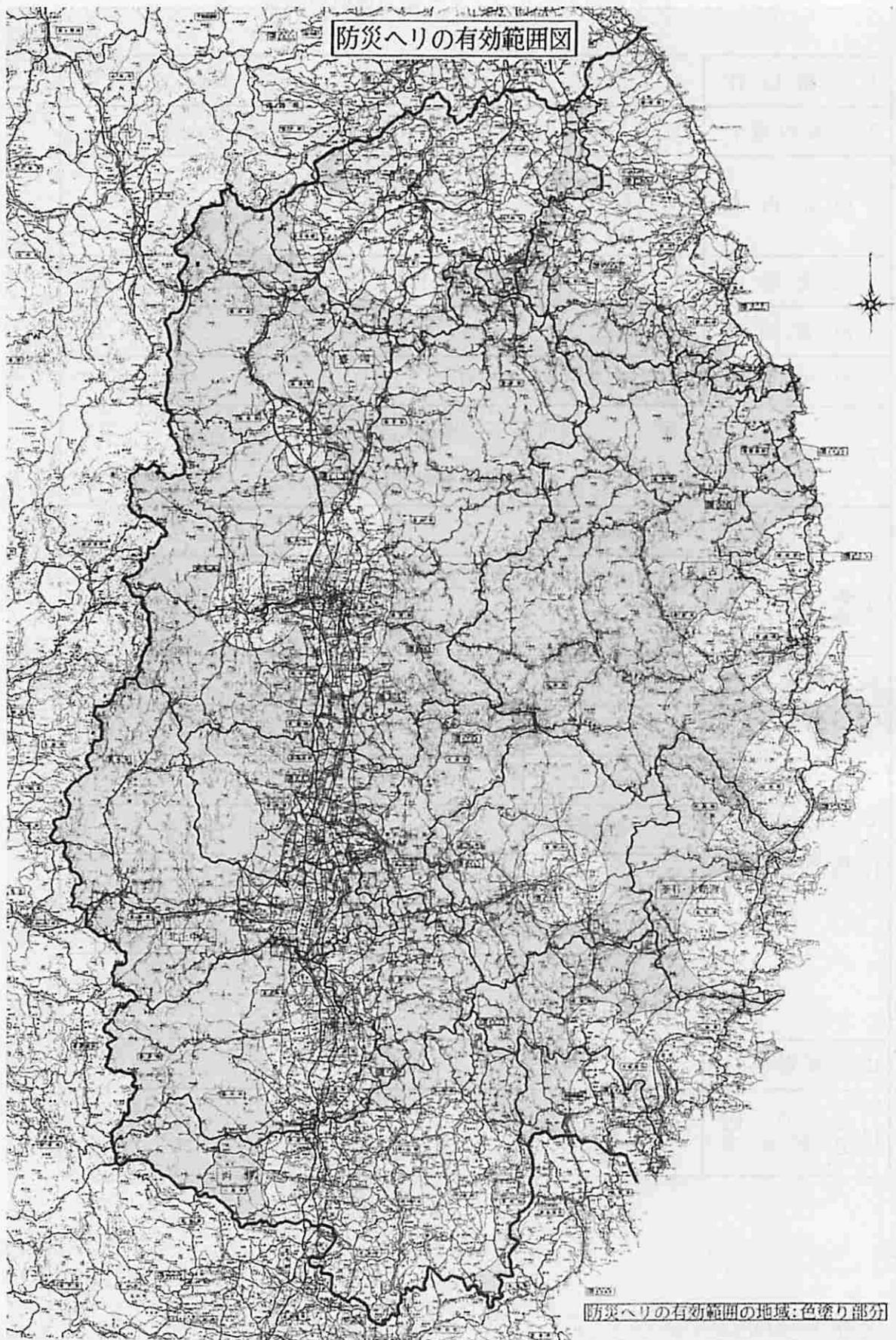
(2) 外傷

- ア 頭部，頸部，躯幹又は肘若しくは膝より近位の四肢の外傷性出血
- イ 2箇所以上の四肢の変形又は四肢（手指及び足趾を含む。）の切断
- ウ 麻痺を伴う四肢の外傷
- エ 熱傷
 - (ア) 体のおおむね3分の1を超える熱傷
 - (イ) 気道熱傷
 - (ウ) その他これらに準ずる熱傷
- オ 意識障害を伴う電撃傷（雷又は電線による感電事故）
- カ 意識障害を伴う外傷
- キ その他これらに準ずる外傷

(3) 疾病

- ア けいれん発作
- イ 不穏状態（意識障害等により暴れる状態）
- ウ 四肢の麻痺
- エ 強い痛み
- オ その他これらに準ずる疾病

(4) その他緊急性があるもの



様式第1号

岩手県防災ヘリコプター緊急運航要請書

1 要請団体	発信者	Tel
2 災害の種別	(1)自然災害 (2)火災 (3)救助 (4)救急 (5)その他 ()	
3 要請内容	偵察・広報・撮影・救急・救助・空中消火・輸送・ その他 ()	
4 発生場所	市・町・村	地内
5 離着陸場		
6 発生日時	年 月 日 (曜日)	時 分頃
7 気象状況	天候 風向 風速 m/s 気温 °C 視界 m 気象予警報 (警報・注意報)	
8 現場指揮者	所属・職・氏名	
9 現場との連絡手段	無線等種別 (波・ MHz) コールサイン 携帯電話等	
10 現地搭乗者	(有・無) 職	氏名
11 傷病者輸送の場合	傷病者氏名	(男・女) 歳 (年 月 日生)
	症状	
	受入病院	Tel
	着陸場所	(目標)
	救急車所属名	(1) (2)
	同乗者 (医師名等)	
12 必要資機材		
13 その他必要事項		

災害の概要

※ 以下の項目は出勤の可否決定後連絡します。

1 航空隊指揮者			
2 使用無線	種別 (全国共通波・県内共通波・その他) コールサイン		MHz
3 到着予定時間	年 月 日 (曜日)	時	分頃
4 活動予定時間	時間	分	
5 燃料の手配	要手配・手配不要	1	(ドラム缶 本)
6 特記事項			
7 受信日時	年 月 日	時 分	受信者名

岩手県防災航空センター

TEL 0198-26-5251

FAX 0198-26-5256

※ 災害現場等が特定できる岩手県航空防災マップを準備願います。

様式第 2号

災 害 等 即 報

1 要請活動種別	(1)災害対策 (2)火災 (3)救助 (4)救急 (5)その他 ()		
2 要請市町村等	要請者		
3 発生日時	年 月 日 (曜日) 時 分頃発生 時 分要請	要請 方法	
4 発生場所			
5 事故概要及び 活動内容			
6 死傷者等	死者 (性別・年齢) 計 人 行方不明 人	負傷者数 { 重症 人 中等症 人 軽症 人	人 人 人
7 要救護者数	人	救助人員	人
8 その他参考 となる事項			
9 現場出動人員			
10 報告者氏名			

様式第3号

災害状況等報告書

1 要請市町村等名	
2 発生日時	年 月 日 () 時 分頃
3 発生場所	
4 災害の概要	
5 対応状況	
(1) 経緯	
(2) 出勤期間, 人員	
(3) 出勤車両, 機材等	
6 被害の概要	(死傷者, 救助人員等)
7 その他の 参考事項	(写真, 被災状況図, 活動状況図等)

3-32-4 岩手県ヘリコプター等運用調整会議規約

(目的)

第1条 岩手県内における大規模な災害の発生時において、ヘリコプター又は固定翼機（以下「ヘリコプター等」という。）を保有する防災関係機関相互の連携体制の確立を図り、ヘリコプター等による災害対策活動の効率的な運用調整及び安全運航確保を図るため、岩手県ヘリコプター等運用調整会議（以下「ヘリ運用調整会議」という。）を設置する。

(組織構成)

第2条 ヘリ運用調整会議の構成は、別表（岩手県ヘリコプター等運用調整会議参画機関）のとおりとする。

(所掌事項)

第3条 ヘリ運用調整会議は、次の事項について所掌する。

(1) 平時における所掌事項

- ア 大規模な災害の発生時におけるヘリコプター等の災害対策活動に関すること。
- イ 大規模な災害の発生時におけるヘリコプター等の安全運航確保に関すること。
- ウ 関係機関が保有するヘリコプター等に関する情報共有に関すること。
- エ 災害時に活動拠点となる場外離着陸場に関すること。
- オ ヘリコプター等の運航に関する情報交換に関すること。
- カ ヘリコプター等を保有する機関が参加する防災訓練に関すること。
- キ その他ヘリ運用調整会議の目的遂行のため必要な事項に関すること。

(2) 大規模な災害の発生時

別途定める「大規模災害時における岩手県ヘリコプター等運用調整班活動計画」に基づき、岩手県災害対策本部支援室内に設置されるヘリコプター等運用調整班としてヘリコプター等の運用調整を行う。

(座長)

第4条 ヘリ運用調整会議に座長を置く。

- 2 座長は、岩手県総務部総合防災室防災消防課長があたる。
- 3 座長は、ヘリ運用調整会議の議事運営の全般を総括する。
- 4 座長に事故あるときは、座長があらかじめ指名する構成員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 ヘリ運用調整会議は、毎年度1回開催するほか、座長が必要に応じて招集する。

- 2 会議の議長は、座長があたるものとする。
- 3 座長は、必要があると認めたときは、会議に構成員以外の者の出席を求めることができる。

(庶務)

第6条 ヘリ運用調整会議の事務は、岩手県総務部総合防災室が担当する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、ヘリ運用調整会議の運営に関して必要な事項は、座長が別に定める。

附 則

この規約は、平成22年1月12日から施行する。

※別表 (略)

3-32-5 大規模災害時における岩手県ヘリコプター等運用調整班活動計画

1 目的

この計画は、岩手県内で大規模な災害が発生し、多数のヘリコプター又は固定翼機（以下「ヘリコプター等」という。）が災害対策活動に従事する必要がある場合において、岩手県災害対策本部支援室（以下「支援室」という。）におけるヘリコプター等の安全運航及び効率的な運用調整を行うため、必要な事項を定めることを目的とする。

※ 本計画は岩手県ヘリコプター等運用調整会議の参画機関（以下「参画機関」という。）が独自に行う災害対策活動を妨げるものではない。

※ 大規模な災害とは、暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火その他の異常な自然現象による多数の人的・物的被害が発生した災害又は大規模な火事若しくは爆発、放射性物質の大量放出、多数の者の遭難を伴う船舶の沈没その他大規模な事故をいう。

2 ヘリコプター等運用調整班の設置

(1) 岩手県内で大規模な災害が発生し、多数のヘリコプター等が災害対策活動に従事する必要がある場合において、ヘリコプター等の安全運航及び効率的な運用調整を行うため、岩手県災害対策本部支援室長（以下「支援室長」という。）の指示により、支援室内に岩手県ヘリコプター等運用調整班（以下「ヘリ運用調整班」という。）を設置する。

(2) ヘリ運用調整班は、災害時におけるヘリコプター等の機動的な活動調整を行うため、参画機関から参集できる最小限の要員等（以下「ヘリ運用調整員」という。）で構成するものとする。

(3) ヘリ運用調整班長は、岩手県防災航空隊副隊長又は支援室長が指名する者を充てるものとする。

3 ヘリ運用調整員の自主参集

ヘリ運用調整員は、岩手県内で大規模な災害が発生した場合には、参集する旨を支援室に報告するとともに、次の情報等を可能な範囲で携えて支援室に参集するものとする。（別紙1 「岩手県ヘリコプター等運用調整班連絡先一覧」 別紙4 「岩手県ヘリコプター等運用調整班活動系統図」参照）

- (1) 参画機関が収集した災害情報及び映像
- (2) 参画機関が既に実施した災害対策活動状況
- (3) 参画機関が予定している災害対策活動及び飛行計画
- (4) ヘリコプター等の性能・装備情報及び整備までの飛行残時間情報
- (5) ヘリコプター等の航空燃料給油計画
- (6) ヘリコプター等の使用予定駐機場所及び場外離着陸場情報
- (7) その他必要な事項

4 ヘリ運用調整員の派遣の要請

支援室長は、災害対策活動のために参画機関が保有するヘリコプター等の支援が必要と認めた場合には、参画機関に対してヘリ運用調整班設置の旨を通知するとともに、ヘリ運用調整員の派遣を要請するものとする。（別紙1 「岩手県ヘリコプター等運用調整班連絡先一覧」参照）

※ 「3」との違い

基本的にはヘリ運用調整員の自主参集を原則とするが、状況によっては大規模な地震や津波など大規模な災害であることが明白である場合ばかりではなく、発災してからしばらくして大規模な災害であることが判明する場合もある。そのような場合には、ヘリ運用調整班の設置の事実を参画機関に通知しなければヘリ運用調整員の派遣ができないものと考えられることから、自主参集を補完するために規定するものである。

5 大規模災害発生時におけるヘリコプター等の初動行動

参画機関は、岩手県内で大規模な災害が発生した場合には、努めて次の任務を行うものとする。

※ 大規模災害発生時においては初動対応が肝要であることから、ヘリ運用調整班活動に入る前の初動行動を規定しておくものである。

- (1) 岩手県防災航空隊は、速やかに被災地災害対策本部及び消防本部と連絡を取り、被災地災害対策本部職員又は消防本部職員を搭乗させて上空偵察を行うものとする。その際、ヘリ運用調整班長も搭乗するものとする。また、ヘリ運用調整班長は、上空偵察後、直ちに支援室に入り被害状況を伝えるとともに支援室長の指示によりヘリ運用調整班を立ち上げ、ヘリ運用調整班長の職務を行うものとする。
- (2) 岩手県警察航空隊は、速やかに被災地の上空偵察を行い、ヘリコプターテレビ電送システム（以下「ヘリテレ」という。）により被災地の映像を支援室に電送するものとする。
- (3) 陸上自衛隊東北方面隊は、被災地の上空偵察を実施した場合には、可能な限り速やかにヘリテレにより被災地の映像を支援室に配信するものとする。
- (4) 国土交通省東北地方整備局は、被災地の上空偵察を実施した場合には、可能な限り速やかにヘリテレによる被災地の土砂崩れや河川、道路の被害の状況記録を支援室に提供するものとする。
- (5) 第二管区海上保安本部は、被災地の上空偵察を実施した場合には、可能な限り速やかにヘリテレによる被災地の状況記録を支援室に提供するものとする。
- (6) 上記の他、参画機関は、活動態勢の準備を行うものとする。

6 参画機関ヘリコプター等の集結場所

参画機関ヘリコプター等の集結場所は、原則としていわて花巻空港とする。

7 いわて花巻空港における受援体制

岩手県防災航空隊は、参画機関のヘリコプター等がいわて花巻空港に集結する場合には、支援室及び花巻空港事務所と次の事項を調整するものとする。

- (1) 駐機スポットの調整
- (2) 通行ゲート開閉に伴う警備員の配置
- (3) 時間外運用の調整
- (4) 航空燃料の確保及び給油方法
- (5) 応援航空隊員等の待機及び宿泊場所の確保
- (6) 夜間駐機場所の調整
- (7) その他必要な事項

8 ヘリ運用調整班の活動調整事項

ヘリ運用調整班は、次の任務を行うものとする。

- (1) 支援室及び関係機関との活動連絡調整
- (2) いわて花巻空港における受援調整
- (3) 参画機関への災害対策活動及び活動拠点の振り分け調整
（別紙2「ヘリコプター等活動振分書」 別紙3「応援航空隊活動表」参照）
- (4) 航空燃料の給油に関する調整
- (5) 他県との広域的な連携及び調整
- (6) その他必要な事項

9 ヘリコプター等の安全運航に関する調整事項

ヘリ運用調整班は、ヘリコプター等の安全運航を確立するため、次の事項について調整するものとする。

- (1) 安全運航確保のための航空情報（ノータム）
- (2) 参画機関の飛行計画及び災害対策活動
- (3) 使用航空波
- (4) 使用場外離着陸場
- (5) 他機関ヘリ（ドクターヘリ、報道ヘリコプター等）活動把握
- (6) その他ヘリコプター等の安全運航に関する事項

10 ヘリ運用調整班の活動終了等

ヘリ運用調整班長は、災害の推移等により、参画機関によるヘリコプター等の災害対策活動等の調整を要しないと認めた場合には、支援室長にヘリ運用調整員の任務終了及びヘリ運用調整班の廃止を具申するものとする。

11 計画の準用

岩手県総務部総合防災室長は、支援室の設置に至らない災害が発生した場合であっても、参画機関が保有するヘリコプター等が岩手県内で災害対策活動に従事する可能性がある場合には、この計画を準用してヘリ運用調整班を設置し、適切に対応するものとする。

※ 小規模の災害であっても参画機関が保有するヘリコプター等が、岩手県内で災害対策活動に従事する可能性がある場合や隣県又は複数の市町村に関係する災害等でヘリコプター等の運用を調整する必要がある場合を想定するものである。

12 計画の見直し

本計画は、参画機関等からの修正意見等が提言された場合等、岩手県ヘリコプター等運用調整会議において必要に応じて見直しをするものとする。

附 則

この計画は、平成22年1月12日から施行する。

※別紙1～4 （略）

4 災害復旧・復興計画

4-2 生活の安定確保計画

4-2-1 災害復興住宅等に対する融資一覧表

(平成17年10月17日現在)

種目	(1) 災害復興	(2) 地すべり関連	(3) 宅地防災
概要	大災害の場合の被災住宅の建設、補修等に要する資金の貸付け (住宅金融公庫法第17条第6項)	地すべりや急傾斜地の崩壊により被害をこおむるおそれのある家屋の移転等に要する資金の貸付け (住宅金融公庫法第17条第7項)	がけくずれ等の災害を生ずるおそれが著しい区域内において災害の発生を防止するための工事に要する資金の貸付け (住宅金融公庫法第17条第8項)
対象者	個人又は法人 (法第17条第6項)	個人又は法人 (法第17条第7項)	個人又は法人 (法第17条第8項)
融資の対象	1 災害復興住宅の建設又はこれに附随する整地若しくは土地若しくは借地権の取得 2 災害復興住宅の購入又はこれに附随する土地若しくは借地権の取得 3 災害復興住宅の補修又はこれに附随する移転若しくは整地 (法第17条第6項)	地すべり等防止法第24条第3項により承認を得た事業計画又は土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第25条第1項による勧告に基づき 1 住宅の移転(引方移転) 2 住宅の建設(旧家屋を除却し、これに代わるべき家屋を他の場所に建てるもの。) 3 1又は2に附随する土地若しくは借地権の取得 (法第17条第7項)	建築基準法第10条第1項宅地造成等規制法第15条第2項若しくは第16条第1項若しくは第2項又は急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第9条第3項若しくは第10条第1項若しくは第2項の規定による勧告又は命令によつて行なう擁壁又は排水施設の設置又は改造その他の工事 (法第17条第8項)
融資要件	1 災害救助法施行令第1条第1項第1号から第3号までのいずれかに該当する災害を受けた市町村が1以上ある災害その他これに準ずる災害で主務大臣が指定するもの。 2 自家又は災害用の貸家を災害発生後2年以内に建設購入若しくは補修する者であること 3 り災の程度が建設又は購入の場合には5割以上補修の場合には10万円以上であること 4 災害当時の住宅部分が建物全体のおおむね2分の1を占めるり災家屋の所有者、賃借人又は居住者であること。 5 元利金の償還見込みがあること。(4倍以上) 6 原則として、確実な連帯保証人があること。 (省令第1条の3、方法書第3条、要領)	1 都道府県知事が承認した関連事業計画に記載された住宅部分を有する家屋に係るものであること。 2 自ら居住するため、又は他人に貸すため関連事業計画の公表の日から2年以内に地すべり関連住宅を移転又は建設しようとする者であること。 3 元利金の償還見込みが確実であること。(4倍以上) 4 原則として確実な連帯保証人があること。 (法第17条第7項、方法書第3条、通ちよう)	1 住宅部分を有する家屋の用に供する土地(宅地造成事業又は宅地分譲事業の用に供せられる土地を除く。)の所有者又は借地権者で当該土地について勧告又は改善命令を受けたものであること。 2 勧告を受けてから2年以内、命令を受けてから1年以内に宅地防災資金借入れの申込みをしたものであること。 3 収入月額が償還元利金(初回)の5倍以上あること。 4 確実な連帯保証人があること。 5 貸付金が200万円以上の場合においては貸付金に係る土地のうえに原則として公庫のため第1順位の抵当権を設定することができること。 (法第17条第8項、方法書第3条、要領)

4-2-2 災害復興住宅資金

(平成21年4月1日現在)

貸付対象	根拠法令	貸付金額	貸付条件
<p>火災、地震、暴風雨等の災害によって住宅が滅失又は損壊した者に対し、住宅の建設補修及び宅地の整備等を行うのに必要な資金を「住宅金融支援機構」から融資を受ける。</p> <p>1 建設等資金 (1) 住宅資金 住宅が全壊、大規模半壊又は半壊した旨のり災証明書発行を受けた場合 (2) 整地資金 建物と同時に宅地についても被害をうけて整地を行う場合 (3) 土地取得資金 宅地が流出して新たに宅地を取得する場合</p>	<p>独立行政法人住宅金融支援機構法（平成17年7月6日法律第82号）</p>	<p>1 住宅資金の融資限度額 (1) 耐火、準耐火、木造（耐久性） 1,460万円 (2) 木造（一般） 1,400万円 2 整地費の融資限度額 380万円 3 土地取得費の融資限度額 970万円</p>	<p>1 据置期間 3年以内（この期間償還期間を延長する。） 2 償還期間 耐火構造、準耐火構造、木造（耐久性） 35年以内 木造（一般） 25年以内 3 利子 変動金利型 4 償還方法 元利均等毎月払い又は元金均等毎月払い</p>
<p>2 購入資金 (1) 住宅資金 住宅が全壊、大規模半壊又は半壊した旨のり災証明書の発行を受けた場合 (2) 土地取得資金 敷地の所有権又は賃借権を取得する場合</p>		<p>1 新築家屋購入資金の融資限度額 (1) 耐火、準耐火、木造（耐久性） 1,460万円 (2) 木造（一般） 1,400万円 2 中古住宅購入資金の融資限度額 (1) 耐火、準耐火、木造（耐久性） 1,160万円 (2) 木造（一般） 950万円 3 土地取得費の融資限度額 970万円</p>	<p>1 据置期間 3年以内（この期間償還期間を延長する。） 2 償還期間 耐火構造、準耐火構造、木造（耐久性） 35年以内 木造（一般） 25年以内 3 利子 変動金利型 4 償還方法 元利均等毎月払い又は元金均等毎月払い</p>
<p>3 補修等資金 (1) 補修資金 一戸当たりの補修の費用が10万円以上の家屋で、改築又は補修により復旧する場合（増築工事、全部改築工事不可） (2) 移転資金 補修する家屋を引方移転（住宅の位置の上げ下げを含む）する場合 (3) 整地資金 宅地に被害を受けて整地する場合</p>		<p>1 補修資金の融資限度額 (1) 耐火、準耐火、木造（耐久性） 640万円 (2) 木造（一般） 590万円 2 移転費の融資限度額 380万円 3 整地費の融資限度額 380万円 2と3をあわせて融資する場合の合計額の限度額 380万円</p>	<p>1 償還期間 20年以内 2 利子 変動金利型 3 償還方法 元利均等毎月払い又は元金均等毎月払い</p>

4-2-3 生活福祉資金

(平成22年4月1日現在)

貸付対象	根拠法令	貸付金額	貸付条件
低所得世帯、障害者世帯及び高齢者世帯のうち、他からの融資を受けることのできない世帯	生活福祉資金貸付制度要綱 (平成21年7月28日厚生労働省発社援0728第9号)	1世帯 150万円以内	1 据置期間 6月以内 2 償還期間 据置期間経過後7年以内 3 保証人 原則必要(ただし連帯保証人を立てない場合でも借り受け可能。) 4 利子 連帯保証人有り:無利子 連帯保証人無し:年1.5% 5 償還方法 年賦償還、半年賦償還又は月賦償還(ただし繰上償還可能。) 6 申込方法 借申込書官公署が発行する被災証明書添付し民生委員を通じ、市町村社会福祉協議会を経由して都道府県社会福祉協議会へ申し込む。

4-2-4 災害援護資金

(平成21年4月1日現在)

貸付対象	根拠法令	貸付金額	貸付条件
台風、地震等の自然災害により、家屋等に被害を受けた世帯で世帯の前年の年間所得が 1人世帯 220万円以内 2人世帯 430万円以内 3人世帯 620万円以内 4人世帯 730万円以内 5人以上の世帯については、1人増すごとに730万円に30万円を加えた額以内 ただし、その世帯の住居が滅失した場合にあっては、1,270万円以内 平成14年8月1日現在	災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年9月18日法律第82号）	対象被害及び貸付限度額 1 世帯主の1ヵ月以上の負傷 150万円 2 住居の全壊 250万円 3 住居の半壊 170万円 4 家財の3分の1以上の損害 150万円 5 重複被害 (1)=1+2 350万円 (2)=1+3 270万円 (3)=1+4 250万円 6 住居全体の滅失若しくは流失 350万円	1 据置期間 3年（特別の事情がある場合5年） 2 償還期間 据置期間経過後7年（特別の事情がある場合5年） 3 貸付 利率年3%（据置期間中は無利子） 4 償還方法 年賦又は半年賦 5 延滞利率 年10.75%

5 附属資料

5-1 みんなで取り組む防災活動促進条例（平成 22 年 10 月 15 日岩手県条例第 49 号）

本県は、これまで台風や地震、津波をはじめ、甚大な被害をもたらす災害に幾度となく見舞われてきたが、将来においても、巨大地震や大津波による広域的な被害が懸念される。

本県における防災の体制は、災害対策基本法及び同法に基づく地域防災計画により確立し、行政が主体となって対策を推進してきたが、他方で、住民のなかには「防災は行政の役割」という意識が醸成され、災害に対する備えや行動等に課題がある。また、急速な高齢化の進展により、災害時に周囲からの支援を必要とする高齢者等が増加しつつある。

このような現状を踏まえ、将来の災害に適切に対処するためには、行政による対策はもとより、自らを災害から守る自助の意識を高めつつ、災害時の高齢者等への支援など地域を守る共助の気運を醸成しながら、自助、共助に基づく防災活動を公助が支援していくことが不可欠である。過去の教訓を次代に継承し、「自分の命を守りたい」、「家族を守りたい」、「地域を守りたい」という主体的な自助や共助が発揮される社会の実現に向け、県を挙げて防災に取り組んでいくことが、私たちに課せられている課題である。

ここに私たちは、県民相互の協力の下、防災活動に取り組み、将来に向かって、安心して生活することができる災害に強い地域社会を築いていくことを決意し、この条例を制定する。

（目的）

第1条 この条例は、災害から県民の生命及び財産を守るための防災の対策について、基本理念を定め、県民、自主防災組織等、事業者及び県の責務並びに市町村の役割を明らかにするとともに、県民、自主防災組織等及び事業者による防災活動並びに県の支援等の基本となる事項を定めることにより、県民、自主防災組織等及び事業者の自発的な防災活動の促進を図り、もって災害に強い地域社会づくりに寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 災害 暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火その他異常な自然現象又は大規模な火事により生ずる被害をいう。
- (2) 防災 災害を未然に防止し、災害が発生した場合における被害の拡大を防ぎ、及び災害の復旧を図ることをいう。
- (3) 自主防災組織等 自主防災組織（災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 5 条第 2 項に規定する自主防災組織をいう。）その他地域において防災を目的として活動を行う組織をいう。
- (4) 災害時要援護者 高齢者、障害者、乳幼児、妊婦その他災害が発生し、又は発生するおそれがある場合の情報の伝達、避難等において援護を要する者をいう。

（基本理念）

第3条 防災の対策は、県民が自らを災害から守る自助、地域において県民、自主防災組織等及び事業者（以下「県民等」という。）が助け合う共助並びに県及び市町村が行う公助を基本としなければならない。

2 防災の対策は、自助の意識を高揚しつつ、共助を尊重する社会的気運を醸成しながら、県民等、市町村及び県が相互に連携し、及び協力して実施されなければならない。

(県民の責務)

第4条 県民は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、自助の主体として災害の発生に備える意識を高め、自ら防災活動を行うよう努めるものとする。

(自主防災組織等及び事業者の責務)

第5条 自主防災組織等は、基本理念にのっとり、地域における共助の担い手として防災活動を行うよう努めるものとする。

2 事業者は、基本理念にのっとり、地域における共助の担い手として自ら災害の発生に備えるための手段を講ずるとともに、地域における防災活動に参加するよう努めるものとする。

(県の責務)

第6条 県は、基本理念にのっとり、公助の担い手として防災に関する総合的かつ計画的な施策を策定し、及び実施するとともに、県民等が行う防災活動の支援を行うものとする。

(市町村の役割)

第7条 市町村は、基本理念にのっとり、公助の担い手として防災に関する施策を推進するよう努めるものとする。

(災害への備え)

第8条 県民は、防災に関する知識の習得のため、防災に関する講演会、研修会等に積極的に参加するよう努めるものとする。

2 県民は、地域における防災訓練及び自主防災組織等の活動に積極的に参加するよう努めるものとする。

3 県民は、災害が発生した場合において必要とする生活物資並びに災害及び防災に関する必要な情報を収集するための機器を備えておくよう努めるものとする。

4 県民は、所有し、又は居住する建築物の倒壊を防止するため、必要に応じて耐震診断を行い、耐震改修その他の適切な措置を講ずるよう努めるものとする。

5 県民は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における避難の経路、方法及び場所並びに家族との連絡の方法を確認しておくよう努めるものとする。

第9条 自主防災組織等は、災害時要援護者の避難の支援を円滑に行うため、市町村と連携しながら、あらかじめ地域における災害時要援護者に関する情報を把握するとともに、支援体制の整備に努めるものとする。

第10条 事業者は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における事業の継続又は早期の復旧のための計画（以下「事業継続計画」という。）を作成しておくよう努めるものとする。

(災害時の行動)

第11条 県民は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、自主的な避難、市町村長の避難の勧告又は指示に従った行動その他適切な行動をとるよう努めるものとする。

第12条 自主防災組織等及び事業者は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、互いに連携しながら、地域における情報の収集及び伝達、避難の誘導、消火、人命救助、救護その他災害の拡大の防止に努めるものとする。

(県民等の防災活動への支援)

第13条 県は、基本理念に関する県民等の理解を深め、かつ、県民等が行う防災活動を支援するため、次に掲げる施策を講ずるものとする。

(1) 防災に関する正しい知識の習得のための教育を行うこと。

- (2) 防災活動に携わるボランティアの育成を図ること。
- (3) 地域における防災活動のリーダーの育成を図ること。
- (4) 事業者の事業継続計画の作成に関する助言を行うこと。
- (5) 県民等の防災活動に関する普及啓発及び表彰を行うこと。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、県民等の自発的な防災活動に資する援助を行うこと。

(災害時要援護者の支援体制の整備に係る支援)

第14条 県は、第9条に規定する支援体制の整備が円滑に行われるよう、市町村が作成する災害時要援護者の避難の支援に関する計画についての助言その他必要な支援を行うものとする。

(実施状況の公表)

第15条 知事は、毎年度、前2条に規定する施策の実施状況について、県民が利用しやすい方法により公表するものとする。

(財政上の措置)

第16条 県は、県民等の防災活動への支援に係る施策を推進するために、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この条例は、平成23年4月1日から施行する。ただし、第15条の規定は、平成23年度に実施する施策から適用する。

5-2 岩手県防災会議条例（昭和 37 年岩手県条例第 34 号）

（目的）

第 1 条 この条例は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 15 条第 8 項の規定に基づき、岩手県防災会議（以下「防災会議」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（委員及び専門委員）

第 2 条 知事の部内の職員のうちから指名される委員，市町村長及び消防機関の長のうちから任命される委員並びに指定公共機関又は指定地方公共機関の役員又は職員のうちから任命される委員の定数は、それぞれ 13 人以内、4 人以内及び 21 人以内とする。

2 市町村長及び消防機関の長のうちから任命される委員並びに指定公共機関又は指定地方公共機関の役員又は職員のうちから任命される委員の任期は、2 年とする。

ただし補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

（幹事）

第 3 条 防災会議に、幹事 51 人以内を置く。

2 幹事は、委員の属する機関の職員のうちから、知事が任命する。

3 幹事は、防災会議の所掌事務について、委員及び専門委員を補佐する。

（部会）

第 4 条 防災会議は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員及び専門委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、会長の指名する委員がこれに当たる。

4 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名するものがその職務を代理する。

（庶務）

第 5 条 防災会議の庶務は、総務部において処理する。

（補則）

第 6 条 この条例に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議にはかって定める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

5-3 岩手県災害対策本部条例（昭和37年岩手県条例第40号）

（目的）

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条第7項の規定に基づき、岩手県災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（組織）

第2条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員その他の職員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

（部）

第3条 災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3 部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

（現地災害対策本部）

第4条 現地災害対策本部に現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員その他の職員を置き、災害対策副本部長、災害対策本部員その他の職員のうちから災害対策本部長が指名する者をもって充てる。

2 現地災害対策本部長は、現地災害対策本部の事務を掌理する。

（補則）

第5条 この条例に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

5-4 災害に際し応急措置の業務に従事した者に係る損害補償に関する条例

(昭和 37 年岩手県条例第 47 号)

(趣旨)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 84 条第 2 項の規定により、同法第 71 条の規定による従事命令により応急措置の業務に従事した者（以下「従事者」という。）に係る損害補償に関し必要な事項を定めるものとする。

(損害補償の種類)

第 2 条 前条の損害補償（以下「損害補償」という。）は、療養補償、休業補償、障害補償、遺族補償、葬祭補償、及び打切補償の六種とする。

(補償基礎額)

第 3 条 損害補償（療養補償を除く。）は、補償基礎額を基準として行なう。

2 前項に規定する補償基礎額は次のとおりとする。

- (1) 従事者のうち、労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）に規定する労働者である者については、負傷若しくは死亡の原因である事故が発生した日又は診断によって病気の発生が確定した日を基準として、同法第 12 条の規定により算定した平均賃金の額。
- (2) 従事者のうち、労働基準法に規定する労働者でない者については、その者が通常得ている収入の額を基準として知事が定める額。ただし、その者が通常得ている収入の額が、その地方で、同様の事業を営み、又は同様の業務に従事する者が通常得ている収入の額（以下「標準収入額」という。）をこえるときは、標準収入額を基準として知事が定める額とする。

(療養補償)

第 4 条 従事者が負傷し、又は病気にかかった場合においては、療養補償として、必要な療養に要する費用を支給する。

2 前項の療養の範囲は、次に掲げるものであって、療養上相当と認められるものとする。

- (1) 診察
- (2) 薬剤又は治療材料の支給
- (3) 処置、手術その他の治療
- (4) 居宅における療養上の管理及びその療養に伴う世話その他の看護
- (5) 病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話その他の看護
- (6) 移送

(休業補償)

第 5 条 従事者が負傷し、又は病気にかかり、療養のため従前の業務に服することができない場合においては、休業補償として、その業務に服することができない期間一日につき、補償基礎額の 100 分の 60 に相当する金額を支給する。

2 前項の場合において、引き続き業務上の収入の全部又は一部を受けることができる者に対しては、同項の規定にかかわらず、その受けすることができる期間中は休業補償を行なわない。ただしその業務上の収入が休業補償の額より少ないときは、その差額を支給する。

(障害補償)

第 6 条 従事者の負傷又は病気なおった場合において、別表に定める程度の身体障害が存するときは、

障害補償として、その障害の等級に応じ、補償基礎額に同表に定める倍数を乗じて得た金額を支給する。

- 2 別表に定める程度の身体障害が2以上ある場合の身体障害の等級は、最も重い身体障害に応ずる等級による。
- 3 次に掲げる場合の身体障害の等級は、前項の規定にかかわらず、次の各号のうち、従事者に最も有利なものになる。
 - (1) 第13級以上に該当する身体障害が2以上ある場合には、最も重い身体障害に応ずる等級より1級上位の等級
 - (2) 第8級以上に該当する身体障害が2以上ある場合には、最も重い身体障害に応ずる等級より二級上位の等級
 - (3) 第5級以上に該当する身体障害が2以上ある場合には、最も重い身体障害に応ずる等級より三級上位の等級
- 4 前項の規定による障害補償の額は、それぞれの身体障害に応ずる等級による障害補償の額を合算した額をこえてはならない。
- 5 すでに身体障害のある従事者が、負傷又は病気によって、同一部位について障害の程度を加重した場合には、その障害補償の額から従前の障害に応ずる等級による障害補償の額を差し引いた額をもって、障害補償の額とする。

(遺族補償)

第7条 従事者が死亡した場合においては、遺族補償として、その者の遺族に対して、補償基礎額の千倍に相当する金額を支給する。

第8条 前条の遺族は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 配偶者（婚姻の届出をしないが、従事者の死亡当時事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。）
 - (2) 子、父母、孫及び祖父母で、従事者の死亡当時主としてその収入によって生計を維持していたもの
 - (3) 前2号に掲げる者のほか、当事者の死亡当時主としてその収入により生計を維持していた者
 - (4) 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で前2号に該当しないもの
- 2 前項に掲げる者の遺族補償を受ける順位は、同項各号の順位により、同項第2号又は第4号に掲げる者のうちにあつては、それぞれ、当該各号に掲げる順序により、父母については、養父母を先にし、実父母を後にし、祖父母については、養父母の父母を先にし、実父母の父母を後にし父母の養父母を先にし、実父母を後にする。
 - 3 従事者が遺言又は知事に対する予告で、第1項第3号及び第4号に掲げる者のうち特に指定した者があるときは、その指定された者は、同項第3号及び第4号に掲げる他の者に優先して遺族補償を受けるものとする。
 - 4 遺族補償を受けるべき同順位の者が二人以上ある場合においては、遺族補償は、その人数によって等分して行なう。

(葬祭補償)

第9条 従事者が死亡した場合においては、葬祭補償として、葬祭を行なう者に対して、補償基礎額の60倍に相当する金額を支給する。

(打切補償)

第10条 第4条の規定によって療養補償を受ける者が、療養補償の開始後三年を経過しても負傷又は病気がなおらない場合においては、打切補償として、補償基礎額の1,200倍に相当する金額を支給することができる。

2 前項の規定により打切補償を行なったときは、その後は損害補償を行なわない。

(補償の制限)

第11条 損害補償を受けるべき者が他の法令(条例を含む。)による療養その他の給付又は補償を受けたときは、同一の事故については、その給付又は補償の限度において、損害補償を行なわない。

2 損害補償の原因である事故が第三者の行為によって生じた場合において、損害補償を受けるべき者が当該第三者から損害賠償を受けたときは、同一の事故については、その賠償の限度において、損害補償は行なわない。

(補則)

第12条 この条例に定めるもののほか、この条例の実施に関し必要な事項は、知事が定める。

附則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例の規定に基づく療養に要する費用の支給に係る当該療養に継続して、臓器の移植に関する法律(平成9年法律第104号)第6条第2項の脳死した者の身体への処置がされた場合には、当分の間、当該処置はこの条例の規定に基づく療養に要する費用の支給に係る当該療養としてされたものとみなす。

別表(第6条関係)

等級	倍数	身 体 障 害
1級	1,340	1 両眼が失明したもの 2 咀嚼及び言語の機能が失われたもの 3 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの 4 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要するもの 5 両上肢をそれぞれ肘関節以上で失ったもの 6 両上肢が用をなさなくなったもの 7 両下肢をそれぞれ膝関節以上で失ったもの 8 両下肢が用をなさなくなったもの
2級	1,190	1 1眼が失明し、他眼の視力が0.02以下に減じたもの 2 両眼の視力がそれぞれ0.02以下に減じたもの 3 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、随時介護を要するもの 4 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、随時介護を要するもの 5 両上肢をそれぞれ手関節以上で失ったもの 6 両下肢をそれぞれ足関節以上で失ったもの
3級	1,050	1 1眼が失明し、他眼の視力が0.06以下に減じたもの 2 咀嚼又は言語の機能が失われたもの 3 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、終身労務に服することがで

等級	倍数	身 体 障 害
		きないもの 4 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの 5 両手の全ての指を失ったもの
4 級	920	1 両眼の視力がそれぞれ 0.06 以下に減じたもの 2 咀嚼及び言語の機能に著しい障害を残すもの 3 両耳の聴力が全く失われたもの 4 1 上肢を肘関節以上で失ったもの 5 1 下肢を膝関節以上で失ったもの 6 両手の全ての指が用をなさなくなったもの 7 両足をリスフラン関節以上で失ったもの
5 級	790	1 1 眼が失明し、他眼の視力が 0.1 以下に減じたもの 2 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの 3 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの 4 1 上肢を手関節以上で失ったもの 5 1 下肢を足関節以上で失ったもの 6 1 上肢が用をなさなくなったもの 7 1 下肢が用をなさなくなったもの 8 両足の全ての指を失ったもの
6 級	670	1 両眼の視力がそれぞれ 0.1 以下に減じたもの 2 咀嚼又は言語の機能に著しい障害を残すもの 3 両耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度に減じたもの 4 一方の耳の聴力が全く失われ、他方の耳の聴力が 40 センチメートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度に減じたもの 5 脊柱に著しい変形又は運動障害を残すもの 6 1 上肢の 3 大関節のうちのいずれか 2 関節が用をなさなくなったもの 7 1 下肢の 3 大関節のうちのいずれか 2 関節が用をなさなくなったもの 8 片手の全ての指を失ったもの又はおや指をあわせ片手の 4 本の指を失ったもの
7 級	560	1 1 眼が失明し、他眼の視力が 0.6 以下に減じたもの 2 両耳の聴力が 40 センチメートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度に減じたもの 3 一方の耳の聴力が全く失われ、他方の耳の聴力が 1 メートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度に減じたもの 4 神経系統の機能又は精神に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの

等級	倍数	身 体 障 害
		5 胸腹部臓器の機能に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの 6 おや指をあわせ片手の3本の指を失ったもの又はおや指以外の片手の4本の指を失ったもの 7 片手の全ての指が用をなさなくなったもの又はおや指をあわせ片手の4本の指が用をなさなくなったもの 8 片足をリスフラン関節以上で失ったもの 9 1 上肢に偽関節を残し、著しい運動障害を残すもの 10 1 下肢に偽関節を残し、著しい運動障害を残すもの 11 両足の全ての指が用をなさなくなったもの 12 外貌が著しく醜くなったもの 13 両側の睾丸を失ったもの
8級	450	1 1眼が失明し、又は1眼の視力が0.02以下に減じたもの 2 脊柱に運動障害を残すもの 3 おや指をあわせ片手の2本の指を失ったもの又はおや指以外の片手の3本の指を失ったもの 4 おや指をあわせ片手の3本の指が用をなさなくなったもの又はおや指以外の片手の4本の指が用をなさなくなったもの 5 1下肢を5センチメートル以上短縮したもの 6 1上肢の3大関節のうちのいずれか1関節が用をなさなくなったもの 7 1下肢の3大関節のうちのいずれか1関節が用をなさなくなったもの 8 1上肢に偽関節を残すもの 9 1下肢に偽関節を残すもの 10 片足の全ての指を失ったもの
9級	350	1 両眼の視力がそれぞれ0.6以下に減じたもの 2 1眼の視力が0.06以下に減じたもの 3 両眼にそれぞれ半盲症、視野狭窄又は視野変状を残すもの 4 両眼のまぶたにそれぞれ著しい欠損を残すもの 5 鼻を欠損し、その機能に著しい障害を残すもの 6 咀嚼及び言語の機能に障害を残すもの 7 両耳の聴力が1メートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度に減じたもの 8 一方の耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度に減じ、他方の耳の聴力が1メートル以上の距離では普通の話声を解することが困難である程度に減じたもの 9 一方の耳の聴力が全く失われたもの 10 神経系統の機能又は精神に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限されるもの 11 胸腹部臓器の機能に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に

等級	倍数	身体障害
		制限されるもの 12 片手のおや指を失ったもの又はおや指以外の片手の2本の指を失ったもの 13 おや指をあわせ片手の2本の指が用をなさなくなったもの又はおや指以外の片手の3本の指が用をなさなくなったもの 14 第1足指をあわせ片足の2本以上の指を失ったもの 15 片足の全ての指が用をなさなくなったもの 16 外貌が相当程度醜くなったもの 17 生殖器に著しい障害を残すもの
10級	270	1 1眼の視力が0.1以下に減じたもの 2 正面を見た場合に複視の症状を残すもの 3 咀嚼又は言語の機能に障害を残すもの 4 14本以上の歯に歯科補綴を加えたもの 5 両耳の聴力が1メートル以上の距離では普通の話声を解することが困難である程度に減じたもの 6 一方の耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度に減じたもの 7 片手のおや指が用をなさなくなったもの又はおや指以外の片手の2本の指が用をなさなくなったもの 8 1下肢を3センチメートル以上短縮したもの 9 片足の第1足指又は他の4本の指を失ったもの 10 1上肢の3大関節のうちのいずれか1関節の機能に著しい障害を残すもの 11 1下肢の3大関節のうちのいずれか1関節の機能に著しい障害を残すもの
11級	200	1 両眼の眼球にそれぞれ著しい調節機能障害又は運動障害を残すもの 2 両眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの 3 1眼のまぶたに著しい欠損を残すもの 4 10本以上の歯に歯科補綴を加えたもの 5 両耳の聴力が1メートル以上の距離では小声を解することができない程度に減じたもの 6 一方の耳の聴力が40センチメートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度に減じたもの 7 脊柱に変形を残すもの 8 片手のひとさし指、なか指又はくすり指を失ったもの 9 第1足指をあわせ片足の2本以上の指が用をなさなくなったもの 10 胸腹部臓器の機能に障害を残し、労務の遂行に相当な程度の支障があるもの
12級	140	1 1眼の眼球に著しい調節機能障害又は運動障害を残すもの

等級	倍数	身 体 障 害
		2 一眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの 3 7本以上の歯に歯科補綴を加えたもの 4 一方の耳の耳殻の大部分を欠損したもの 5 鎖骨、胸骨、ろく骨、けんこう骨又は骨盤骨に著しい変形を残すもの 6 1上肢の3大関節のうちのいずれか1関節の機能に障害を残すもの 7 1下肢の3大関節のうちのいずれか1関節の機能に障害を残すもの 8 長管状骨に変形を残すもの 9 片手のこ指を失ったもの 10 片手のひとさし指、なか指又はくすり指が用をなさなくなったもの 11 片足の第2足指を失ったもの、第2足指をあわせ片足の2本の指を失ったもの又は片足の第3足指以下の3本の指を失ったもの 12 片足の第1足指又は他の4本の指が用をなさなくなったもの 13 局部に頑固な神経症状を残すもの 14 外貌が醜くなったもの
13級	90	1 1眼の視力が0.6以下に減じたもの 2 正面以外を見た場合に複視の症状を残すもの 3 1眼に半盲症、視野狭窄又は視野変状を残すもの 4 両眼のまぶたにそれぞれ一部の欠損又はまつげはげを残すもの 5 5本以上の歯に歯科補綴を加えたもの 6 胸腹部臓器の機能に障害を残すもの 7 片手のこ指が用をなさなくなったもの 8 片手のおや指の指骨の一部を失ったもの 9 1下肢を1センチメートル以上短縮したもの 10 片足の第3足指以下の1本又は2本の指を失ったもの 11 片足の第2足指が用をなさなくなったもの、第2足指をあわせ片足の2本の指が用をなさなくなったもの又は片足の第3足指以下の3本の指が用をなさなくなったもの
14級	50	1 1眼のまぶたの一部に欠損又はまつげはげを残すもの 2 3本以上の歯に歯科補綴を加えたもの 3 一方の耳の聴力が1メートル以上の距離では小声を解することができない程度に減じたもの 4 上肢の露出面にてのひら大以上の大きさの醜い痕を残すもの 5 下肢の露出面にてのひら大以上の大きさの醜い痕を残すもの 6 片手のおや指以外の指の指骨の一部を失ったもの 7 片手のおや指以外の指の遠位指節間関節を屈伸することができなくなったもの 8 片足の第3足指以下の1本又は2本の指が用をなさなくなったもの 9 局部に神経症状を残すもの

備考

- 1 視力の測定は、万国式試視力表によるものとし、屈折異状があるものについては、矯正視力によって測定する。
- 2 手の指を失ったものとは、おや指は指節間関節、その他の指は近位指節間関節以上を失ったものをいう。
- 3 手の指が用をなさなくなったものとは、指の末節骨の半分以上を失い、又は中手指節関節若しくは近位指節間関節（おや指にあつては、指節間関節）に著しい運動障害を残すものをいう。
- 4 足の指を失ったものとは、その全部を失ったものをいう。
- 5 足の指が用をなさなくなったものとは、第1足指は末節骨の半分以上、その他の指は遠位指節間関節以上を失ったもの又は中足指節関節若しくは近位指節間関節（第1足指にあつては、指節間関節）に著しい運動障害を残すものをいう。
- 6 各等級の身体障害に該当しない身体の障害であつて、各等級の身体障害に相当するものは、当該等級の身体障害とする。

5-5 岩手県防災会議運営規程

(目的)

第1条 この規程は、岩手県防災会議条例（昭和37年岩手県条例第34号。以下「条例」という。）第6条の規定に基づき、岩手県防災会議（以下「防災会議」という。）の運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(防災会議)

第2条 防災会議の招集は、会長が会議開催の五日前までに開催日時、開催場所及び議事を示して委員に通知して行なうものとする。ただし、急を要する場合はこの限りでない。

2 防災会議は会長（会長に事故があるときはその指名する委員）及び委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 防災会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(専決処分)

第3条 会長は、会議が処理すべき事項のうち次に掲げるものについて専決処分することができる。

(1) 市町村地域防災計画の修正についての意見に関すること。

(2) 岩手県災害対策本部の設置についての意見に関すること。

2 会長は、前項の規定により専決処分をしたときは、次の会議に報告しなければならない。

(部会)

第4条 部会の招集は、部会長が会長の承認を得て行なうものとする。

2 会長は、防災会議において部会に付議すべき事項と決定したものについては、すみやかに部会に付議するものとする。

3 部会長は、付議された事項の調査審議を終ったときは、すみやかにその結果を、会長に報告するものとする。

4 部会長は、調査審議のため必要があるときは、会長の承認を得て部会に属さない委員及び専門委員の出席を求めることができる。

(幹事会議)

第5条 会長は、防災会議の運営について必要があるときは、幹事会議を開催することができる。

2 部会長は、部会の運営について必要があるときは、会長の承認を得て、部会に属する委員の属する機関の職員のうちから任命された幹事の会議を開催することができる。

(補則)

第6条 この規程に定めるもののほか、防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附則

この規程は、昭和38年3月22日から施行する。

附則

この規程は、昭和49年9月7日から施行する。

5-6 小災害見舞金交付内規

(目的)

第1条 この内規は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1項第1号に規定する災害で、災害救助法（昭和22年法律第118号。以下「法」という。）が適用されない小災害の発生に際して当該災害により住家の滅失した世帯に見舞金を支給した市町村及びり災住民の救助を行った市町村に対して小災害見舞金を交付し、り災住民の援護を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この内規において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 全壊世帯 住家が全壊し、全焼し、又は流失した世帯をいう。
- (2) 半壊世帯 住家が半壊し、半焼する等著しく損傷した世帯をいう。
- (3) 床上浸水世帯 住家が床上浸水、土砂のたい積等により一時的に居住することができない状態となった世帯をいう。
- (4) 住家が滅失した世帯 全壊世帯、半壊世帯及び床上浸水世帯をいう。
- (5) 小災害 災害により住家が滅失した世帯の数が当該市町村の区域内の人口に応じ、それぞれ別表に掲げる数に該当するもの（法第2条に規定する政令で定める程度の災害（以下「法適用災害」という。）を除く。）をいう。
- (6) 被災率 市町村ごとに、災害により住家が滅失した世帯の数を当該市町村の人口に応じそれぞれ災害救助法施行令（昭和22年政令第225号）別表第一に定める世帯の数で除して得た数（小数点第2位以下切捨て）をいう。

(世帯の数の算定)

第3条 住家が滅失した世帯の数の算定に当たっては、半壊世帯は2世帯をもって、床上浸水世帯は3世帯をもって、それぞれ住家の滅失した世帯の1世帯として算定するものとする。

(小災害見舞金の種類)

第4条 小災害見舞金は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) り災見舞金
- (2) 救助見舞金

(小災害見舞金の交付)

第5条 り災見舞金は、小災害によって住家が滅失した世帯に対して見舞金を支給した市町村に交付する。

2 救助見舞金は、り災住民の救助を行った市町村に交付する。

(小災害見舞金の額)

第6条 り災見舞金の額は、当該市町村における住家が滅失した世帯ごとに災害救助法施行細則（昭和35年岩手県規則第59号）第6条別表第1の3の(3)に掲げる季別及び世帯区分による金額（6人を超える世帯にあっては、6人世帯の金額を限度とする。）に当該市町村の被災率を乗じて得た金額（1,000円未満は切り上げるものとする。）の合計額とする。ただし、実際に市町村が住宅が滅失した世帯に支給した見舞金の総額を超えないものとする。

2 救助見舞金の額は、当該市町村が行った救助のうち、法適用災害に係る法第23条に規定する救助の種類（法第23条第3号、第4号及び第7号に規定する救助を除く。）と同一の種類の見舞金について法第2条に規定する救助の例によって算出した額に当該市町村の被災率を乗じて得た金額（1,000円

未満は切上げるものとする。)とする。

(同一災害による見舞金の交付)

第7条 小災害又は法適用災害の発生した市町村以外の市町村において、当該災害とほぼ同時に発生した同一原因による災害によって住家が滅失した世帯に対して当該市町村が見舞金を支給した場合及び当該市町村が災住民の救助を行った場合には、当該市町村のり災状況を勘案し、特に必要と認めるものについて、前条の例により算定した小災害見舞金を交付することができる。

附則

1 この内規は、平成15年4月1日から施行する。

附則

1 この内規は、平成18年9月19日から施行する。

別表

市町村の区域内の人口		住家が滅失した世帯の数	
人口	5,000人未満	15世帯以上	30世帯未満
人口	5,000人以上 15,000人未満	20世帯以上	40世帯未満
人口	15,000人以上 30,000人未満	25世帯以上	50世帯未満
人口	30,000人以上 50,000人未満	30世帯以上	60世帯未満
人口	50,000人以上 100,000人未満	40世帯以上	80世帯未満
人口	100,000人以上 300,000人未満	50世帯以上	100世帯未満
人口	300,000人以上	75世帯以上	150世帯未満

「小災害見舞金交付内規」の一部改正について

〔 平成 15 年 3 月 31 日付地福第 1080 号
保健福祉部長から各地方振興局長あて 〕

災害救助法が適用される災害（以下「法適用災害」という。）以外であって、一定規模以上の被害をもたらした災害（小災害）が発生した場合には、昭和 41 年 10 月 27 日施行の標記内規により見舞金を交付しているところですが、このたびその一部を別紙のとおり改正し、平成 15 年 4 月 1 日から施行することとしましたので通知します。

なお、改正の要点及び留意事項は下記のとおりです。

記

- 1 改正前の内規（以下「旧内規」という。）では、小災害により住家の滅失した世帯に対して、県が直接「り災者見舞金」を交付していたが、これを住家の滅失した世帯に見舞金を支給した市町村に「り災見舞金」として交付することとしたこと。
- 2 市町村に対するり災見舞金の額は、個々の住家の滅失した世帯ごとに旧内規によるり災者見舞金と同様の算定方式により算定した額の合計額とし、実際に市町村が当該世帯に支給した見舞金の総額を超えないものとする。この場合の市町村の見舞金の総額には、床下浸水の被害にあった世帯に対して支給した額を含まないものであること。
- 3 上記 1 のとおりり災見舞金を市町村に交付することとしたことから、旧内規による「市町村見舞金」については名称を「救助見舞金」に改めたが、交付の対象及び額の算定方式等は従前のとおりであること。
- 4 旧内規では、小災害（法適用災害を含む。）の発生した市町村に接続する市町村（以下「接続市町村」という。）において、当該小災害の同一災害により被害が生じた場合には見舞金を交付することとし、また、接続市町村以外の市町村において、同一災害により被害が生じた場合にはその被災状況を勘案して特に必要と認めるものについて見舞金を交付することができることとしていたが、同一災害により被害が生じた場合には、接続市町村であるか否かを問わず、その被災状況を勘案して特に必要と認める市町村に対して見舞金を交付することができる規定に改めたこと。従って、従前と異なり、接続市町村であっても、被災状況によっては見舞金が支給されない場合があること。
- 5 旧内規では、同一災害による見舞金の額の算定に当たり、小災害の発生した市町村の被災率を適用していたが、同一災害による当該市町村の被災率を適用することとしたこと。このことに伴い、被災率の定義を改めて規定したこと。

小災害見舞金交付内規の施行について (42.2.1 付 42 社第 73 号)

厚生部長通牒

災害救助法第 2 条の規定によって救助の行なわれる災害（以下「法適用災害」という。）以外の災害が発生した場合には、従前「小災害によるり災者に対する見舞金交付基準」（以下「旧内規」という。）によって見舞金を交付することとされていましたが、市町村におけるり災住民の救助を迅速かつ適切に行なわせるため、今般旧内規を全面的に改正して、標題の内規（以下「小災害内規」という。）が別添のとおり定められ、昭和 41 年 10 月 13 日に発生した災害から適用されることとなりました。

小災害内規の改正の要点は、別記第 1 のとおりであり、その留意事項は別記第 2 のとおりですから、ご知のうえ、関係事務は別記第 3 によって処理されたく、命によって通知します。

別記

第 1 改正の要点

- 1 旧内規は、り災住民に対する見舞金（弔慰金を含む。）のみを定めていたが、これを改め、り災住民に交付するり災者見舞金及び弔慰金と、災害救助を行なった市町村に対して交付する市町村見舞金の 3 本立てとし、これを「小災害見舞金」と総称したこと。
- 2 この内規の適用対象市町村を決定するための基準及び見舞金の交付対象に新たに床上浸水世帯を加えたこと。
- 3 法適用災害以外の災害で一定基準に達したものを「小災害」と呼称し、定義規定を設けてその範囲を明確にしたこと。
- 4 見舞金の額を改善したこと。
- 5 り災者見舞金の額は、従前単に被害別に定めていたものを季別、被害別、世帯構成人員別に定めたこと。
- 6 市町村見舞金の額は、法適用災害の救助の例によって算定した救助費用の額に被災率を乗じて得た額としたこと。

第 2 留意事項

- 1 この制度は、内部的なものであり、市町村その他関係者に広く知らせる必要はないが、その運用にあたっては、市町村長の十分な協力を得て行なう必要があること。

2 第 2 条関係

住家が滅失した世帯の算定は、次の算式のとおり行なうものであること。

$$\text{全壊世帯} + (\text{半壊世帯} \times 1/2) + (\text{床上浸水世帯} \times 1/3)$$

3 第 3 条関係

り災者見舞金の額は、法適用災害の場合の「被服、寝具その他生活必需品の給与または貸与」（以下「生活必需品の給与等」という。）に係る法適用災害の場合の救助費用の限度額を基準としているため、市町村が生活必需品の給与等を行なった場合には、この救助事業は市町村見舞金算定の基礎と、されないものであること。

4 第 6 条関係

- (1) 被災率の算定は、次の算式のとおり行なうものであること。

$$\text{滅失世帯数} \div \text{基準世帯数}$$

- (2) 市町村見舞金の額の算定の基礎となる救助の種類は、次に掲げるとおりであること。

- ア 収容施設（応急仮設住宅を含む。）の供与
 - イ 炊出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
 - ウ 災害にかかった者の救出
 - エ 災害にかかった住宅の応急修理
 - オ 学用品の給与
 - カ 埋葬
 - キ 死体の搜索及び処理
 - ク 災害によって住居またはその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい影響を及ぼしているものの除去
- (3) 「法第 2 条に規定する救助の例によって算定した額」とは、災害救助法を適用したものと仮定して算定した救助費用の額をいうものであること。

すなわち、実施した救助が法適用災害の場合の救助の程度、方法及び期間の限度をこえる場合はその限度でおさえ、限度を下廻る場合は当該実績とすること。

第 3 事務処理要領

- 1 この制度の運用にあたっては、小災害内規及びこの通知に掲げるもののほか、その細目は、法適用災害の例に準じて措置すること。
- 2 福祉事務所長（「地方振興局保健福祉環境部長」と読み替えること。以下同様。）は、管内の町村及び付表に掲げる区分に応じる市において小災害に該当し、または該当するおそれのある災害が発生した場合には、すみやかに次の事項を厚生部長（「保健福祉部長」と読み替えること。以下同様。）あて報告すること。
 - (1) 災害発生の日時及び場所
 - (2) 災害の原因及び被害の概況
 - (3) 被害状況調（別紙様式第 1）
 - (4) すでにとった措置及びとろうとする措置
 - (5) その他必要事項
- 3 前項の報告を受けた厚生部長は、小災害内規の適用の有無を所管福祉事務所長あて通知するものとする。
- 4 小災害内規の適用があった場合は、福祉事務所長は被災市町村の行なった救助事業を調査のうえ、すみやかに小災害救助事業実施状況調査（様式第 2 号）を厚生部長あて提出すること。
- 5 第 2 項の報告及び前項の調書の作成にあたっては、関係市町村長の協力を求めるとともに、実地に調査する等の方法により、正確に実態をは握し、迅速に処理されたいこと。
- 6 厚生部長は、第 4 項の調書に基づいて、見舞金を決定し、り災住民または市町村に対して交付するものとする。
- 7 この見舞金については、事業費補助と異り、精算または実績報告を要しないものであること。

付 表

小災害見舞金関係事務所管事務所

市	所 管 福 祉 事 務 所
盛 岡 市	岩 手 紫 波 福 祉 事 務 所 (盛岡地方振興局保健福祉環境部)
釜 石 市	上 閉 伊 " " (釜 石 " ")
宮 古 市	下 閉 伊 " " (宮 古 " ")
一 関 市	西 磐 井 " " (一 関 " ")
大 船 渡 市	氣 仙 " " (大船渡 " ")
水 沢 市	胆 沢 " " (水 沢 " ")
花 巻 市	稗 貫 " " (花 巻 " ")
北 上 市	和 賀 " " (北 上 " ")
久 慈 市	九 戸 " " (久 慈 " ")
遠 野 市	上 閉 伊 " " (遠 野 " ")
陸 前 高 田 市	氣 仙 " " (大船渡 " ")
江 刺 市	胆 沢 " " (水 沢 " ")
二 戸 市	二 戸 " " (二 戸 " ")

小災害見舞金交付内規の改正について

(52. 6. 7 付厚第 309 号)

福祉部長通知

災害救助法第 2 条の規定によって救助の行われる災害（以下「法適用災害」という。）以外の災害が発生した場合には、昭和 41 年 10 月 27 日施行の標記内規により見舞金を交付していたが、関係法令との関連、適用範囲及び交付基準等について、所要の整備を行う必要が生じたため、その一部を別添内規のとおり改正し、昭和 52 年 5 月 16 日に発生した災害から適用することとしたので通知します。

なお、改正の要点及び留意事項は、次のとおりであるので了知のうえ事務処理にあたっては、遺漏のないよう配慮されたいこと。

おって、従前の内規及び施行通知は、岩手県地域防災計画（岩手県防災会議編の 3545 ページ以下）に集録されているので参照されたいこと。

記

- 1 改正前の内規では、見舞金の種類をり災者見舞金、弔慰金及び市町村見舞金としていたが、これをり災者見舞金及び市町村見舞金とし、弔慰金については、「災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付に関する法律」（昭和 48 年法律第 82 号）により支給することになっているため、これを削除したこと。従って、市町村における災害弔慰金の支給に関する条例等の整備について指導のうえ、その支給について遺漏のないよう留意されたいこと。
- 2 り災者見舞金の算出方法については、別表第 2 を削除し、「災害救助法施行細則」（昭和 35 年岩手県規則第 59 号）第 6 条別表 1 の 3 の (3) に掲げる額に被災率を乗じて得た額とし、1,000 円未満は切り上げることとしたこと。
なお、施行細則別表に掲げる額が年度途中で改正され、4 月に遡及適用されても、本内規においては遡及適用はしないものであること。
- 3 改正前の内規では、小災害発生市町村及びその接続市町村を見舞金の交付対象としていたが、今回の改正により、接続市町村以外の市町村でもほぼ同時に発生した同一原因による災害があった場合、その被災率、被害額等が接続市町村と比して同等以上のものと認められるときは、見舞金を交付できることとしたこと。
なお、法適用災害発生市町村に接続する市町村等に対する見舞金の交付については、被災率 0.9 を限度として行うものであること。
- 4 目的については、関係法令との関連において位置づけを明確にし、また定義については、用語の意義の表現形式を整理したこと。

5-7 岩手県災害対策本部規程

(平成8年岩手県災害対策本部長訓令第2号)

目次

- 第1章 総則 (第1条・第2条)
- 第2章 本部 (第3条-第9条)
- 第3章 広域支部 (第10条-第14条)
- 第4章 地方支部 (第15条-第21条)
- 第5章 現地災害対策本部 (第22条)
- 第6章 本部支援室 (第23条)
- 第7章 削除
- 第8章 調査班及び現地作業班 (第25条・第26条)
- 第9章 配備体制 (第27条-第32条)
- 第10章 災害情報 (第33条)
- 第11章 雑則 (第34条-第36条)

附則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この訓令は、岩手県災害対策本部条例(昭和37年岩手県条例第40号。以下「条例」という。)第5条の規定により、岩手県災害対策本部(以下「本部」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定める。

(組織等)

第2条 本部は、次に掲げる組織をもって構成する。

- (1) 部並びに室、課、調査監(以下「課等」という。)及び機関
- (2) 広域支部
- (3) 地方支部及び班
- (4) 現地災害対策本部
- (5) 本部支援室
- (6) 調査班及び現地作業班

2 本部の事務所は、原則として岩手県庁内に置く。

第2章 本部

(災害対策副本部長及び災害対策本部員)

第3条 災害対策副本部長(以下「副本部長」という。)は、副知事及び総務部長をもって充てる。

2 災害対策副本部長(以下「本部長」という。)に事故があるときにその職務を代理する順位は、次のとおりとする。

第1順位 岩手県知事部局行政組織規則(平成13年岩手県規則第46号)第5条第2号に掲げる総務部の事務を監督する副知事

第2順位 第1順位に掲げる者以外の副知事

第3順位 総務部長

3 災害対策本部員(以下「本部員」という。)は、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 岩手県知事部局行政組織規則第2章に規定する部局等及び出納局長(総務部長及び復興局長を

除く。)、総務部副部長、総合防災室長並びに東京事務所長

- (2) 医療局長
- (3) 企業局長
- (4) 教育長
- (5) 警察本部長

4 知事は、必要があると認めるときは、前項各号に掲げる者のほか、県の職員のうちから本部員を指名することができる。

5 本部のその他の職員には、県の職員をもって充てる。

(本部員会議)

第4条 本部長は、災害応急対策の総合的な方針決定並びに各部において実施する災害応急対策の連絡及び調整を行うため、必要に応じて、本部員会議を招集する。

2 本部員会議は、本部長、副本部長及び本部員をもって構成する。

3 本部長は、審議事項の内容に応じ、副本部長のほか一部の本部員の出席により会議を開催し、並びに副本部長及び本部員以外の職員並びに外部の関係機関の者を会議に出席させることがある。

(部)

第5条 本部に、別表第1に掲げる部を置く。

2 部に、部長及び次長を置き、部長にあつては別表第1の中欄に掲げる職にある者を、次長にあつては同表の右欄に掲げる職にある者をもって充てる。

3 次長は、部長を補佐し、部長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(課等及び機関)

第6条 部に、別表第2に掲げる課等及び別表第3に掲げる機関を置く。

2 課等に課等の長、機関に機関の長を置き、課等の長にあつては別表第2の課等の長に充てる職の欄に掲げる職にある者を、機関の長にあつては別表第3の機関の長に充てる職の欄に掲げる職にある者をもって充てる。

3 課等及び機関に職員を置き、課等にあつては別表第2の課等の長に充てる職の欄に掲げる者の部下の職員、機関にあつては別表第3の機関の長に充てる職の欄に掲げる者の部下の職員をもって充てる。

4 課等の長及び機関の長は、上司の命を受け、部下の職員を指揮監督し、課等又は機関の事務を掌理する。

(課等及び機関の主な担当業務)

第7条 課等及び機関の主な担当業務は、次のとおりとする。

(1) 別表第2にあつては課等の欄、別表第3にあつては機関の欄に掲げる区分に応じ、これらに対応するそれぞれの表の主な担当業務の欄に掲げる事務

(2) その他本部長が特に命じること。(本部連絡員)

第8条 本部に、本部連絡員を置き、各部長が当該部内の職員のうちから指名する。

2 本部連絡員は、本部長の命令の伝達、各部間及び部内の連絡調整並びに情報収集の事務を担当する。

3 本部支援室長は、必要に応じて本部連絡員その他の職員を招集し、連絡調整会議を開催する。

(部の運営)

第9条 この訓令に定めるもののほか、部の運営について必要な事項は、当該部の部長が定める。

第3章 広域支部

(広域支部)

第10条 地方における広域的な災害対策の的確かつ迅速な実施を図るため、別表第4に掲げる広域支部を置く。

第11条 広域支部の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 所管区域内の調整に関する事。
- (2) その他本部長が特に命じる事。

第12条 広域支部に、広域支部長、副広域支部長、広域支部委員及びその他の職員を置く。

- 2 広域支部長は、広域振興局長をもって充てる。
- 3 副広域支部長は、広域支部長が広域支部委員のうちから適当と認める者を指名する。
- 4 広域支部委員は、別表第4に掲げる構成地方支部の長及び広域支部長が構成地方支部の支部委員のうちから指名する者をもって充てる。

(広域支部委員会)

第13条 広域支部長は、広域的な災害応急対策を実施するため必要と認めるときは、広域支部委員会を招集する。

- 2 広域支部委員会は、広域支部長、副広域支部長及び広域支部委員をもって構成する。
- 3 広域支部長は、審議事項の内容に応じ、副広域支部長のほか、一部の広域支部委員の出席により会議を開催し、並びに副広域支部長及び広域支部委員以外の職員並びに外部の関係機関の者を会議に出席させることができる。

(広域支部の運営)

第14条 この訓令に定めるもののほか、広域支部の運営について必要な事項は、本部長が定める基準に従い、広域支部長が定める。

第4章 地方支部

(地方支部)

第15条 地方における災害対策の的確かつ迅速な実施を図るため、別表第5に掲げる地方支部を置く。

第16条 地方支部の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 災害情報の収集、報告及び周知に関する事。
- (2) 災害応急対策の実施に関する事。
- (3) 所管区域内の市町村その他の関係機関との連絡に関する事。
- (4) その他本部長が特に命じる事。

第17条 地方支部に、支部長、副支部長、支部委員及びその他の職員を置く。

- 2 支部長は、広域振興局副局長（以下「副局長」という。県南広域振興局にあつては、広域振興局長があらかじめ指名する副局長）及び広域振興局経営企画部長（県南広域振興局にあつては、総務部総務センター所長）をもって充てる。
- 3 副支部長は、支部長が支部委員のうちから適当と認める者を指名する。
- 4 支部委員は、別表第5の左欄に掲げる地方支部及び同表の中欄に掲げる所管区域の区分に応じてそれぞれ同表の右欄に掲げる構成機関又は組織の長をもって充てる。ただし、広域振興局にあつては、広域振興局の部長をもって充てる。

(支部委員会)

第18条 支部長は、災害応急対策を実施するため必要と認めるときは、支部委員会を招集する。

- 2 支部委員会は、支部長、副支部長及び支部委員をもって構成する。
- 3 支部長は、審議事項の内容に応じ、副支部長のほか一部の支部委員の出席により会議を開催し、並

びに副支部長及び支部委員以外の職員並びに外部の関係機関の者を会議に出席させることができる。

(班)

第19条 地方支部に、別表第6に掲げる班を置く。

2 班に、班長を置き、別表第6の左欄に掲げる班の区分に応じてそれぞれ同表の中欄に掲げる職にある者をもって充てる。ただし、特別の事情がある場合においては、同表右欄に掲げる構成機関又は組織の長が協議して適当と認める者に班長を行わせることができる。

3 班に、副班長及び班員を置き、副班長にあつては別表第6の右欄に掲げる班の構成機関又は組織の中から班長が指名し、班員にあつては、同表の右欄に掲げる班の構成機関又は組織の職員をもって充てる。

(支部連絡員)

第20条 地方支部に、支部連絡員を置き、各班長が当該班内の職員のうちから指名する。

2 支部連絡員は、支部長の命令の伝達、各班間の連絡、調整及び情報収集の事務を担当する。

(地方支部の運営)

第21条 この訓令に定めるもののほか、地方支部の運営について必要な事項は、本部長が定める基準に従い、支部長が定める。

第5章 現地災害対策本部

第22条 本部長は、大規模な災害が発生し、災害応急対策を実施するため特に必要があると認めるときは、災害地に現地災害対策本部（以下「現地本部」という。）を置く。

2 現地本部の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 災害情報の収集、報告及び周知に関すること。
- (2) 所管区域内の地方支部、現地作業班等を指揮監督し、災害応急対策を実施すること。
- (3) 所管区域内の市町村その他の関係機関との連絡に関すること。
- (4) その他本部長が特に命ずること。

第6章 本部支援室

第23条 本部における各部の総合調整、防災関係機関との連絡調整等を行い、本部長を補佐し、本部の機能を円滑にするため、本部支援室を置く。

2 本部支援室に本部支援室長、副室長、班長、副班長及び班員を置く。

3 本部支援室長は、総務部長をもって充てる。

4 副室長は、総合防災室長をもって充てる。

5 総務部長は、班長、副班長及び班員を、総務部にあつてはあらかじめ総務部の職員のうちから、総務部以外の部にあつては別表第1の左欄に掲げる部の長と協議して当該部の職員のうちから指名する。

6 本部支援室の構成及び主な担当業務は、別表第7のとおりとする。

第7章 削除

第24条 削除

第8章 調査班及び現地作業班

(調査班)

第25条 本部長は、必要があると認めるときは、調査班を設け、災害地に派遣する。

2 調査班は、災害の現場における被害の状況、災害により被害を受けた市町村（以下「被災市町村」という。）の行政機能、被災市町村が必要とする支援内容等を調査し、本部長に報告する。

3 調査班に、班長、副班長及びその他の班員を置き、本部支援室長が関係部長と協議してそれぞれ指

名する。

(現地作業班)

第26条 本部長は、災害地における応急対策活動上必要があると認めるときは、医療班、防疫班その他の現地作業班を設け、災害地に派遣する。

2 現地作業班は、災害地における救護の実施、防疫の指導その他の応急対策の実施又は指導に当たる。

3 現地作業班に、班長、副班長及びその他の班員を置き、所管部長がそれぞれ指名する。

第9章 配備体制

(配備体制)

第27条 本部の配備体制の区分、配備基準及び配備職員の範囲は、次のとおりとする。

区分	配備基準	配備職員の範囲
(1) 本部 指定職員配備 (1号) 体制(以下「指定 職員配備体制 と い う。)	<p>ア 次に掲げる警報及びはん濫警戒情報のいずれかが発表され、かつ、相当規模の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、本部長が指定職員配備体制により災害応急対策を講じる必要があると認めるとき。</p> <p>(ア) 気象警報 (イ) 高潮警報 (ウ) 波浪警報 (エ) 洪水警報 (オ) 北上川上流洪水予報、雫石川洪水予報及び猿ヶ石川洪水予報のうちのはん濫警戒情報 (カ) 水防警報(知事が指定した河川に係るものに限る。)</p> <p>イ 大規模な火災、爆発等による相当規模の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、本部長が指定職員配備体制により災害応急対策を講じる必要があると認めるとき。</p> <p>ウ 津波警報(津波)が発表された場合 エ 県内に震度5強の地震が発生した場合 オ 岩手山又は秋田駒ヶ岳に噴火警報(居住地域)のうち噴火警戒レベル4が発表された場合 カ 八幡平又は栗駒山に噴火警報(居住地域)又は噴火警報(山麓)が発表された場合 キ その他本部長が特に必要と認めた場合</p>	別表第9に掲げる課等の長及び主査相当職以上の職員で各部長が指名したものと並びに本部支援室の職員
広域 支部 及び 地方 支部	<p>ア 所管区域内に次に掲げる警報及びはん濫情報のいずれかが発表され、かつ、相当規模の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、本部長が指定職員配備体制の指令を発したとき。</p> <p>(ア) 気象警報 (イ) 高潮警報 (ウ) 波浪警報 (エ) 洪水警報</p>	アからキまでに掲げる配備基準のいずれかに該当する広域支部の広域支部長、副広域支部長、広域支部委員及び主査相当職以上の

		<p>(オ) 北上川上流洪水予報、雫石川洪水予報及び猿ヶ石川洪水予報のうちのはん濫警戒情報</p> <p>(カ) 水防警報(知事が指定した河川に係るものに限る。)</p> <p>イ 所管区域内に大規模な火災、爆発等による相当規模の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、本部長が指定職員配備体制の指令を発したとき。</p> <p>ウ 津波警報(津波)が発表された場合(沿岸の広域支部及び地方支部に限る。)</p> <p>エ 所管区域内の市町村に震度5強の地震が発生した場合</p> <p>オ 所管区域内の火山(岩手山又は秋田駒ヶ岳に限る。)に噴火警報(居住地域)のうち噴火警戒レベル4が発表された場合</p> <p>カ 所管区域内の火山(八幡平又は栗駒山に限る。)に噴火警報(居住地域)又は噴火警報(山麓)が発表された場合</p> <p>キ その他本部長が特に必要と認めた場合</p>	<p>職員で広域支部長が指名したものと並びに地方支部の別表第9に掲げる部の長及び主査相当職以上の職員で各支部長が指名したもの</p>
<p>(2) 主査以上配備(2号)体制(以下「主査以上配備体制」という。)</p>	<p>本部</p>	<p>ア 次に掲げる警報及びはん濫情報のいずれかが発表され、かつ、相当規模の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、本部長が主査以上配備体制により災害応急対策を講じる必要があると認めたとき。</p> <p>(ア) 気象警報</p> <p>(イ) 高潮警報</p> <p>(ウ) 波浪警報</p> <p>(エ) 洪水警報</p> <p>(オ) 北上川上流洪水予報、雫石川洪水予報及び猿ヶ石川洪水予報のうちのはん濫警戒情報</p> <p>(カ) 水防警報(知事が指定した河川に係るものに限る。)</p> <p>イ 大規模な火災、爆発等による相当規模の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、本部長が主査以上配備体制により災害応急対策を講じる必要があると認めたとき。</p> <p>ウ 津波警報(津波)が発表され、かつ、相当規模の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、本部長が主査以上配備体制により災害応急対策を講じる必要があると認めたとき。</p> <p>エ 県内に震度6弱の地震が発生した場合</p> <p>オ 岩手山又は秋田駒ヶ岳に噴火警報(居住地域)のうち噴火警戒レベル5が発表された場合</p> <p>カ その他本部長が特に必要と認めた場合</p>	<p>主査相当職以上の全職員及び本部支援室の職員</p>
<p>広域支部</p>		<p>ア 所管区域内に次に掲げる警報及びはん濫情報のいずれかが発表され、かつ、相当規模の災害が発生し、又は発生</p>	<p>アからカまでに掲げる配備基準</p>

	及び 地方 支部	<p>するおそれがある場合において、本部長が主査以上配備体制の指令を発したとき。</p> <p>(ア) 気象警報 (イ) 高潮警報 (ウ) 波浪警報 (エ) 洪水警報 (オ) 北上川上流洪水予報、雫石川洪水予報及び猿ヶ石川洪水予報のうちのはん濫警戒情報 (カ) 水防警報(知事が指定した河川に係るものに限る。)</p> <p>イ 所管区域内に大規模な火災、爆発等による相当規模の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、本部長が主査以上配備体制の指令を発したとき。</p> <p>ウ 津波警報(津波)が発表され、かつ、相当規模の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、本部長が主査以上配備体制の指令を発したとき(沿岸の広域支部及び地方支部に限る。)</p> <p>エ 所管区域内の市町村に震度6弱の地震が発生した場合 オ 所管区域内の火山(岩手山又は秋田駒ヶ岳に限る。)に噴火警報(居住地域)のうち噴火警戒レベル5が発表された場合 カ その他本部長が特に必要と認めた場合</p>	<p>のいずれかに該当する広域支部の広域支部長、副広域支部長、広域支部委員及び主査相当職以上の職員で広域支部長が指名したものと並びに地方支部の主査相当職以上の全職員</p>
(3) 全職員 配備(3 号)体制 (以下 「全職 員配備 体制」と いう。)	本部	<p>ア 大規模な災害が発生した場合において、本部長が本部のすべての組織及び機能を挙げて災害応急対策を講じる必要があると認めたとき。</p> <p>イ 津波警報(大津波)が発表された場合 ウ 県内に震度6強又は震度7の地震が発生した場合 エ その他本部長が特に必要と認めた場合</p>	全職員
	広域 支部 及び 地方 支部	<p>ア 大規模な災害が発生した場合において、本部長が本部のすべての組織及び機能を挙げて災害応急対策を講じる必要があると認めたとき。</p> <p>イ 津波警報(大津波)が発表された場合(沿岸の広域支部及び地方支部に限る。)</p> <p>ウ 所管区域内の市町村に震度6強又は震度7の地震が発生した場合 エ その他本部長が特に必要と認めた場合</p>	<p>アからエまでに掲げる配備基準のいずれかに該当する広域支部の広域支部長、副広域支部長、広域支部委員及び主査相当職以上の職員で広域支部長が指名したものと並びに地方支部の全職員</p>

2 各部長、広域支部長及び支部長は、前項の表に定める配備職員の範囲のみでは、夜間、休日等の勤

務時間外において、指定職員配備体制又は主査以上配備体制に係る配備職員に不足が生じると認められる場合は、同表に定める配備職員の範囲と異なる範囲の職員を配備職員に指名することができる。

(活動要領)

第 28 条 指定職員配備体制における活動の要領は、おおむね次のとおりとする。

(1) 各部長及び支部長は、次の措置を講じる。

ア 情報の収集、報告及び伝達並びに応急措置を行うこと。

イ 予測される災害に対処し、必要と認められる物資、車両、機材等を点検整備し、直ちに使用できるよう準備を整えること。

ウ 予測される災害に対処し、必要と認める予防措置を検討し、被害を最小限に止めるために必要な計画を検討すること。

エ 状況の推移に応じて、次の配備体制に応じ得る体制を整えること。

(2) 広域支部長は、情報の収集を行い、管内の状況把握に努め、必要な措置を講じる。

(3) 本部長、広域支部長及び支部長は、状況に応じ本部員会議、広域支部委員会会議又は支部委員会会議を開催し、状況に対応する措置を検討する。

(4) 支部長は、必要に応じ、職員の中から連絡員を指名した上で、当該連絡員を市町村その他の関係機関に派遣し、情報の収集及び地方支部からの情報の伝達に当たらせる。

2 主査以上配備体制における活動の要領は、おおむね次のとおりとする。

(1) 各部長及び支部長は、前項第 1 号及び第 4 号に掲げる措置を行うほか、災害応急対策を実施する。

(2) 広域支部長は、前項第 2 号に掲げる活動のほか、地方支部長から応援の要請があった場合及び地方支部と連絡が取れない場合で必要と認めるときは、応援体制を整える。広域支部だけでは対応できない場合は、災害対策本部総務部長（以下「総務部長」という。）に報告し、指示を受ける。

(3) 本部に本部室を、地方支部に支部室を設ける。

(4) 本部長は本部員会議を、支部長は支部委員会会議を直ちに開催し、状況に対応する措置を講じる。

(5) 総務部長は、被害状況を取りまとめ、本部長の指示により、関係省庁への報告等の措置を講じる。

3 全職員配備体制においては、前項各号に掲げる活動のほか、本部の全ての組織及び機能を挙げて、災害応急対策を実施する。

(緊急初動要員)

第 28 条の 2 第 27 条第 1 項に規定する配備基準のうち、主査以上配備体制又は全職員配備体制における初動体制の確立を図るため、本部及び地方支部に緊急初動要員を置く。

2 緊急初動要員は、本部又は地方支部の体制が整うまでの間、別表第 9 の主な担当業務の欄に掲げる業務を行う。

3 緊急初動要員の人員数及び配備場所は、それぞれ別表第 9 に定めるところによる。

4 緊急初動要員は、本部にあつては各部長及び教育長が指名し、地方支部にあつては副局長が指名し、又は広域振興局経営企画部長（県南広域振興局にあつては、総務部総務センター所長）が別表第 5 の構成機関又は組織の欄に掲げる構成機関又は組織の長（広域振興局にあつては、広域振興局の部長）と協議して指名する。

(配備指令)

第 29 条 本部長は、第 27 条第 1 項に規定する配備基準に従い、各部長、広域支部長及び支部長に対して、

配備体制の指令を発する。ただし、本部長は、災害の状況により、特定の部、広域支部又は地方支部に対して同項に規定する区分と異なる配備体制の指令を発することがある。

- 2 各部長及び支部長は、前項の配備体制の指令を受けた場合は、速やかに、所属の職員に指令する。
- 3 前項の指令を受けた職員は、各部長及び支部長の定めるところにより、当該職員が在勤する公署（以下「在勤公署」という。）に参集し、又は自宅等で待機する。

（自主参集）

第 30 条 配備職員は、夜間、休日等の勤務時間外において、第 27 条第 1 項に規定する配備基準に該当する災害の発生又は気象警報等が発表されたことを覚知したときは、配備指令を待たずに、直ちに、在勤公署に参集する。

第 31 条 配備職員は、夜間、休日等の勤務時間外に災害が発生した場合において、在勤公署に参集できないやむを得ない事情があるときには、前条の規定にかかわらず、在勤公署の長に連絡の上、本庁又は最寄りの地方支部に参集することができる。

- 2 前項の場合において、当該職員は、参集先の公署の長に対して到着の報告を行い、直ちに、その指示に従い、必要な業務に従事する。
- 3 前項の規定による到着の報告を受けた公署の長は、その参集状況を取りまとめ、速やかに、関係部長又は支部長に報告する。
- 4 参集先の公署の長は、その後の事情により、第 2 項に規定する職員を当該職員の在勤公署に移動することが可能と判断した場合は、当該職員の所属する公署の長と調整の上、当該職員の移動を命じる。

（応援職員の配置）

第 32 条 各部長、広域支部長及び支部長は、災害応急対策を実施するための職員が不足する課等、地方支部又は班がある場合は、部内の他の課等、所管区域内の他の地方支部若しくは地方支部内の他の班から応援職員を配置し、又は総務部長（支部長にあっては、広域支部長）に対し応援職員の派遣を要請する。

- 2 総務部長又は広域支部長は、前項の規定による派遣要請を受けた場合又は連絡が取れない場合で必要と認めるときは、速やかに、応援職員の派遣の措置を講じる。
- 3 広域支部長は、前項の規定による派遣の措置を講じた場合には、速やかに総務部長に報告する。
- 4 総務部長は、応援職員の派遣に当たっては、必要に応じ、岩手県議会事務局、本部を構成する組織以外の県の執行機関並びに岩手県知事部局行政組織規則第 2 章に規定する復興局及び同規則第 3 章に規定する広域振興局以外の出先機関（地方支部の構成機関を除く。）の協力を求めることができる。

第 10 章 災害情報

（災害情報の報告等）

第 33 条 支部長は、災害に関する情報を、次の表の左欄に掲げる種類に応じ、同表の中欄に掲げる内容ごとにそれぞれ同表の右欄に掲げる報告先に報告する。

種 類	内 容	報 告 先
初期情報報告	災害の発生直後に当該災害概要を報告するとともに、災害応急対策の内容及びその進捗状況について、逐次、報告するもの	本部支援室長
	災害の規模又は災害の状況が判明するまでの間に、災害の種類別に報告するもの	当該情報に係る事務を分掌する課等の長
被害額等報告	被害額等が判明したときに、災害の種類別に報告	当該情報に係る事務を分掌す

	するもの	る課等の長
その他の報告	前2項の報告の内容以外の必要な事項について報告するもの	本部支援室長

- 2 本部支援室長は、支部長から受けた災害情報を総務部長に報告し、かつ、関係課等の長に通知する。
- 3 関係課等の長は、支部長から受けた災害情報を所属の部長に報告し、かつ、本部支援室長に通知する。
- 4 各部長は、収集した災害情報のうち主要なものについて、本部長に報告し、必要と認めるものについては、次の措置を講じる。
 - (1) 関係広域支部長及び関係支部長又は関係市町村災害対策本部長に対する通知
 - (2) 本部員会議への付議
 - (3) 防災関係機関の長に対する通知

第11章 雑則

(指定地方行政機関等との連絡調整等)

第34条 本部長は、災害応急対策を実施するため、又は市町村の実施する災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため必要があると認めるときは、岩手県地域防災計画に定める指定地方行政機関、自衛隊、指定公共機関、指定地方公共機関及び公共的団体その他防災上重要な施設の管理者（以下「指定地方行政機関等」という。）が災害時において処理すべき事務又は業務に関して、指定地方行政機関等との連絡調整、又は指定地方行政機関等に対する応急措置の実施の要請を行う。

(標識)

第35条 本部の職員が災害応急対策事務に従事するとき、又は災害応急対策業務に自動車を使用するときは、法令等に別に定めがあるものを除き、別図の規格による腕章又は標識旗を着用する。

(補則)

第36条 この訓令に定めるもののほか、本部の活動その他に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

- 1 この訓令は、平成8年6月25日から施行する。
- 2 岩手県災害対策本部活動要領（昭和41年岩手県災害対策本部長訓令第2号）は、廃止する。

附 則

この訓令は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この訓令は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この訓令は、平成10年10月7日から施行する。

附 則

この訓令は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この訓令は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この訓令は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この訓令は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この訓令は、平成14年9月9日から施行する。

附 則

この訓令は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この訓令は、平成15年6月6日から施行する。

附 則

この訓令は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この訓令は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この訓令は、平成17年9月1日から施行する。

附 則

この訓令は、平成17年9月20日から施行する。

附 則

この訓令は、平成17年10月1日から施行する。

附 則

この訓令は、平成17年11月1日から施行する。

附 則

この訓令は、平成18年1月1日から施行する。

附 則

この訓令は、平成18年2月20日から施行する。

附 則

この訓令は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この訓令は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この訓令は、平成20年8月1日から施行する。

附 則

この訓令は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この訓令は、平成21年12月25日から施行する。

附 則

この訓令は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この訓令は、平成22年10月8日から施行する。

附 則

この訓令は、平成23年9月26日から施行する。

附 則

この訓令は、平成24年4月1日から施行する。

別表第1 (第5条関係)

本部に置く部並びに部長及び次長

部	部長に充てる職	次長に充てる職
秘書広報部	秘書広報室長	秘書課管理課長
総務部	総務部副部長	総務室管理課長
政策地域部	政策地域部長	政策地域部副部長（政策推進室長を兼ねる者に限る。）
環境生活部	環境生活部長	環境生活部副部長 環境担当技監
保健福祉部	保健福祉部長	保健福祉部副部長 医務担当技監
商工労働観光部	商工労働観光部長	商工労働観光部副部長
農林水産部	農林水産部長	農林水産部副部長 農政担当技監 農村整備担当技監 林務担当技監 水産担当技監
県土整備部	県土整備部長	県土整備部副部長 道路都市担当技監 河川港湾担当技監
出納部	出納局長	出納局管理課長
東京連絡部	東京事務所長	東京事務所総務行政部長
医療部	医療局長	医療局次長
企業部	企業局長	企業局技師長 企業局経営総務室長
教育部	教育長	教育次長（教育企画室長を兼ねる者に限る。）
公安部	警察本部長	警備部長

別表第2 (第6条、第7条関係)

本部の部に置く課等、課等の長及び主な担当業務

部	課等	課等の長に充てる職	主な担当業務
秘書 広報 部	秘書課	秘書課総括課長	部内各課等の統括に関する事。 本部長及び副本部長（副知事に限る。）（以下「本部長等」という。）の秘書に関する事。 本部長等の被災地域の視察に関する事。 大臣等主要来県者の接受に関する事。
	広聴広報課	広聴広報課総括課長	災害に関する広聴の実施に関する事（県政提言電話、ファクシミリ及び電子メールによるものに限る。）。 県民室及び県庁総合案内の運営に関する事。
	調査監	調査監	他課等に対する応援に関する事。
総務 部	総務室	総務室長	部内各課等の統括に関する事。 公立大学法人岩手県立大学の被害調査及び応急対策に関する事。
	人事課	人事課総括課長	被災市町村その他の関係機関並びに本部内各部、広域支部及び地方支部に対する職員の派遣の調整及び応援に関する事。 職員の被害調査に関する事。 別表第7に定める統括班の主な担当業務のうち、本部の組織編成の支援に関する事。
	予算調製課	予算調製課総括課長	予算に関する事。 県議会に関する事。
	法務学事課	法務学事課総括課長	文書の收受及び発送に関する事。 私立学校の被害調査及び応急対策に関する事。 通信関係の被害調査及び応急対策に関する事（県施設内及び県施設間によるものに限る。）。 災害応急対策に必要な法令の解釈及び運用の支援に関する事。
	税務課	税務課総括課長	県税の減免等に関する事。 他課等に対する応援に関する事。
	管財課	管財課総括課長	県庁舎、地区合同庁舎及び公舎の被害調査及び応急対策に関する事。 県有財産の被害調査及び応急対策に関する事。 本部用自動車及びその自動車燃料に関する事。 電話の応急仮設及び管理運営に関する事。 災害対応に係る県庁舎の利用に関する事。
	総合防災室	総合防災室長	職員の非常招集及び配置に関する事。 危険物の保安に関する事。 高圧ガス及び火薬類施設の被害調査及び応急対策に関

			<p>すること。</p> <p>プロパンガスの調達及びあっせんに関すること。</p> <p>岩手県消防学校及び岩手県立総合防災センターに関すること。</p> <p>他部課等の主管に属さないこと。</p>
	総務事務センター	総務事務センター所長	他課等に対する応援に関すること。
政策 地域 部	政策推進室	政策推進室長	<p>部内各課等の統括に関すること。</p> <p>国に対する要望活動に関すること（特定分野の提言及び要望を除く。）。</p> <p>国及び他の都道府県から派遣される人員の受入れに関すること。</p> <p>復興計画の策定に関すること。</p>
	市町村課	市町村課総括課長	<p>被災市町村の行政機能の発揮に係る支援の統括に関すること。</p> <p>被災市町村の被災による行政機能への影響に係る情報収集に関すること。</p> <p>被災市町村の行政機能の回復の支援に係る市町村職員の派遣に関すること。</p> <p>被災市町村の行財政運営の助言、勧告等に関すること。</p> <p>被災市町村の応急対策資金のあっせんに関すること。</p> <p>被災市町村の応急対策費用等の調査に関すること。</p>
	調査統計課	調査統計課総括課長	他課等に対する応援に関すること。
	NPO・文化国際課	NPO・文化国際課総括課長	<p>海外からの支援の受入れに関すること。</p> <p>特定非営利活動を行う団体による支援の受入れ及びこれに係る関係課等、市町村及び関係機関等との調整に関すること。</p> <p>被災した外国人に対する支援に関すること。</p> <p>駐日外国公館からの問合せへの対応に関すること。</p> <p>海外からの視察に関すること。</p> <p>いわて県民情報交流センターに係る被害調査及び応急対策に関すること。</p>
	地域振興室	地域振興室長	<p>陸上輸送による物資の調達、輸送及び供給並びにそのあっせんに関すること（以下「物資供給」という。）。</p> <p>鉄道関係の被害調査及び応急対策に関すること。</p> <p>通信関係の被害調査及び応急対策に関すること。</p> <p>いわて体験交流施設に係る被害調査及び応急対策に関すること。</p>
	国体室	国体室長	他課等に対する応援に関すること。
環境	環境生活企	環境生活企画室長	部内各課等の統括に関すること。

生活部	画室		<p>災害及び被災者に関する総合窓口の設置に関すること。</p> <p>被災者その他住民からの問合せ及び苦情の受付に関すること。</p> <p>電力関係の被害調査、応急対策及び需給状況確認に関すること（企業部業務課の主管に属するものを除く。）。</p> <p>重油、ガス等の燃料需給状況の確認に関すること。</p> <p>岩手県営屋内温水プールの被害調査及び応急対策に関すること。</p>
	環境保全課	環境保全課総括課長	<p>鉱山（坑廃水処理事業を行っている休廃止鉱山に限る。）関係の被害調査及び応急対策に関すること。</p> <p>災害により発生した公害に係る応急対策に関すること。</p> <p>他課等に対する応援に関すること。</p>
	資源循環推進課	資源循環推進課総括課長	<p>衛生施設（ごみ処理施設及びし尿処理施設に限る。）の被害調査及び応急対策に関すること。</p> <p>廃棄物収集運搬用機材及びし尿処理用資機材の調達並びにあっせんに関すること。</p> <p>災害廃棄物及び災害により生じた障害物の除去及び処理（以下「廃棄物・障害物対策」という。）に関すること。</p> <p>災害廃棄物の広域処理体制の調整に関すること。</p> <p>災害廃棄物の保管場所の確保のための調整に関すること。</p> <p>その他廃棄物の処理及び清掃に関すること。</p>
	自然保護課	自然保護課総括課長	<p>自然公園施設の被害調査及び応急対策に関すること。</p> <p>他課等に対する応援に関すること。</p>
	青少年・男女共同参画課	青少年・男女共同参画課総括課長	<p>被災した女性のための相談に関すること。</p> <p>性差別的取扱いに関する相談に関すること。</p>
	県民くらしの安全課	県民くらしの安全課総括課長	<p>食品衛生に関すること。</p> <p>上水道施設の被害調査及び応急対策並びに災害復旧対策の指導に関すること。</p> <p>応急給水用資機材の調達及びあっせんに関すること。</p> <p>水道及び給水車による水の供給並びに井戸の使用に係る指導に関すること。</p> <p>衛生施設（火葬場及び墓地に限る。）の被害調査及び応急対策に関すること。</p> <p>埋葬に関すること。</p> <p>遺体処理用資機材及び葬祭用品等の調達及びあっせんに関すること。</p> <p>避難所等における愛玩動物の取扱いに関すること。</p> <p>被災地における防犯の意識啓発に関すること。</p>

	廃棄物特別対策室	廃棄物特別対策室長	<p>県境不法投棄現場の被害調査及び応急対策に関すること。</p> <p>平成23年東北地方太平洋沖地震及び津波により生じた災害廃棄物の一時的な保管場所等の被害調査及び応急対策に関すること。</p> <p>資源循環推進課に対する応援に関すること。</p>
保健福祉部	保健福祉企画室	保健福祉企画室長	<p>部内各課等の統括に関すること。</p> <p>避難所及び避難者（在宅の避難者を含む。以下同じ。）の把握及び応急対策の統括に関すること。</p> <p>避難所の運営等の応援に関すること。</p> <p>避難所における食料品、生活必需品等の需要の把握の統括に関すること。</p> <p>避難者の受入れを行う市町村のあっせんに係る連絡調整に関すること。</p> <p>生活再建等被災者支援の統括に関すること。</p> <p>被災者に対する支援制度の情報提供の統括に関すること。</p> <p>義援金に関すること。岩手県環境保健研究センターに関すること。</p>
	医療推進課	医療推進課総括課長	<p>医療の統括に関すること。</p> <p>被災地における医療体制の確立に関すること。</p> <p>災害派遣医療チーム（以下「DMAT」という。）、医療救護班及び歯科医師救護班の派遣及び活動支援に関すること。</p> <p>医療機関及び助産施設の被害調査及び応急対策に関すること。</p> <p>感染症指定医療機関の被害調査及び応急対策に関すること。</p> <p>防疫に関すること。</p> <p>社団法人岩手県医師会等に対する遺体の検案に係る応援要請に関すること。</p>
	健康国保課	健康国保課総括課長	<p>医薬品及び医療資機材の調達及び輸送に関すること。</p> <p>被災地における医薬品の受払体制の確立に関すること。</p> <p>透析医療体制の確立に関すること。</p> <p>被災者に対する健康相談、健康調査、保健指導等に関すること。</p> <p>防疫用資機材の調達及びあっせんに関すること。</p>
	地域福祉課	地域福祉課総括課長	<p>災害救助法（昭和22年法律第118号）の適用に関すること及び同法の適用に基づく救助（応急仮設住宅の建設及び修理を除く。）に関すること。</p>

			<p>人的被害及び住家等被害の調査に関する事。</p> <p>避難所及び避難者の把握及び応急対策に関する事。</p> <p>被災者生活再建支援法（平成10年法律第66号）に関する事。</p> <p>日本赤十字社の応援を得て行う応急対策に関する事。</p> <p>生活保護世帯の応急対策に関する事。</p> <p>災害弔慰金に関する事。</p> <p>ボランティア活動の支援に係る統括及び災害ボランティアセンターの活動の支援に関する事。</p>
	長寿社会課	長寿社会課総括課長	<p>老人福祉施設等の被害調査及び応急対策に関する事。</p> <p>避難所及び避難者の把握及び応急対策に関する事。</p> <p>在宅の要介護高齢者の把握及び応急対策に関する事。</p>
	障がい保健福祉課	障がい保健福祉課総括課長	<p>障害者福祉施設等の被害調査及び応急対策に関する事。</p> <p>避難所及び避難者の把握及び応急対策に関する事。</p> <p>在宅の障がい者の把握及び応急対策に関する事。</p> <p>地域精神保健医療活動の統括及び調整に関する事。</p>
	児童家庭課	児童家庭課総括課長	<p>児童福祉施設等の被害調査及び応急対策に関する事。</p> <p>避難所及び避難者の把握及び応急対策に関する事。</p> <p>在宅の妊産婦及び乳幼児の把握及び応急対策に関する事。</p> <p>児童及び母子世帯の把握及び応急対策に関する事。</p> <p>災害遺児対策に関する事。</p> <p>母子健康センターの被害調査及び応急対策に関する事。</p>
	医師支援推進室	医師支援推進室長	他課等に対する応援に関する事。
商工労働観光部	商工企画室	商工企画室長	<p>部内各課等の統括に関する事。</p> <p>商工労働観光関係の被害調査及び応急対策の統括に関する事。</p> <p>物資供給に係る統括に関する事。</p> <p>被災市町村の物資の要請の受付に関する事。</p> <p>燃料の確保、調達及びあっせんに関する事（市場への燃料の供給が停滞した場合に限る。）。</p> <p>災害従事車両並びに防災上重要な施設及び機関に対する優先的な燃料供給の調整に関する事。</p>
	経営支援課	経営支援課総括課長	<p>商工業関係の被害調査及び応急対策に関する事。</p> <p>物資調達の統括に関する事。</p> <p>被災市町村の需要の把握に関する事。</p> <p>被災中小企業の金融対策に関する事。</p>

科学・ものづくり振興課	科学・ものづくり振興課総括課長	大学等研究機関からの支援の申出等の受入れに関する こと。 他課等に対する応援に関する こと。	
産業経済交流課	産業経済交流課総括課長	輸送に係る統括に関する こと。 物資の陸上輸送に関する こと。 物資の集積拠点及び在庫の管理に関する こと。	
観光課	観光課総括課長	観光施設の被害調査及び応急対策に関する こと。 観光客等の帰宅が困難な者への対応に関する こと。 避難者及び支援者の受入れに係る宿泊施設への協力の要請及び移送に関する こと。 観光に係る風評被害対策に関する こと。	
企業立地推進課	企業立地推進課総括課長	義援物資の受入れに関する こと。	
雇用対策・労働室	雇用対策・労働室長	被災労働者の福祉対策及び雇用対策に関する こと。 職業訓練施設の被害調査及び応急対策に関する こと。 労働者及び技術者の確保に関する こと。 他課等に対する応援に関する こと。	
農林水産部	農林水産企画室	農林水産企画室長	部内各課等の統括に関する こと。 農畜産物、農業施設、農地・農業用施設、林業施設、水産施設、漁港施設等の被害調査及び応急対策の総括に関する こと。
	団体指導課	団体指導課総括課長	農業共済に関する こと。 農業金融、林業金融及び水産金融に関する こと。 他課等に対する応援に関する こと。
	流通課	流通課総括課長	食料品、生活必需品等の物資の調達及びあっせんに関する こと。 食料品取扱機関との連絡に関する こと。
	農業振興課	農業振興課総括課長	経営構造対策事業、山村等振興対策事業等で整備した施設の被害調査及び応急対策に関する こと。 他課等に対する応援に関する こと。
	農業普及技術課	農業普及技術課総括課長	農作物の被害の技術対策に関する こと。 農業気象に関する こと。 肥料の輸送及びあっせんに関する こと。 病害虫防除用の資機材の調達及びあっせんに関する こと。 病害虫防除に関する こと。 他課等に対する応援に関する こと。
	農村計画課	農村計画課総括課長	他課等に対する応援に関する こと。
	農村建設課	農村建設課総括課長	防災ダムの洪水調節及び応急対策に関する こと。 農地・農業用施設、農村生活環境施設並びに農地の保全

		に係る海岸保全施設及び地すべり防止施設の被害調査及び応急対策に関すること。
農産園芸課	農産園芸課総括課長	農作物の種苗、蚕桑の輸送及びあっせんに関すること。 農作物の被害に対する応急対策に関すること。 蚕種及び養蚕の被害に対する応急対策に関すること。 他課等に対する応援に関すること。
畜産課	畜産課総括課長	広域農業開発事業により造成された施設の被害調査及び応急対策に関すること。 畜産物の被害の応急対策に関すること。 家畜、家きん及び家畜飼料の被害の応急対策に関すること。 家畜伝染病予防及び家畜防疫対策に関すること。
林業振興課	林業振興課総括課長	食料品、生活必需品等の物資の調達及びあっせんに関すること。 林産及び特用林産施設の被害調査及び応急対策に関すること。 林産物（苗木を除く。）の被害調査及び応急対策に関すること。 国有林関係被害の情報収集に関すること。
森林整備課	森林整備課総括課長	森林火災の予防及び森林火災発生状況の把握に関すること。 林業種苗の調達及びあっせんに関すること。 作業道（県有林を除く。）及び苗畑施設の被害調査及び応急対策に関すること。 林産物（苗木）の被害調査及び応急対策に関すること。 国有林及び県有林以外の森林の被害調査及び応急対策に関すること。 他課等に対する応援に関すること。
森林保全課	森林保全課総括課長	治山施設の被害調査及び応急対策に関すること。 県有林関係の被害調査及び応急対策に関すること。 林地荒廃の被害調査及び応急対策に関すること。 林道施設の被害調査及び応急対策に関すること。 他課等に対する応援に関すること。
水産振興課	水産振興課総括課長	水産関係の応急対策に関すること。 食料品、生活必需品等の物資の調達及びあっせんに関すること。 漁船による海上輸送に関すること。 漁業災害補償に関すること。 海上災害に係る連絡調整及び応急対策に関すること。

	漁港漁村課	漁港漁村課総括課長	漁港施設及び漁港区域に係る海岸保全施設の被害調査及び応急対策に関すること。 漁場施設の被害調査及び応急対策に関すること。 応急対策に係る漁港の利用に関すること。 他課等に対する応援に関すること。
	競馬改革推進室	競馬改革推進室長	他課等に対する応援に関すること。
県土整備部	県土整備企画室	県土整備企画室長	部内各課等の統括に関すること。 土木関係の被害調査の総括に関すること。 廃棄物・障害物対策に係る重機資材等の確保及び運用調整に関すること。
	建設技術振興課	建設技術振興課総括課長	他課等に対する応援に関すること。
	道路建設課	道路建設課総括課長	道路の被害調査及び応急対策の応援に関すること。
	道路環境課	道路環境課総括課長	道路の被害調査及び応急対策に関すること。 道路交通規制及び道路情報に関すること。
	河川課	河川課総括課長	水防活動に関すること。 水防関係の気象情報等の収集及び通報に関すること。 河川管理施設及び海岸保全施設(国土交通省の所管に属するものに限る。)の施設の被害調査及び応急対策に関すること。 ダムの洪水調節に関すること。 ダム施設の被害調査及び応急対策に関すること。
	砂防災害課	砂防災害課総括課長	砂防施設、地すべり防止施設及び急傾斜地崩壊防止施設の被害調査及び応急対策に関すること。 公共土木施設(国土交通省の主管に属するものに限る。)の災害被害額の取りまとめ及び応急対策の総括に関すること。 土砂災害関係の気象情報等の収集及び発表に関すること。 応急対策工事に関する関係部課との連絡調整に関すること。 災害復旧工事の技術指導に関すること。 土砂災害危険箇所の緊急点検の取りまとめ及び応急対策の総括に関すること。
	都市計画課	都市計画課総括課長	都市施設等の被害調査及び応急対策に関すること。 被災宅地危険度判定活動に関すること。 復興計画(まちづくりに関する部分に限る。)に関すること。 他課等に対する応援に関すること。

	下水環境課	下水環境課総括課長	農業集落排水施設以外の下水道施設の被害調査及び応急対策に関すること。 他課等に対する応援に関すること。
	建築住宅課	建築住宅課総括課長	公営住宅の被害調査及び応急対策に関すること。 災害救助法に基づく応急仮設住宅の建設及び修理に関すること。 公営住宅の入居のあっせんに関すること。 民間賃貸住宅の情報提供に関すること。 住宅関係の金融対策に関すること。 建築物の応急危険度判定活動に関すること。
	港湾課	港湾課総括課長	港湾の被害調査及び応急対策に関すること。 応急対策に係る港湾の利用に関すること。
	空港課	空港課総括課長	空港の被害調査及び応急対策に関すること。 応急対策に係る空港の利用に関すること。
出納部	出納局	出納局長	応急対策に要する経費の支出に関すること。 災害見舞金及び寄付金の出納保管に関すること。 他課等に対する応援に関すること。
東京連絡部	東京連絡課	総務行政部長	関係官庁等との連絡に関すること。 首都圏において被災し、帰宅が困難となった県民の支援に関すること。
医療部	経営管理課	経営管理課総括課長	部内各課等の統括に関すること。 県立病院における医療に関すること。 県立病院に係るDMA T及び医療救護班の活動に関すること。 県立病院施設の被害調査及び応急対策に関すること。
	職員課	職員課総括課長	県立病院における医療に関すること。 県立病院職員の派遣及び派遣の調整に関すること。 県立病院職員の被害調査及び支援に関すること。 他課等及び県立病院に対する応援に関すること。
	医事企画課	医事企画課総括課長	県立病院における医療に関すること。 県立病院における診療機能及びシステムの被害調査並びに支援に関すること。 県立病院における災害救助(医療等)関係事務に関すること。 県立病院における遺体の検案及び処理に関すること。 他課等及び県立病院に対する応援に関すること。
	業務支援課	業務支援課総括課長	県立病院における医療に関すること。 県立病院における医薬品、医療資機材その他の物資の調達及び輸送に関すること。 他課等及び県立病院に対する応援に関すること。

	医師支援推進室	医師支援推進室長	県立病院における医師の派遣及び派遣の調整に関する こと。 他課等に対する応援に関する こと。
企 業 部	経営総務室	経営総務室長	部内各課等の統括に関する こと。 他課等に対する応援に関する こと。
	業務課	業務課総括課長	県営電気事業施設及び県営工業用水道施設の被害調査 及び応急対策に関する こと。 電力の供給及び確保に関する こと。
教 育 部	教育企画室	教育企画室長	部内各課等の統括に関する こと。 教育部が所管する被害調査の取りまとめに関する こと。 被災生徒の奨学生追加採用に関する こと。 教育広報に関する こと。 教育に関する見舞金品の取りまとめに関する こと。 市町村立の小中学校及び幼稚園の施設及び設備の被害 調査及び応急対策に関する こと。 県立学校その他の教育機関(以下「県立学校等」という。) の施設及び設備の被害調査及び応急対策に関する こと (他室課の主管に属するものを除く。) 県立学校等に避難所を開設することについての指導に 関する こと。 被災した県立高等学校の生徒に対する授業料減免措置 の実施に関する こと。
	学校教育室	学校教育室長	市町村立の小中学校及び幼稚園の教職員及び児童生徒 の被害調査及び応急対策に関する こと。 県立学校等の教職員並びに児童及び生徒の被害調査及 び応急対策に関する こと。 市町村立学校及び県立学校の幼児、児童及び生徒の心の サポートに関する こと。 岩手県立総合教育センターの被害調査及び応急対策に 関する こと。 被災した児童及び生徒に対する教育相談窓口の設置に 関する こと。 被災市町村以外の市町村への被災した児童及び生徒の 受入要請等に関する こと。 災害救助法に基づく学用品の給与についての協力等に 関する こと。 被災児童及び生徒に対する応急教育に関する こと。 被災地の学校運営の指導に関する こと。
	生涯学習文化課	生涯学習文化課総括課長	公立社会教育施設の被害調査及び応急対策に関する こと。

		公民館等に避難所を開設することについての指導に関すること。 公立文化施設の被害調査及び応急対策に関すること。 文化財の被害調査及び応急対策に関すること。
スポーツ健康課	スポーツ健康課総括課長	公立社会体育施設の被害調査及び応急対策に関すること。 学校給食の実施状況及び実施の見込みに係る調査に関すること。 学校における食事の確保が困難な児童及び生徒に対する支援に関すること。 被災学校における感染症発生状況調査及び保健管理の指導に関すること。
教職員課	教職員課総括課長	教育委員会事務局及び学校以外の教育機関の職員の被害調査に関すること。 市町村立の小中学校教員の非常招集及び配置についての協力要請に関すること。 県立学校等の職員の非常招集及び配置に関すること。
公安部		公安部長の定めるところによる。

備考 次の表の担当業務の欄に掲げる業務を統括する課等及び連携が必要な課等は、同表の統括する課等の欄及び連携が必要な課等の欄に掲げるとおりとする。

担当業務	統括する課等	連携が必要な課等
被災者からの相談への対応	環境生活企画室	広聴広報課 青少年・男女共同参画課
市町村の行政機能回復のための支援	市町村課	人事課 政策推進室
ボランティアに係る調整	地域福祉課	NPO・文化国際課
物資の供給	商工企画室	地域振興室 経営支援課 産業経済交流課 企業立地推進課 流通課 林業振興課 水産振興課
廃棄物・障害物対策	資源循環推進課	廃棄物特別対策室 漁港漁村課 県土整備企画室 道路環境課 河川課 港湾課 空港課
避難者への支援	保健福祉企画室	地域福祉課 長寿社会課 障がい保健福祉課 児童家庭課 観光課 教育企画室 生涯学習文化課
医療対策	医療推進課	健康国保課 障がい保健福祉課 経営管理課 職員課 医事企画課 業務支援課 医師支援推進室

別表第3 (第6条、第7条関係)

本部の部に置く機関、機関の長及び主な担当業務

部	機関	機関の長に充てる職	主な担当業務
総務部	岩手県消防学校	岩手県消防学校長	総合防災室に対する応援に関すること。 備蓄防災資機材の貸付けに関すること。
環境生活部	岩手県立県民生活センター	岩手県立県民生活センター所長	消費生活協同組合施設等の被害調査に関すること。 生活関連物資等の調達（災害時における応援協定に基づくものに限る。）に関すること。 生活関連物資の価格及び需給調査に関すること。
保健福祉部	岩手県環境保健研究センター	岩手県環境保健研究センター所長	衛生試験検査に関すること。
	岩手県精神保健福祉センター	岩手県精神保健福祉センター所長	地域精神保健医療活動に関すること。
県土整備部	花巻空港事務所	花巻空港事務所長	応急対策に係る空港の利用に関すること。

別表第4 (第10条、第12条関係)

広域支部の名称等

名称	所管区域	構成地方支部
岩手県災害対策本部盛岡広域支部	盛岡市 八幡平市 岩手郡 紫波郡	盛岡地方支部
岩手県災害対策本部県南広域支部	花巻市 北上市 遠野市 一関市 奥州市 和賀郡 胆沢郡 西磐井郡	奥州地方支部 花巻地方支部 一関地方支部
岩手県災害対策本部沿岸広域支部	宮古市 大船渡市 陸前高田市 釜石市 気仙郡 上閉伊郡 下閉伊郡 (普代村を除く。)	釜石地方支部 宮古地方支部 大船渡地方支部
岩手県災害対策本部県北広域支部	久慈市 二戸市 下閉伊郡のうち普代村 九戸郡 二戸郡	久慈地方支部 二戸地方支部

別表第5 (第15条、第17条関係)

地方支部の名称等

名称	所管区域	構成機関又は組織
岩手県 災害対 策本部 盛岡地 方支部	盛岡市 八幡平市 岩手郡 紫波郡	盛岡広域振興局 岩手県中央家畜保健衛生所 北上川上流流域下水道事務所 岩手県立中央病院 盛岡教育事務所 岩手県立盛岡第一高等学校 岩手県立 盛岡第二高等学校 岩手県立盛岡第三高等学校 岩手県立盛岡第四高等学校 岩手県立盛岡北高等学校 岩手県立盛岡南高等学校 岩手県立不来方高等学 校 岩手県立杜陵高等学校 岩手県立盛岡農業高等学校 岩手県立盛岡工業高 等学校 岩手県立盛岡商業高等学校 岩手県立沼宮内高等学校 岩手県立葛巻 高等学校 岩手県立平舘高等学校 岩手県立雫石高等学校 岩手県立紫波総合 高等学校 岩手県立盛岡視覚支援学校 岩手県立盛岡聴覚支援学校 岩手県立 盛岡とたん支援学校 岩手県立盛岡青松支援学校 岩手県立盛岡峰南高等支援 学校 岩手県立盛岡みたけ支援学校 岩手県盛岡東警察署 岩手県盛岡西警察 署 岩手県岩手警察署 岩手県紫波警察署
岩手県 災害対 策本部 奥州地 方支部	奥州市 胆沢郡	県南広域振興局経営企画部 県南広域振興局総務部 県南広域振興局県税部 県南広域振興局保健福祉環境部 県南広域振興局農政部 県南広域振興局林務 部 県南広域振興局土木部 岩手県県南家畜保健衛生所 岩手県立胆沢病院 岩手県立江刺病院 県南教育事務所 岩手県立水沢高等学校 岩手県立水沢農 業高等学校 岩手県立水沢工業高等学校 岩手県立水沢商業高等学校 岩手県 立前沢高等学校 岩手県立金ヶ崎高等学校 岩手県立岩谷堂高等学校 岩手県 立前沢明峰支援学校 岩手県水沢警察署 岩手県江刺警察署
岩手県 災害対 策本部 花巻地 方支部	花巻市 北上市 遠野市 和賀郡	県南広域振興局総務部花巻総務センター 県南広域振興局県税部花巻県税セン ター 県南広域振興局保健福祉環境部花巻保健福祉環境センター 県南広域振 興局農政部花巻農林振興センター 県南広域振興局農政部遠野農林振興センタ ー 県南広域振興局農政部北上農村整備センター 県南広域振興局土木部花巻 土木センター 県南広域振興局土木部北上土木センター 県南広域振興局土木 部遠野土木センター 岩手県県南家畜保健衛生所 岩手県立中部病院 岩手県 立遠野病院 岩手県立東和病院 中部教育事務所 岩手県立花巻北高等学校 岩手県立花巻南高等学校 岩手県立花巻農業高等学校 岩手県立花北青雲高 等学校 岩手県立大迫高等学校 岩手県立黒沢尻北高等学校 岩手県立北上翔 南高等学校 岩手県立黒沢尻工業高等学校 岩手県立西和賀高等学校 岩手県 立遠野高等学校 岩手県立遠野緑峰高等学校 岩手県立花巻清風支援学校 岩 手県花巻警察署 岩手県北上警察署 岩手県遠野警察署
岩手県 災害対 策本部 一関地 方支部	一関市 西磐井郡	県南広域振興局総務部一関総務センター 県南広域振興局県税部一関県税セン ター 県南広域振興局保健福祉環境部一関保健福祉環境センター 県南広域振 興局農政部一関農林振興センター 県南広域振興局農政部一関農村整備センタ ー 県南広域振興局土木部一関土木センター 県南広域振興局土木部千厩土木 センター 岩手県県南家畜保健衛生所 岩手県立磐井病院 岩手県立南光病院 岩手県立千厩病院 岩手県立大東病院 県南教育事務所 岩手県立一関第一 高等学校附属中学校 岩手県立一関第一高等学校 岩手県立一関第二高等学校

		岩手県立一関工業高等学校 岩手県立花泉高等学校 岩手県立大東高等学校 岩手県立千厩高等学校 岩手県立一関清明支援学校 岩手県一関警察署 岩手県千厩警察署
岩手県 災害対 策本部 釜石地 方支部	釜石市 上閉井郡	沿岸広域振興局経営企画部 沿岸広域振興局保健福祉環境部 沿岸広域振興局 農林部 沿岸広域振興局水産部 沿岸広域振興局土木部 岩手県南家畜保健 衛生所 岩手県漁業取締事務所 岩手県水産技術センター 岩手県立釜石病院 岩手県立大槌病院 沿岸南部教育事務所 岩手県立釜石高等学校 岩手県立 釜石商工高等学校 岩手県立大槌高等学校 岩手県立釜石祥雲支援学校 岩手 県釜石警察署
岩手県 災害対 策本部 宮古地 方支部	宮古市 下閉井郡 (普代村を 除く。)	沿岸広域振興局経営企画部宮古地域振興センター 沿岸広域振興局保健福祉環 境部宮古保健福祉環境センター 沿岸広域振興局農林部宮古農林振興センター 沿岸広域振興局水産部宮古水産振興センター 沿岸広域振興局土木部宮古土 木センター 沿岸広域振興局土木部岩泉土木センター 岩手県中央家畜保健衛 生所 岩手県漁業取締事務所 岩手県立宮古病院 岩手県立山田病院 宮古教 育事務所 岩手県立山田高等学校 岩手県立宮古高等学校 岩手県立宮古北高 等学校 岩手県立宮古工業高等学校 岩手県立宮古商業高等学校 岩手県立宮 古水産高等学校 岩手県立岩泉高等学校 岩手県立宮古恵風支援学校 岩手県 宮古警察署 岩手県岩泉警察署
岩手県 災害対 策本部 大船渡 地方支 部	大船渡市 陸前高田市 気仙郡	沿岸広域振興局経営企画部大船渡地域振興センター 沿岸広域振興局保健福祉 環境部大船渡保健福祉環境センター 沿岸広域振興局農林部大船渡農林振興セ ンター 沿岸広域振興局水産部大船渡水産振興センター 沿岸広域振興局土木 部大船渡土木センター 岩手県南家畜保健衛生所 岩手県漁業取締事務所 岩手県立大船渡病院 岩手県立高田病院 沿岸南部教育事務所 岩手県立高 田高等学校 岩手県立大船渡高等学校 岩手県立大船渡東高等学校 岩手県立 住田高等学校 岩手県立気仙光陵支援学校 岩手県大船渡警察署
岩手県 災害対 策本部 久慈地 方支部	久慈市 下閉井郡の うち普代村 九戸郡(軽 米町及び九 戸村を除 く。)	県北広域振興局経営企画部 県北広域振興局保健福祉環境部 県北広域振興局 農政部 県北広域振興局林務部 県北広域振興局水産部 県北広域振興局土木 部 岩手県県北家畜保健衛生所 岩手県漁業取締事務所 岩手県立久慈病院 県北教育事務所 岩手県立久慈高等学校 岩手県立久慈東高等学校 岩手県立 久慈工業高等学校 岩手県立種市高等学校 岩手県立大野高等学校 岩手県立 久慈拓陽支援学校 岩手県久慈警察署
岩手県 災害対 策本部 二戸地 方支部	二戸市 九戸郡のう ち軽米町及 び九戸村 二戸郡	県北広域振興局経営企画部二戸地域振興センター 県北広域振興局保健福祉環 境部二戸保健福祉環境センター 県北広域振興局農政部二戸農林振興センター 県北広域振興局土木部二戸土木センター 岩手県県北家畜保健衛生所 岩手 県立二戸病院 岩手県立軽米病院 岩手県立一戸病院 県北教育事務所 岩手 県立軽米高等学校 岩手県立伊保内高等学校 岩手県立福岡高等学校 岩手県 立福岡工業高等学校 岩手県立一戸高等学校 岩手県二戸警察署

別表第6 (第19条関係)

地方支部に置く班並びに班長及び構成機関又は組織

班	班長に充てる職	構成機関又は組織
総務班	広域振興局経営企画部管理主幹 広域振興局経営企画部地域振興センター 所長 広域振興局総務部長 広域振興局総務部総務センター入札課 長	広域振興局経営企画部 広域振興局経営企画部地域振興センタ ー 広域振興局総務部 広域振興局総務部総務センター 広域振興局県税部 広域振興局県税部県税センター
福祉班	広域振興局保健福祉環境部長 広域振興局保健福祉環境部保健福祉環 境センター所長	広域振興局保健福祉環境部 広域振興局保健福祉環境部保健福祉環 境センター
保健環境班	広域振興局保健福祉環境技監	
農林班	広域振興局農政(林)部長 広域振興局農政(林)部農林振興センタ ー所長	広域振興局農政(林)部 広域振興局農政(林)部農林振興センタ ー 広域振興局農政部農村整備センター 広域振興局林務部
水産班	広域振興局水産部長 広域振興局水産部水産振興センター所 長	広域振興局水産部 広域振興局水産部水産振興センター
土木班	広域振興局土木部長 広域振興局土木部土木センター所長	広域振興局土木部 広域振興局土木部土木センター
県立病院班	県立病院長	県立病院
教育事務所班	教育事務所長	教育事務所
県立学校班	県立学校長	県立学校
警察署班	警察署長	警察署
その他支部長が 必要と認める班	当該班を構成する機関の長	当該班を構成する機関

別表第7 (第23条関係)

本部支援室の構成及び主な担当業務

班名	主な担当業務
統括班	<p>本部支援室全体の統括に関すること。</p> <p>本部長の意思決定及び本部員会議の運営に関する補佐に関すること。</p> <p>本部長の方針に基づく各部及び本部支援室各班への具体的な指示に関すること。</p> <p>指定地方行政機関等との連絡調整等を行う総合調整所の設置及び運営に関すること。</p> <p>本部の組織編成に関すること。</p> <p>その他本部支援室長が特に命ずること。</p>
対策班	<p>応急対応に係る行動計画の策定に関すること。</p> <p>防災関係機関との連絡調整に関すること。</p> <p>自衛隊の災害派遣その他の応援に関すること(部の主管に属するものを除く。)</p> <p>ヘリコプターの運用統制及び調整に関すること。</p> <p>緊急消防援助隊及び消防活動に関する調整本部の運営に関すること。</p>
情報班	<p>情報収集及び整理に関すること。</p> <p>情報の評価分析に関すること。</p> <p>情報図の作成に関すること。</p> <p>本部支援室各班へ提供する状況資料の作成及び配布に関すること。</p> <p>国への被害報告に関すること。</p>
通信班	<p>通信回線、通信機器の確保及び設置運用に関すること。</p> <p>Web会議システムの設置及び運用に関すること。</p> <p>ヘリコプターテレビ映像の受信、配信、記録及び整理に関すること。</p> <p>防災関係機関や応援部隊との通信環境の整備に関すること。</p> <p>活動記録に関すること。</p>
広報班	<p>災害広報の実施に関すること。</p> <p>報道機関等からの問合せに関すること。</p> <p>放送事業者及び新聞事業者に対する放送要請及び報道要請に関すること。</p> <p>活動記録に関すること。</p>
総務班	<p>本部員会議の開催に係る事務及び記録に関すること。</p> <p>政府調査団、大臣等の視察に関すること。</p> <p>緊急通行車両証明書の発行手続きに関すること。</p> <p>その他本部支援室運営に係る事務に関すること。</p>

別表第8 (第27条関係)

指定職員配備体制に当たる課等及び公所

区分	部及び班	指定職員配備体制に当たる課等及び公所
本部	秘書広報部	秘書課、広聴広報課
	総務部	総務室、法務学事課、管財課、総合防災室
	政策地域部	政策推進室、地域振興室
	環境生活部	環境生活企画室、環境保全課、自然保護課、県民くらしの安全課
	保健福祉部	保健福祉企画室
	商工労働観光部	商工企画室
	農林水産部	農林水産企画室、農村建設課、林業振興課、森林整備課、森林保全課、漁港漁村課
	県土整備部	県土整備企画室、道路環境課、砂防災害課、河川課、都市計画課、下水環境課、建築住宅課、港湾課、空港課
	医療部	経営管理課
	企業部	経営総務室
	教育部	教育企画室
	公安部	公安部長が別に定める課
地方支部	総務班	広域振興局経営企画部 広域振興局経営企画部地域振興センター 広域振興局総務部 広域振興局総務部総務センター 広域振興局県税部 広域振興局県税部県税センター
	福祉班	広域振興局保健福祉環境部
	保健環境班	広域振興局保健福祉環境部保健福祉環境センター
	農林班	広域振興局農政(林)部 広域振興局農政(林)部農林振興センター 広域振興局農政部農村整備センター 広域振興局林務部
	水産班	広域振興局水産部 広域振興局水産部水産振興センター
	土木班	広域振興局土木部 広域振興局土木部土木センター
	警察署班	公安部長が別に定める部署

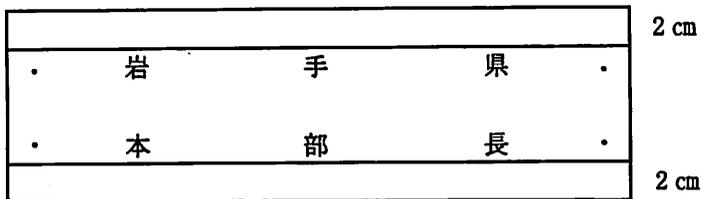
別表第9 (第28条の2関係)

緊急初動要員の人員及び主な担当業務

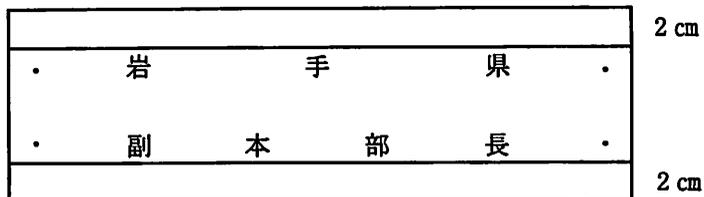
区 分	人 員	配備場所	主な担当業務
本部各部（総務部を除く。）	2以上	総合防災室及び各所属課	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害応急対策に係る情報収集及び指示に関すること。 2 本部支援室、広域支部、地方支部及び関係機関等との連絡調整に関すること。 3 その他本部長が特に命ずること。
地方支部	10以上	各所属課	<ol style="list-style-type: none"> 1 本部長及び支部長の指令等の伝達に関すること。 2 本部との連絡調整及び報告に関すること。 3 関係機関等との連絡調整に関すること。 4 災害応急対策に係る情報収集及び指示に関すること。 5 県民からの要請の処理に関すること。 6 その他支部長が特に命ずること。

別図 (第 35 条関係)

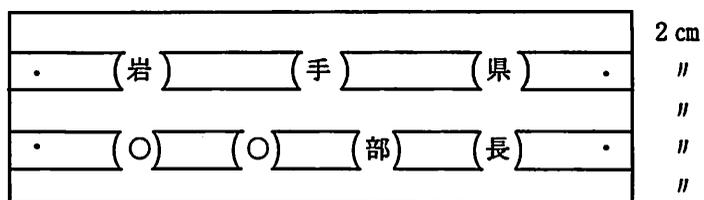
1 本部長腕章



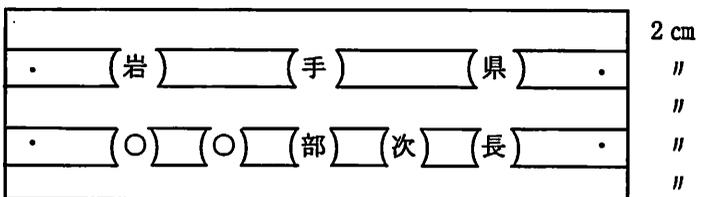
2 副本部長腕章



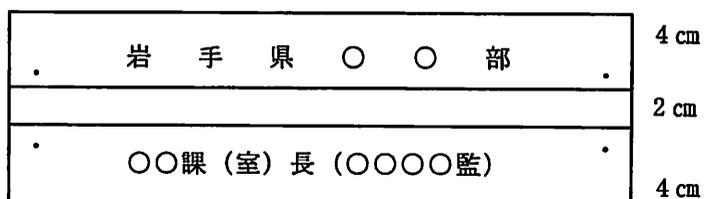
3 部長腕章



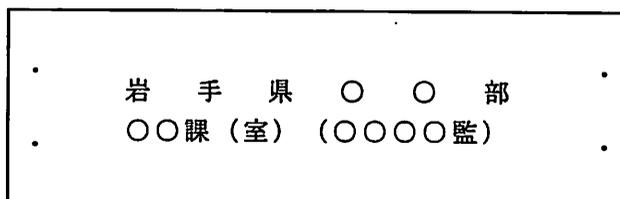
4 次長腕章



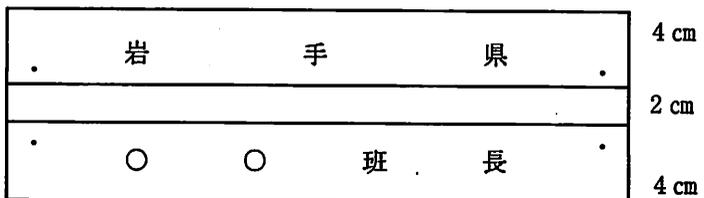
5 課長腕章



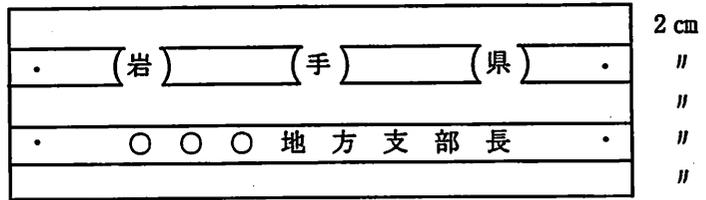
6 課員腕章



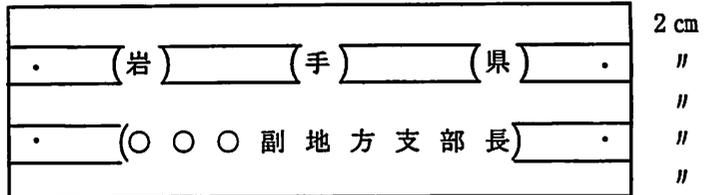
7 調査班 現地作業班長腕章



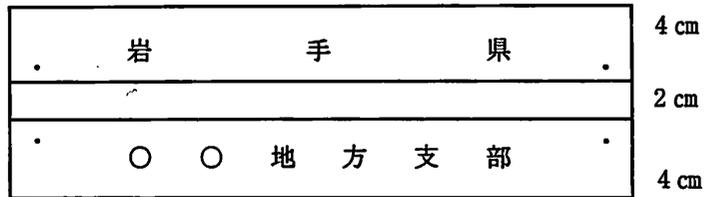
15 支部長腕章



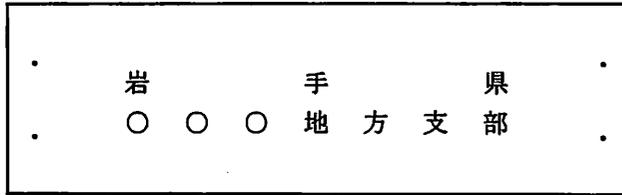
16 副支部長腕章



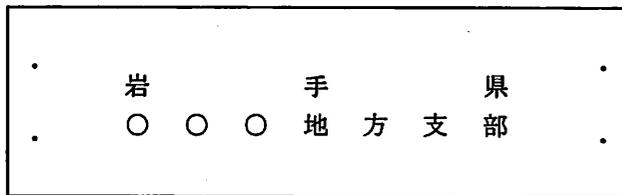
17 支部委員班長腕章



18 班員腕章

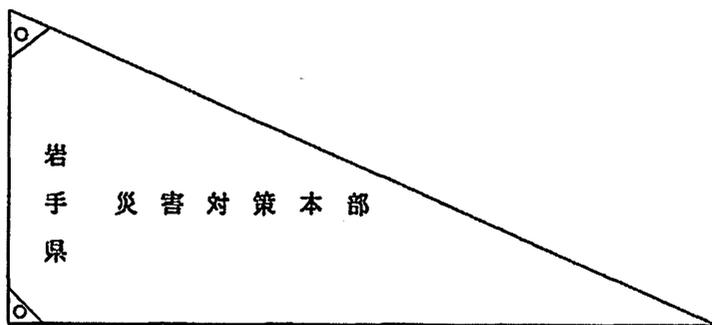


19 支部連絡員腕章



備考1 腕章の大きさは幅10センチメートル長さ40センチメートルとする。

2 1～8及び10～18の腕章は黄地に赤線及び赤字を縫い付け、9の腕章は黄地に青線及び青字を縫い付け、19の腕章は黄地に青字を縫い付けるものとする。



備考 標示旗は黄地に赤色の字を染抜くものとする。

5-8 岩手県災害警戒本部設置要領

〔制 定 昭和57年4月15日〕

〔最終改正 平成24年4月1日〕

(目的)

第1 この要領は、気象予警報が発表され、又は地震の発生等により、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、情報の収集及び伝達等を迅速かつ円滑に行うため、岩手県災害警戒本部（以下「災害警戒本部」という。）の設置に関し必要な事項を定める。

(設置基準)

第2 災害警戒本部の設置基準は、次のとおりとする。

- (1) 気象警報、高潮警報、波浪警報又は洪水警報が発表された場合
- (2) 北上川上流洪水予報、雫石川洪水予報及び猿ヶ石川洪水予報のうちはん濫警戒情報が発表された場合
- (3) 大規模な火災、爆発等による災害（「火災・災害等即報要領（昭和59年10月15日付消防災第267号）」に定める火災等即報の基準を超えた災害をいう。）が発生した場合において、総合防災室長が必要と認めたとき。
- (4) 津波注意報が発表された場合
- (5) 県内に震度4又は震度5弱の地震が発生した場合
- (6) 岩手山又は秋田駒ヶ岳に噴火警報（火口周辺）のうち噴火警戒レベル3が発表された場合
- (7) 八幡平又は栗駒山に噴火警報（火口周辺）（対象範囲が「火口から居住地域（居住地域が不明瞭な場合は山麓）近くまでの広い範囲の火口周辺」の場合に限る。）が発表された場合
- (8) その他総合防災室長が特に必要と認めた場合

(所掌事項)

第3 災害警戒本部の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 気象警報等の受領及び関係機関への伝達に関すること。
- (2) 気象情報及び河川の水位情報の収集並びに関係機関への伝達に関すること。
- (3) 各地域の気象等に関する状況及び被害の発生状況の把握に関すること。
- (4) 市町村等の対応状況の把握に関すること。
- (5) 応急措置の実施に関すること。
- (6) その他情報の収集等に関し必要な事項

(組織)

第4 災害警戒本部は、本部長、副本部長及び本部職員をもって構成する。

2 本部長は総合防災室長を、副本部長は防災危機管理監を、本部職員は総務部職員をもって充てる。

(本部長及び副本部長)

第5 本部長は、部務を総括し、会議を主宰する。

2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6 災害警戒本部の会議は、必要に応じて、本部長が招集する。

(事務所)

第7 災害警戒本部の事務所は、総合防災室に置く。

(地方支部)

第8 地方における災害警戒活動を効果的に実施するため、別表第1に掲げる地方支部を置く。

2 地方支部の設置基準及び設置の対象は、次の表のとおりとする。

設置基準	設置の対象
気象警報、高潮警報、波浪警報又は洪水警報が発表された場合	当該気象警報等の対象区域を管轄する地方支部
北上川上流洪水予報、雫石川洪水予報及び猿ヶ石川洪水予報のうちはん濫警戒情報が発表された場合	当該洪水予報の対象流域を管轄する地方支部
大規模な火災、爆発等による災害（「火災・災害等即報要領(昭和59年10月15日付消防災第267号)」に定める火災等即報の基準を超えた災害をいう。）が発生した場合で総合防災室長が必要と認めるとき。	本部長がその設置を必要と認めた地方支部
津波注意報が発表された場合	釜石地方支部、宮古地方支部、大船渡地方支部、久慈地方支部
県内に震度4又は震度5弱の地震が発生した場合	当該震度を観測した市町村を管轄する地方支部
岩手山又は秋田駒ヶ岳に噴火警報（火口周辺）のうち噴火警戒レベル3が発表された場合	当該火山が所在する市町村を管轄する地方支部
八幡平又は栗駒山に噴火警報（火口周辺）（対象範囲が「火口から居住地域（居住地域が不明瞭な場合は山麓）近くまでの広い範囲の火口周辺」の場合に限る。）が発表された場合	当該火山が所在する市町村を管轄する地方支部
その他総合防災室長が特に必要と認めた場合	本部長がその設置を必要と認めた地方支部

3 地方支部の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 管内市町村の気象等に関する状況及び被害発生状況の把握に関すること。
- (2) 河川の水位の状況に関すること。
- (3) 管内市町村等の対応状況の把握に関すること。
- (4) 応急措置の実施に関すること。
- (5) その他災害警戒本部との連絡及び災害警戒本部から指示された事項の処理に関すること。

4 地方支部は、地方支部長、地方副支部長及び地方支部職員をもって構成し、それぞれ次の表の右欄に掲げる職員をもって充てる。ただし、地方副支部長にあつては、特別の事情がある場合においては、地方支部長が適当と認める者に地方副支部長を行わせることができる。

地方支部の職員	地方支部の職員に充てる職員
地方支部長	広域振興局副局長（県南広域振興局にあつては、局長があらかじめ指名する副局長）、広域振興局経営企画部長及び総務部総務センター所長
地方副支部長	広域振興局経営企画部管理主幹、広域振興局経営企画部地域振興センター所長、広域振興局総務部長及び広域振興局総務部総務センター入札課長
地方支部職員	地方支部長が指名する職員

5 第5から第7までの規定は、地方支部に準用する。この場合において、「本部長」とあるのは「地方

支部長」と、「副本部長」とあるのは「地方副支部長」と、「災害警戒本部」とあるのは「地方支部」と、「総合防災室」とあるのは「経営企画部若しくは経営企画部地域振興センター又は総務部若しくは総務部総務センター」と読み替える。

- 6 地方支部長は、第2項の基準により地方支部を設置したときは、その旨を直ちに本部長に報告する。
- 7 地方支部長は、気象警報等の解除、被害情報の確認等により、地方支部の存続の必要がないと認めるときは、当該地方支部を廃止する。この場合においては、その旨を直ちに本部長に報告する。
(廃止基準等)

第9 災害警戒本部は、気象警報等が解除された場合等において、本部長が、災害の発生のおそれなくなったと認めるときに廃止する。

- 2 災害による被害が相当規模を超えると見込まれるときは、災害警戒本部を廃止し、岩手県災害対策本部を設置する。

(補則)

第10 この要領に定めるもののほか、災害警戒本部の運営に関し必要な事項は、本部長が定める。

別表第1 (第8関係)

地方支部の名称等

名称	所管区域	構成機関又は組織
盛岡地方支部	盛岡市 八幡平市 岩手郡 紫波郡	盛岡広域振興局
奥州地方支部	奥州市 胆沢郡	県南広域振興局経営企画部 県南広域振興局総務部 県南広域振興局県税部 県南広域振興局保健福祉環境部 県南広域振興局農政部 県南広域振興局林務部 県南広域振興局土木部
花巻地方支部	花巻市 北上市 遠野市 和賀郡	県南広域振興局総務部花巻総務センター 県南広域振興局県税部花巻県税センター 県南広域振興局保健福祉環境部花巻保健福祉環境センター 県南広域振興局農政部花巻農林振興センター 県南広域振興局農政部遠野農林振興センター 県南広域振興局農政部北上農村整備センター 県南広域振興局土木部花巻土木センター 県南広域振興局土木部北上土木センター 県南広域振興局土木部遠野土木センター
一関地方支部	一関市 西磐井郡	県南広域振興局総務部一関総務センター 県南広域振興局県税部一関県税センター 県南広域振興局保健福祉環境部一関保健福祉環境センター 県南広域振興局農政部一関農林振興センター 県南広域振興局農政部一関農村整備センター 県南広域振興局土木部一関土木センター 県南広域振興局土木部千厩土木センター
釜石地方支部	釜石市 上閉伊郡	沿岸広域振興局経営企画部 沿岸広域振興局保健福祉環境部 沿岸広域振興局農林部 沿岸広域振興局水産部 沿岸広域振興局土木部
宮古地方支部	宮古市 下閉伊郡 (普代村を	沿岸広域振興局経営企画部宮古地域振興センター 沿岸広域振興局保健福祉環境部宮古保健福祉環境センター 沿岸広域振興局農林部宮古農林振興センター 沿岸広域振興局水産部宮古水産振興センター 沿岸広域

	除く。)	振興局土木部宮古土木センター 沿岸広域振興局土木部岩泉土木センター
大船渡地方支部	大船渡市 陸前高田市 気仙郡	沿岸広域振興局経営企画部大船渡地域振興センター 沿岸広域振興局保健福祉環境部大船渡保健福祉環境センター 沿岸広域振興局農林部大船渡農林振興センター 沿岸広域振興局水産部大船渡水産振興センター 沿岸広域振興局土木部大船渡土木センター
久慈地方支部	久慈市 下閉伊郡のうち うち普代村 九戸郡（軽米町及び九戸村を除く。）	県北広域振興局経営企画部 県北広域振興局保健福祉環境部 県北広域振興局農政部 県北広域振興局林務部 県北広域振興局水産部 県北広域振興局土木部
二戸地方支部	二戸市 九戸郡のうち うち軽米町及び九戸村 二戸郡	県北広域振興局経営企画部二戸地域振興センター 県北広域振興局保健福祉環境部二戸保健福祉環境センター 県北広域振興局農政部二戸農林振興センター 県北広域振興局土木部二戸土木センター

5-10 地震被害想定調査（平成9年度実施）

1 想定手法

(1) 想定項目及び想定結果の表示方法

本県全域を対象に想定地震発生時における物的被害及び人的被害の想定を行うものとし、想定項目及びその表示方法は次のとおりとした。

想定項目	想定結果の表示方法
ア) 想定地震の設定	
イ) 地盤状況の把握	全県 500m メッシュ単位で表示
ウ) 地震動の想定	全県 500m メッシュ単位及び市町村単位で表示
エ) 液状化危険度の想定	
オ) 急傾斜地崩壊危険度の想定	該当箇所及び市町村単位で表示
カ) 建築物被害の想定	全県 500m メッシュ単位及び市町村単位で表示
キ) 火災被害の想定	市町村単位で表示
ク) 人的被害の想定	
ケ) 道路被害の想定	該当路線及び市町村単位で表示
コ) 橋梁被害の想定	該当箇所及び路線で表示

(2) 想定地震の設定

過去の被害地震に関する資料及び活断層関係資料等をもとに、本県に影響を及ぼすおそれのある地震として、内陸直下型2地震、海溝型2地震について検討を行い、次のとおり定めることとした。

対象地震		内陸直下型地震		海溝型地震	
		【地震1 (A、B)】 北上低地西縁断層群北部地震	【地震2】 北上低地西縁断層群南部地震	【地震3】 1968年十勝沖地震をもとにした地震	【地震4】 岩手県沿岸部の空白域を考慮した地震
パラメータ					
断層の原点	北緯 (°)	39.64	39.35	41.80	39.50
	東経 (°)	141.13	140.99	143.04	144.00
	深さ (km)	1.0	1.0	0	0
マグニチュード		M7.4	M7.3	M7.9	M8.0
破壊形式		断層面下端から同心円状に破壊 (1A) 南側から破壊 (1B) 北側から破壊	断層面下端南側から円心円状に破壊	断層面上端中央から円心円状に破壊	断層面上端中央から円心円状に破壊

(3) 地盤状況の把握

地盤状況の把握は、基準地域メッシュごとの表層地質や地形データが整えられている「国土数値情報 (国土地理院)」をもとに、地震動の想定に必要な微地形分類及び液状化の想定に必要な微地形分類を行った。

(4) 地震動の想定

地震動の想定は、岩盤（基盤）での地震動の強さを評価し、これに表層地盤の増幅特性を掛け合わせるにより行った。

① 基盤における地震動の評価

震源断層を一定の大きさの小領域に分割し、破壊開始点から次々に破壊が進行するにつれて、各小領域から到達する地震動の強さを足し合わせるにより評価した。

② 表層地盤の増幅の評価と地表における地震動

表層地盤の増幅の評価については、地震動評価のための微地形区分ごとに平均 S 波速度を設定して増幅度を算定し、既に算定されている基盤加速度と掛け合わせるにより、地震動の想定に必要な地表加速度及び液状化の想定に必要な地表速度を算定した。また震度については、地表最大加速度との経験式から求められた。

(5) 液状化危険度の想定

液状化危険度の想定は、微地形分類区分と液状化評価の関係及び液状化評価と液状化可能性の関係を判定基準として用いることにより、すでに把握されている液状化の想定に必要な微地形分類とすでに算定されている液状化の想定に必要な地表速度から液状化危険度を評価した。

(6) 急傾斜地崩壊危険度の想定

急傾斜地崩壊危険度の想定は、県内の急傾斜地崩壊危険箇所について、形状や地形地質等を考慮して判定した各斜面がもつ平常時の危険度に、地震時に加わる地震力（震度）を加味し、被害危険度を相対的に評価した。

(7) 建築物被害の想定

建築物被害の想定は、住宅統計や国勢調査等の公表資料をもとに、建築物の建築年や構造別分布等を推定し、それぞれの構造ごとに、建物に加わる地震力と建物の強度・耐力とを比較し、被害の判定基準に基づき、地震動による被害を算出した。

また、液状化危険度の高い地域については、建物の構造・階数と液状化による被害率の既往の調査結果をもとに、液状化による被害を算出し、地震動による被害と液状化による被害とを比較し、その大きい方を採用した。

(8) 火災被害の想定

火災被害の想定は、建築物被害の想定で得られた建物の被害率をもとに算出した出火危険率に、火災の発生した季節、時間帯といった前提条件を設定して出火点数を算出し、さらに消防活動による消火や風による影響等を考慮して焼失棟数を算出した。

(9) 人的被害の想定

人的被害の想定は、建築物被害の想定で得られた建物の被害棟数及び火災被害の想定で得られた建物の焼失棟数に、時間帯や時代といった前提条件を設定して死者数を算出し、その死者数から経験式をもとに負傷者数を算出した。

また、罹災者数については、大破又は焼失した建物に住む住民数を算出した。

(10) 道路被害の想定

道路被害の想定は、県内の主要な道路（高速道路、国道及び主要地方道）を対象に、地震力（震度ランク）と道路橋示方書にいう地盤種（1～4種）とをもとにした被害率を設定し、路線ごとに被害箇所数を算出した。

(11) 橋梁被害の想定

橋梁被害の想定は、県内の主要な道路（高速道路、国道及び主要地方道）に架かる橋梁のうち、橋長 15m 以上のものを対象に、上部構造の落下に重点を置いた橋梁の耐震性判定のための評価値を用いて各項目ごとに該当する重み係数を求め、それらの積を評価点として、橋梁ごとに危険度を判定した。

2 想定結果

各想定地震ごとの主な項目別被害想定結果は、次のとおりである。

想定地震		【地震1】 北上低地西縁断層群北部地震		【地震2】 北上低地西縁断層群南部地震	【地震3】 十勝沖地震	【地震4】 三陸沖空白域地震
		A (南側から破壊)	B (北側から破壊)			
		M=7.4		M=7.3	M=7.9	M=8.0
主な被害想定項目						
1 地震動	最大震度	震度6弱		震度6弱	震度5強	震度5強
	最大震度を示した地域	滝沢村～ 花巻市	矢巾町～ 北上市	胆沢町～ 花巻市	種市町～ 岩泉町	岩泉町～ 陸前高田市
2 建築物被害	大破壊	5, 313 棟	1, 559 棟	1, 763 棟	11 棟	183 棟
【現況棟数：686, 116 棟】						
3 火災被害	炎上出火	19 点	1 点	4 点	—	—
	延焼出火	13 点	点	1 点	—	—
	消失棟数	164 棟	1 棟	19 棟	—	—
【現況棟数：686, 116 棟】						
4 人的被害	死者数	97 人	6 人	11 人	—	—
	【冬・夕方】 負傷者数	1, 484 人	230 人	350 人	—	—
	罹災世帯数	3, 607 世帯	1, 084 世帯	1, 137 世帯	7 世帯	103 世帯
	罹災者数	10, 947 人	3, 568 人	3, 745 人	21 人	319 人
【世帯数：453, 722 世帯】						
5 急傾斜地崩壊	危険度 大	53 箇所	52 箇所	49 箇所	12 箇所	115 箇所
【危険箇所：6, 959 箇所】						
6 道路被害	被害箇所	53 箇所	67 箇所	62 箇所	29 箇所	74 箇所
【対象路線延長：3, 310km】						
7 橋梁被害	危険度 大	5 箇所	7 箇所	3 箇所	—	—
【対象橋梁数：1, 201 箇所】						

5-11 津波及び想定宮城県沖連動地震に係る被害想定調査（平成 15～16 年度実施）

1 津波の被害想定

(1) 想定項目及び想定結果の表示方法

本県沿岸域を対象に想定津波発生時における物的被害及び人的被害の想定を行うものとし、想定項目及びその表示方法は次のとおりとした。

想定項目	想定結果の表示方法
①浸水予測	津波浸水予測図（全体図、市町村図、地区別図） 全沿岸域を 40m メッシュ単位で表示
②建物被害の想定	全沿岸域を 400m メッシュ単位及び市町村単位で表示
③人的被害の想定	
④道路被害の想定	該当路線及び市町村単位で表示
⑤ライフライン被害の想定	該当箇所及び市町村単位で表示

(2) 想定津波の設定

過去の津波被害に関する資料及び地震調査研究推進本部等の資料をもとに、本県に強い影響を及ぼすおそれのある津波として、次のとおり定めることとした。

パラメータ		明治三陸地震津波 (1896 年)	昭和三陸地震津波 (1933 年)	想定宮城県沖連動地震津波		
				領域 A1	領域 A2	領域 B
断層の 原点	北緯 (°)	40.31	40.16	38.41	38.20	38.95
	東経 (°)	144.40	144.50	142.49	142.39	143.52
	深さ (km)	0	1	26	26	14
気象庁マグニチュード (モーメントマグニチュード)		8 1/2*	8.1	(8.0)		

※理科年表によるマグニチュードである。

(3) 浸水予測

浸水予測については、現況の地形、構造物、土地利用を反映した地形モデルを作成し、波源から沿岸までについては線形長波方程式、沿岸から陸上（遡上）までについては非線形長波方程式を基礎式として、津波の浸水予測計算を行った。

3つの想定津波ごとに、津波防災施設の効果がある場合と効果がない場合について計算を行い、予測された浸水域を、浸水深、津波の影響開始時間、到達時間、最大遡上高なども併せて、市町村ごとに津波浸水予測図として整理した。

(4) 建物被害の想定

建物被害の想定は、都市計画図や森林基本図、家屋に関する概要調査等の資料を参考にして、木造建物と非木造建物の棟数を40mメッシュごとに推定し、過去の調査結果から得られている浸水深と建物の被害区分の関係に基づいて、木造・非木造別の建物被害を算出した。

(5) 人的被害の想定

人的被害の想定は、季節や避難時間などの前提条件を設定した上、過去の災害から得られている建物被害率と人的被害の関係式に、津波避難に関する普及啓発効果や時間帯による補正係数を掛け合わせて、死者数、重傷者数、中等傷者数を算出した。

(6) 道路被害の想定

道路被害の想定は、津波浸水域と道路を重ね合わせ、浸水する道路を抽出した。交差点から交差点までの区間を単位とし、その一部でも浸水すると判定される場合は、漂流物等により使用困難と考え、使用困難となる延長を算定した。

また、緊急輸送道路に着目し、津波で浸水するおそれのある区間を抽出した。

(7) ライフライン被害の想定

ライフライン被害の想定は、上水道、下水道、都市ガス、電力、電話の施設について、管内図、計画平面図、地形図を利用して位置を調査し、拠点施設の位置と浸水域を重ね合わせ、浸水するおそれのあるライフライン拠点施設を抽出した。

2 想定結果

各想定津波ごとの主な項目別被害想定結果は、次のとおりである。

被害想定項目		想定津波		
		明治三陸地震津波	昭和三陸地震津波	想定宮城県沖連動地震津波
1 浸水予測	最大遡上高	31.2m (大船渡市綾里白浜)	21.0m (大船渡市綾里白浜)	10.8m (大船渡市吉浜)
	第1波最短到達時間	およそ26分後 (宮古市姉吉)	およそ31分後 (宮古市姉吉)	およそ25分後 (宮古市姉吉、山田町 小谷島、釜石市佐須)
2 建物被害	床上(全壊)	約6,700~17,600棟	約1,800~6,800棟	約1,300~4,300棟
	床上(半壊)	約3,800~6,600棟	約1,400~6,300棟	約2,200~5,600棟
	床上(軽微)	約2,900~3,300棟	約1,400~3,900棟	約2,400~3,800棟
	床下浸水	約2,000~2,300棟	約1,700~2,200棟	約1,700~2,200棟
3 人的被害	死者数	約160~1,300名	少数~約200名	約110~1,000名
	重傷者数	約90~800名	少数~約200名	約50~630名
	中等傷者数	約200~2,000名	少数~約400名	約120~1,500名
4 道路被害	使用困難道路延長	約270~370km	約170~370km	約180~270km
	緊急輸送道路浸水地区数	28~31地区	16~28地区	17~21地区
5 ライフライン被害 浸水するライフライン拠点数	上水道浄水場	3~5箇所	0~2箇所	0~1箇所
	上水道ポンプ場	2~3箇所	1~2箇所	1箇所
	下水処理場	19~22箇所	14~17箇所	13~15箇所
	ガス貯蔵施設	1箇所	1箇所	1箇所
	変電所	0箇所	0箇所	0箇所
	電話交換施設	3~10箇所	0~4箇所	2~4箇所

○本調査結果は沿岸全域の被害傾向を把握する観点から作成したものであり、数字は四捨五入により概数で示した。

○避難所要時間、時期、防災構造物の効果の有無などにより予測結果が異なるので、数字に幅を持って記載している。

3 地震災害の被害想定

(1) 想定項目及び想定結果の表示方法

本県全域を対象に想定宮城県沖連動地震発生時における物的被害及び人的被害の想定を行うものとし、想定項目及びその表示方法は次のとおりとした。

想定項目	想定結果の表示方法
①地震動の想定	全県 500m メッシュ単位で表示
②液状化危険度の想定	
③建物被害の想定	全県 500m メッシュ単位及び市町村単位で表示
④人的被害の想定	市町村単位で表示
⑤道路被害の想定	該当箇所を表示
⑥急傾斜地崩壊の想定	該当箇所及び市町村単位で表示
⑦地震火災の想定	全県 500m メッシュ単位で表示
⑧ライフライン被害の想定	全県 500m メッシュ単位及び市町村単位で表示

(2) 想定地震の設定

地震調査研究推進本部等の資料をもとに検討を行い、次のとおり定めることとした。

パラメータ		想定宮城県沖連動地震津波		
		領域 A1	領域 A2	領域 B
断層の 原点	北緯 (°)	38.41	38.20	38.95
	東経 (°)	142.49	142.39	143.52
	深さ (km)	26	26	14
断層の長さ (km)		36	40	133
断層の幅 (km)		64	36	49
断層の走向 (°)		200	200	205
断層の傾斜 (°)		21	21	12
モーメントマグニチュード		8.0		

(3) 地震動の想定

地震動の想定は、岩盤（基盤）での地震動の強さを評価し、これに表層地盤の増幅特性を掛け合わせるにより行った。

① 基盤における地震動の評価

過去の地震における地震動の大きさを分析して求められた、地震の規模、震源断層から基盤までの距離と地震動の大きさの関係を用いて評価した。

② 表層地盤の増幅の評価と地表における地震動

表層地盤の増幅の評価については、地震動評価のための微地形区分ごとに平均 S 波速度を設定して増幅度を算定し、既に算定されている基盤速度と掛け合わせるにより、地表最大速度を算定した。

また、計測震度については、地表最大速度より経験式から求めた。

(4) 液状化危険度の想定

液状化危険度の想定は、微地形分類区分と液状化評価の関係及び液状化評価と液状化可能性の関係を判定基準として用いることにより、すでに把握されている液状化の想定に必要な微地形分類とすでに算定されている液状化の想定に必要な地表最大速度から液状化危険度を評価した。

(5) 建物被害の想定

建物被害の想定は、住宅統計や家屋に関する概要調査報告等の公表資料をもとに、建築物の建築年や構造別分布等を推定し、それぞれの構造別、建築年代別ごとに、過去の経験から得られている地震動の大きさと被害率の関係から、被害を算定した。

また、液状化危険度の想定結果をもとに、建物の構造・階数と液状化による被害率の既往の調査結果から液状化による被害を算出した。

(6) 人的被害の想定

人的被害の想定は、国勢調査や住宅・土地統計調査等の資料から、各メッシュにおける設定時間帯ごとの人口を推定し、過去の地震災害から導かれた建物被害と死者数、重軽傷者数、要救出者数、避難者数の関係式を用いて、それぞれの被害を算出した。

(7) 道路被害の想定

道路被害の想定は、緊急輸送道路上の施設のうち、防災上の未対策と考えられる施設を対象に、震度と液状化可能性および道路橋示方書の準拠年次から被災危険度ランクを設定し、箇所ごとに示した。

(8) 急傾斜地崩壊の想定

急傾斜地崩壊の想定は、保全人家のある急傾斜地崩壊危険箇所を対象に、地震時の崩壊要因と考えられる項目の点検結果から崩壊危険度の第一次判定を行い、さらに危険箇所の位置するメッシュで予測された震度から、各危険箇所の崩壊危険度を評価した。

(9) 地震火災の想定

地震火災の想定は、木造建物からの出火を対象に、季節と時間帯を設定し、建物全壊率と出火率および初期消火率の過去の経験式に基づいて出火件数を算出した。

(10) ライフライン被害の想定

ライフライン被害の想定は、上水道、都市ガスを対象として、過去の地震における被災事例より導かれた、地震動の大きさに対する標準的な埋設管の被害率に、管種・管径及び液状化についての補正を行い、市町村別に被害箇所数を算出した。

4 想定結果

想定宮城県沖連動地震の主な項目別被害想定結果は、次のとおりである。

		想定宮城県沖連動地震	
地震動	最大震度	6 弱	
	最大震度を示した地域	大船渡市、陸前高田市、一関市花泉町及び川崎町、藤沢町	
建物被害	木造全壊棟数	251 棟	
	RC 造大破棟数	12 棟	
	S 造全壊棟数	26 棟	
人的被害		夜間	夕刻
	死者数	7 人	10 人
	重傷者数	124 人	103 人
	軽傷者数	2, 589 人	2, 134 人
道路被害	橋梁被災危険度 B	1 箇所	
	橋梁被災危険度 C	24 箇所	
急傾斜地崩壊	崩壊危険度 高	80 箇所	
地震火災		0 件	
ライフライン被害	被害箇所	水道	都市ガス
		546 箇所	21 箇所

様式

様式目次

報告担当機関等一覧表	5-1-1
初期情報報告様式一覧表	5-1-4
被害額等報告様式一覧表	5-1-5
〔初期情報報告専用様式〕	
庁舎等被害報告（県合同庁舎，県職員公舎）	様式A 5-1-6
水道施設被害状況報告	〃 B 5-1-7
火葬場等被害報告	〃 C 5-1-8
観光施設被害報告	〃 D 5-1-9
商工関係被害報告	〃 E 5-1-10
農林水産関係被害報告	〃 F 5-1-11
土木施設等被害報告	〃 G-1 5-1-12
土木施設等被害報告	〃 G-2 5-1-13
教育施設関係被害報告（県立及び市町村立関係）	〃 H 5-1-14
通信事故情報・通信規制情報報告	〃 I 5-1-15
鉄道関係被害報告	〃 J 5-1-16
現地調査状況速報	〃 K 5-1-17
被害発生等報告	様式1 5-1-18
避難の指示・勧告等の状況報告	〃 1-1 5-1-19
人的及び住家被害報告	〃 2 5-1-20
人的被害内訳	〃 2-1 5-1-21
住家被害内訳	〃 2-2 5-1-22
庁舎等被害報告	〃 3 5-1-23
社会福祉施設・社会教育・文化施設・体育施設被害報告	〃 4 5-1-24
医療衛生施設被害報告	〃 5 5-1-25
医療衛生施設被害内訳	〃 5-1 5-1-26
消防施設被害報告	〃 6 5-1-27
観光施設被害報告	〃 7 5-1-28
商工関係被害報告	〃 8 5-1-29
高圧ガス・火薬類施設及び鉱山関係被害報告	〃 9 5-1-30
水産関係被害報告	〃 10 5-1-31
漁港施設等被害報告	〃 11 5-1-32
農業施設被害報告	〃 12 5-1-33
農作物等被害報告	〃 13 5-1-34

農作物被害内訳	” 13-1	5-1-35
家畜等関係被害報告	” 14	5-1-36
農地農業用施設被害報告	” 15	5-1-37
林業関係被害報告	” 16	5-1-38
土木施設等被害報告	” 17	5-1-39
公営住宅等被害報告	” 18	5-1-40
児童、生徒及び教員等被害報告	” 19	5-1-41
学校被害報告	” 20	5-1-42
文化財被害報告	” 21	5-1-43
船舶被害報告	” 22	5-1-44
電力関係被害報告	” 23	5-1-45
工業用水道被害報告	” 24	5-1-46
鉄道関係被害報告	” 25	5-1-47
報告要領		5-1-48
被害状況判定の基準		5-1-49
災害情報報告系統図		5-1-50
消防庁報告 火災	様式 1	5-1-51
消防庁報告 特定の事故	” 2	5-1-52
消防庁報告 救急・救助事故	” 3	5-1-53
消防庁報告 災害状況即報	” 4-1	5-1-54
消防庁報告 災害状況即報	” 4-2	5-1-55

報告担当機関等一覧表

様式 番号	報告種別	報告区分	報告担当機関	報告受領機関				
				地方支部等	本部各課	取りまとめる課		
1	被害発生等報告		市町村本部	地方支部 (総務班)		総合防災室		
1-1	避難の指示・勧告等の状況報告		市町村本部	地方支部 (総務班)		総合防災室		
2 2-1 2-2	人的及び住家被害報告		市町村本部	地方支部 (福祉班)	地域福祉課	保健福祉企画室		
A 3	庁舎等被害報告	県有財産	地方支部各班 又は県立各施設等		財産を分掌する課	管財課 各部署主管課		
		市町村有財産	市町村本部	地方支部 (総務班)		総合防災室		
4	社会福祉施設、社会教育、文化施設、体育施設被害報告	社会福祉施設	県立	県立各施設		長寿社会課 障がい保健福祉課 地域福祉課 児童家庭課	保健福祉企画室	
			上記以外	市町村本部	地方支部 (福祉班)		保健福祉企画室	
		社会教育施設	県立	県立各施設		生涯学習文化課	教育企画室	
			上記以外	市町村本部	地方支部 (教育事務所班)	生涯学習文化課	教育企画室	
		文化施設	県立	県立各施設		生涯学習文化課	教育企画室	
			上記以外	市町村本部	地方支部 (教育事務所班)	生涯学習文化課	教育企画室	
		体育施設	県立	県立各施設		スポーツ健康課	教育企画室	
			上記以外	市町村本部	地方支部 (教育事務所班)	スポーツ健康課	教育企画室	
B C 5 5-1	医療衛生施設被害報告	医療施設	病院等	国立	地方支部 (保健環境班)		医療推進課	保健福祉企画室
				県立	地方支部 (県立病院班)			(医療)管理課
				上記以外	市町村本部	地方支部 (保健環境班)	医療推進課	保健福祉企画室
			感染症指定医療機関	市町村本部	地方支部 (保健環境班)	医療推進課	保健福祉企画室	
			母子健康センター	市町村本部	地方支部 (保健環境班)	児童家庭課	保健福祉企画室	
		上水道施設	市町村本部	地方支部 (保健環境班)	環境保全課	環境生活企画室		
		衛生施設	市町村本部	地方支部 (保健環境班)	環境保全課	環境生活企画室		
6	消防施設被害報告		市町村本部	地方支部 (総務班)		総合防災室		
D 7	観光施設被害報告	自然公園施設	市町村本部	地方支部 (保健環境班)	自然保護課	環境生活企画室		
		観光施設	市町村本部	地方支部 (総務班)	観光課	商工企画室		
E 8	商工関係被害報告		市町村本部	地方支部 (総務班)	経営支援課	商工企画室		
9	高圧ガス、火薬類施設及び鉱山関係被害報告	鉱山関係	市町村本部	地方支部 (保健環境班)	環境保全課	環境生活企画室		
		高圧ガス、火薬類施設	市町村本部	地方支部 (総務班)		総合防災室		
F 10	水産関係被害報告		市町村本部	地方支部 (水産班)		農林水産企画室		
F 11	漁港施設等被害報告	海岸保全施設	県管理	地方支部 (土木班)	河川課	漁港漁村課	農林水産企画室	
			市町村管理	市町村本部	地方支部 (土木班)	河川課	漁港漁村課	農林水産企画室
		海岸保全施設以外	県管理	地方支部 (水産班)			漁港漁村課	農林水産企画室
			市町村管理	市町村本部	地方支部 (水産班)		漁港漁村課	農林水産企画室
F 12	農業施設被害報告		市町村本部	地方支部 (農林班)		農林水産企画室		
F 13 13-1	農作物等被害報告		市町村本部	地方支部 (農林班)		農林水産企画室		
F 14	家畜等関係被害報告		市町村本部	地方支部 (農林班)		農林水産企画室		
F 15	農地農業用施設被害報告	海岸保全施設	県管理	地方支部 (土木班)	河川課	農村建設課	農林水産企画室	
			その他	市町村本部	地方支部 (土木班)	河川課	農村建設課	農林水産企画室

資料編 様式

様式 番号	報告種別	報告区分		報告担当機関	報告受領機関				
					地方支部等	本部各課	取りまとめる課		
		海岸保 全施設 以外	県管理	地方支部 (農林班)		農村建設課	農林水産企画室		
			その他	市町村本部	地方支部 (農林班)	農村建設課	農林水産企画室		
F 16	林業関係被害報告	林業 施設	林産・特用林産 施設	市町村本部	地方支部 (農林班)	林業振興課	農林水産企画室		
			苗畑施設	市町村本部	地方支部 (農林班)	森林整備課	農林水産企画室		
			治山施設	市町村本部	地方支部 (農林班)	森林保全課	農林水産企画室		
		林産 物	苗木	市町村本部	地方支部 (農林班)	森林整備課	農林水産企画室		
			苗木以外	市町村本部	地方支部 (農林班)	林業振興課	農林水産企画室		
		林地荒廃		市町村本部	地方支部 (農林班)	森林保全課	農林水産企画室		
		林道	県管理	地方支部 (農林班)		森林保全課	農林水産企画室		
			市町村管理	市町村本部	地方支部 (農林班)		農林水産企画室		
		森林	公有林	地方支部 (農林班)		森林保全課	農林水産企画室		
			市町村有林 ・私有林	市町村本部	地方支部 (農林班)	森林整備課	農林水産企画室		
		緑資源機構の施設 ・森林等		緑資源機構		森林整備課	農林水産企画室		
		国有林の施設 ・森林等		東北森林管理局 盛岡森林管理署		林業振興課	農林水産企画室		
		G-1 G-2	土木施設等被害報告	道路・ 橋梁	県管理	地方支部 (土木班)		道路環境課	県土整備企画室
					市町村管理	市町村本部	地方支部 (土木班)	道路環境課	県土整備企画室
河川	県管理			地方支部 (土木班)		河川課	県土整備企画室		
	市町村管理			市町村本部	地方支部 (土木班)	河川課	県土整備企画室		
ダム	県管理			地方支部 (土木班)		河川課	県土整備企画室		
海岸	県管理			地方支部 (土木班)		河川課	県土整備企画室		
	市町村管理			市町村本部	地方支部 (土木班)	河川課	県土整備企画室		
砂防				地方支部 (土木班)		砂防災害課	県土整備企画室		
地すべり				地方支部 (土木班)		砂防災害課	県土整備企画室		
港湾				地方支部 (土木班)		港湾課	県土整備企画室		
空港				空港事務所		空港課	県土整備企画室		
都市 施設 等	県 管理			下水道施設	北上川上流流域 下水道事務所		下水環境課	県土整備企画室	
				上記以外	地方支部 (土木班)		都市計画課	県土整備企画室	
	上記以外			市町村本部	地方支部 (土木班)	都市計画課 下水環境課	県土整備企画室		
17	土木施設等被害報告			河川	国管理	岩手河川国道事務所		砂防災害課	県土整備企画室
					県管理	地方支部 (土木班)		砂防災害課	県土整備企画室
					市町村管理	市町村本部	地方支部 (土木班)	砂防災害課	県土整備企画室
				道路・ 橋梁	国管理	岩手河川国道事務所 三陸国道事務所		砂防災害課	県土整備企画室
		国管理	盛岡管理事務所			砂防災害課	県土整備企画室		
		県管理	地方支部 (土木班)			砂防災害課	県土整備企画室		
		市町村管理	市町村本部		地方支部 (土木班)	砂防災害課	県土整備企画室		

資料編 様式

様式 番号	報告種別	報告区分		報告担当機関	報告受領機関			
					地方支部等	本部各課	取りまとめる課	
		海岸	県管理	地方支部 (土木班)	/	砂防災害課	県土整備企画室	
			市町村管理	市町村本部	地方支部 (土木班)	砂防災害課	県土整備企画室	
		砂防	国管理	岩手河川国道事務所	/	砂防災害課	県土整備企画室	
			県管理	地方支部 (土木班)	/	砂防災害課	県土整備企画室	
		べ地 りす	県管理	地方支部 (土木班)	/	砂防災害課	県土整備企画室	
		港湾	地方支部 (土木班)	/	砂防災害課	県土整備企画室		
		空港	空港事務所	/	砂防災害課	県土整備企画室		
		都市 施設 等	県 管理	上下水道 施設	北上川上流域 下水道事務所	/	砂防災害課	県土整備企画室
				上記以外	地方支部 (土木班)	/	砂防災害課	県土整備企画室
			上記以外	市町村本部	地方支部 (土木班)	砂防災害課	県土整備企画室	
G-1 G-2 18	公営住宅等被害報告	県管理等	地方支部 (土木班)	/	建築住宅課	県土整備企画室		
		市町村管理	市町村本部	地方支部 (土木班)	建築住宅課	県土整備企画室		
H 19	児童、生徒及び教員等被害報告	国立学校	国立学校	/	/	総合防災室		
		県立学校(県立大学及び県立大学短期大学部を除く)	県立学校	/	学校教育室	教育企画室		
		市町村立学校	市町村本部	地方支部 (教育事務所班)	学校教育室	教育企画室		
		私立学校	私立学校	/	法務学事課	総務室		
		県立大学・ 県立大学短期大学部	県立大学・ 県立大学短期大学部	/	/	総務室		
H 20	学校被害報告	国立学校	国立学校	/	/	総合防災室		
		県立学校(県立短大を除く)	県立学校	/	/	教育企画室		
		市町村立学校	市町村本部	地方支部 (教育事務所班)	/	教育企画室		
		私立学校	私立学校	/	法務学事課	総務室		
		県立大学・ 県立大学短期大学部	県立大学・ 県立大学短期大学部	/	/	総務室		
H 21	文化財被害報告		市町村本部	地方支部 (教育事務所班)	生涯学習文化課	教育企画室		
22	船舶被害報告		東北運輸局岩手 運輸支局等	/	/	総合防災室		
I	通信事故情報・通信規制 情報報告		東日本電信電話(株)岩手 支店, エヌ・ティ・ティ コミュニケーションズ (株), (株)エヌ・ティ・ ティ・ドコモ東北, KD DI(株)	/	地域振興室	政策推進室		
23	電力関係被害報告	東北電力関係 施設	東北電力(株) 岩手支店	/	/	環境生活企画室		
		電源開発(株) 関係施設	電源開発(株) 東和電力所	/	/	環境生活企画室		
		県営電力関係施設	企業局各施設	/	業務課	経営総務室		
24	工業用水道被害報告	県営工業用 水道施設	企業局各施設	/	業務課	経営総務室		
J 25	鉄道関係被害報告		東日本旅客鉄道(株) 盛岡支社 三陸鉄道(株) IGRVいわて銀河鉄道(株)	/	地域振興室	政策推進室		

【初期情報報告様式一覧表】

様式No.	報 告 名
様式1	被害発生等報告
様式1-1	避難の指示・勧告等の状況報告
様式2	人的及び住家被害報告
様式2-1	人的被害内訳
様式2-2	住家被害内訳
様式A	庁舎等被害報告（県合同庁舎、県職員公舎）
様式3	庁舎等被害報告
様式4	社会福祉施設・社会教育・文化施設・体育施設被害報告
様式B	水道施設被害状況報告
様式C	火葬場等被害報告
様式5	医療衛生施設被害報告
様式5-1	医療衛生施設被害内訳
様式6	消防施設被害報告
様式D	観光施設被害報告
様式E	商工関係被害報告
様式9	高圧ガス・火薬類施設及び鉱山関係被害報告
様式F	農林水産関係被害報告
様式G-1, G-2	土木施設等被害報告
様式H	教育施設関係被害報告（県立及び市町村関係）
様式22	船舶被害報告
様式 I	通信事故情報・通信規制情報報告
様式23	電力関係被害報告
様式24	工業用水道被害報告
様式J	鉄道関係被害報告
様式K	現地調査状況速報

注 は、初期情報報告専用様式

【被害額等報告様式一覧表】

様式No.	報 告 名
様式2	人的及び住家被害報告
様式2-1	人的被害内訳
様式2-2	住家被害内訳
様式3	庁舎等被害報告
様式4	社会福祉施設・社会教育・文化施設・体育施設被害報告
様式5	医療衛生施設被害報告
様式5-1	医療衛生施設被害内訳
様式6	消防施設被害報告
様式7	観光施設被害報告
様式8	商工関係被害報告
様式9	高压ガス・火薬類施設及び鉱山関係被害報告
様式10	水産関係被害報告
様式11	漁港施設等被害報告
様式12	農業施設被害報告
様式13	農作物等被害報告
様式13-1	農作物被害内訳
様式14	家畜等関係被害報告
様式15	農地農業用施設被害報告
様式16	林業関係被害報告
様式17	土木施設等被害報告
様式18	公営住宅等被害報告
様式19	児童，生徒及び教員等被害報告
様式20	学校被害報告
様式21	文化財被害報告
様式22	船舶被害報告
様式23	電力関係被害報告
様式24	工業用水道被害報告
様式25	鉄道関係被害報告

様式A 【地方支部（総務班） ⇒管財課⇒総合防災室】
 庁舎等被害報告（県合同庁舎，県職員公舎）

災 害 名	第 報 (月 日 時 分現在)		
地 方 支 部 名		発 信 者	

1. 庁舎等

名 称 等	被 害 状 况	復 旧 状 况

2. 職員公舎

名 称 等	被 害 状 况	復 旧 状 况

注1 本様式は，災害の規模やその状況が判明するまでの間に使用するものであり，被害件数，被害額等が判明した時点では，様式3を使用するものであること。

注2 「名称等」の欄には，庁舎等については階数等，職員公舎については公舎名を記入すること。

様式B 【市町村本部⇒地方支部（保健環境班） ⇒県関係課⇒総合防災室】

宛先 岩手県〇〇保健所長 / 環境保全課長 殿	発信： 平成 年 月 日 差出人：
----------------------------	----------------------

水道施設被害状況報告書（速報 第 報）

平成 年 月 日 時 分現在の状況	
1 災害の日時及び原因 平成 年 月 日 時 分発生 原因	
2 災害水道事業の概要 (1) 市町村名 (2) 水道事業名 〇〇上水道 (3) 給水人口 現在給水人口 (4) 給水量 (5) 水源	
3 被災施設の概要（箇所数、施設名等） (1) 取水施設 (2) 貯水施設 (3) 導水施設 (4) 導水施設 (5) 送水施設 (6) 配水施設	
4 断減水の状況 ・断水 〇〇地区 〇〇世帯（〇〇〇人） 〇月〇日〇時～ ・減水 〇〇地区 〇〇世帯（〇〇〇人） 〇月〇日〇時～ 〇〇%制限	
5 応急給水の状況 〇月〇日〇時～ 〇〇地区へ給水車〇台で運搬給水	
6 復旧状況及び見込み 〇月〇日〇時 〇〇地区一部（〇〇世帯）給水開始	
7 被害金額 〇〇〇千円（又は未定）	
報告者 〇〇市〇〇水道事業所	
所属・職・氏名 職 氏名 Tel	

注1 本様式は、災害の規模やその状況が判明するまでの間に使用するものであり、被害件数、被害額等が判明した時点では、様式5を使用するものであること。

様式C【市町村本部⇒地方支部（保健環境班） ⇒県関係課⇒総合防災室】

火 葬 場 等 被 害 報 告

災 害 名	第 報 (月 日 時 分現在)		
市 町 村 名		市 町 村 発 信 者	
地 方 支 部 名		地 方 支 部 発 信 者	

1 火葬場

名 称 等	被 害 状 况	復 旧 の 見 通 し

2 墓地

名 称 等	被 害 状 况	復 旧 の 見 通 し

注1 本様式は、災害の規模やその状況が判明するまでの間に使用するものであり、被害件数、被害額等が判明した時点では、様式5を使用するものであること。

注2 墓地の被害報告では、墓地の区域の流出や管理棟の倒壊など公共的な被害を報告の対象とし、墳墓の倒壊など個人的な被害は、報告の対象としない。

様式F【市町村本部⇒地方支部（農林班・水産班） ⇒県関係課⇒総合防災室】

農 林 水 産 関 係 被 害 報 告

災 害 名	第 報 (月 日 時 分現在)		
市 町 村 名		市 町 村 発 信 者	
地 方 支 部 名		地 方 支 部 発 信 者	
被 害 項 目	調 査 結 果		
今 後 の 調 査 ス ケ ジ ュ ール			

注1 本様式は、災害の規模やその状況が判明するまでの間に使用するものであり、被害件数、被害額等が判明した時点では、様式10～様式16を使用するものであること。

様式G-1【市町村本部⇒地方支部（土木班）⇒県関係課】

土木施設関係等被害報告

災害名	第 報 (月 日 時 分現在)		
市町村名		市町村発信者	
地方支部名		地方支部発信者	

施設区分	被害状況	対応状況
道路		
河川		
海岸		
ダム		
砂防		
下水道		
都市公園		
公営住宅		
港湾		
空港		
その他		

注1 本様式は、災害の規模やその状況が判明するまでの間に使用するものであり、被害件数、被害額等が判明した時点では、様式15・様式16・様式17及び様式18を使用するものであること。

様式G-2【県関係課⇒県土整備企画室⇒総合防災室】

土木施設関係等被害報告

災害名	第 報 (月 日 時 分現在)		
関係課名		関係課発信者	

施設区分		
地方支部	被害状況	対応状況
盛岡地方支部		
花巻地方支部		
北上地方支部		
奥州地方支部		
一関地方支部		
大船渡地方支部		
釜石地方支部		
宮古地方支部 (宮古土木部)		
宮古地方支部 (岩泉土木事務所)		
久慈地方支部		
二戸地方支部		
その他		

注1 本様式は、災害の規模やその状況が判明するまでの間に使用するものであり、被害件数、被害額等が判明した時点では、様式15・様式16・様式17及び様式18を使用すること。

様式H 【《県立学校》県立学校⇒県関係課⇒総合防災室】
 【《市町村立学校》市町村本部⇒地方支部（教育事務所班）⇒県関係課⇒総合防災室】
 【《学校以外の教育施設》市町村本部⇒地方支部（教育事務所班）⇒県関係課⇒総合防災室
 県立施設⇒県関係課⇒総合防災室】

教育施設関係被害報告（県立及び市町村立関係）

災害名	第 報 (月 日 時 分現在)		
施設名	施設発信者		
市町村名	市町村発信者		
地方支部名	地方支部発信者		

1 人的被害状況（児童・生徒・教職員等）

市町村名	学校等施設名	学年・年令・職名	性別	被害の状況

2 学校等施設被害状況

市町村名	学校等施設名	被害状況	対応状況

3 学校の休校等の状況

(1) 全体

市町村名	学校名	休校等の理由

(2) その他

市町村名	学校名	休校等の理由

4 避難所となっている学校の状況

市町村名	学校名	避難者数	避難者数のうち児童生徒数

注1 本様式は、災害の規模やその状況が判明するまでの間に使用するものであり、被害件数、被害額等が判明した時点では、様式4（社会教育、文化施設及び体育施設）、19（児童、生徒及び教職員）、20（学校）及び21（文化財）を使用するものであること。

様式J 【東日本旅客鉄道(株)盛岡支社, 三陸鉄道(株), IGRいわて銀河鉄道(株)⇒県関係課⇒総合防災室】

鉄道関係被害報告

災害名	第報(月日時分現在)		
事業所名		発信者	
課等名			

被害発生日時	月日時分			
被害の種類				
被害状況及び対応				
鉄道不通区間及び代替輸送の有無	不通区間			
	代替輸送	有	無	
	代替方法			
人的被害の有無	人的被害	有	無	
	内訳人数	死者	人	
		行方不明者	人	
		重傷者	人	
		軽傷者	人	
計	人			
鉄道不通区間の復旧の見通し				
その他特記事項				

注1 本様式は、災害の規模やその状況が判明するまでの間に使用するものであり、被害件数、被害額等が判明した時点では、様式26を使用するものであること。

様式K【県本部調査班、自衛隊等 ⇒ 県本部支援室】

【県本部調査班、自衛隊等 ⇒ 地方支部（総務班）】

現 地 調 査
状 況 速 報

市町村名	市・町・村
報告者所属／機関名	
報告者名	

日時	月 日 () 時 分 天候 []
報告地区名 (建物名・施設名など)	地区/付近
報告項目	内 容 (○印をつけ、空欄に記入)
要救助者	1無し / 2不明 3あり → ①救助対応中⇒部隊 [自衛隊・警察・消防・その他 ()] ②救助待ち 約 _____人 状況 [土砂崩れ、火災、孤立、事故、建物の下敷き、その他] 地上からのアクセス 可 / 不可 / 困難 状況→
負傷者	1無し / 2不明 3あり → 人数 [] 人、場所 []
火 災	1無し 2不明 3あり→ 場所 [] 付近
孤 立	1無し 2不明 3あり→ [] 地区、名 → [] 地区、名
家屋倒壊	1無し 2不明 3あり→ [] 地区、棟
道路状況	路線 _____ 線、区間 ~ 1通行可 2通行不可→ [土砂崩れ、路肩決壊、落石、倒木、浸水、他] 路線 _____ 線、区間 ~ 1通行可 2通行不可→ [土砂崩れ、路肩決壊、落石、倒木、浸水、他]
避難者／ニーズ	1無し 2不明 3あり→ [避難所: _____、人数 _____] 人 ⇒支援 1不要 2必要→ [水、食料、毛布、その他 ()]
通信状況	NTT 通話可・不明・不通 a u 通話可・不明・不通 NTTドコモ 通話可・不明・不通 ソフトバンク 通話可・不明・不通
停 電	1無し 2不明 3あり→ [] 地区、世帯
庁 舎	1被害なし 2被害あり→ [倒壊、一部損壊、停電、その他]

注1 この様式は、県本部調査班、自衛隊等が発災初期の被害状況を収集する場合の共通様式として用いること。

2 記入は、分かる範囲で構わないものであり、およその数字で構わないものであること。

様式1【市町村本部⇒地方支部(総務班)⇒総合防災室】

【第二管区海上保安本部(八戸海上保安部、釜石海上保安部、宮古海上保安署)⇒総合防災室】

被害発生等報告

災害名	第報(月日時分現在)		
市町村名		市町村発信者	
地方支部名		地方支部発信者	

1 人的被害

区分	人数	氏名	年齢
死者			
行方不明者			
重傷者			
軽傷者			

4 その他の被害

区分	数量	被害の状況

2 住家被害

区分	棟数	世帯数	人員
全壊			
半壊			
一部破損			
床上浸水			
床下浸水			

5 本部の活動状況

災害対策(警戒)	災害対策本部・災害警戒本部		
本部設置・廃止 状況	設置	月	日 時 分
	廃止	月	日 時 分
避難の指示・ 勧告等の状況	該当する場合、別添様式1-1を 添付すること。		
応援要請の状況			
消防機関の 活動状況	消防職員		人
	消防団員		人
ボランティア センターの設置 及び活動状況			
津波警報等発表 時における 水門等閉鎖状況	閉鎖時間		時 分
	閉鎖箇所		箇所
	解除時間		時 分
その他の 措置状況			

3 非住家被害

区分	棟数	被害の状況
公共建物		
その他の 建物		

注1. 本様式に書き切れない場合は、別紙に記入のうえ、併せて送付のこと。

注2. 「4 その他の被害」の欄には、ライフライン(電気、ガス、上水道等)被害について、特に記入すること。

注3. 第二管区海上保安本部に係る海上災害については、この様式を準用すること。

様式1-1【市町村本部⇒地方支部（総務班）⇒総合防災室】

避難の指示・勧告等の状況報告

災 害 名	第 報 (月 日 時 分現在)		
市 町 村 名		市 町 村 発 信 者	
地 方 支 部 名		地 方 支 部 発 信 者	

1 避難指示・避難勧告

避 難 指 示 等 の 区 分	避 難 指 示 ・ 避 難 勧 告		
避 難 指 示 等 を 行 っ た 者			
避 難 指 示 等 の 理 由			
避 難 指 示 等 の 発 令 日 時	月 日 時 分		
避 難 対 象 地 区 名 及 び 避 難 対 象 者 数	地 区	世 帯	人
	地 区	世 帯	人
	地 区	世 帯	人
	【計】	世 帯	人
実 避 難 先 及 び 実 避 難 者 数	(施設等名)	世 帯	人
	(施設等名)	世 帯	人
	(施設等名)	世 帯	人
	【計】	世 帯	人
避 難 指 示 等 の 解 除 日 時	月 日 時 分		

2 自主避難

自 主 避 難 の 日 時	月 日 時 分		
自 主 避 難 の 理 由			
自 主 避 難 対 象 地 区 名			
避 難 先 及 び 避 難 者 数	(施設等名)	世 帯	人
帰 宅 時 間	月 日 時 分		

自 主 避 難 の 日 時	月 日 時 分		
自 主 避 難 の 理 由			
自 主 避 難 対 象 地 区 名			
避 難 先 及 び 避 難 者 数	(施設等名)	世 帯	人
帰 宅 時 間	月 日 時 分		

注1 本様式は、避難指示を発令した場合等（避難指示・避難勧告・自主避難）に、様式1に添付するものであること。

様式2 [市町村本部⇒地方支部(福祉班)
⇒地域福祉課⇒総合防災室]

人的及び住家被害報告

市町村名 (支部名)	課等名 (班名)	発信者	第 報	報告時点	月 日 時 分現在	調査率	%																					
区分 市町村名	被害額合計	人的被害					住家被害														非住家被害							
		死 者	行 方 不 明	重 傷 者	軽 傷 者	計	全壊(流失)				半壊				一部破損				床上浸水				床下浸水				被 害 数	被 害 額
							被 害 数	被 害 額	り 災 世 帯 数	り 災 人 員																		
千円	人	人	人	人	人	棟	千円	世帯	人	棟	千円	世帯	人	棟	千円	世帯	人	棟	千円	世帯	人	棟	千円	世帯	人	棟	千円	
計																												

注 1 人的及び住家被害については、当該市町村の区域内の全部の被害を記載すること。
 2 発生報告・応急対策報告(様式1)により報告した人的被害及び住家被害の記載内容と異なる場合は、人的被害内訳(様式2-1)及び住家被害内訳(様式2-2)を添付するものとする。
 3 人的被害については、他市町村に居住するものであっても、現に被災した市町村の被害として記載すること。
 4 非住家被害については、倉庫、土蔵、車庫、納屋等について、全壊又は半壊の被害を受けたもののみ記載すること。ただし、他の報告書に記載したものは含めないこと。

(様式2-1)
人的被害内訳

区 分	住 所	氏 名	年 令	性 別	原 因	負傷部位
ア 死 者						/
イ 行方不明者						/
ウ 重 傷 者						
エ 軽 傷 者						

(様式2-2)
住家被害内訳

区 分	地 区	棟 数	世帯数	人 員
ア 全壊(流失)				
イ 半 壊				
ウ 一 部 破 損				
エ 床 上 浸 水				
オ 床 下 浸 水				

様式4

【県立】各施設⇒県関係課⇒総合防災室
 【上記以外】市町村本部⇒地方支部（福祉・教育事務所班）⇒県関係課⇒総合防災室

社会福祉施設・社会教育施設・
 文化施設・体育施設 被害報告

市町村名 (支部等名)		課等名 (班名)		発信者		第 報		報告時点		月 日 時 分現在		調査率		%							
市町村名 施設名	区分	建 物										施 設						被害内容			
		全壊(焼) ・流出		半壊(焼)		一部破損		浸水				工作物		設備		土地					
		被害面積	被害額	被害面積	被害額	被害面積	被害額	床上		床下		計	被害数	被害額	被害数	被害額	被害面積		被害額	計	
								被害面積	被害額	被害面積	被害額										
千円	㎡	千円	㎡	千円	㎡	千円	㎡	千円	㎡	千円	㎡	千円	箇所	千円	箇所	千円	㎡	千円	千円		
計																					

注1 「被害内容」には、具体的な状況を記入すること。

5-1-24

資料編 様式

(様式5-1)

医療衛生施設被害内訳

市町村名	施設区分	医療施設名	敷地・建物の状況	診療機能の状況	入院患者の状況	その他参考事項

- 注1 「施設区分」欄は、病院、一般診療所、歯科診療所の別を記載すること。
- 2 「敷地・建物の状況」欄は、全・半壊、床上・床下浸水等の区分及び被害の概要を記載すること。
- 3 「診療機能の状況」欄は、診療機能への影響の有無及び医療機器等の被害の概要を記載すること。
- 4 「入院患者の状況」欄は、入院患者の被害の状況及び他施設への移送の必要の有無等を記載すること。

様式7

〔市町村本部⇒地方支部（総務班・保健環境班）
⇒県関係課⇒総合防災室〕

観 光 施 設 被 害 報 告

市町村名 (支部名)		課等名 (班名)		発信者		第 報		報告時点		月 日 時 分現在				調査率		%																			
区分 市町村名	種 別	公共施設																		民営施設															
		道路		橋梁		園地		駐車場		展望 休憩所		上下 水道		索道 施設		野営場 施設		宿泊 施設		船舶 施設		その他		計		展望 休憩所		索道 施設		宿泊 施設		その他		計	
		施設 数	被害 額	施設 数	被害 額	施設 数	被害 額	施設 数	被害 額	施設 数	被害 額	施設 数	被害 額	施設 数	被害 額	施設 数	被害 額	施設 数	被害 額	施設 数	被害 額	施設 数	被害 額	施設 数	被害 額	施設 数	被害 額	施設 数	被害 額	施設 数	被害 額	施設 数	被害 額		
計	自然公園	千円	箇所	千円	箇所	千円	箇所	千円	箇所	千円	箇所	千円	箇所	千円	箇所	千円	箇所	千円	箇所	千円	箇所	千円	箇所	千円	箇所	千円	箇所	千円	箇所	千円	箇所	千円	箇所		
	観光施設																																		
	計																																		
	自然公園																																		
	観光施設																																		
	計																																		
	自然公園																																		
	観光施設																																		
	計																																		
	自然公園																																		
	観光施設																																		
	計																																		

- 注1 「自然公園」欄には、自然公園法に規定する自然公園の区域内の被害について記載し、「観光施設」欄には、自然公園の区域外の被害について記載すること。
- 2 公共施設に係る被害のうち、道路及び橋梁の被害は、河川・道路等土木施設被害（様式17）とは重複しないものであること。
 - 3 展望休憩所等の建物に係る被害は、人的及び住家被害（様式2）の住家被害とは重複しないものであること。
 - 4 上下水道被害は、医療衛生施設被害（様式5）とは重複しないものであること。
 - 5 宿泊施設の被害については、人的及び住家被害（様式2）の「住家被害」欄に記載することとなるので、この表では（ ）をもって記載すること。

様式18

【市町村営住宅】市町村本部⇒地方支部（土木班）
 ⇒県関係課⇒総合防災室
 【県営住宅等】地方支部（土木班） ⇒県関係課
 ⇒総合防災室

公 営 住 宅 等 被 害 報 告

市町村名 (支部等名)				課等名 (班名)			発信者			第 報	報告時点	月 日 時 分現在		調査率	%									
区分 設置者 (県又は 市町村名)	被害団地名	被害団地 総戸数	構 造	被害額 合計	土 地		立 木		公 営 住 宅 (附 属 建 物 を 含 む)						工 作 物				被 害 状 況					
					流 埋		流 失 ・ 焼 失		風 倒		全 壊 (焼) ・ 焼 失		半 壊 (焼)		一 部 破 損		浸 水			全 壊 (焼) ・ 焼 失		破 損		
					被害 数	被害 額	被害 数	被害 額	被害 数	被害 額	被害 数	被害 額	被害 数	被害 額	被害 数	被害 額	被害 数	被害 額		被害 数	被害 額	被害 数	被害 額	
計				千円	㎡	千円	㎡	千円	㎡	千円	棟・ 戸数	千円	棟・ 戸数	千円	棟・ 戸数	千円	棟・ 戸数	千円	箇所	千円	箇所	千円		

注1 「被害状況」欄には、具体的な状況を記載すること。

5-1-40

資料編 様式

様式23

【東北電力(株)各施設】東北電力(株)岩手支店
 ⇒県関係課⇒総合防災室
 【電源開発(株)施設】電源開発(株)東和電力所
 ⇒県関係課⇒総合防災室
 【企業局各施設】県企業局⇒総合防災室

電力関係被害報告

事業所等名	課等名	発信者	第 報	報告時点	月 日 時 分現在	調査率	%									
区 分	被害額合計	発電関係		送電関係			変電設備	通信関係				配電関係				その他事項
		電気設備	土木工作物	支持物	硝子	電線		無線	搬送	有線	電源装置・他	電柱	電線	変圧器	引込線	
被害数		(箇所)	(箇所)	(基)	(個)	(経間)	(箇所)	(回線)	(回線)	(回線)	(台)	(本)	(条本)	(台)	(口)	
被害額	千円															

5-1-45

資料編 様式

工業用水道被害報告

事業所等名		課等名		発信者		第 報	報告時点	月 日 時 分現在	調査率		%					
区 分	被害額合計	取水施設		導水施設		浄水施設					送水施設	配水施設		その他事項		
		取水塔	ポンプ棟	導水管路	沈砂池	着水井	沈殿池	管理棟	受配電設備	計装設備	汚泥処理設備	送水管	配水池	配水管		
被害数																
被害額	千円															

報告要領

- 1 被害状況判定の基準は別記1のとおりとする。
- 2 災害情報報告系統図は、別記2のとおりとする。
- 3 様式1及び様式1-1については、市町村本部から地方支部を經由して総合防災室への報告に使用すること。
- 4 20 屯以上の船舶の被害報告については東北運輸局が様式22に掲げる様式を使用し、又、東日本電信電話株式会社岩手支店、エヌ・ティ・ティコミュニケーションズ株式会社、株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ東北、KDDI 株式会社、東北電力株式会社岩手支店、電源開発株式会社東和電力所、東日本旅客鉄道株式会社盛岡支社、三陸鉄道株式会社、IGRいわて銀河鉄道株式会社は県内の被害をとりまとめ、様式I、23、25の様式を使用し報告すること。

別記1

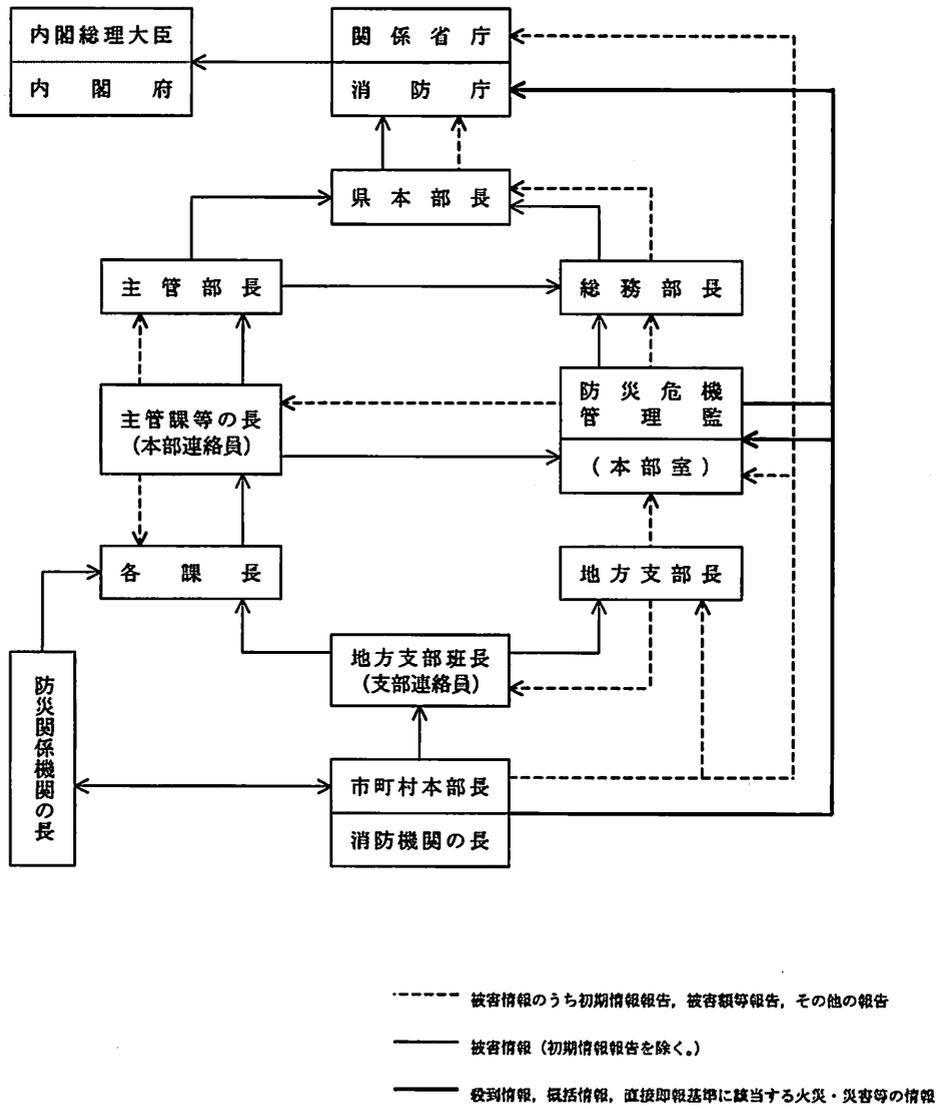
被害状況判定の基準

災害による人及び建物等の被害の判定基準は、おおむね次によるものとする。

被害区分		判定基準	
人的被害	死者	当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの、又は死体を確認することができないが死亡したことが確実なもの	
	行方不明	当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いのあるもの	
	負傷者	重傷者	災害のため負傷し、医師の治療を受けまたは受ける必要のあるものうち、1月以上の治療を要する見込みのもの
		軽傷者	災害のため負傷し、医師の治療を受けまたは受ける必要のあるものうち、1月未満で治療できる見込みのもの
住家の被害	全焼、全壊、全流失	住家その居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、または住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもの。具体的には、「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」(内閣府)による。	
	半壊、半焼	住家その居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもの。具体的には、「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」(内閣府)による。	
	一部破損	被害が半壊に達しないが、ある程度の補修を加えれば再びその目的に使用できる程度のもの	
	浸水	床上	浸水が住家の床上に達した程度のもの
床下		浸水が住家の床上に達せず、床下に留った程度のもの	
被害 畑の	流失、埋没	耕土が流失し、又は砂利等の堆積のため耕作が不能となったもの	
	冠水	植付作物の先端が見えなくなる程度に水につかったもの	
その他の被害	道路決壊	高速自動車道、一般国道、県及び市町村道の一部が損壊し車両の通行が不能となった程度の被害	
	橋梁流失	市町村道以上の道路に架設した橋が一部又は全部流失し、一般の渡橋が不能になった程度の被害	
	堤防決壊	河川法にいう1級河川及び2級河川の堤防、あるいは溜池、かんがい用水路の堤防が決壊し、復旧工事を要する程度の被害	
	鉄道不通	汽車、電車等の運行が不能となった程度の被害	
	被害 船舶	沈没	船体が没し、航行不能になったもの
		流失	流失し、所在が不明になったもの
破損		修理しなければ航行できないもの	
文化財の被害	全壊又は滅失	文化財が滅失し、又は損壊部分が甚しく残存部分に補修を加えても文化財としての価値を失ったと認められるもの	
	半壊	重要郵分に相当の被害を被ったが、相当の補修を加えれば文化財としての価値を維持できるもの	
	一部破損	被害が一部分にとどまり、補修により文化財としての価値を維持できるもの	

別記 2

災害情報報告系統図



消防庁報告 第1号様式 (火災)

第 報

消防庁受信者氏名

※爆発を除く。

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市町村名 (消防本部名)	
報告者名	

火災種別	1 建物 2 林野 3 車両 4 船舶 5 航空機 6 その他					
出火場所						
出火日時 (覚知日時)	月 日 時 分 (月 日 時 分)	(鎮圧日時) 鎮火日時	月 日 時 分 (月 日 時 分)			
火元の業態・用途			事業所名 (代表者氏名)			
出火箇所			出火原因			
死傷者	死者(性別・年齢)		人	死者の 生じた 理由		
	負傷者	重症	人			
		中等症	人			
		軽症	人			
建物の概要	構造 階層		建築面積 延べ面積			
焼損程度	焼損棟数	全焼棟	} 計 棟	焼損面積	建物焼損床面積	m ²
		半焼棟			建物焼損表面積	m ²
部分焼		林野焼損面積		a		
ぼや						
り災世帯数			気象状況			
消防活動状況	消防本部(署)		台	人		
	消防団		台	人		
	その他			人		
救急・救助活動状況						
災害対策本部等の設置状況						
その他参考事項						

(注) 第一報については、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

消防庁報告 第2号様式 (特定の事故)

第 報

- 事故名 {
- 1 石油コンビナート等
特別防災区域内の事故
 - 2 危険物等に係る事故
 - 3 原子力施設等に係る
災害
 - 4 その他特定の事故

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市町村名 (消防本部名)	
報告者名	

消防庁受信者氏名

事故種別	1 火災 2 爆発 3 漏えい 4 その他 ()				
発生場所					
事業所名			特別防災区域	(レイアウト第1種, 第1種, 第2種, その他)	
発生日時 (覚知日時)	月 日 時 分	発見日時	月 日 時 分		
	(月 日 時 分)	鎮火(処理完了)日時	月 日 時 分		
消防覚知方法			気象状況		
物質の区分	1危険物	2指定可燃物	3高圧ガス	物質名	
	4可燃性ガス	5毒劇物	6R I等		
	7その他 ()				
施設の区分	1 危険物施設	2 高危混在施設	3 高圧ガス施設	4 その他 ()	
施設の概要			危険物施設の区分		
事故の概要					
死傷者	死者 (性別・年齢)		負傷者数 人 (人)		
	計 人		重症	人 (人)	
			中等症	人 (人)	
			軽症	人 (人)	
消防防災 活動状況 及び 救急・救助 活動状況	警戒区域の設定 月 日 時 分 使用停止命令 月 日 時 分	出場機関	出場人員	出場資機材	
		事務所	自衛防災組織	人	
			共同防災組織	人	
			その他	人	
		消防本部(署)	台		
		消防団	台		
		海上保安庁	人		
		自衛隊	人		
その他	人				
災害対策本部等の設置状況					
その他参考事項					

(注) 第一報については、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

消防庁報告 第3号様式 (救急・救助事故)

第 報

(救急・救助事故)

消防庁受信者氏名 _____

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市町村名 (消防本部名)	
報告者名	

発生場所			
発生日時 (覚知日時)	月 日 時 分 (月 日 時 分)	覚知方法	
事故の概要			
死傷者等	死者(性別・年齢)	負傷者等	人 (人)
	計 人	{ 重症 人 (人) { 中等症 人 (人) { 軽症 人 (人)	
	不明 人		
救助活動の要否			
要救護者数(見込)		救助人員	
救急・救助活動の状況			
災害対策本部等の設置状況			
その他参考事項			

(注) 負傷者等欄の()書きは、救急隊による搬送人員を内書きで記入すること。

(注) 第一報については、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

消防庁報告 第4号様式 (その1)

(災害状況即報)

消防庁受信者氏名 _____

災害名 _____ (第 _____ 報)

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市 町 村 (消防本部名)	
報告者名	

災害の概要	発生場所		発生日時		月 日 時 分					
被害の状況	死傷者	死者	人	不明	人	住家	全壊	棟	一部破壊	棟
		負傷者	人	計	人		半壊	棟	床上浸水	棟
応急対策の状況	災害対策本部等の設置状況		(都道府県)		(市町村)					

消防庁報告 第4号様式 (その2)

(災害状況即報)

都道府県				区 分		被 害		
災 害 名	災害名			田	流失・埋没	ha		
	報 告 番 号	第	報		冠 水	ha		
報 告 者 名		第 報			畑	流失・埋没	ha	
	(月 日 時現在)			冠 水		ha		
区分				文教施設		箇所		
人 的 被 害 者	死 者	人		病 院		箇所		
	行方不明者	人		道 路		箇所		
	負 傷 者	重 傷	人		橋 り よ う		箇所	
		軽 傷	人		河 川		箇所	
住 家 被 害	全 壊	棟		港 湾		箇所		
		世帯		砂 防		箇所		
		人		清 掃 施 設		箇所		
	半 壊	棟		崖 く ず れ		箇所		
		世帯		鉄 道 不 通		箇所		
		人		被 害 船 舶		隻		
	一 部 破 損	棟		水 道		戸		
		世帯		電 話		回線		
		人		電 気		戸		
	床 上 浸 水	棟		ガ ス		戸		
		世帯		ブ ロ ッ ク 塀 等		箇所		
		人						
床 下 浸 水	棟		り 災 世 帯 数		世帯			
	世帯		り 災 者 数		人			
	人							
非 住 家	公 共 建 物	棟		火 災 発 生				
				建 物		件		
	そ の 他	棟		危 険 物		件		
				そ の 他		件		

区分		被 害		災等 害の 対設 策置 本状 部況	都 道 府 県		
公立文教施設	千円						
農林水産業施設	千円						
公共土木施設	千円						
その他の公共施設	千円						
小 計	千円						
公共施設被害市町村数		団体			市 町 村		
そ の 他	農 業 被 害	千円					
	林 業 被 害	千円					
	畜 産 被 害	千円					
	水 産 被 害	千円					
	商 工 被 害	千円					
				災適 害用 救市 助町 法村 名	計	団体	
そ の 他		千円		消防職員出動延人数	人		
被 害 総 額		千円		消防団員出動延人数	人		
<p>災害発生場所</p> <p>災害発生年月日</p> <p>災害の種類概況</p> <p>応急対策の状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 消防、水防、救急、救助等消防機関の活動状況 ・ 避難の勧告・指示の状況 ・ 避難所の設置状況 ・ 他の地方公共団体への応援要請、応援活動の状況 ・ 自衛隊の派遣要請、出動状況 ・ 災害ボランティアの活動状況 							

※ 被害額は省略することができるものとする。

岩手県地域防災計画

昭和48年4月15日 発行
平成24年3月27日 改版

編 集 岩 手 県 防 災 会 議
